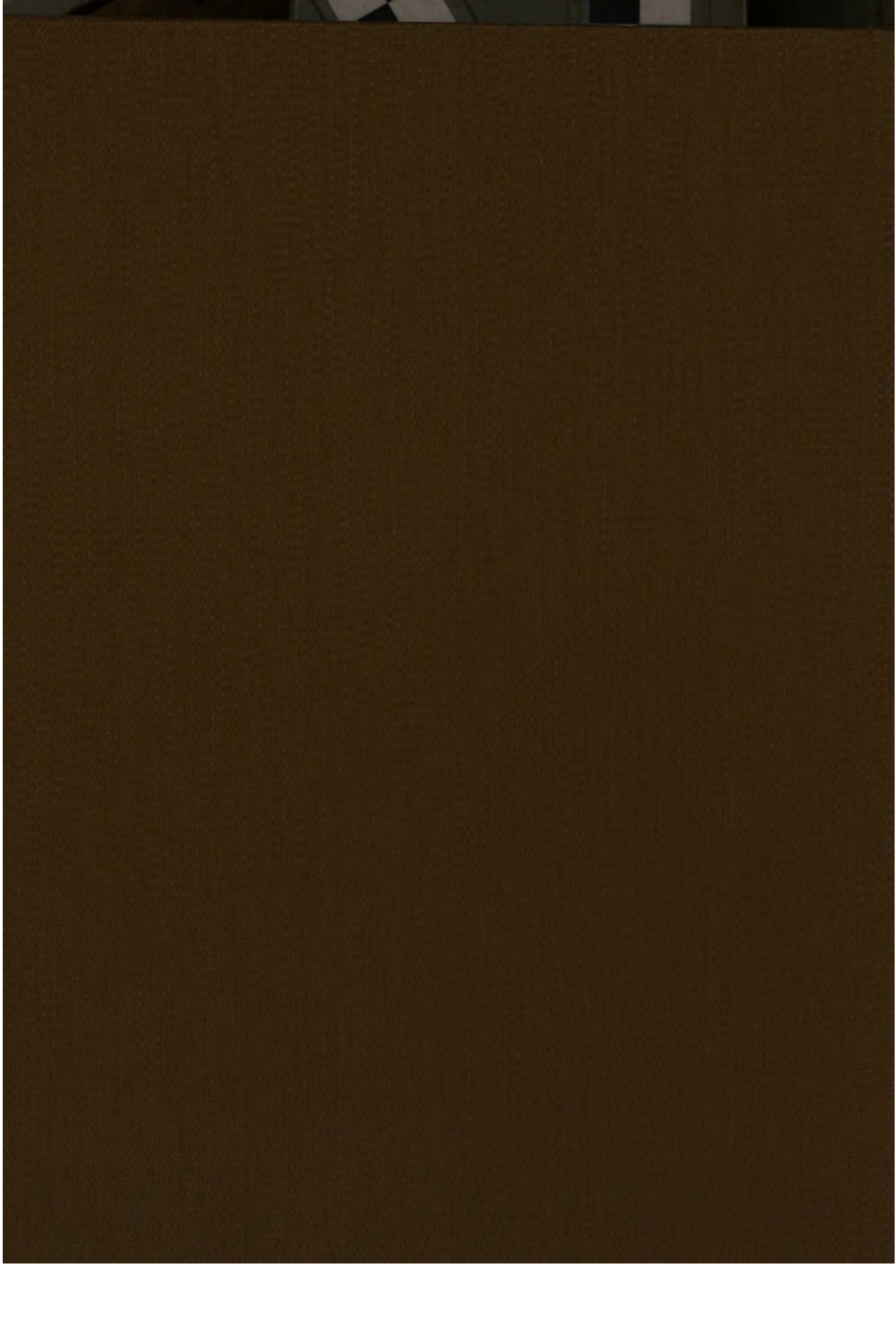

Wason
DS701
S575
v.13

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 079 498 352

Wason
DS701
S575
v.13

CORNELL
UNIVERSITY
LIBRARY

THE
CHARLES WILLIAM WASON
COLLECTION ON CHINA
AND THE CHINESE

CORNELL UNIVERSITY LIBRARY
3 1924 079 498 352

支那

第十三卷　新年特別號　第一號

目次

時報
支那側の太平洋會議悲觀—山東問題華府直接交涉—交通銀行風潮內容—日本國民有志大會の對支勸告—上海港改浚決定案—悲痛なる徐總統の通電—靳內閣の動搖と張使の入京……六二—七五
支那の內爭……一
外國人が日本の對支外交に加へたる論難と其批判……二—五六
民國十年大事記……五六—六一
彙報
支那新聞重要記事—外交關係—國內要聞—財政問題—中交兩銀行取付問題—經濟と實業
日本新聞重要電報—華府會議—外交關係—國內事情—財政借款……七六—九四
會報……九四—九五

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

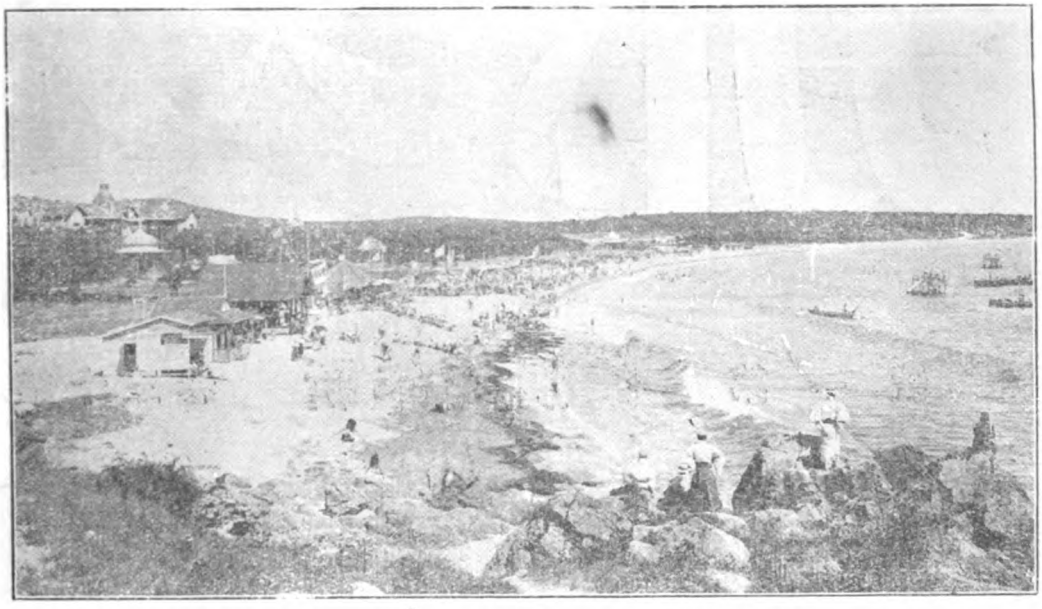

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、横濱、神戸、長崎及北京案内所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料　機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年一月十五日

第十三卷　第一號

支那の內爭

支那南北の和平統一は年來の宿論にして、然かも毫も其目的を達するを得ざるのみならず、益兩者の乖離抗爭甚しからんとし居る

而して今回新に梁內閣の組成せらるゝや、北方に大分裂を來さんとし、吳佩孚は中原に大兵を擁して、梁內閣反對を宣布し、形勢容易に逆睹を容さない

支那は華盛頓會議に於て、其國權を回復すべく、列國の好意により、兎に角原則の協定丈けを遂げたものが少くない、然し夫れ等は孰れも原則の協定で、其實行は更に支那に於ける實狀を調査の上にとの條件を附せられて居るものが多い

然るに此際支那が徒らに內爭を續けて居ては、此折角成立した支那國權回復の原則も、之れを實行するに由がないであらう、吾人は支那が徒らに國權回復の事に狂奔し熱中するよりも、自ら國內の和平統一を圖り、眞の國力の涵養を企圖せん事を切望せざるを得ない

外國人が日本の對支外交に加へたる論難と其批判

日本に對する輿論の變調

日露戰爭當時の日本は歐米各國に於て、非常に評判よき國であつて、列國輿論は著しく日本の爲に友誼的であつた、然るに戰後程なく日本に對する世界の論調が著しく、非友誼的になつて來た、一九〇九年一月の「インデペンデント」誌は同誌の在日本代表者ジエー、エッチ、デ、ホレストの「明治四十一年の日本」と題する一文を掲げて居るが、其劈頭には千九百八年の劈頭に於ける世界の輿論は日本に對し非友誼的にして、「何人も日本を好むものなし」と云ふに歸して居た、「ジャパン・メール」は

日本は過去數箇月に於て其好評の絶頂より、漸く降り坂に向ひつゝあることを認せざらんと欲するも得ざるべし、而して現今に於ける世界の意向も、敢て同情的なりと見做す能はざるなり

と云つたが斯の如き非友誼的態度を採るものは歐洲に之れあるべしと想定するものがあるであらう、然るに斯かる態度が、米國の輿論をも感染せしむるに至つたは、日本の爲め誠に不幸と言はなければならぬ、何んとなれば凡そ一國民にして、一旦不評を招くに至るときは、之に關する背理なる揑造說も正確なる眞理として遠近に普及せらるゝが爲である

と記してある、日本に對する世界の論調は實に此記事の如くであつた、而して斯かる不評が其後に於て背理なる揑造說をも、正確なる眞理の如くに、歐米各國の多數の人々をして、誤信せしむるに力あつた事も、亦正しく其推斷の如くであつた

我國は日露戰爭當時に於ては、同盟國たる英國は勿論、米國其他露國と特殊の關係ありし佛獨にありてすら、非常の好評を博し、戰費借入其他につき多大の便宜をも得たのである、然るに斯くの如き日本が何故に戰後幾何ならずして、好評の絶頂より次第に降り坂に傾くに至つたか、近く發表せられたウイッテ伯手記の回顧錄に於て、同伯はポーツマス會議に臨し、露國全權の米國人殊に米國新聞記者に對して採れる平民的な開放的な態度が、米國新聞の論調を露國の爲に有利に

導き、從て其日本に對する從來の友誼的態度に變調を來すに至らしめたと記して居る、斯くの如き事も其原因の幾部分かではあるであらうが、其原因は日本の支那に對する態度と、それに關して極東にある外人が盧搆誇大な宣傳をなした結果であると斷せねばならぬ

日本は露國に勝つて、南滿洲に於て露國の有して居つた特權を名義上承繼したが、之れを名實共に繼承するについて幾多の難問題があつた、又滿洲經營の歩を進めんとするについては、種々支那と折衝を要するものがあつた

然るに外國人中には日本が南滿洲に於て、優越の地位を得る事を喜ばず、之れを牽制し若しくは妨害せんとするものをも生じた、さうして日本は此牽制又は妨害を甘受する事は出來ぬから、自然之れと爭はねばならなかつたが、茲に日本の政策に對する反對論湧き、攻擊論が起るに至つた

又支那は日露戰爭中より我國に對し誠意ある態度に出でなかつたが、戰後に於ては、事毎に日本に反抗し、日本の主張は極めて當然なものであつても、容易に之れに聽從せず、實に我當局を困憊せしめた、併し我國は支那が反對しても、當然なすべき事は之れをなし、要求すべきものは之れを要求しなくてはならざりしが爲に、此に爭議を生じ紛糾を生じ自然之れよりして日本の惡聲は發せらるゝに至つた

さうして一方ロンドン、タイムスのモリソンの如き、支那政府御用掛のブラトナム、ウキールの如き、事に乘じ機に望んで、日本の政策の攻擊を事とするものあり、頻に日本の惡聲を世界に宣傳した、然るに當時宣傳の何ものなるかを解せぬ日本は、之等の攻擊や誣言に對して有效なる辯駁もせず、是正もせず、其儘に放置した爲に事情に通曉しないもの間には、是等の宣傳が無批判に事實として信用せらるゝ事となつた、さうして日本は早くも次の如き誤解を受くるに至つた

日本が露國と戰端を啓くに至れる主要なる目的の一は、露國を滿洲より擊退し、清國の領土を保全するに在りしを以て、英米兩國人は日本の美擧を多とし、兩國資本家は奮て巨額の軍費調達に應じたり、然るに戰後滿洲に於ける日本の行動を見るに、日本は南滿洲鐵道を管理するに當り、機會均等主義を無視し、ポーツマス講和條約は日英同盟を始め自餘條約に超越する効力あるものと思惟し、該講和條約に依り、露國の享有せし一切の權利及特權を繼承したりと主張し、日本爲政家は日露戰爭の原因は、日本が露國の滿洲に於ける權利及特權を承認するを肯んぜざりしに在るこ

とを忘れたるの風を裝ひ居れり（一九一〇年四月十二日倫敦ウオルド紙所載、ランスロット、ロートン寄書）

歐洲列强は早くより支那に着目し、種々の機會に種々の特權讓與を占有し、又古くより茲に其根柢を築きつゝあつた爲後進の日本が後れ馳せに、此競爭場裡に加つて、彼れと戰ふに足る素地を造らんとするは、隨分困難なる事であつたと、さうして日本が何等かの特權でも得んとすれば、先進諸國は自ら早く既に之れ以上のものを占有しつゝある事を忘れて之れを攻擊し、批評家論客は單に現在のみに着目し、過去に爾餘の各國が如何なる事をなし遂げたるやを顧みずして、獨り日本を攻擊するを常とした、斯くの如くんば日本が惡名を負ふに至るもの、當然の結論と云はなければならぬ

殊に近年英米の操觚者著述家の極東問題を論ずるものは、孰れも筆を揃へて日本の對支方針を攻擊して居る Thomas, F. Millard の如き週刊の Millard's Review を發行する外 America and the Far Eastern Question, Our Eastern Question, Democracy and the Eastern Question 等の著述があつて、隨分米國に行はれて居る樣であるが、是等は全く日本攻擊其ものの爲の著述とも見得る許りに、鋭い論鋒を以て日本を論難して居る、然し其引證して居る事實に誤認や誣說の多い事も驚くばかりである

其他 J. O. P. Bland の Recent Events and Present Politics in China や China, Japan and Corea にも隨分日本に對する攻擊があるし、又 Wheeler の China and the World War や Jefferson Jones の The Fall of Tsintau や Crow の Japan and America 等にも中々手嚴しい日本攻擊論がある、是等の著書は Bland の夫れを除いては孰れも日本攻擊の宣傳書とも見得べきもので、之れが爲に日本が受ける誤解は決して尠少でないと思ふ

日本の對支政策は外人の攻擊の的となりつゝあるが、日本は果して支那に何を有しつゝあるか、近年日本の支那貿易上に於ける地位が、一大躍進をなした事は事實であるが、これは滿洲に關するものを除いては、何等の非難も攻擊も受けた事なく又受くべき餘地なき、公明正大なる商戰で、之れが爲に外國の不評を招くべき理由のないものである、其外に於ては支那本部については僅に福建省につき些少の保障を贏ち得たると、漢冶萍公司と九江南昌鐵道の借款權を有するのみである、山東省については現に獨逸の有して居つた特權を占有して居るが、之れは山東鐵道の合辦權の外は、支那に還附する事を、日本が累次聲明して居る處のものである、日本は山東に於ける獨逸驅逐の爲に、隨分多大の犧牲を拂つて、僅に

山東鐵道合辦權を得んとして、鋭意努力し、支那人や米人の反對を受けつゝあるに、英國は僅に日本の青島攻撃に一寸參加したのみで、津浦鐵道北段に對する借款權を獲得して、世間からは更に問題にされて居ない、其外に於て日本が支那に有する特權と見るべきは、僅に南滿洲と東部內蒙古の小部分に限らるゝもののみである、さうしてこれは日露戰爭なる大なる犧牲と、爾來二十年間の斷えざる努力の結果に外ならぬ、之れを其他の列國が殆んど何等の犧牲をも拂はずに、種々廣汎なる特權を獲得しつゝあるに比すれば、殆んど同日の論でないと謂はねばならぬ、然るに呑舟の魚は逸して、獨り細鱗たる日本の對支政策のみ猛烈なる非難攻撃を受くるを見ては、吾人大に其不公平を歎せねばならぬ、吾人は果して外人より彼が如き非難攻撃を蒙らざるべからざるが如き何ものかをなしたであらうか　さうして列國の對支政策は果して如何であらうか、之れに關して大體の研鑽を遂げて見たいと思ふ、之れが爲には先づ過去に於ける、日支間の重要交涉事件並に當時之れに對し外人の加へたる批評、外人の日本の對支方針に加へた非難攻撃等を回顧し、更に日本の對支態度と列國の夫れを對比する必要がある

重要なる日支交涉事件と外國の論難

滿洲に於ける特權獲得

日本と支那とは地理上、歷史上、人文上種々の點に於て頗る緊密の關係を有するに拘らず、德川時代にありては海外との通商の禁あり、明治に入りては內政の釐革進展に忙しく外を顧るに至らざりし爲、遂に我國は支那に其地歩を占むるの機會を得なかつた、日清戰爭に於て一度遼東半島の割讓を得たるが、三國干涉によつて還附した結果、滿洲は我國の勢圈に歸せずして、却て露國が此に其勢力を振ふに至り、其他支那本土に於ては僅に三四開港場に於ける專管居留地設置の權利を獲たるに過ぎず、政治上に於ても何等特殊の地位の認むべきものなく、通商上に於ても其勢力は微々として擧ぐるに足らないものであつた、之れに反し歐洲列國は早くより支那と交通し、屢戰爭をもなし、或は支那領地の割讓を求め、或は租借地を有し、或は各種の利權を占有し、所謂勢力範圍を劃有し、通商貿易に就いても各重要なる地位を築いて居つて、

日本は是等諸國の後に追隨して、均霑し得べき特權につき均霑を求むる事を以て滿足するに過ぎなかつた

日本が支那に對して或特殊の地歩を有するに至つたのは全く日露戰爭以後である、日露戰爭は我國に對しては甚大なる犧牲であつた、其結果として日本は滿洲に於て特殊なる地位を獲得するを得た、該戰爭は前後二十箇月の長期に亘り我國は之れが爲に多大の犧牲を供し、實に陸海軍に於て二十萬の死傷者を出し、二十億の國帑を費したが、之れ畢竟東洋全局の康寧を維持せんとするの精神に出でたのであつた

斯くて露國を破つたが爲にポーツマスの平和條約に於て、先づ露國をして其南滿洲に於て有した諸特權を我國に讓渡する事を承諾せしむるに至つた、一九〇五年九月十五日調印の講和條約第五條に於て露國は

旅順口大連並に其附近の領土及領水の租借權及該租借權に關聯し又は其一部を組成する一切の權利特權及讓與を日本に移轉讓渡する

事を諾し、其第六條に於ては

長春旅順口間の鐵道及其一切の支線並に同地方に於て之に附屬する一切の權利特權財產及同地方に於て該鐵道に屬し又は其利益の爲に經營せらるゝ一切の炭坑を補償を受くる事なく日本に移轉讓渡すべき

事を約した、さうして之等の讓渡は清國政府の承諾を得べき事を條件とした爲、該講和條約締結後我國は更に清國政府と之れが交涉を提起するに至つた、當時露國との交涉は單に露國の有する特權の讓渡を求むれば足るものであつたが、支那との間には其讓渡に就いての承認を與へしむる外、滿洲の善後處分につき協定を遂ぐる必要あり、從つて支那との間に協定を要すべきものは

一、戰爭の結果として露國が日本に讓與したるものにつき清國政府の承諾を得て之れを確實にする事

二、清國政府をして滿洲に於ける施政の改善を圖らしめ各國民の生命財產を完全に保護し且將來同地方をして國際紛擾の原因たらしめざる事

三、滿洲の貿易商業を發達せしめ支那は勿論各國の利益を增進せしむる事

の三項に亘るべきものであつた、此大綱に基き我國は十一項の要求案を支那に提出し、其交涉は中々困難であつたが、結

局日本要求の大部分は之れを達成する事が出來た、其結果日本の特權として支那の承諾を得たものは

一、日露講和條約第五、第六條の露國が日本に對して爲したる一切の讓渡を承認する事

二、日本が安奉鐵道を改良工事完成の日より起算し十五ケ年間經營する事を承諾する事

三、吉長鐵道を敷設し其資金の半額は日本より借入れ、日本人技師を傭聘する事

四、鴨綠江右岸地方の森林截伐の爲日清合同材木會社を設立する事

五、滿鮮國境貿易に關しては相互に最惠國の待遇を與ふべき事

であつた、日本が彼の大戰爭をなした後、是等の特權を獲た事については、外國にもさしたる反對はなかつた樣である、然かも是等の各項は孰れも當時單に其大綱を決定したるに過ぎずして、實際其權利を行使し、又はそれに基いて施設を行ふに方つては、更に詳細の協定を必要とするものが多かつた、然れども當時の桂內閣は露國との講和條約成立後程なく總辭職の決意をなし、之れを元老にも圖りたる上滿韓問題の解決と共に之れを實行する事とし、小村全權の發するに先ち閣臣一同其誓約を遂げ豫め聖聞に達して居つたと云ふ、從つて此滿洲善後協定は只管に其成立を急ぎ、讓歩し得べきものは讓歩し、其他も大綱の協定に止めて、一日も早く其決定を見ん事に努めたと云ふ、事情既に斯くの如くであつたから、此日清協定に依つて、滿洲に於ける我國の地歩の大體は確立したが、愈其權利を行使し滿洲の經營に從事せんとするに際しては幾多の難問題續出するに至つた、さうして是等の諸問題は日本攻擊の材料に供せらるゝ事となつた

新法鐵道問題

新法鐵道問題は日本の滿洲經營に着手して程なく起つた難件で、該鐵道は京奉鐵道の新民屯驛より其北方法庫門に至らんとする短距離間のものであつたが、本鐵道の計畫は單に此短距離間のみならずして、更に之れを北方齊々哈爾に延長して西比利鐵道と連絡せしめ、又南方は京奉線によりて一方營口に、一方秦皇島に出でんとするもので、若し此鐵道にして成ら ば、歐亞陸路の連絡は本線を利用する事となり、滿鐵の如きは歐亞聯絡の幹線たる地位を之れに奪はるべき關係にあつた 斯くの如き事情の下にある新法鐵道布設が、日清間滿洲善後協定成立後程なき一九〇七年に於て計畫せられつゝあるを

聞くや、日本政府は由々敷一大事となし、其八月を以て駐支公使をして支那政府に抗議せしめた、日本政府の抗議の基礎は元より此計畫線にして成らんか、滿鐵の利益が奪はれて其存立の意義を滅却すると云ふ事實問題にあつたが、尙條約上に於ても、滿洲善後協定をなすに際し、我全權は支那が他日南滿鐵道の利益を奪ふが如き鐵道を布設する事を防ぐ爲に、特に會議錄中に於て支那委員をして

清國は南滿洲鐵道の利益を保護する目的を以て該鐵道を未だ回收せざる以前に於ては該鐵道の利益を害すべき支線を敷設せざるべき事を承諾す

との聲明をなさしめて居つたから、是れを援用して、斯かる計畫を中止せしめんとした、然るに支那側は此抗議に對し歐洲に於ける所謂並行線の例を擧げ

新民屯より法庫門に至る線路は南滿鐵道を距る事最短距離に於て三十五哩にして、之れを以て並行線又は競爭線と見る事は出來ない

と抗辯した、然し日本側の主張は人口稠密なる歐洲に於ける實例は、之れを滿洲に適用する能はずと云ふにあり、十月十二日及十一月六日の兩回に公文を以て强硬なる抗議を提出した、然るに支那政府は日本の抗議を意に介せざるものゝ如くにして、遂に同年十一月八日英商ボーリング商會と本工事請負契約を締結するに至つた、蓋し本鐵道布設計畫については在支英人の關係するものあり、日本との係爭を生ずるに至つても、是等英人の論議は多く支那に有利であるのを見て、更に本工事を英人に受負はしめ、日本の同盟國たる英國人を通じて先づ英國政府を動かし、而して日本をして此計畫に同意せしめやうとしたのであつた、斯かる受負契約が成立しても、日本政府は依然として其主張を枉げず、英國政府亦民間輿論の囂々たるものありしに拘らず日本政府の主張を認めたが爲に、遂に一九〇九年九月四日調印の日支協約第一條に於て

清國政府は新民屯法庫門間の鐵道を敷設せんとする場合には豫め日本國政府と商議する事に同意す

と讓歩するに至つた、然し此解決を得る迄には種々の波瀾曲折を經、折衝大に困難を極めた、さうして交涉前後三年の久しきに亘り、且英人が之れに關與した爲、內外の新聞の論壇は屢之れに關聯して、日本の對滿態度を論難攻擊した、殊に在支英國人即ち英國支那協會、牛莊英人商業會議所、倫敦タイムス北京特派員ドクトル、モリソン等を中心としたる熱心

なる反對運動は、種々の宣傳となつて顯はれ、世界をして日本の政策を疑はしむる基となつた事は否む事が出來ない、此事情について一九〇九年三月十九日の獨逸オストアジアチッシエ、ロイドは次の如く記載して居つた

新法鐵道問題は再び世論の焦點となり、倫敦タイムス及其他の諸新聞紙は、日本に對して清國門戸開放の意志を明白に宣明すべきを求め、東亞英字新聞紙の論難も亦再び一年前と同じく激烈を極め、特にドクトル、モリソンはタイムス紙上再び論鋒を鋭くして、滿洲に於ける日本現下の態度は、列國の不利を招くこと、戰爭前に露國が同地に於て採りたる態度に異らざるを論じ、其他の英國新聞も亦異口同音に日本を以て條約違反者なりとし、獨占政略を採るものと難せり

以て當時本問題が如何に外國に於て論議せられたかの一斑を知るに足るが、英人が工事受負者たりし關係上、我同盟國たる英國に於ける論調最も激烈を極めた、今一九〇二年八月二十七日のマンチエスター、ガーデアンの所論を見るに

抑々法庫門鐵道問題は、南滿洲に於ける主權に關係するを以て、日清懸案中最も重大なるものなり、若し日本にして其の主張を貫徹するに於ては、日本は南滿洲に於ける諸鐵道を支配するに至るべく、從て軍事上並に商業上卓絶無双の地位を占むるに至らん、事茲に至らば清國は該地方に於て主權を行使する能はず、日本は南滿洲の貿易を自家の鐵道及諸港に收收し、漸次清國の主權を粉碎し盡さんとす、故に法庫門鐵道問題は、政治上並に商業上に於ける重大なる利益の得喪に關するものなり、吾人の接手せる報道に依て之を判するに、同問題は未だ明確なる解決を見るに至らず而して此問題は我が英國に關係を有する點少なからず、清國は英國の某商會と法庫門鐵道敷設工事の契約を取結べり、此事たる英國の援助を得て日本の抗議を斥けんとするの魂膽に出でたるや疑ひなし、されど其魂膽如何に拘はらず、右英國商會は清國の主張に左袒せざるを得ず、廣く之を云へば本問題は英國の通商に影響を及ぼすものなり、一般人士の信ずる所に據れば、日本人の有する鐵道及日本人の管轄地方には門戸開放の實なく、清國の管轄する地方に於て始めて門戸開放の實あり、上海發刊ナショナル、レヴュー紙は之に關し論じて曰く、「日本政府の政策は日本人のみに滿洲の門戸を開放するに在り」と

と論じて居る、又倫敦タイムスは其北京特派員モリソンが懸命に日本の政策に反對せし關係上、屢本問題を論議して日本

の態度を難じたが、一九〇九年一月二十六日の同紙は

日本が清國の滿洲及蒙古の地に鐵道を延長せんとするを拒否するは由々敷大事にして、其區域は諸威より大に、其の地味は加奈太の最良の箇所に匹敵し、クエベックより大なる都會あるあり、法庫門鐵道敷設に關し、英國の工事請負會社は千九百九年十一月八日を以て契約を取結びたるが、日本は之を以て南滿鐵道の利益を侵害するものと爲し、其の布設に異議を唱へ居れり、當初英國政府は誤て日本の主張を是なりと爲せしが、後我が商務官サー、アレキサンダー、ホージーを現場に派遣し、日本の主張果して正當なりや否やを調査せしめたり、然るに日本は同氏の報告書を公示するを肯んぜざるを以て、世人は日本の主張を以て不當なりと思惟するに至れり、加ふるに日本の主張の不當なるは、滿洲稅關事務官たる、英國人の公報之を證して餘あり、其の言に曰く「法庫門鐵道は南滿鐵道の利益を侵害する

と云ふの議論は全然虛妄なり」と

と論じて居つた、モリソンは頻に日本の對滿政策につき攻擊をして居つたが、本問題につき、遂に日本の主張貫徹せらるゝや、其の鋒を轉じて英國政府の攻擊に移り、一九一〇年十月歸國の際倫敦のオーサース、クラブに於て清國事情に關する演說をなした中には

清國が西部滿洲に於て法庫門鐵道敷設を計畫するや、英國政府は日本の此計畫に對する抗議を援助せり、我が專門家が法庫門鐵道は南滿洲鐵道と競爭することなしと立證せるに拘らず、我政府が日本の抗議に贊同したるは全然其の當を得ず、之が爲めに清國をして英國は清國の主權維持及門戶開放主義に不忠實なりとの疑惑を抱かしめたるは余の遺憾とする所なり

と述べて居る、英國に於ても次に揭ぐるエコノミスト（一九一一年五月）の記事の如く、本問題の動機につき、支那政府の態度眞意に疑を挾む事を忘れなかつたものがあつたが、日本の態度については依然之れを以て不都合として居つた

吾人をして先づ法庫門鐵道に付て言ふ所あらしめよ、此計畫は日清協約に依り競爭線の敷設を許さゞる南滿洲鐵道の並行線なりとの理由に依り拋棄否な少くも握潰しの姿となれり、併し競爭其物が果して不都合なりしや否やは、勿論競爭の程度が果して抗議を至當とするまで激甚なるべきや否や、毫も事實上に於て證明されざりしのみならず、實際

は反て其然らざる傾向を示したり、且夫れ日露戰役の結果明白に機會均等の地域なりと宣言せられたる處に於て、清國政府が日本に鐵道獨占を許したるは果して如何なる權利に依りしものなるか、是亦具眼者の了解に苦しむ所なり、人或は清國の態度を以て同國が初より法庫門鐵道に重を措かず、單に英國を奇貨として一種の詭計を弄せんとしたるに過ぎずと了解するものあり、吾人は此說を以て大に肯綮を得たるものなりと信ず、何となれば甲國を以て乙國を制するは、由來同國の慣用手段なればなり、而かも斯かる狡猾手段を弄するは、屢々不愉快なる局面を誘致する所以にあらずや、吾人は無論機會均等主義を以て、此の如き術數の犧牲たらしむるに忍びざるものなり

本問題は斯く各方面の攻撃を受けたが、然し日本としては絕對的に其主張を貫徹する必要のあつた事は、冷靜に事實を考察するに於ては十分之れを肯肯し得べしと信ず

安奉鐵道問題

日露戰爭中我國の軍事行動により安東奉天間に急造したる安奉鐵道の件は、戰後の北京談判に際し最大難件の一であつた、最初我國は

清國政府は日本政府に於て安東縣奉天間に敷設したる鐵道を維持運用する事を承諾する事

との要求を提出したるに對し支那は其對案に於て

中國政府は安東縣より奉天省城に至る間に築造せる軍用鐵道を日本政府が接續經營し改めて各國工商貨物を專運する事を允す、但し本條約調印の日より五年を限となし期に至れば一律拆去するか、或は一評價人の評價によりて中國に賣渡すべし、其五年以內にありては中國官商貨物の該路によりて轉運するものは、山海關內外鐵路章程に按照して運賃を給付すべし、並に中國政府が兵丁餉械を運送する時は東省鐵路章程に准由して辦理すべし

と提議した、交涉談判に際し小村全權は「日本が本鐵道を維持せんとする所以のものは決して之れによりて利益を得んとするにあらずして滿洲防衞を以て主とするものである、故に長春旅順間鐵道と同一の期限及條件の下に此鐵道の維持運用を承認する事を求むる」旨を述べて、大に此主張貫徹に努力した、然るに支那が頑强に反對せる爲、日本より其期限を二

十五年に讓歩したるに、支那は十年を限らば承諾すべしと回答したるのみにて、容易に之れに同意せざるより、更に日本より契約締結の日より二十ケ年となすか、或は改良工事を終りたる時より十五ケ年となすか孰れか其一に依らんとの讓歩をなし、種々折衝の末遂に「軍隊送還の爲に遲延すべき期間十二ケ月を除き二ケ年を以て改良工事完成の期間とし其後十五ケ年を本鐵道經營の期限とし、其期限に至らば他國の評價人一名を還び其評價の下に清國に賣渡すべく尙其改良方法に至つては日本國の經營擔當者に於て清國より特派する委員と切實商議すべき事」として、漸く其決定を見た

其後我國が戰後の滿洲經營を始むるに當り、先づ本鐵道問題を決せんとして、此約に從つて「其狹軌輕便線を四呎八吋半の廣軌とし、更に從來の軍用鐵道の不完全なりし點を改良し、之れを永久的の本鐵道となすが爲に一部線路の變更をなす」と共に「南滿鐵道と同じく沿線の行政警察權の一部をも我國に移す」事の交涉を開始した、然るに支那は線路の變更を承諾せざるのみならず、廣軌改築をも許さず、却つて沿線の警察官及守備兵の撤退を要求し、徒らに時日を經るも交涉毫も成果なく、而して支那と約したる本鐵道改築期限盡きんとするより、止むなく我國は一九〇九年八月六日を以て、伊集院駐支公使より支那政府に對し斷然自由行動を採り、其改築工事に着手すべき事の最後通牒を發し、工事を開始した、該最後通牒の大意は次の如くであつた

一、支那政府が安奉線問題につき誠意を示さゞる事

一、安奉線改築工事は北京條約の精神と其後の聲明とに基き此上の遲延を許さゞるを以て支那政府の協力を俟たず自由行動を採り直に改築工事を開始すべき事

一、帝國政府の決心此の如くなりと雖も、此改築工事に支障を與へざる限り安奉線問題に關する談判には尙悅びて之れに應ずべく且其の他の懸案に對しては飽く迄妥協の精神を以て支那政府と協商解決せん事を希望する事

茲に於て支那政府にても我政府の決心の在る所を知り、之を機として監國攝政醇親王を中心とする一派が、內外の輿論を排して日本との懸案を誠意を以て解決するの方針を決した爲、安奉線問題については、八月十九日を以て東三省總督錫良と、小池奉天總領事との間に次項の覺書の成立を見、本線改良工事問題は落着を告ぐるに至つた

一、軌道は京奉鐵道と同一とす

一、大體に於て兩國委員が踏査決定せる線路を承認し陳相屯奉天間は追て協定す

一、覺書調印の當日より土地購買其他の細目に關する協議を開始し調印の翌日より工事を進捗せしむ

一、清國は沿道地方官をして工事の施設に關し諸般の便宜を與へしむ

尙之れと殆んど同時に其他の日清兩國間の諸懸案も、互讓妥協の精神により解決されたが、安奉線問題については日本は戰後の北京談判以來其主張貫徹を絶對の必要事となし來つたが、日本が之れを必要とする理由は、大體各國の諒解する處となつたものゝ如く、此交涉については日本の態度は概ね各方面の諒とする處であつた、ノーヲエ、ウレーミヤ紙の如き「日本は清國の咽喉に白刃を擬して協約の締結を迫りたるを以て清國政府は利害得失を考慮するの暇無く一劍も早く日本の脅迫を免れん事に焦慮し案外速かに讓歩するに至つたのである」と評したものもあつたが、戰後日本の對滿政策につき屢鋭き論鋒を向けたる倫敦タイムスの如きは、本問題については日本の態度を辯護して、同年八月七日の紙上には次の如く論じて居る、但し之れについては同社の外交部長ヴアレンタイン、チロルが親しく極東に來遊して十分なる觀察研究を遂げ、且日本當局者とも懇談した結果が多きに居るものと信せられた

日本は清國政府の抗議に介意せず、本日を以て安奉線改築工事に着手せんとす、苟くも極東の近事に通曉する人士は此事あるを耳にし敢て驚くことなからん、是れより先き清國政府の執拗なる、日本の要請を容るゝを肯んぜざりしを以て、日本は竟に曠日彌久其同意を得るまで俟つこと能はざる旨を言明せり、此事たる容易ならざる措置にして、左なきだに清國が日本に對して懷抱せる猜疑心及怨嗟心を深からしむるや必然なり、又日本が一躍して世界の大國たる地位に到達したるを嫉視する某々方面に於ては、日本今回の措置を採るに乘じ、同國に對する惡感情を煽揚せんとするや必然なり、然れども苟くも安奉線問題の由來及經過を熟考せんか、日本は自由行動を採るの外方法なしと結論せざるを得ず、吾人は曩に千九百五年十二月の滿洲協約中鐵道に關する條項に關し、日清兩國見解を異にする旨を述べしが、該條項に據れば日本は各國の貨物運搬に適せしめんが爲め、安奉線を改良するの權利を有するものと協定せらる、而して該線の軌幅を廣くし、線路を改むるにあらずんば各國の貨物運搬に適せざるは、日本側の說明書實に之を立證し、且つ又昨日本紙に揭げたるスタンホープ卿起草の安奉線記事は益々日本の論據を牢固ならしむ

又同じく倫敦發刊のスタンダード紙の次の所論を見れば、大體の輿論の趨向をトするに足ると思ふ

昨日東京よりの通信に據れば、北京政府は依然として安奉線問題に對する態度を一變するに至れりと、果して然らば該問題は須臾にして落着するに至らん、同國すれば日露戰役後日清兩國は泰西國の東亞侵略を遮止するに足るべき強固なる同盟を結ばんとするの觀ありき、當時世人は謂らく日本は清國の因循姑息の陋習を打破し、新鴻布爲の氣風を鼓吹すべく、清國は日本の誘掖を仰ぎ、以て無盡の富源を開發するに至らんと、然るに近事就中滿洲に於ける鐵道に關する爭議に際するに、日清提携の事須臾にして行はれざるべきを見る、卽ち北京政府は日本の所爲に對し不平多く、日本は清國の阻礙的外交策を忍容する能はずと稱し、互に反目する所あり、但し安奉線問題に至りては、其の當北京政府にありと云はざるべからず、日露戰役後清國は日本と密約を締結し各國貨物の運搬に適する樣安奉線を改築するの權利を日本に與へたり、而して改築の定義密約中に記入せられ居るや否やは不明なりと雖も、安奉線をして軍用に適せしめず、單に乘客及貨物の運搬のみに適せしむべしとの約款なく、又如此き約款を設くるは至難ならん、日本人は普通運搬及軍用運搬とに着眼するものなるや論なしと雖も、敢て該線の政治的及軍略的利益を喋々するの必要なきなり

滿洲鑛山問題

滿洲の鑛山に關し日支兩國間の交涉案件となり、列國の注目をも惹くに至りし主なるものに撫順、煙臺炭坑問題及安奉線沿線鑛山問題の二者がある、撫順、煙臺の炭坑は元露國が經營して居つたのを、我軍に於て占領したもので、我國はポーツマス條約により南滿鐵道の利益又は附帶事業として、當然日本に讓渡せられたものと解して居つた、然るに一九〇六年末清國外務部は奉天將軍の上申に基き

撫順炭坑は初め清國人王承堯なるもの華興利公司を組織し增祺將軍より採掘の許可を得たるに始り、王は當時其出資の不足を補ふ爲露清銀行より六萬兩の株を加へしと雖も、是れ未だ外務部よりの許可を得ず、又奏請を經ざるものにして全く日清滿洲善後協約第四條に還付を明約せられたる清國公私財產の一部に入るべきものなり、然るに日本が故意に本炭坑の所屬を紛淆して露清共同經營となし、滿鐵附帶事業として其定款の內に混入せるは、恰も他人の財產を奪ふて之れを自家の倉庫に歸屬するものと一般文明なる日本の處置としては奇怪千萬と云はざるべからず、卽ち清國政府は貴公使を通して日本政府をして一旦同炭坑を清國に還附し然る後日清共同事業となすの協議を遂げん事を希望す又煙臺炭坑は露國の經營せしもの僅に磨臍山の鑛山あるのみ、其他は凡て官督民營に係り、固より清露採鑛條約と

關せず、故に撫順を初め尾明山、張京溝、大檢溝各鑛は南滿鐵道之を所有する能はず、且東清鐵道條約には「此支線（哈爾賓、大連間）の經過する地方に於て需要の石炭を開採するを許すも斤數を量つて價を收むるを要す」とあり、則ち露人の開採と共に又他人も均しく開採の權を有し得るを妥當とす、然るに日本は煙臺なる一名稱の下に數ヶ所の炭坑を含めて占領したり云々

との抗議をなし來つた、之れに對し林駐支公使は屢日本側の主張を反覆說明したが、支那は之れを諒としない爲、一九〇七年四月に於て左の公文を交付し、之れを以て本問題に關する最後の覆照となし、以後斷然之れに關する同樣なる請求は受理せざる事を附言した

撫順炭坑はポーツマス條約により東清鐵道會社の利益又は附屬事業として當然日本の權利に屬す、既に露國は當時蘇家屯より特に支線を敷き之を經營したり、加ふるに王承堯は今日迄未だ一回も其の權利を實行したる事無く、其權利は全く露人の手にあり、而して露人が日露戰役當時數百の守備兵を駐め、大規模の經營を施せるに拘はらず、清國政府は未だ一回も之を否認するの處置に出でたる事を聞かざるのみならず、滿洲地方官等は、寧ろ進んで彼等の經營に便宜を與へたるは、之れ明かに清國の默諾による適法の既得權と認むべきものなり故に撫順炭坑に對する清國の抗議は之を承諾する能はず

斯くて本問題は其儘となつて居つたが、一九〇八年十一月撫順千金寨の東の新屯に於て、炭坑開採につき日支人間に衝突事件のあつた爲、日本は同炭坑の境界問題についてのみ、支那と商議すべき事を諾し、其後同年十二月二十八日伊集院公使が滿洲に關する懸案につき交涉を開くに際し、本件をも其一項に加へ、撫順煙臺炭坑の所管問題は既に明瞭なれば、此點に論及せず單に稅則等についてのみ商議すべき事を申込み、袁世凱は尙其所管問題に遡つて論議したが結局

一、清國は日本が撫順煙臺炭坑採掘權を有する事を認む
一、日本は清國の一切の主權を尊重し並に本炭坑の採掘につき清國政府に納稅する事を承諾す
一、清國政府は此炭坑の採炭に對し他所の石炭に對する最惠の輸出稅率を適用す
一、炭鑛の區域並に一切の細則は別に委員を派して協定す

と決定し、本問題の解決を告げた

安奉線沿線鑛山問題とは、日本が東清鐵道が沿線鑛山の採掘につき或特權を有し、日本が之れを繼承したる事實に鑑み、又其他支那に於ける外國關係の鐵道が其沿線の鑛山開採につき或優先權を有するの例に見て、安奉線沿線の鑛山開採につき日本の優先權を要求したものである、此交涉は奉天に於て東三省當局と我總領事との間に交涉中であつたが、本問題も一九〇九年九月爾餘の滿洲諸問題と共に解決せられ

安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道幹線沿線の鑛務は撫順及煙臺を除き明治四十年卽ち光緒三十三年東三省督撫が日本國總領事と議定せる大綱を按照し、日淸兩國人の合辦となすべく、其細則は追て督撫と日本國總領事との間に商定すべしと決して、日本の主張を貫徹する事を得た

然るに斯かる決定は外人方面に對しては、日本は滿洲の鑛山を獨占せんとするものなりとの感を與へ、日本の滿洲閉鎖方針の一證となして之れを攻擊するものを生じた、之れに關する顯著なる事件は、所謂クレーン事件である、それは一九〇九年十月米國の駐支公使として赴任の途についた、クレーンを國務省が途中より召喚し其任を解いたる件である、さうして其理由はクレーンが其赴任に際しシカゴの某新聞に日淸新協約に關する米國の態度につき寄書して、不謹愼の言論をなし見たりと云ふにあつた、其クレーンの所說の要は

米國政府は淸國の門戶開放主義を維持する爲重要なる措置を執るべく、安奉線及南部滿洲の採鑛權に關し、日本に抗議する所あらんとす、前任大統領ルーズヴエルト氏の任期滿了に近ける頃、日本大使高平男は時の國務長官ルート氏と覺書を交換し、日本は米國と協議せずして、淸國の門戶開放主義を危ふするの觀ある行動を爲さゞることを約したるを以て、國務省の官僚は、晩近日本の對淸態度を見て驚愕し居れり

と云ふにあり、則ち此滿洲に於ける鑛山に關する日淸協定は、機會均等、門戶開放の原則に反すると云ふにあつた、之れと同樣の論調は當時歐米の新聞紙等に顯はれたが、現に桑港クロニクルは一九〇九年九月二十八日の紙上に於て

今次米國政府が日淸新協約に不平なる近因は、日本が滿洲に於ける重要鑛山の永久的採掘權を獲得したるにあり、此事たる明かに門戶開放主義の違反にして、華盛頓所報に依れば、米國政府は日本に抗議すべしと云ふ、偖同日本に

して米國の抗議を馬耳東風に附せば、當局者は如何なる處置に出でんとするか、將た米國人は此問題に對し如何なる點に於て當局者を援助せんとするか

と論じて居る、又同年十月十三日の桑港デーリー、プレスは次の如く論じて居る

第三條に於て清國政府は日本政府が、撫順及煙臺の採炭權を有することを承認し、日本政府は清國一切の主權を尊重し、並に上記兩炭鑛の採炭に對し清國政府に納稅することを承認せり、若し列強にして右第三條に異議ありとせば、須く「ポーツマス」條約締結當時に於て異議を唱ふ可き筈なり、何んとなれば同條約に依り、南滿洲鐵道沿線に存する炭鑛は悉く日本に割讓せられ、今次の協約は單に此等炭坑より採掘する石炭に對する租稅を支拂ひ、以て清國主權を承認したるに止まればなり、然れども第四條に至りては多少の論難を免るゝ能はず、第四條は安奉鐵道沿線及南滿洲鐵道沿線の鑛務は撫順及煙臺を除き、千九百七年東三省督撫が日本總領事と議定せる大綱を按照し、日清兩國人の合辦と爲す云々とあり、卽ち此條項は明かに門戸開放主義に反するものなりと雖も、所謂大綱は協約と共に發表せられざるを以て、其那邊まで門戸開放主義違反の責を輕からしむるや否やは、吾人の確言する能はざる所なり、扨は姑らく措き米國は異議を唱ふべき特殊の意味を有す、嘗てルート は其の國務長官時代に、時の駐米國公使高平男と覺書を交換し、日本は爾後先づ米國に諮る處なくして、漫に滿洲の門戸開放主義に反する如き行動を執らざる可きを約せり、故に南滿洲鐵道沿線に於て外人の採炭業を排斥するは、明かに滿洲に於ける門戸開放主義に反するものにして、是れ實に列國の異議を唱へ得べき正當の理由たり、想ふに米國の抗議に對し日本は「新協約は毫も滿洲に於ける門戸開放主義に違反せず」と回答せん、何んとなれば斯く回答するにあらずんば、高平男の覺書に依り先づ米國に商議するの義務を怠りたるを辯疏する能はざるなり、されば米國の抗議に對する日本の辯明は世人が鶴首して聽かんと欲する所なり

斯くの如き非難があつた爲に、日本政府は其後本問題につき、「此取極は南滿洲の鑛業に對する日本の獨占權を豫想したものではない、若し外國人が此地方に於て鑛區を所有する場合があつたとしても、日本は決して之れを妨ぐる意思のない」旨を公表するに至つた

滿洲開放問題

一九〇三年の日清追加通商條約によつて奉天、大東溝の開放の決する迄は、滿洲にありては僅に牛莊の一港が、一八五八年の英清條約によつて開かれてある許であつた、日本に次いで米國も、安東の開放を約せしめたが、其實行を見ない內に日露戰爭となり、戰後の北京協約により日本は支那をして鳳陽城以下滿洲に於ける十六の都市の開放を約せしめ、露國が滿洲を獨占し極端に其門戶を閉鎖したるに對し、日本は終始滿洲の開放に向つて努力して來た、然るに動もすれば日本は滿洲の門戶を閉鎖し列國の此に入り來るを拒否せんとしつゝありと云ふ非難を聞くのは實に不本意の事と云はねばならぬ

日本が滿洲の門戶を閉鎖するの方針を採りつゝありとの非難は日露戰爭直後より既に起つた、實は戰爭直後に於ては尙軍隊も駐屯し、軍事的施設もあつたが爲に、直に外國人及外國船舶の滿洲に出入し、又は外國領事官の是等地方に駐在する事を不便とした爲、之れを禁じて居つた、之れが爲歐米に於ては日本を以て滿洲の門戶を閉鎖せんとするものなりと疑ひ、之れと共に支那側亦日本の施設に對し反對を唱ふるに至つたが、一九〇六年二月二十七日奉天將軍趙爾巽は日本の滿洲に於ける行動を非難したる長文の電信を北京政府に發したが、其結果支那政府は其東京駐在公使揚樞をして「左記事項は滿洲善後條約の附屬約款及同會議錄の聲明に反するものなる」旨を指摘して抗議を提出せしめた

一、日本人は營口及大東溝地方に於て莫大の土地を强買したる事
一、日本人は鴨綠江一帶地方各處に木材工場を設立し、材木伐採の爲山中に入る淸國人に對し脅迫して免許證を受領する事
一、日本人は復州に於ける鹽場の鹽を脅迫運輸し鹽稅を納めざる事
一、昌圖軍政官は昌圖府、小塔子、通江口、綿花街等の地方に於て車稅を徵收する事
一、安東縣の軍政官は沙河鎭に於て種々の徵稅をなし遂に人頭稅を徵するに至りたる事
一、營口に於ては淸國人に對し擅に裁判權を行ひ同地以外の地に赴きて關係人を引致し海城、盖平地方の淸國地方官

都て關係人を召喚する能はざるに至りし事

一、各地の日本憲兵は清國人民を拘禁し又は吏員を凌辱脅迫する事

一、遼東駐在の大島男爵は依然總督の名稱を用ひ又清國官憲の協議に對し種々故障をなす事

之れに次いで其三月二十四日には日本駐劄米國代理公使ウヰルソンは本國政府の訓令により、左の要旨の通牒を時の衆任外相西園寺公に致した

滿洲に於ける日本官憲の行動は、總て日本商業の利益を扶植し日本臣民の爲に財產權を收得せんとするにありて、之れが爲該地の日本軍隊撤退を了する頃には、他の外國の通商に充つべき餘地は稀有若しくは絶無たるに至るべし、世界列國の正當なる通商及企業に對する門戸開放に同意すと云へる日本國從來の熱誠なる宣言に鑑み斯くの如き行動は合衆國政府の甚だ痛惜する處なり

日本政府は露國が曾て該地方に於て特利の國家的獨占をなさんとして失敗したるに顧み切に反省せん事を望む

然し當時我國は軍隊の撤退と戰後の秩序恢復に銳意せる際であつた爲、先づ其完了を告ぐるを必要をなし、其一先づ四月中旬に於て完了するを俟ち、初めて其平素の主張たる滿洲の門戸開放の實行をなすに決し、左の如き公示を發するに至つた

帝國政府は滿洲に於ける撤兵大に進捗したるに付、豫て主張せる所の門戸開放機會均等の主義を實行し、五月一日より外國人及外國船舶の安東縣及大東溝に出入する事、竝に外國領事官の安東縣に赴任する事を許し、六月一日より外國領事官の奉天に赴任する事、竝に軍事上特に差支ある場合を除くの外、一般外國人の內地に旅行するを許し、且可成近き將來に於て大連を各國の通商に開放する事に決せり、尤も滿洲の現狀に鑑みる時は內地旅行者に對し相當の保護を與へ、且宿舍其他の便宜を供する事は、實際不可能に屬し、又萬一旅行者にして馬賊其他不良の徒の爲に危害を加へらるゝ事あるも、帝國政府に於て其責に任ずる能はざるを以て旅行者は豫め右の趣を承知することを要するは勿論なり

斯く日本は滿洲の開放方針を決したが、一方清國政府は開放を約した諸都市を實際に開放せず、米國が安東縣、奉天駐在

領事の任命をなしたるに拘らず、口實を設けて之れを承諾せざる爲、先づ日本は奉天、大東溝、安東縣の開放につき清國府に要求し、次いで日米共同して迫り、五月二日を以て其開放を承認せしむるを得た

爾來我國は其勢力の及ぶ限り條約取極に於て許さるゝ限に於て、滿洲各地に於ける交通の便を開き、各種の設備を整へ、秩序の維持に努め以て列國通商の爲に能ふ限り滿洲を開放する事に努力し來つた、滿洲に於ける諸種の交通通信機關其他の設備は孰れも日本人のみならず、諸國人に向つて同樣に其使用に任せられてある、日本が滿洲の開發に盡したのは決して日本人自らの爲のみではない、日本の滿洲經營を以て、他の外國人に對し滿洲の門戸を閉鎖する方針の下になされつゝありと云ふが如きは全く無稽の言である

嘗て滿洲に遊んだ倫敦タイムスのポーターは斯かる疑問に答へて曰く

人若し滿洲に於ける日本人の解放均等政策を疑ふならば、來つて彼の壯麗なる外國式ホテルを見よ、外國人を排斥せんが爲に彼のホテルを設備せるものとせば、夫れこそ天下の矛盾である

と云つたが、實に至言で、滿洲に施した日本の諸設備は、決して日本人本位ではない、十分に諸外國人の便宜をも考へてなされてある、然るに之れを以て外國人に對し門戸を殊更に閉鎖するものとなすが如きは、事實に立脚せざる誣言となさねばならぬ

滿洲鐵道中立問題

米國國務卿によつて發せられた滿州鐵道中立の提議は、少くも日本に採つては靑天の一聲で、朝野は爲に異常な衝動を受けた、一九〇九年十二月中旬時の米國國務卿フイランダー、シー、ノックスは日露兩國竝に英、獨、佛三國に向つて滿洲に在る日露の鐵道を日露兩國竝に英、米、獨、佛六ケ國の資本家より成るシンヂゲートに於て買收し、該鐵道を六ケ國共同の下に商業的基礎によりて經營し、之れを軍事上竝に政治上の目的に使用せざる事

との提議をなし翌一九一〇年一月六日米國政府は右覺書の要旨を公表するに至つた、米國が何故に突如斯かる提議をなすに至つたかの動機については明かでない、殊に米國政府が一方に斯かる提議をなしつゝある際、他方に於て米國政府と連絡

ある資本家の一團がストレートを代表として、別に錦愛鐵道の計畫を進めて居つたのは不可解である、米國の此中立提議を以て、錦愛鐵道布設を日露兩國をして、認めしめんが爲の策略に基くものと解するものあるのも、單なる誣言とは見難い、然し本提議をなすに至つた理由につき、當時其提議者たるノックスの語れる處は次の如くである

米國政府の滿洲鐵道中立に關する提議は、米國の極東政策の向ふ所を明にするものなり、去年五月政府は英、佛、獨、三國の資本家が、各自政府の助力を得て、清國の二大鐵道敷設費を供給すべき協議成立したるを聞知し、密接の利害關係ある諸列協同して事に當らば、克く清國の領土保全及機會均等主義に貢獻すべきを確信し、米國が右三國と合同し出資せば、一層清國の領土保全及機會均等を目的とする政策を助成し得べき旨を提議せり

當時政府は泰西諸國歩調を一にせざるは、大に清國の門戸開放及外國貿易の發達に累を及ぼす所以なりと說き、英、佛、獨、米大資本團提携して、清國に於ける機會均等の爲めに犧牲せば、清國及世界の爲めに好個の敎訓となる可しとの意見を叶露せり、後清國の官憲及某々方面に於て、米國の借款加入に反對の聲高かりしを以て、七月大統領は直接清國攝政醇親王に書を送りて曰く「清國が米國をして鐵道借款に加入せしめんとするに當り、頑冥なる反對者あるは余の最も遺憾とする所なり、米國の對清政策は清國の福祉を尊重するを以て主眼とせる、正に堂々たるものなり、余は米國の資本を投下し、貴國の福祉を增進せんとするものにして、斷じて貴國の獨立及領土保全に累を及ぼすものにあらず」と

此通牒の結果として、米國資本家は英、佛、獨三國の資本家と借款に參加し、既設未設の鐵道敷設費總額の四分の一を負擔し、材料供給に關しても此等三國と同等の權利を獲得することを得たり

政府が如此き行動を執りたる主意は、從來況く人の知らざる所なり、元來清國が外債に依り鐵道敷設費を募集する場合には、清國政府之を保障し、既成鐵道又は地方の收入を擔保とするが故に、借款の事たる重要なる政治的意味を含有せずんばあらず、されば米國政府も之に參加し、清國の擔保に關して問題生ずるに當り、三國と均しく之に容喙し、且つ清國を助けて焦眉の急務たる財政改革、鹽金廢止、關稅及幣制改革等を行はしむるは、緊急の事と云はざる可らず、然れども借款加入の事たる、對清政策の初歩のみ、世人の熟知するが如く、故「ヘイ」氏の政策は、清國の門戸開放、領土保全及商業上の機會均等に在り、而して我政府は清國をして門戸開放主義の下に、滿洲の政權を享有せしめ、東三省の發達を計らしむる最良方法は、清國をして列國共同の出資を以て、滿洲に於ける鐵道を買收せしめて、其所有者となし、之を公平なる通商的使用に供し、以て政爭の原因を根絶するに在りと信ず、但し此政策を實行するには、日清露三國の協力を要するや論を俟たず、而して其實行に依りて生ずべき利益は頗る明白なり、卽清國の主權は完全無缺のものとなる可く、滿洲地方の商工業は發達すべく、且つ目下北京政府の銳意整策中なる財政及幣制の改革問題の解決を促がすに至らん、加之日露兩國も亦之に依り滿洲に於ける鐵道に附帶する重大なる責任、及巨額の出資を免れて、之を各同列國に負擔せしむるを得べく、滿洲は商業的中立地帶となるべきを以て、該地方に於ける國際紛爭を根絶し、延ひて世界平和に貢獻せん

近時清國政府代表者と英米資本家との錦州愛琿間の鐵道敷設に關する假條約成立したるを以て、我政府は此機會に際し、英國政府に滿洲鐵道中立の議を提

出して其意見を叩きたるに、同國政府が主義として之を贊成したるは、吾人の大に欣ぶ所なり、獨清兩國は米國の提議を歡迎し、日露兩國も亦之に贊成すべしと信ずるを得べし云々（一九一〇年一月七日紐育サン紙所載）

右提議に對し我國に於ては國論大に沸騰したが、時の桂内閣は一月二十一日小村外相より、東京駐在米國大使オブライエンに對し拒絕の回答を交付した、其拒絕の理由に關し、桂公の語れる處は次の如くである

滿州鐵道問題はポーツマスに於て終局的に解決せられたる幾多困難なる案件中、妥結の最も容易ならざるものゝ一にして、該協約は當時清國政府が北京條約に於て之れを承認し、現に滿洲に於ける鐵道の運用は清國政府の附與せる原特許の條款に照遵し、曾に牴觸する所なきのみならず、其條項を嚴正に恪守するは、極東永遠の平和を維持するに於て唯一の保障たり、然るに米國提議の趣旨はポーツマス條約の規定と矛盾する所極めて重大なるものあると認むるを以て之れに反對せざるを得ず、且我が帝國は滿洲の現狀に徹し清國の他の地方に於て其必要を見ざる特殊の制度を滿洲に設くるの必要を否認せざるを得ざる也、我帝國は滿洲に於ける鐵道の經理及び其運用に關する一切の事項に關し公平に機會均等主義を實行して終始渝らざりしのみならず、日露兩國に屬する滿洲鐵道はポーツマス條約第七條に依り全然商工業の目的に供せらるべき明約あるものなるが故に機會均等主義は滿洲に於ては清國の他の地方に於けるより一層廣濶なる意義を有するものなり、而して又鐵道の經理に關し一國專屬制度に代ふるに列國共同制度を以てするを利ありとなすが如きは我國の首肯する能はざる處とす、若し列國共同制度による時は自然經濟及効用の問題よりも寧ろ重きを政治上の必要に置くの傾向あるを免れざるのみならず、且其の責任の歸一せざる結果として、何人も當然の責任を負ふものなきに至り、爲に事業の弛廢を招かざるを得ざるべし、今や帝國所屬諸鐵道に關係ある滿洲地方に於ては日本人の經營に係る商工業勃興し、此の如き事業の創立せられ又現に繼續する所以のものは、我が帝國に於て該鐵道を保有する結果、該事業及之れに從事する人民をして同地方に橫行する馬賊の襲撃掠奪を免れしむべき保護防衛の途を講ずることを得るが爲に外ならず、之等の企業は滿洲の繁榮と進歩とに貢獻せる處極めて顯著なるものあり、而かも其經營の發達に就いては多數の帝國國民及巨額の日本資金之れに供せらるゝの實況なるを以て、此際帝國が其保護防衛の途を講ずる事を得る唯一の機關を放遷するは信義と責任とに顧み到底之れに反對せざるを得ざる所以なり

蓋し我國は斯かる理由により本提議を拒絶したのであつたらうが、露國亦同樣の理由を以て之れを拒絶した爲、遂に此僅斃らるゝ事となつた、日本より見れば多大の犧牲を拂つて獲得した日露戰爭唯一の戰利品たる南滿洲鐵道を、斯かる突如たる一片の提議によつて、列國共同の經營に委ぬる能はざるは明かな事であり、且當時倫敦タイムスの載せたる次の記事の如く種々の錯綜せる關係のあるものであるから、容易に其成立は期し得なかつた事であるが、米國側にあつては强辯を用ひつゝも其提議に當然の理由あり、而して列國は正に之れに贊同すべきものなりとの論斷をなした事、蓋し其提案者たる地位から見て止むを得なかつた事であらう

他關係國の態度は同盟及び協商の關係に依りて定まるべく、孰れもノックス氏の提唱する主義を是とすると同時に、其實行の艱難なるを明知し、之を目して夢想となし、歐洲政治家は米國政府が豫じめ、最も密接なる利害關係ある、日露兩國の意見を叩かずして、列國に通牒したる爲め、列國は大に迷惑を感せり、勿論英國政府は米國の提議を認容すべきことを約したりと信ずる能はず、何となれば我政府は日本と同盟し、露國と協商を締結し居るを以て、兩國と評議せずして、之を容るゝこと能はざればなり、佛國政府の態度も亦露佛同盟關係及日佛協定に依りて決せらるゝものゝ如し「タン」新聞の論說に徴するに、佛國は米國の提案を悅ばざること、及露國の同意なくんば、此提案に對し何等の言明又は行動を爲すの意なきことを知るに足れり、獨逸は滿洲を千九百年の英獨協商の範圍外なりと爲すを以て、冷靜傍觀の態度を執るは怪むに足らず、然れども日露兩國はノックス氏の提案に同意するや否やは、問題の眼目なりと認め、聊か此案に贊成するの意なきやにあらず、然し若し日本にして滿洲に於ける鐵道のみならず、清國に於ける有らゆる鐵道を中立にすべしと主張することあらば、米國の提案に聊かたりとも贊成するに由なからん（一九一〇年一月十五日）

斯く種々の事情より本提議の成立は困難であつたが、米國に於ては日本が之れを容認すべきは當然なりとなすものあり、現に紐育ヘラルドの如きも次の如き論說を掲げて居つた

曩きに日本が清國の抗議を顧みず、安奉線を改築するや、辯明して曰く、該線は狹軌なるを以て商業上の用を辨する

能はず、且該線は政治上軍事上の目的に供せらるゝに非ず、純乎たる商業上の目的に供せらるゝものなりと、果して然らば列國「シンヂケート」にして、滿洲に於ける諸鐵道を買收し之を完成し、平等に日本並に列國通商上の目的を達する有效なる機關たらしめんか、日本は悅んで南滿洲鐵道を賣却すべしと信ずべき理由あり、況んや同國目下財政難に呻吟するに於てをや、日本が這般國務長官ノックス氏の提議に贊同せざるべからざる特殊の理由は、北京通信の示す所なるが、若し日本にして南滿洲鐵道讓渡を峻拒するに至らば、競爭線たる錦齊線或は敷設せらるべく、其交涉目下進捗中なり、是れ日本が南滿洲鐵道を讓渡するに至るべき好箇の理由なり、猶ほ日本が鐵道賣却を承諾すべき別箇の理由は、列國の好意を收攬する必要あるに在り、卽ち日本が韓國を合併せんとするに當り、列國の同意を得るの必要あり、剩へ列國の感情如何は、世界金融市場に於ける日本の信用及千九百十二年滿期消滅すべき條約改正談判に、至大の影響を及ぼすべきを以て、日本は米國の提議を容るゝに至らん（一九〇一年一月十日）、

さうして本提議が日露の反對の爲不成立となるや、米國輿論の趨向は、日本攻擊に轉じて行つた事、蓋し止むを得ざるの數と云ふべきであらうか、米國人は今日に至る迄日本が本提議に反對した事を以て、日本對支政策攻擊の一資料と數へて居るが、英國に於ても之を以て日本の野心の發露と論ずるものを見た事もあつた、既に一九一一年五月の倫敦エコノミストには次の如く論じてあつた

ノックスの提案は當時列國間に重大視せられ、日露兩國の抗議により直に消滅したりと雖も、實質に於て必ずしも一般人士の認むるが如く空想的のものにあらず、尤も日本は當時東三省に於て第一次日英同盟の豫想せざりし公認的地歩を占め居りたるに依り、米國の中立提案は實行不可能なりしに相違なきも、之を以て不合理の提案なりと爲すは、斷じて不可なり、何となれば斯かる中立案こそ、反て日露條約の意義明文に依りて喚起せられたる、列國の至當なる希望を滿足せしむべきものなればなり、此見地より觀察するときは、日本が右提案を拒絕したるは、偶々以て其の魂膽如何を暴露したるものと云ふべし

錦愛鐵道問題

錦愛鐵道問題も歐米の輿論を喚起した重要問題であつた、錦愛鐵道とは京奉鐵道の一驛錦洲より起り北に延びて小庫倫、鄭家屯、洮南府を經て愛琿に至り、東清鐵道に接續すべき鐵道で、滿鐵、東清鐵道の一部の競爭線たる性質を帶ぶるものであつた、而して本鐵道は滿洲に於ける日露勢力抵制の意味の下に、英米人の參畫を得て、一九〇九年頃から計畫せられたが、其議次第に熟して翌一九一〇年一月には米國資本家代表者ウイラード、デー、ストレートと清國外務部郵傳部、度支部代表者の間に、本鐵道敷設借款に關する豫備協約七ケ條の締結を見た、則ち次の如くである。

第一條　本契約に於ては公債額を確定せずと雖も實際本鐵道の敷設に必要なる額を超過せざることを約す（後其の額は約米貨五千萬弗と定められ公債は五分利付九十五を以て發行することゝなれり）

第二條　本鐵道總裁は清國政府の任命したる清國人たるべく技師長は米國資本家團より推薦せる米國人たるべし

第三條　鐵道財産及內地關稅を公債の擔保として提供すべし

第四條　本鐵道は錦州を起點とし愛琿を終點とし其の中間に位する殷盛なる都市を通過する樣測地すべく必要なる支線の敷設に關しては他日之を協定すべきものとす

第五條　鐵道材料は米清兩國均等の割合にて之を提供使用すべし兩國の一方が所要の材料額を供給すること能はざるときは其不足額は之を他の一方に仰ぐべし如何なる場合に於ても材料の如何を問はず其の供給を第三國に仰がざることを約す

第六條　ポーリング商會は若し如上列擧せる條件を以て敷設工事を受負ふ場合には該商會は有効且經濟的に該工事を遂行すべきことを約せり

第七條　正式の借款は茲に揭げたる趣旨を基礎として商議せられ且締結せらるべきものとす

本鐵道の布設は日露兩國に採つては大なる脅威なるが爲、此計畫あるや日露兩國は交々其成立に反對したが、支那政府は之れを顧みずして米國技師並に鄭孝胥をして之れが調査をなさしめたる上、一九一〇年十月二十八日にはストレートとの間に五千萬米弗の借款契約をも調印するに至つた、既に茲に至つては日本は徒らに本計畫に反對するも益なきを覺り、遂に

一、日本も本鐵道借款に參加する事

一、日本人技師を本鐵道に採用する事

一、本鐵道と南滿洲鐵道とを連絡せしむべき鐵道を布設する事

等の條件を擧げて、日本も之れに加はらん事を要求した、而して露國は「本鐵道の布設は大連及浦鹽に輸出せらるべき貨物

を齊々哈爾に於て錦州方面に吸收すべく且又清國政府は之れによりて愛琿に軍隊を派遣する事あるべきに付ブラゴエチエンスクに要塞工事を施すの必要あるべく、本計畫は政略上並に軍略上大關係を有し東清鐵道の營業にも影響する處大なるを以て露國は之れに對する其最後の回答をなす事を延引すべし」と米國に答へて、之れに同意する能はざる旨を諷示し、又支那に對しては斷然之れが布設に反對の旨を申込んだ、斯の如き日露兩國の要求及反對の結果は、遂に本計畫をして中道にして挫折するの止むなきに至らしめた

然し本計畫は米人ストレート主として之をなしたるが、必ずや日露兩國の反對あるべきを察し、其際英國をして之れに贊成せしめんとする魂膽より、英人の會社をして本工事に當らしむる事とした、從つて本計畫が日露兩國の反對に會するや、英米二國の輿論騷然たるものあり、殊に英國外務省が日露の容喙の當然なるを認容せんとするや、在支英人の本國政府難詰猛烈を極めた、英國支那協會は外務省に宛て

若し該鐵道（錦愛鐵道）計畫が日露の爲に阻止せらるゝに於ては、今後清國が滿洲及蒙古に於て鐵道を布設せんとするに際し、英國受負業者及鐵道布設業者は常に除外せらるるに至るべく事態甚だ容易ならず

との意味の意見書を送致し、本國內主要商業會議所を動かして、其力を藉りて政府を壓せんことをも努めた、又同國議會に於ては（一九一〇年三月）サー、ウイリアム、ブルは

英國政府は錦愛鐵道に關し日本の容喙するを權利と認むるや否や、若し斯く認むる場合英國政府の態度は清國に關し現存する日英兩國條約上の義務と調和し得べきや否や

との質問を提起した、之れに對しサー、エドワード、グレーは

他列國の權利及利害關係を承認拒否若くは限定するは、明かに英國政府の爲すべき處にあらず、英國政府は其條約上の權利義務及利害關係に從ひ行動すべきのみ

との答辯書を送つたが、當時の英國政府の意嚮は

錦愛線は純然たる清國の企業にして、英國受負業者の之れに參加するも、敢て一八九九年の英露協約即ち英國人は長城以北に於て、鐵道布設權を要求せざる事を約せる協約に違反するものではないが、該協約の精神には反對するもの

である、英國政府は本問題に干與する事を好まないが、日露兩國が之れに容喙するは當然で、兩國は鐵道敷設につき特別の權利を主張し得べし

と云ふにあつた樣である、然しスタンダード、タイムス其他の新聞紙上の論調は概して斯かる英國政府の方針を非議し、從て日露兩國の態度を攻撃するものであつた

四國借款問題

一九一一年四月十五日前清政府の度支部大臣載澤公と英米佛獨四國借款團との間に一千萬磅の借款の締結せらるゝに就いては、米國の努力與つて力あつた、元來本借款は幣制改革借款と稱せられたもので、米國資本團代表者ストレートが支那政府との間に先づ假契約を締結し、後他三國資本團の加入を許したのであつた、而して其成立した借款契約は幣制改革の外に、東三省に於ける工業の振興擴張に對する準備の爲め資金を貸付くる事を目的としたもので、其擔保として（一）東三省の煙草及燒酎稅（年收百萬兩）、（二）東三省の生產稅（年收七十萬兩）、（三）東三省の消費稅（年收八十萬兩）を擧げ、尙該契約第十六條に於ては

清國政府にして本契約により企畫せる事業の繼續又は完成の爲、本公債の手取金以外の資金を內債に俟たず外債に依りて得んとする時は、先づ銀行團に計るべく、而して此追加公債に對し四國資本團と條件不調の場合初めて他の資本家より之れが供給を仰ぐべし、尙清國政府にして若し本公債によりて企畫し、又は夫れに關聯せる滿洲に於ける企業を外國人との共同經營となさんが爲に外資を招募する場合には先づ本資本團に共同の利益を附與すべし

と規定して、滿洲の借款につき廣汎なる優先權を四國團に占むる事となり、爲に從來此地域に特殊の利益を有する日露兩國の蒙るべき打擊は甚大なるものがあつた

然れども元來本借款の目的が滿洲に於ける日露の勢力を抑へん爲に企畫せられたるものなるに於て、斯かる結果のあるのは元より當然の事と云はなければならぬ、傳へらるゝ處によれば當時の米國駐支公使カルホーンは支那政府を說くに、日露兩國が依然滿洲占略の野心を抱懷しつゝある事を以てし且つ

日露兩國の侵略的企圖を防遏せんとせば支那自ら滿洲の植民を奬勵し且つ殖産興業並に軍事上の防備を急にするを要する、而して是等の事業を完成するには多額の資金を必要とするが故に勢外債によらなければならぬ

と說いて、清朝當局をして之れに贊成せしめたと云ふ、さうして又借款契約第八條に基き借款契約による資金引出の爲に滿洲に於ける事業計畫の提出を必要とするや、カルホーンは在奉天米國總領事フイッシアーをして、本國に於て滿洲に於ける米國勢力扶植の爲に、カルホーンの關係あるハーヴエスター農具製造工場組合を中心として、一の拓殖會社を組織せしめ、該會社の代表者を滿洲に招致し、支那官憲と協議し、會社は滿洲に於て面積五千乃至五萬エーカーの地區多數を借入れ、之れに現代式の完全なる農業開拓をなす事とし、清國政府は之れに對し必要なる勞力を供給し且十分の軍隊を派して移民保護の任に當らしむる事とし、之れを以て滿洲に於ける所謂事業計畫案なりと稱せしむる事をも計畫して居つたと當時のノーウオエ、ウレーミヤ紙は報じて居つたが、倫敦タイムスの如きも、「錦愛鐵道に失敗したるより鐵道敷設に代ふるに米國監督の下に於てする幣制改革案を以てし、之れによりて外國借款に成功すると同時に、日本の壓迫區域に新たに米國の利權を建設せんとするに至りたるものである」（一九一一年五月十九日）と觀測して居つた

斯くの如き計畫に對して日露兩國が晏如として看過して居る事の出來ないのは元よりの事である、依つて兩國協議の結果同年七月を以て資本團側の四國及清國政府に對し、右契約中の滿洲に關する事項の文意の說明を求むると共に、日露兩國各の滿洲に於ける產業上等に關する既得利益の擁護せられざるべからざるを開陳した、之れに對し英佛兩國は右申入を以て當然のものとなし、居中斡旋の勞を採つた結果、遂に借款契約第十六條を以て「斷じて日露兩國の特殊利益を侵害するの意あるものと解釋せず」との諒解の下に本契約を有効ならしむる事とし、一先づ其解決を告げた、然るに其後本契約の實施せられざるに先ち、第一次革命の變起り、清朝退位するに至つて、本借款は一時停頓した、後民國政府は此四國團に向つて政費借款を申込み、日露兩國之れに加入する事となつたが、該六國團が佛京巴里に於て借款團規約を定むるに當り、日露兩國は四國團と舊清政府との間の借款契約の滿洲に關する項を廢棄して、其滿洲に於ける特殊地位を保持せんとし、一九一二年六月十八日の會議に於て日本銀行團代表者は

日本の銀行は本借款が毫も南滿洲及南滿洲に接近せる內蒙古の東部地方に於ける日本の特殊の權利及利益を毀損する

が如きことなしとの了解の下に本備忘に參加す

と聲明して、議事錄に記載せしめ、露國も北滿洲につき同意味の聲明をなした、然し之れにつき四國團は英、獨、佛、米各國團は右言明の孰れをも容認若は考慮するを得ず、何となれば銀行團に於ては政治上の問題に容喙する權能を有せざればなり

との聲明をなしたが、併し日露の此提議は列國の諒とする處となつた事は事實で、四國銀行團と支那政府との滿洲に關する取極は事實上日露兩國の反對の爲に不成功に終つた型となつた、滿洲に於ける日露の勢力を制せん爲に米國が企てた幾回の計畫が、いつも不成功に終つた事について、米國が日本に對して不快の感を懷くに至つた事は止むを得ざる事と謂はざるを得ない

日本貿易に對する恩惠的差別的待遇問題

日本が滿洲經營に着手して以來、特に日本商人日本商品に對して恩惠的待遇を與へ、他の外國商品をして日本品との競爭に堪えざらしめ、依つて滿洲の貿易を日本の手に獨占せんとして居るとは、久しき以前より主として米人に依つて唱へられ、今日に至る迄も唱へられて居る處である

さうして其日本が自國商品に對し特別の便宜を計る政策として、外國人の數へる處のものは

一、南滿洲鐵道の日本荷主に對する恩惠及割引

一、日本官憲の保護による日本商人の營金其他の地方稅の逋脫

一、金融其他につき日本商人が特別に得る便宜

一、日本商人に對する特別の保護政策

等である、日露戰爭前米國は滿洲の綿布並に麥粉貿易に就いて、有力な地位を占めたが、戰後綿布貿易は日本の爲めに、麥粉貿易は露國の爲に壓倒せられ、其從前の地位を保つ事が出來なかつた爲に、直ちに之れを以て日本が滿洲に於ける貿易を獨占せんが爲に差別的待遇をなし、且不公平なる術策を弄し、自由競爭を阻止した結果なりと斷じた、此事は當時の

米國駐支公使ロツクヒル、奉天駐在領事ストレート等も頻に唱導し、其他米國の對支協會、牛莊の外人商業會議所等の公共團體、ミラード、ホルンベック等の論客に至る迄確かに斯る不公平な事實があると論じ、頻りに日本を攻撃した

其顯著なる一例は奉天駐在米國總領事クラウドが、一九〇九年本國政府に對し「日本は滿洲經營につき自國商品に差別的待遇を與へ、現に銀額の日本貨物は無稅の儘、租借地より滿洲內地に移入せられつゝあり」との報告を送つた事件であつた、該報告の論據は

一九〇八年の大連港輸入額は千七百二十一萬餘兩なるに、其內鐵道により輿地に移入するものは僅に四百六十四萬餘兩に過ぎぬ、別ち差引千二百五十七萬餘兩は租借地內に於て消費されたと云ふ計算であるが、租借地內の人口は一萬有余の日本人を併せて四十萬人に足らぬ程であるから、其人口の消費するものとしては餘りに多きに過ぐる、之れは日本品が大連海關が清國に屬するとは云へ、其關員が總て日本人なるが爲に、其默認の下に脫稅して內地に送り込まるるのである

と云ふにあつた、此の報告が一度公にせらるゝや、當時日本の滿洲經營が兎角外國より不評判を受けて居り、何か自國商品に差別的待遇でも與へつゝあるやに猜されて居つた矢先であるから、數字上の計算より見て一應の根據がある爲に、大に各方面に喧傳されて、日本攻撃の材料に供せられた

然し事實は當時日本が滿洲殊に關東州の經營に專ら力を致した時で、輸入品の大部分は之れが爲に使用せらるゝ諸興業材料であつて、租借地內の一千二百萬兩の消費は、決して過大ではなかつたのである、其間の事情は一九〇九年の支那海關報告に於て立花大連稅關長が次の如く明確に立證說明して居る

大連海關は一九〇七年三月三十日日本公使と總稅務司との間に締結せられたる大連海關設置に關する取極によりて設立せられ、同年七月一日より事務を開始せり、而して關東都督の名を以て、同年六月二十六日公布せられたる海關規則は其範を膠州灣海關規則に採れるものとす、大連海關は本關の外大連に四個所の監視所を置く、埠頭、貨物停車場、旅客停車場及び戎克波止場卽ち之れなり、又租借地內に於ては旅順に支署を、普蘭店、金州、甕子窩に出張所を置けり、茲に注意すべきは租借地全部を擧げて所謂自由港區域たる事にして、從て僅少の除外例の外一切の貨物は輸入申告

書の作製に何等の制限なく、大連に荷揚するを得べく、該商品が租借地外に仕向けらるゝものなる事を告知する場合に限り、海關は輸入申請書の提出、商品の檢査、インヴオイスのチエツキング等を强行するを得べし、斯の如く海關が輸入申告書を受付るのみにて、貨物の內容を一々之れに引合せざる結果として、輸入貿易品の數量價額等につき精密の數字を擧ぐるは實際不可能にして、卽ち大連の貿易統計は輸入に就ては只大體を示すに過ぎざるなり、扨て輸入稅を支拂ひ更に滿洲內地に移入する趣申請するものあれば、海關吏は直に包裝に捺印し、貨物の種類によつては通關の證として附箋をなし、此捺印若くは附箋あるものにあらざれば、鐵道員に於て之れを貨車に積込むを得ざる旨聯て其上司より命令を受け居れり、從て稅關吏の配置なき租借地內停車場より輸送品を積込まん爲往々電話を以て吏員の特派を求め來れる事あり、尙此外に巡回監視を置き租借地境界外第二の停車場たる瓦房店に至る各驛を巡察して萬一の違法を防止せしめたるが最近に至りて尙一層嚴重を期せん爲貨車に封印をなし、普蘭店出張所に於て更に右封印を檢査する事となせり、又租借地內の生產物又は之を原料とする製造品を滿洲內地に移入する時は稅關假規則に基き輸入者の撰擇に依り外國貨物としての改正關稅率を賦課するか、若くは何等の課稅をなさず、但し後者の場合に於て其貨物は淸國生產品として仕向地及其途上各種の課稅を免れざるべし、次に滿洲內地の原料に依れる租借地內の製造品を滿洲內地に移入する場合には淸國の貨物の再輸入と同一の取扱をなし、同一の諸種課稅に服すべきものとす(中略)大連の輸入總額と鐵道便によりて大連より滿洲內地に移入せらるゝ額との差餘りに過大なる事、換言すれば租借地內の僅少なる人口に比して其消費の餘りに大なるやに見ゆる原因に就いては、先づ大連の發達及該市內に於ける新事業の廣大なる進步を擧げざるべからず、今一二の例を示せば一九〇八年南滿鐵道會社は瓦斯工場及電氣鐵道の事業に着手し、電燈事業其他の規模を擴張し、又小野田セメント會社も分工場の建設に着手せり、同年中滿鐵會社が租借地內の軌條、機械、器具及車輛(但車輛は租借地外に亘る全線內を運行するものなれども滿洲內地移入品の類別中に加ふるを得ず)に對し支出せる高は、實に一千五百四十七萬六千八百十二圓の鉅額に上り、小野田セメント會社が同年分工場建築材料及諸種の機械を輸入したる額は、大連に於て購入したるものを除きて尙五十八萬三千一百圓に上る、其他橫濱正金銀行の推算によれば一九〇八年租借地內に消費せられたる建築材料のみにても、實に金六百四十萬一千圓に

上り、而して同年に於ける租借地内の消費は大連港全輸入額の七割二分六厘に當ると云へり、然るに一九〇九年に於て上記各事業は引つゞき進捗せりと雖も、其所要材料は大抵前年中に輸入を了れるを以て、總輸入額と滿洲内地移入額との差は前年よりも著しく減少したり

斯く詳細の說明を聽けば、クラウドの指摘したる事實の決して、日本の不公正を示すものにあらざる事を知るが、事實の眞相を究めず、徒らに他國に惡名を被せるが如きは實に遺憾至極と謂はざるを得ない

又斯かる邪推を逞しうするものは英人中にもあり、一九一五年七月英國支那協會の上海支部の會議に於て、議長は

若し日本の競爭が彼等の綿絲及び荷造り其他の改良の爲に優勢であるならば、英吉利人として我等は其壓迫に抵抗し得る力を養ふに努めねばならぬ、而して予は我等が之れをなし得る十分の自信を有する、されど日本の競爭が差別的稅率や差別的運賃によりて援助せらるゝならば、我等は抗議せねばならぬ、我等は總てが公平なる競爭及び平等なる機會を得るに至る迄有らゆる場合に繼續的に抗議せねばならぬ

と述べて居つた

然し事實に於て斯くの如き差別的待遇は毫も存在しなかつたのである、滿鐵の運賃につき火荷主に運賃割戻をした事はあつたが、夫れは決して日本人に限り、外國人は其恩惠に浴する事が出來ない譯ではなく、一定條件をだに充せば、何人にも許された處である、釐金稅の逋脫の如きは支那官憲相手の問題で、日本當局の如何ともすべからざる處で、又實際問題としては、多く抵代稅制度を利用する外國商品について釐金稅問題は餘り關係なかつたのである、其他金融等について日本の機關が日本商人の爲に便宜を圖る事は元より當然の事で、正金銀行が邦人の滿洲に對する綿布綿絲の輸入に對し、特別の便宜を圖る事を以て、滿洲に於ける貿易に對する日本政府の差別的恩惠となすのは無理である、是等の問題が八釜しく論じ立てられた際に香港のモーニング、ポスト紙が「設令日本は戰後率先し滿洲市場に地位を占めたりとするも、競爭者は須く奮勵一番日本の開始したる貿易競爭に對抗せざるへからざりしなり、然るに競爭者は事玆に出でず、徒らに各自の政府に哀訴し、日本の不公平なる處置を歎じつゝあり、而かも最も激烈に不平を唱ふる米國民は最も激烈なる保護貿易主義者にあらずや、日本が商業上の利益を保護するは當然のみ」と論じたが、公正な所言と云はねばならぬ

ミラードの如きは其極東問題に關する幾多の著述に於て、頻に斯くの如き不均等待遇の事を論じて居るが、其論據たる事實は孰れも採るに足らざる道聽塗說か、又は無稽の推斷である、然し其根據が斯くの如き採るに足らざるものである丈けに、日本としては單に斯かる事實は存在しないと、之れを打消すより外に方法がない、さうして日本を攻撃する彼等は頭初から日本政府及日本人を信用しないと云ふ斷定の下に來て居るのであるから、其信用しない日本政府又は日本人が如何に誠意を以て斯かる事實の無根な事を說いても、效果が乏しい、さうして斯かる宣傳は相當に廣く且深く各國人の間に行き渡り、事情に精通しないものは、之れに誤られて居るものが多く、斯かる中傷說により日本の名聲が失墜せしめらるゝ事が少くない樣に認めらるゝ

大正四年日支交涉

大正四年一月我政府は日置駐支公使を以て、北京政府に對し山東問題、滿蒙問題其他に關する交涉を提起したが、其內容は次の如くであつた

第一　山東問題

一、山東省に於て獨逸が有する特權利益讓與につき他日日本と獨逸との間に協定すべき一切の事項を支那が承諾する事

二、山東省內沿岸島嶼の不割讓保障

三、芝罘又は龍口と膠濟鐵道を聯絡すべき鐵道の敷設權の許與

四、山東省主要都市の開放

第二　滿蒙問題

一、旅順大連租借期限並に南滿洲及安奉兩鐵道の期限の延長

二、南滿洲東部內蒙古に於て日本人に對する各種商工業上の建物建設又は耕作の爲の土地の賃借權又は所有權の許與

三、南滿洲及東部內蒙古に於ける日本人の居住往來各種業務經營の自由

四、南滿洲東部內蒙古に於て特に指定せる鑛山の採掘權の許與
五、南滿洲及東部內蒙古に於ける鐵道敷設、鐵道借款、諸稅擔保の借款の優先權の附與
六、日本人の政治、財政、軍事顧問の招聘
七、吉長鐵道の管理經營の委任

第三　漢冶萍問題

一、漢冶萍公司の日支合辨、同社の權利財產の保障
二、公司所屬鑛山附近の諸鑛山の獨占權

第四　沿岸島嶼不割讓問題

一、沿岸の港灣及島嶼を他國に讓與又は租與せざるべき事

第五　希望條項

一、中央政府に對する日本人政治軍事顧問の傭聘
二、日本の病院寺院學校に對する土地所有權の認許
三、兵器供給の件
四、武昌と九江南昌線を連絡する鐵道南昌杭州間、南昌潮州間鐵道敷設權
五、支那に於ける日本人の布敎權
六、福建省に於ける鐵道、鑛山、港灣設備に關する外國借款に對する優先權

本交涉は五月迄繼續して漸く決定したが、日本の要求は第五項の希望條項中の福建省に關するもの以外を他日の交涉に委ねた外、其他は大體に於て之れを貫徹するを得た、但し第二項の滿蒙に關する要求中、南滿洲と東部內蒙古につき同等の權利を要求したのを、支那の不同意の爲、兩者を分離し東部內蒙古については、

一、支那人との合辨により農業及附屬工業の經營をなすの權
二、適當なる諸都市の開放

を約せしむるに止つた

本交渉は其内容多岐に渉り、且其最後の決定を最後通牒の形成に求めた爲、殊に支那が日本制肘の目的で色々の宣傳を行つたが爲に、外國に於て種々の論議を招いた、然し本交渉中に顯はれた外國に於ける評論は次に掲ぐる倫敦タイムス所論を初めとし、大體に於て日本に有利なものであつた

北京通信員よりの電報によれば、日本は支那政府に對し種々なる要求を提出し、北京に於ける人心を動搖せしめたる由なるが、斯は別に怪しむに足らず、日本の要求が果して彼等を驚愕せしめたりとせば、そは彼等が國内に一層重大なる事態の發生せるに、無神經なるを示すものと云ふべし、膠州灣より獨逸を驅逐したることは、極東に新事態を發生せしめたるものにして、日本は此機を以て支那に對し幾多懸案の解決を求むべしとは、恐らく支那人を除く外は、何人にも明白なりし處なり、支那側の報道は信を措くに足らざるが、假に昨日掲載の北京電報の通りなりとするも、日本の要求は大體に於て過酷又は不當なるを見ず、ポーツマウス條約に基きたる協約に、今回發生せる新事態の結果、日本に幾分有利なる變更を加へて、之が實行を要求したるものにして、何等支那領土保全を侵迫するものにあらず、又從來列强の承認せる機會均等門戸開放の主義に悖るものとも見えず此等の要求は

（一）特定地方に於て鐵道鑛山鐵鑛等に關し、日本に特權を與ふることあるべきも、之とて他國に與へられたる者と實際上徑庭あらざるべし

（二）支那の領土を保全し極東の平和を增進すべきものにして、千八百九十八年の我揚子江協定竝に佛國其他が特定地方の不割讓を約せしめたるに異ならず

（三）日本の支那の沿岸及諸島が他國に租借又は割讓せらるゝ事なかるべしとの要求は、日本の根本的利害に關する事たるは勿論なり、獨逸を膠州灣より驅逐したる日本は再び他の强國が自家の對岸に占據するを欲せざるは自然の義なり

（四）山東省に於て日本が支那より獨逸に附與せる權利を承繼せんとするは、之れ戰捷當然の結果なり

（五）關東州租借期限南滿鐵道期限延長の必要の如きも固より明白の事にして

（六）南滿洲に於ける居住土地所有の權利の如きも、亦同地方に於ける日本の特殊の地位より來りたる當然の結果に外ならず

未だ公報に接せざる今日、差向日本の要求を以上の如きものとして、是を見るに大體に於いて妥當にして、他國が支那に有する協約等に背馳するものに非す、各個の點に就ては時々批評又は故障の餘地なきに非ざるべきも、同盟諸國特に我英國に於ては、日本が極東に於ける英國の根本政策と容れざるが如き要求を固執せざる可き十分なる保證を有す、所謂根本政策とは支那の領土保全機會均等門戸開放の夫れに外ならず、日本は由來忠實に此主義を支持したるものなり、吾人は日本在來の希望にして、同時に英國の熱望する處たる、極東の大局を確定し、茲に永久確實なる平和を確立せんとする大目的の爲に、今日の機會の利用せられん事を誠實に希望するものなり

又米國に於ては紐育ヘラルドは二月十一日紙上に

日本が此際滿洲鐵道及關東州租借期限延長を要求するは、期待し得べき所にして、山東省より獨逸を驅逐せる日本が同省に其勢力を扶植せんとするは怪しむに足らず、然れども北京及東京より通信ありたる日本の要求なるものを見るに、何等日本が米國の權利を害し、又は門戸開放主義を破らんとする意志を示すべきものを包含せず

と論じ又二月六日發行週刊雜誌ニュー、レパブリックは、次の論說を揭げて居つた

日本の支那に對する要求に就ては、其內容を知る迄は是非の議論を爲すも益なき所なるが、此際日本が支那に對し歷州灣と交換的に或る條件の下に、滿洲に於ける地位固定の承認を得んことを企圖するは有り得べきことなり、米國人中には此の傾向に對し不安の念を起し、支那に於ける日本の勢力の增大に對し、米國政府に於て抗議又は干涉を爲すべしと論ずる者あるも、近時極東に於ける國際關係事情より考査すれば、現に發展しつゝある狀態は、各利害關係者に取りて有利ならん、千九百年列國聯合干涉以來、支那の獨立は支那政府及人民の力量によれるに非らずして、列國互に相反せる利害關係の均衡により保持せられつゝある狀態なるが、戰後支那に於て獨逸は其貿易を恢復すべきも、政治上の勢力は當分一掃せられたるものとすべく、日本の與國たる英、佛、露三國は戰後各國內狀態改善に忙し

かるべきを以て、日本に於て極東に於ける鞏固なる狀態保持の責任を取ると同時に、列國貿易上の機會均等を確保する以上、日本の政治的優勢を承認するに吝ならざるべし、斯かる狀態なるを以て支那に於ける均勢の維持は、國家的欲望の相互節制力に依るにあらずして、一の責任ある指導力の指揮に待たざるべからず、支那は共和政府を建設したるも、國民の狀態は爾來何等改善を見ず、元來支那人にして彼南、新嘉坡、香港等鞏固なる政府ある所に住居するものは、總て築えつゝあり、卽ち支那人は今日に至る迄自ら鞏固なる政治的狀態を設定すること能はざるも、同狀態の下に在る支那人は、常に之が利益の享受者たり、故に支那の事柄に關しては有力にして責任ある一指揮者を得ることは支那自身は勿論、列國に取りても遙かに利益なり、而も日本は之に指揮を與ふる資格あり、支那に於ける日本の優勢に對しては、何等か不安の念を起すを要せず、其結果は寧ろ支那は勿論、他の關係貿易國に取り利益なるべし、日本は現時の機會に當り、自己の利益を圖ると同時に、必ずや自己の義務をも誠實に履行すべし

其他華盛頓ポストの如く日本の提議を以て支那併呑なりと論じた新聞も少くなかつたが、日本の態度を諒とするものも相當にあつた、其後日本國內政爭の關係と、支那政府及其旨を受けたる在支外人の巧なる宣傳の行き渡ると共に、本交涉に關する日本の態度を攻擊するものは次第に多きを加ふるに至り、現に支那は其廢棄を要求して居る

然し日本が日露戰爭なる大犧牲を拂つて、南滿洲に於て露國既有の權利を繼承し、其後多年の間其權利を確實にし、內容を全うする爲に、銳意努力し來つたに拘らず、關東州租借期限、安奉鐵道期限等數年後に迫りつゝあるに於ては、日本は如何にもして之れが延長を圖らねばならぬ、又膠州灣より獨逸を驅逐したる以上其善後の措置をも講じなければならぬ從て斯の交涉は日本としては絕對必要であつたのである

本交涉について外間には種々の議論があつたが、列國は殆んど何等見るべき反對行動を採らず、只英國は五月三日附を以て、「日支交涉は目下單に第五項のみについて行惱みつゝある由であるが、元來之れは希望條項と稱せられたものであるから、其爲に日支間に重大なる事態を引起す事を避け度き」旨を申入れ來つた、然し當時の交涉の狀形は其後日本政府から發表せられた如く、決して第五項のみで行惱みつゝあつたのでなく、滿蒙に關する重要要求についても、支那の同意を得難きものあり、又山東についても支那は無法の要求を爲すありて、英國の此申出は畢竟事情に通じない爲のものに過ぎ

なかつた

又米國は本交渉の大體終了した後、五月十六日に於て、支那政府に對し、次の覺書を交付し、又之れと前後して日本政府に對しても同樣の申入をなした

目下日支兩國政府間に起り或は又現に懸案中なる交渉の形勢及其到達せらるべき協定並に其の結果につき米國政府は支那政府に對し、米國政府は日支兩國間に於て既に採用せる又は今後採用せらるべき合衆國及合衆國民の支那に於ける條約上の權利、支那共和國の政治上及領土上の保全或は普通門戶開放政策として知らるゝ列國共通の政策を傷ふべき如何なる取極又は企圖をも承認する能はざる事を通告するの光榮を有す

則ち右覺書は其米國人の條約上の權利、支那の政治上領土上の保全、門戶開放政策を傷ふものある時は承認する事が出來ないと云ふにあつて、元より當然の事で、若し斯かる條項ありとすれば、斯かる申入なしとするも、之れを承認する能はざるは論を俟たない、然るに爾來數年を經るも米國より重ねて何等の申出もないのは、大正四年日支交涉に斯かる條項がなかつたと見得る

然し本交涉は支那に日本の對支政策の侵略的なるを誣ふるの口實を與へ、歐米の排日論者に日本を攻擊せしむる材料を供する事となり、日本に對する不評は之れにより加はつた、ホイーラーは其著「世界戰爭と支那」中に於て

其(二十一ケ條要求)各個條を讀む事は日本の親友に採つて最大の苦痛である、日本の政治家中進步主義を抱くものが、列國の猜疑心の增長するを見て、該要求に就いて後悔したるは當然である、日本及支那の親友は何人も新日支協約が最初の講和會議に於て、聯合軍が戰ひつゝある根本主義に照して修正されん事を望まざるを得ぬ、殊に要求の第五項は政治、財政及軍事顧問の傭聘、病院、學校及敎會の土地所有權、警察の件、兵器及日支共營の兵器廠の設置、福建浙江、江西及湖北に跨る鐵道の布設權、福建を勢力範圍に收むる件及布敎權に關する要求を含み、此要求にして實現せんか、明確に支那を日本の附庸國の地位に置くもので、事實上朝鮮併合前の日韓議定書に酷似して居ると云ふべきである、兎に角第五項は實徹する事が出來なかつたがホルンベック氏の言を藉りて云へば、日本は滿洲の地位を鞏固にし山東に於ける獨逸の地位に代り、福建は日本の勢力範圍たる事を聲明し、英國の勢力範圍を侵略せんと企圖し、北京

政府を脅威し命令するの地位に至つた、北支那の地形を按ずるに日本は旅順及山東半島によりて天津及牛莊に入る直隷灣を扼し、青島、大連、牛莊及安東を把握して、更に揚子江の開港場を支配し、滿洲鐵道、山東鐵道及其延長を以て滿洲及北支那の心臟に突入し北京は全然其包圍中に陷るに至つた

と論じ、又ミラードは其著「我極東問題」中に於て頻に本問題を論議し、日本の態度につき

一、二十一ヶ條要求の提出につき日本は支那に對し速に且秘密に解決せん事を強く忠告した

二、支那に對し議論を用ひず總括的に要求を容諾せん事を強い、絕えざる壓迫を用ひた

三、支那が本交涉の內容につき假令秘密にも之れを他國に通知せざらん事を繰返した

四、本要求に關する最初の報道は日本政府により斷定的に否認された

五、日本の新聞紙は本要求につき報道又は論議せざらん事を警告されて居つた

六、日本の在外外交官は本交涉に關する報道を否認又は信ずるに足らずとなすべき樣訓令されて居つた

七、北京の日本公使は他の公使館よりの問合に對し何等かの要求を提示したる事を否認した

八、原要求案の寫が支那政府に通達せられたる後にも、尙日本政府は二十一ヶ條要求中の最も異議あるべき條項を秘して十一ヶ條のみを列國に內示した

と述べ、更に本交涉について種々の揣摩臆測をなし、日本の態度を攻擊し、又其著「民主主義と極東問題」中に於ても、本交涉に論及し、之れを以て

支那が無防禦にして救を他に求むる能はざるに乘じて、支那を威嚇し支那に宗主權を確立し、自己の同盟國其他の列國が支那に有する利益及均等の機會を覆滅せんと企てたものである、英國と雖も其支那に於ける利益及地位を全然萎縮せしむべき二十一ヶ條要求中の第五項の削除を望み、米國は全部反對した、然し大戰は日本に自由に振舞ふの機會を與へ、英國、佛國及露國の不本意に發せる承認及米國の隱忍は實に日本に對する戰時中の餘儀なき賄賂の贈呈でもつた

となして居る、其他コールマンの「罠を引かれたる極東」中にも本交涉に關し論難を加へたる章がある

なかつた

又米國は本交渉の大體終了した後、五月十六日に於て、支那政府に對し、次の覺書を交付し、又之れと前後して日本政府に對しても同樣の申入をなした

目下日支兩國政府間に起り或は又現に懸案中なる交渉の形勢及其到達せらるべき協定並に其の結果につき米國政府は支那政府に對し、米國政府は日支兩國間に於て既に採用せる又は今後採用せらるべき合衆國及合衆國民の支那に於ける條約上の權利、支那共和國の政治上及領土上の保全或は普通門戶開放政策として知らるゝ列國共通の政策を傷ふべき如何なる取極又は企圖をも承認する能はざる事を通告するの光榮を有す

則ち右覺書は其米國人の條約上の權利、支那の政治上領土上の保全、門戶開放政策を傷ふものある時は承認する事が出來ないと云ふにあつて、元より當然の事で、若し斯かる條項ありとすれば、斯かる申入なしとするも、之れを承認する能はざるは論を俟たない、然るに爾來數年を經るも米國より重ねて何等の申出もないのは、大正四年日支交渉に斯かる條項がなかつたと見得る

然し本交渉は支那に日本の對支政策の侵略的なるを證ふるの口實を與へ、歐米の排日論者に日本を攻擊せしむる材料を供する事となり、日本に對する不評は之れにより加はつた、ホイーラーは其著「世界戰爭と支那」中に於て

其(二十一ケ條要求)各個條を讀む事は日本の親友に採つて最大の苦痛である、日本の政治家中進步主義を抱くものが、列國の猜疑心の增長するを見て、該要求に就いて後悔したるは當然である、日本及支那の親友は何人も新日支協約が最初の講和會議に於て、聯合軍が戰ひつゝある根本主義に照して修正されん事を望まざるを得ぬ、殊に要求の第五項は政治、財政及軍事顧問の傭聘、病院、學校及敎會の土地所有權、警察の件、兵器及日支共營の兵器廠の設置、福建浙江、江西及湖北に跨る鐵道の布設權、福建を勢力範圍に收むる件及布敎權に關する要求を含み、此要求にして實現せんか、明確に支那を日本の附庸國の地位に置くもので、事實上朝鮮併合前の日韓議定書に酷似して居ると云ふべきである、兎に角第五項は貫徹する事が出來なかつたがホルンベック氏の言を藉りて云へば、日本は滿洲の地位を鞏固にし山東に於ける獨逸の地位に代り、福建は日本の勢力範圍たる事を聲明し、英國の勢力範圍を侵略せんと企圖し、北京

政府を脅威し命令するの地位に至つた、北支那の地形を按ずるに日本は旅順及山東半島によりて天津及牛莊に入る直隷灣を扼し、青島、大連、牛莊及安東を把握して、更に揚子江の開港場を支配し、滿洲鐵道、山東鐵道及其延長を以て滿洲及北支那の心臟に突入し北京は全然其包圍中に陷るに至つた

と論じ、又ミラードは其著「我極東問題」中に於て頻に本問題を論議し、日本の態度につき

一、二十一ヶ條要求の提出につき日本は支那に對し速に且秘密に解決せん事を強く忠告した

二、支那に對し議論を用ひず總括的に要求を容諾せん事を強い、絶えざる壓迫を用ひた

三、支那が本交涉の內容につき假令秘密にも之れを他國に通知せざらん事を繰返した

四、本要求に關する最初の報道は日本政府により斷定的に否認された

五、日本の新聞紙は本要求につき報道又は論議せざらん事を警告されて居つた

六、日本の在外外交官は本交涉に關する報道を否認又は信ずるに足らずとなすべき樣訓令されて居つた

七、北京の日本公使は他の公使館よりの問合に對し何等かの要求を提示したる事を否認した

八、原要求案の寫が支那政府に通達せられたる後にも、尙日本政府は二十一ヶ條要求中の最も異議あるべき條項を秘して十一ヶ條のみを列國に內示した

と述べ、更に本交涉について種々の揣摩臆測をなし、日本の態度を攻擊し、又其著「民主主義と極東問題」中に於ても、本交涉に論及し、之れを以て

支那が無防禦にして救を他に求むる能はざるに乘じて、支那を威嚇し支那に宗主權を確立し、自己の同盟國其他の列國が支那に有する利益及均等の機會を覆滅せんと企てたものである、英國と雖も其支那に於ける利益及地位を全然萎縮せしむべき二十一ヶ條要求中の第五項の削除を望み、米國は全部反對した、然し大戰は日本に自由に振舞ふの機會を與へ、英國、佛國及露國の不本意に發せる承認及米國の隱忍は實に日本に對する戰時中の餘儀なき賄賂の贈呈であつた

となして居る、其他コールマンの「幕を引かれたる極東」中にも本交涉に關し論難を加へたる章がある

新借款團の滿蒙除外問題

一九一八年七月米國政府より對支新借款團組織の事を、日、英、佛政府に照會し來り、其結果新四國銀行團成立の事に協議が纏つた、而して其際日本は一九一九年六月十八日附書面を以て

滿蒙に於て歷史的並地理的特殊關係あり、右は既に累次英、米、佛、露の認めたる處なるに依り同地力に於ける日本の權利及選擇權は契約案に規定せられたるプーリングの取極より除外せられん

事を申込んだ、其理由は

南滿洲及東部內蒙古一帶の地方は我領土たる朝鮮に接壤せる自然の結果として我國防並國民的生存に極めて深甚特異の關係を生じ、爲に同地方に於ける事業は往々にして國家の緊切なる安危の問題を包含するが故に、日本は同地方に於て特殊の利益を有し且從來幾多特殊の權利を設立したるものなれば之れを四國團にプールする事は出來ない

と云ふにあつた、然るに此の日本の滿蒙除外の提議は、借款團關係者たるラモンド、スチーブンス等の難ずる處となり、歐米新聞紙の論難を受けた許りでなく、英國政府は其東部內蒙古につき留保をなさんとするを以て「日本に於て累次恪守せん事を誓約せる支那の獨立及領土保全の主義と調和する事を得ざるもの」となし、米國政府は我滿蒙除外の提議は「支那の獨立及領土保全の本義と相容れざる企劃なり」と論じた、日本の支那に關する交涉又は企畫にして、英米兩國政府より公式に斯くの如き鋭き論斷を受けたる事は、恐らく從來未だあらざる處であるが、日本が南滿洲及東部內蒙古に於て有する權利を四國銀行團にプールせざる事が、何故に支那の獨立や領土保全の本義に悖るものであるか、吾人は解するに苦む處である

此日本の要求は幾多の交涉を重ねた末遂に

一、南滿洲鐵道及其現在の支線は同鐵道附帶事業たる鑛山と共に借款團の範圍に屬せず

二、洮南熱河鐵道及洮南熱河鐵道の一地點より海港に至る鐵道は借款團規約の條項內に包含せらるゝものとす

三、吉林會寧、鄭家屯洮南、長春洮南、開原海龍吉林、吉林長春、新民府奉天及四平街鄭家屯諸鐵道は新借款團の共

同活動の範圍外にあり

と云ふ結果を以つて解決した、日本の滿蒙除外の要求は日本としては當然且必要の事由ありて之れをなしたのであるが、日本攻撃を事とする一部の外人によりては日本攻撃の具に供せられ、又事情を知らない人々からは日本の眞意を疑はるゝ一資料となつた事は否む事が出來ぬ

山東問題

日本は日英同盟の誼によつて歐洲大戰に參加するに至つた結果、獨逸の極東に於ける根據地たる膠州灣を攻略し、獨逸が此地方に於て有した特權施設等を佔有するに至つたが、此處分については戰後の平和會議に於て決定をなすべきであるが、獨逸との間に如何なる決定をなすも、畢竟は地主たる支那の承諾を求むるの必要あるべきを以て、大正四年の日支交涉に際し、支那をして

獨逸國が山東省に關し條約其他に依り支那國に對して有する一切の權利利益讓與等の處分につき日本と獨逸と協定する一切を支那が承認すべき事

を約せしめ、之れと共に膠州灣租借地は戰役終了後全然日本國の自由處分に委せらるゝ場合には

一、之れを商港として開放する事

一、日本專管居留地及列國にして希望するに於ては共同居留地を設くる事

一、獨逸の營造物及財產の處分其他については還附實行に先ち協議する事

の條件の下に、之れを還付すべき事を約束し、支那も之れを承諾した、其後一九一八年九月二十四日には日支兩國間に山東鐵道合辦及其延長線問題に關する協定の成立を見た、此外一九一七年二月十六日在日本英國大使は時の本野外相に宛て

去月二十七日本大使と貴大臣と會談の際貴大臣は日本帝國政府は將來平和會議に於て大英國政府が山東省に於ける獨逸權利の處分並に赤道以北諸島の領有に關する日本の要求を支持せらるべき保障を與へられん事を希望する旨を傳達せられたるが、本大使は英國外務大臣の訓令を奉じ英國政府の次の如き意嚮を貴大臣に通報するの光榮を有す

英國政府は日本政府の請求に應じ將來平和會議に於て山東省に關する獨逸權利の處分並に赤道以北諸島の領有に關する日本の要求を支持すべく保障を與ふる事を欣然承諾す

と申し來り、尙露佛伊の諸國亦交々同樣の保障を與へ、日本の山東に對する要求は列國亦之れを是認したのであつた

然るに其後講和會議の開かるゝや、支那は山東の直接還附を求め、其容れられざるや遂に講和條約に調印を拒絶するに至つたが、講和條約の結果獨逸の山東省に關して有した諸權利は明かに日本國に讓渡せられたが爲に、該條約の効力の發生するに至れる直後、我國は支那に對して膠州灣還附に關する交涉を開始せん事を提議した、尙之れより先內田外相は曾て日支間に約束せられたる青島の日本專管居留地の代りに共同居留地を以てせん事を考慮中なる旨聲明し、日本が專管居留地設置の要求を拋棄する旨を暗示した、支那は日本の提議に對し、日支間に於て直接之れが交涉をなす事を拒絶し來り、爾來山東問題は兩國間の懸案となりつゝあつたが、一九二一年九月七日我國は重ねて讓歩をなしたる

一、膠州灣租借權並に中立地帶に關する權利は之れを支那に還附す

二、支那政府にして租借地全部を商港として自ら之を開放し外人國の居住及商工業其の他一切合法の職業の自由を認め且外國人の既得權利を尊重承認するに於ては帝國政府は進んで專管居留地乃至共同居留地案を撤回すべし

支那政府は外國人の居住貿易の爲速に山東省に於ける適當なる諸都市開放を實行すべし

前各項開放地の開埠章程は支那政府より讓め關係各國に協議の上之を決定すべし

三、山東鐵道及附屬鑛山は日支合辦組織とす

四、膠州灣租借條約に基く人資本材料供給に關する一切優先權は之を拋棄すべし

五、山東鐵道延長線に對する權利及煙濰鐵道等に對する優先權は對支新借款團の共同事業に提供すべし

六、青島稅關は獨逸時代の制度に比し更に一層支那稅關制度の一部たる事を明確にすべし

七、原則として租借地內に於ける行政的官有財產は支那に讓渡すべし但し公共營造物の維持經營に關しては別に協定すべし

八、前各項實行に關する細目其の他に於ては別に之を協定する事とし之れが爲速に日支兩國政府に於て委員を任命す

べし

九、山東鐵道特別巡警隊の組織に關しては日支間に追て協定せらるべしと雖も既に再三聲明せる通支那政府より巡警隊組織の通告に接し次第日本政府は直に撤兵を宣言し鐵道警備の任を巡警隊に引継ぎたる上引揚ぐべし

との條件を以て支那に之れが還付を提議した、然るに支那は依然十月六日を以て直接交渉を拒絶し來り、目下華盛頓に於て英米の斡旋の下に、日支兩國全權の間に之れが交渉行はれつゝあり、日本は右還附條件中の重要なる一項たる山東鐵道の日支合辦を、更に日本よりの借款鐵道となす事に讓歩したりと報せられたが、尙本稿を草する頃には其決定を見るに至らなかつた

山東問題については支那は一九一五年に於て、既に日本が獨逸と協定すべき何ものをも承諾すべき事を約し、其後に於ても山東鐵道を日支合辦となすべき事を申出で、兩國の間に確然たる取極あるに拘らず、後日之れを遵守せず、勝手なる主張をなしつゝあり、其態度は全く國際信義を顧みざるものである

然るに支那が巧に種々なる宣傳をなしたが爲に、本問題については其曲日本にあるかの如く思惟するもの多く、海外に於ける論調は極めて我國に不利に、殊に米國にありては議會に於て、新聞紙に於て雜誌著書に於て、日本に對する非難攻撃甚だ猛烈である、日本は租借地は之れを還附し、居留地に關する要求は抛棄し、更に山東鐵道は之れを日支の合辦によつて經營し、鐵道其他の借款優先權を抛棄せんとするに於ては、其山東に於て保有し得べき特權は何ものもないのである、斯くの如くして何が非難攻撃に値するものがあるのであらう、山東問題につき我國は種々の攻撃を受け惡名を負はされたが、之れによつて得るものは何ものもないのである

* * * * * *

以上は日露戰爭後に於ける日本と支那間、又は支那に關し日本と列國との間に交渉せられたる主要なる案件である、是等の各種の案件は日本としては當然其主張を貫徹する事を必要とするもの、又は他國の非難あるに拘らず自ら十分其公明正大を確信し居るものゝみである、然も吾人が二三の例を示した如く是等の案件は、隨分外國より手嚴しき攻撃を受けたさうして日露戰爭當時好評の絶頂にあつた我國は、今や軍國主義の權化なるかの如くに疑はれ、或は日本を以て第二の獨

逸とすらなすものもあるに至り、不評のドン底に沈んで居る

さうして是等各種案件についての列國の論調によりて知らるゝ如く、日本の對支政策に對する彼等の論難の焦點は、日本は支那の領土保全、門戶開放、機會均等の大則に違背して居る、則ち日本は滿洲に於て種々の特權を有し、他國を排斥して獨占的態度を持し、自國貿易につき偏頗なる援護を與へて居ると論ずる、其個々の問題は概ね吾人が以上に說明したる處のものであるが、日本が斯くの如くなるに對して列國の對支方針は果して如何であるか

列強の支那に對する態度は奈何

歐米列國は頻に日本の對支方針を攻擊して居るが、彼等自らが支那に向つてなして來た迹は如何であるか、彼等が滿洲について日本を攻擊しつゝある以上の事を、彼等は支那の他の部分に於てなして居ないであらうか、彼等の手は果して穢れて居ないであらうか、「汝等の中罪なき者先づ彼を打つべし」、既に他に罪人ありとしても罪なきものゝみ始めて之れを打つ事を許さる、然るに自ら罪あるものにして、他の罪なきものを打つに至つては實に言語同斷と云はねばならぬ、吾人は上に述べたる日本の支那に關してなしたる所と、次に說く他の諸國の所爲とを對比研究して此感あるを免れ得ない

各國の獨占的特權

日本が法庫門鐵道敷設や、錦愛鐵道敷設につき、異議を稱へた事に關し、英國には隨分手嚴しく日本の態度を攻擊するものがあつた、然し英國の南支那、揚子江流域に於ける態度は如何であるか、英國は日本の南滿洲に於けるよりも、更に廣汎にして文化の進歩せる支那本土の地域に於て利權を獨占せんと企圖して居る

英國は揚子江流域と、香港九龍に近迫せる廣東省一帶を以て、其勢力範圍と稱へ、此地域に於ては露骨なる排他的行動を採つて居る、英國は之等の地域につき之れを勢力範圍となし、利權を獨占し得べき權原の認むべきものは殆んどないに拘らず、他國が此に於て何等かの利權を占むる事については、極力反對する、吾人は今其日本に關係ある二三の事例を擧げよう

一、一九〇七年春湖廣總督張之洞は、小田切正金銀行取締役を武昌に招致して湖南、湖北に於ける川粵漢鐵道資金を、日本より借入れんとするの交渉を開いた、然るに英國側が此報を聞くや、直ちに在支英國公使は在北京の林公使に、英國漢口領事は我水野領事に對し注意を與へ、更に本邦駐在英國代理大使より正式に我政府に警告を與へ、同鐵道が英國に關係あるの故を以て、日本の交渉を中止せしめ、其後英佛獨米の四國借款團にて本借款を引受くるに至つた

一、一九一一年支那に革命の變起り、其後革命軍は南京政府を組織したが、財政難の爲め各方面に借款交渉を開いた、然し孰れも革命軍の前途に不安を懷いて居つた爲、容易に之れを應諾するものが無かつた、其際我大倉組は一九一二年二月滬杭甬鐵道の上海嘉興間を擔保として三百萬圓を貸付け、其期間を五年間据置、其後五ヶ年間に分期償還の事に定めた、然るに其後革命政府により兎に角時局の平定を告ぐるや、英國は自國の勢力範圍にして、且其資本團の關係ある鐵道を擔保とするの理由に基き、自ら資金を貸與し右大倉組の借款を其据置期間内に償還せしめ、我國亦此英國の要求に從ふ外無かつた

一、一九一四年七月十日英國下院外務省豫算委員會に於て、或る議員が揚子江流域に於て、外務省は英國資本家に對し援助を與へざること、及び近來支那に於て英國の地歩の維持せられざることに付き攻撃を加へたるが、外務大臣は之れに對し大要左の通り答へた

揚子江流域に於ては既に英國の資本を投じ居れる鐵道に關する利益の外、吾人は同地域に對し何等特別の權利を有せずと雖も、吾人は同地域に於て今後更に鐵道を敷設するの權利あること、且つ將來に關する許與は英國のものたらざるべからずと信ず、抑も支那鐵道に關し支那政府は千八百九十八年、英國政府と交換したる文書により、揚子江流域は他國に之れを割讓せざるべき旨誓約したる所あり、右誓約は今尙ほ其効力存續し、今日迄右地域割讓に關し何等問題起りたることなし、千八百九十五年香上銀行は、支那借款參加の件に關し獨亞銀行と取極めを結びたるが、鐵道の投資問題は特別取極めを以て協定する事とせり、千九百五年右取極に多少の變更を加へ、兩當事者自由活動の範圍を擴張し、千八百九十八年右兩國に於て支那鐵道敷設に關し英獨の利益範圍を確定せる取極めをなし、揚子江流域は英國に山東省は獨逸に讓る事とせり、右は兩國財務者間の取極めにして、兩國政府間の條約にあらず、千九百九年英獨佛間に

湖廣鐵道借款契約締結せられ、千九百十一年米國之に加入し、之れ等取極は非常に複雜し來りたるが、本大臣並に關係團體は、右紛糾を解く爲め盡力する所あり、目下大なる鐵道讓與に關し懸案中のものあり、團體間の特別の協定は今や各國をして、其支那に於ける特殊利益を有し居る地域に於て、從來よりも自由に活動せしむるに至るべし

之れによれば英國は揚子江流域に於ける鐵道利權は、當然英國にのみ許與さるべきものと解釋して居る事を知る事が出來る、抑も揚子江流域とは何處から何處迄の區域であるか明確でないが、一八九六年四月支那に於ける鐵道利權に關する英露協商成立後、英國議會に於て、外務次官の說明せる處によれば、雲南、貴州、四川、湖南、湖北、江西、安徽、江蘇、河南、及浙江の十省を含むと云ふ、卽ち英國は斯かる廣汎なる同流域に於ける鐵道利權につき、當然英國の獨占に歸すべきものとなしつゝあるを知り得る

英國は斯くの如く揚子江流域につき、獨占的態度を採り、他國の此に入り來るを排除して居る、然るにも拘らず日本が狹少なる南滿洲の地域に於て其特殊の地位を保持せんとし、南滿洲鐵道の競爭線たるべき鐵道の敷設に容喙するを以て不當となすが如きは、自ら俟つに餘りに寬にして、他を過するに過當に酷なるものと謂はなければならぬ

尙佛國は雲南、廣東、廣西に關し採鑛の優先權を獲得し、他國が此地方に入り來りて鑛山利權を得んとするを拒否して居る、現に大正五年の頃我久原公司は雲南省の個舊錫鑛につき、或權利を得んとして、雲南當局との交涉は大體成立したが、佛國が反對を稱へた爲不成功に歸した事もある

其他獨逸は山東省につき人、資本、材料の供給につき、優先權を有し、露國も長城以北、蒙古、北滿洲について特殊の權利を有して居つた、一九一二年四月露國外務大臣サザノフが議會に於てなした演說中には

露國特殊の利權は萬里の長城以外、蒙古及北滿洲に蝟集し居れり、長城以外蒙古に於ける利權は、此等地方に於ける地理的關係に基くのみならず、千八百八十一年の聖彼得堡條約に基き、露國商人及該地方に居住する露國臣民は、此條約に由り、支那に於ける外人の享有する普通の權利と、全然選を異にする權利を享有しつゝあり、我が北滿洲に於ける地位は、吾人が東淸鐵道を敷設したる事實と相俟て離るべからず、該地方に於ける我が權利は、特殊の露淸條約に基き、而かも其權利の發生は、主として我國人の努力及出費に職由す、從て此地方に於ける我地位を保護するに當

て、吾人は利害關係を異にする他邦と協同行爲を執ること能はず、吾人は獨立獨歩して、北滿洲に於ける地位を保護するの措置を執らざるべからず

と云つて居る、斯くの如く列國孰れも廣汎なる地域に排他的優先權を有して居るのである、我日本が南滿洲に於て鐵道や鑛山の優先權を保有する事を獨り攻撃するものは、斯かる事實に盲目なのであるか

特權獲得原因の相違

支那に於て列國が特權利益讓與を獲得するに至つた次第を見るに、或一國が何等かの原因によつて或利權を得れば、又他の一國も之れに對する對抗利權（Counter Concession）を要求するを常とし、又或一國が他國の均霑し得べき通商上の特權を得れば其他の國も最惠國約款によつて之れに均霑するを例とし來つた樣である

露國が一八八一年の條約により陸路貿易につき輸出入稅減率の特典を得るや、佛國亦一八八五年の條約により東京と雲南、廣西との通商につき同樣の特典を獲得し、英國亦一八九三年、一八九四年の條約を以て、西藏印度間、緬甸雲南間の貿易に關し同樣の取極を遂げた

又佛國が一八八七年、今後支那が其南境及西南境につき、他國に通商上の利益を許したる時は、佛國亦之れに均霑すべき旨の保障を得、一八九五年、雲南、廣西、廣東省内の鑛山採掘の優先權、安南鐵道と支那領内鐵道との連接の承諾等を得、更に一八九七年に雲南鐵道布設權、東京接壤地方不割讓の保障等を得るや、英國亦一八九八年には津鎭以下四鐵道の布設權、九龍地方の租借權、南部三省不割讓の保障を得た

其他獨逸が膠州灣を租借するや、佛國は廣州灣、露國は旅大を租借し、露國が旅大を租借するや、英國は威海衞を租借し、英國が總稅務司の地位につき保障を求むるや、佛國は郵務司の地位につき保障を要求する等、他國が一特權を得れば自國亦之れと對抗すべき利權を得んとし、支那政府も既に一國に許したる以上他國の要求を拒む能はずして、之れに應ずるを例とし、斯くて列國は交々支那に於て各種の利權を占有するに至つた

斯かる利權の獲得につき獨逸の膠州灣租借の如きは、兎に角自國宣敎師の殺害に名を藉りて居るが、其他のものにあり

ては、斯かる讓與を求むべき何等直接の原因は無く、單に他國の獲得せる權利に對抗し若しくは均霑せんとするにあつた

然るに我國が南滿洲に於ける特殊の權利を得たるは、莫大の犧牲を拂つて露國と戰つた結果で、之れを其他の國が單なる對抗上支那に要求して、特權を獲得したのとは、同一に談する事が出來ない、支那も大體此日本の拂ひたる犧牲努力については、感謝の意を表しつゝあるものゝ如く、日露戰後の北京交涉に際し、其劈頭我小村全權が、日本が戰爭を起すに至りたる理由を說明し、之れが爲に拂ひたる犧牲の甚大なりしを說けるに對し、支那主席全權慶親王は、開口先づ

貴國が東亞の大局を維持する爲不幸にして露國と開戰せられ、以來仁義の師を以て我國列祖の皇陵を保護せられ、之れにより安全なる事を得たるは、我皇太后、皇帝兩陛下及皇族一同の皆深く感謝する處なり

と述べたのに依つて知る事が出來る

さうして此露國から讓渡を受けた特權も、全く曾て支那が露國に許したもの丈けで、其外に新たなる內容を加へたものは、安奉鐵道其他二三に過ぎない、さうして此特權を讓受けし後は、專心其經營に任じ、從來動もすれば露國が門戶を閉鎖して之れを獨占せんとしたるを、交通機關の發達、秩序の維持等によつて、各國民の自由發展をなし得る地域ならしめ關外未開の地を、支那中原の地を凌ぐ開發せられたる土地たらしめ、現に大連港の如き其貿易の額は上海に次ぎ、支那各港中の第二位を占むるに至り、其他各種の施設の全き事、南滿洲の如きは、支那全國中に之れを見ず、前淸末以來支那各地は擾戰亂の巷と化し、首都北京の如きすら一再ならず此厄に遭へるに、獨り南滿洲にありては、些少の動搖を見ず、萬民其堵に安んじ得るもの全く日本施政の結果と云はざるを得ない

然るに列國が動もすれば自國が他の部分について種々の特權を有する事を忘れたるものゝ如く、斯かる甚大の犧牲を拂つて、始めて占め得たる南滿洲に於ける帝國の地位につき、抗議し非難せんとするは不都合千萬である

交々強壓を加ふ

日本が安奉線問題について、辰丸事件について、又近くは大正四年日支交涉の終結に際し、最後通牒を支那に交付し、之れによつて問題の解決を求めた事を以て日本の對支外交を攻擊するものが少くない、然し之れによらずんば問題の解決

を求め得ざる場合には、斯かる方法を用ゆる事、亦止むを得ないではないか

支那と外國との重大なる交渉にありては、强壓によらずして成立したものは殆んどないと云つても過言でない、露國の極東經營、英國の阿片戰爭、英佛聯合軍の北京攻撃の昔を敢て問はずとも、獨逸の膠州灣租借はカイゼルの有名なる「鐵の甲拳」演說——何者と雖も我が正當なる權利を累はし又は害せんと試むるものあらば卿は武裝したる甲拳を揮ひて之を膺懲せよ——に送られて極東に向ひたるハインリツヒ親王の率ゆる艦隊の威壓の下に行はれ、佛國の廣州灣租借は、其東洋艦隊は東京灣に集中せられ、陸上には七千の精兵を動かし進軍の準備整へられ、斯くて艦隊先づ廣州灣を占領したる後に於てなされ、露國の旅大租借亦其東洋艦隊艦艇相衝みて旅順口に進航し、完全に之れを占領せる後に於てなされて居る、又英國の威海衞租借も同樣の强壓の下に行はれ、現に一八九八年三月二十五日英國政府が其駐支公使マクドナルドに與へたる訓令には

總理衙門が旅順口を露西亞に引渡すは北直隸に於ける均勢を著しく變更するものなり、故に卿の最も有効にして敏速なりと信ずる方法に於て、日本軍退去の後威海衞を引受くるの承諾を得る事緊要なり、條件は旅順口に關し露國に許したると同樣たるべし、英國艦隊は香港より北直隸灣への航行中にあり

と記されてある、又同公使は九龍半島の租借に關する要求を提出し、支那が容易に應ぜざるや、憤然案を叩いて

英國が此地を要求するのは、清國が廣州灣の租與を佛國に許して香港を危うするを以てなり、危險を救はんと欲せば、租借地を擴張して、茲に軍事的設備をなさゞるべからず、清國にして若し廣州灣の租與を佛國に拒むことを得ば、英國亦此要求を撤回せん

と叱咤し、支那當局止むなく其要求を容れたと傳へられて居る、米國の排日論者は我現駐支公使小幡氏を以て、「卓子を叩く人」(table-pounder)と稱して居るが、其先蹤は實にマクドナルドに之れを見るではないか

其他雲南鐵道敷設權の要求に關し、時の佛國外務大臣アノトーが駐支公使ジュバイユに與へたる訓令には

東京雲南間鐵道の爲支那政府に要求するに該線の特許は佛國政府又は佛國政府の指定せる會社の手に歸すべく清國政府は只鐵路及其附屬物に必要なる土地を供給するの任務を有すべきを以てせよ

と記され、支那の國土を見る恰も自己屬領の如き態度を採り、又露國は一九一一年二月陸路貿易章程改正に關し、支那が容易に其提議に應せざるを以て、斷然最後通牒を交付し、爾來其最後通牒による決定を、兩國間の陸路通商に適用して來て居る

吾人は列國が斯くの如き强壓的態度を採つたが故に、日本も同一の態度を採る事がよいと云ふのではない、斯くの如き强壓的態度に出でゝ、交涉談判の解決を求むる必要が、支那との交涉に於ては屢ある事を示さんとするのである、さうして斯かる必要ある場合には、時に强壓の態度に出る事亦止むを得ざるものなる事を諒せん事を求むるのである、さうして各自に省つて自らも斯かる必要に迫られたる事を忘れて、徒らに他を責めざらん事を要望するのである

米國は支那に强制を强ゆるが如き事無く、現に英國は二度、佛蘭西と日本は一度、支那國民の血に依りて其手を穢したるも、米國は常に無罪なりしのみならず、或は北淸事變賠償金の還附の如く、常に公明にして寬大なる態度を以て、支那に接み來つたと誇稱して居る、如何にも米國の支那に對する態度は、種々の事情よりして其誇稱する如くであつたが、然し米國と雖も全然此方針を以て終始したとは云へない、さうして米國が斯かる方針を採り得た事は、米國と支那との從來の關係に於て、强制手段を必要とする樣な事態が生じなかつたが爲で、若し强制を必要とする事態が生じたならば、米國も決して强制手段を採る事を辭せなかつたであらう

吾人は之れに關し一の證據を有する、前淸の末一九〇八、九年頃粵川漢鐵道借款につき英佛獨の三國資本團其借款權を獲るや、米國資本團も頻に之れが割込を運動し、駐支米國代理公使亦大に其間に斡旋したるも、遂に其目的を達する事能はざるや、一九〇九年七月二十一日時の米國大統領タフトは、淸國攝政醇親王に次の親電を送つて、米國資本團の要求貫徹を圖つた

米國大統領は茲に淸國攝政醇親王殿下に對し直接交涉をなすの急速的手段を採るの止むなきに至れり、今や予の接手せる報告によれば、粵漢鐵道借款に對する米國團の共同加入に對し、淸國政府に偏頗なる妨害を加へんとするものある事を聞き遺憾に堪えず、合衆國政府は夙に淸國の利害に就き最も懇重に考慮し、公明正大の國民的主義に基きたる行動を採らん事を望めるものなり、而して大統領の個人的意見としては淸國國利の增進富力の增殖を計らんとせば、

本借款につき米國の資本を利用するを以て、最も得策なる事を斷言せざるを得ず、斯くの如くんば初めてよく將來紛擾の禍根を斷ち、清國の政治的獨立及び領土保全を全うし得べきものなるを信ず

斯かる電報を一國元首が他國の元首より受取る事は、支那に於ては前古未曾有の事であつた、從て清廷は錯愕色を失ひ早速御前會議を開いた結果、遂に米國資本團を參加せしむる事に決した、蓋し支那當局としては米國が既に斯かる非常手段を採る以上、若し之れを容れずんば、其次に來るべきものは實に恐るべきものである事が想はれたが爲に、止むなく其要求を容れたのであらう

單なる借款に對する自國資本團の參加に就いてすら、其主張を貫徹する事の必要ある場合には、斯くの如き決然たる非常手段を採る米國である、其他の問題についても若し必要あれば、決して强制も壓迫も辭せないであらう、只米支の間に斯かる問題がなかつた爲に、斯かる必要がなかつたのである、吾人は米國の支那に對するや決して强制や壓迫は之を加へないと云ふ尊敬すべき信念や理想があつて、彼が如き態度を採りつゝあるにあらずして、斯くの如き手段を必要とする事件に幸に逢着しなかつたのであると解する、さうして米國と雖も必要ある場合には、斯かる手段を採るを辭せないと云ふ事を、此借款割込の要求によつて證明する

滿洲と蒙古、西藏

日本が特殊の地位を有する滿洲は支那本部とは同一視する事は出來ない、滿洲は特別の地域として見なければならぬ、華盛頓會議に於て「支那とは何ぞや」と云ふ問題が起り、支那本部のみか、又は滿洲、蒙古、西藏をも含むものかと云ふ論議があつたと聞くが、元來支那の領域は普通に支那本部（China Proper）、滿洲、蒙古、新疆（天山南北路）、西藏の五部より成ると稱するを普通とし、支那本部は十八行省（Province）に分たれ、滿洲が三省に區分せられ、又新疆も近年一省に數へらるゝに至り、之れを合して二十二行省と云ふも、之等三者の間には、地理上よりも、歷史上よりも區別がある、現に一九一一年革命軍の起るや、其旗幟は滅滿興漢にあつて、滿洲人が滿洲より入つて中原の土を奪ひたるを、其原主たる漢族の手に奪回せんと云ふにあつた、而して其後新民國の組織に當つては漢滿蒙回藏の五族を聯合して一國家を成す事

とした、此滿洲は滿洲人の謂で滿洲は清朝が禁を解いて漢人の移住を許して以來、漢人が多く入り込んで滿洲卽ち滿洲人ではないが、滿洲は矢張他の十八行省とは區別されて居る事を窺ふ事が出來る

以上は支那國內の事情であるが、國外との交涉についても、日清戰後には滿洲の要地を以て日本に割讓する事に決せられ、其後は露國の蹂躙に委せられ、又獨逸の如き嘗て公然と滿洲は英獨協商に所謂清國の中に包含せられず、從て支那領土保全の約束は滿洲には及ばないのであると聲言した事すらある、されば滿洲は之れを支那本部と區別し、其他の西藏や蒙古と同一の地位に立つものと謂ふべきである

支那革命事變に際し外蒙古は露西亞の援助を得て獨立し、一九一二年十月二十一日（露曆）締結の露蒙協約に於て

蒙古が其國土の民族的歷史的體制を維持せんが爲一致宣明したる希望により支那の軍隊及官憲は蒙地より撤退せざるべからざるに至り哲布尊丹巴呼圖克圖は蒙古人民の君主として擁立せられ蒙古と支那との關係茲に斷絕せり

と稱し、其後一九一三年十一月五日蒙古に關する露支宣言成り、支那政府亦「外蒙古の自主權を承認し」外蒙古の蒙古人が「自治蒙古の內政を自ら行ひ且同地に關する商工業上の一切の問題を自ら處理するの專屬的權利を承認し」是等の事項に干涉せず、又外蒙古に軍隊を派遣せず、文武の官吏を駐在せしめず、一切殖民せざる事」を承認した、而して之れ一に露國の援助の下に行はれ、此保障は支那が露國に對し與へたものである、さうして其後露國は支那が其參衆兩院議員を外蒙古よりも選出すべく割宛てたるに對し、外蒙古は支那の純然たる領土にあらざるの理由を以て抗議するに至つた、露國の崩壞と共に外蒙古も徐樹錚の力により自主を取消したが、更に最近又獨立し、チタ政府との間に露蒙新協約の成立をも見た

其他北滿洲黑龍江省內の呼倫貝爾につき、露支兩國は一九一五年十一月六日一協定を締結し、之れを特別區域とし、支那中央政府に直屬せしむると共に、此地に支那政府が軍隊を派遣する時は、豫め露國の同意を得べき事、鐵道布設の爲借款を起す時は露國に優先權ある事、支那人は此に於て借地權を取得し得るに止まる事等を決定した、蓋し呼倫貝爾も前清宣統三年十一月（一九一一年）庫倫の通牒に從ひ獨立し、露國の庇護下に立つたのを、此時斯かる形式によつて其解決を告げたのであつた

又西藏は英國と從來特別の關係ある支那の一邊疆地域であつたが、清廷退位後一九一二年八月十七日英國公使は、支那政府に對し

一、英國政府は支那政府の西藏內政干涉を承認せず

二、英國政府は支那官吏が西藏に於て擅に行政權を行使する事竝に支那政府が西藏を內地行省と同一視する事に反對す

三、英國政府は西藏が多數支那兵の駐藏を許可するを欲せず

との要求を提出し、支那が之れを承諾するに於ては、初めて民國の承認をなすべく、又若し支那が之れを承諾せざれば民國の承認をなさゞして、西藏と直接訂約すべしと稱した、依つて支那は大體之れに承諾を與へ、遂に一九一三年十一月十三日より英支藏のシムラ會議を開く事となつたが、該會議に於ては西藏に支那が宗主權を有する事、西藏の自主を認むる事等は、容易に意見の一致を見たが、西藏委員から支藏境界案を提出し、右によれば殆ど川邊特別區域及青海の全部が西藏に劃入せられんとするものなる爲、支那委員は之れを承諾せず、後相互に讓歩して一九一四年四月二十七日條約案並に、境界圖に各委員の署名を見たが、支那政府は之れに反對し、其委員陳貽範に電報して、之れを否認すると共に、五月一日英國公使に對し「該草約の大體の條項には、同意なるも境界の一項は承認する能はざる」旨通牒し、爾來其儘懸案となつて居る

英國は從來支那が西藏を以つて、支那本部の行省と同一の取扱をなす事に反對し來り、一九一四年七月十日の英國下院豫算委員會に於ても、外相エドワード、グレーは

西藏に關しては恰も支那の地位を鞏固ならしむる條約を取結びたる際、支那は西藏を征服し同地を支那の一省とし、遂に印度國境を不安固のものたらしむる迄の侵略的措置を採りたるが、右は最も非理なる行動にして、吾人の大に苦情を呈する所以なり、若し之れなかりせば新協約締結の必要無かりしなり、新協約唯一の目的は支那をして或特定の境界を劃し、同境界外に於ては西藏の自治を認め、之れに干涉せしめざるにあり、支那は未だ右協約に調印せずと雖も何れ調印するに至らん事を希望し居れり、若し支那にして之れに調印せず、將來同國境を脅す如き侵略的政策を採

るに至るもんか、其結果たるや、支那に禍害を奉し、吾人にも累を及ぼし、遂に支那政府に對し、愚重に交渉せざるを得ざるの止むなきに至るべし

と述べて居る、英國の意嚮は西藏をして可成廣汎なる地域たらしめ而して之れを支那の干渉の及ばざる、英國の保護國たるが如きものたらしめんとするにある事は、之れによつて明瞭に知り得る、西藏に對して支那が侵略的政策を採ると云ふが如きは、吾人が英國外相よりして初めてこれを聞く珍奇なる語である、尚一九一四年の英支藏條約案中には外藏は支那の國會又は類似の團體に代表を有せざるべき事を規定し、露國が外蒙について支那に抗議せると同一の規定がある

支那の本部にあらざる邊境の地域たる外蒙、西藏及北滿洲の一部には英露のバックの下に斯くの如き交渉が行はれつゝあつたのである、さうして斯かる地域も同じく支那の領土にして、支那領土保全の對象たるべき事は、英國政府が一九〇一年の英獨協商につき、其三月二十八日議會に對し

英獨協約の第二條（清國領土保全の項）は何等の制限無きものなれば、之れが條款は清國の全部に適用せらると聲明した事によつても知り得るし、又英國が斯かる邊境をも所謂領土保全の對象中に加へた事は、斯かる聲明なしと雖も毫も疑ふ餘地がない、然らば英國は其西藏に對して採りたるが如き行動は毫も支那の領土保全に支障なきものと解しつつあるものと信せねばならぬ

さうして吾人は西藏につき英國が一九〇四年の拉薩條約に於て西藏政府は英國の承諾を經るにあらざれば

一、西藏の領土を外國に讓與賣却租與し又は抵當とし及之れが占領を許さゞる事

一、外國をして西藏に干渉せしめざる事

一、外國の官吏又は代理者の西藏に入るを許さゞる事

一、鐵道道路電信鑛山其他の利權を外國臣民に讓渡さゞる事

一、西藏の各收入貨物又は金銀錢幣等の類を外國又は外國臣民に對し抵當に供せざる事

の獨占特權を要求して居る事を指摘しなければならぬ

斯くの如き事が遠古、西藏について、又北滿洲の一部に就いて許されつゝあるに、獨り之等の諸邊區と同一の關係の下

にある、南滿洲に於ける日本の特殊地位のみが、列國間の攻撃の標的となるが如きは、不公平なる事と謂はねばならぬ、人或は滿洲は蒙古、西藏の如く交通不便なる未開の地域にあらず、從て之れを同一視する事能はずと云ふものあらんも、吾人の同一の關係の下にありと云ふは、支那の領土としての地位を指すものにして、又南滿洲が彼が如く開かれたるは、主として我國が二十年來銳意努力した結果であつて、爲に日本の此地に於ける特殊地位を認めらるゝ理由とはなつても、之れを難ずる理由とはなし難い

一九〇四年英國のヤングハズバントが拉薩に入り、英藏協約を締結するや、露國は駐英大使に訓電して、時の英國外務大臣ランスダウン侯に抗議を提出せしめた、此時侯は冷然として

機會の生ずる毎に世界の各部分に向つて侵略を行ふ事を躊躇せざる一國の政府より此の如き故障を聞くは怪訝に堪えず若し露國政府にして英國の西藏膺懲に異議を稱へ得べきものとせば吾人は露國の滿洲、土耳其斯坦及波斯に對する行動に對し果して如何なる語を以て反對すべきや

と答へたと聞く、吾人は此ランスダウン侯の語を以て、日本の對滿政策を難ずる人々に呈し、而して日本の滿洲に於てなし又滿洲について求むる處は往年英國が西藏に對して求めた處の十分の一にも當らないものである事を附言したい

* * * *

吾人は過去に於て日本が支那に關してなした行動に、些少の無理がなかつたとは云はない、又必ずしも全部正義の尺度に外れぬものであつたとは云はない、然し其多くは日本の存立の爲に必要止むべからざるものであつた事を確信する、さうして更に其無理も不正も、之れを他の先進諸國が支那に對してなした夫れに比すれば、遙に些少なものであつた事を確信する

然るに彼等は頻に日本の對支方針を攻撃し、種々の非難と惡罵を我國に加へ、我國を好評の絶頂より不評のドン底に陷落し込んだ、併し我々は自ら省みて決して疚しくない、從て彼等の攻撃に對して毫も僻易する必要がないと思ふ、或は日本人中にも徒らに彼等の攻撃の熾なるを見て、我國の行動についての當然の理據を顧みる事なく、又彼等先進諸國の所爲に對して批判を加ふることなく、漫然彼等の攻撃に同じて、過去の日本に於ける國民的要求希望の如何なりしかに又當局

の苦心慘澹たる努力の如何なりしかに頓着なく、恰も日本が彼等の云ふが如き罪人なるかの如くに思惟するものあるを見るのは遺憾至極である

而して彼等にして斯くの如く思惟するのみならば、尙恕すべきであるが、斯く思惟した結果苟くも外人の攻撃の焦點たる問題、日本の眞意を疑はるゝ虞あるが如きものについては、遽に抛棄して以て外國の日本に對する誤解を釋かざるべからずとなすものあるに至つては驚かざるを得ない、日本は何の爲に歐の大戰爭を戰ひ、又何の爲に戰後の二十年を苦み來つたか、日本國民は假令外國の非難を受くるも、是等の者は飽く迄日本の爲に必要なりとしたのではなかつたか、さうして過去に於ける當局者は此國民的要求を後援として、我要求希望を貫徹し來つたのではないか、然るに今日之れを抛棄して外人に迎合せんとするが如きは、吾人毫も其可なる所以を知らない、さうして又假令日本が之等外人攻撃の焦點たる處のものを今日に於て抛棄するも、一旦日本人が受けたる其不評は決して之れが爲に消ゆるものではない、吾人は日本人が決して一時的の評判の如何に頓着せず、國家の存立の爲に當然必要なるものは飽く迄之れを保持せん事を要望する、さうして又外人の非難や攻撃については十分に事實の本態を極め、漫然無批判に之れを受け入るゝが如き事無からんを望む

民國十年大事記

一月

一日　各紙例の如く年頭に統一希望を論ず▼孫文正式政府の建設を力說す

三日　梁士詒南京上海間に饑饉救濟資金を募る

五日　厦門商民附加稅に反對して罷市▼津浦線列車衝突

六日　徐樹錚脫走▼陸榮廷の息裕光入京▼參謀本部局長崔承熾免職さる▼北京外交團會議は支那の一月十六日より關稅增徵通牒に對して二個月の延期を求む▼王占元より湖北不穩の報來る

十日　賑災借款調印▼厦門警察問題喧し

十二日　甘肅督軍張廣建と鎭守使馬福祥と衝突

十四日　購車借款調印▼成慎將軍府に祭上げらる▼長沙に兵燹あり▼日本瑾春覺書交附

十五日　奉天派の小會議

十六日　天津日本租界逃捕狙撃さる

十七日　宜昌上流に戰あり
十八日　小幡公使米支無線電信借款に抗議
十九日　賑災借款四百萬元調印
二十三日　軍政府廣西討伐動員令を下す
二十八日　日支軍事協定廢止に關する案調印▼此月張作霖の大東三省主義喧傳▼伍廷芳南方に關稅剩餘金引渡を要求▼關稅增徵は三月一日と決定▼外蒙危險の報▼張宗昌南昌を窺ふ▼南方民黨孫文を大總統に擔ぐ等の報新聞紙を賑す

二　月

一日　上海の新青年社封せらる
九日　唐繼堯追はれ顧品珍總司令の任に就く
十日　庫倫陷落の報
十一日　軍政府は岑春煊を始め廣西派政學派に逮捕令を出す
十六日　王占元壯威將軍に任せらる▲四川省議會は中央に合法政府成立まで獨立すと宣す
十八日　四川に戰あり
十九日　江西省長更迭
二十三日　沙市に兵變あり▼吉林官帖暴落
二十八日　朱啓鈐歐米に出發▼此月に北京に四謠言あり曰く復辟、直奉衝突、中部各省の聯立、選擧延期▼南方政府に聯省政府組織案討議さる

三　月

二日　孫傳芳勳三位を授けらる
三日　梁士詒組閣說傳ふ
四日　徐總統ハーデング大統領に祝電を發す
五日　上海造幣廠借款成立▼鄂芬入京
六日　靳內閣動搖▼孫文民主主義を演說
七日　關稅餘款回收の示威運動南方に起る
八日　劉承恩湖北省長に任せらる▼北京敎育部月給問題で動搖
十二日　叨林陷落の報▼吉林督軍鮑貴卿免職され孫烈臣吉林督軍に吳俊陞黑龍江督軍に任せらる
十六日　上海で貴州總司令王文華暗殺さる▼保定に小兵變
十七日　鮑貴卿靈威將軍に任せらる
二十五日　北京天津に雪降る
二十八日　十五日來北京で病めるラッセル氏危篤に落つ
三十日　庫倫鎭守使陳毅官職を褫奪さる

四　月

一日　廣東省議會は女子參政權を否決
二日　陝西に陳樹藩と于右任と戰ふ
三日　王寵惠佛國に赴く
四日　復辟謠言取締令出づ
七日　孫文二百十八票にて南方總統に當選
十日　濟南學生日貨排斥で騷ぐ▼端郡王の入京に對して外

交團新疆に再送を決議す
十二日　北京司法官減俸で呈文
十六日　張作霖入津▼曹錕も次いで入津
十七日　河南兵燹
十八日　靳總理入津
二十四日　王占元入津▼四頭會議開かる
二十七日　四頭を始め各督軍連名にて孫文問罪の電報を發す▼此月寺內借款の善後策議せらる▼天津會議の結果を各省督軍に打電し同意を求めたるに反對多し▼王士珍長江巡閱使に任ずべしとの說あり長江督軍反對

五　月

一日　勞働者の紀念祭は當局の取締で中止さる▼漢口に王占元排斥の運動起る
二日　天津會議は內閣改造を議す
四日　所謂五四運動各地にあり
五日　孫文は徐世昌に退位勸告
六日　王占元、曹錕、張作霖前後して入京
八日　小幡公使は歸國す▼曲同豐保釋さる
九日　各地に國恥紀念日擧行
十日　張作霖、王占元、顏惠慶に勳一位を授く
十三日　江西省長再び更迭
十四日　內閣改造され葉恭綽野に下る
十七日　何豐林に勳三位を授く
二十日　獨支條約調印
二十四日　張曹意見衝突を傳ふ
二十五日　陳樹藩陝西督軍を免せられ閻相文任命さる▼陳に祥威將軍を授く▼陝西之れより亂る
二十八日　曹錕保定に歸る
二十九日　王占元歸る
三十一日　張作霖退京▼此月兩廣亂雲飛ぶ▼日英同盟反對論各地に起る

六　月

三日　北京學生と軍隊と衝突
四日　張作霖歸奉▼宜昌兵變
五日　敎育維持國民大會開かる
七日　武昌兵變
八日　孝感驛にて亂兵千八百三十二名を銃殺
九日　王占元排斥の聲愈高し
十二日　北京學生罷課
十八日　濟南に米領事排日演說を爲せりとて喧し實は噓報
二十日　賑災總統令出づ
二十五日　兩廣軍戰ふ
二十六日　王寵惠國際聯合會全權に任せらる▼此月日英同盟反對の聲各地に起りて益喧し

七　月

一日　張作霖征蒙經略使に就任す
三日　中佛實業銀行の紙幣各地に通用せず

五日　外交團關稅改正を議す
六日　友華、邊業、道勝三銀行の紙幣も京津間に通用せず
八日　寺內借款問題解決▼友華紙幣通用す
十日　陝西の時局一段落▼太平洋會議は支那處分會議なりとの說が喧し
十八日　征蒙軍一部出動
二十一日　趙恒惕軍、湖北を攻む兩湖戰爭始る
二十五日　孫文北伐を議す
三十一日　北軍大舉して南軍を襲ふ▼兩軍一勝一敗

八月

一日　兩湖の戰事激し
二日　福建戒嚴令
三日　直隸軍南下前進▼外國汽船岳州附近で狙撃さる
四日　太平洋問題討論會組織
五日　湖北軍退却▼王占元辭表提出▼兩湖戰局擴大▼湖南附近にて元享丸撃たる
七日　王占元逃げ仕度す
八日　黎元洪等の湖北人は兩湖戰の停止を要求▼南寧陷落▼廣東軍江西を攻む▼小幡公使歸任
九日　王占元の辭職許可さる▼吳佩孚兩湖巡閱使に蕭耀南湖北督軍に孫傳芳長江上流總司令に任ぜらる
十一日　王占元去る
十二日　吳佩孚漢口に着、前線に赴く
十三日　華府會議の正式招待狀は米國代理公使ラドック氏の手より交附さる▼湖北民に吳佩孚反對熱高し
十五日　朱啓鈐歸京▼武陵丸撃たる
十六日　吳光新脫出▼支那華府會議の招待狀に返電す
十八日　嘉魚の戰▼陳炯明國民大會贊成▼支那共管論喧し
二十一日　太平洋會議中國後援會組織さる
二十三日　吳佩孚京漢線收人を差押ゆ
二十四日　王占元部下孝感驛に亂を起す
二十五日　閻相文毒殺さる
二十七日　吳佩孚盧山會議を通電す
二十八日　孫傳芳第二師長に任命▼北軍岳州占領
二十九日　上海に太平洋會議協會成る

九月

一日　吳趙兩人英艦內に和平條件を議す▼盧山會議評判惡し
二日　端郡王抑送さる▼宜昌に大雨中戰あり▼南方派幹部廣西に赴く張孫提携の聲あり
四日　張文生、齊燮元正式督軍に任ぜらる▼學生會吳に反對▼米公使着任
五日　南方政府北方代表否認▼上海工部局徐樹錚に退去を命ず
六日　宜昌方面休戰▼靳氏辭職を言ふ
七日　小幡公使山東問題交涉督促の公文を交附す
九日　蔣作賓等廣東落ち
十日　公文督促の輿論喧し

二十三日　小幡公使公文の回答を督促す
二十八日　華府會議隨員出發

十　月

二日　宜昌方面一段落
六日　支那政府の山東交涉回答來り交涉に應せず▼支那の華府會議全權發表
十日　双十節學生騷ぐ
十三日　孫文北伐を宣言す
十四日　粵漢鐵道工夫英人技師長を排斥し同盟罷業す
十九日　山東案の再覺書北京政府に交附す▼舊交通系の內閣乘取運動盛也
二十二日　孫傳芳宜昌に赴く
二十五日　保定會議開かる
二十七日　アグレンの關稅二割引上案を今日の閣議は否決す▼李烈鈞の部下衡州占領
二十八日　財政總長に高凌霨任命
三十日　吳佩孚漢口に歸る

十一月

一日　米國より債務督促の通告來り輿論喧し
二日　支那政府は山東案第二覺書の回答を交附す
三日　天津在留の朝鮮人不穩文書を撒布す
六日　南北各支那紙原首相の死を悼む▼財政次長更迭
八日　梧州に孫陳兩人會合▼國會新議員運動を始む
十一日　吳佩孚保定に赴く
十三日　上海國民外交大會開かる
十五日　ノースクリッフ卿來京
十六日　北京天津に中國交通兩銀行の紙幣通用せず
十八日　梁士詒南方に活躍
十九日　北京天津の支那紙幣取付原因を日本なりと誣し小幡公使抗議す
二十日　取付原因はアグレンなりとてアグレン攻擊の聲高し
二十二日　保定會議に吳佩孚出席
二十三日　葉恭綽の機關紙金融擾亂記事を揭げ發行停止さる
二十七日　伊太利軍隊軍器を曹錕軍に賣却し物議騷然
二十九日　張敬堯奉天行

十二月

三日　葉恭綽京津奉天間に活動▼林長民海外より歸京
五日　獨逸公使國書捧呈▼徐靳暗鬪の報
六日　各地に華府會議の山東交涉反對論高し
十日　各地學生騷ぐ
十二日　佛國公使國書捧呈▼日本の國民有志大會は支那國民に統一を勸告す▼張作霖入津
十四日　張作霖入京
十八日　靳雲鵬辭職許可▼顏外交總長代理總理を命ぜらる
十九日　曹錕入京

二十二日　濟南學生日貨排斥を提議
二十四日　梁士詒國務總理に任ぜらる
二十五日　新內閣成る
二十七日　山鐵交涉に就て小幡公使外交總長に聲明▼漢口各團體外貨排斥決議

寄贈書目錄

英國事情　朝鮮銀行　六號
支那時事　東方通信社　三號
The Herald of Asia　Herald社　自一〇三號至一一三號
東洋經濟新報　其社　自九七八號至一〇五五號
月報　小樽商業會議所　自四四八號至四五四號
特許公報　特許局　自四四三號至四八四號
實用新案公報　特許局　自七四三號至七八四號
商標公報　特許局　自五五七號至五六一號
國民經濟雜誌　實文館　一號
通商彙報　大阪商品陳列所　五八號
日本及日本人　政教社　八二五號
學燈　丸善株店　八二六號
通商公報　帝國地方行政學會　一二號
月報　橫口商業會議所　八九五號
滿蒙ノ文化　其會　一一六號
貿易通報　大阪商業會議所　一一七號
政友　政友會　二五四號
朝鮮及滿洲　其社　一六九號
國際事情　外務省　一一七〇號

月報　地學雜誌　一七二號
地學雜誌　東京地學會　三九六號
貿易　其會　一二號
New Book.　丸善株式會社　一〇五號
會報　鐵路協會　一一〇號
大陸　其社　一號
財政經濟時報　其社　一號
大陸工報　興亞技術同志會　八四號
滿蒙經濟時報　奉天商業會議所　一〇七號
化學工藝　其社　一〇八號
山林彙報　農商務省山林局　六〇號
地學雜誌　中國地學會　一二號
發明　帝國發明協會　九〇號
東洋時報　其社　一二號
大正九年度天津貿易年報　天津日本人商業議所　二七九號
月報　青島實業協會　四五號
滿蒙實業彙報　大連商業會議所　七七號
水交社記事　其社　七八號
月報　大日本紡績聯合會　三號
南洋協會雜誌　其會　三五一號
會報　日印協會　一二號
三田評論　其社　三一號
日華公報　京都法學會　二九四號
法學論叢　其社　一號
報德　其會　一號

時報

支那側の太平洋會議悲觀……山東問題華府直接交涉……交通銀行風潮內容……日本國民有志大會の對支勸告……上海港改造決定案……悲痛なる徐總統の通電……新內閣の動搖と張使の入京

支那側の太平洋會議悲觀

太平洋會議に對し、何事も支那の提案ならんには、米國樂長の鞭の下に英佛列強何れも踊つて歡迎歌を合奏するものと想像せる支那の過度の依賴は、夙に已に識者の顰蹙して悲觀的豫料を懷きたる所なるが、會議以來華盛頓より傳はれる消息は事毎に支那の不利を報じ來れるより、支那國民は案に相違したる面持にて、最近輿論は著しく悲觀的色彩を帶び、依賴の大なりしだけ其れだけ亦悲觀の度甚しく南北言論界は孰れも同會議に對して、悲憤怨嗟の聲をあげ始めたり、茲には特に上海輿論界の悲鳴を摘擧して其態度の一斑を窺はんとす

時事新報は華府會議に於ける失敗を論じて曰く

華府會議に於ける支那の敗因は、(一)支那政府それ自身が一國を代表する政府らしからざる事、(二)支那代表は事前に善く討究する所なく、會議に當て遽に狼狽せる事(三)新人物として派遣されたる國民代表も亦毫も何等の準備なく、倉皇として出發せる事等の三項に起因せるものにて、斯くの如くにして何事か能く爲し得べきや、殊に華府會議の根本目的は軍費の負擔を輕減し日米戰爭を未然に防止せんとする海軍縮少案にして此等にして解決せば其目的は完了されたりと謂ふべく彼等は決して支那問題を同會議に於て解決せんとするの意思を有せざるなり、されば如何なる問題を提出するも本氣に取扱はるゝ筈なし、弱國の外交は抗爭すべきに非らず、感動せしむるに在り、故に支那代表が此心掛けを以て會議に臨み、支那の國家改造に就きて彼等の誠意ある援助を求むるが如くに仕向けんには、或は好結果を得たりしやも知れざるに、反て多くの要求を提出して遂に此惡結果を招きたるぞ是非もなしとて今更の如くに愚痴を竝べ、新聞報は稍逆上氣味の亢奮的態度を以て論じて曰く

最近華府會議よりの消息は極めて惡しく、形勢にして斯くの如くんば、支那の前途は必らず不利ならん、會議の結果が支那に不利ならんには、是れ獨り支那の失敗とすべきのみならず、各國にとりて亦大なる失敗なるべし、何となれば、華府會議の本旨は、公理を維持して平和に向はしめんとするに在り、而も事實を觀るに、殆んど會議の名を藉りて侵略の計を定めんとせり、斯くの如くにして公理安に在るや、平和何ぞ保持するを得ん、斯くの如きは是れ野心家が機會を作りて世界に禍根を貽植するものに非らずして何ぞや

と非難し、更に華府會議に派遣せる國民代表余日章氏より

十二月六日

ルート氏と會談中、氏語て曰く、支那に統一力と良好なる政府及公正なる官吏の缺乏とは、支那の內治外交を失敗せしむる總原因なり、支那國民は宜しく奮起して國民たる天職を盡くすべし、然らずんば米國は決して援助し難く、且つ支那自身の前途も望みなしと、國民は之に注意して速かに奮起すべし

越えて十二月十日、更に

在米支那人は頗る華府會議に失望せり、吾政府の代表は只だ米國代表の意見をのみ聽くと云ふ有樣なり、目下米國の政策なるものは支那を援けて輕重を……（電文不明）利益を取り、支那に調子を合はせ支那の重大案件を其犧牲に供して海軍の縮少に成功し、之を以て共和黨の地位を鞏めんとするに在るのみ、日本は此事情を悉れるが故に海軍比率案を保持して、以て山東問題及滿洲經濟權の代りとせり、吾代表は主要の難かしき事件を避けて些少の利益に努め、而も國內の評判を博せんとし居れり、同時に米國人は列國の撒布せる輿論に翻弄され支那は郵便權に於て、治外法權に於て、租借地に於て何れも回收し得る所多しと謂ひつゝあるも、其後の會議に於て何等得る所なかりき、又吾代表は宣傳に努めず、米國の新聞紙上支那に關する大切なる記事幾んどなし、米國人の支那に讃同するは支那を諒解せるの故に非らず、實は日本に對するが爲めのみ、吾人は吾代表に次の如き四項建議を提出せり

一、速に積極方針を決定すべし

二、公布に注意すべし

三、極東委員會及大會に於て、全力を二十一箇條及關稅修正案に注ぎ、日支間の會議にては山東問題と山東鐵道に力を致すべし

四、代表は相共に和衷協濟すべし

と云へる電報到着し、華府會議に於ける支那側形勢の頗る面白からざる事を裏書きせる形となり、支那一般人士の失望は益々深く、之と同時に依頼すべからずの反省漸く眞摯となり、識者の反省論調日に高まりつゝありて、其論旨を綜合すれば左の四項に在り

一、他國に依頼するは勿論、又他國を排斥する感情の非なるを諒解せざる可らず、吾人の期待せる米國の所謂援助は其通例なり

二、最近の外交は實際的國民外交にして、國民の利害休戚に考慮せざる外交は失敗し、海軍縮少案の成功し、四國協商の成立せるは凡て茲に基くものなり、故に吾國民も實際を重んじ、空言に趨るを止め、世界の趨勢を知らざる可らず

二、既に失へる利權は、空言の能く恢復し得る得に非らず全く事實問題と實力問題に依らざれば効果なし

四、自己を恃み、自己の力に依りて內政の改造を實行せざる可らず、政府及代表否認の電報を發したりとて何等の効力なし

山東問題華府直接交渉

曩に二回まで帝國政府の提議を拒絶し、飽くまで太平洋會議に提出せんとせる山東問題に關し、其後米國國務卿ヒューズ及英國代表バルフォーア兩氏の調停に依り、華盛頓に於て日支代表の直接交渉に移り、十二月一日より既に其交渉を開始せる旨の報は、華盛頓會議に於て米國援助の下に無條件還附の主張を貫徹せんとの僥倖的希望に盈ち滿てる支那國民に甚しき驚愕と失望とを與へ、輿論の反對喧囂と共に各團體亦躍起となりて反對示威運動を試み國論の喚起を煽ぎ立てたるも、すき腹の空聲の如く其元氣聲勢亦前次と比す可らず、加之華盛頓に於ける交渉經過の逐次日を追て傳はると同時に、反對氣聲概して亦漸く沈み勝ちとなり、上海中華日報の如きは「既に英米が斡旋せる以上、如何に反對するも阻止する能はざるを以て、寧ろ大局に考慮して不利の結果を自ら招かざるやうに務むるを肝要とす」と論じ、常に本問題に藉りて北京政府を攻撃せる廣東方面に於ても、廣東タイムスは十二月九日の社說にて、「華盛頓會議に於て本案を交渉せば、英米の好意的助言及び日本に對する德義的壓迫により、北京に於て交渉するに比して恐らく更に有利なる解決を見ん」と謂ひ、輿論は日に平穩に傾きつゝあり、之と同時に各團體も、其中北京天津及上海に於ける學生中堅の所謂國民大會は何れも反對示威運動を擧行せるが、漸く諒解裡に沈靜しつゝある輿論と民心とを煽動するに足らず、蹇天に鼻水聲を渦らすのみにて殆んど

引き立たず、此間北京政府は華盛頓に於ける本問題直接交渉の經過を各省長官に宛て

十一月三十日、吾代表は山東問題を華盛頓會議大會に提出せる處議長は該問題は日支兩國間の一大難問題にして今英米兩國の誠意ある調停に依り交渉を進むることゝなり、其交渉會議には日支兩國の代表の外、更に米國より東洋課長及外交部參事、英國より代表及東洋課長を列席せしむべしと述べ、越えて十二月一日其一回の交渉會議を開き、席上米國國務卿ヒューズ氏先づ立ちて調停の辭を述べ、英國代表バルフォーア氏は之に贊成し、次に日本の代表加藤氏は英米兩國の調停に對する謝辭を述べ、本問題は日支兩國の誤解の原因にして、支那政府は此交渉に就きて困難なる事情を諒解し居り、兩國にして虛心淡懷協議せば之れが解決敢て困難ならずと信ずと說き、最後に吾代表施肇基氏起ちて同じく英米調停の厚意を謝し、本問題は昨日既に大會に提出せるが故に、茲に重ねて敘述せざるも、本問題は實に支那存亡の至深なる關係あるを以て、支那國民は公平にして圓滿なる解決を希望すと述べ、次日より本問題に關する種々條項に就きて協議を開始せり、今日までの經過は斯くの如きが、思ふに本問題は吾國より主權及領土に關する大事にして原則通過せば之れが提出の機會あるも國際間に於ける地位、會議の形勢に愼重なる考慮を拂ひ、務めて良好なる結果を得べく希望し英米兩國代表共同出席の上談判を開始し、最短時間に數年來の懸案を解決すべく努めつゝあり、而

して大會の最初に於て、該案將來の保證を得たる一事は英米の好意に依ると雖、又吾國民の輿論指導の功あるを忘る可らず

と通報して間接的に輿論の反對を緩和せるが、輿論の趨嚮既に前述の如きより、今後或る特殊事因によつて反感を激發せざる限り、本問題の華府直接交涉は存外平穩に進行し得べき情勢なる處、十二月二十日の華盛頓特電は遂に本交涉は解決に至らずして無期延期となれる旨を報じ、電文簡にして其詳細なる事因を審にする能はざるも

本交涉の最大難點は山東鐵道の善後問題に在るが如く之に關し在華盛頓の支那國民代表余日章氏は支那が山東鐵道を買戻すには外國の鐵道公債の形式を採るべき事及び日本は同鐵道に對する優越權と一部の管理權を九十年間獲占すべきを強硬に主張し、全く山東を占領すると同樣なり、吾人は極力之に抗爭し、完全に該鐵道を買戻すを必要とす、國民は速に買收資金の募集に努力すべしと報じ、上海にては之に基き、商會聯合會及銀行公會發起となりて山東鐵道買收協議會を開き、其資金募集に就き討議中なるが、聞く所に據れば將來資金調達し買戻し得たる上は、商會と銀行界より委員會を組織して該鐵道管理の任に當るべしと云ふ、之れと同時に山東に於ても亦省內各團體の聯合にて、山東鐵道買收事務所を濟南の省議會內に設け、買收資金の調達に猛進するに決せりとの消息あり

交通銀行風潮內容

十一月中旬、中國交通兩銀行が兌換取付けの騷擾を惹起し、京津の財界に一恐慌を出現せるは前號報道せる所の如くにして幸ひ兩銀行とも大なる破綻を見るに至らず、月末に至りて略ぼ風潮沈靜に歸せるも其後交通銀行に關する市場の風說は今尙未だ解けず、其內幕に就きて種々の取沙汰絕へざるが、同行の內容に熟悉せる財界某氏の言に據れば同行の新舊交通系及中立の三派に分たれて各々其勢力扶植に暗鬪しつゝあるは、世間周知の事なるが、今日同行の實權は殆んど中立派の任鳳苞氏の掌中に歸し、新舊交通系の勢力は世人の云ふが如く大ならず、任氏は最初舊交通系の有力なる一分子にして、梁士詒氏等舊交通系の力に依り、今日の地位に昇進せるも、其實權を把握するに及び、漸く自己勢力の發展に志を轉じ、股肱たる陶湘氏を先づ北京總行々長に擧げ、着々勢力の增進に努むると同時に、亦日に舊交通系との關係より遠ざかり、最近に於ては新舊兩交通系の外に中立派の地盤を築きあげて其首領となれるが、先月同行の首席理事にして舊交通系の御大たる梁士詒氏が香港に赴き、或る所用の爲め行用の名義にて十萬元の送附方を任氏に打電せる處、任氏の之を拒絕せるが如き、其舊交通系に對する態度を窺ふに足るべし、於是舊交通系は叛逆者を以て任氏を目し、深き不快を懷けること既に久しきが任氏が當時尙舊交通系の孵翼裡に在りて活動を逞せる頃、舊交通系が氏を操りて、梁士詒氏を主力とする戒通航業公

司を始め、其外幾會社に對し、不當なる巨額の融通を爲さしめ、且つ此外梁氏名義の下に私的融通の額亦尠からざる數に上り、其等の祕密弱點擧げて盡く任氏の掌中に握られ居るなり、舊交通系は不快憎惡を懷けるも遽に氏を排斥する能はざるのみか、既に一勢力を築成して稱覇に燃ゆる任氏より、反て逆に右數種融通金額の返濟を嚴求されたるが、抑通航業公司の如き今や殆ど失敗垂死の悲境に陷り、其他の事業亦何れも思はしからざるより、流石に財神と稱さる財閥の巨頭梁氏も猝に調達する能はざる爲め、兩者間に劇烈なる談判開始されたること洩れたるも、政府の破產的財窮の暴露と共に、今次の兌換風潮を捲き起せる一原因にして、啻に此等不當にして巨額なる貸付の返濟頗る覺束なき外、數年來積りに積れる政府借款の整理亦極めて容易ならざるものあり、之れが爲め同行の窮境に陷れるは事實なるが、實は尙未だ破產のドン底までには至らず、雖然今次の風潮を機として同行の徹底的改革の叫び、日に漸く株主間に高く、反交通系の株主張煊等數百名の如きは、連名を以て同行の査辦請願書を政府に提出し、且つ臨時株主大會を召集して政策方針を討議すべしと主張しつゝあり、之に對して前述の如き私的關係ある梁士詒氏等は、之に由りて其不正の醜狀を天下に暴露されんことを怕れ、狼狽して其掩蔽善後策に腐心し、舊交通系の總參謀長葉恭綽氏が、梁氏香港よりの歸京と前後し、十二月上旬急遽奉天に赴き、何事か張作霖氏と密議を重ねたるは、其用件固より政治問題を主とせること勿論なるも、同行救濟即ち蓋臭問題に關する用務も亦其重要なる一部分を占め、密議の結果政治的提携の暗約の進行に伴ひ、或る種の交換條件下に、張氏より現銀四百萬元を融通するに略ぼ內定せるが、更に此間の祕密消息に據れば、葉氏は舊交通系の現在實力を以てしては、到底今遽に同行に對する債務を完了し、併せて同行の整理を成すこと不可能なりとて、捲土重來を後日に期し、一先づ政治的交換に恃つて同行を此際張氏に投げ出し、張氏の力を以て其整理を期せんとせりと傳へられ、張氏が一千二百萬元——其中八百萬元を以て同行株券の大々的買收を爲し、四百萬元を以て整理に充つ——を投じて同行を自己勢力下に置かんとしつゝありとの風說財界に高き所以此に在り、張氏が中央へ中央へとの勢力進展の既往事跡に鑑み之を機とし交通系に代て同行を其掌中に收めんとするの意圖あるは疑ふ可らざるに似たるも、實際張氏に斯くの如き餘裕に富めるや、又之に對する南北株主が能く默視すべきや、大なる疑問にして其實現は至難なるべし

日本國民有志大會の對支勸告

支那政情の不安は、隣邦國民の誼みとして默視するに忍びざるものありとなし、政友會の杉田定一、憲政會の小泉又次郎、國民黨の湯淺凡平、無所屬の中野正剛、時事新報の鹽井陸朗、朝日新聞の神田正雄、東方通信の水野梅曉及び頭山滿、寺尾亨、副島義一、建部遯吾氏其他民間各團體の發起により、十二月十二日築地精養軒に於て國民有志大會を開催し、支那國民に對して友誼的に統一速成勸告を爲

す事に決し、左の如き宣言決議を爲し、其決議の傳達方を東方通信に依賴せり

宣言。支那民國政局の動搖安定せざるに於ては、玆に不面目なる外國干涉の端を開くの恐あるは、日本國民の坐視するに忍びざる所なり、依て玆に本會は左の決議を以て支那國民に對して友誼的勸告を試み、其猛省を促し、速に統一の實現を希望するものなり

決議。貴國政局の不安定は、單に貴國人の痛苦とする所なるのみならず、隣邦たる日本國民も亦同じく憂慮する所なり、現に華府會議が其大半を貴國の問題に費すが如きは列國も亦貴國の安定と統一を欲するを以てなり、吾人は華府會議の趨勢に鑑み、貴國は一日も速に民意に基きたる眞の統一と安定とを回復し、將來の大計を確立するの急且切なるものあるを認む、若し然らずして現狀を以て推移せんか、華府に於て如何なる原則を協定せらるゝも貴國々民の要望は果して何の日にか之を實現するを得んや、貴國の爲に計るに、今日の要圖は只だ眞正なる民意を基礎としたる統一と建設を遂ぐるの一事あるのみ、日本國民は玆に誠懇の意を以て之を我が敬愛せる中華民國國民の前に致す、冀くば之を諒察せられよ

此勸告は不統一と不安定とに憔悴せる支那國民に近來稀有の好感を以て迎へられ、深甚なる感謝を以て酬ひられ、日支國民外交の上に一新紀元を啓き、極めて珍らしく喜ばしき曙光を現はし、南北輿論何れも喜悅に盈てる迎詞を揭げたり、今玆に之に對する輿論を觀んに、先づ上海に於て

新聞報曰く。日本國民が統一を勸告せるは、國民外交の最初にして一國の內政に對して正式に一種の意見を表示せる嚆矢なり、其勸告の大意は眞に懇切なるものなるも、華盛頓會議に就きて吾人感慨なきを得ず、華府會議に於ける支那問題は、只だ郵便局撤廢を除き其他山東問題、治外法權撤廢問題、二十一箇條問題等殆んど空言に終らんとし、支那は何等の益を齎らす所なく、支那政局の不安は固より支那國民の責任なるも、列國にして支那の安定を切望せば、華府會議は斯くの如かる可らず

申報曰く。人の善意は敬謝せざる可らず、吾人は日本國民有志大會の厚誼に深甚なる謝意を致す、雖然支那不統一の原因は支那政府及軍閥に因ること無論なるも、日本にも亦一部の責あり、支那は內政上不統一なるも外交上には統一せり、日本にして若し當初の宣言の如く之を實行したりしならんには、支那及世界の疑惑を招かざりしならん、吾人は日本國民有志大會諸君に對し、今後日本政府の對支侵略政策を改むる樣切實なる勸告を望む

中華新報曰く。日本國民有志大會より寄せたる統一勸告の宣言に對し、支那國民は之を讀みて必ず衷心より感謝の意を表すべし、何となれば、該宣言の言ふ所は吾國民の希望する所と一致すればなり、吾人は此宣言を以て、日本國民の眞摯にして友誼ある對支新態度として、衷心より愉快に且つ同感に堪へざる所なり、雖然支那內政の紊亂が支那國民の責に歸すべきこと固より當然なるも、日本の對支政策の之に影響を及ぼせし事亦尠からず、既

往は敢て追索せず、今後統一の實行に至りては日本國民の援助を求めざる可らざるものあり、卽ち先づ此等有志に、日本政府をして其政策の運用を誤らしめざるやう注意を乞ふと共に、日支間の懸案を此際一掃するの必要あり、吾人は此宣言の眞に日本國民を代表するものなりと信じ、吾國の前途に極めて有益なるを認めざるを得ず

更に北京天津方面の論調を覘はんに

北京新社會報曰く。吾國數年來南北の對峙せるは、少數野心家の釀成せる所なりと雖、外人亦時に吾內亂を利用壓抑離間の私望に供せんとせるは、東方の情形を熟悉せる外人の否認する能はざる所なるべし、吾人は此等外人の私逞を怪しみ仇恨を懷かざるも、其眼光の餘りに狹きを惜しまずんばあらず、雖然外國の多數國民が近來漸く東方の情勢を諒解し國民的親善を擧げんと運動し始めたり蓋し國家が資本家及少數軍閥の手に其政權握らる時は、國民の對外表示は宣言と理想のみにて實際的表示なく、吾人は唯だ其意の誠に感ずるのみなるが、更に一步を進めて其政府を改善せしめ、從前の如き狹詐險毒なる外交陋習を一掃し、以て兩國民が眞實に提携せば、東亞の大局に多大なる利益あるべし、今日本國民有志大會の對支統一勸告を受く、吾人は之を讀み、自ら靦然たると共に日本國民の善鄰に好意を有すること、彼の口頭禪たる日支親善の滑稽物語に比して眞實なる誠意あるに感嘆を禁ずる能はず、吾人は今後友邦の忠告を棄てず、努力して南北の協調を謀らざる可らざるが、吾國南北の爭執は其一部分日本に關するあるを以て、吾人は更に日本國民に此勸告の眞精神に基き、日本在朝政治家の播毒を阻止せんことを切望せざる能はず

天津益世報曰く。日支兩國は軍閥國政に當りてより、二十一箇條の如き、山東懸案の如き、軍事協定の如き、國際の紛糾問題を構成せり、雖然侵略主義を抱く者は唯だ日本一部分の軍閥あるのみにして、其國民の軍閥を痛斥し、平和を愛慕するの心理は吾國民と相同じ、若し日支兩國の外交が政府に依りてのみ主持されんには、兩國々民は接近の時機なく、双方の感情は遂に益々疎隔せんのみ、今次日本國民有志大會は吾國民に統一促進の勸告書を寄せたり、是れ寔に吾國民外交唯一の機會なり、夫れ一國の內政は自ら其國の政府と人民とが共同責任を負ふべきものにして、素とより局外人の差出口を要せざるも、近年吾國の內爭は皆外交影響を受け、殊に日本の對支政策と密切なる關係あり、而して今次の太平洋會議に於ける支那重要問題は、何れも空言無結果に了らんとしつゝあり、此時に當て日本國民が果して世界大局の東亞の平和に繫り、東亞の平和の日支兩國民の提携に繫るを知らば、宜しく大聲疾呼して其軍閥に勸め、侵略政策を根本より掃除し、懸案各重要問題を寬大に解決し、以て其親善の實を行ふべし、他日日支の感情が親睦に抵り、民族的共同精神に基きて提携以て相共に進まば、東亞モンロー主義は必らずや歷史上に光榮を發輝せん

右の如くにして略ぼ其輿論の喚喜を知り得べく、殊に華盛頓會議に對する誤てる依頼の絆將に絶たれんとし、失望と自覺との日に濃厚となりつゝあるは、益々此に好感と信頼とを傾けしめたるを看る

上海港改造決定案

上海浚浦局は上海港の改造に關し、過般開催せる萬國技師會議の報告を、上海交渉使許源氏に提出して北京政府へ其轉送方を依頼し、且つ浚浦局長は交渉使に

一九一九年一月二十四日、本局は交渉使の承認を經て顧問局を設け上海港を一等商港に改造すべく、あらゆる技術上の研究を遂げ、又技師長ハイデンスタム博士に由りて改造腹案を作製せしめ、更に之れが最後の決定を爲すべく、日英米佛和支六個國の代表的築港專門家を招聘して本年十月十五日より開催し、之を專門委員會の審議に附し、茲に漸く完成を告げたるが、本局は同會の決定案を以て動す可らざる改造案として、之を北京政府に報告し併せて其裁可を求めんとす

と通告したり、其專門委員會議の決定せる報告の内容は尚未だ發表されざるが、同委員會は決定案實行條件として、左の五箇條を擧げたり

一、一九二二年に制定せる浚浦規則は、之に修正を加へて各種改造の便に資すべし、卽ち水道附近の改善、公共碼頭及繫泊浮筒等の設立は規則の修正に俟たざる可らず

二、港務局の事務を擴張する爲め、其組織に改善を加ふるを要す、改善の目的は港務局の事務を黄浦港口に延長し港口港内一切の港務を管理せしむるに在り

三、港務の進展を促がすべき重要なる機關を新設するを要す、該機關の局長は支那官吏之に任じ、局員には上海の航業及商業を代表する人物を之に充つる事

四、最も急を要する改造工事に銀一千一百萬兩を要す

五、一切の工事費は中央政府より支出せらるべし、港務局は本工事を進行するに當り、財政上の困難を來さば、或は工事を中途にて停止することあるべし

右の決定事項を實行するには、財政難に苦悶しつゝある支那政府にとりては極めて困難なる一大事業なるも、如し支那政府が萬難を排して此改造工事を完成するに於ては、上海港は世界的大商港となり、支那政府及國民は之に依りて多大の利益を享有し得べく、又該改造工事は支那人が憂慮するが如く決して支那の主權を侵害することなかるべしと云ふ、此點に就きて浚浦局長は交渉使への通牒に之を明記せりと

悲痛なる徐總統の通電

外交内政財政の形勢日に益々非にして、華盛頓會議の結果共管の運命に陷るも保し難き悲報頻々たるに對し、徐總統の憂慮一方ならず、遂に慨然として時局に關する痛憤的所感を起草し、之を各省軍民長官に送致して以て救國の赤誠を喚起せんとし、先月以來日夜思索熟慮の上親しく自ら

筆を執り、先月末脫稿完結せしより、本月三日之を各省に通電せるが、其全文左の如し

民國の建立茲に十年、余の選ばれて總統の任に在ること亦茲に三年を越えたり、其間の經過事勢、艱難曲折、復た言ふに忍びず、余の衰朽の餘生を捧げて國家阨隘の秋に當り、敢て自ら惜まざる所以の者、蓋し國の爲め民の爲めに勉めて責任を盡さんと冀へばなり、想はざりき、歲月徒に荏苒、種々の願望皆盡く達する能はず、紛擾危急の狀日に益々甚し、苟も一國の元首に就きて國家人民の爲に其安全と榮利とを圖る能はず、如何にして國人に謝すべき、今日の計たる、如何にして國を保ち、如何にして民を保つかに在り、國なくして民なく、民なくして國なし、海內明達の士、憂國の賢、相共に之れが大計を圖る所なくんばある可らず

十年以來、吾國家の損失と人民の苦痛とは、至深至鉅殆んど名狀すべからず、兵戰累年に亘りて已まず、是れ軍備の損失なり、舉借以て只だ其日を謀る、是れ經濟の損失なり、商工實業停滯して活動に由なき、是れ實業の損失なり、青年失學教育の路頭に迷ふ、是れ人材の損失なり、更に人民の痛苦に至りては浩歎眞に堪ゆ可らず、或は水旱荒災、或は掠奪殺戮、通都大邑の地に於ては强索搜括、荒隅僻偏の地に在りては流離轉徙、兵に死し、匪に死し、水旱疫癘に死し、未だ死せざる者と雖も憔悴生色なく、哀々の狀憐むに堪へたり、嗚呼、そも其因何ぞや、或は謂ふ、改革の事、禍亂疊出、少きも數年、多きは數十年、力征經營以て始めて定まり、休養生息して然る後安んずるのみ、中外古今斯くの如かざるなしと、雖然兵凶戰危は是れ古訓の敎ゆる所、同種殘害は人類の恥づる所なり、吾國既に共和を建設し、固より君主時代一姓一家專制の比に非らず、何の仇怨あつてか復た武力以て之に訴ふべき、而して人民の苦痛は火熱水深視るに忍びず、故に余の就任するや、和平統一を宣せること一再に止まらざりし所以、蓋し余が區々の誠念なりき

吾國たるや、數千年神明の胄を承けて廣博なる大陸に據り、族性醇厚、物產豐饒、啻に自給の本能あるのみならず、亦實に世界の生活を潤澤ならしむるに足る

然り而して强弱勢を異にし、治亂形を殊にせるは現狀なり、今や華盛頓會議は太平洋及極東の平和に力を注ぎ其關係の至甚なる、吾國に如くはなく、列國の我を待つ所以、我の自ら待つ所以なり、嗟、吾國人、それ自ら顧みざるべけんや

年來西南五省分立し、人常に南北の統一する能はざるを云ふ、雖然其實を審究するに、南北の交通に何等の阻礙なき、人民の往來自由、商貨運輸に其禁例なく、法律敎育に其界なし、其統一せざる所以の者は人民の意に非らざるなり、既に人民の公意に非らざるを知るべし、然り而して億兆人民其兵禍の下に苦吟す、豈に痛むべからざらんや、昔日關閉の世に在りては、紛擾を極むと雖、國家尙存在を圖るを得べし、今は則ち世界の潮流勃風捲雲外交の形勢日に迫つて急なり、若し尙自擾是れ事とし

て茲に顧みず、國家の統一國際の地位に鑒みずんば、皮に離れたる毛の如く、それ何處に附かん、國既に茲に至り利權更に何の言ふべきかあらん、是れ誠に吾國人の大徹大悟せざる可らざるものなり

當初西南五省分立の由因を溯究するに、所謂國會問題にあらずや、故に九年十月命令を以て元年國會選擧法組織法を改用し、新に國會を召集すべきを宣布し、以て相互の意見を解除し、以て之に緣り統一に歸すべきを切望し新國會成立後、多數國民代表の意見に基き、國是を解決し、賢能を選擧し、憲法を制定し、國家の爲に大業を振興し、政治は以て正軌に循ふを得るに至るべきを切望せり、然るに選擧は今に至るまで尙未だ成らず、國會亦成立の期なく、政治は其監督を失ひ、民意は之を發揮するに由なし、是れ閑慢に附すべき國家の施設なるや

今日聯省自治を唱ふる所以、其意中央集權の反對に在り、中央集權の制前淸既に其弊を受く、今日の中央何ぞ集權を言ふに足らん、集禍のみ、雖然上年川滇諸省の自治宣言の如き、一年以來尙未だ其効果を聞かざるは何ぞや、近年の致亂自治を以て其名とし、兵匪機に乘じて騷擾す、斯くの如くにして自治を言ふ、是れ自亂のみ、而して各省共に自治を唱へて實は權利の競爭に衝突し、自治言中に紛亂層出す、斯くの如くにして自治を言ふも、是れ亦自亂のみ

之を要するに、政府に在りては民治を勸求し、斷じて怙權の心なかるべく、人民に在りては地方の發展に努めて自治の實を求めざる可らず、是れ余の國人の爲に訴へんとする所のものなり、余就任三載にして治制其方なく、吾國人に負くこと多し、それ復た何をか言ふべけんや、雖然任に在ること一日、國民に對して敢て一日の責を忽せにする能はず、卽ち茲に過去及現在情勢を詳晰陳述して國人と共に之れが更新を圖らんとする所以なり、それ共和國家は人民を以て主體とし、政府は人民の付託を受け、亦決して衆に違ひて其逞を專にする能はず、余は國中學識經驗兼備の士の、內國情を審にし外大勢を透觀し、眞正の民意を發揮して以て政府の進行を輔助せんことを祈望して已まざると共に、內外文武同僚亦其責任の在る所を思ひ、人民の心理を體察し、各職分の爲すべき所を盡くし、誠意を啓きて相與に努めんことを禱望して已まず

今日の急とする所、財政に如くはなく、如何に整理せば破產の虞なきを得るや、財政用途の大宗は軍費なり、軍費は如何に整縮せば能く經濟の困難を緩にし得べきか、地方自治は如何に推行せば能く國人の程度に適合すべきか、其他政治は如何に改善せば能く發展し得べきか立國の本は國會に在り、國會は如何にせば迅速に召集し得べきか、國務院各省軍民長官相共に速に商酌して其辦法を籌定すべし、西南五省に至りては、近く三年來其對付力めて和平を主とし、凡そ忍讓すべき所を盡せるは既に國人の共認する所ならん、統一の大計に關しては如何にせば速に之を圖り得べきか、殊に切實なる籌定を要す

此時局紛糾の秋に當り、余の治を求むること殊に切ならずんばあらず、卽ち茲に重ねて吾文武百官誓膽臥薪以て清源正本の宏圖に努力せんことを衷望す

此悲痛なる訓諭的通電に對して、輿論は如何に之を視たるか

京津タイムス曰く。徐氏の總統を捷ち得たるは、馮段を爭はしめて其間に漁夫の利を占めたるものなり、北洋團體を鞏固ならしめんが爲めには、徐氏の就職は或は已むなきものならんが、大局より之を論ずれば、國家をして益々紛糾せしめたり、其通電に謂ふ所、實は軒下に羊頭を懸けて實は內に馬肉を售らんとするもののみ、徐氏就任以前、南北の爭へるものは國會問題のみなりき、其就任の後には增して總統問題を加へたり、聯省自治は救國の第一方法なるに拘らず、徐氏の之を自亂と言ふ者、民主政體が支那に適せずと言ふに似たらずや、各省長官と相共に實行せんとの數項は、吾人既に聞き飽けり、之を要するに、徐氏今次の通電は靳雲鵬氏との爭執よりして、各省官吏に最後の憐れみを乞ふものたるに過ぎず、其他に何等評すべきなし

天津益世報曰く。徐世昌氏の通電と孫文氏の對外宣言は、一は保國保民を述べて國內の紛爭を勸め、一は人民を代表して北京政府を非法とせり、孰れも其理ありと雖、國家斯くの如く紊れ、外交斯くの如く危き今日、只だ徒に虛言粉飾と極端なる論調を以てするが如きは、反て外人の笑を貽さんのみ、保民を論じて民實は愈々苦しみ、愛國を倡へて國實は益々亂る、徐孫兩氏の言の如きは要するに一種の假面具のみ、孫氏は民黨失敗以來國民の信用を失ひ、討袁の役、實に孫氏旋翅の期たりしに拘らず、徒に通電の濫發以外何をか爲せる、憤慨演說以外如何なる効ありしか、國民の生計を顧みず徒に高談を逞うせるのみ、徐氏は安福國會より選ばれ、南北の爭執は此團會の非法に發端す、徐氏にして眞に愛國の心あらば、直に勇退すべきものとす、然るに遂に之を爲さずして、電報政策を用ひて時局を收拾せんとし、孫氏の慣技覆轍を踏めり、國民愚と雖も復た何ぞ欺かれんや、之を要するに徐孫兩氏の言は、己れを欺き人を欺くの假面具たり、言を費すとも何の益かあると論評し、其他各紙何れも同樣なる論調を持し、斷乎たる所信の遂行には決心するを要し、此決心なき言は無益なる悲憤に過ぎずと云ふに一致し、空洞的通電政策より實際的決行を要求せり

靳內閣の動搖と張使の入京

葉恭綽氏が十二月九日奉天より歸京するや、張作霖梁士詒兩氏の提携成れりとの風說俄然昂まり、張使の上京說亦之に伴いて起れるが、風說は果して事實を生み、越えて十二月十一日夜張使は特別列車にて北上の途に就き、翌十二日午後六時天津に下車して常宿恒德記に入り、直に保定の曹錕氏に其入津を電求し、次日靳總理は交通總長張志潭氏と共に北京より來り、更に梁士詒葉恭綽兩氏も加はりて何

事かを密議を重ねたり、曹使は風邪の故を以て入津する能はざる旨の返電來りしが、北京政界の風雲は驟かによどめき渡り內閣更迭說刻一刻高まりぬ

北方の二大軍閥直奉兩派の私生兒たる靳內閣は、兩派の孵翼下に久しく維持され來りしも、曾に何等紛糾を極めたる時局を收拾するの經綸なきのみならず、私生兒の力なき悲しさ、事毎に兩軍閥の制肘を受けて一も意の如くならず曩既に南北統一新國會選擧の不面目なる大失敗を演じて威信已に地に墜ち、財政に於て內外債整理案を決定し、其實行を宣せるも、空言無力尙未だ其緖に就かず、他に直奉兩派の御都合に兩善なる後繼人物なきの故を以て、改組亦改組、膏藥を幾度か貼り換へ〳〵、兎に角辛じて維持今日に至りたるも、國民一般の不信と倦怠とは既に已に甚しく、加之財政の窮乏所謂極點以下の極底に達して復た之を奈何ともするの策なく、前途茫々暗雲密々全〳〵一點の曙光をも認むる能はざるに至り、徐總統も曹錕氏も張作霖氏もほとほと其無爲に愛想を盡かせしより、流石の慰留總理靳雲鵬氏もすつかり悲觀し、十二月十七日竟に意を決して辭表を提出し、其夜北京を離れて天津に赴けり、靳內閣の事玆に至れる所以、遠因近緣種々複雜を極むるも、若し其最近差し迫れる主因を摘出せば、財政の困窮に在ること勿論にして孰れより言ひ寄れるかは知らざるも、張使と梁氏とが猝かに接近して手を結び、北方の財政的活神樣の稱ある所謂財神梁士詒氏後繼內閣組織風說の最も高く最も有望なる所以亦玆に存す

今次張梁兩氏提携に就き、其秘密消息に通せる某要人の言に據れば、既に愛想を盡かし、方に財窮に行き詰まれる靳內閣の到底爲す能はざるを覩、窃に其後繼內閣組織者として財界に大勢力を占むる舊交通系に目星を着け、巧みに接近運動を側面より進ませて其機の熟するを俟ひたる處、幸か不幸か十一月中旬中國交通兩銀行の兌換取付け騷擾勃發し、就中舊交通系の弗箱たる交通銀行の對梁氏不當融通の不始末漸く暴露し舊交通系爲に頗る窮狀を呈せるより、張使は之を機とし人を介して其救濟引受け方を臭はし遂に葉恭綽氏を奉天に招きて政治的提携の交換條件の一として交通銀行の救濟を約するに至れるものなるが、一面舊交通系も前次の改組に當り、張使の一喝にて交通總長の發財椅子を脫ろくも張志潭氏に奪はれ、遂に下臺の浮目に遭ひてより、靳內閣に對する怨みと同樣、張使に對しても深き不快の念を懷けるも、政權の取得には是非共直奉兩派の御意を得ざる可らざるより野心勃々たる舊交通系は隱忍して曹張二大軍閥に取り入るべく其機を窺ひ居る際なりしかば、張使……殊に曹使より更に羽振りより張使の秋波を受けたるより、渡りに船とばかりに悅び、遂に葉氏の奉天行きとなりて提携握手の暗約成りしものにて、更に廣東方面よりの秘密消息に據れば、曩に梁士詒氏の南下せるは、主として孫文氏との暗契問題に據り、孫氏は口に北伐の大法螺を吹き立て居るも、其實行到底夢想だにも及ぶ能はざるより、何がな良策に緣て南北相結ばんとするの考を胸中に秘し、先づ北方の財閥梁士詒氏、軍閥張作霖氏とを操縱利用

して孫氏との三角同盟を結び、靳內閣の財窮に乘じ梁氏をして北方の政權を把握し、以て南北統一策の緒に進ましめんとせるは掩ふ可らざる事實にして、表に盛に北閥を假へ甚しきは梁氏南下の際梁氏逮捕說を云ひふらし、更に張使の南征高調態度の如き、何れも實は此三角同盟進行の暴露を恐れて之を蔽はんとせる一種苦肉の計たるに過ぎずと云ふ、此三角同盟說の眞否は今遽に確察するに由なきも、張使が近親に南北統一の大功は必らず余に歸するの日あるべしと言へるは、張氏の南征高調の裏面を明らかにせるものと見るを得べきか

兎に角右樣の如くにして張梁二巨頭の提携は遂に事實の上に現はれ、張使の上京十二月十五日を越えて三日、卽ち十二月十七日、靳總理の辭表呈出となり、一言の慰留なくして翌日總統令を以て之を准許し、直に外交總長顏惠慶氏を臨時總理に任命し、新內閣の顏振れは次の如き呼聲を擧げたり

總理　梁士詒、或は朱啓鈐
外交　顏惠慶（留任）
財政　高凌蔚（留任）或は張弧
交通　葉恭綽　王廼斌（轉任）或は徐世章
內務　齊耀珊（留任）
司法　江庸　或は林長民
敎育　蔡元培　浦增湘　或は黃炎培
農商　王廼斌（留任）或は高凌蔚（轉任）
陸軍　張惠景　或は趙玉珂
海軍　劉冠雄
參謀　張懷芝（留任）或は張惠景

此獻立は徐世昌張作霖及梁士詒三氏間の定むる所にして、徐氏は徐世章及研究系の林長民兩氏の入閣を所望し、張使は是非共王廼斌氏をして交通の椅子を取得せしめんとし、梁士詒氏は交通の椅子を他に讓るが如くんば佛作つて魂を入れざるものとし、葉氏を推して下らず、三者間の協定尙定まり兼ね居る時、曩に病と稱して張氏の招きに應せざりし曹錕氏は、十九日の夕入京して內閣問題の會議に加はれるが、張使の我意的專橫に對して快からざる曹氏は、對張均衡態度を堅持して讓らざりしが、其後曹錕氏の讓步にて協調意外に速に成り、十二月二十四日及二十五日の大總統令を以て、愈々左の如き梁士詒內閣の新組織を見るに至れり

國務總理　梁士詒（新任）……交通系
外交總長　顏惠慶（留任）……無　派
內務總長　高凌蔚（財政總長より轉任）…直隸派
財政總長　張　弧（新任）……奉天派
陸軍總長　鮑貴卿（新任）……奉天派
海軍總長　李鼎新（留任）……無　派
司法總長　王寵惠（新任）……無　派
敎育總長　黃炎培（新任）……無　派
農商總長　齊耀珊（內務總長より轉任）…奉天派
交通總長　葉恭綽（新任）……交通系

茲に右新任諸氏の略歷を擧ぐれば

梁士詒氏。廣東省三水縣人、光緒甲午の進士、翰林院編修鄭路局長、鄭傳部左參議、同右丞、鄭傳部副大臣に進みて政治的手腕袁世凱氏に認められ、民國以後袁總統秘書長、財政部次長兼代理總長、稅務處督辦、參政院參政に任じ、一昨年參政院々長の職を辭して以來復た官途に就かず、北方財界の巨頭にして京津各銀行に關係を有するもの過半、財神の稱あり、曾て籌安會の中堅として袁氏の帝制を援けて、國民の糺彈を受けたり、年五十二歲

葉恭綽氏。廣東省番禺縣人、前清中京師大學堂を卒業し、後鄭傳部に入りて鐵路督辦となり、民國以後交通部路政司、同次長に進み、靳內閣の時交通總長に昇る、交通行政に關する第一人者にして、才氣縱橫、舊交通系の總參謀長たり

王寵惠氏。廣東省人、香港ラインス・カレッヂに學び、次で北洋大學を卒業し、擧匪の亂後日本に政治を考察し、更に米國エール大學に學び、第一革命南京臨時政府の外交總長、民國三年北京新內閣の司法總長を歷任し、今次華盛頓會議の代表となり、支那に於ける最も謹嚴にして著名なる法律家なり

張弧氏。浙江省人、前清の舉人、各地の鹽運使に任じ、民國以來四川道尹、財政次長となり、今次張作霖使の後援にて財政總長の重職に就けるが、此極難の財政を操縱處理し得る才能ありや否や、頗る疑はしく、且つ其人格の低劣にして殆んど國民の信望なし

鮑貴卿氏。奉天省人、曾て黑龍江及吉林兩省の督軍たり、氏の夫人は張作霖使の女なりと云ふ、一時張使の寵を失ひたるが、今次再び其援助にて陸軍總長の職に就けり

黃炎培氏。江蘇省上海人。前清中日本に留學し教育學を專攻し、江蘇教育界の重鎭にして人望あり、曾て袁氏死後道德訓九箇條を草し纂國者の末路を諷して文名一時に擧がれり、又張謇と善く南通の模範市は氏の力に依るもの多し。歲四十七

（十二月二十五日稿）

支那彙報

支那新聞重要記事　自十一月十六日　至十二月十五日

外交關係—國內要聞—財政問題—中交兩銀行取付問題—經濟と實業

外交關係

▲伊軍々器賣却問題　（各報）山海關駐屯の伊太利軍は本月廿一日夜より廿二日夜陰に乘じ曹巡閱使に對し大砲彈二千發補充彈二千五百萬發及び八十臺の荷馬車に滿載せる手擲彈並に一般の彈藥を賣渡し同夜直ちに金錢の授受を了せる事同地の某國駐屯軍發見し確實なる材料を握り之を北京外交團に報告せる爲同團の問題となり伊國代理公使の辯明を求めたる由なり伊國公使館が此の事件に何等の關係なく山海關駐屯の伊國軍隊が竊かに爲したること外交團の接衝により明瞭となるに至れりこは日英佛米伊の五國間の武器不賣買約に違反せる行爲にして殊に伊軍の武器供給は華盛頓會議に於て支那に對する四大原則を確認せりとの報道に接し即時之を決行せるものにて對支四大原則の第四項に支那の安全に障害となるべき行動に對しては各國政府は斷じて之を許容せざる條項を規定しあれば伊國の行爲に對して如何なる制裁を加ふるに至るべきか四大原則最初の試金石なるを以て外交界は多大の興味を以て其の成行を注視し居れり北京外交團も調査の結果之を華府會議に移牒し其の處斷を待つべき筈なりと云ふ（一二、一）

▲厦門の太古碼頭事件擴大　（申報）太古洋行は厦門に於て汽船碼頭を建築し華界に侵入したるを以て厦門支那當局は同洋行と交涉したるも効果無かりし爲め厦門の支那人は憤慨左の如く決定せり

（一）太古洋行汽船に乘らず　（二）太古洋行汽船に貨物を積まず　（三）太古洋行汽船の貨物の積み卸しを爲さず

之が爲め今や太古洋行碼頭の勞働者は全部罷工し上海より積出せる貨物を運搬するものなく且つ商人は同洋行の運貨提單を拒絕し各貨物を一律に退還しつゝあり厦門方面は已に一致して同洋行に商業上の關係を脫離せる如し近日太古洋行は尙ほ轉圜の方法なく怡和洋行は從來厦門航路を有せざりしが今や商人等より貨物運送の求めにより來週月曜日裕生號を厦門に向はしむることゝなれり此の厦門問題につき上海に於ける旅滬福建同鄉會、泉璋會館、興安會館、晉惠會館、三山會館、沙永公所等は北京政府に對し英國公使に向つて嚴重交涉をなすべしとの電報を發せり（一二、二）

▲新疆英領事の主權侵犯　（新聞報）外交部は報告に接したり新疆莎車の英領事は支那人の英國籍入りを勸め凡そ英人たらんとする者は一つの保證人を求め兩五錢を納めば證書を發し家中一人證書を有せば全家の男女親戚雇人、何れも英國民として保護せり故に我が主權を犯すものと認め今日英公使に向つて抗議せり（一二、三〇）

▲英公使と無線電抗議　三日午後英國公使は米支無線電報契約に抗議し內容を見せ考慮に悃ぜんことを請へり（一二、七）

▲廣東政府の對華府宣言　（各報）孫文は華府會議に對し已に表示せしが二十八日の國務會議に於て伍廷芳は意見書を提出し議決を經て米國に打電し北京政府は支那を代表するの資格なし各國對支一切は愼重を加へんことを請ふと同電報は已に外交部より起草したるが約二三千字にして直ちに發電すべしと（一二、一）

▲外交總長の山東案說明　（申報）十二日學生の行列あり、四十一校二三萬に達せり外交總長曰はく地狹き爲め四十一代表を派せんことを請ふ已に山東案は直接交涉にあらず英米の斡旋に係り且つ議定後尙華會に交付し華會より發端し依然華會より公認解除す政府と全權は決して讓步せず與ふるに生命を以てす此案は決して苟且せずと、午後一時學生聯合會行列は中華門より出で打磨廠を經て崇文門に到り外交部に到れり、外交總長は大總平臺に於て群衆に向つて山東案の經過を演說したり（一二、一三）

▲國民代表の對國民警告　（各報）昨九日上海各團體は華盛頓の國民代表餘日章蔣夢麟二人より左の如き第二十一次電報に接したり、

華府の支那人は華會に對し極めて失望せり、政府代表は一に唯米國代表の

意旨のみ是れ聽けり、米國現政府の政策は支那を助けて輕蔑するに足らざる利益を取得せしめ以て支那を敷衍し而して支那重大の案件を犧牲にして以て海軍裁減案の成功を得藉つて共和黨の地位を固めんとするにあり、日本はこの情を洞悉するを以て海軍比例案を保持して山東問題及び滿洲經濟權の代償となし、我政府代表に唯些少の利益を獲得するに汲々として以て自から過を掩ひ而して國内の名譽を博せんとす、同時に米國人は甚だ米政府の疏弄する所の輿論を信じ支那は得る所今已に甚だ多しと傳言し治外法權竝びに租借地問題の如き日後支那をして重要案を提出せしむる時我國獨ふ可き要求を願出す、其の實は延びて今日に至り我國は絲毫も得る所なし政府代表は公布の一半に盡力せず、毎日報紙上に登載し支那は殆んど一重要語なし米國人の支那を贊助するは竝びに支那を諒解するの故にあらず、日本を嫉惡するに因るにあらざるなし、刁作謙は意見合はざるに依りて辭職を提出し王寵惠も或は亦代表を辭せん、我等は下列の四項を政府代表に建議す

（一）速かに積極方針を決定すべし、（二）公布に注意すべし、（三）委員會及び大會中全力を二十一ケ條及び關稅改正案に注ぎ、日支會議中全力を山東問題及膠濟鐵路に注ぐべし、（四）自國代表は當に和衷共濟すべし

以上の問題にして諸公して然りと爲さば速かに政府代表に進行を打電されたし竝びに商教聯會の名義にて該代表等に警告電を發せられたし云々（一二、一一）

國内要聞

▲徐世昌の通電（新聞報）徐世昌三日附の通電は財政を如何に整理するか軍費を如何に節約すべきか、地方自治を如何に推行すべきか、其他政治は如何に改善すべきか、國會は如何に進行すべきか、統一の大計は如何に經畫すべきかと云ふ内容にして未だ國務院の手を經ずして發電せり（一二、六）

▲張作霖入京（新聞報）十二日夜八時張作霖着京し前清攝政王府に往けり張作霖の入京は蒙古問題の爲めと云ふも恐らく問題は此に止まらざるべし張の隨員は衛賢雲、戴喜蓀、俞恩桂、陶活干、趙錫福なり（一二、一三）

▲保定會議の召集（新聞報）一日保定會議は孫文の北狩に對して皆守勢を取る事を主張し四川、湖南方面は直軍より擔任し江西は新安武軍より擔當し陳德修を以て援江西總司令とし其の軍費支出の事は吳佩孚より人を廿六日の張勳の誕生祝に派し張と商議せしむることゝせり此の會議に際し張景惠は張作霖、張勳を代表し極力曹吳と握手し一致進行を示し又地盤問題は山東督軍、甘肅督軍綏遠都統の三は對南上必要なるを以て暫らく動かざる事とし吳佩孚は席上、二十五日洛陽に歸り梁鎭兵工廠を視察し洛軍を檢閱し約月末更らに漢口に赴く、又保定消息によれば二十日曾經六十の祝は其の日午前十時より賀を受け（一）吳佩孚、（二）來賓、（三）全省文武各界約千餘人に逸し廿一日外來賓客を招き演劇二日間を演ぜりと

▲保定來者の言によれば保定會議は甚だ冷淡なり軍費困難にして力を爲すべき能なきに由る、吳の態度は頑喪に似たり對南問題は各督軍代表の切實の提議なく結果の云ふべきなしと之を今春の天津會議に比せば相同からず但し吳は中央巨金を接濟せざれば北洋系の前途は關係甚だ大なりと云へり故に本と曹錕の市場救濟費として定めし二百萬は恐らく其の急とする所を先きにし之を軍費に移すに至らん、保定會議は金融問題に對し曹吳は甚だ悲觀し奉天軍江西入りの案は未だ提議されず、關錫山更迭説も亦た無稽なり新國會に對しては暑ぼ討論したれども決定なし、太平洋會議に對し曹張の打電催促を主張し速かに認むる所の經費を米國に爲替せんことを求め其餘の外交問題は吳は中央の權限を侵さざる旨、聲言せり（一二、一三）

▲保定會議眞相（晨報）保定會議は（一）曹張手を携へ共に南方を禦ぐ（二）吳佩孚は四川湖南江西の防守事宜を擔保す（三）吳は洛陽に赴くため十二萬の軍費を要求し二日内に支出を求む（四）吳は自ら京漢南段に在りて共に百〇五萬七千元を截留し北段尚未だ提款を實行せずと云へり（五）又前線戰爭せざる時毎日四萬あらざれば度日する事能はず戰爭は少なくとも加倍せりと云へり（六）漢陽兵工廠は材料缺乏し工を興す能はず故に該廠に注文を爲すには必ず現金を要求して始めて工を興すを得（七）江西防禦要の用彈藥は四萬、湖南防禦は百萬、四川は九十萬とし蔡總長已に擔任せり（八）盧山會議は同時に進行し決して放棄せず若し各省地點を變更すべき必要認めば吳は決して堅持せず一つに各代表多數決に由る（九）中央は年内に少

なくとも軍費は二百五十萬を要す高總長擔任せり（十）國會問題は傍觀的態度を持す（一一、二六）

▲四川湖北和議（申報）四川湖北和議漸く接近電報商船均しく通じ劉湘は張粹芳を宜昌に送り孫傳芳と軍事收束を商かり湯藍滯各部も亦た速結已に失し調停を乞ふ爲め前は已に停戰令を下したり（一二、一三）

▲歸國留佛學生の困窮（各報）佛國より歸國せる留法勤工儉學生は同國以來已に五日を經過したるも官廳及各團體との接洽未だ結果を得ず旅館よりは其支拂ひを迫られ大いに困窮し居れるが二十九日午後四時嶺南樓にて茶話會を開き各團體及各界有力子の來會を求めて今後の處置につき協議する筈なるが彼等は旅館に居りては費用嵩まるのみなれば適當の家屋を借り受けて共同生活をなす計畫あり又た香港、新嘉坡、四貫等の支那人にも書面を發して救助を求め居れり又浙江教育會沈聯芳は同學生團（一行七十七人）に鄕里に歸へらんことを勸告し其家族親屬及友人等に知らしむる爲め其の姓名を新聞に揭載することを勸めたり尙、同學生等と同船にて歸國したる林長民の談によれば兩三年前佛國留學の生費が準法儉學生を組織したる當時は金價安く且つ戰後の死亡傷殘未だ恢復せざりし爲め佛國にては支那人を歡迎し支那人學生は勞働の傍ら學資を得たるより前後して渡佛したるもの千六百餘人ありたり其後情勢變化し金價騰貴し工學疲弊し本國人も多數の失業者を出せる有樣なれば言語通ぜず何等の技能なき學生を採用するものなく學生等は渡佛の際、船賃を用意せるのみにて旅費を有せざるため其困窮言語に絶したりと之を以て佛國に留まりて苦學なす者も荷物運搬とか掃除夫とかの如き粗笨なる仕事に用ひられ僅かの給料を得つゝあり此外、職を得ざる者頗る多しと（一一、二八）

財政問題

▲アグレン案（申報）アグレンは十九日渡米の途に就んとするが關稅二割增加案の交涉程度は（一）此種の方法は單行法にして關稅自定權に牽涉するを得ず（二）此種の方法は關稅自定の日に至りて撤廢す（三）軍費に此種の收入を流通するを得ず但し政費は正當の途を以つて限りとするを得、

牛數を留めて內外債整理とす（四）中外委員會を組織し用途を稽核す但し稅務司銀行公會華洋人員これに加入し參加するに外人を以てせず（一一、一八）

▲アグレンと公使團（一一、二一）十八日夜領袖公使は會して云はく關餘支出の件は總稅務司に同意する能はず其故は本年三月三日の命令に關餘を總稅務司所管の內債整理公債の基金とせるを以て他用と作す能はざるが爲めなり否らずんば一般公債を所有せる人は自ら委任を負ふあるに屬す公使團に在りては固より深く同情を希望するも此の情形に照らして究竟如何にせば以て支那政府行政方面或は法律上の困難を發生するかを知らず又た如何にして以來文の請ふ所に援照するかを知らず暫らく總稅務司の辨理に委すと孫寶琦はアグレンを招き關餘支出を勸めしがア氏は政府每月二百萬の公債基金を附せば關餘は三期に分ちて付すべしと云へり

▲アグレンは今日立腹して曰く關餘は引出すを得ず余は公債整理元利支拂擔保の爲めにするものなり支那よし破產するとも余は信を失する能はずと又た云はく支那政府の濫支濫用と路款の濫提と紙幣濫發とは當然懲罰すべきなり將來列國より幣制を協定し根本改善方法の爲めにせざるべからずと並びに宜しく鐵道を管理し絲毫も軍費と政費に提供するを得ず余の主張は已に決せり否らずんば先づ余の職を免ぜんことを請ふと云へり（申報）

▲ア氏渡米中止の理由（申報）アグレンは本と二十八日出發と改めしが政府は公文を以て其の必ずしも渡米を要せざる旨を請ひア氏は承諾したりと聞く政府は若しア氏が勸告を聽かざれば別に資格深き英人に總稅務司を擔任せしむる準備ありア氏は將來歸任易からざるを恐れ渡米を中止したるなりと聞く（一一、二五）

▲アグレン案の修正問題（新申報）アグレン案の財政修正計畫は四分の一を增稅するに在りとは前電の如くなるが其の後聞くに公債發行額も亦千萬を增して六千萬とせり前電に稽查機關とせしは稅務司及銀行公會に係りしも今や審計院を改め以て支持を請うて每月稅務處に報告すと云ふに在りア氏は承諾せずして審計院は從來未だ職務を行使せず今後の監督は尙有名無實乎は承諾せずと云へり（一一、二八）

▲印花稅增加に反對（時事新報）全國商會聯合會は久しく北京財政

政部と印花稅のことに就き爭ひ居れるが近日更に財政部に左のごとき電を發せり

貴部は財政の信用を鞏全する爲めよろしく先づ約法の信用を尊重し人民をして法律に依つて納稅の義務を盡さしむべし今元年印花稅法は未だ正式國會の修改を經ず未だ命令を以て變更し人民の負擔を增加するに便ならず況んや十年公債の發行と印花稅の增加とは本、之れ截然たる兩事なり一つは未だ銀行團の承認を得ず一は各省々民の反對する處なり根本立たずして何を以て推行せんや今次臨時大會は十六省區の主張を合して印花稅增加を一致否認せり又全國民意の法外の苛稅を受くるを見るべし貴部は眞情に俯順し成命を收回威迫を以て反動を生ずる勿れ云々(一一、一六)

▲賑捐附加延期辯解　(新聞報)　上海全國商會は過日北京政府に對し賑捐附加一年延期の電報を發したるが之に對し內務部賑務處は江蘇省當局を經て本年各省區災の報告あり災區は十餘省の廣きに達し災捐を待つ人民は數千萬を下らず前期の一ヶ年の海關賑捐附收額は昨年已に四百萬を用ひたるが餘額は三百萬に過ぎず是にて十餘省の賑務を行はんとするには實に不足多く且つ中央の財政困難にして調達の法なきを以て政府は被災各省官紳士民の建議を採用して關稅鹽稅及び交通等の附稅を一年間延期する事となりたるなり且つ常稅鹽金附捐は地方捐集の款を其地方災民の身に歸するものにて中央が別途に使用するものにあらざれば能く諒解せんことを望むと勸告し來れり(一二、一三)

▲賑捐附加稅延期に反對　(申報)　北京財政部は常關の貨物賑捐附加稅を一ヶ年延期して繼續徵收することに決し上海稅務公所は此旨を上海總商會に通告して一般商人に知らしめんことを要求したるが總商會にては政府は其の當初一ヶ年間に定め決して延長せずと云へるに今ま延期を行んとするは國信を失するものなり況んや常關の貨物のみ附加延期をなし海關稅に然らざるは政府は强制し易きものに强制するものにして華洋の待遇を差別するものなり本年上海に開かれたる全國商會聯合會は一年延期否認の議決をなしたるを以て之を變更する能はずと稅務公所に回答したり(一一、三〇)

▲漢冶萍五年免稅　(新聞報)　漢冶萍鋼鐵は歐洲戰後鐵價暴落の爲め征稅規定通り徵せらるゝは堪ゆる所にあらずとし明十一年一月より更らに十年間輸出入移出入の海常兩關稅及鹽金の免除を請求せるが江蘇王省長の訓令を接受せる江海關道の通示によれば尙ほ五ヶ年間從前通り免稅を許可せられたり(一二、八)

▲烟酒借款解決　(申報)　烟酒借款問題は解決され新條約を訂結せずに政府より正式に米政府に通知し切實に八年契約履行を聲明しアボットは今夕靳雲鶚司家に宴し最後の歡晤を爲したり此項の借款は將來新銀團に轉移せらるゝものなり(一一、二六)

▲烟酒借款の其後　(新申報)　政府は二十八日駐米施公使に對し正式公文を以て米國に照會せよと訓電せり內容はアボットの意見を尊重しシカゴ八年の債款は新銀團に移轉し及び湖廣債券の控除を放棄し以て太平洋會議經費若干に移轉することを得ることゝせり傳ふる處によれば千六百萬は確かならず投資不定にて必らず立會の上實收を監查し始めて額を定むべしと是れ新銀團の重なる人の云ふ所なり(一一、二九)

▲烟酒借款三ヶ月延期　太平洋拓業公司の烟酒借款は三ヶ月延期せり財政部は先づ此の延期中の利息及復利すべく已に同意を得たり(同上)(一二、三)

▲孫文の市政借款　(申報)　廣東は市政借款を米國より借りしが是れ英米築港權を競爭するの用意の結果なり昨年英商は廣東二千餘哩の採礦及治河築港權利を取得したり故に今回米が孫文の借款に應ぜるは競爭の意味を含入せり但し日本新聞に載れる五百萬元渡しの事は未だ確かならず數は多くとも五十萬の先渡しに過ぎざるべしと千萬の總額は尙ほ疑問たり(一一、二二)

▲米公使の廣東借款否認　(申報)　米公使は孫文は廣東全省礦產を抵當して米人に向つて借款せる一事は米政府は決して知らず茲に來函により廣東領事に通知し阻止せしめたりと回答せり(一二、三)

▲南潯鐵道借款反對熱　(商報)　江西旅滬同鄉會は南潯鐵路總理は全路の名義を以て上海にて私かに外商に向つて借款しつゝありとの消息を得密查中なりしが昨日九江自治協進會より左の如き電報に接したり

南潯鐵道總理蔡儒楷は擅に江西全路の名義を以て私かに日本興業會社に向つて三千萬元を抵借し並びに全路の營業會計工程警察の各權を悉く日本人に委すことゝなり草約成り近く調印されんとす

資路實省は江西人は暫て承認せず速かに阻止して以て滅亡を救はれたし云云（一二、一二）

▲滙豐の債權督促（申報）滙豐銀行は交通部に公文を送り本年十二月三日期限着の一九一一年湖廣債款元利の準備を請ひ計るに本行英京發行のもの四萬八千磅裡巴里發行のもの四萬一千磅獨京發行有效の債票四萬七千磅何れも期限着なり額の如く返還すべしと如上は百八十萬元あるにあらざれば履行する能はず張志潭は大いに苦しみつゝあり（一一、二八）

中交兩銀行取付問題

▲中交兩銀行取付騷ぎ（一一、一七）中國交通兩銀行天津張家口紙幣取付けに遭ひ、稍搖搾せるため目下銀行公會及商會は正に信用維持の方法を交渉しつゝあり又歐洲某國は盛んに支那財政共管說を唱へ支那の金融機關變損を蒙ひ之が爲め金融界は已に外國銀行に預金せる金を全部現金に引換ゆることに着手したり專庫に儲へる預金は衆の視察に對する證據とし其の陰謀を破ることとせり又銀行界は天津中交兩銀行紙幣を來月より公開を實用し同時に同行の折歇とし市場に流通せしむるに決せり（申報）

天津中交銀行取付騷ぎは新たに野に下りし某（落復か）が天津に在りて謠言を放ち新紙幣を印行せりと云へり意は報復に在り但し今日の市場は稍平かなり（同上）

金融騷ぎは某歐洲人が支那の財政危險を外國に向つて打電し之が傳播し紛亂を起せるものなり某歐人の用意は自ら太平洋會議に於て支那共管論を惹起するに在り當局は現已に外國銀行預金引出しに着手し公衆の視察に便し陰謀を暗破するに在り（中華）

▲關餘と北京金融（新聞報）十八日頃は日英米佛各公使に請ひ關稅剩餘支出を求めたるに各公使維持を承諾しアグレンも亦た轉圜し七百萬支出を承諾したりと云ふ但し十二月關稅剩餘は關稅に歸入し鹽務署稽核處より調印し認めたるを以て取付騷ぎは平息すべし

▲十八日公使團會議が以て關稅剩餘金を調せしが日本公使は閉會主旨を述べ英公使はアグレンの意見書を讀みたり其の大略に云はく關餘六百萬兩は前きに命令あり民國三四七年公債基金の擔保とせり稅務司は保管の責任を負ふとキューパ、ブラジル兩公使は極力支那救助を云ひ支那に渡さんことを求めたるが各公使は何れも無言なり是夜七時半領袖公使はアグレンの意見內容を以て外交部に回答したり政府は公債基金尚ほ剩餘あるを以て更らに支出を乞ふことゝせり

▲アグレン關稅剩餘七百萬を許したれども條件あり（一）鹽務稽核洋員より明年公債基金に支出することを擔保す（二）交通部は明年公債基金の成ることを擔保す現に鹽務交通兩方面はすでに承諾し人心大いに定まれり（同上）

▲各商業銀行大陸商業等十一行は中交兩銀行紙幣を收支し之を定期預金とし十八日夜已に中國銀行と定期預金方法九ヶ條を訂結したり交通銀行も亦た之に倣はんとす（一一、二二）

▲金融風潮其後（一一、二二）廿日銀行公會の組織は商會未だ贊成せず衛戍部、警廳は取消しを飭令し廿一日銀行公會は再議せんアグレンの公債擔保理由は支那外字兩新聞に登載せられたるも未だ確數を示さず尙ほ强詞奪理なり學生會はアグレンに手紙を送り關稅餘金を把持し坐して國家銀行の破產を見るか閣下は竟に身の支那官吏たることを忘却せるかと云へり、張作霖の現金三百萬元は東車站に在り中交兩行は張が王永江を銀行に入る條件を有するを以て敢へて受取らず（新聞報）

▲實現は二十一日二百萬發送せり擔保品に指定せんことを乞ふ但し本人は決して銀行政に干涉せず張作霖は此の基金を利用し北京に在りて東三省紙幣を推行するに在り（東報）

▲金融騷擾と各銀行の兌換數（益世報）中交兩銀行兌換取付風潮以來各銀行の代兌換したる額は左の如くなりと

十六日交通銀行兌出二十八萬元　春華茂代兌交來四萬元　永增合代兌中票三萬元　興業銀行一萬元　中國銀行兌出三十一萬八千元　十七日交行九千五百二十餘元　春華茂代兌交通邊業銀行一萬五千元　永增合代兌一萬元　中國銀行一萬六千元　十八日交行一萬四千六百元　春華茂代兌五千元　永增合代兌八千元　中行一萬六千元　十九日交行兌出一萬四千六百五十餘元　平市官錢局代兌三千七百九十元　銅元四千二百九十餘吊　春華茂代兌一萬元　永增代兌四千元　中行兌出一萬七

千元（一二、二三）

▲北京銀行風潮と梁士詒　（新聞報）北京中國交通兩銀行は十五日紙幣兌換風潮發生以來今尙ほ近日中國銀行は巨富なる準備をなしたるを以て恢復期遠からざる模樣なるが交通銀行は內容複雜なる爲め中國銀行と同樣なる能はざるが北京政府は梁士詒は交通銀行の董事長なるより昨日上海の梁に對し速かに上京して整理すべしとの電報を寄せたり尙ほ北京今回の風潮の時日遲延して解決する能はざるは中國交通兩銀行の一致する能はざるが爲めなれば梁の上京は金融界に重大の關係あり（一一、二九）

▲上海銀行公會と金融維持　二十日銀行公會は全體大會を開き中交兩行の維持方法を商議し其の結果大要左の如く決定せり

（一）會內外各銀行十八軒より公庫を設立し專ら中交銀行天津張家口紙幣を收め一年期預金とす　（二）兩行は各確實の抵當品を出し公庫に交付して保存す　（三）中交兩行未發行各紙幣は公庫より保管す　（四）抵當品の價値不足の時中交兩行より別に現金の補足を爲し同時に中交正副總裁總協理董事會より完全に責任を負ふ

以上の方法は業に財內兩總長衛戍總司令幹監商會皆其場に於て贊成し二十一日商會より開會し別に流通方法を定むべし今回の決議は各銀行極めて踴躍するは實に抵當品確實なるが爲めなり銀行の公庫設立は本と金融維持の良策にして各銀行主張已に久し今此の基礎を立つるを得又以て兩行を救濟すべく實に金融界の一大轉機なり（一一、二一）

▲中交兩行の現有財產　（北通）兌換風潮に關聯し中交當局が新聞紙を通じて發表せる該兩行の資產項目なるものを見るに左の如し

中國銀行現在の有價證券及他店貸

一、金融公債二百萬元
二、鄭州纖股（開灤炭坑株）六十萬元
三、北京飯店株券八十萬元
四、滙業銀行株券三十萬元
五、分店勘定（貸）百萬元
六、他店勘定（貸）百萬元
合計五百七十萬元

交通銀行同上

一、金融公債三百五十萬元
二、中興煤礦公司滿期償還に付受取るべき金額一一萬元
三、崇文門支庫券百萬元
四、滙業銀行株式二十五萬元
五、津浦京綏兩鐵道債券の滿期償還に付受取るべき金額九十一萬元
六、分行勘定（貸）三十萬元
合計七百三十一萬元（一一、二二）

▲中國銀行の復舊　（新聞報）公債整理期限來基金中繰入する者二百七十萬利息三百萬は昨日中國銀行一家の經理に歸せることな決定し關稅餘金より金を支拂ひ中國銀行に交付し交通銀行の營業二十五萬通りとなるを俟つて更らに支出す又中交兩行立替の公債基金も亦關稅餘金より米幣を支出し兩行に交付せり故に中國行の現金は紙幣よりも超過せり（一一、一二）

經濟と實業

▲在支獨商の發展　（時事新報）獨支間の通商恢復してより以來、獨逸商人の支那に在りて商業を經營する者は發展するの模樣あり、上海に設立せらるゝ貿易商は從來よりありし者の開設せらるゝ他、新たるもの六、七あり是等獨逸商人の輸入する貨物は染料を主とし之を取扱ふもの十餘あり、取扱ふ商品は歐洲各國に轉送せらるゝものにして食糧を主とす、又製茶をも取扱ふと云ふ（一二、一）

▲上海港口會議報告書內容　（新聞報）滬浦局に於ける日英米佛和各國專門家の上海港口改良會議は已に終りて各國專門家合作の報告書も亦た調印されたるが同報告書は約十萬餘言にて其の內容は二十七節に分れ共に七節になり居れりと

（一）序言、（二）船隻吃水の深度、（三）附近の水道「甲」計畫大綱「乙」目前の需要、（四）港口「甲」計畫大綱「乙」目前の需要、（五）目前の工程概算、（六）管理及組織、（七）總論　其の第三項には希福受（譯音）博士の意見書ありと云ふ（一二、三）

▲中華勸業銀行（申報）共同租界南京路中央に新設されたる中華勸業銀行（董事長王正廷）は昨日開業す（一一、二九）

▲安徽寶興鐵礦公司（新聞報）同公司は鐵砂運搬販賣に困難なるを以て維持を求め財政部の許可を得て內地釐金一年の免除となれり又た漢冶萍公司製造の鋼鐵及工場用コークスは內地の釐捐銷場稅免除を五ヶ年延期を許可せり（一一、三〇）

▲上海歷年の米價比較（新申報）近來新米の到着するもの多き爲め上海の米價は稍や下落の傾向を示し來りたるが工部局衞生處の報告によれば本十月第一週に於ける米價は一擔十二元五角にて歷年の同時期と比較せば今年が最も高價なり今ま四ヶ年中同時期の米價を比較記錄せば左の如し

一九一八年十月	一擔	七元八角、同九年十月　九元二角
二〇年十月	十	元、二一年十月　十二元五角

尙ほ十月末に至りて些か下落し次等米八元二角乃至十一元、上等米十二元二角、新米十元二角となれり（一一、二五）

▲東京平和博覽會と總商會（商報）上海總商會は來年東京に開かるべき平和博覽會の規則が支那の主權を侮蔑せるものなりとて交涉員公署に左の如き書面を寄せたり

上海日本商業會議所よりの通知によれば西曆一千九百二十二年東京に於て平和博覽會を開き期間を三月十日より七月三十一日迄とす凡そ支那商人及製造家は此の會に參與せんことを請ふとの事なるが弊會は同博覽會の設ける所の平和記念東京博覽會規則を査するに第三十二頁第四十類植民地衞生項下に、朝鮮、臺灣、關東、滿洲、樺太等の字樣あり滿洲は我國完全の領土なるに彼國は竟に植民地を以て之を目し朝鮮臺灣と並論し小册を發刊し之を公界に公けにするは實に我國家の人格を侮蔑せるものなり弊會は國家人格を保持する爲め出品拒絕をなすべきものと認む並びに貴署より此意を以て日本領事に嚴重に抗議せられんことを請ふ

又た中國全國商會聯合會總事務所は各省商會に對し一致して出品を拒絕すべしと通告を發したり（一一、二八）

▲外國銀行公會と廣東小銀貨（新聞報）上海外國銀行組合は上海總商會に對し廣東新鑄造輕貨二十仙銀貨の輸入禁止方を共同して稅務當局へ要求したしとの書面を寄せたり（一二、五）

▲米國商會と交易所（新聞報）上海の米國商業會議所は租界內に交易所を設立さゝもの多きを見、其前途に對し頗る不安を感じ米國總領事館及米國警察署に就き取調べたるに米國商人として上海米國官廳に登記せるものなきを確め是等の交易所は米國の保護を受くる能はざるものと認め次に安心したり（一二、一三）

日本新聞重要電報（大正十年十一月中）

華府會議

▲山東聯盟提出原案（北京東方三十日發）外交部は山東問題に關し最に國際聯盟會に提出の爲め和約研究會にて作成の余晉氏より坂西顧問に示せる原案なりとして左の發表を爲せり

一、膠州は全部回收し青島は支那より開放し尙獨逸時代の辨法に依り青島區域內に於ける商品に對しては關稅を徵收せず並に天津漢口の舊獨逸租界の特別區域辨法に照し市政廳を設置す

二、日本司令部の軍事占領期間內に支那人を壓迫して日本人に土地を得せしめたる事を否認す

三、青島區域內の獨逸の公產、波止場、棧橋、倉庫燈臺等の如きは支那稅關の管理に歸せしむ可し其他發電所、屠牛場、水道、港務局、病院等の如きは之を市政廳の管理に歸せしむべく、又砲臺兵營は中央政府より繼承す可し倉庫にして日本人に於て數年間經營せるものを如何に處置す可きかに別に審議す膠州は支那政府の專賣品たり獨逸人最に青島に在る時經營之に及ばざりしを以て當然鹽田を還附す可し若し將來日本人の食鹽缺乏せば支那政府は若干年限內に於て每年青島に向つて鹽若干を購入するを許す

四、山東鐵道問題中順濟、高徐線は新銀行團をして引受けしめ膠濟鐵道は支那より完全に自辨す或は回收年限を確定す回收以前は暫く日本と營業上の合辨を許し獨逸官民の株を日支平均に分つ民有の株は若し賠償を要する

時は支那は申ばを支出す唯日本が占領以來の利益も當然分割して以て公平なる事を明かにす該鐵道の管理上政治の性質に屬するもの及び鐵道警察組織の如きものに至つては當然完全に支那より執行す

五、山東省の日本軍は期を定めて全部撤退す可し

六、山東鐵道沿線獨逸人の既に經營せる各礦山は未回收前に於ては一律に期限を有する營業上の合辦となす

七、膠島芝罘間、膠島上海間の海底電線は均しく支那國境内にあれば當然支那に歸屬す可く又日本人が濟南に設くる所の無線電信も亦支那に引繼く可く建築費は支那政府より原價を償還す

八、双方が承認せる解決辦法を除くの外曾て獨逸の山東に於ける總ての條約及び契約上一切の權利利益に對して以後一律に抛棄し再び要求せざる事を日本より聲明す可し(時事十一月一日)

▲支那共管再燃　(三十日上海特派員發)　ノースクリフ卿の香港に於ける日英同盟及び太平洋問題に關する陳述に對しノースチャイナデリーニュス紙は社説に於て卿の說を重要視し支那に關して次の如く論じた

ノ卿は支那の國際援助の必要な說いたが右は卽ち支那の一時的國際管理な意味するもので若し華府會議で日英米三國が支那内政整頓に就き援助な爲すことを決議せば支那は反對すること明かである而も支那多數官民は外援に由られば一部政客の專制より救ふことが出來す内亂の平定は勿論支那人の手には望まれない世界平和の爲めなれば國際援助の提議な爲すは不可能でない

此の論說に對し支那紙は該英字紙が遂に國際共同管理な鼓吹するに至つたとて驚き排日紙は之を以て日本が鼓吹せるものなりと言ひこの謬論を排し支那は外力の壓迫を逃れるには内亂を熄めることが第一法であると論じ或は外力を以て支那内亂を熄めんとすれば更に亂れるであらう世界の平和を害するは獨り支那の亂のみでなく各國の内亂も同樣である華府會議で斷じて此問題な議してはならぬ支那のことは支那人に委して外國が皆眞正の中立な保たば支那の内亂は久しからずして熄むであらう外國より兵器、軍費な供給することきは内亂な助長するものであると暗に米國の最近の態度に面當する者もあり支那は國際共同管理論が現れる度毎に神經な惱まして居る(東京朝日十一月三日)

▲米國政府の意嚮　(二十九日華盛頓特派員發)　米國官邊から洩れたりと覺しき消息に據れば今回支那の提議せんとする要求の精神は列國の束縛から完全に解放されることに在る支那が提議の諸問題に對する米國政府の意嚮は大要左の如し

一、治外法權の撤廢に就いては歐洲各國皆不同意であるが米國は支那の要求に同情し支那に一定の年限を限るか又は歐米の司法制度と同じ制度な採用するまで混合裁判所制度な創設して漸次司法權な恢復させる案に贊成せん

二、關稅權の恢復は各國と共に米國の贊成し得ない所で關稅制度と共に外國人の管理な維持するに贊成

三、外國駐屯軍は各國協定の上ならば何時でも撤兵すべし但し軍艦な以てする水上警備に現狀維持な主張す

之に關する英國の態度は北京天津地方より撤兵するに決したが其他の租界及び沿岸各都市には引續き駐兵する意嚮である

四、山東問題は英佛伊の反對あり米國は其提案な好まない

五、日英同盟石井ランシング協約の如き支那に關する列國間の協定に就ては支那な加へぬ協定の存在な認めぬと云ふ支那の主張に同情するであらう

六、右の如く支那な列國の束縛より解放せんとする條項以外に支那は鐵道鑛山水路衞生設備等の改善の爲に莫大の資金な要す米國政府は其提議に基き既に成立した銀行團が未だ支那の承認な得ず實際上失敗に歸して居る現狀に鑒み對支借款團も亦議題になるだらうと豫期して居るが了は支那に對して新銀行團が或條件な押付けるか又は支那の窮狀な見すゝ惡化させるかの問題な決せねばならぬと言つてる

七、南北分裂の狀態は今日何人も其主張に謂はれなしとし唯野心からの事と見て居るから支那の爲に一大弱點であると見做される(東京朝日十一月二日)

▲支那救濟計畫　(華盛頓特派員八日發)　支那は返濟期限至れる米國よりの借入金な返濟する能はずとの本實明かとなり之が爲め一驚な喫せしむると同時に支那の形勢に對して失望の念な增さしめたり當地に在る支那代表

者が經費不足に苦しみ居れることは既に世人の知る所なるが幷は支那代表が當國に在る支那學生より太平洋會議特別基附金を醵出せしめんと努めつゝあるに見て之を知る可し余（時事新報特派員）が信憑す可き米人筋より聞く所に據れば太平洋會議は或種の確乎たる支那財政救助計畫を立案す可く幷は日英佛米伊の五國の支那改造委員會の中心となり同國の實業的進歩を監督するにありと云へり當地に在る知名の一日本實業家が余に語る所に據れば故原首相の意見も此種の委員會には反對に非ざりき只日本の利益を傷くることなく亦支那の保全を危うせざることを要すと云ふにありき余の察する所に據るに米國にして適當なる計畫を示さんには日本は支那現狀の救濟の爲め此の計畫を贊成す可しと云ふ（時事十一月十一日）

▲山東交渉打切り　（北京特電十日發）山東問題に關して此上交渉を續續するの愚策なる可きことは余（時事特派員）の曩に報道し置きたる所なるが小幡公使は十日新聞記者との會見中聲明して山東問題に關して日支兩國間既に兩度意見交換を行ひ其主張の相違點は略ぼ明瞭となりたるものなるも然も解決の見込なく殊に原首相の計報ありたるを以て北京に於ける該問題の交渉は一先づ之を以て打切る事とせりと云へり一方支那側は今尙一縷の望みを華盛頓會議に囑しつゝあり然も夫が到底成功の望み無かる可きこと及び其無效に歸す可きこと明瞭なるに及んで初めて支那側が華盛頓に於て我全權との間に直接交渉を爲さんとするものとなるは既報の通りなり（時事十一月十二日）

▲英紙の共管論　（十二日上海特派員發）ノースチャイナ・デーリーニュースは華府會議論を掲げ先づ太平洋問題は軍縮會議以前に議するを最善と信ずと述べ次で左の如く論じて居る

北京政府の代表は目下華府に在りて誇大なる宣說によりて宣傳に力めつゝあるが斯の如きたゞ表面的なる運動は何等の効を奏すること無く遂には日英米共同の支那に對する何等かの方法を議することを提議するに至るだらう支那が何と反對するとも南北政府の聯合代表を派遣し得ざりしは國内の不一致を表明するもので前途の希望を減ずること少く無い政客は政府跳梁し財政は紊亂の極に逃して居る故に國際共同管理が支那救濟の第一策だと言はればならぬ而して是れに類似の方法は支那を新希望へ導いた前例が數數あるのである（東京朝日十一月十三日）

▲支那の期待と希望　（十五日國際直電華盛頓發）顧維鈞氏は陳述書を發して曰く

支那代表は會議開會劈頭に於て公明の精神と道德の高調とを見る事に深く滿足する若し此の精神を以て會議に提出された大問題が解決されるならば支那は會議に大なる期待を有するものである支那代表委員は深く確信と希望とを抱いて居る（東京朝日十一月十七日）

▲支那全權陳述　（十六日國際直電華盛頓發）支那全權駐米公使施肇基氏は太平洋及び極東問題委員會第一回會議に支那の利益及び態度に關する詳細な陳述書を提出し極力支那の門戸開放支持を強調し支那に影響ある祕密諸條約の廢棄を强硬に主張し列强間に締結された此種の條約は今後公表すべきであると提唱した（東京朝日十一月十八日）

▲支那の提案　（十六日本社華盛頓支局發）十六日午前極東問題委員會に於て支那が提出した十箇條の提案は左の如くである

前文　今回提案するは一般的原則で實際問題に就ては原則適用の際に於て之を延ぶべし支那の望む所は各國と支那の利益とを調和するに在りて自由平等の國際待遇を許すならば天然の富源は之を開放すべくこれが爲めには支那自から政治組織を發達せしむるのあらゆる機會を與へなければならぬことは獨り支那をして各國の侵略的危險より脫却せしむるを意味するのみならず支那の自治的行政權を奪ひその適當なる收入の途を阻害する拘束より解放することなることを意味する

一、列國は支那の政治的及行政上の獨立並に領土權を尊重すべし同時に支那は領土の如何なる部分も外國に割與せず又は租借を許さないであらう

二、支那は門戸開放機會均等の主義を尊重し何等の除外なく之を支那全土に實施すること

三、太平洋及極東の平和の爲列强は支那に通告する事なく又は支那へ參與の機會を與ふることなく支那及一般平和に直接關係ある條約又は協定を爲さゞること

四、總ての特權及利益は其性質の如何に拘らず無効なるべき事是等特權は其範圍及効力有るものは此會議の原則と背反する事ならしむること

五、事情の許す限り最近の機會に於て支那の政治的司法的及行政的自由に

對して現存する法則を除去すること

六、支那に於ける特殊利益にして期限なきものは正當にして明確なる期限を附すべきこと

七、總ての特權を許容せし條約の解釋に方ては特權を與へた者に好都合たるべき原則を尊重すること

八、將來に於て支那の參加せない戰爭に對し支那の中立權を尊重すべき事

九、太平洋及極東に關する國際的紛議の平和解決に關し規定を設くべき事

十、關係各國の共通政策を決定する基礎として太平洋並に極東に關する國際問題を討議する爲時々開かるべき會議の規定（東京朝日十一月十八日）

▲日本の態度を明かにす　（十六日紐育特派員發）

本日の極東問題委員會は絕對祕密裡に行はれた日本全權幣原大使は大要次のやうな該問題に對する日本の態度を闡明したと

一、太平洋に於ける日米其他各國の通商を自由且つ平和的に伸張すること

二、有ゆる平和的手段を盡して支那の獨立領土保全及同國の門戸を世界萬國の商工業に對して開放し且つ萬國の支那に於て享有すべき機會の均等を期すること

三、英米兩國にも滿足を與へ支那にとつても公當で諒認されるやうな基礎に據つて山東省の膠州租借地より日本軍の撤去を行ふこと

四、滿洲を併合し又はこれを保護領とせず但し同地方の日本に接壤することと鐵道其他に莫大な投資をして居ること及大連旅順の滿鐵本線に沿ひ多數日本人の滿洲に入込める等の諸點に據り日本が同地方に特殊利益を有するとの原則を略訂確立すること蓋し是等の特殊利益が將來起り得る可能性ある露國の日本に對する侵擊の道程に横つて居る關係上日本は一層之れを重視して居る

五、萬國に滿州及西伯利の門戸を開放し機會均等を期すること

六、西伯利を併合し又は之れを保護領とせず但し日本人が同地方に原料を購入し或は日本製品の過剩を實捌く等商業の爲め同地一圓に平和的進出を爲す方針を是認すること

七、露國、極東沿海州及西伯利に時局を能く收拾し特に日本の漁業者移住者其他の日本臣民を保護し得る鞏固なる政府の樹立を俟ち西伯利より日本軍の撤去を行ふこと

八、日本は日本が膠州より撤退する場合には尊しく山東省内にある威海衛より英國も亦撤退せんことを期待し且つ希望すること

九、現在では日英米佛四國の各銀行團より成る對支借款の交涉及遂行團に支那の資本と提携して支那の交通機關等の大公共施設の整備上支那を援助するを目的とする四國新借款團を承認すること但し借款手取金が正當に使用され且つ政治腐敗より生ずる資金の悪用若くは濫費を防ぐ爲該借款團に於て監督監督を行ふこと

十、支那と諸外國との間の商業關係を更に密接にする目的で支那に於ける財政經濟政治上の狀態を一般的に鞏固にする事日本は支那を以て日本人にのみ切實に必要な原料の重なる供給國で且日本の製造品を捌くべき市場と心得てゐる之は支那に於ける實業又は支那と商業關係を發展させたいと熱望してゐる佛國民を排斥し又は之に對し偏頗な事を爲さずとも出來る事だ

十一、關東州租借地及び南滿鐵道沿線地帶に於ける現狀維持

十二、日本は日英同盟の更新に就いては執着はない日本は世界三大海軍國が一齊に海軍に大削減を加へやうといふ協定が出來さうな會議の明かな傾向に顧みて日英同盟ほさのみ切要のものと考へて居らぬ

十三、日米兩國に滿足な基礎に於いて且太平洋の通信に利害關係ある諸國政府の熏陶の下にヤップ問題及び太平洋横斷通信に關する諸問題を解決する事（東京朝日十一月十九日）

▲支那の一計畫　（十九日國際社倫敦發）

華盛頓來電によれば支那全權は太平洋諸國の永久的協調を圖る爲め一計畫を立てこれを會議に提出するであらうと云ふ右提案の主要なる點は左の如し

（一）定期的に太平洋諸國會議を開催すること

（二）太平洋諸國中の一國なりとも要求すれば臨時會議を開催すること

（三）常設事務局設置

（四）爭議を調査する爲め委員會を設置すること

斯の如き計畫を必要とするは今次の華盛頓會議だけでは太平洋問題の永久的解決を見ス能はざる事を認めたによると（東京朝日十一月二十一日）

▲日本は公正　（十九日加藤全權が橋渡委員

會で爲した陳述は左の如し

支那の變局は外交關係に於けると同じく內政問題にある日本は支那の平和と統一が早く實現されることを望んで居るが而かも內政干涉に亙るやうな行動はすべて之を排斥するものである日本は支那の何れの部分に對しても領土擴張の野心はない日本は無條件に門戶開放機等均等の主義に贊成する日本は工業用原料及び食料の供給を望んで居るけれども支那に對し特權を要求するやうなことはない治外法權の拋棄に就ては列國と協力の下に各關係國の最も公平にして且滿足なる解決を得んことに努力する故に日本は今回會議に於て各國の將來に於ける行動を律する主義政策を確立せんことを望む日本は如何なる問題の討議をも辭せざるも小問題の爲めに會議の遲延することを欲しない（東京朝日十一月二十一日）

▲加藤全權聲明　（十九日國際直電華盛頓發）加藤全權は極東問題委員會に正式の聲明書を提出して曰く「日本は何等の條件及び留保をなすことなく門戶開放、機會均等の主義を遵守する」と（東京朝日十一月二十一日）

▲米國擧め支持を約す　（華盛頓特派員十七日發）本日の極東分科委員會に於て我幣原全權は支那提出の十箇條を以て主として審議の基礎と承引せり

米國々務卿ヒューズ氏は新聞記者に向ひ支那の提案は自發的なりと說明せりされども余（時事特派員）の聞く所に據れば米國は數日前支那全權顧維鈞氏とヒューズ氏の間に催されたる秘密打合せに於て既に支那提案を支持す可き約せりと云ふ但し米國の支持と云ふも幷は無狂的のものには非ずして普通のものなりとのことにて支那は之に失望し居れりと云ふ

而して支那は同情を得るが爲め巧慧なる外交的ゲームを行ひつゝあり（時事十一月二十二日）

▲滿洲に於ける日本の地位　（十七日華盛頓支局發）支那全權王寵惠氏の談に依れば支那全權は萬里の長城を以て支那を支那本部と其他に區分して考へる事を欲しない又此際支那が條約上の拘束から全然免れやうとするには不可能だらうが唯今回の會議に依つて其可能性の大ならん事を希望する例へば千八百四十二年の英淸條約に依つて定められた輸入關稅五分の定率の如きは必ず改めなくてはならぬと述べたが具體的說明を差控へて居る滿洲に於ける日本の地位を如何にすべきかは會議の一難題と信ぜられつゝあるが之に對し支那側は支那の提案を以て米國當局が日本の爲に相當考慮を用ひ滿洲には支那本土に對する一般原則の除外を求めなければならぬとの諒解を以て支那の主張を根本より覆すのではなからうかと危んで居る（東京朝日十一月二十二日）

▲對支意見陳述　（二十日國際直電華盛頓發）本日の極東問題委員會に於ける各國全權の演說は左の如し

白國代表デカルチエー男は謂つて曰く、白耳義は支那の領土保全を確保し且支那の難局を打破すべき方法として會議に於て可決された凡ての議案に進んで贊成する白國は無留保門戶開放政策を是認すると同時に關係國と協調して支那に於ける關稅收入の公平な增加に同意し又司法權の正當な行使を保障し得べき政府が支那に樹立さるゝならば漸次治外法權を拋棄するを辭さないと

英國代表バルフォア氏は切言して曰く、支那の門戶開放主義及び領土保全主義並に支那の救濟は支那自身之を遂行せしめ支那の問題は支那自身之れを處理せしめ且事情の許す時機が來れば治外法權を廢して正當な法律を施行するを宜しとする方針は夙に英國が鷹明白に主張して來た所であると

伊國代表シャンツエル氏は曰く、支那の自由發達を確保し且各國均等の立場にあつて支那の進步並に對支通商を促進するに盡力することを保證するに最も適切であると認められる解決に對して伊太利は之を贊助するものである

佛國代表ブリアン氏は曰く、支那の要求が大體公當なものであることは佛國委員の喜んで認める所である唯實際的結果に到達する爲めには其各要求條項を剩す所なく審査する必要があると

和蘭代表カルネベック博士は曰く、和蘭は支那が正當な希望を實現し且內政問題を統一し且安定せんとするその努力を進んで援助する決心である支那は和蘭の斯くの如き決心に期待をかけても間違はないと

葡萄牙代表ダルト氏は繁榮と統一とを欲する支那の希望に贊意を表した

支那代表施肇基氏は各國代表が一致して支那及び其提案に同情と友意とを寄せたことを衷心から感謝し右は大に會議の成功を助くるであらうと述べた極東問題委員會は其儘休會し二十一日午後再び開會することになつた（東京朝日十一月二十二日）

▲支那管理案提出せん（上海特電廿二日發）華盛頓支那側筋電に曰くヒューズ氏の昵近者が支那全權に語れる所に據れば米國は正に左の如き共同管理案を極東問題委員會に上程せんとする意向あり米國案の骨子は新借款團の例に倣ひ一の政治的共同團體を組織し

一、列國の對支政治的行動を調和し
二、支那義兵問題を解決し
三、治外法權撤去問題
四、租借地返還問題
五、列國駐屯軍の引揚げ
六、外國郵便局の廢止
七、日英同盟廢止

等支那側の希望達成を測らんとするものなるが支那委員團は所謂政治的共同團體の組織は支那共同管理の端を開くの虞ありとし目下該案に就き愼重審議中なり（時事十一月二十三日）

▲英國と威海衞（十九日華盛頓特派員發）十九日英國委員は聲明して曰く英國政府の支那に於ける勢力範圍に關する政策は既に國際的協力（卽ち新借款團を指す）を執ることに變更された更に此新政策の展開は會議の一議題となるであらうと此聲明は外務次官ハームスワオース氏の訓電に依るもので威海衞の如き租借地に關しては日佛兩國が旅順大連青島膠州灣等を放棄するならば異議なき所であると說明した（東京朝日十一月二十四日）

▲極東決議全文（廿二日國際電通直電華盛頓發）極東委員會に於て支那に關して可決された決議案全文は左の通りである

本會議參加各國は下の確乎たる意圖を有する

一、支那の主權、獨立及領土行政の保全を尊重する事
二、支那に有力堅實な政府を樹立支持せしむる爲め全然開放されたる機會を與ふる事
三、支那全土を通じて各國民の爲め商工業上の機會均等主義を有効に確立支持する目的を以て各國は其の勢力を行使する事
四、支那の現狀に乘じて友誼關係に在る各國臣民の支那に有する權利を犯す特種權利を求むるが如き行爲を愼み併せて斯る諸國の安全に有害な一切の行爲に出づることを愼む事（東京朝日十一月二十四日）

▲日本の對支態度（十九日國際直電華盛頓發）極東問題會議席上に於ける加藤全權の演說は左の通りである

一、日本委員の見る所を以てすれば支那現下の難關は對外關係に存すると共に又實に對內問題にも存する吾人は支那が能ふ限り早く其の平和と統一とを回復する事を望んで已まぬものであるが併し支那の內政干涉と解される虞ある行動はすべて之を避けんと欲するものである卽ち支那の對外關係を改善し其の對內問題は之を支那自身の遂行するに委する事是れ本會議に於てなすべき一切であると吾人は信ずる

二、日本委員は支那委員並に本會議全員に對し日本は衷心より支那と最も善良なる關係を培はんと欲する事を言明せんとするものである吾人は支那の正當にして適法なる要求の實現に對しては能ふ限り貢獻せんと願望するものであつて吾人は支那の如何なる部分に於ても領土擴張を行はんとするものでは無い

三、吾々は無條件無留保にて支那に於ける門戶開放機會均等主義を遵守する吾々は我國の產業を維持するに必要缺くべからざる原料竝に食糧品の供給を支那に仰ぐものである我國は支那より此等の物資を購入するに方り他の對支一般貿易關係に於けると同樣之に對し何等の權利或は特權を求めず列國の公正な競爭を歡迎するものである

四、治外法權廢止問題は支那委員より提出した最も重大なる問題の一であるが吾々はこれに關しては他國委員と共に公正にして且つ列國全體を滿足させるやうな取極めを結ぶことに努力せんと欲するものである

五、吾々は極東の平和と列國間の親和を確保する點に就ては關係列國と協調せんこと冀望して已まない次に日本委員は今回の會議の主要目的は會議に代表者を送れる各國の將來の行動を指導すべき一般的政策及び原則を協定するにあると解してゐる

六、吾々は會議が討議するを得策と考ふる議題を說明しこれを討議するに吝かなるものではないけれども徒らに徵に亙り細を穿ち繁雜なる調査を以て討議を長びかすことには贊成し兼ねると（東京朝日十一月二十四日）

▲支那關稅引上提議（華盛頓電通廿三日發）支那全權は極東會議に

對し明年一月以降關稅一割二分五厘引上方を提議せり（時事十一月二十五日）

▲米國の忠告から　（廿一日華盛頓支局特電）山東問題に就ては米國側より支那に對し同問題をヴェルサイユ條約との關係上縱ひ之を議題に上すも支那に有利の解決を得ること困難なるべしとの勸告をなしたるやにて支那側に於ても最近再び之を日支直接交涉に委することに決したとの報あり米國消息通は其結果極東委員會の進捗を圓滑ならしめること大なるべしと觀測して居る（東京朝日十一月二十五日）

▲「支那國」の範圍　（二十日華盛頓支局特電）十九日極東委員會閉會後支那全權顧維鈞氏は倉皇として米國全權ルート氏を其事務所に訪れ約一時間に亙り會見を遂げた右は委員會に於けるルート氏の言說に關聯するものと察せられるがルート氏は從來「支那とは如何」卽ち支那本部と滿蒙西藏と區別して觀察する根本問題から出發しなければならぬとの意見を抱持して居たと察せられ會議に於ても全然此見解から意見を立て實際問題に進まんとすること明瞭となつた爲めであると觀測される次の極東委員會に於ても右の根據に立ちルート氏は愈〻等が米國側の具體的意見を提案するにあらずやと豫期される（東京朝日十一月二十五日）

▲支那へ痛い質問　（二十三日國際社華盛頓發）佛國代表は支那代表に對し同代表は華盛頓會議に於て支那全土を代表して陳述する權利を有するや否やと質問した（東京朝日十一月二十五日）

▲既往に溯らず　（二十二日華盛頓分科委員會は二十三日第一回の會議を催し關稅率現實五分の問題に關して支那の主張を聽取する筈で會議の實質的進捗は愈之に依つて始まる譯である尙二十二日に至り支那に適用すべき一般原則は既報の四箇條に止まる事愈明瞭となり結局議題の範圍は各國了解の下に既往に溯らざる事に決定されたので極東問題に關し日本の立場から云へば會議は既に峠を越したものと認められて居る（東京朝日十一月二十六日）

▲支那英に反對　（二十四日紐育特派員發）陸軍制限問題に關しては是れ以上深入せず又極東問題に就ても四箇條の原則以外に立入らぬ事明かとなつた昨日の極東委員會に於て英國は四箇條の原則を支那の經濟的共同管理を規定するものと解し支那は之に反對し且佛國は支那委員に全支那を代表する權利ありやと質問し激論があつたと云ふ原則以外に及ばぬものも右等の事情に因るものと解せられて居る（東京朝日十一月二十六日）

▲對支討議範圍決定　（北京特電二十八日發）巴里無線電信に據れば華盛頓會議の極東委員會に於て各國代表が支那問題を討論したる結果次の如く三種の範圍を決議したり

一、各國の支那に於ける既得權を問題と爲さざること

二、既得權にして尙論爭中にあるものに對しては友誼的好意を以て其和解を勸告すること

三、各國の勢力均衡の範圍は何れの國の安全なる權利にも及ぶ可らざる事（時事十一月二十七日）

▲諸問題提出　（二十六日北京特派員發）確聞する處によれば支那全權は玆に提出した十箇條原則の第五條を根據として二十三日極東委員會に左の六問題を提出したと

一、關稅の自主

二、治外法權

三、租借地

四、勢力範圍及び特殊利益

五、外國駐屯軍警察及び郵便無線電信（東京朝日十一月二十七日）

▲支那委員努力　（二十五日紐育特派員發）支那委員は四箇條の原則に不平なる上關稅自治を固執しつゝ必死の運動を試みて居るが結局物になるまいと觀測される（東京朝日十一月二十八日）

▲將來の拘束のみ　（二十三日本社華盛頓支局發）二十三日支那全權は過去の條約により確定されたる事實と雖之を會議に提出する理由があると主張して居るが最も確實な官邊の解釋によれば四箇條の申合せは將來に對する一般原則として米國側から提議されたものであつて提案者たるルート氏が其說明に於て主張したやうに支那の調印した過去の條約が何れも正當且有效に支那を拘束するものと見ないとすれば支那の獨立國だる資格に疑問を生ずるであらう故に該四箇條は當然過去に遡らないで單に將來に對する申合せに止まる事が明白にされた唯此事實と雖も關係國にして其條約の改正に同意する

ならば其後は自ら新條約の締結と見ることが出來るから支那の提議が過去に亘る事は自由であらうが此場合は一々關係國の同意を經なければ議題とする事は出來ぬ故に支那の十箇條中にある過去の條約を一々審議すべしと云ふやうな事は四箇條の適用上當然否認されたものと見ることが出來ると云ふ（東京朝日十一月二十八日）

▲米國の對支意見（二十五日紐育特派員發）ルート氏の對支四箇條中に含まれてゐる米國の意見なるものはかやうである、即ち支那は須らく大に自家屋内を整頓し外國が適法に獲得した利益を保護し得る能力を早く見せて呉れなければ列強は安んじて其有する擔保を返す事は出來ぬ、此擔保たるや過去に於いて支那の政府無能力なるが爲めに外國商人の安全を確保する上に實に必要止むを得ぬものであつたのだと、又鐵道問題に就いては鐵道に關する一切の利權は悉く共同組織の下に收め支那の利益のために共同的に經營するが可いと言つてゐる、日本はさうなると山東鐵道だけは例外としようとするだらう此鐵道を支那では飽迄自國だけで管理すると主張してゐるけれども日本は日支共同管理を提言してゐる又英米國は一寸國際商業委員とでも言ふやうな交通管理會議を設けやうと種々計畫して居るやうだそして通商上の不公平に關する苦情は總て此會議に持出し又山東鐵道も他の總ての鐵道と共に此會議の取扱に委れやうと云ふのださうな（東京朝日十一月二十八日）

▲我全權の同情演說（二十五日本社華盛頓支局發）二十五日極東委員會に於て支那委員は治外法權撤廢を要求しそれまで一定期間の漸進的改善方法を協定すべく交涉委員を任命せんことを求め分科委員會附託となつたが同席上日本全權は曰く日本は明治三十六年の日清條約撤廢の主義に贊成したが凡そ是に對し甚大の同情を有する者日本に若くはない幷は多年是に苦しんだからである此際何とか解決されんことを望むと（東京朝日十一月二十八日）

▲對支分科委員（二十七日國際直電華盛頓發）華盛頓會議公報に依れば極東委員會に提出すべき在支外國郵便局撤廢の決議案起草の爲任命された分科會委員は左の通りである

ヘンリー・ロッチ（米國）　サー・オークランド・ガデス（英國）　ヴイヴイアニ（佛國）　埴原（日本）　施肇基（支那）

治外法權委員は左の通りである

ロッヂ（米國）　ヒヤース（濠洲）　サロー（佛國）　ローランデイ・リッチ（伊太利）　埴原（日本）　カルチエー（白耳義）　王寵惠（支那）　カルネツペク（和蘭）　ウアスコンセロス（葡萄牙）（東京朝日十一月二十九日）

▲郵便局撤廢決議（二十九日國際直電華盛頓發）極東會議委員會の在支外國郵便局に關する報告全文は次の通である

委員會は支那政府の表示に係る租借地以外若しくは條約上特に規定ある以外の地に設けられた外國郵便の廢止を期せんとする希望の正當なるを承認し爰に左の如く決議する

（一）右に該當するが如き郵便局を有する四國は次の條件の下に之が廢止に同意する（イ）支那政府は有效に郵便事務を維持する事（ロ）支那は現在の外國郵便聯合監査官の資格に關する限り毫も變更を加ふる意志なきを保證する事

（二）支那及び關係各國に對し右に必要なる處分を取らしめんが爲め此取極の効力發生は（年月日餘白）以後に遷延せしめざる事關係四國の外國郵便局が撤退を完了する迄各國は各支那稅關に對しては（普通通信書及び書留郵便と然らざるとを問はず一見して書面あるものとを除き）稅關を通過する郵便物全部の搜査上努めて便宜を與へ以て課稅品、禁輸品の有無を檢査せしめ若しくは關稅規則或は支那法規を變更する事（東京朝日十一月三十日）

▲在支外國郵便局撤廢決議別報（二十八日華盛頓本社支局發）在支那の外國郵便局撤廢問題は二十八日の極東委員會で左の決議を爲した

日米英佛は租借地及條約に依つて定められた郵便局以外は一定の期間内で左の條件で撤廢する

一、郵便改善

二、外人郵政監督を廢止せない事

三、撤廢まで支那稅關に禁制品課稅品檢查のため各國は便宜を與ふる事

又支那は委員會に駐屯軍巡查駐在所有線電信無線電信等條約に根據なきものゝ撤廢案を提出した（東京朝日十一月三十日）

▲英人の治外法權撤廢反對（上海特電二十九日發）華府會議極東問題委員會が支那に於る治外法權撤廢問題に就き分科委員會を設け既に審議を開始せりとの報道は在支英國人に多大の衝動を與へ之等の英國人は各自の

權利擁護上運滯なく示威運動を開始し就中支那に在住する英國人及び嘗て支那に在住せし主な英國人の組織する支那協會（チャイナ・アッシエーション）の幹部連は此程上海に於て緊急會議を開き（第一）治外法權の撤廢は主義としては勿論贊成なるも支那の現狀に顧み未だ之を云爲すべき時期に非ず（第二）治外法權に關する在支英國人の利益擁護に就き支那協會は華府會議の反省を促すことを決議し既に其旨倫敦に於ける支那協會本部に打電せる等形勢極めて重大となりたり本問題に就き本日のノースチャイナデイリーニュースに掲げたる社說は在支英國人の輿論を代表するものと信ぜらるゝが同紙は哈爾賓に於ける支那の法廷に於ては毎日二千件以上の訴訟事件滯り居ること、揚子江流域に於ては最近一年に三件の掠奪事件（宜昌に二回武昌に一回）ありたること及び支那內地に於ける宣教師の報告に基く外國人保護の不行屆さの實例を擧げ治外法權の撤去は主義としては可なるも時期尙早なりと結論し支那協會のみならず在支英國商業會議所其他列國の在支諸團體は此の際速かに結束して華府會議の反省を促し在支外國人の利益を　護するの要ありと力說し居れり（時事十一月三十日）

外交關係

▲全國民外交大會　（十四日上海特派員發）成立會を開いた全國國民外交大會は十三日初めて談話會を開いた開會の初めより代表間に種々意見の衝突があつたが談話會を正式大會と改むる件に就きて異論續出して喧囂を極め議長が其議員の發言を止むるや不法なりとて退場混亂し收拾出來ぬ爲め議長散會を宣したが更に動かす漸く落着きて北京政府否認說出でたが廣東派よりの宣傳らしいやつと宣言手續きを定めたが大會前途を悲觀退會せんとする代表も出來て著るしく此大會の價値を損じた其原因は北京團體の發起に反感を有つに因るものらしい（東京朝日十一月十六日）

▲關稅剩餘引渡さん　（北京特電十七日發）外交團は本日正式に會議を開き關稅剩餘金を期限前に引渡すや否やに就て協議したり各公使は個人としては何れも反對ならざる如くなるが只アクレン氏案に反對しつゝありと傳へられつゝあるも其他には裏に實際救濟の策なき事明瞭なれば結局之れを交附する事ともならんかと觀測せらる但し斯かる彌縫策が果して支那の財界の爲めに得策なるや否やに就きては大いに苦痛あるに似たり（時事十一月十九日）

▲關稅剩餘金引渡拒絕　（上海東方廿三日發）當地各團體よりアクレン氏に對し金融界恐慌救濟のため剩餘金支出方を求めたるに對し同氏より本剩餘金は外國借款及び賠償金の返濟に充て居る外、支那政府の命令にて內國公債基金の一部に充て居り總稅務司は公債所有者の信託に違反するを得ざれば要求に應じ難しと拒絕の返電を寄せ來れり（時事十一月二十四日）

▲西藏問題覺書提出　（二十四日北京特派員發）支那新聞の報ずる所によれば英國公使オルストン氏は最近顧外交總長に宛西藏問題の解決に關する覺書を提出せるが內容は一昨年ヨルダン公使の提出したものに比して大分緩和的のものだと（東京朝日十一月二十七日）

國內事情

▲外蒙新政府の方針　（北京特電三十日發）庫倫より歸京せる商人の談に據れば此程成立したる外蒙新政府は前回の獨立政府の比にあらずして勃爾多首相の如きは曾て露國にありて其間革命黨と往來すること數年に及び頗る政治思想あれば其政治を執りて以來施政方針を宣布し努めて內務を整頓し總てを革新しつゝあり第一に跪拜の禮を除き淸朝時代の被服を廢し人民に一切斷髮を命じたり其他騎兵三萬を編成して之を訓練し荒廢の地を開墾し力を農事に致し並に露國の鑛業技師を多數聘用して鑛山を採掘し且つ各種工場の設立せられたるもの水力製粉工場皮革工場等あり貿易會社を設立し自ら北京天津、上海、漢口より貨物を購買して庫倫其他各地に販賣し教育を提唱して多數男女の學校を起し新進教育家を聘用する方針を採り男子の學生を露西亞に遊學せしめたるもの既に十名に達し來春又內地學生を增加せんとて二種の紙幣二百萬圓を發行し市場に融通せしめ各旗の王侯にして今後鉄員ありたる場合は其の地の人民より賢能を選擧し政治を執らしめ以て民主々義を確立せんと此の政策たるや頗る進大大蒙古の前途知る可きなり（時事十一月一日）

▲新內閣不安依然　（北京特電廿一日發）內閣　顧は新總理の後職

に依りて一段落を告げたるに似たるも其實財政問題の爲め各部に動搖を示しつゝあり財政總長の後任は漸く發表されたるも財政次長に對しては今尚ほ奉直兩派の間に競爭あり又各省より未拂の軍費督促電報頻々として至り之が爲め崔陸軍總長は辭職して天津に赴きたるが陸軍次長亦次で靳總理に向け口頭を以つて辭職を申出でたり更に司法界に至りては數日前北京各級法院例の俸給問題の爲め會議を開き若し本週内に政府より具體的の解決を爲さゞれば總同盟辭職を遣らんと決議せりと云ふ尚教育總長も亦教育費の落着なき爲め教育界の非難を受け既に辭職の意ありと云へり況んや彼の山東問題解決に依りては直に内閣瓦解の運命に關するに於てをや靳内閣の運命亦危い哉（時事十一月二日）

▲學校の自治運動　（上海特電一日發）曾てジュウエー博士の唱導せる「學校の社會化」、「社會の學校化」は今や支那各地學生間共通の信條となりたるが最近上海方面の支那學生は各地の自治運動に刺戟せられ「學校の自治」を希望し或は通電を發し或は新聞紙を利用する等宣傳極めて巧妙、瞬く間に支那教育界の大問題となり一般は之を以て支那教育制度大革新の第一步と思惟するに至れり而して其最も顯著なる例は最近上海に於ける商科大學、江蘇省立第一商業學校中國公學等に於ける學生の自治運動にして其中、商科大學々生は此程大學自治會を成立して先づ其目的を達せるが第一商業學校の學生は江蘇省の官憲の諒解を得ざるやにて目下大紛擾中なり又中國公學に於ては學生間に急進漸進の兩派ありて未だ意見の一致を見るに至らず同校の校長は支那に於ける新思想家として有名なる張東孫氏（漢字紙上海時事新報主筆）なるが急進派學生は同氏の態度を生溫しとし遂に此程同盟休校を敢てするに至れり此種の自治運動は未だ學生の自治を認め居らざる各校に漸次蔓延せんとする模樣なり（時事十一月二日）

▲三總長辭意　（三十一日北京特派員發）靳總理の留任によつて内閣問題は一先づ落着したが財政の窮迫は愈高まるばかりで冦陸軍總長は各省よりの軍費の要求に應ずる事が出來ないとて辭意を漏らして天津に去つたが海軍司法の兩總長も財政難の爲め辭職せんとして居るので内閣の内部は更に動搖するであらう（東京朝日十一月二日）

▲活佛帝位に卽く　（北京國際社二日發）活佛は皇帝の位に卽き外蒙各地に其旨を布告せりと云ふ（時事十一月四日）

▲直隷派の狼狽を傍觀せんとする張氏　（三日奉天特派員發）孫文氏の北伐軍は一部既に湖南に入り四川貴州も是に應ずる形勢となり北方派では直隷派が少く狼狽し出先の吳佩孚蕭耀南氏等は是れが對應策に窮して居ると傳へられ曹錕氏は一再ならず奉天派との共同對策に張作霖氏の出征を懇願して居る奉天派に於ては張氏の部下に出兵の擧を揚げ察哈爾都統張景惠氏を初め北京駐在の諸將にも出征論を唱へ張作霖氏の機關紙東三省公報等も張作霖氏が出征する如く報道して居る是れは張作霖氏の意でなく其の部下の意を承けたものである張氏は孫文氏が北伐の爲に米國より借款せりとの報道を一笑に附して信じない、北伐軍は江西湖南を取つても揚子江を渡つて北進することはないと高を括り假令出征しても單に直隷派に利益を與ふるに止り奉天派は全く直隷派の犧牲となること中央より軍費を受けて出征しても財政困難の今日遂には退引ならず自腹を切らされること、出征後は直隷軍の役に立ち第一線に立つ能はぬ事、軍需品の缺乏に依り永く將卒を苦しめる如きことは奉天派には隨分不利益な所から張作霖氏は唯だ形勢傍觀に止まり部下が如何に勸めても決して出兵しさうもない、愈々出兵する時は奉天派に頗る有利な條件の伴ふた時であるが當分は曾て張作霖氏を苦しめた直隷派を狼狽させて見たい氣がある（東京朝日十一月六日）

▲北伐捗らず　（十日上海特派員發）孫文氏は梧州で軍事會議を開く豫定で各有力者を招集したが陳炯明氏が梧州に着くや直ぐ廣東に歸て仕舞つたので會議は不成立となつた又廣西にある雲南軍と貴州軍とが衝突し雲南軍の柳益謙氏は憤慨し病と稱して廣西救援軍第二路總指揮辭職を通電し第二十混成旅長の職も讓つた唐繼堯氏は來月初め雲南に歸り兵を率ゐて四川に入り湖北攻擊を援助する計畫だと傳へられるが唐繼堯氏は此機會に顧品珍氏を追ひ再び雲南に歸らんと活動して居るから唐顧二氏の一致は危まれて居る陳炯明氏は北伐計畫に贊成して居るが廣西討伐に疲れた廣東軍の休養を望んで居るから直に出兵する如きは許崇智軍の外は賛成しない斯かる事情で北伐は進行せず孫氏の豫定通捗らぬ模樣であるから將來西南聯合軍の一致協同が出來るか否かは疑問である（東京朝日十一月十一日）

▲孫文氏過激派と結ぶ　（十四日奉天特派員發）孫文氏が嚮て露國及

びチタ政府と聯絡あるは明かなる事實でチタ外相ユーリン氏が孫文氏との關係ある者數名を首て北京で差押へて以來北方は油斷なく警戒して居るが張作霖氏が我官憲に語つた所によれば過日哈爾賓に於て孫文氏の密使二十名を黒龍江吳督軍の手で逮捕しチタ政府に送る密書を發見したが今回は寛大の處置を執つて釋放したさうである孫文氏は露國過激派とも遙に南北呼應し蒙古から北京方面を脅かし其隙ぎに乘じて難なく北伐もしようと云ふ計算であるらしい（東京朝日十一月十六日）

▲張作霖野心を藏す　（北京特電二十一日發）　張作霖氏が金融界救濟に資する爲め銀貨三百萬元を輸送する事に同意したるは事實なるも昨日其金額全部北京に到着したりとの報道は信ぜられず昨日到着したる金額は約三十萬元なるべく三百萬元を完全に輸送するには汽車の輸送方より見て少くとも一週間の日子を要すべし而して張氏が三百萬元を提供せんとする理由には夫れに據つて中央の財政を事實上に自らコントロールせんとの野心を包藏するものなるが如く北京政府に申込たる條件中には擔保及び借款期限の外更に用途の件に就き重要なる箇條ありと信ぜらる（時事十一月二十二日）

▲北京政府の對內策　（二十七日上海特派員發）　國務院は二十六日各省に通電して參府會議の支那に對する形勢緊急なるより財政軍事行政三部に就き一定の辨法を設けて共管の實行を見れればならぬ以後財政は中央と地方に分ち決して混同せず軍隊は若干の裁撤を實行すべく若し各省が聽じないならば新編練以下全體辭職あるのみと、一消息には政府は財政及び軍事會議を召集しようとして居る（東京朝日十一月二十八日）

▲廣東北京を否認す　（上海特電二十九日發）　廣東孫府外交部長伍廷芳は二十八日附を以て參議院會議に對し北京政府否認に關する廣東政府の意見を傳送せり（時事十一月三十日）

財政借款

▲南方の對日借款說　（北京特電三十一日發）　桂林駐在員の中央政府に致せる情報に據れば孫文は日本との間に一千二百萬元の借款を契約し既に四百萬元を交附せられたるが此契約條件は甚だ苛酷にして全廣東の鐵道鑛山を抵當にし未成鐵道は廣東政府との合辦にて敷設し而も借款金額中より先づ五ヶ年の利子を差引くものなりと云へり但し公使館にては廣東政府との間に借款の事實なしと打消し居れり（時事十一月一日）

▲アグレン案不評判　（北京特電一日發）　アグレン氏の財政獻策は支那側より見るも我立場よりするも歡迎す可きものに非ずして結局同提案は不成立に終る可きこと余（時事新報特派員）の屢々報道したる所なるが同案に對し支那政府にては關稅改正案を參議院會議に提出するに就き拘束せらる可き處ありとの有力なる反對說出で外交團にありても增稅後支那政府が其收入を以て南方討伐費に供せんことを懸念し旁々同案は今や全く停頓の態となれり（時事十一月三日）

▲財政整理三大計畫　（北京特電二日發）　高淸財政總長は就任後其財政整理に關する三大計畫を發表せり卽ち一、經費の節約二、各省に納金督促三、鹽酒借款締結是れなり（一）と（二）は表面の文字のみに過ぎずして內實は鹽酒借款のみなりと云ふべく高總長は目下市高古銀行代表アボット氏との間に右鹽酒借款に關して商議を進めつゝありと（時事十一月四日）

▲對支借款は中止　（紐育國際社聯合通信一日發）　對支借款團を代表する米國銀行家等は支那に一千六百萬弗を貸付くる計畫を放棄せりと發表せり此より先き支那は十一月一日滿期となる五百五十萬弗の債務及び十二月一日滿期となる五百五十萬弗の債務とを償還し其他種々の財政上の必要に應ずる爲め借款を申入れ其の條件提出を要求せり米國銀行家等は右聲明中に曰く支那をして支拂義務を完うせしむる爲め米國銀行家團は支那に提案する所ありたるも支那政府が之を受諾せざりしを以て立消えとなりたるなり（時事十一月五日）

▲米國借款支拂督促　（二日紐育特派員發）　支那政府は去る一日を以て支拂期限に達した市俄古大陸商業信託貯蓄會社よりの借款五百五十萬弗の支拂を履行しなかつた爲國務省は支那政府に警告を發し依然として支拂を怠るに於ては信用上に重大なる結果を惹起する事あるべしと注意した右借款支拂の不履行は對支借款を引受ける銀行團の組織を可とする論據であると華盛頓では噂へられて居る支那の經濟的財政は來るべき華盛頓會議の支那問題討議に際して審議される事となるであらう（東京朝日十一月六日）

▲支那の財政と日本　（九日タイムス社發）　タイムス華盛頓特派通信員は支那の財政を論じた中に左の如く述べて居る

日本が支那の債權者として華盛頓會議に種々の要求を提出するに於いては時局を限りなく紛糾させそれと同時に日本の意圖如何の問題全部を明るみへ持出す事になる即ち日本は恰戰前獨逸が土耳古帝國に入込んだやうに日本も支那に入込むだらうか又は支那に何等かの形で鞏固な政府を樹立させ或は承認された政權を奥へるかして再び支那を自立させる事に太平洋列強と協力するやうに日本を誘ひ出す事が出來るだらうか誰も彼も知つてゐるものは無い更にも一つ疑問が起る即ち日本の態度は種々優越的地位を擁して居る國が何か强制的な壓迫を受けぬ限り之を放棄しやうとせぬ樣なものだらうか又は日本の政治家の他國の政治家よりも博識卓見で日本の過去に於いて國家の指導者が國難に處して表はした經世的手腕、即ち高邁にして一見私心無げで然も學識は大いに有利なる經世的手腕を發揮して他を推服せしめて同意させるやうな公正な解決法を呈示して來つて華盛頓會議を救濟するであらうかどうか日本は比較的安全に會議を進めるやうに先導をなすやも知れぬがこれまた今の處斷言の限りに非らず兎に角華盛頓會議の鍵鑰は日本の手中に握られて居る目下目先の暗い手合が先般の大戰で失つた又は危くなつた經濟上政治上の利益を恢復する機會もあらうかと英國は日米間の紛爭を激成しやうとしてゐるなど、眞しやかに盛に言觸らしてゐるが斯る言說は馬鹿々々しいと云ふよりは寧ろ罪惡といふべきだ（東京朝日十一月十三日）

▲煙酒借款解決困難　（北京特電十三日發）　煙酒借款の期限を經過する事既に二週間となれる昨日アボット氏は高財政總長及び顏外交總長を訪問して速かに舊借款の金額を償還するか若くは改めて新借款を締結するに非ざれば、該問題は遂に由々敷國際問題となる可き旨警告せり然るに一方銀行公會上海商會聯合會を初め各方面の反對依然として猛烈を極め政府及張本人たる徐恩元氏に向つて極力之に反對すべき旨を以て迫りつゝあり爲に北京は益々米國側と國內輿論との間に板挾みの窮境に陷りつゝあるが抑も支那側の反對は煙酒借款の繼續其ものに反對するにあらずして米國側の主張せる新借款の條件が舊借款の條件に比し餘り苛酷にして其條件に支那銀行公會は反對を惹起しつゝあり、一般外債整理の根本主旨に反するものあるが爲めに外ならず、其論據は公正にして寧ろ堂々たるものあり、米國を除く各國間に相當の同情を有する如くなれば其態度は益强硬ならんとせり米國側にして之が條件を緩和するにあらざれば換言すれば舊借款と同條件に讓歩せざる限り煙酒會款問題其解決は困難なる可しと觀測せらる（時事十一月十四日）

▲煙酒借款假契約　（十六日北京特派員發）　煙酒借款改訂に關して其後支那銀行團體より建議せるもアボット氏の容るゝ處とならなかつたが連日來財政次長と總稅務司アクレン氏に向つて意想の疏通を圖つた結果アボット氏も煙酒借款の善後借款として市俄高大陸商業銀行單獨にて三千萬元を貸すことに同意し條件及び假契約も成立し明日の國務會議に提出の上調印されることになつた契約の內容左の如し

一、借款額三千萬元

A代表者は支那側では國務總理及び財政總長米國側では市俄高大陸商業銀行代表アボット

B利息八分期限二十年の金國庫券を發行す

左の債務を差引く

（一）市俄高大陸商業銀行の舊債及利子

（二）太平洋拓殖會社の舊債及利子

（三）滬杭鐵道債權以下三十萬磅

（四）本借款一年分の利子

以上の額約一千五百萬元

二、以上の借款及庫券一千五百萬元は專ら支那の煙酒行政を整理するに用ふ但し稽核會辦の同意を得て他の用に充つることが得

三、償還期及發行　本借款庫券は一千九百二十一年の十一月より一千九百四十一年十一月一日の期限に至つて償還す券面は一千元五百元の兩種毎半年に一回の利子を附す

庫券は支那駐在の米國公使代表して調印し米國に於て發行す

四、擔保

（一）本借款は支那の煙酒稅を以て直接の擔保と爲し今後煙酒稅以外に更に他項の擔保を爲すを得ず

(二)河南、安徽、福建、陝西四省の貨物稅を以て庫券發行の利子の擔保と爲し借款期限內に於て他項の擔保と爲すを得ず

五、兩項の稅收が期限に達して本借款の之れを償還するに足らざる場合は支那政府は別に其の不足を補ふべし

六、庫券一千五百萬元は毎百元の手取九十一市價に超過するときはその利益は發行銀行に歸す

七、一千五百萬元の庫券の金額は市俄古銀行に於て一千九百二十一年十二月三十一日以前に交付し運延するを得ず

八、本借款に基きて聘傭する米國人の稽核總會辦の職權は支那鹽務署稽核の受くる職權と同等とす(東京朝日十一月十八日)

▲借款團不承認聲明　(二十六日本社華盛頓特派員發)　支那全權は二十五日新聞記者に對し繰返し借款團不承認を聲明し借款團は支那の主權を侵害し其自由を奪ふものであるから飽迄反對すると述べ隱防線を張つて居るから借款團の問題は議事進行に連れて上程さるゝのは疑ひ無い所で會議の一大難關たるべしと言はれて居るけれども支那全權の會議脫退說の如きは單に一書記官の放言に過ぎざるを以て餘り重大視されてゐない結局會議は此問題の出現に先だつて支那の國民的利益と各國の利益とは互讓的關係にある事を支那人に納得させる準備であると信ぜられてゐる支那全權の立場から見るに此會議で支那の獲得すべき總ての結果を放棄するか又は借款團の主張を是認するかの分岐點に立つに至るだらうと觀測されてゐるが今日會議の進行に際し四箇國の要求如何に依つては支那をして借款團に對する態度を變更せしめ得べしとの樂觀說が華府外交界に相當有力である(東京朝日十一月三十日)

會報

東亞同文會秋季大會

大正十年十二月十九日午後四時より、華族會館に秋季大會を開けり、先づ海軍々令部附齋藤少將の講話を聽取し、右終りて牧野會長開會の辭を述べ、次で白岩幹事長代理昨春季大會以後日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり、次で本會々長任期滿了につき改選の結果重任と決し、夫れより別室に於て支那公使館員を主賓とし、懇親の晩餐會を開き一同歡談同九時散會せり

出席者氏名

來賓

公爵近衛文麿　　海軍少將齋藤七五郎

會計課長松永直吉　　支那公使館員楊雪倫

會員

五百木瓢三　井上敬次郎　井上雅二　井上清秀

井田武雄　岩井英一　和泉政治　磯村壽喜

林出賢次郎　原二吉　畑勇吉　新橋榮次郎

大內暢三　大久保高明　岡田晉太郎　岡野增次郎

岡本理治　岡田遠一　岡田道三　大內又太郎

川村最敏　河原櫓彌　片谷傳造　川口市之助

笠羽清吉　吉永保三郎　谷森眞男　田鍋安之助

田代亮介　竹中德太郎　辻眞逸　中野二一郎

宇治田直義　野村源己　山井格太郎　山下千代雄

柳瀬　清子爵　牧野伸顯　牧田　武　松本瓦男
小山秋作　神津助太郎　江口定條　油谷恭一
佐々木安五郎　清藤幸七郎　清浦敬吉　木村丑雄
三浦彌五郎　水野梅曉　宮田武義　白岩龍平
菱谷喜久二郎　森　茂　森猛熊　關　菊慶
鈴木梅四郎　鈴木重彦　鈴木和一

右大會議事速記左の如し

○牧野會長　是から大會を開きます

○白岩幹事長代理　私から御報告致します、大會に御報告致します事柄は綱目に渉りますと例に依つて相當に報告すべき事柄があるのでありますが、本日はもう時間も大分迫つて居りますし、又報告すべき要領は例に依りまして會報に載せることに致しまして、皆樣の御覽に入れますことに致したいと存じます、總て省略を致しますことに御承知を願ひたいのであります唯一つ二つ此際申上げて置きたいと思ひますのは、天津と漢口の同文學堂も昨年から經營致して居るのでありますが、愈々九月に天津の方の學堂が完成致しました、漢口の方は大體十二月に工事が完成するやうになつて居ります、天津の方は先だつて準備が整ひまして開業式を擧げました、生徒の數が六十七名、是は主として直隸の各縣から選拔して送つて來ましたのであります、又同地方の中華民國の官民も頗る同情を寄せられまして、大層盛大な開業式を擧げました次第であります、漢口の方は何れ來年の二三月頃に同樣開業式を擧ることになるだらうと思ひます、此點を御報告申上げて置きます、それから皆さん御承知の通り、多年本會總裁の重任に當られました鍋島侯爵閣下が薨去になりましたことは、本會々員一同の遺憾と致します所でありまして、當時會長に於て本會員全體を代表し追悼の辭を述べ、酒を壺して弔意を表せられました次第でございます、それから最近淘に遺憾に存じまするのは、前々回の大會に於て御紹介を致し、上海同文書院の副院長として迎へました石川一氏が、上海に於て擾れて御病氣御療養中であつたのでありますけれども、左程急な異變があらうとは何人も豫期しなかつたのでありますが、不幸にして病魔に仆れられましたのでございます、是は本會に於きまして前途の重任を託し、多大の希望を囑して居つたのでありまして、茲に會員諸君に御報告致しますと共に、諸君と共に追悼の敬意を表します次第でございます、以上御報告の外茲に御諮り申上ぐるのは本會々長の任期が今回滿了になりましてございますが、財團法人たる組織が完成致しますればそれに依つて又それ〴〵役員の任期もあるのでありますが、今回はまだ財團法人手續が完了して居りませぬので、本日此大會に於きまして任期滿了に伴ふ會長の改選を致したいと考へます、而して是は此席から御諮をするのは如何かと思ひますが、會員諸君に於きましても更に御異存のないことと存じますから、皆さんの御贊同を得滿場一致を以て現會長牧野子爵閣下に御重任を願ひたいと存じます

（「贊成々々」と呼ぶ者あり、拍手起る）

○白岩幹事長代理　それではさう御願することに致します

○牧野會長是で今期の大會は閉づることに致します（午後五時四十三分閉會）

（各部事業報告は次號に掲載すべし）

滿洲の實業界

其壹

支那

第十三卷　二月號　第二號

目次

華府會議と支那……一
華府會議の支那問題……二一—一七
農商部登記濟商社……一八—二二
支那電力工場一覽表……二二—二七
初期米支貿易史(七)……二七—三五

時報

西藏問題提案消息—梁內閣の財政方針—短期證券—煙酒稅の現狀—山鐵贖回運動—吳佩孚の內閣攻擊(上)—吳佩孚の內閣攻擊(中)—吳佩孚の內閣攻擊(下)……三六—五〇

彙報

支那新聞重要記事—外交關係—國內要聞—梁新內閣と魯案—財政と金融—經濟と實業……五一—七七
日本新聞重要電報—華府會議—外交問題—南北情勢—財政借款

會報……七八—八〇

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

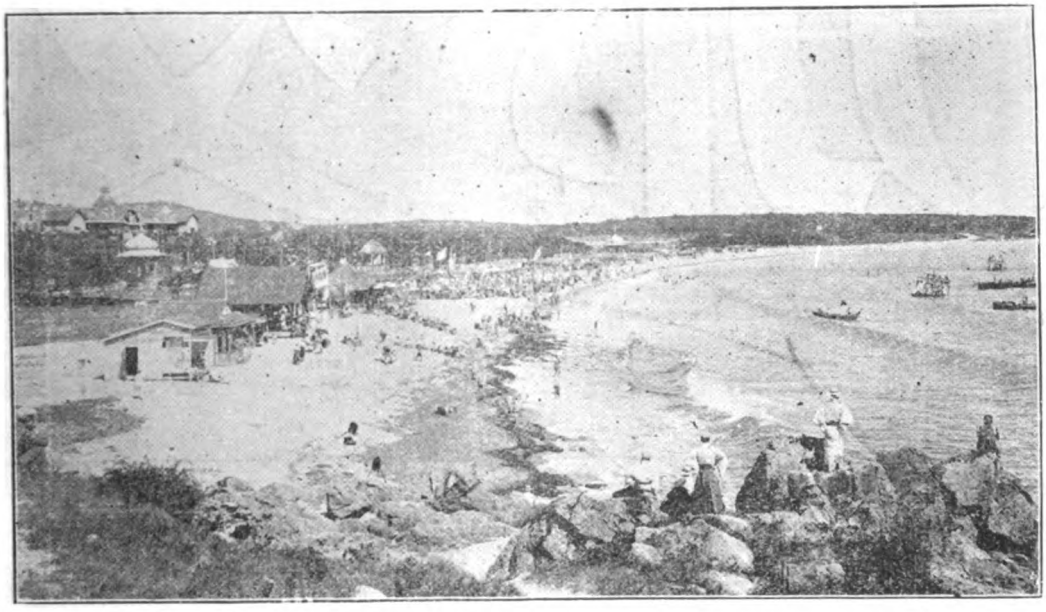

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路に由る滿洲、安東、會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、横濱、神戸、長崎及北京案内所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年二月十五日

第十三卷　第二號

華府會議と支那

華府會議に於ける支那問題は、大體に於て支那の爲に有利に決定せられ、之れによつて支那の獲た利益は尠少でない

然し其支那に有利に決した各種の條項も、支那自身の統一と發達とを條件としたものが多い、支那に於ける論評中には、華府會議は支那に多くの利益を與へた樣にも見えるが、何ものをも與へないとも解釋し得ると云つて居るものがあるが、見樣によつては斯くも評し得る

既に列國が支那に對し種々有利なる決定を與へ、其實行につき支那自身に於て決定し得べき條件を附したるに於て支那は自ら其條件を十分に滿して、列國をして約束した處を履行せしむべき義務がある、若し支那が此條件を充す事をなさないに於ては、支那が從來主張し來つた其國權恢復の希望なるものは、一場の戲言に過ぎなかつた事となるのである

吾人は支那及支那人が十分に相努めて、現在の國內不統一の域を脫し、秩序を恢復し眞實の發展を策し、列國が支邦に希望する處を充し、列國の好意によつて多年熱望せる國權恢復の目的を或程度迄達成し得たるを實にし、大に國力の進暢を企圖せん事を切望して止まざるものである

華府會議の支那問題

昨年十一月十二日以來開會中の華盛頓會議に於て、支那問題は其一主要なる討議題材であつた、茲に該會議に於ける支那問題の今日に及ぶ迄の經過及結果を略記して見れば次の如くである

極東問題委員會成立

華府會議開會後程なき十二月十四日午後英國全權バルフォーア、米國全權ヒューズ、日本全權幣原喜重郎、佛國全權ブリアン、伊國全權シャアンッエェ、支那全權施肇基の外白、葡、蘭各國全權協議の上、極東問題委員會を設くるに決し、翌十五日の總會議の承認を經たる上日英米佛伊五國と他四國よりの各一名宛の全權を以て委員會を組成し、更に各國より四名宛の專門委員を擧げ、之れを以て必要に應じ分科會を組織する事とし、ライトを書記長に任命した

支那の十ヶ條提案

十二月十六日極東問題第一回總委員會を開き、九ヶ國代表出席の上會議を開いた、先づ議長ヒューズが開會の挨拶を述ぶるや、支那全權施肇基は、支那問題處理の原則として次の十一ヶ條の提案をなした

支那政府は本會議の考慮及採用を得んが爲め本會議の議題に準據し茲に支那に關する諸問題の決定に適用さるべき一般原則を提議す

一、(イ)列國は支那共和國の領土保全及政治上並に行政上の獨立を尊重することを約す

(ロ)支那は何れの國に對しても其領土若くは沿海の如何なる部分をも割讓し、又は租貸せざるべきを約す

二、支那は總ての條約國々民の商工業に關する所謂門戸開放機會均等の主義に全然同感なるを以て、支那共和國全部に對し例外なく之を承認し且適用すべし

三、極東に於ける列國間の相互信賴を增進する爲め、列國は謀め支那に通告し、支那に參加の機會を與ふることなくして、相互間に直接支那に關係を有し、若くは上述の諸地域の一般平和に關係を有する、何等の條約又は協定を締結せざるべきを約す

四、支那に於て又は支那に關し列國の主張する權利、特權、免除又は約束は、其性質或は其契約上の根據如何に拘らず、總て之を公表すべし、是等の主張及將來に於ける此種の主張にして公表するを得ざるものは總て無效とす

而して現に公表せられ若くは公表せらるべき權利、

特權、免除及約束は其範圍及効力の有無を決定し、且若し有効なりとせば、是等の各種の權利及相互の關係を調和し、又は本會議に於て宣言せらるべき諸原則との調和を圖る目的を以て之を審査すべきものとす

五、政治上、司法上及行政上の行動の自由に對し、現に支那に加へられたる制限は、直に若くは事情の許す限り速に之を撤廢すべきものとす

六、現在支那を拘束する約束にして期限の定めなきものには、妥當且つ確定せる期限を附すべきものとす

七、權利又は特權を許與する約定書の解釋に當りては斯る許與者の利益に解釋すべしとの一般に承認せられたる解釋、原則を遵守すべきものとす

八、支那の參加せざる將來の戰爭に於て、支那の中立權は完全に尊重せらるべきものとす

九、太平洋及極東に於ける國際紛爭の平和的解決に關し何等かの規定を設くべし

十、太平洋及極東に關し、調印國の共同政策を定むる基礎として、之に關する國際問題討議の爲將來隨時會議開催の件に關し規定を設くべし

右支那の提案は其儘列國全權に於て討議の基礎とする事に同意採擇せられた

列國全權の對支意見

右支那の提案が討議の基礎として採擇せらるゝに就き、列國全權は十二月十九二十日兩日の極東總委員會に於て、各其對支態度を明にすべく、意見を述ぶる處があつた、其要を採れば次の如くである

日本加藤全權　(一)日本委員の觀る所に據れば、支那に現存する困難は其對外關係に於けると共に、其國內政局に於ても亦然るが如し、吾人は平和統一の一日も速かに實現せられん事を欲するものなれども、支那の內政に干涉せりと臆斷せらるゝ如き行動は一切之を避けざる可らず、而して本會議の達成し得る程度は內政に關しては、支那國民自身の措辨に一任し、唯其の對外關係を調整するにありと認む

(二)日本委員は日本が支那と最も多幸なる關係を助長せん事を切望せる事を、支那委員其他の各委員に向つて確言せんと欲す、吾人は支那が其正當なる抱負を實現せん事に對しては、苟も其の能ふ限りの努力を吝むものに非ず、又吾人は支那の如何なる地方に於ても領土を擴張せんとする何等の政策により毫も左右せらるる所無し、吾人は無條件無保留に「門戶開放機會均等」の原則を遵守す、吾人の特に支那に求むる所は、我產業生活に須要なる原料並に食糧の供給なり、支那より斯の如き原料を購入するに當りては、吾人は同國との一切の通商關係と同じく、何等特殊權利若くは特權を要求せず、他國人との公正なる競爭は吾人の歡迎する所なり

(三)支那代表の提出せる恐らく最も重要なる問題の一と思はるゝ治外法權撤廢の問題に關しては、吾人の意嚮は他の委員と協力して、關係列國に對し等しく公平にして滿足なる方法により、協定を遂ぐるにあり、又吾人の此處に來れるは私利を增進せんが爲に非ずして極東の平和及び國際間の親善確保の爲め關係列國と協力するにあり、日本委員は本會議の重要目的は玆に代表せられたる列國の將來の行動の指針となるべき政策並びに原則を列國間の協調により確立するにあるものと解す、吾人は本會議の裁量によりて採用せられたるものは、如何なる問題なりとも之が說明若くは討議を辭するものに非ざるも、無數の小問題を細査するの結果不當に討議を遲延するに至るべきを遺憾とす

白國デカルチエー男　白耳義は支那の領土保全を確保し且つ其難局を打破すべき方法として會議に於て可決された凡ての議案に進んで贊成する、白國は無留保で門戶開放策を是認すると同時に關係國と協調して支那に於ける關稅收入の公平な增加に同意し又司法權の正當な行使を保障し得べき政府が支那に樹立さるゝならば漸次治外法權を拋棄するを辭せぬ

英國パルフオア氏　支那の門戶開放主義及び領土保全主義並に支那の救濟は支那自身之を遂行せしめ支那の問題は支那自身之を處理せしめ且つ事情の許す時機が來れば治外法權を廢して正當なる法律を施行するを宜しとする方針は夙に英國が屢々明白に主張し來つた所である

伊國シヤンツエル氏　支那の自由發達を確保し且つ各國均等の立場にあつて支那の進步並に對支通商を促進するに盡力する事を保證するに最も適切であると認められる解決に對して伊太利は之を贊助するものである

佛國ブリアン氏　支那の要求が大體妥當なる事は佛國委員の喜んで認める所である、唯實際的結果に到達する爲めには其各要求條項を剩す所なく審査する必要がある

和蘭カルネベツク氏　和蘭は支那が正當なる希望を實現し內政問題を統一し且つ安定せんとする其努力を進んで援助する決心である、支那は和蘭の斯の如き決心に期待しても誤りがない

葡萄牙ダルト氏　繁榮と統一とを欲する支那の希望には衷心贊意を表するものである

最後に支那首席全權施肇基氏は各國代表が一致して支那及び其提案に同情と友誼とを寄せられたる事を衷心から感謝し、右は大に會議の成功を助くるのであらうと述べた

尙英佛全權は此全權の聲明に先ち對支方針を次の如く表明した

英國の對支言明

一、英國は衷心より支那の統一恢復を希望す、支那に於ける商業に就ては列國と全然共通の利益を有す

二、支那に於ける英國の既得特權に就きては、支那及世界の幸福の爲め新たなる大勢に順應して、之を變更

するに吝かなるものにあらず

三、門戸開放の原則を確立し世界をして之が利益に浴せしむる爲め、國際的協力を期す

四、領事裁判權の撤廢に關しては、十七日佛國全權の聲明を全然裏書するものなり、則ち英國が千九百二年に於ける秦皇島條約に於て約束したる事を今も亦不變の政策とす、支那にして完全なる司法權を確立し居留外國人の生命財産を十分に保護し得ば、何時にても之を撤廢す

五、支那提案は香港には觸れざるべし（十一月十八日發表）

佛國の對支言明

一、佛國は支那が領土、政治、商業上に關する抱負を實現するに對し熱心援助せんと欲す

二、若し英國が威海衞を放棄せば、佛國は千八百五十八年支那より租借したる廣州灣を放棄する事に同意す

三、佛國は他の列強が同樣の處置に出づれば、治外法權の特權を放棄するに同意せん

佛國は千九百六年日本に於て是等の特權を放棄し、千九百十四年には土國と之が放棄に就き交涉中、大戰勃發せる爲め中止せるも、佛國は支那共和國が外人に對して適當なる保障と裁判とを與へ得ること明白になるまでは、治外法權を維持せんと欲す

四、佛國の意見によれば印度支那に於ける佛國殖民地は支那に屬せずして安南に屬するものなり、此結果二千五百萬の人口を有する佛國の印度支那大殖民地は當該問題には關係なし、然れども九百哩に亘る支那國境の改訂に關し問題起れる場合には、佛國政府は右境界問題を討議するに同意す

五、佛國は發展と原料品を要望する日本に對する同情を以て、極東問題の討議を取扱ふ佛國代表は凡ての場合和解的任務に當らんと希望す

六、佛國は列強が支那に對する交涉は之れを公開せん事を贊成し、秘密の交涉に反對す

印度支那以外の勢力範圍問題は重大なりと思はず、何となれば右政治的範圍に就いては十年以上各國協同の政策採用せられつゝあればなり（十一月十六日公表）

四大原則の決定

十一月二十一日の極東委員總會に於て、米國ルート全權提出の支那に關する四ケ條の原則を決定した、支那全權は「自國に關する政策を表示せる文書を判定する能はず」として其表決に加はらなかつたが、他の八ケ國の全權は原案に多少の修正を加へて全員一致可決し、直に署名の手續を了した、其全文は次の如くである

本會議に出席せる各國（支那を除く）は次の諸項を確守すべき斷乎たる決意を示す

第一　支那の主權獨立及領土的並に行政的保全の尊重

第二　支那が有力にして且つ基礎鞏固なる政府を完成支持する爲め支那に對し十分なる且無制限なる機會

(三)支那代表の提出せる恐らく最も重要なる問題の一と思はるゝ治外法權撤廢の問題に關しては、吾人の意嚮は他の委員と協力して、關係列國に對し等しく公平にして滿足なる方法により、協定を遂ぐるにあり、又吾人の此處に來れるは私利を增進せんが爲に非ずして極東の平和及び國際間の親善確保の爲め關係列國と協力するにあり、日本委員は本會議の重要目的は茲に代表せられたる列國の將來の行動の指針となるべき政策並びに原則を列國間の協調により確立するにあるものと解す、吾人は本會議の裁量によりて採用せられたるものは、如何なる問題なりとも之が說明若くは討議を辭するものに非ざるも、無數の小問題を細査するの結果不當に討議を遲延するに至るべきを遺憾とす

白國デカルチエー男　白耳義は支那の領土保全を確保し且つ其難局を打破すべき方法として會議に於て可決された凡ての議案に進んで贊成する、白國は無留保で門戶開放策を是認すると同時に關係國と協調して支那に於ける關稅收入の公平な增加に同意し又司法權の正當な行使を保障し得べき政府が支那に樹立さるゝならば漸次治外法權を拋棄するを辭せぬ

英國バルフオア氏　支那の門戶開放主義及び領土保全主義並に支那の救濟は支那自身之を遂行せしめ支那の問題は支那自身之を處理せしめ且つ事情の許す時機が來れば治外法權を廢して正當なる法律を施行するを宜しとする方針は夙に英國が屢々明白に主張し來つた所である

伊國シヤンツエル氏　支那の自由發達を確保し且つ各國均等の立場にあつて支那の進步並に對支通商を促進するに盡力する事を保證するに最も適切であると認められる解決に對して伊太利は之を贊助するものである

佛國ブリアン氏　支那の要求が大體妥當なる事は佛國委員の喜んで認める所である、唯實際的結果に到達する爲めには其各要求條項を剩す所なく審査する必要がある

和蘭カルネベツク氏　和蘭は支那が正當なる希望を實現し內政問題を統一し且つ安定せんとする其努力を進んで援助する決心である、支那は和蘭の斯の如き決心に期待しても誤りがない

葡萄牙ダルト氏　繁榮と統一とを欲する支那の希望には衷心贊意を表するものである

最後に支那首席全權施肇基氏は各國代表が一致して支那及び其提案に同情と友誼とを寄せられたる事を衷心から感謝し、右は大に會議の成功を助くるのであらうと述べた

尙英佛全權は此全權の聲明に先ち對支方針を次の如く表明した

英國の對支言明

一、英國は衷心より支那の統一恢復を希望す、支那に於ける商業に就ては列國と全然共通の利益を有す

二、支那に於ける英國の既得特權に就きては、支那及世界の幸福の爲め新たなる大勢に順應して、之を變更

するに吝かなるものにあらず
三、門戸開放の原則を確立し世界をして之が利益に浴せしむる爲め、國際的協力を期す
四、領事裁判權の撤廢に關しては、十七日佛國全權の聲明を全然裏書するものなり、則ち英國が千九百二年に於ける秦皇島條約に於て約束したる事を今も亦不變の政策とす、支那にして完全なる司法權を確立し居留外國人の生命財産を十分に保護し得ば、何時にても之を撤廢す
五、㈠支那提案は香港には觸れざるべし（十一月十八日發表）

佛國の對支言明

一、佛國は支那が領土、政治、商業上に關する抱負を實現するに對し熱心援助せんと欲す
二、若し英國が威海衞を放棄せば、佛國は千八百五十八年支那より租借したる廣州灣を放棄する事に同意す
三、佛國は他の列强が同樣の處置に出づれば、治外法權の特權を放棄するに同意せん
佛國は千九百六年日本に於て是等の特權を放棄し、千九百十四年には土國と之が放棄に就き交涉中、大戰勃發せる爲め中止せるも、佛國は支那共和國が外人に對して適當なる保障と裁判とを與へ得ること明白になるまでは、治外法權を維持せんと欲す
四、佛國の意見によれば印度支那に於ける佛國殖民地は支那に屬せずして安南に屬するものなり、此結果二千五百萬の人口を有する佛國の印度支那大殖民地は當該問題には關係なし、然れども九百哩に亘る支那國境の改訂に關し問題起れる場合には、佛國政府は右境界問題を討議するに同意す
五、佛國は發展と原料品を要望する日本に對する同情を以て、極東問題の討議を取扱ふ佛國代表は凡ての場合和解的任務に當らんと希望す
六、佛國は列强が支那に對する交涉は之れを公開せん事を贊成し、秘密の交涉に反對す
印度支那以外の勢力範圍問題は重大なりと思はず、何となれば右政治的範圍に就いては十年以上各國協同の政策採用せられつゝあればなり（十一月十六日公表）

四大原則の決定

十一月二十一日の極東委員總會に於て、米國ルート全權提出の支那に關する四ケ條の原則を決定した、支那全權は「自國に關する政策を表示せる文書を判定する能はず」として其表決に加はらなかつたが、他の八ケ國の全權は原案に多少の修正を加へて全員一致可決し、直に署名の手續を了した、其全文は次の如くである

本會議に出席せる各國（支那を除く）は次の諸項を確守すべき斷乎たる決意を示す

第一　支那の主權獨立及領土的並に行政的保全の尊重

第二　支那が有力にして且つ基礎鞏固なる政府を完成支持する爲め支那に對し十分なる且無制限なる機會

を與ふ

第三　支那全土に亘る各國民の商工業上に於ける機會均等主義を有効に樹立し且つ之を支持する爲に努力する事

第四　友好國の國民若しくは市民の權利を損傷するの恐ある特權若くは特別の利益を現下の事態に乘じて獲得せざる事並に右等友好國の安全に有害なる行動を容認せざる事

治外法權撤廢

十一月二十五日の極東委員總會に於て支那全權は治外法權撤廢の提議をした、これにつき我埴原全權は同情演說をなし、ロッヂ（米國）、ビヤース（英國）、サローム（佛國）、ローランド、リッチ（伊國）、埴原（日本）、カルチエー（白國）カルネベック（和蘭）、ヴアスコンセロス（葡國）、王寵惠（支那）の委員に附託せられた、其後該委員會に於て審議し、十一月二十九日には右特別委員會の報告を審議して次の決議を爲した

關係各國は支那に於ける治外法權の實狀を審査する爲委員會を設置し、支那の司法制度を以て適當と認むる場合には支那に於ける外國裁判所を撤廢すべき事

右委員は本會議終了後三ケ月以内に各國より一名宛任命せらるべく同委員會は第一回會議開催後一ケ年以内に其結果を報告するものとす

租借地還付

十二月三日極東委員會に於ては支那に於て列國の有する租借地還付問題が討議せられた、其際支那全權顧維鈞の述べた、支那に於ける列國租借地の由來並に其還付要求理由は次の如くである

英佛兩國の支那に有する租借地は勢力の均衡を保持する必要ありとの理由を以てしたるものなるが、過去二十年の間に極東の狀態は一變せり、卽ち獨逸の脅威が除去せられたる爲め、國際間に於ける特異の紛爭的因子は消滅し、露國並に秘政百出の淸朝政府も滅亡せり、華盛頓會議開會の趣旨は相互の諒解を得るにあり、此事實は列强が最初租借地借入れを要求したる主因たる勢力の均衡を持續するの必要なきに至れるを一層明白に示せるものなり、故に支那代表は列强が其の租借地を放棄す可き時機到來したるものと思惟す、是等租借地の存在は支那の行政的保全を甚しく傷くるものなり、何となれば是等の租借地は悉く軍略的地點を占め居るを以てなり、是等の租借地は又支那の國防を妨害し事實上支那に於て別に實際上の主權を構成し居れり又各租借地に於ける利害關係に關し不斷の爭鬪あるを以て、支那は一再ならず其紛糾に捲き込まれ困却せり、卽ち露國の旅順口占領は日露衝突の因となり、膠州灣問題は歐洲戰を極東に演ぜしめたり、此等の領土の或るものは其の隣接せる廣大なる領域を經濟的に支配せ

んがために利用せられ、利益圏開拓の中心となり、隨つて世界各國の商工業機會均等の原則を危殆に瀕せしむるものなるが故に、支那並びに各國の利益を圖り、而して特に極東の平和を增進せんが爲めに、支那代表は各國をして此等の租借權を急速に取消さしめ、且つ之を軍事的目的に使用せざらんことを要請するものなり、支那は租借地期限滿了後の義務を十分に理解し、且つ此等の領土内に於て正當に附與せられたる各國の利權を尊重保障するものなり

右支那全權の聲明に對し各國全權は各國各自の立場に從ひ左の如く其意見を發表した

佛國全權ヴイヴイアニ氏　日英兩國が其租借地を還付するならば、廣州灣の租借權を拋棄するの意圖を有す

日本全權埴原氏　旅順口及膠州灣の租借權は直接支那より獲得したるものに非ずして血と財とを以て元租借者より繼承したるものである、而して膠州灣に對しては既に還付を聲明し、日支間の交涉今や正に進行中である、但し前者に對しては之を拋棄するの意思なし、何となれば同地は地理的にも經濟的にも國防的にも、日本と密接且重大なる關係を有し、既に對支四借款團成立に際しても、英米佛は何れも之を是認し居る處である

英國全權バルフオア氏　威海衞に對しては之を放棄するも、九龍に對しては絶對に承認する事が出來ない、何となれば香港は世界諸港中にありても第一流の港にして、香港の地位は全世界の利益に關する所である、而して九龍は此の香港の地位を防備上確保するに足るものであるからである

本問題は重大問題でもあり、且日英佛三國のみに關する問題であつた爲に、別に決議をも見なかつたが、本年二月一日に至り英國は威海衞を、佛國は廣州灣を還附する旨を公式に聲明するに至り、又日支兩國間にも山東問題の協定成立し、膠州灣還附の決定を見た

外國軍隊撤退

十一月二十九日の極東委員會に於ては支那にある外國軍隊撤退問題討議せられた、其結果各國は其支那に駐在せしむる自國軍隊を原則として撤退せしむる事を承認したが、其實行の期日手續其他の研究の爲にルートを委員長とする特別委員會に附託せられた、其際日本全權は自國軍隊につき次の如く聲明した

一、天津に於ける北支駐屯軍は列國の共同意思にて何時にても撤退する

二、滿鐵沿線の駐兵は一九〇五年北京條約の權利に根據するものなるが之れと共に馬賊の出沒今日の如き場合に於ては此駐兵は寧ろ日本の義務であると信ず

三、中支那派遣兵の撤退については南北鬪爭の現狀に鑑み、漢口よりの撤兵は今日直に之れを實行する事不可能である、但同方面の秩序恢復し支那側に於て外國人の生命財產の保障に關し損害賠償の責任を負はゞ他日撤兵するに吝なるものでない

四、東支鐵道沿線の守備隊は西比利亞撤兵後直に撤退する

其後本問題について委員會に於て審議せられ、一月五日左の決議に到達し、卽ち支那より外國軍隊を引揚ぐるも治安維持に差支無きや否やを決定する爲支那の要求により北京外交團と支那委員三名より成る委員會を組織する事となつた

一、列國は支那に於ける外國人の生命財產保護の爲め其軍隊を駐せしめ其中若干は條約の根據なく又支那と合議の上ならざるものあり、列國は右正當の權利に非ざる軍隊は支那が外人の生命財產の保護を保證せば何時にても之を撤退するの意志を聲明したり

二、支那は右保護に就き保證を與ふる意思及び能力ある事を宣言せり

三、然も右列國及支那の聲明實行に就ては實際の狀況に依り判斷するより外なく仍て個々の實狀に就き明確なる諒解を得る目的を以て次の決議をなす

（イ）果して駐屯を繼續する必要ありや否や個々の狀況を調査する場合支那政府は三名の委員を擧げ英米日佛伊白蘭葡八箇國の支那駐在外交官は支那委員と協同して調査をなし公正なる事實調査と共に意見を附して之を各國に報告する事

（ロ）報告を受けたる政府は各々意見を附して公表する事

（ハ）各政府が右調査事實乃至意見を承認するや否やは各政府の自由とするも之を承認する代償として政治上經濟上特殊利權其他の利益を獲得するを得ざる事

右委員會の決定に基き二月一日の總會議は本問題最後の決定を遂げた

警察官撤退

支那全權施肇基は十一月二十九日の極東委員會に於て、在支外國警察の撤廢を要求した、これは殆んど日本のみの問題であるが、これにつき我埴原全權は在支日本警察の任務は全然在留日本人の保護に限られ、支那人又は他の外國人の權利を侵害するものでなく、又支那は是等地方に於て日本警察と協力せずには犯罪を取締る事が出來ない狀態で日本警察官の駐在する地方は、然らざる地方に比して犯罪が少いとの理由により、此要求に應ずる事は困難であると聲明した、本問題に關する決定は一月五日の外國軍隊撤退に關する決議中に包含せらるゝ事となつた

關稅問題

十一月二十三日の極東委員會に於て、支那委員提出の支那海關稅率引上の問題討議された、該問題の委員會の經過につき公表された處は次の如くである

支那代表顧維鈞氏は其陳述の冒頭に於て、「支那は現在の海關稅の監理に干涉せんと欲せず、又海關稅を擔保とする外債償却の爲め其收入割當にも干涉せんと欲するものに非ず」と述べ、次で支那の關稅條約の基源に

就き簡單なる說明を爲し且つ曰く「物價は騰貴せるも條約締盟國は曾て關稅の改正を提議したる事なく、支那も亦之が改正を要求したる事なし、而して今や支那は其の資源より徵集する收入は所要額に應ずるに足らざるを以て、此際支那輸入稅率を改定し且つ稅率に差別を附する權利を支那に復歸せん事を提議せんとす、然れども斯くの如き新制度を直に實施するは殆ど不可能なりと思惟するを以て、或る協定期間の後完全なる關稅自主權を回復せんと希望す、其間支那は輸入品に最高率の關稅を課し、其最高率以內に於て各種の物品に夫々差別ある稅率を附すの權利を充分に行使せん事を期す、然れども支那政府現時の財政狀態は何等か急速なる救濟を必要とし居れるを以て一九二二年一月一日より日英米三國の條約に規定せられたる如く輸入稅率を一割二分五厘に引上げん事を提議す』と述べたり

然るに右提議に對し米國先づ反對し、次で英之に倣へり、蓋し列國は釐金廢止其他の條件の下に關稅改正を承認し居れるも、其條件の實行を見ざる今日、關稅引上を實施するは正當に非ず、況や今更關稅自主權を要求するが如きは條約權を冒すものにして到底問題となるらず、元來アンダーウッド氏が關稅問題を提議するに贊同せるは、鞏固なる支那政府樹立の爲め、先づ財政の餘裕を與ふべしとの趣旨に基けるものにして、過去の條約に迄で觸れんとするものに非ざれば、アンダーウッド氏も再び充分に此趣旨を言明し、結局支那の財政を鞏固にする意味に於て幾許の財源を關稅に求むべきか、又斯くして得たる資金は斷じて行政費以外に使用すべからずとの諒解の下に本問題を審議すべしと

斯くて本問題は次の委員會の討議に附せられ、此に於て審議せらるゝ事となつた

委員長　オスカー、アンダアウッド(米國)

委　員　テカルチエー、マルシアンヌ男又は代員としてカツチエー(白耳義)サー、ロバート、ボーデン又は代員としてラムアソン(英國)顧維鈞(支那)サロー(佛國)アルベルチニ又は代員としてヴインチエンツオ、フイラチ(伊國)埴原正直(日本)ベーレールツ、フアン、プロツクランド(和蘭)エルネスト、ヴアスコチエロス(葡萄牙)

其結果本年一月五日の極東委員會に於て次の九箇條の協定を成立するに至つた

一、會議參列各國と支那とは速に特別會議を開き國內釐金撤廢及び千九百二年の英淸條約第八條の規定實現の爲め準備すべし

二、現行輸入稅率を直に現實五分とす、此引上は昨年の例により華盛頓會議閉會後四箇月以內に上海に於て改訂委員會を組織し其決定は批准を要せず發表後二箇月以內に實施す

三、第一條の規定實現さるゝ迄其暫行辦法として從價二分五厘の附加稅を課する爲め該特別委員會に於て其細目を決定すべく右附加稅は奢侈品に對して從價五分とす

四、現實五分引上の四年目に現實五分稅に對して更に改訂を行ひ以後は七年目毎に改訂し此改訂を規定通り正確に實施する方法は該特別委員會之を定む

五、凡て關稅に關して參加各國民は皆絕對平等の待遇を受くべし

六、關稅は海よりすると陸よりするとに論なく平等とし之が實行方法は特別委員會に於て決定し該委員會は經濟的利益を交換條件とする場合は適宜決定の權限を有す

七、通過稅は第一條の規定實施さるゝ迄從價二分五厘を超ゆるを得ず

八、本協定に加入せざる各國に對しては加入を勸誘すべし

九、本協定は之に加入せる各國に對し支條約如何に論無く有效とす

右協定の一部として支那全權のなせる左の宣言を包含せしむ

支那政府は現行稅關制度の慣用を阻害するが如き何等の改革をなすの意志なし

右の協定は十六日午後の總委員會に提議せられ、滿場一致にて可決確定したが、同日委員會は次の如き公報を發表した

「關稅調査委員は成るべく速に上海に會合し、大體前回の改正に準じて卽時改正を實施する事とすべし、右調査委員は九箇國の代表並に本會議參加國が承認する他國にして豫て從價五分を超えざる輸出入稅に關し支那と條約を締結し且つ右委員會に參加を希望する國の代表を以て組織するものなり、關稅改正は之を四箇月內に完了せしめん爲め成るべく迅速に進歩せしむべし、改正關稅は成るべく速に實施すべし然れども改正委員會に於て之を公表したる後二箇月を經るを要す」

外國郵便局撤廢

十一月二十八日の極東委員會に於て支那全權提案の在支外國郵便局撤廢の件を討議し、一九二三年一月一日以後條約に根據せずして支那に存在する外國郵便局を撤廢する件を日本政府の承認を條件として可決した、其決議報告は次の如くである

委員會は支那政府の表示したる租借地以外、若しくは諸條約に於て特に規定したる以外の地に設けられたる外國郵便局を廢止せんとの要求を正當と認め、之を承諾し並に左の如く決議す

一、右に該當する如き郵便局を有する四箇國日英米佛は左の條件の下に之が廢止を承認す

（イ）支那政府は有效に郵便事務を維持する事

（ロ）支那は現在の外國郵便聯合監査官の資格に關する限り毫も變更を加ふるの意思なき事を保障する事

二、支那及び關係各國に對し右に必要なる處分を執らしめんが爲め此の取り定めの効力發生は某日（記入なし）以後に遲延せしめざる事

三、關係四國の外國郵便局の撤廢が決定する迄、各國は支那の稅關に對しては普通信書及書留郵便とを區別せず、一見して書面と認めらるゝものを除き、稅關を

通過する郵便物の調査につき努めて便宜を與へ以て課稅品、禁輸品の有無を檢査せしむる事

上記決議には日本國政府の承認を條件とせし爲、撤廢期日を明確にしなかつたが、後日本が南滿洲に於て條約に基き設けたるものを除外する事を條件として、之を承認した爲に一九二三年一月一日以後は條約取極に基かざる外國郵便局は存在し得ざる事となり、二月一日の總會議を經て最終的の決定を見た

無線電信問題

十一月二十八日施支那全權は支那の承諾を得ずして、日本は十一箇所、米國は五箇所、佛國は四箇所、英國は二箇所の無線電信臺を支那に設置しつゝあるが斯くの如きは速に撤廢せん事を望む旨要求した、依つて之れにつき一委員會を設け審議の結果十二月七日の會議に於て先づ在支外國無線電信臺の使用制限の事を決定した、即ち次の如くである

支那に於ける無線電信局は千九百一年四月七日締結の萬國議定書の條項の下に存在するものと、將た又支那にある外國公使館構内に實際に存するものとを問はず其用途を官報の受發信のみに限り、新聞電報を初め商用電報、私報及び官報外の一切の電報の受發信を行はざることに決せり、但し他の電信が總て不通となりし場合には支那交通部に不通の實證を擧げ公式に通告を發したる上、當該無線電信局は支那政府に不通狀態回復の通告あるまで、前記の除外を受けたる諸電報をも一時其取扱を爲すことを得

尙十二月八日の委員會に於ては條約取極に基かざる外國無線電信撤廢につき次の決定を見た

條約により若しくは利權割讓の形式により外國政府或は外國人が支那領土内に於て使用しつゝある總ての無線電信局は、これを維持する條約或は利權により其の發信及び受信數を制限するものとす、支那政府の許可無くして維持されつゝある無線電信局は交通部が之を一設公衆の爲めに有効に運用し得るに至らば支那に還付し之を交通部の管理に移すものとす、但し支那政府は斯かる無線電信局の設立に要したる經費を其所有者に辨償するものとす、若し南滿鐵道沿線地帶及び上海の佛租界に於ける無線電信局に關し問題を生じたる時は該問題は支那政府並に關係諸政府間に於て商議すべきものと見做す、又外國無線電信局の所有者又は經營者は互に打合をなし支那に於ける無線電信局相互間の送信上の妨害を避くる爲め交通部と商議すべきものとす、此協定は追つて招集さるべき國際無線電信會議に於て決定せらるべき規定の成立まで有効とす

減兵決議案

一月五日の極東委員會に於て米國全權アンダーウッドは支那關稅引上決議に關する附帶決議として特別委員會の可決した、支那減兵決議案を報告したが、夫れは次の如くである

支那關稅引上は支那財政の窮乏を救濟する爲、其必要を認むるも、現在の窮乏は各督軍の擁する軍隊給與の爲に起れるものにして之れに大削減を加ふるは獨り支那の統一と經濟的發達を促すのみならず、支那財政の回復を速かならしむる所以なり、故に何等干渉の意味なく、唯本會議の根本精神に基きて、本會は支那政府に對し右軍隊及軍需品輕減の手段を速かに採らん事を勸告す

右につき支那全權顧維鈞は支那陸軍縮小の希望は、全然支那人民及政府の希望に一致するものであると云ひ、更に「支那委員は斯かる決議は支那に好意を有するより出でたるものと信ずるから之れに對して何等異議はない、而して支那全權は右決議案の投票には加はらないが其精神は多とする」と述べた、本決議は其後二月一日に至り愈成規の手續により成立するに至つた、尙右減兵勸告は本決議の委員會附議と同時に在北京日英米佛四國公使連名の覺書を以て米國公使より支那外交部に交付せられたと云ふ

門戸開放

一月十七日の極東委員總會に於て米國全權ヒューズは支那門戸開放に關する次の四項の提議をなした

一、各國民の支那に於ける商業上の門戸開放機會均等の原則を更に確實に適用する爲め、支那を除く參加各國は左の如く協定す

各國は自國民が支那の何處に於ても、商工業の開發に關して、優先權を得んとする如き約定を求むることを援助せず

各國は自國民が他國民の正當なる企業權を剝奪する如き獨占權、又は優先權、又は其範圍、期間及び地理的の關係上機會均等主義の實際的適用を阻害する如き約定を、北京又は各省政府と締結することを援助せず

右の二箇條は特殊の商工業及び發明研究の爲め當然必要なる財產及權利の獲得を禁止するものにあらず

二、支那政府は參加國と否とを問はず、財政上の權利及び特權の要求ある時は右の原則に依り處理する旨聲明す

三、參加國及支那は以上の問題に關する賛否を附議する目的を以て、支那に調査局を設置するの主義に同意す但し其組織の細目は關稅協定第一條の特別會議にて決定す

四、參加國及支那は現存權利に關する條項の或ものにして、他の利權條項と抵觸し、又は機會均等門戸開放の主義に違反するものは調節を得んが爲め、將來設置さるべき調査局に提出するを得べきことに同意す

本案に關しヒューズは說明を加へて曰く米國の政策は去る七月一日附を以て國務卿として余が支那公使施肇基氏に交付したる通牒を基礎としてゐる、卽ち米國は他の友交諸邦の臣民若くは人民の權利を撤廢せしむるが如き特種の權利又は特權を支那に求めんとする協定には斷じて參加しない、米國の目的は支那の或る特定の地域に於て商業的及び

經濟的開拓に關し優越權を確立せんとし若くは他國民が適法の通商又は產業に從事し、或は支那政府と協同して種類の如何を問はず、凡ての公共的企業に從事せんとするを妨害するが如き、獨占權又は優先權を樹立せんとする何等の協定に加入せず又贊同しない事であると

右提案については佛國全權は其第四項に反對し、日本亦反對の態度に出でた、結局十九日の委員會に於て加奈陀委員ボーデンの提議によりて、此第四項を否決し、其他を可決した、支那は後日此第四項を重ねて提議すべき事を留保し、米國側では第四項は左程重大でないと稱して居つた、本案は其後二月一日の總會議に於て最後の決定を見た

條約公表

一月二十日米國は支那に關する條約協定契約發表に關し次の決議案を提出した

一、關係國は各參加國に移牒の爲、關係國と支那との間、或は支那に關して關係國と他の國との間に締結され、既に効力ありと思惟し、又は之に依賴するを希望する、總ての條約交換文書及び其他の國際的協定を出來得る限り早く會議の理事長に屆出づべし、成文の既に公表されしものは條約集中から引證の廉を明かにし、未發表のものは原文を提出すべし、上記の如き性質を有する總ての條約及び國際協定は、今後本條約締結後六十日以內に參加國に通告さるべきものとす

二、關係國は各參加國に移牒の爲、支那政府又は地方政府との契約にして關係國政府が有効と認むる總ての契約の表を出來る丈け早く完成し、會議理事長に屆出づべし、右は各種利權、特權、鐵道敷設、鑛山、森林、航海、河川浚渫、築港、開墾、埋立、電信、電話其他公共事業及び公益に關する優先權、武器供給の優先權、支那政府又は地方政府の歲入或は財產に對し先取權を有するもの、中央及び地方政府に對する百萬元以上の債權を含む、是等文書は條約集より引證の箇所を明かにすべし、上記の性質を有する契約は、今後締結後六十日以內に參加國に通告さるべきものとす

三、支那政府は中央政府又は地方政府と他の如何なる外國政府、又は外國人との間に締結されし條約協定、又は契約の總ての報告を要するものは、皆此の協定に明記されたる方法にて直に通告すべし

本案は二十一日の委員會に於て修正を加へて可決されたと云ふ、其修正の個所については遽く公表されては居らないが日本は

政府に關係せざる個人限りの取極については政府に於て發表を强制する權能なき爲之れを除外する事

を提議して採用せられ、又米國全權ルートは

各國共今後決して支那に於て勢力範圍若しく獨占的事業を形成する如き約定又は契約を支持せざる事

各國共現に本會議に代表者を出さざる國家をして可成本協定に參加せしむる事

の修正案を提議し、之れ亦採擇せられたと傳へられて居る

支那は前項に掲ぐる鐵道財產の現實價格を日本に償却すべし右償却せらるべき現實價額とは五千三百四十萬六千百四十一金貨馬克（前揭財產中獨逸人の遺留せる部分の評價額なり）若は之に相當する額に日本が右鐵道の管理中前揭財產に加へたる永久的改善若は加工に付現實に支出せる額を加へたるものより相當の減損償額を控除せる額とす第一項に掲ぐる埠頭倉庫及之と同種の他の財產に關しては何等の代償を仕拂はざるものとす但し日本が鐵道管理中之に加へたる永久的改善若は加工より其の減損償額を控除せる分に就ては此の限にあらず

日本政府及支那政府は前項規定の基礎に據り鐵道財產の實價額を評價し及右財產の移轉取運の權限を有する共同委員會組織の爲各三名の委員を任命すべし

右移轉は成る可く速に完了すべく如何なる場合に於ても本條約實施の日より九箇月を超えざるものとす

本條約第二項の償却を實施する爲支那へ鐵道財產の移轉完了と同時に支那政府の國庫證券を日本に交付すべし該國庫證券は鐵道財產及收入を擔保とし十五箇年を以て期限とするも支那の選擇により右證券交付の日より五箇年を經過したる時若は其の後何時にても六箇月の豫告を以て償還せらるゝことを得べし

國庫證券償還なき限り其の未償還期間中支那政府は日本臣民一名を運輸主任に又他の日本臣民一名を支那會計主任と協調して共同に其の職務を執行すべき會計主任に夫々選擇任用すべし

前項職員は總て支那管理局長の指揮命令及監督の下に屬す

前記國庫證券に關する財業上の專門的事項にして本條に規定せざるものは成る可く速に且如何なる場合に於ても本條約實施の日より六箇月以內に日支兩國當局に於て協議決定せらるべし

一、山鐵延長　青島濟南府間鐵道の二延長線即濟南順德線及高密徐州線に關する權利は支那政府及國際財業團間に協定さるべき條件に遵ひ右國際財業團の共同事業に提供せらるべし

一、鑛山規定　玆に支那が獨逸に採掘權を許與したる淄川坊子及金嶺鎭の各鑛山は支那政府の特許に依り設立せらるべき一會社に引渡さるべく同會社に對する日本側の出資額は支那側の出資額を超過すべからず右協定の樣式及條件は其の目的を以て任命せらるべき日支兩國委員に依り決定せらるべく同委員は本條約實施後直に會同すべし

一、青島開放　日本政府は青島に於て日本專管居留地又は國際居留地設置を要求するの意圖なきことを聲明す支那政府は獨逸膠州灣租借地全部を外國貿易の爲に開放し外國人は右地域內に於て自由に居住し且商工業其の他一切合法の業務に從事することを許さるべきことを聲明す獨逸施政の下に於て又は日本施政中右地域に於て外國人の適法且公正に取得せし既得權利は尊重せらるべし右既得權利の態樣又は効力に關する總ての問題は日支共同委員會にて處理せらるべし

一、鹽田處分　支那に於て製鹽業は政府の專賣に屬す

る、を以て現に膠州沿岸に於て右業務に從事する日本會社又は日本人の利益は相當の賠償を支拂ひて支那政府之を買收すべく且前記沿岸に於ける該事業の產出に係る一定量の鹽の適當の條件の下に日本に對する輸出を許可せらるべきものとす

前項の目的を以てする取極は日支兩國委員に依り本條約實施後成るべく速に且如何なる場合に於ても六箇月以內に完了せらるべし

一、**海底電線**　日本は青島芝罘間及青島上海間の舊獨逸海底電線に關する總ての權利及特權は右兩線中日本政府が青島佐世保間の海底線敷設の爲に利用したる部分を除きて總て支那に歸屬することを宣言す但し前記青島佐世保間の海底電線の青島に於ける陸揚及運用に關する問題は支那を當事者とする現存契約の條件に遵ひ日支兩國委員に依りて協定せらるべし

一、**無線電信**　青島及濟南に於ける日本無線電信所は右兩所より日本軍隊の撤退と同時に此等無線電信所の價額に對し公平なる賠償の後支那に引渡さるべし

右引渡並に賠償に關する細目は日支兩國委員に依り協定せらるべし、

第二　附帶決議

一、**優先權拋棄**　日本は千八百九十八年三月六日獨支條約所定の人、資本、材料に對する外國の助力に關する一切の優先權を拋棄することを聲明す

一、**公共事業**　電燈、電話、屠殺場等の事業は支那政府に引渡さるべし但し其の中屠殺場電燈設備及洗濯所は青島市政廳に引渡さるべく右市政廳は支那會社法の規定に遵ひ支那法人を設立し此等法人をして市の監督及其の規則の下に此等の事業を經營せしむべし

一、**電話事業**　支那政府に引渡さるべき電話事業に關しては支那全權は支那政府が公衆一般の利益の爲至當と認めらるる擴張並に改良に關する在青島外國居留民の請願に對し相當の考慮を拂ふべきことを保障す

一、**公益施設**　支那全權は日本全權に對し支那政府に引渡さるべき青島に於ける道路、水道、公園、下水、衞生設備等の公共營造物の經營及維持に對し青島に於ける外國居留民は公正に代表せらるべきことを保障す

一、**便宜供與**　(一)支那政府は支那海關總辦に對し青島に於ける日本商人が同地稅關との交涉に於て日本語の使用を許可すべき樣勸奬すべし(二)支那政府は支那海關總辦に對し青島稅關に必要なる役員を選擇するに當り既定の任用規則の許す限り青島に於ける商業上諸般の必要を考慮すべきことを勸奬すべし

一、**豫備措置**　鐵道委員會に於て管掌事項に關し意見一致せざるものあるときは兩國政府は外交手段に依り右問題となれる事項を審理し且之が調整を計るものとす右事項の決定に當り兩國政府は必要に應じ相互協定の上決定せらるべき第三國の專門家の勘告を求むべし

一、**煙濰鐵道**　煙濰鐵道建設に關する日本の優先權は國際財業團に之を提供す但し支那が自國資本を以て建設するときは此の限りにあらず

一、**外人參與**　支那政府は支那に於ける自治制度を律する諸法律の制定及其の一般適用を見るに至る迄支那地方官憲は舊獨逸膠州灣租借地內外國居留民の福祉並利益に直接の影響ある地方的事項に付居該留民の意嚮を確むべきことを聲明す

農商部登記濟商社

(三)

一、商　號　華昌股分有限公司
營　業　髮網及レース　繭絹販買
資本金　六萬元
責任者　(董事)張潤暄　成文堂　武顯亭
(監察人)董志卷　史福堂
所在地　山東烟臺大馬路
設立年月　民國八年一月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第四六七號

一、商　號　武林鐵工廠股分有限公司
營　業　鐵工業
資本金　十萬元
責任者　(董事)吳宗濬　許炳堃　朱邁基　袁鐘瑞
(監察人)周慶雲　蔡經賢
所在地　浙江杭縣城太平門刁茅巷
設立年月　民國三年二月
登記年月　民國九年八月(株式增加)
登記番號　第四六八號

一、商　號　長恒火柴股分有限公司
營　業　燐寸製造
資本金　二萬七千元
責任者　(董事)邵蔭棠　生恒春　(監察人)解秀岩
所在地　奉天通化縣
設立年月　民國九年七月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第四六九號

一、商　號　華盛製造紙板股分有限公司
營　業　ボール紙製造
資本金　二十萬元
責任者　(董事)蔡鐘麟　葛士尊　朱文斌　周光宇　洪玉麟　潘誦虞　沈少庭　蔡保聲　蔡寄梅
(監察人)謝崇華　王泮林
所在地　蘇州閶門外鳳凰橋西堍
設立年月　民國九年三月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七〇號

一、商　號　德昌火磨油房股分有限公司
營　業　製粉及搾油業
資本金　十二萬元
責任者　(董事)史逢吉　邵子泉　于振江　周葆吉　趙鋭軒　(監察人)萬福廣　鮑尊菴
所在地　(本店)黑河鎮大興街小東路(支店)漠河呼瑪蘿

北

設立年月　民國九年三月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七一號
一、商　號　愛華製衣股分有限公司
營　業　衣服業　被服材料及附屬品販賣
資本金　一萬元
責任者　(董事)袁際雲　陳壽昌　顧公恕　王承昌　楊文波　(監察人)王卓然　陳元外
所在地　浙江杭縣城內
設立年月　民國九年五月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七二號
一、商　號　武昌自來水股分有限公司
營　業　水道
資本金　一百五十萬元
責任者　(董事)歐陽宣　袁景安　林澤斌　(監察人)鄂子青　郭肇明
所在地　湖北武昌望山門外
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七三號
一、商　號　水產學校附設水產製造股分有限公司
營　業　水產業
資本金　五千元
責任者　(董事)張毓緣　夏清貽　張景葆　曾廣儉　陳延煦　(監察人)秦沅　張社澄
所在地　江蘇寶山縣吳淞
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七四號
一、商　號　永利製碱股分有限公司
營　業　曹達製造
資本金　四十萬元
責任者　(董事)范旭東　景本白　李賓四　吳朗山　襲梅生　侈院公　(監察人)劉鞫生　黃釣選
所在地　(本店)天津(支店)國內外商埠に設く(工場)直隸寧河縣塘沽
設立年月　民國六年十月
登記年月　民國九年九月
登記番號　第四七五號
一、商　號　阜豐麵粉股分有限公司
營　業　製粉業
資本金　一百萬元
責任者　(董事)孫稚筠　孫勉成　孫履平　孫章甫　顧竹候　孫養儒　孫景西　(監察人)龔景張　孫陟甫　孫景周
所在地　(本店)江蘇上海英租界北京路(支店)北京　天津　揚州　無錫　姜堰　蔣壩　漢口　九江　安慶　蚌埠　蕪湖　南京　鎮江　寧波　煙臺

營口　安東(工場)江蘇上海公共租界車袋角

設立年月　前清光緒二十四年二月

登記年月　民國九年九月(改正)

登記番號　第四七六號

一、商　號　嘉善電話股分有限公司

營　業　電話

資本金　三萬元　拂込一萬五千元

責任者　(董事)孫家驥　鄔國俊　鍾錦章

(監察人)李埴清

所在地　浙江嘉善縣城內

設立年月　民國九年八月

登記年月　民國九年九月

登記番號　第四七七號

一、商　號　農大商業儲蓄銀行股分有限公司

營　業　商業貯蓄銀行

資本金　一百萬元

責任者　(董事)潘馨航　袁寅昉　吳松主　沙月波　王慕周　劉子玉　顧克民

(監察人)呂同輔　劉韶樵

所在地　山東濟南商埠二馬路

設立年月　民國八年十一月

登記年月　民國九年九月

登記番號　第四七八號

一、商　號　利興運輸股分有限公司

營　業　運輸業　荷爲替取扱

資本金　二十萬元　拂込十萬元

責任者　(董事)寧鉦亭　孫孟平　梁望秋　孫景西　周業勤　方吉之　沈春江

(監察人)孫華伯　屈炳生

所在地　南京下關

設立年月　民國九年三月

登記年月　民國九年九月

登記番號　第四七九號

一、商　號　大豐儲蓄銀行股分有限公司

營　業　貯蓄銀行

資本金　二十萬

責任者　(董事)榮崇敬　顧馨一　王一亭　狄葆公　李英名　周逢江　姚紫若

(監察人)黃星階　沈春江

所在地　上海

設立年月　民國九年一月

登記年月　民國九年九月

登記番號　第四八〇號

一、商　號　福清電燈股分有限公司

營　業　電燈

資本金　三萬元

責任者　(董事)劉崇倫　林天民　鄭紹中

(監察人)吳順元　陳培鎧

所在地　福建福清縣城內盧塘街

設立年月　民國八年八月

登記年月　民國九年九月
登記番號　第四八一號
一、商號　道一銀行股分有限公司
營業　商業銀行
資本金　三十萬元
責任者（董事　俞煒　楊奎侯　王孝寶　鄭筱舟　俞曹濟（監察人）吳廣　吳琪
所在地　浙江杭州城內保佑坊
設立年月　民國七年十二月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八二號

支那電力工場一覽表

地名	會社名	資本	設立年期	モータ種類	交流又は直流電力	會社電壓（ボルト）	各戶電壓（ボルト）	燭光數
（安徽省）					能率（キロワット）			
安慶	安徽電廠				三〇〇			
大通	振通電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九一九年	石油機	交流電 七五	二、〇〇〇	二〇〇	二、〇〇〇
（浙江省）								
鎮海	華明電燈公司	八〇、〇〇〇元	一九一九年		（九〇）			二、五〇〇
杭州	大有利電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	清朝時代	蒸汽機	五〇廻轉交流（三、三五〇）	五、三五〇		八〇、〇〇〇
金華	電・燈公司	六〇、〇〇〇元	一九二〇年		七五			一、〇〇〇
臨海	恒利電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九二〇年		一〇〇		一一〇	一、五〇〇
南潯	潯震電燈公司	八〇、〇〇〇元		蒸汽機	三相六〇廻轉交流（九〇）	二、三〇〇	三三〇	三、〇〇〇
寧波	永耀電燈公司	一三〇、〇〇〇元	一九一九年		（一〇〇）			三、〇〇〇
平湖	電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九一八年	蒸汽機	直流電五〇	五〇〇		二、〇〇〇
紹興	華光電燈公司	五〇〇、〇〇〇元	一九一七年	蒸汽機	單相及三相交流（三三〇）	二、二〇〇		九、〇〇〇

蕭山	光明電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一九年	蒸汽機	三相五〇週轉交流二、九〇〇	三、〇〇〇	(五〇)	一、〇〇〇
唐棲	新民電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九二〇年	蒸汽機	直流電七五〇	四〇〇	五〇	六〇〇
永嘉	普華電燈公司	八〇、〇〇〇元	一九一七年	蒸汽機	三相五〇週轉交流六五	二、二〇〇	二五〇	八、五〇〇
(直隸省)								
灤台	企業電燈公司	一〇〇、〇〇〇元					二五〇	八、五〇〇
北京	華商電燈公司	三、〇〇〇、〇〇〇元	一九〇四年	蒸汽機	三相五〇週轉交流二、九〇〇	三、〇〇〇	二二〇 四〇〇	一六〇、〇〇〇
同	電氣公司		一九〇四年	蒸汽機	直流電七五〇	四〇〇	二二〇	
包頭鎮	電氣公司	一〇〇、〇〇〇元	一九二〇年					
山海關	電氣公司	五〇、〇〇〇元	一九一八年	蒸汽機	三相五〇週轉交流六五	二、二〇〇	一一〇	二、八〇〇
唐山	開灤礦務公司			蒸汽機				
同	啓新洋灰公司			蒸汽機	三相五〇週轉交流一、二五〇	三、〇〇〇	一一〇 二二〇	
天津	佛租界電廠		一九〇四年	蒸汽機	三相五〇週轉交流二、五〇〇	五、〇〇〇	二二〇	
同	日租界電廠				三相五〇週轉交流五六〇	二、三〇〇	一〇	
同	英租界電廠		一九〇六年	蒸汽機	直流電 四〇〇	四六〇	二二〇	
同	電車電燈公司			蒸汽機	四相五〇週轉交流六、〇〇〇	五、〇〇〇	二二〇	
同	恒源紡織廠				六〇週轉交流二、〇〇〇	六〇〇		
同	華新紡織廠				六〇週轉交流 八〇〇	六〇〇		
同	裕源紡織廠				六〇週轉交流一、五〇〇	六〇〇		
同	北洋工廠				六〇週轉交流 八〇〇	六〇〇		
通縣	電燈公司	一四五、〇〇〇元	一九一八年				(五、〇〇〇)	
(奉天省)								

安東南滿鐵道電氣部	九一〇年	電汽機瓦斯機	三相五〇週轉交流一、六〇〇	三、三〇〇	一〇〇			
錦縣電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一七年	蒸汽機	三相交流 三六五	三、三〇〇	三〇〇	六、五〇〇	
遼源華興電燈公司	三〇〇、〇〇〇元	一九一八年	蒸汽機	交流電 三〇〇	三、三〇〇	一一〇	五、六〇〇	
奉天省立電燈廠	一、〇〇〇、〇〇〇元	一〇九年	蒸汽機	三相六〇週轉交流一、四四五	三、三〇〇	一一〇 一一〇	五〇、〇〇〇	
（福建省）								
厦門電燈公司	三〇〇、〇〇〇元	一九一二年	蒸汽機	三相六〇週轉交流五〇〇	三、三〇〇	一一〇 一一〇	二五、〇〇〇	
泉州電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一六年					三、〇〇〇	
建甌電燈公司	四〇、〇〇〇元			五〇				
福州電燈公司	一、三〇〇、〇〇〇元	一九一一年	蒸汽機	三相六〇週轉交流一、〇〇〇	三、三〇〇		五七、〇〇〇	
龍溪電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一九年		(五〇)			一、五二〇	
莆田電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一五年		(一〇〇)			三、〇〇〇	
石碼華泰電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九一七年		(五〇)				
永春電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九一七年		(五〇)				
（黑龍江省）								
黑河恒曜電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一六年		(五〇)				
（河南省）								
開封普臨電燈公司	三〇〇、〇〇〇元	一九一六年		(一〇〇)				
洛湯昭臨電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九一九年		(一〇〇)				
鄭縣明遠電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一八年		(五〇)				
（湖南省）								
長沙電燈公司	五〇〇、〇〇〇元	一九一〇年	蒸汽機	三相五〇週轉交流一、五三五	三、〇〇〇	三八〇 一一〇	三〇、〇〇〇	

長沙	華昌鑛務公司					交流電	一〇〇	一三〇	
常德	朗朗電燈公司	八〇、〇〇〇元	一九二〇年				(一三〇)		四、〇〇〇
湘潭	大明電燈公司	三五〇、〇〇〇元	一九一九年	蒸汽機	單相交流	一五〇	二、一〇〇	二一〇	九、〇〇〇
衡陽	普明電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一九年			(五〇)			三〇〇
益州	通明電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九一六年			(一〇〇)			
(湖北省)									
漢口	電燈公司		一九一一年	蒸汽機	直流電	一、八〇〇	四六〇	二一〇	
漢陽	漢治萍鐵廠			蒸汽機	直流電	一、二〇〇	一四四		
沙市	普照電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九一七年			(一二〇)			
武昌	電燈公司	四五六、〇〇〇元	一九一一年	蒸汽機	三相五〇週轉交流六〇〇		三、三〇〇		一四、〇〇〇
武穴	常明電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九一九年						一、八〇〇
(江西省)									
九江	映庭電燈公司	一三〇、〇〇〇元	一九一七年		六〇週轉交流 (五〇〇)		二、三〇〇		三〇、〇〇〇
南昌	電燈公司	五〇、〇〇〇元			六〇週轉交流 (二三〇)		六、〇〇〇		八、〇〇〇
景德鎮	景耀電燈公司	二四〇、〇〇〇元	一九一九年			(二五〇)			一〇、〇〇〇
贛縣	光華電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九二〇年			(二〇〇)			六、〇〇〇
(江蘇省)									
常熟	電燈公司		一九一五年	蒸汽機	直流電	一五〇	二四〇	二一〇	
鎮江	大照電燈公司	二〇〇、〇〇〇元	一九〇五年	蒸汽機	三相交流	二、〇〇〇	三、〇〇〇		
周浦	大明電燈公司		一九一九年			五〇			五〇〇
珠家角	光華電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一三年	蒸汽機	三相交流	一〇〇			一、〇〇〇

常州	振生電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一四年	蒸汽機	三相交流	二五〇	二、二〇〇	二、四〇〇	
海門	海門電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一九年			五〇			
江陰	華明電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九一八年			一六〇		一、五〇〇	
崑山	泰記電燈公司	四〇、〇〇〇元	一九一五年	石油機	三相五〇週轉交流	六〇	二、三〇〇	一、三〇〇	
漂陽	振亨電燈公司	五〇、〇〇〇元	一九二五年	蒸汽機	三相五〇週轉交流	一六五		二、五〇〇	
六合	耀棠電燈公司	三〇、〇〇〇元	一九一六年	蒸汽機	直流電	四〇	二三五	一、〇〇〇	
南通	通明電燈公司	九〇、〇〇〇元	一九一七年	石油機	三相六〇週轉交流	二〇〇	四、四〇〇	一〇、〇〇〇	
南翔	電燈公司	二〇、〇〇〇元	一九二〇年			七〇		六四	
南京	省立電燈公司		一九一一年	蒸汽機	二相交流	六八〇	三、三〇〇		
上海	工部局發電廠		一八八一年	蒸汽機	三相五〇週轉交流	八七、〇〇〇	六、六〇〇		
同	佛租界電廠		一八九八年	蒸汽機	三相五〇週轉交流	二、〇〇〇	五、〇〇〇		
同	華商電廠公司		一九〇七年	蒸汽機	六〇週轉交流	二、三〇〇			
同	浦東電燈公司	二〇〇、〇〇〇元	一九一九年			二八〇	六〇〇		
上海	貴新工廠				六〇週轉交流	七五〇			
同	宏大紗廠				六〇週轉交流	三〇〇			
蘇州	振興電燈公司		一九一〇年	蒸汽機	三相交流	七一五	二、三〇〇		
松江	電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九一四年	蒸汽機	三相六〇週轉交流	八三	二、三〇〇	一一〇	
丹陽	肇明電燈公司	四二、〇〇〇元	一九一九年			一五〇			
青浦	觀明電燈公司	三三、〇〇〇元	一九一四年	蒸汽機	直流電	四八	一一〇	一、〇〇〇	
無錫	紗廠			蒸汽機	三相五〇週轉交流	三、三〇〇	二、三〇〇	六〇〇	
同	耀明電燈公司	二〇〇、〇〇〇元	一九〇九年	蒸汽機	單相交流	五〇〇	二、三〇〇	二三〇	一三、〇〇〇

吳淞	寶明電燈公司	四〇、〇〇〇元	一九一九年			一五〇	一、五〇〇
揚州	振明電燈公司	一、六〇〇、〇〇〇元	一九一八年	蒸汽機	三相五〇週轉交流二〇〇	二、二〇〇	一〇、〇〇〇
（吉林省）							
長春	南滿鐵道公司		一九一一年	蒸汽機	三相四二週轉交流一、二五〇	三、三〇〇	二、〇五〇
哈爾賓	耀濱電燈公司	五〇〇、〇〇〇元	一九一八年	蒸汽機	（二〇〇）		
同	北滿電汽公司			瓦斯機	直流電 六〇〇	五〇〇	三三〇
同	邱林公司			蒸汽機	直流電 三三〇	二二〇	二二〇
同	黃浦公司			蒸汽機			
（山東省）							
煙臺		二〇〇					
龍口		一〇〇、〇〇〇元	一九一九年			一〇〇	
博山	電燈公司	五〇〇、〇〇〇元			三相週轉交流 一〇〇	三、三〇〇	三、〇〇〇
青島	日商紡績公司				五〇週轉交流 一、一五〇	三、三〇〇	
濟南	山東電燈公司	三、〇〇〇、〇〇〇元	一九一二年	蒸汽機	三相週轉交流 四二〇	五、〇〇〇	一〇〇
同	濟南電燈公司	二〇〇、〇〇〇元			五〇週轉交流 一、五〇〇	一、七〇〇	
滕縣	電燈公司	六〇、〇〇〇元	一九二〇年		（一〇〇）		二、〇〇〇
濟寧	電燈公司	一〇〇、〇〇〇元	一九一八年		（一〇〇）		三〇〇
（四川省）							
成都					六〇週轉交流 一、〇〇〇	二、三〇〇	
重慶						一五〇	
（雲南省）							

蒙自			蒸汽機	六〇廻轉交流	六、六〇〇
雲南			水車	交流電	三、〇〇〇
（山西省）					
太原電燈公司	一六五、〇〇〇元		交流電	三四〇	四、〇〇〇

（註）電力能率欄中に括弧を附せし者あるは凡て概算なり

初期米支貿易史

（七）

第五章　阿片事件及び第一次英清戰爭並に南京及び Whanghia 條約の締結　一八三九年乃至一八四四年（其の一）

一八四五年前の米支貿易中に於ける重要なる事件は、第一次英清戰爭を中心として發生せり。東印度會社の廣東に於ける勢力が終焉を告げ、「ナピエル」卿が英吉利貿易の監督者として任命せられてより、支那官憲との間に屢々衝突を起し、遂に相互の敵愾心は最高潮に達し、一八四二年及び四四年の條約となりて、表はるゝ事となりたり。爭鬪は英吉利人と支那人との間に於てのみ起りたりと雖も、凡ての基督敎國民の利益は大に混亂せられたり。玆に次の數年間に起りたる事件にして、亞米利加の權利を危殆ならしめたるものを、詳細に枚擧せんとす。

紛爭の始まりたるは、一八三九年より數年前に遡る。「ナピエル」卿は、東印度會社獨占時代の末期に、英國商業の監督の爲めに設けられたる官職に就任する爲めに、一八三四年七月十五日澳門に到着せり。到着後間もなく卿は支那官憲との間に誤解を生じ、其の結果支那官憲は一八三四年九月英吉利との貿易を禁止するに至れり。此の禁止は事實上に於ては米國との貿易をも禁止する事となりたり。亞米利加商人は、黃埔に拘禁せられ、取引關係は中絶せり。「ナピエル」卿は直ちに廣東を退去し、而て貿易制限は解除せられたり。

其後四年間は引續き比較的平穩なりしが、危機の近づきつゝありし事、及び支那の天子は結局泰西諸國に對し鎖國主義を維持し行く事の許されざるに至りし事が感知せられたり。支那の天子は、其の門に來る外國人を、公平なる態度を以て取扱ひ、彼等と直接の交通を爲さゞる可らざる事

となりたり。回避し難かりし爭闘は、阿片問題に依りその到來の時期を早められたり。阿片の輸入は一七九六年以來法律を以て禁止せられ居りたり。然れども五十年間引續き支那帝國に密輸入せられ、而も其の量は年々增加せり。其の大陸揚地が廣東附近の Linlin に於て發達し、其の他海岸に沿ひたる各所に於て密輸入せられ、其の大取引が廣東を中心として、支那官憲の默許の下に、多少公然と行はれ居りたり。此の藥品の大部分は、印度より輸入せられたりと雖も、廣東在留の米國商人中之が取引をなさざる者とては殆ど無く、或者の如きは大に手廣く輸入せり。一八二一年頃米國領事は商行商人より、凡ての阿片取引を禁止せられ度き旨の要求を受けたり。而て「タルノバ」事件は、「エミリー」號が阿片を搭載し居りたる事實に基き紛糾せしなり。一八二四年より翌五年に涉り、十三萬三千弗の阿片が米國船により輸入せられ、又一八三六年より翌七年に涉り、二十七萬五千九百二十一弗の阿片が輸入せられたり。然し此の兩年次の阿片輸入額は、亞米利加よりの輸入の全額卽ち一八二四年より五年に涉る六百五十六萬七千九百六十九弗一八三六年より七年に涉る三百六十七萬八千六百九十六弗に比すれば多額なりとは云ふ可らず。更に廣東に於ける主なる外國人の商業上の相手は、布敎團を外にしては、亞米利加人の經營にかかる「オリファント・アンド・コムパニー」なりし事は面白きことなり。一八三六年頃、商業の急激なる發達は、正貨の流出を甚んならしめたる事と、支那人に對する阿片喫煙の習慣が恐る可き結果を生ずるに至りし事との理由により、支那帝國政府の注意を喚起するに至りたり。法律を强行せんとの企ては次第に屢々となり、遂に斷乎たる行動がとらるる事となりたり。一八三六年十二月始め、阿片が陸揚げせられ居りし間に差抑へられ、貿易が禁止せられたり。それを取扱ひ居りし船夫が、それは米國船「トーマス・バーキンス」より來りたるものにして、荷受人は「タルボット」なる事及び、彼等は英吉利商人ら「インス」により送られたるものなる事を誓言せり。總督は公行に命じ「タルボット」及び「インス」を排斥せしめたり。「タルボット」は船は米以外の物は何も積み居らずと答へ、而て「インス」が此陳述を保證せし時に、「タルボット」に對する訴訟は取下げられ、而て「インス」は廣東を退去せり。問も無く官憲は土人の阿片商人を罰するの例を造らむと決定せり。彼等は先づ亞米利加の旗の下に於て、刑の執行を爲さむとせしも、外國人は極力之に干涉し、其の結果刑は他の街路にて行はれたり。此の事件の結果として、米國領事はその國旗を捲き降し、國務卿に書を送り『小官は考慮の上其の結果に關し貴官より命令を受領するか、若くは四圍の狀況がそれを爲すに適當になるに至る迄、之を再び揭揚せざる可しと決心せり』と云へり。

一層重要なる結果が伴ひたり。一八三八年末、支那皇帝は林則徐を欽差大臣に任じ、全阿片貿易を粉碎するの任務を負はせたり。林は一八三九年三月十日廣東に來着し、直ちに其の任務を實行する爲めに、果斷なる處置をとれり。彼の計畫は、當時貯藏しありし全阿片を燒棄し、外人をし

て夫を輸入する事を止むべしとの證書を差出さんとするに過ぎざりき。阿片の引渡を強制する爲めに、林は三月十九日凡ての外國貿易を中止せしめ、尙ほ廣東在住の外國商人を人質として、彼等の貿易所に拘禁し、凡ての奴婢を去らしめ、船舶及び外界との凡ての交通を杜絶せしめたり。拘禁は一八三九年三月二十九日に始まり、五月五日迄繼續せり。其の時に凡ての阿片が投げ出されたり。沒收せられし阿片の內にて、千五百四十箱は米國人の所有に屬し居たり。然れども米國領事は此の阿片は單に英吉利國民の爲めに保管せる物に過ぎざる旨を公言せり。而て彼等は英國商業監督官「エリオット」大佐に引渡されたり。

外國人が商行に拘禁せられ居る間に、欽差大臣林は（四月五日）今後阿片を輸入せざる可しとの證書を差出さしめんとせり。公行は米國領事「ウエットモーヲ」氏及び「キング」氏をして、合衆國の爲め斯る證書に署名せしめんと試みたり。然れども刑罰が過重なりしを以て、卽ち阿片を搭載せる船舶に乘組める者は悉く死罪に處せられ、又凡ての密輸入に對する保證人の責任は、唯二人の苦力の證明に依り、有罪と決定せらるる事となり居りしを以て、其の要求は勿論拒絶せられたり。「スノー」氏は『彼の上官より峻烈極まる非難と懲罰を受くる事となるべし』と云ふ抗辯を爲したり。然れども彼は自國政府に向ひ阿片を積載せる船舶を來らしめざる樣懇請すべしとの要求には、喜んで同意せり。論爭が數ケ月間繼續せり。遂に七月三日に至り、數名の米國商人と船長とは、前に提示せられたるよりも穩かなる形式の證書に署名せり。

英吉利人は證書を與ふる事を拒絶せり。卽ち五月二十一日「エリオット」は、全英吉利人に對し、廣東を退去する樣に忠告せり。彼等は其の命に從ひ先づ澳門に至り、同地にて支那人より迫害せらるるや、更に香港に赴きたり。亞米利加人は今や彼等自身の貿易のみならず、香港及び廣東灣の Hongkong 港に於ける碇泊地より、英吉利貨物を積み換ふる事になり、英吉利人の貿易をも行ふ事となりたり。屢々法外なる運賃が課せられ、要求せられたる額を支拂ふか、然らずんば全然貿易を杜絶せざる可らざりし英人が、之に對し惡感情を懷くに至りし事は是非なき事なり。

次の數ケ月間は貿易に對し不安の月なりき。九月十一日英國は封鎖を宣言せしも、五日の後之を解除せり。暫くして支那人は印度より來る英國船よりの積み換へ貨物の次第に增加するに（其の主なる部分は阿片なりき）驚くに至り、十月十四日、斯る行爲に對しては沒收を課す可しとの命令を發せり。十月二十六日、他の命令は亞米利加人に對し阿片の輸送をなさざる可き旨の第二の證書を提出する事を要求せり。此の命令は以前に阿片を受取る船として用ゐられ居りたる數隻の船を、一米人が購求したる事實により促がされたる法令なり。此命令は、領事に對し、米國船が入港したる場合には、其の船を檢査し、其の積載貨物は英國の物に非ざる事を證明する事を命じたるものなりしを以て、領事は極力之に反對せり。領事は此の證書の代りに、各船の船長が其の船上に何等の禁止藥品を搭載し居らざる事

逮捕せられ、官憲の前に伴ひ行かれたり。彼は其處にて「モリソン」號の短艇の船員を發見せり。モリソン號は「チョップ」即ち出航免狀を所持せしに拘らず、砲撃せられたるものなり。一行の一人は即ち「シェリー」は死し、他の若干人は負傷し、而て總て捕虜にせられたり。全員は約二日間拘禁せられ居りたり。其の時に商行商人が彼等を釋放し、貿易所に收容したり。貿易所にて商行商人はその救助を英國人に委ねたり。一八四二年春、合衆國東洋艦隊の司令官「カーニー」は支那に來着し、直ちに此事件に關し支那官憲と交渉を開始せり。從來、米國官憲は止むを得ず商行商人を介して交渉し居りしが、彼は商行商人を介して交渉する事を拒絶し、省政府に對し直接に賠償の請求を爲したり。都督より回答が來り、その回答中にはボートの水夫は米國旗を掲揚し居らざりし事、過失なりし事が判明するや否や直ちに釋放したる事、「シェリー」の死亡の時につき何等の指示が爲されざりし事及び敵對行動の行はれ居る間に保護を與ふる事は至難なる事を述べ居りたり。「カーニー」は事件の發生後既に時日を經過せる當時に於て、加害者を發見する事の困難なる事を認容し、刑罰を科す可しとの要求は撤回せしも、七千八百弗の損害賠償を請求せり。此額は直ちに商行商人により支拂はれたり。加之商行商人は「ミラー」に對し、彼の損害に對し十分なる滿足を認むるならば、更に二千弗を支拂ふ可しと申出でたり。最も大損害を蒙りたる「オリファント・アンド・カムパニー」は、「カーニー」の協定に對し十分にも滿足せざりき。然り彼等は其の金を取り、而て「カーニー」は彼等が其の金を受取りたる事を利用し、彼等がそれ以上訴訟を繼續する事を止めさせたり。事件は損害賠償の請求の關係せる範圍に於ては、同年八月十九日に終局を告げたり。

東印度艦隊が「コムモドール・カーニー」の指揮の下に來訪したる事は、戰爭が外國人に對する支那官吏の態度に持ち來したる變化の顯著なる例證なりき。艦隊は米國市民の利益を保護し、彼等が被りたる損害の賠償を得る爲めに來りしものなり。此の事を一層有效になす爲に、巡洋艦「コンステルレーション」號は黃埔の河を遡航せり。本艦は、米國軍艦にして、斯る內地深く侵入せし艦の嚆矢となす。四年以前に於ては堪へ難かりし此の侵入は唯平穩なる抗議を受けたるのみなりき。而て交涉は從來の習慣の如く、商行商人を介する事なく都督と直接に開始せられたり。更に支那提督は「コンステルレーション」號を訪問し（之は空前の出來事なり）仔細に之を視察せり。其後尙ほ若干名の士官も亦提督の例に倣ひたり。唯々一の事件が此の訪問を妨碍せり。一隻の短艇の水夫が艦を上流に動かす前に測量を爲し居る間に、支那人により砲撃せられたり。然しながら領事「デラノー」が辯明を求めたる時に、何等の敵意を有せしものに非ず、短艇に對し屢々警告を與へたる後、國旗を借りて害意ある企てをなし居る疑ありしにより、砲撃したる次第なる事を斷言せり。「カーニー」は阿片問題に強き立脚點を發見し、彼の到着後直ちに廣東の副領事をして、彼の「支那の法律を犯し米國旗の下に此沿岸に阿片を密輸入

を證明せる證書を提出するの制度を採用しては如何と提議せり。同年十二月斯る證書が提出せらるる事となりたり。

同時に、當時英支間の敵愾心は益々激烈となり、英國船の船長は封鎖を行ふ可しと威嚇せり。彼等は一八四〇年一月一度封鎖を行ひしも效果思はしからざりき。蓋し米國領事の抗議ありしと、英國船の力が微弱なりしとに因りたるなる可し。十一月十九日迄大英國より米國に對し公式の封鎖の通告がなされざりしも、貿易は六月頃には次第に危險となり、亞米利加商人は廣東を退去せり。「スノー」自身は八月、「ワーレンデラノー」に事務を託して退去せり。現實の敵對行爲の行はれたる間、亞米利加の貿易は大に沈滯せり。英國は封鎖を破らんと企て居るものを拿捕したる場合に非る限り、支那船以外の他國船に對し報復を爲さざる旨を約せしを以て、尙は多少は貿易を繼續し居りしも、大部分の商人は支那を去り、一八四〇年の歲末頃には支那貨物の合衆國に輸入せらるる分量は半分以下に減少せり。

支那官憲が阿片貿易に對し斷乎たる手段をとりたる際に布敎團は商人と同樣に非常なる損害を受けたり。彼等は他の人々と共に貿易所內に拘禁せられ、彼等の支那敎師は彼等を見捨てて走り、書籍の頒布は止み「バーカー」の病院は閉鎖せられたり。彼等の困苦に加へ、一八三七年及び三九年の米國の財政上の逼迫の爲め、事業は一時縮少を必要とする樣に見えたり。然し事業は全く中絕せしには非ず。米國人に關する範圍內に於ては、布敎團は支那人より好意を以て尊敬せられ居り、英吉利人が撤退を餘儀なくせられたる後も、廣東及び澳門に殘留する事を許容せられたり。欽差大臣林も醫業に就きては好意を有し居り、患者は官憲に妨げらるる事なく「バーカー」の病院に來る事を繼續せり「バーカー」の助手として「ウキリアム・ビー・デイバー」博士が一八三九年五月派遣せらるる事となり、同年九月二十三日到着せり。「ウキリアム」は支那語、日本語の學習と、印刷事業とを繼續し居り、而て「ブリッジマン」は「ウキリアム」の援助を得て「名句集」を完成せり。「シュッタ」夫人は澳門に慈善學校を開きたる處非常なる人氣を博し、批評家の好評すら得たり。然ながら敵愾心が行動に表はるるに至り、廣東に於ける活動は休止する事となりたり。

二ヶ年の戰爭の間亞米利加人の貿易及び布敎は、相互に互助的の關係少なかりしが如くに中斷せられたり。唯、二の事件即ち「モリソン」號の短艇に對する攻擊、及び「コムモドール・カーニー」の訪問に於て、米國人に注意が向けられたり。此の中の第一の事件は、一八四一年五月二十二日に起りたり。英吉利人は三月貿易所を回復し、休戰條約が締結せられ、貿易が再開せられたり。其後間もなく新總督と將軍琦善の着任するや、爭鬪は免れ難しとの豫感を懷かしむるに至れり。而て五月二十一日、英國の監督官「エリオット」大佐は、外國人に對し廣東を退去する事を勸告せり。實際、大多數の外國人は直らに退去せり。然れども米國商人の一部分（其の內にはクーレッジ氏も居りたり）は、中立國商人の安全を保證せる廣東の代理都督の告示に信賴し、其の夜は止まり居りたり。翌朝退去を企て、「クーレッジ」は

する事」を合衆國は絶對に許さざる可しと云ふ事を宣言せる書簡を、米國人及び支那人に對し發表させたり。彼は支那官憲との之等の關係を利用し、南京條約に依り英吉利人に附與せられたる利益を米國人の爲に獲得し、又米支間の條約を締結する準備をせんと企てたり。一八四二年十月八日彼は總督者 Ke (Kiying) に書を送り、彼は支那帝國の委員が英國と通商條約を締結する爲めに到着せんとしつつある事を聞知せりと云ふ事を述べ、而て者 Ke に對し米國商人に對しても最惠國民と同一の利益を與へらるる樣盡力せられたしと求めたり。一週間の後、者は「米國人は從來他國人に比し貿易に關しては最も便宜を與へられ居りたり……而て法律を忠實に遵奉したる事、及び彼等が單に「ドライステック」を有するに至る事は許されざる可しと云ふ事を答へたり。帝國使節の來着を待ち居る間に「カーニー」は馬尼剌に赴きたり。然れども一八四三年正月彼は歸來し三月交涉を開始せり。帝國委員の死亡は事件を遷延せしめ其の後任者の來る迄都督との間に協商を進めて滿足せざるを得ざりき。者は最初は合衆國と支那との關係は、司令官と代表者との間の單純なる合意により解決せらる可しと信じ居りしが如く思はれしも、「カーニー」が彼に自分の欲する處は條約にして、合衆國はそれを商議する爲め、更に特別の高級の官吏を派遣す可しと云ふ事を告げたる時に、者は「カーニー」を諫止せむと試みたり。兩國民は常に親善なりしに非ずや。果して然らば、何の必要ありて、形式的の約束を爲すの要ありや。他の四港を米國との貿易の爲に開港する事に關しては、彼は之を決定する事を敢てするを得ず、委員の來着を待たざる可らず。併し乍ら彼は廣東に對する新貿易規則は、凡ての外國人に、同一に適用せらる可きものなる事を感じ居れり。此の答辯を以て「カーニー」は滿足せざるを得ざりき。彼は既に一八四二年十二月七日の廣東騷動の際に、米國人の被りたる損害の支拂に關し、都督と協定を了せり。而て彼は同國人に對し、阿片船にて港より港に貨物の運送を爲さざる樣に忠言を爲したる後、支那の海岸を去りたり。

其の後間もなく戰爭は止みたり。一八四二年八月南京に於て署名せられたる英支條約は、兩國間の通商貿易に革命的の變化を生じたり。新時代の曙光が輝き始めたり。公行は廢止せられ、正規の關稅及び港灣規則が制定せられ、新に四港が開港せられたり。米國との條約は其後約二年を經て、始めて締結せられたり。然れども凡ての通商及び傳道事業の企てに對し、南京條約により許されたる特權は、英國人に對すると同樣に、米國人其他凡ての外國人に對し許容せられたり。併ながら、新規則の下に於て、一層大なる自由が得られたるに拘らず、米國と支那との貿易は急激なる增加を來たす事なく、只戰前にそれが有せし自然の發達を保持せしに止まりし事は、舊式の貿易が、支那貨物に對する合衆國の需要を充たすに十分なりし事を、明確に證するものなり。それを處理する方法に於て、若は布敎團の活動及び外交關係に於て感せられたるが如き、かかる革命的の影響は貿易の締高に於て經驗せられたる事なかりき。

南京條約の布教事業に及ぼしたる影響は、革命的のものなりき。戰爭により布教界を通じて喚起せられたる興味は貿易界に於けるものよりも遙かに大なりき。而て事件の進展につれ、或る古き制限が除去せらるべしとの事が確實になりたる時に、非常なる熱心が之に從ひたり。「エピスコバール」派の「ブーン」は一八四一年六月の書信に「之等の多數の異敎徒の間に傳道事業を創むるにより、唯一の障壁がありたり。而てその障壁は政治的性質を帶べるものにして一日にして之を動かす事を得可く、又恐らく或る國王の崩御するや直ちに倒壞す可きものなり云々」と書けり。「ブリッジマン」は三週間後に「異敎(基督敎)の默認は早晩來る可し」と書きたり。

開國せる支那に對し望を屬すると同時に、增援隊を派遣する事となりたり。支那植民地の間に活動し居りし人々は支那帝國本土に入り布敎事業に從事せむと準備せり。布敎團は英國軍の蹤に固く從ひ、各港灣の獲得せらるるや、直ちに其の港灣に入りたり。「ブーン」及び「アピール」は一八四二年二月厦門に移れり。同年二、三月頃「シュック」及び「ロバート」が香港島に「バプテスト」傳道會を創め、敎會堂を建築し始め、敎會を組織せり。一八四一年「ボール」は新嘉坡より澳門に移り、更に一八四三年香港に移りたり。一八四二年八月二十九日、英支條約の調印と共に前の熱心は大に强められたり。「シュック」は一八四二年九月十四日其の派の本部に書を致し、「英支間に平和が宣言せられしと云ふ報知を貴下に致すの光榮を有す。異敎徒なる信仰心なき此の國も遂に神の惠の前に開かるる事となりたり。」と云へり。「バーカー」も亞米利加より新に歸來し人民の態度の著しく丁寧になりたる事、及び新時代の到來を看取するに足る種々の證據を發見せる旨を通信せり。

戰爭の各種の事件に就き、精密なる注意を以て觀察する事を怠らざりし米國に於ては、亦布敎事業を一層擴張するの必要ある時機が來りたる事が感ぜられたり。「バーカー」は合衆國に於ける奮鬪の二ケ年を廣く巡廻講演をし、又醫療事業後援の爲め主要なる都市に協會支部を組織する事に費したり。他の歸來せる宣敎師が亦、一般の感動を惹く事に與つて力ありたり、各種の雜誌及び宗敎雜誌の記事が世人の興味を喚起せり。應援隊派遣の要求は直ちに應諾せられたり。「バプテスト」派の正規布敎師となりたる「ロバート」、及び「デーン」並に「シュック」は尙三組の宣敎師の家族を派遣せむ事を彼等の本部に對し要求し、後には彼等の要求を條約により開かれたる各港に一組宛と云ふ事に增加せり。「アメリカン・ボード」の布敎師は厦門に六人、他の各港に四五名宛を要求せり。之等の要求に應じ「プレスビテリアン・ボード」の「ワッター・エム・ローリー」及び「ダブルユー・エッチ・カムミング」が一八四三年米國を出發せり。一八四三年「アメリカン・ボード」の「ダニエル・ジエー・マックゴーワン」が出發せり。一八四四年には九名の新來者がありたり。此の數は一八二四年前に凡ての新敎國より支那に來りし者の全數よりも多し。「ブーン」は一八四三、四年を合衆國にて「エピスコーバル」敎會に於て興味を起させつつ

費し、一八四五年布教團の借正として、三名の僧職を授けられたる人と三名の未婚の女子とを伴ひ支那に歸來せり。

廣東に於て組織せられたる各種の慈善協會は、四圍の事情の變化に伴ひ大に變化せり。「モリソン」教育協會は南京條約の締結後、直ちに其の經營する學校を香港に移せり。それは一時大に繁盛せしも一八四九年閉鎖せり。支那に於ける醫療布教協會は、一層成功せる歷史を有せり。戰爭の終熄後直ちに Clunen に病院を開き、澳門及び廣東に於ける病院を再興し、上海及び厦門に於ける事業を助けたり。それは支那人殊に官吏より多大の好意を表せられ、其の一支部は今日尙ほ現存せり。

米支條約は布教事業には影響する處多大ならざりき。異教默認は南京條約には條項とはなり居らざりしも、此の條約により實際上は確實にせられたり。米、佛の條約は何れも或新權利を得たりしも、英支條約が眞に新舊時代、全然鎖國せる帝國と一部分開きたる帝國、敵意と一部の異教默認との間を劃するものなり。

支那に於て之等の事件の起りたる間に、米國人は中華王國に於ける新權利を發展せしめつつありたり。彼等の支那に關する知識は過去五六十年間に次第に增加したるも不完全なるは免れざりき。支那は隔絕せられたる世界なりき。而て凡ての遠隔なる物の權化と看做され居りたり。或る二三年の事實が時々精密に調査せられたり。而て次第に帝國、其の領域、其の政府、其の人民に關する概念が得られたり。それに關する書籍が時々合衆國に於て出版せられたり。例へば「ボロース」の著「支那紀行」及英人「レー」の著「支那見聞錄」等の如き其の例なり。「デ・ポンショウ」は支那文字の性質及び特徵に關する論文を出版せり。「ナイルス、レジスター」紙は時々支那よりの新事實の條項を記載せり。之等の種々の印刷せられたる報告の源泉に付け加へ、二三の支那人が合衆國に來れり。一八〇〇年に「ジェームス・マージー」は英語を學習せしむる目的を以て一人を伴ひ來れり。一八四五年には「ボストン」に於ける八年間住居し居りし廣東人 Ati は合衆國の市民となりたり。一八一九年の調査に依れば、他にも二年又は三年「ボストン」に住居し居りし支那人もありたり。又尙ほ他に合衆國にて教育を受けたる者も居りたり。併ながら支那人の數は尙ほ小くして、且物珍しかりし事は、一八三四年支那人の固有の風俗を爲せる女子が見せ物として輸入せられし事を以ても察し得べし。又支那の事物に就ては知らるる處少なく、貿易の試賣品として支那帝國より持來たされたる珍品の博物館が、非常に江湖の注意を集め居りたる情況なりき。

之等の漸次支那に關する智識の增加しつつある間にありては、支那に關する意見は非常に尊重す可く又尊敬す可きものの一なりき。「マース」遊星と同樣に亞米利加人の日常生活とは隔絕せる古き文明を有せる此別天地は、畏敬す可き或物、寧ろ羨望す可き或物なりとの感を米人の腦裡に起さしめたり。亞米利加哲學協會雜誌第一卷の序言に於て、『吾人が若し支那の工業、產業及び工業改良策を導き入るる事を得ば支那と同じく人口稠密の國となる可きを以て期

至らば亞米利加は支那と同樣の富力、工業、資源を有するに至る可し」との希望が述べられ居れり。「ジェッファーソン」は理想として外國と交通せざる事を主張し居りたり。而て一八四〇年に至り始めて、同國民に對する尊敬を有名なる雜誌中に述べたり。曰く『凡ての生活の便宜に關係せる物に於ける支那人の勤勉と工夫力とは顯著なるものなり歐洲に於ては比較的近代の發明に屬する各種の技藝に關する發明は闇夜の中に失はれたり』と。併ながら阿片戰爭と共に突如として感情の革命が起り、而て尊重せられ畏敬せられたる事より逆轉して、支那が英軍の前に全く崩壞せし事及び西歐との交通並に理想を受け入るる事を嫌惡する念は輕蔑の感情を導く事となりたり。支那の歷史の眞價、支那の眞の進步を認識する事、又自己の偉大に關する傳統的の安信と自己の弱力ある事を突然發見するに至りし事とを比較考量し、支那は衰弱し死に瀕し、其の光榮ある過去より非常に衰へたりと云ふ、歐米諸國を通じ廣まり居りたる印象を認識する事には誤謬がありたり。

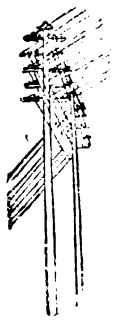

二月分寄贈書目錄

The Herald of Asia	Herald	自一四號至一九號
貿易通報	大阪商業會議所	一七五號
月報	名古屋商業會議所	一七三號
岐阜商報	岐阜商業會議所	三六號
所報	長崎商業會議所	七號
月報	小樽商業會議所	一五七號
滿蒙經濟時報	奉天商業會議所	一〇九號
東洋經濟新報	其社	自九八一號至九八五號
通商公報	帝國地方行政學會	自九〇二號至九〇九號
商標公報	特許局	自五六二號至五六三號
實用新案公報	特許局	自七五〇號至七五六號
特許公	特許局	自四五五號至四五九號
日華公論	其社	一號
How to get what you want 日向利兵衛氏		
支那ノ時事	東方通信社	一號
國際事情	外務省	自五七號至五九號
青島ノ商況	青島守衛軍民政部	
政友	政友會	二六一號
通商彙報	大阪府立商品陳	五九號
New Book	丸善株式會社	一〇六號
商業研究講演集	神戶高等商業學校	三集

長期外債　一、〇四六、六九〇、七七九元
短期外債　一〇〇、三二三、八二二元
內國公債　二六三、二二六、七三八元
國庫券　四四、四三一、四二六元
各銀行短期借款　八九、九九五、九九一元
各銀行立換金　四四、四一八、三二一元
合計　一、五八八、八五一、九七二元

實に十五億八千八百八十五萬餘元の鉅額に達し、如何に財神の稱ある梁氏も、之れが整理は外資に待つに非らずんば絕對不可能なるより、差當り其中最も緊要なるものより着手するとして、先づ之れが爲に四億元の大借款を起し、支那銀行團の加入を條件として新銀行團に承認を與へ、以て其力に恃頼せんとするの計畫を樹て、暗かに款を結ぶに努めつゝあるが、南北統一實現の目鼻尙未だ着かず、裁兵節費の計畫亦實行の望みなき今日、如何に承認を與へらるゝとも新銀行團の援助は到底之を期待すべからざるべく、而も吳佩孚氏を中心とする直隸系の梁氏排斥激潮は日を逐ふて益々大渦を捲起しつゝありて政局の危きこと風前の燈に似、該計畫は事益々無望の夢想に瀕しつゝあり

短期鹽餘庫券

梁內閣の財政計畫の一たる鹽餘債券發行卽ち鹽稅剩餘を擔保として公債を發行し、之を以て從來鹽稅餘款を擔保とせる各借款を一束に整理し、更に其餘を以て政費の不足に補せんとするの計畫は、實は靳內閣の末期、當時の財政次長たる羅鴻年氏の發案に係り、原案は國庫券八千萬元を發行する考なりし處、遂に其實現を見るに到らずして靳內閣倒崩せる爲め、新內閣卽ち之を踏襲し、本年最初の閣議に於て極めて秘密に之を討議し、一致贊成を經たるが、其新計畫に於ては之を總額九千萬元とし、民國二年の善後借款と同樣なる形式を以て新銀行團に引受けさせんとせるものにして、閣議に附せらるゝ前、豫め之を新銀行團代表ステイーブン氏に謀りしに、同氏は非公式に該案の成立を援助する旨言明する所ありしより、政府は大に喜びて極力之れが進行に努めたるも、公使團會議に於ては英國公使先づ之に反對を唱へ、南北兩政府絕對不援助の理由の下に倘し之を贊助するが如きは間接に北方政府を偏助するものにして南北の統一の促進を援くる所以に非らずとして贊同を與へず、又日本も本國銀行家側の意見として、支那の現狀が日に益々不安を來しつゝあるに加ふるに、梁內閣の成立は頗る不人望にて、該計畫に對し上海方面に於ては既に反對の氣勢を揚げ、斯かる形勢を以てせば結局其金を又々軍備に消費し、益々內亂を增進せしむる虞ありとして亦反對の意を表せるありて、遂に外交團の承認を經る能はざりしかば政府は其原案を放棄し、改めて金額を一千四百萬元に減じ之を國內銀行團に引受けしむることゝせるが、之に對しては外交團及新銀行團亦異議なかりしを以て、鹽務稽核所の諒解を求めたる上、一月十九日財政部と鹽務稽核所のキャンベル氏との間に訂約の成立を見るに至れるが、其內容は

一、名稱　短期鹽餘庫券

二、總　額　一千四百萬元
三、擔　保　鹽稅餘款
四、引　受　支那銀行團
五、利　息　年一割五分
六、手取取　八三・五
七、償　還　民國十一年二月より毎月七十萬元償還、二十個月にて償還完了
八、用　途　此中一千一百萬元を以て從來鹽餘を以て擔保とせる各種借款の整理に充て、其餘三百萬元を舊年末臨時政費に充つ

の如くにして、一月下旬既に上海に五百萬元、漢口に二百萬元、北京及天津に七百萬元の庫券を送附し、逸早く賣切れの好況を示せるが、之に關し銀行界の消息通の言に據れば、其手取は表面八三・五とあるも、政府の實收は實は六七・八即ち九百六十一萬餘元に過ぎず、而して京津間に於て最も多數を買占めたる者は梁氏等舊交通系の關係せる各銀行なりしと云ふ

尙該計畫の成立に關し、日本は寺內時代に於ける無擔保借款の滿期後未返濟の儘となれる約二千萬元に對し、嘗て支那政府は鹽餘中より幾分宛を割きて、之れが返濟に充つべしとの約あるより、今次鹽餘庫券發行の結果、或は右前約を履行する能はざるに至る虞ありとし、小幡公使は之に關して質問をなせるが、支那政府は每月該債券の償還に充つる七十萬元以外尙剩餘あるを以て、之を以て確實に其返濟を履行すべき旨の證言ありたりと云ふ

煙酒稅の現狀

所謂煙酒稅なるものは、煙酒稅、煙酒登錄稅及び煙酒公賣稅の三種を總稱せるものにして、其中最も古きは煙酒稅とし、光緒末年既に其名目あつて其以前に於ては煙稅と酒稅とを別々に徵收したり、煙酒登錄稅は民國三年度、煙酒公賣稅は民國五年度の豫算より其徵收を開始し、一概に煙酒稅と云ふも、實は各省により其徵稅高及稅目を異にして何等統一せる所なし、稅目に於て之を例せば銷產稅、燒鍋稅、煙酒稅、煙稅、酒稅、煙酒捐、門鎭捐、煙酒廠、釀造稅、煙釐、酒釐等種々の異名目一々枚擧に遑あらず、甚しきは原料稅、消費地稅、入市稅と云へるが如き異名目を設けて徵稅しつゝある者あり、其稅率亦從て各省勝手に之を制定し、甲省に於ては驚くべき高率を課せらるゝに反し、乙省に於ては極めて輕易なるありて亦何等の統一あるを見ず

民國八年度に於ける政府直接收入の煙酒稅は左の如し

煙酒公賣收入	一七、四一七、九九〇元
同　附加稅	一六、五一〇、五四〇元
同　登錄稅	二、六九二、八九二元
合　計	三六、六二一、四二二元

斯くの如く豫算上に於ける收入は共計三千六百六十二萬餘元の多額に上れるも、各省軍長が任意に截留私用せるもの頗る巨額に達し、同年度に於ける中央の實際收入は僅に一千四百卅八萬餘元ありしに過ぎず、更に民國七八兩年度

に於ける煙酒稅の實收を比較すれば

稅目	七年度	八年度
煙酒稅	五、八七〇、四八三元	六、七二九、五七五元
登錄稅	五、九一四、九三六元	六、六五五、九一九元
公賣稅	七四五、三五八元	九九五、二一二元
合計	一二、五三〇、七七八元	一四、三八〇、七〇八元

更に目下煙酒稅を抵當とせる借款を觀るに

一、中佛實業借款。

本借款は一九一四年に成立し、金額一億五千萬フラン、其中交付せるもの一億フラン、年利五分、五十年間に償還、其抵當品は第一抵當は該借款の實業收入とし、第二抵當を煙酒稅とせり

二、米國煙酒借款及シカゴ實業借款。

此兩借款は原來同一系統の借款にして、金額は各々米貨五百五十萬弗、合計一千一百萬弗、何れも煙酒稅を其抵當とし、前者は昨年十一月一日既に滿期となり、後者亦昨年十二月に滿期となれるが、何れも北京政府の財政難に因りて今に至るまで償還を見ず

三、五年內國公債。

本公債の發行額は七百七十萬餘元にして、煙酒稅及鹽稅を以て其擔保とし、昨年三月煙酒稅を以て內債整理基金に充つるに決定され、其償還期限は三年及四年公債の整理を俟て然る後之に着手さるゝことゝなれり

四、公債整理基金。

昨年三月公債整理案決定の結果、煙酒稅より九百六十萬元を支出して公債整理基金に充てらるることゝなれるが其後再び改められて更に支出額を一千萬元にせり

山鐵贖回運動

華盛頓に於ける山東問題交涉は、山東鐵道の賠償に關し日本の最大讓步案と稱せらるゝ「支拂期限を二十箇年とし但し十年後に一時に債務を辨濟するも隨意と」する案及び其支配人技師長及會計課長に日本人を聘用すべしとの要求に對して、支那代表は日本の代償以外に有する權利に何等會釋する所なく、卽買主義（但し、事實に於ては三箇年後に一切の支拂手續を了して鐵道を買收し得る權利を保留し十箇年後に之を支拂ふ）を固執して讓らず、爲めに双方の意見甚しき扞格を示し、尙音に解決の曙光を見ざるのみか將に交涉行詰りの窮境に瀕しつゝあるが、支那代表の右の主張は北京に於ても、梁氏新內閣亦依然之を繼承し、新內閣は之に關し世人の誤解を慮り、一月五日各省長官に次の如き通電

華府會議に對する方針は前內閣と何等變る所なく、山東鐵道は之を買收して支那自ら經營せんと欲せるが、之れが買收金及鐵道職員の件に關して行き惱みつゝあり、小幡公使は外交部に對し、日本は最極の讓步に出で、此上支那が買收を主張して讓る所なくんば、交涉停止の已むなきに至るべしとの意を聲明せり、雖然支那は毫も初志を變更せざるべし、昨年十二月三十日、三代表より、回收代金交付の方法に就きて

一、支那は現金を第三國の銀行に準備し置き、協定成立後、第三個月、第六個月、第九個月の各月末に、其五分の二、五分の一、五分の二を交付し、日本代表にして尙其主張を固持せば、鐵道價格を評價して、鐵道の引渡を行ふまでの內に其金額を第三國の銀行に預入る事

二、支那は、交付すべき金額に相當する國庫券を發行し買收期間を六箇月を一期とする二十四期に分ちて辨濟し、但し三年後は一回を以て全部を決濟するを得ることゝし、第一期は協定の效力發生後九個月目に現金を交付し、其餘の代金に對しては、本鐵道の資產及利益を其擔保とし、且つ利子を付し、鐵道技師長は從來支那の鐵道に聘用せる日本技師中より支那政府之を選任する事

の二項方法を擧げ、尙日本が支配人及會計課長に日本人を聘用すべしとの主張は、前述第一項の方法を以て辨すれば一切の葛藤を斷ち得べしとの方法を電報し來れるが、華府會議の閉會も日に迫りつゝある際なるを以て、之に關し至急民意に順じて如何なる方法を執るべきやを決定具申あり度し

を發して意見を徵求し、更に一月十三日、國務院は各省の重要民間團體に對して、山鐵買戻し自辨方針は始終一貫して初志を遂行すべしとの意を聲明し、越えて十九日梁總理は更に左の如き通電を以て此方針の遂行に就き各省の奮起を促せり

山東鐵道問題に關し、政府は之れが資金を籌算して買戻し自辨に決定せるは既に聲明せる所の如きが、之に就き山東督軍より、十五日附を以て山東士民は既に之が擔任方法を研究しつゝある旨を打電し來り、又山東省議會教育會等の各團體は右買戻金の全部を負擔すべしとの電報を寄せ來り、更に江蘇齊督軍及王省長よりは十六日附の電報を以て買戻し規則十一箇條を具陳し來れり、疆吏畛域を分たざるの雅、國民破家以て國家に奉仕するの衷を見るに足る、今や時方に迫れり、山東江蘇以外の各省長官國民諸子よ、更に奮つて切實なる方法を樹立せよ

之と前後して交通部亦次の如き通電を各省に發し、鼓舞大に努めて曰く

膠濟鐵道の吾國利害安危に關するや重大なり、故に今次華盛頓會議に於て全力を竭して之れが買戻し自辨を主張せり、該鐵道延長二百九十五英里、沿線物產豐饒にして獨逸時代及日本管理の時に於て多きは年二百七十餘萬元の利益を擧げ、將來の發達計量すべからざるものあり、本部は該鐵道を買戻して之を民業に歸するの是なるを言はんとす、卽ち國民より籌款以て買戻し國民より之を管理經營すべし、其買收價格は日金三千萬元卽ち吾が二千七百餘萬元にして足る、卽ち之を全部民間に募集し、其株券の如き亦五元十元の小額券を以て一般的普及を期し本鐵道を民衆公意の上に完成せしめざる可らず、晩近吾國民の興業能力日に漸く進み、本事業の如き亦固より其可能の基力あり、國民の急起を望む

於是山鐵贖回資金募集運動刺戟されて各地に蜂起し、山

東本省に於ては總商會を中心として救國贖路集金會なるもの組織せられ、三千八百萬人の省民に對して一人一元の債券を發行負擔せしむべしと力み、上海に於ては銀行公會、總商會、教育會、農會、學生聯合會、新聞聯合會等を聯合して救國贖路集金會を設立し、各省團體に向て極力一致進行を慫慂し、殊に一月二十日歸着せる華盛頓會議國民代表余日章氏の歡迎會に於ける同氏の演說は彌が上にも此運動熱を煽り、往年の救國儲金の例に倣ひて方に募集開始に着手せんとし、北京に於ても該會の成立を見、二十箇條の規則書を作制して市民に配布しつゝあり、今玆に參考として該會の規則書を擧ぐれば次の如し

第一條　本會は京師總商會、京師農會、北京教育會、全國商會聯合會、全國新聞聯合會、全國學生聯合會等の各團體より合成す

第二條　本會は國民より資金を募集し、山東鐵道を買收するを以て目的とす

第三條　本會は救國贖路集金會と名稱す

第四條　本會の事務所は暫らく北京全國商會聯合會內に設け、各省區商埠各縣鎭と相聯絡して一致進行す

第五條　本會の各分事務所は各地省議會、商會、農會、教育會、新聞聯合會、學生聯合會及其他の團體を以て之を組織す

第六條　本會に幹事若干名を置き、各團體より各四人を推擧し、更に幹事より主任幹事、副主任幹事各一人を推擧して會務を主持す

第七條　各事務所には次の如き分課を設く
文書課、會計課、庶務課、演說課、交際課、帳簿課

第八條　本會各事務所は一切集金を代收せず

第九條　本會職員は一切の報酬及奬勵を受けず

第十條　本會事務所成立の時は相互に報告を交換すべし

第十一條　本會は重大事件發生せる時各地分事務所の代表を召集し、全國聯合大會を開きて之を公決す

第十二條　本會の集金總額は三千萬元とし、二個月內に全數募集完了の豫定とす

第十三條　本會の集金は山東鐵道買收の用に限る

第十四條　本會の集金は指定せる各地の中國交通兩銀行に預入れ、其利息は四分とす

第十五條　本會の集金は不正當の方法を以て勸誘せず、皆國民の自發的應募に俟つ

第十六條　本會の集金人姓名及數目は新聞紙上に公示す

第十七條　本會各事務所の經費は聯合大會を俟つて支出す

第十八條　本會の集金は鐵道買收後鐵道株券を以て出資者に支給す

第十九條　本會の規則は各團體の公決に依りて修正するを得

第二十條　本會事務細則は各事務所にて之を定め、全國聯合會規則は大會に於て之を公決す

右樣の如くにして該運動は所謂流行運動の群衆心理を煽り漸次一大潮流を形成せんとしつゝあるの勢を示せるが、梁內閣は自己に對する各地の反對氣勢を之に藉りて轉換せん

が爲めに力を盡して之を煽動しつゝあり。

吳佩孚の內閣攻擊（上）

梁內閣は全く張作霖の粉細工なり、而も其揑ね方たるや、餘りに傍若無人にして、北方平和の維持者たる奉直二大軍閥の協調に殆んど不關の態度にてありき、張使北上後北京に於て曹使と面商し、頗る曹使の諒解を得たるが如きも、此會議は隔意なき熟談にも非らず、亦徹底せる諒解を經たるものにも非らざりき、用意充分にして事に敏なる張使が、準備なくして事に鈍なる曹氏を丸め込みたるのみ、すつかり丸め込まれたる曹使は心大に其不服を言はんと欲せるも口に出す能はず、議は遂に所謂一致の協調を以て梁內閣の成立に同意し了りたり、雖然日ならずして其丸められたるを覺ると同時に、兼ねて抱懷せる不平は更に無念の反感を驅りて勃發せざる能はず、於是何事かに藉りて其無念を遣らざる能はず、俊慧にして策に富み而も新進旭日の勢ある吳佩孚は遂に蹶起せり、敵を射るより先づ馬を射よ、吳使は親分曹錕に代つて梁內閣攻擊の烽火を擧げぬ

前夏段派安福を驅逐せる、其主動者の直系たるは何人も否認せざる事實なり、奉系の援助は猶歐戰に於ける米軍の參加の如きのみ、而して戰後の利益は大部分奉系にしてやられ、奉系の勢力は澎湃として擴大せり、擴大して歷く所なかりき、直系の不快と奉系の貪慾とは鑣て衝突を免れざるべしとは當時識者の已に洞察せる所なりき、暗澹隱因既に斯くの如き時に當て、張使の梁內閣組織に於ける、今日の處梁氏を除きて他に其後繼人物なしとは云へ、其露骨にして勝手氣儘なる行動は、北方平和の協調維持に餘りに其穩實を缺きたる嫌ありき、直系の不快は益々增大して堪ふ可らず、而して奉直の二大軍閥と共に財閥として隱然一大勢力を擁有する舊交通系と張使との提携は直系にとり、由由しき恐脅なり、更に加ふるに新內閣成立後未だ幾くもなくして段派武將の特赦あり、曹汝霖及陸宗輿は再び起用せられたり、自己勢力の防衞既に脅かされて心安からざるに加へて、更に敵勢の相聯りて猖獗せんとするを看るに至りては、血氣の吳佩孚竟に坐視隱忍する能はざるや必然なり

舊臘二十四日梁內閣成立してより旬日、新春の松飾未だ新らたなる五日、吳佩孚は突如として梁內閣攻擊の通電を發せり、曰く

害の大なる、賣國より甚しきはなく、奸の大なる、外國に媚びるより甚しきはなし、若し一旦誤らんか、萬劫亦竟に復せざるべし、山東問題發生してより茲に數載、其間數次の內閣を經たるも、幸に國民の奔走に依りて卒に未だ斷遣せざるを得たり、山東鐵道は山東問題の最大關鍵にして、華府會議開會以來吾代表能く力爭し、遂に已むなき事情の下に民意に從ひて該鐵道の買收を主張し外交部は其買收公債を吾國人より募集し、借款を避けて以て外人の拘束を免れん事を訓令せり、此方法や救急の良策と謂はざるを得ず、然るに此議近く將に決定されんとせる際、梁士詒突如として總理の大權を窃み、日本代表は俄然として其態度を一變し前議を翻せり、而して東京より

の訓令は小幡公使をして外交部に向ひ、日本借款及日本の鐵道職員聘用を要求せしめ、梁士詒は其利害と與情とに顧みず、外交を經ずして遂に日本公使の要求せる日本借款を以て之を買戻す事を承認し、此旨を駐米各代表に訓令せり、於是山東鐵道は啻に日本の經營せるのみならず、國民は更に數千萬元の負債を增加せり、斯くの如きは歷代內閣の爲すに忍びざる所にして、今や梁氏之を悍然決行して憚る所なし、數年來奔走し已まざる國民の赤誠、全力を竭して活動せる代表の持爭は今や悉く梁氏の爲に兒戲の如くに弄され了んぬ、何ぞ其外人に厚うして祖國に仇するの甚しきや、梁氏假令結黨の援けに坐して國を賣り外國に媚び、自ら甘んじて李完用となるも、吾全國の父老兄弟は祖國の滅亡を傍視するに忍びざらん、卽ち群策群力、直に蹶起して華府代表に打電し、以て原案の堅持に努めざる可らず、聊か愚衷を披瀝して以て國人の敎を俟つ

該通電は右樣の如く外交問題を藉り來りて攻擊の材とせるものにして、其論據は世上の誤傳に基ける極めて薄弱なるものなるも、新進旭日の勢力を擁して尙一部國民間に聲望を有する吳佩孚其人と、其論據の誤傳に基けるものなるや否やを問はず、得て輒もすれば國民の疑惑反對を招き易き外交問題とは、此通電に接せる梁總理をして太く驚愕せしめ、直に曹錕を通じて其誤謬の辯明と意思の疏通とを試み同時に國民の誤解を慮り、一月七日次の如き辯明通電を發せり

山東鐵道問題は寔に重大にして、事機旣に切逼し、稍怠れば逝くの虞あり、吳巡閱使卽ち前に五日の通電あり、余亦玆に該問題經過の實況を國人に通告して其內容を明らかにせざる可らず、余の該問題に於ける、就任以來常に閣僚と詢議して其買收自營の主張を持せり、雖然自營は買收を先にし、買收は其要資を準備せざる可らず、若し此準備金にして能く國內に之を求め得ば幸なるも、然らずんば之を債券となすか或は庫券とするかに論なく、且つ其期限の長短に論なく、其負債たるは一にして其償還せざる可らざるや亦一なり、而して旣に現款なし只だ買收と言ふも、畢究何物を以て之を買收すべきか、卽ち庫券或は債券の孰れかの一途に出でざるを得ず、買收準備金の國民自ら之を準備するの上策なるは論を俟たざるも、否らずんば內外の借款に依るも亦必要ならん、之に關し余は未だ嘗て之を日本に限定せることなし、曩に小幡公使が來れるは余の就任を賀せる常禮のみ、談判交涉の爲に非らざるなり、華府會議に對する主義方針亦旣に端緖あり、余は之に對して別に訓令を發したることなし、之を要するに吳使五日の通電は愛國の衷情餘り、偶ま流言に惑はされしものならんも、事實は甚しく誤てり

梁總理の辯明斯くの如きも、煽動に一種の魔力を有する吳使の通電は直に上海方面に影響を與へ、乘てより山東問題の解決難を以て北京政府の措置誤れるものなりとせる人士は之に亞いで反政府熱を昇騰せしめ、總商會敎育會等の

各團體より成れる太平洋協會は、山東直接交涉、曹陸起用、安福特赦、九千萬元鹽餘公債等の反對を決議し、更に國民外交大會は北京政府否認を可決して反對政府の氣勢は益々煽られ、直隸系の江蘇督軍齊燮元亦吳使の通電に贊成して梁內閣難詰の通電を發し、獨り民國日報が吳使の通電に對して、吳使の反對は嚴密に論すれば要するに直系の權利と地盤の爲に爭ふのみ、吳使の梁內閣反對は國民の反對とは根本に於て其意を異にすと論じて頗る之を冷評し、又一部有識者間には、吳使の通電は民意を借り來りて反對派を抑壓せんとするものたるに外ならず、梁內閣の措置の善惡如何は別とし、此際斯くの如き國內の紛爭を刺戟誘發せんとするは支那自身の爲に憂ふべき事なりと論せる者あるも、反梁氣勢は日に益々其の火の手を揚げたり

吳佩孚の內閣攻擊（中）

一旦慨然自ら烽を擧げて宣戰せる吳佩孚、何條亦梁總理の一辯明電に默すべき、其翌八日燕返しに第二通電を發せり、曰く

梁氏の媚外賣國、遂に山東鐵道を斷送せんとせるは、前電既に其罪狀を揭破せり、之に對して梁氏は八日辯明電を發せり、誰れか知らん、該辯明電は明らかに八日の發電なるに電末には五日と附記せり、蓋し是れ余の前電に先じて以て豫め立脚の地步を作らんとせる狡爲なり、堂堂たる國務院にして敢て詐僞を爲す斯くの如し、梁氏の肺肝既に想見すべからずや、梁氏謂ふ、余は前內閣の方針を守ると、雖然前內閣に日本借款を以て山鐵を買收し且つ日本人を聘用するの議ありしを聞かず、梁氏既に買收自營と謂ふ、然らば何を以て支配人及會計課長に日本人を用ひんとするや、梁氏亦政府に成見なしと謂へり、然れば何を以て日本公使の要求を承認せるや、蓋し梁氏の舉、華府會議の閉會眼前に迫れるに乘じ、迅雷耳を掩ふ能はざるの手段を以て其盜賣を完成せんとするに外ならず、梁氏を總理に戴く吾支那は何ぞ夫れ不幸なるや、傳に曰く、聚欽の臣たらんよりも寧ろ盜臣たらんと、梁氏は卽ち之を兼ねたり、全國明識の士乏しからず、應しく義憤以て奸賊を討つべし、全國殷富の人乏しからず、應しく資を集めて山鐵の命脈を維持せよ

言は益々露骨となり、譽應は愈々擴大せり、之に關ぎ、江西督軍陳光遠、浙江督軍盧永祥、山東督軍田中玉、陝西督軍馮玉祥、上海護軍使何豐林等續々電を飛して、梁總理を非難或は詰問し、火焰は日に益々熾となるや、吳使は更に十日餘かけて第三通電を發せり、曰く

華府會議國民代表余日章蔣夢麟の報告に曰く

政府代表は山東案及二十一箇條案に對して堅持甚だ力めたり、然るに北京に於ては華府會議代表を僞瞞して直接交涉を開始し、今朝梁士詒は代表に對し、日本借款にて山鐵を買收する事及日支共營の要求とを電告せり、北京政府は之に藉りて巨額なる日本借款を獲べし北京直接交涉の消息は既に皇々として各國新聞に報導されつゝあり、日本全權は既に北京にて其要求を接受

せる事を公言せり、吾人の苦心努力は今や全く泡影に歸したり、北京に此行爲ある以上吾人は將來主權を主爭するの餘地なきを奈何にせん

梁士詒の賣國行爲は之に據りて鐵証確然たり、亦何をか辯じ得ん、更に梁氏就任以後の實蹟を觀よ、賣國賊として曩に痛斥せられたる曹汝霖を用ひて勸辦實業專使に任じ、陸宗輿を用ひて市政督辦とせり、賣國の奸賊益々相結んで横行せんとす、若し夫れ梁氏の日本借款及鐵道共管を以て是と爲す者あらば、是れ梁氏の謀黨にして全國の公敵なり、國民は今や起たざる可らざるに至れり、佩孚願はくば其前驅を承らん

吳使の猛烈なる追擊戰は茲に止まらず、越えて十二日、更に直接梁總理に向て次の如き巨彈を投げつけたり曰く

公は袁氏帝制に蹉跌してより以來隱匿數年、今次突如として高位を窃み、餘黨群醜依て以て皆其居を得たり、一人成佛せば鷄狗亦天に昇ると謂ふべし、公にして果して新獻以て國を利し、大政以て民に福あらば、余素と公に芥蒂の嫌なし、亦焉んぞ公を難せんや、誰れか思はん、公總理に就きて以來、啻に偉略の聞くべきなきのみならず穢聲は既に傳播せり、首めに先づ山東鐵道を盜賣し、次に賣國賊曹陸を起用し、奸朋相結んで鹽餘公債九千萬の借款を實行す、就任未だ旬日にして其劣績既に斯くの如し、若し公に假すに時日を以てせんか、吾國民の公に禍を受くるものそれ幾何ぞ、君子人を愛するに德を以てし賣惡は卽ち朋友の道たり、寧ろ失言の譏を蒙るも朋を失ふ可らず、余の曩の數電は公に對し仁至義盡と謂ふべし、然るに公之を容れず、八日の曖昧極まる通電を以て辯明を試みたり、其塗飾的辯明は一言以て道破し得べし、華府會議國民代表余蔣二人の報告及倫敦華盛頓のルーター電は皆何れも流言なりや、公が吾全權代表に對して日本借款と日支共管を承認せよと電告し、之に藉りて巨額の日本借款を得んとせるも亦流言となすや、若し流言を以て之を視ば皆悉く一筆以て抹殺し得べし、公の五路參案、袁氏帝制の逮捕令、交通壟斷案、財政紊亂、曹陸結納、鹽餘借款、亦皆視て流言と爲すべし、吾國人の流言を好む、何ぞ夫れ斯くの如く多きや、外交の折衝素と公一人に非らず、顏外交總長も其衝に當れるに拘らず、賣國の榮名獨り公に冠するは何故ぞ、今日の吾國未だ公の出でざるを嘆せず、公亦乃公を舍てゝ誰ぞの自慢を抱かざるべし、衆怒犯すべからず、民意侮るべからず、公必らずしも職に戀々として羞を後世に貽さゞるべし、各省疆吏民衆何れも公の退位を冀へり、公宜しく其醜類を率ひて速に野に下り、以て舉國の攻擊を避けよ、若し之を肯せざらんか、愛國の健兒乏しからず、窃に恐る趙家樓の惡劇或は亦再び演ぜられん、幸に悔ゆる勿れ

吳使の追窮益々峻烈なると共に、直系各督の結束的反對漸く動かんとするに至りしかば、事態頗る重大味を加へしより、梁總理は閣僚を召集して連日鳩首以て其對策を議したる結果、更に詳細なる辯明を公表するの必要ありとなし、十三日次の如き通電を各省に發せり

山東鐵道案は吾國現下の最要問題なること論を俟たず士詒不敏を以て今既に國務を總裁す、窃に利害輕重以て懸案の解決を期せり、然るに旬日以來流言迭々起りて誤解尠からず、士詒の誠未だ到らざるを自ら慚づと雖、今敢て茲に誠實の言を以て群衆に辯せざる可らざるものあり

一、余未だ嘗て日本借款を以て山東鐵道を贖回せんと主張せることなし

二、余及國務院は山東鐵道に就き三代表に對し未だ嘗て何等訓令を發せることなし

三、余は未だ嘗て山東問題を北京に移して交渉すべきを主張せることなし

四、山東問題は依然三代表が原議に從ひ華盛頓に於て交渉し居り決して北京に於て直接交渉せるの事なし

士詒不才と雖何ぞ敢て嘘僞を言はんや、國民にして信せずんば之を三代表に詢へ、果して此事あらば余は其責に任ずべし、然らずして徒に感情の衝動に由て利用され、事實の犧牲となりて政潮を牽動し、以て大局を誤り、眞相判明するに及びて始めて之を知るも、其時已に噬臍及ぶなけん、誤國の責其時必らず之に任ずる者あるを知らん、華府會議の閉幕は迫りて眼前に在り、誠に今日は最後奮闘の秋にして内外一心急起直追するに非らずんば、外交の功之を奏するに由なし、茲に試に士詒個人の希望を陳述せば

一、山東鐵道は即時贖回の辦法を堅持し、政府及國民より速に之れが買收資金を籌備する事

二、前項に依り山東鐵道は完全に回收さるべく、亦附帶條件を用ゆるの要なく、職員聘用の議も亦其要なきに至るべし

是れ最も簡單直捷の方法なるべし、吾四億國民の群策群力以て本問題を解決するの秋は實に今日なり、士詒駑庸と雖、破釜沈舟、力を國家に盡して已まんのみ

之に對して吳使は十五日更に梁總理に再駁電を送れり、曰く

山東案は國家の存亡に關し、擧國の人士死を誓つて之れが救謀に岌々たり、余は此公意に基きて已むを得ず屢々通電を發せり、蓋し愛國の情切なるものあればなり、今公の十三日の辯明電を讀む、身苟も總理の顯職に在りて言何ぞ夫れ僞瞞多きや、山東案の經過は事實昭々乎として之を證す、華盛頓よりの警報は是れ嘘報なりや、商民の呼號は是れ訛傳なりや、三代表の訓令は是れ捏造なりや、余將二代表の來電は是僞稱なるや、公は皆之を以て流言とせり、僞瞞の膽亦大なる哉、余は茲に敢て最後の忠告を呈せんとす、世界各國の例、内閣が國民に不信認なる時、内閣は自ら辭して以て國民に謝すべし、曩吏既に公に諒とせず、國民亦公を容れざる今日、公何ぞ職に戀戀たるか、公唯だ速に野に下りて心地の潔白を明かにすべきのみ、公の前途は大なり、再び後起せんとせば此一時の盧權を爭ひて以て他日を阻むを不可とすべし、天寒うして歲方に暮る、希くば自愛せよ

吳佩孚の內閣攻擊（下）

此間、吳使麾下の直軍は續々北上して京漢線の要路に配置され、北京に於ても駐在奉軍亦密かに撤退を開始せり等の謠言頻りに起り、直奉戰雲漸く濃厚ならんとしつゝあるかの噂に盈てるも、事實は毫も其形跡なく、河を隔てゝ咆哮する犬の遠吠に過ぎず、而も吳使の怒號も其通電に現はれたる如く、論難の點漸く事理を離れ、感情衝觸の陋處逐次明らかとなるや、吳使に對する反感亦漸く各地に起り、上海の國是討論會は一月十三日通電を各團體に送りて吳使を難じて、

吳使は梁內閣の罪狀を宣布せるが、外交の失敗は今日に始まれに非らず、吳使の戴ける靳內閣實に其罪魁なり、而して吳使の言一も之に及ばざるは何ぞや、靳氏にして其主犯とせば、吳使は從犯たるを免る能はず、而も靳內閣を責めずして忽ち梁內閣の攻擊を開始し、國民を利用して其私仇を謀らんとするは、彼の人物を知るに足るべし若し夫れ湖北事件に於ける彼の行動を論ずれば、一言にして彼の反覆の小人たるを言ひ得ん、彼の今次の梁內閣攻擊は之を要するに分配所得の不平に在るのみ、國民は其言行を察して惑はさる可らずと論じ、上海に在る湖南四川人亦之に從ひて吳使攻擊を始め、民國日報も此意味を敷衍し吳使の梁內閣攻擊は之を藉りて國民の心理に迎合せんとするものなり、彼が靳內閣を攻めずして梁內閣を攻むるは、偶々彼の投機事業の破綻を示せるものなりと論評して嘲笑し、吳使の通電に乘ぜられたる各愚衆團亦漸く醒めんとするの勢を示し始めたり

斯かる間に梁內閣の護神たる張作霖の態度を觀るに、表面自ら梁氏に代はりて喧嘩を買つて出づるが如き積極態度を示さゞりしも、陰かに極力梁氏を援け、原來餘り氣の强からざる梁氏をして對戰持久兎に角茲に至らしめたるは固より張使の後援に據ること無論にして、張使は嘗て徐總統に一電を上りて、

曩に入京して內閣の促成を謀りたるは、華府會議に關する所大なるものあるを以てなり、內閣一日成らざれば國本一日鞏からず、愚忱誠に茲に在り、吳使竟に諒解せず意を擅にして讒彈是れ事とせり、吳使五日の通電の辭句其當を失へるや否やは姑く之を論せず、或は父愛國の熱誠餘りて茲に出でしやも知る可らずと雖、是非を問はずして徒に慢罵攻擊を加へば、當局何を以て國事を行ひ得ん、請ふ、總統正論を持して之を國人に宣布し、當局をして從容以て功を全ふせしめよ

と痛陳し、徐總統は其所謂正論を持して國民に宣布するの擧に出でざりしも、曩に張使に左袒して梁內閣の成立を允准せる以上、吳梁の交戰を安閑旁視する能はざるの責あるを以て、曹錕及吳佩孚の兩使に使を派し、極力緩和策を講じ倘し吳使にして飽くまで固はんとせば、余も亦梁內閣の瓦解と共に野に下るべしとの意を傳ふるに至れり、雖然吳使は遂に之を聽かず、一月十九日直系六省督軍及省長の連名を以て最後の脅嚇を試み、徐總統に宛て次の如き電を上

れり

梁士詒は洪憲帝制の罪魁にして國民の唾棄する所なり、雖然前內閣瓦解し華府會議重大なる秋に際し、大總統其既往を追念せず、附するに中樞を以てせり、若し彼にして自新以て精勵せば吾人亦何ぞ必らずしも苛責せん、然るに組閣未だ旬日ならずして禍心遽爾として復た萌し、種々の施設皆公意に違ひ、民を害し國を誤り海內既に悔々たり、佩孚等義に於て緘默し難く、卽ち彼に陳じて辭すべきを忠告せり、誰れか料らん、自意獨行人言に聽かず上は元首知遇の明に負き、下は億兆の希望に背き、衆怒既に抑ゆべからず、彼を目するに公敵を以てするに至れり、之を各國の通例に觀るに國民の信任なき內閣は理應しく其職を退くべきに拘らず、彼は卽ち職に戀々として厚顏退くの意なし、違憲非義と謂ふべし、夫れ國は一人の國に非らず、民に監督の責あり、元首應しく勦陟の權を行ふべし、今梁士詒行意悖謬、笑を友邦に貽し、戰を國民に宣し、目に元首なく、疆吏を視ること芻狗、輿論を藐視して流言とせり、法紀盡く亡び、廉恥の道喪びたり、斯くて忍ぶべくんば何を以て國國たらん、佩孚等卽ち茲に乾綱を振ひて立に梁士詒を罷め以て天下に謝せんことを求む、大總統倘し佩孚等を以て無狀とせば卽ち佩孚等の職を解き、以て梁士詒に謝せ、倘し賢奸辯せず忠忱伸ぶ能はずんば、佩孚等元首の苦衷を仰體し、國民の公意に俯順し、萬已むを得ずして惟だ內閣と關係を斷絕し、事に遇へば卽ち直接元首に見へ、罪を澄清の後に請はん、世上の毀怨は敢て辭せざる所、一人を去りて以て天下の危除かば、天下必らず聲を一にして元首の明を頌せん、治亂の源は大總統能く之を洞察して遺す所なかるべし、滄桑陵谷人事日に非なるは誠に佩孚等の敢て知る所に非らざるなり、茲に愚忱を布し、恭しく明令を俟つ

吳佩孚、齊燮元、陳光遠、蕭耀南、馮玉祥、田中玉、趙倜、王瑚、楊慶均、劉承恩、劉鎭華、張鳳台。

此最後の通牒は充分に梁總理を恫嚇せり、於是梁總理は交通總長葉恭綽と共に直に一週間の請假を乞ひ、二十五日の閣議に於て之を討議して徐總統の准許を得、顏外交總長代理總理に任せられ、梁總理及葉氏は同日北京を去りて天津に赴けり、梁氏內閣を組織して茲に方に一個月、紛糾遂に茲に至れるが、梁氏竟に辭職の已むなきか、梁氏組閣の當の責任者たる張作霖は抑も之を如何に處理するか、聰明にして果斷なる張使の結算こそ、覩物なれ、吳使の反梁動機の實は澎湃たる張使勢力の防壓に在るは旣に前述の如きが吳使をして茲に出でしめたる其背後に、其一煽動力として影を潛めるは研究系一派及張志潭等の靳內閣殘黨是れなり研究系は北方政界の火事場泥棒にして破壞と衆愚の煽動に一種獨特の長技を有するも、其實力微弱なるが故に正面主動の活動に出づる能はず、常に各閥の隙に乘じては離間合縱の策を廻らし、以て政權利得の分配を貪るを以て黨是とする者、一昨年安派大敗地に塗れ、吳佩孚の國民大會を主倡して人氣を博せる、實に研究系策士の建謀なりき、此れより吳氏との因緣繫て淺からず、影のつき纏ふが如く

吳氏に附隨し、直系人物皆武弁善く踊るも劇作者なく、卽ち研究系を得て或は能く大舞臺に名劇を演ずるの日あるを望めり、吳氏盧山國是會議の提倡亦同系の策に係り、今次の擧亦其謀に出でたるや否む可らず、既にして梁總理遂に請假を乞ふに至るや、直隷研究兩系の後繼內閣說俄然として高く、既に喧傳されつゝある顏振れは

總理　熊希齡　財政　熊希齡(兼)
內務　林長民　外交　汪大燮
交通　權　量　農商　王正廷
司法　王寵惠　教育　梁啓超
陸軍　蔣作賓　海軍　薩鎭冰

の如くにして其實現の可否は今遽に豫斷する能はざるも漢口方向の消息に據れば、湖北人にして故研究系の首領湯化龍の弟たる湯薌銘が、其吳佩孚と善きを利用して盛に其實現を運動しつゝありと云ふ（一九二二・一・二九稿）

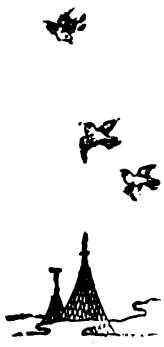

二月分寄贈書目錄

東洋時報　一號　其會
致明會報　一號　其協會
大亞細亞　一一二號　帝國鐵道協會
貿易會報　一月號　其會
紡織界　一號　其會
月報　三五一號　大日本紡織聯合會
地學雜誌　三九七號　其會
支那思想ト現代　春申社
海外旅行調查報告書　神戶高等商業學校
山林彙報　一號　農商務省山林局
第一公論　自三號至四號　國政研究會
統計年報　朝鮮總督府
ミツヲ文庫　八九號　丸見屋商店
國民經濟雜誌　二號　寶文館
法學通論　京都法學會
滿蒙實業彙報　七九號　大連商業會議所
化學工藝　六一號　其社
大陸　二號　其社
財政經濟時報　二號　其社
總報　二九五號　其會
三田評論　一號　帝國鐵道協會
會報　一號　丸善株式會社
學燈

彙報

支那新聞重要記事　自十二月十六日　至一月十五日

外交關係——國內要聞——梁新內閣と各派——財政と金融——經濟と實業

外交關係

▲勞農政府蒙古間の條約（申報）外國通信に依れば勞農政府と蒙古との間に締結せる條約左の如し

一、莫斯科と庫倫は互助の精神を執る

二、蒙古は年一千萬ノードの糧食を莫斯科に供給す

三、莫斯科は年三億ルーブルの魚纖詰及羅紗其他工業製造品を蒙古に供給し輸出稅を免除す

四、蒙古及露國の金銀鑛は如何なる地方にも拘らず漁業も如何なる河流に於ても合辦を以てす（一・一四）

▲佛國團匪賠償金返還確定（晨報）支那政府より法國に賠償すべき團匪事變賠償金額は每年四百五十萬元にして之が返還に關し佛支間に交涉中なりしが一月十二日北京に於て右金額の用途を左の三項に別ち各一百五十萬元宛とする事に確定せり近く明文を以て公表せらるゝ筈なりと

（一）中法實業銀行資本金

（二）支那駐外公使館及領事館經費

（三）支那留佛學生經費（一・一三）

▲鈔渝鐵道契約取消要求（新申報）全國商會聯合會事務所は臨時大會に於ける雲南總商會の提議に基き佛國との鈔渝鐵道契約取消を要求し北京外交部及交通部に左の如き電報を發したり

鈔渝鐵道は民國三年袁世凱の執政當時契約されたるものにて廣東の鈔州より起り廣西の南寧を經て貴州の興義に至り以て雲南會城に達し轉じて四川敘府に至り重慶に達するものにて五會に綿亘せり佛國と訂約せる當時佛支兩國にて實業銀行を合組し債券を承辜すること、一定期間內に工事を起すこと、定め契約中は前渡金の關係に依り佛人に種々の權利を與へたり、然るに契約後久しきも支那は中法實業銀行を設立して多數の紙幣を發行せる外、債款を募集したるを聞かず、又た起工したるを聞かず民國六年國會が質問を提出するや當局者は始めは歐洲戰爭の爲め次で國內政變の爲め着手するに至らざる旨を答へたるが今や歐戰は早く停止されたるも承辦せる中法實業銀行は路事を進行する能はざるのみならず且つ本年に於て停業せり事實より云へば中法銀行は已に復び承辦するの能力なく時效より云へば訂約久しくして一も辦する所無きを以て此の契約は廢紙に等しきものなり夫れ鈔滇路線は南部の交通に關係すること甚だ大なり承辦の力無き佛人が一紙の契約を執りて障碍すべきにあらず政府は法を設けて解約し國人をして適當の機會に於て自由の敷設を謀ることを得せしめられんことを請ふ云々（一二・二一）

▲支那政府の東支鐵道共管反對（申報）支那政府は廿四日訓電を施顧王に發したり東支鐵道問題は共管を主張する人あり適當の退止を爲すべし（一）露滇銀行に支那株五百萬あり是れ吾國の東支を處理する權あるなり（二）縱し彼の支那に現金なしと藉口するとも其他の各國誰れか東支に現金ある（三）支那の土地上に此の鐵道を布設す領土權に按じ當然管理の權あり（四）露支舊約は三十六年を以て支那より回收するとし法律條約の根據あり（五）露國代表の會議に參與するなきを以て支那は能く露國を代表して發言するを得（一二・二九）

▲中墨通商條約延期及禁工辦法照會公文（政府公報）中墨通商條約の改訂は駐墨中國公使王繩曾と墨國外交部との間に交涉中の所十年九月二十六日同條約有效期間の延期及禁工辦法を議定したり其照會公文左の如し

一、駐墨中國公使王繩曾宛照會

照會を爲すの事、查するに墨國政府は一八九九年貴國政府と訂約したる友

好通商行船條約の停止を提議して以來該約の各要點に關し貴公使と本部との間に協議多次に及べる結果大體に於て妥協改訂するを得たり茲に特に貴公使に照會知照の上切實なる解決を爲し本照會に因り特に貴國政府に向ひ正式提議を爲さんとす兩締約國は彼我の勞働者の入境に對しては左記暫行辦法に準據し辦理す

第一款　中墨兩國政府は一八九九年十二月十四日華盛頓に於て訂約したる中墨友好通商行船條約の有効期間は之を延長し兩訂約國が將來兩國憲法の規定する手續に準據し該約の確定及正式改修の日迄有効とす

本款の改修は極力迅速に辦理すべく兩締約國政府は該約の確定及正式改修に對し本項協定の意志及精神に根據し辦理すべき事を希望す

第二款　墨國政府が外國工人の入境を禁止する期間兩訂約國は各本國工人の他訂約國內に入境する事を禁止す

第三款　今後中國工人は中墨兩國政府の認可するに非ざれば墨國に來航する事を得ず

其應備條約は之を別に定む

第四款　凡そ履傭を受けて各種手工に從事する者及無資本にて勞力收入により生計を營む者は苦工を以て論ず

第五款　兩訂約國人民にして工人に非ざるものは前款の制限を受けず

本款の人民に對しては中墨現行各條約規定及友邦工人以外の人民に對し適用する各法令に準據し辦理す

但將來發生すべき爭議ある困難を豫防する爲め兩訂約國は凡そ一訂約國人民にして他訂約國境內に入り商業に從事し且資本墨貨五百元以上を携有するものは此限りに非ざる事を訂定す又一訂約國人民にして他訂約國境內に赴き倘し各項智識を以て生計を爲す事業に從事或は游歷する者及携るべき財力を有する學生は概往は一律前款制限を受けず

第六款　兩締約國の官員及其家族隨員は前款制限を受けず

第七款　兩訂約國人民は工人たると否とを論ぜず現に他の一訂約國に入る事を准許せられたる者にして暫時離去するものに對しては前款各制限を適用せず

兩訂約國人民にして本國の特許を享受したる者、倘し之を履行せんと欲する場合は左記條件に準據して辦理すべし

(甲)駐在國を離去する前に於て駐在國の本國使署又は領署の發給する護照を領取すべし仍駐在國に回歸せんと欲せば本款の護照に必ず護照請求人の寫眞を貼付し使署又は領署より向該寫眞上に蓋印を受けたる上駐在國外交部に送付して簽寫を受くべし

(乙)此種護照の有効期限は簽寫の日より二ヶ年とす

第八款　兩訂約國工人以外の人民にして若し本國或は第三國より他の一訂約國境內に入らんと欲する者は國際慣例に準據し本國相當官吏或は出發地點駐在の本國利益を代理する外國官員より發給する護照を備有すべし且此種護照には該地其他に駐在する締結國の外交官或は領事官の簽寫を要す倘し該地に本國使署或は領署の設けなき時は途中經過する本國外交官或は領事官の駐在する商埠又は都市に於て該護照に簽寫を受くべし

第九款　凡そ一訂約國人民にして他一締約國境內に入るを准許せられたる者は須らく完全に該國現行の遊民及衞生法令を遵守すべし

但各友邦人民の受く待遇と同樣の待遇を受くべし

第十款　一締約國人民にして他一締約國內に前往せんと欲し倘し本規定に違反する場合は其入境を准許せず

第十一款　現に墨國に在住する者及將來入國を准許せらるべき中國人民の妻及未成年子女の入墨は均しく本規定の制限を受けず

第十二款　農戶は工を以て論ぜず其招待章程は墨國が優待を與ふる國と訂約する章程に準據し一律辦理す

第十三款　本協定は英文を用ふ

第十四款　本協定は公文の內に載入し墨國外交總長より駐墨中國公使に與ふる公文は之れ交換す

上記各款は本文交換の日より效力を發生す

本總長は貴國政府が上記各條文に對し贊同を與へ將來正式改修の時彼此本項協定の友誼的精神及國際慣例に依照すると共に兩國憲法規定の手續に準據し和衷商訂せん事を希望す

此事に關し墨國政府は貴國政府に對し謀め自ら左の聲明を爲す

本國政府は在支領事裁判權を放棄する事は改修條項の一たるべし

本國政府は一八九九年十二月十四日訂結の中墨條約中改修せんと欲する各條項は上記各款を除くの外決して重大なる變更を爲すを欲せず祇だ現時國際航行等の發展に適合せしむる點のみとす

茲に貴公使に照會し査照を希ふ

西曆一九二一年九月二十六日　　大墨西哥國外交總長　巴尼

二、墨國外交總長巴尼宛

照會を爲すの事、貴總長より本日來函あり貴總長の來函を接照するに貴國政府は本國政府に向ひ將來條約を確定及正式改修を爲す場合貴國政府は確實に其在中國領事裁判權を放棄すべき事を自ら願ふ旨を聲明せられたり此事は本國政府已に敬承す本國政府は貴國政府に對し現行條約の確定及正式改修に關し實に同一の希望を有するの外此れ暫行協定の友誼的精神を以て迅速の期間に辦妥せん事を願ふものなりし事を聲明す

本國政府は將來條約を改修する場合本協定の規定各條款を除くの外貴國政府の改修せんと欲する各點が現行條約に對し原則上重大の變更なき事を主と爲すべく且貴國政府は行船及其相類事項に對し現時の進歩に適合するの點のみなる旨を聲明せられ本國政府は已に之を敬承せり本國政府は將來條約の確定及正式改修の爲めに開かるゝ會議に於て現在兩國が既に協定せる各項を除くの外倘し其他改修すべき各點を發見せば更に提議すべき權利ある事を留保す

但し右提議は應に貴國政府が行船及相類事項に對し修正を提出せんとする場合の如く全く友誼的精神に基き和衷商辦すべき事を聲明す

本日彼是公文を交換したる後は一八九九年訂約する所の支墨通商行船條約の有効期間を延長するの件及工人に關する辦法の件は何れも即日より効力を發生す

本公使は兩訂約國が協定各項を實行するに對し兩國關係官吏が公正を旨として執行せん事を深く希望す

茲に貴總長に照會査照す

中華民國十年九月二十六日　　大中華民國全權公使　王繩曾

（一二・一五）

國內要聞

▲自治提唱令（政府公報）　地方自治は官吏の監督に由ると雖も、自治體の組織は人民の自動に由るべきものなり、縣自治法及市鄉自治制は已に次第に其施行期日を定め及施行區域は地方長官より擧行を請ふこととなり居れり蓋し人及設備の餘地を留めたり、準備完全せば直ちに施行すべきことゝせり然るに現在擧行を望請せる地方は未だ三分の一に及ばず政府は既に人民自治の提唱するの決心あり、各負擔すべき自治の義なかるべからず、且つ自治法中列擧せる各項事宜は皆人民の直接利益にして、地方公民の速かに宜しく引きて己れの責任とすべく義を放棄すべきにあらず、望む所は各地人民は皆自治の事務に曉然し、自身の天職として推諉すべからず、各地方官監督たる者亦應に實心勸導力を盡して督促すべし、查するに各國自治事業の發達は大抵市を以て初めとす、市地方は人文輻湊し錢力裕かなり、尤も首として先づ創擧し以て各地の爲め模範とならざるべからず、福國利民は端に此擧に賴む凡ゆる我官民は共に之を圖るべし（一・六）

▲交通與辦令（政府公報）　道路は國家の脈胳たり、內務行政上最も重要に關す、尤も人民の富業を發せしむる根本上の要圖たり、誠に全國交通便利とならば文化の灌輸、物產の轉運、各種商業の發達、水旱治安の維持、何れも事半ばにして功倍すべし、前きに道路修治條案を發布し、本部より期限を定め修路區域を劃し各地方長官に通牒し修治を督促せしめたるも、今に至るも切實に奉行するもの少なく、略ぼ成績あるものは僅かに數個處のみ、此種便民利國の計畫にして、若し之を併せて進行せざれば何を以て民法を發揚せんや各省民政長官は此種の方法を以て國民の爲めに共に福利を圖るべく、切實に勸導すべし、其各地官民或は公私團體は資金を集め各該境內の道路を修築し改良すべく、各地方長官は夫々奬勵の法を與へ、眞面目に補助し、少しも延緩せず、速かに成らしむべし、內務部は直接關係者なれば、又速かに計畫し督促し、交通を便にし、樂利を謀ることゝすべし（一・六）

▲新年の國務院通電（政府公報）　年十一年となり其新たなるに因み維新を說き、古訓垂ゝ、所の庶の一字を政治の原理と爲し、儉を守り奢侈な

去り實用を主と爲し、財政整理軍事整理を大要と爲し、實業の發展教育の普及、司法の改良等は一として財政に待たざるべからずと述べ、國會を準備し憲法を完成し、南北統一を圖ることは少しも遷延すべからずと云ひ、更らに水旱疫害の爲め民の苦に及び此際内外一致して志氣を激發せざるべからず（一・六）

▲僑務局組織條例（政府公報）

第一條　僑務局は國務總理に直隷し本國在外僑民の移殖保育一切の事務を掌理す

第二條　僑務局に左の職員を置く

總裁一人（特任）　副總裁一人（簡任）　參事四人（簡任）　纂事六人（薦任）

編譯二人（薦任）　主事十人（委任）

第三條　總裁は局務を綜理し所屬職員を監督す

第四條　副總裁は總裁を輔助し局務を整理す

第五條　參事は總裁の命を承け本局事務を審議す

第六條　纂事編譯は總裁の命を承け本局の事務を分掌す

第七條　主事は長官の命を受け局務を助理す

第八條　僑務局に評議員十人を置く外交内務農商の三部の薦任以上の職員及僑民中資産望の顯著なるものより遴選聘任す

第九條　僑務局に事務の繁簡を視て辦事員を酌設する事を得

第十條　僑務局に事務の必要に因り臨時に委員を派遣し或は各地方相當官署に委託し辦理す

第十一條　僑務局に繕寫文件の爲め雇員を酌用する事を得

第十二條　本條例は公布の日（十二月十八日）より施行す

第十三條　本條例施行の日限り僑工事務局暫行條例は之を廢止す（一二・一九）

▲廣東政府の徐梁罪狀宣布（民國日報）　廣東政府は九日大總統令を發表して徐世昌、梁士詒の罪狀を布告したるが其の原文に曰く

民國肇造して茲に十一年禍亂相尋で國民寧日なし其の禍始を推原するに實に帝制及復辟の餘孽に出る未だ根本的に之を芟除する能はず誰か奮起せざるを得んや、今日に至りて其極を爲す是れ本總統が日夜引ひて深憂し又國民の速かに警覺すべきものなり、徐世昌は袁世凱の樞臣にして復辟の領袖なり常に亂を煽るに心を傾け曲其の能を盡す卒に群督叛去して兵を稱するに至り奸究機に乘じて復辟し、武人怨を構へて天下騷然たり、乃ち又竊みて北庭に據り陰かに總統と稱す、數年の間、罪惡爲さゞるなく、其の賣國行爲の國民に映するの罪は屢次本大總統の明令を以て宣布せる所なり、中外輿論又起つて之を攻擊す假りに徐世昌に幾分の良心ありとするも必すや外、國交を傷け内、民意に慚ん幡然悔悟し身に委ねるに罪を以てし國事を平靜に歸せしむべきなり、圖らずも腸心を包藏し本分を忘れ近くは更に僞令を以て梁士詒を爲國務總理と爲すと同時に華盛頓に在る僞代表をして日本代表と秘密に山東事件を交涉せしめ急に日本に向つて借款せんとするの事あり、查するに梁士詒は本と帝制罪魁の一にして民國八年逮捕の明令を受け去年四南を擾亂せんと謀り又本大總統令を以て逮捕を命令せるものなり是れ國法に相容れざるの人たり徐世昌は遂に敢て全國鼎沸の時公然とて僞政を施して忌憚する所なし、復た山東問題に關しては機牲を惜します借款の交換品となす、大盜、國を竊み群兇跋扈す、徐世昌及其の一派の民賊を傾覆せんとする陰謀暴露して餘蘊なし、凡そ我が中華民國々民は必す視聽を能くし混淆せず黑白を明辨す、即ち北庭文武官吏又愛國憂時の士、微を見て著を知るの人乏しからず、其の速かに奮興し共に國賊を掃蕩すべきなり、遠觀望の心あらば必す謀國不忠の悔を貽さん本大總統は國民附託の重を受け共和締造の艱難創建を念ひ敢て勞を告げず、願はくば天下共に民國を危害する者を誅せん

特に徐世昌及び其の黨派の罪狀を擧げて中外に宣告す、咸な之を聞知せよ（一・九）

▲罪魁通緝令の取消（政府公報）　段芝貴、張樹元、曲同豐、陳文運、劉詠、魏宗瀚等は前きに亂に附し通緝の身となれるが曲同豐は陳前に於て拿獲し保定に拘禁されたり、然るに張懷芝等の呈文によれば、各該員等は北洋練兵戎伍に從ひ、或は軍を治めて成績あり、民國以來力を疆場に盡し、亦各勳績の稱すべきものあり

昨年京畿の事變に適々譏會に因つて罪に陷るを致し告めの逃るべき無く、情憫れむべきあり、協總其の前勞を念ひ、其既往を寬ふし通緝訊辦を免與さ

れたしと、査するに段芝貴等は皆陸軍人員に係り、其の獲罪の由を跡れ之を軍一に衡れば自ら逃るべき無きも、事誤會に出づれば厚すべきの虞無きにあらず、暫く通緝訊辦を免與することを准す、段芝貴、張懐元、陳文運、劉詢魏宗瀚等は參謀部陸軍部をして隨時調取察看せしめ、曲同豐は直隷督巡閲使曹錕をして隨時察看せしむ、各該員等若し果して深く悔悟を知らば自ら以て自動の路を與へ以て寛大を示すべし（一・六）

▲外交部の各省裁兵の通電（各報）外交部にては去九日各省の裁兵を斷行せしむる爲めに華盛頓會議代表の報告を通電として各省長官に發したり大略左の如し

在米施顧王三代表の九日電に曰く本日全體委員會の決議左の如し

全體委員會各委員は關稅々則の稅率の增加を研究し支那政府は當面の問題に應じ支那自ら覺らざるべからず因に各省の冗濫の軍隊は國帑の流出を巨額ならしめ此等冗濫の軍隊の大半は各省軍人首領の統率せる所にして且其の存在は既に長く支那の政局をして今日の如く不定ならしむ故に之等の冗兵は即刻に大裁減をなし而して支那政治の統一と經濟界の發展を促進せしめ且つ速に支那の財政を恢復せしむべしと副委員會にては支那國内問題に干涉するの意なく將に支那の發展及自立維持により鞏固の政府となし以て支那と各國の貿易を計り俱に其利を受けんことを望み並に本會議にては軍備の制限削減は顯然たるものがあり巨大の支出は企業と國民の發達並に精神の鼓舞を防害するにより敢て大會に提出して本會議の表示を切望し並に支那に對する友誼の遺言ありたり聞ふ支那政府は速に實際に就て上述の軍隊と軍費を裁減することを斷行さるべし云々之を轉達して注意を望む（一・一二）

▲海軍の鹽稅差押へ實行（商報）各艦隊は經費不拂ひの爲め揚州十二圩に軍艦を派遣して鹽稅を差し押ゆる事となりたるが昨日揚州より來滬せる者の談る所にあれば十二圩には目下軍艦七隻あり鹽船を堵截し海軍に向つて鹽稅を納めざれば出港を許さざるが爾推運使も亦た此事は已に江蘇當局の默許を得居る爲め如何とも爲す能はず而して此擧の背後には時局上極めて關係ある某方有力人物ありて運策し居り此を以て北京政府の鹽稅統一微收の能力無きことを表示し此を藉つて梁内閣の九千萬元鹽稅借款の計畫を破壞し同内閣をして自から倒斃せしめんとするものなりと又た海軍總長李鼎新は海軍の鹽稅差押への消息を得るや大に驚き海軍同人が梁内閣に反對して獨立の意向あることを恐れ各艦隊を宥むる爲め軍法司長鄒賢著を南下せしめ停滯經費は陰曆年關には必らず透附することを告げしめ居れるが海軍側にては政府が一再信を失したるより今回の行動は大なる決心を以て出でたるものにて停滯經費を全部支拂ひ今後は毎月海軍經費の確實なる出途を定めざる以上鹽稅の差押へを止めずと云へり。（一・一一）

▲海軍の鹽稅差押へ問答（商報）滬軍各艦隊全體同人が經費不渡りの爲め軍隊を大通及び十二圩等に派遣し鹽廠を監視し鹽稅を差押ゆることゝなりたるに就き海軍總長李鼎新は大に驚き鹽稅は外債の抵當となり居るを以て交涉問題を惹起する恐れありとて軍法司長鄒賢著を南下せしめ各艦隊に宣慰せしむる外昨日上海々軍總司令に電報を寄せ海軍今回の行動は梁内閣に反對するが爲めなるや抑も經費問題に就きて獨立抵制するものなるや諮詢し停滯經費は陰曆年内に支拂ひ今後は必らず毎月支給すべきを以て鹽稅差押へは中止すべしと求め來れり將海軍總司令は之に對し七箇月間も經費支拂はれざる爲め各艦隊の苦痛共だしきを云ひ鹽稅を差押へて軍費に充つることは他方にも早く其の先例あり海軍の創擧にあらず若し中央が停滯額を即時に支拂ひ今後は毎月遲滯無く支給することを保證せば各艦艇は直ちに原防地に引上ぐべし内閣の改組に至つては中央自から權衡あり個人として新内閣に對し毫も意見無し所謂反對無く所謂獨立無しと返電せり（一・一三）

▲海軍鹽稅抑留擴大（申報）國務院海軍各司令に回答して曰く鹽稅は外債の擔保となり若し抑留を強行せば勢必ず國際問題を惹起す某國は已に長江艦隊に訓令し適當の處置を取り務めて大局を顧全せよ英公使館は海軍鹽稅抑留反對の意を表示し已に英艦に監視を命じたり内閣は鹽稅餘金二十二萬元を海軍經費となり、想ふに抑留の事は實現せざるべく李鼎新は人に讓責せられ已に辭表を呈せり（一・一四）

▲北京新聞通信調査數（新支那）北京に於て十年末現在發行せられつゝある支那新聞及通信調査左の如し

（新聞）晨報　北京曉報　大中華自治公報　亞東新聞　共和民報　京報　新華日報　大亞洲報　中報　鐵道時報　民國公報　公論日報　民強報　大義報　又新日報　日知報　惟一日報　北京晚報　國報　言中報　大中華日

報　新民報　道心報　統一日報　北京新報　京報　中央新聞　新社會報　中國民報　北京白話報　北京報　京津時報　中央時報　京國新報　軍報　都報　民意日報　小公報　大陸日報　正陽報　日知小報　實強報　正言報　中央新報　北洋時報　國際新聞　新興中報　鐸聲報　新世活報　冷觀雜誌　都會新報　楚報雜誌　益民報　商業日報　中華新報　新華週刊　民生月刊新聞記者研究　幼學報　平民公報　北京日報　定一報　中央日報　新京報　時官報　輿論日報　燕京日報　黃報　蒙邊日報　大統一報　東南日報　華國日報　新晚報　益世報　京津新報

（通信）　民生通信　新聞編輯　北京通信　大同通信　遠東通信　庚申通信　北京通信　醒民通信　神州通信　平民通信　中一通信　警聲通信　中央通信　東亞通信　大陸通信　國光通信　太平洋通信　中和通信　博聞通信　（一・一）

梁新內閣之會案

▲張作霖入京と政界（申報）張作霖は十四日夜總統府に入り內閣改造の點は張巳に曹錕に打電し交涉し曹の返電を俟つて方法を定む靳雲鶚は天津に在る時張作霖の爲め痛斥されたり故に靳は尙未だ歸京せず十四日午後四時高凌霨は張作霖に面せるが張は君切實に爲すべく言れ能く援助する點あり必ず君の爲め援助すと云へり閣員中黃と顏は未だ往訪せず張志潭は停車場に迎へたるも僅かに儀好の二字を博せるのみ

十四日徐は張作霖を晚餐に招き靳雲鶚久しく入府せず府院をして隨時接洽するに由なからしめ至りて痛苦を感ぜりと云ふや張顏る動き直ちに靳に速かに入京すべく打電し彼と共に入府し輔圖を爲さしむることゝせるが靳は十五日十時天津より歸京すと返電せり一時着京すべし張の意は府院問題を張志潭一人の事に歸納し張孤立を繼がしむるに在り尙ほ曹の同意を要す故に張は愧々態を作り遠伯の手に直接するに便ならす過渡期の人あるが最上なりと云へり、交通總長の過渡としては初め徐世章に代らしむる答なりしも徐は贊成せず何慰導をして暫時兼任せしめ張孤は尙ほ躊躇し疑賭的氣を以て攻めざれば交通の收入は孤注にも足らざるなり交通總長の保擧は府院調停に係る取捨の權は仍ほ元首總統に在り（一二・一六）

▲靳內閣總辭職（各報）十七日大總統令を以て靳總理の辭職許可さる（一二・一八）

▲梁士詒總理就任（新聞報）梁士詒は二十五日登院し新閣員及秘書長張名振を署名し別に院令を發し黃錫銓を秘書廳常辦に任じ梁は先づ局長を引見し次に委編次に秘書廳各科に面せり、國家多事、諸君一德一心援助を乞ふと云へり梁は元と二年の方法により總理は國務院內に住すべく庶務科に家屋を準備せしめたり、廿五日午、張作霖は同道、曹錕を訪ひ閣員を解決し交通葉恭綽農商齊耀珊とせるが曹又た諒解し五時府に命令を下さんことを乞ひ直ちに發表されたり

（申報）廿四日最後疏通し曹錕は逸守靖を機牲にし張作霖は王廼斌を機牲にし始めて閣員交配は妥當となれり年末の財政交通兩部は吳佩孚に代りて三百萬を工面し京綏は奉天の勢力範圍に歸し京滬は直轄の範圍に歸し次長に至りては各閣員の自己物色とせり故に曹張は僅かに十一と八の比例となれり（一二・二六）

▲張弧の財政方針（晨報）張弧の財政方針は（一）國立教育費を確立し鹽稅より每月支出す（二）內外債を整理し中外人を聘して委員會を組織す（三）軍費を削減し收支の適合を求む、又た正午張弧は英米佛の三公使を訪ひ關稅增加後の餘款と新公債を發行することを交涉せり（一二・二六）

▲梁內閣反對の第一聲（商報）上海各路商界總聯合會副董趙南公は梁士詒の內閣總理が將に事實とならんとする爲め之に反對して昨二十三日北京總統府に左の如き電報を發せり

梁士詒の內閣組織は將に事實にならんとするとの事なるが此の財窘、民窮の時に當り此の大經濟家の出で、維持するを得るは誠に英雄時勢を造るの絕好機會なり但だ梁氏は洪憲の元勳にして大典未だ成らずして中國交通兩銀行停兌し其信用人格早く巳に完全に破產せり

梁氏縱令民國に忠を致さんと欲するも信用せざるを如何にせん國命重危し民茵畏るべし、望む之を三思せよ云々（一二・二四）

▲吳佩孚の梁內閣彈劾通電（各報）害は實國より大なるはなし、忠は外國一媚るより甚だしきは無し、一度誤らば萬劫復へらず、山東問題發生してより數年を經、數內閣を經たり、幸に人民の公意によりて外人に斷送するに至らず、山東案の關鍵たり、舉府會議開かれてより數月を經、我代表は力爭したるも民意に顧ふを得ず、借款によりて鐵道を回收することと

なれり、外交部は公使を文加入に嫁入せしめ、借款の形式を遡りて之を回收せんと云ふ、事未だ初めざるに梁士詒出でゝ突然翻かに事を爲す、日本代表は怒ら態度を變じて前議を取消して一面東京の訓令にて在支公使より外交部宛に日本借款、日本人使用を要求せり、外交部は參府會議代表に電したるに復電に曰く、英米の仲裁を得て決せんと、この一聲千鈞の際には梁士詒は利害を問はず、情を顧みず、外部を經す直ちに自から面復す途に日本公使の要求を許し、日本の借款にて山鐵を回收することとし及び參府代表に打電して之に從はしむ、是れ山鐵を全然日本人に其の經營を引渡すものにして從來の內閣の爲し得ざりし所、今や、梁士詒は悍然として之を爲す、舉國人民の幾年か呼號せし所、參府支那代表の力を盡して爭ひたる所を見事に附して、國脈を犧牲にし、路權を斷送せり、何ぞ外人に厚くして、祖國に仇なるや、たとへ梁士詒なして國を賣り、外に媚び、李完用、張邦昌の體を爲さしむとも我全國の父老は異族に論入するを坐視する能はず、余はこれを座して視るに忍びず、惟群力にて彼を放逐し、參會に打電して原案を維持せしめざるべからず五日發（一・七）

▲外交部山東問題に關する通電（各報）內閣成立したるも參府會議につきては外交方針は前內閣と異ることなし、こは已に代表に通知し、全國に知らしめたるが、目下急に解決するの必要あるものは山東問題中の山鐵問題なり、支那代表は參府にて協商しこれを支那自身賠償金を交付して回收すべきを主張し、賠償金は債券、庫券を發し國の內外を問はず金を集めて鐵道を支那に回收することを主意とす、されば支那の商民より金を集めて利權を挽回せんことを期せしが、次ぎてこの出金方法と用人問題とより日支の間に爭議を生じ未解決なり、十二月十七日日本公使は外交部に來りて曰く、日本は極端に讓歩したり、支那が鉅迄賠償を固持せば交涉は打切なりと稱せり然共支那は自から賠償して回收する方法を執りて變ぜず、三十日我三代表より來電あり、曰く、山鐵賠償に現に二種の方法あり、一、支那は現金にて全額を第三國銀行に交付し協定成立後第九月迄に支拂ふ、二、支那は賠償額だけ債券を發行し三ヶ年間に支拂ふ、若しこの第一の方法にて支拂ふときは一切の困難は去られ上策たり、然共金融の緊迫せる今日この巨款を如何ともするなし、即ち三代表は電稱す、國民代表山東代表亦年に分ち賠償す、用人問題は讓歩するも差支なからん云々、果して現金にて回收することを得ば直捷なるが國民代表は承知せざるべし則ち金を工面することの困難なるを知るべし、と、されば政府は現金交付を見合はせたるが國庫券、債券を問はず政府は山鐵を回收して支那の有と爲さん事に定まりあり、以て國債を增加せん希望を有す、日下參府會議は近く閉會せられんとす、久しく延々する能はずと雖三代表の原案を固持する他國民もこの後援をなして後盾とならんことを希望す、國務院外交部五日發（一・八）

▲吳佩孚第二電　吳は八日附を以て第二電を發したり其略に曰はく梁士詒は實國賊外以て山鐵を斷送するとして五日附警告電を發し其罪狀を揭げしが梁は全國の聲討を恐れ七日を以て期を墳倒せる翌即ち五日電を發したり之れ放らに五日附として人の耳目を掩ひ攻擊を免れんとし立脚の地步を預じめせんとするものにして其狡も又甚だし堂々たる國務總理にして此鬼蜮を作す彼は主として內閣成立と云ひ實國の罪を前內閣に加ふるを責め山鐵を賄回して自營すと云へば以て日本人を事務會計長として用ひんとするや成見政府になしと云はゞ何を以て秘かに日本公使の要求を許すや且つ何を以て外交部を經すして梁氏より面會して許すや、各國銀團は既に單獨借款を表示する能はざるに何を以て獨り日本金を借るや、今や參會は閉會に近し故に迅電不及掩耳の手續を以て其盜賣技倆を施さんとするなり我支那は何んぞ不幸にして梁士詒ある、梁は甘んじて外人の倀となる其れ桀紂の臣たらんよりは寧ろ盜臣たれとあるが梁は脈れて之を有す全國眼明の人に乏しからず群起して共に奸慝を討たん、全國は殷富の家に乏しからず務めて巨資を集めて命脈を保取し救國の爲め奸を除けよと結べり（一・一〇）

▲山東鐵道買收方法（新聞報）參府會議國民代表余日章、蔣夢麟より上海各團體に左の如き電報達せり

日本は山東鐵道所有權及管理權を放棄する事を承諾したるも但だ仍ほ、（一）借款の形式を取り償還期限を三四十年久しきに延ぶる事、（二）日本人を會計及事務總管として雇入るゝ事を要求せり、我政府代表は山東鐵道回收の目的を到達する爲め第二條は接受されんとするが但だ事務總管として日本人を雇はず、並に第一條の借款形式に反對し代ゆるに賦課支拂方法を以て每年若干額を賦課して支拂ひ十年にて全額を決濟す但し三年以後支那

は全部を決濟して完全に山東鐵道を回收するの機あり、其時に至らば日本人を雇用するの必要なきを主張し居れり、青島の鹽田、公產、海關の各項は既に滿意の結果を得、現に續山、無線電信、及び固定利益等を議しつゝあり、華府會議は二十一條を討論することを甚だしく畏れ居れり（一二・二二）

財政と金融

▲政府の總負債額（申報）政府は國債十五億八千八百八十五萬千九百六十八元を負ひ長期外債は十億萬餘、短期外債一億萬餘、內國公債二億萬餘、各機關庫券四千餘萬、各銀行短期借款八千餘萬、各銀行立替四千餘萬なり（一二・二八）

▲中央政府の陰歷年關財政（順天時報）中央政府財政逼迫の爲め陰歷年關財政に付き連日張財政總長にて籌劃せられ居たるが其大要は支出七百四十餘萬元收入八百六十餘萬元にして殘餘は百十七萬餘元あれば年關安全に過さるゝ筈なりと

（甲）收入

一　關餘百萬元　關餘六百萬元の內年內に五百萬元を撥回され中交整付公債基金三百萬元鹽餘公債基金百萬元に當てたる殘百萬元

一　中交兩行借款一百萬元　中交兩行整付公債基金三百萬は年內關餘より撥還但兩行需百萬あつて餘りの二百萬は政府に商妥すと

三　鹽餘四百六十萬九千元　鹽餘截至十年十二月止千三百〇九萬九千元準備金七百萬元及各款は撥回さるべしと

四　法華豐銀兩銀行借款百萬　以上兩銀行と財長商准して政府に五十萬元を各借給することとなれり

以上四項總收入額銀洋八百八十萬九千元

（乙）支出

（子）軍費編

一　各師（近畿各編十六師各省軍隊及各兵工廠等及學校等處均在內）一百卅萬元　二　各師直軍八十萬元　三　奉軍一百萬元　四　安武軍十萬元　五　綏軍十萬元支行支票在內　六　海軍各艦五十萬元、又吉黑江防五萬元　七　京師警察廳十九萬八千六百九十元　八　保安隊警察隊一萬二千五百元　九　警衛處一千六百元　十　步軍統領衙門九萬四千元　十一　護軍管理處一萬一千四百四十六元　十二　京畿衛戍司令部一萬八千二百八十九元、又遊擊隊五萬元、又衛隊混成團三萬二千九百四十二元四角七分、又偵探調查隊七千九百六十元　十三　軍警督察稽查分駐所一千二百九十二元　十四　緩遠駐屯二萬一千元籌支票在內　十五　甘保衛三馬隊五百六十九元四角四分四厘　十六　喊敎守軍費一萬八千元　十七　鎭嵩軍一萬三千元　十八　各師多倫鎭守使七千五百元　十九　十一師馮玉祥一萬〇五百元　廿　七師吳心田七萬〇五百元　廿一　第四混成旅張錫元八千元　廿二　廿旅吳長植八千元　廿三　察哈爾張景惠二萬元　廿四　張宗昌四萬五千元　廿五　援庫十萬元　廿六　綏軍、當還汲金純熱河敎款五萬元　廿七　恢復鄂西貸款十萬元　廿八　吳佩孚墊付劉顯世軍費五萬元、共四百七十二萬九千一百八十八元九角一分四厘

（丑）行政費

一　大總統年俸公費交際費十萬四千元　二　公府執事人員二萬四千元　三　公府侍從武官處一萬六千八百七十七元　四　公府翊衛處二千四百七十元　五　公府警衛處衛隊二千三百六十一元　六　公府指揮處一萬四千四百七十三元五角五分　七　國務院七萬三千三百八十一元　八　國務院編制局二千五百二十六元六角　九　國務院統計局一萬二千二百十一元六角六分　十　國務院法制局一萬八千六百四十六元繳支票在內　十一　國務院銓敍局一萬一千六百三十八元　十二　國務院印鑄局九千元　十三　國史編纂處三千三百三十三元　十四　參議院一萬元　十五　衆議院一萬元　十六　審計院二萬元　十七　平政院一萬五千元　十八　蒙藏院一萬一千九百八十五元三角二分三厘　十九　蒙藏院王公襲俸一萬八千三百六十五元一角四分二厘　二十　又喇嘛錢糧八千四百九十元九角三分五厘　廿一　又蒙藏學校二千五百九十六元五角　廿二　又招待所五百元　廿三　又年班王公俸十萬元　廿四　清史館一萬三千九百八十四元　廿五　文官征心戒委員會二千二百六十三元五角八分三厘　廿六　司法官征心戒委員會一千九百廿三元三角三分三厘　廿七　清室優待費五十萬元　廿八　三旗各營鎭銀卅萬元　廿九　東西陵察衛察哈爾旗鎭三萬五千元　三十　外交本部經費三萬八千六百四十二元　卅一　又各使館經費廿萬八千四百三十六元六角六厘　卅二　又太平洋會議經費二十萬　卅三　內務部經費四萬元

廿四　內務部內城官醫院二千九百三十五元　廿五　外城官醫院二千九百廿五元　廿六　古物陳列所一千元　廿七　警官高等學校四千二百四十九元五角　廿八　中央防疫處及綏遠分局九千四百〇六元　廿九　中央模範自治講習所三千二百九十七元　四十　禮制處一千九百十八元　四一　籌募賑災公債處一千九百十九元　四二　籌備國會事務局一萬一千一百三十五元　四三　財政部俸給五萬八千五百三十五元　四四　財政部辦公雜費四千一百元　四五　財政部臨時處一萬六十二元　四六　印花稅處三千〇九十三元　四七　印花稅裝箱寄費二千九百元　四八　印花稅票印刷費三萬七千八百九十二元　四九　官產執照印刷費二千一百六十六元　五十　財政講習所六百元　五一　所得稅籌備處三千三百〇九元　五二　北京所得稅處三千一百三十三元　五三　公債局五千元　五四　幣制局一萬元　五五　陸軍部經費八萬九百十三元三角八分　五六　陸軍部交部兼用人員六千元　五七　將軍府經費五萬四千〇〇五元二角五分　五八　參謀部經費五萬五千二十元　五九　陸軍大學一萬二千二百六十六元　六十　測量學校七千九百〇七元　六一　測量局一萬一千六百七十六元六角六分六厘　六二　製圖局六千八百四元一角六分六厘　六三　駐外武官岳開先一萬元　六四　航空事務處航空學校一萬六千二百五元　六五　飛機製造廠二萬一百九十九元五角　六六　海軍部經費三萬四千五百七十九元　六七　駐外武官五千三百六十元　六八　教育部經費四萬元、各校經費由交通部撥　六九　司法部經費三萬四千五百三十三元三角三分三　七十　大理院二萬六千六百五十九元四角一分六　七一　修訂法律館一萬三千三百元　七二　總檢察所七千七百四十四元　七三　高等審判所一萬一千五百〇一元　七四　地方審判所二萬六千元　七五　各監獄二萬六千九百四十五元八角三分三　七六　中東路俄盟一萬元　八十　農商部經費二萬元　八一　權度製造所四千元　八二　權度監查所一千元　八三　農林傳習所一千五百元　八四　地質調查所三千元　八五　觀測所八百四十元　八六　農事試驗所三千元　八七　織貢調查會二千元　八八　棉業試驗場二千元　八九　種畜試驗場二千元　九十　棉業試驗場三千元　九一　全國水利局六千六百五十三元三角三分五厘　九二　庫倫五千七百元　九三　科布多三千七百廿元　九四　恰克圖三千六百四十元　九五　烏里雅蘇台三千七百廿元　九六　烏梁海三千七百廿元　九七　駐印處事長官二千元　九八　洋員編閱程二月一千六百元　九九　洋員錄敘孟二月二千一百元　百　洋員吏特生二月四千四百元　百一　顧問翻譯二月六百八十元五角四分　百二　洋員青木宣純二月日金六千六百六十六元二十六錢　百三　洋員樹宗五　月七千五百元　百四　洋員寶道二月一千元　百五　洋員坂松倉太郎二月一千元　百六　洋員波留登一月六百六十六元六角六分　百七　洋員余佛四三月二千二百廿元　百八　洋員艾瑞時二月六百元　百九　洋員梅殿華二月一千九　百十　工程司方緝因二月二千元　百十一　平市官錢局五萬元、共二百六十八萬三千五百廿五元五角四分五厘、日金六千六百六十六元六角六分

以上各項共支出銀洋七百四十二萬四千〇七十四元四角五分九厘、又日金六千六百六十六元六角六分（一·一二）

▲支那政府俸給延滯狀況（新申報）支那政府が財政窮乏の結果各部員に月俸を支拂はざる事は周知の事實なるが、昨年末に於ける延滯月俸は左の如し

參謀本部二十二月、海軍六月、航空署三月、警察廳二月、巡警兵一月、牧育部七月、各國立學校二月半、財政部三月、陸軍部五月、陸軍部講議十二月、內務部三月、農商部三月、經濟調查局五月、總統府四月、國務院三月、交通部一月、平政院六月、蒙藏院七月、審計院三月、司法部三月、大理院三月、京漢鐵路局一月（一二·二三）

▲旱災に對する各鐵道運賃免收額統計（民國日報）北支旱災の爲め北京交通部は賑災輔助の見地により凡そ賑務に關する運輸の運賃は之を免除し來れるが最近各鐵道より免賃額を報告し來れるが其金額略左の如し

京漢	二百四萬九千元	京奉	四百十一萬四千元
津浦	八十六萬七千元	京綏	九十五萬四千元
隴海	二十八萬八千元	正太	三十二萬一千元
滬寧	三千元	道清	十萬七千元

右の外各鐵道連絡して免賃額は約一千萬元に上るべしと（一二·二三）

▲廣東政府の財政現況（民國日報）廣東政府の財政は數年來鉄損に鉄損を重ね十年の如きは其額千三百萬元に達したり其鉄損額の大要を見るに（一）軍費八百余萬元、（二）內務費二百二十萬元、（三）教育費十餘萬元、（四）海軍費十二萬元、（五）審議會費十萬餘元、（六）司法費二十萬餘元なるが此外に海軍費に於て尙以前の鉄損八十餘萬元ありて是等の支出に對し非常の困難

を極め居るが現に審層年關に際し急に要するもの三百餘萬元に對する一月の收入約一百六十餘萬元にして差引百餘萬元の不足を生ずる譯にて此等の不足に對する補充は各借款に依るの外途なく僅に數十萬元の小借款は已に成立を告げたるも殘金に對する分は未定の中にありて來る年關に於ける支出は誠からず苦境に在りと

今十年度に於ける國庫支出各軍政の決算を見るに、

外交費　四九、八三八元　內務費　三、二四四、三七一元　財政部　四七〇、四七六元　教育費　二〇五、一五一元　陸軍費　三二、五〇二、一八五元　海軍費　六三、二〇三元　司法費　八五一、〇三一元　農商費　一八、〇〇〇元　合計銀　三七、四〇四、二五五元

にして前記の如き鉄損額の生ずるも強ち無理からぬことなるべし（一・一五）

▲廣東省十年度豫算（新聞報）十年度豫算を會議會に諮ずんとす經常臨時收入千八百八十萬餘、外交費四百萬餘、內政費三百二十四萬、教育費二十萬餘、陸軍費六萬餘、司法費八十五萬餘、農商費一萬八千餘なり（一二・三〇）

▲九十兩年度鹽稅剩餘金額（晨報）銀行界方面の消息に據れば鹽稅剩餘金は九年末に於ては四百二十五萬元にして內政府に交付したる金額は二百五十萬元にして一百七十五萬元を餘せり而して十年末に於ては九百九十萬元中政府に交付したるは四百萬元なるを以て尙五百九十萬元を餘せり故に九十兩年度の純剩餘金は合計八百四十萬元を存せる次第にして右金額は何れも滙豐銀行に預金し居れり、從て鹽務署方面は整理を通じ帳簿を精査する必要上右金額の引渡方を北京公使團に對し交涉せしめつゝありと云ふ（一・八）

▲鹽稅公債成否如何（申報）六日張弧宅にて九千萬の鹽稅公債問題を會議し已に新銀團より募集を引受け轉じて支那銀團引受の趨勢となれり但し支那銀團は此の購力なし債券九三折なる爲め政府に此の信用なし卽ち七年債も亦た僅かに九扣とす、若し債券を手にせば賣出する能はず勢ひ必ず十年債の不眞なる結果と同じ旅は甘澤を訪ひしに甘は稽核權を擴張せば卽ち贊成すべしと云へり又スチフンを訪ひしにスは支那が能く新銀團の宣言に肯かざれば引受くべく外國銀行は八厘を以て滿足す支那の銀行家は昨年高利貸にて二分以上に至れり故に債務を以て割引し現金還債せり故に九千萬は不足し增して一億萬に至ると云へり又九千萬鹽債に就きて支那銀行團は政府を責めて云く事前未だ支那銀團に通知せずして先づ外國銀團と交涉し且つ百分の一のコンミッションを外銀團に給して寧ろ支那銀團に給せず況んや政府借るの債は鹽餘を以て充つる者外債二千二百十萬、內債五千百九十萬、當時利息割引期限均しく不同なり故に二割返濟とす債主は決して引受くるを肯んぜずと尙ほ支那銀團分子の鹽餘缺款を有する者は一債權團を組織し政府に本月より鹽餘を全部該團の支配に屬し辛亥天津洋布問の缺債法に仿ひ今後の鹽餘を處分し債券發表は該團の手を經ることゝす（一・九）

▲九千萬元鹽稅公債の反對（各報）上海各路商界總聯合會は梁士詒が新銀行團より九千萬元鹽稅公債を商借せんとするに反對し北京政府及び各省各公團に電報を發したるが政府に寃てたる電報は左の如し

梁士詒は新銀行團に向つて九千萬元鹽稅公債を商借し行き將に成功せんとすとの事なるが全上海人民は大に驚異せり梁は理財を以て自から命するに其技は僅かに借債に止まり一擧一動皆な民意に違ひ鴆を飮みて渴を止め人に共管の柄を授けて憚りまず新銀行團は已に委員會組織の報あり此の巨款が果して事實とならば國家の前途は設想するに堪へず我が國民輩つて此の九千萬元鹽稅公債を承認せず縱へ全力を以て相爭ふも亦た誤らざる所なり特に此に警告す（一・八）

▲關稅增徵と其用途（京報）在華府全權よりの報告に依れば極東委員會關稅率增徵分科委員會に於て大體左の三順序を以て增率せらるゝ事に確定したりと

（一）支那現行關稅は百分の五の規定なれども實際は百分の三・七五なれば先づ第一步として現實五分稅率の實行を求めたり然るに右は各國の承認を得たれば遲くとも十一年八月頃より實行せらるべく本案に伴ふ支那の增收額は約二千六百萬元なり

（二）右現實五分の外更に二分五厘の增加を求むる案は確定に明年一月頃より實施する擬定にて本案に伴ふ增收額は（一）教育の擴張（二）道路の修治（三）工廠の建設（四）政費（軍費を除く）に充つるべき事を指定す

（三）民國十五年一月より關稅率を更に五分引上げ一割二分五厘となし義厘加稅の實行を交換條件とす、日用必需品は本稅率に照し徵收するの外奢侈品の如きは何時なるとを論ぜず皆現稅則に照し倍加し徵收す但し將來開かる

べき國際委員會中增加關稅問題に對しては別に制限條件を指定する事を得

右電告に對し第三次の俱書に對しては財政部に於て頗る反對し在華府三全權に對し大略左の如く打電し之れが制限の撤廢を要求せりと云ふ曰く

此次支那が關稅改訂の要求を爲したるは種々なる用途あるに由る現在支那の有する短期外債總額は一億三十二萬元あり百分の五徵收を實行したる後每年增收する所の二千六百萬元を以て專ら右短期外債元利の償還に充て七年間を以て全部完濟の豫定なり更に二分五厘を增加し百分の七・五を徵收するに至りたる時は各國指定の四制限は我國の案と同一なれば敢へて問題に非ざるも一割二分五厘の稅率となりたる場合は裁厘加稅條件と相殺するものなれば別に附帶條件を附する件は之を承認する能はず云々

我支那の短期外債は一億三十二萬元にして短期內債は八千九百九十餘萬元なり故に內外債年利は合計四千一百餘萬元に達す政府は百分の五を實施したる後增收する所の二千六百萬元を以て短期外債の本利償還に充つるの外短期內債の八千九百九十餘萬元は則ち鹽稅剩餘金を擔保となし九千萬元の國庫券を發行し以て償還の資に供する筈なりと云ふ（一・七）

關稅增率の結果得る所の收入に對し當て錢內閣は其七割を外債の償還費に殘額三割を教育費政費に充つる事を聲明せしが梁內閣は新に其五割五分を外債支拂に教育の擴張、道路の修繕に對しては各一割五分宛、政費には一割、司法制度改正費には五分を支出すべき旨を聲明せり（一・一〇）

▲關稅率引上と增收額（京報）關稅引上の結果支那の增收額は四千六百萬元を得べく其內譯左の如し

（一）現實百分の五となりたる場合	一千七百萬元
（二）七分五厘となりたる場合	二千七百萬元
（三）奢侈品增稅後の場合	二百十六萬七千元
合計	四千六百十六萬七千元（一・一二）

▲交通銀行恢復案（申報）交通銀行恢復につき梁士詒と張作霖は已に方法を決定し張は四百萬を支出公債票を以て抵當とする事を承諾せり、交通銀行は二十日より三日間兌換を停止し三日內に現金を備へ然後無制限に兌換に應すべしと（一二・二一）

▲交通銀行救濟借款成立（申報）廿八日夜曹汝霖宅に於て交通銀行董事會を開き梁士詒、任鳳苞は張作霖と葉恭綽の訂結せる四百萬の投資條件に對し曹汝霖の調印を乞ひ曹は初め承諾せざりしが後董事全體の逼迫を經て已に調印せり、曹は辭職を聲明し速かに株主會を開き處理を選舉せんことを請ひたり任鳳苞も亦た協理を辭せり交通銀行の兌換は一月五、六日に至りて實行さるべし、張作霖の投資條件は東三省官銀號より調印し交通銀行は曹任梁三人より調印し證人を葉恭綽とせり又た別報によれば曹汝霖は梁士詒に對して微詞あり現に客を謝絕せり（一二・三一）

廿九日午後張作霖は銀行公會代表を迎へ府の意を受けて入京せる意を表明し梁內閣の時局と金融に對し根本救濟を希望す余は交通銀行に四百萬を投資し利息一分二、六ヶ月期限なり、京畿の奉天軍は本に歸任せしめんとするも寒凍行ふに便ならず已に軍官に約束を命ぜりと云へり（一二・三一）

▲交通銀行兌現開始（申報）交通銀行は今日より愈兌現せり當事者は余に語りて曰く交通部は百二十七萬を借り京浜線六十七萬、京綏線は六十六萬津浦線は三十萬を借せり從前は任鳳苞が十年公債千萬收用により取付けられ濟復に現金五百萬を給せし後市政公所張志潭百四十萬を引出し遂に當日の形勢を成せり此れ乃ち狀等の覺悟なり現在高は七百四十九萬元餘ありて困ることなしと（一・六）

▲殖邊銀行淸算問題（新申報）殖邊銀行債權者等の組織する上海殖邊銀行淸困事務所は北京の殖邊總管理處に對し速かに債務の處置を爲さんことを促し居たるが最近總管理處の近日中新舊株主會議を開き一面新銀行を設立し他面舊債を淸算すべく上海に於ける債務に對しては第一着に淸算する筈なりとの回答を得たり（一二・二九）

經濟と實業

▲上海港改造會議委員報告書要領（商報）上海港改造會議報告書は曩に北京政府に提出せられたるが最近各領事館及び商業會議所等に送付發表せられたり全體十七頁の小冊子より成り緒論及び設計財政計畫等に關する會議の決議を提言したるものなり其大要を左に記載せんに

第一　緒論

緒論第一節より第三節に亘りて上海港改造の必要につき論じ上海より中部支那商業上の門戸として揚子江流域人民の直接之が恩澤を被る者四千萬　上に達し人口の敏及び稠密の度に於て揚子江流域の如き地が僅かに一主流及び其支流に通商上の交通を托し居るは世界何れの地に於ても見ざる所なりと云ひ上海の貿易額が千九百二十年度に於て八億四千萬海關兩に達し千九百十年—十三年々二千萬兩の增加を示し一年間の貨物船舶增加率は內輪に見積るも三割三分を占め將來此增加率は益々擴大すべき形勢に在り而も最近海洋航海船舶の容積及び吃水の增加しつゝある事實に鑑み大船の收容並に貿易膨脹の要求に應じて上海港改造の絕對必要を生じたる所以を力說せり

第四節　此上海改造計畫を實現せしむる第一手段として本港の疏浚改善に力を盡すべき巢合關體創設の必要を提唱し既成機關として黃浦浚渫局なるものあり其權限內に於て改善事業に努力し居れりと雖も一層大なる權限を有する新機關を設置するか若くは現浚渫局の權限を增大するかの必要ありと論ぜり

第五節　黃浦浚渫局は千九百十六年以來上海港改善問題に研究し居り其揚子江水路改案に加ふるに黃浦を堰き止めて杭洲灣に通ずる運河開鑿計畫の如きものも提議され其他之に關する幾多の計畫各方面より提出されたるが本委員會は此等の諸計畫に對しても細大洩さず審議を盡したる結果他の計畫を作成し優良なりと思惟する提案と比較したり即獲得する所の利益と對照して敎支償ふ所の費用を以て上海の現狀に基く一切の缺點に打勝つ所の改善を加ふる事可能なるを立證し得たり若し政府が主として恩澤を被るべき支那人民の利益に鑑み有力なる團體に必要の權限を委するならば水路及び港內に適當なる水深を與ふるを得べく改善されたる埠頭設備も行ふを得必要に應じては之に小埠頭をも設くるを得べし現在利益を害する事無くして管理の協調を圖ること容易なりとす

第六節　港內設備の擴張に就て委員會は黃浦河口に於て或種汽船の爲め設備を爲すの必要を認むると共に新埠頭を出來得る限り現在の商業中心區域に接近せしむること喫緊にして地域の許す限り之を一地に集中するは經濟的發展及び管理の問題より見て得策なりと信ずと

第七節　此目的の下に委員會は左に基きて建言を爲さんとす

甲、連續する將來の發展に對する一般計畫の梗概

乙、急需に應ぜん爲め非常出費を要せずして實行し得る改善法

委員會は本港貿易力の範圍にて費途に應じ得る改善法案提出につき多大の注意を拂ひたり故に本委員會の建言は商業的なりといふを得べし出費に應ぜん爲めの輕少なる增稅は施設の增加と運輸の利便より來る經濟的發達に依つて迅速に償還され得べきなり若し建議の如き改善を加へずして其儘に拋棄せば吃水深き大船に據る貿易は外國商港の占むる所となり上海は永く第二流の港となり了し單に上海一地方のみならず其支那全體に及ぼす損害は莫大なるべし

第二　船舶吃水

第八節　委員會は將來太平洋に於ける船舶の吃水は現在より增大し數年內に三十三呎に達すべきを以て上海に於て此施設を爲す必要ありとの意見を有す委員會は數年內に三十三呎吃水を有する船舶が滿潮の際入港し得る程度の改善を水深に加ふる事を提議するものなり尙ほ將來それ以上必要ある場合は作業擴張に依りて實現するを得べし

第三　水路

第九節　一般計畫として委員會は揚子江三角河口全體に對して潮流其他の情況につき周到なる研究を爲したる結果南水路が最も改善に適したるを認め此水路に對して浚渫工事を施す事に決定し尙ほ工事實行につき必要なる報告を徵せん爲め支那海關より時々資表ある航海圖に加ふるに河口に對して絕へず周到なる觀察を爲すの必要を認むる旨建言せり

第十節　應急手段として委員會は一般計畫に基きて工事の目的の下に河口に對する技術上の觀察を絕へず行ひ南峽水路に漸次所需の改善を加へて河底六百呎の河幅と最低滿潮の際吃水三十三呎の船舶通航に適せしむるやう浚渫工事を施す事を提議す

之に對して日本代表廣井博士は浚渫法を以て唯一の改善手段と爲すことには贊成なれども浚渫本工事に取掛る前に其砂土填充の模樣を知らんが爲め先づ試驗的浚渫を行ふべしとの保留案を提出せるに他の委員は試驗的浚渫の無效にしてそれを以て全計畫に對する結論の基礎と爲すの安全ならざる事を主

張せり

尙ほ實際問題として必要なる補助工事を爲す爲め費資若くは購入執れなりと最も經濟的方法に從ひ少くとも最も有力なる二浚渫機を準備せざる可からず而してそれに對する記號及び相關等は支那海關と相談の上取極むべき事を提議せり

第四　港内設備

第十一節　一般計畫として委員會は公共埠頭及び碇泊所を設くる事、先づ第一に公開的商業用船渠を黃浦左岸出來得る限り上海に接近して設くる事及び河口附近の左岸に定期船假碇泊所を設くる事而も此兩設備とも將來の發展を慮り出來得る限り擴張の餘地を存する事、現在の河沿ひ地域及び浚渫局用地は速用に利用し且つ將來の發展の爲め隣接地を獲得し置く事

第十二節　應急計畫として委員會は次の如き建言を爲す千九百二十一年四月技術長の提出せる黃浦の改善及び維持に對する一般計畫實行につき浚渫工事は第一港口に於て最低水の際三十呎の水深を有するやう改善を加ふる事其他黃浦河口附近の左岸に郵船及び客船の爲め六百呎の埠頭を設くる事、延長二千五百呎一吋に四五隻の船舶を碇泊せしめ得る碇泊所を設け衛揚場、假倉庫及び小船着岸の爲め滿退の設備を爲し必要の場合は接續軌道の設備を爲す事現在の繫留標を保存するのみならず更に增加する事直に必要の土地を獲得する事を建言するものなり

第五　財政計畫

第十三節　より第十五節は專ら財政計畫に就て建議したり委員會は即時必要とする出費を總計一千七十五萬上海兩と算し此内には水路の改善港内設備の費用を含みゐるものにして浚渫費を四百二十萬上海兩前記商用埠頭建設費を四百五十萬兩、定期船埠頭費を六十二萬兩と算せり其他の費目には繫留具の購入測鉛及び臨時作業費を含むものなり

課稅に依る年收入と年額出費との對照は收入過剩を四千一百兩と見積りあり支出は年々事業の擴張と主要事業の着手に依つて增加し行くも一方貿易の發達增進に由り收入も亦茲に增加する據定なり目下浚渫局費用としての課稅は關稅の六分なるが之を一割と爲し年額百萬兩以上を得んとするに在り

又報告は財政上の收支表を揭げ詳細の計算を示しあると共に一方財政案として港債募集計畫を揭げあるがそれに據れば起業費に較べて二十七萬兩の餘裕を生ずる計算なり又後に記載する所の本報告建議の新改造局は現在の黃浦浚渫局所屬財產一切を引繼ぐ計畫にして其工廠土地建物現金等を一百萬兩と評價し既成の黃浦浚渫事業を一千萬兩と評價する計畫なりと

第六　經營及組織

第十六節――第二十節　上海港今後の大發展を圖らんとするには黃浦浚渫局現權限の範圍内にては之が實現を期すること不可能なるを以て必要なる權限及び資金徵集の權限をも與へたる一の經營團體を組織すること絕對に必要なり依て本委員會は世界各港の狀況に鑑み且つ土地の情勢を參酌して千九百十二年締結せる黃浦保存協定に修正を加へ現在の黃浦浚渫局を擴張して一層廣汎なる權限を有し且航運業者及び貿易業を代表し直接の關係を保つ所の上海港改造局なる新團體に變更する事を建言するものなり

委員會の建言する專門的計畫は之れを二大別するを得べし一は非收入事業即ち水路及び黃浦水峽の改善の如きもの他は收入的事業にして公衆用埠頭及び繫留所の如き港内設備是なり委員會は收入の資源に就きて周到なる研究を積みたる結果第二種の事業は自給の計を樹つると共に第一種事業の爲め他に財源を求むる必要あり目下の浚渫稅は關稅の三分なるが這は貿易額實價の一分の八分一より多からず之を一分の二分一に增加するも運賃若くは爲換日々の變動に較ぶれば論ずるに足らず又從來上海積荷への貨物は港收入に對して何等貢獻せざりしが之に對して前記二分一以内の課稅を爲すも一法たるべし其他浚渫費として噸稅を課する事も支那に於ては前例無きにあらず

委員會は經營及び組織に關する建言を六項に分つて論ぜんと欲す組織法、管轄區域、權限、義務、財政及び總則是れなり

第二十一節　新改造局組織は次の如くなるべし第一、政府の任命する地方稅關及鐵道の代表者を含める支那官吏(其一人は議長たるべし)第二、當地諸商社の選出せる航運業及貿易業代表者第三、局員中より總管理人を指命し其人は必ず副議長を兼任すべし第一の局員は其局員たる資格の存する限り在任すべし局成立後一個年目に半數の任期を一年として改選を行ひ殘り半數は二年とし爾後在任期を二年とす局員の權限は同等にして採否は多數決とす可否同數の時は議長之が採決す半數以上を法定員數と定む

第二十二節　管轄區域は黃浦に在りては同河と揚子江の接點より普通春期滿潮の及ぶ範圍までとし此範圍に在る河川航行に關する一切の事項は新改造局の管轄に屬せしめ水路はサッドル島よりプロヴアー・ポイントに至るまで港內は黃浦河口より龍華に至るまでを管轄區域とす

第二十三節　權限　新改造局は左の如き權限を有す

航行及港內設備の改善、港用の爲め土地及び既成設備の收用、（但し收用價格は仲裁に依つて決す）凡ゆる港內工事及施設の實行、海關と協調して海關の權限に觸れざる範圍にて港內規則の編制等とす河川警察及び衛生事務、水先援助等に從前通り滬關の手に存せしむ王室所有地贖却に關する千九百十二年四月協定の黃浦浚渫局經營案規定及び千九百十六年一月の補充協定は有效として之を新改造局に引繼ぐべし

第二十四節　任務　外部水路及黃浦の水路を改善して上海港の要求に應ずるに足る水幅水深を有する適當航路を設くる事、港內設備の增加及び改善、現在諸設備の管理運用、時々工事費計算を爲して諸計畫を樹つる事、現在及將來に於ける工事の維持及改善、私有諸設備に對しては相當費用にて援助を與ふる事、私設諸工事の申請を受け之を考慮し且監視を爲す事、翌年度資本及收入等につき豫算を作成する事、收支決算と合せて事業年次報告を爲す事

第二十五節　財政　第一、黃浦浚渫局より資金財產負債等の引繼ぎを爲す事課稅金、使用料、許可料其他の資源より來る收入金領收、經營及工事執行に就ての資金の支拂、一定期の會計檢査、港債募集の場合は工事に對しては三十年土地に對しては六十年を超過せざる範圍にて償却基金の制を設くる事、第二、新改造局は每年一定率を設けて次の如き課稅權を有すべし、關稅額の一割を超過せざる浚渫稅、無稅品は從價一分の二分の一以下とす、上海關稅不拂の他港行積替貨物に對しては從價一分の四分一以下とす、港內使用船舶に對する一般海岸燈臺の噸稅に基く噸稅徵收

此等課稅は上海海關長に依つて徵收され一定期に改造局に交付さるべし。

第二十六節　總則改造局は局員の任命監督罷免等を行ふこと、工事の執行材料買入れ、公共設備の借入當工場不用品の賣拂其他に關する契約は一切之を入札に附し最も有利なる條件提供者と契約すべし

第七の結論は結論の反覆に過ぎざるを以て省略す

各委員署名（一・一）

▲支那棉纖業の現狀（新聞報）

支那に於ける棉纖業は年々發達し上海方面にては現に實業界の重要位置を占め居れり、上海に於ける營業者の言に據れば最近十年間紡纖工場植棉區域錠數及其產額は歲と共に增加し、紡纖工場の數は民國六年には僅に四十一家なりしも、八年には五十五家十年には八十餘家を算するに至れり、而して上海市場に於ゝ外人經營に係る紡纖工場は英商五社日商十二家にして支那人經營のもの六社あり、紡錠數に至つては二三年には八十三萬餘なりしもの四五六年には百二十餘萬となり、八年には百六十七萬、九年には二百二十…萬餘に達し昨年は更に增加せり、生產數量に至りては四年に四百二十萬擔五年に五百四十萬擔なりしが十年には八百六十萬擔以上に達せり、上海のみにても增加比例十分の三にして各廠紡錠本年年末には百二十五萬より二百萬に增加すべき見込なり、昨年は支那棉花作柄宜しからざりしと紐育孟買棉價低落したるが爲め營業成績十分なる能はざりしが、本年棉作良好ならば紡績事業必ず利益多かるべし、上海市場にて需要せらるゝ綿絲十三萬九千包にして其中支那產大部分を占め、日本綿絲と印度綿絲とは既に漸次其勢力を失へり、十年以前には日本より支那に輸入せし綿絲年額約二十三萬包に上りしが昨年に至つては減じて僅かに五萬包に至れり、本年大中華紡績工場新に開業せり、該工場規模宏大にして紡錠五萬職工三千人を使用すべしと云へば其生產高亦尠少ならざるべく、將來支那に於ける紡績業の發達は日本及印度に影響する處少からざるべく其の棉糸布輸入は益々減少すべし（一・七）

▲各省銀貨分析成績（各報）

上海總商會にては廣東省新鑄造の二十仙輕質銀貨が續々上海に入込む爲め市面に恐慌を惹起する恐あるを以て屢次其の輸入禁止方を各當局者に要求し居たるが總商會にては廣東新銀貨の不眞なるとを一般に知らせんが爲め滬江大學工業實驗室は江蘇浙江安徽湖北福建廣東の舊二十仙銀貨及び廣東の民國九、十兩年の新銀貨合計八種の分析を依頼したるが其結果廣東二種の新銀貨の含有純銀成分は其餘の六種に比し百分の十二或は百分の十減少せることを確かめ此旨各方面に通告したり即ち分析の結果は左の如し

日本新聞重要電報（大正十年十月中）

（省名）	（總　量　數）	（含有純綿量）	（百分比率）
福建	五、一五四四	四、二三七七	八二・二
江南	五、二二八四	四、二八四六	八一・九
廣東（八年）	五、三〇七八	三、七一七〇	七〇・〇
湖北	五、二二一七	四、二九五二	八二・二
廣東（九年）	五、四〇一〇	三、七八五三	七〇・〇
安徽	五、一五五六	四、一八六三	八一・二
廣東（省）	五、二九八二	四、二六六二	八〇・五
浙江	五、二三一五	四、二一八六	八〇・六
		（一二、一七）	

華府會議

▲日本の撤兵條件（華盛頓特電卅日發）日本代表は華盛頓會議の極東委員會で支那駐屯軍撤退問題に就き左の通り說明した

（一）滿鐵沿線の駐兵は千九百五年北京條約の權利によるものであるが之と同時に馬賊の出沒今日の如き場合に於ては駐兵は寧ろ日本の義務である

（二）中支那派遣兵の撤退に就ては南北戰爭の現狀に鑑み漢口からの撤兵は今直に之を實行することは出來ぬが同方面の秩序が恢復し支那側に於て外國人の生命財產の保障に關し損害賠償の責任を負ふならば他日撤兵する

（三）天津に於ける北支那駐屯軍の撤退に就ては列國共同意思によつて何時でも撤兵する

（四）東支鐵道沿線の鐵道守備隊は四伯利撤兵後直ちに撤退する

（五）滿洲に於ける日本の警察官は日本人の犯罪者取締上必要と認むるから撤退し難い（東京日日二日）

▲在滿邦人華府會議に滿足（奉天特電一日發）華盛頓會議に於ける極東問題の解決如何は在滿邦人の消長に關すること多大であるので其經過は最も注目されて居るが其後會議の經過を報ぜらるるにつれ邦人等は一般に次の如き理由で滿足の意を表して居る

（一）滿蒙に於ける帝國の既得權其特殊地位の承認は愈帝國の滿蒙に對する地歩を確乎たらしむるものとして從來動もすれば不安動搖を免れなかつた帝國對滿策を徹底的に實行し得べく從つて民間事業の發展を期待し得ること

（二）軍備縮小による國庫の餘裕は必ず產業約施設に流用さるべく自然滿蒙方面の產業投資にも充當さるべきこと

（三）倘若し會議の結果西伯利北滿方面に於ける撤兵が實現せらるゝ曉には同方面の事業投資も容易なるべきこと（東京日日三日）

▲日支兩代表の演說（華盛頓電報三日發國際電報）昨日行はれた日支兩國代表第一次直接交涉に關し左の如き公報が發表された

開會の初め「務爾」ヒューズ氏及び英國代表バルフォーア氏は日支兩國が兩氏の斡旋を受諾した事を欣快とする旨を述べ且山東問題に關し公平滿足なる協定を遂げしむる爲め友誼的仲介の勞を辭せざる旨を述べ之に對し加藤全權は支那代表と交涉を開始するに至つた事を欣幸とすと述へ更に曰く

我等は此機會に於て「務爾」ヒューズ氏及び英國代表バルフォーア氏の斡旋に感謝せざるを得ない日本は此遷延決せざる論爭を可及的迅速に解決せん事を切に希望してゐる日本國民は又隣邦として將來完全に親善を持續する爲日支兩國間に存在する一切の誤解の原因を芟除せんと希望してゐるものである又那も亦慥かに同一の希望を有してゐるものと思ふ日本國民は支那政府が山東問題の直接交涉を開始せんとするに當つて幾多の難關に遭遇してゐる事を思はないではないが併し日本人は若し支那に於て全問題を大局より考察するに於ては此問題は速かに解決し得らるゝものと確信してゐる日支兩國の死活的利害は決して牴觸するものではないが唯支那公衆が一般に問題の眞相に就いて甚だしく誤解してゐるのは遺憾である「山東問題」なる語は其語からして既に誤つてゐる此問題は山東全省に關係したものではない重要な論點は單に山東全省域の僅か千分の五弱に當る領土を支那に還付すべき方法に關聯したものである又此整理を要する諸問題には元獨逸の獨占經營であつた延長二百九十哩に亘る鐵道線及びこれに附屬する沿線の領

山との處分を含んで居るのである支那が完全なる領土上の主權を要する事に關しては絶對に何等の問題なく現に支那は山東省に對して其主權を行使してゐる最近日支兩國間に交換された覺書を仔細に點檢しても知れる如く問題全部に對する意見の相違は實質的ではなくして名儀的なものである日本は今回の此會商に於て日支兩國代表が解決の主要條件を協定し問題の細目或は純然なる地方的に屬する事項に至つては別に日支兩國政府より委員を任命して協定せしめん事を希望するものである

支那代表施肇基氏は加藤全權に續いて左の如く述べた

國務卿ヒューズ氏及び英國代表バルフォーア氏が山東問題を公平に解決する目的を以て斡旋されたる事に感謝の意を表し更に曰く本問題の解決は支那に取つて最も重大なるものである而して同問題解決に關する難件の如何なるものなるやは周知の事實であるから玆に繰返する必要はない又問題に關する條件が不滿足なるものであり而して支那の要求と熱望とを滿足せしむるに足る公平正當なる解決案を速かに作出する必要があることは世界一般に認められてゐる處である而して支那代表は日本が同問題解決の方法に關し支那政府の遭遇すべき困難を認められた事を感謝するものである此困難あるが爲め支那政府に餘儀なく英米兩國政府代表者たるヒューズ氏及びバルフォーア氏斡旋の下に今次の直接交涉に出づるに至つたのである

會議は午後も再開され日本側よりは德川全權が加藤全權に代つて出席した日支兩國委員は左の申合せをなした

山東問題の商議は討議の基礎として現實の事實を執つて理論的見地を執らず而して商議の基礎は飽くまでも日支間の諒解と親善との促進を目的とすべく兩國は決して兩國間に爭議なりし條約上の規定を基礎として討議するものである如く推斷せしむるやうな餘地を與へない事にした

と次いで膠濟鐵道問題に關して意見を交換して後十二月五日に更に商議を續行する事に申合せた（東京日日五日）

▲此は又飛んだ言懸　（三日タイムス華盛頓支局發）　何事も幽に衣着せず言ふべき時が來た日本は支那を分裂せしめ之を蠶食するといふ例の政策を徹底せしむる爲めに其海軍率を增加せんと希望してゐるだらうが件の政策は日本に於ける其反對者が熟知してゐるやうに日本が過去十箇年間如實に遵奉したものであつた日本は英國民の注意が歐洲の事件に集中され英國が戰爭に沒頭してゐるのを善い事にして日英同盟の文字及び精神を蹂躙し山東に於ける獨逸の後繼者たる其地位を利用し其地位の正當なる意味の範圍を越えた今若し日本が不相應な海軍率を要求し山東問題を槓杆として英米が成程これならば承諾する以上の飜けごとに兩國に無理に同意させやうとするに於ては勢ひ其誠意に疑ひをかけられ根本問題を凄じい形相で出現させる事になる華盛頓會議に於ける諸問題の試練の一つは支那に對する日本の善意の眞價如何で參謀本部が家元だと言はれてゐる軍國主義者の汎亞細亞政策が日本に於ける壓倒的勢力がどうかといふ事も亦問題である從つて日本政府は英帝國を形成する諸國民の態度を確め樣と熱慮してゐるかどうかといふ事がまたおのづから聞きたくなる日本は若し侵略的態度又は侵略的で無くも無さゝうな態度を執つたら屹度英帝國内の諸國民をして一齊に起つて同盟に反對させ卽ち結局同盟はないと同樣だといふ事になるのを餘程以前から承知してゐる筈だと期待されてゐた若し日本が尙現在の行き方で飽くまで進まふと言ふのだとすれば英國政府は華盛頓に居る英國全權に訓令して日本の理解を刺戟するやうな方法を執らせる必要があるだらう日本は遠きを慮り穩健を旨とする政策を翼しつゝ華盛頓會議と終始したならば一切を得て然かも何物も失はぬではないが此政策たる會議の成功を促し一大文明國たる日本の勢威を高むると共に極東に於いて當然日本が要求する權利を有する凡ての便益を確保する地位に日本を置く事となる日本は現在の處或る勢力（それはどういふ性質のものか唯想像するの外は無いが）に動かされて從來とは反對の行動に出やうとしてゐる樣に見える今日此場合徒らに沈默を守るは友邦に忠なる所以に非ずそれは日本をして今迄の態度を持續しても日支の關係にさのみ重大な障害を來さぬだらうと思ひ違ひをさせてはならぬからである（東京朝日二日）

▲日本側讓歩山東特權拋棄　（華盛頓特電九日發）　五日の山東交涉に於て日本は獨支條約に則り日本の山東に於ける特權を拋棄せる旨を宣言した稅關に關しては（一）靑島の日本人に對して日本語使用を許すこと（二）靑島稅關の日本人採用を條件として獨逸の特權と大正四年八月の日支取極を消滅せしむることに決定した（東京日日七日）

▲會議脫退の覺悟で　（華盛頓電報六日發國際直電）　支那代表に北京

政府より左の訓令に接した

膠州灣無條件還附要求を固執して必ず讓歩してはならぬ又滿洲に於ける支那の利益を保護する爲に若し山東交涉にして支那の不利となるが如き結果を來すに於いては宜しく華頓會議撤退を考慮せよ

但し支那代表は今の所尚も會議引揚げの意無しと力說して居る（東京日日八日）

▲日支意見相違　（華盛頓特派員七日發）　日支間の山東交涉の性質に就き議論持上りつゝあり卽ち日本側は交涉を以て會議を離れたるものなりと主張するに反し支那側は之を以て極東會議の一部なりと云ひ居れり埴原全權が山東鐵道に對する共同管理を固執しつゝあるに對し支那側が全然日本の管理を脫せんことを主張しつゝあるは公知の事實なり本問題にして行詰り來さんか支那側は之を極東會議に提出するならん（時事九日）

▲在支軍撤退の時期　（華盛頓特派員七日發）　日本全權は自衞を理由として支那領の若干部分より軍隊を撤退することに異議を示せる覺書を提出せり此覺書は西伯利問題にも亘れる證左あり覺書に曰く支那現在の事態に徵すれば支那の首府にすら外國軍隊の存在する必要あり若し支那にして滿洲に於ける平和を保護し得るに至らば何時にても日本は滿洲より撤退す可し同時に西伯利より撤兵す可し日本は西伯利撤兵と共に東支に於ける其軍隊を撤兵す可し日本は滿洲に於ける重大なる國際的難局を惹起するの危險を賭して迄感情的觀念に驅らるゝ能はず（時事九日）

▲膠州灣租借地の公共財產還附　（華盛頓電報八日發國際直電）　日本全權等は本國政府の承認あり次第支那獨逸及日本より建設されたる建物並に土木事業を始めとして膠州灣租借地に於ける凡ての官有財產を支那政府に還附することに同意し支那はこれに對し日本が右官有財產に支出した凡ての經費を賠償することに同意した（東京日日九日）

▲弱い者に正義なし　（華盛頓特電六日發）　支那全權秘書長は辭職を申出で憤慨して曰く

吾輩の支那國民に告ぐべきことは弱い者に正義も權利も得られる望みはない吾人は軍備を整へ力によりて權利を得べく用意しなければならないと云つて居る大多數の新聞紙は會議の結果は支那の勝利だと傳へたが此勝利も刁氏等の認めた通り實際は空虛のものである某米國高官は刁氏の所說を打消して居るが其決せられた事も必ず其結果の價値を說く丈の條件が附いて居るのであるから何にもならない列强に其租借地の放棄を三日極東委員會で聲明した時早合點をするものは之れ支那の大勝利だとなしたものだが併し事實租借地問題の討議未だ終らず七日の委員會で之が持出される筈だ且つよく分解して考へたら決して支那の勝利でないことが分る第一放棄すると聲明された地方と放棄しない聲明した地方とを比較して見るとよい英國は威海衞を放棄すると云ふが威海衞の租借權は何等經濟的實益の伴ふものでない併し香港九龍地方は決して返さぬと云ふ同地方は英國人の對支發展の最重要な地域である日本が大連旅順は決して放さぬと云ひ佛國は廣州を返還すると云ふが廣州には佛國が元來大した金を掛けた土地でない支那は會議で門戶開放政策を實現させる丈が成功した丈であるが將來開かれる會議で今次會議の結果を再び審議し而して支那は其時相當の利益を受けるだらうと云はれて居る尙支那全權は山東問題直接交涉を引くるめると云ふ風說もあるが之は根據のない事である支那全權は依然山東交涉は直接交涉でなく直接談合に過ぎぬと解釋して居る而して支那本國に於て反對論を惹起しはせぬかと心配して居る何にせよ風評は色々あるから山東直接交涉が今直ぐ破裂すると云ふ樣な模樣はない（東京日日九日）

▲會議脫退を意味せず　（北京特電九日發）　北京各團體國民外交聯合會代表は本日顏外交總長を訪問して山東問題交涉に關する詰問を爲したる處顏總長は要領左の如く答ふる處ありたり

今次の會議は直接交涉にあらず又特別委員と云ふにもあらず一種の協定辦法に外ならず若し交涉の前途形勢不利なるものあらば其の解決を後日に延期す可きのみ然れども幷は山東問題の解決が後日に殘さるゝのみにして決して代表團の會議脫退を意味するものに非ず（時事十一日）

▲支那全權辭職　（九日北京特派員發）　施肇基顧維鈞王寵惠三氏は連名で九日突然支那政府に對し全權辭職の電請をした是は支那に對して山東問題に限らず一般に不利なる悲觀した爲めであると（東京朝日十一日）

▲山東釋明　（北京特電十一日發）　北京政府は山東問題直接交涉に對し再び國內の輿論沸騰し來らんとするを看取し一般國民の誤解を解くべき左の宣

言書を發表した

山東問題に關し支那は二回に亘り日本に回答した後直ちに太平洋會議支那代表に對し該會議に之を提出すべき旨訓電し該會議に出席せる各國代表の公平なる討論により圓滿に解決されんことを希望した然るに支那代表の返電によれば英米兩國は該會議の解決に俟つべき幾多の問題を有し居るを以て山東問題は英米が居中調停に任じ迅速に解決せんことを希望し友誼を以て調停に任じ度き旨を表示すると同時に英米公使に對し右の旨を北京政府に傳達すべきを命じた故に政府は愼重審議の結果山東問題は關係するところ重大なるを以て二回に亘る回答も皆人民の意志を尊重し理により力說し以て我國の希望を實現せんことを期したる次第であるされど今次の太平洋問題は元來英米兩國を以て中堅となすが故に英米兩國の主張は之を防止するを得ず從つて支那代表は數回に亘り電報にて協議し一方ヒューズ、バルフォーア兩氏も齊しく將來の協定條件に就いては列國の承認を求むべしと聲明せるより支那代表は渡米顧問及山東代表等を召喚し數週に亘つて會議を開き愼重審議したが結局何れも英米の日支双方に對する友誼上の勸告を無視する能はずとなせるを以て政府は山東問題に關し該會議に對し左の如く聲明すべき旨支那全權に訓電を發した

一、山東案は日本に對し獨逸の權利を繼承することを認むるに於ては之を解決する能はず

二、專ら事實に就て討論し如何なる條約協定の論無く之を來制するを得ず

と次で十一月卅日開會の該會議に對し支那代表は山東案を提出した然るに議長は之に對し山東案が久しく懸案となり居るは日支兩國親善の障碍である故に今最も眞摯なる意を英國と約し日支兩國に對し調停を申出で會議に關しても日支兩國全權の外英米兩國代表も之に出席する事となるであらうと正式に聲明し且結果の如何に拘らず等しく大會に報告すべしと附言した之を以て十二月一日英米日支四國代表は第一次會議を開いたが其席上支那代表は由來山東問題は支那の存亡に重大なる關係を有し支那國民は何れも其公平圓滿なる結果を得ん事を希望して居る旨を述べ次いで政府訓令の先決條件を聲明した所日本代表にも異議はなかつた是山東案を大會に提出し大會が之を英米の調停に一任せる經過である要するに山東問題は久しい間の問題であるが今次英米の公認を以て解決せんとし每時の會議にも英米代表の參加あり議にして纏らざる時は尙大會に於て討論すべきを以て亹ら支那の希望と牴觸せず元來此問題は關係する所大なれば詳細に眞相を述べ合せて一般の誤解を解くと(東京日日十三日)

▲膠州灣鐵道評價　(桑港電報十二日發國際直電)　日本が膠州鐵道の件に同意する場合自から起るべき賠償問題に顧み日支兩國全權が同鐵道評價の件を協議したのは意頗る深長である支那全權は右に關し金額を申出でのあつた後資產評價に就ての討議が發展した(東京日日十四日)

▲支那無電協同案　(巴里電報十三日發國際直電)　華盛頓來電によればヴイヴイアニ氏は極東委員會に於て一決議案を提出し列國協同の上支那と諸外國間に無線電信を開始し以て通信の競爭を停止する必要ありと力說し且其目的の爲支那を加へたる國際委員を任命し該委員をして特に出來得る限り速に最近世界無線電信機械裝置を施さしめん事を主張した而して同決議案には左の如く規定してゐる

(一)內國無線電信局は支那の法律に準據せしめ又外國の通信は國際協定によるべき事(二)關係各國は右委員會の決定したる根本原則を遵守せざる電信會社を後援せざる事(三)官用又新聞電報料金は少くとも五割の減額を容認すべし(東京日日十五日)

▲勢力範圍は支那を害ふ　(華盛頓電報十三日發國際直電)　王寵惠氏は曰く英米兩國が支那に於ける勢力範圍撤廢を熱心に主張せる事は滿足の至りである斯る勢力範圍は支那人民の間に多大の誤解と疑惑とを生ぜしむるのみならず支那の經濟的發展を阻害し世界各國民に對する機會均等を妨害し支那の政治上の保全を傷れ國際間に軋轢を生ぜしむるものである是支那代表が會議參加各國に對して勢力範圍又は支那に於ける一國の特殊利益に對する主張を一切拋棄せん事を求むる所以であると(東京日日十五日)

▲山鐵交涉纏る　(華盛頓電報十五日發國際直電)　日本委員は本國政府の承諾を得て山東鐵道還付賠償金として獨貨五千三百萬金貨馬克並に日本が同鐵道に投じたる永久的改良施設費中から減價額を控除せる金額を支拂はんとする支那の提案を承諾した(東京日日十七日)

▲支那側の言分　（華盛頓電報十六日發國際直電）五千三百萬金貨馬克を支拂ひて山東鐵道を回收せんとする支那の申出に日本が假承諾を與へたる件に就き支那側は曰く支那は外國の管理を廢止する爲に此取極めをせんと欲したのであると商議の中心問題は該金額の支拂形式問題に移つた支那は日本側から借款する事は外國の管理を依然伴ふものなりとして強硬に之に反對してゐる日本側と支那との見解は明白に相違してゐるので之を調和せしむることは一寸困難ではないかと案じられてゐる支那委員は現金支拂を以て解決せんと決してゐる（東京日日十八日）

▲日支條約には觸れまい　（華盛頓特電十五日發）支那問題の經過は十四日支那全權王寵惠氏が廿一箇條を提出し該條約の無效を主張した之に對し日本代表埴原氏は書翰を以て回答する旨を述べ且日支條約の效果を此會議で論議することを拒絶する旨釘を刺したが今日の所では本會議に廻付されまいと思はれる山東問題は青島砂關問題優先權問題及膠州灣租借地開放等を議して居る間に早く山東鐵道問題を討議したいと支那側から申出があつたので會議は鐵道問題に懸つたが途中で行惱みを生じ日本側は合辦を主張し支那側は自ら資金を調達して買收せんことを主張し相對峙して下らなかつたが遂に日本は其主張を撤回して支那側と買收價格を議することとなつた（東京日日十八日）

▲支那に死の宣告　（華盛頓電報十六日國際直電）本日米國上院での演說に於てミゾリー州選出議員リード氏は再び四國協約に對して攻擊を加へた氏は聲明して曰く同條約は「支那に死の宣告」を爲したもので四國條約は日本と英國の爲に作られたもので米國が之に贊成した事は日、英、米三國を「山東掠奪」の仲間としてしまつたものであると（東京日日十九日）

▲山東案解決に近づく　（華盛頓特電十七日發）山東問題の日支直接交涉第二回目の結果は次の如くである

日本は膠州の租借權を支那に還付し青島は稅關管理の下に置き且山東から撤兵するに同意したに對し支那は二百六十哩の山東鐵道は日本が之に投じた改良費（日本の財產見積り價格を含まず）に對しては獨貨五千三百四十萬六千百四十一金貨馬克、坑山所有權に對しては五百卅萬金貨馬克、鐵纖に對しては廿四萬三千八百五十馬克を日本に支拂ふことを同意したそして山東鐵道は九箇月以內に支那に還付され同地に於ける行政的管理及利權は廢棄する事となつた

而して目下行惱んで居る問題は右代價支拂の方法である即ち日本は山東沿線の日本國民の所有權擁護の爲に支那が日本より借款を起し尠くとも十箇年賦で償却するを可とし即時現金拂は斷じて不可であると主張するに對し支那は即時現金拂或は支那銀行團から得べき金を以て最短期間に支拂ふことを主張し日支兩國共に下らないので該問題は一時行詰りの感を呈して居るが海軍問題の解決つき次第續て英米代表の斡旋で何等かの活路が見出されるであらう併し一部の人々は右に關して日支の兩國が折合ふ事は不可能だらうと云ひ又或者は速に落著を見ると信じて居る又廿一箇條問題に關しては極東問題は委員會若くは次の會議で詳細に亘つて辯明を爲すからとて該問題を本會議に持出す事を拒んだ日本の主張に就いては英米共に同感を有して居るので該問題も日本に大して迷惑を與へずに終結を告げる事であらう（東京日日二十日）

▲二十一箇條廢止を叫ぶ　（二十日國際直電華盛頓發）支那全權は聲明書を發し二十一箇條の廢止を求めて曰く

華盛頓會議は支那をして統一を熱望すること愈切實ならしめ即ち實力ある中央政府が支那國中の勢力ある諸分子の援助を得なければ支那は華盛頓會議によつて採用された原則の利益に浴することが出來ぬと

全權等は尙指摘して曰く

中央政府のみならず支那に於ける有力な人々例へば滿洲の張作霖天津の曹錕長江の吳佩孚廣東の孫逸仙の如きも相協力するのを十分に感得するに至つた就中張作霖は華盛頓會議の決議に依り自分の治下にある地方が最も影響を被ると考へてゐるがこれは無理もない所である

支那全權は更にその聲明書中に述べて曰く

日本全權は支那に關する討議を故意に遲延せしめ頑強に山東に於ける自己の特權を固守してゐる日本は滿洲に於ける利權の將來に大關係を有する二十一箇條の破棄を拒絶してゐるから之等の利權は有耶無耶の中に取られて仕舞はせぬかと云ふ人々もある

と全權は尙張作霖が支那に於ける各領袖等の協力を求めんと熱心に盡力してゐる事に言及して曰く

一に職事委員會を設け西藏問題の解決の方法等に就き研究することとなつた十五日其第一次會議が開催さるゝ筈（東京日日十四日）

▲馬賊我軍を襲ふ　關東軍司令部附村井少佐、後藤大尉及隨員四、下士卒十は我黑河特務機關に聯絡の爲齊々哈爾よりに黑河に向ふ途中十二日午前十時廿分齊々哈爾北方約我廿里附近の地に於て四五十名の馬賊に遭遇し村井少佐、後藤大尉外兵六名は戰死したものゝ如し藤川軍曹及上等兵一名は重傷し隨員は輕傷廿里屯に引揚げた齊々哈爾領事は十三日支那兵護衛の下に醫師外三名を負傷者並に死體の收容の爲派遣した（聯東京日日十日）

▲蒙古出兵の辯　（十一日哈爾賓特派員發）　莫斯科から派遣されて北京に向つたパイクス氏は露國記者に語りて言ふ

改めて交渉と言ふも勞農露國と支那の間には解決の機を待つ案件多く俄に思立つたものでなく蒙古へ出兵は白軍の脅威を除かんが爲の必要で毫も侵略の意なくこの點に就き支那に誤解ある樣だが露國は親善を念としてゐるから蒙古の危險さへ去らば速かに撤兵すること勿論で支那政府に於て我が眞意を知らば所謂蒙古問題も直ちに解決する東支鐵道及び附屬地に關しては大いに露國人の利害を考慮する支那の主權を尊重するから餘り意見の間隔がなからう大連會議は勞農露國の關しないところであるが日本は戰勝者の如き態度を捨て極東共和國の領土から撤兵すれば恐らく協定が成立するであらう（東京朝日十五日）

▲關稅剩餘流用承認　（北京東方十五日）　本年三月支那側の請求に依り稅關稅率一割の特別附加稅を附し之を引當に四百萬元の新債借款を起したるが該附加稅收入は本年末迄に約七百萬元に達す可く是に支那側より該附加稅を本年末限り停止すること及び差引收入の剩餘額三百萬元を此際借款し江浙江、甘肅の水害救濟費に充て度き旨申込み來れるが右に關する日英米等の七國公使は其使途監督委員を組織し之を承認することとなれり（時事十六日）

▲高橋首相に電報　（二十一日上海特派員發）　中國國民外交大會は二十一日の會議にて左の電報を高橋首相に送ることを可決した

中國が世界に向つて支那問題の公平なる解決を望む旨宣言したが擧府に於ける貴國代表の二十一箇條及び山東問題に對する態度には大に失望した本會は支那國民全體を代表して謹んで宣言する若し擧府會議が支那國民の最初の依賴に從つて解決せさる時は吾人は斷じて承認せす卽ち二十一箇條を取消し山東を無條件にて返還すべく擧府會議若し不滿足の決定をなさば支那國民は報復手段を執る權利を保留する旨を聲明すべし貴國今後の商業に多害なきを得ぬ

同時にヒューズ氏に對し山東直接交涉を爲せる北京政府と其代表の行爲を否認し二十一箇條と山東問題が正當に解決せざれば報復手段を執る旨を打電することを議決した同會は既電の如く世間から左程重視されて居ないが夫丈け過激て近く又復日貨排斥の激烈なる運動を起すに至るらしく懸念されて居る（東京朝日二十三日）

▲我對支勸告に復答　（北京特電二十四日發）　北京に於ける廿五日の國民大會は過般日本國民有志大會より發したる勸告に對し大要左の如き復答を發する筈なり曰く同文同種なる日本國民の勸告書を見るに弊國統一の必要を力說せるは善隣の厚意感謝に堪へざる所なり然れ共弊國が其國民として統一を否認す可からざるは事實にして偶々表面上不統一の感あるは是一部軍閥の私鬪に過ぎず然も其原因を探れば一に貴國野心家の侵略的の政策に依つてなり吾人は日本の爲め計るに日本は其名譽ある現在の地位を强固にする爲め從來の侵略的政策を捨つるに如かず君見すや若しカイゼルなかりせば獨逸は決して今日慘狀に陷らざる可き事を日本國民は深く思ひを茲に致して斷然少數の野心家を斥け軍備擴張の費用を教育産業等最も多數の國民の幸福の爲に發す可きなり幸に斯くの如く日本が其侵略的政策を捨つるに於ては茲に初めて善く日支間の親善を期し得可く其の人類に齎す幸福豈僅かに東亞各國のみに止まらんやと（時事二十六日）

▲露蒙協定の內容　（北京特電二十四日發）　十一月五日露國勞農政府と蒙古獨立政府との間に締結せられたる協定は七箇條より成る左の如し

（一）蒙古獨立政府と露國勞農政府とは左の如く法律上承認を與ふべきこと

（二）兩政府に對し敵對行爲ある團體に對しては相互に取締ること

（三）外交官及び領事を交換すること

（四）双方共國民の權利義務を尊重すること

（五）野蠻なる刑罰を廢止し且つ相互に刑罰上の特權を廢止すること
（六）稅率を協定すること
（七）勞農政府より電線を蒙古政府に讓與すること（時事二十六日）

▲支那協會長の忠言（倫敦國際ロイテル二十四日發）日本實業團一行はホワイトホールに於ける忠魂碑に美麗なる花環を捧げたり支那協會々長アンダーソン氏は極東に於ける日英兩國の利益と題して一場の演說を試み對支通商に關する日本の自然的大利益は決して之を剝奪すること能はず故に日本が山東を還附することは大に策の得たるものなり然れば支那の對日感情を和ぐると同時に基礎鞏固なる中央政府を樹立するの便宜を支那に與へることゝなる可しと述べ次に同氏は日本が朝鮮に於て高率の特惠關稅を課し同地に於ける英國往時の大取引を減少せしめたることを嘆じ支那に於て英人又日本人が經營したる商標に關しても同樣に不滿の意を洩らせり大倉組重役門野氏は之に答へて登錄問題は實業團の努力に俟つて多少は改善することが出來ると信ずるも朝鮮に於ける特惠關稅の改善は疑問なりと云へり團長團博士も亦此席に於て演說を試みたり（時事二十六日）

▲馬賊被害總勘定（二十六日奉天特派員發）奉天總領事館では本年一月以降十二月初旬に至る東三省の馬賊被害狀態を調査中であつたが大體調査も完了を告げたる之に據ると滿鐵沿線の被害數百八十件馬賊延人數三千五百四十三被害人員日本人四十五名支那人百六十一名被害金額十九萬五千九百七十九圓で右の內日本人即死二名重輕傷數名を出して居る滿沿線外の被害件數は八十七件で馬賊延數三千五百四十二名日鮮人共百六十六名支那人百七十四名被害金額五萬六十圓右の外黑龍江吉林及間島方面に於ける馬賊の被害にして記錄に現れないものは頗る多數で秘密に調査中であるが赤塚總領事は近日第一の警告を發することになつて居る（東京朝日二十七日）

▲英支廈門問題惡化か（廿八日國際直電北京發）英國公使アルストン氏は廈門問題に關し本日梁總理を訪ひ廈門人民の排英運動に依つて起る損失に對しては支那政府は賠償の責ある旨を述べ猶此の問題に關し徐總統に謁見せん事を要求したが總理は之に對し總統は直接外交の衝に當らぬから外交部と交涉して貰ひ度いと答へた問題の形勢は漸次惡化の模樣である（東京朝日三十日）

▲露支通商條約成立說（二十八日東方北京發）露支通商條約は未だ調印せざるも最近兩國代表間に協議纏まりたりとの消息があつた（東京朝日三十日）

南北情勢

▲廣東の排北方運動（上海特電三十日發）華府會議に於ける北京政府代表者の言動に對しては廣東政府は其都度妨害を加へ廣東政府の代表者として華盛頓に駐在せる馬素は連日北京政府代表者非難の電報を上海廣東等の機關新聞に寄せ居れるが華盛頓會議に於ける北京政府代表者に對する廣東政府の非難は要するに

（一）中華民國の正式政府に非ざる北京政府の代表者は支那及び支那國民の意思を代表するものに非ず

（二）中華民國正式政府たる廣東政府は平和を愛好する點に就ては如何なる政府にも讓らざるに非法政府たる北京政府の代表者の言動に就ては何等の責任を負はず

（三）極東委員會が恒久的平和を求めんとする以上は先づ二十一箇條の廢棄及び山東問題の處理を必要とするに北京政府の代表者が此問題に言及せず漠然たる十箇條の希望條件を提出したるは其措置當を得たりと云ふを得ず

（四）北京政府代表者の提議せる十箇條の要求に對し列國は表面に是を是認せるも實は其の後ルート氏の提議せる四箇條の原則を基礎として支那問題を審議し居れり此の結果支那は二十一箇條及び山東問題を提出す可き絕好の機會を失ふに至れり

と云ふにあり廣東政府側の北京政府代表者に對する非難は大概以上の如くにして此程廣東政府外交部長伍廷芳の華府會議に當たる意見書も畢竟此意味を表白せるものなり然るに最近顧維鈞が極東委員會に於て山東問題を上程す可しとの報告を與へたりとの報あり又二十一箇條問題に就ては日本は修正の意あるやに傳へらるゝ爲め廣東政府の反對運動は曖昧にすれ押の氣味あり之に反し北京政府側は在支外國郵便局撤廢問題に關する華府會議の決定を以て支那委員大成功なりとし機關新聞は華府會議の前途に始めて一點の光明を認

記の如くなるが張作霖氏は又前湖南督軍張敬堯の罪を赦し之を起用せんと熱心に主張する處あり近く其實現を見ん形勢なり尙張氏が彼の張勳氏を起用して之を江蘇、安徽、江西の副巡閱使と爲さんことを屢々請願しつゝあることも隱れなき事實にして張氏が近來北京金融實權を握らんと欲しつゝあることを併せ考ふれば張氏の抱負野心の那邊にあるかを窺ふに足る可しと（時事二十三日）

▲司法制度改良着手　（北京特電廿四日發）　領事裁判の撤廢の原則通過を見たるより支那側にて明年列國視察員の來支すべきに顧み今や（一）司法機關の改良（二）民事、刑事訴訟法の制定準備を急ぎつゝあるが尙ほ廿四日の閣議にて關稅增徵に依る收入の一割五分を割て司法改良費に充て漸を逐ひ各地に特別法廷を設くることに決し其旨を直ちに公布せり（時事二十六日）

▲閣員決定　（北京特電廿五日發）　廿五日總統令を以て左の如く發表された

外交總長　顏惠慶氏　　內務總長　高凌霨氏
財政總長　張　弧氏　　陸軍總長　鮑貴卿氏
海軍總長　李鼎新氏　　司法總長　王寵惠氏
教育總長　黃炎培氏　　農商總長　齊耀珊氏
交通總長　葉恭綽氏

尙同時に張名振氏を國務院秘書長に任命した（東京日日二十六日）

▲新總理初訓示　（北京特電廿六日發）　新國務總理梁士詒氏は廿六日閣員に對し予は南北統一と財政整理の二大目的の達成に全力を盡す覺悟であると訓示した（東京日日二十八日）

▲國是會議開催計畫　（北京特電廿七日發）　曩に廬山會議なる國是會議の開催を提唱して失敗せる吳佩孚氏は之に代る可き計畫として明年一月武昌に統一會議なるものを開かんと欲し目下積極的に其準備を進めつゝあり既に各省に電報を發して其同意を乞へり陳及び田文烈等も既に活動を開始せり其準定の電報は各省より代表一二名宛を派遣し先づ各省の法律問題及び事實問題を議し其一段落を告ぐるを待つて該統一會議を終り引續き所謂國是會議なるものを開かんとするにあり而して其期する所は各省の統一延いて國是を確立する事は勿論なれども吳氏の實際の計畫は曩に廬山會議と同樣基に依りて先づ徐總統の顧逐し代ふに曹錕氏を以てせんとするものなる事明瞭なるを知れる張作霖氏が是に同意加せざる可きは固より當然なりと謂可し況んや四南方が吳佩孚氏の計畫通り安んじて是に聽せ參するや否やは更に疑問なり從つて武昌統一會議の前途も恐らくは彼の廬山國是會議と相距る事遠からざるものに終らんかと觀測せらる（時事二十八日）

▲湖北四川和約成る　（漢口東方二十七日發）　宜昌守備軍總司令孫傳芳氏の報告に據れば今回孫傳芳氏の派遣せる參謀と四川總司令劉湘氏間に講和條約十七箇條を締結し兩軍は各其の占領地帶より撤退して省境を守る可く決定せり（時事二十九日）

▲統一問題に意を注ぐ　（北京特電二十八日發）　北京政府は頃日曹錕張作霖兩氏の建議に係る南北統一策に對して頗る注意を拂ひつゝあり近く尊ら其統一問題を討議する爲め府院聯合會議を開く可く曹、張兩氏の在京を延ばし居れるも全く同會議に列席せんが爲めなりと傳へらるゝ而して梁總理の之に對する方針は左の如しと

（一）各方面の主要人物を迎へて其斡旋を依頼す
（二）各省團體の協力に依りて南北和平促進の先驅となす
（三）和平會議を開催し其代表を各團體聯合會より選擧す
（四）國民の自動的主張を採用して公開の協議を開く
（五）憲法を制定して根本的に適當なる辨法となす（時事二十九日）

▲奉天軍器廠　（奉天電報廿七日發東方通信）　奉天軍器廠は規模狹隘にて東三省の軍器軍用品の需要を滿たし得ざるに依り既に張巡閱使は其大擴張を計る爲め先づ其名稱を東三省兵工廠と改め軍器廠長陶治平氏を兵工廠長に任命した其新設備の資金は六百萬元とし奉天三萬元吉林黑龍各百五十萬元宛を負擔し其中三百萬元を創立費に充て大砲小銃彈丸其他の製造工場十箇所を設くる豫定で外國へ註文中にて各種機械は明年四月上海秦皇島を經て當地に着する筈なるも該兵工廠は種々準備をする爲め八月頃ならでは事業開始に至らないと（東京日日三十一日）

財政借款

▲滬寧鐵道借款　（上海電報二日發東方通信）　申報の傳ふる所に據れば

瀋寧鐵道は英國商人より一百萬元の借款をなし二回に分ち交付さるべく利息其他を控除し實收七十餘萬元であると（東京日日四日）

▲支那關稅對策　（北京電報五日發東方通信）某方面消息の談に依れば最近支那政府が接手した準備頓電報によれば關稅增徵に對し各國は協議の上（一）關稅一割二分五厘增加（二）釐金稅廢止の日を以て實行期となす（三）關稅は專ら實業の擔保となすべく他に流用を許さず（用途はアグレン氏之れた監督）の三箇條件を提議して來りたる旨を報じて居るので財政部は三日午後緊急會議を開き一に對しては深く各國の好意を謝す第二項は同意第三項中關稅用途は

（一）實業基金（二）無抵當の內外債回收（三）整理公債基金（四）政局收拾費（五）統一後の建設費（六）中央の行政費（七）內外教育基金

の七項に限り總稅務司の監督に關しては其職權內に屬すると否とを研究して決す旨を決議し直に準備頓代表に關し右の如く返電したと（東京日日六日）

▲八千萬元國券發行計畫　（北京電報十六日發東方通信）財政部は財政救濟彌縫策として八千萬元の特殊國庫券を發行せんとする計畫がある其要點左の如し

一、六千萬元を以て鹽稅餘款抵當借款の償還

二、二千萬元を以て本年末の用に充つ

三、鹽稅餘款を元金へ支拂ひ基金とす

四、每年抽籤に依り償還

五、利息八分

六、鹽務稽核總所會辦英人スリックランド調印地に保證す

而して右計畫は目下高財政總長と銭次長との間に協議中である（東京日日十七日）

▲賑災借款成立　（十五日北京特派員發）昨年十二月關稅附加稅の增收を擔保として外交團より借入れたる四百萬元の賑災借款は既全部支那政府より返濟を終つたが今年末迄に關稅附加稅の增收三百萬元あるので支那政府は更に之を擔保とし日英米佛伊以下七國に三百萬元の借款を申込んで來た右の費用は江蘇甘肅浙江三省の賑災に充る筈で各國共支那政府の申出に同意した（東京朝日十七日）

▲支那の節季遣繰り　（北京特電十六日發）財政部側の談に依る鹽稅所長總世銘氏は年末財政の遣繰方法に就き鹽務稽核使（英人）と協議の結果次の樣な案を樹てた

一、八千萬元の特殊國庫債券を發行すること

二、鹽稅剩餘金を以て償還資金とすること

三、每年抽籤により償還し十年間に全部を終ること

四、利子は八厘とすること

五、鹽務稽核使券面に調印し之を保證すること

六、六千萬元を以て鹽稅剩餘金の缺損を埋め二千萬元を以て本年末の政費に充てること

而して總氏は十六日右計畫を携へ入京中の張作霖氏を訪れ詳細說明し其贊成を求め同時に東三省の鹽稅をば分捕らないで全部中央に送付して貰ひたいと嘆願したが張氏は默つて何とも返事をしなかつた尙右計畫は勿論財政總長の名で之を閣議にかけ其通過を俟たれば實行することが出來ない者であるから近々中に閣議にかける筈であると、東京日日十八日）

▲新銀行團の目的　（十七日北京特派員發）新銀行團代表スチーブンス氏は本國銀行團より左の如き新借款團組織に關する辭明書を受取つた

一、銀行團は利益本位で組織さるゝものでなく支那を利する大方針の下に各國の協約ゝ援助の手段として組織されたものである

二、銀行團は支那に於ける企業を獨占せんとするものでない事實各省の建設に要するものを除き如何なる借款にも應ずるものではない

三、銀行團は支那の財政を管理せんとするものではない投資者に擔保を提供さるゝ場合擔保と借款を保護する爲に唯適當の機關を必要とするのみである

四、銀行團は將來支那內國の銀行團及支那投資者の手に依て常に斷ゆることのない洪水旱魃饑饉を防ぐに足る交通上其他の設備を爲すに至ることを衷心から希望するものである

五、銀行團は支那國民の能力を信ずるものであるが唯支那の現狀から起るべき國際的危險を憂ふるが爲めに支那國民を助け東亞に於ける經濟及び財政狀態を確實ならしむる爲に衷心投資を望むものである

六、銀行團は支那國内の事情に顧み支那國民の利益の爲に銀行團と支那との協力を希望するものである

七、以上は銀行團組織の趣旨であつて支那に必要が無くなつた場合は何時にても銀行團を解散するに躊躇するものではない（東京朝日十九日）

▲財政部の新看板　（上海特電廿六日發）　新任財政總長張弧氏は左の如く財政方針を決定した

一、國立教育費を確定し毎月鹽稅剩餘金中から之を支給すること

一、内外人を以て委員會を組織し内外債を整理すること

一、軍費を節減し收支相償はしむること

尙張弧氏は廿五日英、米、佛三國公使を歷訪し關稅引上げ後の剩餘金を以て新公債を發行することについて相談した又梁總理は不日財政整理、裁兵、南北統一につき全國に通電を發する筈である（東京日日二十七日）

▲支那借金　（上海特電二十七日發）　新財政總長張弧氏の發表によると中央政府の債務總額は同月末に於て十五億八千八百八十五萬元其内長期外債九億四千六百六十九萬元短期外債一億三千七萬元内國公債二億六千三百廿二萬元内國銀行短期借款八千九百九十九萬元にて各銀行立替四千四百十八萬元、國庫債券四千四百四十三萬元に達すると云ふ（東京日日二十八日）

▲交通東三借款成立　（北京東方二十八日發）　交通銀行との間に四百萬元借款成立し二十七日夜双方代表者間に契約調印を了せり斯くして交通銀行は愈張作霖氏の勢下に歸したり尙は同銀行は今月末か來月四日頃より無制限兌換に應ずべし（時事三十日）

▲交通救濟金調達　（北京特電二十九日發）　梁總理は連日張作霖氏と協議の結果交通銀行救濟基金として張氏より現金四百萬元を借入るゝことに成功せり其擔保は交通銀行の官有株を以てし利子は年一割五分なり此外附帶條件として張氏より一人の適當なる監察員を派して銀行の業務を監督せしむ可しと云ふ而して右契約は既に二十七日其調印を了したるを以て愈近く交通銀行の完全なる兌換を見る可しと（時事三十一日）

會　報

本會各部事業報告

本　部

役員の異動

一、本會總裁侯爵鍋島直大氏六月十八日逝去せらる

一、大正十年四月以降九月末に至る新入會者九十名

大正十年十月一日現在會員數

會員總數二千六百九十九名（增加八十五名）

内譯

外國客員	八四	
外國名譽客員	七	
内國客員	三六	計二、六九九
内國會員	一、五一七	
内國支部會員	一、〇五五	

上海東亞同文書院

一、概　況

四月一日石川副院長重要院務打合せの爲め歸朝し月末歸院す、中華學生部學生募集の爲め支那各地に出張中なりし清水敎授四月一日歸院し、新學生引率の爲め同月七日歸東す、四月十二日水上運動會開催四月二十五日より一週間第一學年の寧波杭州地方修學旅行を行ふ、五月二日第二十一期新入學生百十八名根津院長に引率せられ著院、翌日入學式を行ひ同月七日中華學生部豫科生三十五名の入學式を行ふ、五月三十日より上海に於て開催せる極東オリンピック大會に當院より二名の選手出場せり、會期中五日間休課見學せしむ、六月十日より十八日迄學年試驗を施行す、六月二十日東亞同文會總裁鍋島直大閣下薨去に付一日休業哀悼の意を表し、同月廿八日追悼式を行ふ、六月廿六

日第十八期生卒業式を擧行す、六月廿七日より九月九日迄夏季休業とす、尚夏季休暇中第三學年生には例年の如く支那内地調査修學旅行をなさしめ、第二學年生は大部分歸省せしめしが、第一學年生は入學後僅かに兩月にして語學等退歩の虞あるを以て、休暇中も總て院内に留め、午前中支那語時文英語を授業したり、又本夏季休暇中に於ては數名の教職員を日本及支那内地に出張せしめ、支那經濟事情、支那文化事業、鑛山地質醫術等に關し調査研究せしめたり

九月十日より第一、第二學年の授業を開始し、九月十九日より追試驗を施行す十月三日より第三學年授業を開始せり

一、第二十一期生入學

本學年より學制を改革し修學年限を延長して四ヶ年とし、入學期を四月に變更したるが、新制度の下に入學せる第二十一期生百十八名は四月十四日東京に集合し、同月十七日準備會館に於て接見式を擧行し、東京滞在一週間例年の如く途中横濱、名古屋、京都、大阪、神戸の各地を見學の上、二十八日竹島丸に乘船神戸を出帆し三十日長崎に寄港し五月二日着還したり

新學生百十八名全部商務科にして、内府縣費生九十一名、滿鐵委託生十九名外務省依託生五名、青島民政部派遣生三名なり

一、第十八期生卒業並に就職情況

六月廿六日第十八期生卒業式を擧行せり、卒業者政治科三名商務科七十五名工業科一部五名、工業科二部五名、合計八十八名なり

本年度卒業生就職は頗る困難なるべき見込なりしを以て、今春二月恰も支那學生募集の用務を帶びて、支那各地に出張せし清水教授をして、北京、天津濟南、青島、漢口の各地同窓會支部に就職斡旋方を依頼し、次で五月下旬廣戸事務員を滿洲各地に派遣して、就職の運動を試みる一方、東京同文會に於て牧田幹事中心となり支那に支店を有する各會社の本店に交渉運動の結果、今日迄に已に就職せしもの七十四名推薦交渉中其他にて未決定の者十四名に過ぎず

就職の傾向を見るに商事會社及個人商店は依然多數を占むれども、著しく増加したるは紡績會社等の製造會社にして、之に次ぎ銀行、外務省、汽船會社滿鐵東拓等の増加せる如きは財界の消長と一般社會狀態との反影と見る可し

一、工業科

昨夏一業科縮少を斷行し、新學生の募集を中止すると共に、學生の希望により商務科に轉科するを許したる結果、第三年十名第二年二名なりしが、第三學年の十名は六月末を以て卒業したるに付、目下同科在學生は第二部第三年生二名のみにて明年六月には卒業すべきものなり

同科擔任教師は授業の傍ら深く支那の科學的研究に力を注ぎつゝあり、神麴及「クモノスカビ」に關しては略研究を完了し、酒藥に付きては目下研究中に屬し、之に對しては文部省より山崎教授に研究費の補助金を下附せられたり

本年六月江蘇省江浦縣湯泉鎭に出張し、同地温泉八箇所の試料を採取し來りたるものは已に其物理的化學的研究を了せり

湯泉鎭出張の際該泉源の調査及該地礦山の調査をなし、夏季休暇中採礦冶金科教師二名學生二名を湖北河南山西直隸山東地方に旅行せしめ、該地方の地質鑛山の調査をなせり

一、中華學生部

昨年九月豫科に入學せし第一期學生は、本年四月末試驗の結果六名を本科第一年に進級せしめ、別に一名の志望者を編入試驗の上之に加へ、都合七名第二十一期日本學生と共に入學式擧行、規定の如く共同教授を受くることゝなれり、然るに日本學生入學期變更の爲め豫科修業の期僅かに七箇月に短縮せられ、日本語の習得充分ならざる爲め本科課程履修上甚だ困難を感ずる狀況に在りたれば、特に支那學生に對しては一二學科を輕減すると共に、教授法に特別の研究をなせしかば多大の便宜を得て、學生は熱心に勉强しつゝあり

本夏季休暇を利用して學生を日本内地に旅行せしめ、親しく日本の文物に接し其眞情を觀察理解せしむるは支那學生教養上多大の利益あるべしとし、向後清水兩教授朱學監引率の下に、六月二十一日上海を出發し神戸より上陸し東京、日光、名古屋、京都、大阪、神戸各地の見學を了し、七月十六日歸院せり

本年四月募集豫科學生は三十五名に達し、五月八日入學式を擧げ十日より授業開始せり

東京同文書院、目白中學校

東京同文書院並に目白中學校の狀況は、春季報告後大なる異動なく、學生は專心學業を勵み風紀及衛生狀態も概して良好なり

濟南同文商務公所

一、營業情況

昨年山東省一帶旱魃の被害は省の東北部に最も重く、更に當市場に關係深き河南、山西、亦歉收の事實ありたる爲め、今春市況は一層不振に陷り人々只參收を期待して景氣の恢復を望み拱手して日子を過ぐるの狀態なりき、然るに春來更に過去數十年其例なき降雨の災を見諸川出水して其被害多く昨秋旱災に苦しみたる地方は、今年又水災に罹され物資の缺乏愈々甚だしく、地方の人氣愈銷沈し、當市場に影響する所甚に大なるものありき故に本期間は經營の大小を問はず、輸出入の如何を論せず取引全く微々として遂に起色を見るの機なく市場不振の儘に經過したるのみなりと謂ふべく、尙且當地の如きは排日排貨の事情は表面緩和を示したる事實を認むるも、裏面に於て却て惡性を帶びたる傾向ありて、支那人商人の恐怖不愼一層を加へたる形跡あり、さなきだに不況の際對日取引不安を感じて敢て進まざる概ありて、之が影響亦不況を甚だしからしむる一因たりと謂ふ可し

本公所は從來取扱の絣帶染料其他雜貨の輸入に於ては他店同樣不況の叫に漏れず、昨年同期取引に比し貳割方減少を見たるも、本期取引商品の種目增加の爲總取引高に於て壹割方增加し、金貳萬五千七百有餘圓に上り、電氣機器材料は當地電話局裝置の改良各所電燈會社の經營擴張等の機會に投じたる爲本公所直賣込高約四萬五千有餘圓、古河公司代理賣込高金拾壹萬貳千五有餘圓に上り、前年度本期間に比し非常の差異を示したり

綿花買付の委託を受け輸出品取扱の業務を開始し、從來代理店業務は依然繼續し何れも相應成績を擧げつゝあり

二、所　員

大間知以下日本人六名前期報告の通り異動なく、支那人は店員叅名及使用人六名あり

調査編纂部

一、出　版　物

本期に於ける出版事業は資金不充分なるが爲に意の如く進捗するを得ず、僅に三枝法學士著「支那の外交財政」と題する書物の完成を見、最近「特殊條約彙纂」の增補再版の刊行を見たるのみなり

一、雜誌「支那」

雜誌「支那」は其發行を繼續し、當事者に於て折角之れが改善に努力し漸次其實績を擧げ居りと信ず

一、調査機關整備

支那研究者に便する爲め調査機關の設備は數年來計畫實施しつゝあり、既に圖書類は大體基本となるべきもの購入備付を了し、地名人名件名に基く「カード」式索引も既に一部は完成し、既に各方面の人士により相當利用せられつゝあるが、今後も經費の許す限り是等諸設備の完成を圖り、會員諸君其他に研究調査の便宜を與ふべく努力すべし

天津及漢口學堂

一、天津學堂は各建築物略ぼ出來上り、只附屬工事の中橋梁は增水時期（九月）に屬し工事頗る困難なる爲め手後れ居るも、通學等には差支へなく近く開校せんと目下準備中なり

二、漢口學堂は用地の狀況未だ安定せず、此事の關係上建築も後れ十一月中には落成する筈にて目下開校の準備中なり

支那

第十三卷　三月號　第三號

目次

奉直の抗爭……一
華府會議の支那問題……二―一六
鹽餘短期內外債一覽表……一六―二四
初期米支貿易史(八)……二四―三五
軍備制限に就て……三五―四五

時報

山鐵問題の解決と民營―九千六百萬元公債―教育獨立運動―交通部事業の危態―段祺瑞氏の天津行き―內閣問題と奉直……四五―五八

彙報

支那新聞重要記事―重要外交―山東問題解決―國內要聞―財政と金融―經濟と實業―香港海員罷業事件
日本新聞重要電報―外交問題―國內問題―財政經濟……五九―八七

會報……八八―九四

「支那」第十二卷總索引……一四

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

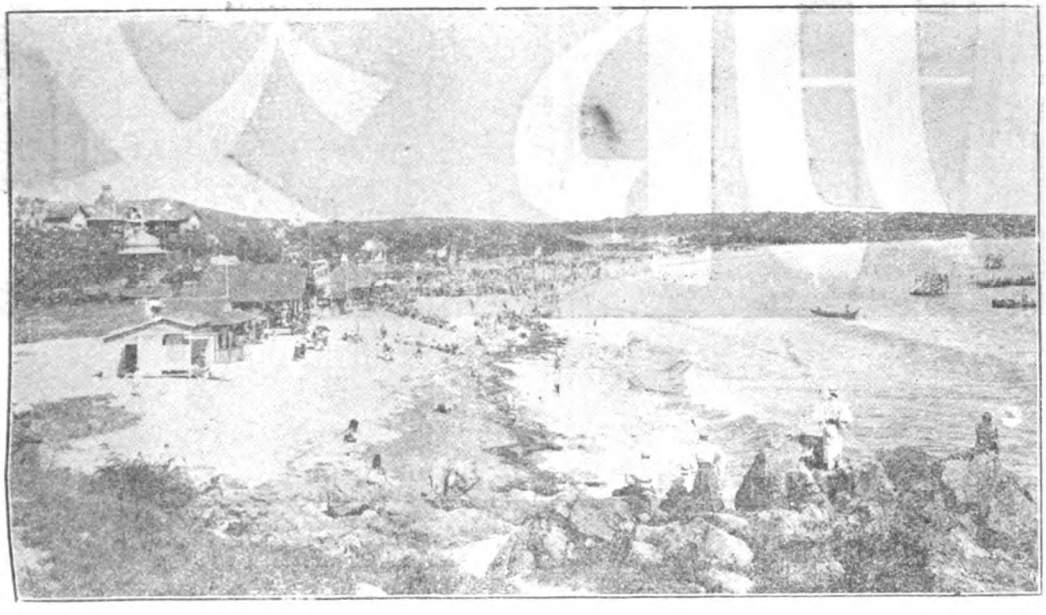

青島海水浴場ノ圖

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り「支那唯一の靈峰」として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

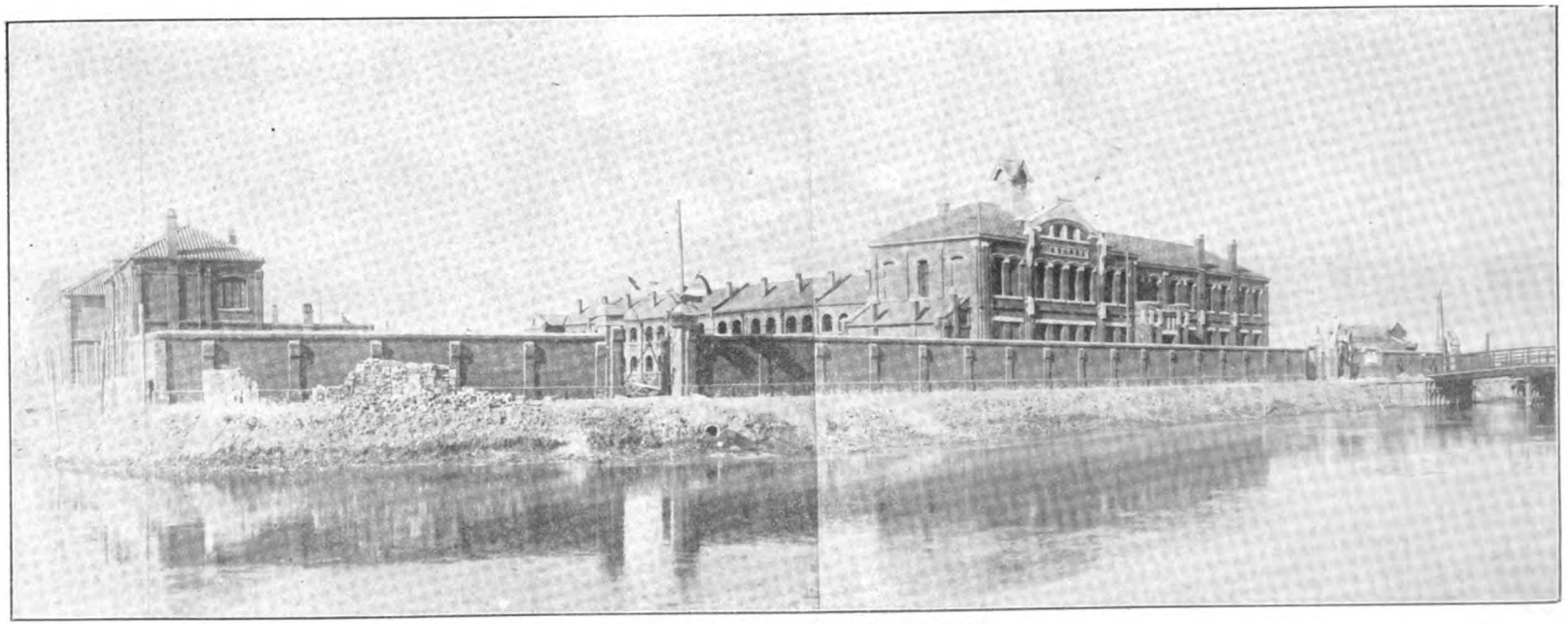

天津同文書院全景

開ゝ記念撮影

大正十一年三月十五日

第十三卷　第三號

奉直の抗爭

北方に於ける奉直兩系の抗爭は次第に激しくなりつゝあり、曩に一敗地に塗れた皖派は奉天系に味方し、更にかつては北方共同の敵たりし南方革命派とも氣脈を通じて、直隷派に當らんとして居ると云ふ

歷年支那に繰返さるゝ內爭を見るに、全く各派權勢の爭奪であつて、國民の利福の如き全然眼中にない有樣である斯くの如くんば支那の國基は孰れの日にか固く、統一は孰れの日にか庶幾し得るであらうか

民國成つて既に拾餘年、而して未だ憲法の制定無く、國會の組織無し、斯くては民國の實孰れにありやを疑はざるを得ない、是等民國の基礎をなすべき諸制度の確定を怠り、徒らに內爭に耽つて、互に自家勢力の覇持に急なるに於ては、民國の前途全く寒心に堪へない

今や奉直兩派の抗爭久しきに渉り、國務總理梁士詒は請暇に次ぐに請暇を以てし、北京の政情混沌を極め、或は近く兩派の爭鬪開始せられんかとも察せらる、支那の和平と統一は支那人は元より世界全人類の切に希求する處なるが、然かも其目的を達するを得ざるは、支那に於ける野望家の徒らに自家權勢の維持擴張に急なるが爲である、是等少數の爲に支那の平和の攪亂せらるゝは實に堪え難き苦痛である、吾人は彼等が切に反省せん事を望む

華府會議の支那問題

九箇國極東條約

第一　支那國を除く各締約國は左の通約定す

（一）支那の主權、獨立竝領土的及行政的保全を尊重すべし

（二）支那に對し有力且安固なる政府の樹立及維持の爲最も完全且障礙無き機會を與ふべし

（三）支那の全領土に亘り各國民の商工業上の機會均等主義を有効に確立し且維持する爲努力すべし

（四）友好國の臣民若は市民の權利を減殺すべき特殊權利若は特典を獲得するが爲支那に於ける政情を利用せず又右友好國の安寧を害する行爲を支持せざるべし

第二　締約國は前項に宣明せられたる原則に違背し若は之を害すべき如何なる條約、協定、取極或は了解を相互間に又は各別若は協同に他の一國若は數國と締結せざるべきことを約定す

第三　支那國を除く各締約國は總ての國民の商工業の爲支那に於ける門戸開放或は機會均等主義を一層有効に適用するの目的を以て左の通約定す

（イ）支那の如何なる特定の地域に於ても商業或は經濟の發展に關して自己の利益の爲何等一般的優越權を設定せむとする協定を求めず又其の人民の斯る協定を求むるを支持せざるべし

（ロ）他國民が支那に於て適法なる商工業を營むの權利又は其の種類の如何を問はず公共企業を支那中央政府若は地方官憲と共同經營するの權利を奪ふが如き或は其の規模、期間若は地理的廣袤に依り機會均等の實際的適用を無効に歸せしむるが如き如何なる獨占權若は優先權を求めず又其の人民の之を求むるを支持せざるべし

但し本協定は特定の商工業若は財業的企業の經營及發明竝研究の奬勵に必要なる財產若は權利の取得を禁ずるものと解釋すべからざるものとす支那政府は本條約當事國たると否とに拘らず總ての外國政府又は人民より經濟的權利及特權の出願ありたるときは之が取扱に方り前記協定の主義に準據することを約す

第四　締約國は各自國民相互間の約定にして支那領土の一定の地方に於て勢力範圍を創定し若は實際上排他的機會の享有を規定せむとするものを支持せざることを約定す

第五　支那政府は支那に於ける全鐵道を通じ其の種類の

如何を問はず不公平の差別待遇を爲し又は許容せざるべきことを約す例示せば旅客の國籍、出發國若は到着國、貨物の原産地、所有者積出國若は仕向國或は前記旅客若は貨物が支那鐵道に依り輸送せらるゝ前若は後に於て之を運搬する船舶其他輸送機關の國籍若は所有者の如何に依り運賃又は便宜に付直接にも間接にも何等差別を設けざるべし支那國以外の締約國は前記鐵道中右諸國又は其の國民が許與又は特殊協定其の他に基き支配をなし得る地位にあるものに關し前項と同趣旨の義務を負擔すべし

第六　支那國を除く締約國は支那の參加せざる將來の戰爭に於て支那の中立國として有する權利を完全に尊重すべく支那國は中立國たる場合に中立義務を遵守すべきことを約定す

第七　締約國は其の一國が本條約の規定の適用問題に關係し且右適用に關し討議をなすこと適當なりと認むる事態發生したるときは何時にても右目的の爲め關係締約國間に十分且隔意無き交渉をなすべきことを約定す

第八　本條約の調印國にあらざる諸國にして本條約調印國に依り承認せられたる政府を有し且支那と條約關係を有するものは本條約に加入すべきことを勸誘せらるべし右目的の爲亞米利加合衆國政府は非調印國に必要の通牒をなし之より得たる回答を締約國に通告すべし他國の加入は米國政府が右に關する通告を接受したる時より効力を生ずるものとす

第九　本條約は各締約國の憲法上の手續に遵ひ批准せらるべく且成る可く速に華盛頓に於て行はるべき批准書全部寄託の日に於て効力を發生すべし亞米利加合衆國政府は批准書寄託調書の認證謄本を他の各締約國に送付すべし

本條約は英文及佛文を以て認めたるものを以て正文とし亞米利加合衆國政府の記錄に寄託保存せらるべく其の認證謄本は同政府より他の各締約國に送付せらるべし

支那關稅九箇國條約

第一　各の締約國の代表者は一九二二年二月四日華盛頓に於て支那と關係國との現行條約に基く支那關稅率現實從價五分改訂に關する本項附屬の決議を採擇せるに付各締約國は茲に右決議を確認すると共に該改訂に依る稅率を承認すべきことを約す

前記改訂稅率は其の公示後二箇月を經たる上成るべく速に實施せらるべきものとす

（附屬）

本會議參加國は支那政府の增加せる國費を充足する目的を以て左の通協定す

現行支那輸入稅率表を直に改訂し其の稅率を支那と關係國との通商條約に定むるが如く現實五分に相當せしむべし

右關稅改訂委員會は成るべく速に之を上海に開催す

べく同委員會に於ては前回改訂の一般方針に遵ひ直に改訂を行ふべし

右委員會は本會議參加國代表者及本會議に參加せざる國家にして支那との間に輸出入稅率に付從價五分を超えざる旨を定むる條約を有し且該委員會に參加方を希望するものゝ代表を以て之を構成す

右改訂は本會議に於て本決議を採擇したる日より四箇月以內に之を完了する樣成るべく迅速に其の進行を計るべく改訂委員會の公示後二箇月を經て成るべく速に之を實施すべし

第二　支那と英國、北米合衆國及日本との現行通商條約に規定する附加稅賦課の目的を以て釐金廢止其の他前記諸條約規定の諸條件履行の方法を準備する爲速に特別委員會を開催すべし

右特別委員會は本條約締結國及該委員會に參加を希望する本條約加盟國の代表者を以て之を構成し本條約實施後三箇月以內に之を開催すべく其の時期及場所は支那政府之を指定すべし

第三　前記特別委員會は釐金廢止其の他の條約上の諸條件の履行以前に於て適用すべき暫行規定を攻究すべく之が爲有稅品に對して附加稅を賦課すべし該附加稅の實施期、目的及徵收の條件は特別委員會之を定む

右附加稅は一律從價二分五厘とす但し或種の奢侈品に就ては從價五分を超えざる範圍內に於て之れを二分五厘以上に定むることを得

第四　支那輸入關稅率をして特別委員會の決定すべき從價稅率に相當せしむるが爲第一項に規定する輸入稅率の改訂後に於て更に其の再改訂を行ふべく該再改訂稅率は第一項規定の改訂後四箇年を經て之を實施すべし

右再改訂の後に於ては支那と關係國間の現行條約に規定する十年目毎に行ふべき定期改訂に代へ七年目毎に支那輸入關稅率の定期改訂を行ふべし本項に規定する關稅率改訂は第二項規定の特別委員會に於て決定すべき規則に遵ひ之を行ふべし

第五　締約國は關稅に關する一切の事項に付事實上均等なる待遇と機會とを保有するものとす

第六　支那の總ての陸境及海境に於て賦課すべき關稅率は均一なるべしとの原則を認む

第二項規定の特別委員會は右原則の適用方に關する措置を講ずべし而して撤廢せらるべき關稅特權が地方的經濟上の便益の代償として許與せられたるものなるときは右特別委員會に於て衡平なる調整を爲すを得るものとす

前記原則の實施以前に於ては本條約に基きて行ふべき關稅率改訂又は附加稅賦課の結果として生ずべき關稅率の引上は支那の總ての陸境及海境に於て均一の從價稅率に依り一律に之を徵收せらるべし

第七　抵代稅は釐金廢止關稅引上に關する措置の實施せらるゝ迄之を從價二分五厘とす

第八　本條約締約國以外の國家の中支那との間に輸出入

稅率は從價五分を超えざる旨の條約を有するものに對しては本條約に加盟せむことを招請すべし米國政府は前記目的の爲必要なる手段を講ずべし

第九　支那と本條約の各締約國との間の條約の規定にして本條約の規定と抵觸するものは最惠國民待遇の規定を除く外總て之を無效とす

第十　本條約は總ての締約國が華盛頓に於て其の批准書を寄託を了したる日より效力を生ずるものとす

門戸開放に關する日支聲明

ヒユーズ氏の支那の門戸開放に關する決議案に關聯し一月十八日の極東總委員會に於て日本帝國全權は支那の經濟的開發に關する決議案を提出したが支那全權は日本の聲明に對し二月三日の極東總委員會に於て一の聲明をなし、ヒユーズ氏の裁量により四日の總會議に「經濟開發に關する支那の宣言」として報告され、會議の記錄に留むる事に滿場の承認を得た、兩國の聲明全文左の如し

△日本全權聲明　日本全權は極東問題に關する本會議主要目的の一は支那國民並に支那に利害關係ある總ての國民の一般福祉增進に在りと思惟す

右希望實現に付最肝要なるは支那の無限なる天然富源の開發利用にあり支那國土の莫大なる富源を藏するは萬人の認むる所にして耕地、各種の鑛物及び原料に富むが如き自然の惠澤に浴すること大なるも是等富源も開發利用せざるに於ては多く實際の用を爲さず之を十分利用せんが爲めには支那に於て外國の資本、技倆及び企業に對し其の門戸を開放すること須要なりと思考す

此の點に關し支那全權は十一月十六日の總委員會に於て重要なる陳述をなし支那は其の莫大なる富源を之を必要とする總ての國民に利用せしめんことを希望する旨を宣言せり

右陳述は明かに支那の叡智と先見とを表現するものと謂ふべく而して日本全權は右陳述に依て表明せられたる原則が十分に實行せらるべきことを確信す

右原則を適用するに當り支那が出來得る限り廣く外國人に其の富源の開發利用に協力するの機會を提供せられんことを希望す

支那の此方針に基く其の政策の自發的宣言は啻に日本のみならず支那に利害關係ある諸外國に於ても多大の滿足を以て迎ふる所なるべし今日迄本委員會に於て採用せられたる諸決議は終始一貫支那の爲にする外國側の自制及犧牲の精神を以て其の指針とせり日本全權は支那側に於ても亦總ての國民に對する如く支那に對しても等しく多大の利益を齎すべき政策を確立するに躊躇せられざるべしと信ず

△支那全權聲明　一月十八日の華府會議極東總委員會に於て日本全權は支那が出來得る限り外國人に對し支那富源開發及利用に付き協力するの機會を與ふるに至らんことを希望する旨表明し尙右に關する政策に付き支

那全權より聲明する所あらば多大の滿足を以て迎へらるべき旨開示せられたり

支那政府は外國貿易が相互的に利益を齎すものなるを認むるが故に已往に於て其の發達を促進するの確定政策を持續し來れり

右貿易に付ては天產物が甚だ重きをなすものなること勿論にして此理由により又益々人口增加の傾向を有する支那人所要及其の漸次發達する工業の需要に顧み支那自身に於て單に外國資本に向つて支那法律の下に其資源の開發に對し參加を許せるのみならず其他の實際的方法により着々之れを奬勵し來れり則ち總ての支那鐵道に於ける此の種天產物其の他の物品又は商品の輸送に關する便宜供與並運賃決定に付き常に總ての外國貨物送人に對し嚴格に一樣の取扱をなすの主義を遵守し且實行し來れり幸に右寬大の政策により支那に於ける原料品及食糧は經濟上の需要供給の法則の作用により今や公平なる條件の下に總ての國民に提供せらるゝに至れり此事實は他の支那全權が襄に本委員會に於て滿洲に關し述べたるも單に滿洲のみならず支那の他の地方に於ても同じく事實也

支那政府は目下相互的利益ある行爲を止めんことを何等考慮し居らず支那は支那國民の重大利益及び其の經濟的生活の安固に合致する限り自發的に其資源の開發に對し今後引續き外國資本及技術の協力を求むべし

支那委員は日本全權の指示せられし所の今日迄支那の利益の爲め本委員會の採用せる決議に於て各國全權の示されたる自制及犧牲の精神と同樣の精神に據り茲に前記の陳述をなすを躊躇せざるのみならず之を爲すを喜ぶものなり

茲に日本委員が支那資源の開發及利用に付き支那より自發的聲明をなすべしとの希望を表明せるは何等本問題に關し日本若くは諸外國一般の爲めに何等特殊利益を要求するものにあらずして單に支那が同樣に豐富なる資源を有する他の諸國の與ふると同樣の條件により外國人に對し協力の機會を與ふべきことの確認を得んことを希望せるに止まることを確信するを以てなり

廿一箇條問題聲明全文

千九百十五年の日支交涉、支那側の所謂廿一箇條問題に關し、日本幣原全權から所謂第五項留保の自發的撤回並に滿蒙に於ける投資優先權を拋棄する旨發表し、之に對してヒューズ、王寵惠兩氏の附帶聲明があり、四日の總會議於て之を記錄に留むる事に決定した、右幣原氏の聲明全文は左の通りである

本委員會の前回會議に於て支那委員は陳述書を提出して千九百十五年の日支諸條約及交換公文を再審し而して之を廢棄すべきことを切望せり

日本委員は支那委員の困難なる立場を諒とするも支那が自由獨立の國として締結せる國際協約を廢棄せんが爲め現に執らんとする手段に至つては同意を表し難し惟ふに

支那委員は全權を委任せられたる兩國代表者の正式に署名調印し確立せる國際慣行に據り批准交換を了したる千九百十五年の取極に付き其の法律的効力を爭はんとするの意圖に非るが如し蓋し支那が右文書の廢棄を主張するは卽ち支那も亦現に右文書の効力を有するを認むるものにして本取極は其の廢棄せられざる限り有効に存續すべしとの見解を持すること明なり

何國と雖も領土權若くは其他重大なる權利の讓與を承諾するに躊躇せざるものに非ざるは言を俟たず然れども苟も條約により許與せられたる權利が許與者より自發的に進んでなされざりし理由により何時にても廢棄し得べきものなりとの原則一度承認せられんか之れ亞細亞のみならず歐羅巴其他到る處に於ける國際關係の平調に重大なる惡影響を及ぼす極めて危險なる先例を創出するものなり

支那委員は陳述書に於て千九百十五年の日本の要求は後日之を再審し且廢棄すべき時來るべきを應幾して之れが承諾を與へたるものなる旨述べたるも其趣旨たるや支那は最初の機會を捉へて廢棄せんとの意思を以て條約を締約し得るものなることを云はんと欲するものに非ざるべし

支那委員は本件條約及交換公文は華府會議の採用せる支那の主權及獨立尊重の原則に背馳するものなるを主張するも華府會議は却つて支那が其の主權の行使による條約を以てなしたる讓與は支那の主權及獨立と背馳するものと認むべからずと解したること一再にして止まらず

尙千九百十五年の條約及公文を呼ぶに所謂「廿一箇條要求」なる辭句を用ふるは頗る明確を缺き且甚だしく誤解を惹起する虞あることを玆に一言せざるを得ず右は日本の提案が全部日本の强制により支那の承諾せし所なりとの誤れる印象を與ふるの虞あるを以てなり

然るに實際に於ては所謂第五項のみならず日本最初の提案中他の數箇の事項は支那政府の意嚮を尊重し最終要求の形に於ては或は全然削除せられ若くは甚しく變更せられたり更に本件交涉に關し兩國政府より發表せる記錄に依れば本件條約及交換公文中の最重要なる諸條項は最後通牒交付前已に支那委員により實質上同意せられたるものなること判明すべし而して最後通牒の形は當時日本政府に於て遷延に遷延を重ねたる交涉を速に結了せしむる唯一の方法と思料せられたるものなり日本委員は本會議に於て參加國の一つが他の一國に對し有する舊來の不滿を掃蕩し再び之れが審査を行ふも何等益する所なかるべく寧ろ互に希望と信賴の情とを持して將來に對すること本會議の崇高なる趣旨に合する所以なるを信ずるものなり

然りと雖千九百十五年の日支條約及交換公文締結以後に於ける事態の變遷に鑑み此の機會に於て玆に左の聲明をなすは日本委員の欣幸とする所なり

一、日本は(一)南滿洲及東部內蒙古に於ける鐵道敷設の爲めの借款、(二)右地域に於ける課稅を擔保とする借

款に關し特に日本資本家のみに與へられたる優先權を最近の組織に係る國際借款團の共同事業に提供すべし但し此の聲明の如何なる事項と雖前記資本團體の共同事業の範圍に關し同團體の參加諸國政府間及之れを組織する各國資本團體間に交換せられたる文書若くは覺書中に明記せる諒解を變更し若くは無效ならしむるものと解せらるべきにあらず

二、日本は南滿洲に於ける政治、財政、軍事若くは警察に付き日本人顧問若くは敎官傭聘をなさしむべき日支取極に依る日本の有する優先權を主張するの意圖なし

三、尙日本は千九百十五年の日支條約及交換公文の署名に際し日本政府最初の提案中の第五項は他日の交涉に讓るべしとの趣旨を以て議事錄中に留めたる日本の留保は之れを撤回すべし

尙之等條約交換公文中に含まざる山東に關する事項は今回全部確定的に其調整を見且つ解決の域に達したるは茲に附言を要せざるべし日本が上記の決意をなすに至れるは卽ち日本が終始支那の主權及機會均等の主義を顧念し公正及寬容の精神に遵由したるものなることを茲に明にせんとす

山東協定事項追補

（二月十六日外務省公表）

山東問題協定事項に就ては不取敢二月六日其の要領を發表（註―本誌前號に收錄せり）したるが其の後外務省に到着したる條約文に就き對照するに尙注意すべき點左の如し

一、條約文は前文及後文を除き第一章舊獨逸膠州租借地の還附、第二章公有財產の移轉、第三章日本軍隊の撤退、第四章青島海關、第五章膠濟鐵道、第六章膠濟鐵道延長線、第七章鑛山、第八章舊獨逸膠州租借地の開放、第九章製鹽業、第十章海底電線、第十一章無線電信所の十一章二十七箇條及條約批准に關する第二十八條及附屬文書六項より成り條約本文の十一章は二月六日公表協定事項に相當し附屬文書は大體其の附帶決議事項を內容とす

二、條約內容に就き特に二月六日公表の補正を要する點を擧ぐれば左の如し

（イ）本條約實施の爲に要する重要なる委員會二あり一は第五章に規定する膠濟鐵道問題處理の爲の日支共同鐵道委員會、他の一は第一章の租借地還附の爲め日支共同委員會にして共に日支兩國より各三名の委員を出すことゝなり居れり、而して第一章の委員會は租借地行政の還附問題の外第二章公有財產の移轉第七章鑛山、第八章舊獨逸租借地の開放の中に規定せる日本人の既得權、第九章製鹽業、第十章海底電線及第十一章無線電信所の諸問題をも取扱ふことゝなり居れり

（ロ）山東省よりの日本軍撤退は第三章の規定する所にして豫め日支兩國當局の間に協議し沿線軍隊は條約調印後三箇月遲くも六箇月、青島駐屯軍は行政權引渡後三十日以內に之を

撤退することゝなれり

尙議事錄に留めたる主なる協定事項左の如し

第一、公有財産の移轉

一、日本臣民は支那の法律に準據し山東問題協定事項中第二、附帶決議（大正十一年二月六日公表山東問題協定事項參照）に記載する公共的企業に關し組織せらるる一切の商事會社の社員若は株主となることを許可せらるべし

第二、日本軍隊の撤退

二、條約第三章の規定に依り日本軍隊撤退後は如何なる種類の日本軍隊と雖山東省內就れの場所にも殘駐せざるべし

第三、膠濟鐵道

三、山東省に日本の建設せる輕便鐵道及其附屬財產は總て膠濟鐵道財產の一部と看做さるべし

四、鐵道沿線の電信線も亦鐵道財產の一部と看做さるべし

五、支那當局は鐵道讓受後現に該鐵道に勤務する日本人傭員を存置し若は解雇するの全權並に自由裁量を有す鐵道移轉後直に行はるべき傭員更迭に關する細目取極は本條約第五章に定むる共同鐵道委員會に依り決定せらるべし

六、日本人運輸主任及び日本人會計主任の直屬職員は總て支那人主任理事に依り任命せらるべし鐵道讓渡より二箇年半經過の後支那人運輸副主任を二箇年半の任期を以て任命することを得べし尙右の支那人運輸副主任は條約第五章に定むる國庫證券償還通知後何時にても之を任命し得るものとす

七、支那政府は前記直屬職員として日本人を任命するの義務を有せず

八、條約第五章に定むる國庫證券償還は支那以外より調達せる資金を以て行はるゝことなかるべし

九、支那政府は日本人運輸主任及日本人會計主任の選擇を爲すに就き有益なるべき報道の供給を日本政府に求むべし

十、鐵道管理に任せる日本當局の爲したる現存契約若は約定等に關する總ての問題は共同鐵道委員會に於て之を解決すべし鐵道移轉前前記日本當局は鐵道の利益に害ありと認めらるべき契約若は約定等を爲さゞるべし

第四、舊獨逸膠州租借地の開放

十一、條約第八章に所謂「合法の業務」なる字句は農業其の他支那の法規により禁止し又は支那と諸外國との條約に依り外國人に許可せざる企業を包含するものと解釋すべからず尤も右了解は條約第九章に規定する製鹽業の問題若は條約第八章に基き決定せらるべき既得權利に關する問題に影響することなかるべし

第五、郵便局

十二、膠州舊獨逸租借地外に於ける日本郵便局は膠濟鐵道移轉にして千九百二十三年一月一日以前に行はるゝ場合は該移轉と同時に全部撤退せらるべく如何なる場

合と雖右期日より遲れざるべし

十三、膠州舊獨逸租借地内郵便局は右地域の行政移轉と同時に撤退せらるべし

第六、賠償請求

十四、山東に於ける土地所有權返還若は人及財產の損害に關し日本政府若は臣民に對し支那人民の有することあるべき賠償請求に就ては條約に何等規定無きも右は斯る請求を妨ぐるものにあらず

十五、支那官憲は前記請求の一覽表に各請求に關する一切の證據を添へ日本官憲に提出すべし本件解決は日本官憲に對する請求に就ては外交機關を通じ日本臣民に對する請求に就ては通常の司法手續に依り公正に行はるべし後者に屬する請求に關し各件の事實調査は必要に應じ特に其の目的の爲任命せらるゝ日支同數の吏員の共同委員會に依り實施せらるべし

十六、日本政府は戰爭中日本の軍事行動に由り直接生じたる損害に就き何等責任を負はしめらるゝことなかるべし

極東問題諮議院に關する決議

（二月四日第六回總會にて採用）

華盛頓に於ける本會議に參加したる諸國卽ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は極東に於ける事態の安定を期し支那の權利利益を擁護し且機會均等の基礎の上に支那及他の列國間の交通を增進せむとする其の一般政策に關し千九百二十二年二月六日華盛頓に於て署名せられたる九國條約第三及第四（二月八日外務省公表第五號）の規定の實施に關聯し生ずることあるべき問題を處理するの手續を定めむことを希望し茲に前記諸條項の實施に關し生ずる問題を調査報告の爲付議することを得べき諮議院を支那に設置すべきことを決議す

同院の構成に關する細目案は千九百二十二年二月六日華盛頓に於て署名せられたる支那關稅率に關する條約第二に規定する特別會議之を起草し關係諸國の承認を求むべし

治外法權に關する決議

（大正十年十二月十日第四回總會にて採用）

華盛頓に於ける本會議に參加したる諸國卽ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は英支間千九百二年九月五日の條約米支間千九百三年十月八日の條約並日支間千九百三年十月八日の條約に於て當該國は支那國政府が其の司法制度を改正して之を西洋諸國の同制度に適合せしむることに付表示したる希望を同國政府に於て達成することに對し一切の援助を與ふべきことを約定し且「支那國法律の狀態其の施行の設備及其の他の要件にして當該國が滿足するときは其の治外法權を撤去するに躊躇せざる」べきことを聲明したるの事實を了承したるに因り右に關して千九百二十一年十一月十六日支那國委員の表示したる「支那國の政治上司法

上及行政上の自由行動に對する現存の制限は即時に又は事情の許す限り速に撤廢せらるべきものなり」との趣旨の願望を成就せしむるに付同情を有するに因り右目的に適應すべき措置に關し如何なる決定を爲すに就ても支那國の法律司法制度及司法運用手續に關する複雜なる實狀の確認及理解を前提とすべく右實狀は本會議に於て之を決定するに由なきことを考慮し茲に左の如く決議せり

前記各國政府は委員會（各一名の委員を任命す）を組織し支那國に於ける治外法權制度の實施の現狀、支那國の法律司法制度及司法運用手續を調査せしめ依て以て右事項に關する委員會の事實調査書並支那國に於る司法運用の現狀を改善する爲及治外法權に關する各自の權利を漸次に又は其他の方法に依り撤去することに付各國を首肯せしむべき立法上司法上の改正を實行せんとする支那國政府の努力を援助促進する爲適當と思惟する手段に關する勸告を前記各國政府に報告せしむること

前記委員會は今後前記各國政府間に協定せらるべき細目取極に基き會議終了後三箇月內に組織せらるべく且該委員會は第一回會議後一箇年內に其の報告及勸告を提出すべきことを命せらるゝこと

前記各國は前記委員會の勸告の全部又は一部を受諾し又は拒絕するの自由を有すべし但し如何なる場合に於ても右各國は右勸告の全部又は一部の受諾を以て支那より政治上たると經濟上たるとを問はず何等かの特殊利權、恩典、利益又は免除を直接間接に許與せしむるの條件となすを得ざること

追加決議の一

非署名國にして條約に依り支那に於て治外法權を有するものは本會議終了後三箇月內に書面に依る加入の通告を合衆國政府に寄託して支那國に於ける治外法權及司法運用に關する決議に加入することを得右通告は合衆國政府より各署名國に通知せらるべし

追加決議の二

支那國は同國に於ける治外法權及司法運用の調査及報告に當る委員會の設置に關する決議を了承したるに因り支那國に於ける治外法權の廢止を期せむとする同國政府の願望に關する前記各國の同情ある意嚮に滿足の意を表し且つ前記委員會の委員として出席するの權利を有する一名の代表者を任命するの意あることを聲明す尤も支那國は該委員會の勸告の全部又は一部を受諾し又は拒絕するの自由を有するものとす支那國は又該委員會の事業に協力し其任務を滿足に完了せしめむが爲有らゆる便宜を之に供與せむとす

外國郵便局に關する決議

（二月一日第五回總會にて採用）

甲、支那國に於ける外國郵便局（租借地內に在るもの又は條約により特に規定せられたるものを除く）の廢止を期す

る爲支那國政府の表示したる希望は正當なりと認むるに因り左の如く決議す

(一)前記郵便局を有する四國は左記條件の下に之を廢止することに同意す

(イ)有効なる支那郵便業務の統持せらるゝこと

(ロ)支那國政府は外國人總辦の地位に關する限り現在の郵政に變更を加ふるの意なしとの保障を與ふること

(二)支那國及關係諸國をして必要の處置を爲すことを得しむる爲本取極は千九百二十三年一月一日迄に之を實施すべし

乙、外國郵便局の撤廢完了を見るに至る迄は關係四國は右郵便局を經由する一切の郵便物中(外部よりの檢査に依り明に書狀のみを包有するものと認めらるべき普通信書は書留たると否とを問はず之を除く)有稅品、禁制品又は其の他支那國關稅法規に牴觸する物品を包有するものなきや否を確むる爲支那國稅關吏が當該郵便局内に於て檢査を爲すに對し充分の便宜を與ふべきことを各別に約す

軍隊に關する決議

(二月一日第五回總會に於て採用)

各國は適法に支那國に在る外國人の生命財産を保護せむが爲隨時支那國内に軍隊を(警察官及鐵道守備隊を含む)駐屯せしめたるに因り右軍隊の若干は條約又は協定に準據せずして支那國内に駐屯するものなるに因り各國は支那が同國に在る外國人の生命財産の保護を保障するに於ては何時

たりとも條約又は協定に準據せずして現に支那國内に於て任務に服する外國軍隊を撤退するの意思あること聲明したるに因り支那國は同國に在る外國人の生命財産の保護を保障するの意思及能力あることを聲明したるに因り前記の意思を各場合に付實現するの前提たるべき條件に關し明確なる了解を遂ぐる爲茲に左の如く決議す

現に華盛頓會議に參加する諸國卽ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各政府は其の北京駐劄外交代表者に訓令して支那國の要求あるときは何時たりとも支那國政府の代表者三名と協調し各國及支那國の爲したる前記意思の聲明に依り惹起せられたるの充分且公平なる調査を共同實行し又右調査に付せられたる事項に關し其の調査事實及意見を腹藏なく記述せる包括的なる報告書を作成せしめ其の謄本を關係九國政府に夫々提出せしむべく關係國政府は右報告書に各適當と思惟する所見を附して各自之を公表すべし右各國の代表者は其の意見にして多數意見報告書と異なるものあるときは右相異の點を記述する少數意見報告書を作成し又は之に加入することを得前記各國は右報告書に表示せられたる調査事實又は意見の全部又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有すべし但し如何なる場合に於ても前記各國は右調査事實又は意見の全部又は一部の受諾を以て支那國より政治上たると經濟上たるとを問はず何等かの特殊利權、恩典、利益又は免除を直接間接に許與せしむるの條件と爲すことを得ざるべし

無線電信決議及附屬聲明

（二月一日第五回總會に於て採用）

華盛頓會議に參加したる諸國卽ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國の各代表者は左の如く決議す

一、支那國に於ける一切の無線電信局は千九百一年九月七日の國際議定書の規定に依り設立維持せらるゝものと事實上支那國に於ける各外國公使館構內に設立維持せらるゝものとを問はず其の用途を官用電報の發受に限定すべく商用私用又は非官用の電報（新聞電報を含む）を發受することを得ざるべし但し他の一切の電信に依る通信に故障ある場合に於ては右故障の證據を添へて支那國交通部に公文通告を發したる上前記無線電信局は支那國政府より前記故障終了の通告に接する迄の間商用私用又は非官用の電報（新聞電報を含む）に對し臨時便宜を許與することを得

二、條約又は支那國政府の特許條件に依り外國政府又は其の人民若は臣民が支那領土內に於て運用する一切の無線電信局は其の設立維持を認むる條約又は特許條件の規定する電報に限り之を發受することを得

三、支那國政府の許可なくして外國政府又は其人民若は臣民に依り支那國領土內に設立維持せらるる無線電信局ある場合に於ては該無線電信局並其の一切の設備器具及材料は支那國交通部が一般公衆の利益上之を有效に運用するの準備整ふと共に其の施設の價格に付充分且公正なる補償を前記所有者に與ふるを條件として交通部の指揮の下に運用せしむる爲之を支那國政府に移轉すべし

四、租借地、南滿洲鐵道附屬地又は上海佛國租界內に在る無線電信に付問題起るときは該問題は支那國政府及關係國政府間の審議事項と認めらるべし

五、外國政府又は其人民若は臣民が支那國領土內に設立維持する一切の無線電信局の所有者又は經營者は支那國交通部と商議して支那國に於ける無線電信局の電波長使用に對する妨害を避くる爲共同取極を爲すべし但し千九百十二年七月五日倫敦に於て署名せられたる國際無線電信條約の定むる規則の改訂の爲に召集せらるる國際會議に於て決定せらるることあるべき一般取極に從ふべきものとす

無線電信局本決議に對する聲明の一

支那國以外の諸國は本決議第三項又は第四項を以て前記無線電信局が支那國の認許を得たるものなりや否に關し本會議の意見を表示したるものと認むべきに非ざることを聲明す

右諸國は第四項に關し生ずる審議の結果は諸國に於て異議を申出でざる限り本會議の承認したる門戶開放又は機會均等の主義に適合すべきものなることを併せて宣明す

無線電信局本決議に關する聲明の二

支那國は支那國政府は外　又　は其國民が公使館構內、居留地、租界、租借地、鐵道附屬地又は他の同種の地域に於て同政府の明示的同意なくして無線電信局を設置し又は運用するの權利を承認し又は許與することなきことを此の機會に於て正式に聲明す

鐵道統一決議と附屬支那聲明

（二月一日第五回總會に於て採用）

華盛頓會議に參加したる諸國は支那に於ける諸鐵道の將來の擴張は適法なる既存の權利と兩立する最大限度に於て支那國政府をして同國の管理する鐵道網に諸鐵道を統一することを得しむるやう處理せらるべく之に就ては右鐵道網の利益上必要と認めらるべき外國の財政上及技術上の助力を受くるものなりとの希望を記錄に留む

支那國委員の陳述

支那國委員は支那に於る現存及將來の鐵道が財政上及技術上必要なる外國の助力を以て支那國政府の管理及運用の下に統一せらるべきことに關し諸國の表示したる希望と同情を感謝を以て了承す吾人の意思は成るべく速に右目的を達成せむとするに在り吾人の目的は支那の經濟上工業上及商業上の必要に適應すべき一般計畫に從ひ現存及將來の鐵道を發展せしめんとするに在り吾人の政策は門戶開放又は機會均等の主義に從ひ諸外國より必要なるべき財政上及技術上の助力を得るに在り而して支那國政府は現に存在し又は將來建設せらるべき支那の一切の鐵道を同國の有効にして且統一せる管理及運用の下に置かむことを努むるに當りては前記諸國の友好的支持を求めむと欲す

支那軍隊削減に關する決議

（二月一日第五回總會に於て採用）

華盛頓會議に參加したる諸國は各省督軍が協調無く支配する過大の軍隊を支那各地に於て維持するが爲支那國の公收入を甚しく枯渴せしむることを深く感じたるに因り右軍隊を繼續維持することは支那國の不安定なる現政情の主たる原因と認めらるゝに因り右軍隊に速に大削減を加ふることは啻に支那國の政治的統一及經濟的發達に資するのみならず又其財政復舊を促進する所以なりと思料せらるゝに因り仍て支那國の內政問題に干涉せむとする何等の意思に出でたるにあらずして偏に支那國をして其の利益の爲及一般通商上の利益の爲有效且安固なる政府を自ら樹立維持せしめむとするの衷心の希望に促され又企業及國民の繁榮に對し主なる障礙たること明なる莫大の支出を軍備制限に依り削減することを目的とする本會議の精神に勵かされ茲に本會は支那國政府が前記軍隊及支出を削減するに付直に有效なる措置を執らむことを熱望する旨支那國に對し表明することを決議す

現存容諾に關する決議

（二月一日第五回總會に於て採用）

華盛頓會議に參加したる諸國は支那國の政治上及他の國際上の義務並各國の支那に關する右義務に影響ある一切の事項に就ては今後全然之を公開するの望ましきことを思ひ茲に左の如く協定せり

一、支那國以外の各國は支那國との間に又は支那に關し他の一國若は數國との間に締結したる一切の條約協約交換公文又は他の國際協定にして現に有効なりと認め且之に依據せむと欲するものの一覽表を參加諸國に移牒するの目的を以て事情の許す限り速に本會議總事務局に提出すべし右各件に就ては當該文書の正文の揭載せらるゝ官の又は他の刊行物あるときは之を指示し同文書にして公表せられざるものに就ては其の本文（其の原文たる國語に依る）の謄本を本會議總事務局に提出すべし

今後締結せらるゝことあるべき前記性質の條約又は他の國際協定は其の締結後六十日內に關係國政府より之を本協定の署名國又は加入國に通告すべし

二、支那國以外の諸國は自國民を一方の當事者とし支那國政府又は其の行政各部局若は地方官憲を他方の當事者とする一切の契約にして鐵道建設、鑛山業、林業、航運、河川改修、築港工事、埋立、電氣通信又は他の公共事業若は公共的役務に關し又は武器彈藥の賣買に關し何等かの利權、特許、選擇權又は優先權を含むもの或は支那國政府又は各省の公收入又は公財產に對し擔保關係を生ずるものに付成るべく完全を期する一覽表を參加諸國に移牒するの目的を以て事情の許す限り速に本會議總事務局に提出すべし前記一覽表所載の各文書に就ては其の公表せられたる本文を指示し又は其の謄本を提出すべし

今後締結せらるることあるべき前記公の性質を有する契約は關係國政府が其の締結の報告を受けたる時より六十日內に同政府より之を本協定の署名國又は加入國に通告すべし

三、支那國政府は同政府又は支那國地方官憲が外國（本協定の當事國たると否とを問はず）又は其國民と既に締結し又は今後締結することあるべき前記性質の條約、協定又は契約を其承知する限り本協定に定めたる條件に依り通告することを約す

四、支那國と條約關係を有する諸國の政府にして本會議に參加せざるものは本協定加入を招請せらるべし

本會議の主催者たる合衆國政府は前記諸國をして成るべく速に本協定に加入せしめむが爲本協定を右諸國政府に通告することを約す

東支鐵道に關する決議

（二月四日第六回總會に於て採用）

茲に左の如く決議す

東支鐵道を其の利害關係者の爲に保全するに就ては鐵道に對し並其の運用及使用に從事する職員に對し一層の保

護を與ふること業務の能率を擧ぐる爲職員の選任に一層留意すること且鐵道財產の浪費を防ぐ爲資金の使用を一層經濟的ならしむることを要す

本問題は適當なる外交機關を通じ速に處理せらるべし

支那以外諸國の承認したる東支鐵道決議

（二月四日第六回總會に於て採用）

支那國以外の諸國は東支鐵道に關する決議を協定するに當り東支鐵道會社の株主社債券所有人及債權者たる外國人に對する義務の履行に關しては支那國之が責任を負ふべきことを今後主張するの權利を留保す

前記諸國は右責任を以て該鐵道建設の基礎たる契約之に基く支那の行爲並該鐵道の占有及管理に對する支那國政府の權力行使より生ずる義務（前記諸國は此の義務を以て信託の性質を有するものと思惟す）に由來するものと思惟す

鹽餘短期內外債一覽表

一、鹽餘指撥各銀行短期借款表

款目	債額	已還債額	現負債額	訂借日期
五族銀行借款	銀元二十五萬元	無	銀元二十五萬元	十年十月一日訂立合同
北京商業銀行借款	法金三百五十萬佛郎	無	法金三百五十萬佛郎	十年七月十三日訂立合同
北京商業銀行借款	銀元八萬元	銀元四萬元	銀元四萬元	十年九月十四日訂立合同
大陸銀行借款	銀元五十萬元	銀元四千元	銀元四十九萬六千元	十年九月十九日訂立合同
中華儲蓄銀行借款	法金六百萬佛郎	法金四百三十萬元	法金一百七十萬佛郎	十年一月二十日訂立合同
新亨銀行借款	銀元十五萬元	銀元四萬五千元	銀元十萬五千元	十年六月八日訂立合同
新亨銀行借款	銀元二十萬元	銀元七千元	銀元十九萬三千元	十年六月十七日訂立合同
新亨銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年八月二日訂立合同

興業銀行借款	銀元二十萬元	銀元十萬元	銀元十萬元	十年九月二十四日訂立合同	
泉通銀行借款	銀元二十萬元	無	銀元二十萬元	十年八月二十一日訂立合同	
明華銀行借款	法金一百五十萬佛郎	法金四十五萬佛郎	法金一百零五萬佛郎	十年五月七日訂立合同	
明華銀行借款	銀元五十萬元	無	銀元五十萬元	十年七月十四日訂立合同	
勸業銀行借款	規銀七十萬兩	規銀二十五萬兩	規銀三十五萬兩	十年六月十三日訂立合同	
勸業銀行借款	銀元三十萬元	銀元九萬四千元	銀元二十萬六千元	十年五月三日訂立合同	
元記公司借款	銀元二百萬元	銀元一百萬元	銀元一百萬元	十年六月一日訂立合同	
勃利公司借款	銀元二百萬元	銀元六十八萬元	銀元一百三十二萬元	十年六月一日訂立合同	
震義銀行借款	義金一千二百萬呂耳	無	義金一千二百萬呂耳	十年六月二十九日訂立合同	
華豐燃記借款	法金二百五十萬佛郎	銀元二萬四千四百三十七元九角	銀元二十二萬五千五百六十二元一角	十年七月二十一日訂立合同	
中交鹽金勸業銀行借款	銀元二十五萬元	法金九十八萬四千百八十二佛郎	法金二萬二百零一萬五千八百十八佛郎	十年九月一日訂立合同	
華北華法銀行借款	法金二千三百萬佛郎	銀元三萬元	銀元三十三萬元	十年八月一日訂立合同	
華法銀行烟酒庫券	銀元三十六萬元	無	法金八百萬佛郎	十年九月九日函准	
通記借款	法金八百萬佛郎	無	銀元一百萬元	十年九月十二日訂立合同	
元記公司借款	銀元一百萬元	無	法金五百五十萬佛郎	十年八月十五日訂立合同	
華法銀行借款	法金五百五十萬佛郎	無	日金三十萬元	十年九月一日訂立合同	
和記公司借款	日金三十萬元	無	銀元五十萬元	十年十月十五日訂立合同	
通商銀行借款	銀元五十萬元	無	法金一百五十萬佛郎	十年一月八日訂立合同	
農商銀行代借泰記款	法金百五十萬佛郎	無	銀元一百五十萬元	十年十一月十五日訂立合同	
四明通商銀行借款	銀元一百五十萬元	無	銀元五十萬元	十年九月十六日訂立合同	
勸業銀行借款	銀元五十萬元	無	無	十年九月十四日訂立合同	

勸業銀行借款	日金四十萬元	無	日金四十萬元	十年十月二十八日訂立合同	
中華儲蓄銀行借款	銀元六十萬元	無	銀元六十萬元	十年十月八日訂立合同	
中華儲蓄銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年九月十五日訂立合同	
上海浙江絲綢商業銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年十月二十一日訂立合同	
保商銀行借款	銀元五十五萬元	銀元五千元	銀元五十四萬五千元	十年十月二十日訂立合同	
保商銀行借款	法金二百四十萬佛郎	法金一百八十四萬二千佛郎	法金五十五萬八千佛郎	十年三月五日訂立合同	
裕記借款	法金一百萬佛郎	法金一百零一萬四百佛郎	法金八百九十八萬六千佛郎	十年十月二十日訂立合同	
洽記借款	日金四十萬元	無	日金四十萬元	十年十月二十日訂立合同	
大信銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年十月二十日訂立合同	
福利銀公司借款	銀元二十五萬元	無	銀元二十五萬元	十年八月十六日訂立合同	
福利銀號借款	銀元五萬元	無	銀元五萬元	十年八月十八日訂立合同	
勸業銀行借款	銀元一百二十萬元	銀元三十五萬元	銀元八十五萬元	十年六月四日二十四日兩次訂立合同	
邊業銀行借款	銀元五十五萬元	無	銀元五十五萬元	十年十月二十八日訂立合同	
通惠銀行借款	銀元四十五萬元	無	銀元四十五萬元	十年十一月二十三日訂立合同	
保商銀行借款	銀元十五萬元	無	銀元十五萬元	十年十一月二十五日訂立合同	
明華銀行借款	法金二百萬佛郎	無	法金二百萬佛郎	十年十月十四日訂立合同	
華茂銀號借款	銀元二十七萬六千元	無	銀元二十七萬六千元	十年八月十一日訂立合同	
哈達武公司借款	法金一千五百萬佛郎	無	法金一千五百萬佛郎	十年八月十日訂立合同	
實利公司借款	銀元二十五萬元	銀元十五萬元	銀元十萬元	十年八月十五日訂立合同	
邊業銀行借款	銀元八十萬元	無	銀元八十萬元	十年十月二十九日訂立合同	
永大銀行借款	法金一百萬佛郎	無	法金一百萬佛郎	十年十月十七日訂立合同	

華孚銀行代借隆記款	法金六十五萬佛郎	無	法金六十五萬佛郎	十年十一月一日訂立合同	
國華公司借款	銀元三十六萬元	無	銀元三十六萬元	十年十一月一日訂立合同	
新華銀行代借日本東亞興業會社借款	日金四百萬元	無	日金四百萬元	九年三月一日一立合同	
中交國行代借通商銀行款	銀元一百三十七萬三千四百三十八元七角	銀元九十九萬〇九百六十元一角	銀元三十八萬二千四百七十六元六角	十年二月中交兩行代借通商款	
勸業銀行代借款	日銀四十萬元	無	日金四十萬元	十年九月十日訂立合同	
太平公司借款	銀元二十萬元	無	銀元二十萬元	十年八月十九日訂立合同	
華法銀行借款	法金二百二十五萬佛郎	無	法金二百二十五萬佛郎	十年十月十日訂立合同	
中交鹽金勸業等銀行借款	銀元二十五萬元	無	銀元二十萬元	十年九月十日訂立合同	
農商勸業銀行借款	銀元四十萬元	無	銀法四十萬元	十年九月十五日訂立合同	
中交兩行墊款特種庫券	銀元四百八十萬元	銀元一百四十八萬零九百七十四元八角	銀元三百十一萬九萬零二十五元二角	十年一月三十日發行	
鹽業金城銀行代借華比款	法金三百萬佛郎	無	法金三百萬佛郎	十年一月三十日訂立合同	
鹽業銀行借款	銀元八十一萬元	無	銀元八十一萬元	民國八九十三年墊款指定鹽餘擔還	
銀行公會代兌中法鈔票墊款	銀元二百零九千九百一百六十二元	銀元十五萬元	銀元一百九十四萬九千一百六十二元	十年九月七日發行公會函報	
銀行公會秋節墊款	銀元二百萬元	無	銀元二百萬元	十年九月十三日函報	
愁業銀行借款	美金四十五萬元	無	美金四十八萬元	九年九月二十日訂立合同	
大中銀行借款	銀元二十萬三十元	無	銀元二十萬三千元	十年九月十日訂立合同	
大中銀行借款	銀元五十萬元	無	銀元五十萬元	十年十二月九日訂立合同	
華北銀行借款	法金一千二百萬佛郎	無	法金一千二百萬佛郎	十年十二月底函借	
大中銀行借款	銀元二十萬二千元	無	銀元二萬二千元	十年八月一日訂立合同	
中交等六家銀行華會經費借款	銀元三十萬元	無	銀元三十萬元	十年一月函借	
				十年十月二十二日訂立合同	

中國銀行墊付七年長債息	銀元二百七十五萬元	無	銀元二百七十五萬元	自七年第二期付息起陸續代墊之款	
交通銀行墊付七年長債息	銀元二百五十萬元	無	銀元二百五十萬元	自七年第二期付息起陸續代墊之款	
中國銀公司借款	銀元一百萬元	無	銀元一百萬元	十年四月一日訂立合同	
教育準備金庫券	銀元二百萬元	無	銀元二百萬元	十年七月三十一日發行	
亨達公司借款	銀元四十萬元	無	銀元四十萬元	十年七月二十一日訂立合同	
新華懋業銀行借款	銀元八十萬元	無	銀元八十萬元	九年十月八日訂立合同	
天津交通銀行借款	銀元三十萬元	無	銀元三十萬元	九年十二月十六日訂立合同	
聚興誠銀行借款	銀元三十萬元	銀元十八萬元	銀元十二萬元	十年六月二十日訂立合同	
聚興誠銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年十月二十九日訂立合同	
華孚銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年十月三十日訂立合同	
農商銀行借款	銀元十萬五千元	無	銀元十萬五千元	十年十二月七日訂立合同	
中交等十二家銀行警察廳借款	銀元二十八萬元	無	銀元二十八萬元	九年十一月由警察廳函借	
泉通銀行借款	法金二百萬佛郎	法金一百四十萬佛郎	法金六十萬佛郎	十年一月二十五日訂立合同	
通俗銀號借款	銀元三十萬元	銀元十萬元	銀元二十萬元	十年八月二十日訂立合同	
中國實業銀行借款	銀元十八萬元	無	銀元十八萬元	十年十月一日訂立合同（十一年一月七日補簽）	
中國實業銀行借款	銀元十二萬元	無	銀元十二萬元	十年十月一日訂立合同（十一年一月七日補簽）	
天津中國實業銀行借款	銀元二十萬元	銀元五萬元	銀元十五萬元	十年七月二十日訂立合同	
大業銀行借款	銀元十一萬元	無	銀元十一萬元	十年八月九日訂立合同	
大成銀行借款	銀元五萬元	無	銀元五萬元	此款由交行代借即以抵撥十年八月底鹽餘不敷尾款之用	
中行代借合記借款	銀元四十三萬六千四百十元	無	銀元四十三萬六千四百十元	十年七月十五日訂立合同	

中行代借義記借款	銀元十七萬五千三百六十元	無	銀元十七萬五千三百六十元	十年六月一日訂立合同		
勸業銀行借款	銀元二十萬元	無	銀元二十萬元	十年八月十八日訂立合同		
邊業銀行借款	銀元二十五萬元	無	銀元二十五萬元	十年十月二十九日訂立合同		
興記借款	銀元三十五萬元	無	銀元三十五萬元	十年三月二十三日訂立合同		
漢口合記公司借款	銀元五十萬元	銀元二十一萬七千五百五十元	銀元二十八萬二千四百五十元	九年九月三十日訂立合同		
華孚銀行代借隆記款	法金六十五萬佛郎	無	法金六十五萬佛郎	十年十月一日訂立合同		
新亨銀行借款	銀元一百三十二萬九千六百元	無	銀元一百三十二萬九千六百元	十年八月七日訂立合同		
大德通銀號借款	銀元二十萬元	無	銀元二十萬元	十年八月十日訂立合同		
交通銀行代借六銀號款	銀元四百十萬元	銀元一百七十九萬七千七百六十二元八角八分	銀元二百三十萬二千二百三十八元一角二分	八年三月二十五日訂立合同六件		
交通銀行借款	銀元一百八十萬元	無	銀元一百八十萬元	十年一月五日訂立合同		
中國銀行借款	銀元一百九十六萬二十元	無	銀元一百九十六萬二千元	十年八月五日訂立合同		
大陸銀行借款	銀元十四萬元	無	銀元十四萬元	十年十二月二十一日訂立合同		
天津興業銀行借款	銀元十四萬元	無	銀元十四萬元	十年八月十日訂立合同	定將缺付該行兩款利息加入改訂	
				十年七月一日原訂九萬元嗣經核	十萬元惟因押付實業銀行股票過戶間尚未解決故合同迄未簽訂立	
天津興業銀行借款	銀元九萬元	無	本息銀元十萬元	十年三月十三日訂立合同	此係歷來部函該行墊付各項用途未還之款訂由監餘項下撥還	
金城銀行借款	銀元四十萬元	銀元二十五萬元	銀元十五萬元	十年六月八日函借五十萬元七月二十七日函借十五萬元八月十八日函借三十五萬元共一百萬元		
金城銀行借款	銀元二十四萬六千元	無	銀元二十四萬六千元	十年十二月二十一日訂立合同		
中國銀行借款	銀元一百萬元	無	銀元一百萬元			
大通銀行借款	銀元四十萬元	無	銀元四十萬元			

振商銀行借款	銀元十七萬元	無	銀元十七萬元		十年三月十九日訂立合同
交通銀行豐樂公司押件欠款	銀元六十九萬元	無	銀元六十九萬元		豐樂公司借款六十萬元係由本部借用交通銀行七年長期債票二百萬作抵該項押件嗣由豐樂處分抵還欠款所有原借交行債票應歸財部承認折價付還
中國銀行代借愼記款	銀元四十五萬元	銀元二十七萬元	銀元十八萬元		九年六月十七日訂立合同
四合公司借款	銀元一百三十萬元	無	銀元一百三十萬元		十年七月十一日訂立合同
中交兩行墊付正金不敷款	銀元二十三萬元	無	銀元二十三萬元		十年十一月二十五日商借
中國銀行墊付新疆協餉庫券	銀元二十七萬九千元	無	銀元二十七萬九千元		十年二月十六日函借
中國銀行墊付金城農商保商移轉款	銀元十六萬五千元	無	銀元十六萬九千元		十年八月二十二日商墊保商十萬元十年十月二十五日商墊金城五萬元商墊農商一萬五千元共千六萬五千元
交通銀行墊付金城移轉款	銀元五萬元	無	銀元五萬元		十年十月二十五日商借
交通銀行代付華北款	銀元三十萬元	無	銀元三十萬元		十年九月一日商借
交通銀行代付華法支票	銀元十二萬元	無	銀元十二萬元	本息銀元十一萬七千七百二十元	十年九月一日商借
交通銀行順記公司	銀元十萬元	無			十年十一月七日訂立合同
共計銀元七千四百零九萬四千五百零六元四角一分					

二　鹽餘指撥外債各款表

款目	債額	已還債額	現負債額	訂借日期
英商威克廢庫券一年利息	銀元一百二十萬元	無	銀元一百二十萬元	十年九月二十二日函訂
滙豐銀行江南造船所庫券款	銀元三十萬元	銀元二十五萬元	銀元五萬元	五年十月二十七日發行

巴黎荷蘭銀行學款	法金五十萬佛郎	無	法金五十萬佛郎	法金五十萬佛郎	十年三月訂借
日本興業等十一家銀行水災借款庫券本息	日金七百零六萬三千五百七十六元二十四錢	日金十五萬五千四百八十八元三十七錢	日金六百九十萬八千八十七元八十七錢	日金六百九十萬八千八十七元八十七錢	六年十一月二十二日訂立合同十年八月一日訂立展期合同
匯業銀行付息墊款	日金四百零四萬七千五百元	日金五十八萬元	日金三百四十六萬七千五百元	日金三百四十六萬七千五百元	十年一月十五日訂立合同
中日實業公司付息墊款	日金二百二十三萬一千八十三元五十五錢	日金一百四十三萬一千零八十三元五十五錢	日金八十萬元	日金二十萬元	九年六月三十日訂立合同
中日實業公司代墊資金	日金六十二萬五千元	日金四十一萬五千元	日金七十四萬元	日金一百二十六萬元	九年六月三十日訂立合同
大倉洋行保商代借款	日金二百萬元	日金七十四萬元	無	日金二百四十五萬七千一百二十四元七十八錢	九年十月二日訂立合同
大倉洋行保商墊款期票款	日金二百四十五萬七千一百三十四元七十八錢	無	日金二十萬四千三百六十四元	日金七十八萬九千三百四十九元六十九錢	十年三月十四日函訂
朝鮮銀行學款庫券本息	日金八十一萬九千二百四十八元十七錢	日金二萬九千八百九十八元四十八錢	無	日金五百十七萬千七百五十三元	十年九月十日訂立展期合同
日本興業等銀行付息墊款	日金五百三十七萬六千一百六十七元	日金二十萬四千三百六十四元	銀元十萬元	銀元三十萬元	十年六月二十八日訂立合同
道勝銀行教育部借款	銀元三十萬元	銀元十萬元	銀元五萬元	日金八十萬元	十年八月五日訂借
道勝銀行審計院借款	日金五百萬元	日金二百八十萬圓	無	日金三百六十四萬七千四百五十三零九錢	十年三月三十一日訂借
日本興亞公司借款	日金三百六十四萬七千四百五十三元零九錢	無	銀元五萬元	銀元一百二十八萬元	五年九月九日訂立合同
中日實業公司紡紗借款	銀元一百三十三萬元	銀元五萬元	無	本息日金二百三十一萬零六百六十元六十五錢	九年三月一日訂立合同十年十二月二十九日訂立展期合同
滙豐銀行庫券款	日金二百三十一萬零六百六十六元六十五錢	無	無	銀元十萬元	九年五月三十一日發行
中日實業公司造紙廠借款	銀元十萬元	無			五年十一月十一日訂立合同十年十二月二十九日訂立展期合同
道勝銀行留法學生借款					十年十一月十五日函訂

滙豐銀行欠款	銀元三千萬三千七百九十八元八角三分	銀元五萬元	銀元二十五萬三千七百九十八元八角三分	十年七月三十日函借	
匯理銀行借款	銀元五萬元	銀元二萬五千元	銀元二萬五千元	十年十月二十七日函借	
道勝銀行借款	銀元三萬二百五十元	無	銀元三萬二百五十元	十年十一月二十五日函借	
日本匯業銀行林鐵借款利息	日金一百十五萬二千五百〇八元五十六錢	無	日金一百十五萬二千五百〇八元五十六錢	十年十一月十日訂立合同	
道勝銀行借款	銀元三萬元	無	銀元三萬元	十年十二月四日函借	
道勝銀行借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年十一月十日函借	
道勝銀行保商期票款	行化九萬六千六百五十六兩二錢五分	無	行化九萬六千六百五十六兩二錢五分		
匯理銀行修築津通馬路借款	銀元十萬元	無	銀元十萬元	十年九月二十九日訂借	
共計約合銀元三千〇〇二萬一千七百六十八元七角二分					

初期米支貿易史（八）

第五章　阿片問題及び第一次英清戰爭並に南京及び Whanghia 條約締結の時代（其の二）

所謂阿片戰爭と共に、亞米利加に於ては、支那王國の各種の事件につき新なる興味を有するに至れり。阿片戰爭は亞米利加の貿易と布敎事業と深き關係を有し、而て兩事業に對し、以前よりも十分に、支那を開放せしむるの機會を與へたるを以て、何れの場合に於ても注意を惹きしも、爭鬪に對する阿片貿易の密接なる關係に因り惹起されたる附加の道德上の問題は多くの附隨の議論を喚起せり。其の議論の趨勢は之を欲せざる國民に對して有害なる藥品を强賣するは不正なる企なりと云ふに在りたり。「ジョン・クエンシー・アダムス」は意味深重なる問題卽ち支那は他國民との通商を拒絶する權利を有すと云ふ事を知れりと云ふ事が明に想像せられたり。而て一八四一年十一月「マッサチユセツト」歷史學會に於て、彼の意見を發表せり。講演は抗議の嵐を捲起し、而て「ノース・アメリカン・レビウ」はその公表を拒絶せし程、世間の反感を買ひたり。人を死に至らしむる藥品を他國民に詰め込むと云ふ思想は、其の國民が欲せざる種類の通商を强要すると云ふ思想すら然るを以て、獨立不羈を尊ぶ亞米利加魂と相容れざりき。「ハント」商業

雜誌は次の如き陳述を公にせり。曰く「支那人が熟考して之を受取る事を拒みし品物を、支那人の喉に暴力に訴へて詰め込む事に成功せし如く、一國民の法律を無視せし事例は未だ嘗て之を見ざりし處なり。疑もなく、支那政府の態度は没常識的にして、又支那の制度の外形は外國人にとりて極めて滑稽なりき。然れども吾人は支那官憲の自慢と無智とは以つて採用せられたる應急の救濟手段を正當のものなりとなす口實には爲すに足らざるものなりと信ず。」と。「ジョーン・ダブルユー・エドモンド」は「ニューブルグ」學會に於て爲したる講演に於て『如何なる自然法の法則若は國民法の法典を、吾人の領土内に於て外國人が國民として若は個人として吾人の意思に反し又凡ての交通に對する吾人の反對あるに拘らず永久的に侵入する事を正當なりとする主義に對し法源として引證する事を得るか』と激語せり、併ながら此の慷慨に於ても、開放せられたる支那に對する叢怨とそれが提供する機會とに對する混同せられたる奇妙にも兩立せざる熱心が存せり。

戰爭の間政府は利用すべき機會の到來を待ち、時局に絶へず周密なる注意を拂ひ居りたり。一八四〇年一月七日支那に於ける亞米利加貿易及び亞米利加市民に關する就中脅威せられたる敵意により影響を與へられたる點に關する報告書を提出せられむ事を大統領に要求せる下院の決議が成立せり。大統領は二月二十五日要求せられたる報告書を提出せり。或人は此の決議を以て、合衆國が英國と共同作戰をなさんと企てたる事を證明するものなりと云ふと雖、本案の發議者たる「カッシング」及び下院外交委員長「ピックンス」は、共に斯る企圖を有せしものに非ずと聲明せり。同年十二月に於ける第二回の決議は、戰爭及び支那の諸港の封鎖に關する一層進みたる報告を得る事となれり。英吉利駐劄大使「エドワード・エバーレット」は極力新事實の蒐集に力め之を政府に報告せり。氏は戰爭の結果として貿易が俄に激增すべしと云ふ一般の期待には雷同せずして、當時の設備の程度にて十分に要求を充たすものなりと信じ居りたり。併ながら氏は南京條約の結果として英國が取得す可き利益は凡て早晩他の列强の間に均霑せらる可きものなりと云ふ事を確信し居りたり

戰爭の進展に從ひ、合衆國は、支那との貿易を一層鞏固なる根柢の上に建設するを要すと云ふ事、領事並に外交上の代表者を派遣し、其の權利を條約に依り認めしむるの要ありと云ふ事を確信するに至れり。領事が一層廣大なる權限を附與せられ、私人の貿易より獨立せるものにせらるる可らずと云ふ事は既に久しく一般に感せられ居りし處なり。貿易史の初期に於て、既に、年俸三千弗の領事と堪能なる醫者及び軍醫とより成る組織の完備せる領事館を設置せられ度しとの請願が廣東在留商人の或者に依り提出せられたり。舊制度の弱點は「テルノーバ」事件の間に遺憾なく曝露せられ、領事の權力が極めて不十分のものなる事が分明せり。東印度會社全盛時代の末期に續きし混亂の時代の間に於て、或る行爲が特に官廳の牧師なる「グロスベー」が長期間其處に居らざりしとの理由に依り、直ちに執られざる

可らずと云ふ事が感ぜられたり。廣東在留の一亞米利加商人は一八三四年四月書を政府に致し、領事の權力の擴大せられざる可らざる事、及び亞米利加人の發展を擁護する爲め海軍力を派遣するの要ありと云ふ事を熱望せり。九月其の商人は再び書を致し、英支兩國間に横はる敵對行爲を歎言し、合衆國は支那官憲と直接に交涉し、英國に與へられしと同樣に有利なる條約を締結する爲めに、極東に代表者を派遣せざる可らずと云ふ事を熱心に主張せり。一八三七年六月「チャイニースレポジトリー」は廣東に總領事を置き其の下に東洋の各商業の中心地に同一の俸給を給せらるゝ人々を有する東部亞細亞領事館の設立を協議せる論文を發表したり。

敵對行動の開始せられし後、四圍の情況は領事館の設立と云ふが如き單純なる變化より以上のものを含むことを必要とする樣に見えたり。事情に通せる人士は何れも、其の獲得の爲め戰爭の開始を除儀なくせし各種の特權即ち貿易並に住居に對する一層大なる自由、外國人の人身に關する一層大なる安全及び關稅並に開港規則に關する對等の條約が米國に對しても獲得せられざる可らずと云ふ事を感じたり。之等の權利は總て兩國民の官吏の間の直接交涉に基き居り又相互に對等なる事を根柢の主義となす條約に基くものならざる可らず。種々の方面より此目的の貫徹を强要する種々の壓迫が政府に對し加へられたり。戰爭の開始前に於てすら卽ち一八三九年四月二十三日に「ギデオン・ネー」は對等の關係を設立す可き權限を與へられたる公使を北京朝廷に派遣する事の利益を主張し、議會に對し請願書を提出せり。「ネー」の言に依れば、是は問題の唯一の最後の解決手段なりしなり。同年「コムモドール・レッド」と共に廣東に居りし「ヘンショウ」は外交上の使節の派遣と、大なる居留地の設置の要求を爲すの時機が熟したりと云ふ事を感じたり。之と前後して施樂事業に依りて支那人の間に非常に好評を博し居りたる「ピーター・パーカー」が支那帝國の代表者林則徐に對し條約を締結する事が泰西列强との種々なる困難の問題を解決する最後の唯一の手段なる旨を獻白せり。一八四〇年に至り、廣東在留の數人の亞米利加市民が總ての事件を安全なる根柢の上に置く爲めに英、佛、和と協同動作を爲すの必要なる事を議會に對し申出でたり、其の要旨は公使を北京に在留せしむる事に對する許可、一定せる關稅貨物輸送規則に從ひ保稅倉庫に貨物を預入るゝ制度、支那の開港場以外の港灣に於ける貿易の自由最近の混亂の間に貿易が蒙りたる損害に對する賠償、斯る事件の再發に對する保證及び英米人の被告は證據の明なる場合に於て英米法に比して重からざる刑罰に依りてのみ處罰せらるる可きものなりと云ふ事を皇帝に對し直接に願出づる方法が最も適當なる方法なりと云ふに在り。同年貿易に利害關係を有せし「ボストン」及び「サレム」の商人より、外交使節を送るの時期は未だ到來せざれども、亞米利加の利益を保護するに十分なる海軍力を支那に派遣する事は必要なる旨の建白書を提出せり。是等の多種多樣なる獻策は總て合衆國が支那帝國政府と直接に交涉し、通商貿易に對し一層安全

にして一層公平なる根柢を得る準備を爲す爲めに外交使節を送らざる可らざる時期は早晩來る可しと云ふ事に一致し居りたり。

政府は勿論是等の運動に從ふ事に於て極めて徐々たるものなりき。而て支那との戰爭は出來得るだけ回避せざる可らず特に亞來利加人が過去に於て示したる友誼即ち彼等の從順なる事が支那人の好感情を得居りしと云ふ理由に依り回避せざる可らずと感じ居りたり。又一面に於ては政府は實情を諒解するに及び、英國が戰爭を終了する曉には米國は英國が戰爭に依り獲得せる結果と同樣なる利權を平和的手段により獲得するの途を講ずるの要ありと自覺するに至れり。一八四〇年十二月「ジョン・クエンシー・アダムス」は議會に於て大統領に對して過去並に現在に於ける米支間の關係に關する報告書の提出を求むる決議案を提出せり。併しながら之を採用せむとする動議は否決せられたり。翌月「ピーター・バーカー」は華盛頓に來りて大統領「バン・ビユーレン」及び國務卿「フォース」に面會せり。然れども當時政府は將に更迭せむとしつゝありしを以て「ピーター・バーカー」は新政府の國務卿「ウエブスター」其他に紹介せられたり。「ウエブスター」氏は「ピーター・バーカー」を懇切に取扱ひ彼の意見を書面にして提出せられたしと要求せり。バーカーは全權公使を一刻の猶豫もなく Taou Kwang の朝廷に派遣するの必要なる事を力說せる意見を提出せり。三月に至り新政府の成立したる後に「バーカー」は「アダムス」に面會し若し其の公使館が設立せらるゝ曉には彼は其の使命を引受くる考ありや否やと質問せり。外交委員「ホーエス」及び「カッシング」は「アダムス」に對し同樣の質問を爲したり併しながら彼は回避的の責任逃の返答を爲し居りたり。彼は其の偽らざる日記に於て斯る行動を執るべき時期は未だ到來し居らざる事及び當時英米間に存在せし關係を考ふる時には「バーカー」の米國が調停を申出ると云ふ建策は實行難の事なりと云ふ事を記載し居れり。九月「バーカー」は大統領及び「ウエスター」に面會し而て「テラー」は大統領に對し新公使を推薦するより以上の事を爲す事を禁じたる法案が通過したる際に上院に居りたりと云ふ理由及び支那より大使を受くるを拒絕せらるゝの不名譽の有り得る事を虞れ未だ何等の行爲を爲さゞりし事を發見せり。併しながら「バーカー」は反對に對し落膽する事なく、一八四二年五月「アダムス」に面會し、再び彼に若し使節が任命せらるゝ事にならば其の位置を引受くる覺悟なりや否やと質問せり。「アダムス」は場合に依りては其の任を引受くるを辭せざるも併しながら彼は使節よりも寧ろ充分に活動する權能を與へられたる委員を派遣するを以て優れりとすと信じ居りたりと云ふ意見を述べたり。

南京條約の締結せられたりと云ふ報知は政府をして決心をさせたり。政府は合衆國が安全に談判を開始し得る時期又若し合衆國が英國の得たる所と同樣の利益を得んと欲すれば當に爲さゞる可らざる時期の到來したる事を感知せり其の結果一八四二年十二月二十一日、大統領は、自己の意見を陳述し、支那に於ける亞米加人の事業を監督し地方官

憲と交渉する權能を有し若し訓令を必要とせる場合には政府よりの訓令を仰ぎ支那帝國の最高の官吏と直接に折衝し又其の最高の官吏を通じて皇帝自身にも直接に折衝するの權限を有する、委員を任命在留せしむるの必要なる事を忠告せる、敎書を議會に送れり。其の敎書は大使派遣は尙早なりと云ふ「アダムス」の意見をも其儘述べ居るものなりき。此敎書は「ウエブスター」の筆に成るを以つて見れば氏は着々事を爲さむとの意見を有せし者の如し。此の書面は外交委員の手に附託せられ、更に外交委員の手より「アダムス」に渡されたり。委員會の報告書は一八四三年一月二十四日に提出せられ、支那との外交上の交涉を開始する爲めに使用せらる可き四萬弗の經費の支出をなす可きものなりとの意見を發表せり。此の金額に對しては、一七九〇年七月一日の法律に依り規定せられたる方法に於て大統領が責任を負ふ可きものなりと云ふ事以外には其の用途につき何等詳細なる限定をなさゞりき。此の提案せられたる金額は當時にありては非常に多額のものなりき。夫れは歐羅巴の各國に派遣する公使の俸給と同額俸給を支給するに足る額なる事を要すと云ふ「ウエブスター」の意見に基き決定せられたるものなり。此の經費の額に關しては非常なる反對がありたれども、「アダムス」を通じ「ウエブスター」に依り案出せられたる僅少の修正を以つて、五十九に對する十六の多數を以て、二月二十一日下院を通過せり。其の法律案は上院に於ては、好意を以て迎えられ修正なしに報告せられたり併ながら政府の反對者は此事に於て大統領に廣大に失する權能を與へんとする深く目論まれたる策略を發見したりと云ひたり。「ベントン」氏は最も激烈なる反對者なりき。氏の意見は、金錢の支出に對する責任を大藏卿より奪取し、大統領に對し上院の承諾を得る事なく勝手に自己の忠實なる追從者を東洋に遊山旅行に派遣し得るの機會を與ふるの結果とすると云ふに在りたり。遂に三月三日即ち其の會期の最終日に、此の法案は上院の同意無しに其下に於て何等の代理者が任命せられざる可き事及び其の下に使用せらるる者は一人にて旅費を除き年額九千弗以上を受く可らざる事の二修正を以て上院を通過せり。下院は此の修正に同意し、此の法律案は速に大統領により署名せられたり

右の委員の位置は先第一に當時駐英大使たりし「エドワード・エバレット」に對し申込まれたり。彼を指名する事は其の會期の最後の時間に上院に提出せられたり。「ウエブスター」は「エバレット」に對し極力その申込を承諾せられ度しと懇望せり。新聞の報導によれば當時國務卿は內閣員たる事を辭職せんとしつゝありし際なるを以て、自ら倫敦大使たる地位を望み居りたりと云ふ事なり。然れども「ウエブスター」は「エバレット」に書を送り噂を指摘し强く之を否定し政局の現狀に於ては英國に行かんとする希望は毛頭だも之を有せずと云へり。或者は其の否定は只表面的のものにして眞實のものに非ずと考へ其の證據として當時「ウエブスター」の辭職が差迫り居りたる事實と「アダムス」をして「エバレット」に對し承諾の書面を書かせたる際の「アダムス」との間の會話を擧げたり。然れども「エバレット」

はその任を引受くる事を拒絶せり。次にその地位は「カレブ・カッシング」に申込まれたり。此指名は別に書類の信據す可きものなしと雖も「カッシング」が「チラー」に對し自己の議會に於ける議席と內閣員たるの地位を犧牲にして忠實に奉仕せし事に對する頗偏なる報酬なりと思はる。

出發準備は整へられたり。可及的に雄大なる强き印象を與ふる樣に凡て事を準備せり。頭梁たる「カッシング」は黨派的の理由により推選せられたるものなりと雖も、有能の人物にして永く廣東貿易に從事し居りし「ジョーン・バーキンス・カッシング」の親戚として豫て支那帝國に對して智識と興味とを有せし事は疑なき事なり。議會の支出する經費は十分にして、「ウエブスター」は必要に應じ何程にても經費を支出する事を約束せり。巡洋艦「ブランデーワイン」軍用單檣帆船「セントルイス」補助艦「ミッソリー」より成る艦隊は「コムモドール・バーカー」の指揮の下に一行を輸送する任務を預けられたり。而て「カッシング」及び秘書官「フレッチャー・ウェブスター」の多數の靑年が自費にて同行し一行の威容を增したり。カッシングは十分の權限を與へられたり。「カッシングは」二の辭令書を有せり。一は氏を支那の州、市其他の地方官憲と交涉する權能を有する長官に任命せるものにして、一は氏が北京朝廷に赴きたる際に用ゆ可かりし特命全權公使に氏を任命せるものなりき。氏は條約に署名する全權を與へられたり。而て別に與へられたる命令書には、英國に對し開港せられたる港に英國が享有せると同一條件の下に米國船を入れ得る權利を獲得す可しと命せられ居りたり。一面支那人に對し此度の旅行は平和的性質なるものなる事を明にすると同時に、合衆國政府の尊嚴を保持し、貢を貶らす者に非る事を確かにすゝ爲めに常に細心の注意を拂はざる可らざりき。「カッシング」は出來得可くんば北京に到らん事を欲せり。其の目的の爲めに氏は大統領より皇帝に對する國書を與へられたり。其の國書は氏自ら皇帝に手交するか、若くは皇帝の親書にかゝる及誼的の返書が與へらる可しと云ふ保證の下に、適當なる使節を經て皇帝に渡さん事を欲せり。叩頭(支那の禮式)の問題は自己の判斷に委ねられたり。命令書中には「支那人の怒りを招かざる爲め卽ち支那國民の自負心を傷けざる爲に、種々の苦痛が忍ばれざる可らず。併し同時に支部人をして我政府を劣等視せしむるに至るが如き事は力めて之を避くる樣注意すべし』云々と記されたり。而も重要なる事は最惠國と同一の取扱を受けたしとの主張をする事なりき。命令書及び皇帝宛の大統領の國書は「ウエブスター」の手に成るものなり。前者中には處々に支那に關し無智なる事を示せる個所ありと雖も、最もよき判斷を示せる莊重にして簡略なる書面なりき。然れども後者は或る野蠻國の國王に對する信書の如く成せらるゝものあり。

此の任命は多數の亞米利加人により一の「チラー」の企をして批評的に觀察せられ、其の成功を危む者も多かりき。勿論「ベントン」は之に對し一言の贊辭をも呈せざりき。「ナイルス」は傲慢尊大なる態度を執る事の不可なるを覺知し窮屈なる無益の虛禮の代りに、我亞米利加合衆國の最初の

駐外公使たる「ベンジヤミン・フランクリン」が歐羅巴の貴族主義の最も謹直なる宮廷に於て大膽に示したる共和的の態度を採用せり。彼は後に至り使命の目的に關する批評をなせる一廣東在留商人の手簡に僻易せり。亞米利加東洋協會の會計係は「カッシング」の北京に到達し得るや否やに關し、又條約締結の可能性に關し、非常に疑惧の念を懷き居りたり。

「カッシング」は「ミゾリー」號に搭乘し、一八四三年夏合衆國を出發せり。彼の計畫は埃及に至り、それより蘇西地峽を橫斷し、それより海路「ボムベイ」に出で、同地にて艦隊に會合せんとするに在りたり。然れども「ミゾリー」號は「ジブラルタル」に於て火を失し燒失せしを以て、「カッシング」は英國船にて「ボムベイ」に至れり。此地にて「ブランデーワイン」號に搭乘し廣東に至り彼の旅行を終りたり

其の間に一八四三年九月二十二日、最近に廣東駐在米國領事に任命せられたる「ポール・エス・フォーピス」は支那稅關委員に彼の到着を報告し又支那稅關委員に「カッシング」の來着を報知せり。「カッシング」は合衆國よりの特別の使命に付て話し、北京に至る最便の通路に付き質問せり。Piying は特有の慇懃なる態度を以て、既に長途の旅行を爲したる一行にとりては、餘りに長き行程なる事、及び彼等の事務は北京に於けると同樣に廣東に於て處理せらるべしと云ふ事を述べ「カッシング」の北京行の計畫を中止せしめんとせり

「カッシング」は一八四四年二月二十四日澳門に至り、二十七日廣西廣東の代理總督に丁重なる書面を送り、自己の使命を宣言し、彼は今や皇帝に米國の國書を捧呈する爲に北京に到る途中にあり。「ブランデーワイン」號が薪水食糧の供給を受け白河の河口迄續航する準備の出來る迄澳門に數週碇泊し度しと云ふ事及び彼は支那皇帝陛下の御機嫌を奉伺する機會を有せんと希望すると云ふ事を述べたり。代理總理處は三月十九日皇帝の御機嫌を奉伺する事は無上の尊敬す可き服從と丁寧とを表はすものなるも、皇帝に對し先第一に請願書を提出し許可を得たる後に非れば天機を奉伺する事を得ず、又商船すらも赴きたる事なきを以て北京に赴かんとする考は中止せられ度しと極力主張せる返書を遣はしたり。尙總督は之に附加し北京に於ては通辯を得る事難く、又條約を締結する權能を有せる委員は居らざる旨を述べたり。英吉利人も北京に於て談判を爲したるものに非ず。やがて「カッシング」に北京行を中止すべしと命令せる勅諭が發布せられ、而て畢竟條約は全く不必要なりき。此事は兩者の間の交涉の端緒となり、亞米利加人は北京に行く可しと威嚇する事に依り委員の任命を急がしめんとせり。三月二十三日「カシシング」は慶の第一の書面に對し帝國の委員以外の者とは條約の締結に關し議論する事を欲せず又陸路にて行くも可なりとの意思を表明したるも尙ほ北上する事を主張せる返書を發したり。慶は陸路によるも北上は不可能なる可しと云ふ事及び北京よりの返答は三ケ月の期間を要す可しと云ふ事を答へたり。其後約四日を經て、「カッシング」は若も朝廷が彼を廣東に止まらしめん

と欲せば彼を認容する事に關する總督の指命が早められざる可らずと云ふ事を述べ又友邦の大公使を受入るる事を拒絶する事は泰西諸國民の間に在りては戰爭の正當の原因と考へられ居る事を敎へ、北上せむとする彼の意思を再び表明せり。此の要求及び「ブランデーワイン」號が黃埔に溯航し來り禮砲を發射せむとの申出は三日の短期間を經て慶よりの返答を齎したり。其の返答は貿易は從來永き間條約なかりしに拘らず、盛んに何等の支障なく行はれ居りしに依り、今後も尙條約は不必要なりと云ふ事及び支那の法律は假令それが最も平和なる方法に於て又最も注意深くなさるゝとしても、軍艦が河を溯り禮砲を發射する事は禁止せられ居る旨を「カッシング」に通知せるものあり。彼は亦慶より「フォーピス」を通じ「カッシング」に送られたる書面を「フォーピス」が開きたるに付き不平を申込みたり。後二日を經て彼は再び書面を遣はし政府が「カッシング」の到着の時期を知らざりし爲め、英國の委員が任命せられざる事を述べたり。「カッシング」は之に對し「フォーピス」の手紙を開きたるは全く過失に因るものなる事及び若し代理總督が其の手紙を彼の家に直接に送りしならば斯かる出來事は發生せざりしなる可しと云ふ事を述べたる返書を送れり。彼は尙ほ慶に對し禮儀の必要なる事に付き詳細に說明し、彼は支那の地方官憲が國際交通の最も普通の禮儀を交換する事を禁止せられ居る限りは泰西の列强の何れの國とも親善の關係に止まる事は不可能なる可しと云ふ事を發見するに至る可しと述べたり。五月九日、「カッシング」は北京よりの返書を聞く爲めに充分なる時間の猶豫を與ふる爲に、北上を暫く猶豫す可しとの書面を送れり。而て之に對し次の如き點につき注意を促したり。卽ち外國の大公使は彼等の國民の主權を代表する者なり。大公使に對し表はされたる不敬は其國民に對する不敬なり。何等の原因なく外國の大公使を侮辱する事は最も重大なる意義に於ける國民的の不正行爲なりと云ふ事を注意せり。「カッシング」は亦理由なく事を遲延することは、合衆國に於ける不滿足を惹起す可しと云ふ事を云ひたり。併しながら「カッシング」は裏面に於ては北京に行く事につき左樣に焦慮し居りしに非ず。天津若は北京に赴く事により彼の使命の成功を危殆ならしめんよりは、寧ろ廣東に於て折衝せん事を望みたり。

「カッシング」の北京に赴かんとする主張は終に其の希望通りの結果を齎したり。廣東廣西の新任總督 Kiying は支那政府の首席委員に任命せられ十分なる權能を附與せられたり。「カッシング」は其の任命に滿足せる旨を述べ、併ながら最後には北上すべき意思を有する旨を再び聲明せゝ手紙を代理總督に送り支那全權委員と面會する準備をなしたり。彼は後に至り彼が支那官憲の回答を待ち居りたるの間月日は非常に有效に費されたる事を感せり。彼の慶との交涉は、條約が必要なりと云ふ問題を解決し、且彼に、委員と直接の交涉の際には不便とせし程度の十分なる隔意なき態度を以て支那官憲に申出す必要のありし處の不遠慮なる事を云ふの機會を與へたり。Kiying は五月三十日公式の入

城式を行ひ、談判は直ちに開始せらるゝ事となりたり兩國委員間の關係は概して平和的なりき。支那政府よりの最初の二通の書面に於ては、合衆國の宛名が支那政府の名よりも一行下に書かれ居りたり。之は支那が合衆國よりも優越の地位にある事を現せるものなりき。然れども「カッシング」が其の手紙を返還するや、支那政府は之を書記の過失に依りたるものなりと稱し、直ちに之を修正せり。六月十七日Kiyingは國境を越へ澳門の葡萄牙植民地に到り、Wanghia（又はWang Hiya）と稱する一寒村の一寺院に宿泊せり。翌日彼は艦隊を訪問し、其翌日即ち十九日亞米利加人が其の訪問に對する答禮の訪問をなしたり。同夜全權委員に屬せる三名の支那官吏が「ウエブスタル」「ブリッヂマン」「ピーター・パーカー」及び「カッシング」の隨員等と面會し談判の順序を協定せり。二十一日「カッシング」は彼の所謂五項の主張、即ち合衆國は支那人を遇するに友誼と平和との根柢の上に於てす。合衆國は完全なる互惠條約を望むものには非ざるも合衆國の港灣は總ての諸外國の船舶に對し開放せられ居り又何等の輸出貨物稅をも徵收し居らざるに支那は唯五港を開港し居るに止まるのみならず輸出貨物稅をも徵收し居るに依り、同樣の態度をとる事とせられたし。米支條約の草案と英支條約との間の差異は、英吉利は香港を領有し居り合衆國は斯る租借地を領有せず又曾て希望したる事なかりしと云ふ事實に基くものなり。草案を起草するに當り兩國の利益が考慮せられたり。と云ふ主張に基ける條約の草案を提出せり。米支兩國の隨員等は數日間時としては澳門の「カッシング」の宿舍に於いて或る時はWhanghiaに於て會議を開き、双方の主張の滿足せらるる迄草案を討議し修正を爲したり。彼等の會合の初めの一週間が過ぎざる內に、Kiyingはカッシングに其の北京へ行かむとの主張を固持するならば、交涉は斷絕せざる可らずと語りたり。「カッシング」は支那が許す事を最も希望せる條件即ち若し歐羅巴諸國の公使が今後北京に駐在する事を許さるるに至らば、亞米利加の公使も亦認容せらる可きものなりとの事を條約の條項として挿入する事を要求して、不滿足あるが如く裝うて其の申出に從ひたり。然れどもカッシングは全權委員を通じて皇帝に對する大統領の國書を送る事を許可せられたしと要求し其目的を達せり。兩者間の談判はそれ以上障碍を生ずる事なく進捗し、七月三日條約は完成し署名せられたり。翌日カッシングは條約の締結せられし旨を公表せる書面を亞米利加商人に向つて發し、而して七月五日慶は廣東に歸れり

以上の經緯を以て得られたる書面は、「カッシング」に對する名譽の原因にして、又一八六〇年の條約の締結せらるる迄支那人と外國人との間の問題を解決する標準となり居りたり。要するに此條約は英支條約の規定と略同一の事を規定せるものなり。亞米利加人は廣東、廈門、福州、寧波及び上海の五港に於て商業の目的の爲に住居する事を得、一定の關稅が制定せられて條約に附加せられたり。領事は右の開港場に住居し對等の條件の下に支那官憲と交涉する事を許され居りたり。之等の五港に於ては商業上何等の禁止

も設けられて居らざりき。又最惠國條款が挿入せられ居りたり、英支條約は米支條約が包含せざる條項卽ち香港の割讓、公行の構成員より英吉利商人に支拂ふ可き負債の賠償戰事中の犯罪人の釋放及び支那の港灣は漸次開放せらる可きものなり等の數項を有せり。一方に於ては米支條約は一層長文にして一層注意深く書かれたる條約にして、種々の重要なる點に於て英支條約に勝りたるものなりき。「カッシング」は一八四四年七月五日附「ジョーン・ネルソン」に宛てたる書簡中に、之等の勝れる點十六を數へ居れり。(第一)關稅は亞米利加との貿易品、例へば人參、輸出禁制品及び政府の專賣に屬する品物等の爲めに更正せられ、且之は相互の合意あるに非れば變更する事を得ず。(第二)英支條約に依りては領事は稅金の納付に對し責任を有し居りしも、米支條約に於ては、此の代りに、稅金は現金にて納入せらる可しと云ふ條項を挿入せり。(第三)貨物を一の港より他の港に二重の稅金を納付する事なく運送する事を許す旨の新規定が設けられたり。(第四)領事の尊嚴を維持する爲に如何なる無禮の取扱に對しても、上級の官吏に訴へ得るの特權が與へられたり。(第五)稅金は荷物が陸揚げせらるゝ時にのみ支拂はる可く、船荷を下す事なく四十八時間碇泊する船には噸稅其の他の稅金を課せらるる事なし。(第六)合衆國の國民は五港に於て各種の設備を爲し、及び住宅及び事務所、病院、敎會並に墓地に對する土地を賃借する特權を有せり。(第七)支那固來の法律に反し外國人が支那語習得の爲め支那人を傭ふ事及び如何なる種類の書籍をも購入する事を許したり。(第八)最も重要なるは治外法權の原則の認められたる事なり。此の點は極東の外交に此條約が爲したる卓越せる貢獻の第一の點なり。一八四四年九月二十九日附「カルファウン」宛の書簡に於て「カッシング」は治外法權を認めしむるに至りし理由を述べ居れり。彼は治外法權は「レバント」伊太利植民地に基を發し、半開國及び「ムハメツト」敎の諸國に於て行はれ居りし原則なる事を示せり。基督敎國は何れも相互の合意により、國際法と稱せらるる條理及び慣習の權威を認め居れり。併ながら國際法と稱せらるるも事實に於ては唯基督敎の諸國の國際法たるに止まり居るものなり。彼等は共同の起因、共同の宗敎共同の文明を有し、相互に他國民に對し各國の領域內に於て自由に住居し自由に旅行する事を許し居れり。而て彼等は政府として正規の秩序立ちたる交際を爲し居れり。總て之等の事實は基督敎國に恰も一の同盟の共和國なるが如き性質を與へ居れり。支那は文明に於て劣るものに非るも、基督敎國の一に非るに因り、國際法に從つて認めらるる事も亦取扱はるる事も得ざりき。斯るが故に歐羅巴列強の人民は支那の國法に服從す可き者とすべきものに非ず。支那政府は、既に一部分は澳門に於ける葡萄牙の裁判管轄と、廣東に於ける外國人の彼等相互間の關係に對する處理により認め居りたり。然れども先例の如何「カッシング」がそれに依り治外法權を獲得するに至りたる議論の如何は暫く措き「カッシング」は兎も角も今日に於ても非常に重要なる治外法權の制度を支那政府に正式に認めしめたる第一の功

續者なりき。（第九）合衆國人民は支那政府の保護を受くるを得而て支那政府は侮辱及び不法行爲より合衆國民を保護する事に同意せり。（第十）合衆國の船舶は自由に支那の諸港の間を往復する事を得。その國旗の中立性は敵國軍隊を輸送せるか若は敵國船舶の上に詐欺的に掲揚せられざる限り十分に尊重せらる可し。（第十一）船舶及び其の船員が支那の沿岸に於て坐礁若は難破したる場合に之等を救助する事に關する規定が設けられたり。（第十二）米支兩國の官吏及び官吏人民が互に對等の條件にて交渉し得る事に對し英支條約に於ける規定よりも稍精巧に造られたる規定が設けられたり。（第十三）總督其他より物品の贈與を强要せらるる事なし。（第十四）從來の慣習に反し軍艦が支那の諸港に於て丁重に歡迎せらるる事となりたり。（第十九）合衆國と支那朝廷との通信は特定の支那官吏を通じて爲さる可しと云ふ條約が條約中に設けられたり。斯の如きは未た曾て「ロシア」に對して以外には許されざりし處なり。（第十六）最後に英支條約に比し非常に異るは、英支條約は阿片問題に關しては記述する處なきに拘はらず。Wheaghia 條約は阿片貿易其他の密貿易に從事する米國人は、合衆國に關係なく支那官憲により處罰せらる可く、又支那に對し米國旗が他國の人民により不法の貿易を隱匿する爲めに使用せらるる事なき樣監督する事を保證す可き旨の規定を設けたり之等の「カッシング」により擧げられたる諸點に加へ、奴婢を雇傭する特權、港灣の費用に關する周到なる規定、標準度量衡に關する規定、兩國の人民相互の貸借關係に付きては兩國政府は互に無責任なる事、詐欺に關する注意深き規定、支那政府による逃亡者及び國事犯人の逮捕引渡及び十二年後に條約を更新する規定等を擧げ得可し。條約は從來長年の間、爭論憤怒の原因なりし問題の諸點に觸れ居りたり。

要するに此條約は賞賛するに價する事業なりき。「カーチス」の批評せる如く「カレブ・カッシング」を最初の我國の外交上の代表者として選任したる事は最も幸福にして賢明なる事なりき。後年の支那人の取扱に於て經驗せし處より「カッシング」の支那人との折衝の樣子を大觀する時は、何人と雖も彼が支那人の不思議なる性格心情に對する觀察の犀利なりしに感動せざる者なかる可し。彼は合衆國の國威國權を維持する事に於て一歩も讓らざりき。」

談判の進歩中に治外法權の條項を試驗す可き一の事件が起りたり。六月十五日數名の米人が、貿易所を襲撃せる支那の亂民に對し正當防衛の爲め發射し、亂民の一人 Sue Pnam を射殺せり。代理總督慶は領事に對し發砲者の引渡を要求せしも、「フォーピス」は之を拒絶し、而て「カッシング」は支那在留の米人は米本國政府に對してのみ責任ある者なる事を主張し、「フォーピス」に砲迄引渡を拒絶する樣に訓令せり。Kiying と「カッシング」との間に短かき交渉が行はれ彼は犯人の引渡を要求し「カッシング」は抗辯として「シェリー」の死を引用し之を拒絶せり。Kiying 事件は一時中止せられ居りしも、七月末に至り支那は再び之を問題とせり。「カッシング」は、廣東在留米人の委員會はそれを正當防衛なりと決定せしを以て、砲迄も發砲は正當

防衛の爲めになされたりと主張し居りしにより、抗議は遂に抛棄せられたり。事件の結果は「アルノバ」事件の結果に比し隔世の感あり、而て好都合なる先例となりたり

支那に滯在せし間に「カッシング」は其他二三の事件、即ち廣東在留外國人に對する新規則の協定及び咸亞米利加人が條約に違反し香港の附近に建造せし造船所の移轉等に關與せり。彼は遂に合衆國の二檣帆裝船「ペリー」號に搭乘し「サン・ブラス」「メキシコ」を經て歸國せり。條約は何等の反對なく上院に於て是認せられ、批准書は一八四五年十二月三十一日廣東に於て莊嚴なる式の中に「コムモドール・ピッドル」により交換せられたり。

Whanghia 條約の署名に依り米國の支那との貿易は全く新時代に入れり。舊時代は過ぎ去りたり。尊大なる公行、特別なる規則を有せる貿易所、野蠻人の上に實施せられたる嚴重なる監督、外國人に對する支那の裁判管轄權及び制限せられ殆ど秘密裡に行はれたる布敎事業は其の跡を斷ち而て其の代りに條約の承認、居住、通商、布敎事件の自由支那裁判所に對し責任なき事、衡平の根柢に基く直接の官憲間の交涉が始まりたり。支那と泰西諸國との間の競爭は今漸く始まりたる事は事實なり。無智と自負心とは尙ほ衰へざりき。過去の制度を創造し居りし輕蔑、恐怖及び貪慾の精神は尙ほ殆ど往時と同樣の勢力を振ひ居りたり。而てそれが消滅する迄は、永久の革新は成就するを得ざりき。併ながら Whanghia 條約は準備時代の終末と米支間の認識されし公の關係の開始との過渡の時期を劃するものなり。

（完）

軍備制限に就て

（大正十年十二月十九日本會大會席上講演）

齋藤海軍少將

目下華盛頓に於て開會中の軍備制限會議の經過のやうな事を御話しようと思ふのであります、御承知の通り軍備制限は從來國際聯盟に於て議せられて居りましたので、聯盟に加はつて居る各國は、其國の安全と、國際警察を爲すに足る最小限度の兵力を殘す事を欲する、と云ふやうな意味が聯盟規約の第八條に在りまして、それに依りまして理事會が研究して居りましたのですが、なか〳〵材料が集りませぬで、うまく行かないので[1]あります、其當時石井大使が、何か國際聯盟に加入しない所の大國がある以上は、日本としては軍備を制限する譯にやいかぬ、と云ふ風な事を

言つたと云ふ事が傳へられまして、亞米利加に於きましては是が動機になつて、昨年の十二月の十四日に、アイタホ州選出の上院議員ボーラーと云ふ人が上院に決議案を出しましたのです、それに依ると「日本は聯盟に加はらざる強大國が聯盟以外に存して居る以上は、軍備制限をやる事が出來ないと云ふ事を、政府の代表者が言つて居るが、聯盟に加はらざる強大國と云ふものは要するに亞米利加である、亞米利加は軍備制限を欲して居るのである、同時に亞米利加の海軍の目標と云ふものは要するに英吉利と日本に過ぎないのであるから、此三國が集つて、一の軍備制限を議する事にしたい、さうして此二國を招待する權限を大統領に與へる事にしたい」斯う云ふ決議案であつたのです、それでどう云ふ風に海軍を制限するかと申しますと、今後五箇年に亘つて其建造を半減する、詰り日本が八八艦隊をやつて居りますならば、大正十一年から十六年に亘つて、どれだけかの金を支出する事になつて居るのでありますが、其支出額を年々半分に減ずる、と云ふ意味だと思はれるのであります、同時に、矢張り十二月の十四日に、國際聯盟に於きましても、理事會が斯う云ふ希望條件を決議したのであります「大正十一年と十二年の二箇年の軍備豫算は十年度の豫算を超過しないやうに各國共致したい」斯う云ふ希望條件を決議して居るのでありますが、それに贊成した國は極く弱國だけであります、白耳義とか丁抹、支那、グアテマラ等で、留保したのは南阿、印度、和蘭でありまして、其外の國は多くは不贊成で、或は返事を與へない、佛蘭西の如きは今度華盛頓でも軍備制限には反對して居りますが、其當時に於ては一番先に軍備制限に反對したのであります、それでボーラー案が亞米利加の上院に出ました時に一番先に猛烈に反對をしたのは其當時の海軍大臣のメニエルであります、デモクラット黨の海軍大臣でありまして、今のレパブリカンの大臣ではないのであります、それは二つの國や三つの國が協同して海軍を制限するなんと云ふことは、狂愚と言はんよりも寧ろ罪惡に近い、權力に依らずして國際間の紛爭を解決する手段が發見せられない以上は、そんな事は出來るものぢやない、斯う云ふやうなあり來りの反對を唱へたのでありますが、併ながら亞米利加の國民、殊に租稅を拂ふ者は非常に軍備制限を欲する度合が進んで來た爲に、ボーラー案の修正案が上院に於て可決されたのであります、要するに五箇年間半減すると云ふのを、餘程減らしまして段々減らすと云ふやうな事にして可決したのであります、其前に亞米利加に於きましてはもう一つ軍備制限案が出ました、それは下院の外交委員長のボーターと云ふ人が出しましたのですが、それは何も軍備制限は海軍に限る必要はない、陸軍にも及ぼす、それから日英米三國に限らずに他にも及ぼす、要するに佛蘭西にも伊太利にも及ぼしたら宜からう、と云ふ別の案でありますが、是は大統領ハーヂングの意を受けてやつたと云ふやうに稱へられて居りますが、それは何所かで消えてしまひました、所が今度の亞米利加の國務卿ヒューズの招待狀に依りまするど、海軍は先づ日英米三國でやる、それを佛蘭西

及伊太利にも及ぼす、單り海軍のみならず、陸軍の制限をやると云ふやうな事になつたのでありますから、丁度ボーラー案とボーター案と二つ合併したものがヒユーズ案として出た形になるのであります、御承知の通り亞米利加の軍備制限熱は非常に盛でありまして、聞く所に依ると、亞米利加に於きましては、利益の八割を租稅に出さなければならぬと云ふやうな風であります、亞米利加は戰時稅が其儘殘つて居つて、利益の八割をも租稅として取られるのでありますから、租稅を拂ふ者は餘程苦痛であると思ふのであります、各方面に於て軍備制限熱が高くなりまして、宗教家であるとか婦人であるとか、學校の先生であるとかは非常に宣傳をやつたのであります、それで結局招待する事になつたのでありますが、それならばヒユーズはどう云ふ方法に依つて之を實際的に可能にすると云ふ事に着眼したかと言へば、軍備制限、就中海軍の制限が其中の主なるものでありますが、海軍を制限するには先づ第一に造艦競爭を止めなければならぬ、と云ふ事に一番先に着眼したのであります、御承知の通り此海軍に於きましては軍艦優秀主義と申しまして、自分の軍艦と敵の軍艦が一隻宛出會はした時にはこつちの方が優秀であるが如く計畫するのであります、若し優秀に非ずして劣弱であつたならば、是はむかふの一隻に對して二隻を持つて行かなければならぬのでありますから、一隻と一隻と相對した時はこつちの方が強いやうに計畫するのであります、さうしますと少くもむかふは二隻で來なければなりませぬから、一隻が二隻を牽制しただけでも非常な利益であります、と云ふやうな點からして敵の軍艦よりも優秀にすると云ふ事に全力を注いで居るのであります、此起りは實を言ひますと、英吉利の有名なる提督のヒッシャーと云ふ人がドレットノートを造つたのであります、日露戰爭の教訓を採りましてドレットノートと云ふ立派な軍艦を造りました、それはどう云ふ軍艦かと云ふに、其當時に於て大砲の一番大きいのは十二吋位であります、日本の寸法に直すと口徑一尺でありますが、其十二吋の大砲四門位備へて居るのが一番大きかつたのです、御承知の通り富士でも八島でも三笠でも矢張り十二吋砲四門であります、それがドレットノートと云ふのはそれを十門備へて居るのであります、さう云ふ軍艦を造つたものでありますから、各國に於きましては前年まで造つた軍艦はまるで相撲が取れないやうな工合になつた、隨て各國にもドレットノートに似たやうなものを造り始めたのでありまして今度は文明の進歩を利用致しまして、十二吋から十三吋半、十四吋に飛んだのであります、日本に於きましては金剛、比叡以下のものは十二吋はありませぬで、十四吋砲であります、それで日本が造ると他の國も造ると云ふやうな風に矢張り十四吋になりました、所が今度は今度の戰爭の教訓を採りまして、一躍して十六吋になりましたのです、さう云ふやうな工合に各國に於て軍艦を成るたけ敵よりも強いものにすると云ふ事に全力を注いで居るのであります、最初十二吋四門位であつた時の主力艦を新聞あたりでは前弩級艦と稱して居ります、ドレットノート以前の軍艦

と云ふ意味であります、其次にそれから進歩したものが弩級艦、それから進んだものは超弩級艦と謂つて居ります、尚超弩級艦を超越した軍艦、それが十六吋なのでありますが、今は十六吋にもなつて、是は超超弩級艦とでも謂ふあのであります、詰り主力艦を見ても四つの階段がある譯であります、弩級艦以前の軍艦、弩級艦、更に進んだもの、それから更に進んだもの、此最後の更に更に進んだものと云ふのは、亞米利加に於きましは現在持つて居るものはメリーランドと云ふ軍艦が一隻だけであります、よく出來て居るとか、まだ出來て居らぬとか云ふ問題になつて居る軍艦であります、日本に於きましてはそれを二隻持つて居ります、一つは昨年の十二月に出來ました長門、一つは非常に問題になつて居ります陸奥であります、即ち世界に於て既に三隻しかないものでありますが、それを日本が二隻も持つて居るのですから、亞米利加あたりで陸奥を入れる事を非常に厭がつたのは無理もない次第だらうと思ひます、それは扨置きまして、要するに斯の如く競爭をして居る、良い軍艦を造らう、良い軍艦を造らうとして競爭をして居るのでありますが、それで世の中が日に日に進歩しますからそれが造り得るのであります、金さへあれば良い艦を造り得るのでありますから、どうして軍備競爭を止めやうとするには、先以て造艦競爭を止めなければならぬ、良い軍艦を造らうと云ふ競爭を止めなければならぬのでありますが、さうするにはどうしたら宜いかと申しますと、それは或るよい時期を劃して、ピシットそれからさきは軍艦を造らせぬやうにするのが宜い、ヒューズの案に從ひますと、大正十年十一月十一日、即ち今度の華盛頓會議招集の日を以て、それまでに出來て居ない軍艦は、假令九十九パーセント造つたと云ふても、所謂九仞の功を一簣に缺くと云ふやうな事がありましても、それは未成艦としてスッカリ壞してしまふ、さうするとどうしても造艦競爭と云ふものが無くなる、斯う云ふ譯なのであります、造艦競爭を止めさせるには、或る時期を劃して未成艦は廢棄してしまふ、と云ふのが一つの着眼點であります、さうしますと各國共非常な犧牲を拂はなければならぬ事になります、日本に於きましても、建造及び計畫中のものに三億圓位の金は投じて居るだらうと思ひます、亞米利加に於きましては、ヒューズの稱へて居る所に依りますと、三億三千二百萬弗ばかり投じて居ると云ふ事であります、是は弗でありますから日本の金にしますと六億六千四百萬圓ばかり投じて居る事になります、さう云ふ風に非常に犧牲を拂はなければならぬのでありますが、さう云ふ犧牲を忍ぶと云ふ事は一國や二國だけ忍んだのでは何の役に立たぬのでありますから、是は各國共に犧牲を拂はなければならぬ、さうして其犧牲たるや各國に對して同じ割合に拂はせなければならぬ、各國に同じ割合に犧牲を拂はせるにはどうしたら宜いかと申しますと、現在の勢力並に現在造りつゝある軍艦を總て加へて見て、其勢力を動かさないやうにして、さうしてそれから犧牲を公平に割出すやうにしなければならない、斯う云ふ譯であります、それから造艦競爭を止める爲には何年間か造艦を休止しな

ければならぬ、ヒューズは造艦の休止を十年間と言つて居ります、即ち十年間は軍艦を造らぬやうにする、斯う云ふ事でなければ造艦競爭は止まない、それから主力艦は海軍力測定の標準とする事が出來るから、其外のものも乃ち主力艦以外の補助艦艇はそれに或る比例を保たせる、と云ふやうな點に着眼致しまして、四つの原則を立てたのであります、第一の原則は、現に建造實行中並に計畫中のものは此際スッカリ廢棄してしまふ、第二の原則は舊い軍艦をも廢棄してさうして軍費の節約を圖る、第三の原則は關係列國の現在の勢力を考量して標準を定める、第四は主力艦を海軍力測定の基準として、補助艦艇は之に一定の比例を保たせると云ふのでありまして、此四つの原則に基づいてヒューズ案が出來たのであります、さうしますと亞米利加はどうなるかと申しますと、第一の原則に從ひまするど、亞米利加は今新しい戰艦を十隻、巡洋戰艦六隻、其內一隻だけは出來て居りますが、要するに十五隻だけは今造りつゝあつて、其爲に金を三億三千二百萬弗ばかり費して居ります、其噸數は合計六十一萬八千噸になります、現に造りつゝあるものが六十一萬八千噸でありますが、それを思ひ切つてしまふ、第二の原則に從ひますと、是は舊い軍艦を廢棄してしまふのですが、それが十五隻で噸數が二十二萬七千七百四十噸になります、さうすると亞米利加の犧牲は合計八十四萬五千七百四十噸、是だけのものが犧牲になる譯であります、其次は英吉利でありますが、英吉利に於きましては近頃ノード型と云ふのが出來ました、それはシュバーフード、詰り超超弩級に相當するので、之を四隻計畫中でありますが、第一の原則に從ひますとそれを犧牲に供する、其噸數が十七萬二千噸であります、それから犧牲にして廢棄する舊い軍艦は合計十九隻、此噸數が四十一萬一千三百七十五噸であります、合計英吉利の拂ふ犧牲は五十八萬三千三百七十五噸になります、日本はどれだけかと申しますと、第一の原則に從ひますと、陸奧、土佐、加賀の三主力艦並に天城、赤城、まだ起工して居ない愛宕、高尾、合計七隻で、此噸數が二十八萬九千百噸になります、それから第二の原則に從ひまして切り去るのは、即ち舊い軍艦が十隻で、此噸數が十五萬九千八百二十八噸、合計しますと四十四萬八千九百二十八噸、ラウンドナムバーにして約四十五萬噸だけ此際切つてしまふ譯であります、此三箇國を合計しますと噸數に於て百八十七萬八千四十三噸、約百九十萬噸で、日本の現在の勢力は約八九十萬噸位ありませうから、現に日本の存在して居る勢力の約二倍位を此際スッカリ叩き切つてしまふのですから、是は隨分思ひ切つた大英斷と言はざるを得ないだらうと思ふのであります、さうすると是は舊い所を切つてしまひ、それからまだ出來上らないのを切つてしまふ、さうして眞中の正味だけを殘す案なのでありますが、其正味はどれだけになるかと申しますと、亞米利加は五十萬六百五十噸、英吉利は六十萬四千四百五十噸、日本は二十九萬九千七百噸と云ふ事になるのであります、尙此約束が出來てから十年間は起工してはいけないと云ふのでありますが、それならば十年後にはどうな

るかと申しますと、代艦の補充噸數の合計を、英吉利と亞米利加は五十萬噸、日本は三十萬噸と規定致して居るのであります、それから最初の、英吉利の六十萬噸、亞米利加の五十萬噸、日本の約三十萬噸と云ふのは、隻數にすると云ふと、英吉利が二十二隻、亞米利加が十八隻、日本が十隻であります、五十萬噸、五十萬噸、三十萬噸と云ふ將來の標準は近頃の新聞に依りますと、多少修正を經まして、英吉利と亞米利加は五十二萬五千噸、日本は三十一萬五千噸になると云ふ事であります、さうして十年後に軍艦を造るに致しましても、艦齡が二十年にならなければ造つちやいけない、二十年經つたら代艦を造つても宜い、其代艦は三萬五千噸を超えていけない、最大限を三萬五千噸に制限するのであります、其三萬五千噸を先程申しました、修正した噸數に割當てて見ると、英吉利と亞米利加は十五隻であります、乃ち十五に三萬五千噸を掛けると、五十二萬五千噸になります、日本は九隻だから三萬五千噸に九を掛けると三十一萬五千噸になります、二十年經つと新しい軍艦を以て舊い軍艦に代へる事が出來るのでありますが、此戰鬪艦と云ふものはなか〳〵一年や二年で出來ませぬので、少くも三年位掛るのでありますから三年前に起工する事が出來るやうになつて居ります、それでありますから主力艦ならば十七年目から新しい軍艦を造り始める、さうして三年經つたならば舊い軍艦と代へる、舊い軍艦は三箇月以内にどうとか處分しなければいけないのであります、所が其十年の間、又其後に於ても隨分軍艦と云ふものは天災があるのでありますから、衝突して沈沒するとか或は霧の爲に島が見えなくなつて島に打つ突つて坐礁するとか云ふやうな事がありますから、さう云ふ場合にはどうするかと云ふに、其時に新しい軍艦を造る事が出來る事になつて居ります、併し其最大噸數は無論許された範圍内であります、日本なら三十一萬五千噸を超過しない範圍に於て造る事が出來る、亞米利加なら五十二萬五千噸を超えない範圍内に於て造る事が出來るのであります、又三萬五千噸以上のものを造つてはいけないと云ふ、其三萬五千噸と云ふのは何所を標準にしたかと申しますと、是は現に各國に出來て居る一番大きな軍艦が三萬五千噸位であるからさうしたのだらうと思ひます、日本の長門、陸奥等は三萬三千八百噸であります、主力艦をさう定めた所で、次は補助艦艇、卽ち巡洋艦とか驅逐艦、潜水艦、航空母艦と云ふやうなものはどうするかと云ふに、是は一定の比率を主力艦に保たせると云ふ事を原則として居りますから、何割かを掛けたものを之に充てるのであります、さうして海軍力の全部の中から主力艦だけを除いた其以外を總て規定した譯ではありませぬで、其中の若干を規定したのでありまして、小さい軍艦は規定の範圍外にしてあります、要するに協定の範圍に入つた補助艦艇は第一は巡洋艦と驅逐艦、第二は潜水艦、第三は航空母艦及航空機、此四つであります、それで巡洋艦と驅逐艦の爲に約九割を與へまして、英吉利と亞米利加は五十萬噸でありますから其九割卽ち四十五萬噸、日本は三十萬噸だから其九割の二十七萬噸、それだけを持ち得る事に

してあるのであります、次に潜水艦は英吉利と亞米利加が九萬噸、日本は五萬四千噸、それから航空母艦、航空母艦と言ひます是は航空機　飛行機を積んで運んで歩く艦であります、軍艦にも若干は積んで居りますけれども、それぱかりでは航空機の重大なる任務を盡す事が出來ないのでありますから、航空機だけを積んで行く船があるのであります、二十臺とか三十臺とか、甚しきに至つては未だ實現は致しませぬけれども、亞米利加あたりぢや五十臺位のものを積んで行く船を計畫して居るやうな話もあるのでありますからさう云ふ航空母艦、是は亞米利加と英吉利が八萬噸であります、日本は四萬八千噸になつて居ります、それだけを割當ててあります、次に巡洋艦の年齡は十七年にしてあります、主力艦の方は二十年でありますが、巡洋艦の方は小さくもあるし輕いのでありますから是は十七年に致しまして二年前から代艦を造る事が出來るやうになつて居ります、主力艦の方は三年前であります、驅逐艦と潜水艦は年齡が十二年でありまして一年前、卽ち十一年目から之に代るべき軍艦を造る事が出來るのであります、それから航空母艦はなか〳〵大きい船でありますから、是は主力艦並に年齡を二十年と致しまして、矢張り三年前から代りの船を造る事が出來るのであります、それから制限外に屬するものは何かと言ひますと、河用砲艦、楊子江あたりに居るやうな河用砲艦であります、それから各種の補給艦、油を運んで行く船でありますとか、石炭を積んで行く船とか、糧食船、工作船、さう云ふやうなもの、それから直に商船から軍艦に成し得るやうなものは除外されるのであります、のみならず、噸數が三千噸以下、速力が十五ノット以下、大砲が五吋四門以下のものは是は制限の中に入りませぬ、さう云ふ小さい船は必要に應じて幾らでも造られると云ふやうな形であります、其次に飛行機はどうなるかと申しますと、飛行機には制限を附けない事になつて居ります、何故制限を附けないかと申しますと、ヒユーズの提案に依れば、民間の飛行機を直に戰時に利用が出來る、隨て幾ら制限をしても制限の效が擧らない、制限の實を擧げるには航空母艦だけで澤山である、それを運搬する船だけを制限すれば宜い、航空機其ものは幾ら制限しても駄目であるから制限はしないと云ふ譯であります、それから斯う云ふ事が假りに成立したとすると、日、英、米三箇國に於きましては或る義務を負ふ事になります、それは自分の國で他國の船を造つちやいけない、例へば南米あたりの船を日本で造る、さう云ふ事はいけない、と云ふのは戰時になるとそれを徵發して自分で使ふ事が出來るのであります、さう云ふ實例は今度の戰爭にもあつたのでありますから、他國の爲に船を造つてはいけない、又他國に船を讓り渡してもいけない、自分の國の船は自分の國で造らなければいけない、斯う云ふ譯であります、それから軍備制限が出來まして、海軍力が下れば下るほど商船の重要の程度が增して來ます、何故ならば海軍力が非常に足りなくなるのでありますから、いざ戰爭となるとどうしても商船で補ふ必要が起つて來ますから、商船の方は軍備制限に反比例して重

要になるのであります、それで商船を軍艦に變更すると云ふ事に就ては、其方法に就て或制限をする必要がある、以上申上げましたのが大體ヒューズ案の骨子であります、所がヒューズ案に依ると五、五、三の割合でありますから、日本は亞米利加の六割になつて居るのであります、主力艦も六割でありますし、それから補助艦艇も六割であります、總て六割になつて居るのであります、それを七割欲しいと云ふ事を日本から言出した次第なのでありますが、それならば七割と云ふのは何所から出て來たか、と云ふ事になりますと是はなか〳〵むづかしい問題になりますが、日本は東洋に於ては無論の事、何所へも攻撃的に出るやうな態度は一つもない、已むを得ざる段になると防禦的に受けて立つのである、攻撃的に出るならば對等とか對等以上の兵力を必要とするのであるが、攻撃には行かずに受けて立つのであるから、若干割引をしても宜い、要するに何所かの國が日本を攻めに來るに致しましても、懸軍萬里と云ふ事になりますと、そこに若干の割引をしなければならぬ點があるのでありますから、先づ七割ならば　八割、九割、十割と云ふ事ならば無論宜いのでありますけれども、國防の——つまり國力とか現在の兵力等を考慮に入れまして先づ七割ならば安全を保ち得るだらうと云ふ事から、最小限度に於て七割を主張したのでありますが、それがどうしても通りませぬで、六割と云ふ事に落着いた次第であります、それから陸奥であります、あれは疾うに出來て居つたのであります、唯日本に於きましては大抵十二月の一日に艦隊の編成を變へて役務を新にする、即ち艦隊の内容を十二月一日に變へるのでありますから、それまで控へて居つたのです、それで亞米利加に於てはそれを出來ないものと解釋して、陸奥を棄てる方に入れてあつた、即ち未成艦の方に入れてあつたのでありますが、是れまで色々折衝の結果、陸奥を日本に於て入れる事になつた、其代りに亞米利加に於てはコロラドと云ふ軍艦とワシントンと云ふ軍艦を入れる事になり、又英吉利に於きましては先程申しましたフード型のもう一段進んだ軍艦二隻を入れる事になりました、併しさうすると非常に軍艦の數が殖えますから、日本に於きましては陸奥を入れる代りに攝津を取つてしまふ、亞米利加に於きましてはデラヴィヤと、ノースダコタと云ふ軍艦を棄ててしまふ、英吉利に於きましては新しい軍艦が出來ます代りに、それが出來ましたならば軍艦を四隻取つてしまふ斯う云ふ事に落着いた次第であります、大體ヒューズ案並に軍備制限の經過の大要はこんなものでありますが、其次に起りますのは例の太平洋防備問題であります、御承知の通り亞米利加は最初の間は大西洋方面に多く力を注いで居つたのでありますが、近頃は太平洋方面に力を注ぎ、且艦隊を大西洋から半分だけ太平洋に移しまして、艦隊其のものは大西洋よりも寧ろ太平洋に重きを置いて、新しい軍艦は太平洋に屬して居るのであります、それから布哇のパールハーバー、眞珠港と云ふ所に澤山の大砲が備へてありまして、軍港の設備として一千呎の船渠並に其外の補給機關、燃料とか油とか石炭とかが

十分に在ります、彈藥もあります、次にはグワムでありますが、グワムは只今はさう完全に出來て居ると云ふのではありませぬが、亞米利加の海軍士官あたりの言ふ所を聞きますると、彼所に戰鬪艦一隻乃至二隻位造る金を掛けると云ふと、亞米利加の全兵力を收容する事が出來ると云ふやうな事を言つて居る位でありまして、彼所に難攻不落の防備を施されると云ふ事は、東亞殊に日本に取りましては非常に苦痛だらうと考へるのであります、御承知の通りグワムと云ふ所は日本の委任統治の島の眞中位に在るのであります、東京灣から眞直ぐ南に下つて行きますと先以て小笠原に打つ突かります、それから尙下ると委任統治を受けたサイパンと云ふ島に打つ突かります、それから眞南に下るとグワムと云ふ事になります、グワムは丁度東京灣から一千三百浬位であります、小笠原は丁度其眞中位より少し日本に近いのであります、其所に難攻不落の堅塞が出來ると云ふ事は、是は東洋に取りまして隨分重大なる關係があると思ひます、彼所に潛水艦が居りまして、さうして勝手な時に出て來て東亞を脅かすと云ふ事になりますと、近頃は一千浬や二千浬位歩く潛水艦は何でもないのであります、モット多く歩き得るのも多いのであります、御承知の通り今度の戰爭中に於きましても、獨逸の潛水艦が紐育に行つたやうな事もありまして、大西洋を横斷して居るのでありますから、グワムから日本に來る位の事は何の事もないのでありますから、グワムに築城されると云ふ事は是は日本に取りまして、並に東亞に取りまして非常な脅威でありまして、それから次はマニラでありますが、是は要塞が出來て居ると稱せられて居るのであります、あの灣は非常に大きな灣でありますから、是こそれほどの軍艦をも收容する事が出來ます、それから軍需品でも何でも集積してありますそれから其北の所にオロンガポーと云ふ所がありますが其所には防備が施されてあるのであります、斯う云ふ工合でありまして、亞米利加の艦隊が來やうと思へば、防備のある要塞を傳はつて安全に來られるのでありますから、太平洋の平和を永遠に維持しようと思ひますならば是はどうしても防備を撤廢する方が宜いと云ふ事は誰でも考へ附く事だらうと思ひます、今度の軍備制限の目的は經費の節約、軍備競爭を避けると云ふ事が主眼でありますが、併し間接には戰爭を成るたけさせない、平和を永遠に維持すると云ふ事が矢張り重大なる目的で、寧ろそれが主眼の點とも言へるのであります、太平洋の波をして永遠に靜ならしめる爲には、防備を撤廢する事が無論宜いのであります、無論それに隨ひましては日本も或る程度の犧牲を拂はなければならぬ次第であります、日本には臺灣の基隆に要塞がありまして、馬港、澎湖島にも要塞があります、是等は直接に比律賓に對して居るのでありますから、さう云ふやうな問題にも多分觸れるだらうと思ふのであります、併し實を言ふとあれは何も比賓律に對して築いた譯ではないのであります、臺灣海峽を守る爲にあの要塞が必要であつたのであります、御承知の通り臺灣海峽は日本に取りましては非常に重大な所でありまして、郵船會社、商船會社、山下汽

船會社等の大きな船を持つて居る會社の船で、あの臺灣海峽を通過しないものは殆どなからうと思ふのであります、日本は資源を外國から仰がなければ自給自足は出來ないのでありますから、彼所は日本に取りまして咽喉笛のやうな咽喉の要害地でありますから、日本の自衞の爲にあの要塞を設けてあるのであつて、何等攻撃的の意思は寸毫もないのでありますけれども、併ながらさう云ふやうな說明は、或はむかふにも附け得るかも知れませぬから、是は矢張りむかふで犧牲を拂ふならば、こつちも犧牲を拂ふと云ふ事は、若干はどうしても致方なからうと思ひます、所が撤廢と云ふ事になりますと隨分兩方でむづかしい問題であります、結局今度の協定に於きましては亞米利加は布哇を除いて、グワムと比律賓の防備を現狀維持にする、英吉利は香港を現狀維持にする、新西蘭、濠洲と云ふ所は入らぬ、日本は本土以外の前進防備地の要塞を現狀維持にすると云ふやうな事で、太平洋防備問題は片附いたのであります、是は防備を今後進めないと云ふ其事自體に於て、永遠の平和を望む上に大變有力だらうと思ふのでありまして、斯う云ふ協定の成立ちました事は、是は世界と共に日本も無論喜んで宜からうと思ふのであります、今申しました事を概括しますると云ふと、此協定の範圍に入つた日本の總噸數は六十七萬二千噸になるのであります、是は協定の範圍に入つて居るものでありまして、先程申しました河用砲艦とか、補助船舶等は含んで居りませぬ。それで六十七萬二千噸になるのであります、所が現在其協定に入つて居る軍艦はどれだけあるかと申しますと、七十三萬七千四百三十八噸あるのであります、隨て削減の割合は丁度九分弱になります、英吉利と亞米利加はどうと申しますと、英米共將來は百十二萬噸になるのでありますが、現在に於きましては、英吉利は百四十八萬噸ばかりあります、亞米利加は百四十二萬五千噸ばかりあります、主力艦だけに就て言ひますと、日本は主力艦は十隻になるのでありますが、現在は主力艦が五十二萬四千八百六十六噸あるのでありますから、丁度三割ばかり減る事になります、それで日本に於きましては補助艦艇と致しまして、巡洋艦と驅逐艦には二十七萬噸、潜水艦には五萬四千噸、航空母艦には四萬八千噸割當てられて居りますけれども、日本の補助艦艇は總てそれまでには達して居りませぬ、それでありますから其標準に達するまでは軍艦を何時でも造る事が出來るのであります、主力艦だけは十年間はどうしても造れないのでありますが、補助艦艇だけは今申します通り二十七萬噸でも、二十七萬噸に達するまでは造り得るのであります、それから巡洋艦、驅逐艦に於て十二年を經過したものが隨分あるのでありますから、それを廢艦にすると矢張り新しい軍艦が出來ますから、世間で考へて居るやうに、十年間の休止があると云ふ事は、十年間全く軍艦が造れないと云ふ事ではないのであります、主力艦だけは造れないけれども、補助船舶並に協定の範圍外に在るものは隨分造る事が出來るのであります、隨てそれから生ずる餘力は世間の想像し居るが如く偉大ではなからう思ひます、併ながら何せ造りつゝあるもの

が主力艦に於て七隻も減らしますし、其外に十六年までに巡洋戰艦を更に四隻建造する計畫中であつたのですが、さう云ふものがまるでいけなくなりますから、隨分影響はありますけれども、世間が考へて居るやうに、海軍へ一つも手を着ける事が出來ぬ、各工廠は皆休みになる、川崎造船所でも三菱造船所でも、まるで閉鎖しなければならぬと云ふやうにはなりませぬので、要するに主力艦を造つて居ります所は、海軍に於きましては呉造船所、横須賀造船所で、民間に於きましては神戸に於ける川崎造船所、長崎に於ける三菱造船所、此四つしかないのでありますから、此四つは非常な打撃を受ける譯であります、隨ひまして補助船舶を造るとか何とかして失業者が出來ないやうにするのは政府としてはどうしてもやらなければならぬものだらうと思つて居ります。

大體の經過並に今後の海軍は斯う云ふ事になる次第であります、洵につまらぬ事を申上げまして失禮致しました。

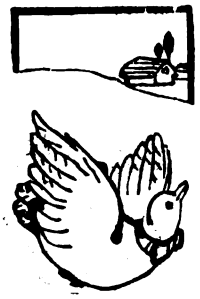

時報

山鐵問題の解決と民營……九千六百萬元公債……波斯獨立運動……
……交通部事業の危殆……段祺瑞氏の天津行き……內閣問題と本直

山鐵問題の解決と民營

其後依然として解決難中に徘徊せる山東鐵道問題に關し一月二十五日在華盛頓代表より、英米兩國より次の如き最後の調停案を提出せられたる旨、支那政府に報告ありたり

一、山東鐵道は支那政府より督辦を任命して管理し

二、支那政府は三千萬元十五箇年期限の國庫券を發行して鐵道を回收す、但し五年後に現金にて隨意に回收するを得

三、車務總管には日本人を任命し、其他の必要なる職務にも日本人を採用すべし

四、鐵道帳簿は日支兩國文を用ふ

五、二年半の後に支那は車務副總管に支那人を任命し、五年後現金にて回收し得たる場合の引繼に準備す

六、山東問題の其他の問題に關しては、既に日本政府の同意を經たる青島要塞、租借地、公共建築物、鹽田、鑛山の還付、竝に軍隊の撤兵、青島の開放等の如き、總て支那政府が以上の鐵道調停條件に承諾を與へられたる後を俟ちて、此等の諸問題も亦一律に解決を見るべし

之に對する輿論を觀るに、一部に於て斯くの如きは、其實日本より借款せるに異ならず、主權の恢復を叫べる國民の主旨を抹殺せるものなりとて激昂せるものありしも、大體は默認的態度を執り、激烈なる反對もなく、意外に穩かなりしかば、支那政府は頗る之に滿足し、直に在米代表に同意の旨を復答し、越えて數日卽ち二月四日、外交部は山鐵問題の次の如く解決せる旨を公表せり

一、膠濟鐵道問題に關し、日本は支那が同鐵道を國庫券を以て十五箇年間に買收する事を承認せり、但し支那は五箇年後に前記の額を提供せば卽時買收するを得、支那は同鐵道に日本人の運輸主任を置き、會計主任は日支兩國より各一名を置く事

二、順濟高徐兩鐵道は、兩線を完成せしむる爲めの必要なる資金は之を國際的資本團に仰ぎ、烟濰鐵道は支那の自辦とし、若し外債を必要とする場合は前記の資本團に仰ぐ事

三、日本の鐵道守備隊は、支那が鐵道守備警察隊を完成するを俟ちて速に撤退し、右撤退は三箇月間に漸次部分的に行ふ、但し六箇月を越ゆるを得ず、靑島守備隊は靑島引渡後三十日以內に撤退する事

此公表に對しても輿論は幾んど沈默を持續して復た反對の絕叫なく、只だ廣東政府が

山東鐵道は獨逸の築造せるものにして日本の資金に依りしものに非らず、支那も亦對獨宣戰國の一なるを以て、戰後支那に於ける一切の獨逸の財產は當然支那に歸すべきものなるに拘らず、日本は獨逸の財產を繼承する權利ありとなし、支那に對して山鐵の買戻を强要せるは不合理も甚し、日本は此買戻を以て軍費の代償なるが如く思惟せるも、該鐵道が旣に支那の財產に屬する以上、斯かる代償を要求すべきに非らず、支那亦獨逸に代りて其軍費を代償するの義務なし、故に西南政府は北方代表の調印せる山鐵買戻條約に絕對に反對なり

とて其反對を米國政府に通告せるが、輿論亦之に對して贊成の聲を揚ぐる者なく、上海の中華新報の如きは廣東政府の反對を、實際の推移に迂濶なる理窟なりと論評し、大體に於て頗る穩かに輿論を通過せるが、常に陣前急先鋒を承るを以て指導の眞意なりとせるが如き新聞は、旣に復た山東問題を論せず筆を揃へて山鐵將來の民營論に趨り、民有の主張は各地各界一致の叫びとなり、政府は二月二十四日大總統令を以て遂に左の如き民有令を發布するに至れり

膠濟鐵道は旣に華府會議に於て買收自營に決定せり、其議定經過は旣に外交部より公表せる所の如くにして事於是自然の準備に努力せざる可らず、內務財政交通農商各部の呈請する所に據れば、該鐵道を民營とし、資金準備の方法を講定して輿情に順ずべしとあり、又各省軍民長官の來電に據れば、何れも其資金の負擔を望み、各省人民亦之に踴躍しつゝあり、擧國一致の誠熱欣喜に勝へず卽ち茲に人民より資金を募集の上之を買收し、事後之を民有鐵道となすに決定せり、其辦法は所管交通部より妥定して發表すべく、各省長官は資金の募集に特別の保護を加

へ、確實なる銀行を指定して之に預金し、商會等をして隨時監督の任に當らしめ、銀行は接收後之を一々主管官廳及銀行公會商會に報告すべし

於是、前號報道せるが如き回收資金調達の運動益々盛となり、最大有力團體なる上海の全國商會聯合會にては、既に茲に國民代表として華盛頓會議に赴き、最近歸國せる余日章氏を集金主任に、中國銀行上海支店長宋漢鄉氏を集金經理主任に推し、愈々具體運動を開始せんとし、政府に到着せる各地の情報を綜合すれば、各省は既に

直隸省	三百萬元
東三省	三百萬元
山東省	三百萬元
湖北省	三百萬元
江蘇省	三百萬元
浙江省	三百萬元
陝西省	三百萬元
河南省	二百萬元
江西省	二百萬元
安徽省	一百萬元
福建省	一百萬元
湖南省	五十萬元
山西省	四十萬元
甘肅省	三十萬元
新疆省	二十萬元

等既に三千萬元を超過するの豫想充分なりとて頗る樂觀踴躍しつゝあるが、時局の紛糾斯くの如き混沌たる今日果して人民が意を安じて應募するや、果して此所謂愛國購路の聲が何時までも其熱度を失はざるや、疑問多くして樂觀の理由頗る貧弱なるが如し

九千六百萬元公債

鹽稅餘款を擔保とせる各種の債務を一括して整理するの目的を以て企畫されたる九千六百萬元公債は、曩者一千四百萬元の國庫券發行後、頻に新借款團に向て交涉し各國の承認を求むべく力を盡せるも、列國は借款の整理に就き更に根本的成案を熟考しつゝある際なりしかば、交涉遽に成功し難き事情多きより、政府は轉じて國內公債に依らんとし、銀行公會と協議を重ね、其贊成を得たるを以て議は急進し、一月末銀行側との間に略ぼ相談纏り、二月九日の閣議に於て愈々發行に決定し、翌々十一日左の如き內外短債償還公債條例の公布を見るに至れり

條例內外短債償還八厘債券

第一條　政府は內外短期公債償還の爲めに八厘利付債券九千六百萬元を發行す、本公債の名稱を內外短債償還八厘債券と稱す

第二條　本債券の利率は年八厘とす

第三條　本債券の利息は每年上半期一月三十一日、下半期七月三十一日の兩期に支拂ふ

第四條　本債券は發行の日より半年以內は利息のみを支拂ひ、民國十二年一月三十一日より抽籤法を用ひて六箇年

半に全額を償還し、毎年元金を二回に償還し、第一回は總額の百分の四、第二回より第五回まで毎回總額の百分の七、第六回より第九回まで毎回總額の百分の八、第十回より第十三回まで毎回總額の百分の九を償還し、民國十八年一月三十一日迄に全額の償還を完了するものとし、前項債券の元金償還支拂日は毎年一月三十一日及七月三十一日とす、抽籤は毎年一月十日及七月十日の兩日北京に於て執行す

第五條　本債券の元利支拂に對し、民國十一年三月より鹽餘金整理內債造幣廠借款國庫券及十一年一月發行の特種國庫券の外本債券の基金數に準じ、第一年度一千二百萬元、第二年度より第七年度に至る間毎年二千萬元を毎月平均に鹽餘借款聯合團指定の銀行に預金して元利償還の準備金とし、關稅實收五分稅實施の日を俟ち、改めて此關稅剩餘の增加を之に充て、倘し該增加にして支拂に不足を生ずる時は、鹽稅剩餘金を以て之を補充す

第六條　本債券は額面百元に對して九十元の手取とす

第七條　本債券は無記名とす

第八條　本債券は十元、百元、千元の三種とす

第九條　本債券及利札は元利支拂期限到來日より、關稅鹽稅以外の一切の租稅及其他現金に代用するを得

第十條　本債券は銀行の保證準備金に用ふるを得

第十一條　本債券は隨意に賣買し或は抵當に用ふるを得其他公務上保證金を納付する時は之を其擔保品となすを得

第十二條　本債券取扱人員にして本債券の信用を毀損する行爲ある時は、內債信用妨害懲罰令に依りて懲罰す

第十三條　每期の元利支拂は其十五日以前に審計院審計官の特派を申請し、本債券償還金帳簿及元利支拂金を檢查し、每期元金抽籤償還の時も亦審計官及財政部長官立會の下に監視す

第十四條　本條例は公布の日より施行す

右條例の公布と同時に財政部は之を以て整理すべき各種の債務を左の如く發表せり

（一）外　債

英商威克斯庫券	一、二〇〇、〇〇〇元
滙豐銀行濟皐室庫券	一、二八〇、〇〇〇元
滙豐銀行江南造船廠庫券	五〇、〇〇〇元
中日實業公司紡紗借款	三、六四〇、〇〇〇圓
巴里和蘭銀行學款	五〇〇、〇〇〇フラン
興業銀行等十一銀行水災借款庫券	六、九〇八、〇八七圓
中日實業公司造紙借款	二、三八〇、〇〇〇圓
道勝銀行留佛學生借款	一〇〇、〇〇〇元
興業銀行借款	三、四六七、五〇〇圓
滙理銀行借款	二五、〇〇〇元
中日實業公司借款	八〇〇、〇〇〇圓
道勝銀行借款	三〇、二五〇元
中日實業銀行借款	二〇〇、〇〇〇圓
滙業銀行林鐵借款利息	一、一五二、五〇八圓
大倉洋行保商代借款	二、二六〇、〇〇〇圓
道勝銀行借款	三〇、〇〇〇元

大倉洋行借款	七八九、三四九圓
道勝銀行借款	一〇〇、〇〇〇元
朝鮮銀行學款庫券	七八九、三四九圓
興業銀行庫券	五、一七一、七九三圓
道勝銀行保商期票款	九六、六五六兩
道勝銀行教育部借款	三〇〇、〇〇〇元
滙理銀行天津通州道路借款	一〇〇、〇〇〇元
審計院借款	二〇〇、〇〇〇元
興亞公司借款	八〇〇、〇〇〇圓
合　計	三〇、〇二二、七六八元
(二)短期借款	
五族銀行	二五〇、〇〇〇元
北京商業銀行	三、五〇〇、〇〇〇フラン
北京商業銀行	四〇、〇〇〇元
東陸銀行	四九六、〇〇〇元
中華貯蓄銀行	一、七〇〇、〇〇〇フラン
新享銀行	一五五、〇〇〇元
新享銀行	一九三、〇〇〇元
新享銀行	一五〇、〇〇〇元
聚興賦銀行	一〇〇、〇〇〇元
泉東銀行	二〇〇、〇〇〇元
泉東銀行	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
明華銀行	五〇〇、〇〇〇元
明華銀行	三五〇、〇〇〇兩
勸業銀行	一〇六、〇〇〇元
元記公司	一、〇〇〇、〇〇〇元
勸利公司	一、三二〇、〇〇〇元
震義銀行	一二、〇〇〇、〇〇〇フラン
華豐盛記	二、五〇〇、〇〇〇フラン
中國、交通、鹽業、金城、勸業各銀行	二二五、五六二元
華北華法銀行	二二、〇一五、八一八フラン
華法銀行	三三〇、〇〇〇元
通信公司	八〇〇、〇〇〇フラン
元記公司	一、〇〇〇、〇〇〇元
華法銀行	五、五〇〇、〇〇〇フラン
和記公司	三〇〇、〇〇〇圓
通商銀行	五〇〇、〇〇〇元
通商銀行	一、五五〇、〇〇〇フラン
四明通商銀行	一、五〇〇、〇〇〇元
勸業銀行	五〇〇、〇〇〇元
勸銀業行	四〇〇、〇〇〇元
中華實業銀行	六〇〇、〇〇〇元
上海浙江絲綢商業銀行	五四五、〇〇〇元
保商銀行	五五八、〇〇〇フラン
保商銀行	八、九八六、〇〇〇フラン
裕記公司	四〇〇、〇〇〇元
裕記公司	一〇〇、〇〇〇元
大信銀行	二五〇、〇〇〇元
福利銀行	五〇、〇〇〇元
福利銀行	八〇〇、〇〇〇元

邊業銀行	五五〇、〇〇〇元
通惠銀行	四五〇、〇〇〇元
保商銀行	一五〇、〇〇〇元
明華銀行	二、〇〇〇、〇〇〇フラン
華茂銀號	二七六、〇〇〇元
哈達威公司	一五、〇〇〇、〇〇〇フラン
實利公司	一〇〇、〇〇〇元
邊業銀行	一、〇〇〇、〇〇〇フラン
國華公司	三六〇、〇〇〇元
東亞興業公司	四、〇〇〇、〇〇〇圓
通商銀行	三八二、四七六元
勸業銀行代借	四〇〇、〇〇〇圓
太平公司	二〇〇、〇〇〇元
華法銀行	三、二五〇、〇〇〇フラン
中國、交通、鹽業、金城、勸業各銀行	二五〇、〇〇〇元
農商、勸業銀行	四〇〇、〇〇〇元
中國、交通兩銀行特種債券	三、三一九、〇二五元
華比銀行	三、〇〇〇、〇〇〇フラン
鹽業銀行	八一〇、〇〇〇元
銀行公會中佛票兌換	一、九四九、一六二元
銀行公會秋節前渡	二、〇〇〇、〇〇〇元
燃業銀行	四五〇、〇〇〇弗
大中銀行	二〇三、〇〇〇元
大中銀行	五〇〇、〇〇〇元
華比銀行	一二、〇〇〇、〇〇〇フラン
大中銀行	二〇二、〇〇〇元
六銀行華府會議費用	三〇〇、〇〇〇圓
中國銀行支拂七年長期公債利息	二、七五〇、〇〇〇元
交通銀行支拂七年長期公債利息	二、五〇〇、〇〇〇元
中國銀行	一、〇〇〇、〇〇〇元
敎育準備金庫債券	二、〇〇〇、〇〇〇元
亨達公司	四〇〇、〇〇〇元
新華、燃業銀行	八〇〇、〇〇〇元
天津交通銀行	三〇〇、〇〇〇元
聚興誠銀行	一二〇、〇〇〇元
聚興誠銀行	一〇〇、〇〇〇元
華孚銀行	一〇五、〇〇〇元
十二銀行警察廳借款	二八〇、〇〇〇元
泉通銀行	六〇〇、〇〇〇フラン
裕通銀號	二〇〇、〇〇〇元
中國實業銀行	一八〇、〇〇〇元
中國實業銀行	一二〇、〇〇〇元
天津中國實業銀行	一五〇、〇〇〇元
大業銀行	一一〇、〇〇〇元
大成銀行	五〇、〇〇〇元
中國銀行代借	四三六、四一〇元
中國銀行代借	一七五、三六〇元
勸業銀行	二〇〇、〇〇〇元
邊業銀行	二五〇、〇〇〇元
興記公司	三五〇、〇〇〇元

漢口合記公司	二八二、四五〇元
泉通銀行	六〇〇、〇〇〇フラン
華孚銀行	六五〇、〇〇〇フラン
新孚銀行	一、三三九、六〇〇元
大德通銀號	二〇〇、〇〇〇元
交通銀行及六銀號代借	二、三〇二、二三八元
交通銀行	一、八〇〇、〇〇〇元
中國銀行	一、九六二、〇〇〇元
大陸銀行	一四〇、〇〇〇元
天津興業銀行	一四〇、〇〇〇元
天津興業銀行	一〇〇、〇〇〇元
金城銀行	一五〇、〇〇〇元
金城銀行	二四六、〇〇〇元
中國銀行	一、〇〇〇、〇〇〇元
大東銀號	四〇〇、〇〇〇元
振商銀行	一七〇、〇〇〇元
交通銀行平樂公司借款	六九〇、〇〇〇元
中國銀行愼記代借	一八〇、〇〇〇元
四合公司	一、三〇〇、〇〇〇元
中國、交通、正金未拂分	二三〇、〇〇〇元
中國銀行新疆餉庫券支拂分	二七九、〇〇〇元
中國銀行未拂分	一六五、〇〇〇元
交通銀行立換金	三〇〇、〇〇〇元
交通銀行立換金	一二〇、〇〇〇元
交通銀行順記公司代借	一一七、七二〇元
合　計	七四、〇九四、五〇六元

斯の如く其整理すべき債務を明にすると同時に、又右公債の用途を嚴格ならしめんが爲め、內外短債償還委員會を設け、二月十七日司法總長董康氏を會長に任命せるが、銀行界以外の一般は依然として其用途に疑惑を抱き直奉の戰雲日に低迷しつゝある今日、如何に嚴格を期するも、或は陽に强力を以て其軍事費に索求さるゝなきやも知れずとして殆んど歡迎せず、例の吳佩孚氏の如きは殊に之を懼るゝこと一方ならず、二月十九日財政公開を要求せる長文の通電を發して現內閣を攻擊すると同時に本公債の成立を阻止すべく努め、旁々張財政總長が償還委員會々長に董康氏を擔ぎて司法の威權を藉り、潘復氏時代に滅茶苦茶に濫訂せる借款に對し、嚴格なる法の吟味を加ふるの必要ありとの暗示を表せるなり、債權者側の狼狽容易ならず、盛に秘密裡に運動する所あり、之れが爲め張氏は數百萬元の賄賂を得たりと云ふが如き噂高く、本公債に對する風評一般に良好ならざるに加へて英國公使は該公債の發行を以て善後借款成立第十七條に抵觸する所ありとの理由にて、二月二十日政府に抗議を提出するあり、更に露に同意せる銀行公會側も、政府の手取り九〇を主張せるに對し八四を持して讓らず且つ前記の如き財政部の發表せる整理金額は合計約一億元あり、九千六百萬元を八四手取とせば實收は八千餘萬元にして約二千萬元の不足を生ずべしとて政府計畫の杜撰に不信を懷き、更に加ふるに最近民間の有志に依りて發起せられたる國民財政監督大會の大反對あり、之れが爲め本公債の發行は今尙確定の運に至らずして行き惱み中に在り

教育獨立運動

財政窮渴の下に北京教育經費輒もすれば滯り、昨年來の俸給及經費の缺積今尙解決を見ざるものありて、教育界と政府財政當局との間には數次の大衝突を來し、教職員總ストライキの悲哀なる大騷動を演じ、遂に新華門外血を流すの不祥事すら惹起するに至りしが、教育行政に其人ありてするも、財政の富足は幾んど其見込なきのみならず、日に益々非なるの實況なるより、教育界の不安一方ならず、此儘に放置して根本方法を講せずんば、教育は竟に全滅するに至るべしとて、教育獨立の叫びは近く識者間に高まりつつありしが、北京各學校學生の聯合團體たる北京學生會發起の下に、愈々教育獨立運動會組織せられ、二月十九日北京高等師範學校に於て成立大會を開きて討議する所あり、北大教授黃右昌、顧名、張煊氏等十一名を研究委員に推し各々專門的に獨立に要する經費問題を研究せしむるに決せり、聞く所に據れば、獨立經費の出處として

一、關稅增加の轉用
二、獨佛兩國の庚子賠償全還付
三、鐵道賑災附加稅の繼續轉用
四、所得稅の實行

の四項ありて何れも其可能性を有するものなるが、尙充分なる研究調査の上、具體方法を講定せる後、更に之を全國教育界に通告して其意見を徵し、一致的態度を以て飽くまで其素志を貫徹せんとしつゝあるが、輿論は之に對して一致的贊成援助を示せるを以て、續て久しからず一大運動として其叫を揚ぐべく、此運動にして若し成功せば、支那教育界の一大革新と云ふべし

尙同會は長文の宣言書を發せるが、其要旨は三端にして茲に之を抄譯すれば左の如し

(一)經費の獨立。教育經費は東西各國何れも國家豫算の重要部分を占めつゝあるに拘らず、吾國に於ては軍費政費を除き、教育に充用さるゝ餘額それ幾何ぞ、而も此僅少なる經費は近年來輒もすれば武人政客の私囊に投入せられ、人民膏血の涓滴は禍國の兵費に蕩盡し、國民の精神生活は方に破產に瀕し、立國人材培養の道は全く杜絕さるゝにいたれり、其因實に教育經費の獨立せざるに在り、教育經費の獨立は實に現下の最大緊要事と謂はざるを得ず、卽ち其豫算を明定し、確實なる款項を指定し、教育界より直接之を取用し、政府をして支配の權能なからしめざる可らず。

(二)基金の指定。吾國の政治既に已に不安なるも、教育は之が爲に中斷さるゝ可らず、雖然、苟も基金の指定なくんば其實なく、或は破壞の虞なきを保し難し、近來各國庚子賠償金還付の聲漸く高く、基金の指定之れに恃して望みもあり、速に之を指定して基金の鞏固を圖らざる可らず

(三)制度の獨立。不良なる政治下に於ては教育は動もすれば阻害さる、今や學術革新思想改變の秋、不良と頑迷なる政治下に於て、一々政府の鼻息を伺ふが如きは學術の新研究は阻まれて、文化の貢獻之を求めて得難し、吾人は於是教育制度の獨立を期し、南北政府軍閥黨閥の區分に關す

る所なく、全國精神界の大同盟を圖りて以て精神統一の新生命を建設せざる可らず

交通部事業の危態

交通部は各部機關中最も重要なる財源と見做され、軍閥は中央の軍費缺積に口を藉り動もすれば兵力を以て鐵道を占據し、以て其收入を押へ、內閣製造者は相爭て交通總長の一椅子を覗はざるはなく、交通部の事業は外面極めて裕福なる狀態裡に在るが如く一般に思惟されつゝあるも、實は大に然らず、事實は之に反して驚くべき危險裡に在り、交通部參事王景春氏は深く玆に憂ひ、二月中旬、一書を徐總統に呈して交通事業の革新を建言せるが、其建言書に據りて今玆に同部の昨年度に於ける收支計算を觀るに次の如し

(一)民國十年度交通部收支決算

甲、鐵道郵便電信等各項收入

一、各鐵道收入より交通部に送入し來れるもの　六、二八〇、〇〇〇元

二、郵便電信收入より交通部に送入し來れるもの　七六〇、〇〇〇元

三、各鐵道より交通部に送付し來れる公債證券

一、二六〇、〇〇〇元

八、四七〇、〇〇〇元

四、各鐵道軍隊輸送費振替　二、四二〇、〇〇〇元

五、漢粵川鐵道補助金　二、一七〇、〇〇〇元

六、滬杭甬鐵道補助金　七、廣九寧湘浦信各鐵道補助金　七六〇、〇〇〇元

八、本年不足高　二四、〇一〇、〇〇〇元

合計　四六、一三〇、〇〇〇元

乙、支出

一、交通部より漢粵鐵道へ補助　五、八九〇、〇〇〇元

二、交通部より滬杭鐵道へ補助　二、一七〇、〇〇〇元

三、交通部より廣九寧湘浦信各鐵道へ補助　七六〇、〇〇〇元

四、交通部行政費　一、一〇〇、〇〇〇元

五、內債元利支拂金　九、八五〇、〇〇〇元

六、外債元利支拂金　六七〇、〇〇〇元

七、財政部へ支拂へるもの如左

暫借金　五、八一〇、〇〇〇元

普通行政費　一、一三〇、〇〇〇元

振替金　五、三五〇、〇〇〇元

各公債　三、四〇〇、〇〇〇元

合計　四六、一三〇、〇〇〇元

(二)交通部短期內債表

中國銀行　一、二〇〇、〇〇〇元

交通銀行　三、四五〇、〇〇〇元

懋業銀行　一、五五〇、〇〇〇元

滙業銀行　一、一七〇、〇〇〇元

中孚銀行　五〇〇、〇〇〇元

五族銀行　四二〇、〇〇〇元

中國實業銀行　五二〇、〇〇〇元

上海金券交易所　五、〇〇〇、〇〇〇元
第一次支付券　五、〇〇〇、〇〇〇元
第二次支付券　三、〇〇〇、〇〇〇元
短期債券　一、〇四〇、〇〇〇元
其他各銀行　一、七〇〇、〇〇〇元
以上各項二千萬元は民國十一年八月以前に支拂はざる可らざるものなり

(三)未拂各款表

一、民國十年三月に支拂ふべき中日實業公司電話借款利息　六〇〇、〇〇〇元
二、民國十年八月に支拂ふべき東亞興業電報借款前渡金利息　三〇〇、〇〇〇元
三、民國十年十二月に支拂ふべき大東大北公司借款元利　二七〇、〇〇〇元
四、民國十年十二月に支拂ふべき滙業銀行電報借款利息　三〇〇、〇〇〇元
五、內債未拂　七、五三〇、〇〇〇元
六、留學生經費未拂及湖南湖北工事費未拂　四〇〇、〇〇〇元

合　計　九、四〇〇、〇〇〇元

之に據て之を觀れば、昨年度の收支既に二千四百萬元の大不足あり、更に今年度上半期迄に支拂はざる可らざる各種短期借款約二千萬元あり、之に加ふるに昨年度の支拂を了せざるもの九百餘萬元あり、之が補救の途を考究すると共に、將來に對する一大革新を決行するに非ざれば支那の交通事業は漸次破滅の運命に陷るの憂なきを保し難し

段祺瑞の天津行き

內閣問題混沌として解決の曙光なく、奉直二大軍閥の間戰雲日に密にして人心頗る不安なる折柄、一昨年晚夏直皖戰爭に一敗してより以來、北京に蟄居して復た政事に與らず日夜ひたすら佛典に親しみ、頭こそ剃らね殆んど出家せしかと疑はるゝ老雄段祺瑞氏は、突如として二月十一日夜、微裝して潛かに天津に下り、吳光新氏の邸に入れるが、此消息の傳はるや、一般に非常なる驚異を與へ、怒濤層々たる政海は更に一陣の烈風に煽られたるが如き觀を呈し、新聞は競て氏の行動を推測論議し、人々皆之を話柄とせざるはなく、絕大の疑問を氏の今後に集中し居れり

既に天津に下れる段氏は、單なる自由旅行にして何等政治的意味なき旨言明せるも、梁內閣成立後、奉直の脫合ひ漸く方に激しき時突然段芝貴氏等段派武將の特赦令出で、段祺瑞張作霖兩氏の提携說盛に傳播され居る際若し單なる旅行なりとせば、今日まで鳴かず飛ばず、全く政閨を避けて自重に力めたる氏として徐りに輕動にして平素の氏を悉れる者の信ずる所に非らず、氏の天津行きは如何樣に觀るも、斯かる單なる自由旅行に非らずして、重大なる或種の政治的意味ありと認めざるを得ず、段芝貴を始め吳光新傅良佐等段派殷肱の武將は特赦後、天津に集中して何事をか鳩首しつゝあり、而して徐樹錚の廣東方面に於ける活躍漸く進み、北伐以て武力統一を決行せんと計畫せる孫文氏は、

徒に大聲疾呼せるも窃に自ら其力なきを慨み、北方に於ける強有力者と相結ばんとせる希望は當初より之れあり、孫段提携説は固より今日に始まれるに非らざるも、其後皖派地に塗れて以來、段氏自重復た立たず、徐樹錚は國民的聲甚しき爲め、孫段提携説は之れが爲めに遂に有耶無耶裡に徘徊しつゝありしが、今や北方政界は化膿決裂の徴を示し、奉直の衝突は到底免る能はざるの狀況に瀕し、孫文氏の北伐統一には亦なき好箇の機會と謂ふべく、若し果して段氏にして親しく出馬するの決心あらば兼ねての提携を實行すべしとの議、孫徐の間に進行せるものゝ如く、段氏の赴津未だ幾くもなく、犬の遠吠とのみ思へる西南北伐軍は俄然として軍を湖南に進めたるが如き、孫段提携説の既に具體化せる一證と看るを得べし

段芝貴氏等段派武將の特赦に最も力を致せる者は隱れもなく張作霖其人なり、張氏は個人的に段氏に服せり、而して直皖戰爭後、奉直の竟に免る可らざる衝突に悟れり、曹錕氏の鈍怕るゝに足らざるも、曹氏には雄心勃々たる吳佩孚と云へるしたゝか者あり、吳氏策に富み且つ戰を善くし、今や旭日昇天の勢を示せり、奉直一旦干戈に事を訴ふるも、東省地位の僻勝、軍力の充實、直系に比して劣れるに非らざるも、事に細かにして外交に天稟の才を有せる張氏は、更に自己實力に加ふるに或る一大援助を捕ふるの得策なるを悉れり、是れ恐らく奉直の將來に考慮して、直系の最も怕れ憎める段派武將の特赦を敢てし、以て段氏に相結ばんとせる所以ならん、段派瓦解已に二年に垂んたるも、段氏の個人的勢力と皖派の潛勢力尚侮る可らざるものあり、一朝機に乘じて糾合せんか、其勢ひ又直系の一大敵國たらずんばあらず、而も孫段の提携は益々具體化して、事益々張氏に利あり、更に加ふるに梁葉舊交通系の財閥怨みを飲んで相援けんとす、段氏赴津、其現はるゝもの、夫れ孫段張梁四派の大結合歟。

段氏赴津の意、想達すれば夫れ既に斯くの如し、此想像にして果して誤りなくんば、一時遂に北方の一大動亂を惹起するの禍免れ難しと雖、統一の大局には希望ある一現象と謂はざる能はず、之を一般世論に就きて觀るに一部の人士は、段氏の出馬は甚しき時代錯誤なりと云ふ者あるも、實際論者方面に於ては、時代錯誤に盈てる支那の現下に於て、既往に悟達せる段氏が果して眞に憂國の至誠に驅られ、統一の大事業に老渦の血を濺ぐの意氣あらば、段氏の出馬は擧國の歡迎する所なりと論ずる者多く、舊安福の恢復と云ふが如き私心を去らば、其民國中興平和の功千歲に其德を頌すべしとて、段氏に期待する者尠からざるは注意すべし。

內閣問題と奉直

前號報道せるが如く、吳佩孚氏の猛烈なる反對に遭ひ遂に請暇を乞ひて天津に赴ける梁總理及交通總長葉恭綽氏は請暇期內に起死回生の妙法を捻出すべく百方惱し、盛に奉天の張作霖氏と密議を通はし、一般は之に對し政界の古狸たる梁氏と智策湧くが如き葉氏の事なれば何とか局面展

開の活路を看出すべしとなせるが、事實は其妙法もなきと見え、時局は日に益して混沌となり往くのみにて、張使の態度も其後毫も變へ切らず、あくまで梁內閣を保持し、已むなくんば直系と一戰を交ふるを辭せずと云ふ意氣込みも見えざる程、冷靜……寧ろ冷淡なりしが、突如として一月三十日徐總統及各省長官に宛て次の如き通電を發せり、曰く

吾人の急務は如何にして國家の危急に備ふべきかを考ふるに在り、曾て余が總統の召電を奉じ、當時困難を極めたる各種問題解決の爲めに上京し、曹使と共に內閣改造を行ひたるは世人の熟悉する所にして、梁氏に對して特殊の好意を持したるに非らず、然るに其後流言頗る傳はり、山東問題を捕へ來りて梁氏を攻擊するに至れるが、同問題の重要なるは何人も認むる所にして代表は華盛頓に於て力爭しつゝあり、一前督軍等の中には梁氏を目して賣國奴と謂へるが、如何なる點が其の所謂賣國行爲なるか、若し其事實あらば之を指摘せよ、萬一然らずんば彼輩流言は國家と人民とを亂するものなり、總理は行政の中樞たり、其任免の大權は總統に在り、此際余は梁內閣の破壞及新內閣の組織に對して何事も謂ふ能はず、雖然、新內閣成立するも若し之に對して賣國呼りをなして以て攻擊の材とせんか、如何なる內閣も一日も存在し能はざらん、政府なくんば國民は自滅せんのみ、其責任を負ふ者そも何人ぞ、余の中央擁護は毫も變る所なし、余は茲に總統に梁內閣の下に行はれたる山東鐵道に關する日支間交涉の顚末を發表し、以て之を直接國民の批判に訴へられん事を請はんとす、若し果して梁總理に賣國の事實あらば、願はくば余は率先して梁氏を國外に逐ひて之を罪みせん、賣國者罪すべく、愛國者奬勵すべし、愛國を口實にして徒に他人を攻擊し、政府を危くする者に至りては最も排斥せざる可らず

越えて二日卽ち二月一日更に又々次の如き第二次通電を簡捷打ちに發せり、曰く

梁總理に關する所謂賣國行爲に就き、日前總統に乞ふに明白なる宣示を以てし、之に據て民衆を安んじ、併て公道の在る所を彰にせんことを望めり、外交部の三十一日の電に據れば、山東鐵道案に關する一節は、昨年十二月二十日、吾國代表よりその辦法を擬定して之を會議に提出、英米の調停を經て日本の讓步を見るに至れるものにして、其辦法提出の時日は梁氏の組閣以前の事にして、其間毫も梁氏の意見を挿入せざりし事既に明らかなり、願はくば、總統山東問題に關する梁總理の賣國行爲の有無を天下に明示し、以て其眞相を明にせられたし

此二電は頗る巧妙なる作用を含み、常に態度の軟弱なる徐總統に衝きかゝりて徐氏の態度を決せしめん考へなりしが、徐總統は張使の要求の如く梁氏賣國行爲に就きて明白なる宣布を下す能はず、密に使を洛陽に派し吳佩孚氏に張使の通電に對して反駁せざる樣懇求せるが、張使の此二電と一月三十一日外交部の山東問題に關する辨明電とは、梁總理の擁護に極めて有利なる結果を與へ、輿論は漸く吳佩孚氏の讒謗に嫌焉的態度を示し來れり

吾人は茲に張使の心底深く縱橫せる秘策に就きて一推察なきを得ず、秘策とは何ぞ、張氏の露に親しく上京して梁內閣の產の緒を解きたる所以、其動機は實に南北統一の大功を把握せんとの大野心にてありき、西南との內議は事前既に孫梁二氏の間に相當の誤解あり、梁內閣の成立は孫梁張三角同盟の緒に就けるを證せるものなりき雖然張梁の提携は彙々張使の已まざる努力の膨脹に嫌惡せる直系の反對あるべきは、火を睹るより明らかなり於是直系に對抗するに十二分の用意あるに如かざるを悉れる張使は、先づ以て梁氏との間に段派武將の特赦を約し、之に緣つて以て段祺瑞氏との提携を策せり、段派の勢力は直皖戰爭に崩解せるが如きも、其潛める力は各處に散在して侮る可らざるものあり、御大段祺瑞氏の人格聲望及手腕は竟に念佛三昧の一出家に終らしむべきに非らず、浙江の盧永祥、上海護軍使何豐林福建の李厚基は居殘れる段派の部將なり、陳樹藩曩に罷免されたるも尙陝西に盤居して一勢力を占め、相應ずる者あらば一躍を辭せず、馬良張樹元は山東に腕を撫し、段芝貴吳光新傅良佐曲同豐陳文遠の徒亦特赦されて天津に集り、一旦議ならば其聯動は直系の怕るべき一敵國たらずんばあらず、而も孫段の提携說は一時頓挫するの已むなきに至れるも、徐樹錚必死の運動にて最近又々復活し來り、段は孫を敬し、孫は段に賴らんとし、王揖唐の兩浙に於ける劃策亦頗る進み、段派との聯絡は僅かに直系に對する最大强力の威嚇なるのみならず、亦實に南北統一の遂行に極めて有利なる梯階なり、梁內閣成立後未だ幾くもなくして段芝貴氏等の特赦を敢行せるは、其意此に出でたるに外ならず、於是張使は段孫梁との大同盟に成功せり、張使の用意流石に智慧者なりと稱せざるを得ず。

一月三十日及二月一日の張使の連發せる通電は、此用意の成れる後なりき、此通電は既に腰の据れる張使の梁內閣擁護の宣言にして、浙督盧永祥氏は之に呼應すべく左の電を徐總統に寄せたり、曰く

梁內閣に對する吳使の詰難、果して其事實あらば責は獨り梁總理一人にのみ歸すべきに非ず、請ふ、其山鐵交涉情形を明に公示せよ、然らざれば內は政府の尊嚴を墮し外は友邦の誹笑を招かん、今や山鐵問題に關し、擧國上下一致して贖回に努力しつゝある際、其眞相を明らかにして國民適從の道を指示するの要あり

之に關ぎ、吳佩孚氏の讒誣に對する反感的喇罵漸く各地に起り、四邊の空氣頗る吳氏に非なる狀を示し、吳氏の梁總理攻擊は擾亂の煽惑なりとの難聲高まり、加之山東問題の解決は概して世論の好評を博し、吳氏の所謂梁氏賣國行爲は事實上に於て抹殺され、更に加ふるに段祺瑞氏の突如として天津に下れるあり、西南北伐の擧亦愈々決行に議一致して三軍續々湖南江西に進擊を開始せりとの消息傳はり、直系の慫慂容易ならず、吳氏は張使を反駁するの遑もなく、ひたすら軍力の配置に忙殺さるゝに至り、奉直の戰雲愈々低迷し來れり

環境既に斯くの如く變化し來れるを以て、於是梁總理亦意氣漸く昂り、一般に辭職の已むなきに至るべしと想像さ

れゐたるも、其後氏は辭職の辭の字も言はず、頗る樂觀的態度を現はし、二月二十日更に二十日間の第三回請暇を徐總統に乞ひて局面の展開を待てるが、戰雲日に密叢しつゝある奉直の間に介して苦惱する徐總統は、何とかして時局を圓滿に解決せんと苦慮せる結果、二月二十五日各省長官に向け次の如き哀鳴電を發し

近歲以來統一未だ成らず、百政牽滯し、國勢岌々として日を終ふ可らず、曩者靳總理辭任するや、本總統深く時局の艱棘を思ひ、特に梁士詒を擢きて其任に當らせたるに群議紛起し、就任久しからずして請暇月餘に及び、事體尙未だ解決せず、今や華府會議既に閉會し、吾國の提案略ぼ其議定を見たるも、今後の成敗は國人の奮勵に俟たざる可らず、而して現下先決の一大重要義は强固なる政府の樹立是れなり、外交問題今既に其緒に就けるも、政府の空虛は依然たり、國難を憂ふる國人は宜しく政府を愛護し、內外一心以て危局を挽回せざる可らず、余は國家の統一及奠安に關して之を謀る者あらば、誠意を以て其敎を叩かんとす

其苦衷を訴へて各省の同情を引起し、緣て以て幾分なりとも時局の緩和に資せんとし、更に最後の一策として鮑貴卿氏をして後繼內閣を組織せしめ、一面張使の面目を立つると共に、併せて直系の意を和せんとし、鮑氏組閣說は一時頗る喧傳されたるが、鮑氏自身病を犯して此難關に當るの慾望なく、且つ上述の如き用意の進める張使は徹頭徹尾梁氏擁護の旗幟を換ゆる能はざる事情上、鮑氏の組閣に同意を表せず、又直系側に於ても張使直屬の鮑氏をして組閣せしむるは、狼に換ゆるに虎を以てするものなりとて是れ亦肯んぜず、鮑氏組閣說は頗る無望なる狀態にて、此紛糾錯雜せる內閣問題が幾時果して如何に解決さるべきか、之に絡る奉直の經緯が如何に展開さるゝや、今尙依然として混沌豫斷す可らざるが、西南北伐軍の進展につれて事態の變化は測定さるゝものゝ如し（一九二二・三・四稿）

彙報

支那新聞重要記事　自一月十六日　至二月十五日

重要外交—山東問題解決—國内要聞—財政と金融—經濟と實業—香港海員罷業事件

重要外交

▲新疆に於ける英國國籍問題（國文通信社）　本社北京通信に據れば新疆督軍楊增新は過般北京政府に打電し英人の新疆人國籍變更歸化問題に關し抗議の提出方を要求し來れりとの事なるが新疆省民の英國々籍に歸化する事件は嚮てより英支間に問題となりつゝありたるものにして同地當局は從來屢次外交部に要求し外交部は更に駐英公使に打電し英國外務省との間に交涉開始せられ目下代理公使朱兆華が交涉の任に當れるも尚解決するに至らざる次第なり、而して一方新疆に於ける英國領事は暗々裡に新疆人の對英歸化を運動する爲め楊省長張督軍は英國政府に對し嚴重なる交涉を望む旨打電し來れるものにして該電文の要旨左の如し

墨玉縣知事袁啓瑞の報告に據れば同知事は前にも支那人の英國歸化問題に關する文件を入手せるに本月も亦三十六名の墨玉縣縣人に對し英國領事は其對英歸化を許可せり、斯る事は將來支那を亡國に導く一新法と云ふべく萬承認し難し宜しく英國に抗議を提出せられたし（二、一一）

（註）　本問題は其後英國外務省より在新疆英國領事に打電し支那人の歸化を許可せしめざる事として解決せり

▲中墺通交條約調印期（京報）　中墺通商條約は過般來外交部に於て新條約を擬定しつゝありしが同新條約は全文二十七ヶ條より成り既に駐墺支那公使黃榮良氏着墺後墺國政府と商議し遂に完全に妥協成立せるを以て近く墺國政府の批准を俟つて支墺兩國の調印を見るべき豫定なりと（二、七）

▲支那萬國航空會議に參加（京報）　航空事業は日と共に漸次發達し來れるを以て英國政府は本事業の爲め本年二月上旬萬國航空會議を倫敦に開會し支那政府にも其代表派遣方を請ひ來れるを以て支那政府は駐英公使顧維鈞と議商の上駐英支那公使館より一名を派遣し同會議に加盟する事に決せり（二、七）

▲厦門英支交涉進捗（京報）　厦門海底電問題は一月十七日厦門太古洋行が碼頭の築造を中止する旨を發表し稍讓歩を示せるのみならず英支兩當局に於ても特に調査員を派遣する事に決し支那側よりは外交部沈參事を、英國公使館よりは參事官グレープス氏を派遣し兩特派員立會の上調査しつゝありしが最近調査を完了したるを以て近く歸京の上該調査に基き解決を講ずべしと云ふ（二、八）

▲澳門葡支交涉の經過（京報）　澳門問題に關する葡支交涉の經過に關し最近の消息に據れば廣東政府は葡國公使の提出條件を採擇せざるのみならず駐葡支那公使劉崇傑氏より葡國外交部は澳門交涉を廣東政府當局と談判するを欲せざるにより北京に移し交涉せん事を希望する旨申來れるを以て此際本案の交涉を北京に移し交涉せんとする形勢にあり（二、一〇）

▲勞農政府蒙古間の條約（民國日報）　外國通信に依れば勞農政府と蒙古との間に締結せる條約左の如し

一、莫斯科と庫倫は互助の精神を執る

二、蒙古は年一千萬プードの糧食を莫斯科に供給す

三、莫斯科は年三億ルーブルの魚纖維及羅紗其他工業製造品を蒙古に供給し輸出稅を免除す

四、蒙古及露國の金銀幣は如何なる地方にも拘らず流通し如何なる河流に於ても合辦を以てす（一、一六）

▲獨商に沒收機械還附（中華新報）　上海獨商シーメンス洋行等は獨逸領事を經て交涉公署に對し歐洲戰爭當時沒還敵僞檢查所に收管されたるあらゆる機械類を還附せんことを求めたるが許交涉員は北京政府の許可を得沒還警廳に對し交涉員署沈科員と會同して獨逸領事に引渡すやう通告したり（二、一五）

▲在支列强勢力範圍面積調査（大公報）　列强の支那に於ける勢力

領圖の面積に關し最近支那官憲にて調査せる所略左の如しと

（蒙古）外蒙古一百萬方哩、盛京省五十萬八千方哩、滿洲二十七萬三千方哩
合計百八十三萬一千方哩

（英國）西藏五十三萬三千方哩、四川省二十一萬八千方哩、廣東省八萬六千八百方哩、黃河三十六萬二千方哩、合計百十九萬九千八百方哩

（佛國）雲南十四萬六千七百方哩、廣西省七萬七千二百方哩、合計二十二萬三千九百方哩

（日本）南滿洲九萬方哩、福建省四萬六千方哩、山東省の一部一萬八千方哩
合計十五萬四千方哩（二、一一）

山東問題解決

▲支那政府の山東交涉經過報告書（各報）　北京外交部は參政會議に於ける日支山東交涉の經過を三十一日附を以て左の如く報告した旨昨日發表せり

代表の報告に據れば各項の問題は殆んど全く解決せり既に議定せるものは左の如し

一、青島租界は完全に支那に還附す

二、海關は全く支那の管轄に歸す

三、獨逸人の在山東優先權は日本一律に放棄せり

四、公產にして原と支那及獨逸に屬するものは無條件還附し日本が占領後の建築物は價格に照らして買收し道路、水道、公園、溝渠、衞生設備等は全部還附す電燈會社、屠牛場等は市政局に還附し民營事業とし電話は官有に歸す

五、支那は膠澳を商埠地とし外人の自由居住、商工業の經營及び其他の合法職業を許可し日本は專管或に共同居留地を置かざることを承認せり、爲獨領時代に於ける外人の公法的財產は之を尊重す其法律上の地位及効力は日支委員にて協議決定す

六、濟順高徐鐵道の需用資本は國際資本團より借款し煙濰鐵道は支那自身にて敷設す若し外資を用ゐる時は國際資本團より借款す

七、山東鐵道沿線の軍隊及憲兵は支那警官の警備引續を俟つて直ちに撤退す撤兵は區域を分ちて之を爲す遲くとも六個月を逾ゆるを得ず、青島守備隊は移交後三十日內に撤兵を終る

八、青島芝罘間、青島上海間の海底電線は日本の使用すべき一部青島海底電線を除く外均しく支那に還附す又青島及濟南の無線電信は日本撤兵の時價格に照らして買收す

九、獨逸人經營の淄川、坊子、金嶺鎭三鑛は支那政府に還附し之を公司組織に特許す該公司の日本資本は支那資本額を超過するを得ず青島の鹽田は支那にて買收す其他の利權は雙方にて辦法を議定し支那より回收す

議定せるものは右の如きが惟だ山東鐵道は關係重大にして兩國の代表爭議最も烈し日本は初め合辦を主張したるが幾度かの協議の後途に此主張を放棄し支那より完全に回收することにせり、但し該款を長期借款とし日本人を技師車務長、會計長等の職に招聘すべしと主張せり爭議は十二月二十日に至りて兩種の方法を見出し双方政府の訓令を仰ぎたるが日本政府は尙堅く借款、合同、多數日本人招聘の件を主張せるため交涉はこゝに於て頓挫せり、次いで英米の調停にて會議を繼續すること十日、專ら買戻し及び資金交附期限の兩端にて再四協議して双方相持し下らざりき、最近に至りて英米の調停にて最後の折衷條件が提出し日本をして讓步せしめ支那が國庫券を以て買收し支那より完全に回收し局長を派して之を管理し十五年に分ちて償却することにせり、惟だ五年後一回に償却するを得又支那は日本人を車務長に招聘すべく日支會計長各一員は均しく支那局長の管轄を受く而して償却の日を限りとす

現に三代表一月二十二日の電によれば英國バルフオア及米國のヒユガズ兩氏は日本は既に合辦より借款に借款より債券にと讓步せり支那は尙ほ年限と長短及用人の正副を堅持せば山東を回收し難く殊に眞策にあらず機會一度去れば如何ともすべからず且つ華府會議も之に因つて停頓すべきが故に再び遲延を許さずと勸告せり次いで北京駐在の英米公使も亦其政府の訓電を奉じて外交部に來り勸告する所ありたり查するに山東案の爭執は數年に亘り國民は心に痛み遠に世界の注意屬目のものたりき今華府會議開かれ解決を期すべく內は政府外は三代表竭力して全功を奏んことを願ひ以て二十年既失の領土主權を恢復し我四億國胞の渴望を慰せんとしつゝあり今にして九仞の功を一簣に

訣けば同案の目的を達し難し因つて即ち國務會議に提出し鄭重に討論し一至贊決し再び三代表に最後の爭持を爲し若し萬一商量の餘地無ければ華府會議に提出し公議に附せよと打電せり國內各界は正に熱心に貿收資金を募集中なるが此事は倉卒に實行さるべきものにあらざれば尙ほ積極的に進行することを望む最短期內に回收せしめよ該鐵道の將來に關しては國有より民有とするかそは主管機關にて準備し以て全國資金募集の熱誠に報へんことに經過の情形を以て電聞す即ち亮察を祈る外交部(二、四)

▲余日章の山東鐵道問題報告（申報）　華府會議國民代表余日章は支那政府顧問シンプソン博士、萬國新聞大會上海代表濕世珍、許建屏、申報記者王伯衡等と同船にて昨廿一日夜八時半エムプレスオブルシヤ號にて上海に歸着し余は直ちに一品香に於ける其出身校聖約翰大學同學會の年會を兼ねたる歡迎會に出席し一場の演說を試みたるが其要旨は左の如し

今回の華府會議に於て支那が如何なる利益を得るやに就きては確答する能はざるも此會が華盛頓に於て開かれたることは倫敦巴里等は其他の地にて開かれたるよりも結果好良なることは疑ひなかるべし米國人は支那に對し大に同情ぜり最も重要なる問題は山東問題にして其中重なるものは山東鐵道問題なるが支那は本より無條件還附を望めるも外間の大勢より觀みれば無條件にては出來難く日本の條件提出の理由は同鐵道は日本は獨逸より金錢の代りに得たるものなりと云へり之れ巴里條約中獨逸の對日賠償の中に同鐵道を評價しあり日本人の簿記に巧妙なる人をして偽明せしむ其價格は五千四百萬金馬克即ち支那貨の約三千萬元なり余等は此事を國內に打電したるに國民にて調達すとの回答來りたるを以て支那三代表に對し山東問題を華會に提出せんことを促がしたるが英米兩國は今回會議に參與せる九ケ國中六ケ國は巴里和約に調印したるを以て日本は和約を推翻するものと唱ふべしとて提出せざらんことを勸告ぜり、余等は山東問題は極東問題中最も重大なれば提出するやう運動し居たるが此時英米の調停にて會外に於て談判さるゝことゝなれり、日本代表は支那代表が山東鐵道を買收すと云ふや大に驚きたるが買收費は政府にて調達せば其金にて爲債な償還せんことを求めんとの意ありたるも國民にて調達すと云へるより日本代表は語塞がれり次で回收期限を二十ケ年とすること、並びに車務總管技師長會計主任を日本人を用ふべきことを要求し我代表は之を拒絕し居たり而して余等は日本代表の此の巧弄手段を米國新聞に發表せしが米國及び各國人士は日本の行爲を笑談となせり之れ余等出發當時の情態なり山東鐵道は必らず買收せざるべからず三千萬元を一時に支出するは金融影響なき能はざるも衆力協助せば困難にあらざるべく若し落空せば人民の信用は地を掃ふべし又た米國にて種々の刺戟を受けたるが、そは支那とは如何なる國なるやと支那國內は如何にして此の如く紛擾するや等大に駭辱を感ずる語ありたるは注意せざるべからざる所なり云々(一、二二)

▲廣東政府の山東條約否認（商報）　國聞社二月十一日廣東來電に據れば九日の國務會議に於て北京政府と日本政府との間に調印を了したる山東條約は之を否認するに決し十日外交部長伍廷芳氏より其旨在米廣東政府代表馬素氏に打電したるが同電文の要旨左の如し

山東鐵道は獨人の築造する所にして日本人の資本は毫末もなし支那政府は既に獨逸に對し宣戰したるものなるを以て本鐵道は應に支那政府の財產に歸したるものなり故に日本は獨國の權利を繼承するの權なく支那は之を賠償するの義務なし然るに北京政府代表は日本と同收の契約を爲したり、本廣東は素より同代表を承認せざるも重れて右契約の無效なる事を宣言す

(二、一二)

▲山鐵民辦の交通部電（時事新報）　山東鐵道買收費募集に就き各地に順路會組織され居れるが國是會議籌備處は昨日北京交通部より山鐵買收の急務を遲陳せる左の如き電報に接せり

本部は屢次全國に山東鐵道を民業に歸し人民より籌款贖回し自から管理すべきことを通電せり華府三代表は同鐵道は既に調印し支那より國庫券を以て回收することゝなれる旨外交部に電告せり全國人士は同鐵道の維持に對し尤も熱心なるを以て本部は國民と一致行動し本部が屢次電報に主張せる所を貫徹せざるべからず仍ほ同鐵道を民業に歸し國民の新業經營の能力を養成せんとす比年以來民業鐵道は本部が法を設けて提唱せりと雖も尙ほ發展鮮なし今ま山東鐵道は已成の基礎を具有せしを以て一旦民辦に歸せば進步自から易く獲利尤も廣し將來民業鐵道の模範たるべし本部は今日國務會議に提出して議決照辦せし籌款方法に至りては仍ほ諸公が積極的に進行し

早く其成功を觀んことを希ふ云々（二、一五）

▲山鐵買收資金募集會規則（各報）　各地に山鐵買收資金募集運動の起れるが一月二十二日北京にて成立せる救國贖路集金會の簡章を紹介せば左の如し

第一條　本會は全國の商會聯合會、京師總商會、京師農會、北京教育會、全國報界聯合會、全國學生聯合會等の各團體を合して組織して成る

第二條　本會は國民の資金を集め山東鐵道を買收するを以て目的とす

第三條　本會を救國贖路集金會と名く

第四條　本會を暫く北京全國商會聯合會内に設け各省區商埠各組織と聯絡して發起し一致進行す

第五條　本會各事務所は各地省議會商會農會教育會報界聯合會學生聯合會並に其他の團體にて之を組織す

第六條　本會に幹事若干人を設け各團體より各四人を推擧して之に充つ、再び幹事より主任幹事副主任幹事各二人を推擧し會務を主持す

第七條　各事務所に左記分課を設く

一、文書課　二、會計課　三、庶務課　四、演說課　五、交際課　六、帳簿課

各課事務員は幹事の委任若しくは屬僚することは各事務所にて定む

第八條　本會各事務所は概して集金を代收せず

第九條　本會各事務所職員は會務完了の時に新聞に其勞を謝するのみにて政府の奬勵をも受けず但し集金額多き節は此限に在らず

第十條　本會各事務所成立の時は相互に報告すべし

第十一條　本會は重大事件發生せる節は各地事務所の代表を召集し全國聯合大會を開き之を公決す

第十二條　本會の集金總額は支那幣三千萬元と定め二個月内に全數を集む、各事務所は集金數を認めたる時は隨時互に報し並びに常盛頤三代表に報告すべし

第十三條　本會集金は山東鐵道買收の用に限る

第十四條　本會集金は指定して各地の中國交通兩銀行に預入し利息四厘とす但し未だ中交銀行を設けざる地方は各事務所より納量し暫らく各商會或は確實なる商店より代收し以て附近の中交兩銀行に交付す

第十五條　本會の集金は不正當の方法を以て勸募せず皆な國民の自發的應募に俟つ

第十六條　本會は本國人を以て限りとす、集金人の姓名及數目は銀行記帳を除き本會より新聞に登錄して公布す

第十七條　本會各事務所の經費は各幹事より前に支出し聯合大會を俟つて支拂す

第十八條　本會集金は鐵道を買收して後出資者に鐵道株券を支給す

第十九條　本會簡章は各團體の公決にて修正するを得

第二十條　本會事務細則は各事務所にて定め全國聯合會章程は大會にて公決す（二、一一）

▲山鐵買收資金（大公報）　山東鐵道買收に關する日支間の協定已に成れるを以て支那各省に於ては已に其買收資金の調達に關し夫れ〳〵準備中なるが已に其内各省に於て負擔せんとする額數は左の如しと

甲　負擔額發表の分

湖北	三百萬元	蕭劉通電	
四川	三百萬元	馮劉通電	
山東	三百萬元	田　通電	
河南	二百萬元	楊張通電	
江西	二百萬元	陳楊通電	
安徽	一百萬元	張許通電	
湘	三百萬元		
計	一千七百萬元		

乙　負擔額内諸未發表の分

江蘇	三百萬元		
直隸	三百萬元		
奉天	三百萬元	吉黑在内	
浙江	二百萬元		
福建	二百萬元		
山西	四十萬元		

甘肅　三十萬元
新疆　三十萬元
湖南　五十萬元
合計　一千四百五十萬元

若し以上の分擔額が完全に醵出せらるゝとせば山東鐵路の代價金三千萬圓を支拂ひて猶ほ多少の餘裕を生ずることゝなり居るも果して其額面通り醵出し能ふや否や問題なるべし（二、一五）

國內要聞

▲徐總統の新施政方針聲明（京報）徐總統は二月十三日文武百官及び支那新聞記者を懷仁堂に招き新年茶話會を開きたるが席上試みたる演說大要左の如し

初春の良辰に際して我文武同僚と一堂に會し獻酒歡を陳ぶるは欣慰の至りなり、歲朝の嘉會は故事を沿襲するものなれど思ふに又日新の義あり、こゝに多端の時に際して一言我僚佐に告げん、時序景物は歲に一更新するが世界の事勢も亦斯くの如し、本大總統は年來諄々として我群衆に告ぐる所のものは卽ち日新に在りて我國家の事業を世界優爵の地位に求めんとせり、今や機會來れり、卽ち昨年七月來國大統領ハーヂング氏は華盛頓會議を發起し以て軍備の縮少及び之に附帶する太平洋並びに極東諸問題の解決を期せり、開會以來今日に至る該會の効果は甚だ宏大にして我國と各國の邦交は之れに因つて益融和せるは欣慰するに足る、我國代表の提案に至つては政府は夙來の意志を採納し國民は奔走援助したるが其經過の情形は昭として日星の如し、之れ國より本大總統の初衷所禱する所なりしなり、既に提出せる各案は結末を告げ十條の原則も大旨に於て抵觸する所なし、凡そ領事裁判權の回收、外國郵便電信の回收、駐屯軍の撤廢、門戶開放、租借地續附等の諸問題は均しく綱要を協議して多くは既に通過せり、關稅問題は委員會の原案に因つて亦增加するあり期を定めて進行すべし、其詳細の形は主管機關より近く正式に報告あるべし、又膠濟の一案は國民多年痛心疾首せる事にして又本大總統の連年旅食の間にも忘る能はざりしものなり　ベルサイユ條約に政府民意に從つてより未だ嘗つて方針を改めず、今なれば此案の條約既に大會より宣示し租界財產澤畑鑛山及び高徐順濟並びに烟濰諸鐵道等の各案は先後辦法を議定したり其膠濟鐵道買收方法は我國英米の調停を承諾したる結果待たるものなるが、一は我國上下力爭の結果にして九仞の功を一簣に缺くに忍びざりしなり、且つ機會一失せば之より後會議の再開に勢亦至難なるを以て、又一は各友邦前後屢次義を敢つて調停したれば双方勸告を却くべくもなく結果を見たるものなり、然して資金募集は宜しく速かなるを要す、此鐵道以て期して買收し得べし　想ふに國人は必ず責任を盡して共に其成功を擧げん、主幹機關は當に確定方法を定めて國人の願望を慰すべし、本大總統は國民の奮起と代表の用命とに對し感激極りなし、亦深く政府に前後畫出の主張と矛盾の行動となかりしことを知る、此案の解決は實に時勢と機會の成す所なりき、今後盡すべき職務は端緒紛繁尤も碎勵勤勉すべし前途甚だ大且つ其他の諸案實施の期は皆な我自身の改善と否とを以て衡と爲すことを視る、孔子の所謂己れに求む孟子の所謂自ら反すは之れ我同僚の敵愾すべきものなり、義兵の一事は久しく政府の勸告せる一なりき、最近華盛頓會議に於て列國は罷れて勸告せるが國內の財政枯竭は已に極り決して無制限の費用を負ふ能はず、唯本大總統は罷れて一義を申れんと欲する所あり、義兵は卽ち整軍の一端なり、蓋し武德は戈を止むに有りて冗員を淘汰することは治軍の第一義なり、本大總統身軍事を親らすこと三十年に垂んとす、遠く前代の成敗を考へ近く列邦の得失を覽たり、昔人曰く兵少なければ國強く兵多ければ國弱しと、實に千古の名論たり、蓋し紊亂治めざれば員苗新ならず多きと雖も亦奚んぞ益せん、必ず冗濫をして全汰せしめ即ち能く精神を聚め以て其練銳を簡練して後始めて志一たるべし、將才の養成、方略の研究、軍費の請求、器械の選製等は冗濫の汰によりて軍精力を分つものにあらず、又軍事範圍專一にせば日を期しを得べし、精强ありて後何ぞ國本の固からざるを患へんや、凡そ我軍人諸氏利害を權りて以て殺然として裁兵を行へ以て表率者たれ、立憲國は立法機關を以て政治を監督せざるべからず、矧んや民主國會に在りてをや、國會を速に成立せしめ治を弼け難を圖るべし、卽ち選擧令を頒布して以來荏再歲未だ成立を覩ず、民國の根本大法亦未だ成立せざる爲め百務皆な權宜に出で終に鞏固にするに由なし、一念之を念ふ每に慙爲として搪の如し全國人民の國

會成立憲法制定を希望する飢渇の如くにあらざるはなし、各該主管機關務めて宜しく敦促進行すべし當さに知るべし、憲政の始基は三權鼎立に外なし、久く其一を缺けば政治は必ず常軌に就き難く百事因つて廢墮す此理甚だ顯かなり、必ず當さに屈勉して之を謀るべし、民國今に至つて十一年草昧經營の難を以て遂に優擾歲あるなし本大總統任に當つて忽ち復た三載自ら維れ衰老矣しく榮爭を念に置かず、惟だ早く初服を遂げ我が自由に還へるを冀へるが朝夕孜々として敢て怠らざるものは誠に我國家が發揚蹈厲の一日を念へばなり惟だ志睽離し未だ統一に歸せざるも亦終に積誠感悟の根あつて同心同德以て建設の大業を共擔せん、列邦を環顧せば夫れ我れと提携し世界の幸福を謀らんとするものあり、所見甚だ左遠とす、近日我國を評論する者曰く支那中央には權なく人心渙散せることは盡人之を知る、今次竟に華府會議に參與し同時に膠州威海衛を回收し佛國亦廣州灣を還附せんとするの說あり、此項の權利舊式外交の方法を以てせば二十年或は五十年を俟つにあらざれば恐らくは獲得し難し、若し此機會に乘じて其天然の能力を盡すは之れ支那が自ら善く謀ることあるのみ云々と以て外人が我の明を覘ふことを見るべく我れの能く自ら振興することを冀へり、然らば我豈に甘んじて基棄すべけんや、民治實業教育の諸端は皆な根本の要圖たり多く進制する所を以てせざれば貧弱の由なし、之れ宜しく精神を振奮すべし、民志を團結して急起直進時々惕厲する事以て憊とせば成らざるの事業なし、事々誠を開きて主とせば犯すべからざるの精神あり、目下財政は最も緊要の關鍵たり尤も須らく廉介の操を以て綿密の思を運び事は必ず公開して衆と艱難困苦の中に相見へば亦財政の基礎を立つべし、望む所は我文武同僚互に砥礪して勇猛精進して忘る勿れ（一、一四）

▲鹽務整理大綱（新聞報）　財政部鹽務署は會同して鹽務整理大綱を呈上せり

（一）自由貿易に漸改す但し支那商支那鹽に限り華商をして損害を蒙しめず

（二）緝私營は必要地點に酌留する外餘は一處に集めて採用を待つ

（三）漸進法を以て鹽稅を劃一し冗員冗官を裁汰す、吉黑兩者は暫く官營とす（一、二二）

▲民刑事簡易程序暫行條例發布（政府公報）　支那政府は十一年一月二十五日附教令第一號を以て民事簡易程序暫行條例二十二ヶ條、第二號教令を以て刑事簡易程序暫行條例十二ヶ條を發布し即日より施行する事となれり（一、二六）

▲日本公使の對支裁兵意見（申報）　十三日午後四時、西田は外交次長及熊垓を訪ひ裁兵問題を談じたり某公使は支那軍隊は空額甚だ多し裁費して裁兵せば半數を減ずべく老弱を裁去しても又二割を去るべく潛逃者と病死者を補充せざれば又一割を去るべく支那の裁兵は官長、裁撤を肯せざるに依る、兵裁する能はざるに非ずと云ひ更らに馮玉祥は一混旅四混旅團を編せんことを請ふ甚だ解せず馮尚ほ此くの如く他は知るべきのみと云へり（一、一六）

▲領事裁判權撤廢準備（中華新報）　北京司法部は支那に於ける領事裁判權撤廢の準備として獄政改革の爲め會事張祥、張濟の二人を監獄制度調査の爲渡米せしむることゝなり兩人は兩三日前上海に着し便船を待ち居れり（一、三）

▲支那司法界整頓訓令（時報）　上海司法界は北京司法部より支那の治外法權回收問題は華府會議を通過し各國は新しく委員を派して支那の司法現狀を調査することゝなりたり若し速かに整頓を圖らざれば必らず人に口實を貽すを以て務めて先づ籌畫し僚屬に對して各盡を悉して供職し廉慎自持するやう諭すべしとの訓令に接せり（一、二〇）

▲司法權回收建議案（北京日報）　北京外交聯合會は十二日開會司法權の回收に關し左の如く決議せり

一、各縣に初級法院を設立し司法獨立の基礎を樹つること

二、各商埠に特別法院を創立し華洋訴訟を辦理すること

三、各省の適當なる地點に高等分廳を設立すること

四、三級三審の制度を實行すること

五、既設の廳監を整頓すること

代表を推舉し司法部に赴き當局に實行を促すこと（二、一四）

▲太平洋會議經費第二回報告（政府公報）　民國十年十一月一日より同十二月三十一日に至る太平洋會議に關する收支經費報告（第二回）左の如し

（甲）收入之部

一、十月末現高　一萬四千八百元

二、財政部支出　二十萬元
三、稅務處立替（歸還原款）　二十萬元
四、浙江陸軍軍沈省長補助金　一萬元
五、山西閻督軍補助金　一萬元
六、綏遠馬都統補助金　五千元
七、熱河汲都統補助金　五千元
八、陝西馮督軍劉省長補助金　一萬元
九、寄給甯張都統補助金　一萬元
十、江蘇齊督軍王省長補助金　二萬元
十一、奉天總商會補助金　五萬元

本金額は營口、安東、奉天等の各總商會より奉天公署に交付し同署より直接臨時參議院代表團に送付せり

合計　五十三萬四千八百元

（乙）支出之部

一、代表團經費　五十萬元　奉天各商會補助金五萬元を含む
二、委員旅費　一千六百八十四元
三、外人に贈送禮物代金　二千八百八十元
四、雜支出（郵電、文具、器具、圖書並に調查手當等）一萬三千三百二十三元

合計　五十一萬七千八百八十七元
差引殘額　一萬六千九百十三元（一、二八）

◆直隸系六省最後の梁總理彈劾電（益世報）　北京大總統宛　梁士詒は洪憲（袁世凱の帝制）の罪魁を以て國民共に棄つる所なるが前內閣改組の日、臨時參議院折衝の時に際して我大總統は往跡を追はず付するに中樞を以てせり但し能く惕厲自新なれば何ぞ苛責の甚しきを敢てせん、乃ち組閣未だ何日に及ばざるに陽心違衆として復た朋黨種々の施設は貪な公意に違ひ民を殊え國を誤り海內恫々たり、佩孚等民の爲めに命を請ふ義として誠獻し難く袁に畀せの陳あり其機を見て退くことを冀へり、距んすれぞ知らんや專行已まず人言を恤む聞く上は元首知遇の明に負き下は倭光希望の功に違し既に衆怒を招したり即ち公敵に屬す、之を各國の通例に衡るに國民既に信任せざれば內閣は即ち應さに職を解くべきに職に戀々として臨なく通電非義たり、蓋し國は一人の國に非ず民に監督の責あるを以て元首は當さに謙抑の德を行ふべし內閣は元首を挾んで以て國民の怒を干す能はざるなり、今梁士詒は行金悖德貪な友邦に離し戰を國民に宣す目に元首なく暴虐を誡しむること殆ど與論を蔑して滅亡と爲せり法紀蕩く亡び靡騁の道は我びたり斯くて瑕ぶべくんば何を以て國と爲さん臨さに我大總統に請ふべし乾綱獨り振ひ立ろに梁士詒を罷め以て天下に謝せんことを荷も佩孚等を以て無狀と爲せば即ち佩孚等の職を解き以て梁士詒に謝せんことを請ふ、倘し賢奸辨せず忠憤伸ぶ莫ければ佩孚元首の苦衷を仰體し國民の公意に術順し萬已むを得ず惟だ內閣と關係を斷絶し事に遇へば直接元首に見へ國を危難の秋に報ひ罪を澄清の後に請ふことあるのみ、當世の毀怨は敢て辭せざる所、一人を去れば以て天下の危きを解き天下靡孑同聲にて以て元首の明を頌せん、海亂の源は我大總統當さに能く洞燭遺すなかるべし、治亂陵谷人事日に非なることは誠に佩孚等の敢て知る所にあらざるなり、臨みて惡忱を布し恭しく勝令を俟つ電に臨み悚慄特命の至に勝へず吳佩孚、齊燮元、王瑤、陳光遠、楊慶均、蕭耀南、劉承恩、田中玉、趙倜、張鳳臺、馮玉祥、劉鎭華（十九日發）

◆方樞特赦請願運動（北京各報）　朱啓鈐、汪有齡、王克敏、吳鼎昌、李國珍、江紹杰等安福派首の一人たる方樞の特赦を請ふべく徐總統に左の如き呈文を爲したり

前上海和平會議代表、法制局長方樞は學識閎通、品行修潔にして福害に貳其して頗る勳勞を著はせり前年政治犯の嫌疑を以て通緝令を奉じたるが方樞は民國七年南北和議に代表として派せられ和會に淹走すること二年、均しく上海に在りて北京に在る日は少し昨年京師に戰事發生せる時も亦尙ほ上海に在りて勝京せざることは地と時とを以て睹すべく方樞は毫も戰事に關係なかりき然れども令を奉じて以來海隅に伏し安心立命して讀者之れ事とし毒も怨望なし士論尤も其才を惜む希くは大總統法外に仁を施して特赦せられんことを請ふ云々（一、二六）

◆國是會議開會準備（時報）　全國商教聯合會駐滬辦事處は二月六日上海總商會に於て第二次代表會を開き辦事處辦事細則を通過し責任之を正主任に王寵惠を副主任に江湘浦を會計員に推定しそれより國是會議開會前の手續きに就きて討論し各省區關係の善圖を以て詢問し來る者に對しては一々回

書したるが海外華僑は地遠く期日切迫せし爲め電報を遞發するに忍ならず僅かに比律賓選舉の兩處の來電に對し返電を發することに決したり而して張仲仁は國是會に就きて(一)開會閉會は宜しく時間を限定し以て延引して經濟上の困難を發生するを免るべし(二)國民代表の選舉は維持を併用し各省區より代表若干人を推定し併せて復選を行ひ復選は本籍を超越して政府の利用及び金錢運動等の弊を免かるべしとの意見を提したり沈信卿は今回の國是會議は政治の解決をなすものなるか法律の解決をなすものなるか政治の解決とせば當然國是會議の能力の及ぶ所なるも法律を解決するものとせば國是會議の名稱は公當ならざれば國民代表會議と改むべし目前の便利の爲めよりせば國民會議より一種の組織法を產出し此組織法によりて一國民代表會議を產出するを最も簡捷とすとの意見を述べたり(二、七)

▲各省水害の眞相（新聞報）最近國際振災團の各代表北京に集合し各自の調査を根據とし左の如く災情を報告せり曰く

本年に於ける支那災情の甚だしき實に想像の外にあり順みるに昨秋淮河黃河の潰決してより魯(山東)皖(安徽)蘇(江蘇)豫(河南)の四省皆水災を被る山東會最近の報告に據れば該省には倘水害の退除せざる地方甚だ多く且黃河結冰の結果河堤破損し冰底の水流出して人民は此の零度以下の寒天に多くは屋上に避災せる有樣にて其災情の慘憺なる想像の外にあり而して結冰の爲め河堤修築の事は頗る困難なる狀態にあり湖南省西部は獨り旱災を蒙り其被害は水害に劣らず沅州よりの來信に據れば人民中には已に餓斃せるものすらあり今や賑濟を加へずんば危險なるもの約十萬人あり二ヶ月後には約五十萬人に達せんと湖北省に於ける水災の最も甚だしき地方は漢水の沿岸及長江の沿岸地方にして救會よりの報告に據れば其災害の悲慘なる實に五十年稀に見る所なりと現在國際賑災委員會の承認する被害者は江蘇安徽山東湖南浙江湖北河南陝西の八省なり此八省中被害程度の甚だしきは合計百二十八縣稍程度の輕微なるもの百三十五縣に達し罹災民數は一千五十萬八千人と稱せらる、此の外信ずべき報道に據れば四川及貴州の災害も甚だ重大なるが如し而して貴州の災害原因は農業の栽培過多なると土匪の橫行によるものなるを以て國際賑災會に於ては其災害は全く人爲的と見做し貴州は災區の中に列入せずと甘陝江西兩省も亦災害を告ぐるも其眞相今尙判明するに至らず國際賑災委員會の實地調査の結果判明せる前記各省の災害情況左の如し

省別	被害原因	重災縣別	輕災縣別	被害人員
江蘇	水	一九	二六	三、〇〇〇、〇〇〇
安徽	水	二〇	二一	三、〇〇〇、〇〇〇
山東	水	二二	一三	二、八〇〇、〇〇〇
湖南	旱	二一	一六	一、五〇〇、〇〇〇
浙江	水	九	一七	一、二〇八、〇〇〇
湖北	水	一七	二一	一、九〇〇、〇〇〇
河南	水	二〇	二一	一、五〇〇、〇〇〇
陝西	水	不明	不明	一、〇〇〇、〇〇〇
合計		一二八縣	一三五縣	一五、五〇八、〇〇〇人

（二、四）

▲支那全國に學校增設（新聞報）教育部は全國に通電して學校三萬九千八百七十二校、學生九十六萬二千八百五十人、本年春休後は一千五百を增設すべし各省區は各何校を增設するか申出でられ度しと云へり(二、二四)

財政と金融

▲盧永祥の財政公開要求意見（各報）外債を借らず財政を公開すべしとは互に因果を爲し今や其實行方法に就き國民相詰るは愛國より出づ政治思想の進步を現ふべし、余が前きに打電して其緒を得ざるは專門家ならざりしに今や江蘇齊王兩氏六日の通電は反覆研究し詳密にして感佩する所なり茲に再び申言せざるべからず每省は法團より三人を推選し公團に委員會を組織し中央財政狀況を切實に調査し清理方法を研究し政府の實行を督促すべし而して之には二要義あり(一)內外債を支拂ひ失信する勿れ(二)元利を支拂ひし以外の餘金は緩急を計り公平に分配し每月全部の收支を廣告し一會計年度每に總報告を爲す若し障壁あらば委員會は斟正し委員會商定の事あらば別に機關を選び委員會は多數決を以てし各銀行公會を加へ隨時意見を述べしむべし但し表決に參加せず、政府若し公債を募集し新稅を增加せん場合は皆委員

會より議決し內國銀行團より保管を委行し凡そ銀行と政府間の契約は委員會に報告すべし、此くの如くして國家の財政は完全に人民共同管理の下に置かれ政治に清明の望みあるを得ん、又た人民は財政の歷史を知り財政統計の人を養成せられ一擧三善となる政府の顧慮を要せざる所なり、現在國會なく、約法上の監督機關中斷さる、此際此種種宜の方法は時勢の要求なり、國會成立せる後此方法が廢止さるべきは勿論なり(二・一四日附)

▲十年度海關稅收入概額 (東方日報) 民國十年中に於ける海關稅收入概算額は五千四百五十萬兩にして之を同年の平均爲替相場三志十一片十六分の七を以て英貨に換算すれば一千零七十七萬二千二百六十五磅と爲り民國九年度の收入に比すれば約五百萬兩の增加を示せり右內譯左の如し

	十年收入額	前年度比較增、減(△)
哈爾賓	一、三八一、三〇〇兩	四四八、一〇〇兩
安東	一、〇六二、〇〇〇	△六七、五〇〇
大連	四、九五九、〇〇〇	五六、三〇〇
天津秦皇島	六、八一六、九〇〇	一、三二〇、八〇〇
膠州	二、一三九、〇〇〇	五二一、七〇〇
淡口	三、八五八、二〇〇	一八七、二〇〇
上海	一九、九一四、三〇〇	一、〇八一、二〇〇
汕頭	一、三三四、三〇〇	二二四、四〇〇
廣東	三、一一八、四〇〇	五七六、一〇〇
合計	四四、五八三、四〇〇	四、三四八、三〇〇

(關稅務司アクレン氏の所管に係る十年度の常關收入は大略四百五十萬兩即ち約八十八萬九千四百三十三磅にして前年度に比し約十二萬兩の增加を示せり總稅務司は右收入に依りて關稅の元利支拂を負擔する各種外債、團匪賠償金、行政改革借款、內國債に關する一切の債務を支拂ふを得たりと發表せり (二、八)

▲支那政府の關稅改正意見徵求 (各報) 支那政府は一月二十四日附を以て華府に於て決議せられたる關稅改正決議案の內容を詳述せる報告書に加へて關稅改正に關する各方面の意見を徵求する旨の公文を發布せり (二、二六)

▲關稅則修改委員會準備 (新申報) 華盛頓會議の決議により上海に中外委員會を開き物價を評定する事となりたる爲め北京政府は蔡廷幹を委員長となし各國委員と修改通商進口稅則委員會を組織せしむることゝなり蔡は既に上海に來り其の準備をなし居れるが三月中旬には開會するにいたるべく各國委員中駐北京英國公使の派遣せる商務顧員傅夏禮(譯音)は前日來滬したり上海總商會方面よりの代表は目下各團に推擧方を求め居れるが義厘加稅委員會中より一二人を選出出席せしむべく將來の修改標準は必ず最近調查の輸入貨物價格に根據さるゝを以て總商會は開會以前駐滬巡口貨價調查處に就きて上海市上近日の外貨の價格を調查し參考に備へ並びに義厘加稅の意見をも會の採擇に提出すべしと(二、八)

▲關稅改正會委員任命 (各報) 政府は蔡廷幹氏を關稅改正委員會長に周傳經、周典外二名を同副委員長に任命する旨二月十二日總統令を以て發布せり(二、一三)

▲關稅率改正の準備 (各報) 全國商會聯合會は昨五日稅率改正の件につきて江蘇省事務所の左の如き書面に接したり

財政部十一日の電報に據れば華府會議にて支那關稅は還同の改正方法に從ひて中外より人員を派し上海に委員會を設立すべく而して改正を議すべきが上海總商會に知らしめ駐滬貨價調查處と商議すべし

商會聯合會はよりて上海總商會に左の如き書面を發したり

本會は江蘇省事務所より關稅改正につきて來書に接したるが支那及外國より員を派して上海に委員會を設け關稅の改正を爲すべきが輸入品につきて專ら議すべきものなりとす前回の改正の時には本會は委員を天津廣東上海漢口等に派して外國貨物の價值を調查せしめ上海委員會に提出したるが各國の委員は上海一港輸入貨物價格を標準として各港の價格を正當の資料と爲さず本部は之が爲めに稅則改正後直ちに駐滬輸入品貨價調查所を設立して委員を派して調查せしめ居れり

今回は華府會議の議案に基きて上海にて四ヶ月後に改正會議あるべし期に至らば最近の調查を根據とし上海最近市況を加へて參考に資すべきなり貴會の關稅につきて熱心なるは本會の感謝する所願くは駐滬輸入貨價調查處と商議の上充分の研究を遂げられん事を(二、六)

數目には一半を現銀一半を紙幣にて支拂ふと(一、一九)

▲交通銀行株主總會(北京各報)　二月五日交通銀行は豫定の通り株主總會を開催し各種の報告及質問ありたる後總理曹汝霖協理任鳳苞兩氏の辭職を許可し後任者の選擧を行ひたるが梁士詒氏の腹心たる蔣邦彥氏二千二百五十二票を以て總理に當選し協理には陳福頤氏二千二百七十票を得て當選し交通銀行は全く梁氏腹心を以て堅めらるゝに至れり、右選擧の後出席株主中より同行の資本金の單位銀兩なれば同行の公定單位たる銀元に改めん事を提議するものありしが更に之に關連し別に株主より左の提議ありたり

一、現資本一千萬兩(概算一千五百萬元)を銀元に改め更に增資して二千萬元とすべし

二、右增資の後の資本二千萬元は當分の間半額拂込と爲し即ち現在拂込資本五百萬兩を銀元に換算せば約七百五十萬元となるを以て實際の增資は二百五十萬元なり

三、右實際の增資額二百五十萬元は舊株に割宛つる事

以上の提案に就き討論の結果左の四項決議を爲したり

一、資本を二千萬元に改め半額拂込となし一株の額面を百元とす

二、積金立增資に繰入るゝ事

三、交通部が拂下げたる官有株丈の普通株を募集すること

四、增資及募集に關する一切の事宜を董事に委任す(二、七)

▲交通銀行幹部更迭の眞相(北京通信)　二月五日交通銀行の臨時株主總會開催せられ蔣邦彥氏總理と爲り陳福頤氏協理に選擧されたるが上海の株主聯合會は六日北京に右の反對電を寄せ各地の分行も前後して反對し總管理所との關係を脫離する旨打電し來れりと傳へらるゝ、兩氏の選擧と其反對とは事件極めて簡單なるも裏面より之を見れば意外に複雜なる事情あり、新舊兩交通系の地盤爭ひなる事判明す、臨時株主召集前、舊交通系は交通部の株を利用し葉恭綽氏を總理に選擧して新交通系の地盤を破壞せんとし以て交通銀行を完全に自己の勢力下に置くべく陰謀を廻らせり、所が當地の各株主は早くもその野心を觀破して反對電を遣れる爲め新交通系の曹汝霖氏も甘んじて同行總理の職を棄て去る決心はなかりき、唯舊交通系の梁葉兩氏の陰謀を察し却てその贈を奪ふべく、自ら恃むのあまり遂に辭意を漏したり然るに舊交通系は地盤擴張運動の最中として曹氏の存意を顧慮するの暇なく却てその辭職を認め後任總理の積極運動を開始したり、斯くて曹氏の當ては甘々と外れたるにより舊交通系も葉氏を表看板に擔ぎ上げる事は上海方面の反對ありて面白からずと察し結局蔣邦彥氏を總理に推し更に同行の幹部より協理を選擇したる次第なり蔣氏は目下浙江省の鹽運使にして舊交通系は同氏が結局就任を肯ぜざるものと見越し之を推し、若し同氏にして外部の反對と內部の制肘に恐れ就任せざる時はその思ふ壺に入れるものにて當然協理も昇任して總理たらしめる手筈となり居れりと云ふ、而して謝霖甫周作民兩氏に交渉して協理たらしめんとしたるが之れに應ぜざりしを以て舊交通系の北京經理陳福頤氏を之れに充てたるなり、然るに五日愈々兩氏の選擧當選の結果が發表されるや各地の交通銀行分行は前記の如く反對の電報を發し實際上將來の總理たるべき陳氏は分行の經理たりし經歷あるに過ぎず、而も梁葉兩氏の走狗なれば之れを推戴するの願はずと反對し、又總行の各科長も辭表を提出し周作民謝霖甫氏等は陳氏に比し先輩なるに拘らず今後同人の下に立つ能はずと反對の氣勢を示したる爲め梁士詒葉恭綽も目下之れが對策に苦心しつゝありと云ふ(二、一三)

▲上海に新銀行設立(四民報)　舊正月後上海に一新銀行設立さるべし銀行は P. & C. Banking Corporation 卽ち支那名を大英銀行と稱すと大英汽船會社の設立事務所は、九江路、四川路角、資本金十萬元、五十元現銀餘は不動產買辦徐某(二、三)

▲中國工業銀行組織(新申報)　右上海浙江紳商虞乃晉等は同志及び各工廠領袖と共に上海に中國工業銀行の組織を計畫せしが資金を一百萬元とし前抗州造幣廠總務科長鄧惟泉を行長として招聘することとなれり(二、一四)

▲農工銀行開業式(新聞報)　上海農工銀行は金庫代理紙幣發行、農商部指定款項保管の特權あり先に北京に總行を設置したるが上海分行は天津路六十五號に設け二月十三日開業式を擧行せり(二、一四)

▲豫達銀行の計畫(各報)　近頃上海には支那銀行丈に增加したるが在上海福建商人等も資金を募集し豫達銀行と稱する一商業銀行を組織せんとの計畫あり天津路に事務所を設けたるが近く開業の運びに至るべしと(二、一〇)

▲支那信託公司概況（銀行月刊）民國十年春季より支那各地に成立したる信託公司は約十二社に達するが右各社の狀況左の如し（一月號）

名稱	資本額	成立或準備	經理及創設人
上海			
中易信託公司	八、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一 九月一日開業	董事長朱葆三
中國商業信託公司	五、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一	董事長郎潤卿
通易信託公司	二、五〇〇、〇〇〇	已收四分之一	董事長范季美
大中華信託公司	一五、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一	準備主任虞小嘉
中央信託公司	二、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一 十月一日開業	董事長田時霖
上海通商信託公司	二、五〇〇、〇〇〇	已收四分之一 八月二十一日創立會	董事長嚴克民
神州信託公司	六、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一 運輸部九月一日開始營業	董事長周文六
中外信託公司	四、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一	董事長林葆泰
聯益信託公司	五、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一 九月二十九日創立會	發起人吳和德
上海通殷信託公司	一、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一	發起人楊小川
北京			
北京信託公司	四、〇〇〇、〇〇〇	已收八月一日創立會 準備主任楊味雲等	
寧波			
四明信託公司	五、〇〇〇、〇〇〇	已收四分之一 七月一日開創立會	董事盛春傳等

▲蒙古銀行設立計畫（京報）蒙古王公迭電與徐國等以外蒙之支那各地之金融頻繁之故東三省財界之要人と磋商の上蒙古銀行を設立するに決せるが同行の資金は五百萬元にして本店を張家口に置き北京上海漢口南太原の各地に店を置く筈なり尚將來は營業機關を大小興安嶺黑龍江綏遠各地に擴張せん計畫にして目下諸般の設置大いに進捗せるを以て不日主管官廳に登記を了したる上開店すべしと（二、一五）

▲蒙藏銀行章程公布（國報）蒙藏銀行章程六十五條は民國十年十一月八日開指令を以て政府より公布せられたり（二、一〇）

▲一千四百萬元整餘庫券と短債整理案（同上）十九日指令裁准されし整餘整理短債方法は批准されたり即ち千四百萬の整餘券の利子各銀行の業務目的を達し政府要人在銀行時中の墊款も亦た手に得べく其名を美にし散を化して整とし期を長くし息を輕くせり即ち整餘公債の變相なり實施部は實數を主張し精々意を強うするも内國銀行引受けしに在り甘澤政策は大綱中に於て已に擴張され根據地を設けんとす整餘庫券の支配は財政總長と銀行と會商し四百萬を銀行公會に洽し各借金を支拂ひ千萬を中國交通金城鹽業の四行に引受けしめ現金七百萬を得べく舊曆年末の軍政費は漸く一ヶ月分を集むるを得たり（一、二三）

▲整餘内外債款の内容（京報）張財政總長は整餘剩餘金を獲得とせる内外債整理の爲め九千六百萬元の公債を發行する事に決したるが同公債を以て整理に充つべき内外債を各項別にすれば略左の如し

一、外債總額 二千九百九十六萬七千七十六元四角九分
二、内債總額 七千七百九萬四千五百六元四角一分
合計 九千七百〇六萬一千五百八十二元九角

右の内約一百萬元は整理し得るを以て殘餘は約九千六百萬元となる譯なり（二、六）

經濟と實業

▲農商部の門戶開放制限意見書（晨報）北京政府は參府會議に於て議決せられたる門戶開放の一節に關し極めて注意を爲しつゝありこれ支那が門戶開放を實行したる後經濟上及其他各方面に於いて主權を侵害せらるゝ懼あるを以てなり農商總長實業廳長氏は斯に之が制限案として八ヶ條を大總統に上呈したるが同原文左の如し

（一）内地雜居は各省重要商埠地及汽車汽船の便利のある地の左右三十支里以内に制限す但し其施行期間は一ヶ年以内に調査會を設立し調査す
（二）内地在留外國民は土地所有權を有せず但し賃借契約を設定したる者は一定年限を定めこれを行使する事を得
（三）治外法權問題解決前に新設の外國商社は支那の法令に服し登記すべし

▲最近四年間營業收入月計表

年度	（民國七年）	（民國八年）	（民國九年）	（民國十年）
月別				
正月	元 一七二、二〇〇・三五〇	元 一六七、八三四・〇五〇	元 一九二、八三八・七五〇	元 一九九、五〇三・一八九
二月	一五八、五四二・二九五	一三二、二二一・〇一〇	一三〇、五一六・八〇五	一九四、二四一・六九五
三月	二三六、九二六・八九五	一〇七、五三九・四八五	一四六、二九五・七二〇	二四〇、一一七・〇八三
四月	二一四、一七五・四九五	一四八、四九二・八九〇	一七四、一六一・七九五	二一〇、三一七・二九五
五月	一八、四三八・四八五	一七一、六四九・四五〇	一六九、〇三二・六〇五	二一三、七八八・一九一
六月	一二一、五一三・〇七〇	一五九、四五七・四〇五	一三六、三四七・九五〇	一九二、七四四・七〇〇
七月	一五〇、七四八・三一〇	一五六、九四四・三三〇	一七三、三二〇・三三五	二一〇、九八六・〇七五
八月	一三九、九三三・三〇〇	一六六、八七〇・六七〇	一八二、六六一・九五〇	二〇五、〇三五・四五五
九月	一九五、七〇三・九〇〇	一八七、九二四・七六六	一六八、二五一・八〇六	二一〇、二五一・三一四
十月	二一一、四〇二・八八五	一九一、六五二・六八〇	四五、三九二・六四五	二五五、〇六〇・二一〇
十一月	一六四、二四九・五三〇	一八九、三八九・二一〇	一四〇、五八九・六三五	二四九、〇九九・三八五
十二月	一九一、九八八・二八五	一九五、八五二・四六五	二七二、三九九・九一五	三〇三、八五三・六四一
合計	二、〇六五、八三二・八一〇	二、〇三八、七二八・四一〇	一、九三一、八〇九・九一一	二、七〇五、〇〇八・二一七

▲民國十年上海出入各國船舶噸數（各報）

上海海關の報告に據れば民國十年中に上海に出入したる船舶の總噸數は總計二二、八八六、六四七噸にして英國船第一にして日本之に次ぐ今各國別統計を示せば下の如し

國別	總噸數	比率
英國	八、四六七、六二五噸	三七％三二
日本	六、七六五、六二一噸	二九％八二
支那	四、一四六、一四二噸	一二％八六
米國	二、一一一、二一八噸	九％三〇
和蘭	三六四、八二一噸	
那威	一五八、八一八噸	
丁抹	一一一、三七七噸	
露國	一八、五一一噸	
伊國	一〇九、二六五噸	
佛國	三七、五二〇噸	
瑞典	五六、九三九噸	
獨國	一、一〇八噸	
總計	二二、六八六、六四七噸	（二、一五）

香港海員罷業事件

▲香港海員罷業（民國日報）　一月十三日より支那人海員の同盟罷業起り罷業者は續々廣東に向ひ居れり海員の要求は三十元以上の者四割同以下の者三割の增俸案なりと（一、一六）

▲海員罷工辦事處の組織（群報）　廣東に於ける海員の罷工辦事處組織左の如し

一、廣東永北路互助社を以て本部に充つ
二、幹部は總理講英伯▲總幹事敎翼、李兆麟▲文書課周兆平▲宣傳科張啓榮▲交際科蕭紺▲庶務課蘇兆徵▲糧食部邁永垣▲接待部（市內に十八ケ所設置し所長副所長各一人を設く）
三、廣東招待所々在地

總招待處	府學西街互助醫院	第十招待處	寺前街振東旅館
第一招待處	素波巷宣講員養成所	第十一招待處	仙湖街泰和旅館
第二招待處	長堤越立工會	第十二招待處	仙湖街鴻裕旅館
第三招待處	財政廳女界聯合會	第十三招待處	南堤南天化粧社
第四招待處	第七甫廣東軍報社	第十四招待處	南堤忠信公司
第五招待處	龍藏街興亞旅館	第十五招待處	永漢北琳琅幻社
第六招待處	長堤茶居工會	第十六招待處	素波巷酒樓茶室工會
第七招待處	第八甫互助報	第十七招待處	南堤廣西會館
第八招待處	南堤青年通訊社	第十八招待處	長堤國民黨廣東支部
第九招待處	寺前街恒豐旅館		

因に廣東に集合せる海員は約四千名に上り氣勢頗る上りつゝあり、各方面に同情罷業起らんとす（一、二五）

▲罷工團の新提案（廣東東方日報）去る二十六日當地同盟海員は大體次の樣な條件を英國官憲を通じて船主側に提出したるが公表せられたる所に依れば次の如し。

罷工を結了せんがために支那全海員は次の如く決議せり

（一）左の條件承認を要求す

（イ）賃金月額十五弗以下の者に四割を增給する事

（ロ）賃金月額十五弗以下の者に三割を增給すること

（ハ）賃金月額二十五弗以上の者に二割を增給すること

決議第四條（ロ）項は本條に就て關連して先づ承認せられざる可からず本項船主側の承認を得ば我等罷工船員は直に復業す可し決議第四條は仲裁々判所の考慮に俟つ

（二）仲裁々判所を廣東に設立す可し

（三）設立せらる可き仲裁々判所の組織は次の如くなる可し

（イ）廣東政府の代表者

（ロ）香港政廳の代表者

（ハ）英國總領事の代表

（ニ）歐洲船主の代表者

（ホ）支那船主の代表者

（ヘ）支那海員の代表者

裁判所の構成員の數は支那及英政府の熟議の上之を定む可く同裁判所は罷工解決に關し決定的權威を有するものたる可し

（四）海員同盟は左記八案を堤出して裁判所の考慮を求む可し

（イ）增給は月額三十弗以上に對し三割三十弗以下の者に對し四割なる可し

（ロ）復業せる海員を解雇若くは減俸せしむる等の事ある可からず

（ハ）增給の件は現に香港に碇舶せる及他の港より香港への途中に在る總ての船舶に適用せられざる可からず

（ニ）總ての海員は同盟を通じて雇傭せらる可く從つてコンプラドルに對し手數料を仕拂ふことなかる可し

（ホ）支那海員同盟の關知せざる限り如何なる海員雇傭も無効たる可し

（ヘ）香港に於ける海員同盟に屬する海員は根據なき如何なる理由のためにも追放せらるゝ等の事ある可からず

（ト）增給は割引なしに一九二二年一月一日より起算せられざる可からず

（チ）復業後の船員は總て同等に待遇せられ決して虐待等の事ある可からず

右に對し船主側は二十七日夜海員側の提案を審議する爲にジャーデンマシエーソン會社に會しスザランド氏は船主を代表し强硬なるステーツメントを發表せり（一、二八）

▲香港水夫同盟罷業の影響（申報）香港水夫の同盟罷業の風潮は益々擴大せらるゝの有樣なり初めは只上海香港間の輸出入品を上げ卸しする人夫無かりしが次ぎて汽船の運轉は中止せられ十八日よりは太古、怡和、兩洋行の上海香港間の各汽船は上海に航行する事能はざるに至れり、又外洋汽船にては支那人乘組員あるものは香港を通過すれば影響あらざるなし太平洋郵船公司の高響邦夢は支那人乘組員二百二十餘ありしが同盟罷業に加入したり

該社は之等支那人を全部解雇したるが別に之に代る可き乘組水夫を求むることゝ能はず據定通に出帆する能はずと該社にては今後支那人水夫は全部マニラ人に代ゆる由

中國公司のチャイナ號、來滬期未定、昌興公司のセンナイタル號は航行をつゞくるの當なく上海に歸來せり、東洋汽船の天津丸は支那人は十二人あるのみなれば據定通二十日上海に着すべし、外洋汽船の中英國會社のものは印度人を使用するを以て影響を受けざるべし昨日香港に上海より赴きしものは招商局の廣大、大阪商船ハバナ丸の二隻のみ香港より來りしものは英印公司のダヤバン號一隻のみ十七日上海に停泊し居たる汽船は八十五隻、十五萬噸ありて香港支那人水夫の罷業は上海に重大なる影響を與へたり、上海より香港に赴く汽船の出帆期は多くは未定となれり、罷業にして解決せざれば上海商業の損失は巨萬に上るべし、太古洋行の香港にて影響を受けたるものは四川、瀋陽等なるが浙江號は二十一日廣東に向け航海すべきが香港には立ち寄らざるべし

香港の水夫の同盟罷業に同情して上海水夫も同盟罷業を開始せずやと憂慮する者あるも目下の所にてはかゝる徴兆はなしと云ふ（一、一九）

▲香港海員罷業の情況（各報）

國聞通信、最近廣東より來滬せる某の語る所に據れば香港海員罷業の近況は左の如し。曰く

海員罷業の第一原因は生活程度の向上にあり、南方各港の如きは物貨高く米は上海よりも三割高、一般衣服は全部殆ど上海製なれば價亦高し、昨年外國海員が給料增加を要求したる時支那海員も生活費の不足の爲め給料の增加を要求したりしが各汽船會社は外國海員にのみ增給を爲して支那海員は斷然撥れ付けたり、依りて支那海員は大不平なりき、之今回罷業の遠因なり尙支那の職工には工會の組織ありて罷業を爲せば必ず勝つ海員も工會より例外として獨立ずる事能はず、されば罷業は容易に解決せられざる也

船會社に在りては初め海員の罷業を初めたる時は之を輕視したり爲めに益々海員の怒を買ひ海員は決して讓歩せざるべきを決議したり、然るに船主側にては海員は二月休んだものとして直ちに歸廣して乘船するならんと思惟したりしが中々乘船せず香港當局は會て第一回海員首領會議にて若し從業せざれば苦力の餘地なしと云ひ船主側にては別に人員を雇ひて補はんと云ひしも共に海員を動かすに足らず、今に至るまで從業を肯ぜざる次第なり、香港の食糧は全部廣東方面より輸送せらるゝものなるが香港にては船の往來を斷たれ大困難を生じたり、香港苦力二大聯合會は出機會に乘じて新年前に三割の增給を要求したるに、海員の形勢を見たるを以て二割の增給となり工人は滿足したりき、然るに舊曆正月後該會は亦々海員に同情を表するとて罷業をなしたり、爲めに香港の生活費は急に騰上し米は二倍燃料は四倍となり、魚、野菜、果物等も二倍の騰貴を示すに至れり。香港に來るべき貨物船は全部香港に來らず、マニラ、又は上海にて貨物の荷上を爲す有樣なり、香港に荷揚げせらる貨物は僅々少なし、廣東行きの汽車は運するも苦力罷業せる爲め不便多し、只今香港は武裝したる英國兵に圍められ居れり、又特別警察も市街を巡邏しつゝあり、海員の首領株は多く逮捕せられ、海員の機關の如きは全部封鎖せられたり、香港當局は武力に餘えて解決せん意志なるが如し。

二月一日午前十時香港に停泊せる船隻は左の如し。

船籍國別　隻數　噸數

英國	八二	一五八、三六八
支那	三六	三〇、一六六
日本	一五	三六、四七四
米國	八	一四、五二九
オランダ	二一	二七、四一七
佛國	四	三、〇五三
ノウルウエイ	七	六、七九六
ポルトガル	一	一、一四五
キイヤム	一	九九八
アメリアク	一	一、四三六
總計	一六六	二八〇、四〇二

（二、七）

日本新聞重要電報（大正十一年一月中）

外交問題

▲更に梁總理に勸告（北京特電一日發）顏外交總長に向ひ山東案の勸告を試みて何等の要領を得る能はざりし小幡公使は三十日午後再び梁總理を訪ひて同一問題に付き最後の勸告を試みたるに支那側にては妄に他を強要するものとして之を喜ばざるの風あり一般日本人の間にも今更滑稽なる沙汰なりとの風評專らなり（時事三日）

▲梁氏賣國（上海特電七日發）吳佩孚氏は山東問題に付左の通電を發した

山東問題發生以來歷代の內閣はよく國民の呼號に聽き之を外人に委ねることを免れた山東鐵道問題に對し華盛頓の我全權は借款の形式に反對し自費回收に就き力爭した然るに梁士詒氏が內閣を組織するに及び日本全權は忽ち其態度を一變し前議を翻へした一方東京より小幡公使に訓令し外交部に日本よりの借款と日本人の傭聘とを要求し仍つて外交部は支那全權に之を電報し英米と打合せの上回答せよと云つた此千鈞一髮の際梁士詒氏は利害を辨へず輿論を無視し敢て日本公使の要求に應じた歷代內閣の未だ敢てせざる所を敢てし積年人民の呼應した所を兒戲と爲し國論を犧牲にして祖國を賣つた但し梁士詒氏は賣國の徒李完用の如くなりとも我全國の父老子弟は斷じて異族の侵入を坐視しないだらう害を攘ひ奸を除き義として不問に付し難い速かに立つて此際華盛頓の全權に電報し原案を維持せしめよ（東京日八日）

▲支那抗議（北京電報七日發東方通信）極東政府が東支鐵道の警備權を獲得せん爲に反過激派討伐の爲と稱して近來同鐵道沿線に軍隊を分派したとの報告を得た支那政府は最近チタ駐在の自國領事を通じて同政府に抗議する事となつたと（東京日九日）

▲天津日貨排斥（天津電報十一日發東方通信）學生運動再發に伴ひ去る二日染料雜貨同業會先づ日貨不買の決議を爲し續いて綿糸布組合は八日、錢業公會は十一日同樣の決議を爲し既に買約せる物に就ては綿糸側は十二日錢業側は十三日各其決濟を爲す筈で從來此種運動に對し一般商人は甚だしく之を嫌惡した爲めのみ大にして實行伴なかつたが今回は商人が唯々諾々無言の內に實行されて居るのは注目すべき現象で當地橫濱正金支店發行の紙幣は爲に流通圓滑を缺くに至つた（東京日々十三日）

▲梁內閣辯明書發表（北京特電十二日發）梁內閣は國內各方面の反對と疑惑とを一掃せんが爲めに十一日左記六項より成れる聲明書を發表し且つ之を各省長官及各團體に通電したり

一、政府は膠濟鐵道に付自己の資金にて之を受戻し自ら之を受理するの總意を固執せること

二、此問題たるや終始外交部より華盛頓會議に於て解決すべきを我代表に訓電し北京に於て直接談判を開始したること更になし

三、我代表の報告に據れば我代表も現金交付或は國債發行に依りて之を受戻すべき旨を主張し毫も素志を變ぜず

四、膠濟鐵道問題に關して國務院より直接に我三代表に訓電したる事なし

五、政府は日本より借款する意志なし

六、去る二十八日小幡公使は國務院に來りて新總理就任の賀意を表したる際膠濟鐵道問題に言及せるも梁總理は唯資金調達の上之を受け戻す可きを述べ且つ之が單に個人間の談話なることを言明し正式の返答は外交部より之を爲す可く其後國務院は此の事に就き小幡公使との間に何等の討議も爲したることなし（時事十三日）

▲梁總理國民に訴ふ（十四日東方北京發）梁士詒氏は十三日附で山東鐵道に關し又もや左の如き通電を發した

山東鐵道案は我國今日重要の問題で又國民の最も注目するところである、予不敏なれども國務を總理する以上當然利害を熟考し輕重を比較し以て輿論を尊重し懸案を解決せん事を期してゐる然るに近來流言屢々起り誤解益々多く自ら誠意の足らざるを恥ぢ深く失敗せん事を虞れ今玆に懇切の言葉を以て群衆に告げる

一、予は從來未だ何人にも日本より借款して山東鐵道を回收せん事を主張したることなく又之を承認しない

二、予及び國務院は從來未だ山東鐵道案に關し何等の訓電を三代表に發し

たる事がない
三、予は從來未だ何人にも山東案を北京の交渉に移す事を主張しない又之を承諾したる事もない
四、山東鐵道は三代表が終始原案に照し華盛頓に於て商議せる處で北京にて直接談判した事はない
要するに予は非才なりと雖も唯事實を枉ぐる事を爲さず國民若し之を糺さんとせば三代表に對して嘗て國務總理或は外交部或は梁士詒個人より日本より借款し更めて北京にて交渉するの訓令に接したりや否やを電訊せよ而して若し此事ありとせば予は其の責を辭せず然らざれば感情の衝動を以て他人の利用に供し事實を枉げ政局を變動し大局を誤り吾を忌む者の嗤ふ處國を愛する者の悲しむ處となるだらう他日眞相判明するに及び膺を咬むも及ばず卽ち國を誤まるの責任は必ず他に在りて余に在らず華府會議の閉會數日に過ぎず已に最後の奮鬪の時期に至つてゐる內外心を一にし速に處理するに非ずんば勢ひ必ず及ぶなし屢々三代表及び英米方面が既に誓言の虛構にして支那が原案を變更し交渉を移す事なきを明にし又英米が重れて調停を爲す事を知つた只事重大で時期切迫す眞正の後援あるに非ずんば三代表も亦功を奏し難い今や吾人が此の事に對する希望二項を左に略述すれば
一、卽時買戻辦法を固持し政府及び國民より速に現金を調達する
二、前項の辦法に依り山東鐵道を直に完全に回收すべく人員採用等の件も議するの要はない
是れ最も簡便なる方法である果して我同胞が一致事に當らば他の掣肘を受くると雖も必ず成功するの望がある我四億の人民が力を合するは卽ち此の時である予不肖と雖も誓つて釜を破り船を沈め家を毀ち雖を救ひ努めて救濟を計らん、微力の及ぶ所を俟つて率先して國內に於て三千萬元を調達せん人の善を欲する事誰か我に如かざらんや謹で外交公會の言に基き假に公衆意思の贊否を徵するのである予は此の案に對し民意に依るべく是迄各方面が種々指摘せる言葉は心に留めず且つ爭論しまい唯全國一致して此の難關を切拔け有望の期待を失ふ事なく更に政治刷新の基礎を樹てん事を希望する希くは國際の地位、國內の形勢將に增進挽回するの日あるであらう、予は卽ち此の電報を以て全國の公意を徵求するの方法となすべく一面我國民自ら外交能力を試驗するの日であるから國內君子の敎を俟つ（東京朝日十六日）

▲露蒙協定成立す　（北京特電十四日發）最近勞農政府と蒙古政府との間に左記五箇條の協定成立したりと
（一）互讓の措置を執ること
（二）庫倫より年々二千萬封度の食糧品を莫斯科に供給す
（三）莫斯科は年々三億留の罐詰食品ヘル天鵞絨等其他の工業製造品を蒙古に供給し並に露西亞に於ける輸出稅を免除す
（四）蒙古鐵道自動車道路及び一切の金、銀、銅、鐵、石炭錫等の諸鑛山を其土地の何れたるを問はず露蒙合辦と爲す
（五）蒙古に於ける河川漁業も露蒙合辦と爲す（時事十六日）

▲英支交涉の條件　（北京特電十五日發）英國公使は最近更に本國政府の訓令に基きて西藏問題の交涉開始を督促する處ありたりと云ふが外交部は十四日左記十箇條を根本原則と爲すに同意なれば交涉の再開に應ず可き旨を以てせり
一、前淸光緒二十三年の取極めに違背することを以て交涉の基礎と爲すを得ず
二、民國五年中の支那の提案を參照して對論する事
三、藏西は完全なる支那の領土にして其境界は是を變更するを得ず
四、西藏の外交權は支那中央政府に屬す
五、支那は西藏の交通內政に付自由に其主權を行ふ
六、亞東江孜に於ける兩關稅の收入は支那政府より稽察員を派して是を收得す
七、西藏內亂及び土匪は支那政府より自ら軍警を派遣して其掃蕩を期すべし
八、西藏の治安を維持する爲め支那は西藏に軍警を駐劄せしむべし
九、西藏駐劄の支那長官は全西藏の內政外交を管轄するの權限あり
一〇、西藏に代表を派し支那及英國の代表と會合して西藏案解決の方法を議す（時事十七日）

▲山鐵買收意見を問ふ　（北京東方十五日發）十四日外交部は山東鐵

道に關し各省に對し左の如き通電を發せり

（前略）山東鐵道は我國の利害安危と關係至つて重し今回華府會議に對し全國上下皆該鐵道の即買自辦を主張せり只金額約日貨三千萬元卽ち支那價格二千七百萬元を要し其巨額を調達し難きを憂ふ而して委曲全きを求めるの法に關し本部は國民の同情を深く得難きを知るが故に從來其主張を爲さず此千鈞一髮の時に當り宜しく急に處理するの計あるべく最善の方法は速かに國內にて此金額を調達し卽買自辦する事にあり然らば人員の採用等の件も拘束を免かる可く永遠に葛藤を斷ち我民衆の公意を表示するを得可く卽買自辦の方法は先づ該鐵道延長二百二十五哩幅域の物產の高を計算す可く日獨管理時代等しく剩餘金あり最も多きは一箇年二百七萬元に達せり將來之を延長整理して發達せしむれば其利益圖る可からず本部の意見は該鐵道を民業となし人民より金額を調達して買戻し人民自ら之を管理するに如かず斯くせば斯業經營の能力を養成し又同胞愛國の熱誠を見るに至る可く一舉兩得たり今其辦法は二千七百萬元を全部民間より募集し若し不足ある場合は別に內債を募集し或は民間の資金を更に募集し悉く銀行公會等より辦理せば政府之に干與せざるを得可し其株券額面は最低額を五元乃至十元となし漸次に賣り擴め且つ支那國民に限り應募するを得可く他に轉賣或は外國人に抵當となすを得ざらしめば該鐵道は永遠に國民の所有となり此鐵道を民衆公意の上に完成せしめん（以下中略）今や華府會議の閉會期僅に旬日に迫れり實力あるにあらずんば三代表の後援をなす能はず察するに屬三代表の來電によれば金額交附期は遲くも數ケ月以內にあるに似たり只計畫を定むること目前に逼り今や事急なり至急方法を示されんことを望む（時事十七日）

▲西藏協定（倫敦電報十七日發國際直電）チールス・ベル氏は印度より英國に歸つた氏は一九二〇年十一月西藏に派遣された使命に就きロイテル通信員に語つて曰く「行は主要なる政治問題に關して協定を遂げた併し條約は其必要がなかつたから締結しなかつたと尙氏は切言して曰く吾人は支那の合法的要求に反するが如き事は何等しなかつたと

（備考）ベル氏は一箇年以上西藏の首府拉薩にあり昨年十月末印度に歸つたが其用務は西藏支那及英國間の紛糾を解決するにあつた（東京日日十八日）

▲西藏代表の北京入り（北京特電十八日發）國務院より仄聞する所によると西藏達賴喇嘛の正式代表は十七日北京に入り十八日午前總理と長時間に亘り會見した會談の內容は代表より西藏の現狀に就き詳細な說明を爲し西藏は斯く支那に對し非常な好感を持つて居る旨を言明し支那と西藏との關稅關係改善に付き隔意なき協議を遂げたのだと北京政府は右代表を非常に優待し蒙藏院總裁以下は十八日午後雍和宮で代表を主賓として盛宴を張つた右の報が英國公使館側の耳に入るや英國側は事重大なりとして直に實情調査に取掛つたが恐らく十九日同公使館員は外交部を訪問し非公式に西藏代表團の入京が事實だとせば英國側に對する北京政府の意嚮如何との婉曲な質問を爲すであらうと（東京日日十九日）

▲山鐵の借款賠償はいけない（濟南電十九日發東方通信）田督軍は山東鐵道借款賠償に反對し大要左の如き長文の電報を大總統國務院及外交部宛に發送した

山東問題は中國死活の岐るゝ所で山東鐵道は山東問題の骨子である此の頃傳へ聞く所に依れば日本政府は我が外交部に向つて山東鐵道の賠償を日本の借款に依り且日本人を採用せん事を以てし政府は之を容れ其旨華盛頓の我全權に訓電したとのことであるが之果して眞か夫れ我國は塗戰國の一員にして對獨戰爭の開始と共に獨支間の條約は無效に歸し自から山東鐵道は完全に我國に返還さるべきもので日本に繼承の權利なきは世界周知の事實である

而して日本も亦無條件還附の宣言を發した程ではない然かるに今斯の如き提案を以て我に迫まるは實に非理背德の甚だしきもの斷じて容る可きでない萬一之を容れんか我國は名を得て實を失ふもので中國は將來益々困難の地位に陷らう是反對理由の一、近時民智開け民氣從つて張る之を善導すれば霸を來し之に逆へば禍を致すは排日の主張を說く迄もなく政府の知る所である英米の調停に依つて山東問題の直接交涉を見んとするや輿論の反對が甚だしかつたことは山東鐵道を失ふは山東を保つ所以にあらず山東を失ふは中國を保つ所以に非ざるを知るもので其解決を世界の正義に訴へんと欲したからである

假りに中國の資金を以て之を賠償せんとする事あるは實民の心理斯の如きに於ては或は治安を害し國交を傷くるに至るかも知れない之反對理由の二國際關係は權力を恃むと雖亦自から正義に支配せらる山東問題の曲直は各國の熟知する所で殊に米國政府にして其公明正大な主張を貫くに熱心ならば山東問題解決の結果は大に見るべきものがあらう是反對理由の三である（東京日日二十一日）

▲山鐵買戻計畫立消（上海東方廿一日發）支那人側消息に據れば山東鐵道問題に對し徐世昌氏は交渉の現狀より見て英米の提議せる四箇條の調停案に依りこを解決し英米の面目を立て其援助を失はざる樣にす可しとの意見なるも梁士詒氏は十三日附通電の如く現金を募集し鐵道買戻しの意見にて兩者の間に意見の相違ありしが二十日の閣議にて結局從來の例に照し現金募集の鐵道買戻しは不可能なりとし英米の調停案に依ることゝなれるを以て梁氏の十三日附通電及び交通部の十四日附の通電にて主張せる現金買戻しは立消えとなり譯なり而して謂はゆる英米の調停は四種あり外交部は未だ之を公表せざるも目下傳へらるゝものは次の三箇條なりと

一、日支兩國の實業家合同して會社を組織し鐵道を辦理すること

二、日本より借款して鐵道を買戻すこと

三、支那より資金を準備して買戻すこと但し日本人の會計長と技師長とを聘用す可し

他の一項は不明なり政府の態度斯の如しとすれば結局山東問題は英米の調停案により解決さるべく民間の現金募集運動も龍頭蛇尾に終る可しと（時事二十三日）

▲山東邦人悒々（十九日青島特派員發）山東鐵道に關する日支交渉は意外な讓歩又讓歩の結果直接の影響として山東に在る三萬の同胞の昨今漸く緒に就き來れる事業を根柢から顚覆する危險ある上に支那の物資を以て國民生活上必要材料とする日本の生活に大なる打擊を與へる如き重大なる不幸なる事實を惹起する危險に瀕して居る日本が巴里會議の最高會議で決定した合辦論を拋つたのは日支親善の大義に鑑み或は妥當の措置であつたとしても直ぐ足下を見據かれて突込まれ世間並の借款鐵道にもされないのは餘り意外の事である他の借款鐵道の例を見ると津浦三十箇年、京漢二十箇年、滬寧五十箇年、吉長鐵道三十箇年にて何れも役員技術者招聘材料供給工事請負等の條件である然るに特別の關係ある山東鐵道が最も短き期間に全く支那の管理に歸屬するものとせば物資輸送の上に甚大なる危險を感ずる事となる例へば炭礦や鐵山を購入するとしても鐵道運賃をほんの少し引上られても此豐富な山東石炭は一塊も輸出する事が出來ない又支那中部の河南、山西、陝西邊から棉花羊毛鐵石炭等何一つも持出す事は出來ない此鐵道が早く日本人の管理の手から離さるゝ結果として此頃漸く出來た此鐵道沿線各地の日本人の事業も其地盤をむざたらしく顚覆さるであらう山東在住の日本人三萬で青島二萬鐵道沿線と濟南府と合せて一萬と云ふ見當で軍人軍屬其他官衙の勤人や會社商店の店員等種々差引くと實際一の營業の主人たるもの青島に唯三千五百鐵道沿線濟南府で僅か六百六十位に過ざない微々たるものだ而も三井、三菱藤田、大倉、鈴木等極り切つた大資本家の外は概ね遺繰算段に忙はしき小資本家のみで夫れが何れも苦心慘憺刻苦精勵數度の不景氣にも辛うじて落伍せず漸く其事業其他地盤を築上げた矢先に斯の如き交渉の經過を見ては徒らに前途を悲觀するのみで其堵に安んずるもの大資本家の外一人もなく人心悒々景氣は彌が上にも日に〳〵不振に陷つて政府は晉等三萬の同胞を見殺にするかと所謂悲憤慷慨せぬものなく市面沈滯意氣銷沈慘憺たる有樣になりつゝある（東京朝日二十四日）

▲駐日公使更迭發表（二十三日上海特派員發）駐日支那公使胡維德氏の辭職許され楊煜氏代理公使に任命された（東京朝日二十四日）

▲支那失敗の原因（上海特電二十三日發）華盛頓會議支那國民代表會日章は既電の如く二十二日上海總商會に於て華盛頓會議の經過を報告し（一）顧外交總長が出席せざりし爲め北京政府と全權との間に意思の疏通を缺けること

（二）四原則通過後支那全權は沈默し何等具體的提案を試みざりしこと

（三）支那全權中顧維鈞は駐英公使にして又施肇基は駐米公使たる關係上英米兩國に氣兼ねすること

などを非難し次で關稅問題に就き國民奮起の要を力說し山東問題に就き既電の如き所論を開陳したる後華盛頓會議に於ける支那の失敗は他國の援助を頼み自己を信ぜざりしこと並に實力の薄弱たるに歸因すと結論したり（時事二十四日）

▲撤兵期日決定要求　（華盛頓國際社聯合通信廿三日發）　華盛頓會議の討議事項中未だ手を觸れざるものは唯西伯利問題のみなるが同問題の審議は今週中に終る見込なりとは多數の委員の豫想する所なり日本委員は同問題に關し本政府より訓令に接せり日本は西伯利に繼續なる政府が樹立されるまでは撤兵せずと信ぜられ日本の主張は餘り頑強なる反對には遭遇せざる可し又一部に於て取沙汰さるゝ處に依れば日本は撤兵の期日を決定するやう要求せらる可しと（時事二十五日）

▲外交擅行を難ず　（北京特電廿四日發）　外國駐在の各支那公使は連名を以て外交問題に就き外交部と華頓盛三代表の態度は獨斷擅行なりと認むる之が爲めに華盛頓會議に於ける機會を逸せざらんことを請ふとの電報を寄せ來れり（時事二十六日）

▲在支米國赤十字の活躍　（上海特電二十六日發）　上海に於ける在支米國赤十字社總事務所は過般來支那各地に於て新會員並に寄附金募集中なるが其の成績極めて良好にして近く米國赤十字社の名を以て新に大規模の對支文化事業を開始の運びに至らんと聞く（時事二十七日）

▲東支鐵道維持訓令　（北京特電二十六日發）　華盛頓會議將に閉會せんとするに當り突如東支鐵道共同管理の提議あり其の內容は秘密に附せられつつあるも該鐵道に對する支那の讓渡權、財政權、行政權を審判するものなること明瞭なりとの報あり而して外交部は之に關し既に代表に電報を發し『東支鐵道の歷史經過、新露契約會社の規則ルート氏の原則に依りて主權が當然支那に屬す可きものなることを主張す可し』と訓令せり（時事二十七日）

▲東支鐵道問題審議　（華盛頓電通二十三日發）　東支鐵道專門分科會は三項に別れ第一財政委員會組織第二運輸事項第三沿線の警察事務等なるが支那は第一第三項に反對し明日九國全權委員會にて再議することゝなれり但し今回の決定は露國政府の出來るまで假決議とする諒解成立し居れり又西伯利に關する幣原大使の陳述に對し英米始め何れも滿足の意を表せりヒューズ氏は西伯利に就てステートメントを發表せり（時事二十七日）

▲武器取押　（奉天特電廿六日發）　東三省に於ける支那官憲は最近外人所有の軍器彈藥を蒐集するに腐心し露國人を手先として有ゆる方法を設けて取押へをやつて居る最近哈爾賓に於ては英國領事館に軍器彈藥あるを知るや同館の一露人と許蘭洲氏手先の一露人との間に賣買契約を締結せしめ一夜之を新街のチューリン商館に持ち込む所を取押へた事實がある右事件は目下英支間に交涉中であるが其外にも之に似た事件があつて我官憲も注意して居る（東京日日二十八日）

二國（內閣問題）

▲梁士詒逮捕命令　（上海特電卅一日發）　廣東大理院は梁士詒氏が袁世凱の帝制運動に關係せる事實を指摘し民國の法律に照して嚴罰に處す可き旨を布告せり大總統孫文氏は陳炯明氏の諒解を得、一月一日梁士詒逮捕の命令を公布するに確定せり是れ梁士詒內閣の南方懷柔策の機先を制せんとするものなり（時事二日）

▲禍首逮捕令取消　（北京東方一日發）　徐樹錚氏等を除きたる所謂安福派禍首の逮捕命令取消說は張氏の入京以來盛に流布せられたる所なるが本一日愈其實現を見る事となれり該總統令の要旨に曰く

段芝貴、張樹元、曲同豐、陳文運、劉恩、魏宗瀋等は曩さに亂徒に與みしたる故を以て逮捕令を發せられたるものにして中にも曲同豐の如きは現に捕縛せられて保定に監禁中の者なり然るに今回參謀總長張懷芝より是等の人々は軍事に於て國家に勳功あるのみならず曩きに亂徒に與したるは諒解より出でたるに過ぎず且つ其後の行跡を見るに何れも悔悟の情歷然たるものあれば宜しく其逮捕命令を取消すべしとの提撕あり依つて段芝貴以下四人等を陸軍部並に參謀部監視の下に曲同豐を曹巡閱使監視の下に置く事として茲に其の逮捕命令を取消す事とせり云々（時事三日）

▲湖南自治憲法發布　（長沙特電一日發）　湖南自治憲法は本日各國來賓及び各界より多數參列の上發布せられ市民は各種の催しをなして歡呼の意を表せり（時事三日）

▲七省獨立宣言せん　（上海特電九日發）　直隸、山東、河南、湖北、湖南、江蘇、江西の七省は吳佩孚を事實上の盟主として北京政府に對して獨立を宣言せんとする氣勢を示せり吳佩孚氏は此計畫に就き日下曹錕氏と意見を交換中なるが只今上海に到着せる確報に據れば直隸軍の一部には既に動員

令下れりと奉天直隸兩派の確執を背景とする支那政局は刻々惡化しつゝあり（時事十日）

▲**四國より減兵勸告**（北京特電九日發）米國の發起に係る支那減兵勸告は日英佛の贊同を經て五日既に駐支四國公使の連名せる覺書にて外交部に交付せり覺書の內意は支那內政に干涉せんとするにあらずして支那財政の困難を救濟せんとするにありと云へり北京政府は之が討論を開催したる結果、事全國に關するを以て各省及び各省軍長官の意見を徵求したる後、之が回答を爲す可しと（時事十一日）

▲**手强い馮督**（北京特電十一日發）梁內閣は四面楚歌の裡に陷らんとして居る吳佩孚氏は五日附通電を皮切りに七八兩日反對電報を寄せ其他十一日に至り反對の意思を表示せるものは江蘇、湖北、安徽、江西、河南、陝西の各督軍で就中陝西の馮玉祥氏の文句は最も激烈である而して浙江督軍盧永祥氏は憂國的の電報を寄せ松滬護軍使何豐林氏も空氣の險惡なるを報告して居る一方民間からの反對電報は枚擧に遑ない程だが之に對し梁內閣を擁護するは張作霖氏一人あるのみである北京でも國民外交聯合大會を十一日開き

（一）在華盛頓全權に打電し政府の訓令を奉することなく飽迄民意を尊重して其主張を貫徹すべきを勸告すること

（二）張耀曾、王家襄氏等を擧げ各國公使を訪問せしめ梁內閣が民意を代表せざる事を知らしむ

（三）梁氏と關係を斷絶して國民統一聯合會を組織すべしと決議した（東京日日十三日）

▲**梁總理辭意の原因**（北京特電十三日發）梁總理が各方面の反對に鑑み既に辭意を洩らしたることは既報の如くにして茲に至りたる原因は

（一）九千萬元鹽稅公債案は各國の反對に會ひて容易に成立の見込立たざるに至りたること

（二）外交讓步の疑を受けて多方面の反對を買ひ顧外交總長は責を引いて辭職すと稱せること

（三）內閣組織以來最も賴みとせる張作霖氏は各方面の反對猛烈なるに鑑み積極的に梁內閣擁護の電報を寄せ來らざること

其重なるものなり梁總理は最近交通系各有力者を召集し之が善後策を協議したるが席上葉恭綽氏が態度强硬に「今回交通系內閣組織其ものが既に萬難を排して成功したるものなるに今一部の反對ありて直に辭職するが如きことあらば爲めに世の笑を招くのみならず交通系をして又立つ能はざるの悲境に陷るゝこととなる可く此際は如何なる反對に會ふとも內閣は維持せざるべからずとなし爲めに梁總理は之に從ひ今や專ら葉恭綽氏の籠策にて內閣維持の方法を講じつゝありと云はるゝ然れども吳佩孚氏が斯くまで强硬に反對の態度を示せる其裏面には有力なる某國の後援ありと解され吳氏を押立て別に第三政府を樹立し以て吳佩孚氏をして統一事業を遂げしめんとする大陰謀潛めるに似たれば梁內閣は果して之に堪へて久しく其生命を保ち得るや否や疑問なりと云はざる可からず但し大勢より見て吳佩孚氏の計畫遂げらるゝや否やも亦甚だ疑問なれどもどの道早晚奉直の確執となつて容易ならざる混亂狀態に陷いるやも知れずと一般に懸念されつゝあり（時事十四日）

▲**吳佩孚と西南の關係**（上海特電十三日發）吳佩孚氏は陳烱明氏に宛て粵軍討反對の電報を寄せ之を孫文氏に轉電あり度き旨依賴し來れり（漢口特電十二日發）吳佩孚にして若し奉天派と開戰せば氏と西南との關係は如何なる可きやと云ふに吳佩孚は保定會議に於て明言せし如く陳烱明と事實上聯絡あり宜昌戰爭以來陳氏の代表は四名來り最後の代表者は目下洛陽に滯在せり陳氏は實力あるものに非されば決して關係を結ばざる人にして今日實力あるものは吳佩孚一人なりと云ひて種々間接に孫文の北伐を妨げ居るを以て北伐は不能なる可きも四川及び河南とは未だ成立せず湖南兵は時々北軍と衝突する有樣なれば北方に戰爭あらば二省の兵が湖北に侵入するやも保す可からず（時事十四日）

▲**黃國元兇は徐總統**（上海電報十三日發東京通信）江蘇自治期成會留日學生救國團等數個の團體は今回徐總統反對の意見書を發表したが其要旨左の如くで今や反對の中心が徐總統に向ひ來れるは注意すべき現象である

擧國梁士詒內閣に反對し居るも這は本末を誤れるものにて山東問題の失敗も安福派の特赦も鹽稅公債の協議も其他の賣國的行爲も總て其元は徐總統にある徐氏を去らざれば一梁士詒が去るも幾多の梁士詒現るべし國民は眞實に國を救はんとせば徐世昌を推倒さなければならぬ云々（東京日日十五日）

▲**總統は內閣維持努力**（北京特電十三日發）吳佩孚氏既に保定にあ

り梁内閣攻撃電報は益猛烈を極め遂に徐總統にして即時梁總理を罷免するの命令を發す可く然らざれば軍を率て北上するも計り難しとまで云へり此問題に對する曹錕氏の立場は自ら承認したる梁總理と自派の驍將吳佩孚氏との間に在任して全く進退兩難の窮境に陷り僅に保定會議を召集して以て此梁内閣問題を解決せんと欲しつゝあり張作霖氏は是れ又現に奉天に會議を開き軍事問題に名を藉りて專ら梁内閣問題を議しつゝあるも其大體の意嚮としては梁内閣の爲めに大なる犧牲を拂ふことを欲せざるやの報あり徐總統は保定に人を派し只管曹錕氏に對して吳佩孚氏の緩和策を乞ひつゝあり而して本尊たる梁内閣は棄恭綽氏の建策を入れて内閣維持の決心を固めたることは既報の如くにて今や各方面に人を派し或は電報を發し疏通に全力を盡しつゝあり尚此間各政治家連は一方洛陽保定他方奉天を中心として其れ〴〵大いに活動を試み一般に頗る緊張せるの觀あり（時事十五日）

▲吳佩孚米國側の同情を失ふ（上海特電十七日發）今回の吳佩孚の行動に對し米國官民が冷靜なる態度を支持せるは安直戰爭當時の米國の態度と比較對照し何人も其對支政策の一變を認識せざるを得ず左に實例を擧げて之を證せんに

第一　安直戰爭當時最しく吳佩孚の陣營に在りて有力なる聲援を與へたりと傳へらるゝ某米國軍人は今回の吳佩孚の行動を評して之れ北京政府に對する單なる恫喝に過ぎずと云ひ吳佩孚は直隸軍を北方に集中す可しと揚言したが刻下嚴寒の候に際し北方面に於て軍事行動を採ることは到底不可能なりと專門的見地より斷案を下し居れること

第二　安直戰爭當時吳佩孚に對し有力なる後援を與へたりと傳へらるゝ有名なる在支米國外交官は現に上海に駐在し居れるが同氏は吳佩孚の行動に對し毫も同情し居らざること

第三　從來吳佩孚に聲援を與へ居りたる上海其他各地に於ける米國系統の新聞紙が今回吳佩孚の試みたる梁士詒内閣反對運動に對し極めて冷淡なる態度を示し寧ろ財政整理を聲明せる梁士詒に同情し居れること

第四　從來米國の政策に從ひ吳佩孚に有力なる後援を與へ居りたる米國留學出身の支那政客實業家並に學生連が今回は安直戰爭當時の如き熱誠なる後援を與へざること

以上の事實より米國側の吳佩孚に對する態度を推知するを得可く此米國の對支方針の一變は廣東政府側の吳佩孚に對する冷淡なる態度と相一致して間接に吳佩孚の北京政府反對運動を牽制するに至れり（時事十八日）

▲内閣吳佩孚調停案（漢口東方十七日發）武昌側の消息に據れば浙江督軍盧永祥氏は愈々梁内閣と吳佩孚氏の間を調停せんとするものゝ如く直隸督軍曹錕氏は既に之に對し左の如き折衷案四箇條を提議せりとあり曰く

一、梁士詒は國民に向ひ左の三件を宣誓する事

イ、山東鐵路回收費は國内資金を募集する事

ロ、日支懸案は成るべく華府會議にて解決を求むる事

ハ、今後外交問題は總て公開する事

二、梁士詒は曹汝霖一派の親日派を免職し以後用人は總て公平なる事

三、先づ施政方針を一般に宣布し國民の同意を得て始めて施行する事

四、各省軍費は至急調達し、今回反對せし各省にも平等に供給する事

右の條件は蕭督軍にも同意を求め來たりたるが蕭督軍は吳佩孚氏諾せば異議なき旨回答せりと傳へらる（時事十九日）

▲鹽稅差押肆明通電（上海東方十八日發）將衙、杜錫珪、楊敬修氏等は十七日附左の意味の通電を發したり

我が海軍が經費缺乏の爲め鹽稅を差押へたる旨の通電に對し政府は何等の回答を與へざるのみならず外國人の干涉云々に口を藉り却つて威嚇の態度に出でたり海軍の經費は毎月僅々七拾萬元にして全國の鹽稅剩餘金は四五百萬元に上りその比較すれば其一小部分に過ぎず今之を差押へて經費に充つるは至當の事にして各國公使も事情を知り居れば妄に干涉するが如き事なきに拘らず財政總長張弧は外人を佈嗾して質問を發し干涉せしむるは國體を辱しむるものにして海軍費用は當然中央政府より支出すべきものにして鹽稅剩餘金を以つて海軍費に充つるは公明正大の行爲なり云々（時事十九日）

▲馬賊横行（長春特電十八日發）十八日午後二時頃長春附屬地支那人雜穀商某方に十三名の馬賊侵入し各自拳銃を以て家人を脅迫し電話線を切斷して金品取混ぜ約一千餘圓を強奪逃走した急報に接し長春警務署は逮捕に向つたが今尚手懸りなく尚長春では十八日迄五日間續け樣に强盜事件八件あ

り支那の正月前には例年馬賊事件頻發するが今年の如く頻々たることは稀で人心競々として居る(東京日日二十日)

▲吳陳意見一致說　(二十日上海特派員發)　吳佩孚氏の代表黃某は廣東に來りて陳炯明氏と左の七箇條件の交涉をなし意見一致したとの風說があつた

一、各方面休戰を實行する事
二、臨時國會を設置す
三、南北軍政府を取消す
四、今後統一政府を組織す
五、正式國會を成立せしむ
六、正式選擧を實行す
七、軍隊を處分す

而して右吳氏の提携希望に對し陳氏は次の如く回答した

支那の大害は軍隊である君(吳)は之に覺醒したから共に裁兵の要を唱へ度しと

張紹曾氏は此報を吳佩孚から受取つて洛陽に急行したが張氏は吳佩孚氏の發起で各省より代表を北京に派して裁兵會議を開き次で國是會議開會の目的を遂成し得やうと吳陳兩氏の提携と全國統一を樂觀して居ると(東京朝日二十一日)

▲吳氏の反抗具體化す　(北京特電二十二日發)　吳佩孚氏以下直隸軍閥の梁內閣に對する反對は文字、電報の反抗となり來り即湖北督軍は彼の海軍の鹽稅差押へに倣ひて湖北省の鹽稅を差押へ江蘇督軍は中央に送る可き一切の稅金又は官有財產の收益を取り押へ綏遠都統は甘肅省の鹽稅を强要して各々其軍費に宛つ可しと云へり海軍の鹽稅差押へ問題の齎らしは何等かの解決の方法見出さるゝに似たるも其の他に就ては其軍費は梁內閣に於て之れが處理の成案なきが如く梁內閣は遂に吳佩孚氏が直隸省長曹錕氏を介して申入れたる五ヶ條に對し

(一)梁內閣組織當時張作霖氏との間に取交したる取極等に就ては曹錕氏總て之を知る

(二)交通銀行と東三省銀行との間に締結したる借款契約の寫しは全部之を交付す可し

(三)外交は民意を尊重して從來聲明したる方針を變更せず山東鐵道は資金を調達して支拂す

(四)一千六百萬元の軍費は單に鹽稅剩餘と限らず中央に於て調達の上之を交附す可く差當り舊年末には三百萬元を送る可し

(五)安福首敎兇の大總統令を取消すことは事實不可能ならんとて飽まで妥協的に容ふる處ありたるも尙ほ能く吳佩孚氏の反對氣勢を緩和するに至らず、卽ち吳佩孚氏は尙ほ且つ此の際梁內閣、葉交通總長張財政總長の更迭を期して已ます、殊に最近吳佩孚氏が六省連名を以て寄せたる梁內閣否認徐總統擁護の電報は遂に梁總理をして最後の決意を爲さしめたるが如し然れども梁總理は舊年閣に際して內閣總理の椅子を空にするは余の責任之を許さずとして舊年閣だけ是非とも之を切拔けん欲しつゝあるが徐總統も之に同意しつゝあり然も徐總統の底意は舊年閣が過ぎて約十日卽ち新曆二月五日開催の交通銀行株主總會に於て株金拂込の決定するまで內閣を維持したき希望あり蓋し梁總理今回の出廬の主要目的は交通銀行救濟に在りたればなり、此の間の事情を知れる吳佩孚氏の反對は益々猛烈を加ふ可く孰れが勝ちて內閣が夫れまで保つや否やは一般に刮目されつゝあり(時事二十四日)

▲梁總理請暇　(二十四日北京特派員發)　大總統の旨令で二十三日から一週間梁總理の請假を許すと同時に顧外交總長を臨時代理總理に任命した右は梁氏が廿二日內閣辭職の呈文を提出したが徐總統は之を握り潰し一先づ梁總理の請暇を許す事としたので、梁氏は二十三日改めて請暇を願ひ出でた結果である、尙閣員中葉交通總長は梁氏と進退を共にする事となるだらう(東京朝日二十五日)

▲奉直提携破る　(二十四日北京特派員發)　梁總理は旣に請暇し右期間の終了と同時に愈々排冠するに決したので此處暫くは代理總理の任命に依つて時局を支持し改めて正式總理の任命を見る段取であるが後繼總理の人選は目下の所全く五里霧中である直隸派就中吳佩孚等は王士珍の出廬を極力勸誘中であるが王氏は政界に意を斷つこと久しく斷じて動きさうにもない直隸派の後繼內閣に對する活動に反し奉天派は鳴を鎭めて傍觀的態度を持して居るが今回の政變に依つて事實兩者の提携は破れ兩者とも夫々之に備ふる用意を

ざらぬので今後如何に形勢が發展するか興味を惹いて居る（東京朝日二十五日）

▲保定會議議決事項　（北京特電二十四日發）　吳佩孚氏は保定會議に列席の爲去る十七日保定に赴き二十一日歸還せり保定會議に決定せる處左の如し

一、直隸、山東、山西、陝西、江蘇、安徽、湖南、湖北の八省を以て軍備聯合を組織すること

二、梁總理葉交通總長な極力排斥すること

三、後繼總理として王士珍氏を望むも帝政派若しくは安福派に非ざる限り徐總統の推薦に委す可きこと（時事二十六日）

▲顏惠慶氏か　（北京電報廿二日發東方通信）　顏惠慶氏は廿六日代理總理の職に就いた（東京日日二十八日）

▲梁總理愈辭職　（卅日國際社北京發）　梁國務總理は辭職した（東京朝日三十一日）

財政經濟

▲交通銀行復活す　（三十一日北京特派員發）　張作霖氏入京の一目的であつた交通銀行救濟に就ては東三省銀行と交通銀行と葉恭綽氏と三者の間に借款額四百萬元利息一割二分手取九五期限三箇月利子及び元金一部償還の爲め毎月四十萬元を交通銀行積立元利償却に備へる東三省銀行から稽核員一名を交通銀行に派遣すと云ふ條件で借款契約が成立した、之に依つて交通銀行は一月四日から無制限の兌換に應ずる事になつた（東京朝日二日）

▲東鐵督辦　（北京特電四日發四日）　大總統令を以て東支鐵道督辦宋小濂氏の辭職を容れて王廣圻氏（前農商部長奉天系）を後任に任じた（東京日日五日）

▲借款團承認の階梯　（五日上海特派員發）　舊曆年末に際し北京政府は新銀行團代表スチーヴン氏及び支那を加へた五國銀團と鹽稅公債九千萬元發行につき商議して居るその計劃は左の六項で即ち之を以て新銀團を認めんとするものもので注目されて居る

一、新銀團に對し從前の不承認態度を改める

二、支那政府に民國二年善後借款契約の規定による舊銀團の借款權を新銀團に移轉するを認む即ち新銀團を承認す

三、新銀團は此一權利を有し支那銀團と鹽稅公債九千萬元引受を承諾すべし即ち支那銀行團に新銀團加入の階梯を作る

四、該公債は各種鹽稅餘金擔保の借款償還の外其用途を新銀團より協定す

五、手取九十三年利八分七厘償還期限八箇年毎年抽籤二回に償還す

右に對し新銀團はラモント氏と電報を往復し打合をなし大體贊成して居る（東京朝日六日）

▲公債三億發行計畫　（北京特電五日發）、梁內閣の財政整理の基礎は彼の華盛頓會議な通過せる關稅收入增加の上に築けるが如し梁內閣は此增加稅を抵當として本年の春夏の間に公債三億元な發行せんとせるが其議定の用途として傳へらるゝ所左の如し

一、外債償還　二、期限到來せる國庫券の回收　三、內債の返還　四、公債の維持及內國銀行團活動の補助　五、軍費の整理　六、實業發展の補助及幣制の整備統一

此外國際協合貨物評價委員會なるものな發起し各國代表の來會な請ふべしと云ふ（時事六日）

▲交通銀行無制限兌換開始　（北京電報六日發東方通信）　張作霖氏の出資な得て漸く破綻な免れた交通銀行は五日財政部、交通部、警察廳、商務總會、銀行公會等の代表立會檢査の結果天津交通銀行の名義で發行した紙幣總額六百六萬餘元に對し該銀行の準備金並に他の銀行に貯蓄しあるものな合せて七百四十萬元の現金な有すること證明され愈六日より無制限の兌換な開始した天津張家口も同樣の筈（東京日日七日）

▲大借款計畫進行　（上海特電六日發）　新銀行團と北京政府との大借款交渉開始說に就き銀行團側は未だ之な公表するに至らざれども支那政府部內に於て大借款計畫の進行しつゝあるは事實なり支那側の報導する所に據れば所謂大借款の內容は

（一）支那政府は民國二年の善後借款契約第十七條に據り該銀行團が其借款權な新銀行團に移轉せることな承認す

（二）支那銀行團は債券の引受に參加す
（三）借款額を九千萬元とす
（イ）鹽稅剩餘金を擔保する各種の借款を償却す
（ロ）其他の方面にて借款する場合には支那政府に直ちに借款團と協定すること
（五）手取九三六
（六）利率七分
（七）償還期限は八年とし毎年二回抽籤す

以上の大借款計畫に就いては上海の輿論は擧つて反對し其中、民黨側は借款團が北京政府と交涉を開始せりとの說が事實なりとせば借款團は南北統一以前には北京政府に資金を供給せずと云へる前言を無視せるものなりと難詰し又政事會側は大借款は支那財政共同管理の端を啓く虞あるのみならず今日の北京政府に資金を供給するは梁士詒一派の官僚を援助し腐敗政治の伸張を計らんとするものなりと非難し其他中立派の新聞紙も列國の北京政府に對する財政的援助は南北分裂の現狀に顧み時機尚早なりといふに一致し居れり（時事七日）

▲九千萬元借款內譯　（北京特電九日發）既報九千萬元鹽餘公債發行に關する支那側の申込みに就て四國銀行團關係公使に於て協議しつゝありと云へるは誤聞なりき、支那側が申込みたるは舊四國團なれども四國團なるものは既に消滅し一切の事務をも新銀行團に引繼ぎあれば支那側の申込みに對しては新銀行團關係公使に於て之が協議しつゝありと云ふ尙公債の全額は九千六百萬元にして內八千萬元を以て鹽稅を擔保とする諸公債の整理に宛て殘り一千六百萬元は舊年末の經費に充てんとするものなりと（時事十一日）

▲大借款計畫は失敗　（北京特電十三日發）梁內閣の鹽稅九千萬元公債計畫は今や全く失敗に終れり舊年關を越す爲めには全然別に資金を調達せざる可からず舊年末資金として何程を要するかは的確に之を知り難きも吳佩孚及び張作霖兩氏に交付す可きものなることは勿論なり現に梁總理、張財政總長は百方其命策に努めつゝあり政府筋にては既に關稅剩餘より五百萬元中國交通兩銀行より各百萬元其他より五十萬元合計七百五十萬元を見込み確實なりと稱しつゝある夫れにて足るや否やは別とするも梁內閣が舊年內に倒潰す可しと何人も豫想し居らず（時事十四日）

▲煙酒借款は有望か　（北京特電十三日發）三千萬元の煙酒借款は既に在米の周自齊氏に託し米國の當局者と交涉せしめ一切の細目の商議も終了只双方の調印を待つのみなりと云ふ而して一說には既に幣府會議の經費として右五百萬元の前渡を受けたりとも傳へらる（時事十四日）

▲七百萬元借款成立　（北京特電十七日發）既報七百萬元の鹽稅公債に就き更に確聞する所に據れば梁內閣は彼の九百萬元の鹽稅公債案に失敗するや改めて舊年末を越さんが爲め鹽稅剩餘を擔保とする七百萬元の國庫券發行を計畫し新舊銀行團とは關係なく唯其諒解を求めて之が審議を進めたる上國內銀行の贊成を得たるを以て明日之が發表を爲す段取りと爲り而して其條件は手取り九十、利子、一割五分抽籤を以て二十ケ月以內に償還すと云ふにありと、斯くて梁內閣は兎も角も舊年末を越し得ることゝならん（時事十八日）

▲七百萬元借款成立　（北京特電十六日發）既報鹽稅剩餘を擔保とする七百萬元の借款は遂に日本の同意を得たれば銀行團との間に之が調印を爲す可しと傳へられ條件は既報の通りなり（時事十八日）

▲改正關稅實施準備　（北京特電十八日發）北京政府は華盛頓會議を通過したる關稅改正實施の準備に着手し二月末から三月初めを以て上海に改正準備委員會を開催す可く閣議の結果既に蔡廷幹を會長に賴洛爲鮑威國氏を副會長に推すことに確定したり（時事十九日）

▲歲末軍費借款成立　（漢口廿方十八日發）蕭督軍は陰曆年末軍費支拂の爲武昌新堤宜昌三稅關の本年四箇月分の關稅を引當に中國銀行より五十萬元を借款し昨十七日財政廳長をして調印せしめたり（時事二十日）

▲鹽稅差押　（北京電報）（十九日發東方通信）吳佩孚氏は十六日喻巡閱使の名義で湖北鹽務稽核處に對し湖北全部の鹽稅を軍費として差押ふべき旨命じた（東京日日二十一日）

▲鹽稅擔保の內債　（十九日北京特派員發）九千萬元公債案が全然不成功に終つたので梁內閣は別に鹽稅剩餘金を擔保として一千四百萬元の國庫

券發行計畫を內國銀行團と協議の結果略〻纏まつたので更に鹽稅關係の四國銀行團關係國に了解を求め關係國も同意した右國庫券は近く發行の豫定で每月償還者に七十萬元宛を償還し二十箇月で完濟する筈である因に日本側では右同意に際し日本借款の元利に當てる爲每月七十萬元以上の鹽稅剩餘金を確實に引去る事を條件としたが支那政府も之を承認した

右國庫券の(利率)一箇月一分二厘(手取)八三、五 用途)當座正月迄に要する軍隊費及行政費(東京朝日二十一日)

▲鹽稅剩餘借款團 (北京特電二十日發) 中國交通其他三十一の支那銀行の鹽稅剩餘借款團なるもの成立調印せられたり其目的は「自今鹽稅剩餘を增保とする政府の借款に應ずることを押控へ追つて從來の各種鹽稅剩餘借款の整理を期せん」とするものにして政府も是に同意を與へて既に其意味の大總統令の發布を見たり(時事二十一日)

▲關稅剩餘使途決定 (北京特電二十一日發) 支那關稅剩餘に依る增收の使途に關し曩に支那は內七割を外債整理に充て殘り三割を教育費及び行政費に充つ可きを主張し來りたるも梁內閣は之を改め內五割五分を外債償還に充て殘り四割五分を左記四項に分ち使用することを申出で現に各國の承認を得たりと

一、教育經費一割五分
二、道路改修費一割五分
三、行政費一割
四、司法改良費五分

(時事二十五日)

▲獨支銀行發展 (長春特電廿六日發) 哈爾賓より來りし獨逸人の談に據れば在北京獨支興業銀行は支那內地に於ける商業上の金融機關として活動する目的の下に近く哈爾賓に支店を設置す可く哈爾賓支店開設後は更に東三省各地に亘り事業の擴張を圖る可しと(時事二十七日)

▲哈爾賓電鐵材料契約調印 (長春特電二十六日發) 哈爾賓電鐵新設に就き其材料及び備品供給に關する最後の契約は二十三日支那特權社及びウエスサング、ハウス電氣會社代表サンセン貿易會社間に調印を了せり、紹育米國鋼鐵物產會社は軌道電柱電線及び線路附屬品を供給し工事は直に著手さる可く三十日以內に米國技師を派す可しと(時事二十七日)

▲中法整理可決 (二十九日國債直電巴里發) 佛國下院は中法實業銀行整理法案を可決した同案の趣旨は關匪事件賠償金中の佛國受領額(十六億二千五百七十二萬法)を以て同銀行整理に充てる事を許可せんとするにある、首相兼外相ポアンカレー氏及び藏相ド・ラテリー氏は共に述べて曰く同銀行整理に關する一切の結果及び交涉は之を下院に提出して其決定を待つ積りである若し關匪賠償金が右整理に不十分であるとしても佛國政府は責任を負はぬ積りであると、右の法案は唯一箇條より成るものである(東京朝日三十日)

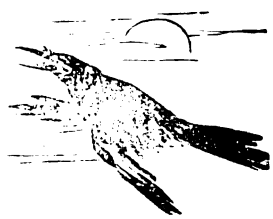

會報

天津同文書院概要

第一、開校前の諸準備

甲、校舍の建築、設備

書院の位置

天津同文書院の所在地たる海光寺橋南徐胡圈の地は極めて清閑の一佳境にして校門前を流るゝ運河に沿うて芦葦叢生すると校前に幾頃の稻田横はる外些の眼界を遮るものなく南は近く八里臺の村落を望み東は水を隔てゝ日、法、獨等租界建築物の參差連亘するを見る而かも天津南門迄二十町位、日本租界郵便局所在地迄亦二十町に過ぎず日用の便利も決して惡しきにあらず教育の場所としては恰當の地を得たるものと考ふ。

學年の進むに從ひ建築增添の必要は生ずるを免れざるべしと雖も最初の學年には校舍の築造頗る壯麗にして便利に完成せられ積極的に我國民の對支文化運動の第一著手として決して恥しからざるものにて今や正門前運河に架せる橋梁も出來（文華橋と命名）し傍近通學用道路も修理成らんとす此の外觀の美に對し如何に申しても內部教育も充實伴隨致させ度ものなり。

本年は既に冬期に入り植樹は不可能の由なるも明春早く校の內外に各種樹木を植付け數年の內に更に校の美觀を加へたきものなり。

豫算の關係上未だ水道の設備を得ざるは些か遺憾の感あり生徒衞生の上よりするも校舍火防の點よりするも早晩必ず設備せられんことを希望す。

乙、教職員

聘用せられたる教職員は日本人四名、支那人十名にて其主なるもの左の如し、

名譽校長	曾任吉林省長	郭宗熙
監督	東京高等師範學校畢業	江藤彙吉
教務主任兼教員	同	張庭芝
同	京都帝國大學畢業	藤江眞文
學監兼教員	直隸高等師範學校畢業	成培杏
教員	直隸高等學堂畢業北洋大學堂礦科畢業歷錄生	王馨蘭
同	直隸高等師範學校畢業	謝丕圖
舍監兼教員	保定優級師範學校畢業	陳國華
教員	早稻田大學畢業	矢澤千太郎
同	直隸高等工業學堂畢業	陳濟
同	北洋大學法科畢業	劉詩城
事務員兼副舍監	附監生	吳健府
事務員	直隸第三師範學校畢業直隸商業專門學校修業	王乃勛

以上概ね適當の人物を拉致するを得たるものにて當書院幹事藤江眞文氏は體幹肥大頗る健康にして絕へて疲憊の狀を示さず事を執る塾實にして敏捷是迄柏原幹事を助けて複雜なる書院開始の事に當り着々整理を示せり。

教務主任張庭芝氏は曾て六年間東京に遊學し東京高等師

範學校理科を卒業したるもの直隷省視學官の職を抛ちて我書院の招に應じ來りたるものにて溫和にして而も相當の見識を有し支那少壯教育者中蓋し稀に見る才幹者なるが如くにて張氏の日本語に於ける智識は頗る深く語る事は自由ならざる如きも聽く事は全く自在の如く我天津同文書院の如き日支間に密接なる關係を有する學校に在りては張氏を得たるは頗る大なる獲物なりしと思はる。

其他の職員は多く張氏の知己又は曾て視學官たりし時良好なりと考へたるものを拔き來りたるものにして相當の人物なるが如く考へらるゝも實際の力量は今一ケ月も經過せば自然分明するなるべし。

體操教員として駐屯軍司令部より體操科專攻の經驗を有する松本少尉を派遣せられ其結果は必ず良好なるべしと考へらる、目下は遊戲より入りて漸次軍隊的訓練に向はしめつゝあり、銃は明年度より一部に使用せしむる積り本年度一ケ年は徒手にて都合致すべく機械體操は直ちに開始し度きも多期工事の困難なるものをば後廻しとし跳起臺及附屬マット横排等は早々新調すべき考なり。

乙、名譽院長の選定推戴

名譽院長の選定推戴には柏原幹事も隨分苦心奔走せられ初め黎元洪氏に依頼し略ぼ承諾を得たりしに突如十一月に至り本書院には同情し居り出名の外は何事にても致すべきも此際出名すれば必ず各種の面倒を生ずべしとて名譽院長を斷り來りたり、不得已范源濂氏をして嚴修氏及孫教育廳長に其の選定を依頼する等幾多の曲折を經て遂に郭宗熙氏を得たり、郭氏は湖南の人翰林出身にして近くは吉林省長たり、由來各地に於て提學使教育廳長の如き教育に關係ある官職を經たるを以て教育事業には相當の經驗と趣味とを有し一旦院長を受諾せし以來當院に關係ある會合には必ず進んで出席し穩健なる意見を發表する等直隷人ならざるも當地に於ても其の學識人格は多くの人々に認められ居るを以て院長としては適當の人物と思はれる。

丙、生徒募集

生徒募集は始めより困難中の困難なる事業と思惟せり、然るに幸にして去る十二月十一日始業式擧行の際迄に六十餘名の申込あり今日は學校在籍者七十三人を算するに至れり。

生徒は豫期に反して斯かる數に達し得たるは書院に敷地を賣却したる何慶成氏が自分の設立せる鄉里何家莊の小學校の一團參拾名近くの入學を願出たる爲めに外ならず、何慶成氏は私費を投じて一小學校を設け常に七十餘名の村民子弟に教育の機會を得せしめたる人にて今又自己の費用にて三十名近くの中學生を養成せんとす元來目に一丁字なく勞働者より身を起して巨萬の富を得たるものなれども一片俠氣を有したるに出たるものと察せらる、此の團體的入學申込は生徒募集の上に大なる力となり柏原藤江（幹事）の兩氏は之れより各地を歷巡し有力者と認むべき支那人一人一人叩きては生徒を募られ此結果は遂に今日の豫期以上の數を集め得るに至れるものなり、其際間接領事館租界局並に居留民中の數氏の外よりの援助ありたり。

然も集め得たる生徒は其年齡より云へば小は十二歲より大は十九歲に及び其の學歷より云ふも小學校を卒へたるものと全然不完全なる家庭教育のみなるあり到底之を同一學級に編成する能はざるを以て志願者は一先づ之を收容し年齡學力は從來の學問方法を顧慮して之を二學級に分たざるを得ず是亦豫期せざりし處にして直ちに教員の聘用學校の設備等に影響を來せり。

目下は普通教室の外合併教授の爲めには講堂を使用し居れり。

今回の生徒募集は前述の通り豫想外に多數を集め得たるも此の如き事は極めて稀有の事に屬し之を明年明後年に期するは得ざるべく卽ち今後生徒募集の困難は加はるありとも減ずる事なかるべく、現に今回募集の際と雖も益世報の如きは故らに巨額の廣告料を要求して暗に揭載を拒絕せり、此點より見るも當地對日感情は未だ全く銷去せざるのみならず何時か機を得て勃發し來るやも測られず從て將來の生徒募集に關しては我々は大に覺悟を要すべく明年四月以降は氣候の暖氣に向ふと共に直隷省各縣に於ける主なる小學校歷訪の旅行を試み小學校と本院との聯絡を保ち以て生徒募集の効果を完ふすべき考なり。

第二、授業開始

當書院中學部設立に關しては曩に領事館並に天津教育廳に出願せり之に對し船津總領事は十一月三十日附を以て設立認可の證を下附せられ、支那側は北京教育部に廻送中と見え未だ認可の通知なきも不日通知を得る事と信ず。

既に總領事の認可を得たる上は生徒の應募者は如上の如く名譽院長及教職員の聘用も亦此の如しとせば此際速に開校するを以て得策とし一同協議の結果十二月十日（土曜日）始業式を擧ぐるに決し仍て八日寄宿舍生を入舍せしむ、此日入舍するもの三十六名（目下は四十九名）十二月九日は諸般の設備に一日を費し十二月十日講堂に於て別記の通り嚴肅に始業式を擧げたり、式に列したる生徒は六十餘名（目下七十三名）にして其整然著席し居たる有樣には來賓一同も大に驚喜し居りたり、會長閣下並に幹事御一同よりの祝電は上海根津院長の祝電と共に式場に於て披露せり。

十二月十二日月曜日を以て愈授業を開始す教職員生徒共に頗緊張し居るを以て一學年の後には相當の進歩を爲さしめ得べしと考ふ、只前述の如く生徒は年齡學力生活上の樣樣等頗る不平均なるを以て本月末學力考査を行ひ明年一月以後の學級編成に資する積りなり。

第三、始業式（十二月十日）

大正十年十二月十日を以て我書院始業式を樓上講堂に於て擧行せり式場陳列所來賓休憩室、應接室等を整頓裝飾は凡て前夜迄に完備し來賓休憩室は樓下に四室（一室は婦人用）樓上に一室を設け室内には圓卓、長椅子を置き茶菓を供ふる外大なる裝飾を施せり。

此日來賓邦人側よりは領事館、司令部、租界局行政委員等有力者を網羅し支那人側にては楊高工校長を主とし（嚴

修氏は先約の爲め缺席）二十幾名合計六十餘名なりき

式の順序左の如し

一、來賓着席

二、生徒來賓に對して鞠躬の禮を行ふ

三、生徒教職員に對して鞠躬の禮を行ふ

四、東亞同文會幹事　書院設立の經過並に設立の趣旨演說

五、郭院長の挨拶

六、來賓祝詞

七、入學生の答辭

八、生徒鞠躬の禮を行ふこと始の如し

此日柏原幹事の演說は永く本院教育の基礎となるものなるを以て茲に其大要を錄す

書院設立の經過並に設立の趣旨

私は東亞同文會を代表しまして本日御來臨の來賓各位に對しまして一言御挨拶を申上たいと存じます、本日始業式を擧ぐるに當りまして斯く多數の御光臨を得ましたは私の衷心から欣び且つ感謝する處であります是れから申上ます事は決して柏原一人の考では無いのでありまして全く同文會全體の考で御座います、

顧みますれば昨年の今頃は此校舍の御座います處は唯打棄なる菜園に過きなかつたので御座います、其れが今日堂宇を竣へ多數の生徒を迎へまして始業式を擧ぐる樣に相成りました事は私に取りましては感慨無量で御座います是れ偏に中華民國官民各位の御熱心なる御援助と民留民各位の御熱心なる御同情の賜で御座いまして茲に謹んで御禮を申上たいので御座います

抑々東亞同文會が天津に此教育の機關を設立するに至りました所以は畢竟文化事業は國境がなく全然世界的のものであり、大きく申せば宇宙的のものでありますし、中華民國は世界に於きまして最も古く偉大なる文化の開けた處でありまして我日本の如きも千幾百年前より盛に貴國の文化を吸收致しまして自己開發の資と致したので御座います、然るに過去五十年間我國は泰西文化を輸入致しまして遂に能く今日あるを致したので御座います、文化は決して一國民の私すべきではないと申す上からして將又貴國から受ける文化開發の報謝の上からして天津同文書院は設立せられたので御座います、我校に於ける敷地は土地柄に水面を通じて　（中略）

我校に於きましては學生の待遇は全く平等無差別であります、生產ある家庭の子弟でも、然らざる家庭の子弟も學校から觀れば同一であります、皆可愛い子供でありますから其取扱には決して甲乙はありませぬ。此等無差別の中に茲に唯一つの差別がありますそれは他でない學生自身が其心掛如何に依つて生じ來る差別であります、學校に於きましては富も貴しきもどうへませんん唯行が正しく學問上達し、身體強健にして而も人格の高いものが一等の人であります、私共は諸子を教育して悉く皆此の如き一等の人物にして上げたいのであるが諸子の心掛の善惡に依つて自然人々の間に大なる差別を生ずるものであります、諸子の時に留意せんことを希望致します。

學問には國境はないのであるが未た思想の定らざる少年時代に取つては之に傳ふる學說思想には深く意を其選擇に致す必要があります、苟し選擇を失する時は其害實に測る可らざるものがあります、近時歐洲大戰爭の狀態を察しますれば直に之を了解することが出來ます、即ち謂る學說思想は遂に國家を滅亡せしむるものであります、夫れ故に我校に於ては注意致しまして古今東西に亘りて穩健着實なる思想學說を綜合して之に依りて諸子を教育指導する考であります。

本校は民國中學會に遵據して設立せられたものでありますが、諸子は將來此御國の文化を進め隆盛を期する爲めには本校卒業後更に進んで實業か專門か海外諸國に求めばなりませぬ、此の順序よりして我校に於きましては力を外國語教授の上に致す考であります即ち外國語としては日本語の外に英語を加へ教ゆると云ふことが本校の一大特色であります、我校の卒業生は日本の高等學校始め各種高等專門學校入學受驗の資格を有するは勿論でありますが他日歐米に留學する事も出來る樣に英語を教授しますから諸子して能く勉に勵して怠ること無ければ來米の如き英語國に赴くことも出來るであります。

抑々諸子は今普通國民教育より更に進んで中等教育を受くるのであります

から益に一大覺悟がなくてはなりませぬ諸子は決して普通一般の人物を以て甘んじてはならぬ、必ず一般國民を指導致さねばならぬ、極めて大なる責任があります、此御國は民國でありますから諸子の覺悟奮勵如何に依りましては如何なるものにでもなることが出來ます、諸子は大總統にもなれます、大學者にも、大工業家にも、大商業家にもなれます、要は諸子が將來一般國民を指導する底の覺悟を有するか否かに存するのであります。

諸子に取りて大切なることが今一つあります、諸子は此學校の第一回の入學生であり最初の生徒であると云ふことが是であります、日本に於きましても第一回學生の成績は必ず善い、何故善いかと申しますと第一回の學生は一擧手一投足恐く學校の歷史を作り一言一行恐く將來入學生の模範となるのでありますから自然其の意氣に異常のものがあるからであります、諸子は第一回入學生として自己の成績を善くすると共に學校に對しても後に入り來る學生に對しても大なる責任あることを考へねばなりませぬ。

私は今父兄の方々に對して一言申述べたいので御座います、私共今日諸君から大切なる御子弟を託せられました以上責任を以て御預り教育する覺悟でありますから斷じて諸君の御依託に負かぬ事を此處に申上置ます。

本校は諸君の子弟教養の爲めに多くの教員を聘用致しました、此方々は中國に於て將又我日本國に於きまして最高の學術を修められたる上に教育上多大の經驗を有する人々でありまして斯く優良の教員を有する事は恐く容易に他の追從を許さぬことと考へるのであります。

本校は御覽の通り相當の設備に致して居りますが未だ充分とは思ひません他日機會の許します毎に益々擴大充實して完全のものたらしめ度いと深く期する處であります。

終りに臨みまして來賓各位の御光來を謝し御健康を祝し尙將來永く本校の爲めに御援助を垂れられんことを祈ります。

右は演說の大意を錄したるものにして當日張敎務主任之を支那語にて通譯せり

名譽院長郭宗熙氏の式辭大要（書記の筆錄に係る）

今日是本院開學日、鄙人得躬逢盛會深々快樂。適岡柏原先生已將經過歷史說明並勉勵諸君求學之意鄙人亦同此意

鄙人得爲本院名譽職員、中間亦有一段歷史、前柏原先生曾請嚴範孫先生（嚴修字範孫）及范靜生先生（范源濂字靜生）担任、但二名皆因事不能脫順、嚴范二君遂鄙人擔任、並云此學校不但無宗敎性質且無政治性質鄙人遂充以爲擔任、

鄙人前曾辦過敎育、亦曾充敎育行政官、曾留學日本之時語言不通、所入學校雖有繙譯亦甚感不便欲人他學校且不可得、

今本院設日語科、是爲諸君將來求學之便起見、且現時學術雖源始於西洋、留學所費甚鉅、不如日本之便、現在學術許多由西洋輸入日本、由日本輸入中國諸君學得日語、將來求學諸多便利

望大家努力用功以造成高深學問是所切盼。

第四、生徒の募集

生徒募集は左の方法を以てせり

甲、當書院成立に關係したる支那人を歷訪して其子弟又は朋友親戚の子弟を入學せしむる樣勸誘せり。

乙、日本租界在住邦人にして特に支那人と多く親交又は交涉を有する人々を擇び之を歷訪して入學生募集の援助を求めたり、（例へば共立學校長矢澤氏、藤田醫師、正金、三井、三菱、中根氏等なり）

丙、直隸敎育廳長孫鳳藻氏に請ひ省內の各小學校に對し學生入學の勸誘狀を發せしめ適當の期間を隔て本書院より人を派し省內主なる小學校に赴かしめたり。

丁、天津日本領事館並に日本租界局に依賴し在日本租界支那人の主なるもの百餘十名に本院生徒募集紹介並に勸誘を試み貰へり。

戊、北京天津の主なる支那日本の新聞に廣告せり。

以上の方法に依り募集せしに十一月二十日迄に入學申込のもの寥々十名に充たず、漸く十一月二十日當書院に敷地を實渡し且七千坪の水面を寄附したる何慶成氏の來りて二十餘名の學力年齡には不齊一の處あるも扞げて入學許容を乞ふ旨申出就ては親戚張桂林に勸めて十餘名の生徒を入學致さしむ云々と。

以上の如く入學志願者は悉く色々因緣關係に依りて來りたるものにして尙排日の餘波ある際其複雜なる事情は到底取捨拒否等をなすに由なかりしなり。

共立學堂（日本租界の支那人のみ九養成するもの堂長）	五名
親日派と目せらるる孫實案より申込	四名
土産公司（日支合辦會社日本人野崎氏支那人王子明）	五名
何慶成氏より團體申込	二十六名
孫桂林氏より團體申込	十四名
謝介石氏より申込	一名
萬鍾拭氏より申込	一名
孫鳳漢（敎育團長）氏申込	一名
日本租界局の紹介	五名
藤田病院長の紹介	二名
日本領事館其他本院より派員勸誘結果	十四名
本院敎師王肇聞氏の子弟親戚	三名
兄が東京京都大學を卒業したる關係より	二名
計	八十三名

右の外入學願書を提出して而して來らざりしもの八名あり、都合入學願書を受理したる總數は九十一名なり。

右の學生は一敎室の收容力五十名に過ぎざると年齡學力等の差非常の間隔ありて到底合併一學級として敎授することは不可能に付目下南北二學級に分ち敎授中なり、元來本年九月に至り始めて二學級となすべきものを始業當時より二學級とせし爲め次年度の豫算に於て敎職員俸給支辨額に多少の增加を來すことは不得已次第と考ふ。

第五、學費

學生の納入する費用は左の如し。

學費	一年	二十四元
寄宿舍費	一年	十二元
實驗費	一年	四元
賄費	一年	四十元
雜費	一年	三元

漢口同文書院概要

一、校舍

校舍寄宿等略竣工し僅に便所其他の補助工事を目下督勵し大部分出來せり

二、敎職員の任命

名譽院長	曾任湖北省々長	何佩瑢
監督	東京帝國大學畢業文學士	齋藤重保
敎務主任兼敎員	東京高等師範學校畢業曾任湖北師範學校監督	楊昌溥
庶務主任兼敎員	東亞同文書院畢業	松尾豐德

教　　員	湖北兩湖大學畢業曾任吉林徵收局々長附生	張正均	
教　　員	武昌高等師範學校畢業	劉昌言	
教　　員	武昌高等師範學校畢業	馬世恰	
學生監兼教員	武昌高等師學校畢業	陳榮銓	
舍　　監	直隸師範學校畢業增生	李耀唐	
事務員	湖北工業學校畢業	揚孝相	
事務員		劉孝寬	

以上名譽院長何佩瑢氏は誠に溫厚篤實の人にして將來に富む名望家にして現今排日空氣充滿の際に身を挺して書院の院長となりたるは偏種の奮發にして瀨川總領事の出力に由る次第な。

教務主任の揚昌壽氏は湖北教育界先輩にして襄陽師範學校長たりし人なれども當地教育廳長の切なる勸めに由り本院の聘に應じたる次第其他の教員も舍監の外は全部湖北人にして師範學校或は中學校の教育に既に從事し居る者を採用せる等此地教育廳の盡力を得たれば地方の折合も先づ宜敷方なり。

三、學費

一、學　　費	一年	十二元
二、實驗費	一年	四　元
三、寄宿費	一年	四十八元
四、印刷費	一年	三　元

四、生徒募集

此地此頃吳巡閱使蕭督軍等が內閣攻撃に山東問題を利用し各地と連絡して一と騒ぎするらしく學生募集等には妨害を被むりはせぬかと心配しつゝあり、然し天津にても隨分苦しき裡に學生を得らりたる經驗あるを以て充分警戒して募集しつゝあり三月末頃には始業の豫定なり。

支那

第十三卷　四月號　第四號

目次

山東問題善後 ……一
陸路貿易關稅率の改訂 ……二—五
支那道路規則と主要道路 ……六—九
開灤礦務公司第九期營業成績 ……九—一三
上海に於ける勞銀調査表 ……一三—一五
支那道路改良新計畫 ……一五—一九

時報

山東沿線撤兵協定全文—山東鐵道の善後—西藏問題の通電—非宗教提倡—財政部大疑獄問題—張使の南北統一會議 ……一九—二九

彙報

支那新聞重要記事—外交關係—國內要聞—財政と金融—重要經濟問題
日本新聞重要電報—外交問題—內政問題—財政經濟 ……三〇—五六

會報 ……五六—六二

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

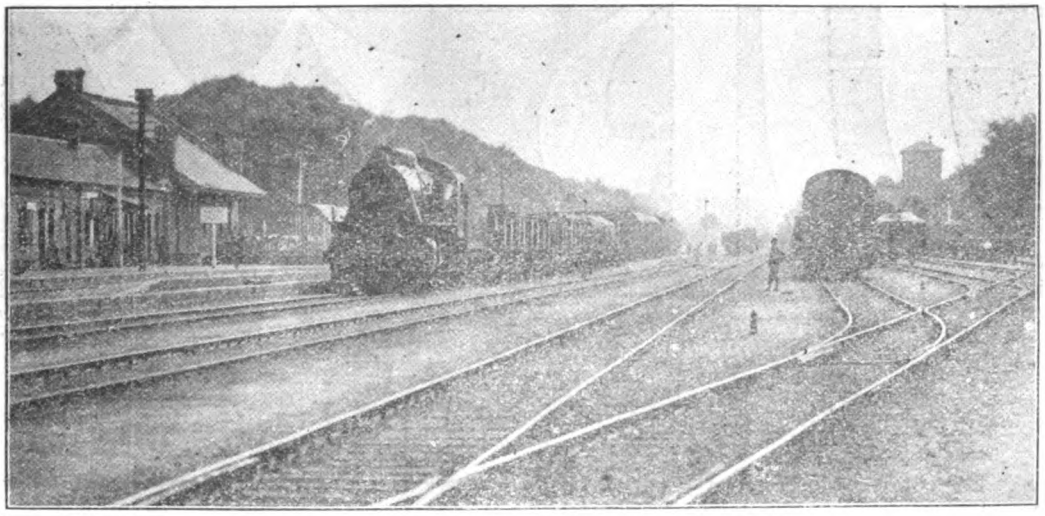

山東鐵道ノ中間張店驛

此レ驛ハノバヨリ博ヲ經テ濟南ニ至ル
驛湖田驛ヲ及山川崖金溜ニ炭鑛ヲ有ス
ヨ博山驛ヲ至リ支線ニテ淄川炭鑛ヲ有ス
リ驛ヲ至リ支線ニテ淄川炭鑛ヲ有ス
ノバ驛ヲ至リ又支線ニテ淄川炭鑛ヲ有ス
ハ驛ヲ至リ東線ニテ淄川炭鑛ヲ有ス
レ驛ヲ至リ行アリニテ淄川炭鑛ヲ有ス

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り「支那唯一の靈峰」として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料　機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年四月十五日

第十三卷　第四號

山東問題善後

多年日支兩國間の懸案たりし山東問題は、華府會議を機として、英米の斡旋により條約上の決定を見、殘る處は右協定に基く處分の問題のみとなつた

日本は山東問題については大局に顧念して、苟くも讓り得べきものは悉く之れを讓り、極度に交讓妥協の誠意を示した、支那も此日本の態度については大體滿足のやうで、流石排日を疾呼した一部支那人も鳴を鎭めたやうである

然し實地問題について華府に於ける日支の協定を實施しようとするに就いては、又相當の面倒があると思ふ、現に支那人の反對を受けんとしつゝある事柄もあるやうであるが、日本も極度の讓歩をなした以上は、更に些少なる問題について、再び支那の反對を買ふが如き愚を學ばざるの賢明なる方針に出づるの要あるべく、支那も日本の誠意ある態度により十分に其望を達したる以上、重ねて隴を得て蜀を望む事なく、日本の正當なる主張は喜んで之れを容るゝが當然であらう

今後實地の交涉に際して再び日支兩國間に紛擾を見るが如き事は、恐らくあるまいと信ずるが、吾人は切に兩國當事者に重ねて往年の不快なる爭端を繰返さゞらん事を望む

陸路貿易關稅率の改訂

陸路貿易の特典問題

華盛頓會議に際し、支那關稅問題が上議せらるゝや、其陸路貿易の稅率が問題となつた、機會均等の原則を例外なしに實行しようとするに於ては、陸路貿易の特惠稅率が問題となるのは止むを得ない、支那に外國から商品を輸入するに陸路によると海路によるとにより輸入稅率を異にする事は、古くより行はれ來つた事とは云へ、機會均等の原則には合致しないものであると云はねばならぬ、今現行制度に於ける陸路貿易の關稅率は次の事情の下にある

露支國境貿易章程

支那の外國貿易に於て陸路によるものは輸出入稅が、各特別の理由により、一般海關稅に比し多少輕減せらるゝを常として居る、これは孰れも各特別の理由と事情に基く關係上、稅率も地方により差異がある、卽ち露國との間のものと、東京又は緬甸との間のものとは、其稅率を異にして居る

支那と最先に陸通路商の特別條約を締結したものは露國で、一八八一年改訂中俄陸路通商章程第一條に於て先づ

兩國々境の各側百清里（50. Versts）の地帶内に於ける兩國人民は何等の稅を課せらるゝことなくして貿易を爲すことを得

と規定し、其第五條に於ては

露國商人にして露國より商品を輸入し、陸路天津に至る時は、稅則所定の率より三分の一を減じたる輸入稅を納付せしむ、露國より肅州卽嘉峪關に輸入せらるゝ商品に付ては該處に於て天津に於けると同等の關稅を納付し、且同一の手續によるものとす

と規定して、陸路天津嘉峪關に輸入せらるゝ商品は、輸入稅三分の一を減免する事となつた而して第六條に於ては張家口に輸入せる商品にして、既に輸入稅を納むるも、之を通州又は天津に輸入する場合は、其既納輸入稅の三分の一を拂戻すべき旨を規定し、又第九條に於て露國より陸路天津に輸入せる商品を、更に該處より他の開港場に輸出する場合には既に納めたる關稅三分の二の外に、尙原免三分の一の稅銀を追納せしむべしと定め、更に第七條に於て嘉峪關に輸入せる商品も、更にこれを内地に輸入せんとする時は、前述第九條の規定に從ふべき旨を定めた結果、輸入稅三分の一減の特典は、陸路天津及嘉峪關に輸入せらるる商品に限らるゝものなりと解するを適當とする、而して輸出商品に就いては、第十條第十一條等に於て、天津通州に於

て支那產土貨を買入れ露國に輸入せんとする時は、輸出稅全額を課すべきことを定めてある、從て輸出稅は別に減免の特典に浴せないものである、更に又本章程に於ては續訂英支通商章程等と同く、金銀、外國貨幣、粉類、砂穀、米、ビスケット、罐詰、肉、野菜、チース、バター、糖果、外國衣服、金銀飾、攪銀器、炭薪、外國蠟燭、外國煙草、外國酒、家用船用雜具、文房具、氈毯、及物、外國藥料、玻璃器具、行李等を免稅品とし、是等の品か一定の通商地より更に支那內地に輸入せらるる場合には、金、銀、貨幣、行李を除き二分五厘の從價稅を課せらるることとなつて居る、其後露國が支那政府との條約により、支那境內に東清鐵道を布設するに方り、該條約第十條に於て

清國より此鐵道を經て清國に運送し或は清國より此鐵道を經て露國に運送する貨物は各國通商の稅則に照し區別して輸出入の正稅を納付すべし、最も此の稅は之れを稅則所定の額に比し三分の一を減して納付すべく若し內地に運送する時は通過稅を納むべし

卽ち納付せし正稅の半に當る通過稅を完納したる後は各處通關の際重て徵稅せず

と規定し東清鐵道による場合は、其仕向地の如何に論なく又輸出と輸入との別なく、同じく正稅三分の一を減免せらるることとなり、子口半稅も、既に輕減せられたる正稅の半額にて足り、且又其西比利亞方面卽ち滿洲里よりすると、浦鹽方面卽ち綏芬河よりするとを問はず、孰れによるも甚だしく有利なる新制を定められた、然るに一方同しく滿洲に於て露清兩國の間に黑龍江、松花江によりて行はるる貿易は、普通海路による貿易と同等の稅率を徵收せられ、兩者の間頗る均衡を失して居つたが、後一九〇九年に至り北滿稅關試辦章程續定され、第二條に於て鐵道により輸入されたる貨物を、更に滿洲以外の地に輸送する時は、減稅することを得ると規定し、本鐵路貿易の特典に多少の制限を加ふる事となつた

佛支間陸路貿易

次に佛支間陸路貿易の狀況を見るに、雲南省、廣西省等は佛領安南と毗連せるを以て、光緒十一年の佛支新條約に於て、是等邊境を出入する貨物は、現行稅則より輕減せらるべき旨規定せられ、翌年、通商章程成るや、輸入貨物が雲南廣西の邊關を通過する時には、通商稅則より五分の一を減じたる輸入正稅を納め、稅率表に記載なき貨物は、凡て百分の五の例に照して徵收することとしたが、更に翌一八八七年の追加通商條約第三條に於て、雲南廣西に輸入する貨物に對して、十分の三を減じたる輸入稅を課し、清國より輸出するものに十分の四を減じたる輸出稅を課すべきことを規定し、一八九五年通商協定第四條に於ては、輸出入子口半稅は普通海關稅率に照し徵收すべき旨を決めた

英支間陸路貿易

更に英支間陸路貿易を見るに、雲南、西藏の兩地は英領印度緬甸と境土相接せるより、其間の貿易に對して、特別

減稅の方法を講じ、一八九三年の英支間印藏續約により亞東を開放し、而して開埠の日より五年間此を通過する貨物の輸出入とも免稅とし、其後は一方の要求により稅率を協定すべき約なるも、今に至るも尙稅率の協定を見ず、雲南と緬甸との間の陸路貿易は、一八九四年の緬甸支那境界並に通商に關する條約に於て緬甸より輸入するものは、海關稅率の十分の三を減じ、又雲南方面より輸出するものは輸出稅の十分の四を減ずることとし、又子口半稅は一般規定によることとなつて居る

滿鮮間陸路貿易

其後日本が朝鮮を併合するに至るや、安東縣等の國境貿易につき、是等有利なる陸路貿易章程に均霑せんと欲し、交涉の結果一九一三年五月北京に於て伊集院公使と總稅務司「アグレン」との間に協定成り

滿洲より鐵道により新義州以遠の各地に仕向けらるゝ有稅貨物及新義州以遠の各地より鐵道により滿洲に仕向らるゝ有稅貨物に對しては各海關稅率三分の二の輸出稅又は輸入稅を課す

こととなり、卽ち輸出入共に海關稅率に照し三分の一減となり、又子口半稅は三分の一を減じたる輸出入稅の各半額を徵せらるることとなつた

陸路貿易章程の不公平匡正

特別なる陸路貿易章程の行はるるは、以上數者であるが是等各種邊境貿易は、孰れも同一なる輸入稅率より一定額の減免を受くるにあらず、卽ち其稅率各異り、之れを例せは從來日露兩國と支那との國境貿易は一九〇二年輸入稅率より、又英支間國境に於ては一八五八年輸入稅率より、一定の減額をなしたる輸入稅を課せられつつあり、不公平なるを免れなかつた

依つて一九一七年列國が、支那の關稅改正提議を容れ、同年十一月六日北京に於て聯合國側公使會議を開き、上海に於ける同會議の開期に付協議をなせる席上、露國公使は本國政府の訓令を體し、陸境關稅は今回の改訂に關係なきものなれば、從來の儘之を据置きたき旨聲明したるが、これに對し日英兩國公使は、これを以て公平を缺くものなりとし、海口よりの關稅引上らるゝ以上、陸境關稅も同樣に引上らるゝこと、卽ち少くも來るべき改訂稅率は、所定割引の儘各陸境にも適用せらるべきものなりとの意見を發表した、其後上海に於ける、關稅會議進捗するや、大正七年八月、支那外交總長は關係國公使に對し、改訂稅率を陸境關稅に適用することにつき承認を求め來たり、之れに對し我政府は一切の陸境につき、一律に之を適用することを條件として之れに同意した、則ち從來支那の陸境中日露兩國との國境に於ては上海改訂稅率を基礎とし、之より三分の一減をなし居れるが、英佛兩國の領土たる印度緬甸安南と支那との國境に於ては、上海改訂稅率よりも非常に低廉なる一八五八年天津稅率を基礎とし、更にそれより三割又は四割の減率をなせる稅率を適用し居るを以て、兩者を比

較する時は甚不公平なる事態存在するのみならず、朝鮮關東州方面の輸出入に對しては明治三十八年滿洲協約第十一條に於て、最惠國待遇の規定存するに拘らず、上海改訂稅率を何等の割引なく適用し居り、更に一層不利益な事態にあつた、之れに對し支那政府に於ては固より自國は異議なきと共に、關係各國に對し交涉の結果、本邦提議に各國贊成なる旨の回答あり、一時多少の誤解のため反對したる佛國も、之に同意を表すに至つた從て八年八月一日より各方面の邊境共に改訂稅率に基きこれより規定の低減を行ひたる輸入稅を課することとなつて居る

華盛頓會議の決定

夫れで華盛頓會議に於ては支那關稅に關する九ケ國條約第六條に於て

支那の總ての陸境及海境に於て賦課すべき關稅率は均一なるべしとの原則を認む

と規定し、其原則の適用方については釐金稅廢止に關する特別委員會に於て適當の措置を講ずべき事とし、而して

前記の原則實施以前に於ては本條約に基きて行ふべき關稅率改訂又は附加稅賦課の結果として生ずべき關稅率の引上は支那の總ての陸境及海境に於て均一の從價稅率により一律に之を徵收せらるべし

と決定せられて居る、卽ち將來此陸路貿易に關する特惠的取扱廢止せらるゝ譯であるが、其時期は尙前途遼遠であると云ふべきである

滿鮮國境貿易

然るに此に最近一問題を生じたのは日支間の滿鮮國境の貿易に關するものである、支那政府は露國に對し從來許與して居つた陸路貿易に關する特權を本年四月一日より廢止すべき旨を政府公報に發表し、支那稅關亦此旨を告示した、而して支那はこれと共に日支間の滿鮮國境の陸路貿易取極は元來露支兩國間の陸路貿易章程に均霑する意味よりして許されたものであるから、旣に露國に對して此特典を廢止した以上、日本との取極も當然廢棄せらるべきものであるとの理由を以て、我國に對して交涉し來つた、然し日本としては支那の申出には直に應ずる事の出來ないのは勿論の事で、本問題は尙交涉進行中であるが、日本は到底支那の申込に應ずる事は出來ないであらう。

支那道路規則と主要道路

北京政府に在ては民國八年十一月十五日道路改修規則十五ヶ條を發布し、道路に關する立法を爲したるが、其條項は次の如し

道路修治條例

第一條　全國の道路を分類して左の如くす
一　國道
二　省道
三　縣道
四　里道

第二條　國道の分類左の如し
一　京師より各省及び特別行政區域に達する道路
二　此省都より彼省都に達するの道路
三　要塞港口及び其他軍事と關連する重要道路

第三條　省道の分類左の如し
一　省都より各縣治に達するの道路
二　此縣治より彼縣治に達するの道路
三　本省區內の鐵道鑛區商埠工場及び軍事と相關連する道路

第四條　縣治の分類左の如し
一　縣治より樞要の各鎭鄉に達するの道路
二　各縣鄉の相銜接する道路
三　縣治より港津鐵道及其他相鄰せる工場鑛區に達する道路

第五條　里道の分類左の如し
一　此村より彼村に達する道路
二　此村より相鄰接する學校工場及び其他公共事業に達する道路

第六條　國道の幅度は五丈以上とす
第七條　省道の幅度は三丈以上とす
第八條　縣道の幅度は二丈四尺以上とす
第九條　國道省道縣道の幅度にして地勢狹窄なるか及び其他特別情況ありて酌量變更すべき時に遇へば內務部に於て之を核定すべし
第十條　里道の幅度は地方團體に於て之を酌定す
第十一條　國道は內務部に於て核定し省道は各核地方最高級長官之を酌擬して內務部の核定を咨陳す均く部に由り期を分て修治する區域を劃定し各該地方最高級長官に通達して修治を督飭せしむ但し國道の修治は內務部特に機關を設て直接辦理するを得

第十二條　縣道及里道は縣知事之を酌擬して該管最高級長官の核定に備へ各該知事は地方自治團體と會同して之を

修治す

第十三條　道路の經過する河川溝渠等にして橋梁を建造するを要する者は其橋面の幅度は道路の幅度に按じて之を酌定すべし

第十四條　本例施行細則は內務部に於て之を定む

第十五條　本條例は公布の日より施行す

本新道路規則も民國建設以來絶えず行はれ來れる條例濫發の一に過ぎず、如何なる程度迄實施せらるゝや疑はしきが、近年米國赤十字社社會的事業として、饑饉救濟水災民救恤の目的を以て道路を開き、地方督軍は軍隊の輸送動員の急速を計る爲め是亦道路の新設に着手し、一般の支那人も便利として是等の計畫を喜んで迎ふるに至り、自動車の流行亦道路の發達を促し、今や道路の開設は政府も人民も共に其必要を感じ、之が開設に力めんとしつゝあり、現在の支那主要道路は左の如し

支那高等道路省別一覽表

摘要	開設企畫者	自	至
一、直隸省			
開設	個人	北京	王泉山
同	同	海甸	同
同	同	湯山	同
同	同	通縣	同
同	同	張家口	庫倫
同	同	保定	高陽
同	同	景縣	德州（山東）
同	同	滄州	石家莊
建設中	同	通縣	天津
七十五哩開設	米國赤十字社	天津	保定
建設中	個人	阜城門	三家店
同	米國赤十字社	北京	天津
四十六哩開設	同	大名	成安
建設中		邯鄲	廣德
同	個人	高陽	任邱、大城、靜海
計畫中	同	張家口	多倫諾爾
同	同	同	商都
同	同	平地泉	陶林
同	同	南苑	北苑
同	同	豐鎮	連鎮
同	米國人	通州	天津
一、奉天省			
計畫中		西汾	開源
一、江蘇省			
開設	江蘇省	上海	吳淞
同	個人	宿遷	徐州
同八十支里	江蘇省	上海	拓林
同	個人	大場	常熟
建設中		瀏河	太倉
同七十一支里	同	閔行及南滙	同
同	同	同	上海
開設	同	龍華	

龍華	閔行及拓林	計畫中	
丹徒	丹陽南京	同	江蘇省
句容	金壇南京	同	同
江浦	六合南京	同	同
鎮江	靖江	同	個人
靖江	海門	開設	
蘇州	太倉		
同	福山鎮（常熟經由）		
靖江	徐州	計畫中	個人
同	海州	同	同
同	浦口	同	同
蘇州	湖州	同七三五支里	同
陽州	个州	同三二支里	同
江陰	無錫	同	
一、安徽省			
廣德州	泗安	計畫中	安徽省
一、江西省			
南昌	贛州	計畫中	同
同	廣信	八二五支里	同
同	寧都	同	同
同	景德鎮	同	同
同	上高	同	同
同	萍鄉	計三六〇〇支里	同
一、浙江省			
嘉興	乍浦	同	

湖州	廣德	同	
海寧	長安站	大荊場、楊家莊、何家兜、金家橋等	經由計畫中
新城	上虞	同二〇〇支里	浙江省
餘杭	寶石山、杭州		
上海	杭州		
一、福建省			
詔安	福鼎、雲霄、漳浦、同安		建設中
	惠安、興化		
	福清、福州、連江、羅源、寧德、福安、長泰		個人
峯市	先澤、上杭、汀州、寧化、建寧、太寧、邵武		計畫中
南輿	和口、德化、永安、清流		同
海澄	武平、南清、瀧巖、上杭		同
福安	邵武、政和、建寧、建陽		
一、湖南省			
長沙	湘潭	開設	
一、山東省			
芝罘	濰縣	同	政府
曹莊	沂州	同一五〇哩	山東省
德州	南宮縣、威海衛、海陽、兼陽	同	
芝罘		計畫中	

德州　飯陶

一、山西省

太原・太谷徐溝縣　開設

平定州　正大鐵道　同七八哩

黃河及其支流域　同一二二哩　同

太原嵐縣　計畫中

平遙汾州　同

陽泉遼州　同

一、河南省

徐州苑南　同

堰城周家口　同

武安邯鄲　同　個人

一、陝西省

陝州西安　同四七〇支里　同

一、四川省

成都雅州　開設

同　灌縣　同

雅州大建鑪　計畫中

重慶成都　開設　四川省

一、廣東省

新會江門　廣東省

同　北海　計畫中　同

石龍羅阜山　同

一、廣西省

龍州水口　廣西省

南寧梧州、賓縣、貴縣、桂平、平南、滕縣

桂林　隆江、陽朔、荔浦、蒙山、太平等

開灤礦務公司第九期營業成績

開灤礦務公司(The Chinese Engineering and Mining Co Ltd)第九期年次株主總會は昨年十二月十二日倫敦本店に於て開催せられ、社長ターナー氏議長席に就き、同公司昨年度營業概況に付大要左の如き報告をなせり

本株主總會に提出せる、去る六月三十日を以て決算とせる本公司の營業成績、竝に決算報告は、本期間爲替平均相場の低落により、數字に於て多少減少せるも、純益は昨年と略同樣の結果を得たり、本公司は昨一九二〇年六月三十日を以て拂込資本金一百萬磅の株式に對し、一株三割の配當をなしたるが、右の總會に於て此に一割二分の配當を決し、去る五日支拂ひたる臨時配當一割と合して、年二割二分卽所得稅免稅限度にして增加資本金一百四十萬磅に對するものなるが故に配當合計前年度の三十萬磅に對し、今年三十萬八千磅となる譯なり、尙新株四十萬株の全額は會社

の流動資金に加へざることを議決せらる可し、蓋しこは過去數年來蓄積し來りし利益を資本化するにあるのみ

一、開灤公司の營業成績

開灤總公司の純利益は昨年償還濟の開灤社債に對する六分の利子、減價償却準備金竝に直隸省官憲の享くる利益等を差引き、前期の八百九十一萬七千四百五十六弗に對し、本期七百三十一萬三千四百四十八弗なり、斯の如き不況は云ふ迄もなく石炭の需要減少に因るにあらずして、實に鐵道輸送の困難なるに由るものにして、之を二年前の利益六百萬弗なりしに比すれば、まだしも好況とせざる可らず、開灤公司の得べき利益は三百八十五萬〇十二磅なり、既に昨年度の總會に於て述べたる如く、前年度の利益の增加せるは同年中爲替相場の奔騰によるものとす、昨年間爲替の平均相場は一弗に付二志安なるが故に、其利益を損益勘定貸方に振替へ合計五十六萬四千七百二十三磅に達せり、又歐洲利子は七萬二千二百二十一磅なるが其他の小項目に屬するものを加へ、合計六十四萬一千四百六十九磅なり、又歐洲經費は前期に比し增加せり、前記に於て報告せしが如く北支那饑饉救濟金として五千磅を寄附せり、又爲替損失勘定は一萬六千二百五十九磅にして、軍事公債五分引賣却により損失一萬一千九百四十二磅あり、右兩項の合計約一萬七千磅は回收し得ざる損失なるが、本期純益殘高は之に依て五十八萬七千九百九十四磅となる譯なり

一、本公司の稅金

營業決算書面に於て昨一九二〇年六月三十日利益殘の處分の項に見らるゝが如く、其重なる項目は前一九二〇年十二月十七日支拂による配當金二十萬磅の支拂に宛てたるもの、及び一九二一年一月四日開催せる特別總會の決議に據り、同五月十二日を以て一株に付一磅合計四十萬株卽四十萬磅の全額拂込に宛てられたるものなり、斯くて殘高三萬七千七百八十四磅を次年度繰越とせり、之を以て損益勘定貸高に於て合計六十二萬五千七百七十九磅を計上せり、所得稅は十一萬二千三百十六磅超過利益稅十二萬二千三百四磅、準備金は十八萬九千磅にして、共同組合利益として二萬六千磅を計上せしが、以上三項目の合計二十六萬一千二百二十磅は、內國收入割當額に相當し、昨年度に比し正しく四割五分に當れり、去る五月二十三日支拂の臨時配當金一割卽ち十四萬磅は所得稅免稅限度にして、本日の總會に殘額二十二萬四千五百五十九磅を計上するを得たる次第なり、前述せし如く年配當は免稅限度の一割二分を明十三日支拂ふ事に決定せり、更に定款により重役報酬として九千百三十三磅を支拂ふ事となれるが、此に資本の增加に依る經費の全額(主として印紙稅)を償却せん事を提議するものなり、右償却により殘高に於て二萬一千七百四十磅を次年度繰越金として計上するを得可し

一、過剩利益稅に就て

本公司は過剰利益稅として十二萬二千磅を支拂はざる可らざる事は、株主諸氏に於て記憶を乞ふ次第なるが、本公司の負債は此目的の爲に增大され、現に過剰利益金として此に百四十萬磅以上を支拂ふ事となる可し、貸借對照表に關しては說明すべきもの二三あるが、其第一は資本金の增加にして一百萬磅より百四十萬磅に增資し、第二に開灤礦務總公司に對する債務五萬磅より十五萬二千磅に增加し居れるが、其內十萬二千磅は本公司に於て之を準備し、更に開灤礦務公司の流動資金として灤州礦務公司より同額を準備せり、由是本公司も同樣に近く流動資金として十萬磅を準備すべき筈なり、次に過剰利益稅竝に重役報酬の件なるが、一九一六年のファイナンス條例の結果當社は其支拂ふ可き過剰利益稅の額の內より、或程度迄は重役の報酬を回收する方針なるが、本條項の目的は過剰利益稅に對して會社の負債を減少せしむる目的の爲め、隨意に重役の報酬又は職員の俸給を增加する事を防止するに在るなり、然れども此には何等考慮の要なく、條項の問題は或程度迄破棄され既に昨年度の總會に於て株主總會の決定を見たる所にして、各重役の間に不平均に處分さるゝに至る可きも、其金額は二千磅なるが吾人は今此條項を採用せざる事に決定せんとするものなり、此の如き同樣の場合屢起り得るを以てなり

一、石炭の販賣に就て

次に昨年中開灤礦務公司營業に就て述べんに、石炭の販賣高は三百七十七萬五千噸にして、前期の販賣高に比し二十三萬五千噸の減少なり、此減少は石炭の需要減少に原因せるに非すして實に鐵道輸送の困難に因れり

之に關してナタン少佐は左の如く報告せり「斯の如き減少は次の如き理由に據れり、昨年度下半期より本上半期にかけ約六ヶ月間支那內地政爭の結果吾石炭運搬に及ぼす影響甚しく軍隊の鐵道橫領軍隊の輸送等により、著しく貨車の數を減じ、爲めに石炭の輸送により多大の困難を感せしめたるに、更に北支那饑饉救濟の爲め滿洲より穀物輸送の爲め大部分の貨車を占有せられし爲め、石炭の輸送は之が爲め殆ど停止し、以上二個の原因は石炭販賣減少の重なる原因なりとす、而して實際の鐵道輸送能力は毫も增加せず車輛機關車等の供給は本期間依然從來の通りにて年度初め幾分の改善を見たるも現在尙不滿足の狀態なり」と

一、鐵道能力の改善に就て

本期年度末に就て京漢線に接屬する京奉鐵部の貨車操縱の上に、一大改善を見る事となりてより、間もなく之を石炭輸送に使用し得て、一日平均約一萬五千噸を輸送し得るに至れり其後各線間の協定により是等貨車の供給を著しく減少するに至りしを以て、現在一日の平均輸送高は本公司所有の貨車にて石家莊及漢口に一日一千噸乃至一千五百噸を運搬し、是より天津に輸送する分を合し一日一萬二千噸と稱せらる、又本公司は鐵道の不用貨車二百臺を購入し輸送機關を增加するを得たり、既に述べたるが如く吾人の每

月の報告に就ては、常に同一狀態の下に貨車の不足の結果として、一般の石炭の需要に應ずる能はざる困難ありし事なり、吾人は山元秦皇島間の輸送機關を倍加し且つ石炭需要に應ずる爲め、十分なる輸送上の便宜を得、貨車の購入を爲す爲に出來得る限りの努力をなしたる結果、遂に貨車の供給を倍加し更に機關車其他の供給を充すを得たり

一、本年度の豫想

本年度の豫想に關しナタン氏の報告に據れば、石炭の販賣は主として輸送上便不便に倚る所にして、此點に就き從來の記錄中何等比較すべき材料なしと雖も、若し石炭輸送上交通機關の增加するに至らば、秦皇島間の運搬自由に開け一般の需要亦從て增加するに至る可し、但し海外市場へ供給するには未だ何等計畫を施すべきなきを如何せん、而して本年度は或程度迄昨年と同樣の狀態を繼續し得べきも今や內地政爭も稍安定せるを以て、石炭の販賣は前年に比し更に增加するに至る可し、既に本年度卽一九二一年（七月より九月末に至る）第一期間に於ける石炭の販賣高は、前年同期に比し約二十五萬を增加せるが、固より此增加は一ケ年を通して維持し得可きに非ずと雖、現在の事情を以て現今より著しく增加せざる可しと豫期すべき理由なきなり、最近に於ける石炭の在噸數は三十七萬噸にして、一日の出炭高一萬五千噸なるが、ナタン氏の報告に據れば若し勞働狀態にして作業を改善するに至らば、一ケ年四百五十萬噸を出炭する事は之を豫期するに難からずと謂へり、去る六月三十日現在の石炭は二千四百四十三萬五千噸なり、秦皇島に於ける石炭置場を擴張し、一日平均一萬五千噸を入れ貯藏所は二十六萬噸を入るゝ事となれり、本期初め二十三週間に於ける石炭の販賣高は前期の百五十二萬一千噸に對し、今期百八十四萬一千噸に達し、三十二萬噸の增加なり、諸氏は今朝の新聞にて承知せらるゝならんが、前週中本社の販賣炭以上述べたる數字を込め十萬噸以上に達せり、本期間の爲替相場は約一弗に付二志九片にして、昨年に比し多くの相違を認めず、是を以て一般營業は滿足なりと云ふを憚らざるなり

一、秦皇島に於ける鐵工所

昨年度の總會に於て秦皇島に鐵工所を設くるの件に付、幾分說明し置きたるが、今期中事業大半進捗せしが、鼓風爐技師にて有名なるカーチフ炭礦ダビット、ロバート氏はリレー、バーボード商會の依賴により、支那に來り計畫の場所に赴き視察し、機械の据付をなさんとせしが、適當なる場所を選擇し、目下必要なる準備進行中にて、進んで其後の調査に着手し、卽ち鐵礦產地の調査竝に其採掘法及其機械の据付等なるが、是等の著手には尙相當の時日を要するを以て、之が完成するに至る迄は、一般計畫竝に最後の報告をなすを得ず、此間勞銀竝に諸材料の價格も低落しつゝあるを以て、今より一年前に立てたる計畫に比し、確に數萬磅は之を節約し得べきを信ずるなり、此に一九二一年六月三十日現在の取締役の提出にかゝる、營業報告書竝に

計算書により年配當として一割二分、之に臨時配當の一割を加へ合計二割二分を加へ、十二月十三日支拂はんとする　に對し、承認を乞ふ云々と述べ、凡べて可決承認し、次で重役の選擧ありて閉會せり

上海に於ける勞銀調査表

		一九一四年		一九一五年		一九一六年		一九一七年		一九一八年		一九一九年		一九二〇年		一九二一年	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
生絲	男工	元 0.35	元 0.18	元 0.39	元 0.18	元 0.43	元 0.16	元 0.45	元 0.15	元 1.00	元 0.20	元 1.00	元 0.20	元 1.10	元 0.20	元 1.20	元 0.23
	女工	0.25	0.15	0.24	0.16	0.24	0.16	0.25	0.18	0.45	0.20	0.48	0.20	0.50	0.20	0.60	0.23
製棉	男工	0.30	0.17	0.31	0.18	0.37	0.24	0.41	0.27	0.50	0.25	0.50	0.27	0.55	0.28	0.55	0.29
	女工	0.25	0.15	0.26	0.15	0.25	0.17	0.27	0.19	0.30	0.20	0.31	0.20	0.35	0.20	0.38	0.20
紡績	男工	0.83	0.30	0.85	0.31	1.03	0.33	1.24	0.19	1.35	0.33	1.45	0.35	1.55	0.28	1.60	0.30
	女工	0.40	0.24	0.43	0.24	0.47	0.24	0.48	0.24	0.50	0.25	0.60	0.28	0.70	0.25	0.85	0.33
絹織物	男工	0.33	0.09	0.33	0.09	0.28	0.22	0.28	0.22	0.30	0.24	0.40	0.25	0.50	0.28	0.65	0.30
	女工	0.12	0.06	0.13	0.06	0.15	0.22	0.15	0.22	0.18	0.24	0.20	0.25	0.30	0.18	0.40	0.18
綿織物	男工	0.48	0.15	0.52	0.15	0.52	0.15	0.55	0.16	0.60	0.25	0.60	0.28	0.80	0.28	0.85	0.33
	女工	0.33	0.10	0.35	0.11	0.35	0.10	0.36	0.11	0.32	0.22	0.35	0.22	0.45	0.25	0.60	0.18
麻織物	男工	0.30	0.20	0.32	0.21	0.33	0.23	0.33	0.23	0.33	0.23	0.35	0.23	0.45	0.23	0.47	0.25
	女工	0.28	0.13	—	—	0.30	0.13	0.30	0.13	0.30	0.15	0.35	0.15	0.38	0.18	0.50	0.25
毛織	男工	0.30	0.14	0.33	0.15	0.40	0.16	0.50	0.20	0.50	0.20	0.55	0.20	0.60	0.23	0.63	0.33
	女工	0.25	0.10	0.25	0.10	0.28	0.13	0.30	0.15	0.35	0.25	0.35	0.17	0.40	0.19	0.50	0.20
莫大小	男工	0.40	0.18	0.40	0.20	0.48	0.23	0.48	0.24	0.50	0.25	0.55	0.25	0.60	0.25	0.70	0.25
	女工	0.25	0.18	0.25	0.20	0.30	0.15	0.31	0.21	0.40	0.23	0.50	0.23	0.55	0.23	0.62	0.33

| | | |

精米製粉	男工	〇・六〇	〇・二五	〇・七〇	〇・二六	〇・五七	〇・二六	〇・六一	〇・二六	〇・七〇	〇・二七	〇・七〇	〇・二七	〇・八〇	〇・二七	〇・九〇	〇・二八							
	女工	〇・三五	〇・二五	〇・三五	〇・二〇	〇・三三	〇・二五	〇・三五	〇・二八	〇・四〇	〇・二八	〇・四五	〇・二八	〇・四八	〇・二八	〇・六〇	〇・二八							
印刷	男工	〇・四五	〇・一七	〇・四六	〇・一七	〇・五八	〇・二六	〇・五五	〇・二〇	〇・六〇	〇・二〇	〇・六五	〇・二〇	〇・七〇	〇・二三	〇・八〇	〇・二五							
	女工	〇・一七	〇・一一	〇・一七	〇・一一	〇・二〇	〇・一五	〇・二七	〇・一八	〇・二五	〇・二〇	〇・三〇	〇・二〇	〇・三五	〇・四四	〇・四五	〇・四四							
製帽	男工	〇・三五	〇・一六	〇・三六	〇・一六	〇・五〇	〇・一五	〇・四五	〇・一五	〇・五〇	〇・一九	〇・五五	〇・一八	〇・五八	〇・二〇	〇・六五	〇・二〇							
	女工	〇・二〇	〇・一四	〇・二〇	〇・一四	〇・三五	〇・一五	〇・三五	〇・一五	〇・三七	〇・一三	〇・四〇	〇・一三	〇・四五	〇・一五	〇・五〇	〇・一八							
電氣	男工	〇・五五	〇・三〇	〇・五六	〇・五〇	〇・九三	〇・三五	一・〇八	〇・四四	一・二〇	〇・四四	一・三五	〇・四五	一・五〇	〇・四五									
水道	男工	一・二〇	〇・二六	一・三三	〇・二六	一・三五	〇・二五	一・三五	〇・二七	一・三五	〇・三〇	一・三五	〇・三〇	一・四〇	〇・三五	一・四五	〇・三五							
荷役	常雇 月給	九・〇〇	七・〇〇	一〇・〇〇	八・〇〇	一・〇〇	八・〇〇	一一・〇〇	九・〇〇	一二・〇〇	一〇・〇〇	一六・〇〇	一四・〇〇	一七・〇〇	一五・〇〇	一九・〇〇	一六・〇〇							
苦力	臨時 日給	〇・六〇	〇・五五	〇・七〇	〇・六五	〇・七〇	〇・六五	〇・八〇	〇・七〇	〇・九〇	〇・八〇	一・三〇	一・〇〇	一・四〇	一・一〇	一・五〇	一・二〇							

支那道路改良新計畫

交通部顧問　ジヨン、イー、ベーカー

支那に於ける道路改良に關して、人口の多い大都會では數年前より街路改良の計畫があつたが、今日迄實行されたものは一つもなかつたに拘らず、却つて僻阪の地に於て注目すべき道路改良の第一歩が、昨冬漸く着手さるゝに至つた。言ふ迄もなく此の運動の有力なる中心は、米國赤十字で、既に其の計畫九百哩の中約五百哩は竣工した、此の築道工事は山東、山西、直隷、河南の四省であるが、該赤十字の報告によれば、多くの縣知事は眼前に示されたる此事業に刺戟せられて、縣域の道路を改良しつゝあると共に、實際京漢鐵道沿線の諸驛に於いては、驛から附近の都市迄改良道路が通じてゐるのを見ることができる樣になつた。

築造中の道路は其の材料に於ても、横斷面に於ても、種類が一定して居ないが、短い道路ではマカダミズ（碎石舖道法）が普通に用ひられてをる、山東省の道路は單に土をローラーで固めたゞけのものであり、河南省のはマカダミズであり、山西省のはマカダミズのもあれば又單に砂利を敷いたもあり、又石炭の燃滓を敷いたのもある、何れもその近くで得られる材料を用ひてる、手近で得られる材料を用ひるといふことは、將來支那に於て必ず採用せらるべき方法であらねばならぬ、例へば山東省に於て道路をマカダミズにするといふ樣なことは、到底論外の沙汰である、目下米國赤十字は同地に約五百哩の道路を築造中であるが若し此の長さを總てマカダミズに依るとすれば、どういふ事

になるかと考へて見ると、先づ標準に道幅を二十呎とする其中央の十四呎をローリング前八吋（ローリング後六吋となる）の厚さのマカダミズにすれば、長さ一呎に付きマカダミズは九乃至十三立方吋となり、長さ一哩に付きマダカミズ四萬九千二百八十三立方呎を要するであらう、マカダミズ一立方呎の重量百磅とすれば、一哩に付き約二千五百噸、卽ち五ッレーンローンヅ（列車荷重）となる、故に五百噸に對しては二千五百ッレーンローヅ、換言すれば毎日七個の列車で送るとして、一ケ年を要するのである、換言すれば津浦線の山東省に於ける區間で貨車の全部を使用するとして、赤十字計畫の道路をアカミダミズにする爲には、一ケ年を要する事となる更に別の方面から考ると、マカダミズに用ひる石の產出場所から、最近の鐵道驛其れを要する各地の驛までの平均距離を百五十基米突と見て、その鐵道運賃を一噸六十仙といふ最低率とするも、約七十五萬元を要する、卽ち殆んど赤十字が費した額と大差はない、然るに之れは單に驛から驛までの鐵道運賃であるから、その外に驛から石を要する場所までの運賃を見なければならぬ、是れは荷車で運搬するのであるが、その平均距離を三百支那里と見て一支里六仙とすれば、一哩分に付四萬五千元五百噸分二千二百五十萬元となる、而も尙ほその外にその石を敷く費用も要するのであるが、幷は暫く措くも既に二千萬元以上と云ふ洵に驚くべき額となる、尤も工事の進捗に從つて單價は少くする事が出來るであらうが、而しそれだけの巨額を投じた處で、全山東省面積の四分一だけに對してマカダミズ道路が完全されたに過ぎないので、結局全部に適用する見込のない事と言はなければならぬ、右は單に山東省にのみ就いて言つたのであるが、直隷省及其他の諸省に於ても、凡そ長さも幅も數百哩といふやうな土地に付ては、同樣の結果に陷るのである、若し現代に於て各省を連絡し北京から廣東まで實用に適する樣な道路を造らんと欲するならばそこに何か他の或る要素を用ひなければならぬ、その要素とは他なし輪鐵の幅の廣い車輪である

蓋し支那人はその惡い道を愈々惡くする爲に、最も有効な器具を發明したものである、富豪者流か娛樂用の爲めに山西省から買入れる鋸齒狀の車輪を見よ、道路を虐待することそれ以上のものがあらうか、次に凹狀輪鐵の車輪がある、之れは只さへ狹い輪鐵の兩側に端しによつて轍から攀登るやうに作つたもので、之が爲に轍の岸が壞れて粉末となり、風が吹くと飛失せて深く轍が跡に殘ることとなる、又支那の荷車は極上等のものにても只二輪になつて居るだけで、障害物に遭つた時衝動を輕めるスプリングの裝置がないから、假令上に記した樣な路面虐待の器具が附屬していないとするも、道路を惡くするには充分である、上記の鋸齒狀車輪や凹形輪鐵が普通に用ひられる限り、極上等のマカダム道路でも僅かの年數しか保たないのである、北京其他の或る都市では街路のマカダムになつてゐる部分は、上記の車輪の使用を禁じ、通行を許してあるのは極めて輕い車だけで大抵は護謨輪になつてゐるが、それでも三、四年毎にはマカダムを掘り返して更に一度ロールを掛けるこ

とを要する、處が是には恐ろしく費用がかゝるので、如何ほど之れに要するか精密には分明しないが、比律賓の例で見ると立派な道路の維持費は毎年一哩に付き千四百ペソ、即ち約千四百元を要する、言ふまでもなく道路が上等なほど維持費が多くかゝるのであるが、右の費額は殆んど昨冬赤十字が山東省に於て道路を作つた費額と同じである、然るに土砂道であるならば、毎年一哩に付き三百元もあれば滿足な維持ができる、されば支那の現在のやうな憐れな財政狀態の下に於ては、富裕な賑やかな中心都市を除き、マカダム道路は殆んど問題にならぬ、現在の車は道路の破壞である、けれども若し之を維持機關にすることが出來るならば道路の維持費は著しく減ずるであらう、然らば維持機關にするにはどうすればよいかといふに、輪鐵の幅を三吋乃至四吋にすれば、道路を固く滑らかにロールすることゝなる先づこれ程輪鐵が廣ければ、路面に深く喰い込むといふやうなことはない、現在の車では三吋に過ぎないけれども、改良車では八吋になるから、轍も半分以下に淺くなる、併しそれよりも都合のよい事には輪鐵の廣い車は、精密に同一の所を通らないから、轍ができてゐても自然それが消さることになる、大體幅廣の輪鐵に於ては各車輪の通る幅は二呎位のものであるが、その外に牛馬が踏んだり又横に通る事もあつたりして、實際上は殆んど全路面がロールされるやうな結果となる、又海岸に近い平原の土壤が、是等の幅廣輪鐵に壓されると、一固まつて平滑となり、乾いてゐる間はアスファルトのやうになる、從つて道路の維持といつても單に端しが破壞したのを直したり、路面の低くなつている所を埋めたりする位のもので、その修繕事業は一支里に付いて一人一週の手間で濟む、即ち一哩に付き一箇年四十五元でよい計算である。

然るに茲に問題とすべきは廣輪車は新しく作つた道路に都合がよからうが、普通の田舍道には適しないと云ふ說がある事である、筆者も始の內はさういふ風に考へてゐたが、支那の田舍路をよく觀察して見て、意見が變つた、田舍路に深い轍ができるのは雨季の間であつて、霜が降るやうになると消えてしまふ、廣輪鐵であれば最初から轍ができないから、後から來る廣輪鐵は容易に前の跡を通つて行くが現在の狹輪鐵では前の作つた轍を難儀して通るのである、實際上現在の田舍の大部分は畫家が書いてゐるやうな、深い谷をなしてはゐない、普通の田舍道は荷車が深い轍のできてゐる道を避ける爲め通る所にできた跡に過ぎないのであつて、それが一度できると他の車もそれ丈通りそこにまた深い轍ができるまでそこばかり通り、轍があまり深くなつたてくると、他にまた道を作るといふ風である、是れ田舍に行くと無用の道路が恐ろしく重複してゐる所以である、又之れがために支那の百姓は何時大膽な車が自分の畑に侵入してくるかと常に不安である、それは兎も角支那に於ても確に世界の何處も同樣に、容易に廣輪鐵を使用することができる、米國に於ても二十年前迄は田舍道の改良を企てず全く支那と同樣の狀態であつたが、廣輪鐵を使用して好成績を見た、實際弛い土壤に立派な自動車道路ができるので

ある、斯くの如き次第であるから支那に於ける道路の改良を願ふものは、現在の支那車の輪鐵を變へることにあらゆる努力をなさなければならぬ、恐らくは此の變更は數千哩の大道路を造ることよりも、偉大な事業であらう、而して若し速かに此の變更を完成すべく努めたならば、愈々偉大な事業であらう、尤も心の習慣をかへるといふことは、只有形物を動かすのよりもむづかしい、先づ漸次之が實行を期することゝし、現在狹輪鐵の車を用ひてゐる人々の利己心に訴へて變更するやう導かなければならぬ、現在幾百哩も新道路を持つて居る諸省は、此問題にぶつかつてゐるが、その解決は恐らくは道路維持費を得ると同時になるべく、それを少額であげるといふ事に歸着しなければなるまい、それで改良道路を使用する總ての車に對して稅金を徵收する、但し狹輪の車には廣輪鐵のよりも高く課するといふ案もある、又廣輪鐵のは道路の維持機關になるのだから、稅金を取るよりも寧ろ奬勵金を與へるがよいとの說もある、而して徵收法としては一回限りの免許料でなしに、その稅金なり奬勵金なりを、每年又は每一年に取立てるのもよからう然るに高い稅を課すれば必ず苦情が起るだらうし、さればといつて安い稅では狹輪鐵が速かに廣輪鐵に變るといふ結果を見ることが出來ないだらうと思はれる、されば最初は安くし、一定の期間例へば三年後には著しく引上げるといふ警告をするがよい、さすれば狹輪鐵の持主は成る可く速かに廣輪鐵に取換へるべく努め、三年後には稅を納めないと却て奬勵金を貰へる樣に努めるであらう、更に右の規定と同時に五年又は七年後には狹輪鐵は全然禁止し、又廣輪鐵も奬勵金を廢し、却て幾何かの稅金を道路維持費として納めさせることに定めるがよからう、又狹輪鐵の車を作るものには、例へば一輛に付五元位の稅を廣輪鐵には申譯ほどの稅を課するのもよい、尤もそれはつまり購買者の負擔に歸するであらうが、併しそれ故に高價なものを買はなくなり、結局狹輪の製造がなくなるであらう、廣輪鐵の車輛を作るのと、狹輪鐵のと費用は、殆んど變らない、幅と轂とは兩者に於て同一であつて、違ふのは輞と輪鐵とだけである、廣輪鐵の車輪の輞も狹輪鐵のそれと同量の木材で足りる尤も厚さを減ずるが、それだけ幅に於て增すのである輪鐵に就いても同樣の次第である、現在の輪鐵の厚さは優に八分五吋あり、それに輞の緣を保護する爲めに鋲が附いてゐる、是等のと鋲との鐵の量は、優に厚さ八分三吋の廣輪鐵を作るに足りる、併し現在の繋ぎ合はせの輪鐵は之を廢し、一本の鐵で縮着したものにせなければならぬ、現在の所謂輪鐵は實は輪鐵ではなくて、車輪の木緣に鋲で止めた鐵の行列に過ぎない、だから木緣が總ての「ストレーン」を引受けることになつてゐる、從つてあれほどの厚さを要することになる、此の厚さを減すれば「ストレーン」は他の或る物に移り行かなければならぬ、其の所謂或る物が卽ち一枚帶の輪鐵である、此の輪鐵は熱いとき箝め冷めるに從つて縮着するやうにしなければならぬ、支那の車屋は此の輪鐵の縮着作業を習ふ必要がある、それは極めて簡單な仕事であつて、僅か十分時間に習ふことができる、現時

自動車や人力車の爲めに作つた良き道路は、田舍の荷車の通行を絶對に禁じてある、併し廣輪鐵の車ならマカダム道路でも通行を許して差支なきのみならず、寧通行を希望する、それは道路の維持を援けローリングの作業を手傳ふからである、護謨輪はマカダムの碎石の尖端の塵粉を吸收して、空中に彈き飛ばす、而して風の爲めにそれが片方に吹き去られ、石の角が露はれ穴ができる、併し廣輪鐵の車であるなら、碎石の尖端は磨滅らされ、而して塵粉は低處を埋めることになる、又是等の塵粉は大抵セメント質を持つてゐるから、輪鐵に壓せられるとコンクリートのやうな被覆を作ることになる、かくて廣輪鐵は自動車道の改良にも貢する譯である、前來述べたやうな次第であるから、支那に於ける道路改良の問題に歸する築造が全く無用といふのではないが、先づ廣輪鐵が行はれて後でなくば多くは徒勞に歸するであらう。（ヒ・サイークリー・レビユウ・オブ・セ・ソアー・イースト一九二〇年七月號）

時報

山鐵沿線撤兵協定全文……山東鐵道の善後……西藏問題の通電……非宗教提倡……財政部大疑獄問題……張使の南北統一會議

山鐵沿線撤兵協定全文

山東鐵道沿線撤兵に關する日支兩國政府の協定は、三月二十四日より外交部に於て、支那側よりは委員王正廷田中玉徐東藩唐在章稽鏡熊秘書、日本側よりは小幡公使吉田參事官西田書記官東少將引田少將田北大尉中村大尉清宮通譯官等の諸氏參列して會議を開始し、引續き數次協議の上、二十八日協議の終了を見、四月四日其全文を公表せるが、其全文左の如し

山東鐵道沿線撤兵に關し、日支兩國政府委員北京に於て協定すること次の如し

一　本協定に依り、支那巡警（名は軍隊、以下同じ）を配置し、日本軍隊を撤退する區域は膠州灣租借地を含まざる區域、卽ち女姑口驛以西の山東鐵道本線及支線とす

二　巡警の配置及日本軍隊撤退を行ふべき區域の區分並に巡警配置完了期日は左の如し

第一區　濟南より張店驛に至る間　張店驛より博山驛に至る間　四月二十日

第二區　湖田驛より黃旗堡驛に至る間　四月三十日
第三區　峙山驛より女姑口驛に至る間　四月三十日
右第一區第二區の境界は湖田驛西方二吉尙家庄より自家堡に通ずる道路（該道路は第二區に含む）とす第二區第三區の境界は峙山驛の西方三吉濰河支流（同河橋梁は第三區に含む）とす、第三區と靑島守備軍管區との境界は膠州灣租借地境界とす

三　各區間に對する日本警備の任務は、前項に規定せる支那巡警配置完成期日の翌翌日正午を以て終了するものとす

四　支那政府は、鐵道沿線に配置すべき巡警の編制及配置を四月五日迄に日本政府に通告するものとす

五　日本軍隊の撤退は左の通り實施すべし、但し殘務整理の爲め、少數の人員に限り若干殘留することを得べし

歩兵隊　各區間毎に、第二項に規定せる支那巡警の配置期日の翌日より、五日以內に現在の駐屯地より撤退す

憲兵　右支那巡警の配置期日の翌日より十日以內に現在の駐屯地より撤退す

濟南無線電信通信員、第一區歩兵隊と同時に撤退す

六　日本軍隊撤限後、鐵道沿線に居住する日本官民の生命及財產の保護、並に鐵道鑛山電線及附屬財產の保護警備は、凡て支那政府其責に任ずるものとす

七　兩國政府は、各自國軍隊には巡警の配置及撤退の實施を監督し、且つ配置及撤退に關し臨時に發生する事件を協同處理する爲め、各四名の委員を派遣すべし

八　濟南無線電信所は、撤兵後は之れが使用を中止し當分日支双方より同數の監視人を置き、大正十一年二月四日華盛頓に於て調印せられたる山東懸案解決に關する條約第二條の定むる委員會に於て他の問題に關聯し細目協定の上支那に移管すべし

九　濟南其他沿線所在の兵營の處分は、前記條約第二條の定むる委員會に於て之を決定す、但し右決定前日本政府は、支那巡警又は軍隊配置の便宜上、支那政府の一時之を使用することを承諾す

一〇　沿線所在の陸軍官舍の處分は、前記の委員會に於て之を決定す、但し右決定前日本政府に於て保有すべき分を除き、支那政府が其希望により一時之を使用することを承諾す

前記日本政府の保有すべきものは、濟南に於ては、鐵道停車場附近以外に於て日本政府の指定すべき約十個處にして、其他沿線の分に就ては別に協議決定す

一一　日本官憲は、沿線各兵營及憲兵派出所內の設備及器具後送の必要なきものはなるべく支那巡警の使用に供する爲め殘置すべし

大正十一年三月二十八日

中華民國十一年三月二十八日

日本帝國特命全權公使　小幡酉吉

中華民國督辦魯案善後事宜　王正廷

山東鐵道の善後

山東鐵道の善後に就きては政府にて人選の結果愈々三月二日王正廷氏を魯案善後督辦に、山東督軍田中玉氏を同會辦に任命したり、之に對し山東省民の一部に於て督辦は宜しく山東省人より選擇すべしとて不滿の聲を揚げたるも、大體に於て人選其人を得たりとて好評なるが、新任督辦王氏は山東善後問題に就き、個人的意見として北京支那新聞記者に次の如く談せり

山東の善後は關係重大にして世界の注目せる所、善後宜しきを得ば吾國の前途に影響すること甚大なるが故に愼重なる計畫と努力とを要す、雖然斯くの如き重大事は政府の特派せる一二人員の能く爲し得る所に非ず、余は國民をして參與せしむる機會を與ふべきを主張す、例へば華府會議に關係せる政府代表及國民代表を參加せしめて其意見を用ひざる可らず、同善後に對する余個人の意見の大略を述ぶれば

一 鐵道　既に民有に決定せるを以て引繼ぎ後は完全に國民の資本を以て會社を組織し、政府は法の命ずる所により監督すべし

二 市政　青島市政の善後は吾國民市政能力を世界に表示する絕好の機會なるが、余は市民をして完全なる參政權を得せしめて市民機關を組織せしめ以て全國市政改良の標準を示さんと欲す

三 交通　省內交通の擴張と改善は鐵道以外更に馬車道路の修築を要す

四 鑛山及鹽田　は之を公開し國民をして自由に投資せしめ、國民資力の集合を誘導せざる可らず

之と同時に山東鐵道民有辦法は交通內務財政農商四部委員の下に起草され、數次の修正の後、閣議を通過し三月十七日其大綱十四箇條を徐總統に呈出して批准を求め尙未だ公布さるゝに至らざるも、國務院は既に右大綱を各省長官に內示せるが、之に據れば山鐵民有辦法大綱十四箇條は左の如し

一 膠濟鐵道の本支線及附屬產業は人民より資金を募集して之を贖回し永遠に民有とす

二 人民の贖回資金募集に關し株式募集總事務所を組織すべし、該總事務所未成立以前は暫らく山東善後督辦公署に於て其事務を兼務するを得

三 各省區の應募額を定め、公司條例に據つて先づ現金四分の一を出資し、省庫銀行に預金し、殘額四分の三は五年以內に分期納入すべく、一回に納入するも亦隨意とし該地方長官より審查員を派遣して審查し、之を總事務所に報告すべし

四 總事務所は各省區の報告を彙集し、回收資金額の四分の一に達したる時、各省區より代表を公舉せしめて會社發起の職務を執らしむ

五 各省區代表選出後、速に公司條例民業鐵道法に準據して民業膠濟鐵道株式會社を組織すべし

六 膠濟鐵道は日本より回收後、先づ政府より管理員を派

して管理し、會社の資金にて全線を回收するを俟ち、政府より會社に其管理を移すべし

七　該鐵道の管理が政府より會社に移されたる後は民業鐵道法の規定に據りて政府の監督を受くるものとす

八　該鐵道政府接收後、全線に有する一切の財產明細表を作成して國人に公示すべし

九　政府所管期間中、株主より代表を選擧して監查機關を組織す、該監查權限は別に之を定む

十　政府所管期間內、政府は該鐵道一切の收入金額を會計年度に按じて詳細に之を公布すべし

十一　贖回庫券は期を分ちて之を交付し、現金及利子は日支委員双方議定後、政府は明細表を公布し、各省區は期に按じて送金すべし

十二　前項の期に逢し、送金すべき現金利子は、期間一個月前に政府指定の銀行に交付し、之を經理せしむ

十三　前項の辦法に關する細則は別に之を定む

十四　本辦法大綱は公布の日より施行す

此大綱の傳はるや回收資金の募集運動は俄かに活氣を呈せるが、該鐵道回收資金額に就き一般支那人は三千萬元なりと思惟しつゝあるも、右三千萬元〆は實は日本占領以前獨逸が該鐵道に投資せる五千六百萬マークの支那銀換算數額を指すものにして、華府會議に於て決定せるものは、右獨逸の投資額に更に日本の投資額を加ふるものとし、日本の投資額は軍政時代に一千數百萬圓、大正元年民政布かれて以來、七年に六百萬圓八年に五百七十萬圓、九年に八百四十萬圓、十年に七百六十萬圓、合計八千萬圓に達し、今回支那に引渡すに就きては、右日本の占有時代に於ける該鐵道の利益を差引き、其殘額と前記獨逸の投資額との合計約一億有餘を支那より徵集するものとし、這は日支外交當局より尙未だ發表せざるものなるが、此發表は一般支那人を驚愕せしめ亦もや種々の妖言紛起し一騷動を擡出するに至るべきか

西藏問題の通電

四川省の邊藏討論會は最近西藏問題に關し討議の上左の如き長文の通電を南北兩政府各省の團體に發せるが山東問題解決後に於ける當面の重大問題として輿論の注意を惹きつゝあり

天中國を禍し、兵燹頻々、內訌疊起して外國紛乘し、沿圖失亡將に盡きんとし、存留するもの惟だ西藏の一塊地あるのみ、而も今や英人其間に耽視して垂涎措かず、掠奪を擅にして、甚非已まざるの概あり、蓋し西藏は四川の藩屛にして、四川は中國の咽喉たり、英人の西藏を窺ふや、力を竭して餘さず、西藏內情の危き、豈々として知る可らざるものあり、夫れ西藏の達賴喇嘛は滿清の勅封せる教主にして、宣統三年、藏民英人の煽動を受け駐藏官民を境外に排逐して隔閡今に至る、近頃藏人堪布等三名印度を經て北京に赴き、西藏の事情を政府に陳述せるが、此事たる西藏案との關係輕少に非らず、若し政府にして能く彼等歸來の誠心を體し、善く之を綏撫せんには、宿疑解くを得、舊好

重ねて溫く、藏案の將來に稗益する所鮮少ならざる可し、然るに政府の彼等を待つ、何等表示なく、聞く吾人をして疑窼措く能はざらしむるものあり、吾人久しく西陲に居し、常に藏案交涉失敗の原因を見るに及び、憂心禁ずる能はず、卽ち茲に在藏見聞の史的事實を吾國人に告げ、以て輿論藏案の參政に供せんとす

藏事の發生は光緒十四年二月、前藏使文碩の時代に、其最も險要の地たる龍圖山が端なくも英人に占領されしに在り、此年六月、繼任藏使升泰西藏に到り、英人に拒絕さる英人卽ち納當より兵を率ひて直に傾批に至り、亞東關內に於て兩方相持して戰を交へ、闢いで升泰は江孜守備蕭占先と後藏糧務秀蔭とを派して休戰を乞ひ、英人は兵を納當に收めて升泰の交涉を待てり、十月十日、升泰拉薩より仁進岡に赴き、茲に始めて光緒十五年、升泰の印度に赴きて交涉せる英支西藏條約あり、此時訂結せる國界は納靑納葱及亞東を以て界とせり、然るに英人之を認めず、乾隆五十八年の舊案に據りて圖龍養博を界とすべしと主張せり、升泰深く之を憂へ、光緒十七年藏邊に於て病死せり、後任奎煥大吉嶺に赴きて會議を開けるも、英人の要求多く、枝節橫生して問題遂に手を着けるに由なきに至れり、爾來各藏使事々因循爲すなくして光緒二十九年に至り、英人亦改關通商を要求し、亞東關を怕克里に改めんとせり、政府未だ回答せざるに、英人印度兵を率ひて入關し、直に怕克里に抵れり、吾駐藏官員理宜しく之を阻止すべきに、時の藏使裕綱庸懦之ゞ爲さず、新任藏使有太は未だ交涉に與らず、遂に英人をして亞東關內に入らしめたり、藏事の沈淪を致せる、實に裕綱に始まる、光緒三十年新任藏使有太升泰の故事に鑒み、藏事一切自ら主持して英人の意を徵せざりき、英兵時已に怕克里に駐屯し、更に進んで傾米斜哥に入らんとし、土民の阻止に遭ひ、遂に戰を開きて土民千餘人其難に死せり、次いで英兵は江孜に至り、同年七月、英人藏人に勸めて條約を訂結せり、光緒三十年の英藏條約是れなり此時藏使有太列席せるも未だ調印せず、此條約は正式なるものに非らざりき、訂約後八月十四日英兵始めて出關し、闢いで唐紹儀印度に赴き、英支條約を修訂し、右の英藏條約を附約とせり、其後英人勢に乘じて侵略を擅にし、駐藏官兵を排逐し、非正式なるシムラ會議を見るに至れり

藏案略史旣に斯くの如しと雖、尙未だ國權を喪失するに至らざりしが、今は英人北京政府に向て次の六箇條を要求せり

一　英國は西藏の支那領土たることを承認す、支那は西藏に自治を布くべし

二　達賴喇嘛は佛敎の敎主なり、支那は須らく封號を贈るべし

三　西藏に支那兵を駐するを得ず

四　西藏の界線を劃定すべし

五　西藏の內政は完全に西藏の自主とし、支那は之に干涉するを得ず

六　英藏所訂の條約は有效とす

是れ實に吾國權を蔑視するものにして、其橫暴共に天を戴

くべきに非らず、西藏の吾領土たること、各友邦の堅く承認せる所、英人は卽ち今茲に始めて之を承認せんとす、西藏の地、英人の承認なくんば竟に吾領土たる能はざるか、支那を欺くこと小兒に如かず、西藏は既に已に支那の領土たり、其一切の政治、自ら支那に其權あり、外人の干涉を俟たざるなり、達賴喇嘛に至りては、滿淸時代既に佛敎の敎主たるを承認し、並に西子自在佛に封せり、民國成立後亦之を追封せり、外人の請求を待て封ずるの必要なし、それ獨立國が其領土に兵を駐し、警察を設けて、其安寧を維持するは領土者の主權にして亦萬國の公例なり、英人は卽ち西藏に支那兵を駐屯するを得ずと云ふ、妄亦極れり、印藏の國界問題に至つては、英人亦提議の權ありと雖、光緒二十五年前に於て界線は既に劃定せられたり、再び復た之を求るは前條約を無視せるものにして、若し其設置を換へ、支那より哲孟雄以南の地を吾領土と爲すべく其劃定を要求せば如何、英人必らずや之を拒絕せん、西藏の內政問題に至りては、一切の主權吾國にあり、固より英人の干涉を受くべきに非らず、纂者英藏條約は吾國當時既に之を承認せざりき、非正式の廢文なり、凡そ以前に未だ吾國の調印を經ざる條約は一切宜しく無效とすべし、之を要するに以上の六箇條は、全然吾國主權の侵害にして斷じて許す可らず、事若し稍不注意ならんか、西藏二萬里の山河は遂に吾國人の者にあらざるべし、事體の輕重山東問題と同日の談に非らず、吾人等は茲に誓つて吾前者の土地を恢復し、以て吾國史の色彩に變化なからしめんとす、吾人時難を目擊して緘然する能はざるものあり、茲に特に國人有志に訴はふる所以なり

非宗教提倡

時局混沌、政海の波濤穩かならず、人心頗る不安なる折柄、世界基督敎第十一次大會は四月四日北京に開催するに決定し、信徒幾萬の合唱する讃美歌は不安なる國都北京を神の福音裡に裹まんとする折しも、三月十七日突如として驚異すべき叫號起れり、兼ねてより宗敎に懷疑せる北京大學の一學生團より叫ばれたる宗敎反對の勃發是れなり、其通電及宣言を觀るに左の如し

通電　敎毒日に熾にして眞理漸く泯び、邪說橫行して人道彰はれず、吾國從來無宗敎の國たりしが、近代に至り其害を受くること益々深し、世界基督敎第十一次大會不日吾首都の地に擧行されんとす、是れ實に吾國に有害なる迷信を傳播せんとするものなり、同人等茲に非宗敎大同盟を組織し、良心の知覺に依りて人群の障務を掃除すべく、又科學の精神に基きて進化の光華を吐かんとす、信敎と非敎とは固より兩立せざるも、愛人と救人とは、其途必らず一致す

宣言　吾人は人類社會の爲に宗敎の害毒掃除を誓ふ、吾人は宗敎の人類社會に於ける流毒の洪水猛獸に千倍するものあるを惡む、宗敎ありて人類なかるべく、人類ありて宗敎なかるべし、人類と宗敎とは兩立する能はず、人類は原と進化的なり、宗敎は偏說す、人類は原と自由平

等なり、宗教は思想を偏要束縛し、個性を摧殘し、偶像を崇拜し、一尊を主とす人類は平和を愛す、宗教は即ち伐異黨同以て戰爭を引起し、博愛を假面として人類を驅る、人類は生を好むに樂善的なり宗教は之を誘ふに天堂を以てし、之を悞れしむるに地獄を以てし、非人的威權道德を利用す、之を要するに上帝の本身なるものは、物理化學の構成に由らず、究竟如何なるものなるや、宗教は科學眞理と既に相容れざる笑ふべきものなり、宗教は人道主義に全然違背する惡むべきものなり

吾國は世界に於ける一片の乾淨土にして無宗教の國なり近來數十年間基督教日に益々深く傳播し、基督教學生同盟の如きありて、光天化日の下に公々然北京に於て其大會を擧行せんとす、基督教の害毒を回想せば其他の宗教に比して甚深なるを覺えずんばあらず彼等の傳教方法は微として入らざるなし、其毒計は先づ青年學生を煽動するに在り、高大華麗なる大厦を建てゝ基督教青年會と呼ぶ、或は玉突き、或は活動寫眞或は茶會種々麻醉劑を用ひて、以て青年を誘惑す、其毒萬言を以てするも說き難し、吾人青年は眞理を愛し、眞理を擁護す、吾人の此同盟を組織せるは忍ぶ可らざるものあればなり、吾人の趣旨は唯だ非宗教の三字に在るのみ、一切の黨派的關係なし

之に鑑み、右の如き一般宗教より更に進んで基督反對の一同盟も形づくられて次の如き宣言を發表せり

基督教の吾支那に入りて以來、陰に侵略を助け資本家の橫暴を增長せしめたること、歷史を縱觀せば何人も首肯すべし、最近の調査に據るに、教會全國に遍設されて其教徒實に四十萬人に達せり、斯くの如き旺盛を得たる所以、資本家が予ふるに全力を趨ざたればなり吾國の今日危急に瀕せる、實に國際資本主義の壓迫が其一大原因なり、而して國際資本主義の吾國に闖入せるは基督教の誘導が其一大原因なり、吾人は資本家に反對すると同時に更に又資本家を誘導せるものゝ掃除を期せざる可らず、吾人の玆に痛心せる既に一日に非らざるなり、今幸に同學義友非宗教の義旗を揚ぐ、吾人亦玆に非基督教同盟を組織して此惡魔を除かんとす

此等の通電達するや、各省學生の共鳴喧然として蜂起し贊成電加盟電日に積んで山を成すの勢を示せしかば、玆に愈々非宗教大同盟團の形成を見るに至り、近く大宣傳を開始すると共に次の如き著述を發行するに決し、

一　故米執信氏著「耶蘇教とは如何なるものぞ」

二　蔡元培氏著「非宗教論」

三　王星拱氏著「非宗教論」

四　李石雲氏著「非宗教論」

五　ラッセル氏著「非宗教論」

科學的に一大研究を始むる計畫なるが、同じ北京大學にても周作人、錢玄同、沈兼士、沈士遠、馬裕藻氏等の教授連は之に反對して次の如き宣言を出せり

吾人は何々宗教の信徒にもあらず、又何々宗教を擁護せんとする者にも非ず、雖然吾人は人類の信仰は絕對的自

由にして何人も干渉すべからざるなるを認むるものなり、信教の自由は既に載せて約法に在り、之を遵守して破壞すべからず、吾人は此見地よりして非基督教非宗教同盟の運動に反對す

於是此問題は思想界に於ける一大問題として論評の聲日に高く、殊に外字新聞の如きは躊躇的態度を以て之に臨み筆を揃へて新團匪の勃發かの如くに狼狽し、宗教問題を藉れる排外運動なりと論じ、非難攻撃を逞ふせるが之に對して右同盟は次の如き辯明通電を發して其立場を明にせり

去る十七日通電を發せるに對し、各地均しく主張を一にせり、眞理の力以て想見すべく、迷信の存在する能はざる亦見るべし、然るに一部の外國人は吾人の眞相を識らず、誤解せる批評を掲げ、且つ一般教徒の挑動加はりて甚しく是非を混同せり、吾人は茲に再び通電を以て明白に之を解釋せんとす

外國人は吾人の運動を疑ひ、排外的性質を含有すること義和團の如しとせるが、甚しき錯誤なり、吾人は誠意を以て彼等に說かん、吾人の主張は非宗教の三字在るのみ、吾人は教育を受け智識を有す　吾人は友邦に對して極めて親善的なり、絲毫も排外的愚見を懷かず、吾人は吾人の同盟に外國人の加入をも喜んで歡迎し現既に友邦の同志在り、將來必らず友邦の同志參加する者多からん、吾人は信教と非教との境界線上に立てり、國家的境界線上に立たず

又吾人の運動を目して過激黨なりとする者あり、又大なる誤解なり、吾人は惟だ科學が宗教に優るを知る者にして、毫も別作用なし、又社會問題に何等の關係なし、故に本同盟に加入せんとする者は何等の差別なく歡迎す

之を要するに、吾人の主旨は宗教の羈絆を脫して科學の眞理を發揮せんとするものにして、種族的國家的の差別なき以上、自ら排外の意なし

之と同時に本運動の總本家と稱せらるゝ北京大學教授李石曾王星拱吳虞氏等も自己の立場を明かにすべく、次の如き宣言を聯名にて公表せり

吾人は宗教的迷信の下に在りては眞理を昌明する能はず、又自由を確保する能はざるを信ず、卽ち茲に同志と聯合して非宗教運動を爲す所以なり、吾人は科學の原理に違背する迷信的宗教に對して、其支那たると外國たるとを問はず、一切反對す、殊に影響普遍的なる宗教に對して最も反對す、一種の宗教を信仰するは彼等思想の自由たること固より然り、一切の宗教を信仰せざるも亦吾人の思想の自由たり、彼等の如く宗教信仰者が同盟を組織して宣傳運動するも自由なり、吾人の如き宗教不信仰者が同盟を組織して宣傳運動するも亦自由なり、吾人の宗教反對運動は强有力なる勢力を以て壓迫し或は宗教信仰者を摧殘せんとする者に非ず、自由なる眞理の上に立ちて、宗教の心靈を束縛する弊害を闡明し、人々をして自由に判斷し、彼等の束縛と蒙蔽より脫出せしめんとするものなり、人々にして能く心靈的に宗教的範圍を脫出するを得ば、宗教は輕重するに足らず、只だ思想の自

由のみ存すべし、吾人の宗教反對は正に是れなり、啻に自由を破壞せざるのみならず、自由を擁護するに在り斯くの如くにして益々學界の深き注意を喚起しつゝあり て此問題の展開は支那思想界に重大なる新傾向を導くべく觀察せらる

財政部大疑獄問題

九千六百萬元公債は前號既述の如く種々なる原因にて尙未だ發行するに至らざりしが、其間の內容に就き世上兎角の風評傳はれるなり、該公債の監督機關として設けられたる短債償還委員長たる董康氏——現任代理司法總長——は數次財政總長張弧氏に質問する所ありしも張氏の問解常に言を方左にして要領を得ず、不審の點尠からざるより董氏は職責上不問に放置し難しとなし、嚴密なる調査を開始せる所、各公債中既に一千五百萬元を秘かに發行せる事實を査出し、且つ其他奇々怪々なる事實調査に依て續出して已まざりしかば、董氏は斷乎として徹底的審査を加ふる必要ありとし、此間閣議に提出せしに張財政總長は三日頃突如として辭表を呈出して天津に赴き、復た北京に歸らざるなり、三月八日の閣議席上に於て董氏は只だに九六公債の審査のみならず財政部の積弊を廓清するに非らずんば、財政の整理は斷じて期する能はずとて大審査を主張し、既に審査せる結果なりとて

一　財政長官にして銀行等を兼營し、財政部に對して投機的不正暴利を貪れる者

二　自己の私財を銀行の名に藉り、財政部に貸して利益を謀れる者

三　不必要なる支出を敢てなし、其中より割引或は手數料の名を附して利慾を謀れる者

四　收支の規定を胡麻化して公金を橫領せる者

五　債券或は庫券等を收集して部內の者に賣却せる者

六　未だ許可なき內に不公平なる條件の下に契約を結びて借款せる者

七　未だ許可を得ざる內に勝手に巨額の債權債務を轉讓せる者

八　未だ許可を得ざる內に擅に債券及庫券其他の有價證券を處分せる者

等の不正事實を發見せりと言明し、此等の不正者に對しては假借なく法の力を加へざる可らずと論じ、財政舞弊人員檢擧法八箇條を草定して徐總統に提出し、極めて強硬なる態度を持し、總統府及國務院方面は斯くては時局に又一波瀾を惹起し、收拾益々困難に陷らしむべしとて董氏に穩便なる計らひを勸むる所ありしも、董氏は頑として之を斥け飽くまで淸理を決行して司法の森嚴を發揮すべしと敦圍き財政部大疑獄事件は一大問題として世人の興味と驚異とを集中するに至れり

日頃溫厚を以て稱せらるゝ董氏が、咆哮遂に茲に至れる所以其黑幕內容に就きては色々の政治的使嗾作用あるものと解せらるゝも、董氏親近者の言に據れば、董氏をして茲に至らしめたるは實に張弧氏の藪蛇策に出でたるものにして

九六公債案決定さるゝや、財政公開の世論喧しきより、張氏は之に對して公正なる態度を裝ふべく、監督機關として短債償還委員會を設け、特に司法代理總長たる董氏を推して其委員長たらしめ、以て嚴正なる償還整理を期するの態度を示し、一般世人も之れが爲め稍意を安んじたるが、實は這は張氏の一策にして、之に藉り、潘復氏時代曖昧なる借款をなして暴利を貪れる銀行に一大痛棒を喰はさんとするの風評を金融市場に故意に傳播せしめたるなり、創持つ銀行は大に狼狽し、斯くては借款を取消され、或は法の處分をも蒙るの災なきに非らずとて、私に張氏に運動し、張氏は之れが爲め、數百萬元の贈賄を得、計畫旨くなれりと大喜びの態なりし處、此事董氏の耳に入り、司法の首腦者まで擔ぎ出してまでも私利を貪るに至りては最早や默視するを得ずと憤怒し、遂に強硬玆に至れるものなりと云ふ

雖然事累及ぼす所頗る廣大にして、一々嚴密に決行せんには政界著名の人物幾んど其累を被らざる者なき有樣なるより、到底決行する能はざるべしと豫測され、泰山鳴動鼠一疋も出で難かるべしと嘲笑されつゝあるが、最近有志の發起せる國民財政監督會の如きは、躍起となりて董氏を激勵しつゝあるも、結局嘲笑裡に有耶無耶に消滅するの外なかるべし

張使の南北統一會議

前號既述の如き狀態裡に蠢動しつゝある內閣問題は、依然として要領を得ず、鮑貴卿氏の繼任組閣說一時頗る有望なるかの如くに傳はれる際、一面に於ては梁士詒氏は更に請假を重ねて辭意をおくびにも出さず、張作霖氏の意、吳佩孚氏の嚮、段祺瑞氏の潛、朝是夕否、無識にして輕忽なる新聞の出馬羅目は更に出馬羅目を生み、消息迷々濛々、眞相摸索に困難なるも、靜に各方面の消息を綜合して忖度せんに

張使の意の梁內閣擁立當初より、利して以て南北統一の大事を目錄めるに在りしこと既述の如くにして、其樂屋を窺見せば、西南孫文氏との提携の進みゐたるは確かなる事實にして、敢然として梁內閣を擁立せる所以なり、雖然、之れが爲め直系の大反抗を惹起するは固より百も承知の事にして、已むなくんば……或は自ら進んで一戰を試むるも辭せざるの意を有し、更に萬全の策として段祺瑞氏を誘ひ實力の鞏固に全力を濺ぎたりしが、戰雲低迷して轟砲今將に爆發せんとするの危險狀態に瀕しつゝ、今尙未だ吳佩孚氏に斷乎たる態度を示さず、幾んど一兵をも動かせる形跡なき所以は何ぞや、實は賴みに賴める孫文氏西南北伐の一擧、原來極めて容易ならず、既に軍を湖南に出動せしめたるも、忽ち雲南に唐繼堯復活の變あり、貴州影響を度りて亦大に動搖し、四川は卽ち劉湘熊克武の內訌日に漸く激しからんとし、而も一呼して順應すべく期待せる湖南の態度躊躇定まらず、打擊驟に叢出し、北伐の一鼓まだ鳴らずして志氣既に振はず、聲のみ徒に高きも進軍未だ長沙に抵る能はず、幾んと不能の狀態裡に徘徊しつゝあり、於是之を待てる張使の豫定計畫亦自ら狂はざるを得ず、是れ其後月

餘に及んで張使の態度明瞭を缺き、時局に何等の解決的曙光の見えざる所以にして、一時世人の注目を一身に引ける老雄段祺瑞氏も今尚天津に在り、坐して劍を撫し、苦笑無聊に逍遙しつゝある所以なり

孫氏北伐の擧は四圍の情實及內容の不充に因り、暫らく實行不可能なるは事實なれば、張使亦從て其計畫を變更せざる可らず、卽ち國會の新召集、總統の改選を一大道具にせる新狂言を作りたり、南北統一會議の提唱是れなり、此狂言の筋書は、先月來西南の使命を帶びて奉天に赴ける伍朝樞氏、奉天の使命を帶びて廣東に南下せる朱慶瀾氏等の鳩首密議せる結果にして、明年十月任期終了せんとする總統の改選を機とし、之れが爲め國民の渦望を捕へて國會を召集し、後任總統として孫文氏を推し、據て以て統一に進めんとするの計畫なるが、伍朝樞氏が滿面笑みを湛えて三月二十一日廣東に歸着し、統一は平和的に成るの時機に達せりと言へるは、其間の消息を窺ふに足るべく、先づ其準備として統一會議を開き、天下の歸嚮を之に集中せしめんと云ふ、其地點は多分天津なるべきが、之に對する國民輿論の定否、徐總統一派、吳佩孚一派の態度、果して如何なるべきか、今遽に樂觀を許さゞるに似たり。

寄贈書目錄

自九二〇號至九二六號
自九八九號至九九三號

官報公報　外務省
東洋經濟新報　其社
國民經濟雜誌　寄文館

滿蒙實業彙報　大連商業會議所
特許公報　特許局社
The Herald of Asia　Herald社
朝鮮及滿洲　其社　自四七三號至四八七號
關東州及滿洲在留邦人及在國人人口統計表　外務省　自二二五號至一七二號
滿蒙の文化　其會　一三號
New Book　丸善株式會社　一一九號
月報　釜口商業會議所　一一〇號
日華公論　其社　一一一號
統計年報　朝鮮總督府　三號
德報　其會　七號
調查資料　南滿洲鐵道會社　三號
實用新案公報　特許局　一一八號
商標公報　特許局　五號
日本及日本人　政敎社　自六六號至七七號
支那時事　東方通信社　自七一號至八二號
日本經濟調查時報　其社　一一號
南滿鐵道會社　自八二號至八三號
大阪商業會議所　自五七號至五八號
其會　自五七一號至五七五號
奉天商業會議所　三號
名古屋商業會議所　一一〇號
國政研究會　一一九號
其會　一七號
帝國鐵道協會　一三九號
長春商業會議所　一一〇號
青島軍備軍政部　一七五號
青島の商況　六號
特許局　三號
地學雜誌　地學協會　一一二號
紡績界　其社　四號
國際事情　外務省　自六一號至六五號

彙報

支那新聞重要記事　自二月十六日　至三月十五日

外交關係—國內要聞——財政と金融—重要經濟問題

外交關係

▲北京外交團の統一勸告準備　（商報）上海領事團は近頃北京公使團より支那南北の爭益々烈しく孫文は北伐實行の宣言あり之が爲め南北兩方に友誼の勸告を發し南北が意見を化除し早く統一を告げんことを希望するに決したるを以て勸告提出に便にする爲め各地の實況を調査報告すべしとの訓令に接せり（三、七）

▲最近の露支關係　（各報）露支會議は露國代表來京後交涉を試みつつあるが更に進捗せざるも支那側の提出交涉事項は左の如し。

一、松花江龍黑江の航權問題
二、東支鐵道の管轄
三、庫倫の露軍撤兵要求
四、六十四ヶ村の無條件返還
五、露國在留支那人の優遇條例取極め
六、露人の對支人債務審査
七、通商條例の訂結

以上の中一二三各項は交涉稍々進捗せるが他の問題に就ては露國側は通商條約訂結後議すべしとて交涉を避け居り支那側も亦通商條約を先に訂定せば他の諸問題の有利なる解決を望む可しとして通商問題を最後に議せんとするの方針なる爲め遂に交涉停頓して中絕の姿にあり劉會長は一昨日露代表に交涉通告を示せりと。而して目下最も紛糾し居る問題は六十四ヶ村の返還問題にして支那側は該問題を先決問題として交涉を進行せしめんとの方針にして露代表アガレフ氏に對し該六十四ヶ村は露國が庚子事件の際占領したる儘露國の管轄となれるが此種の行爲の不合理なるを指摘し且つ極東共和國設立の際六十四ヶ村は無條件にて支那に還付する旨公式に聲明し居り時機既に達したるに依り返還履行を求め尙ほ六十四ヶ村の國籍問題について極東共和國代表は露國と詳細なる協議の上六十四ヶ村を返還すべしとの通告を送りたるがアガレフ氏は未だ回答を與へずと謂ふ又阿穆斯克政府の代表阿爾泰に來り該處道尹に通商を求め張道尹の報告によれば阿政府は左の條件を支那に提出せりと

一、阿山境內に公廠の設立を露人に許すこと
二、蒙境の牛羊馬匹の賣買を露人に許すこと
三、露人領事館を設立せしめ地代を徵せざること
四、草廠を給すること
五、露商の自由に山に入り採伐を許すこと
六、布爾津河の汽船航行
七、露國汽船の免稅
八、露商は露領事の護照あらば通行し得ること

外交部は以上各項の要求を拒絕すべく張道尹に訓令せりと（三、一五）

▲露蒙密約の內容　（推一日報）庫倫通信によれば莫斯科政府は其財政の窮厄、食糧品の空乏甚しく、最近又復た蒙古政府を脅して大略左の如き協約を訂結せしめたり。

（一）莫斯科と庫倫とは互助の精神を執る事
（二）庫倫より每年二十萬プードの糧食を莫斯科に供給する事
（三）莫斯科は每年三萬箇の鑵詰類及毛織品其他の工業製造品を蒙古に供給す
但し露西亞側の輸出稅は免除す
（四）蒙古鐵道沿線の一切の金銀銅鐵錫石炭鑛山は露蒙人の合辦とする事を得
（五）蒙古所有河流漁業は露蒙人の合辦とする事を得（二、二三）

▲露蒙密約全文　（各報）三月二十二日各報に發表せられたる露蒙密約全文左の如し。

露國勞農政府と蒙古國民政府との間に昨年十一月五日莫斯科に於て締結せら

れたる通好條約全文並二日支那新聞及び英字新聞に依りて發表せられたり其條文左の如し。

第一條　露國勞農國民政府は蒙古國民政府を承認して蒙古唯一の合法政府となす

第二條　蒙古國民政府は露國勞農國民政府を承認して露國唯一の合法政府となす

第三條　兩締約國は左記各項を遵守すべし

(一)凡そ締約國の一國に反對し或は其政府を推倒せんと計畫する如何なる機關も嚴しく兩締約國領土内に於て組織し及び存在するを許さず又本國領土内に於て締約國の他の一方に危害を及ぼす軍隊の爲め本國人或は他國人民を募集するを得ず

(二)前記機關に供給の爲め輸送する所の軍器は本國領土或は其締約國領土に輸入し或は各該領土を經由して輸送する事を禁制す

第四條　露國勞農國民政府は本國全權代表を蒙古の政府に派遣し領事を科布圖、烏里雅蘇台及び阿爾泰部落に派遣し蒙古國民政府の同意を得たる時は更に領事を其他の各地に派遣す

第五條　蒙古國民政府は本國全權代表を露國勞農國民政府に派遣し勞農國民政府の同意を得たる時は更に領事を露國各地に派遣す

第六條　露蒙境界は露國勞農國民政府及び蒙古國民政府と最短期間に定むる事の條約に基き特別委員會を組織し之を定む

第七條　締約國の一國人民は他の一國の領土内に居住し居住國内の最惠國人民と同等の權利を有し同等の義務を盡す

第八條　締約國の一國の法權は民事刑事に論無く本國内に居住する他の一國の人に適用す可し之を除きては兩國は嚴しく最高文明慈善の原則に依り裁判機關警察機關及び其他の機關は身體を痛苦せしめ或は道德を辱しむる刑罰或は此の種の警察方法を用ゆるを許さず兩締約國は本國に居住する第三國の人民に裁判權上の種々なる特權を與ふる時は此の種特權を締約國の他の一方の人民に與ふる事を承認す

第九條　兩締約國人民は商品の運輸及び他の一國より輸出する貨物に對し各當該國法定の稅金を納む可し、但し此の種の輸出入稅は最惠國人民が納むる處の稅率を超過する事を得ず

第十條　露國勞農政府は蒙古國民政府の善良なる事業を歡迎し世界に於ける武力的國家の侵略を脫離する爲めには、電信を設立し相互に聯絡し以て蒙古人民の文化的發展に便せんが爲め蒙古邊境にある露國の電報機關は總て無償にて蒙古人民の所有に歸せしむ

第十一條　査するに露蒙郵電關係及び蒙古を經由する電報に關する件を解決する事は露蒙人民の文明及び經濟的關係を鞏固ならしむる爲めにも殊に切要なりとす故に兩締約國は最短期間内に於て抗爭問題に關し別に締約を結ぶべし

第十二條　蒙古國民政府は露國人民が蒙古に於て土地所有權及び建築權を有し之れに關する稅金、租借料及び其他大小支拂ひの方法並に細目等は蒙古國民政府が同國に居住する最惠國人民に對して承認する所或は將來承認執行するものと同樣なる事を承認する事を聲明す

第十三條　本條約は露蒙文字を以て貳部を作成し此條約調印日より効力を發生す

▲支那邊商問題　（各報）

支那と蘇羅との間には未だ通商條約の締結なき爲め支蘇兩國の交涉案件は全部駐日兩國公使館に於て取扱はれ來れるが最近支那人の赴蘇するもの激增し一九二一年末調査に據れば約四十萬人の華僑蘇羅にあり故に在蘇華僑は世蘇の進展に伴ひ兩國間に通商條約を締結し公使の交換を爲すべしとの說有力と爲り曩に代表を北京政府に派遣し請願する所ありたるが若し經費にして不足する場合は在蘇華僑にして之を負擔すべしとの申込を提出したるが北京政府に於ては該請願を採擇し近く閣議に附したる上決定する事となれりと(三、一二)

▲小川丸軍器の處分解決　（申報）

昨年廣東、廣西戰爭當時北京政府が廣西軍に供給する爲め小川丸にて積出せる多數の彈藥は上海にて差押へられ廣東人等は其抑留方を請願し其儘浦東海關倉庫に收めありたるが其後淞滬護軍使と海關との交涉進捗し右の彈藥は近く護軍使に引渡さるべき模樣あり(三、一四)

▲華府會議に關する政府の通電　（京報）

華盛頓會議は既に事を竣り凡そ我國の提出せる各案は大略議せられ山東問題も亦本會議に報告して

解決を經たることは既に外交部より發表せり、該會の經過情形を綜覽するに友邦の誠意ある扶助は感佩の餘りにて其吾國に指摘したる所は尤も吾人をして深省を發せしむるに足る蓋に特に之を陳述すべし、該會の發起に當り列國の人士は我國に對し既に評論する所多く亦懇切なる忠告を我に進むるにあり き、開會の後に至り各國間に於ける支那關係の私訂條約を議するに及んで某代表は曰く支那は自營する事能はず他國は商務關係によりて實に坐視し難しと又駐支各國軍隊撤退問題を議するに及んで某代表は曰く支那各省は多數の軍隊を擁して稅金を差押へ且つ中央と關係を脫離するものあり其內情擧竟するに如何と又曰く東三省は馬賊橫行し若し鐵道守備の保護なければ地方は必ず其害を受けんと又曰く漢口の駐屯軍隊は支那第一革命の際在留外人保護の爲め設けられしものなるが次いで湖南、湖北鎭靜すべからず武昌宜昌に屢次の兵亂あり支那が能く在留外人の生命財產の安全を保護するにあらざれば撤退し能はずと無線電信問題を議するの時某代表は曰く若し北京と滬上間の通信が斷絕するとに會はゞ之を用ひずんば能はずと關稅問題を議する時に及んで某代表は曰く用途は嚴さに支那政府の正當にして有益なる收支を以て限度とすべしと又某代表は曰く支那の大局は紛糾し省は各自に政治を行ふ若し各省に義厘の實行を强迫せざるとせば中央は如何ともすべからずして外債は必ず其累を受けんと副委員會にては支那の財政と政府の需要が加稅を必要とするや否やを考察することを必要とすと言ひ又建議案を提出して曰く支那は各省冗濫の軍隊を養ふに因りて其公帑上途に巨大の流出あるを致す此等冗濫の軍隊は大半各省軍人首領の統率する所たり且つ此存在を永せるが故に支那今日の不定の局を成すに至れり故に此等冗兵を直ちに大裁減する事は支那政治の統一と經濟發展の機を促進せしむるものなり且つ速に支那財政の恢復を見るべし之を副委員會は並びに支那國內の問題に干涉するの意なく特に支那の發展を欲し及び自から有力鞏固なる政府を維持し以て支那と各國の商務は共に其利を受くるを期するの誠意に出でたるものなり並びに同會議は軍備を制限し企業と國民の發達を妨害せんとする巨額の支出の精神を鼓舞する所とす故に華府本會議に向つて同會議の切望を表示し而支友誼の忠言を提出して曰く支那政府は速に軍隊と軍費の裁減を行ふべしと上記建議案は次いで華府本會議の一致通過を經たり華府會議終りて英國外相の演說に曰く支那中央に權なく民心離散せることは世人盡く之を知る然るに華府會議に世界列强と同等に列席し山東威海衛を同時に回收し佛國亦廣州灣を還附せんとの議あり斯くの如き權利は若し舊式外交の方法に照らせば二十年或は五十年を俟つにあらざれば恐らくは獲得し難し此極大の機會に乘じて發憤し其盛土民衆天然資源の能力を盡くせば東方强國の位置を享けん之れ支那の善く謀を爲すに在りと上述の諸說を綜觀せば我國內情の不寧病根の在る所友邦人士の洞觀せざるはなし其間確かに少しく遠へる事實あり或は推測の說に出でたるものならんも我國代表の解釋辯正を經たり然れども其我國の政治統一と義兵理財を期望する諸端は友誼の至誠を表示せるものなり副委員會の建議は其言尤も切實となす、詩に曰く他山の石以て攻錯すべしと傳に曰く良藥口に苦きも病に利ありと凡そ我國人自ら警惕覺悟し以て改善を謀らざるべけんや我國人の國家の安全及幸福を希望するは夫れ豈友邦の後ならんや然り而して民國肇造亦既に十年、變亂歷經て未だ建設に遑あらず此外交の大局初定の際に當りて宜しく革舊圖新の謀有るべし矧んや今次議決の各案は關係極めて重要たり外人は初め我國が實行し得るや否に就て頗る憂慮を爲し中央と疆吏とは同じく國家の重寄に膺る危局を共に支ふるは責任を轉嫁すべきなし期する所は內外一心以て財政の統一軍隊整理の諸大端に心を悉くして經畫せば庶幾くは狂瀾挽くべく邦基永く鞏らん然るにあらざれば覆轍相踵き因循擾攘し坐して自新の機會を失し重ねて友邦の期待に負かん補牢未だ晚からず願くは共に勉めて之を力圖せよ諭に遵つて特達す國務院七日印(三、九)

▲王寵惠の華府會議報告演說　(各報)

支那華府會議代表司法總長王寵惠は十二日パイン、ツリイ、スティドに乘じて上海に到着したるが昨十三日午後四時より上海總商會、江蘇省教育會、上海銀行公會、上海縣商會、上海縣教育會の五團體は總商會にて王氏の歡迎會を開きたるが其席上にて華府會議の經過を報告したり、來會者は各紳商及學生等七百人なりき、

先づ華府會議の經過を報告し、次いで華府會議に於てかゝる結果を得たるは國民の後援の賜なりと云はざるべからずと述べ、又施、顧の二代表は最も支那の提出條件に關して研究をなし予の如きは末議に參せしに過ぎずと述べ、最後に希望として、

(1)支那問題は日本と重大なる關係あり、日本が從前の侵略政策を捨て互

助の態度に出でん事を希望す

(2)國民の奮起を希望す外交により失はれたる權利は國民の自奮するより他回收の希望なきなり(三、一四)

國內要聞

▲國務院の南北統一要望意見（各報）國事今日に至り混沌既に極る頃者參府會議終を告げ列强の支那に對する希望は至つて切なり誠に我國一種革新の機たり、溯るに庚子(義和團事件の年)より以後未だ曾つて發憤强圖るの會なきにはあらざりしも卒に苟且相仍るに因り途に因循坐して誤るを致せり、民國成立して又十年を逾ゆ友邦輔助の誠と國民望治の功なることは日と俱に進む若し急起直追して勵精治を圖らず此を長ふして以て往かば時再來せず國將さに奚くにか賴らんとすや、目前當務の急にして國人と誠を推し挽濟せんと欲する所のもの厥れ數端あり一に曰く統一、夫れ統一の擘は國中に諱然たること數年なるも祇だ彼此の誠意未だ孚ならずして坐して和平の曙光を睹るなきを致せり庶政は冥昧の中に墜壞し大局は紛爭の頃に隨襲す政令岐出して民生を聊せず元氣は凋殘して百業停滯す、甚しきは選政擧行する能はざるに至り國會因つて以て停輟す、號して共和國家と稱するも民意の機關以て代表するなきに至り誤を內政に貽し笑を外邦に騰ぐ夫れ豈に細故ならんや、近事を縱觀するに英愛紛離の說、爭執亦既に年あり然るに近頃雙方讓步して卒に妥協を成せり彼の人種宗教文字等種々同じからざるを以て尙ほ能く誠を披き相共に諒解を圖れり矧んや我南北の同胞は成く黃炎の華胄に屬し轍を同ふし文を同ふす奮んぞ決絕を忍ばんや若し政見偶々參差あるも豈に遂に商榷の餘地なからんや此邦基勃搖の時に際して宜しく南北同心にて速かに統一を謀るべく誠を開き公を布き私見を捐除すべし並びに速に國會の成立を行ひ根本の機關を固め徐ろに庶政の改良を圖り以て富强の基礎を樹てば庶幾くは國本搖がず民心大に定り人才革合して上理庶幾すべし、二に曰く裁兵、兵內にして戰危しとは古訓の戒む所、我國近年兵隊の多きと有史以來未だあらざる所とす外報は世界軍隊の確數を論刊して支那を以て最とす、夫れ極窮の國を以て世界最多の兵を養ふ涸れざるも何を待たん、之れより前き歐洲列强は軍備の充實を競ひ全國の財を傾けて以て兵を養ひ卒に世界の戰禍を釀成せり其軍國主義を語る際に當りては未だ嘗つて自ら戰勝の異力を誇らざるはあらず雄として牛耳を執れるも庸んぞ知らん戰雲一たび開けば國力疲敝し歐洲の大勢は今に至りて曄然たり歐戰以後目光極東に集注し世界の列强は大戰の教訓を經て雄を爭ふの計にあらざるを知り翻然として圖を改め新外交政策を採用せり茲に於て華盛頓會議の召集あり海軍軍備を制限し將廬を撤除し極東の平和は賴るに克强を以てす、列國利益の異なること遙かに我國袍澤(軍人)の比にあらざるが猶ほ能く軍備を減削して一致實行せり卽ち彼を此に喩へば宜しく全國不急の軍隊を以て裁減を厲行し其存留する者は只だ國防維持の數を以て限とすべく戰めざれば自ら焚くの訓を慄へ國家和平の基を植ゆべし特に財力稍紓ぶのみならず抑も亦邦家永く覺らん撥亂の機實に此擧に在り一に曰く財政、歐戰以後各國は皆な困難の境に在るも吾國の情形は尤も窮迫たり近頃政府は財政整理の實行を衆と更始すべく決せり關稅問題は亦各國の協力贊助を承け期を分ちて增加す一期は五分なるが一年に千餘萬を增すべく二期は七分五厘なるが一年に三四千萬を增すべし誠に我國財政刷新の絕好機會たり宜しく此に及んで內政を整頓し富源を開闢すべく弊端を剔除し實長を請求し一に向來浮濫の風を洗ひ藉りて外人監督の漸を杜くべし民を裕にし國を富すは實に要圖たり、之を要するに今日の國家は必ず須らく世界の潮流に順應せば乃ち能く富强の望みを確立すべし千金一壺時失ふべからず請公の熱誠と愛國は具に同情あり用いて區々を布き敬んで明敎を俟つ德音望に在り依跂を盡さず國務院十四日印

▲徐世昌の負責通電（新聞報）國會は乃ち立國三機の一なり第三期選舉は屢々催促を經て今に至る迄、未だ完竣せず以て行をして其監督を失せしめ取決する所なからしめ根本大法亦復た制定するに由なし、凡百の政務は皆卽時進行する能はず關する所誠に緬にあらざる也惟れ本大總統の切望する所の者は尤も國家根本の大計に關するあり

大總統任期は五年を以て限とす、本大總統の任職は已に三年を越え餘す所僅かに一年有半なり、日月は居らず轉瞬直ちに至る法に依りて退職す猶豫を容れず國會選舉若し能く卽日に實行せば時を爲ず促すと雖も尙ほ總統選舉の期を誤らざるべし若し之を長うして遷延せば期に至りて必ず手を着くるなし國

家は重任なり付託する所なきに至らんとす、本總統は愛等貴重、日に退休を屢ふ決して法律に違背する能はず留戀せず、彼時國内擾攘既に戡るに足る、國際地位尤も動搖するを恐る危險の情狀寧んぞ復た言ふに忍びんや之を一念する毎に寒ふして慄せざるを得ず本總統は惟れ法律手續きに依照し後任の人あるを待せしめ以て大局を維ぎ國家根本をして動かざらしめ他日發展の地歩を保留せしめんことを希望す區々の民心之を憫ふ已に久し並に特に明白に揭示し以て共喻を期す、我内外文武同僚皆國家の爲め服務し國民信重する所の人たり實達公忠、亮するに亦た早や見此に及ばん、時を臺ひ國を愛するに各卓識あり、今回の國會選舉は乃ち全國の託命する所の者誰に如何に統籌し迅擧すべきか、日を竢して成を觀るの處場に群謀に賴る早く國本を綏んぜよ本大總統望之を望む(三、一三)

▲山東鐵道民營辦法　(各報)　三日閣議を通過し近く公布せらるべき外交、内務、財政、農商、交通の五部合議決定の山東鐵道民商辦法大綱十五項左の如し

一、膠濟鐵道及其附屬支線は國民より資金募集買戻し永く民有とす

二、前項の鐵道買戻し資金募集額は各省區人民より其分擔金額を定めたる後該地方長官は其總額を正式に政府に報告し各省區分擔總額纏りたるのち政府は全國引受總額表を國民に公示すべし

三、政府が各省區分擔額を公示せる後各省區人民より代表を擧し會社總會に從ひ株券金額及株金徵收電報を共同議定し政府に報告したる後各省區をして夫々期限を定め株金を徵收せしむ

四、各省區の徵收せる金額は時々各該地方主管理事及株主選舉の檢查員或は公平の會計士等に夫々報告し之を檢查す

五、各省區の株金全部徵收濟の上は前項代表は株主會議に參集し會社總會に從ひ會社を組織し會社が買戻し金を交付し全線を買戻したる後會社は該鐵道の引繼を受くべし

六、該會社は引繼を受けざる前に於て交通部に申請し會社の理事中より一人を選び局長に任ずる事を得但し該會社成立前は交通部より先づ人を派し引繼を受け管理せしむ

七、該鐵道會社成立後鐵道管理を實行する時は民業鐵道法の規定に從ひ政府の監視を受くべし

八、政府は該鐵道の引繼を受けたる後全線一切の財產を國民に公示すべし

九、政府の暫時管理期間内買戻し資金分擔各省區人民より代表を選擧し聯合會を組織し監查の機關とす其監查權限は別に之を定む

十、政府の暫時管理期間内該鐵道一切の收入支出金額は會計年度に從ひ公示すべし

十一、政府の暫時期管理間内該鐵道[illegible]民より組織せる聯合會指定の銀行に預入し他に之を使用[illegible]

十二、鐵道買戻國庫券の期を分ちて支拂ふべき金員及其利息は日支委員双方議定の後政府より公示し期に從つて各省區預入の銀行より送金すべし

十三、前項の金員及利息は期日一ヶ月前に政府指定の銀行に交付し之が[illegible]せしむ

十四、前項辨法に關する細則は別に之を定む

十五、本辨法大綱は公布の日より施行す(三、九)

▲支那政府の過激主義取締法案　(晨報)　支那司法部は外交内務兩部と討議し閣議に上程して左の如き過激主義取締法案を發布すべしと。

一、無政府主義或は共產主義或は法紀を紊亂して破壞を意圖することを宣傳する者は等有期徒刑に處す、凡そ人民を勸誘して無政府主義或は共產主義或は法紀を紊亂し社會の秩序を破壞せんことを宣傳する者は其勸誘人も亦應さに二等有期徒刑に處す

二、第一項を實行すべく宣傳の目的を以て集會結社或は多衆に運動するものは一等有期徒刑に處す

三、社會根本組織を破壞すべく暴動暴行を爲し或は社會根本組織を變更すべく宣傳する者は三等有期徒刑に處す

四、第一項、第二項、第三項の目的を實行すべく金錢を以て勸誘宣傳する者及び情を知りて嘱せられたるものは各條の規定を酌量して宣斷す

五、前四條の罪を犯し未だ發覺せざるに自首せる者は情形を酌量し其刑を減輕するか或は之を免除することあるべし

六、無條約國人にして支那に在り第一項より第四項に至るの惡罪行爲あれば之を遣用す

更に前注部は右規定を實行條例として次いで支那人と外人と提携して運動主義を宣傳する者を取締るべき理由書をも發表すべしと(二、二五)

▲關內奉天軍　(各報)　在關內の奉天軍左の如し

(一)張景惠第一師一部、鄭殿陞一混旅(南苑)

(二)永福一混旅(通州)　(三)鄒芬第十六師一部(西苑)

(四)鮑德山一混旅(廊坊)　(五)李景林一混旅(小站)(二、一八)

▲吳佩孚の屈服通電　(各報)　各新聞社均著、內閣問題發生して以來諸說紛出し人心惶惑す、新聞紙所載の一說には奉直兩方將さに吳戎を以て相見えんとすと、甚しきに至りては事實を虛構して讒間を滋亂し、市虎杯蛇、庸人の自擾を啓く、社會の秩序と地方の治安安關係すること甚だ大なり、今次內閣問題の昇降に就て要を摭び布陳し以て誹言を闢き衆心を正さん

(一)梁氏の組閣と梁氏の外交政策は截然として兩事たり元首梁氏を提出したる後張曹兩巡閱使は均しく之れに贊成したるは原と其政治を刷新し速に統一を謀ることを冀へるが故なり然るに距んぞ料らんや反つて禍心を包藏し一意外に媚びたり余の梁氏に反對するは卽ち其擧國共憤の媚外政策に反對するものにして其組閣に反對するにあらず之れ根本上より他方を牽掣する能はざるものなりとす

(二)余の曹巡閱使に服從することは國人の共に知る所にして還使に對しても同一の觀念を抱き既に服從せり其反對し能はざることは明らかなり

(三)共和國の內閣失政に對しては國會之を彈劾し人民之を攻擊するものとす梁氏既に此の全國民意に違反するの擧に出づ卽ち余をして退かしむるも人民は當さに大聲疾呼し擧國一致を以て聲討すべし若し肆に用意ありと疑はゞ試みに問はん各省人民の奔走呼號は皆な用意あるものなりや之れ余の梁氏反對を以て奉直問別に問題ありと疑ふ能はざるものとす

(四)更らに大勢を以て之を言はんか丙辰以降南北は乖離し國家の元氣は殆んと竭く支那の支那たらざる所以は此分崩に乘る幸に張曹兩使の東北に坐鎭すると長江各督軍の東南を支柱するありて以て危局を維持するのみ昔平勃の交歡を以て劉慶を安んぜるはこと趙の史册に存して美談とし後世其讓德を稱す今內憂外患は昔に十倍し共起扶危するも猶ほ濟はざるを虞ふ人の身に瞥へは奉直は元氣なり內閣は股肱なり股肱病あれば方さに藥石を進めて之を救ふべし而んぞ元氣を自殺せしむる理あらんや

(五)卽ち勢力を言はずして情を言ふも張曹兩使は飛澤の舊誼を以て秦晉の親綢を結べり事に遇ふて和衷することは夙に芥蔕なし卽ち雙方の將領にして皆つて張使の部下に隸屬せる者が現に曹使に隸屬し皆つて曹使の部下に隸屬せる者が現に張使に隸屬す故に表面は奉直の名ありと雖も內容は言に畛域懸見なし

以上の各節は均しく誹言の信ずるに足らざることを證明す稍知識の人は當さに挑發者が別に作用あることを知るべし我奉直當局も亦何んぞ惡とせらるゝに至らんや特に誠を掬して之を示す惟だ海內之を察せよ吳佩孚十日印(三、一三)

▲國是會議開會　(各報)　國是會議談話會は昨十四日午後四時より總商會にて開會せられたり出席者は汝信卿、葛光宇、楊春綠、馬惠深等十一人のみ幹事孫彝成最近の書面電報等を報告し、前回の規定によれば三月十五日開會の答なりしが如何にすべきかと討論し、或は人數少なしと云ひ、又は延期を主張するものありたるが長時の討論の結果本十五日午后一時より上海總商會にて發會式を擧行する事に決定せり

國是會議事務所は最近雲南蒙自、湖南省農會、北京律師公會、淮陰鹽商會、比律賓、バタビア中華總商會より贊成の電報に接したり。(三、一五)

▲僑務局成立　(各報)　僑務局は一日正式に成立せり(三、二)

▲海軍經費問題解決　(時報)　海軍總司令蔣孫は海軍經費不渡問題に就て前週會議總司令署參謀吳光宗を支拂督促の爲め北京に派遣したるが司令署は昨五日海軍部より海軍經費は大總統の批准を經鹽稅項下より每月四十萬元を發するとなり鹽政署稽核所と交涉し二月分の海軍費四十萬元は既に本署軍需司の手に渡されたるを以て近日中上海に送附すべしとの電報に接せり(三、六)

▲南方海軍北歸條件　(商報)　南方海軍の歸北は久しく傳へられたるも未だ實行されざるが前海軍總長劉冠雄は昨冬鄉里福建に歸りたる時人を廣東に派遣して運動せしめたるに適ま海軍々人中廣東人の排斥を受くるによつて北歸の心を抱く者多く代表林某を厦門に派遣し來り鼓浪嶼に於て劉冠雄と條件を議定せしめたるが劉は過日福建より上海に着し蔣海軍總司令と一切を

會商したる上北京に歸りたり政府に右の條件を報告し速かに海軍統一を實現することを計るべし(三、一五)

▲基敎大學同學會　(時報)　中華基督敎大學同學會は昨六日午後七時より大東旅社に於て第六次聚餐會を開きたるが出席者は上海聖約翰大學、上海滬江大學、上海聖美德女書院、上海中西女塾、蘇州東吳大學、杭州之江大學、南京金陵大學、南京金陵女子大學、福州英華書院、福州格致書院、九江南佛烈大學、廣東嶺南大學等の學生及び來賓外人合計二百九十一人にして余日章主席となり開會の辭を述べて今回の華盛頓會議に於て日本人は列國が若し各種の權利を悉く支那に還せば支那は之を整理する能力あるや否やと問へるが吾人は固より其能力ありと答へたり然も遂に外人の信を堅くする能はざりしが若し外人にして今日の會合に參與せしめば誰か敢て支那に希望無しと謂はんやと云へり(三、七)

▲三特別區改省問題　(京報)　奉天系にては熱河察哈爾綏遠の三特別區を省に改めん計畫あり過般奉天軍事會議に於て種々討論する所ありたるが直ちに實行する事は各方面に多大の障碍あるにより先づ改省準備に着手し一切の準備完了の上着手する事に決したるが同準備期間は約三ケ年の豫定なりと云ふ故に該三特別區の改省問題は三年後にあらざれば實施を見ざる次第なりと(三、八)

▲四川の現勢　(新聞報)　四川省に於ては雲貴軍を驅逐し自治を標榜してより正に一年有半此間省内各方面幾多の變態を見たれば玆に其現狀を擧げん

△富陽派　劉湘は總司令を以て省長を兼れ軍民兩政を掌れども其實力は唐子晉の第二師と劉佛澄(前清の旗人)の第六混成旅及び袁彬の第四混成旅の其腹心たるあるのみにして、餘は其節制を受くれども時に應じて態度を變るなきを保せざるものなり、此派其命令の實施は其管轄軍區に限ると雖、全省を統制するの名分を持せるを以て專ら現在地位の保持に力を注ぎ、南北兩政府に對しては斡旋是れ努め互に之と聯絡し內には自治の看板を懸けて雙方より惡感を抱かしめざる計をなせり、是れ實に混沌時代に處する好方法たり。

△待時派　此派は熊克武を主腦とし但懋辛之を助け、余際唐、喻華偉、何光烈、張沖等を其腹心股肱と爲す優勢なる實力を有す、雲貴軍驅逐の際熊は劉存厚と力を併せて功あり、役後劉存厚は督軍の職を讓らざりしかば熊克武は天に二日無しの語を體し、自治を高唱し一面進んで成都に迫れり(卜年春の事なり)劉存厚は勇あれども謀なく遂に倒潰せしかば、熊克武は代つて督軍たるべかりしも舊四川軍隊の反目と民國九年の石青揚黃の事件の爲之を果せず、通電して野に下り總司令を劉湘に讓りて社會の注目を避けたり、此派は爾後一年靜に形勢を觀望しつゝあるも固より此狀態に甘んずるものに非ず、惟だ數次の世變に際會して經歷深ければ輕卒なる行動をなさざるのみ其所屬軍隊は喻の第一師、何の第五師、余の第六師、張沖、林光斗の兩混成旅及び江防軍約一師半の多數あり、其地盤は川西の小部分と川北川東の大部分とに據りて地の利を占む、現在防地糧食等に對して頗る圓滿なる態度を持して他と相爭はず、其毅然たる抱負想見すべきものあり若し時局變動ならば輕視すべからず、只だ此派は小團體主義を持して賢才を擧用せざるを短所とすべし

△投機派　此派は一定の主義なくして各方面と善く機に乘じて利に趨くのみ川人之を稱して『水游派』と言ふ其團旋圓滑なるを以て名づく、此派は第三軍長劉成勳(禹九)を中心とす、劉存厚野に下りてより成都の地盤は其の手中に落ち劉成勳は衛戍總司令衙を以て成都方面を統攝せり、其所屬軍隊としては陳國棟の第七師の川東永川、綱梁、璧山、江津、大足等の諸縣に駐紮して川東各駐軍を牽制せると、外に藍世鉦の一混成旅及邊防軍賴心輝の約一混成旅とあり、且第二十一師唐昌九、及第八師陳洪範と互助の聯絡を爲せり、此派は川中の各派に對し均しく親善を表示すれども其實は惟だ利に趨くのみにして何派にも偏せず、誠實の行動なきを以て之を信仕する者少し、將來四川省に於て充分發展し得るやは問題たり。

△新起派　民國九年の役に於て楊森(子惠)は僅に一參謀長に過ざりしが、豫備團長に昇任してより雲南軍驅逐後旅長となり、次で二年間混成旅長、第九師長、第二軍長と累進し、其躐進の速なる熊克武を除きては其比を見ず、現在第九師(銃器九千餘挺あり)全部を管する外、潘文華の第四師、李鐵森の第三混成旅を統率し兵器充實す、地盤は瀘自貢川南一帶の地及び川東江北合州倍鄂等の諸縣なり、現に重慶商埠督辦を兼攝す、其人物は仕事に熱心にして建設思想に富み、近く重慶瀘州に新商埠を建設し並に自流井瀘州間の鐵道を敷設せんとす、(井富鐵路と稱し鐵道を擔保とする外債により敷設する計

調査にして現に測量中なり）川省武人中新頭腦を有する者にして新進氣象に富み勢力の雄なるものなり、惟だ賢才の登用に意を用ひざるは他派と同樣なるを免れず

△沈鑾派　劉存厚舊部の第三師長鄧錫侯、第一師長田頌堯（現在の第八混成旅）第五師長劉季昭（現在の第九混成旅）等は雲貴軍との戰役に於て功勞少からざりしも、劉存厚野に下りしが爲め志を得ず退いて川北保寧、南巴等の瘴苦僻陬の地に據り、昨年舊龍安府の平武、青川、石泉等の諸縣を併せしが尙鬱々不平中にあり、然れども兵力軍器充實し三師の兵を擁せり、最近第一軍の但懋辛及揚子惠等誠心を披瀝して聯絡を勸告せしも肯んぜざりき、其將來未だ卜知すべからず

△進步派　此派は實際の兵力なし、舊川軍の崇信するものにして其重要人物は李大釣なり、同人は秘書長を以て省公署の全權を握り種々の機緣を以て同志を糾合しつゝあり、東川道尹葉茂林も亦熱心なる進步派にして李と共に行政及鹽務方面に於ける發展を謀り居り居れるが同派は最近王陵基を推して總司令部參謀長となし一意其進行に力を盡しつゝあり

△國民黨　前年昌揚石盧等失敗して四川を去りしが、其所屬部隊たりし湯子模一旅（現編二軍獨立旅）鄭緯武一旅（現編一軍獨立旅揚）蔡第一旅（現編一軍獨立第二旅）は尙舊臭味を捨てず、最近第三混成旅長李植稱の自ら進んで孫派たらんとするあり、劉湘又呂輔周、李國完等を登用し同派は復省議會至誠俱樂部議員と握手せり、更に最近國民の要求を容れて方潮珍を重慶警察署長に任命せしを以て川中國民派の聲望復活し來り、同派は現に黨勢擴張の機關を組織せんと計畫中なり

△共和派　中國共和黨の進步黨と合併せし時四川に於ける共和黨は之を肯んぜざりしが、胡景伊、陳廷傑等去りてより其勢力衰へたり、最近時勢の變遷に從ひ各派爭ふて活動するに至るや共和黨の重要人物胡忠亮、陳煥寰等は國民系に加入することを表示し孫中山の旗下に投じて別に新黨を組織せり

以上六派善惡同じからずして行動又各異なり、前途變局の如何未だ知るべからず（三、五）

▲支那の人口新調査　（時報）　支那續行委辦會最近の調査に依れば支那各地の人口表已に編成を終り近く公布せらるゝ筈なり、由來支那の人口問題に就きては其實數を知る事頗る困難なる爲め、政府にても未だ正確なる調査統計なし、然るに地域の廣袤と人口の實數を知るは商業上最も重大なる關係を有するを以て、在支諸外國の商業機關たる英米佛公司、米孚、亞細亞兩石油公司の如きは此人口問題に多年苦心し、今回委辦會の此擧あるを大いに贊助し居れるを以て稗益する所尠からざるべし、最も計數上多少の不完全は免れざるも其實數に於ては大差なかるべし、茲に支那人口の情形と南米及米國日本佛國の人口との比較表を擧ぐれば畧左の如し

（區　域）	（方　英　里）	（人　口）	（人口密度每方英哩）
支那本部	一五三二〇〇〇	三三六、二七一、〇〇〇	二一九人
滿　洲	三六四、〇〇〇	一四、九一七、〇〇〇	四一人
蒙　古	一、三一〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	二人
新　疆	五三〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	二人
西　藏	四六〇、〇〇〇	六、五〇〇、〇〇〇	一四人
全支那合計	四、二七七、〇〇〇	三六一、三八八、〇〇〇	八四人
南　米	六、八五〇、〇〇〇	三五、〇〇〇、〇〇〇	五人
米國屬地在外	三、六二〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三三人
日　本	二六〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇、〇〇〇	二七〇人
佛　本　國	二〇七、〇〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇〇	一五〇人

而して百萬以上の都會は上海、廣東、北京にして上海は二百萬廣東は百五十萬北京は一百萬なり、其他五十萬以上百萬以下二十五萬以上五十萬以下のもの十八、十五萬以上二十萬以下のもの十五、十萬以上十五萬以下のもの十五萬以上十萬以下九十二、五萬乃至四萬九十四、萬以下八十二にして浙江の徽州、直隸の通州河南の河南府、滕州、江蘇の海州、廣東の石龍等の如き之なり、古來有名なる大都會にして人口の稀少なるは案外とする所なり、今其各地に於ける數を見るに左の如し

▲（人口在五十萬一百萬之間）。浙江杭州。直隸天津。福建福州。香港。江蘇蘇州。四川重慶▲（人口在二十五萬五十萬之間）浙江寧波紹興府。河南開封。湖北漢口。江西南昌。江蘇鎭江南京揚州。廣東佛山。山東濟南。四川成都▲（人口在十五萬二十五萬之間）安徽蕪湖。河南周家口。湖南長沙常德湘潭。湖北

武昌。江西贛州。江蘇淮安府。吉林哈爾賓。廣東潮州府江門新會。盛京奉天陝西西安。山東濟寧。▲（人口在十萬十五萬之間）浙江溫州。福建厦門泉州府。湖北漢陽。甘肅蘭州府。江西吉安府。江蘇常州徐州清江浦無錫。廣東韶州。四川順慶叙州萬縣。▲（人口在五萬十萬之間）安徽安慶廬州府亳州潁州府浙江衢州湖州嘉興台州。直隸張家口保定唐山山海關。奉天安東錦州大連遼陽州牛莊。福建漳州建甯寧德。河南彰德固始光州。湖南衡州寶慶益陽。湖北襄城宜荊州老河口沙市。熱河赤峯。甘肅寧夏平涼洮州涇州。江西撫州九江。江蘇常熟興化松江宿遷泰州通州鹽城。吉林吉林寬城子。廣東潮陽連州澳門肇慶汕頭。廣西桂林柳州梧州。貴州貴陽遵義。山西汾州三原太原。山東烟臺周村莒州黃縣沂州萊州登州青島濰縣。陝西漢中興安同州三府。新疆沙車府喀什噶爾烏魯木齊。四川涪州嘉定瀘州保寧綏定東川。雲南雲南府▲（人口在二萬五千五萬之間）安徽—正陽關全椒懷遠蠡縣六安州南陵縣寧國府宿州大通屯谿無爲州。浙江—長江巖縣處州黃巖瑞安金華石門天台定海餘姚。直隸—河間順德大名滄州通州蔚州容城。奉天—復州開平遼陽新民鐵嶺。福建—興化府古田縣華岩州上杭汀州府同安。黑龍江—愛琿呼蘭齊齊哈爾。河南—柘城鄭州汲縣襄城河南府許州懷慶府汝州汝寧祀縣歸德鹿邑南陽府睢州遂平鄧州清化鎮衛輝永城。湖南—茶陵郴州洪江寧鄉辰州府新化武岡州沅州攸縣。湖北—安陸襄陽府新堤棗陽武穴。熱河—朝陽府承德府林西平泉塔溝五台鎮。甘肅—徽縣涼州府狄道州。江西—樟樹河口宜黃饒州瑞金建昌府谿廣昌府金谿廣昌樂安樂平南豐石城。江蘇—安東阜甯海州如皐高郵州江陰嘉定金壇昆山溧陽寶應沐陽劉河碼山丹陽東台。吉林—伯都訥。廣西—龍州南寧。廣東—興寧鶴山瓊州連州龍江南雄英德北海汕頭石龍石龍口清遠欽州。貴州—安順府鎮遠興義黔西畢節銅仁。蒙古—庫倫。山西—祁縣潞安州沁州太谷。山東—城武諸城費縣沂水膠州嘉祥金鄉臨清州平度博山壽張泰安府德州府滕縣青島曹州府即墨青州府東昌府東平汶上兗州府。陝西—城固富平高陵涇陽臨潼縣西鄉渭南洋縣。新疆—和闐州奇台縣寧遠縣綏來縣溫宿府。四川—中巴夔州府梁山綿州寧遠府蓬寧大足打箭爐德陽定遠資州。雲南—昭通個舊曲靖府大理府騰越。（三、一〇）

財政と金融

▲鹽餘九六公債の實況　（各報）　商教聯合會は代表龍欽海、穆湘瑤等を派して北京に赴かしめ鹽餘九六公債を調査せしむる事としたる事は既報の如きが昨八日龍欽海より以下の報告を打電し來れり、現在財政部は七百六十萬元發行し、又上海中國銀行に二百七十五萬元を交付する筈上海中國銀行に一百萬を交付後北京銀行公會にて四千七百六十萬元を保存すべし、目下印刷局には三千七百萬元あり（三、九）

▲九六公債振當額明細表　（京報）　張弧は九六公債の短期借款償還の振當の中一千三百萬元不實流用ありとの嫌疑に對し該公債分配の明細を短債委員會に報告をなしたるが其の内容左の如し。

財政部の内外短債償還八厘債券總額九千六百萬元の内外債還償及分配各機關の確實數を三項に分けて說明す。

甲　内債の償還額は合計四千六百萬元にして已に財政部より右該當金額の公債を銀行公會に交付し該公會にて保管し居れり

乙　外債償還額は合計四千百四拾萬元にて内三千七百萬元は財政部より印刷局に命じて中國交通銀行に交付し殘額五百四十萬元は財政部より交通中國兩銀行に交付し保管中にあり（以上にて中國交通兩銀行の保管債券は八千八百四十萬元なり）

丙　政費に用ふる額は八百六十萬元なり財政部は内債項目に就ては原借款の擔保品を返還すべく債券五百萬元を換用し又外債項目中には債券發行準備の際數回の決算をなし債券發行までに各外國銀行は待つに耐えず本年一二兩月分の鹽稅餘款の内より一部分を返濟したる結果現在交付すべき債券の額は決算の數に比して當然一部分に丈けの減少あり財部は此項の餘分債券は國務院教育步軍統領衙門警察署等の經費及び舊曆年末に發行したる證券に備付す。

尙財政部が政費に充てたる七百六十萬元の振當明細左の如し。

京師警察廳、步軍統領衙門餉款二百萬元▲國務院經費三十萬元▲教育部經費十五萬元▲清史館經費十五萬元▲印刷局印刷費十五萬元▲勸業銀行擔保二十二萬元▲振業銀行擔保七十萬元▲大中銀行擔保一百八十三萬五千元▲勸業銀行擔保四萬元▲金城銀行擔保十萬元▲交通公司擔保八十萬元▲裕通銀號擔保四十萬元▼步軍總領衙門十二萬元▲陸軍各師十七萬元▲陸軍各師第十六師八

萬五千元▲奉天軍十五萬三千元▲熱河殺軍十一萬九千元▲航空署一萬六千元▲臺議院一萬六千元▲現存財政部七萬六千元

以上債券合計七百六十萬元にて甲乙兩項八千八百四十萬元を合する時は九千六百萬元となる(三、一三)

▲短期債款償還の委員會成立す（帳一日報）

政府發行九六債券中の鹽稅剩餘金を以て償還の擔保と爲す、短期內外債款は別に一委員會を組織し、合同の檢査及び債券の交付に從事することとなり、財政部と鹽餘借款聯合團とは一は債權者一は債務者なる故に均しく該委員會に加入せず、董司法總長を會長に商會、銀行公會、審計院、及司法機關の檢察官三名を以て會員と爲し、去る二月二十二日銀行公會に於て開會、董會長親しく臨席して先づ辦事章程を通過して該會は完全に成立を見たり、尙該會組織の內容中輿論の代表として新聞記者十名を鑑定として列席せしめんとしたりしが、該會長は鑑定の一項は未だ其例なく、又當を欠くの甚しきを以て鑑定を旁聽と改めんことを主張し、既に某々社記者五名を決定し其餘の五名は尙物色中なりと、因に此項の旁聽記者は新聞界側より推擧することと爲し交代入席せしめ恰も公開の形式と爲す可しと云ふも、此議は該會長果して同意するや否や未明の問題なりと云ふ(二、二三)

▲償還內外短債委員會章程（各報）

第一條　政府は內外短期債償還の目的の爲に償還內外短債委員會を設立す、其の所管事務は左の如し

（一）負債數額の清算の件　（二）償還手續の監視の件

第二條　本會に會長一名、副會長一名を置く、財政部より大總統に呈請して任命す

第三條　本會の委員は左記各員を以て之を組織す

（一）審計院審計官　（二）法官　（三）內國公債局代表

（四）北京商務總會代表　（五）銀行公會代表

第四條　本會の開會日期は、通常曾は每週月水金の三回とし、重要緊急事件に對しては臨時に特別會を開く

第五條　本會は各方面代表委員の出席者過半數に達して始めて開會するを得るものとす

第六條　本會は償還及び清算事件に對して疑義あれば、財政部代表に詳細の說明或は書面を以て答復を請ふことを得

第七條　本會長事故ありて出席する能はざる時は、副會長をして議長たらしむ

第八條　本會開會後の經過事件は、其翌日の各新聞に交付發表せしむ、其の發表すべき事件は會長或は其代表者の署名を經て責任を負ふべきものとす

第九條　本章程は大總統の批准を經たる日を以て施行の期と爲す(二、二〇)

▲董康の犯贓條例引用（申報）

董康は犯贓條例に根據して歷代財政當局を審查し以下各款を犯せりとせり、

（一）銀業銀行は財政部に對する投機事業たり、（二）財を私し商號に托し重利盤剝す、（三）不切要の金を發して中よりコムミッションを收む、（四）中より侵蝕す、（五）債票部に在るを以て現金を抵銷す、（六）擔に違法契約を結ぶ、（七）擔に巨額の債項を移す、（八）擔に債券を處分す

以上各弊は法庭に交して懲辦せんことを請ふ同時に審計院に特別審計委員會を組織せしめんことを請ふ、七日審查會は錢某等兩檢察官を財政部に派し內外短期借款の證據を檢查せるも接待する人なく契約借據により弊害ありとし當局を經て取出し在外私寓以て破綻を彌縫せり(三、九)

▲支那銀行の新設（新聞報）

支那銀行の本月中上海に開設されたるもの四、目下開設準備中のもの三にして其の概要は左の如し

△新開設のもの　（一）大同銀行總董陶希泉董事盛繩祖等六人、監察人王子崧等二人、經理徐季風、所在地天津路乾記弄、（二）振業銀行總董張壽齡協董倪道杰、董事朱佩珍等七人、經理鄧人傑、副理劉同文、所在地天津路六十四號（中外合資）（三）農商銀行金庫代理紙幣發行、農商部指定款項保管の特權あり資金總額一千萬元、五百萬元拂込、所在地天津路六十五號、經理陳超衡、副理金尙祁、（四）百滙商業儲蓄銀行、董事長孫衡甫、副董事長白蓮生、董事倪嶷技等五人、監察洪承祁等二人、經理林鳳翔、協理曾之撰、所在地百老滙路千二百八十三號

△準備中のもの　（一）江南銀行、董事長朱葆三、董事杜梅叔等八人監察沈田莘等二人總理徐乾麟經理夏寶均、協理徐源鏞、所在地寧波路三十五號、本月二十八日開業の筈、（二）金城銀行南市分行、所在地小東門大街、（三）滙達銀

行、資本金五十萬元、組織商人の組織せるもの、籌備主任夏鳴陛、所在地天津路

尙ほ右の外工業界の便利の爲め資本金一百萬元を以て中國工業銀行組織計畫あり來月初め發起人會を開きて具體方法を商決すべし（二、一八）

▲錢莊の營業範圍（申報）上海の錢莊公會は營業を愼重にして各種意外の事の發生を免るゝ爲め營業範圍數則及各種の規約を規定し各錢莊に分送したるが其の規約は左の如し

一、各種存款の經理　二、信用及抵當貸款の經放

三、各種期票の貼現　四、生金、生銀の賣買

五、各路銀兩或は銀元及貨物押匯の匯兌

六、其他錢業個有の習慣に關するもの

七、評市場を北市寧波路、南市豆市街に公設す（二、二六）

▲交通銀行重役會宣言（惟一日報）近來上海に於て交通銀行株主監察會及株主聯合會等の名義を用ひ各處に通電を發して本行行務に關し種々指摘攻擊するものあり、事本行の營業と社會金融に關係するを以て茲に詳細に辯明して其眞相を明にせんとす、該會は株主の聯合機關と稱すれども其組織會場地點、成立時日、官廳の登記、該會に於ける株主の氏名株數等一も發表せざれば果して本行眞實の株主なるや否やを疑問とすべし、加ふるに本行は總協理の辭任申出及株式增加の件に關し二月五日北京銀行公會に於て臨時株主總會を開きたるが、當時來會者株數五萬二千八百八十八株に上り過半數を超過し上海方面の株主も多數出席したれども該會の指摘せるが如き問題に關して何等の異議質問のなかりしは記錄に明なり、該會は本會に對し種々不滿の點あるが如きも其通電は總會開會前に之を發し居れば既に株主たる以上總會に出席して質疑を訊し其意見を發表し堂々と總會の決議に詐りて可なる譯なり、然るに此擧に出でずして外より通電を發して攻擊せるは其意を解するに苦しむ所たり、該會の批難せる要點は選擧にあり、曰く「總會は擅に前清奏定の株式規定を變更し總協理董事等は全部株主に於て推擧せり、而も交通部所有の株を一般株式に加へ交通部も選擧權を得一票一權となし、且聯記投票をなせり、總協理及董事は卽ち交通部の株八百〇八權によりて選擧せしものなり、此の交通部株式の選擧權は應に停止せざるべからず、又今回の臨時株主總會に於て蔣邦彥を總理に陳福頤を協理に選出せしが、出席株主の多數は之に反對なりしが故に當然無效たるべきものなれば前清より定まれる規定に從ひて正式に選擧すべし、且つ中國銀行の先例もあれば交通部株と一般株とは區別し又聯記選擧によるべからず云々」と、前清奏定本行章程に據れば總協理は交通部より申請して決定することとなり居れども、民國三年大總統公布の本行則例にて總協理に株主に於て之を選擧すと定められたり、該會の意見に從へば總協理は必ずしも株主の選擧によらず政府より任命すべきこととなるが、試に問はん果して株主の意見は政府よりの任命を欲するや或は公選を欲するや、選擧に關する則例は政府の定むる所に從ひたるものにして決して董事會の隨意變更したるものに非ず、交通部株を一般株式と同樣として選擧權を認めたるは政府關係の商業公司に於て何れも斯く辦理する所にして現に中國銀行も此方法に據る、該會の主張するが如く一般株式のみによることとすれば任意に政府所有株の權利を剝奪することとなるべし、聯記選擧法も各公司の多く採用せるものにして中國銀行董事選擧も亦此方法により其手續を簡單にせるなり、大株主の選擧權を局限すべしとの件に關しては本行則例第十八條に於て每十株に一權あり、百株以上は五十株を增す每に一權を增加すと規定し其制限甚だ嚴格たり、該會の所謂一株一權云々は本行則例を知らざるものなり、又交通部株の選擧權は最には八百〇八權ありしも其中一萬株を債務返還の擔保とせるが爲六百〇八權となれり、今本行現在の株數により計算すれば全數は五千權內外なれば交通部の選擧權は全數の八分の一に及ばず、而して今回の當選は何れも二千權以上なれば交通部株の選擧權にて左右したるに非ざるを瞭然たり、且民國三年則例發布せられて以來此則例に從ひて選擧を行へること數次なれば、該會等株主ならば總會に列席せる筈なるに未だ何等の議論なくして今回突然會外より異議を主張するは實に解すべからざる事なり、今次當選せる總理蔣邦彥は第一次革命後南方株主代表として行務の整理に努力し其後本行董事たること十年、協理陳福頤は本行文書主任たること五六年、兩氏共本行との關係深く行中の事情を詳悉し衆望相期して推薦したるものにして該會が多數の反對ありと云へるは全然根據なきことなり、該會は又董事梁士詒氏が董事長として自ら會長となり其權力總理の上にありて且行金を使用せる事を攻擊せるが、董事多き時其中より會長を推擧す

るは實に本行のみに非す、尚董事は行務を討議監察し總理は行務を執行し其權限依然として職務を儘すが如き事なし、行金使用の件も絕對に斯ることなく每次總會の時に重要表册は提出して會物にあり今次總會の時に於ても多數株主は之を査閱せり即事實の有無は帳簿を檢査すれば明かなる事ならず、や又該會は鹽藉懋君の常務董事は如何なる株主の推擧したるものなりやと云へるが、同氏は董事周自齊氏が信用して其渡米不在中代理董事を委託したるものにして決して常務董事に非す

該會の云ふ所は則例に違ひたる事或は不明の事實によりて煽惑を希圖するに非ざるはなく、直接には本行の營業を破壞し間接には社會の金融を擾亂するを以て茲に其眞相を詳細に宣布せり、又連日各報に於て本行各地分行が總行を離れ獨立すと喧傳せられ居れども決して此事なし、右各地分行に於て各新聞に登載せるが重れて茲に聲明す(二、二二)

▲飛行機借款の契約　(惟一日報)　航空署は今回更に北京、蘭州間の航空事業の計畫を爲すに當り、維克斯公司と內容左の五項より成る三十萬磅の飛行機借款の契約を訂結したりと云ふ。

一、維克斯公司より大飛行機二臺、小飛行機十臺を交付すること

二、運送中の損失は公司側に於て賠償の責を負ざること

三、此項の借款は鹽稅剩餘公債を以て擔保と爲すこと

四、借款額は英金三十萬磅とす

五、此用途は五萬磅を以て北京、蘭州間航空路設備の經費に充て、十九萬磅は材料の購買費と爲し、殘餘の六萬磅は每月五千磅宛一ヶ年間該署經費として之を交付すること(二、二一)

▲上海總商會の關稅委員會委員長選舉　(各報)　上海總商會が支那關稅改正會議支那委員の顧問機關となる目的の下に當地各種商業團體代表者を網羅して設置せし稅則修正委員會は二月廿五日午後四時半より總商會例會室にて第一回會議を開けるが出席者は

集成公所代表　朱秀生
紙業公所代表　李鳳生
同　上　陳杏林
同　上　曹顯裕
棉業聯會代表　薛文泰
同　上　顧子槃
鐵業公所代表　張秋園
同　上　陳受田
五金公會代表　項如松
同　上　丁滋華
紙業公會代表　馮少山
洋貨商業公會　張蘭坪
昵業同業公會　陳文物
粵僑商業聯合會　鄧炳熙
同　上　劉協勳
潮州糖雜貨聯合會代表　黃少巖

外一名合計十七名にして當日の議案左の如し。

一、物價調査方法の件は其分類を民國八年八月一日施行の改正輸入稅則の方式に倣ひ輸入貨物を十五類五百九十八目に種別し採用年度は異論相當出でたるが辛丑講和條約第六款第二項に依り民國八九十の三箇年を標準年度とし右三年間の物價平均する事

二、物價計算方法の件は辛丑講和條約の第六項第二項の規約に鑑み輸入淸み貨物の市價を標準とする事

三、事務員使用の件は物價報告書編製の爲め各團體より至急推薦し事務を擔任せしむ

四、正副委員長選舉の件は關稅改正が輸入綿絲雜貨商に至大の關係あるを以て洋布公所振華堂の代表顧子槃氏を委員長に而して紙業公所代表馮少山氏を副委員長に推擧する事とし第一、第二兩案は研究を繼續し其他は原案通り可決せり(二、二七)

▲修正稅則委員會成立　(晨報)　上海總商會に於ては今回の稅則改正に至大の關係を有するに因り、特に二月十三日大會を開き修正稅則委員會を組織するに決せるが、其後各業公所の贊助を經て同二十五日上海總商會に於て委員會を開き顧子槃氏を委員長に推し、各業者に於て自身物價調査を行ひ

委員會に報告して物價調査表を編製し、一方之を歐文に翻譯して參考に備ふる事を決議せり

因に是日委員會に出席せる各業者及組織綱要左の如し。

木業、紙業、棉業、洋布業、紗業、廣東人商人、皮革業、砂糖雜貨、燒寸業等なり

第一條　本會は輸入雜貨の價格を調査し政府を輔佐して關稅改正會議の目的を貫徹するを以て宗旨と爲す

第二條　本會委員會は定員なし、本埠の輸入業各團體が代表を公擧して之を組織す、每團體公擧の代表は一人乃至三人とす

第三條　本會は委員長、副委員長各一人を設く、各委員之を公推す

第四條　物價報告編製の爲め事務員若干人を設く其人員は委員會に於て之を定む、該事務員は委員會に於て本業中商業及輸入貨價に熟通せる者より選拔充任す任期中は手當金を給す

第五條　本會成立後は直ちに海關貿易貨物分類法に按照して物價調査表を編製し、各種類によりて記入し遲くとも二箇月以內に完竣す

第六條　前記物價調査表完成後は英文に翻譯し關稅改正會議の政府委員及各國委員に分送し、必要の場合は人を派し說明する事を得

第七條　本會委員は每日一回集議し事務を辦理す、但し一業一の利害に關する事は各該業推擧の委員と決定す

第八條　本會の執務所は總商會に附設す、但し便宜上事務員を派して查報せしむる事を得（此れ各業の輸入帳簿の携出に不便なる時此條文を適用す）

第九條　本會の經費は隨時總商會より發給す

第十條　本會の任務は本期稅則修改完竣の日を以て止む、其後改組或は解散するやは公議に出りて決定す（二、二）

▲陸路減稅方法

（申報）　外交部は日本公使に照會文を發せるが這は滿鮮邊界減稅方法に係り前次の明令の露支陸路通商減稅と相連關す現に外交部は日本公使に照會して本年四月一日より減稅廢除せんとすと云へり（二、二七）

重要經濟問題

▲第四回全國商會聯合會計畫

（各報）　第四回全國商會聯合會議は今年は漢口に在りて舉行するに就き武漢兩商會は會董十二人を推して準備し舊曆三月一日先づ湖北商會聯合會を開き提案及大會諸事準備を討論すべしと（三、八）

▲外人の內地行棧設立禁止

（中華新報）　商會聯合會臨時大會は外人の內地に於て行棧を設立することを禁止すべく農商部に呈請したるが農商部は各省長官に對し外人の行棧を設立するものあらば交涉を提起し條約に據つて力爭し以て禁止することを期すべしとの通告を發せり（二、一八）

▲河南商埠地の新設

（新聞報）　河南省鄭縣は實業上緊要の地點なるにより民國八年同省に於て試辦開市場と爲せしが其後の成績頗る佳良なるにより今回日本の借款を得て該地を商埠地として開放する事に決し同省軍民長官より之れが許可方を內務部に呈請し許可せらるゝ事となりたり（三、一〇）

▲鄭州商埠に對する梁士詒の對吳辯駁通電

（各報）　迭々明敎を承けたるが愛國の熱誠言表に溢れ環堵誦して欽佩良に深し、惟だ借款に於て山東鐵道を買收するを以て罪とせらるゝが之は實に敢て承けず無論借款の設なく全然噓なり然れども目的は山東鐵道を回收するに在り亦之を賣國と謂ふを得ざるなり祐も目的の如何を問はず但だ借款あれば卽ち賣國と言ふならば今日、日本の款を借る者殊に多し試み問ふ之皆な賣國なるや否や且つ鄭州と洛陽は距離咫尺たり某督軍（稻侯を指すものならん）は鄭州の商埠地を抵當として東亞拓殖公司より日金二百五十萬を借れり期限は二十年にして商埠地は日本人の監督に歸す條件の苛酷なること從來未だ有らざる所なりと之れ確に賣國と別なし想ふに善も聞見する所なきにあらざるべし、何を以て年餘に來竟に默して一言をも發せざるや、道路相傳ふ所によれば貴下は六十萬圓を分贓せりといふ其說果して確實ならば之れ貴下が早くも賣國を實行せるなり其說若し噓傳ならば貴下は先づ賣國の某督軍を驅逐すべし方さに始めて公平と言ふを得べし然るに竟に遠きを見て近きを見ず之を攻めて彼れを攻めざる是非別に作用あり卽ち柔茹剛吐は余が貴下に望む所にあらず敢

て之を實す楮に臨みて慄慴明教を俟つ梁土詒印(三、一)

▲香港海員罷業問題解決　(各報)　香港海員罷業問題は既に解決せり、上海花旗輪船公司及各汽船會社は昨六日來電に接したるが八日より前に從て從業することとなり既に調印を了したり、其解決方法を聞くに、

1　歐米航路は一割五分の增給
2　天津、上海線は二割增
3　オウスレラリア線は三割增
4　罷業により受けたる損害には半月分の月給を支給
5　工會を恢復すること(三、七)

▲香港海員罷業人員統計　(香港晨報)　一月十三日罷業を開始したる香港海員罷業問題は三月四日解決したるが今次罷業せる人員統計は約九萬一千七百餘名にして其內譯略左の如し

(海員)二萬三千餘人(協進總工會)三千餘人、(洋務總工會)六千餘人、(肉行持平總工會)一千二百餘人、(洋務文員)三四百人、(煤炭總工會)三千餘人、(煤炭剝工寄閒社)一千七百餘人、(海陸理貨員)一千八百餘人、(同德總工會)八千餘人、(集賢工會)三千五百餘人、(卸貨工會)八百餘人、(帆船工會)一千三百餘人、(晏店工會)六七百名、(公平公會)二千二百餘人、(寧賀西男服工會)一千餘人、(公誠女服西衣)六百餘人、(牛奶義和工會)二百五十餘人、(縫衣西服鋪)一千百餘人、(菜菜行)三千餘人、(硬臘行)二千餘人、(電車競進工會)二百八十餘人、(車衣公會)一千餘人、(茶菜工人)四五百名、(沙藤不樂工社)二三千人、(牛羊業工會)一千三四百人、(鵝鴨行工會)八百餘人、(華人機器會)一萬二千餘人、(剪髮煥然工社)二千二百餘人、(茶店總工會)三千餘人、(酒樓工會)三千餘人、(叙藝西廚)七八百名、(酒樓公餘工社)四百餘人、(木匠工會)二千餘人、(鮮魚行)二千餘人、(鹹魚信義工會)六百餘人(三、八)

▲南支に於ける罷工統計　(晨報)　民國十年五月以來廣東潮洲に於ける罷工統計左の如し(三、七)

(一)廣東に於ける罷工統計

名稱	罷工月日	解決月日	罷工日數	結果	罷工人數
搭棚	五月廿二日	六月十三日	三十四日間	二割增	三千五百人
炮竹	五月廿四日	二月十日	三百六十日	一割五分	八百五十人
油漆辭職	五月廿二日	九月六日	百七日	二割五分	五萬十人
機杭	五月廿六日	六月八日	百二日	三割	三千四百人
茯苓	六月廿九日	十月十日	四十二日間	失敗	三百五十人
茶業	八月十二日	十二月十七日	百三十七日間	二割五分	二千五百人
油業	八月七日	十一月廿日	百十一日間	三割五分	三千五百人
機織	八月十日	未決			三百四十人
茶居	八月十二日	八月廿五日	十三日間	五割	八千六百四人
建築	八月十六日	八月廿五日	八日間	四割	九千四百人
牛肉	八月十九日	九月五日	十七日間	三割五分	六百廿人
陶瓷	十月一日	十二月八日	三十八日間	失敗	三百四十人
總業	十月六日	十月十八日	十三日間	四割增	二千三百人
革履	九月廿日	未決			三千四百人
革履	十月十一日	十一月八日	廿七日間	四割增	二千二百人
洋服	十月十日	即日		三割增	六百廿人
軍衣	十月十四日	即日		五割增	一千六百卅人
紙業	十二月四日	未決			一千四百人
打包	十二月十日	未決			一百五十人
鋸木	十二月九日	十二月十八日	九日間	五割增	一千四百廿人
理髮	十二月十六日	即日		四六均分	二千四百卅人
印刷	十二月廿三日	十二月廿四日		四割增	三千四百人
洗衣	一月三日	即日	三日間	三割增	六百二十人
酒業	七月七日	二月十一日		二割五分	一千二百人
宰牛	一月十三日	即日		二割增	二百十人
白鐵	一月十三日	一月十八日		三割增	一千五百人
木箱	一月廿九日	即日	五日間	四割增	一千三百廿人

(二)潮州に於ける罷工統計

會名	罷工開始	解決月日	罷工日數	結果	罷工人數
石業	五月九日	五月十七日	八日間	五割增	三百五十人
履業	六月六日	六月十八日	十三日間	一割增	百二十人
色餅	七月十日	七月十二日	三日間	二割增	百七十五人

油　業	七月十七日	卽　日	一割五分	百二十人	
染　布	七月廿　日	七月廿五日	六日間	二割五分	八百四十二人
爆　竹	八月三　日	八月八　日	六日間	四割增	四十五人
木　業	八月五　日	八月十一日	六日間	二割一分	二百四十人
鞋　業	八月廿八日	九月十八日	廿一日間	二割增	一千三百人
彫　刻	八月廿三日	九月九　日	十六日間	五割增	二百人
染　紙	八月廿九日	卽　日	二割五分	百十五人	
鐵　業	八月卅　日	十月一　日	卅一日間	五分增	九十五人
竹　業	同　上	同　上	同　上	二割增	百四十五人
圖　木	同　上	同　上	同　上	同　上	八十五人
金　紙	九月二　日	九月五　日	三日間	同　上	二百二十八人
陶瓷裝硯	九月六　日	九月十二日	六日間	二割五分	二百四十人
綢　業	九月十七日	九月廿五日	八日間	二割一分	五百四十人
陶瓷彩硯	九月十八日	十月十三日	廿四日間	一割增	百五十人
首　飾	九月十八日	九月廿二日	卅三日間	一割五分	百四十人
錫　箱	九月廿九日	卽　日		二割增	二百二十人
雨　遮	九月卅　日	十月十二日	十二日間	一割五分	九十五人
枕　箱	同　上	十月一　日	二日間	一割七分	二百人
銅　錫	同　上	同　上	同　上	二割增	百四十人
泥　業	同　上	同　上	同　上	一割增	三百六十人

▲廣東政府工會條例公布

（新支那）支那に於ては工業界に對し未だ何等の條例も公布せられざりしが、今回廣東政府は近年工業界の發達と共に各地に工會の成立簇出するに依り、是等の取締に對し速に工會條例を編成し工會成立の標準と爲す可く、全部二十條に亘る條例を國務會議並に法律審査會に提出し、國務會議を通過し卽日之を公布せり、其條例左の如し

第一條　凡て同一職業に對し五十人以上の勞働者を有するものは本條例に依り工會を組織す可し

第二條　工會を法人となす

第三條　工會の區域は市或は縣の區域を以て標準となし其兩區域以上に工會を設立する時は省の主管署の認可を經べし

第四條　工會を組織せんとする時は發起人連署の上計畫並に職員履歷書及規程各三部を地方官署に呈出し本條例の保護を受くべし地方官署は市に在りては市政廳地方に在りては縣公署とす

第五條　地方官署は工會設立計畫書に其職員履歷書各一部を添へ中央及省立の主管署に呈送すべし

第六條　工會規程中には左の事項を明記すべし

（一）名稱及工務種類（二）目的及其種類（三）區域及所在地（四）會員出入規定（五）職員の擔張並選任罷任の規定（六）會議の規定（七）經費徵收額徵收法及會計規定（八）調査及統計の編成規定

第七條　工會の職務は左の如し

（一）工業の改良發展（二）工業法規の制定改修廢止及其他關係の事項に對しては行政官廳及議會に意見を陳述し得（三）工人の公共的利益を目的とする共濟、生産、消費、住宅、保險等各種事業をなし及び之を管理することを得（四）其他圖書館、研究所、試驗所、科學敎育、社會敎育、印刷出版業も設立及管理することを得（五）共同的條件を以て公司、商店、工場官營事業の管理局所と合同し雇傭契約を締結することを得（六）同業者職業紹介（七）主張並防衛同業者の利益但し强暴脅迫の事情あるべからず（八）凡て資本主と雇人との係爭事件は各當事者の意見を徵し普く調査して發表すべし（九）同業者の就業失業を調査し統計を作製すること（十）勞働者の經濟及生活狀態を調査すること

第八條　工會の職務は委員會に依り之を處理し委員會は各該工會々員より投票法を以て七人以上の委員を選擧し之を處理す委員は事務の繁簡に依り若干人の職員を互選し事務を執行せしむ

第九條　成年の男女勞働者は自由に同會々員となり又自由に退會し得

第十條　各該工會所屬の業務に一年以上從事し又は現に從事するものに非らざれば該工會職員となるを得ず

第十一條　工會は會員に對して等級の差別を設けず

第十二條　工會經常費の徵收は會員收入の百分の三を超過することを得ず但し會員にして增加を乞ふものは此限りにあらず

第十三條　工會の基金及第七條第三、四款所定の布業經營に關し工會々員の

體出を除く外省縣會及其他公共團體の保護を受くることを得

第十四條　工會所有の下記財產は法律によらざれば沒收することを得ず

(一)基金　(二)集會所、圖書館、研究所、試驗所、學校及共濟、生產、消費、住宅、保險業、合同の動產及不動產

第十五條　工會より每年地方官署に呈報すべき各事項及統計表　(一)職業性名及履歷　(二)會員の人數並入退會及其就失業死亡傷害狀況　(三)財產狀況　(四)事業の成績　(五)係爭事件の有無並經過

第十六條　地方官署は所轄區域內の各工會報告並統計表狀況說明書を每年一回中央及省の主管官署に呈報すること

第十七條　本條例に依り設立する所の工會は兩工會以上の結合を以て工會聯合會を組織するは本條例の規定により之を許可す

第十八條　本條例に違反する工會職員は審判廳檢察廳の論告により五元以上五十元以下の罰金を科し並其職員の資格を取消す本條例第四條第十五條規定の事に工會發起人及職員にして虛僞の報告を爲し又はなさゞるものは審判廳檢察廳の論告により十元以上百元以下の罰金に科す

第十九條　工會の解散及淸算に關しては商會法三十一條乃至三十八條を適用す

第二十條　條例は公布の日より施行す(三、九)

▲廣東政府の罷工治罪條例取消　(章報)　廣東政府法律編修館總裁徐謙氏は刑法草案中罷工工人懲治の第二百二十四條及第十七章の各次を廢止すべき事を提案せり、其理由とする所は現在各國に於て罷工工人が過激なる行動な執らざる限り何等之に制裁を加ふるものなし、例へば革命前の露國及現在の日本に於てすら罷工工人を懲治するの規定なし然るに我國刑法草案に其條文を存在せしむるは頗る不可なり卽ち(一)刑法の原則に合はず(二)罷工は決して犯罪に非ず(三)各國の法律と牴觸す(四)世界の思潮に順應せざるは實に本條を廢棄せんと提案する重大原因なりと而して該案は今や非常國會に提出せられたるを以て其可決を俟つて公布さるべしと(三、一二)

▲支那棉業統計　(新聞報)　支那紡織聯合會は萬國紡織聯合會より國棉業統計編製の必要上支那に於ける紡績工場の現在錘數及使用在庫棉花數量の調査方の依頼を受けたるに由り、最近其調査結果を通知したるが其統計及び前年との比較表次の如し(棉花は一包五百封度を以て單位とす)

		前期との比較		前期との比較
錘數	民國十一年一月末		民國十年七月末	
現在數		一、七三一、六三二		一、三五二、三四〇
裝置中		一八一、三四四		一五、〇〇〇
		前期との比較		前期との比較
使用棉花	自民國十年八月至十一年一月六ヶ月		自民國十年二月至同年七月六ヶ月	
支那棉花		三四九、五七七		三七八、七一五
米國棉花		七一、九四〇		二〇、八〇四
印度棉花		一一〇、三四五		五一、三二一
埃及棉		五〇五		六七、七一八
其他	〃		〃	
總計		三三一、三七一		四六七、八八六
		前期との比較		前期との比較
在庫棉花	民國十一年二月一日		民國十年八月一日	
支那棉花		一八一、六二三		二九、四四七
米國棉花		四四、七四二		一三、八〇〇
印度棉花		四〇、〇八七		一三、九八五
埃及棉花		一、八五〇		四一、七九九
其他				六五一
總計		二六八、四二七		一八八、二八

▲獨逸商船の上海第一航　(新聞報)　獨逸漢堡亞米利加汽船會社の東洋航路商船ハヒヲド號は、戰後第一回として數日前漢堡より上海に來航し現に浦東海洋社碼頭に碇泊中なり、同船は戰後新造せるものにして登簿噸數一萬〇二百三十五噸、其積載貨物五千噸中三千五百噸を上海にて陸揚せしが、

其內一千五百噸は染料にして其餘の二千噸は機械及び鐵製品なり、此外御玻璃品勝品及各種工藝品等約三百噸をも陸揚する筈なり、該船事務長の言に據れば獨逸は戰敗の結果各協約國より賠償金に充つる爲其商船全部を沒收せられしかば從つて漢堡亞米利加汽船會社の商船も亦其厄に遭へり故に此船は戰後新に建造せしものなるが其構造は改良を加へて石炭の代りに重油を用ひ總ての機械には電氣裝置を施せしを以て船員の數は從來に比して大に減ずることとなれり、本船は貨物を滿載し一月上旬漢堡を出發して上海に來りしが、途中南洋香港に於て貨物の三割を荷揚したり橫濱神戶兩港にて荷揚する貨物は約一千噸前後にして歸航の際は日本にて多量の食糧品を積込む豫定なり、尙本船の姉妹船ニユラスタラン號は東洋航路第二船として本月下旬來滬すべき豫定なり、現在獨逸より東洋向の運輸貨物は頗る多くして上海の外漢口天津方面にも亦契約品少からず本船は不日神戶に向つて出帆する豫定なり（二、二二）

▲四川航路規則　（新民國）　長江の上流宜昌重慶間の航路即ち四川航路は水深淺き關係上特殊船の建造を要するのみならず、相當の危險を伴ひ有利なる航路と稱する能はざるも四川省が支那の寶庫にして產物に富む所より四川航路就航船は次第に增加しつゝあり、現に其數十二隻を算し居れるが年末迄には約二十隻に激增すべし、其增加船の內には日本船四隻即ち日清汽船會社の二隻（三月竣工の雲陽丸外一隻）及び天華洋行の二隻（三月竣工の聽天丸、行地丸）あり、而して若し是等新舊造船が一時に就航することならんか本船は素より途中民船に對する危險災害を益々增大する虞ある爲め、宜昌稅關にては其危險災害を豫防すべく左の規則を制定し、尙左記各級船共一日の出帆數を二隻に制限し一船は未明一船は午前九時出帆となすべしと云ふ。

第一級船　長さ二百呎以上を第一級船とし宜昌水標確然（Steely）十二呎に達せざれば出港を許さず、此部類に屬する船舶は大來喜、福源、Fuhwo（太古新造船）新蜀通、嘉定（怡和新造船）隆茂及び日本船五隻（此中には日清汽船の二隻及び天華洋行の二隻を含む）

第二級船　長さ百九十呎以上の大來裕、蜀享は水標九呎以下にては出港を許さず、因に長さ百九十呎より二百呎に至る上記一、二級船の中間にあるものは水標十呎位を標準とさるべし

第三級船　安瀾、鴻福、吉慶、美灘の四隻は水標七呎に達せざれば出港を許さず

第四級船　峽江、鴻江の二隻は水標五呎に達せざれば出港を許さず

上記の水深は確實なる水深即ち滿潮の場合の水標に依るものにして、干潮の場合の標準に非らざることは危險災害豫防上當然の事なり。

尙日清汽船は閣議の結果年十萬圓の四川航路補助金を政府より附與さるゝことゝなり居れる爲め、今期議會に該航路補助金案提出さるべし、而して日清汽船の雲陽丸天華洋行の聽天丸、行地丸三隻は何れも上海江南造船所にて速水式を了し來る三月竣工の筈なるが、日清汽船は更に一隻天華洋行は二隻の注文をなせりと稱され居れり、此等完成の曉には可成り面白き競爭開かるべしと一般に興味を以て迎へられつゝあり。（三、一五）

▲粵漢支線布設案　（群報）　粵漢鐵道粵路總理許崇浩は昨年の總收入七十餘萬元に上り且つ將來發展の見込あるを以て先づ韶州から樂昌に至る一支線の布設を計畫し豫算百萬元を見積り再三會議を經たるも外債によるは不可なりとて株主の反對するところとなりしが日前韶州から東河墟に至る一支線に就いて朱鴻德を派して調査せしむる事となり事務處長陸耀廷等と共に査踏の結果豫算十萬元を以て愈々此の支線十餘支里の布設をなし南雄樂昌間の交通を計ることに決したりと（二、二〇）

▲哈爾賓電車敷設問題　（民國日報）　哈爾賓電車敷設問題は種々なる障碍により決定するに至らざりしが最近華盛公司は同工事を一切引受け一ヶ年以內に開通せしむる事に確定し既に電業公司と華盛公司との間に本年一月二十五日左の契約を取換したりと云ふ

請負ふ事

一、此次電業公司は華盛公司との間に機件材料を購入する事及工事一切を

三、哈爾賓電車軌道は全長二十英里單軌とす

三、發電所の電力は二千五百キロワット兩所に分つ

四、機件材料及工事費の總額は二百九十五萬五千米弗とす

五、前項金額中の百分の十は二月十五日迄に電業公司より華盛公司に交付し右金額交付後正式契約を取換し工事に着手す

六、正式契約を取換はしたる後六ヶ月以內に全部の機件材料を哈爾賓に運

遅したる時電業公司より更に百分の十五の金額を華盛公司に交付す

七、前項の期日は六ヶ月を越ゆるを得ず機件の配置を實行したる時電業公司は再び百分の十五の金額を交付す

八、正式契約成立後一ヶ年半に電車を運行せしめ其開通期は明後年一月一日とす

九、工事費及機件材料購入費の清算は四ヶ年内に分別清算す

以上の臨時契約取換したる結果二月二十五日第一次前渡金として六十萬元を交付し七月一日正式契約を取換はす事として正式契約の成立と同時に本臨時取極は無効とす尚本契約の内容に關し外間にては三ヶ月以内に軌道を築成し七ヶ月内に發電所を完成し一ヶ年内に一切の附帶工事を完成し完全に開通せしむべしとの説傳へられつゝあり(三、一)

日本新聞重要電報（大正十一年二月中）

外交問題

▲東支共同管理反對（北京特電二日發）　華盛頓會議に於ける東支鐵道共同管理の提議は漸く支那朝野の驚愕を惹起せるが北京各團體國民外交聯合會は二日是が討論會を開きたる結果外交部に對し絶對に反對の旨を通ずると共に三代表に對しても東支鐵道の國際管理は支那の主權を侵害するものにして會議に通過したる原則にも亦違背す支那國民は華盛頓會議が其共同管理を提議する權限なきを認む卽ち是が決定如何を問はず絶體に承認せず各國に向つて此趣旨を聲明せられたしとの電報を發したり(時事、四日)

▲廣州灣も還附（華盛頓國際社一日發）　佛國全權サロー氏は聲明して曰く支那に於ける外國租借地に就て他の諸外國が如何なる行動を執るとも佛國は廣州灣を支那に還附する覺悟なりと(時事、三日)

▲西藏庫倫解決希望（上海東方五日發）　目下支那人間には多年の懸案なりし山東問題解決したれば今後外交上の大問題は西藏問題、庫倫問題の交渉なり山東問題始め凡ての問題の解決が國民の希望を滿足せしめざりしは國內不統一にして內力之に伴はざる爲めなれば空論を避け國力を養ふと共に他國の援助を願むべからずとの論起り來れるが華盛頓會議が與へた教訓として一般の注意を喚起し居れり（時事六日）

▲山東解決と對日好感（上海特電四日發）　過般華府會議に於ける山東鐵道問題行詰りに影響を受け一時支那國民の對日感情再び惡化せんとする模樣ありたるが最近山東鐵道問題は略支那側の希望通りに解決され又二一箇條問題に就いても解決の曙光を認めたりとの報道ありたる爲め長江筋及び廣東方面に於ける支那人の對日感情は著しく良好となり例へば一、排日運動の爲め一時閉鎖されたる中國耶蘇教青年會(在上海)の日本語講座は本月一日より開講さるゝ可く其他各專門學校に於ても新學期より日本語の講座を設けんとするもの少からず二、新任上海總領事船津辰一郎氏は廣く支那の新人物と接觸し就中支那言論界の有力者連と隔意なき意見の交換に努め居れる結果支那の氣受け極めて良好なるが此程日支兩國間の暗礁たる山東問題圓滿解決の結果益支那側と接近し得ることゝなり從來日本總領事館に出入を遠慮し居りたる支那新聞記者連までも進んで船津領事を訪問し意志の疏通を計るに至れり三、從來遠慮勝に我實業家と提携し居りたる支那實業家連は排日運動終熄の結果公然と日支提携を標榜し日本製と明記せる商品を取扱ひて何等憚らさるに至れり要するに華府會議に於ける山東問題の圓滿解決は少くも上海に於ては一般の支那人に對し多大の好感を與へ排日運動を一種の職業とせる一部の支那人の如きは殆と全く社會的存在を認められざるに至れり(時事六日)

▲日支舊交恢復せん（八日北京特派員發）　八日晨報は林長民氏の「華府會議以後の支那國民の態度」と題する論文を發表したがその結論の一節に曰く

今回の會議の經過は十分滿足とは言へぬが然し不滿足と言へばその點は國民自ら招いたものであつて經過は大體に於て支那に取つて幸福と言はなければならぬ友邦が熱心に我を支持した誠意に對しては感激せざるを得ない卽ち日本國民の大多數と日本政府とは巴爾幹會議の失敗に鑑み支那と仇怨を結び國際上猜疑を招いたことを後悔し今回の會議に於ては事毎に讓歩的の態度に出でた之が爲め今後の日支國交上に一生面を開き兩國の舊交を回復することが出來るであらうこの事實は顯然として忘却せんとして忘却を許さぬものである(東京日々九日)

▲**支那の利益**（八日上海經由路透社發）　外相カーソン卿は上院に於ける演說中華盛頓會議より得たる支那の利益を列擧し左の如く指摘した

支那が鞏固なる政府を樹立し或は國民の統一を圖るの氣勢を現はすの時が何時かは來るべきは何人も首肯する所である支那は世界の大國に伍して華盛頓會議に參列するを許された、加之膠州灣、山東威海衛は支那に還附され佛國も亦廣州灣を支那に還附するだらうと予は信じてゐる但し若し支那にして依然其舊式外交を繼續するに於ては是等の還附領土其他の利益を其の手中に收むるの日は恐らく五十年も先の事であらう今支那が此の一大機會に際して執るべき唯一の手段は此機會を利用して東洋に於て支那が有する其偉大なる自然力資源及び人口稠密せる地域に相當する運命の開拓をなし得る資格あるや否やを中外に示すにあると（東京日々十日）

▲**悟つた林氏**（八日發）　研究系首領林長民氏は久し振りの沈默を破り八日晨報紙上に『華府會議後の國民の態度』なる大論文を掲げたが山東問題に就き左の如く論じてゐる

此度の解決條件は滿足とは言へぬが我國人の不用意を以て此結果を得たのは幸ひで無いとは言へない友邦の援助は感激の至りである日本の朝野が誤りを悟り我國民の態度に鑑み斬くの如き讓歩をなしたのは兩國内に一進路を開き親交の關係を恢復せしめるに與つて力がある

と兎に角之で林氏が排日の錯覺から脫して居る事が判るが例のシムプソン博士は昨夜諸團體合會で『日英同盟の廢棄は自分の力に依つてなつたのである』と吹聽したが林氏の議論と對照して如何に舊式であるかが判る（東京朝日）

▲**支那の門戸開放に關し農商總長意見**（十日北京特電）　農商總長齊耀琳氏は華府會議決議の門戸開放に關し左の意見書を提出した

（一）土地所有を許さず一定の年限を限り借地權を與へること

（二）現在の外國會社は支那の法令に依り登錄せしめること

（三）内地雜居は各省商埠地主要港は鐵道沿線の三十支里以内に限つて許可すること

（四）外國會社本店は各々本國に置く

（五）工場の外國人持株は總額の半數以下とす

（六）外國人に森林所有權を與へす林業投資は前條に準ず

（七）鑛山業の投資も同樣とす

（八）支那國民のみに許した農工商業上の特權は外國人に與へない

（東京朝日十二日）

▲**門戸開放制限案**（十日北京特派員發）　齊農商總長は華盛頓會議を通過した門戸開放の原則を制限する左の八箇條の意見を十日總統に上呈した

一、内地雜居は各省の商埠及汽車汽船の便ある土地より三十里以内に限り旅行期限の一年内に調査會を設けて調査する事

二、内地居留の外人には土地所有權を認めないが一定の期限を定めて賃借權を許す事

三、治外法權回收以前支那に既に設立された外國の會社も支那の法令に照して登錄する事

四、外國の會社にして其の經營機關を支那に設けんとするものは該會社の章程を支那政府に提出し許可登錄を經べき事

五、原料を加工し若くは精製する會社乃至工場に外國人の投資する場合には資本總額の半ばを超えない事

六、外人には原則として林業の所有權を認めないが殖林事業乃至は林業の副事業に投資する場合は此限りでない（以下二箇條電文不明）

「東京日日十二日」

▲**露支通商條約**（奉天特電十日發）　極東政府代表アガレーフ、パックン兩氏と北京外交當局の間に交涉中の露支通商條約に就き確實なる消息に依ると支那の提案は左の九箇條であると

一、支那は華僑の受けた損害に對し露西亞は賠償の責に任ずること

二、華僑の受けた損害に對し露西亞は賠償の責に任ずること

三、露國領土内にある華僑に對して免稅すること

四、東支鐵道は支那に回收すること

五、烏蘇里鐵道は其材料と共に支那に交附すること

六、松花黑龍兩江航行事業は露支合辦にすること

七、露蒙支條約を取消すこと

八、哈克圖から庫倫に至る道路は支那の有に歸し軍隊を駐屯させること

九、露國の物資缺乏資金救濟に就ては支那も方法を講ずること

右の内第四は列國にして異議がなければ露國は承認する第五は莫斯科政府に電請交渉中第八第九は尚決定せず他は悉く支那の提案を承認した樣である

（東京朝日十二日）

▲黒龍江航行權拒絶（九日哈爾賓特派員發）當地の一露紙の報道する所によれば大連會議の日本委員は日本商船の黒龍江航行權を要求したが極東共和國委員は此問題は如何なる條件を以てしても應じ難しと拒絶したと云ふ會議の内容が秘密に附せらるゝ限り眞實より不明であるが此問題が重要であるのは鐵道と相俟つて西伯利乃至北滿洲の開發に絶大の關係を有するからである（東京日十三日）

▲威海衛處分問題（倫敦國際ロイテル十日發）ゲデス氏を委員長とする經費節減調査委員會報告には威海衛に關して次の如く述べたり

威海衛は目下療養所及船舶の小修繕の爲めに使用され居れり其維持費年額二萬五千四百五十磅にて其中使用材料の價格一磅に對し支拂賃銀三磅の割合なり然るに他の民間造船所の賃銀は同じく材料一磅に對して僅かに三十志なり此經費を節減し得ずば海軍の工廠を他の場所に移さざるべからず

（時事十三日）

▲罪を他に嫁す（上海特電十二日發）華盛頓會議支那代表顧問シュアソン博士は徐總統に會見し華盛頓會議の感想を述べて曰く

支那が今後國際代表を派遣する場合は駐外公使を派遣するは考へ物である駐外公使は往々にして情實に捉はれ易く且國内の事情に通ぜかつてゐるので今回支那から渡米した代表の如きは國内の現情に通ぜず其結果支那の得る所は空虚に終つた今後は宜しく關員中から代表を派遣すべし言語上の困難は通譯で充分である云々（東京朝日十四日）

▲華府議決實施研究（上海特電十三日發）北京政府は華府會議全權に歸國を命じたる結果、顧維鈞氏は二十日華府發倫敦に向ひ四、五月頃歸國す可く施肇基氏は三月倫敦に赴き顧維鈞氏と相前後して歸國す可く又王寵惠氏は十八日華府發歸國することゝなり三全權の歸國を待ち顧外交總長は北京に外交會議を開催することに内定せり此結果支那問題に關する華府會議決議事項に就き外交會議（北京）關稅會議及び其他國際委員會（上海及び北京）開催會議「上海も早晩相呼應して實施方法を考究することゝなりたり（時事十四日）

▲徐總統の演說（十四日北京特派員發）十四日總統府に於ける茶話會の席上で徐總統は文武の官吏に對し一場の演說を試みた

先づ今回の華盛頓會議の經過を叙し山東問題に關しては政府は巴黒條約不調印の民意に隨つて未だ嘗て方針を變へなかつたものであるが幸に英米の調停があり若此機會を喪はんか復た會議の機會を得る事は至難であると一に友邦の好意を退ける能はざるものがあるこゝに解決を見ることになつたから

とて回收資金を集むる爲國民一致の努力を希望し次いで華盛頓會議の希望條件たる鐵兵實行の急務たる事を述べ最後に國會の恢復と國家の根本法たる憲法を制定する必要を力說する所があつた「東京日日十五日」

▲威海衛回收の準備「北京特電十七日發」外交部は既に威海衛回收の手續きに着手せりと云ふ即ち先づ威海衛の境界を實地及び地圖の上にて明確にし其の完成を待つて直に英國との間に之が回收の順序を商議する筈なりとあり（時事十九日）

▲陸路貿易章程撤廢（十八日奉天特派員發）支那政府は今回露支國境陸路貿易章程を撤廢するに決し四月一日から之を實施することを總稅務司から正式に布告した該貿易章程は千八百八十一年に露支間に協定されたもので特に國境陸路貿易に限り普通關稅率より三分の一だけの低率で徵稅したもので日本鴨綠江鐵道竣成の時即ち大正二年から安東稅關を通過する輸出入貨物は陸路貿易と見做して前記章程に均霑し來り滿洲からの輸出貨物及内地からの輸入品は大連經由に比し稅率の低いだけ朝鮮經由の方が餘程得策であつたが今回右のやうな條約である、陸路貿易章程が撤退されるに於ては之に均霑する安東稅關の特定稅率は自然消滅に歸すべきは勿論であるから滿鐵貿易並に朝鮮經由輸出入貿易は大打擊を受ける事となる、而して之が爲め大連經由の荷物は自然增加し奉天以北在住者の受ける影響は鮮いが、安奉線沿線に於て消費される荷物は勿からず打擊で同時に對支輸出入業者、在滿輸出入商は多大の影響を受ける事となると共に我政府として日支間に約定した協約に異り露國間の條約に基き之に均霑すべく上程されたものであるから根本據

廢棄されるに於ては如何とも致し難く而して支那政府の該章程撤廢の動機は華府會議に於ける支那關稅引上に刺戟され且國費の增收を計らんとするにあるやうで已むを得ないものと觀測されて居る併し該章程に均霑し特定協約を結んだものが日本ばかりでなく佛國其他二三同樣のものがあるから如何なる變化が見るか分らない（東京日日二十日）

▲威海衞還附期（北京特電二十日發）朱駐英代理公使の外交部に寄せたる電報に據れば代理公使が本國政府の意を受けて威海衞還附聲明に關する謝意を述べたる際英國政府東洋部長は不可解の態度を示したるが更に英國外相は之に關し言言して「支那の民心散亂して政府之を統一する能はず今回の威海衞還附の如きも愼重に取扱ひ須らく二十年若くは五十年の後始めて之を交附すべし」とあり、一般世人に取りては寧ろ豫期せられたる聲明に過ぎざれども直に其還附を受けるやの如くに期待せし支那當局は勿からず狼狽しつつあり（時事二十二日）

▲廣東政府承認に傾く（上海特電二十一日發）從來廣東政府に對し沒交涉一點張の觀ありたる英國政府の態度が最近著しく緩和され非公式に廣東政府と種々の交涉を開始するに至りしことは列國對支那の問題就中華府會議決議事項の實施上其影響の及ぶ所甚大にして日本政府として十分注意を拂ふの要あらんと思はるゝ節少からず英國政府の對廣東態度の一變の原因は本年早々香港に勃發し今日に至るも未だ解決を見るに至らざる在香港支那海員の總罷業にあり此總罷業に對しては在廣東の支那海員及び埠頭人足連全部同情罷業を試みたる結果香港に立往生の英國汽船は二十五萬噸、百七十隻に達し香港廣東間及び香港上海間の沿岸航路まで中絕の姿となり香港の物資は漸く缺乏を告ぐるに至れり而して廣東政府の打消ありたるにも拘らず此總罷工の背後には民黨有力者の伏在せることは隱れもなき事實にして一般は之を以て英國政府の強壓政策に對する廣東政府の報復手段と解釋し居れり如上の形勢に顧み香港政廳及び在廣東英國總領事は從來の沒交涉方針を放棄し進んで廣東政府當局及び民黨有力者と隔意なき意見の交換を行ひ其諒解を得て不取敢海員總罷業問題を解決するに決し又一方廣東政府側は此機會に於て英國政府より廣東政府に對する援助の言質を得んとし茲に英國政府對廣東政府の外交關係は不知不識の間に展開せらるゝに至れる次第なり以上英國政府の新方針に對しては上海其他長江筋に居住せる有力なる英國實業家連も贊同し最等長江筋の英國人社會の輿論を代表せるノース、チャイナ、デーリ、ニュースは過般來非公式に廣東政府を承認するの外なき旨を仄し居りしが『本日は特に列國と北京廣東政府』と題する社說を掲出し廣東政府は支那國民の意志に依る中央政府の樹立を可能ならしめんが爲め先づ列國が北京政府の承認を取消し北京政府に對し關稅及び鹽稅收入を交附せざるやう希望し居れる點を指摘し列國は事實上、北京政府及び廣東政府の二政府の存在を認むるの外なきに果して然らば華府會議の決議事項たる關稅改正問題、治外法權撤去問題は南北兩政府の合併を見るまで現實の問題として審議するを得ざらんと結論し夫れとなく南北妥協を希望し居れり（時事二十二日）

▲山東撤兵聲明（二十日北京特派員發）小幡公使は十九日外交總長を訪ひ山東問題の解決如何に論なく日本は山東に在る日本軍隊全部を撤退する方針であつたが愈々山東問題も解決したので支那政府に於て引繼ぎの準備さへ出來れば何時でも撤兵を爲す意志である旨重ねて通告する所があつた（東京日日二十二日）

▲露支協定成立（北京特電二十二日發）東支鐵道問題に就ては支那外交當局とチタ、莫斯科兩代表との間に左の如く協定成立せりと云ふ

一、東支鐵道は支那の管理に歸し支那より督辨を派遣して處理せしむ

二、露西亞人の有する該鐵道株券は支那側に於て五箇年以內に期間を分ちて之を回收す

三、完全なる回收を了するまでの該鐵道事務管理は暫時支那之を辦理す但しチタ莫斯科兩政府は各一名の委員を派して之に參與せしむることを得

四、該鐵道の各種負債は支那之を償却す可く其清算は支那チタ莫斯科の三者より委員を擧げて處理す可し（時事二十三日）

▲三代表歸國せん（二十一日北京特派員發）北京政府より在米三全權に華府會議の經過報告の爲め召電を發したに對し王代表は既に歸國の途に就き施、顧兩代表は事務の整理つき次第歸國する旨返電を寄せた尙施代表は歸國後顧惠慶氏に代つて外交總長となることに內定したと

▲英國の對支政策（北京特電二十二日發）近來英國の對支外交著しく積極的ならんとするやの感あるは注目に値す可し卽ち彼の西藏問題及び廈門

事件交渉方針の強硬なるは之を例とする最近駐支英國公使が皇橋で南北統一運動の勃告を顧代理總理まで申出でたるが如く又米國公使と共に九千六百萬元公債の發行計畫に抗議を提出して會議に對支借款會議を開始せんと傳へらるゝが如き又英國外相が威海衛の還附時期に關して南北統一成りたる後多くとも二十年五十年を經過せざる可からずと最惨なき聲明を爲せるが如き共に其對支態度の一端を窺ふに足るものならん(時事二十三日)

▲山鐵總統令出づ　(北京東方二十三日發)　山東鐵道問題に對し二月二十三日左の總統令發せられたり

今回國會に決したる山東鐵道は江蘇督軍及び全國商會より內務財政、農商、交通各部に向ひ申請の結果國民より資金を調達して之を民有と爲すに決したれば該金は確實なる銀行に保管し而して各地の保管金は商會と共に之を嚴重取締る可し(時事二十五日)

▲米國公使は轉任か　(北京特電二十六日發)　極東領事の視察を名としマニラに向つて出發したる駐支米國公使シュルマン氏は恐らく此儘北京に歸らざる可し少くとも歸米轉任の前提なる可しと解せらるゝ同公使が歸米轉任す可しとせらるゝに至りたるは同公使は餘りに英國公使と慣れ合ひて英米同一態度に出づることが駐支米國人の意に充たず本國政府に運動して其更迭を迫りたる結果なるが如く駐支米國人の利害と立場は其れ程に相違隔せり

因に駐支英國公使が近來支那に對して大に焦せり氣味なることは既報の通りなり(時事二十八日)

內政問題

▲米國に南方承認請求　「廣東東方一日發」　伍廷芳氏は一月二十六日附米國外務省宛南方政府承認要求電を發せり其要點に曰く

梁內閣組織後全國民の北京政府反對の聲旺なり是れ本政府が屢々宣言せし如く北京政府の成立が全然詭計たるを證するものなり梁は帝政の謀首にて嘗て捕縛令を受けしことあり近く張作霖の援助に依り徐世昌より內閣總理に任命されたるが任命後曾如霖陸宗輿を起用し安福派を特赦し又山東問題を日本より借款の交換條件とせし如き其民意國權を蹂躙すると極まれり茲に於て各省代表の組織せる上海國民大會は一月十一日北京政府を否認し南方政府を中華民國の合法政府と承認する旨決議せり是れ支那に於ける智識階級人民の自由意志發表即ち支那の民意と見る可きなり不幸にして武人各省に蟠踞し北京政府と氣脈を通じ人民を壓迫して決議の効力を生ぜしめず各友邦又北京政府承認を繼續して南方をして完全に合法政府の職權を行使せしめず是れ一部の腐敗政府を助けて國民を虐ぐるに異ならず列强は宜しく北方の承認を取消し之を南方に與ふ可きなり斯くすれば支那の統一を促成し止むを得ざるより出づる孫文の北伐を中止せしむるを得可く是れ支那と友邦との福利なり吾人は米國當局が此議を主唱せん事を望む斯くて華府會議に於て解決せんとする支那問題は圓滿解決するに難からずと(時事三日)

▲奉直關係危機　(四日上海特派員發)　梁士詒氏は張作霖氏の擁護により休暇を取消して居據りに決した徐總統は之が爲め徐世章氏を天津に派して變氏に政界の波瀾を起すから暫らく歸任見合を說いて居るが張作霖氏は武力を以て段祺瑞氏出廬を支持する模樣で奉直兩派とも戰備を整へて居る尙熱河通州等に有る殺軍は直隸派と聯絡し奉天軍に當らうとして居る又北京に在る奉天司令部は一日緊急會議を開き各軍に出動準備を命じたと吳佩孚梁士詒兩氏の爭ひは吳氏に徐總統加增し梁氏に張作霖氏後援して形勢重大を加へたが戰爭は奉天軍の不利明かなれば巧に避けるだらうと見るものもあるけれども形勢は一衝突なければ解決し得ざる迄に迫つて居るらしい(東京日日五日)

▲梁氏留任　(北京特電三日發)　各方面の報道を綜合するに梁士詒氏は遂に留任すべく愈四日歸京の筈である山東問題の無事解決張作霖氏通電讓餘公債調印濟み等は其原因で支那側と關係ある日本實業家の談に依ると支那政府各部の役人は安心して事務を執つて居るさうして何れも梁士詒氏のお陰で難の瀨が無事通過したのを感謝して居る直隸系も梁氏を總理にして置けば軍費引出しにも便利なのを悟つたらしい張作霖氏の喧嘩を吳佩孚氏が買つて出ようとは北京では信ぜられて居ない梁氏は斯くなることを豫期し舊年末に來る九日頃各方面人士を招待し晩宴を張るべく豫定して居たと傳へられて居る

(東京朝日五日)

▲商教聯合の平和運動　(上海特電八日發)　支那に於る最も有力なる平和運動として期待せらるゝ實業家及び教育家を中心とする商教聯合會の國是會議計畫は既に支那各地の商業會議所及び教育會の同意を得愈本月二十

八日上海に於て開催することに確定せるが聯合會は更に盤谷バタビヤ等外に於ける支那人商業會議所へも照會狀を發し至急代表者を派遣し又は上海在住者中に代表者を指名され度き旨電報し既に其同意を得たりと聞く

南敎聯合會が國民會議の範圍を擴張ノ所謂南洋華僑を招聘せば從來孫文一派の軍費の大部分が南洋華僑より出でたるに顧み今回は南洋華僑の代表者と隔意なき意見の交換を行ひ孫文等民黨をして再び軍費捻出の道無からしめ以て支那內爭の根絶を計らんとするものなり南洋華僑が南敎聯合會側の希望通り果して孫文の後援を打切る可きやは餘程疑問なるが兎に角南洋華僑招聘の結果南敎聯合會の國是會議は一層意義ある會合となりたる譯なり(時事十日)

▲奉直勢力と兩派の色分け　(北京特電八日發)　奉天會議では黑龍江督軍吳俊陞氏と第二十七師長張作相氏が主戰派で察哈爾都統張景惠氏は主和派である又保定會議では中下級の軍人は全部主戰派で直隸系の第二十三師長王承斌氏及熊炳琦氏が調停派である吳佩孚氏は依然強硬で漢口の中國交通兩銀行から百三十萬元夏口鎭運使から四十萬元を發したと傳へらる今奉直兩系の勢力を比較すれば左の通りである

奉天系　南苑、張家口、熱河各一師團、灤城、廊坊、察哈爾、小站各一旅團、通州騎兵一聯隊

直隸系　保定、馬廠、鄭州各一師團、琢州、順德各一旅團、天津警備隊

(東京朝日十日)

▲保定會議の決議　(八日北京特派員發)保定會議の眞相として傳へらるる所によれば

一、梁總理を免職し閣員は其儘とすること

二、奉直の軍費は平等に請求すること

三、後任總理は總統の自由選擇とすること

四、復辟派安福派を起用しない事

を決議したとのことである之に對する奉天派の態度は未だ判然しないが併し最近內閣問題に對する奉直の形勢は著るしく緩和したが梁士詒氏の留任丈けは絕對に望みが無くなつた(東京日十日)

▲總理請暇　(北京特電九日發)　國務總理梁士詒氏は十日より更に向ふ十日間請暇の答である其間は今迄通り顧外交總長が代理となるであらう一說には總實痺現陸軍總長內閣說傳へられてゐるが唯噂だけに止つてゐる此說の出所は氏が王士珍氏の門生で且張作霖氏の嫌惡であり直隸系とも惡くないと云ふ處から起つたものである(東京朝日十一日)

▲徐總統の一芝居　(奉天特電十二日發)　徐大總統は十一日張作霖氏に對し

外交總長兼國務總理代理顧惠慶氏は辭表を提出し留任を肯じない依つて自分も政局維持の方法がないから總統を辭する

旨を打電した之に對し張氏は十二日を以て

徐總統辭意の電報に接し張作霖驚愕措く所なし徐總統就任以來既に三年を經水火の難に當り國政を收めた今責電に接するも作霖斷じて之を認むる事を得ず云々

と返電した當地に於ては顧氏の辭表も徐氏の辭意發表も芝居を打つて居るものと觀測して居る斯くして時局紛糾の罪を直隸派に轉嫁し且請暇中の梁士詒氏を復歸せしめんとの魂膽と解されて居る(東京朝日十三日)

▲段祺瑞氏北京脫出　(奉天特電十三日發)　監視中にあつた段祺瑞氏は十一日朝北京を脫出し行方は尙不明であるが徐樹錚氏一派が背後にあることは確實である此密報は張作霖氏及日本官憲を驚かして居る(東京朝日十四日)

▲紛糾せる奉直關係　(十七日東方北京發)　奉天に赴いた王承斌氏は十六日北京に歸着し張作霖氏と會見の結果を當局者に報告し十六日夜保定に向つた聞く所に依れば王氏が今回の奉天行きは和平解決に對して左程思はしい結果も得ぬ如く昨今北京に於ける支那通信の多くは梁士詒氏の辭職と閣內奉天軍の引揚げによつて和平解決の緒に就いたと報道し居るが斯く直隸派のみに都合好き條件を以て紛糾錯綜した政局が雜作なく解決しようとも思はれぬのみか近來北京の支那通信、支那新聞は概ね某方面からの運動により緩和的氣分の醞成に努め居るかの疑があり且此等の報道記事の多くは暗に直隸派を庇護するかの如き氣味ある爲め一般は和平解決の遂に就いたとの報道に對し十分に信用を置かぬもの、如く搗て加へて某方面よりは段祺瑞氏の北京脫出により奉天の溫和的氣分が遽に一變し强硬の狀態となり苛酷な條件を提出すべしとの議論が優勢となつたとの消息も傳はり疑問は一層濃厚となり更に

支那新聞は何れも請暇滿期なを以て梁士詒氏の辭職を傳へて居る中に蕃交通系の唯一日報のみは尙引續き十日間請暇すべしと報じて居る(東京日日二十日)

▲武力解決の外はない　(上海特電十九日發)　各方面の情報を綜合すると奉直の戰機は愈々切迫して來た模樣で直隸派の謀將王承斌氏は奉天から北京に歸り徐總統に會見して奉天の態度は測り知る事が出來ないと言つて居る又英國側の報道によると張作霖氏は既に軍隊の移動を開始し車輛を抑留して戰備を急ぎつゝあると云ふ又斬雲鵬氏は張作霖氏に信書を送り永遠の計を樹て戰爭を避くべしと勸告し徐總統は更に孟恩遠氏を介して調和に努めて居るが大勢は遂に武方解決に依るの外はないらしい(東京朝日二十日)

▲陸軍總長辭任說　(奉天特電十九日發)　天津滯在中の陸軍總長鮑貴卿氏から十九日張作霖氏に對し病氣の爲北京政府へ辭表を提出したとの通電があつたので張作霖氏は直に北京政府へ向け鮑貴卿氏辭任の上は察哈爾統領張景慶氏を其後任にされたい旨電報を發した(東京朝日二十一日)

▲國是會議に要求す　(上海特電二十日發)　上海國是會議準備委員は目下開會準備に忙殺され居れるが本日南洋和蘭植民地に於ける支那人商業會議所より左の如き電報を接受せり

(一)國是會議は愛國愛民を以て施政方針とするやう北京政府に建議す可し
(二)官吏に人材を任用し行政の刷新を計る可し
(三)國體に關する列國の誤解を解く可し
(四)和蘭政府に對し支那移民の待遇改善を要求す可し
(五)人材を拔擢し駐外々交官及び領事官に充つ可し
(六)政府は在外支那人の教育を顧慮す可し
(七)礦山業其他の產業を開放し國民をして投資の自由を享得せしむ可し
(八)陸軍縮小を實行す可し
(九)阿片及び賭博の取締を嚴重にす可し
(十)女子教育を振興す可し
(十一)實國官吏を排斥す可し
(十二)國是記念日(五月九日)は最後の目的を達するまで存置す可し

尙ほ在長崎支那人商業會議所は國是會議に代表者を派遣せざるも必要に應じ電報を以て意見を具陳す可き旨を通告し來れり(時事二十一日)

▲梁總理請暇　(二十日北京特派員發)　梁士詒氏は今度二十日間の休暇を求めた大統領は之を聽許すると同時に顧慕慶氏に對し更に同期間代理總理たらん事を請うたが顧は之を固辭して受けないので總統は目下顧氏を說得中であると(東京日日二十二日)

▲吳氏態度尙強硬　(二十一日北京特派員發)　九千六百萬元の內債發行に對し二十日吳巡閱使馮陝西督軍より反對を表して來たが吳佩孚氏より更に單獨で猛烈に電詰し張財政總長に對しても非難を加へて來たので財政總長は又復辭職するだらうと傳へらる(東京日日二十三日)

▲徐總統糺彈の布告　(廣東東方二十二日發)　廣東政府大總統孫文氏は左の如き布告を發せり

奉盛頓會議に徐世昌より代表を參與せしめたるに對し本大總統は曩に既に再も本政府の派する代表を列席せしめざれば支那に關する決議案は一切承認せず又効力を生ぜざる旨を嚴重に宣言せり然るに徐世昌の陰謀日に盛んに山東問題に對しては代表に旨を授け日本と直接交涉を爲さしむ擧國抗爭するも敢然顧みず日本と條件を協定し民意に背反し利權を喪失し國家に謝せり速に此の積惡を改めずんば實に國民の公敵となす本大總統は國脈を維持し奸謀を杜絕せん爲め特に再び徐世昌の罪惡を公布す我が國民は徐世昌が年來位を盜み德を瀆すこと甚だしく歷年係爭の山東問題に就ても倒行逆施し專ら國に謂する者なるを知る若し姑息を事とせば勢ひ必ず國賊を恣にし國を亡すに至り遂に討賊救國の日なからん希くは國民と共に愈に立て是を圖らん(時事二十四日)

▲何うすれば國が治まるか　(北京特電二十五日發)　徐總統は二十五日各省に對し左の通知を發した

國外皆我れに强固なる政府なきを以て是が攻擊をなす冀くは國民は國家を愛するの所以を以て政府を愛護せられんことを凡そ統一を圖り安全を策するの道あらば我が爲に之を告げよ

(東京朝日二十六日)

▲徐總統復通電　(二十五日北京特派員發)　徐總統は內閣問題が片着かず時局は益々紛れんとするより二十四日更に時局に關し長文の通電を各省長官に發し

數年來の統一問題が未だ成功しないで内政は渋滞し財政は混濁し國政の危機に瀕して居るを指摘し曩に新總理の辭職を請ふや時局の困難なるを慮つて梁士詒氏を拔擢した次第であるが久しからずして辭議續りに起り總理は請暇を爲すに至り遂に數月中樞の滿退は總統の職權であつて總統は之に對し内は責任のある所を念ひ外は時勢の向ふ所を察し唯國家に有利であることを期するより他意がなかつたのである幸に太平洋會議期間内に屢々内閣は更迭したが對外政策は終始一貫し國民の後援代表の努力友邦の援助を以て今日の結果を得ることが出來た、現在會議が終り我國の提案は議定を經たが今後の盛衰は國民の奮勵如何に依るものである華府會議中列強は屢々支那に鞏固なる政府の無きことを口實とした今外交は既に端緒に就いたが政府は尚安定しないこの千鈞一髪の時に當り愛國者たるものは政府を愛護せんことを希望す亂を願ふ國民共通の心理に副う爲に一日も早く國家を安定せんことを

と勸告したものである（東京日日二十六日）

▲奉直關係の表裏（二十四日上海特派員發）奉直兩派は表面樂觀して旬日内に完全に圓滿解決し梁士詒氏を去らしめて直隸派の要求を容れ一面に梁士詒氏に反對せる督軍等に對し政治に關係した理由で訓戒の電報を發して奉天派の體面を保たしめ後總内閣は徐總統の意見通り中立の平和的人物を擧げ梁士詒、葉恭綽兩氏には別に地位を與ふることゝなるらしいと觀ぜられるが一方張作霖氏は表裏ありて平和を裝うて居るが内部の態度は强硬で十分準備して北伐軍が湖南の衡州に入るを靜かに待つもので吳佩孚氏に對する處置の第一步は軍隊を布置することで既に關内奉天軍の大部隊は軍糧城に集中して居る第二步は張氏より通電して吳佩孚氏に對し梁士詒氏賣國の證據を聞ひ應ぜざれば徐總統に吳氏の免職を迫り梁士詒氏の請暇を取消させて其副署にて吳佩孚氏の免職の命令を出させ第三步は右に對する吳氏の行動を待ちて獨立の擧あらば名分を正して奉天軍を南下せしめ同時に段祺瑞内閣を成立するだらうとの説が傳へられる梁士詒氏第二回の請暇と併せ考へて興味ある消息である（東京朝日二十六日）

▲趙恒惕の去就如何（北京特電廿四日發）湖南省の趙恒惕は岳州に駐屯せる直隸軍の優勢なるに鑑みて内心四南と通ずるを欲せざるも湖南省の各將軍の威壓に依り遂に一致して北伐に加擔することに決し二十一日開催せられたる軍事會議に於ては專ら北伐計畫を討論したりと傳へらるゝも眞偽尚ほ保し難く之に對し一般に注目しつゝあり（時事二十七日）

▲復辟派上海にて密議（上海特電二十六日發）宣統帝の大傅陳寶琛氏昨日突然北京より上海に來着し復辟派の領袖鄭孝胥氏の邸宅に入り康有爲氏以下在上海復辟派首領連と密議し居れり陳氏福建省歸省の途次當地に立寄りしものなりと稱し居れるが最近清室が徐世昌氏に太師の稱號を與へ又張勳氏起用說の流布せらるゝ折柄一般は是等復辟派の行動に注意を拂ひ居れり但し民黨は苦し復辟運動の開始を見るに至らば却つて北伐の好名目を得又民黨内部の結束を鞏固にし得る便宜あるより寧ろ陳寶琛氏を中心とする復辟運動の開始されんことを希望し居れり尚ほ復辟派に同情を寄する一部某國人及び陳寶琛氏と親交ある某國人は昨夜來頻りに復辟派領袖連と往來し居れる爲め唯に民黨のみならず一般支那人社會の疑惑を招きつゝあり（時事二十七日）

▲湖北江西聯防規約（香港特電二十五日發）湖北江西聯防規約は九箇條より成り此規約が專ら廣東軍に對する兩省の防備を目的とし戰爭の起る際には軍隊軍器を共通し兩省は軍事代表を交換駐在せしむる等のことを規定せり因に趙恒惕氏より民間への通信に依れば衡州にある南軍は二三百なりと云へり是れ事實ならん（時事二十七日）

▲徐總統態度辯明（北京特電二十六日發）既報徐總統が各方面に通電を發したるは一に張作霖氏の意を迎へ張氏の立場を有利ならしめんが爲めにせるものなりと解さるゝ即ち梁總理の任命が必ずしも張氏の指揮に非ざるを說き其他の閣員人選に就いても決して張氏の專横に非ざるを述べ更に吳佩孚氏の攻擊するが如く梁内閣が既定の外交方針を變更せる事實なきを辯明したるものなり偏に張氏の面目を重んじ其態度の緩和を期したるものなるが一方張作霖氏が之れにて滿足するや否やも尚不明にして時局安定の徵は未だ毫も現はれず内閣方面も相變らず動搖を續け梁總理の外葉交通、張財政、資陸軍、高農商四總長も均しく請暇して登院せざる爲めに昨日の如き閣議を開かざりし程なり（時事二十八日）

財政經濟

▲鹽稅公債發行契約（三日國際通電北京發）　鹽稅剩餘金を擔保とする短期借款整理の目的を以て曩て財政部と支那銀行との間に交渉中であつた鹽稅公債九千六百萬元發行の件は一月三十日契約が愈成立したから閣議の通過を待つて一兩日中に發表される筈其の內容は左の如し

（名稱）鹽稅公債（發行者）財政部（引受人）、三十餘の支那銀行及び上海バンキングコーポレーション正金銀行等の外國銀行より成る鹽稅公債銀行團（總額）九千六百萬元（期限）七箇年（利息）年八分（手取）八十四（表面九十であるが手數料六分を控除して）（用途）鹽稅剩餘を擔保とする內外短期借款の整理但し其內千三百萬元は日本よりの借款整理に充當する（條件）鹽稅增徵實施後に於ては關稅剩餘金を以て本公債の擔保とする事を得

因に右公債の中には曩に發行せる鹽稅剩餘擔保の短期公債一千七百萬元を含んでゐない（東京日日四日）

▲鹽稅公債頓挫（四日東方社北京發）　九千六百萬元の公債引受に付き財政部と銀行公會との間に圓滿に契約濟みとなつて居るのに拘らず最近に財政部は前約束を飜へし變更し銀行團に新要求をなして來た銀行公會は三日之に應し協議せるも到底右の要求には應じ難しと云ふに一致した爲め公債發行團際に非常なる支障を生じた而して其原因たる政府の銀行側に對する新要求なるものは前契約には公債全部を內外借款の整理に使用する事に決してあつたが最近に至り之を變更して公債中政府が軍費として一千餘萬元を差引くのみならず關稅餘款の收入ある迄每月一百萬元を銀行側より支拂へと云ふにあつて銀行側が到底之に應じ得ざるが爲めである（東京日日六日）

▲公債條令全文（十日東方北京發）　二月十日附總統令にて內外短債（短期公債）償還八厘債券條令十四箇條を公布した其全文左の如し

內外短期公債償還八厘債券條令

第一條　政府は內外短期公債償還の爲め八厘債券を發行し九千六百萬元を以て定額となし內外短期公債償還八厘債券と名付く

第二條　此の債券は年利八厘とす

第三條　此の債券は每年二回利子を支拂ひ上半期は一月三十一日に下半期は七月三十一日に利子を支拂ふべし

第四條　此の債券は發行の日より半箇年以內に於て利子のみを支拂ひ民國十二年一月三十一日より抽籤法を以て六箇年半に分ち每年二回宛元金を償還す第一回の償還は總額の百分の四とし第二回より第五回迄は百分の七を第六回より第九回迄は百分の八を第十回より第十三回迄は百分の九を償還し民國十八年一月三十一日に至りて全部を償還す前項債券の元金償還に付ては每年一月三十一日及七月三十一日を以て元金交付の期とし其の抽籤期日は一月十日及七月十日と定め北京に於て施行す

第五條　此の債券の爲め支拂ふべき民國十一年三月以降鹽稅餘款中より內債整理及國庫券並に民國十年一月發行の特殊國庫券の各基本金を支出する外は本債券基本金數目に照し第一年は千二百萬元を第七年迄は每年二千萬元を每月平均に鹽餘借款聯合團指定の銀行に貯蓄し關稅の現實五分實行の月より右關稅增額の中より支出すべく若し關稅餘款が不足の時は鹽稅餘款を以て之を補充す

第六條　此の債券は額面百元に付實收九十元とす

第七條　此債券は無記名とす

第八條　此の債券は左の三種とす

（一）十元　（二）百元　（三）千元

第九條　此の債券及利札は元利金支拂期日到達の日より關稅鹽稅以外の租稅に充て其の現金に代用する事を得

第十條　此の債券は銀行の保證準備と爲す事を得

第十一條　此債券は隨意に實質抵當其の他官廳に對する保證金の擔保品と爲す事を得

第十二條　此の債券を經理する者は此債券に對し信用毀損の行爲ある時は內債信用妨害懲罰令に依りて懲罰す

第十三條　每回元利金支拂の十五日前に於て財政部より大總統に申請し審計院審計官二名を派遣し本公債券の帳簿金額を審查し並に元利支拂の金員を檢查す每回抽籤の時も亦審計院審計官財政部長官と共に一切を監理す

第十四條　本條令は公布の日より施行す

（東京日日十二日）

▲京綏鐵道借款（上海特電十一日發）　北支那デーリー・ニュースの北京電報は日本の泰平公司が京綏鐵道支線敷設に對し千四百萬圓の借款を提起した噂があると報じた（東京朝日十三日）

▲中法銀行問題（二十四日巴里特派員發）　中法銀行救濟問題に目下佛國上院で審査中であるが政府の原案たる團匪事變の賠償金を流用することは多少の條件附で通過する模樣である同銀行幹部の責任を明かにするため司法權の發動を見るに至つたのは輿論の注意を喚起したブリアン内閣は此點でも其の手緩さを攻撃されたがポアンカレー内閣成立以來着々として歩を進め中法銀行の支配人ベルノー氏は昨二十三日拘引された近い中に尚有力者の逮捕を見るであらうと云ふ噂で持切りであるベルノー氏逮捕の理由は一昨年アルサス化學工業會社設立に際し其の株式十三萬株（一株百法）を同銀行で一手に引受け同株を忽ちに一株四五百法の高値相場を產み出さしめ不當の利益を占めた爲で中法銀行幹部の間に不正事件が續つて居るらしいアンドレー、ダルザユー等を中心とする政治家の一團は二十三日議會に同銀行破綻問題に關し三十名の調査委員を任命する建議案を議會に提出し飽までブリアン内閣時代に於けるベルトロー以下當路者の責任を糺明すると意氣込んで居る本件は從大事件となつて行く模樣である（東京日日二十七日）

▲中法銀行問題から佛政界に疑獄起らん（二十五日タイムス社發巴里特電）中法實業銀行事件は取調べの進行に從つて重大なる政治上の不正事件摘發せられ大統領ミルラン氏は個人として其の攻撃を受ける模樣で事件の解決を見るには間があるだらう議會委員會は之に就き一九八二年巴奈馬運河不正事件の際任命した樣な調査委員會を設置せんとする建議案が提出された（東京朝日二十八日）

會報

東亞同文會評議員會

本會は大正十一年三月廿九日午後三時華族會館に於て開會せり當日會長牧野伸顯子は事故の爲め缺席し理事長白岩龍平氏開會を宣し次て左記報告をなし後大正十一年度收支豫算案を附議し衆て配布し置ける原案の通り承認可決せり

財團法人東亞同文會評議員會報告

第一　財團法人の設立

一、財團法人の設立

衆て承認を得たる財團法人東亞同文會設立は大正十年十一月廿一日附を以て東京府廳を經て文部外務兩大臣に認可申請をなし大正十一年二月十六日附を以て設立認可の指令あり直ちに登記をなし三月二日を以て完了す

二、役員の就任

會長理事長及其他の理事相談役評議員は寄附行爲第廿八條により設立者に於て舊東亞同文會の役員を指名し監事には從來會計監督たりし森村開作男の外和田豐治及藤瀨政次郎の兩氏を推選し何れも其の承諾を得て就任せり

三、副會長

從來副會長は缺員なりしが今回本財團法人設立に際し公爵近衞文麿公を推擧することゝし幸に其の承諾を得就任せり

第二　資産の承継

一、舊東亞同文會に屬せし資産中東京同文書院に屬せしものを除き全部之を承継し目下權利移轉の手續中なり

第三　會計檢査

一、會計檢査院は本年より政府の保護を受くる各團體につき會計檢査を開始せるが本會は三月十五、十六の兩日に亘り綿密なる檢査を受け其結果大體に於て滿足なる講評を得たり

財團法人東亞同文會寄附行爲

（大正十一年二月十六日認可）

第一章　名稱

第一條　本會ハ財團法人東亞同文會ト稱ス

第二章　目的

第二條　本會ハ日華兩國ノ文化ヲ發達セシメ兩國人士ノ交誼ヲ厚フシ其福利ヲ增進スルヲ以テ目的トス

第三章　事業

第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、日華兩國ノ子弟ヲ教育スル爲メ必要ナル施設

二、社會上、經濟上其他必要ナル事項ノ研究調査及出版頒行

三、會館圖書館等ノ設置及講演會講習會等ノ開催

四、前項ノ外本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事項

五、右各項ニ附帶スル事項

第四章　事務所

第四條　本會事務所ヲ東京市赤坂區溜池町二番地ニ置ク

第五章　資産及會計

第五條　本會設立ノ日ニ於ケル資産ハ金壹百四拾貳萬五千壹百六拾七圓參拾五錢トス

第六條　本會ノ資産ハ理事會ノ決議ヲ依リ一部ヲ基本財産ニ充ツルコトヲ得

基本財産ハ他ノ資産ト區別シテ之ヲ管理保存ス

基本財産ハ理事會ノ決議ニ依リ主務官廳ノ許可ヲ經ルニ非レハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

第七條　本會ノ經費ハ左ニ揭クルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、資産及資産ヨリ生スル利子其他ノ收益

二、寄附遺贈ニ係ル金錢其他ノ財産

但從前東亞同文會ニ對シ寄附遺贈ノ約アリテ未タ受領セザルモノモ亦本會ニ繼承スルモノトス

三、本會ノ事業上ノ收入

第八條　本會ノ會計年度ハ每年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第九條　會計年度ノ終リニ於テ殘存スル金錢其他ノ物件アルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ翌年度ニ繰越シ又ハ之ヲ基本財産若クハ其他ノ資産ニ編入スルコトヲ得

既收ノ收入ヲ以テ經費ヲ支辨スルニ足ラサル時ハ理事會ノ決議ニ依リ一時借入ヲナシ、又ハ資産ノ內ヨリ一時繰替支辨スルコトヲ得

第十條　本會ハ事業ノ性質及種類ニ依リ理事會ノ決議ヲ

經ヲ特別會計ヲ設クルコトヲ得

第十一條　本會ノ收支豫算ハ各年度毎ニ理事會ニ於テ立案シ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム、但臨時急施ヲ要スル追加豫算ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ實行シ次ノ評議員會ニ報告シテ承認ヲ求ムルモノトス

第十二條　本會ノ收支決算及財產目錄貸借對照表ハ毎年度經過後理事會ニ於テ之ヲ作成シ監事ノ監査ヲ經テ評議員會ノ承認ヲ受ク可シ

第六章　會員及會員大會

第十三條　本會ノ事業ヲ翼賛スル者ハ之ヲ會員ト稱ス

會員ノ種類待遇及其入退會ニ關スル規定ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十四條　本會ノ會員大會ハ毎年春秋二季之ヲ開キ諸般ノ報告ヲナスモノトス

會長ハ會員大會ヲ召集シ其議長トナル會長事故アル時ハ副會長之ニ代リ會長副會長共ニ事故アル時ハ理事長之ニ代ル

會員大會ノ經過ハ其要領ヲ記錄シ議長及出席會員一名以上之ニ署名又ハ捺印シテ事務所ニ保存ス可シ

第七章　評議員及評議員會

第十五條　本會ニ評議員若干名ヲ置ク

評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ推選ス

評議員ハ二年毎ニ全員ヲ改選ス、但再任ヲ妨ケス

第十六條　本會ノ評議員會ハ毎年二回之ヲ開ク此外會長ニ於テ必要ト認メタル時評議員五分ノ一以上、又ハ監事ヨリ目的ヲ指示シテ請求アリタル時ハ臨時之ヲ開ク

評議員會ノ決議ハ出席者ノ多數決ニ依リ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス

會長ハ評議員會ヲ招集シ其議長トナル會長事故アル時ハ副會長之ニ代リ會長副會長共ニ事故アル時ハ理事長之ニ代ル

評議員會ノ經過ハ其要領ヲ記錄シ議長及出席者一名以上之ニ署名捺印シテ事務所ニ保存ス可シ

第八章　理事及理事會

第十七條　本會ニ左ノ理事ヲ置キ理事會ヲ組織ス

會長　一名
副會長　二名
理事長　一名
理事　十五名以內

會長副會長ハ評議員會ニ於テ之ヲ推選シ會員大會ノ承認ヲ經テ就任ス

理事長及理事ハ會長ノ指名ニ依リ評議員會ノ認諾ヲ經テ之ヲ選任ス、但補缺ハ會長ノ指名ノミニ依リ之ヲ推選スルコトヲ得

會長副會長理事長理事ハ二年毎ニ全員ヲ改選ス

但再任ヲ妨ケス

第十九條　會長ハ一切ノ會務ヲ統轄シ本會ヲ代表ス
副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ニ代ハリテ其職務ヲ行フ

第廿條　理事ハ理事會ノ決議ニ依リテ會務ヲ處理ス、但其決議ハ會長ノ裁決ヲ經クル後之ヲ施行スベシ
理事會ノ決議ハ出席者ノ多數ニ依リ可否同數ナル時ハ議長之ヲ決ス
會長ハ理事會ヲ招集シ其議長トナル、會長事故アル時ハ副會長之ニ代リ、會長副會長共ニ事故アル時ハ理事長之ニ代リ會長、副會長、理事長、事故アル時ハ他ノ理事之ニ代ル

第九章　監事

第廿一條　本會ニ監事參名以內ヲ置ク
監事ハ評議員會ニ於テ之ヲ推選ス
監事ハ三年毎ニ全員ヲ改選ス、但再任ヲ妨ケス

第十章　總裁及相談役

第廿二條　本會ハ理事會ノ推薦ニ依リ會員大會ノ決議ヲ經テ總裁ヲ推戴スルコトヲ得

第廿三條　本會ハ會長ノ推薦ニ依リ相談役若干名ヲ置クコトヲ得
相談役ハ重要ノ會務ニ關シ特ニ會長ノ諮議ニ參與ス

第廿四條　總裁及相談役ハ三年毎ニ全員ヲ改選ス、但再任ヲ妨ケス

第十一章　支部

第廿五條　本會ハ內外樞要ノ地ニ支部ヲ置クコトヲ得
支部ニ關スル細則ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第十二章　附則

第廿六條　本寄附行爲ノ各條項ハ理事會ノ提案ニ依リ評議員會ノ決議及主務官廳ノ認可ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得
但第四條ノ變更ハ評議員會ノ決議ヲ經ルコトヲ要セス

第廿七條　本寄附行爲ノ施行細則ハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ定ム

第廿八條　本會設立當時ニ於ケル會長其他ノ役員ハ本會設立者ニ於テ之ヲ推選シ其任期ハ本寄附行爲所定ノ範圍內ニ於テ本會設立者之ヲ定ム

財團法人東亞同文會役員名簿

大正十一年二月二十日現在（イロハ順）

會長	子爵 牧野伸顯
副會長	公爵 近衞文麿
理事長	白岩龍平
理事	一宮房治郎
	井上雅二
	井手三郎
	大內暢三

監事

柏原文太郎
田鍋安之助
山内嵓
牧田武

相談役

男爵　森村開作
子爵　曾我祐準
子爵　加藤高明
子爵　清浦奎吾
子爵　澁澤榮一

男爵　和田豐治
藤瀨政次郎
小川平吉
大石正巳
男爵　伊集院彦吉
犬養毅

評議員

伊東米治郎
井手三郎
井上準之助
犬養毅
男爵　伊集院彦吉
埴原正直

法學博士　花井卓藏
花田仲之助
早川千吉郎
林民雄
男爵　林權助
濱口雄幸
堀啓次郎
侯爵　細川護立
頭山滿
男爵　東郷安
侯爵　德川賴倫
伯爵　德川達孝
德富猪一郎
床次竹二郎
大石正巳
大橋新太郎
大岡育造
大谷嘉兵衛
大久保利武
大島新
伯爵　正親町實正
小川平吉
小幡酉吉
小田切萬壽之助
男爵　小澤武雄

和田豐治　押川方義　奧繁三郎　岡崎邦輔　門野重九郎　子爵加藤高明　加藤正義　川島浪速　鎌田榮吉　谷森眞男　法學博士高田早苗　法學博士田鍋安之助　竹越與三郎　我祖準　子爵添田飛雄太郎　根津一　鍋嶋桂次郎　中橋德五郎　中西正樹　長島鷲太郎　法學博士中村純九郎　中島眞雄　宗方小太郎　伯爵內田康哉　伯爵野田卯太郎

法學博士桑田熊藏　倉知鐵吉　侯爵黑田長成　伯爵柳澤保惠　伯爵山成喬六　伯爵松浦厚　子爵牧野忠篤　男爵鄉誠之助　藤瀨政次郎　公爵近衛文麿　河野廣中　小山秋作　永瀧久吉　江口定條　男爵田健治郎　安達謙藏　淺田德則　男爵齋藤實　文學博士法學博士澤柳政太郎　法學博士阪谷芳郎　男爵阪本金彌　子爵清浦奎吾　法學博士水町袈裟六　宮島大八　男爵南岩倉具威

箕浦勝人
柴　四郎
勝田主計
子爵　澁澤榮一
元田　肇
本山彥一
男爵　森村開作
關　直彥
杉田定一
鈴木梅四郎

東亞同文書院入學式

三月十一日午前九時より東亞同文會設立に係る在上海東亞同文書院第二十二期留學生約百二十名の相見式を華族會館に擧行したり、定刻前子爵牧野會長、根津院長、同會理事、同院職員、其他來賓參集定刻會長の訓示演說莊重の裡に行はれ了つて紀念の撮影次に院長の訓示及田鍋、一宮兩理事の演說ありて茶菓の饗應をなし十一時散會せり、十二日より市內の見學、尙十四日宮城の拜觀差許され、四月十五日午前六時根津院長引率の下に東京驛出發途上名古屋、京都、大阪、神戸等見學の上四月二十日神戸より竹島丸にて上海に直航す

大正十一年三月二十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十三卷　五月號　第五號

目次

東三省獨立……一

司法制度完備計畫……二—九

上海關稅改訂委員會抄報……九—一三

農商部登記濟商社……一四—二〇

時報

支那新聞の山東觀察——山東善後督辦公署の編制—非宗教運動の一考察—奉直の決裂（一）—奉直の決裂（二）……二一—二九

彙報

支那新聞重要記事——重要外交—山東善後問題—國內要聞—奉直粵の訌爭—非宗教運動—財政關係—實業と經濟—上海關稅改訂會議

日本新聞重要電報——內政問題—外交關係—財政經濟……三〇—六〇

支那職員錄（民國十一年四月末現在）……六一—七二

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

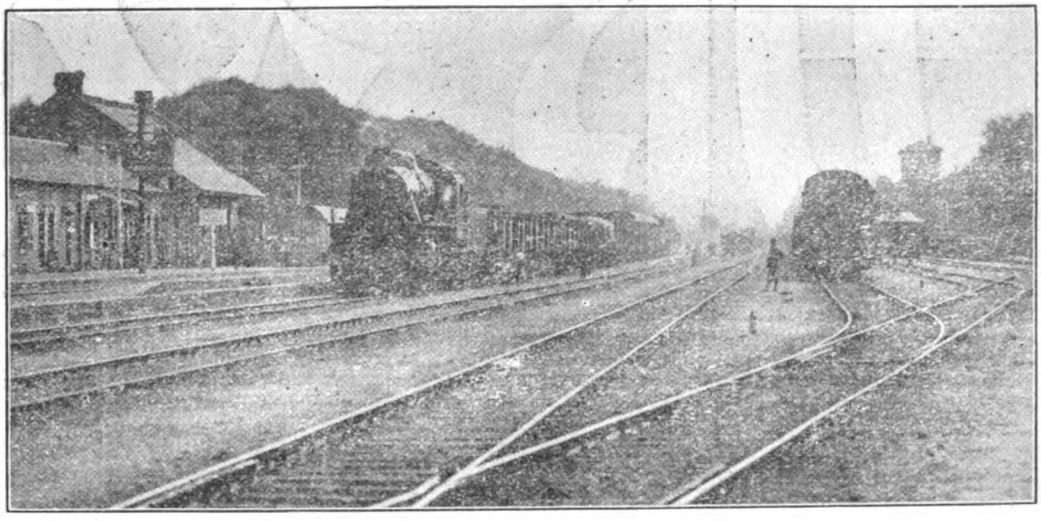

山東鐵道ノ中間張店驛

此レヨリ驛ノバ湖驛ヲ博山經由シ及ヲ溜金鎭炭礦驛ニヨリ至ル鐵道ハ支線ニシテ淄川嶺炭ヲ運搬スルノミ

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年五月十日

第十三卷 第五號

東三省獨立

奉直の爭は遂に砲火相見ゆるに至り、張作霖は第一戰に敗れて灤州に退き東三省の獨立を宣言した、支那が徒らに內爭を事とし、年を經て民國の基礎確立せず、統一の大業ならざるは、支那及支那國民の最大不幸なるのみならず、又吾人の大なる損失であり憂慮である

支那に於ては近數年所謂南北の對峙あり、廣東政府南方數省に號令して北京政權の外に立つあるに、今又北方に於て東三省の獨立を見、斯くて北京政府の威令の及ぶ地域は次第に縮少して居る、若し此狀態にして永續せんか最も憂慮すべき結果を將來する事を免れぬであらう

東三省は我國と密接不可分の關係を有する地域である、此地方に紛擾の波及し、我國の權利利益、邦人の生命財產に危險を及ぼすが如き事あるは、到底我國の忍ぶ能はざる處で、若し斯かる場合には相當の措置を講ずるは蓋し必然の事と謂はざるを得ない、又夫れと共に苟くも是等の權利利益にして害せられざる限りは、支那內部に如何なる爭鬪あるも、決して一黨一派に私する事なく、之れを默視傍觀すべきである事は勿論である、我政府の所志亦此にあるを信ずるが、吾人は支那の內爭が速に終熄し、其統一と平和の一日も早く來らん事を切望する

司法制度完備計畫（一）

治外法權撤廢は支那年來の希望である、然しそれが爲には先づ司法制度の完備を前提とする事は當然であるが、從來支那の司法制度は甚だ不完全で、司法權と行政權の分離さへ未だ實行されて居ない所が多い、茲に於て支那當局は前年來司法制度を完備させて、治外法權撤廢の豫備をなす計畫を立てゝ居る、其計畫は巴里講和會議に先ちて企てられ、同會議に際し治外法權撤廢要求の一材料たらしめんとしたものである、其後華盛頓會議に於て支那は本問題に關し列國より或約束を獲た、然し夫れも支那自身の制度の完備を要件として居る、支那の各種司法制度の籌備が果して豫期の如く實行されたものは、殆んどないが、茲には民國八年立案のものに從つて其計畫の大綱を擧げる。

裁判所設置計畫表

年	別	名	所在地
民國九年	省	別廳	
第一年即	京	兆通縣地檢審廳	通縣
直	隸	萬全地檢審廳	萬全
		萬全看守所	同前
		第一高檢審分廳	大名
		大名地檢審廳	同前
		大名看守所	同前
	山東	濟寧地檢審廳	濟寧
		濟寧看守所	同前
		益都地檢審廳	益都
		益都看守所	同前
		聊城地檢審廳	聊城
		聊城看守所	同前
		卽墨地檢審廳	卽墨
		卽墨看守所	同前
	山西	安邑地方廳	安邑
		安邑看守所	同前
		大同地方廳	大同
		大同看守所	同前
	河南	安陽地檢審廳	安陽
		安陽看守所	同前
		南陽地檢審所	南陽
		南陽看守所	同前
	吉林	農安地方廳	農安
		農安看守所	同前
	陝西	南鄭地檢審廳	南鄭
		南鄭看守所	同前
	安徽	第一高等分廳	鳳陽

第二高等分廳　欽陽
鳳陽地方廳　鳳陽
鳳陽看守所　同前

甘肅　第二高等分廳　天水
第二高等分廳附地方庶務　第三高等分廳看守所　同前
第三高等分廳附地方庶務　寧夏
湖北　黃岡地檢廳　黃岡
黃岡看守所　同前
江陵地檢廳　江陵
江陵看守所　同前
四川　遵縣地檢廳　遵縣
遵縣看守所　同前
雅安地檢廳　雅安
雅安看守所　同前
江蘇　吳縣地檢廳　吳縣
吳縣看守所　同前
丹徒地檢廳　丹徒
丹徒看守所　同前
湖南　第二高等分廳　桂陽
沅陵地檢廳　沅陵
沅陵看守所　同前
寶慶地檢廳　寶慶
寶慶看守所　同前
桂陽地檢廳　桂陽
桂陽看守所　同廳

浙江　第三高等分廳　舊紹興府治
紹興地檢廳　紹興
紹興看守所　紹興
江西　第二高等分廳　吉安即舊廳　陳道治　上饒係鎮　章道轄境
第三高等分廳　吉安即舊吉安府治
吉安地檢廳　吉安
吉安看守所　同前
上饒地檢廳　上饒即舊廣信府治
上饒看守所　同前
貴州　第一高等分廳　鎮遠
遵義地方廳　遵義
遵義看守所　同前
福建　第一高等分廳　思明
龍溪地方廳　龍溪
龍溪看守所　同前
南平地方廳　南平
南平看守所　同前
黑龍江　呼蘭地方廳　呼蘭
呼蘭地方廳　邕寧
廣西　第一高等分廳　邕寧
邕寧地方廳　同前
蒼梧地方廳　蒼梧
蒼梧地方廳　桂平
桂平地方廳　桂平

第二年即民國十年直隸正定地檢廳正定看守所同前

第二年即京兆霸縣地方廳霸縣看守所同前

第二年即廣東第一高等分廳汕頭商埠（即澄海縣）惠陽地方廳惠陽縣即舊惠州府治潮安地方廳潮安即舊潮州府治梅縣地方廳梅縣即舊嘉應州

第二年即雲南第一高等分廳駐自商埠建水地方廳建水縣即臨安舊府治文山地方廳文山縣即開化舊府治廣南地方廳廣南縣即宏南舊府治

第二年即山東惠民地檢廳惠民看守所同前河間地檢廳河間看守所同前臨沂地檢廳臨沂看守所同前濰縣地檢廳濰縣看守所同前

第二年即奉天海城地方廳海城撫順地方廳撫順看守所同前

第二年即河南第二高等檢察分廳洛陽看守所同前信陽地檢廳信陽信陽看守所同前

第二年即吉林雙城地檢廳雙城雙城看守所同前

第二年即安徽歙縣地方廳歙縣歙縣看守所同前

第二年即陝西安康地檢廳安康安康看守所同前

第二年即甘肅第四高等分廳附設武威地方廳第四高等分廳看守所同前西寧地檢廳西寧西寧看守所同前

第二年即湖北思施地檢廳思施思施看守所同前鄖縣地檢廳鄖縣鄖縣看守所同前

第二年即四川奉節地檢廳奉節奉節看守所同前西昌地檢廳西昌西昌看守所同前萬縣地方分廳萬縣萬縣地方分廳自流井地方分廳自流井自流井看守所同前

第二年即江蘇武進地檢廳武進武進看守所同前淮安地檢廳淮安

湖南　淮安看守所同前
　　衡陽地檢廳衡陽
　　衡陽看守所同前
　　岳陽地檢廳岳陽
　　岳陽看守所同前
浙江　嘉興地檢廳嘉興即舊府治
　　嘉興看守所同前
江西　宜春地檢廳宜春即舊府治
　　宜春看守所同前
　　臨川地檢廳臨川即舊撫州府治
　　臨川看守所同前
貴州　第二高等分廳畢節
　　畢節地方廳同前
　　畢節看守所同前
福建　晉江地方廳晉江
　　晉江看守所同前
黑龍江　綏化地方廳綏化
　　龍嚴地方廳龍嚴
　　龍嚴看守所同前
廣西　第二高等分廳蒼梧
　　龍州地方廳龍州
　　平樂地方廳平樂
　　鬱林地方廳鬱林
廣東　第二高等分廳瓊山即舊瓊州府治
　　瓊山地方廳

第三年即民國十一年

京兆　昌平地方廳昌平
直隸　灤縣地檢廳灤縣
　　灤縣看守所同前
山東　第一高等檢察分廳福山
　　荷澤地檢廳荷澤
　　荷澤看守所同前
　　黃縣地檢廳黃縣
　　黃縣看守所同前
山西　汾陽地方廳汾陽
　　汾陽看守所同前
　　長治地方廳長治
　　長治看守所同前
河南　汲縣地檢廳汲縣
　　汲縣看守所同前
　　南邱地檢廳南邱
　　南邱看守所同前
奉天　西豐地方廳西豐
　　通化地方廳通化
吉林　寬縣地方廳寬縣
雲南　第二高等分廳
　　大理地方廳同前
　　楚雄地方廳楚雄即舊楚雄府治
　　麗江地方廳麗江即舊麗江府治
　　高要地方廳高要即舊肇慶府治
　　崖縣地方廳崖縣即舊崖州治

| | | |

第四年即民國十二年

雲南　第三高等分廳（曲靖縣即舊曲靖府治）　同前
　曲靖地方廳（東川縣即舊東川府治）　同前
　東川地方廳（昭通縣即舊昭通府治）　昭通地方廳
直隸　第二高等審檢分廳（陽江縣即舊陽江直隸州治）　宣化
　邢台地檢三廳　邢台
　邢台看守所　同前
山東　第二高等審檢分廳　聊城
　泰安地方廳　泰安
　泰安看守所　同前
山西　臨汾地方廳　臨汾
　臨汾看守所　同前
　寧武地方廳　寧武
　寧武看守所　同前
奉天　昌圖地方廳　昌圖
河南　第三高等審檢分廳　汲縣
　第三高等分廳看守所　同前
吉林　扶餘地方廳　扶餘
　扶餘看守所　同前
安徽　宣城地方廳　宣城
　宣城看守所　同前
陝西　鳳翔地方廳　鳳翔
　鳳翔看守所　同前
甘肅　隴西地方廳　隴西
　隴西看守所　同前
湖北　襄陽地方廳　襄陽
　襄陽看守所　同前
　宜昌地方廳　宜昌
　宜昌看守所　同前
四川　南充地方廳　南充
　忠縣地方廳　忠縣
　資中地方廳　資中
　綿陽地方廳　綿陽
江蘇　第二高等審檢分廳（第二高等分廳看守所）　銅山
　第三高等審檢分廳（第三高等分廳看守所）　上海
湖南　郴縣地方廳　郴縣
　郴縣看守所　同前
　永順地方廳　永順
　永順看守所　同前
浙江　吳興地檢廳（吳興即舊湖州府治）　吳興
　吳興看守所　同前
江西　贛縣地方廳（贛縣即舊贛州府縣）　贛縣
　贛縣看守所　同前
　寧都地方廳　寧都
　寧都看守所　同前

貴州　黎平地方廳　黎平
黎平看守所　同前
都匀地方廳　都匀
都匀看守所　同前

福建　長汀地方廳　長汀
長汀看守所　同前

黑龍江　瑷琿地方廳　瑷琿
靄浦地方廳　靄浦
靄浦看守所　同前

廣西　第三高等分廳　龍州
崇善地方廳　崇善

廣東　第四高等分廳　曲江
南雄地方廳　南雄（即舊南雄直隸州治）
曲江地方廳　韶州府治　曲江縣（即舊）
連縣地方廳　連州直隸州治　連縣（即舊）

雲南　第四高等分廳　普洱
普洱地方廳　同前
順寧地方廳　順寧
保山地方廳　保山

直隸　永年地方廳　永年
永年看守所　同前

山東　第三高等分廳　濟寧
掖縣地方廳　掖縣
掖縣看守所　同前

河南　淮陽地方廳　淮陽
淮陽看守所　同前

吉林　依蘭地方廳　依蘭
依蘭看守所　同前

安徽　貴池地方廳　貴池
貴池看守所　同前

陝西　榆林地方廳　榆林
榆林看守所　同前

甘肅　第二高等審檢分廳　同前
酒泉地方廳　酒泉
酒泉看守所　同前

湖北　廣濟地方廳　廣濟
廣濟看守所　同前
沔陽地方廳　沔陽
沔陽看守所　同前

四川　遠縣地方廳　遠縣
三台地方廳　三台
平武地方廳　平武
邛崍地方廳　邛崍
眉山地方分廳　眉山
敘永地方分廳　敘永
茂縣地方分廳　茂縣

江蘇　第四高等審檢分廳（第四高等分廳）　吳縣
澄縣地方廳　澄縣
澄縣看守所　同前

湖南　澄縣地方廳　澄縣治
澄縣看守所　同前

靖縣地方廳	靖縣治	
靖縣看守所	同前	
浙江		
建德地審檢廳	建德即舊嚴州府治	
建德看守所	同前	
麗水地審檢廳	麗水即舊處州府治	
麗水看守所	同前	
貴州		
思南地方廳	思南	
思南看守所	同前	
石阡地方廳	石阡	
石阡看守所	同前	
福建		
永春地方廳	永春	
永春看守所	同前	
邵武地方廳	邵武	
邵武看守所	同前	
黑龍江		
嫩江地方廳	嫩江	
第二高等分廳	璦琿	
廣西		
第五高等分廳	百色	
百色地方廳	同前	
天保地方廳	天保	
凌雲地方廳	凌雲	
廣東		
第五高等分廳	欽縣即舊欽州直隸州治	
欽縣地方廳	同前	
合浦地方廳	合浦縣即舊廉州府治	
羅定地方廳	羅定縣即舊羅定直隸州治	
雲南		
第五高等分廳	騰衝縣即舊騰越廳治	
騰衝地方廳		
澂江地方廳	澂江縣即舊澂江府治	
師宗地方廳	師宗縣即舊廣西直隸州治	

上海關稅改訂委員會抄報 (一)

華盛頓會議の結果支那關稅の引揚げは愈實行せらるゝ事となりたるは本誌既述の如くなるが、同會議に於て調印せられたる關稅條約の規定により上海に開催せらるべき稅則改正特別委員會は去る三月三十一日發會式を擧げたり、勿論同委員會は逐日開議せらるゝものに非ざるも共に目下會議の內容も秘密に附せられ之を知るに由なきも支那新聞に報道せられたる所を綜合記述すれば略ば左の如し

一 發會式

稅則改訂特別委員會は三月十一日午後二時半より上海總商會に於て其發會式を擧げたるが、同日列席せる各國委員は英國、佛國、伊國、白耳義、諾威、西班牙、葡萄牙、ブラヅル、丁抹及支那正式委員と日本側より非公式に船津上

海總領事等列席し合計三十七名に達したり。（因に當日は日、米、瑞典の三國委員は未だ任命を見るに至らざりき）而して會議の劈頭支那側正主任蔡廷幹氏は立ちて左記の場き一場の挨拶（英語）を爲せる上第一次會議は日米兩國委員未決定に就き茲一週間内には開會不可能なる旨を聲明せり、右挨拶に對し英國委員は參加各國委員を代表し答辭として

本會議に於ける支那の成功を希望すると共に本會議に於ける難關は稅則改正に際し如何なる標準によるべきかの點にあり、素より之れ各國の好意的精神により互讓して公平正確なる決定を得るならんも今日より特に考量研究せざるべからずと信ず

と述べ畢りて茶菓の饗應あり盛會裡に散會したり。蔡氏の挨拶左の如し

本日此地に於て諸君を歡迎し得たるは余の最も光榮とする所なり、余は此一堂に會せられたる多くの舊友及新來の諸君を見、稅則改正委員會の前途に大なる希望を抱懷するを禁ずる能はず、顧るに前回の稅則委員會は一九一八年歐洲大戰に由り世界の秩序混亂に陷れる際に當り此一堂に於て行はれたり、而して社會及政治の變化したるも商業金融仍ほ擾亂し居る今日、吾人復た此一堂に於て物價較正稅則改訂の事業に從事し得るは亦至大の光榮なり

抑も今日世界に於ける總べての事象は國際協助を要求しつゝあり而して數年の歐戰により破壞せられたる舊時の事物、秩序の改造は今を以て最適時と爲す、現任世界を通じて忽視すべからざるの重要事實は卽ち一國若し損失を受くれば他國亦必ず損失を受くると云ふ事なり、是に於て本委員會の任務は但に輸入稅を百分の五に決定するのみならず世界の一重要問題を解決するものなりと云ふを得、蓋し此稅たるや卽ち國際協力の一種の表示にして其國際協力は乃ち救世の一徑路なればなり

余は曾て一雜誌に於て『今日歐洲政治家の最大問題は卽ち世界の均衡恢復の一事なり、此目的達成に當り若し各國代表を一堂に會し彼此接近し樽俎折衝の間世界の問題を討論して各國の同一事物に對する觀察をして能く互に了解せしむるを得ば則ち其齎らす結果は觀るべきものあるべし、唯だ經濟改善の一事は各國人民相互の協力、共同の操作ありて然る後始めて成功を告ぐべし、現今協約各國人民は已に漸く根本的要義を感知せり、卽ち歐洲は經濟の歐洲にして各國は他國の富强を以て富强と爲す、之に反して他國若し不幸に會はゞ自國亦其殃を受くるなり英國のアヂス氏も亦北京の英美協會に於て演說し此世界改造の要義を闡明せり』とあるを見たり、思へらく此文中述ぶる所の禍福相同の說にして既に歐洲に於て然りと爲さば此理を世界に移すに何の妨あらん、且歐洲經濟界と亞洲經濟界と何の差違あらんやと、凡そ人類の行動に於て、一方には利有りて他の一方には利あらずと云ふが如き事は絕對に無し、若し之有らば久しからずして滅亡すべしと信ず、此れ蓋し事物自然の性質に合せざるものあらば其は自然の法則及人類の歷史に違反すればなり、

是理を以て今回の事業を見るに、一面我國國家の利益にして一面他國の利益たるは明なり、若し支那にして貧窮せば其購買力減少し勢ひ必ず各國の商業及其人民をして同じく損失を蒙らしむべし、之を譬ふれば大洋の如し、其水蒸發するのみにして雨を見ずば江海必ず涸渇するに至るべし、余は又最近新聞紙上にて二月十二十五日バルフォア氏が倫敦に於て爲したる演說を見たるが曰く九國代表及參會分子は均しく華府會議の結果に對し滿意を表示し其歸國に當り世界人民の利益の增進するを信じて疑はざりしと、吾人今回の事業は華府會議に比較して其程度には差違ありと雖其性質には差違無きを信ず、乃ち吾人は來會者歸國せらるゝの際、必ず世界人民の利益を增進するを得るてふ確信と滿足を與ふるに努むべし

因に其後決定發表せられたる各國委員及支那側職員氏名の如し

參加各國委員氏名

（日本）	總領事船津辰一郎	大藏省稅關監查官早川繁雄
	農商務省技師大山清一	
（英國）	上海駐在商務官フオックス、ジョージ	
（佛蘭西）	上海駐在商務官ナイト	上海佛國商業會議所會頭マデーア
	同書官フラッド	
（伊太利）	總領事ローシ	上海伊國商業會議所會頭ヒンス
（伯剌西爾）	總領事代理ヒユーゴー、ライト	
（葡萄牙）	總領事カサウヴア	
（和蘭）	總領事代理ダニエル	領事ハーブスケルプ
（白耳義）	總領事代理ハウテ	華比銀行支配人ストレート、マンス
（丁抹）	總領事ラースシヤウゼスペスセン	
（諾威）	總領事アール	實業協會長セム
（米國）	上海駐在商務官アーノルド	

修改輸出稅則委員會支那職員錄

職名	姓名	別號	住所	派出部
正主任	蔡廷幹	耀堂	公所	外交部
副主任	周傳經	贊堯	公所	同
	施弼	伯安		同
	周典	紹聞	公所	農商部
名譽副主任	許沅	秋帆	交涉公署	財政部
副主任	賴發洛		稅司	農商部
			財政部調查貨價處	財政部
會辦	徐森			
	郭燊	詩輝	同	財政部
	嚴家灼	俊叔	同	同
	孫其鏞			財政部
	陳海超	雪村	公所	外交部
	廖世功	叙疇	公所	同
	廖世綸	綬青	公所	農商部
	高近宸	子薌	公所	同
	許金水	麗生	公所	稅務處
	柳宗權	筱川	公所	同
	田章燕	貽孫	公所	同

顧問　陳世光　震東
名譽會員　郭上珍
　　王德照
調查員　容嘉言　善甫
　　孫寶瑞
　　雷裕興
　　張允亮
　　呂芝
庶務員　李秉璋　達卿
辦事員　王汝霖　雨三
　　孫用康　毅澄
　　鄒應歡
書記員　趙振興　頌甫　公所
　　徐坊　懷之　公所
　　楊文彬　集臣　公所
　　文鏞　佑錫之　公所
　　梁鴻森　竹軒　公所
會員　盛俊　財政部
　　邱豫慶　訪陌　同
　　戴正誠　亮集　公所同
　　林鴻賓　同
　　徐同熙　通甫　公所外交部
　　周思敬　仲久　公所同
　　王懷份　同
　　高超　印佛　公所稅務處
　　任榮秋　雉翹　公所稅務處
　　吳秉劍　心穀　公所同
　　黃壽松　友柏　公所同
　　毛昌嗣　協五　公所煙酒事務所
　　鄒卓然　挺生　公所同
秘書　曹樹藩　健享
名譽顧問　盛恩頤　澤臣
諮議　楊念祖　筱堂
書記員　袁治
洋文書記員　盧耀文
文牘員　鍾之琪　顯卿　財政部
　　金毓麒　自任　公所
　　蔡康普　健菴　公所
　　吳天保　暢儒　公所
　　朱士扑　仲起

二、第一回會議

第一回委員會は四月二十日午後二時十五分より上海總商會三階の會議室にて開會せられたるが、同日出席せる各國委員は左の十四ケ國なり

英國、米國、佛國、伊國、日本、瑞典、和蘭、丁抹、ブラジル、白耳義、西班牙、葡萄牙

而して同日支那側委員の列席者は左の如し

正主任　蔡廷幹
副主任　周傳經、施弼、周典、顧發洛

會　辦　廖世功、許金水、郭燊、陳海超、柳宗權
秘　書　周思敬

先づ蔡正主任立ちて種々報告したる後略左の如く述べたりと云ふ

本日の會議は各國委員の御出席により法定人員を超過し正式に開會する事を得たるは感謝に堪へざる所なり、本日提出討議を請はんとする議題は左の二案なり、即ち

（第一）　議事大綱は一九一八年の稅則改正會の時と同じく更に更改する所なし

（第二）　一千九百二十一年十月より二十年三月に至る六ケ月間の市價を以て新稅率協定の根據となし貨物の價格を計算する場合は總て改正會議無投票權國の輸入貨物は計算の列に入れず各種貨物輸入の數量は一千九百二十一年大連天津上海漢口廣東の各海關報告を以て標準とす

蔡主任の右議題提出後各國委員間に審議を繼續したるが會議經過は秘密に附せられ知悉するに由なきも大體下の如しと、即ち第一案に付き討議したるが本案は何れも異議なく可決確定し第二案の討議に入れるが本案は各國に異議ある重大問題なるを以て支那側より副主任賴發洛氏立ちて本案の趣旨を說明したるが英、米、佛、伊等の委員は二三の條件を附し何れも大體に於て支那側の提案に贊同する所ありたり、然れども我日本委員は異論ありとなし述べて曰く『若し支那提案の如く決定せんが頗る不公平なる結果を招來せん、故に日本は一九一七年より一九二〇年に至る四ケ年間の平均價格を以て課稅の新標準となすべし、且輸入貨物價格の計算は海關報告書に現れたる上海天津各處に於ける價格數量を以て根據とするを要す』と主張せり、之に對し蔡正主任は天津上海漢口大連廣東五港の輸出貨物の價格の外數量をも海關報告書より擧示するを要す』と主張せり、茲に於て英國代表は數量とは如何なる意味なりやと質問する所ありたるに賴副主任は說明して曰く

各種貨物は國により價格を異にするのみならず其用貨に高低あり、英貨は高價にして日本貨は低價なり例へば疋頭の如き其價によれば毎疋八兩なるに日貨ならば六兩なるが如しされば日英兩貨を平均すれば七兩となる、然るに今英國貨千疋と日本貨一萬疋とありとすれば右日英貨物を合計するに其價格六萬八千兩となり其平均價格は約六兩二分弱となるべく之を前記の平均價格七兩に比すれば頗る低價となるべし、斯くの如くんば更に數量の如何に因りては六兩以下のものを生ずるに至らん、此の理由により數量の研究は必要なる所以なり

右の日支兩國の主張に相異ある爲め遂に決定に至らず更に次回（五月四日）再會討論を繼續するにに決し散會せるが同日の議案は支那委員の手に整理を終へ次第各國委員に送りて署名を求め外交部、財政部及稅務處に報告の上發表すべしと（四・二五）

（備考）　關稅改訂會議に對する支那側の準備其他に關しては本誌四月號及五月號彙報支那新聞重要記事欄を參照せられたし

農商部登記濟商社

（四）

一、商　號　通耀股分有限公司
營　業　洋燭　石鹼及其他化學品製造
資本金　三萬元
責任者　（董事）王己　周季誠　張佐虞
（監察人）顧伯言　劉秀明
所在地　江蘇南通縣南門外
設立年月　民國八年十一月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八三號

一、商　號　裕生林業股分有限公司
營　業　森林業
資本金　三千六百串
責任者　（董事）徐國和　王秉國　江炳卿
（監察人）喻幼丞
所在地　湖北咸寧縣九頭顧家瑤
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八四號

一、商　號　振業甘草股分有限公司
營　業　甘草買賣　膏粉製造
資本金　二十萬元　前拂込十萬元
責任者　（董事）孟憲銘　張存富　閔海珊　楊揚西
李振聲
（監察人）張存香　孟憲凱　孟憲珍　閔玉福
所在地　（本店）北京崇文門外清化寺街（支店）奉天錦縣
西海口葫蘆島　熱河朝陽建平　赤峰經棚　綏
東開魯阜新
設立年月　民國九年七月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八五號

一、商　號　合興漁業股分有限公司
營　業　漁魚業
資本金　銀八百元
責任者　（董事）馬少堂　嚴錦堂　馬少槐　嚴錦城
嚴崑玉
（監察人）嚴華生
所在地　安徽桐城縣西鄉蒿墩嘴保肅家店鎮
設立年月　民國九年三月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八六號

一、商　號　正德製醬股分有限公司
營　業　醬油製造

本金　小洋一萬元
責任者　(董事)張子良　陶季宏　謝東生
(監察人)何樹德　祁子明
所在地　黑龍江省城南大街路西
設立年月　民國八年十一月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八七號
一、商號　大陸銀行股分有限公司
營業　銀行
資本金　二百萬元
責任者　(董事)談荔孫　萬弼臣　蘇廷讓　吳榮鬯
張調辰
(監察人)賈沅　吳光燦
所在地　(本店)直隸天津(支店)北京　上海　漢口　哈爾賓　南京　濟南　青島　香港
設立年月　民國八年四月
登記年月　民國九年十月
登記番號　第四八八號
一、商號　偉業煤礦股分有限公司
營業　炭礦開採
資本金　銀十萬元
責任者　(董事)胡文瀾　潘輯五　汪彥持
(監察人)廖企周　黃默浦
所在地
一、商號　榮昌火柴股分有限公司
營業　擘寸製造
資本金　銀四十萬元
責任者　(董事)李志方　戴登川　樂振葆　李臬宇
朱子謙　陶秉鈞　鄭宜亭　徐祝三　王一亭
(監察人)卓翼堂　楊漢汀　徐欽葆
所在地　(第一廠)江蘇上海浦東爛泥渡　(第二廠)上海浦東二十三圖高行濱　(第三廠)鎮江新河(發行所)上海英界泗涇路
設立年月　前清宣統三年六月
登記年月　民國九年十月(資本增加)
登記番號　第四九〇號
一、商號　錫成印刷股分有限公司
營業　印刷業
資本金　銀三萬元
責任者　(董事)吳士枚　杜豐玉　沈簡銘
(監察人)榮棣輝
所在地　江蘇無錫縣北門內書院街
設立年月　民國四年一月
登記年月　民國九年十月(資本增加)
登記番號　第四九一號
一、商號　東方人壽保險股分有限公司
營業　生命保險業
資本金　銀一百萬元
責任者　(董事)周自齊　陳介均　袁良　秋山昱禧
江口定條　武市利美　奧村政雄

（監察人）張弧　青木菊雄

所在地　北京

設立年月　民國九年九月

登記年月　民國九年十月

登記番號　第四九二號

一、商號　鴻生肥皂股分有限公司

營業　石鹼製造

資本金　汕頭七平銀六萬元

責任者　（董事）郭華堂　殷憲輔　郭慰農　陳少蓮　郭靜帆

（監察人）郭紀生　郭寶爵

所在地　（本店）江蘇上海博物院路（製造廠）汕頭崎峰同益巷口

設立年月　民國八年九月

登記年月　民國九年十一月

登記番號　第四九三號

一、商號　南洋兄弟煙草股分有限公司

營業　各種卷煙草製造

資本金　香港銀一千五百萬元

責任者　（董事）簡照南　簡孔昭　施炳謙　陳廉伯　楊少川　簡英甫　周壽臣　錢新之

（監察人）周清泉　招重三

所在地　（本店）上海南京路（支店）北京　天津　營口　濟南　青島　蚌埠　南京　鎮江　漢口　廣州　香港　汕頭　厦門　雲南　吉冷恰　保庇能　スラバヤ　新加坡

設立年月　民國八年十一月

登記年月　九年十一月

登記番號　第四九四號

一、商號　蕪湖大昌火柴股份有限公司

營業　燐寸製造

資本金　十萬元

責任者　（董事）潘祖光　呈正塵　濮文波　馬培宗　夏毓璜　陳覲　翟鳳翔　周其寅

（監察人）姜志彬　顧民德

所在地　安徽蕪湖縣金馬門大龍石坊河街

設立年月　民國九年六月

登記年月　民國九年十一月

登記番號　第四九五號

一、商號　恒源紡織股分有限公司

營業　紡織業及帆布染

資本金　官株銀五十一萬元　商株銀三百四十九元合計銀四百萬元

責任者　（董事）曹秉權　章玉蓀　王彥侯　田蘊山　王鹿泉　鮑慎齋

（監察人）宋文軒　孟慎齋

所在地　（舊廠）天津河北黃緯路（新廠）天津河北黃天緯路西隄頭閘口

設立年月　民國九年五月

登記年月　民國九年十一月

登記番號　第四九六號
一、商　號　太谷電燈股分有限公司
營　業　電燈
資本金　銀二萬元
責任者　（董事）謝紹周　張蹇仙　王與業
（監察人）陸瑾
所住地　山西太谷縣城內南應道巷
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第四九七號
一、商　號　大生銀行股分有限公司
營　業　商業銀行
資本金　銀二百萬元
責任者　（董事）梁士詒　羅開榜　胡筠　陶湘　楊毓
瑋　潘士俊　吉維貞　蘇錫
（監察人）下壽孫　張文富
所在地　天津縣北門東馬路
設立年月　民國八年八月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第四八九號
一、商　號　中東製材股分有限公司
營　業　製材
資本金　日金五十萬圓
責任者　（董事）劉靜安　趙自如　張濂濤　大西庫治
高橋庄之助　島名福十郎
（監察人）王建瑞　榎元吉
所在地　吉林省哈濱賓
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第四九九號
一、商　號　同仁豫電燈股分有限公司
營　業　電燈
資本金　銀五千元
責任者　（董事）錢熙春　陸德馨　陳鳳詔
（監察人）鄭文達　陳菊如
所在地　浙江桐廬縣內太平巷
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第五〇〇號
一、商　號　宏安地產股分有限公司
營　業　土地買賣業
資本金　銀十萬元
責任者　（董事）單鴻慶　蔡福齡　鄭伯昭
（監察人）黃以聰
所在地　上海九江路
設立年月　民國八年五月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第五〇一號
一、商　號　華豐紡織股分有限公司
營　業　紡織業

資本金　規銀一百萬兩
責任者　(董事)王正廷　聶雲臺　錢新之　吳善卿
　　李伯葆　林守堅　張英甫　林康侯　陳光甫
　　(監察人)管趾卿　李馥蓀
所在地　江蘇寶山縣吳淞鎮左近蘊藻濱
設立年月　民國九年八月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇二號
一、商號　宏和鹽運股分有限公司
營業　鹽運業
資本金　銀一萬元
責任者　(董事)林鐵球　陳洪章　陳韻年　陳俊銘
　　關純德
　　(監察人)鄭鴻浩　游時隊
所在地　福建羅源縣東門外江尾下
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇三號
一、商號　源利染織股分有限公司
營業　染織業
資本金　銀八千元
責任者　(董事)王仲溪　王煥臣　王晏清　王逸清
　　陳廷標　陸安芝　吳永芳
　　(監察人)李文浩　夏繭泉
所在地　(本店)江蘇無錫天上市二四圖(支店)無錫馬路口南門外南長街
設立年月　民國七年十月
登記年日　民國九年十二月
登記番號　第五〇四號
一、商號　天津裕大紡織股分有限公司
營業　紡織業
資本金　銀二百萬元
責任者　(董事)馮耿光　王克敏　馮家遇　張弧　劉垣
　　屠振鵬　李宣威
　　(監察人)巴桐　周家彥　吳榮鬯
所在地　天津大直沽下老鹽坨
設立年月　民國九年五月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇五號
一、商號　利商銀行股分有限公司
營業　商業銀行
資本金　二十萬元
責任者　(董事)李筱文　包應昌　宋育德　劉炎南
　　宋組佩　林錦堂　在季康　胡養新　傅耀庭
　　傳祖培　楊敬之
　　(監察人)黃錫元
所在地　江西新建縣吳城鎮
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇六號

一、商　號　統益紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　規銀九十萬兩
責任者　（董事）吳麟書　胡耀廷　邵肇湧　董仲生
吳維宏
所在地　（本店）江蘇上海莫干山路（支店）上海天津路
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇七號

一、商　號　志誠林業股分有限公司
營　業　林業
資本金　十萬元
責任者　（董事）張子莊　田象乾　徐程九　孫雲峯
何紫齋
（監察人）田序東
所在地　（本店）吉林哈爾賓（支店）寧安縣
設立年月　民國九年十一月
登記年月　民國九年十一月
登記番號　第五〇八號

一、商　號　寶興長水火保險股分有限公司
營　業　水火保險
資本金　五十萬元
責任者　（董事）劉柏森　馬潤生　孫士炎
（監察人）吳鋭儀
所在地　江蘇上海北蘇州路
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五〇九號

一、商　號　德大紗廠股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　銀六十萬元
責任者　（董事）穆藕初　穆抒齋　劉漢卿　劉襄孫
陳子馨
（監察人）顧馨一　許松春
所在地　（本店）上海楊樹浦路高郎橋境（支店）上海江西路三和里
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國九年十二月
登記番號　第五一〇號

一、商　號　中華化學製品股分有限公司
營　業　化學物品製造
資本金　五十萬元
責任者　（董事）齊肇生　于芝航　陳淮生　方少若
齊盛源　王詔聞　嚴季約　王兆頤　王甫宜
（監察人）鄂笑緣　魏阜歐
所在地　直隸天津英界西開
設立年月　民國九年十月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一一號

一、商　號　惠通商業銀行股分有限公司

營　業　商業銀行
資本金　一百二十萬元
責任者　（董事）周命之　張紹軒　周扶九　龔梅生
涂松圃　曾仲蘋　劉崧山　曾明廷　李宇煌
（監察人）劉柳泉　曾季廉
所在地　江西省昌縣
設立年月　民國九年十二月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一二號

一、商　號　華北花邊髮網股分有限公司
營　業　レース　髮網製造
資本金　一萬五千元
責任者　（董事）冉凌雲　王祖德　何公華　何宗蓮
鄭銘謨
（監察人）王金鋭　馬廷法
所在地　直隸清苑縣
設立年月　民國九年三月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一三號

一、商　號　京華教育用品股分有限公司
營　業　教育用品販賣
資本金　一萬元
責任者　（董事）戴志鴻　陳仲驤　金仲藩　郭絳侯
陳聘臣　陳子雲　楊據梧　張少涵　程蕃民
焦慶曦
（監察人）韓景陳　夏守泉
所在地　北京
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一四號

一、商　號　安梁素源鹽墾股分有限公司
營　業　鹽墾
資本金　八十萬元
責任者　（董事）馬雋　貢果伯　王駿聲　許魯山
黃湖初　田魯山
（監察人）陳紀寅　黃鋭人
所在地　江蘇東臺縣安梁場正場安豐
設立年月　民國八年五月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一五號

一、商　號　富吉繅廠股分有限公司
營　業　繅布業
資本金　吉銀十萬元
責任者　（董事）王子樂　佈璽臣　楊兆夢　楊友臣
馮瑞周　高予三　栗明軒
（監察人）馮芳幹　陳繩武
所在地　吉林省城西大街
設立年月　民國八年八月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一六號

時報

支那新聞の山東觀察……山東善後事辦公署の編制……非宗教運動の一考察……奉直の決裂(一)……奉直の決裂(二)

支那新聞の山東觀察

山東の善後問題に甚深なる注意を濺げる上海中華新報は先日特に社員を山東に派遣して實視せしめたるが其報告は頗る公平なる觀察として言論界に重視せられ居るを以て、茲に之を譯出すれば左の如し

濟南の日本人は皆何れも當初より相當の目的を持して來れる者にして、決して日本軍の青島占領に由りて來れるに非らず、濟南は元來支那の自開商埠にして、日本軍隊撤退後と雖も日本の商業に何等の妨げなく、又實際に於て、日本人の守備隊に恃頼して生活せる者は極めて少數なり、濟南日本居留民の最も重要なる問題は鐵道延長問題にして、日本官憲は此問題に就き、將來の日支委員會に對して既に充分なる準備を有するも、支那官憲に至つては何等の用意なきものゝ如し、北京方面より前日來委員を青島に派遣して調査せしめつゝあるも、其所謂調査なるものは、恰も記者の飛脚的旅行と等しく、其得る所なきは斷言するに憚らず、日本の準備とは第一帳簿目錄にして、協約を根據とし帳簿によりて要求せんとし、支那にして若し其全部を回收せんとせば四億元を出さゞる可らず、此計算は鐵道、公共營造物及鹽田の三項にして、日本が曩に鐵道の合辦を要求せる際日本の輿論は鐵道價格を最少限度とせんことを主張せるが、實際に於て、日本占有後に於ける其投資額は尠なからざるは事實なるも、其得たる利益も亦決して僅少に非らず、公共營造物中電燈電話及新築の公共建築物の如き、巨額ならざる其一部分に對して日本は或は現金を要求せん、日本の鹽業者の言ふ所に據れば、代償として一千萬元を求めざる可らずと、而して其見積りは現在の投資を計算せるに非らずして向ふ十個年間の利益を計算せるものなるが故に、將來交渉の時恐らく紛糾を免れざるべく、之を要するに以上の三項を論ずるに、其結果の豫想恐らく次の如からんか

(一) 鐵道。鐵道投資は將來共同調査の後、相當の減損價格の控除を要求せざる可らず、此れに依りて一波瀾を生ずべく、換言せば、日本は多年の使用後尚當初の價格を求めんとし、爭點卽ち茲に在り、或は第三國の專門家に請ひて公正なる評價をなさしむるに至るべし、雖然其如何に論なく、將來所謂三千萬元以外、尚巨額の負擔あるべきや必せり

(二) 公共營造物。公共造營物に對しては、日本或は現金を要求すべく、若し現金なき場合は、水道の如き或は日支合辦を主張すべく、日本總領事館の家屋問題も又一小問題とならん、日本は之れが爲め獨逸の總督府を欲せりと聞くも、獨逸總督府は將來當然青島市政廳となさゞる可からざればなり

(三)　鹽田。日本の鹽專賣法に據れば、鹽田を所有する者にして始めて鹽を輸入し得、鹽の輸入は日本の利益とする所なるも、製鹽に從事するは決して多大の利益あるに非らざるを以て、此項に關する山東協約の規定は全く支那の失敗なり、將來若し日本の使用鹽は支那政府の手を經て供給し、商人の販運を許さずと規定せば、日商は自ら其鹽田を放棄するの已むなきに至らん

更に論ずべき目下の急務は鐵道の警備にして、其責任今既に吾支那に歸せるを以て、警備隊の編成は速に之を實行せざる可らず、而して防匪方法に至りては僅かに路警のみに恃頼する能はず、田督軍の責任の大なる所にして亦深き考慮を拂はざる可らざる所のものなり、若し夫れ所謂合辦事業に至りては、其名合辦と稱するも、其多くは實は讓渡に外ならず、此事たるや啻に鑛山事業のみならず、尙幾多の事業あるを以て、吾國民は實力を準備して之に臨み、空言的合辦によりて日本人の獨斷に任すべからず

山東鐵道の經營振りを觀るに、實際に於て、日本の管理以來頗る整頓し、發着時刻誤ることなく、各種規則亦嚴肅に行はれ、三等車と雖スチームを通じ、設備の完善せるは支那鐵道の冠と謂ふべく、記者は歸途津浦線の特別急行列車に轉乘するに際し、濟南に於て五時間餘を空待せり、津浦鐵道の如何に不規則なるかを見るべく、記者は山東鐵道の引繼ぎ以後、第二の津浦鐵道と化せざらんことを希望して已まざるなり

記者は山東問題に關し、次の七項を以て本篇の結論とな さんとす

(一)　將來延長線竣成の曉は、青島及濟南の發展は目覺しきものあるべく、青島は上海天津を凌駕するの日あらん吾國の企業家たる者は宜しく速に調査して經營に努めざる可らず

(二)　日本商工業の山東に於ける根據は、鞏くして雄大なるも、毫も支那商人の將來の發展に阻礙なく、且つ日本の小商人は陸續歸國すべきを以て、支那商人は此機會を追捕せざる可らず

(三)　青島の市政は一大問題にして、斯くの如き新都市の經營は吾國の創舉なるが故に、大に人材を網羅し、且つ外人の發言權を容納せざる可らざる規定なるを以て、此市政を如何にすべきや速に研究するを要す

(四)　青島に於ける現在支那人の實力と智識とは、何れも外人に比敵するに足らざるを以て、各地の資本と智力とを速に誘導するの策を講ぜざる可からず

(五)　收回に最も難しとする所は金錢問題にして、國家既に其餘力なきが故に、當然之を國民に望まざるを得ず、回收基金の募集の如きは速に着手するを要す、然らざれば國庫券の信用に問題を發するに至るべし

(六)　青島に於ける支那人の敎育事業は一も云ふべきものなし、敎育界は此點に注意し速に中小各學校數個處を設立すべし、日華實業協會の商科大學は既に開校せるも入學生なきのみならず、其校舍は獨逸の公產にして當然還付さるべきものにして、目下の形勢より觀れば同商科大

學の開校は到底不可能の狀態に在るも、其校舍を他に移して問題なからしめば、山東の支那官憲は大に之に助力を與ふべし

(七) 現在の全責任は督辦王正廷氏の雙肩に在るも、王氏實は其經驗なく、注意せざる可らざるものは全國の輿論にして、當初青島を共同力爭せし精神を以て今後の進行に後援するを要す、魯案既に解決せりと云ふ勿れ、國民の責任は今後に在ればなり

山東善後督辦公署の編制

山東善後督辦王正廷氏は、次の如き督辦公署の編成を草定して政府に許可申請をなし、更に其重要人員を左の如く任命せり

總務處々長　梁上棟
行政處々長　唐在章
路鑛處々長　朱庭琦
實業處々長　孔祥熙

第一條　山東善後事宜督辦は駐在地に辦事公署を設立し山東問題に關する一切の善後事宜を管理す

第二條　本公署に理事會を設け、理事九名は左記人員を以て之に充つ

華府會議準備事宜に專任せる政府長官（卽ち外交總長）
華府會議に出席せる政府代者三名（卽ち施、顧、王三氏）
華府會議に出席せる國民代表三名（卽ち余日章、蔣夢麟、唐恩良三氏）

本公署督辦
本公署會辦
理事會に理事長一名を置き、理事中より互選す

第三條　本公署の方針及重要問題は理事會に於て之を採決す

第四條　本公署は參議四名乃至八名を置き、督辦及會辦を輔佐し、山東善後に關する各事項を審議す

第五條　本公署に秘書四名を置く、秘書は長官の命を承けて機密事務を管掌す

第六條　本公署の事務は左記の四處を設けて之を各々分掌す

總務處、行政處、路鑛處、實業處

第七條　總務處の管理事務は左の如し

一、署文電函の收發起草及保管に關する事項
二、官印の使用及保管に關する事項
三、收支及豫算に關する事項
四、統計編制に關する事項
五、各種規定條例の立案に關する事項
六、會議の記事錄及保管に關する事項
七、庶務及他處に屬せざる事項

第八條　行政處の管理事務は左の如し

一、膠澳地域（膠州灣租借地域）行政權の引繼、執行及市政の準備監督に關する事項
二、司法權の引繼に關する事項
三、國有省有市有の各種公產に關する事項

四、開港に關する事項
五、稅關及海上の各件に關する事項
六、各種事業の登記特許に關する事項
七、外國居留民の保護及既得權に關する事項

第九條　路鑛處の管理事務は次の如し
一、鐵道に關する事項
二、資金調達及買收に關する事項
三、國庫券に關する事項
四、鐵道警察に關する事項
五、延長線と連絡線とに關する事項

第十條　實業處の管理事務は次の如し
一、鑛山に關する事項
二、鹽田に關する事項
三、海底電線に關する事項
四、無線電信に關する事項
五、電話及郵便に關する事項
六、其他實業の管理及監督に關する事項

第十一條　處長、主任、副主任、執務員、技術員は長官の命を承けて各々其處の事務を分掌す、一處の執務人員は二十名を過ぐるを得ず

第十二條　各處の分科及執務細則は督辦會辦審議の上之を決定す

第十三條　膠州灣租借地及膠濟鐵道引受の各委員は本公署より關係各部處の人員に就き申請し、許可を得て移動せしめ委員に充つ、委員の組織及執務規則は督辦會辦より之を定む

第十四條　本編制は申請許可を得たる日より施行す

非宗教運動の一考察

前號に報道せる非宗教大同盟運動は支那思想界の一大突發問題として頗る識者の注意を惹けるが、之れに關し某氏は明晰なる一綜合觀察をなせるが、極めて興味あるを以て茲に掲ぐれば次の如し

今次突如として起れる非宗教大同盟運動は、基督教の排斥を以て其眼目とし、四月四日より北京清華學校に於て開かれたる第十一次世界基督教青年大會の間際に勃發せるは痛烈なるアイロニーと謂ふべく、其動機中甞て天津に行はれたる學生團排日運動の裏面に一派の督軍及政客輩が教唆煽動を試みしが如き、此運動にも何等かの背景なきに非らざるなきか、そは姑く置き、其表面の理由とする所は、白人宣教師の支那に行ふ傳道は、資本主義の手先、利權獲得の先驅にして、科學と眞理の仇敵なりと謂ふに在りて、北京大學を中心として渦を巻き、其範圍次第に擴大し、上海漢口天津蘇杭よりも同志者或は代表北京に來り、其勢ひ五四運動にも劣らぬ熾烈を示し、外人側に於ては第二の團匪事件なるかの如くに驚けるも、此非宗教運動は學界を中心とせる一種の社會運動にして、民國最近の思想界がいかに急激潤を巻きつゝあるかを知るべく、更に又現實の政治、經財、社會に對して甚しく飛び放れたるものなるだけそれだけ過渡期の變態的一現象と

して觀るに極めて興味あり、支那が白人の布教を許せるは一八五八年なるも、舊教たる羅馬カトリックは既に一七二四年の雍正帝時代に入込み、其後數次の基督教迫害時代ありしも、迫害毎に其歩を進め、プロテスタントは十九世紀の初に於て福音傳道の基礎を支那に築けり、佛にせよ、英にせよ、對支基督教宣傳に就きては極めて辛辣にして巧妙なる手段を執り、當時の政府を相手取り、布教の信仰の自由は勿論、教會及それに附屬する學校病院其他建築物の保護、それに要する土地の賃借自由契約、開港場は無論、如何なる内地にも布教の特權を得、米國は一八六八年に一層之を有力ならしめたる條約を訂結し日本が最惠國約款に據つて一九〇五年北京政府に交渉せる佛教傳道は遂に拒絶さるゝに至れるが、こは蓋し教案事件の騒擾日に烈しかりし爲め、更に此上佛教の雜入するに於ては益々紛事を多からしむべしとの口實なりしが之に反し白人の對支布教は日々益々其根蒂を深くし、今や其在支宣教師の數五千九百六十餘人、支那人の布教師二萬三千三百四十餘人、信徒總數三十一萬三千人、讃成者六十五萬五千人に達し、其附屬の大學中學、醫學校、師範小學の各學校及幼稚園孤兒院病院感化院等の諸機關も亦日に增加せり、其根蒂既に斯くの如くに深入せる白人の對支文化事業に對して、此非宗教即ち反基督教運動が果して如何なる程度まで其目的を達するかは、頗る興味ある問題なるも、恐らく大なる奏效あるまじきが、其根底に漲れる思想の潮流に就きては相當の注意を拂ふを要す、有體に言へば、白人の傳道せる基督教及それに依る教化的文化的事業の爲めに、支那は固より種々の利益を得たるは事實なるも、亦同時に之れが爲めに甚大る苦痛迷惑をも受けたるも否む可らず、非宗教同盟運動者の叫ぶが如く、彼等が果して資本主義の手先、利權獲得の先驅なりや否やは、必らずしも玆に詮索すべからざるも、多少斯かる事實或は其傾向あるは亦之を否む可らざるに似たり、今次の非宗教同盟運動が若しそれを以て重要なる動機とせば、從來の如き反基督運動、教案事件、團匪事變のそれとは稍其質を異にし、一種の國民的反動運動とも見らるべく、基督教を以て科學と眞理の仇敵なりと稱し、學界を中心とせる民國の新智識、新思想家、新人等が其中堅人物となれるを觀れば、社會的革命の意味を含める一種の運動と見做すを得べし、戰國時代に似たる現實の政治舞臺が奉直の執爭を中心として著しく具體化し來れる今日、それとは全く色彩を異にせる非宗教を標榜する國民的社會的運動の起れるは、社會主義、共産主義、無政府主義の思想といかに關係し往くかとの點に關しても亦一注意を要する事と謂ふべし

奉直の決裂　（一）

西南北伐の齟齬に因りて張作霖氏の南北統一促進策に狂ひを生じ、轉じて統一國是會議の提唱に移らんとせる經過は前號既報の如くにして、張使の意の務めて平和的に其歩を進めんとせるは察するに難からざるも、其策動は反對の

地位に立てる吳佩孚氏の行動如何に隨ひて、亦自ら變化なき能はず、然り而して吳使の其後の行動を觀るに、咆哮策を以て到底張使に壓抑を加ふ能はざるまでも、少くも其銳鋒を挫き得べしとの初めの見當ガラリと外れたるに於ては總ての方面に極めて不利なる環境裡に裹まれたる吳使最後の活路は竟に一戰に出でざる能はず、堂々犯す可らざる統一の大義名分は既に張使の天空に飜せる旗幟なり、統一に登るべき必徑の階段たる西南提携の鍵は亦既に握られて張使の掌上に在り、南北の分立及それに因る紛亂の苦痛を具さに嘗め、和平統一を渴望せる國民の歸嚮的心理も亦既に巧みに張使に捕へられたり、顧みて靜かに己れを顧みんか直皖一戰の奇捷に獲たる華やかなる舉國の輿望なるものも、國民大會の出馬羅目に於て心ある者既に其僞を疑ひ、兩湖巡閱使の獲得に於て軍閥貪利の心底既に暴露し、嘗ては民意に立たんとする實力者としての景仰と信賴とは全く裏切られ、廬山國是會議の提倡は遂に笑聲中に葬り去られ、喰はせ者の佩孚てふ譏誚幾時しか天下に滿ち、燦爛たりし黃金の箔は眞鍮鍍金にも劣る落剝を自ら知覺せる彼れ吳佩孚は、懊惱日夜堪え難く、而も渦と卷く野心の血潮は堰き止め得べくもあらず、於是焦急して一生路を索むべく事に愧て、更に直皖戰後事毎に旁若無人の張使の振舞は片腹痛く、而も事毎にしてやられたる其迹を辿れば、無念痛恨遣る方なく、せめて梁內閣に一擊を加へて張使の出鼻を叩きませんとする計畫もまんまと失敗りたるより、最早や五臟六腑の癒奈何ともすべからず、環境四圍の形勢は日に己れに離れて復た前途開拓の餘地幾んど張使に奪はれて餘す所なし、事既に茲に迫らば、其出づべき道何んでもかでも一戰を試むるに在るのみ、一擊以て張使の武威を打ち挫き、然る後徐ろに轉換を策せんのみ、吳使の意蓋し茲に在り、幸にして西南の北伐は頓挫して憂ふるに足らざるより、湖南駐防の張福來の第二十四師及湖北駐紮の部軍の撤退を決行して陸續北方に輸送を開始し、露骨に戰意を表示するに至りしかば、張使の方略於是亦一戰に應ずるの決意に出で、殊に此轟烈なる開幕は益々國民の平和統一希望を戟激して、益々自策に切進せしむるの傾嚮を導くの利益あるより、張使亦其意を決して軍隊を入關せしめたり

一時月餘低迷しつゝありし奉直の關係も既に斯くの如くにして茲に急轉し、險惡なる風雲日に濃くなりしかば、徐總統の驚き一方ならず、平和解決の一策として內閣改造を張曹兩使に議し、幾分なりとも時局の逼迫を緩和せんとせるが、張曹兩使亦之れに對して異議なき旨を表示し、張使より先づ周自齊氏を推して總理代理たらしむべしとの要求を提出せり、周氏は周知の如く梁士詒氏一派の舊交通系なるも、官僚界罕に見る君子人にして殆んど敵なき好人物、且つ徐總統との間柄も頗る親密なるより、徐總統は之に贊成し、曹使亦反對せざりしかば、四月八日遂に周氏を總理代理に任命して顏外交總長の總理代理を解き、之に依つて一時時局を緩和し得べしとの希望なりしが、奈何せん奉直の爭點は既に已に離れて內閣問題に在らず、風雲は既に渦を卷きて鳴動し始めたり、和解の時機は遠く遲れたり、戰

は既に避く可からざる勢ひに差し迫りつゝありき、此時に當つて更に請暇を乞ひ、毫も辭任の色を示さゞる梁總理は往訪の一新聞記者に向ひ、極めて緊張せる態度を以て時局を說いて曰く

無統一に對する國民の心理は今や慨嘆より憤怒に變じつつあり、友邦は篤實なる意を以て統一を勸告せり、於是西南及北方の吾人は一大覺悟を以て之に進まんとし、相互の聯絡は既に其緒に入れり、吾人は統一會議を促進せしむると同時に一面又戰備をも整へざる可からず、吾人の戰備なるものは、其目的惟だ和平統一の阻害者を除かんとするのみ、已むなくんば武力に訴へて統一の大業を決行せざる可らず、機運は今既に熟せり、平和と武力との兩樣の準備を以て進まば、統一の大業庶幾くは實現されんと謂へり、其所謂統一の阻害者たる吳使に對する一戰の決意、既に梁氏を通じて明らかなるを見るべく、亦更に本尊たる張使の決意を觀んか、四月八日、滿洲旅行に赴ける米國公使シュルマン氏歡迎會の席上に於て、シ氏の統一希望演說に對する張使の答詞に曰く

余も南北統一を以て支那救國の最大急務たるを信ずる者にして、余は今既に一身を賭して此大業に當るべき決心を鞏めたり、余は之れが爲め兵を關內に增派しつゝあり雖然余は南北統一の計畫以外、何等の野心なし、世謂ふ作霖は正副總統たらんとするの野心を藏すと、余は斷じて斯かる野心を抱かず、何となれば、余は余の決して其任に非らざるを知悉し居ればなり、幸にして南北統一の事業成就せんか、余は斷然野に下りて復た再び政治に與らざるべし、余は茲に此事を以て吾國民に明言すると共に亦吾支那の友人に對しても之を誓言す

張使の決心を想見すべし

此時に當て張使と西南代表伍朝樞氏との間に草定せられたりと稱せらるゝ統一會議の組織大綱八箇條なるもの傳はれり、曰く

第一條　南北政府より全權代表十二人、各省區の地方團體より各々代表二名を派し、期日を定めたる上上海に統一會議を開きて國事を解決す

第二條　國會問題は元年の選擧法に依りて議員を選出す

第三條　新國會成立後、上海に於て第一次議會を召集し先づ大總統選擧議案を提議す

第四條　從前の國會議員は公正なる標準に據りて一回の覆選をなし、其三分の一を留めて憲法會議を組織す

第五條　正式集權內閣を組織し、閣員は實力派より選用す

第六條　巡閱使、督軍、護軍使の名目を廢し、別に軍區を劃定し、一區に軍統を置きて其區の軍事を總攬せしむ

第七條　各省の軍隊は現在數の六割に裁減す

第八條　軍民分治を實行し、省長は省議會より選擧し、知事は各地方自治會より選擧し、政府に呈請して任命す

此の統一會議組織法大綱傳はるや、輿論界は大體に於て之れに贊同し、一日も速に此期に近づかんことを切望し、輿情は轉じて幾時とはなく張使に傾きつゝあり

奉直の決裂　（二）

風雲の急轉斯くの如き裡に、保定に於ては四月八日より最後の軍事大會議開かれ、曹錕、吳佩孚、曹銳等其他軍長全部列席して態度を決せるが、固より主戰論者多く、始終平和論を持し來りし曹錕も遂に其說を撤回し、滿場一致にて主戰を決議し、急速に軍の北上集中を謀り、京漢鐵道は四月中旬より一般の運輸を差止めて專ら軍隊の輸送に供され、同時に奉天軍も續々入關し、其本營を軍糧城に設け、次の三路に向つて軍を配置し

一、西路　京漢線の長辛店方面
二、中路　固安方面
三、東路　京浦線德州方面

全力を濺ぎて其充實を急ぎ、兩軍は日に相接近し始めたりしかば、徐總統は最後の調停を講ずべく、北方軍界の耆宿にして德望高き王士珍氏に懇求し、至急上京を求めたるより、正定に發居せる王氏も其懇請拒み難く、四月十九日保定に赴きて曹錕氏と協議し、二十日上京し、徐總統と熟議の上調停運動を始め、趙爾巽、張錫鑾、靳雲鵬氏等と共に頗る斡旋する所ありしが、張使は之に對して

一、梁士詒を復任する事
二、張勳を三省（江蘇、安徽、江西）巡閱使に任命する事
三、安福元兇全部の特赦令を發布する事
四、統一會議を開き、南北兩政府を同時に取消し、萬機を統一會議にて決定する事
五、吳佩孚の兩湖巡閱使を解任する事
六、張景惠を三省（直隸、山東、河南）副巡閱使に任命する事
七、張學良を步軍統領に任命する事

の七箇條を提出し、全部之を承認するに非らざれば不可なる旨の極めて强硬なる態度を表示せるも、斯くの如き條件は固より直系の容れ難きこと明らかなるを以て、諸老の調停も全く不成功に終り、兩軍の戰端は時々刻々熟し、何時火蓋を切らんも計り難きより、四月二十六日、徐總統は次の如き最後の退兵令を下せり

近日奉直の軍隊近畿に出動し、人心爲に動搖を來し、糧食は騰貴して商民の哀聲聞くに忍びず、曹錕及張作霖双方出兵の理由を聽くに、孰れも首肯すべき理由ありと雖國家の兵を養ふ所以、民を衞るに在りて民を擾亂するに在らず、近來政局未だ統一する能はず、失政多くして民意に背く、本大總統德薄く能く國家國民の爲に其福利を圖る能はざるは窃に慚愧に堪へざる所なるも、和平を冀ふや、切にして久し、曹張巡閱使等は皆國家の柱石にして其擧動は、大は國家の元氣、小は地方に至大なる關係あり、生靈塗炭の苦を念じ報國の公戒あらば自ら取るべき正道あるべきなり、豈に兵戎を待ちて相見ゆるの要あらんや、速に双方接近せる軍隊を均しく原防地に撤退し、各々國家の要政に就きて邦基を定むべし

戰雲、局勢は斯くの如き一片の命令にて息定さるべきに非

らず、張曹兩使何れも之に答ふる所なく、日夜戰備に汲々たるのみ

今茲に兩軍の編制及び配置を示さんか、卽ち次の如し

(甲)奉天軍

(一)編制

總司令　張作霖
左路司令　孫烈臣
右路司令　張景惠
第一梯團　張作相
第二梯團　張學良
第三梯團　李景林
第四梯團　張大卿
第五梯團　梁朝棟
第六梯團　鄒芬

(二)配置

イ、西路　京漢線長辛店方面

暫編奉軍第一師　師長　張景惠
第一旅　旅長　齊占元
第二旅　旅長　梁翊棟
第十六師(一部)　師長　鄒芬

ロ、中路　固安方面

第二十七師　師長　張作相
混成第七旅　旅長　李景林
混成第一旅　旅長　致朝璽

ハ、東路　京浦線德州方面

巡閱使衞旅　旅長　張學良
混成第六旅　旅長　鮑德山
混威第五旅　旅長　藍廷棟
混成第四旅　旅長　鄒殿陞

ニ、別動隊　新城方面

騎兵團　團長　許蘭洲

(乙)直隸軍

(一)編制

總司令　吳佩孚
右路司令　馮玉祥
左路司令　王承斌
前路司令　張福來
後路司令　蕭耀南

(二)配置

イ、保定防備

第三師　師長　吳佩孚

ロ、西路　京漢線長辛店方面

第十一師　師長　馮玉祥
第十三混成旅　旅長　董國政

ハ、中路　固安方面

第二十三師　師長　王承斌

ハ、東路　京浦線德州方面

第二十四師　師長　張福來
第二十六師　師長　曹錕

斯くして四月二十九日夜半、西路長辛店方面に於て兩軍衝突し、直軍より奉軍に向て猛烈なる砲火を浴びせかけ、之れと同時に各路全線に亘りて戰鬪開始せられ、殷々たる砲聲は北京城內にも響き、奉直二大閥の決鬪は茲に遂に其幕を開けたり。(一九二二、五、一稿)

彙報

支那新聞重要記事（自三月十六日至四月十五日）

重要外交—山東善後問題—國內要聞—奉直粵の訌爭—非宗教運動—財政關係—實業と經濟—上海關稅改訂會議

重要外交

▲時局と外交團（申報）外交團は十三日午後會議し九國公使到る、兩代理公使中、某公使は奉天軍の塘沽附近占領は辛丑條約に違反すと提出し、某公使は是れ乃ち一時的占領の比すべきにあらずと云ひ結果は列國一致して支那政府に勸告する必要ありと認めたり、某公使は勸告するも明かに效なしと云ひ警告に決定し和蘭公使より起草することゝなり今一度會議を經て直ちに提出することゝなれり、公使團會議は北京に於て警告を發する外、一面廣東領事團より南方政府に向つて同樣の警告を發することゝなれりと傳へらる、十三日英書記官バルトン氏、日本坂田氏は外交部を訪ひ曾雲詳に面し時期を問へり（四、一五）

▲上海領事團の軍器取締說（商報）奉直兩系は近頃內閣問題により形勢險惡を形はし某方面は極力軍備を整へつゝあり上海外交署より出でたる消息によれば某系方面は最次上海に人を派し某國より軍械を密買し同國汽船にて目的地に運送すべき交涉をなし居れるが領事團は此事は支那に軍械を供給するを得ずとの同盟に違反するものなりとて多大の注意を拂ひつゝあり然るに該系は又た副官を派し來り李某の紹介にて某國洋行との間に軍械彈藥價格一百萬元を買入れ北京の某島に陸揚げするの契約を結びたるを以て領事團は目下其事を調査し阻止方法を講じ居れりと云ふ（三、二二）

▲米國政府の對支軍器運禁聲明（各報）上海米國總領事館は本國國務院より訓令に接したが米國總領事は三月四日公告にて大統領が例外とする以外の支那に送らる可き軍器全部違法のものと認むと云へり（三、二八）

▲安東縣減稅問題（各報）某確實なる方面に達せる電報に據れば駐北京小幡公使と外交部との間に折衝中なりし安東國境稅關三分の一減の日支特別協定撤廢の件は愈日本の要求通り當分其の儘存置する事に外交部の內諾を得たれば近く正式に外交部より小幡公使宛回答到達の筈なりと云ふ而して支那が日本の要求を承諾するに到れる經過及び理由に就いては電文簡にして詳ならざるも支那の關稅は總べて支那關稅條約に支配さるゝ事勿論なれば準府會議に於ける支那關稅條約中關する九個條約中第六項に規定せる

支那は總べての陸境及び海境に於て賦課すべき關稅率は均一なるべしとの原則を認む

第二項規定の特別委員會は右原則の適用方に關する措置を講ずべし而して撤廢せらるべき關稅特權が地方的經濟上の便益を代償として許與せられたるものなる時は右特別委員會に於て衡平なる調整を爲すを得るものとす前記原則の實施以前に於ては本會議に基きて行ふべき關稅率改正又は附加稅賦課の結果として生ずべき關稅率の引上は支那の總べての陸境及び海境に於て均一の從價稅率により一律に之を徵收せらるべし

此の條項を基礎として交涉解決せるものゝ如く觀測さるゝ

然れども還は永久の者に非らずして近く上海に開催さるべき關稅改訂委員會の結果に據る改正條約實施までなる事を得べきが別項中第二項規定の特別委員會とは

支那と英國各衆國及日本との現行通商條約に規定する附加稅賦課の目的を以て厘金廢止其他前記諸條約規程の諸條件履行の方法を準備する爲め特別委員會を開催す特別委員會は本條約訂約國及該委員會に參加を希望する本條約加盟國の代表者を以て之を構成し本條約實施後三ヶ月以內に之を開催すべく其時期及場所は支那政府之を指定すべし

右條項に依る委員會にして開催期は三ヶ月以內とあるも實施期の表示なきか九ヶ國條約に據る關稅改訂委員は同條約第一項に於て本條約協定の日より四ヶ月以內に改訂し夫れより三ヶ月以內に實施すべしと規定しあれば特別委員會協定事項も之に準據し二ヶ月以內に實施さるべき者とせば九ヶ國條約中支那關稅條約は二月六日調印されたる者なれば之より三ヶ月以內に特別委員會

開催裏に一ヶ月以内即ち調印より四ヶ月以内に改訂稅率を協定し之より二ヶ月以内に實施さるゝことせば二月六日より六ヶ月後即ち八月六日までには安東國境關稅特定稅率は撤廢さるべき者にして現行三分ノ一減の特典は今後僅に六ヶ月內外に過ぎざるべし(四、一)

▲**日本の支那人勞働者禁止に抗議**（新聞報）上海纖商會は日本が支那人勞働者の入國禁止を行ふに就き北京外交部に對し前淸光緒二十九年の日支通商行船續約第九款に支那官員工商人員の日本にあるものは日本政府亦た法律章程に按照して通融優待すとあり別に律文を設けて禁止するは條約の許さゞる所なり駐日公使をして嚴重に抗議せしむべしと打電せり(四、一三)

▲**獨支協約換文**（申報）二十日午後五時獨支新協約の換文は外交部大樓に在りて擧行され二十一日より效力を生じ獨逸公使は二十日出京せり(三、二二)

▲**獨逸人任用方照會**（各報）駐滬特派交涉員許沅は二十日外交部より電令に接したるが獨支修好成りたれば歐戰以前に支那政府其他に雇用せられたる獨逸人は從前通り任用せられたしと獨逸公使より申出ありたりとあり(三、二一)

▲**獨郵便局の反還要求**（各報）上海の獨逸郵便局は支那が歐州戰爭に加入したる爲沒收せられありしが獨支通商條約も締結したる今日なれば返還せられたしと獨逸公使より外交部に照會あり外交部にては上海交涉員に本件の調査方を命じたり(三、二一)

▲**勞農代表の對支抗議**（京報）勞農代表パイカスは四事を抗議し(一)露支陸路通商章程を取消し(二)支那官は烟台義勇隊の船隻を出す、(三)露國民救濟彩票發行を禁ずべし(四)哈爾賓露國民を檢擾す(四、三)

▲**庫倫回收交涉の近狀**（益世報）チヤ駐在領事沈瑞麟は先般莫斯科に轉任せしを以て、外交部は王鴻年を其後任に命じ、尙庫倫恰克圖回收に關する交涉を爲さしめ居れるが最近王領事より外交部に致せる報告左の如しチヤ政府の出兵に對し前沈領事は無條件を以て庫倫恰克圖を返還すべく提議せしもチヤ政府は前議を蹴して之に應ぜず、而して其口實とする處は勞農政府が故意に遷延するなりと言ひ居れども全く誠意なし、余の聞く處に據れば極東政府と勞農政府との間には互に蒙民を協助して政府を組織し過激主義を宣傳せんとの條約ありと、蓋し露國は革命以來共產を實行せるが、百業は停滯し天災は流行し人民飢饉に苦しむを以て庫倫に於て牛馬を得、一時を救濟し且又過激主義を宣傳しつゝあるなり、斯の如くにして止まるなくんば啻に外蒙共產を受くるのみならず中國又禍を受くる大なるべし、東西露國兩代表は北京に來りて通商に關し會議し居れども今に至る迄同等效果なし、余の調査したる處に依れば彼等は總て奸謀人を欺くを事とし、誠意庫倫を返還するの意なく反つて侵略の意を有す、庫倫恰克圖は我國の領土にして主權我にあり斷じて放棄すべきに非ず、玆に何分の指令を仰ぎ之に從ひてチヤ政府に通告し交涉せんとす云々(三、二二)

▲**庫倫回收意見**（京報）張作霖氏は此の程北京政府に對し庫倫、恰克圖回收に關する意見を上申したるが其大要左の如し。

第一、露國は嘗て庫倫問に出兵する時庫倫の兵亂を平けたる後は庫倫、恰克圖を支那に還附する事を宣言せしに拘はらず、現在に於ては口實を設けて還附の誠意なし

第二、探偵の報告に依れば勞農軍隊は撤退を實行せざるのみならず却て增兵し、外蒙政府陸軍部は勞農政府と左の密約を締結し大權既に活佛を離れて露人の手に歸したりと

(一)陸軍部は露國武官を招き顧問とす(二)各蒙軍は露國武官より教練す(三)勞農政府より軍器を供給す(四)互に協力して支那軍隊に當る事(五)庫倫に武備學校を設け蒙人を選拔入校せしめ露人之を教育す

第三、庫倫を回收せず露人の過激宣傳に任ぜば將來收拾し難きを恐る

第四、露國代表に嚴重交涉し庫倫の無條件還附を要求し東三省より軍隊を派遣し防禦すべし

第五、露國代表口實を設け我が要求を容れざれば蒙古國境外に驅逐し奉天省より二箇師團、吉黑二省より各一箇師團、特別三區より各一混成旅を出兵し露兵を驅逐す、就ては軍費五百萬元の內三百萬元を奉天に融通し二百萬元は中央にて支出されたし

第六、中央が若し本問題に對し徒らに遲巡して方針定まらざれば遂に回收の時機を誤るべきにより余は其責に任ぜず(三、二三)

▲**中波通商條約成立**（北京各報）支那と波斯との通商條約は二月六日伊太利にて同地駐在の兩國公使間に批准交換を了せるが、同月二十二日の

中美通商は該條約の全文を發表せり。左の如し。

中華民國大統領波斯帝國大君主は兩國間友好の關係を樹立し其臣民或は人民相互有益の條約を以て之を鞏固にせんと欲す之が爲め中華民國大統領は伊太利駐在公使王廣圻を全權とし波斯國大君主は伊太利駐在公使イサカンを全權とし羅馬に於て各委任狀を呈示し議定する所の條款左の如し

第一條　條約締結の日より兩國政府及び臣民並に人民は誠意を以て友好を結び永久に變る事なし

第二條　兩締約國の派遣する所の大使公使及び代理公使及び其館員は領事裁判權に關するを除く外は享有する所の待遇及び特權並に免稅の利益は其他の最惠國大公使と相同じ

第三條　兩締約國の臣民或は人民は他の一締約國の領土內に於て遊歷或は居留する時は所在國の官吏及び本國派遣官の待遇及び保護を受く

第四條　兩締約國の臣民或は人民他の一締約國に於て遊歷或は居留する時は所在國の法律に服從す若し訴訟、爭議、犯罪等總て法律上一切の輕重犯罪ある時は所在國即ち支那及び波斯の法廷の審理に歸す

第五條　兩締約國の派遣する總領事、領事、副領事、代理領事は彼我兩國が情外國の同等官吏に駐在を許す所の重要都市及開港地に駐剳し領事裁判權を除くの外は最惠國約款と同じ特權を享有す

以上の官吏は着任以前に於て駐在國政府發行の護照或は證書を所持すべし商人は只名譽領事たるべき外、領事に任命さるるを得ず

第六條　本條約は支那文波斯文佛文の三國文字にて記さる若し條約文の解釋に疑問ある時は佛文に依る

第七條　本條約は中華民國大統領波斯國大君主より直に各本國の法令に照し批准せし後成る可く早く交換し兩國全權の記名調印を以て確實なるを明かにす

中華民國九年六月一日

回々教曆一三三八年九月十四日

西曆一九二〇年六月一日　（三二、三）

山東善後問題

▲王正廷の呈文　（新聞報）　王正廷は呈文せり、準府會議山東案決定は政府及國民代表が外に力爭し外交當局が內に主持せる爲め此效果あり、理事會を設け理事九人卽ち、顧維鈞、施肇基、顧維約、王寵惠、余日章、蔣夢麟、山東唐代表、督辨會辨の九人とし重要問題は理事會より決定し督辨、會辨より執行し別に委員會を設け日本と交涉し並に四處を設け事務を分掌し十ケ條を編制す批准を乞ふ、山東督辨につき每年經費は少なくとも五十萬元を要するが青島海關の收入より支出せんことを請ひ稅務處に渡されたり（四、四）

▲山東礦山回收問題　（申報）　山東礦山回收につき兩題あり卽ち（一）淄川坊子金嶺三礦は無條件還付なるや否や、（二）支那の合辨は官營にするか民營にするか、（三）特許公司引受條件、（四）礦苗し民營と決定せば支那方面の商人より公司を組織するや否や、（五）礦山許價の標準、（六）太平洋會議を以て議決せる原案を調取して渡すには礦山を用ふるか採掘權の文字を用ふるか（七）日本占領時代得る所の利益は淸算すべきや否や、（八）金嶺鐵礦の製煉は合辨を拒絕するの必要ありや否や、是なり（三、二三）

▲魯大公司と山鐵沿線礦山　（申報）　農商部は魯大公司の山東案回收各礦引受案に批して曰く株幕集簡章は行ふべく直ちに許可すべし詳章は部に呈上し查核せしむべし將來營案が完全に解決さるゝを俟つて政府が特許する時、礦山接收に關して同公司の守るべき條件は別に本部の指示を受けて處理すべしと、是に於て坊子金嶺等の各礦は遂に魯大の引受くる所となれり（三、二〇）

▲青島海關引繼方針　（北京日報）　外交部は去る六日魯案善後委員會の名にて青島稅關回收に關する事項を協議する會議を開き財政部稅務處からも委員の參列があつた協議の結果は左の通りである

一、日本人を聘用ひて顧問及び稅務司に任命する、其他の職員は支那人を充用する、若しも日本が職員全部を日本人を充任せんことを要求した時には外交部は直ちに拒絕する

二、稅關回收の際には總ての稅金に關する始末に就ては外交部は日本公使

と通謀して決算を爲し置きて引繼に備にする
三、繼書類にて撫順同會の十日前に撫順引繼後の納税方法に關する規程を起會する
四、撫順に備付けの事務用什器倉庫事務所撫査所等は日本公使に其の數目の書類しを添ひ且つ撫順引繼の四日前に受領員に交付されんことを要明する
五、撫順引繼の日期に就ては成るべく速かに交外部は日本公使と協定すること（四、九）

▲交通委員會（新聞報）（同上）交通部は滿洪年を督察善後交通委員會委員として王景春及職員を理事とし賠償項事を專門委員とし外に事務員十餘人を置くべし（三、二六）

同に同委員會章程左の如し

第一條　本會は膠濟鐵路及附屬事業並に其他交通事業の引繼ぎ準備の爲め關め一切の事務を計畫討論す

第二條　本會の職員左の如し

會長（一人）交通次長を任し本會一切の事務を掌る

理事（定員なし）交通總長之を任命し會長を補佐して本會事務を掌理す

專門委員（定員なし）會長より交通總長に申請して之を任命し各科の事務を分擔す

第三條　本會の各科を左の如く分つ

總務科　法規の制定、各係の編成、及巡警土地等に其他各科に屬せざる事務を掌る

工務科　線路、停車場等に一切の建築物に關する事項を掌る

機械科　各種機械車輛及工場に關する事項を掌る

運輸科　運賃の調査決定旅客及貨物の運送の事項を掌る

會計科　新舊資本金及營業出資に關する事項を掌る

統領科　統領電信郵政電報無線電信電話及其他電氣事業に關する事項を掌る

港務科　港頭、倉庫、船舶及航路標識に關する事項を掌る

前記各科に專門委員中より一名を推して主任となし實任を負はしむ

第四條　本會の辦理すべき事件は會長より人を派遣し或は理事又は各科主任より酌定し會長決裁の上之を行ふ

第五條　本會の會議を總會及理事會に分ち會長を以て首席とす會長出席する能はざるときは理事一人を推して之を代理せしむ

第六條　會議の議決或は報告事項は本會より文書を作成し會長の裁決を經たる後交通總長に報告す

第七條　本會は地方と關係あり且學識經驗あるものを備聘して評議員となし必要あるときは意見の發表或は會議に列席して意見の陳述を求むることを得

第八條　本會は一切の庶務及職員清等の爲め各官衙に向て相當の委任狀を發して派任辦理を要求することを得

第九條　本會各職員は等しく俸給手當を支給せず

第十條　本章程の不完全なる所は隨時申請の上之を訂正することを得

第十一條　本章程は公布の日より之を施行す（三、二一）

▲山東撤兵實施會議（北京日報）山東鐵道撤兵協定第七條に基き日支兩國政府より任命されたる兩國撤兵委員は八日午後三時より山東交涉公署に會見し協議をなしたるが頗る圓滿に解決し六時協定を終れり參列せる委員は

日本側　安田大佐　八木書記官　田北大尉　吉村主計外日本通譯五名

支那側　任居慥　程立　徐樹人　林澄波の四名

にして決議要項は略左の如し

巡警隊の配置、日本軍撤退の監督及び兵營と官舍の受渡は左の日程に依つて實行するべし

第一條

第一項　巡警隊の輸送列車は十日午前六時廿分發にて濟南出發日本側から委員として田北大尉、今村通譯、支那側からは楊立外隨從者一名同乘して各驛の配置狀況を實視しながら張店驛に至り同地に滯在して日本軍隊撤退の狀況を視察す

第二項　四月十二日日支兩國委員は無線電信所を視察す

第三項　四月十三、十四日は兩國の委員にて濟南の兵營受渡しを行ふ

第四項　四月十五日は日支委員全體臨時列車にて濟南張店間の日本軍隊撤

運狀況を實調すると同時に兵營官舍の受渡をなす

第五項　四月十六日は博山支線の兵營及び官舍の受渡をなす

第　二　條

兵營官舍及び殘物留品の受渡しは日本側より品目員數表を交付して實地見聞の上にて日支委員長は之れに署名調印す日本側としては安田委員長支那側林澄氏

第　三　條

支那巡警隊は日本の兵營又は官舍に入るには兩國委員の受渡を濟了したる後入營は濟南十四日北關驛より張店迄に於ける各地の兵營官舍は十五日迄南定驛より博山に至る間は十六日

第　四　條

無線電信所の處分(一)無線電信所の機械は現狀の儘運轉を中止し細目協定の成立迄其の狀態を維持すること(二)無線電信所にある機械材料、兵營官舍其他の殘留品物品の員數表各一通を兩所監視人に渡すこと(三)無線電信所の各附屬品は總て錠を掛け其他には封印をしたまゝ同所に保管す(四)監視人は日支雙方より各三名を置き一定の場所を設備して日支各一名宛二十四時交代にて服務すること(五)監視人の任務は內部諸機械、官舍兵營等の盜難火災を豫防す構外の警戒は別に支那巡警隊の責任とす

第　五　條

鐵道列車の警乘兵の區分は第一第六列車(青島濟南間)は日支雙方より二名宛、第十一第十二列車(濟南坊子間)は同じく一名宛第十三第十四列車(青島高密間)は各一名宛博山支線は雙方二名宛支那警乘休息所は青島驛構內に日本側之を設備なし警乘兵の徽章は赤地に白く(警乘)と二字を附したものを左腕に附す

因みに善後事宜辦理處は濟南と北京に其事務處を設くる事に內定し濟南を正とし北京を副とする方針であるが廣く意見を徵せん目的の下に最高機關として九名の理事より成る理事會を組織する事となつた其理事として王賡辨田會辨及び事府會議當時以來の外交總長顏惠慶、施肇基、顧維鈞、王寵惠及び當時の國民代表になつに余日章、蔣夢麟、唐恩貽等を任命する事に略決定してゐると更に濟南の事務所は適當の場所を發見する迄當分南埠三馬路壽宜樓に於て事務の處理を爲すと(四、一二)

▲山鐵支那警備隊配置表　(大公報)　日本軍撤退後に於ける山東鐵道沿線警防の任に當る支那巡警隊の職員は左の如し

處長副林

隊長　▲馬春瀛▲呂道長▲趙百善

通譯　▲黃榮生▲何恩溥

總隊長　▲寧全好▲蘇義山▲何鐵珊

中隊長　▲魯慶連▲當德喜▲張魁勝▲李慶武▲開銳壽▲陳榕固

稽查員　▲泰敬庭▲舒惠▲馬立山▲李昌言

第一隊小隊長　▲吳志通▲崔文光▲春厚▲張增餓▲張厚銘▲南永山

第二隊小隊長　▲劉若雲▲德壽▲續陞▲張慶金▲春福▲張景元

第三隊小隊長　▲施溥▲馬慶啓▲潘鳳林▲吳命祥▲徐文普▲劉文璞

以上の職員發表と同時に沿線警察隊配置も左の通り決定せり

第一隊管轄　濟南驛より湖田驛及び博山支線に至る迄の廿五驛

第一小隊　駐濟南(分隊長一名)每小隊二巡官一名未定巡長三名巡警三十名

北關、黃臺、洛口、黃臺橋、八涓堡

第二小隊　駐龍山

分遣所　王舍人莊、郭店、十里堡、鄒園莊

第三小隊　駐曹集(分隊長一名)

分遣所、明水、王村、大陳池、周村

第四第五兩小隊駐張店(總隊長一名)

分遣所、牙莊、馬尙、湖田、南定、淄川

第六小隊　駐博山

分遣所、大崑廂、淄川炭坑

第二隊管轄　金嶺鎭より黃蘚堡に至る迄の十八驛

第一小隊　駐金嶺鎭

分遣所　饑山盆道、辛莊、淄河店

第二小隊　駐青州(分隊長一名)

分遣所　參通、楊家莊、家坊子

第三小隊　樂

分遣所　龍濟、朱劉店
第四小隊　駐濰縣（分隊長一名）
分遣所　大汗河、二十堡
第五六兩小隊　駐坊子（總隊長一名）
分遣所　張鎭屯、南流、黃旗堡
第三隊管轄　昨山より女姑口に至る迄の十六驛
第一小隊　駐犬嶺（分隊長一名）
分遣所　大堡莊、昨山、
第二第三兩小隊　駐高密（總隊長一名）
分遣所　蔡家莊、塔耳堡、姚哥莊
第四小隊　駐臺子
分遣所　芝藺莊、膠州
第五小隊　駐藍村
分遣所　李哥莊、南泉、膠東
第六小隊　駐女姑口（分隊長一名）
分遣所　城陽（四、一五）

▲支那委員の山鐵と埠頭分立意見（京津日日）今次本員は陸參事、鹽局長等と共に青島に赴き市政、港灣、郵便、電信、工場、鑛山、鹽田及び山東鐵道各驛等を實地踏査したが其の事情を遺憾なく究め得たとは言はれない其事項の浩大であり内容又錯綜して居るので短時日に之れを極むる事は實に難事である並には唯梗概を逸べるに止め別に見聞した一切の事實に對しては「山東事宜管見」と題する一編を纂し各事業等の現狀接收後の辦法將來の計畫等に就き詳論し各方面の人士と協力進行を圖る考へである。想ふに山東鐵道は一隅に僻出するので自然多數の貨物を吸收せずして鐵道の輸送を續ければならぬ將來即ち接收後尊く現狀を維持し更進歩すると否とは全く沿線各所の石炭鐵鑛の二つに在る而して能く此二つの産額を增加し販路を擴張し得ると否とは大港所在の埠頭を移轉せしむるの可否に關係ある先づ現在鐵道輸送貨物は年額約二百萬噸弱にして其の中石炭鐵鑛は三分の二を占め彼の有名な落花生實及び油は輸出價格年額二千萬圓以上にあると雖も數量少く其餘は殆んど云ふに足るものがない併し皆て獨逸が青島を經營するや其遠大なる眼光は僅かに租界地のみで滿足せんとするものでなく同地に據つて寸を得尺を進めんとの計畫があつた故に其一面に鐵道を速成して中原に突出せんとし一面東洋唯一の埠頭を築いて大に門戸を開き南は上海を凌ぎ北は天津を牽制して獨逸獨り商業界の牛耳を握らんとし五千萬馬克を投じて巨大の埠頭を築き招徠政策を實行する爲め所定の船舶料及繫船料は何れも各通商港に比較し特別に廉くした其結果開港十年に及ばずして全貿易額は遂に一億四千萬の巨額に達した尤も埠頭營業が直接には收支償はなかつたとは云へ其間其發達は實に驚くの外ない日本占領以來埠頭徵收の各費用は舊例を踏襲し復埠頭の事務を以て鐵道の管轄下に置き任意操縱せしめ海運者に莫大の便宜を與へ特に濰川、博山、坊子各炭鑛の鐵道運賃を格別輕減し凡そ鐵道沿線内にて消費するものに對しては毎噸二元とし輸出炭には僅かに其半額を徵するに過ぎぬ之れが故に青島の埠頭は歷史上より觀るも實に山東鐵道の命脈之に繫がり地勢上より之れを察するも右鐵道出入の要地である聞く處に依ると青島商務總會は政府に之れを市民の經營に歸せしめん事を請願し且つ收入增進を以て口實としてゐるとの事なるが本員は之に不贊成である假りに埠頭と鐵道を分つとするも輸出入業者相互に聯絡が無ければ到底發展は望まれない彼等の所謂收入增進といふも勢ひ必ず繫船料及び倉庫各料金を增徵せればならぬ斯は一部の業を繫かんが爲め徒に數十年の習慣を變更するとせば出願者を見て實際を顧みぬの擧である若し海運業者が之等の爲めに相率ゐて航を止むる事あらんか全線に所在する無數の礦物並に種々の土産も均しく輸出を中止するに至るであらう此時に於て鐵道は急轉直下悲境に陷るべく一商埠頭經營者は何に據つて自立する事が出來やう埠頭と鐵道を分離せば兩敗となり合すれば兩全となる鐵道の爲めに計るならば該埠頭に事實上の連帶關係を以て當然分離すべきものでない青島市の爲めに圖るも埠頭の獨立は必要が無い青島總務總會の諸君も能く熟慮し政府亦速かに之に決定されん事を希望す云々（四、一五）

▲山東見聞雜記（上海中華新報）濟南の日本人は何れも相當目的を有し來濟し決して日本軍の青島占領に依り始めて來れるものに非ず、濟南は元來自開商埠にして日本軍撤退後と雖も日本商業には妨げなく而も守備隊を賴んで生活せるは極めて小數なればなり、濟南日本民留民の最も必要なるものは延長線問題にあり、青島の日本官吏は將來の中日委員會に對し已に準備な

れり而して中國にはなし北京方面より前日來委員を屢次赴青調査せしむ、然れども其調査なるものは恰も記者の飛脚的旅行と同一にして其得る處なきは斷言するに憚らず、日本の準備とは第一帳簿目錄にして協約を根據とし帳簿により金錢を索めんとす、中國若し全部を回收せんと欲せば四億元を出さゞるべからず、此の計算は鐵道公共造營物鹽田の三項に歸す、日本の從前合辦を要求せる時日本の輿論は常に鐵道の價格を最小限度とせんことを主張す、此は價格高きに失せば營業困難なるに因るなりと、夫れ價は任意左右し得べし、實際上日本の占有後其投資は尠からざるも其利益も亦甚だ多し、公共營造物の加工にして水道電燈電話及新築の公共建築物の如き此の一部分には巨額ならざるも日本は或は現金を要求すべし、日本鹽業者の云ふ所に依れば代價として一千萬元を求めざるべからずと其見積は現實投資額を計算せるに非す、即ち向ふ十ヶ年の利益を計算せるものにして其見積の標準斯くの如く將來交涉の時に至りて紛糾免れ能はざるべし、現在山東の日本居留民及中國官憲は何れも此の見積價格問題を懷測し、今後委員會開催に當つて第一困難問題と爲す、以上三項を論ずるに恐らく左の結果なるべし。

第一　鐵　道

鐵道投資は中國將來共同調査後必ず承認すべし、但し約に依り相當の減損價格控除を求むべし將來の波瀾は即ち此に由りて起る、換言すれば日本多年の使用後に於て現在尙若干の價を得んとす即ち爭點の在る所なり、或は約により第三國專門家に請ひ公正の評價を求むべきに至るべし、然れども如何に論なく將來三千萬元以外必ずや尙巨額の貢擔あるを信ずべし。

第二　公共造營物

公共造營物の計算に對しては日本或は現金を要求すべく若し現金なき場合は水道の如き或は合辦公司を作るを主張すべく又日本總領事館引當家屋も一小問題なり、日本人は痴逸總督府を欲すると聞く卽ち現在の日本司令部を之に充てんとするものなるも此れ當然靑島市政廳の候補地點と爲すものなり。

第三　鹽　田

日本の食鹽專賣によれば鹽田を所有するものにより始めて鹽を輸入し得べきものにして日本商人の利益は實に鹽輸入に在り、其製鹽に從事するは決して多大の利益あるに非す、山東協約の此項の規定は完全に我の失敗と爲す、消息に依れば若し訂約の時日本の使用鹽は中國政府の手を經て供給し商人の運輸するを許さずと規定せば、卽ち日商は自ら鹽田を拋棄せざるべからず。

云々として歷々右三項に對する意見を發表せり、更に濟線及山東內地靑島附近の土匪の行動に說き及ぼしたるも之が爲めに日本を中傷せるが如き記事なく山東土匪は平素日本と事を構へざるの主義を持す故に山東濟線は少數の日本兵を以て能く平定を保持す、一旦日軍歸國し中國と交代せんか當然布置に注意せざるべからず土匪の首領等に至りては靑島租界を以て逃匿の要地と爲す云々と記せり、同紙は更に筆鋒を進めて曰く

目下の急務は護路準備にして日本は屢次宣言を爲す故に何に論なく責任我に在り、警備隊編成は速に實行すべし將來の防匪方法に至りては僅に路警のみを以ては恃むに足らず、田中玉氏の將來責任の大なる處なり、又魯太公司の設立に關して記する所ありしが要するに今次華府協約の三ヶ所に於ける鐵山合辦公司を組織するを規定す、此事たるや日本人は甚だ滿意とす在魯東文評論は金嶺鐵山の合辦を以て支那鐵山條例の打破を爲すものとして頗る滿足を表す、惟ふに合辦を允せるに依る、則ち眞正の合辦方針に依り進行せんとするものの如し而して最近の情況を以てすれば合辦の說信すべからず云々、且曰く名は合辦と雖も實は讓渡しに外ならず此事たるや鐵山のみに止まらず、將來委員會解決し靑島返還に當り尙幾多の合辦事業の發生せんを恐る、然らずも支那に若し準備なくば卽ち事に臨み依然日人の獨斷に歸すべきなり、國民たるもの空言の權利恢復を云わず速に實力を集中し準備に參加し合辦の一半を放棄せざらんことを庶ひて止まざるなり。

同紙は更に山東鐵道內に於ける我が軍隊の行動に關し自國の鐵道內に駐屯する軍人の態度を對比したる批評を下したるが而かも爲らざる告白を爲し居れり、曰く

日人管理以來其路務甚頓し發着時刻の誤ることなく停車場規則亦嚴肅に行はれ三等車と雖も蒸氣を通じ凡ゆる支那鐵道の冠たり、記者津浦線に轉じ特別急行列車に搭ぜんとするや濟南停車場に於て五時間餘を空待せり斯く

の如きを快と言ふや欺詐と云ふべし、夫れ日本軍隊の歸國如何に論なく要するに膠國後我國警備引續後山東鐵道を始二の津浦鐵道と化せざれば幸なり。

最後に同紙は同紙の山東問題に對する意見として次の七項を掲げて結論せり

一、將來延長線域成後は青島は清南倶に發展するの餘地あり、青島は天津上海と並實且つ凌駕するの日あり、全國の企業家は牧岡の始めに當り多數青島に赴き實業を調査し各々其望む所を經營せば青島の發展期して待つべくしつ收岡の辛苦を償ふに至るべし。

二、日本商工業の大は根據固く勢力甚だ雄なり但し支那人の發展を妨げず、日本の小商人は將に多數歸國せんとすべし事商の事を爲すは此機會を逸すべからず。

三、青島の市亦一大問題なり是等新式都市の經營を負責するは我國に於ては創舉とす、故に多くの人材を集めざるべからず而して協約には外人の發言權を容納せざるべかざるを規定するを以て市政を如何にすべきや目下速に研究せざるべからず。

四、青島に於ける現在支那人の實力と智識は何れも外人と比敵するに足らず各地の人才と資本を速に加入せしむべし。

五、收回時に最も困難を感ずるは金錢問題にして國家は既に餘力なし、當然之を人民に望まざるべからず、而して青島には元來幹多の有利事業ありて私人の投資は損失を招くことなし水道電燈の如きは民營となし市の監督に歸すものの如し、鐵路基企に至りては速に募集に着手せざれば不可なり、若し然らざれば國庫券の信用に問題を發生すべし。

六、青島支那人の教育に關し言ふ所なし、外國化を製造する公學堂以外一の學校なし、教育界は宜しく此點に注意し速に中小學校數所を設すべし、日華協會の商科大學に既に開校せるが入學生なきのみならず校舍は獨の公庫にして當然返還の數に列す、是により濟南當局は該校に代つて生徒の招募をなさず目下の形勢上より親れば實際開校は不可能なり、惟だ該校將來校舍を他に移さんか再び山東當局は勉んで助力に當るべし。

七、現在全責任は王正廷氏の双肩に懸る王亦押驗なし、其最も注意せざるべからざるは全國の輿論にして青島を共同力爭せし精神を以て今後の進行に最切なる注意を拂はざるべからず、魯案既に解決せりなど謂ふ勿れ實は國民の責任今後に在れば也。（三、一九—三、二二）

國內要聞

▲王寵惠の建言（新聞報）廿四日王寵惠徐に面し參府會議の結果尙ほ可なる點迄若し再び此機會を失せば數年後人我を助け支那は永く獨立の日なし現に宜しく軍國勢力を撤廢し先づ國民內閣を組織し國會を召集し統一、裁兵、財政三者を實行せざるべからずと云へり（三、二五）

▲王寵惠の報告演說（京報）二十四日王寵惠歡迎あり席上は參會の結果を報告し先づ原則を云ひ錯誤せずとし次に山東案、二十一ヶ條、關稅の三案の結果を云ひ、是非功過は之を後世に任かすべしと云ひ、最後に二十一ヶ條の結果は日本は南滿の特殊勢力及各種顧問權の放棄並に第五項撤廢を除く外吾國は依然保留を云ひ其餘の各款と山東案の結果は同じく會議錄に登記さる又關稅自主案提出の時列國は皆支那は多く稅を取りて軍隊を增加し內亂を增加せず、此際關稅自由は實に支那を愛するの道にあらずと云へり、故に結果は期を分つて協定することゝなれり即ち如何ともするなき結果を得たり勢するに參會決議は主權及利益を回收し傷かに條文とせり而して實行の時は我國人自己の努力に在り、傷かに八國の保障に依頼するも益なきなり裁兵の如き自動せずして參會希望案の提出を俟つは已に遲し、國人若し自奮せざれば參會に於て今日得たる各利益は後日又復た之を奪返せざるとは保し難し、是れ國人の其勉を願ふ所なり（三、二六）

▲司法制度改革會議（申報）上海律師公會は被辱律師公會より司法制度改革會議は北京司法部に於て主辦する能はずとの回答ありたるを以て上海律師公會が主辦となり本年五月一日より上海に於て開催する樣取計らはんことを希望すとの申込みを受けたり（三、一六）

▲裁判權回收準備（申報）支那の領事裁判權收回の爲め各國政府は調查團を組織し四月中旬支那に來り各省の司法制度を視察し本年九月一日法律調查會を開きて領事裁判權收回期限を決定するを以て北京司法部は江蘇魯等

上海地方審檢廳に其の準備方を調令し來れり(三、二七)

▲**米人顧問の司法改良意見**（京報）支那政府の米國人顧問某氏は司法改善に關する意見書を法權討論會に提出したり其の內容の大意は左の如し今回の太平洋會議の結果支那は自國內に於ける各國の領事裁判權を撤廢し得る望みか出來て來た其れ故今より至急に準備を整へて置かればならぬ吾人の知る所に據れば支那の現今の法庭は皆新式であるが、支那全國一千七百餘縣に對し審檢廳は百餘ヶ所あるに過ぎぬ頗る不足してゐる。又審檢廳の無い地方は縣知事を以て司法を掌理してゐる實狀である、斯の如きは實に司法獨立の本旨に背くものである、且つ縣知事は行政官吏であつて司法上の知識が完全でない筈である、此の樣の制度は速かに廢して仕舞はなければならぬ又現時支那の法官が賄賂に依つて審判を如何共するのが普通であると云ふことも往々耳にする、支那政府は之に對し嚴重なる規程を設けて制止を勵行せればなるまい尙ほ各縣に一樣に審檢廳を設置すると云ふことが財政上許されぬとあれば米國の實例に倣つて巡回裁判制度を採用しても差支へあるまい各省には審檢廳を增設し各縣には審員を增置して巡回裁判に當らしむる斯くすれば經費が省け且つ司法獨立の精神にも適合する云々(四、七)

▲**支那裁兵實施案**（北京日報）頃外交總長は閣府會議に於て列國より支那の裁兵勸告を受けたる外駐支外交團より屢次之れか實施方を督促せらるるに依り閣議にて其具體的辦法を陸軍部に作製せしむべく決定し三月十九日左の如き照會を陸軍部に送致せり。

一、陸軍部直轄及各省暫編の各師、旅、團、營の駐屯地點、官兵の實數、長官姓名職名

二、陸軍部に於て裁汰されたる兵卒の處置に關する準備の有無

三、現在各省の非正式軍隊（遊擊隊綠營巡防營等）の實數

四、陸軍部の直轄非直轄正式非正式各軍隊に對する裁汰の方法

五、裁汰後の處置

六、裁兵以前の全國軍費總額、裁兵以後の節減額

七、英國公使より照會ありたる如く山西浙江兩省の例に倣ひ被裁兵卒を道路修築に使用せんとする案に關する陸軍部の意嚮竝に陸軍部より之れを各省に通令して實行せしむるの可否

八、各國公使は支那軍隊の騷擾は規律嚴重ならざるに由ると認め居れば嚴重に勵行せん事を請ふ(三、二〇)

▲**裁兵よりも檢閱**（新聞報）某要人府に入り時局を談ぜり徐謂はく支那の安寧を圖り國を世界に立てんとするには速かに裁兵すべしと、某要人は、兵は必ずしも裁するに及ばず、支那軍隊は百五十餘師と號稱するも其實額を究むれば三四十師に過ぎず、各省兵は空額多く中飽多く、督軍の私蓄に入る、故に裁兵を云ふて督軍に解散費を與へんよりは點兵を嚴し額ありて兵なきの情弊を除去するに如かず、兵を知る大員を選擇し各省區に分赴し檢點を實行し兵册を改造し、實報實消せば兵は裁せずして自ら少うすべし、徐は甚だ以て然りと爲し新閣成立後を俟つて後當に準備に着手すべしと云へり(三、二〇)

▲**周自齊總理就任**（申報）頃は去を來むる急なれば八日の命令を以て滬職を免じ特に周自齊を國務總理署理に任ぜり、府の要人を訪ひしに周は事前十分の同意を得ざれども關外が一意梁を擁立せざるを以て周を任ぜし後何等反響を發生せざるべし、外の消息によれば梁は暇期過ぎんとするを以て徐は周を任して抵制せりとあるも事實にあらず蓋し梁は暇期尙ほ十餘日あり既に暇を消す何んぞ必ずして多く時日を費すの要あらんやと云へり又周の任命は本人の同意を得て周を借りて難關を過ごさんとするのみ、若し周爲さざれば他人を代理せしむ、周と關係ある人の說によれば周は八日已に天津に赴けりと(四、一〇)

▲**舊國會召集勸告**（晨報）人あり徐に建議して曰く新國會は明かに成らざるを知る舊國會を召集するに如かず速に新國會の屢々促がされて未だ就かざるを說明すべし、共和國は國會なかるべからず舊國會を召集して以て救濟とせざるべからず、況んや舊國會解散は決して本人の令する所にあらず若し本人の地位模擬を缺くを虞れば臨時首席に暫居し以て正式首席の產出を俟ち反對者をして言はんと欲して本人先づ之を云へば正に退を以て進となすの道なり若し新選舉督促に狃まば恐らくは足を折りて額を犒らして下野せざるべからざるを恐る、最後に四兩は護法を以て號召す、今其看板を拋棄せり、我若し利用せばヨシ法定數に足らずとするも反對者をして其過痛を失せしむ大に斷行すべしと云へり、恐らくは徐に用ふる能はざるべし(四、三)

▲**南京下關の土地開放**（新申報）南京下關商埠區の地面は從來官地

とせられしが過日官廳より商人に開放することゝなれり同地域は四千三百四十餘英方丈あり極めて市場に適合せり之が爲め南京水道會社在滬事務所は勸誘狀を當地華僑聯合會に發し地圖を添へて送り來れり(四、一三)

▲滬烟新海底線の陸上地（各報）滬漢電報幹線工程處は上海、芝罘間海底電線の陸上地點を上海寶山兩縣にて適當なる地を擇び居たるが調査の結果寶山城外東北門間の日本太平洋兩海底電線房の左方を最も適當なりと決定し同地に滬烟新海底線を陸上することゝなれり(四、一三)

▲中華民國八團體國是會議（各報）上海國是會議は屢報の如く二月二十八日より開會さるべき所代表續々すべに集合代表は談話會を開き中華民國八團體國是會議組織大綱草案なるものを可決し五月七日に開會すべく決定せり右修正草案十二條は左の如し

第一條　本會議は純粹の民意を集合し救國の根本方法を議決し國民全體に公告して共同して實行するを總旨とす本會を中華民國八團體國是會議と稱す

第二條　本會議は左記八團體選出の代表を以て之を組織す

一、各省議會三人
二、各省區或は特別區教育會三人
三、各總商會（華僑團なも含む）三人
四、各省或は特別區農會三人
五、各省或は特別區總工會、例せば上海廣東武漢（邨鄉附）天津（唐山附）大原重慶哈爾賓等の工業繁盛なる地方並びに華僑團體三人
六、各律師公會三人
七、各銀行公會三人
八、各報界或は各報界聯合會三人
內外蒙古青海西藏にて已に成立したる右記の團體あれば各種團體合せて三人

議會教育會各商會農會各工會又代表を推擧して本會議に參加することを得但し各種團體は每省又は特別區より推選する代表は三人を限となす右各團體の推選する代表三人に足らざる時は推選せられざるものをも許すことあるべし

第三條　凡そ中華國民は本會議第二條規定の團體代表二人の紹介を經て教國權本方法に關する意見書を本會議に提出する事を得、本會議にて審査の後重大の理由ありと認めたるものは大會の討論に回付すべし

第四條　本會議は全國各省區過半數及代表過半數の出席ありたるときを正式會議と爲す

第五條　凡そ出席したる代表は一人一個の表決權あり、但し十人以上の提議にて投票表決を要する時は一團體一權となすを得

第六條　本會議に議長一人を設け第一回開會の時各代表投票にて互選す、過半數の得票ありたるものを當選とす

第七條　本會は開會より二ケ月間を會期とす但し必要により延長を議決する事を得

第八條　本會議は重要問題の提案は一審査會を組織してこに審査を爲さしむ審査員は出席代表より選出す、前項の審査會に移付するものは大會に提出し議案となりたるものを限となす

第九條　本會議特別重要事件に關しては委員會を組織する事を得各省（華僑は一團の地を一區）一人、各省區代表より互選を爲すものとす

第十條　本會議組織大綱若し不行屆の所あらば正式會議にて各團體出席代表十人以上の提議にて過半數の可決を得ば之を改修するを得

第十一條　本會議議事細則施行細則は別に之を定む

第十二條　本組織大綱は議決の日より之を施行す(三、二七)

▲蕯藏院總辭職の眞相（晨報）蒙藏院總裁貢桑諾爾布を首め同院の主腦部は副總裁陳廷傑を除き殆んど全部辭職せり右は警察官憲が福祐寺院を閉鎖したるに對する對抗策にして此寺院は滿洲朝の財産と認められしものなるが革命以來蒙藏院の管理に屬し來れり而るに近頃に至り同寺院內の寶物が他に移されつゝあるとの報道警察官憲に達したり、勿論右寶物の移運に關し蒙藏院が關係してゐるべしとは信ぜられざりし所なるが京畿衛戍總司令王懷が慶警察力を以て同寺院を閉鎖すべき事を命じたるにより貢桑諾爾布は右の命令を以て蒙藏院を侮辱するものと做し遂に憤然辭任を決意したるものなり因に其後の報道に據れば大總統は貢桑諾爾布を慰留せしめんと苦心中なりと(四、三)

▲新疆無線電信　新疆無線電臺は東門外に設けんと欲し外人は地基九十

論就を勘定せり愚民反對し地は通化文明香呪產に偶るとて設置せしめず現に部は築設地を改めたり(三、三一)

▲全支道路協會の報告　(時事新報)　全國道路協會は昨年內務部より批示を受け會務を進行し隨時報告せるが四月十二日董事會議を開き國路貫通を達成すべし各省區文武官に通告し、夫に縣鎭鄉軍民に知らしむる必要あること董事選舉新規則のこと、王正廷不在中は副會長郭秉文一切を處辦すること等を內務部に報告したり(四、一五)

▲東支經營新方針樹立　(北京日報)　最近東支鐵道長官オストロモフ氏は同鐵道の狀況に就き左の如き說明を發表せり

東支鐵道現在の本社及び支社幹部が新組織の下に活動を開始したるは一九二〇年末で滿一ヶ年を經過せるに過ぎず然し斯る大なる鐵道事業をして戰爭革命等に依り數年に亘り打擊を受けたるものを舊態に復せしむるは相當の時日を要するが銳意之が改善復興に努め大體次の如き計畫を立てゐる

一、國境通過貨物の減少の結果、收入減となつたので滿洲貨物の輸出地に地方貨物の輸送の增加を計り收入を增加し更に從事員を罷免せず新事業を起すこと

二、正確なる豫算を編成し露國政府の補助金斷絕したるため借款に依り收入の不足分を補填すること

三、旅客及び貨物の輸送を戰前の如き圓滑なる狀態に復活せしむること

四、一般經濟豫算の節減に關聯し一九二二年度鐵道諸材料に修繕を行はんがため工事に着手すること

五、鐵道は徐々に且つ間斷なく研究を續け重要貨物に對し賃率の引下を實施してゐる

六、運賃を引下げて馬車輸送に貨物を奪はれざるやう努むること

七、營業費を出來得る限り削減し薪、石炭、枕木その他の諸材料の騰貴價格を引下且つ運費を減むること

八、現在の各客車及び旅客列車には電燈設備を完了更に近き將來に於いて混合列車にも同樣の設備を施すこと

九、現在の運輸營業上自然の法則とし汽罐車の配給關係を變更し牽引力強大なるテカポード型汽罐車の四部線に在りしものを大連、エゲッセッド向き輸出の行はるゝ東南部線に移し一般の輸送經濟の圓滑を計つてゐる

而して右の外同長官は從事員の待遇改善、鐵道客貨車その他の補繕等に言及せるが就中財政上の問題には餘程困難なると見え止むを得されば他より借款すべしと聲明せり(三、三〇)

▲上海工部局市參事會役員改選　(上海各報)　三月十七日上海工部局市參事會委員改選擧行され直ちに開票の結果左の如く當選せり

穆木氏(日人)六二八票、レムス氏五九四票、ギラーデッド氏五八九票、ローソン氏五三二票、ランベン氏五三〇票、レスター氏四七九票、ウイルソン氏三二五票(以上六名英人)ライマン氏四九九票、フエーセンデン氏二七三票、(米人)

卽ち英人六名米人二名日人一名なり。(三、一八)

奉直間の紛爭

▲吳佩孚の挑戰　(各報)　奉天より北京の各紙に達したる電報によれば本月二日吳佩孚は張作霖に對し左の如き電報を發したりと

從來貴使が余に對して執る所の態度は殆んど挑戰的なり若し衷心より戰はんと欲せば余も戰を挑むことを敢て辭せざる所なり將さに直隸山東の健兒を率ひて貴使と相周旋せんか茲に先づ軍事勝敗の界限を定めん卽ち余が戰線より百五十里敗退せば余は敗北を承認す若し貴使にして五十里敗退せば貴使も速さに戰敗を承認すべし云々(四、九)

▲奉軍入關の聲明　(各報)　張作霖使は三月二十五日二十八日三十日に渉り在奉各國官紳を招待して奉軍入關の說明を爲せるが其要旨は三十日歐米各國領事各會社銀行家の招待席上左の如く聲明せり

中國の問題は已に一轉して世界の問題となれり山東問題の如きも初め巴里會議に提出し次で華府に於て解決せり之れ中國一半島の問題に非すして國際間の大問題たるが爲なり故に余は此大勢に鑑み百事之に準じて腹案を定め日本並に諸外國に對す山東問題の解決は完全と解するを得ざるも中國の成功たるは疑ひを容るゝ餘地なし

列國が曾つて勸告せる南北統一問題に就ては何等結果なきは予の尤も遺憾と

する所なり其原因は中央に首腦となりて四海に命令する實力なきが爲なり予は外交上經濟上に論なく徹底的に門戸開放機會均等を實行する機會を得ず決心を有す此次の派兵入關も如上の意味に於て了解せられたく全く南北統一を促進する平和策に基因するものにして曹錕氏も徐總統も同意せる所にして爲に擾亂を招來するが如き事無きは竝に言明する所なり

南北を統一し權威ある政府を樹立せば從來對内外の懸案は直に解決すべし今回の擧は一日一時の謀に非ず固より必成の成算あり願賢余の衷情を諒察し援助を與へられん事を請ふ云々(四、四)

▲伍朝樞の訪張談　(國聞通信)廣東政府外交次長伍朝樞は奉天より廣東に歸へる途中上海に立ち寄りたるが昨十六日訪問したる國聞通信記者に答えて曰く、余が今般奉天に至りたる目的は答禮の爲なり過月張作霖が使を廣東、廣西に派するや南北提携なりとて大騒ぎを演じ、余の奉天に赴く亦重大使命ありげに解するものあるが事實にあらず、然共我四南政府が北方と聯絡せんとするの趣旨は何れにあるか、余は之を宣言せん、我政府の旗幟は鮮明なり、護法、討賊、南北統一、聯省自治、之也、北方に明遠ありて余等の主張に贊成せば我良友たり、即ち共同の目的の爲めに握手せんと欲するなり、我等の主義に反對するものは之を討たざるべからず、されば吾人としては甲系を助け乙系を倒す、又は權利を分ち地盤を分つが如き事は斷じて爲さざる所なり、吾人の主義を防害する腐敗官僚、陰謀政客及び、跋扈武人の如きは兵力を以て之を討たざるを得ず、武力を用ふる事は一時人民を苦しむるの所以なれども人民の永遠を打算すれば武力を用ひざるを得ざるなり眞意がメスを用ふると同樣なり

張作霖は親日なりと云ふものあれども然らず、余の奉天に赴くや米、英の官商は何れも此事を否認せり、張作霖も余に語りて彼が就職以來權利を喪失したるものなしと云へり●、既失の權利をも彼は恢復せんとしつゝあるにあらずや

張作霖は復辟派なりと誣ふる者あれども然らず、張作霖は余に語りて彼が張勳を助くる爲めに世人は復辟に意ありと誤られたりと嘆じて、彼が張勳を助くるは私交よりにして主義の上よりにはあらざる事を世人が知らざるなりと云へり、張作霖は又、予は前清には過大なる恩を蒙らず、民國よりは現在の地位の如き重要なる地位を與えられたり、何ぞ民國に背きて復辟を企つるの理あらん」と云へり、張作霖も時務を知らざる者にあらず、復辟の時潮に反し企つるも益なきを看取し居れるなり(三、一七)

▲奉粵間協定條件　(各報)　政府は密報に接したり奉粵間の協定條件は本年夏統一を以て號召し專ら徐吳に對せんとす(一)孫文を總統とし段祺瑞を副總統とす孫文は武昌に赴し段は北京に赴し徐吳の勢滅するを俟つて孫は即ち實を領して海外に出で大總統の名義を以て東四各國を訪問し其期間は副總統職務を代理す(二)曹張は元來の實力を保持し機會均等下期首席を要求せざることを聲明す(三)法律問題は粵は一、二期國會を犧牲し只だ六年憲法會議の回復を要求するのみ、(四)各省は聯省自治を實行し原有の督軍を省長とし督軍の文字を廢す。(三、二五)

▲統一會議　(各報)　張作霖は統一方法を擬し各省に通電を發せんとす其の大意は時局紛擾續りなり前途將に言ふに忍びざらんとす速かに捐嫌互讓し以て挽救を圖らんとし統一完成を俟つて將に息影國事を問はざらんとす云々張景惠は統一會議を以て曹錕に向つて接治せるが曹は贊成を云へるも事體重大時期尚早と計に從つて最後の解決を爲せと云へりと總統府は外交團の空氣を信りて奉天保定洛陽三方面の均勢及總統の地位の維持を誠吹し明年六月に至りて裁兵し補選し統一に至らしめん考えなるが西南に對しては未だ提及せず(四、六)

▲南北統一會議組織大綱　(各報)　張作霖と伍朝樞は左の如き大綱八個條を商定し既に河南、安徽、江蘇、浙江、江西及び東三省三特別區等の同意を得四南各省は目下同意を徴求中なりと

一、南北政府は全權代表十二人を派し且つ各省區地方各團體は各代表二名を派し期を定めて上海に開會し國事を解決す

一、國會問題は一次二次等の議員は均しく廢し別に雙方の政府は元年選舉法に依りて議員を選出す

三、新國會產出後上海に第一次議會を招集し先づ大總統選舉議案を提議すべし

四、從前の國會議員は公正なる標準にて一回の覆選を爲し其三分の一を留めて憲法會議を組織す

五、正式集權內閣を組織し閣員は實力派を選用す
六、巡閱使經略使護軍使督軍の名目を撤廢し別に軍區を劃し一區に軍統を置きて全區の軍事を總理す
七、各省の軍隊は現在の六割に裁減す
八、軍民分治を實行し省長は省議會より選擧し知事は各地方自治會より選擧し政府に呈請して任命す(四、六)

▲孫文誓師式擧行　(新聞報)　香港探報によれば孫文は八日誓師式を行ひ路を分ちて湖南江西に向つて前進し軍用紙幣數百萬を印行し又廣東兵工廠にて彈藥を急造しつゝあり、又徐樹錚は廣東着後孫文に日本金二百萬を供給し廣東軍をして江西を攻めしめ李烈鈞を江西督軍とせり又孫文は陳炯明に江西攻擊總司令を命ぜり(三、二五)

▲北伐軍難の事情　(申報)　廣東報によれば廣東省議會派は一致して北伐を鄙薄にせんことを請ひて謂はく廣東一省の財を以て西南七省用兵の需めに供するを以て廣東民は怨痛の餘り皆怨望を懷けり誠に北伐實行の時は卽ち廣東破產の日なるを恐る現在在廣の廣東軍は給與なき爲め出發を肯んぜず乳源の廣西軍又嘯聚し孫は糧秣を備へず僅かに前進せしめたるも命を用ゐざらんとす兵に鬪志なく桂林に一挫し糧彈を犧牲にする少なきにあらず乳源に再挫して新銃八百餘挺を却去され未だ戰はずして先づ餒せり
北伐を論ずるの是なし現兵を湖南に出したるも結果は徒勞たり(三、一二)

非宗教運動

▲非基督教學生同盟　(民國日報)　國聞通信社消息世界基督教學生同盟大會が北京に於て開かれんとの消息傳へられて以來一部分非基督教徒は頗る不平を唱へつゝあり此種の會議を支那に開くは表面は支那學生との一種の聯絡親愛の意を表示するものなりと云ふも其內容は實に一種の宣傳作用なり支那は學府會議に於て失敗以來青年學生中には各強國は一種の勢力を以て支那を支配せんとし何等公道の言ふべき無きものと認め居り此種の大會を支那に開催するは各強國の奮式政策を宣傳して支那青年に特別の印象を與へんとするものなりと云ふにあり之が爲め上海青年中非基督教學生同盟を組織せるものあり各省に對して通告を發表したるが北京にも亦た同樣の團體發現し同盟と相策應し居たるが各地方人士の加入希望者も少からずと(三、一六)

▲非宗教學生の聲明　(申報)　上海の非宗教運動學生等は日本新聞の報する處は眞相を得ずとて聲明を發表したるが其內容は吾人の非基督教運動に各地が響應したるは宗教が將に破產に頽せんとし人心の厭棄せるを見るに足る然るに日本新聞は吾人の此擧を指して過激の意味及び反英米の色彩を含有すとなせるが此種の論調は他人に誤解を與ふるに足り吾人の命意の在る所にあらず吾等は唯だ科學的立場を以て合理の社會を建設するを知るのみ基督教は既に科學と並立する能ざるに近頃復た其の勢力を擴張せんと計るを以て吾人は結合して之に反抗せざるを得ざるなり所謂過激反英米とは吾人の知る所にあらずと云ふにあり(四、五)

▲北京非宗教同盟會簡章　(各報)　(一)定名　非宗教大同盟と稱す
(二)宗旨　專ら宗教の羈絆を解脫し科學の眞理を發揮するを以て宗旨とす、若し學術を研究して一派一人の學說を崇尙發揮するも宗教作用のなきもの(佛學、孔子の哲學の如し)は視て宗教と爲さず。
(三)入會　本同盟會員は種族國家男女長幼黨派階級等の差別なし。志願者は姓名籍貫年齡職業住所を詳細に本同盟に告知すべし卽ち本同盟會員とす凡そ本同盟宗旨と一致せる團體は本同盟も亦同志會とし願くば協進の義務を盡さん
(四)組織　會員中より幹事若干名を推擧す又幹事中より八人の常務幹事を推擧す
(五)經費　會費を徵收せず平時の用費は同志より之を寄附す(三、二七)

▲非宗教同盟の二次通電　(晨報)　非宗教同盟運動起りて以來各地よりの贊成電信仰自由論者の反對宣言ありしとは本紙の屢記せる所なるが北京の非宗教同盟同人は四月一日附を以て各省に左の如き二次通電を發して辨解をする所ありたり本同盟は十七日附通電を發したるに各地より函電多く來り共に一致せる主張を爲せるが又以て眞理の力量を見るべく迷信の存在を許さざるものあり然るに一部の外國人は此中の眞相を知らずして外國新聞紙上に誤解せる批評を揭げ且つ一般教徒の挑撥ありて是非を混淆せり之れに因つて再び通電を發して明白に解釋すべし(一)外國人は吾人の非宗教運動を疑ひ排

外的性質を含有すること以前の義和團の如しと爲せるが道は大錯誤とす吾人は誠意を以て彼等に說かん吾人の非宗教は祇だ非宗教の三字のみ吾人は都て學界に於て知識を受けし人なり吾人は友邦に對し非常に親善的ならざるはなし何ぞ再び排外的惡見あらんや況んや且つ吾人の此同盟には外國人の加入をも歡迎せり現在既に友邦の同志ありて吾人に向ひ同意を表示せり將來吾人の同盟中必ず多くの外國人同志あらん以て見るべし吾人の同盟組織は保教と非教の界線にして國家的界線ならざることを又何によりて排外に想到せしや

(二)故に挑撥せる人は說く吾人の非宗教運動は過激黨たり道は最も人心を疑はしむる者なるが又大誤解なり吾人は再び誠意を以て彼等に說かん吾人の非宗教は祇だ科學が宗教に勝るとする者にして毫も別作用なし社會問題を論ぜんか道は別問題にして同盟と何等の關係なし故に吾人の同盟に加入せんとする者は貴族と平民に論なく非宗教たるを要するのみにて別に何等の差別なし

之を要するに吾人は逐次の通電簡章にて均しく屢々聲明せるが如く本同盟の宗旨は專ら宗教の羈絆を解脫し科學の眞理を發揮せんとするものにて又種族國家の別なしと說ける以上自然排外にあらず更に階級黨派の分なしと言へる以上自然過激的思想なし斯くて此電稿を記し終れる時三月三十一日晨報紙上に周作人君等五名の信教自由宣言を看たり彼等の此宣言は耶蘇教學生同盟が北京にて開會せらるるとの消息出てたる後に發表せられずして非宗教同盟の組織せられし後に發表せられしものたり彼等は現在の非基督教非宗教同盟運動に對して反對を表云すと說けるも耶蘇教學生同盟に對しては殆り反對を表示せず彼等は如何なる宗教も擁護せずと說くも其實は既に宗教擁護の嫌疑あり而して完全なる中立態度を失へり竝に彼等の態度に就て言へば論は眞正なる信仰の自由たり吾人又何ぞ彼等を侵犯せんや要は吾人の自由を保護するのみ然るに耶蘇教同盟は分明に宣傳誘引作用あり眞正なる信仰の自由に對し實に罷自ら彼より開く正に是れ耶蘇教同盟が人の信仰自由を侵犯するものにして其過は吾人に在らず吾人は顚倒黑白を糾正せんが爲めに此に之を附して一聲明を爲す所以なり非宗教大同盟一日附(四、三)

▲**非宗教側の主張**（各報）非宗教の側通電中三月二十七日に發せられし北京高等師範學校非宗教同盟宣言は最近の代表的主張なれば紹介すること

にせり

近代科學の昌明にて宗教は夙に根本的に顚覆したり然るに意はざるも歐西基督教の餘孽は竟に其餘類を率ひ其本國戰勝の餘威に乘じ東向して華土に侵入し陽には博愛の名を假り陰には侵掠の實を施せり、一教案生じて山東沈淪し一信徒殺されて膠州灣は租割せらる、此百年中華の人民感ずる所の痛苦、受く所の損失は彼衆が直接間接に因を造りしにあらざるはなし今吾中華四億黃農の胃は力竭き脂膠盡き青島の一隅尙ほ未だ回收されず餘痛未だ收らざるなり然るに彼等は尙ほ明目張膽其餘類を招き庸挹して來り牧師を以て資本家の爪牙とし信徒を以て侵掠者の走狗とす而して吾中華新文化の崩壞に値へば敢て新說を穿鑿して意を附會し黑白を捏造し是非を混亂し以て人類の進步を阻み科學の發達を防害す豈に歐西中古に施せる慣技を以て我が中華に移し人を滅し國を扑さんとするの野心にあらずや同志諸君に既に前きに正論を以て之を導きたるが同人等も亦敢て棉薄を竭さずんばあらずとて後に繼起せり特に此に電達す北京高等師範非宗教同盟二十七日印(四、一)

▲**信教自由の主張**（晨報）右非宗教同盟運動に對して北京の周作人、錢玄同、沈尹默、沈士遠、馬裕藻の諸氏は大要左の如き宣言を發して非宗教同盟に反對せり

吾人は何々宗教の信徒にあらず吾人は何々宗教を擁護せず又何々宗教に挑戰的反對もせず吾人は人類の信仰は絕對的自由あり何人も干涉すべからずと信むるものなり法律的制裁を除く外信教の自由は戴せて約法に在り知識階級の人は應さに之を遵守すべく少くとも破壞すべからざるものなり吾人は此見地によりて現在の非基督教非宗教同盟の運動に對して反對なることを表示す特に此に宣言す

斯くて該運動に反對するものも現れたるが此雙方の論戰こそ現下の支那思想界に於ける興味ある問題と言はざるべからず、(三、三一)

財政關係

▲**政府破產の形勢**（晨報）近十日內に政府の接せる軍費要求額は合計

三千餘萬に達し奥實は已に亟き再工面するの法なし、周家彦は司關を召して相談せるが衙渤は財源を得る方法として印紙稅所得稅關稅の整理を提議し李景銘は官產は零末となれり印紙稅は基金に規定し所得は崩芽に在り關稅は時間を要し共に賴むべからず、每月其日暮し三百萬を要し鹽稅剩餘も亦た控せられて公債に充つ已に破產の形勢を呈せり(三、二六)

▲鹽稅抑留と外交團（申報）外銀團は二十五日談話會あり、湖北江蘇の鹽稅を附加稅し安徽は鹽稅控留を議し倘ほ之に仿ふ省區あるを以て聘きに抗議せる外、日英佛三公使の共同警告すべく若し再び納れざれば三國は兵を派して自由に稅を護るべしと(三、二六)

▲董康に對する指令（新聞報）董康に對し指令し呈文により財政情形を審査し是に該會長の實心事に任じ怨と勢に堪へるを見て深く嘉尙す、會員を督促し速かに眞面目に審査せよ、若し營私舞弊の事あらば法に依りて處理し以て尤に效ふを儆めよ、此指令出でし後中國銀行株券拍賣案より開始すべし董康は余（特派員）に對し委員會は只だ契約の確否用途の正否を審査するのみ、還債の爲め九六債なる、行することは依然財政部の權限に係る、委員會とは交渉なしと云へり、委員會契約審査完了し已に比較利率を表にし最高約九分あり董康は利息三分を限りとすべし、限を越ゆれば算せずと主張し一面銀行の財政部に交付せる用款單根を調査し別に高凌霨あり農商銀行借款十萬餘にして利亦た九分に至る此款は鹽餘範圍ならずに在財政部は故意に逸會し高氏を攻擊せり、倘ほ董康は九六公債は金融救濟の爲め中止する能はず但し調査公開すべし、自身は野に下らんも此事に關し爲す丈け爲すべく以前の各案及帳簿に至りて出來る丈け發表し國人の公評に聽すべし(三、二二)

▲財政舞弊の內幕（時報）十四日債債委員某に面したり、其人曰く既往の各契約を審査せるが情節固より惡むべきも罪案は顯著ならず唯だ弊案は潘復任內の各種延期の契約なり、元來潘の任內期限滿の各項借款は償還する法なく延期は固より正當の方法に屬す利息を以て元金を集むるは可なれども延期の爲め又た利息を曠め控除し爲替料を曠じめ控除せば其預控せる金は何によりて來るや、既に交付の現金なく何の預控かあらん、其內幕は預控數月と假定し倘ほ元金を償るの內に算せらる、例へば借款百萬期限滿未拂利息十萬は正當の方法に依れば契約延期の爲め百十萬を準とす、乃ち預控利息六萬爲替料二萬は支拂ふべき金なし故に百二十萬の契約を訂立す、是れ十萬は溢出の頁擔なり、經手者と資本家は山分けせり、潘復の任內此種の契約五十餘口あり、是れ弊害の癌結なり故に法庭は先づ潘復に呼出狀を發せり(三、一七)

▲查債會の要求（晨報）查債會は昨年半年潘復の任內三千七百萬を借りし中千三百萬は支拂帳簿なきを發見し徹查を請へり、又高順徐溥借款日本金二千萬の詳細なる帳簿を出さんことを請へり、又特殊財產局李欽の手を經たる借款は甚だ曖昧なり、昨年漢口痲租界の財產を抵當として借れる東拓三百萬は契約を取消し他種の方法を以て別項の借款に轉入せん(三、二九)

▲國庫券償還延期（各報）松滬護軍使署は陸軍部より民國十一年二月一日期限に達せる定期有利國庫券及び民國九年七八月と十一月又た十年五月と八月分の十一年二月一日に延期せる定期有利國庫券は財政困難なる爲め更に三ケ月間元利の償還を延期すとの通告に接せり(四、七)

▲鹽稅剩餘金收入（申報）十四日夕外銀團某當事者と鹽稅剩餘金を語る、曰く、一月三百七十萬の口は已に交付せり、二月分は二三日內に交付すべし今日已に稽核所の通知に接したるが二月分は直ちに放還し亦數ケ月の未拂ひの各項借款を填補して餘さざるのみならず、倘ほ不足あり、詳細に核算せば財政部は四十萬の缺損あり

▲外銀團某君の談に曰く昨年全國の鹽稅純收入は八千五百餘萬にして徵收費八百餘萬を差引き其收入七千七百餘萬なり、各地方政府は僅かに一千八百餘萬を控したれば實收五千百餘萬なり、然るに昨一年の鹽餘支拂細目によるに關外に給與せる額は直隸派に給せし額より多しと云ふ、又云く前後大借款は早已に鹽餘項下の控除に在らずして關稅上より控す是れ卽ち外間が餘り明瞭ならざる者たり(三、一八)

▲鹽餘公債發行要請（新聞報）銀行公會は財政部に對し鹽餘公債表發行前のあらゆる鹽稅剩餘金は從來の例により各種借款支拂ひせんことを乞ふ書手紙を送りたり

▲鹽餘借款團は政府に對し呈文を送りたり議決せる鹽餘條例に照らし公債を發行すべし否らざれば但本に關し金銀に影響し恐慌すべからずと、之に對し財政部は九六公債は查債會より八百四十萬の保管を呈請せり調查完了を待て

再發せん八千八百四十萬は七百六十萬の軍政政費を除去し已に支拂せる者に係ると回答せり故に當廳は總統府に對し審査は債務を以て限とせり已に發出の七百六十萬は審査の内に在らずと云へり(四、三)

▲借款契約と外交部（惟一）外交部は各公使に通告して曰く今後京外各機關は何項の原因に關なく外債を訂結するには本部の證明あるに非ざれば效ある能はずと、之に對し外交團は研究し妥當と認め近來人あり政府の名義を以て借款を協商するに現に責任を負ふにあらず、此通告あり一切拒絶すべければなり(四、八)

▲マルコニー借款（申報）マルコニー無線電借款期日に逸したれば財政部は關稅二五增加の項目を指定して支拂ふ旨十五日代表者に通知せり(三、一八)

▲龍口商埠借款（申報）龍口商埠局長は瀋州胡廬島商埠の和蘭借款の例に照し日獨西國を除き英米佛比和の資本家より百萬を借り地產八千畝を以て擔保とせんことを建議せり、農商部は目下熟考中に在り(三、二三)

▲煙酒借款償還辦法（益世報）太平洋拓業公司の煙酒借款五百五十萬弗は本年三月一日を以て滿期となれるが右は財政部にては前に同公司と磋商の結果なり、今次滿期に際し更に三ケ月を延期し六月一日迄に利子及元金の一部を償還する事に約定成り先づ三月三十一日五十萬弗を支拂ふべしと(三、二三)

▲江西省の小借款（時報）江西省督軍陳光遠省長楊愛棠より上海に派遣されたる省區籌備處々長周維則は西洋遠隧公司に同省煙酒稅を抵當として二百萬元の借款を交涉し居たるが條件折合はざると江西人の反對により停頓し居たるが其後江西人等は周は別に五十萬元を借入れ年末に歸省したることを探知し實況調査の上反對方法を講ずるに決せり(四、五)

▲南潯鐵道と日本の管理（商報）在上海江西商人等は昨十四日江西省紳商等より南潯鐵路公司は日本興業會社より借入れたる日本金七百五十萬元及び利息百萬元を期限を過ぐるも償還せざるを以て日本公使は外交部に對し路政及び會計を監督する外無しと照會し來りたるが同鐵道公司處理善後は外交部より右の旨の通告に接したるも未だ確定辦法無きのみならず省議會は出席して共に辦法を商議せんと求めたるに反つて之を拒絶し以て日本は益〻迫り亡路の慘目睹の間に在るを致せり南潯鐵路は我國の主權の在る所にして他人の容喙を容さゞるのみならず且つ吾が江西の交通に至大の關係あり吾人は坐視するに忍びず一面處理の撤職を請ひ一面商款を募集して日本借款を償還し路權を保たんと計畫せり共に起つて援助されたしとの通告に接せり(四、一五)

▲漳厦鐵道破產（申報）漳厦鐵道破產は來れり、資本額債は三百二十五萬、營業額債は十一萬元全路を以て充つるも、尙ほ百三十萬不足なり(三二〇)

▲滙豐銀行の催促（商報）上海滙豐銀行は前日北京政府に對し下の如き書面を送りたり曰く一九〇八年貴政府の五厘金磅借款五百萬磅項下本月十五日到期の款は上海に於て支拂はるべく幣行及び滙理銀行の元利十萬〇四千二百四十四磅は交通部をして支拂ひを履行せしめ信用を失するを免かれ度し(四、一一)

實業と經濟

▲農商部の實業調査（新聞報）農商部は實業調查員を派して江蘇浙江に來らしめ實業の調查を爲さしむ可きが主なる調查事項は各會社工場交易所にて外國の借款にて成立したるものありや、又は株金の內に外國人の投資するや否やにありと云ふ(三、三〇)

▲井陘鑛支獨合辦（京報）農商部は井陘礦は依然支獨合辦とするに決せり(四、七)

▲上海に於ける列國の經濟的勢力　最近の調查に據れば外商の上海に於て事業を經營せるものの內最も多數を占むる國は日本にして次は英商其次は米佛商なるが、其資本の豐富且勢力あるものは英商にして其經營事業偉大なり、例へば滙豐銀行の如き英商紡織工場の如き亦輸出入業者として怡和洋行の如きは其著名なるものにして日本は多數を占むと雖も二三の紡織工場並に三井、三菱、住友、正金、鑛業、鮮業、上海取引所を除く外は其資本の小なるもの多く、米國は銀行並に會社業〻數なるも輸出入商にて多額の資本を以て經營するもの多數なり。今昨年末に於ける上海各外商の數を見るに左

の如し

英商　二〇八家　米商　一八〇家　日商　四〇〇家
佛商　八二家　伊商　二三家　獨商　八家

以上述べたるものは何れも資本百萬以上のもののみを擧げたるものなり、佛國及伊太利の兩國は毛織物綿織物雜貨の營業者其半數を占め居れり、獨商は未詳なるも目下僅に九家に止まるも漸次增加の勢あり

尙目下計畫中のもの竝に已に着手せるものを見るに左の如し。

英商　四家　日商　七家　佛商　一家　伊商　無
米商　三家　獨商　四家

右の中英商四家は銀行業一、保險業一、輸出入商二にして日本の七家は會社及輸出入商なり。（經濟討論所報告）

▲香港海員罷業解決條件の內容（中報）香港海員罷工は完全に解決されたるが決定を見たる海員の給料引上割は左の如し

（航路別）	（海員要求額）	（船主承諾額）
支那內河船	三割二分五厘	二割七分五厘
同上千噸以上汽船	三割二分五厘	二割七分五厘
英商內河船	二割五分	一割七分五厘
近海各船	二割五分	一割四分五厘
南洋爪哇線	一割七分五厘	一割
太平洋線	一割七分五厘	一割
歐洲線	一割七分五厘	一割
濠太利亞線	二割	一割二分五厘

以上增加額は現在の給料に照らし本年一月一日に溯つて起算增加さると（三、二〇）

▲三月五日は於て香港船主會議は海員の罷業風潮を解決す　海員增給の契約書を作製したるも其の內容は未だ正式に發表せられず、其汽船會社方面より聞きたる其の內容を聽せば次の如し

1支那內河航路　三〇％（海員は四〇％を要求）
2千噸以內の支那船　三〇％（同　上）
3澳門、廣東行汽船　二〇％（同　上）
4英商內河汽船　二〇％（同　上）
5沿海航路　二〇％（同　上）
6南洋航路　一五％（同　上）
7太平洋航路　一五％（海員要求三十元以上のもの三〇％三十元以下のもの四〇％）
8歐洲航路　一五％（同　上）
9濠洲航路　一五％（同　上）（三、二九）

▲民國十年香港貿易額（上海コムマース）最近政廳に依つて發表せられた香港の貿易輸出入を見るに一九二一年末即ち昨年度に於ける輸入額は海峽植民地四百十九萬三千七百七十四磅を合せて二千二百六十四萬七千七百六十磅に達し輸出額に於て千六百九十六萬六千五百五十九磅（內四百五十七萬三千百五十四磅の海峽殖民地貿易額を合す）に達して居る而して純然たる香港に於ける昨年の貿易額は輸入一千八百五十六萬六千八百九十二磅にして輸出二千一百三十九萬八千一百八十七磅合計三千九百九十六萬五千二百七十九磅卽ち我が四億圓の貿易額を示せり

各國の地位今是れを各國の貿易狀態に示すに其の輸入に於て

（單位磅）

	一九二一	一九二〇
米本國	一、九一六、十八七	四、二六四、八六八
英國屬	二、一〇四、七五五	二、六三九、七〇六
支那	二、五七四、二三四	三、二三四、七六五
日本	二、三七五、二七五	二、七四七、八七五
其他	九、七〇二、九三七	九、四〇六、七九一

次に其の輸出額を見るに

米本國	一四九、二〇九	四七九、三五七
英國屬	一、四七二、三七二	二、四一九、三三一
支那	一一、七三八、六二〇	一二、五九七、三八三
日本	一、二六七、〇六九	七六五、三四〇
其他	三、九三六、六二二	五、一三六、八七六

の數字を示せるが玆に最も注意を要するのは米國が一昨年四百二十萬餘磅の

輸入に對して昨年は僅かに百九十一萬六千餘磅輸出も四十七萬九千磅から十四萬九千磅に減少せる一事である其の總貿易額は香港貿易額の僅かに三割を占むるに過ぎぬ然も日本は輸入に於て三十五萬磅即ち三百五十萬圓の減少を見たと雖もその輸出は實に一昨年に比して殆んど二倍に相當する貿易額を示せる狀態にあり而して支那即ち東北部支那の貿易は到底日本の其れに比すべからず俄然大增加を示し輸出入とも殆んど前年の五倍に達して居るのは考慮を要するものとすべきである其の他濠洲印度ビルマ、マルタ佛屬シヤム、ヒリツピン和蘭伊太利等の少なからざる減少を見たり尤も獨逸は一昨年即ち一に二〇年の一萬三千三百六十一磅より一躍十倍即ち十三萬八千五百七十七磅九達し今や米國を凌駕せんとする勢にあり而して英國が昨年の輸出貿易に約半數を減じたる原因はカナダ印度ビルマ、セイロン、エヂプト方面の輸出減少に起因するものである

▲重慶新商埠測量計畫報告書 新商埠は劉家臺より起り江北河岸に沿ひ頭塘に至るまでを以て限りとす今回の測量は大畧に過ぎず計畫も亦其大要を得るのみ應設方法に至りては起工の時詳細講究すべし

第一章　大　要

距離　劉家台より水府宮に至る約四千五百呎
　水府宮より三洞橋に至る約六千三百呎
　三洞橋より頭塘に至る約七千二百呎
　　合計約一萬八千呎
　即ち劉家臺より頭塘に至るまで約十二支里皆新商埠內の地とす

形勢

一、嘉陵江一帶

嘉陵江曾家岩に至りて陝隘となり劉家臺より漸次下るに從ひ廣濶となりて楊子江に合す其廣からず狹からざる處は水深くして沙州險灘なく極めて廣き處は劉家臺下流の如く左岸岩石重疊し右岸臨江門外の如く沙原をなす之れ廣濶に過ぐるを以てなり今減水期に於ける河岸の廣狹を列記せば

劉家臺	約廣さ	八百呎
廖家臺	同	一千二百呎
簡家臺	同	一千六百呎
新城	同	千八百五十呎
水府宮	同	一千三百呎
保定門	同	九百呎
江北嘴	同	五百呎

減水期嘉陵江底左岸殆ど淺く重慶城に沿ふて較深し春夏江水漲溢せば多くの亂石は急灘をなし河山は水底に淹沒するも平均六千尺（修築せんとする石堤高さは其脚より起算す）三臺羅地（或は谷地といふ即ち河側の山峽なり）は嘉陵江より起り深く後方有地に及び其の出入極めて便となす

例へば劉家臺地の如き灌口に通ずべく而して劉家臺より灌口を過ぎ以て頭塘に至るべし其距離五支里に過ぎず、水期羅地低處の水中に沒し陸より直接する各市場への交通は阻害せらるゝ事あり

嘉陵江水勢　劉家臺に大岡あり即ち觀音梁にして江中に突出す水勢此より右折して對岸に奔る故に江北岸に沿ふて水勢緩漫となる而して石卵垣は一臺の前にあり亦該岸水派の緩か證明すべき也冬季減水には江北河岸極めて小商業昌すべき將來商業の發達すべき地點なり

楊子江一帶　大江灌口より頭塘に至る一大灣をなす灣岸巨石壇立し河底頗る深く天然の港口を以て冬季木船の雲集する所以也頭塘前面一の長礁より減水の時頭塘は河と隔離せらる此礁の兩端は皆河岸に接す蓋し楊子江一帶河岸皆岩石より成る特徵を有し異とするに足らされば也增水期平均下脚より六十尺にして嘉陵江と同く急流險灘し灌口羅地は劉家臺等の處に通じ頭塘羅地面積甚だ大也楊子江水流は沿岸に平行し灌口巨石の如きは濤洪水に淹沒せらるれば水勢怒濤河き船行難く減水には北岸水を結んで住居するもの蝟集す將來商業の發達量るべからざる所也

第　二　章

△新商埠建築の目的

一、城內人烟稠密にして必ず新地を開拓し居民を收容するを要す

二、最新方法を以て交通を便利にし商工業を發展せしむ

三、重慶建設の新商埠は四川全省の模範たらしむる事

△江北を以て新商埠地に選ひたる理由

重慶附近商埠建築候補地三あり珊瑚壩、曾家岩、江北是なり　壩に

至りて曲折し水勢甚急に該地其衝に當り將來湮滅を免れず且つ沿岸の堤築き難く商埠に適せず曾家岩は重慶方面に在りと雖も然も城を去る事遠く船舶の停泊は不便にして又築堤、碼頭建築に工程廣大に過くるを以て適せず三者の中江北以て最も適當とし其利十二あり

一、二直水に臨み南は楊子江となし西は嘉陵江となす

二、地層石底にして築堤上基礎甚だ堅固となす

三、急流の衝に當らず崩潰洗浚の憂なし

四、江北河岸に築堤し航行に害なし

五、江北沿岸修築の石堤は水勢に變化を及さゞるを以て對岸居民の財産に影響なし

六、商埠沿岸十二里に延長すべし

七、石堤十二里一直線となすべく尤も交通に利し木船の繫留に便にして激瀧なし

八、灘口の大灣を一港灣として利用すべし

九、江北諸山塞は餘地を發展し平垣の路道を築き得べし

十、江北沿岸工商實に已に其萌芽あり

十一、嘉陵江以上楊子江以下は異日仍推廣し得べし

十二、川漢鐵道は須く江北を經て商埠と連絡をなすべし

街道及石堤の配置如何は圖上之を說明すべし（畧圖なし）劉家壹より頭塘に至る石堤は凡そ十二里にして商埠の面積は五萬四千五百方丈となす（沿岸堤隣近は尙窪地二ヶ所あり未だ詳に測定せず其面積は約一萬千余方丈とす）平均廣さ約三百七十尺石堤平均高水面上六十二尺堤に石礎を形成す其橫斷面は四百八十七方尺余あり是の如きは九百十三萬五千石の礎を求め以てよく築き得べし其下河底の石楷に及ぶ商埠凹凸の地は橫斷面一方六千七百四十方丈となす面積長さ約一萬八千尺即ち三億〇一百三十二萬土方尺あり平かならざる處は之れを平地とせざるべからず然れ共此數は附近窪地の取捨てによりて行ふ譬へば頭塘窪地の如きは卽ち是の一例なり此次の測量交替て該地に加入するを以て現に尙決定修築するに非す是を以て若し增充せんとせば隨時追加するを得べし

第三章　工程概略

商埠建築工程を四段に分つべし

一、頭塘

二、頭塘より三洞橋

三、三洞橋より江北の塲（現に先つ修築を要す）

四、江北より劉家台、

全埠工程は三年を要す一年に成就せんとするが如きは得策に非す第一須く精密なる測量布置建築を詳細になすべし河岸の丸石採掘の方法はよく考察し計畫成らば入札を行ひ以て石堤を築くものと道路を修むものとを定むべし部署既に決定せば起工すべし石堤修築は水勢を勘酌して築き灘の外部の沙石は漸次取去るべし然らば河流增加の時より塲と融和し崩潰の虞なし石堤の修築を緩にせば決裂を防ぐを得べし例へば第一年に全堤高さ二丈とせば夏季增水によりて淹沒し減水の後多數の沙泥堤の後方に堆積し年を經て凹凸平均せられ堤は堅固となるべし若し速にせんと欲せば堤を堅固に修築するを得ず堤の後方隙地亦は若干數の工程を要し塡埋の土沙を他地に需めざるべからず故に工作急にして堅固ならず危險甚だし故に緩漫は半人爲により乍ば自然の力により安全となす

第四章　費用概算

未だ精密の測量調査をなさゞれば其費用も確實ならざれ共大略を擧ぐれば次の如し

一、石堤の修築石堤の體積九百十三萬五千立方尺百一立方尺の價値に石炭三角三分二厘

全堤費用合計二百十一萬九千三百三十元

二、凹地の塡立　全埠の凹地體積三億百三十二萬立方尺

（該工事は兵士を以て之れに充て水力を併用せば工事更に容易なり而して費を節すべし）

器具及工賃、雜費、八十八萬〇六百八十元

築堤及凸地の塡立費合計三百萬元也

其確實の費用は所定の修築地落成の上ならでは分明せず

三、修路、劉家台より頭塘に至る間は之れを商業地に充つべく此面積約八萬九千方丈內一萬八千方丈は之れを公共路となす此費用三百萬元一年方丈に付四十二元二十五仙四厘

以上の列記は概算のみ築堤は入札により定め堤立は水力兵力組民を借りてせば費用を省くを得べし凡そ本地の情形を知るものは之れを計り得べきのみ

第五章　說　明

凡そ城鎭の發達は一朝一夕の業に非す初め家屋路傍に建てられ寒村をなし久しきに亙り繁盛するもの也若自然の擴張に放任せば後日必ず交通に便ならず營業に適せざるの感あるべし故に開埠の時は先つ街路の配置より着手して漸次一般計畫に及ぶべし以て理想の初策の目的を達すべし故に最初修築は先つ大路に着手し進め住宅地を定め持て需要に應し公園及公共用地は亦顧慮すべし公共用地は大路の交叉點に公園は大路と交通の便なる點に設くべし

全埠は須く三區に分つべし

一、商業區　二、工業區　三、民居區

以上分界定まれば各區其適所を選びて家屋を建築し街區を整然たらしむ近來歐米各大都市は然らさるものなし凡そ家屋を建築せんとするものは先つ政府に屆出で計畫と符合して初めて之れを許可す青島の北支模範市街たるは此の故のみ

大道は三丈の廣さを要し小道は一丈八尺たるべし二道相距る居民區にありては約六丈なるべく實業區にありては二十丈以上たるべし其長さ四十五丈以上六十丈なるを要す全埠三區配置如何は工程局長王建模の計畫により之れを定む

四川、總司令部顧問官錦城河海工程師施賀斯

四川總司令參事諸省秘書處辦事羅世寶存記道尹重慶商埠督辦處工程局長王建模（四、四）

▲交易所の取締（商報）　江蘇督軍省長は農商部の訓令を得て上海縣知事公署に對し各交易所の投機失敗者頗る多く市面金融に影響する事大なるを以て未だ許可を得ざる交易所は交涉員をして各國領事と交涉して解散せしめ新たに設置せんとする交易所は許可の取次をなさず又た許可を得たる交易所も他業に改むるやう勸告すべしとの通告を受けたり（四、八）

▲南洋煙草公司の成績（各報）　南洋兄弟煙草公司は一昨十五日株主總會を開きたるが今期の利益は四百〇四萬一千七百七十八元八角三分にして積立金二十萬〇六千〇八十八元九角四分、株主配當八分、計百二十萬元、特別積立金七十九萬一千九百〇六元九角七分、株主特別配當八分、計百二十萬元と決定せり（三、一六）

▲中央信託公司營業成績（新申報）　中央信託公司は紹興商人等の組織する所にして營業は投機の性質なしと云ふ、內容は銀行、儲蓄、信託、保險、四部に分ち居れり昨年末より開業以來年末に至り純益は十七萬元餘ありと云ふ（三、二二）

上海關稅改訂會議

▲修改稅則委員會消息（商報）　上海修改稅則委員會副會長施肇基、周傳經、會辦唐世功及び各科主任等は既に前約して上海に着し開會手續を準備しつゝあり開會期日は本と四月一日と定めたるも稅務處より外交、財政兩部に通告して三月三十一日開會に改めたり委員長蔡廷幹は十四日北京を出發せるが天津及び南京に於て稍や接洽する所あり十九日上海に着すべく其隨員等二十餘人は今十七日上海着の客なり上海總商會は前に政府に對し商民より代表若干人を推擧し同會議に列席せしめ隨時意見を陳述せしむべきことを要求したるが稅務處は同會副主任施肇基は多年商務を經營し輸入貨物價格の騰落及び對外貿易の消長に對し研究し居るを以て商民を代表して意見を發表するに足るべければ別に商民側より代表を出して列席せしむる必要無かるべしとて此旨を總商會に通告したるが總商會は尚ほ代表列席を請求し居れり（三、一七）

▲稅則委員會開會準備（各報）　上海稅則委員會は靜安寺路百八號に事務所を設け目下大會の準備中なるが三月卅一日に開會すべしと云ふ代表を派遣し來る國は條約國のみとし或は特別に派遣し來るあり或は在支領事官等が代表するものもありと云ふ、上海稅則委員會々長蔡廷幹幹事廖世功等は既に前日來滬せり、該會の會期は長く共四ヶ月位のものなる可く、討論せらるゝ所は稅則改正中の根本問題釐金撤廢にして加稅方法は支那政府より五%の稅率を課する事を實行するものにして七年毎に一回增稅するものなり（三、二八）

▲修改稅則委員會開會（申報）　修改稅則委員會は三月三十一日開會式を行ひたるも日米兩國委員を待つが爲め正式會議は十日後となるべし主任蔡廷幹は支那各委員が旅館に散居するは不便なるを以て靜安寺路百〇八號の辨

事處の修理を急がせ居れば二、三日内には委主任及周主任等及委員等は同辨事處に引移るべし米國委員の任命の後れたるは上院にて支那關稅改訂條約の未だ批准されざりし爲めにして米國委員は在支米國領事及商務官等が任命さるべし(四、三)

▲**修改稅則支那委員會事務所**(商報)　修改稅則委員會は日米兩國委員が揃はざる爲め正式開議を延期し居れるが日本委員は船津總領事以外の三人は遲くとも今週土曜日には上海に到着すべく米國正委員アーノルドも兩三日中に上海に着すべければ來週月、火曜日頃には正式に開議するに至るべし尙ほ委員會事務所は既に靜安寺路百〇八號に引移りたるが今五日午後職員會ゐ開き庶務、文牘、會計及び交際等各科の主任を決定すべしと(四、五)

▲**修改稅則委員會議題**(各報)　修改稅則委員會は靜安寺一〇八號事務處に移りしも內務の布置緒に就かず五日は職務分配を爲せるが各國委員は十日頃集まるべく日本委員は十日以後なるべし從つて正式會議は來週ならんが討議の順序は先づ以前已に定めし各種條約內規定の稅則を研究し其の上にて釐金銭徵及百分の五等の問題に移るべしと(四、七)

▲**稅則修改委員會職員**(申報)　修改稅則委員會辨事處職員は秘書科六人、貨價科二十人、繙譯科八人、文牘科六人、收發科四人、庶務會計科四人書記室六人、新聞記者係六人夫々既に決定したるが今回の稅則修改目的は國際間關稅々率の平等を得以前の勢力を以て强迫して訂立せる不平等の條約を洗除するにあり貨價の確實なる調査に最も重きを置けるを以て貨價科の職員を特に多數指定せり(四、七)

▲**關稅支拂の保證**(晨報)　公使團は正式に外交部に通知し年に關稅百五十萬兩を支出し公使館領事館費に充つと云ふ一條件を附し政府は一公文を送りて別途使用せざることを保證して始めて支拂はんと云へり(四、八)

▲**關稅會議の提議案通告**　(中華新報)　支那關稅委員は第一回委員會に於て左記決議案を提議する意嚮なる旨委員長の名を以て各國委員に通逹せりと

一、前回改訂委員會の議事規則を其儘採用すること

二、昨年十月より本年三月に至る上海市場價格を新稅率の標準として採用すること其價格を計算するに當り本委員會に於て代表を有せざる諸國より輸入せらるる商品は之を除外すること各商品の輸入數量は大連天津上海漢口及廣東稅關一九二一年の統計に據ること(四、六)

▲**稅則改訂の標準**　(新聞報)　修改稅則委員會は既報の如く日米委員未着の爲め開期を延期し居たりしが今十一日迄には兩國委員到着すべければ明十二日より正式開會すとの事たりしが現在米國委員は到着したれども日本委員到着せず明十二日に來着の事な不可能にて十三日或は十四日頃なるべしと故に明十二日の正式會議は開くを得ず已に取消しを決定し日本委員の到着を待つて更らに開期を定むと云ふ、該辨事處は此事を上海總商會に通知し從つて會務其他の布置を目下取急がず、又聞く處に依れば該會進行の順序は悉く前年上海に於て開會の際決定せる方針に本づき討論を繼續し物價の參差及義厘加稅問題に及びて進行するものなれば此次の會期は長くして四ヶ月を費して議商し預め各國の批准を經るに二ヶ月を要すれば六ヶ月後には必ず實行を見るならんか、而して該會の主要目的は物價の標準を決定するを先決問題となし居れり、前年主とせる物價は一九一四、一九一五、一九一六の三年中より相當價格の物を擇びて標準とせしものなり、當時某國は之を否認し須らく一九〇八年、一九〇九年等三ヶ年の物價を標準とせざるべからずと主張し此に依つて阻礙せられ實行の域に至らざりき今次の會議は世界平和、華會の結果なれば此會期にては如何なる主張あるも結果の成功な見る事となるべし(四、一一)

▲**米國人と稅則修改**　(時報)　上海米國商業會議所會頭ライマンは上海稅則修改委員會が輸入品の價格を調査するは在支米商の利益に關係あるを以て參考として意見書を提出する爲め來る十日午後五時より黃浦灘臨華總會にて會員の會議を開くことに決せり(四、七)

日本新聞重要電報　(大正十一年三月中)

內政問題

▲**山東支那人不安**　(二十七日青島特派員發)　青島並に山鐵沿線の支那人は一樣に撤兵後の保安に不安を抱き青島商務總會は緊急評議員會を開き

一、日本の青島還付後支那軍隊を青島市の管內に駐屯せしめざる事

二、青島及山鐵沿線に配備する警察官は特別教育を十分に施したる最も優秀

なるものたる事

の二箇條を決議し北京政府に陳情することに決した尙交通部次長一行を始め支那側の山東鐵道調査委員約三十名續々北京より濟南を經て青島に來着して居る（朝日二日）

▲國是會議開會打合（上海特電二十八日發）國是會議は既電の如く二十八日上海に於て第一回の談話會を開會せるが當日の重なる決議左の如し

第一　余日章（最近歸國せる華府會議國民代表）を議長に選出す。

第二　既に招請せる會議會以下七種の團體以外の團體の代表者の會議參加を許可す可きや否やの問題は若し之を許可する時は直ちに勞働團體の參加を見るに至る可きを以て議論沸騰せるが結局委員附託となる

第三　本會議開會期日は三月八日とし同日までに十一省區以上の代表者が來着せざる時は三月十五日まで延期す（時事二日）

▲鮑氏愈々就任か（北京特電二十八日發）梁士詒氏が國務總理を投げ出し陸軍總長鮑貴卿氏が總理の後釜に据わる事に九分通り決定した夫れが爲鮑氏は一日午後二時奉天に出かけ張作霖氏と直接會見をなし閣員問題や今後の方針に就き隔意なき打合せをする事になつた尙鮑氏は四五日で歸るさうだから內閣の更迭が行はれるのは早くて三月六七日頃だらう（日日二日）

▲梁總理の辯駁電報（北京特電二日發）鮑貴卿氏內閣組織の說益有力となり來り餘す所は梁總理乃至交通系の態度如何のみに懸れるが梁總理は天津に交通系有力者を集めて會議を重ねつゝあり而して梁總理が氣に病みつつある所は彼の吳佩孚氏に依りて着せられたる賣國の汚名を如何にして雪がんかにあり之が爲梁士詒氏は最近吳佩孚氏に大要左の如き反駁の電報を寄せたり曰く

曩々教を受けて其愛國の誠意は敬服に價するも只膠濟鐵道回收借款の件を以て賣國的呼はりは心得難し然かも借款の事全然影響なきに於てをや問題は如何にして鐵道を回收するかにありて若し貴說の如くんば主權を回收することも亦賣國的所爲と云はざるを得ざる可からざらん尙ほ目的の如何を問はず苟くも借款を爲すことを以て賣國と云はゞ今日本より借款せるもの甚だ多し試みに問はん是等果して皆賣國なりや河南督軍が鄭州商埠を振興として東亞拓殖會社より二百五十萬圓を借り二十箇年間該商埠を日本人の管理と爲すが如きは其條件の苛酷なる未だ曾て其例を見ざる所にして確かに賣國的行爲と云はざる可からず之に對して吾も云ふ所なきは如何之れ違きを見て近きを見ず違きを征めて近きを攻めざるものならざるか明なる數を免はん（時事三日）

▲甘く當るか段派の芝居（北京特電二日發）段祺瑞氏が北京を脫出して以來一般世人は段派は必ず近き將來に大仕掛の芝居を演ずるだらうと不安に襲はれて種々雜多の風說が行はれてゐるが之に就いて段祺瑞氏及同派の動靜を能く知つてゐる某武官は語る

段氏が北京を脫出したのは徐總統最近の遣り方が無定見で優柔不斷利己的の其日暮しでゐるに憤慨した結果だから機會さへ熟すれば必ず局面打破を試みるは勿論だ段氏脫出の背後に關して日本があるか何うかは云ひ得ぬが段氏脫出以來徐總統が誰よりも神經を惱ましてゐると云ふ事は事實だ而して段派が何うして局面を打破するかと云ふに徐樹錚、吳光新と云ふ段派の中堅が主動者となつて先づ段祺瑞氏と南方派とを完全に結び付け夫れを餌にして張作霖氏を引張り込んで長江一帶を中心として同志を糾合結束した上で第一番に吳佩孚氏を屠り次いで曹錕氏を倒し直隸派を木葉微塵に粉碎するのだ直隸派さへ叩き潰せば段派は九分通り成功した事になる段派が果してさう巧まく直隸派を叩き潰せるかと云ふ人が多いが現狀では可なり可能性はある奉天直隸兩派の形勢が段氏脫出の爲急に緩和したのは夫れを證據立てゝゐる奉直形勢の緩和は直隸派の讓步の結果であるが何故に斯く讓步したと云ふと遠は奉天軍を急に恐れた爲ではなく段派今後の活躍が濃ろしくなつたためである段氏脫出の一事件でさへ直隸派を慄へ上らした點からしても支那政局の裏面に於て段派の人氣が何れ位であるか見當がつくであらう張作霖氏と南方派との提携は甚だいゝ加減なもので段派と南方派との關係が日々密接になりつゝある事實は疑ふ餘地もないのである兎も角現在の形勢では段派が今後如何なる芝居を打つであらうかゞ支那政界の興味ある問題である（日日四日）

▲奉直關係益々惡化（上海特派員發）奉直安の爭ひは段々惡化しつつあり吳佩孚氏其他の直隸派は九千六百萬元公債に一齊に反對して奉天派の財源を絶つに努め張弧氏は途に辭意を申出でゝ天津に去つたが張作霖氏の態度は甚だ強硬で徐總統の調停案たる鮑貴卿總理說に贊成せず尙梁士詒氏を引き止めんとし梁氏も之に勢ひを得て吳佩孚氏は賣國行爲に就き反問し却て河

事處の修理を急がせ居れば二、三日内には蔡主任及周主任等及委員等は同辨事處に引移るべし米國委員の任命の後れたるは上院にて支那關稅改訂條約の未だ批准されざりし爲めにして米國委員は在支米國領事及商務官等が任命さるべし(四、三)

▲**修改稅則支那委員會事務所**（商報）　修改稅則委員會は日米兩國委員が揃はざる爲め正式開議を延期し居れるが日本委員は船津總領事以外の三人は遲くとも今週土曜日には上海に到着すべく米國正委員アーノルドも來三日中に上海に着すべければ來週月、火曜日頃には正式に開議するに至るべし尚ほ委員會事務所は既に靜安寺路百〇八號に引移りたるが今五日午後職員會み開き庶務、文牘、會計及び交際等各科の主任を決定すべしと(四、五)

▲**修改稅則委員會議題**（各報）　修改稅則委員會は靜安寺一〇八號事務處に移りしも内務の布置緒に就かず五日は職務分配を爲せるが各國委員は十日頃集まるべく日本委員は十日以後なるべし從つて正式會議は來週ならんが討議の順序は先づ以前已に定めし各種條約内規定の稅則を研究し其の上にて箱金銭徴及百分の五等の問題に移るべしと(四、七)

▲**稅則修改委員會職員**（申報）　修改稅則委員會辨事處職員は秘書科六人、貨價科二十人、繙譯科八人、文牘科六人、收發科四人、庶務會計科四人書記室六人、新聞記者係六人夫々既に決定したるが今回の稅則修改目的は關稅間關稅々率の平等を得以前の勢力を以て强迫して訂立せる不平等の條約を洗除するにあり貨價の確實なる調査に最も重きを置けるを以て貨價科の職員を特に多數指定せり(四、七)

▲**關稅支拂の保證**（晨報）　公使團は正式に外交部に通知し年に關稅百五十萬兩を支出し公使館領事館費に充つと云ふ一條件を附し政府は一公文を送りて別途使用せざることを保證して始めて支拂はんと云へり(四、八)

▲**關稅會議の提議案通告**（中華新報）　支那關稅委員は第一回委員會に於て左記決議案を提議する意嚮なる旨委員長の名を以て各國委員に通告せりと

一、前回改訂委員會の議事規則を其儘採用すること

二、昨年十月より本年三月に至る上海市場價格を新稅率の標準として採用すること其價格を計算するに當り本委員會に於て代表を有せざる諸國より輸入せらるる商品は之を除外すること各商品の輸入數量は大連天津上海漢口及廣東稅關一九二一年の統計に據ること(四、六)

▲**稅則改訂の標準**（新聞報）　修改稅則委員會は既報の如く日米委員未着の爲め開期を延期し居たりしが今十一日迄には兩國委員到着すべければ明十二日より正式開會すとの事たりしが現在米國委員は到着したれども日本委員到着せず明十二日に來着の事な不可能にて十三日或は十四日頃なるべしと故に明十二日の正式會議は開くを得ず已に取消しを決定し日本委員の到着を待つて更らに開期を定むと云ふ、該辨事處は此事を上海總商會に通知し從つて會務其他の布置を目下取急がず、又聞く處に依れば該會進行の順序は恐く前年上海に於て開會の際決定ぜる方針に本づき討論を繼續し物價の參差及義厘加稅問題に及びて進行するものなれば此次の會期は長くして四ケ月を費して議商し預め各國の批准を經るに二ケ月を要すれば六ケ月後には必ず實行を見るならんか、而して該會の主要目的は物價の標準を決定するを先決問題となし居れり、前年主とせる物價は一九一四、一九一五、一九一六の三年中より相當價格の物を擇びて標準とせしものなり、當時某國は之を否認し須らく一九〇八年、一九〇九年等三ケ年の物價を標準とすべからずと主張し此に依つて阻礙せられ實行の域に至らざりき今次の會議は世界平和、華會の結果なれば此會期にては如何なる主張あるも結果の成功を見る事となるべし(四、一一)

▲**米國人と稅則修改**（時報）　上海米國商業會議所最頭ライマンは上海稅則修改委員會が輸入品の價格を調査するは在支米商の利益に關係あるを以て參考として意見書を提出する爲め來る十日午後五時より黃浦灘臨華總會にて會員の會議を開くことに決せり(四、七)

日本新聞重要電報（大正十一年三月中）

内政問題

▲**山東支那人不安**（二十七日青島特派員發）　青島並に山鐵沿線の支那人は一樣に撤兵後の保安に不安を抱き青島商務總會は緊急評議員會を開き

一、日本の青島還付後支那軍隊を青島市の管内に駐屯せしめざる事

二、青島及山鐵沿線に配備する警察官は特別教育を十分に施し最も優秀

なるものたる事

の二箇條を決議し北京政府に陳情することに決した倘交通部次長一行を始め支那側の山繊調査委員約三十名續々北京より濟南を經て青島に來着して居る（朝日二日）

▲國是會議開會打合（上海特電二十八日發）國是會議は既電の如く二十八日上海に於て第一回の談話會を開會せるが當日の重なる決議左の如し

第一　余日章（最近歸國せる華府會議國民代表）を議長に選出す。

第二　既に招請せる會議會以下七種の團體以外の團體の代表者の會議參加を許可す可きや否やの問題は若し之を許可する時は直ちに勞働團體の參加を見るに至る可きを以て議論沸騰せるが結局委員附託となる

第三　本會議開會期日は三月八日とし同日までに十一省區以上の代表者が來着せざる時は三月十五日まで延期す（時事二日）

▲鮑氏愈々就任か（北京特電二十八日發）梁士詒氏が國務總理を拋げ出し陸軍總長鮑貴卿氏が總理の後釜に據わる事に九分通り決定した夫れが爲鮑氏は一日午後二時奉天に出かけ張作霖氏と直接會見をなし閣員問題や今後の方針に就き隔意なき打合せをする事になつた倘鮑氏は四五日で歸るさうだから內閣の更迭が行はれるのは早くて三月六七日頃だらう（日日二日）

▲梁總理の辯駁電報（北京特電二日發）鮑貴卿氏內閣組織の既報有力となり來り餘す所は梁總理乃至交通系の態度如何のみに懸れるが梁總理は天津に交通系有力者を集めて會議を重ねつゝあり而して梁總理が氣に病みつつある所は彼の吳佩孚氏に依りて着せられたる賣國の汚名を如何にして雪がんかにあり之が爲梁士詒氏は最近吳佩孚氏に大要左の如き反駁の電報を寄せたり曰く

屢々教を受けて其憂國の誠意は敬服に價するも只膠濟鐵道回收借款の件を以て賣國的呼ばりは心得難し然かも借款の事全然影響なきに於てをや同意は如何にして鐵道を回收するかにありて若し實說の如くんば主權を回收することも亦賣國的所爲と云はざるを得ざる可からざらん倘ほ目的の如何を問はず苟くも借款を爲すことを以て賣國と云はば今日日本より借款せるもの甚だ多し試みに問はん是等果して皆賣國なりや河南督軍が鄭州商埠を振興として東亞拓殖會社より二百五十萬圓を借り二十箇年間該商埠を日本人の管理と爲すが如きは其條件の苛酷なる未だ曾て其例を見ざる所にして確かに賣國的行爲と云はざる可からず之に對して毫も云ふ所なきは如何之れ遠きを見て近きを攻めざるものならざるか明なる歟を知らん（時事三日）

▲甘く當るか段派の芝居（北京特電二日發）段祺瑞氏が北京を脫出して以來一般世人は段派は必ず近き將來に大仕掛の芝居を演ずるだらうと不安に襲はれて種々雜多の風說が行はれてゐるが之に就いて段祺瑞氏及同派の動靜を能く知つてゐる某武官は語る

段氏が北京を脫出したのは徐總統最近の遣り方が無定見で優柔不斷利己的の其日暮しでゐるに憤慨した結果だから機會さへ熟すれば必ず局面打破を試みるは勿論だ段氏脫出の背後に關して日本があるか何うかは云ひ得ぬが段氏脫出以來徐總統が誰よりも神經を惱ましてゐると云ふ事は事實だ而して段派が何うして局面を打破するかと云ふに徐樹錚、吳光新と云ふ段派の中堅が主動者となつて先づ段祺瑞氏と南方派とを完全に結び付け夫れを餌にして張作霖氏を引張り込んで長江一帶を中心として同志を糾合結束した上で第一番に吳佩孚氏を屠り次いで曹錕氏を倒し直隸派を木葉微塵に粉碎するのだ直隸派さへ叩き潰せば段派は九分通り成功した事になる段派が果してさう巧まく直隸派を叩き潰せるかと云ふ人が多いが現狀では可なり可能性はある奉天直隸兩派の形勢が段氏脫出の爲急に緩和したのは夫れを證據立てゝゐる奉直形勢の緩和は直隸派の讓歩の結果であるが何故に斯く讓歩したと云ふと這は奉天系を急に恐れた爲ではなく段派今後の活躍が最ろしくなつたためである段氏脫出の一事件でさへ直隸派を慄へ上らした點からしても支那政局の裏面に於て段派の人氣が何れ位であるか見當がつくであらう張作霖氏と南方派との提携性其だいい加減なもので段派と南方派との關係が日々密接になりつゝある事實は疑ふ餘地もないのである兎も角現在の形勢では段派が今後如何なる芝居を打つであらうかゞ支那政界の興味ある問題である（日日四日）

▲奉直關係益々惡化（上海特派員發）奉直安の爭ひは段々惡化しつつあり吳佩孚氏其他の直隸派は九千六百萬元公債に一齊に反對して奉天派の財源を絶つに努め張弧氏は途に辭意を申出でゝ天津に去つたが張作霖氏の態度は甚だ強硬で徐總統の調停案たる鮑貴卿總理說に贊成せず尙梁士詒氏を引き止めんとし梁氏も之に勢ひを得て吳佩孚氏は實國行爲に就き反問し却て河

南鄂州の商埠問題で喰つて掛つてゐる兩派は到底和解し得ざる情態なるも奉天派は倘孫文氏の北伐の機を俟つてゐる模樣だ直隸派は第一に軍費不足が弱味で吳佩孚氏は湖北の鹽稅を差押へ又一日湖北に財政會議を開き之を利用して軍費を調達せんとしてゐるが此問題には最も困つてゐるらしい然し北伐軍が湖南に侵入し來れば吳佩孚氏は兩湖巡閱使の職權で直に岳州の直隸軍を長沙に入れる準備を整へてゐる孫文氏は此形勢を見て先には長沙を占領せんと欲し廣西全州にある全軍に直に湖南零陵に進む事を命じた又李福林氏の軍は十日廣東韶關を發し湖南に入るに確定した故に愈北伐軍の侵入と共に奉直間の關係は爆發するだらう、此間安徽派の活動があつて奉天派と提携しつゝあるが一部にては奉天派の背後に日本あり且段祺瑞氏の脫出以來其の背後にも又上海に活動する徐樹錚氏の背後にも又日本人ありと噂され又一說には日本人の一派が直隸派殊に吳佩孚氏の背後に某々國ありて排日を鼓吹するより奉天派と段派とを連れて直隸派に一擊を與へ日本の勢力を挽回せんとするもので又山東還付前に之を實現して日本の有利を計らんとするものではないかと云ふものもある然し日本當局は絕對の不干涉主義を實行せんとするもの故是等の疑ひを起すべき擧動は此の際特に注意する要がある(朝日、七日)

▲總辭職の申合せ　(北京特電七日發)　財政總長張弧氏は九千六百萬元公債の發行が各方面の反對で駄目になつたので動きの取れぬ苦境に陷り遂に辭表を提出し天津に去り財政次長始め財政部員殆ど全部も辭任の姿を呈した其結果七日の閣議は財政總長後任問題に就て協議をしたが結局後任者を得ると云ふことは困難と云ふことに一致し頗代理總理も代理總理たるに嫌氣が差し遂に梁總理の請暇滿了期三月十日を期して總辭職せんことを諮り閣員も之に異議を唱ふるものがなかつ閣議終了後顧、高、李、萱の四總長は相携へて徐總統を訪問し婉曲に其旨を申出でた所總統は極力慰留に努め一方在奉天陸軍總長鮑貴卿氏に宛て至急歸京して內閣を組織せよとの急電を發した政府筋の消息に依ると鮑貴卿氏は多分內閣を引受くるかも知れざるも北京政府の財政は全く窮乏の極にあるので內閣を組織しても手も足も出ないことは勿論で政局は依然險惡の狀態を持續する事明かである(日日、九日)

▲徐總統辭任通電　(北京特電八日發)　徐總統は辭職の通電を發した右は奉天派の反對で鮑內閣が默目だと覺つた結果であらう(日日、九日)

▲唐繼堯雲南入差止　(廣東電九日發)　孫文氏は雲貴廣西軍民長官宛て唐繼堯氏の雲南入り阻止を電命したり其大意左の如し

唐の雲南入りに對し各方面より其制止方或は討伐令發布を請願せし者ありしも余も彼が年來民國に盡せし功を想ひ不問に付せしが最近確かむる處に據れば唐は龍州着後恣に總司令部を設け各軍長を任命し名を北伐準備に託し雲南に進軍せしは明かに命令抗拒、大局擾亂の行爲にて若し此儘に放置せば勢ひ北伐の進行を妨げ地方を擾亂するに至らん故に三省軍民長官に嚴命して唐の前進を制止せしむ云々(時事、拾壹日)

▲湖南總攻擊開始　(上海特電十二日發)　十一日廣東國會は孫文の意を承け北伐軍の通過する各省の督軍及び總司令官の制度を廢止し之等各省の軍隊は全部廣東政府の直轄に移す可き旨決議せり之は南北の間に介在して獨が峙を極め居りたる湖南總司令趙恒惕の排斥を意味するものにして從來趙恒惕に進慮し居りたる孫文及び彼を支持する廣東國會が俄に斯の如き斷乎たる態度を採るに至れるは湖南占領に就き確信を有するとなりたる結果と解せらる又本日在上海廣東政府代表者の接受せる桂林大本營發公報に據れば北伐軍の大部分湖南總攻擊を開始せりとあり要するに北伐計畫に就き孫文が段祺瑞を介して張作霖と諒解を遂げたる事實は漸く明となり來れり(時事、拾叁日)

▲毆蛇の不正摘發　(北京特電十三日發)　歷代の財政當局者の不正を摘發して片端から醜類を檢擧して政界を肅清すと大聲叱呼した董司法總長は四圍の形勢が日に非なるに堪へ兼ねて斷然辭職する決心をした結果董總長の所謂大檢擧運動は殆ど失敗に終つた其原因は

一、歷代の財政當局は何れも新舊交通系の人物である爲新舊交通系はそんなことをされてたまるものか董康氏は生意氣だと云つた調子で一大反對運動を始めたこと

二、董康氏の後押をして盛んに董氏を嗾しかけた肝腎の吳佩孚氏が急に意氣地なくなつたので董康氏は全く擊を潛むるに至つたこと

尙董氏の失敗に關聯し同氏に贊成的態度を取つた徐總統も間接に北京財界の二大勢力を全く敵に廻した結果となるので徐氏の前途に取りても利益でないと見られて居る(日日、十五日)

▲孫張段の聯合　(十四日上海特派員發)　廣東政府の使命を帶て奉天に

到り張作霖氏と會見して廣東奉天の握手說を一層明瞭ならしめた廣東政府外交次長伍朝樞氏は其歸途上海に立寄つたが其談に曰く

今回の旅行は專に張作霖氏より孫文氏に使者を派して來たのに對する返禮が第一の目的で張作霖氏と日本との關係に就き廣東では疑つて居たが張作霖氏は支那に於ける利權の大なる擁護者なる事を聽いて大に驚いた廣東側が張作霖氏に或る地位を與ふる事を承諾したとか領土分割の密約を爲した等の說は無根である併し專に張作霖氏の代表が廣東政府に重大な將來の問題を持込んだ事に就き今回張氏と會見して確め得た即ち今回の使命は單に軍事上の提携のみならず支那統一に關する孫大總統の政策等の一致點を確める爲めであつて孫氏は支那統一の目的に協力する如何なる黨派又は個人をも歡迎する併し此方針が個人的の範圍に對して實現し始めるのは廣東政府の爲ではなく支那國民の爲である、吳佩孚氏が若し直に統一を望むならば現に此運動を妨害する樣な、人もあるまい

と之に依つて見るに北伐に對する孫文張作霖兩氏の提携は立派に出來た模樣だ、更に上海にある孫文氏の代表たる陳友仁氏は述べて曰く

支那の現勢力が(一)西南を支配する孫大總統の廣東政府(二)奉天の張作霖氏(三)段祺瑞氏及び其一派が揚子江一帶を扼して居るもの(四)直隸派の事實上の首領は吳佩孚氏であつて然も張作霖氏と段祺瑞氏は孫大總統の統一政策に反對しない然して若し吳佩孚氏が廣東政府が湖南を手に收めるのに兵力を以て抵抗するならば張段兩氏も袖手傍觀しない筈である、統一は廣東では出來ない、共和國發生の地たる湖北を恢復しなくてはならぬ孫氏が長江に兵を進めるは此目的であると宣傳的に孫張段三派の聯合を言明して居る(朝日、拾六日)

▲選擧を斷行せよ　(十四日北京特派員發)　次期の大總統選擧問題に就て徐總統は左の意味を各省督軍省長に通電し自己の立場を聲明した

第三次國會の選擧は屢々督促したに拘らず今猶完了しない爲百般の政務停頓し勝であるが殊に憂ふる所は大總統の任期五年である自分は既に在職三年を超え餘す所一年半を出でない今直ちに國會の選擧を終つたならば運轉ながら次期大總統選擧には過りなきを得るか然らずんば期に臨んで手を下すの餘地なく國家の重任を附託する所なきに至るであらう自分としては日々退休を思ひ其場に到つて法に背いて位に戀々することは絕對に出來ないが其秋國內混亂を醸し國際上の地位にも動搖を來す事と想像する、言ふに忍びないものがある法律上の手續を經て後任の人を得以て大局を維持せんことは予の最も希望する所である此時に國會選擧が國民の死命を制すべき事を各自と俱に憂慮する所である一致して速かに選擧を斷行し國本を息めん事を祷る(朝日、拾六日)

▲奉天廣東の提携　(上海特電十四日發)　南北縱斷の重大使命を帶びて奉天に赴き張作霖と折衝せる廣東政府外交次長伍朝樞氏は任務を終へ南下の途次上海に到着せり同氏は折衝の經過に就き左の如く發表せるが之に據り完般來問題となり居れる奉天廣東の提携は完全に成立せるものと見て可ならん伍氏の曰く

今回廣東政府の使節として張作霖氏を訪問せるは過般張氏が特使を廣東に派遣せるに對し答禮を旨としたるものなり所謂孫文張作霖兩頭の提携は南北分割を意味する攻守同盟にあらずして支那の統一を以て目的とするものなり卽ち約法を基礎として全國の政治的統一並に名實具備せる中央政府を樹立せんとする孫文氏多年の計畫に對し張作霖氏の同意を求めたる次第なり以上廣東政府の提議に對し張氏が如何なる回答を與へたるやに就いては余は今日之を明言するの自由を有せず但し殘る所は吳佩孚の向背如何の問題のみとなりたるは事實なり尙ほ余の見る所を以てせば妨害傳へらるる張氏と日本との提携說は事實にあらず張氏は滿洲に於ける支那の利益の擁護者を以て自任し居れり(時事、拾六日)

▲財政部務代理就任　(北京電報十八日發　東方通信)　十七日附を以て錢世銘氏財政總長部務代理に就任する旨の通告が發せられた(日日、二十日)

▲鮑內閣は流產か　(北京特電十八日發)　鮑貴卿內閣の成否は直に徐總統の立場に重大なる影響を與へるので徐總統は是が非でも鮑內閣をものにせんと腐心して居る十八日顏代理總理は徐總統に會見し閣議の結果をもたらして總辭職を申しいでた所徐總統は是に對し暗に鮑內閣の成立に確信を有する旨をほのめかしたといふ昨今總統府側では鮑內閣は必ず成立すべしと云ひ其顏ぶれは內務齊耀琳、外交顏惠慶、財政張壽齡、陸軍王占元(又は張景惠)海軍

李烱新、農商王士元、教育湯國詮、交通高梁蔚の諸氏と云ふ奉直聯立内閣だと盛んに宣傳を始めたがこれによつても徐總統の意思をうかゞふ事が出來るしかし當の鮑貴卿氏は今なほ内閣が組織する意思は無いと云つて居る此間の消息通は曰く徐總統が極力鮑内閣の成立につとめて居るのは裏面に鮑氏の傀儡として放責世凱の故智に倣つて總統政治をやらうとの魂膽があるので鮑氏もこの間の消息を知つて居るから就任を肯じないのだと又張作霖氏が梁士詒氏を罷免するならこの後繼者としては必ず梁氏以上の人物でなければならぬと唱へて居るから其成立は甚だ困難なるべく結局流産に終り頗惠慶内閣あたりに落ちつくであらうと(日日、二十日)

▲英國議會に訴ふ（廣東東方十七日發）廣東非常國會議員等連名を以て英國上下兩院に左の意味の電報を發せり

我等は貴國を法治の先進國として尊敬しつゝありしが今次香港に於ける船員罷業事件に關し同地政廳の執れる手段公平を缺き船員に高壓を加へ爲めに罷業一箇月に亘れり當時交通斷絶と生活上の關係より在香港支那有產階級者が陸路廣東に引揚げの途中英國軍艦の邀擊を受け死者三名及び負傷者多數を出せり今次の罷業に際し在香港支那人は秩序を嚴守せるに拘らず政廳の壓制甚しく遂に無辜の民を殺すに至れるは我國民の憤慨措く能はざる所なると共に貴國の爲に執らざる所なり貴院より英政府に注意を促され度し云々(時事、貳拾日)

▲統一問題を中心に（二十日北京特派員發）内閣問題は未だ解決しないが時局は區々たる内閣問題を離れて根本的南北統一問題を中心として發展せんとする傾向を示して居る奉天方面よりの消息に依れば廣東政府の代表伍朝樞氏と張作霖氏との間に商議された南北統一に關する基礎條件としては

一、總統承認問題

現總統の任期は明年十月で終了する筈で南方は固より之を認めて居ないが新に之を承認して南方の政府を取消し新國會の招集を俟ちて別に總統を選擧する事

二、國會處分問題

新國會の成立と同時に舊國會を改めて憲法會議とする事併し人員に制限を加へ互選の方法に依る事

三、廢督裁兵問題

督軍を廢し全國を六大軍區に分ち南北に三區宛を設け每區軍督一司令四支隊を置く省長知事は民選とし中央より任命する事

四、南北統一會議

天津に南北統一會議を開き南北各十二名の代表を擧げて組織する事

之で大體双方の意見一致し伍朝樞氏は右の意嚮を携へて廣東に歸り西南六省の同意を經たる上代表を派遣する順序だと傳へられて居る併し新國會召集の點に就て双方が如何なる程度で折合ひたるか明白でなく徐總統の讓に發表した新國會召集督促の通電は之を見越したものだと云ひ或は何等關係なく却て牽制の爲に出されたる者たと傳へられるが何れにしても徐總統の立場が非常に困難で奉天と廣東の默契に依る南北縱斷的統一の計畫から徐總統は全然見離された形である(朝日、貳拾參日)

▲南北統一の協定（上海特電廿五日發）來天廣東間に協定された條件は次の如くであると傳へられて居る

一、本年夏を期して南北統一を宣言し專ら徐世昌、吳佩孚兩氏に對抗すること

二、孫文氏を大總統、段祺瑞氏を副總統となし孫氏は武昌に段氏は北京に都讀し徐世昌、吳佩孚氏の沒落を俟つて孫文氏は大總統の名義を以て各國歷訪の途に上り其間大總統は副總統が代理すること

三、曹錕、張作霖兩氏は從來の實力と勢力均等の保持を整明し今後主動者の地位に立たぬこと

四、法律問題については廣東側は第一及二期の國會を犧牲とするか民國六年の憲法を復活することを要求すること

五、各省は聯省自治制を施行し現在の督軍を悉く省長と改むること(日日二十七日)

▲梁總理居据らん（北京特電廿四日發）天津にある梁士詒氏は四月二日の請暇滿了を以て北京に乘込み再び國務總理の椅子に座るかも知れないと云はれて居る梁氏復職の魂膽として傳へられる處に據ると梁氏が復職すれば徐總統は居堪らず辭職すべく其結果梁總理は約法により一時大總統の代理となる順序だから梁氏は其時こそは代理總統の地位を利用して直隸派に仇を

報じ南北統一を實現しようとしてゐるのだと云はれて居る徐總統が二十五日夜張作霖曾遍吳佩孚三氏に入京を求めた主なる目的は梁總理復職の實現を未然に阻止するにあるのだが果して右三氏が入京するか甚だ怪しい若し傳へられるが如く梁總理の復職が事實となつて現れれば北方の政局は大混亂を呈するかも知れない支那側の大多數の識者が奉直戰爭は到底避ける事は出來ないと斷言して居るのは如上の觀察に基いての事らしい（日日、二十七日）

▲廣東の陰謀尙止まず（上海特電二十七日發）　廣東に於ける陰謀事件は廣東政府の嚴重なる取締あるにも拘らず尙ほ終熄するに至らず其後の情報に據れば大膽にも廣東軍總司令部に放火せしものあり廣東市中に於ける陰謀團の巢窟に於て小銃二百及び多數の彈藥を押收したるが未だ犯人を逮捕するに至らず目下銀五萬元の懸賞附にて陰謀の首魁を搜索中なり尤も廣東政府は香港に於て秘密結社を組織せる楊永泰（北京政府と通ぜる政學會の領袖）を以て今回の陰謀の首魁の一人と推定し居れるが未だ確證を擧ぐるに至らず若し的確なる證據を捕捉せば廣東政府は直に香港政廳に對し香港を以て政治的陰謀の發源地とせば點を指摘し嚴重なる抗議を提出する筈なり尙ほ香港政廳は今回の陰謀事件に就き全然傍觀的態度を持し居れるも政治的亡命客の保護に就いては既定の方針を變更せず從つて單なる推定を以て香港滯在中の楊永泰一派に退去命令を下すが如きことは萬々之なからんと信ぜらる（時事、二十八日）

▲徐總統に具陳した張氏意見（北京特電二十七日發）　張景惠氏は昨日徐總統に謁して左の如く張作霖氏の意を傳へたり

（一）元首の地位に對しては相變らず之を擁護す

（二）過渡內閣の人選に就ては決して與からず

（三）西北問題に就ては須く統一會議を開催して之に善處す可し

（四）蒙古に關する防備計畫

（五）奉天軍關內引揚中止と其增派（時事、二十九日）

▲張氏意中を語る（奉天特電、二十七日發）　張作霖氏は二十五日夜奉天にあるわが主なる官民十六名をその私邸に招待し晩宴を張つたがこの內には曾て前例のないわが主だつた實業家數名をも交へた支那側からは主人張氏の外奉天省參議沖于漢氏一名しか列席しなかつた席上支那側は張氏の談話を外部に洩れしめざる樣非常に注意を拂つたゝめ一般に多大の注意を惹いてゐるが探知するところによれば大體左の如くである

今夕諸君をお招きせるは敢て他意あるのではない予が督軍時代から今日に至る凡そ七年間は日本の對滿政策に就き諒解に苦しんだ事がある彼の奉吉問題に對する際の如き夫であつたが併し夫は寺內內閣が成立するに及んで漸く諒解する事が出來た顧みて支那現下の國情を見るに民國成立以來既十一年しかも國內の紛糾現下の如く外國人の予に意見を語る者は皆支那にして尙今日の狀態を續くるに於いては二三年後には遂に列國干涉を見るの外はないと云つて居る時局の重大なる斯くの如くであつて見れば之に危險を伴つて居るのは勿論である併しながら時局が此處まで紛糾した事は偶々一面に於ては愈々國內の統一が可能となつて來たことを證するもので若し民國の將來を目下倫に活躍しつゝある歐米列國の爲に放任して置かば遂に列國干涉となり延いては支那を亡ぼし又日本をも亡ぼす事になりはしないか予は此時局に立つて敢て國內統一の爲に奮鬪しようとするのである奧佩孚氏の如き問題ではない東三省と日本との關係は云ふまでもない從つて予が日本に對する關係も同樣である奉天には予の一族郎黨を悉く置いてある喬くば日本も予に力を致し以て予の志を成功せしめられたい予の成功及予を利用する事は卽ち日本の經濟的發展を促す結果とならうと思ふ予は以上の見地より斷然蹶起して國內統一の爲に猛進せんとするものであるから是非日本が援助せられん事を希望する更に現在東三省內の日支諸懸案に就て世間では行詰つて居るとか其他種々の取沙汰をして居るが予としては決してさうは思はない例へば興發公司の如き蒙古王の反對あり又國民一部の反對あり更に列國の非難あり延いて二十一箇條にまで及び來らんとして居る又哈爾賓取引所の如きも列國關係に牽制され更に吉會天圖兩鐵道の如き日本の徹底的援助さへあれば予としては何時でも決行するであらう而して又梁士詒氏は予が總理に推薦したもので是は小幡公使もよく諒解して居る予は山東鐵道の如きも日本から借款し借款鐵道たらしむる意嚮であつたが奧佩孚氏の反對あつた爲梁總理が現在の如き立場に陷り遂に予は彼に對して義理が立たなくなつた

と語り又營口牛莊等の釐稅を横奪せるにつき

外交團から予に抗議を持込んで來たが本來同鹽稅收入は四百萬元あり內二百萬元が北京へ納めるもので其殘額中に予が北京から貰ふべき金子があるので夫れを差引いて居るものに過ぎない將來或は別に納めるかも知れないが然し借款團から日本が取る割前は五分の一に過ぎないのではないか と暗に夫れ位の金に對して抗議などするものでないとの口吻を洩らしたこれに對し赤塚奉天總領事は次の如く述べた

日本が東三省を援護する事は當然である然しながら張氏が關內へ進めば列國との關係上日本は援護することは出來ない過般時局に對する張氏の立場については我々は張氏に同情して居るものである張氏も此際性急に事をせらるゝ事なき樣望むものである目下支那には三大人物がある張作霖氏、孫文氏、段祺瑞氏がそれである併し孫段兩氏は若し一度び戰つて敗るればそれ迄であるが張氏に至つては此の場合東三省に引揚げ來れば日本の擁護があるのである一度び敗戰するも捲土重來を期せられたい云々

これに對し張氏は再び立つて赤塚氏に感謝し若し萬一失敗するが如き事あらばその時は最う東三省には歸らぬであらうと答へたと云ふ以上張氏の演說が那邊までその眞意であるかは知りがたいがこれで見れば日本現下の張作霖氏に對する態度及び張氏が南北統一及び次期の大總統を狙つてゐることを知ることが出來る當夜招かれた我が實業家中張氏の招待を有頂天になつて喜び右の演說を眞に受けて得々としてゐた連中も少くなかつたが後で日本側を招請したと同樣近く他の列國人をも招待することを知つて苦笑したのは滑稽であつた（日日、二十九日）

▲支那改造協議　（二十九日奉天特派員發）　奉天派は張作霖氏と段祺瑞氏とが近來提携して南北統一を主張し奉天、安徽及び新舊交通系並に南方民黨の人物十數名が天津に會合して統一協議會を開きその上で南北混同して內閣を組織し且つ本年內に國民會議を開いて憲法を制定し次で正式國會を召集し支那を根本的に改造する意見であるが、この意見は前黑龍江督軍であつた朱慶瀾氏が此程廣東に赴き更に廈門に行つて孫文、陳炯明兩氏に傳へ奉天廣東兩派の意見は大分接近して居ることを支那紙は報道して居る（朝日、參拾日）

▲唐繼堯軍大勝　（二十七日國際北京發）　安南海防よりの報道によれば唐繼堯軍が大勝したとの情報が雲南省城に達するや留守司令官金煥廷は逃亡し雲南は全く無政府狀態に陷つたので日英佛三國領事は双方に對して外國人の生命財產保護及び省城を交戰地域外とすること等を要求したが唐繼堯軍は更に進軍を續け二十二日宣良を占領し二十四日遂に省城に侵入したと云ふ（朝日、三十日）

▲京奉線も其手に　（奉天特電二十八日發）　張作霖氏が關內に增派する奉天軍は表面二個旅團とするがその實二個師團に達するもので第二十七師の主力の外獨立第二十旅團になほ騎兵旅團をも增加するもので全部輸送のあかつき關內の奉天軍は將に六個師團に達するであらうそして新民屯駐在の第四旅は近日中輸送を始める筈である張氏は英國領事から正式に京奉線の輸送の承認を得たばかりでなく同線は今や完全に張作霖氏の勢力下にある（日日、三十日）

▲唐軍雲南占領　（上海特電二十八日發）　香港來電——雲南の順品珍軍は全部敗走し唐繼堯軍は二十七日宣良を占領し唐氏は二十四日雲南省城に進入つた省城の秩序は安全である（日日、三十日）

▲梁氏更に請暇に決定　（北京特電二十九日發）　目下天津にある國務總理梁士詒氏は四月二日の請暇滿了を期として斷然入京執務すべしと報ぜられてゐたが天津からの消息によると同氏は今回方針を變へ四月二日より更に又二十日間の請暇をなすに決定したと（日日、三十一日）

外交關係

▲滿鮮國境貿易の特惠稅率を廢す　（北京特電二十八日發）　北京政府は帝國公使館に對し次の如き公文を寄せて來た

支那は一月八日附大總統令で聲明した通り來る四月一日から露支國境陸路貿易の特惠稅率を廢止するが日支兩國の滿鮮國境に於ける陸路貿易の特惠稅率は右の露支條約に均霑したもの故之も四月一日から廢止する

之に對し小幡公使は本國政府に請訓をしたが日本は滿鮮陸路貿易の稅率は支那の云ふが如く露支條約に均霑しただけのものでなく東支鐵道に關する契約

中にも明文があるもの故支那の云分を聽く譯に行かぬと拒絶する事になるだらうと傳へらる(日日、一日)

▲安東陸關稅問題　(二十八日北京特派員發)　支那政府は露支陸路通商に於ける三分の一減稅規程(咸豐六年の露清條約)が滿期に達したのを機會に之を廢棄し正式政府との間に條約の改正を見る迄現行の輸出入稅を課する事となり四月一日より之を實行すべき旨義に命令を以て布告したが安東鮮に於ける日支貿易の三分の一免稅規程も亦之に準據して當然に廢棄したき旨去る二十四日外交部より小幡公使に通告して來た併し之は全然根據なき主張で日支貿易の免稅に就ては日支間の條約上明文があり一方ハ意思を以て濫りに破棄ル宣言し得べき筋のものでないのみならず右の條約は千八百九十六年の東清鐵道に關する露支條約中の陸路通商免稅規程に均霑したもので支那政府自身民國九年中曾て東清鐵道條約を尊重する旨各國に聲明した事實もある位で勞意味を成さんから日本政府は此理由を以て支那の要求を拒絶する事となるであらう(朝日、二日)

▲青嶋土地拂下抗議　(北京特電二日發)　英文北京日報其他の支那新聞は「青島に於ける日本官吏が膠州灣の官有又は公有地を日本人に拂下げ以て今回の山東問題協定に從ひ是等一切の官公有地を支那に還附することより免れんと欲しつゝあり斯くては膠州灣還附も單に名のみにて其實なきことゝならんと」等と報道を掲げ且つ外交部は既に之に關し日本公使に抗議を提起すると共に一方駐日支那公使をして日本政府に抗議せしむる所ありたりと云へり(時事、三日)

▲支那に武器を積出す可らず　(華盛頓電報六日發國際直電)　大統領ハーヂング氏は支那に武器を積出す事を禁止する旨布告した(日日八日)

▲日本の二重外交實例　(上海特電七日發)　二重外交の弊を痛論せる我が時事新報の社說(六日)の全文が東京來電に依つて傳へらるゝや上海に於ける內外人は之に對して多大の注意を拂ひ就中荷も支那に於て國交を妨ぐるが如き動作に及ぶものを發見せんには陸軍軍人と雖も斷じて之を陸軍部內の處置に一任せず嚴重なる制裁を加ふべしとの點は暗中飛躍者流に對し甚大なる衝動を與へしもの、如し所謂暗中飛躍は歷史電報せる如く專ら安福派の南北媾和計畫に關聯するものにして假令は一、兩廣戰爭當時北京政府より陸榮廷氏に輸送せんとして上海にて拘留されたる小川丸積載の武器彈藥を買入れ之を安福派及び民黨の湖南乘取り運動に使用せんとする張敬堯一派の暗中飛躍の如きは某方面と或種の關係ありしやに傳へられ又二、過般段祺瑞氏が北京より天津に脫出せる當時青島に於て段祺瑞再起運動に奔走し居りたる張敬堯氏等は段氏脫出祝賀の意味を以て我青島守備軍の幹部連を招待し午後一時より十二時まで十一時に亘る馬鹿氣たる盛宴を張り之が爲め支那平和論者をして膠州灣租借地に於ける日本軍閥は安福派の有力者と提携して同租借地を政治的陰謀の策源地と推定するに至らしめたる事實あり又三、安福派の運動とは關係なきも支那某地に於ける露國過激派と提携せる某國人等某國關係の手にて處分し得ざる事實は進んで支那某地に駐在せし某國軍人の小刀細工に其源を發するものなりとの說あり要するに當局側の辯明あるにも拘らず支那各地に於ける日本の二重外交の實例が頻々として傳へらるゝは遺憾なり但し上海日本總領事館は二重外交の疑ある運動は十分之を取締り居れり(時事、八日)

▲山東沿線都市を自開商埠とする　(在米支那公使館の聲明書)　山東鐵道沿線の都市開放に關し在米支那公使館は支那政府の意嚮を通告する形式の下に二月十七日附を以て左の如き聲明書を發表した

支那政府は山東問題の解決に鑑みて海外貿易の發展を圖る目的を以て近き將來に於て自發的に山東鐵道沿線の適當なる都市を自開商埠として各條約國國民が支那政府に依つて公布せらるべき條例の下に貿易及居住し得べく開放せんとする企圖を實行せんとしつゝある(日日、拾日)

▲二重外交廢止請願　(上海特電九日發)　昨年上海に於て第一回總會を開催せる在支日本人商業會議所聯合會は本年五月下旬或は六月上旬大連に於て第二回總會を開催することに決定せるが大連商業會議所側は總會に於て二重外交反對の決議を爲し聯合會の名を以て帝國政府に請願せんとする意嚮あるやにて此程其希望を非公式に在上海某有力者に傳達し來れり但し大連商業會議所は種々の關係上、自ら二重外交廢止請願案を提出し得ざる立場にあるを以て上海日本人商業會議所が進んで同案を總會に提出せんことを希望し來れり本問題に就き上海日本人商業會議所は來る四月に行はるゝ役員の改選後、何れとも方針を決する筈なるが上海側の決意如何に依つては或は在支日

本人商業會議所は結束して二重外交反對運動を開始するに至らんかと觀測さる（時事、十日）

▲話しはあつたが拒絶した（上海特電九日發）　我駐支武官が目下上海にある大倉組の代表者岡田有民氏を通じ小川丸積載の彈藥百七十萬發を湖南軍總司令趙恒惕氏に供給せんと計畫してゐるとの噂に對し問題の岡田有民氏は予（村田特派員）に辯明を試みて曰く

先月廿五日頃據て知り合の湖南人某から目下上海に抑留されて居る彈藥百七十萬發を湖南に送る事は出來まいかとの相談を受けたのは事實である夫に對し自分（岡田氏）は日本の對支方針が支那政局に絶對不干渉なる旨を語り強ひて欲しいならば自分のやうな商人に相談する前に日本當局に掛合つて見ては如何と答へた處湖南人某は然らば北京公使館附武官東少將に電報で掛け合つて吳れとの依賴であつたが自分としては此依賴も亦拒絶したと尙上海駐在海軍武官北岡少佐は曰く

抑留彈藥の始末に就ては私の處へも其話を持掛けて來たが日本の對支方針は既に聲明せられて居る通りであるから此種の行爲は一切許されてないと拒絶した

と又上海駐在陸軍武官鈴木大尉は曰く

そんな話が支那人側から持出されたのは事實だが一言の下に拒絶した又目下稅關の保管に屬して居る小川丸の彈藥は領事館の證明なしには持出されるものではない云々（日日、十一日）

▲澳門境界問題（廣東東方廿七日發）　支那紙所報に據るに葡萄牙公使フリエッド氏は二十五日交涉員李錦綸氏に伴はれ歸國挨拶の爲め陳炯明氏を訪ひ今回歸國の上澳門境界問題解決方法を本國政府と打合せる上に於て一は其進行に便にせん爲め一は本國人民の感情を融和せん爲め廣東政府に向ひ今後約六箇月間銀坑に水上警察を設けざる事を承認せん事を要求せるが陳炯明氏は其意を諒諾せしよりフリエッド氏は滿足の意を表し不日歸國の途に就くべしと（時事、拾參日）

▲二重外交を辯明す（上海特電十三日發）　北京公使館附武官東陸軍少將は二重外交に就き一外國通信社に對し聲明書を與へ本日上海の英字新聞は其全文を掲載せり其大要は

一、日本軍人が段祺瑞の北京脫出に關係せりとの說

二、張作霖氏の顧問本庄陸軍大佐の暗中飛躍說

三、湖南に對する武器の密輸入說

等を否認し最後に

四、日本政府は支那政府に對し嚴正中立の態度を持するものにして日本國民の輿論亦然りと云へり

右の聲明書中陸軍側の最も心痛する所は之に對する武器彈藥密輸入に關する素破抜きにして現に在北京某重要人物（陸軍側）は在支一新聞紙上に於て今回の軍器問題の出所は在上海船津總領事が本省に打電したるものなりと明言し激烈なる口調を以て外務省を攻撃し二重外交の弊を遺憾なく暴露し居れり（時事、拾四日）

▲佛國抗議提出（十四日國際直電北京發）　最に支那政府が交付したる支國境陸路貿易稅三分の一減稅其他の特權廢止は千八百九十六年の東支鐵道敷設及び運行契約を無視するものであるから佛國公使は同鐵道の株主たる露亞銀行公司及び支那政府に對し抗議を提出せしめた（朝日、拾五日）

▲天津駐屯米軍撤退（華盛頓特電十三日發）　次年度の米國陸軍豫算は節約を厲行する計畫にて將校及び兵士を併せて十二萬六千の兵力を支持することゝせり政府の十五萬說は採用せられず又同案に據ればパナマ運河地帶駐兵は五千布哇駐兵五千に制限し支那天津駐屯の第十五米國步兵隊は全部引揚げて交代せずとあり陸軍卿は右の守備隊制限に關する提案を以て遺憾なりとし議會は軍隊の配置に關する立法權を有せずとの說を支持し居れり本案に就いては議會に於て激論起る可しと期待せらる（時事、拾五日）

▲王寵惠の華府會議報告演說（北京特電廿五日發）　華盛頓會議支那全權王寵惠氏は昨朝徐總統に謁して會議の詳細なる報告を爲すと共に昨夜外交部の大歡迎會に臨み一場の報告演說を爲したり其一節に曰く華盛頓會議は決して支那を援助せんが爲めに開かれたる會議にあらず從つて國民の不滿足とする所も少からざる可きは止むなし吾人が最も重要視したるは關稅問題山東問題二十一箇條問題の三者なりしが右の中山東問題は會議の主要目的を逸する上より見て之を會議外にて交涉するの外なかりしなり尙之を會議にて討議せんか必ずや日支兩國孰れかの脫退を見たるべきを以てなり二十一

箇條撤廢問題の如きに至りては米國人中、其の條約の內容の如何なるものなるかを知るもの殆ど皆無の有樣にて啻か騷げり斯くて若干の成績を擧げ得たる所のものは決して他國に依賴して能く得たるものにあらず依賴心の賴む可からざるを痛感したり吾人は須らく獨立獨行以て內政の整頓、國力の充實を期す然る後、初めて能く對外方策を立て得るものなることを力說せざる可からず尙ほ王氏は徐總統に對しても支那國家の急務は義兵と理財との二者にあることを熱心に提言せるが司法總長の就任に就いては辭して之を受けず（時事、拾七日）

▲滿鮮國境貿易課稅問題（北京東方十五日發）滿鮮國境貿易免稅特權取消通告に付き小幡公使は去る九日外交部に抗議書を提出せり（時事、十七日）

▲山東受取の實力なし（十八日上海特派員發）中華新報主幹張季鸞氏は山東を視察して歸つて支那の青島受取の困難を論じて居るが支那人は口先で抽象的に憤慨するが實際の調査や實力の準備が出來て居ない故に青島受取となつて困難多く今後の維持亦困難だ、又受取に當り日本は鐵道の修繕改良費、鹽田價格等を含みて八千萬乃至一億元の要求をするらしいが華府會議代表が輕卒に價格を附した鹽田の如き高くて支那商買が到底經營出來ない、委員會開催の如き第一に價格問題が難關とならう次に山鐵等備問題は日本が撤兵し支那が之を引繼く筈だがその時備隊は尙編成出來ず而も青島附近に大土匪出沒しつゝあるから交代の際鐵道保護、青島の保安維持は支那の信用の爲め一大問題故今後全國民は之に向つて努力するを要す云々（朝日、貳拾日）

▲威海衞主權還附（上海特電廿二日發）英國政府から威海衞に達した報道に依ると英國は威海衞に於ける英國の全主權を還附することに決した但その島は英國軍艦の夏季碇泊地にして保存することに決し尙英國支那委員會を組織して同地に於ける外國人の權利を保護せしむる事を支那政府に建議する事とした（日日、二十四日）

▲佛の廣州還附考慮（北京東方廿四日發）最近駐佛公使陳籙氏よりの報告に據れば佛國政府は英國が九龍を日本が大連灣を支那に還附するまで廣州灣還附に就きては更に研究考慮する事に決せりと（時事、貳拾六日）

▲威海衞根據地（ロンドン電報廿四日發國際直電）下院に於ける海軍豫算案討議中海軍省政務次官アメリー氏は述べて曰く威海衞の海軍根據地は數週間內に全部撤廢したい意嚮である（日日、二十七日）

▲日本軍用電信管理問題（貳拾八日長春特派員發）日支軍事協定に依り北滿洲齊々哈爾、興高綏間に於ける日本の軍用電信を廢止之を支那に讓りて管理せしむることが元來相互間に於ける協定文書の條項第一款中に記載されある所なるが哈爾賓日本駐屯軍司令部長永尾氏が之に反對した爲一箇年を經ゆるも尙解決するに至らなかつたが、今回黑龍江省吳督軍は此事は全協定に根據して提議したものとして永尾の反對は理由なきものとして特に中央に申請し日本に對し抗議し原約に基き急速辨理方を請求した（朝日、貳拾八日）

▲撤兵大體議了（二十八日北京特派員發）山東撤兵の交涉は二十八日の會議で撤兵其事と之に伴ふ財產の處分に就ては支那側の承認を經たので大體解決したが支那側の消息によると居留邦人の保護に關し日本の要求せる沿線配置衞所の開放に關し支那側では濟南及周村以外の開放に同意しなかつたと傳へらる（日日、二十九日）

▲山鐵價額當然（北京電報廿七日發東方通信）二十七日各支那新聞の所報によれば王正廷氏は二十五日國民聯合會代表と會見し山東案善後方針に關し左の如く語つた

一、山東鐵道會社は人民よりの主動的組織は事實上困難なれば既に善後督辨公署と農商部と會同して之を組織するに決した

二、鑛山鹽田も將來會社組織とし日本人の持株は其半數を超過せしめない

三、青島市政は市民より委員會を組織して之を行ふ

更に國民聯合會代表等が「日本は山鐵買戻し價額を三千萬元以上に增加すべく種々の口實を作りつゝあるも國民はこれを承認しない」と述べたるに對し王正廷氏は該三千萬元は日本がドイツより搬承せるものに對する價額にしてその後日本は新たに車輛建築物等を增加して多額の經費を費しをればこの價額をも計算せればならぬと說明した（日日、二十日）

▲朱兆莘氏駐英公使か（二十八日國際直電倫敦發）駐英支那公使顧維鈞氏は華盛頓會議に關する報告のため近く歸國する筈だが再び歸任する事はあるまいとの說が盛んである右に關し早くも後任公使として朱兆莘氏の名が喧傳されてゐるがこれ恐らく顧維鈞氏の華盛頓會議に行つてゐた留守中氏

が代理公使として社會に好評を博しその機智に富んだ愛國的演說が過去數箇月の間倫敦で人氣を呼んでゐたからであらう（朝日、三十一日）

財政經濟

▲英米の借款督促（七日北京特派員發）米國公使は煙酒借款（一昨年九月期限に達し本年三月二十日迄延期の期限）が達したので又英國公使は英國の有する借款中期限に達したもの八百四十萬元あるので何れも外交總長に對し償還の督促をした（朝日、九日）

▲債鬼門に滿つ（北京特電七日發）英國公使アルストン氏は七日外交部を訪問し期限滿了の英國借款八百四十萬元の償還方法を要求し米國公使シュールマン氏は文書を以て外交部に對し是亦期限の來た米支煙酒借款の償還方を要求したが北京政府では是等に對して目下財政窮乏の極にあるから暫く延期して欲しいと哀願した又張財政總長の天津落の報傳はるや吳佩孚氏の代表を始め在北京の各軍代表連は軍費を取らうとして財政部に殺到したが財政部は空家同然で文句の言ひやうがない有樣で吳佩孚氏代表等は直接徐總統に會見して要求したが徐總統も返事に困つて居ると斯る有樣で當支那有識者は現在の財政的危機は內閣問題等より數等重大で近い中に變動が起りはしまいかと憂慮して居る（日日、九日）

▲英米人の滿蒙發展計畫（北京特電九日發）日本が滿蒙に於ける各種優越權の放棄を聲明してより在支の英米人連は同地に對する發展を試みんと欲し寄り〳〵計畫しつゝありしが最近京津方面にある英米商人中の有力者數名は滿蒙投資調査の目的を以て既に奉天に赴き同地米國領事も之に協力して調査の歩を進めつゝあり其目指す所は滿蒙に於ける森林鑛山にある如く之が爲めには先づ支那人に產業經營の知識を與へざる可からずとして是等軍事以外一切の專門顧問及び技師を無報酬に供給せんとしつゝあり即ち彼等は少くとも文化實業の方面に於て日本の地位を奪はんとしつゝあり且つ近來日本商品の高價なるに鑑み英米獨等の商品が漸次滿蒙方面に又輸入されんとするに至れるは注目す可し（時事、拾日）

▲支那航空資金（倫敦ロイテル二十八日發）支那政府は航空事業發展に使用すべき資金を以てウイツカース航空借款の利子支拂に充てやうとしてゐるとの北京來電に關し倫敦タイムス紙市政記者は再び對支無擔保借款の問題を提起しヴイツカースマルコニ借款に對しても昨年支那政府が日本人及び支那人から借入れた時と同樣の解決法を講じ關稅を以てその擔保に引き充てる樣努力ぜん事を望むと（時事、拾參日）

▲支那に無線電信所（上海東方二十八日發）米國は日支無線電信借款契約の例に倣ひ上海に大無線電信局設置の計畫あり之に對し日英兩國より抗議ありしに係はらず着々進行しつゝありて其建設材料は全部既に當地に到着し現に當地滯在中の米國公使シュルマン氏は目下之に就き協議中にして北京政府の諒解を得て建設に着手す可しと尙同無線電信の豫算總額は七百萬元にして一千キロの電波を有し一萬八千哩の長距離に通ず可しと（時事、十三日）

▲航空業英支合辨拒絕（十三日北京特派員發）支那側の報ずる所に據れば英國公使は支那航空處の資金を英國から都合した關係上航空事業は英支合併で經營したい旨文書を以て交涉したが支那政府は主權に關するものとして斷然之を招絕した（朝日、十六日）

▲鹽稅差押は將來嚴禁（北京特電十四日發）各地鹽稅差押へに關する關係各國公使の抗議に對し外交部は回答して既に差押へたるものに就いては今更返還の方法なきも將來に就ては一切之を嚴禁する旨命令せりと云へり各國公使が之れにて滿足するや否やは不明なり（時事、十六日）

▲旅順要港部存廢問題（旅順特電十八日發）旅順要港部の存廢問題はワシントン會議を背景として早晩解決の氣運到來するであらうと稱せられて居るが今度三菱で旅順のドックを讓り受けたとの說があるが右は日本郵船の內地大連間に於ける航路の開設と相俟つて頗る興味を引いて居るが旅順ドックの經營に就ては橫濱ドック會社長阪本氏の斡旋大に與つて居ると傳へられる（日日、二十日）

▲鹽稅差押再抗議（北京特電二十五日發）鹽稅差押に對する再三の抗議に對し政府は毫も滿足なる回答を爲し來らざるに對し英國公使は參事官を洛陽に特派して直接吳佩孚氏に提議を爲さしめつゝあり然れども其効果や又遂に知る可きのみ（時事、二十八日）

支那職員錄

（民國十一年四月末現在）

北京政府

大總統府

大總統　徐世昌

國務院

國務總理（請暇）　梁士詒
署理國務總理　周自齊
外交總長　顏惠慶
內務總長　高凌霨
財政總長（請暇）　張弧
財政總長部務代理　錢世銘
陸軍總長　鮑貴卿
海軍總長　李鼎新
司法總長（未就任）　王寵惠
署理司法總長　董康
教育總長（未就任）　高炎
署理教育總長　周自齊
農商總長　齊耀珊
交通總長　葉恭綽
參議　張海若
同　曾彝進

同　袁良
同　涂鳳書
同　楊熊祥
同　徐恩元
同　許寶蘅
秘書長　于沖漢

秘書廳
同　張名振
法制局長　王耒
統計局　吳廷燮
銓叙局　三多
印鑄局　曹秉章
經濟調查局　李國筠
總裁　于寶軒
副總裁　趙連琪
同　郭則
僑務局
總長

副總裁　李　欽
監理特殊財產事務局
局長　李　欽
國史編纂處
處長　徐鳳書
全國水利局
總裁　李國珍
副總裁　孟錫珏
京畿衛戍總司令部
總司令　王懷慶
將軍府
將軍府事務管理　王士珍
平政院
院長　張國淦
審計院
院長　莊蘊寬
副院長　趙椿年
外交部
次長　沈瑞麟
政務司長　施紀常
通商司長　周傳經
條約司長　錢泰
英國公使　顧維鈞
佛國公使　陳籙
獨逸公使　魏宸組
丁抹公使　章祖申
瑞典兼諾威公使　施肇基
米國公使　胡惟德
日本公使　馬廷亮
代理公使　王廣圻
和蘭公使　唐在復
伊國公使　王景岐
白耳義公使　劉崇傑
西班牙兼葡萄牙公使　夏詒霆
ブラジル兼ペルー公使　王繼曾
墨西哥公使　刁作謙
玖馬兼パナマ公使　汪榮寶
瑞士公使　黃榮良
澳國公使　伍朝枅
智利公使　王正廷
山東善後事宜督辦　田中玉
同　會辦　顏惠慶
太平洋會議善後特別委員會長　汪大燮
同　副會長
內務部
次長　何熙曾
民治司長　呂鐘
職方司長　曾毓藩
警政司長　王揚濱
署理司長　李升培

土木司長　陳時利
禮俗司長　吳含章
衞生司長　汪希
京都市政公所督辦　高凌霨
同　會辦　薛之珩
服務處督辦　高凌霨
同　會辦　孫寶琦
同　殷鴻壽
籌備國會事務局委員長　徐世章
京都警察廳總監　孫堉
護軍管理處都護使　薛士珩
同　副使　紹英
步軍統領　王懷慶
左翼總兵　袁得亮
右翼總兵　申振林

財政部

次長　鐘世銘
同（請暇）　盧學溥
代理次長　周家彥
賦稅司長　袁永廉
會計司長代理　金兆蕃
泉幣司長　王世澄
公債司長　張競仁
庫藏司長署理　沈鴻昭
財政金融討論會長代理　李景銘

印花稅處總辦　李景銘
全國所得稅所總辦　孔祥熙
印刷局長　楊潤
平市官錢司監督　陳福頤
中國銀行總裁　馮耿光
農工銀行總裁　齊耀珊
全國農工銀行事務局長　王世澄
京師稅務監督處監督　劉鶴慶
崇文門稅局總辦　李鐘凱
左右翼稅局總辦　胡俊采
津浦全路商貨總捐局總辦　李清芬
京綏鐵路商貨總捐局總辦　顏世清
鹽務署督辦　張弧
同　署長　鐘世銘
稽核總所總辦　鐘世銘
同　會辦　甘薄
幣制局督辦　張弧
同　總裁　徐世章
全國菸酒事務署督辦　汪士元
同　署長　錢錦孫
稅務處督辦　孫寶琦
同　會辦　蔡廷幹
總稅務司　アグレン
償還內外短債委員會會長　董康

陸軍部

次長　金紹曾
同　韓麟春
軍衛司長　倪文翰
軍務司長　李鍾岳
軍械司長　干化龍
軍學司長　賈德耀
軍需司長　趙崇愷
軍醫司長　姜文熙
軍法司長　陳登山
京師憲兵司令　秦華
中央陸軍第一師長　蔡成勳
同　第二師長　孫傳芳
同　第三師長　吳佩孚
同　第四師長署理　陳樂山
同　第五師長　鄭士琦
同　第六師長　齊燮元
同　第七師長　吳新田
同　第八師長　王汝勤
同　第九師長署理　陸錦
同　第十師長　盧永祥
同　第十一師長　馮玉祥
同　第十二師長　陳光遠
同　第十三師長　王懷慶
同　第十六師長　鄒芬
同　第十八師長　盧金山
同　第十九師長　楊春普
同　第二十師長　閻治堂
同　第二十一師長　田頌堯
同　第二十二師長　唐廷牧
同　第二十三師長　王承斌
同　第二十四師長　張福來
同　第二十五師長　蕭耀南
同　第二十六師長　曹錕
同　第二十七師長署理　張作相
同　第二十八師長　汲金純
同　第二十九師長　吳俊陞

〔備考〕各省及中央陸軍混成旅は之を省略す

直魯豫巡閱使　曹錕
同　巡閱副使　吳佩孚
同　參謀長　李濟臣
東三省巡閱使兼蒙疆經略使　張作霖
同　參謀長　許蘭洲
蘇皖贛巡閱使　王士珍
兩湖巡閱使　吳佩孚
粵邊防務督辦　陸榮廷
東省鐵路護路軍總司令　孫烈臣
長江上游總司令　孫傳芳
虎門長州要塞司令　李祥祿
閩口要塞司令　馬步雲

海軍部

次長　徐振鵬
軍衡司長　王寵惠
軍械司長　吳鼎昌
軍學司長　李景曦
軍需司長　錫永謙
軍法司長　鄭寶菁
海軍總司令署理　蔣極
同　參謀長　何品璋
海軍第一艦隊司令暫行代理　林建章
海軍第二艦隊司令署理　杜錫珪
海軍練習艦隊司令署理　楊敬修
海軍吉黑江防司令　王崇文

參謀本部

總長　張懷芝
次長　蔣雁行
陸軍大學校長　賈賓卿

航空署

署長署理　潘矩樓
京滬航空線監理局等備處長　陳虹
京漢同　穆文善
東三省航空處長　喬唐雲

司法部

次長　羅文幹
代理次長　湯鐵樵
民政司長　林志鈞

刑事司長　潘元數
監獄司長　王文豹
修訂法律館總裁　江庸
大理院長　董康

教育部

次長　陳垣
普通教育司長　陳寶泉
專門教育司長　范鴻泰
社會教育司長　高步瀛
北京大學校長　蔡元培
中央觀象臺長　高魯

農商部

次長代理　黃炎
鑛政司長　邢端
農政司長　黃藝錫
工商司長　王治昌
漁牧司長　汪楊寶
林務研究所兼棉業處長　黃藝錫
勸辦實業專使　曹汝霖
修改通商進口稅則委員會主任　蔡延幹
同　副主任　周傳經
同　賴發洛
同　周典弼
同　施弼

交通部

次長　鄭洪年
路政司長　劉景山
郵政司長　劉符誠
航政司長　胡礽泰
署司長
技監　沈琪
同　李大受
郵政總局長　徐世章
同　總辦　佛國人　鐵士蘭
同　總辦代理　同　魯士　葉恭綽
交通大學校長
蒙藏院
總裁　那彥圖
庫烏科唐鎮撫使公署
鎮撫使（暫行代理）　李垣
駐藏辦事處
辦事長官　陸興祺

地方政府

京兆

京兆尹　孫振家
京兆自治籌辦處長　孫松齡
財政廳長　孔昭焱
永定河河務局長　張樹棚
北運河同　上　王廕延

直隸省

督軍　曹錕
參謀長　趙玉珂
天津鎮守使　趙玉珂
蘭榆鎮守使　殷本浩
冀南鎮守使　周符麟
口北鎮守使　譚慶林
省長　曹銳
政務廳長　陸長佑
交涉員　祝惺元
財政廳長署理　王之杰
教育廳長　孫鳳藻
實業廳長　敎智怡

熱河

都統　汲金純
朝陽鎮守使　段貴
政務廳長　李心曾
交涉員　張冀廷
財政廳長　欒駿聲
熱河道尹　馮夢雲

察哈爾

都統　張景慶
參謀長署理　王茲棟
察東鎮守使　陳錫武
察西鎮守使　喬建才

財政廳長　蔡廉
實業廳長　章啓槐
興和道尹　劉恩格

奉天省

督軍　張作霖
參謀長　喬庶雲
洮遼鎮守使　關朝爾
政務廳長　魁陞
交涉員署理　修元
財政廳長　王永江
實業廳長　談國桓
教育廳長　謝蘅昌

吉林省

督軍　孫烈臣
參謀長署理　吉興
吉長鎮守使　張九卿
延吉鎮守使　劉香九
依蘭鎮守使　孫烈臣
省長　王樹翰
政務廳長　孫其昌
交涉員　榮厚
財政廳長　周玉柄
教育廳長　馬俊顯
實業廳長

黑龍江

督軍　吳俊陞
參謀長署理　王樹常
黑河鎮守使　巴英額
安泰鎮守使　張奎武
呼倫貝爾鎮守使　張明九
省長　吳俊陞
交涉員　譚士先
政務廳長　史紀常
教育廳長署理　于駿興
實業廳長署理　張星檢

山東省

督軍　田中玉
參謀長　胡翊儒
兗州鎮守使　何鋒鈺
曹州鎮守使　張培榮
鎮臺鎮守使　陶恩澄
省長　韓國鈞
政務廳長　王鴻遇
交涉員　施履本
財政廳長　周嘉琛
教育廳長　覃壽堃
實業廳長　田步蟾

河南省

督軍　趙倜
參謀長　胡大同

歸德鎮守使　寶德全
豫西鎮守使　丁香玲
南陽鎮守使　李治雲
省長　張鳳台
政務廳長　孫世偉
交涉員　謝銓庭
財政廳長　王光第
教育廳長　李步青
實業廳長　張之銳

山西省

督軍　閻錫山
參謀長　趙戴文
晉南鎮守使　張培梅
晉北鎮守使　張樹幟
省長　閻錫山
政務廳長　楊兆棠
財政廳長　朱善元
教育廳長　虞銘新

綏遠

都統　馬福祥
政務廳長　王國柱
財政廳長　吳本植
實業廳長署理　段永新

江蘇省

督軍　齊燮元
參謀長署理　劉玉珂
松滬護軍使　何豐林
江寧鎮守使　宮邦鐸
蘇常鎮守使　朱熙
通海鎮守使　張仁奎
淮揚鎮守使　馬玉仁
徐海鎮守使　陳調元
海州鎮守使　白寶山
省長　王瑚
政務廳長　朱文劭
交涉員　許沅
財政廳長　殷家熾
教育廳長　胡家麒
實業廳長　張軼歐

安徽省

督軍　張文生
參謀長　鐵廣
皖南鎮守使　馬聯甲
皖北鎮守使　宋植楫
省長　許世英
交涉員　何炳麟
財政廳長　阮忠植
教育廳長　楊乃康
實業廳長　高炳麟

江西省

督軍　陳光遠
參謀長　劉宗紀
贛東鎮守使　岳兆麟
贛南鎮守使　張之傑
贛西鎮守使　方本仁
贛北鎮守使　吳金彪
省長　趙從蕃
省長署理　楊慶鎏
政務廳長　郝爾秦
署財政廳長　董錫成
教育廳長　李金藻
實業廳長　高蔭昌

福建省

督軍　李厚基
參謀長　張哲培
廈門鎮守使　唐國謨
汀漳鎮守使　臧致平
省長　李厚基
政務廳長　許逢時
交涉員　王壽昌
財政廳長　費毓楷
教育廳長　王逸曾
實業廳長　李厚恩

浙江省

督軍　盧永祥
參謀長　范毓寶
嘉湖鎮守使　王桂林
寧台鎮守使　沈金鑑
省長　馮學書
政務廳長　袁思永
交涉員　陳昌毅
財政廳長　夏敬觀
教育廳長　袁雲韶
實業廳長

湖北省

督軍　蕭耀南
參謀長　方日中
漢黃鎮守使　杜錫鈞
施宜鎮守使　趙榮華
蒲通鎮守使　張聯陞
襄鄖鎮守使　劉承恩
省長　鄧振璣
政務廳長　陳介
交涉員　鄧焯
財政廳長　路孝植
教育廳長　周英杰
實業廳長

陝西省

督軍署理　馮玉祥
參謀長署理　劉驥

陝西軍務幫辦　吳新田
潼關鎮守使　張錫元
陝南鎮守使　劉寶善
陝北鎮守使署理　劉鎮華
省長署理　祝鴻元
政務廳長署理　薛士遷
財政廳長　沙明遠
教育廳長　王訥
實業廳長

甘肅省

督軍暫行護理　陸洪濤
寧夏鎮守使　馬鴻賓
甘州鎮守使　馬麟
涼州鎮守使　馬廷勳
隴東鎮守使　陸洪濤
隴南鎮守使　孔繁錦
河州鎮守使　婁建準
肅州鎮守使暫行署理　張永桂
甘邊寧海鎮守使　馬麒
省長　潘齡皐
政務廳長　洪延祺
財政廳長　張英華
教育廳長　林錫光
實業廳長　洪延琪

新疆省

督軍兼省長兼財政司法行政事務監督　楊增新
政務廳長暫行署理　易鵬一
軍務廳長護理　張遠鳴
伊犁鎮守使署理　牛時伯
交涉員　張紹震
財政廳長　潘文龍
署教育廳長　劉善圃
實業廳長　張毓鍵
同署理

四川省

督軍　劉存厚
參謀長　劉弼良
重慶護軍使　劉湘
瀘永鎮守使　楊森
嘉敘鎮守使　陳洪範
建昌鎮守使　劉成勳
忠萬鎮守使　鄧華玉
合川鎮守使　陳國棟
綏定鎮守使　但懋辛
酉秀鎮守使　余際唐
夔開鎮守使　陳能芳
順遂鎮守使　鄧錫侯
省長　熊克武
政務廳長　修承浩
交涉員　錢爲善
同　署理　劉照青

財政廳長署理　鍾志鴻
教育廳長　吳景鴻
實業廳長　夏循塏

廣東政府

大總統府

大總統　孫文
秘書長　馬君武

大元帥府（大本營）

大元帥　孫文
參謀長　孫昭楨
大本營文官長　胡漢民
同　政務處長　胡漢民
同　度支處長　林雲陔
同　兵站處長　吳介璋
同　警衛團長　陳可鈺
同　軍法處長　孔庚
同　建設處長　陳少伯
中央直轄贛軍總司令　彭程萬
北伐軍第一軍長　李烈鈞
同　第二軍長　許崇智
同　第三軍長　李福林

國務院（政務會議）

外交總長　伍廷芳
外交次長　伍朝樞
署內務總長　唐紹儀
財政總長　廖仲愷
財政次長　陳烟明
陸軍總長　程潛
陸軍次長　湯廷光
海軍總長　林永謨
海軍次長　徐謙
大理院長　李烈鈞
參謀總長　蔣尊簋
參謀次長　林森
非常國會議長　伍廷芳

廣東省

省長　程天固
財政廳長　朱卓文
兵工廠總辦　張景良
粵海關監督　孫科
廣東市長　陳策
虎門要塞司令　魏邦平
廣東衛戍總司令兼警察廳長　梁長海
國立銀行長　馬君武

廣西省

省長　楊愿公
財政廳長　許崇智
軍務處長　黃旭和
軍務處總務科長

軍務處軍務科長　許崇武

湖南省

湖南軍總司令兼省長　趙恒惕

湖南軍事委員會（十人）　謝國光　陳嘉祐　魯滌平　宋鶴庚　葉開鑫　盧　毅　谷正倫　王伯群

貴州省

貴州軍總司令　唐繼堯

中央直轄貴州軍總司令　吳現榮

省長　王九齡

雲南省

雲東軍總司令兼省長　龍雲

政務廳長　徐之琛

財政廳長　周鍾嶽

警察廳長　李升菴

外交委員

鹽運使

禁煙局會辦

支那

第十三卷　六月號　第六號

大正十一年六月十五日發行（每月一回一日發行）

目次

速に根本を確立せよ……一
上海會審衙門制度……二―一三
農商部登記濟商社……一三―一七
司法制度籌備計畫……一八―二五
山東關係協定……二六―三六
上海關稅改訂委員會抄報……三六―四一
上海英國商業會議所年會記事……四二―四三

時報

奉軍一敗地に塗る―蔡元培氏等の政治主張―舊國會の恢復―徐總統の辭職―贖路大會に於ける顧維鈞氏の演說……四四―五一

彙報

支那新聞重要記事――外交關係―國內要聞―財政と經濟―奉直爭覇戰
日本新聞重要電報――內政問題―外交問題―經濟問題……五二―七八

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

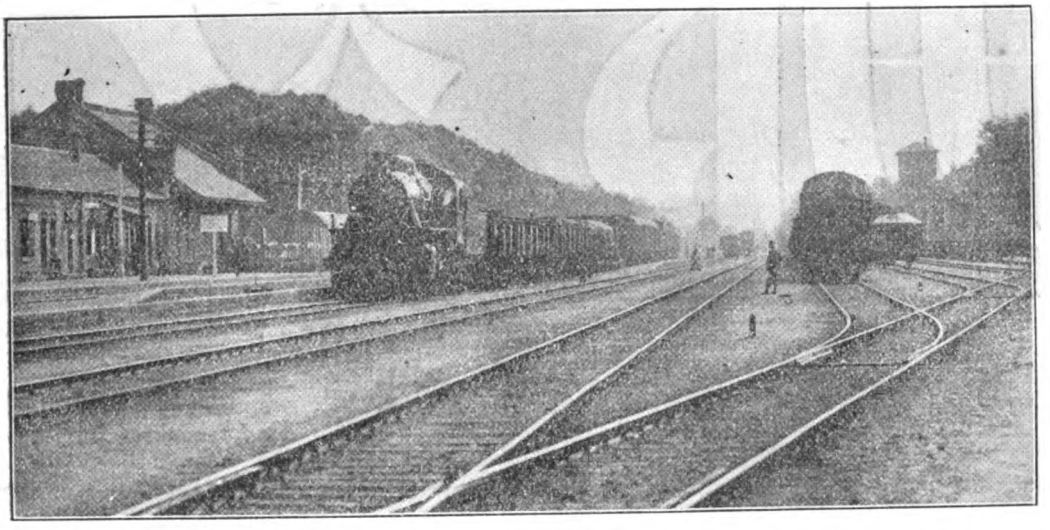

山東鐵道ノ中間張店驛

此レハ驛ノ湖田ヨリ驛ヲ博山經テ及ブ溜金炭鑛驛ニヨリ至ル鐵ル支山線ニ至アリル又支東線行アリス

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戸、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年六月十五日

第十三卷　第六號

速に根本を確立せよ

變轉極りなき支那の政局は奉直の抗爭より、一轉して徐總統の退任となり、更に黎元洪の復任、舊國會の恢復を見んとしつゝある、支那は民國以來內爭絕ゆるの時無く、而して其度毎に約法問題之れに關聯する國會問題が常に爭議の中心となり來つた

民國肇造の際決定せられた臨時約法は袁世凱によりて葬られ、其後一度恢復したるも再び停止せられ、今日に至るまで民國の根基たる約法の制定なく、立憲政體必須の國會無く、萬事混沌の裡に徒に內爭之れ事とせらるゝのみである

國內各勢力相爭ふも之れが是非善惡を判定すべき根本法がないのであるから、各自派の正當と適法を主張するのみにして、他より之が是非を批判すべき準繩がないのである

支那內爭の終熄と和平統一を求むる爲には、先づ適法に制定せられたる中華民國の根本法が緊要である、而して其後はそれに照して是非を鑑別し、之れを遵守するものを以て正とし、それを紊亂するものを以て邪とし、正を助け邪を攻むる事としなければならない

今や舊國會恢復により國內統一の曙光を見んとする有樣であるが、其上は速に此根本法を定めて、以て據る處あらしむる事が第一の緊要事であると思ふ、さうして此根本法さへ確立せば將來內亂や紛爭あるも比較的容易に解決する事が出來ると思はれる、故に吾人は今回幸にして國內統一を見ば斷然根本法の制定に努力せん事を切望する

上海會審衙門制度

沿革

會審制度卽ち混合裁判の制度は一八五六年歐洲諸國が條約により土耳其に設けたるを以て起原とすと稱せられ、現に其構成に多少の差異あるも支那土耳其の外埃及、Crete Samoa Burmah Borneo 等にも行はれつゝあり、而して上海に於ける會審制度は一八五八年の英淸間及米淸間の天津條約の規定に基き設けられたるものにして、米淸間條約第二十八條には

若し支那人と米國人との事に因て相爭ひ和平調處する能はざる時は兩國官員に於て公平に審理決定すべし

とあり又英淸間の條約第十七條には

（英國人と支那人間の訴訟の）領事官の調停に應せざるものは中國地方官と領事官と會同審辨し公平に判決すべし

とあり、共に双方の官憲立會の上審斷すべき旨を規定せるが、英國人は同條約の英文には

If disputes take place of such a nature that the Consul cannot arrange them amicably, then he shall request the assistance of the Chinese authorities that they may together examine in to the merits of the case and decide it equitably

とあり、必ずしも支那官憲と共同審理する事を要するものにあらずと主張しつゝありしが、其一八八六年の芝罘條約第二條に於て之れが補充的規定を設け上海に會審衙門を設けて外國人と支那人との間の訴訟事件を審理すべき事を明にせり

事實上上海會審衙門の設けられたるは一八六三年（同治二年）にして、當時の上海駐在英國領事 Sir Harry Parkes 最も熱心にこれが設置に盡力し、當初之れに充つべき建物無かりしより一時は英國領事館內の一部を貸與し、自ら支那官憲を指導して裁判事務を執行せしめたり

然れども當時は僅に前記條約の取極ありしのみにして、別に準據すべきもの無く、從つて實際に當つて不便少からざりしより一八六八年（同治七年）上海領事團と兩道臺と協議し、更に北京各國公使と總理衙門との交涉に移したる上、上海洋涇濱設官會審章程（Rules for the Mixed Court at Shanghai）十ケ條の制定を見たり

該章程は大體に於て埃及の混合裁判所の制度を模したるものにして、支那は同知格の委員を派し租界內に於ける支那人に關する民刑事件を裁判且執行し外國人と支那人との間の民事事件については其外國人所屬國の領事官又は其代

理權限を有する官吏立會の上にそれと同等の權利を以て裁判を行ふ事とせるものにして、只外國人雇傭の支那の人被告たる場合には先づ其雇主の屬する國の領事官に照會するの要あり、又刑事事件の重罪犯については豫審決定權を有するに過ぎざるものにして、該章程の全文は次の如し

洋涇濱設官會審章程

一、同知一員を選委して專ら洋涇濱各國管理租界地界內の錢債鬪毆竊盜等の訴訟事件を取扱はしむ

一、公館を設立し枷杖以下の刑具を備付し並に飲歇を設け凡そ支那人にして支那人を告訴し及外國人にして支那人を告訴するものは錢債と取引各事とに論なく均しく此に於て審理裁斷す

其審判の方法は支那の常例に照して之れを行ひ並に支那人に對し差押處刑等を執行す

一、事件の外國人に關係するものにして審理すべきものは必ず領事官委員と會同審問し或は外國一官吏會審す、若し事件支那人のみに關係し外國人に關係なきものは支那委員自由に審斷を行ひ各國領事官干與せず

一、外國人の使用又は延請の支那人にして訴訟事件に關係ある場合委員より該支那人の犯罪の情形を領事官に移知したる時は直に審理を要するものを引渡し庇匿するを得ず、但し其審問の場合には該領事官又は其派遣せる官吏の之れに立會ふことを許すべく事案外人に牽涉せざるものには干與するを得ず

一、支那人の重罪を犯し死罪又は流徒刑以上の刑に處するものは支那從來の例に於ては地方正印官より按察使に詳請し督撫より酌定奏咨す、上海縣の審斷に於て若し死罪に當るものあらば上海縣より同樣の手續を採るべく會審委員に於て獨擅審斷するを得ず

一、支那人犯罪人にして外國租界に逃避するものは該委員より人を派して拘引すべく縣票を用ひず又必ずしも再租界巡捕を用ふるを要せざるものとす

一、外支互控の案件の審斷は必ず兩者公平に約を按じて辦理すべく各意見を懷くを得ず、若し領事官管轄の外人なる時は約を按じて辦理すべく又領事官管轄下にあらざる外人なる時は委員に於て自ら審斷を行ふ但し此場合にも一外國官員をして陪審せしめ一面上海道臺に詳報し其査核に供す

若し兩造委員の所斷に服せざる時は上海道臺及領事官署に控告し復審を求むることを許す

一、領事ある國の外國人の犯罪は約を按じ領事官をして懲辦せしむ、領事なき國の外國人の犯罪は委員に於て罪名を酌擬して上海道臺に詳報し其核定を俟ちて一條約國の領事と商議の上酌辦す支那人の犯罪は該委員に於て輕重を審明し例に照して辦理す

一、委員は通事、繙譯、書記等を使用すべく是等のものは該委員に於て自由に招募す、又外人一二名を雇聘し管轄する領事官なき外國人の一切の事務を看管せしむ、管轄すべき領事官なき外國人の犯罪は該委員雇聘の外國人を派して隨時傳提管押せしむ

必要の經費は毎月道臺衙門に至り受領す
若し書記等にして虚詐索擾等の情弊あるものは嚴に從ひ究辦す
一、委員の事件を審斷し又犯人を捕縛するについては一帳簿を備へ捕縛審斷の模樣を逐日記入し以て上官の檢査に便すべし、若し辦理宜しからず又は惡名あるものは道臺に於て隨時罷免し別の員を派して接辦せしむ
一、委員の事件審斷に際し原告に於て訴辭を揑造して人を誣告せるものなること明となりたる時は外支人に論なく該委員に於て誣告者を嚴重に處罰すべし、其處罰章程は該委員に於て領事官と會同審定し道臺に詳報して決定し外支人一樣に律し不公平の事あるを得ず

元來當時上海には英米佛の三國居留地あり、各別に施政に任せしが一八五四年之等各居留地を統一して施政を行ふ事となりし後の一八六八年に前記章程の制定を見たるものなるが、其後佛國居留地獨立するや佛國租界にも亦會審衙門を設置する事となり、卽一八六九年(同治八年)を以て其成立を見たり

斯く會審衙門分立し相互に施政も獨立したるを以て、被告の召喚證人の取調其他に就き種々の不便を生ずるに至りたり、依て一九〇二年(光緒二十八年)兩者の間の共助法制定せられ、佛租界內居住の支那人を共同租界會審衙門に召喚し、又それに對し裁判の執行を爲すには佛國領事の承認を要すると共に、佛國警察の助力を受け得る事、共同租界居住の支那人に就て同樣の場合には、佛國領事は共同租界首席領事の承認を要する共に、共同租界警察の助力を受け得る事と爲れり

洋涇濱章程は上海會審衙門の根本法として多年實施せられ來りしが、其後會審案件次第に增加し、殊に屢々居留地區域も擴張せられ會審衙門の審理すべき人民の數大に增加し、且又前章程の實施に際し種々の不都合等をも發見したる爲、之れが修改の必要を認め、先づ上海領事團と道臺に於て協議の上之が原案を作製し北京公使團の協議に移せり時に一九〇五年(光緒三十一年)なり、依つて英、米、獨、露日、墺、西、白、朝鮮の各國公使より外務部に交涉せり、其全文次の如し

修改會審章程

第一條　甲、上海會審公堂に於ける總ての訴訟事件は支那文の冊揷を認め每件を冊中に分註し次を按して號を編すべし、凡て訴狀受付期日、原被兩造の氏名籍貫控告內容、開審後日々の堂斷堂諭及復訊上控訊辦各事亦一々記入し結案の堂諭を冊中に詳註すべし
乙、總ての刑事案件亦支那文冊揷を認め一切を詳註すること第一項と同樣なるべし
丙、以上兩項の冊揷は本案に關係あるものと爲し隨時査閱に供すべし

第二條　會審公堂審理の各案は支外會審員の商定により風化上密審となせるものの外は總て自由に傍聽を許すべし

第三條　會審公堂の支那官吏は實缺同知を以て正堂に

任じ洋涇濱北部租界内は如何なる支那人に論なく均しく一律に審斷すべく又一二の支那官吏を任命して副堂となし正堂の交審する案を承訊せしむ、其官等は候補同知に亞がず其任免の權は上海道臺にあり

第四條　甲、全然支那人のみに關する事件を除くの外其他の各案は總て外國官員會審すべし、此外國官員は各國商民の條約によりて得べき權利に從ひ各國領事官に於て分別委派す

乙、支外堂官若し意見一致せず結審する能はざるものある時は上海道臺に請ひ又外國人は本國の總領事又は領事官を案内して再審すべし

第五條　會審公堂の牢獄は洋涇濱北租界工部局止疫章程に照して辦理すべく尚該工部局醫官之を檢査すべし

第六條　洋涇濱以北租界内に居住する支那人は何事件に論なく凡て會審公堂に出訴すべく其出す處の訴狀は首席總領事に於て署名捺印の上始めて施行すべし、若し被告外國人の雇用するものなる時は其召喚狀は該傭主の本國領事官の署名捺印を得て後始めて之れを行使すべし

第七條　各種訴訟事件にして若し外國會審官座にあれば兩造共に辯護士を聘用することを得べし但し辯護士は先づ在上海本國領事署に届出で會審公堂に於ける辯護士たるの許可に受けたものなることを要す

第八條　辯護士にして事件審理の支外堂官の命令に違はざるものは暫く其本法廷に於て辯護の任に當ることを禁ずるを得、但し其禁止期限は一ヶ月以内なるべく若し該辯護士の本國領事官にして許さば禁止の期限を六ヶ月に延長することを得

第九條　審理案件にして若し支那法例に照し成案の查すべきものなき時は會審公堂は應に商民の慣習に從ひ公平に裁斷すべし

第十條　凡そ事件關係のすべてのものは會審同知に於て隨時決定し各國領事の認許を得たる判決に服すべし

第十一條　舊來の章程の個條にして本續改章程と牴觸せざるものは有效とす

然るに外務部に於て此提議に應せず、更に上海道臺に向つて右修訂の理由を質問する等の事あり從らに交渉に日を重ねたるも、遂に支那政府の同意を得る能はずして止めり依つて上海領事團は一九〇八年六月の團の決議を以て會審衙門の改善に關し内規を制定して時勢の必要に應せしむる事とせり

其後一九一一年秋支那に革命の變あり、清朝の威令行はれざるに至るや會審衙門の上級官廳と見るべき道臺、知縣は何等の權限を有せざる形となり、殊に會審衙門の支那主席判事賀子靚は逃亡したるより、上海領事團止むを得ずして權宜の措置として、會審衙門を一時領事團の監督の下に置き從來支那政府より任命せる支那裁判官は領事團より任命して執務し來れるが道臺及知縣の存在せざる爲上訴は之を行ふの途無く、又刑事重罪事件は裁斷する能ざるより豫審の儘罪人は會審衙門に繫獄するの止むなかりき

これと同時に領事團は支那人間の民事訴訟についても外國會審官の立會を要するものと改めんとしたるに支那官憲及商務總會等の反對ありしが、領事團は斷然之れを敢行する事とし、又從來會審衙門にては禁錮五年以上に相當する支那人被告の刑事事件は之れを審理判決するの權限なく、知縣衙門に引渡したりしが、右五年以上の事件は之を審理判決し得る事とし、其他該制度にも種々の變革を加へたり

其後一九一三年列國の支那共和國を承認するや、支那は上海領事團並に北京公使團に對し會審衙門監督權引渡方の交涉あり列國は其後支那側の希望を容れて之れが引渡を爲せり

組織

共同居留地會審衙門

一、名稱　會審衙門の名稱は一般に用ひられ、又支那の法律語としても使用せらるゝが、正確には會審公廨と稱し、英語にては The Mixed Court of International Settlement と稱し、官衙は浙江路にあり

二、會審官　會審官其他の組織は洋涇濱章程によつて定められ、同章程によれば支那は同知の職位を有する委員を派する事となり居れり、該委員は之れを會審官又は讞員と稱し目下一名の正會審官（正讞員 Senior Magistrate）と三名の副會審官（副讞員 Magistrate）とあり

而して各國領事館の方面より派するものは會審官（Assessor）と稱し各國領事官其館員中より任命す、其數資格等は國により一定せざるが、數は概ね一二名宛にして、又資格は副領事、通譯官、書記生を派遣し區々たるが副領事を派遣するもの最も多し

英米の如きは陪審官については特に適當の人を任せん事に苦心しつゝあり、米國の陪審官たりし Dr. Balket の如き在職十五年に及び、支那語に堪能にして、其勢力頗る大に會審衙門の支那裁判官の如き全く其顧使に任せたりと云ふ尚英國陪審官の資格待遇等は次の如し

一、英本國の University 卒業生にして外務省に對し紹介人を有するもの、Nomination は受驗資格を有す

一、受驗以前に於て其任地の指定をなすを要す、卽ち支那に赴任せんと欲するものは先づ夫れを申出づべし

一、試驗は他の一般文官試驗と同一にして Examination for Home and Indian Civil Services と稱するものと同一科目及程度なりとす

一、試驗に合格したる時は更に體格檢查を行ひ果して其志望せる任地の氣候風土に耐ふるや否やを確む

一、右體格檢查に合格したる時は例へば支那を希望するものは直に北京に來り Student Interpreter となり、或期間支那語の研究をなすものとす

最初滿一ケ年の後に第一回支那語試驗を行ひ成績優等のものに對し五拾磅の賞與を與へ滿二ケ年の後第二回試驗を行ひ同等優等者に百磅を賞與し、此滿二ケ年間は每年二百磅の手當を給す

一、右二回目の試驗を終りたる時は政府の命により支那各地の領事館の Acting Assistant として實務に從事す其年俸三百磅とす更に Second Assistant に進む時は三百五拾磅を支給する外 Interpreting Allowance なる名目の下に別に年額五十磅を支給す更に進んで First Assistant となる時は俸給年額四百磅の外に Allowance 年額百磅を給す

二、以上の各種の Assistant は之を Local Vice-Consul と稱す

一、更に進んで Vice-Consul となる時は年俸七百磅を給せらるゝに至るものにして、陪審官には斯かる Assistant 又は Vice-Consul 之れに當るものとす

三、補助機關　洋涇濱章程によれば支那委員は書記、飜譯官等の補助機關を置くべき事を定められたり、此外裁判の執行審理等の爲に必要なる事務については警察官の補助を借るものにして、前清時代には共同居留地警察廳は會審衙門內に出張所を設けて刑事事件について會審官を補助し又民事にありても呼出逮捕差押及それが解除について警察官の協助を得たり、然るに其後第一革命に際し、支那人の補助員逃走等の事ありし爲め、共同居留地警察廳より檢察員(Registror)を派遣して、會審衙門內に新に檢察處を設け、外國人に關する事件にして各國會審官と支那會審官との應接、文書の往復、會審衙門と各國會審官並に原被辯護士との接觸、會審期日の決定、被告の保釋、會計等の事務は檢察官主として取扱ふ事となり、又檢察官の權限內に屬する事務については檢察署長を經由し或は又直接に報告通信し得るの例を開けり

第一次革命は會審衙門の執務につき甚大なる變化を齎したり、蓋し從來支那側の會審衙門に於ける組織は極めて不完全にして、屢領事團より之れが改善を注意若しくは勸告するも、容易に實行せざりしが、革命に際しては多く逃走せるものありしより、之れを機とし領事團は居留地に避難せる劉道臺の承諾を得て關烟を裁判長に、王、岳兩人を裁判官に擧げ、更に書記、差役を罷免更迭し、內部の主要部局に英人を以て充て斯くて事務の敏捷と整理とを期したり、現在の補助機關の大略は次の如し

一、外國側補助機關

檢察處　(Registrars Office)檢察員の下に外支人の補助員

交保處　(Security Office)民事被告保釋事務を取扱ふ

收支處　(Account Office)會計事務を取扱ふ

總寫字間　(General)警察署の出張所、專ら刑事事件を取扱ふ

洋務案處　(Office for Foreign Civil Cases)外國人關係の民事事件を取扱ふ

華務案處　(Office for Chinese Civil Cases)支那人關係の民事事件を取扱ふ

一、支那側補助機關

辦公處　(Magistrate Office)支那會審官事務室

秘書處　(Secretary Office)支那正會審官の秘書室にし

て祕書及飜譯事務を取扱ふ

文牘科（Writer's Office）漢文判決等の譯寫書信の起草等を取扱ふ

四、法廷及留置所　會審衙門内には樓下公堂（Lower Court）樓上公堂（Upper Court）特別公堂（Small Court）の三法廷あり、日曜以外毎日開廷す、午前中は一般刑事事件を審理し午後は原告外國人にして被告支那人なる民事事件、支那人間の民事事件を取扱ふを例とするも、事件輻輳の際は必ずしも之れによらず

尚會審衙門内には留置所あり男女既決未決により區別を設く

五、訴訟手續及會審方法

一、刑事事件　刑事事件の訴訟手續は被害者より居留地警察に告訴したる被告、又は居留地警察に於て逮捕したる被告は警察署に於て取調べの上、會審衙門に送付すべき證據あるものは、二十四時間内に會審衙門に交付す

會審衙門は右事件が輪番會審官の所屬外國人に關係あるか又は外國人に關係なき支那人又は支那人間の事件なる時は、輪番會審官と支那會審官と會審決定す、若し輪番會審官以外の國の外國人と關係ある場合には其外國人所屬國の會審官に移牒し、夫れと支那會審官との會審法廷の審理判決に委す

又刑事事件につき外國人は居留地警察署を經ず直に自國領事館に告訴する事を得べく、更に又居留地警察署に告訴し其受理する處とならざる事件をも重ねて自國領事館に提訴する事を得、其場合當該領事館に於て之れを至當と認めたる時は、告訴狀に基き當該國會審官より會審衙門に送付し被告の拘引を要求するものとす、而して會審衙門は右の要求に接したる時は拘引狀に當該國領事官又は會審官の奥書を求め、更に首席領事の奥書を請ひたる上、被告を拘引し其審理をなすものとす

居留地内に於ける支那人の刑事事件は現行犯なる場合は警察官に於て直に之れを拘引する事を得るも、現行犯にあらざるものを拘引するは會審衙門の拘引狀を要するものにして、該拘引狀には首席領事（若し事件外國人に關する時は當該國領事又は會審官）の奥書を必要とす、然れども事件重大且緊急にして確實なる起訴者ある場合には一面拘引狀を有せずして逮捕に着手すると共に、一方會審衙門の拘引狀を作製し、逮捕の上は二十四時間内に會審衙門に送致する事をも許されたり

從來刑事上の重大犯人は會審衙門にて審理せず、之れを知縣に引渡したりしが、斯くては外國人に不利益なるを以て領事團會議の結果、斯かる重罪事件も會審衙門にて審理を遂げ重罪犯と認むべきものを引渡す事とせり、尚其重罪の程度につき支那側は五年以上の刑に處すべきものなりと主張しつゝあり、會審衙門も之を認め斯かる犯人の引渡をなしゝが、其後に於て知縣又は裁判廳に於て審理し五年以下の刑を課し若しくは釋放する事あり、屢問題となりしが第一革命の際より五年以上の刑期の犯人をも會衙審門にて裁判處刑する事とせり

一、民事事件

外國人原告にして上海居留地内に居住し又は店舗を有する支那人被告たる場合には、其訴訟は會審衙門にて審理判決せらるゝものにして、原告の外國人が右訴訟を提起せんとする時は、先づ本人又は代理人より所屬領事館に訴狀を提出すべく、然る時は領事官より公文を以て會審衙門に右訴狀を送付するものとす、會審衙門訴狀の送達を受くるや、直に被告支那人に召喚狀を發し、其旨を該領事館に復牒すると共に、召喚狀に會審官の奥書を求め、之れを以て被告を召喚す

被告に逃走の虞あり、又は三度召喚狀を發するも應せざるものは拘引狀を發して拘禁する事を得べく、又確實なる保證人ある被告には保釋を許すべく、斯くて事件の順序に從ひ開廷審理するものとす

上海居留地内又は上海居留地外に居住せる支那人原告となり、上海居留地内に居住する支那人を被告とする民事訴訟も會審衙門の審理に附すべきものにして、原告支那人が右訴訟を提起せんとする場合には、訴狀に手數料を附して支那會審官に提出するものにして、其審理は從來支那裁判官一人にて之れに當りしが弊害多き爲、第一革命以來外國會審官をして立會はしむる事とせり

此支那人相互間の民事事件取扱規定は、各國會審官に於て規定し、領事團の審査承認を經て、一九一二年一月三日發布したるものにして次の如し

公共租界會審衙門支那人民事事件辦法

一、支那人民事事件訴訟は支那人事務收發處に提出すべし其樣式は普通の例による、支那文訴狀の外に外國文訴狀を提出するものあるも違法となす能はず、訴狀を收發處にて受付けたる上は帳簿に記入して官員の審議を受くるものとす、召喚拘引等については必要文書を認めて發すべし

二、召喚狀拘引狀は會審衙門より發す、但し首席領事の奥書を得たる後捕房より探捕を派して召喚又は拘引するものとす

三、原告の訴訟を提起するに際しては一告訴事件毎に訴狀提出手數料訴訟金額の百分の一・五を納入すべく、提訴金額の多少を見て決定す、右費用は監察房收支處に納付すべし

審判の際又裁判費として訴訟金額百分の一・五を納入すべく、其額は提訴額の多少により決定す

一告訴事件につき提訴より審判に至る迄に原告は前後に訴訟金額の百分の三を納入すべきものにして、但し記帳費は二元五角以上一百元以下とし、裁判費亦同じ、故に如何なる大事件と雖ども原告は二百元以上を納入する事なし、貧窮のものは衙門に於て確に貧窮にして金錢無き事を明かにすれば納入金を免除す、然れども召喚狀拘引狀を發して取調ぶるについての費用は一律に負擔すべし

四、原告納入の訴狀提出手數料裁判費は判決後敗訴者の負擔とすべし、但し會審衙門に於て事件の情により

別に理由ありて敗訴者の負擔に歸せしめざる場合は此限にあらず

五、原告提出の訴狀は順次記帳入冊し置き原被兩造證人等喚問後には本書類を聽審冊內に編入すべし

六、聽審冊中には某號某案と記入し陪審官衙門に至り裁判するに際しても聽審冊の號數により順次審問すべく、若し一回にて取調を終了する能はざる時は次回に又審問すべし、但し其場合には原陪審官出廷審問すべく審斷結了に至りて止むものとす

七、若し支那人の事件中外國商に關係ある場合は其外國商の何國人なるやを見、其國の陪審官をして出廷觀審せしむ、所謂關係あるとは該外國商人或は公司洋行が訴訟の兩造に關係あり其勝敗に間接の利害關係あるの意なり、尙該外國商が訴訟に關係あるや否やは其外商の屬する國の領事官之れを決定するものとす

八、陪審官の衙門に至り觀審するも審問案件に干與するを得ず、若し不明の廉あれば裁判官に向つて質問し並に關係事件中の一切の契約證據書類等の提示を求むるを得べし

九、支那人の裁判事件の判決は上海公共租界會審衙門の名義を以て觀審の陪審官の署名捺印を得て宣佈し訴訟關係者をして曉然たらしむ、判決は租界中の執政の權を有するものゝ下す處とす

十、原被は均しく辯護士を雇聘して裁判所に至り案情を申辯せしむるを得、裁判官員は普通の辦法に照し辯護士の訴辯を許すべく若し裁判所に於て被告貧窮にし辯護士を雇聘して案中の曲折を代陳せしむること能はざる爲に被告に不利を來すと認めたる時は原被兩造をして各辯護士を雇聘せしめずして以て公平を旨とすることあるべし

次いで同年八月十六日重ねて追加訴訟手續規定を檢察員より告示せられたり、其內容次の如し

一、辯護士より提出する願書は英文二通及漢文一通を要する外事件に關係ある各被告每に英文及漢文にて認めたる願書一通宛を要す

一、訴訟提出手數料は訴狀提出と同時に納付すべきものにして右手數料未納の間は訴狀を受理せず

一、審理手數料は審理期日確定と同時に納付するものとす

一、被告が辯護士を以て代理人とする事件に關しては被告の答辯書を提出すべし、右答辯書提出期日は別に制限無きも事件の審理期日確定後二日を超ゆるを得ず

一、誤解を避くる爲本法廷に於ける事件を依賴せられたる辯護士は右依賴を受けたる後直に書面を以て其旨檢察員に通知すべし

一、本法廷に於ける事件の願書通信等は總て檢察員宛に提出すべく檢察員は支那會審官又は外國會審官の中間に於て通信應接の任に當るものとす

六、裁判管轄　共同居留地及佛國專管居留地間の裁判管轄は原被兩造の支那人なると外國人なると、又當事者の居住

する場所の如何により兩會審衙門の管轄を決定す、則ち次の如し（一九〇二年六月十日上海領事團協定道臺承認の取極書）

一、民事事件にして當事者双方共に支那人なる時は原告は被告居住地の會審衙門に提訴し同衙門にて審理すべきものとす

一、外國人に關係を有せざる刑事事件及共同居留地在住支那人の警察取締規則違反事件は犯罪行爲地の會審衙門に於て審理すべきものとす

一、支那人關係民事事件は左の如し

イ、原告佛國人以外の外國人にして被告支那人が共同租界の住民なる時は共同居留地會審衙門に提訴すべし

ロ、原告佛國人にして被告佛租界在住支那人なる時は佛國租界會審衙門に提訴すべし

ハ、原告佛國人以外の外國人にして被告佛租界在住支那人なる時は共同居留地會審衙門に提訴すべし

被告に對する拘引狀召喚狀及送達狀は佛國總領事の奥書を經たる上佛租界警官の助力の下に共同居留地會審衙門の官吏之を執行す但し本案事件について佛租界會審衙門は審理をなすべからざるものとす

ニ、原告佛國人にして被告共同居留地在住支那人なる時は佛租界會審衙門に提訴すべし

被告に對する拘引狀召喚狀及送達狀は主席總領事の奥書を得たる上共同租界警官の助力の下に佛租界會審衙門の吏員之を執行す、但し本案事件につき共同居留地會審衙門は審理をなすべからず

ホ、支外人關係の刑事事件に就ては佛國人以外の外國人の被害者たる場合は共同居留地會審衙門に於て又佛國人被害者たる場合は佛租界會審衙門にて裁判す

一、支那人に關する刑事事件にして（一）犯罪行爲地上海居留地内にして其後居留地外に逃走したる場合、（二）犯罪行爲地居留地外にして犯人居留地内に逃走したる場合の裁判管轄問題は一定し居らざるも、普通（一）の場合には支那側に於て犯人を逮捕して會審衙門に引渡すも、只犯人の住所居留地外なる時は種々の口實を設け、之れが引渡を肯んぜざる事あり、（二）の場合には會審衙門に於て一度審理の上犯罪たるべき相當の理由ありたる時之れを支那官憲に引渡すを常とす

一、支那人に關する民事事件にして被告支那人が居留地外に居住し、又は事件が居留地外にて起れるものと雖も、其事件にして外國人に關する時は、前清時代にありては會審衙門或は當該國領事より支那官憲に要求し、其協力の下に被告支那人を會審衙門に召喚し或は逮捕する事を得るを例としたるが、第一次革命以來斯る手續は大に困難となり、屢支那當局と外國官憲との間に問題を惹起せり

一、上海に碇泊中の外國船舶内に起りたる刑事事件にして支那人が犯罪人なる時は、普通該船舶所屬國の會審官立會の上、會審衙門に於て審理判決をなすを例とするも、一定せる規定あるにあらず

支那と或國と戰端を開き其國領事の退去したる場合には當該國人民の訴訟については、之れが保護を託されたる國の領事官に於て其國の會審に歸せしむるを例とし、佛清戰爭當時は支那に於ける佛國人民の保護を託されたる露國領事之れに當れり

七、用語及法律　會審衙門に於ては支那語の北京官話を以て主要語となすも、支那會審官の外各國會審官の參加あると、共同租界警察權が同工部局に、佛租界警察權が同工部局に歸し、且原告が言語を異にする各國人に關係する事あるを以て、法廷に於ては事件の性質により種々なる言語用文の使用せらるゝ事あるも、當該各國會審官と當該國人間に、當該國語及文章を使用する外、共同租界會審衙門にては支那語漢文及英語英文を一般の用語用文となし、佛國租界會審衙門にては支那語支那文及佛語佛文のみを用語用文とす

會審衙門にて適用すべき法律慣例は條約により支那の法律慣例たるべき筈なるも、支那には完全に且統一せる法律なく、又慣例にも一定せるもの少ければ、現在同衙門に於ける民刑事件の審理判決については、當該外國會審官の主張する外國の法理慣例常に參酌せられつゝあり

八、上告及缺席裁判　會審衙門の判決に對し原被兩造何れか不服なる場合は、更に上告し得るの規定（會審章程第六條）あるも、其條文簡に過ぎて盡さゞるものあり、然し事實上從來刑事事件に就ては未だ上告のありたる事なきを以て會審衙門にては刑事の上告裁判所無きものと見做し居れり

民事事件については會審衙門の判決に不服ありたる場合は二週間內に會審衙門に對し上告する旨を申出で、原告外國人不服なる時は當該領事館に、又支那人不服なる時は上海道臺署に上告手續をなすべく、而して此上告裁判所は上海道臺の居留地內の執務所たる洋務局內に設置せられ、其組織は上海道臺と當該國領事官に於て會審判決すべき事とせり

會審衙門の審理は原被兩造の出廷を求めて爲すべきものなるも被告逃走其他の理由にて出廷せざる時は、原告は相當期間を經たる後は欠席裁判を申請する事を得るものとす

九、辯護士　會審衙門辯護士たらんとするものは、外國人辯護士は當該國領事官の許可證明を得、支那辯護士は支那官憲の許可證明を受けたる上首席領事の奥書を得て會審衙門に出願登錄したる上にて始めて出廷する事を得るものとす

佛國租界會審衙門

佛國租界會審衙門は一八六九年設けられたる處にして、支那よりは道臺の任命せる同知格の裁判官をして、佛國副領事と會審せしむ、同衙門は特立せずして、佛國領事館內にあり、一週間に三回月水金曜日の午前に開廷審理するものとす、而して每回先づ刑事の會審を終りたる後民事の會審を行ふを例とす

會審制度の根本法たる洋涇濱章程について、佛國は之れを承認せずと稱しつゝあるも、支那側會審官は之れに基いて其職權を行ひ居れるを以て、事實上は承認せられつゝあるものと謂ふべきなり

本會審衙門の組織、訴訟手續等、大體共同租界の夫れと同一なれども多少異る點亦無きにあらず卽ち共同租界の會審衙門は審理判決共に其權內に屬するも、佛國租界の夫れにありては、單に審理をなすのみにして判決は捕房の權內にあり、又本衙門の開廷日は共同租界會審衙門の如く連日にあらずして隔日なりとす

共同租界及佛國租界內にありては、支那人間のみの訴訟事件も會審衙門に於て審理せるが、一九一四年四月八日佛支兩國間の協定により確定せる擴張租界內にありては、支那人のみの間の訴訟事件は、支那人會審官の單獨審理を許す事とせり、則ち同協定第十條には

支那政府より上海佛國租界內會審公堂裁判官として任命せられたる支那裁判官は今回の擴張租界地域に於ける純然たる支那人間の民刑訴訟事件につき單獨にて審判すべく、尙此目的の爲に該裁判官は其地域內に別に審判廷を開設すべし

と規定し、租界擴張を應諾するにつき、支那人間のみの訴訟事件は支那裁判官の管理に歸せしむる事とし、夫れが爲に地方審判廳に倣ひて公判廷、拘留所、監獄等を有する一獨立機關を設置せり

農商部登記濟商社

(五)

一、商號　嘉興永明電燈股分有限公司
營業　電燈
資本金　十萬元
責任者　(董事)陳實聚　楊廷棟　龔傑　張世楨
張守義　葉昌壽　金一新　高如刑　徐怡聲
(監察人)譚新羅　彭魁士　張子良
所在地　浙江嘉興縣東門外西河街
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一七號

一、商號　梨山煤礦股分有限公司
營業　炭礦開採
資本金　二十四萬元
責任者　(董事)劉崇倫　俞宏瑞　蔡法平　陳韻珊　劉伯瑩　羅勉侯　林惠亭
(監察人)黃瞻鰲　劉健巷
所在地　(本店)福建閩侯縣城新巷(支店)福建建甌縣梨山村
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一八號

一、商號　錦雲股分有限公司

營　業　絹織物取扱
資本金　六千元
責任者　(董事)李平巖　唐滄諸　胡醉石
(監察人)白虹倚
所在地　直隸天津河北
設立年月　民國九年十一月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五一九號

一、商　號　東益火柴股分有限公司
營　業　燐寸製造
資本金　十萬元　拂込八萬元
責任者　(董事)鄭蘊卿　孫俊丞　莊心如　石東園　張公制　李稚吾　王默軒　劉壽亭　韓純　房克明　張岱青　田靜山　史紹周
(監察人)宋徽五　劉敬亭　史森市
所在地　山東益都縣城內
設立年月　民國九年十月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五二〇號

一、商　號　寶成第二紡織股分有限公司
營　業　紡織業
資本金　規銀二百四十萬兩
責任者　(董事)劉柏森　劉孟生　熊秉三　劉淵士　劉壽椿　莊思緘　劉聚卿
(監察人)劉崧生
所在地　江蘇上海北蘇州路(工場)上海西蘇州路河談家渡
設立年月　民國九年三月
登記年月　民國十年一月
登記番號　第五二一號

一、商　號　晉同實業股分有限公司
營　業　鑛業及附屬事業
資本金　十七萬元
責任者　(董事)南佩蘭　趙次隴　崔文徽　馬裕紳　李陶奄　武漢三　王憲　常克勳　季素卿
(監察人)蘇體仁　趙廷雅　龔體亭
所在地　山西太原
設立年月　民國九年十月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二二號

一、商　號　輪與磚窰股分有限公司
營　業　煉瓦製造
資本金　銀二萬元
責任者　(董事)丁燕如　馮嘉祥　吳芥市　魯正炳　謝嵩齊　劉子初　謝瑞綱
(監察人)王銘華　馮學銓
所在地　(本店)上海北蘇州路(支店)上海晏海路孟納拉路(工場)江蘇青浦縣境大十蕪鄉
設立年月　民國九年八月
登記年月　民國十月二月

登記番號　第五二三號
一、商　號　益華鐵鑛股分有限公司
營　業　鐵鑛採掘
資本金　五十萬元
責任者　(董事)倪丹忱　倪炳文　馬少甫　倪幼園　陶文泉　寧寶餘　王松伍
(監察人)趙文起　王孝起
所在地　安徽當塗縣龍家山南隅
設立年月　民國九年六月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二四號
一、商　號　鄱陽珠山採木股分有限公司
營　業　薪木伐採
資本金　五千元
責任者　(董事)周祖謨　彭達　周久常　高翔　陳作人
(監察人)黃時範　程毓崑
所在地　(本店)江西景德鎮(支店)鄱陽梘田街
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二五號
一、商　號　裕生火柴股分有限公司
營　業　燐寸製造
資本金　十萬元
責任者　(董事)蔣新吾　楊心齊　金少三　金紹宣　金賓菴　(監察人)劉鴻生
所在地　(本店)九江西門外新塢老馬渡口(支店)上海江西路
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二六號
一、商　號　博山電話股分有限公司
營　業　電話
資本金　五萬元
責任者　(董事)馬惠階　馬丹銘　趙瑜方
(監察人)朱桂山　王子豐
所在地　山東博山縣
設立年月　民國七年十月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二七號
一、商　號　達安機器碾米股分有限公司
營　業　精米業
資本金　二萬元
責任者　(董事)顧伯言　劉季明　陳伯奏
(監察人)郁伯輝
所在地　(本店)江蘇奏縣海安鎮(支店)南通海門、崇明外沙
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二八號
一、商　號　寶華鐵鑛股分有限公司

營　業　鐵鑛採掘
資本金　三十萬元
責任者　(董事)王石耕　鄧鶴仙　史介民　丁幹丞　周叔元　盧涵章　卞禹臣
(監察人)劉介屏　季雨農　陳齒初
所在地　安徽昌縣荻港鎮
設立年月　民國九年五月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五二九號

一、商　號　裕元煤炭股分有限公司
營　業　石炭販賣
資本金　四萬元
責任者　(董事)陳子和　劉紹田　顧伯寅　呂頌虞　馬麗宸　孟熙如　王潤田　陶蘊滄　鄭否村
(監察人)王祥五　朱澤農
所在地　(事務所)天津日本租界旭街(炭庫)天津東車站附近
設立年月　民國九年十二月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五三〇號

一、商　號　長豐第二機器麵粉股分有限公司
營　業　製粉業
資本金　二十萬元
責任者　(董事)陸維鏞　陶秉鈞　董俊臣　曹蓮生　俞炯甫　邵爾康　胥春瑜
(監察人)徐欽葆　徐祝之
所在地　(本店)江蘇無錫西門外丁港里　(總事務所)上海江西路(卸賣所)上海江西路
設立年月　民國九年九月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五三一號

一、商　號　福建實業股分有限公司
營　業　皮革及酒精業
資本金　五百萬元內拂込一百萬元
責任者　(董事)林炳章　陳培錕　高登鯉　陳之麟　劉崇倫　蔡法平　陳懋復
(監察人)蔡鳳機　張國鈞
所在地　福建省城
設立年月　民國八年十二月
登記年月　民國十年二月
登記番號　第五三二號

一、商　號　麗新機器棉織股分有限公司
營　業　織布業
資本金　三十萬元
責任者　(董事)唐渠鎮　唐藩鎮　張思敬　鄒駿　玉汝崇　夏茂庠　鄒呈桂　唐殿鎮　郭贊嵩
(監察人)蔣祖耀　沈簡銘　錢泰堃
所在地　(本店)江蘇無錫縣光復門外惠商橋麗新路(支店)江蘇無錫縣光復門內公園路
設立年月　民國九年一月

登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三三號
一、商　號　泰和鹽墾股分有限公司
營　業　製鹽業
資本金　一百五十萬元
責任者　（董事）周善培　朱慶瀾　劉澂如　李承德　程
鮚孫　張東甫　陶心餘　張佩嚴　顏冠三　涂
子厚　金樹滋　（監察人）黃默庵　唐伯泉
所在地　江蘇鹽城縣伍祐場
設立年月　民國十年一月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三四號
一、商　號　福星墾殖股分有限公司
營　業　開墾
資本金　二萬五千元
責任者　（董事）任廣啓　任世超　劉仿甫　王子蔣　劉
幼本　姚貢衡　王芝孫　任賢光　任伊斌
（監察人）吳和卿　張章銓
所在地　福建閩侯縣馬江中岐鄉
設立年月　民國三年一月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三五號
一、商　號　溥利漁業股分有限公司
營　業　漁業
資本金　一萬元
責任者　（董事）朱葆三　周金箴　王日新　朱福昌　謝
寄亭　（監察人）陳人寶　陳文榮
所在地　浙江定海縣沈家門
設立年月　民國八年八月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三六號
一、商　號　大豐機器麵粉股分有限公司
營　業　製粉業
資本金　五十萬元前拂込四十萬元
責任者　（董事）倪道杰　黃玉　王保新　李捷希　羅承
漢　馮學會　趙德珍
（監察人）黃文藻　辛漢儒
所在地　直隸天津趙家場
設立年月　民國九年十二月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三六號
一、商　號　政記輪船股分有限公司
營　業　汽船運送業
資本金　一千元
責任者　（董事）張本政　蘇培信　許家泰　金秀鴻　范
先和　于永江
（監察人）蔡光烈　張澤馨　張福田
所在地　（本店）山東煙臺（支店）安東、大連、龍口
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三八號

司法制度籌備計畫（二）

監獄制度を改正し文明式の監獄を設備せんとするものにして、其所謂計畫なるもの次の如し

新監獄分年籌設表

年別	省別	監獄名	地點	割屬縣數	收容人數	役員數	經費		
							建築費	開辦費	經常費 作業費
第一	山東	第三監獄	濟寧縣	即墨縣龍口商埠	三百名以上	典獄長一、看守長一、候看補守長一、教誨師一、醫士一、主任看守三、看守三十二、候補看守六、司書生二、工師八、女主任看守一、女看守一、男女看守丁六、雜役並看護夫十二	三萬五千元	五千元	二萬八千一百六十四元
第一	山東	第四監獄	即墨縣龍口商埠		一百名以上	典獄長一、看守長二、醫士一、教誨師一、司書生二、看守二十四、工師四、女看守二、雜役及看護夫四	八千元	一萬二千九百七十三元	
第一	山東	第五監獄	聊城縣	同第三監獄	同	上同	上同	上同	上同
第一	山西	第四監獄	太谷縣	汾陽縣介休縣永和縣石樓縣臨縣孝義縣離石縣	五百名	典獄長一、看守長三、候補看守長三、教誨師一、醫士一、工師十	八萬元	一千元	四萬二千三百四十八元
第一	山西	第五監獄	汾陽縣	汾陽縣霍縣中陽離石靈石	五百名	典獄長一、看守長三、候補看守長三、教誨師一、醫士一、工師十	八萬元	一千元	四萬二千三百四十八元
第一	山西	第六監獄	長治縣	長治縣黎城縣長子襄垣屯留平順遼縣	五百名	典獄長一、看守長三、候補看守長三、教誨師一、醫士一、工師十二、主任看守八十、監丁十四	八萬元	一千元	四萬二千三百四十八元
第一	河南	第一監獄			五百名	典獄長一、看守長三、候補看守長三、教誨師一、醫士一、工師十二、主任看守八十、監丁十四	八萬元	一千元	四萬二千三百四十八元

| 年 | 即 | 民 | 國 | | |

	江四	湖南	貴州	福建	廣西	山甘肅	四
	第四監獄	第一監獄	第二監獄	第二監獄	第二監獄	第七監獄	第八監獄
	紹興	長沙	鎮遠	龍溪	邕寧	臨汾	寶武縣
		長沙 湘陰 茶陵	鎮遠 臺拱 麻哈 思縣			臨汾 鄉寧 新絳 絳縣 汾城	寶武 屬圍
	安徽 星子 修水	瀏陽 湘潭 安化	天柱 黎平 施秉 越溪 清溪		貞豐 興仁 安南	洪洞 興縣 冀城 垣曲	神池 保德
	鄱昌 都昌	醴陵 益陽	邛水 黃平 玉屏 安縣		興義 普定	浮山 趙城 安澤	五寨 河曲
	湖口 永修	攸縣 寧鄉	劍河 鎮山 錦屏 慶		南龍 葉雲 盤縣	河津 吉縣 鹿臺 寧	岢嵐 興縣
	彭澤 武寧						
	四百名	七百名	三百名	同前	同前	五百名	三百名
	典獄長一、看守長三、候補看守長三、醫士一、教誨師一、主任看守五、看守四十九、女看守二、工師六、監丁八	典獄長一、看守長三、教誨師一、技師一、醫士二、屬員一、授業人一、主任看守一、看守四十、雜役六	典獄長一、看守長一、教誨師一、醫務所長一、錄事六、工師四、看守三十、監丁九、役九	典獄長一、看守長二、主任看守二、看守三十二、女看守二、技士三、教誨師一、醫士三、屬員五、工役十四	前同		
	建築費一萬五千元 購置基地二千五百元	二十萬零三千八百六十六元	一萬六千元 建築費及作業費ヲ含ム	二萬五千元	前同		
	二千五百元	一萬二千九百八十六元	一萬七千元 建築費及作業費ヲ含ム	一萬元			二千元
	每年二萬六千金二千元 工場基	七千九百元					
	每年一萬三千五百三十六元		一萬七千三百六十七元六角	每年三萬三千八百六十八元	每年一萬五千零八元	每年二萬三千四百十二元	

二年即民國十年第

湖北	江蘇	四川	浙江	江西	湖南	貴州	福建	廣西	山東	山西	河南
第五監獄部縣	第四監獄銅山縣	第六監獄萬縣 第七監獄自流井	第五監獄嘉興 第六監獄金華	第三監獄黃縣 信豐定南虔南安遠等縣龍南	第二監獄常德 常德漵浦臨澧慈利桃源沅江 衡陽漢壽衡陽永興耒陽酃縣安仁常寧 永順四縣大庸	第四監獄畢節 畢節黔西威寧水城大定織金	第三監獄晉江	第三監獄觀江縣	第六監獄臨沂縣	第九監獄右玉縣 右玉平魯左雲朔縣 忻縣靜樂代縣五臺 崞縣繁峙	第二監獄信陽縣
奧獄長一、看守長三、候補看守長二、書士一、教誨師一、主任看守二、男看守三八、女看守二、衛警二、工師二、苯役二							奧獄長一、看守長二、主任看守二、看守二十八、女看守二、技士三、教誨師十二、雇員四、工役八			同第三監獄	同第一監獄
十一萬元										三百名	
每年二萬零四百八十四元							每年一萬五千一百三十二元				
上	上	上	上	上	一	上		第二監獄	上	上	上
同上	同上	同上	同上	同上	四萬元	同第三監獄		同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	二千元	同上		同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	一						
同上	同上	同上	同上	同上	同前						
同上	同上	同上	同上	同上	同前						
同上	同上	同上	同上	同上	三千元						
同上	同上	同上	同上	同上	同前						

三年	即良	國十	一年	第四
安徽	湖北	四川	湖南	浙江	江蘇	甘肅	奉天	甘肅	湖北
第六監獄	第六監獄	第八監獄	第四監獄	第七監獄	第五監獄	第五監獄	第十監獄	第六監獄	第七監獄
合肥	黃陂	宣賓	沅陵	臨海	鎮江		遼源		鍾祥
			保靖	永嘉					
			古丈	樂清					
			永綏	龍山	淮陰				
			新化	桑植					
			新寧	瀏陽					
			同前	同第二監獄	同第三監獄	同第二監獄			
同第三監獄	同第五監獄	同第二監獄	同第二監獄	同前	同前	三百名		同第五監獄	
同上	同上	同上	同上	同上	同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上				
同上	同上	同上	同上	同上	同上				
同第二監獄	同第五監獄	同第二監獄	同第三監獄	同第二監獄	同第二監獄		

年	國	浙江	江西	湖南	貴州	福建	廣西	山東	奉天	河南
民國二年	第九監獄南充	第九監獄吳興	第四監獄吉安	第六監獄岳陽	第六監獄愿南	第五監獄建甌	第五監獄龍州	第七監獄往都	第十二監獄西豐	第三監獄洛陽縣
	第十監獄資中			第七監獄桂陽					第十三監獄復縣	第四監獄汲縣
	同上	同第二監獄	同第二監獄	同第二監獄	同第二監獄	同第二監獄	同第二監獄	同第三監獄	同第一監獄	同第一監獄
	同上	同上	同上	同前	同前	同前	同上	同上	同上	同前
	同上	同上	同上	同第二監獄	同第二監獄	同第三監獄	第二監獄	同第十監獄	同第十監獄	同上
	同上	同上	同上	同前	同前	同上	同上	同上	每年七千二百元	同上
	同上	同上	同上	同前	同前	同上	同上	同上	三十八元	同上
	同上	同上	同上	同前	同前	同上	同上	同上	二萬元	同上
	同上	同上	同上	同前	同前	同上	同上	同上	同上

第六部　民國	年	三	十	國	民	即	年	五
奉天	第十四監獄	通化	湖北	第九監獄	襄陽	安徽	第七監獄	大湖	同第三監獄	同上	同上
天	第十五監獄	撫順									
福建	第六監獄	龍浦縣	四川	第十三監獄	平武	湖北	第八監獄	安陸縣			
廣東	第六監獄	百色縣									
貴州	第七監獄	榕江	四川	第十二監獄	三臺	甘肅	第七監獄		同第二監獄	二千元	同第二監獄
南	第九監獄	雩陵	四川	第十一監獄	遂縣	四川	第十一監獄	遂縣	同第二監獄	同上	同上
湖南	第八監獄	芷江	江西	第十監獄	建德	江西	第十監獄	建德	同第二監獄	同上	同上
江西	第五監獄	上饒	湖北	第十一監獄	廬水	湖北	第十監獄	建德	同第二監獄	同上	同上
湖南	第八監獄	芷江	湖南	第九監獄	雩陵	湖南	第九監獄	雩陵	同第二監獄	同上	同上
貴州	第七監獄	榕江	貴州	第七監獄	榕江	貴州	第七監獄	榕江	同第二監獄	同上	同上
福建	第六監獄	龍浦縣	福建	第六監獄	龍浦縣	福建	第六監獄	龍浦縣	同第二監獄	同上	同上
廣東	第六監獄	百色縣	廣東	第六監獄	百色縣	廣東	第六監獄	百色縣	同第二監獄	同上	同上
江西	第五監獄	上饒縣	江西	第五監獄	上饒縣	江西	第五監獄	上饒縣	同第二監獄	同上	同上
湖南	第八監獄	芷江縣	湖南	第八監獄	芷江縣	湖南	第八監獄	芷江縣	同第二監獄	同上	同上
南	第九監獄	雩陵縣	南	第九監獄	雩陵縣	南	第九監獄	雩陵縣	同第二監獄	同上	同上
貴州	第七監獄	榕江縣	貴州	第七監獄	榕江縣	貴州	第七監獄	榕江縣

十四年	第七年	第八年	第九年	第十年	第十一年	第十二年
福建	山東	安徽	江西	浙江	江西	山東
第七監獄	第八監獄	第八監獄	第九監獄	第九監獄	第十監獄	第十一監獄
長汀縣	德縣	宣城縣	龍巖縣	高安縣	大庾縣	萊陽縣
				宜豐縣	崇義縣	
				上高縣		
				靖安縣		
				新昌縣		
				分宜縣		
				萬載縣		
				清江縣		
				奉新縣		
同第三監獄	同第三監獄	同第二監獄	同第三監獄	同第七監獄	同第八監獄	同第三監獄
同	同	同	同	同	同	同
同第三監獄	同第三監獄	同第二監獄	同第三監獄	同第四監獄	同第三監獄	同第三監獄
同	同	同	同	同	同	同
同第三監獄	同第三監獄	同第二監獄	同第三監獄	同第七監獄	同第八

山東關係協定

山東懸案解決に關する條約

日本國及支那國は共に山東に關する懸案を友誼的に且兩國の共同利益に適應して解決せむとする眞摯なる希望に促され該懸案解決の爲條約を締結することに決し之が爲左の如く其全權委員を任命せり

日本國皇帝陛下
海軍大臣男爵加藤友三郎△特命全權大使男爵幣原喜重郎△外務次官埴原正直
支那共和國大總統閣下
特命全權公使施肇基△特命全權公使顧維鈞△前司法大臣王龍惠

因て各委員は互に其の全權委任狀を示し之が良好妥當なるを認めたる後左の諸條を協定せり

第一章　舊獨逸膠州租借地の還付

第一條　日本國は舊獨逸膠州租借地を支那國に還付すべし

第二條　日本國政府及支那共和國政府は舊獨逸膠州租借地の行政の移轉及該地域內の公有財產の移轉に關する細目の取極を作成實施し且均しく調整を要する他の事項を解決するの權限を有する共同委員會を組織する爲各三名の委員を任命すべし

共同委員會は前記の目的の爲本條約實施後直に會合すべし

第三條　舊獨逸膠州租借地の行政の移轉及該地域內の公有財產の移轉並前條に定むる他の事項の調整は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約實施の日より六月を超えざる間に之を完了すべし

第四條　日本國政府は舊獨逸膠州租借地の行政を支那國に移轉するに際し右行政の移轉に必要なるべき日本國所持の記錄、登錄簿、圖面、證書其の他の文書又は右の認證謄本並支那國が爾後該地域及膠州灣の周圍五十基米地帶の行政を爲すに付有用なるべき前記書類を支那共和國政府に引渡すことを約す

第二章　公有財產の移轉

第五條　日本國政府は舊獨逸膠州租借地內の一切の公有財產（土地、建物、工場又は營造物を含む）は嘗て獨逸國官憲が所有したるものなると該地域の日本國行政の期間內に日本國官憲が買收し又は建造したるものなるとを問はず之を支那共和國政府に移轉することを約す但し本條約第七條に規定するものは此の限に在らず

第六條　前條に依る公有財產の移轉に付ては支那共和國政府は何等補償を要求せらるゝことなかるべし尤も日本國官

憲が買收又は建造したるものに付及嘗て獨逸國官憲が所有したるものに對する改良又は添加に付ては支那共和國政府は日本國政府が現實に支出したる費用に對し減損及存續價格の原則を考量し公正且衡平なる額を償還すべし

第七條　舊獨逸膠州租借地内の公有財產中青島に設置せらるべき日本國領事館の爲必要なるものは日本國政府之を保有すべく又日本人居留民團體の福祉の爲特に必要なるもの（公立學校、神社及墓地を含む）は右居留民團體に保有せしむべし

第八條　前三條に掲ぐる事項の細目は本條約第二條に規定する共同委員會之を協定すべし

第三章　日本國軍隊の撤退

第九條　青島濟南府鐵道及其の支線の沿線に現在駐屯する日本國軍隊（憲兵を含む）は支那國の巡警又は軍隊が該鐵道の保護を引受くるの爲派遣せらるゝに至らば直に撤退すべし

第十條　前條に規定する支那國の巡警又は軍隊の配置及日本國軍隊の撤退は區間を分ちて之を行ふことを得各區間に於ける右手續の完了期日は日本國及支那國當該官憲の間に豫め之を協定すべし

右日本國軍隊の全部撤退は本條約署名の日より成るべく三月内に且如何なる場合に於ても六月を超えざる間に之を實行すべし

第十一條　青島に於ける日本國守備隊は成るべく舊獨逸膠州租借地の行政を支那國に移轉すると同時に且如何なる場合に於ても右移轉の日より卅日を超えざる間に全部撤退すべし

第四章　青島海關

第十二條　青島稅關は本條約の實施と共に全然支那海關の一部と爲るべし

第十三條　青島支那海關の再開に關する千九百十五年八月六日の日支暫行取極は本條約の實施と共に其効力を失ふべし

第五章　青島濟南府鐵道

第十四條　日本國は青島濟南府鐵道及其の支線を之に附屬する他の一切の財產（埠頭、倉庫及他の同種の財產を含む）と共に支那國に移轉すべし

第十五條　支那國は前條に掲ぐる一切の鐵道財產の現實價格を日本國に償却することを約す

右償却せらるべき現實價格とは五千三百四十萬六千百四十一（五三、四〇六、一四壹）金貨「麻」（前掲財產中獨逸人の遺留せる部分の査定額）又は其の相當額に日本國が右鐵道の管理中前掲財產に加へたる永久的の改良又は添加の爲現實に支出したる額（相當の減損價格を控除す）を加へたるものとす

前條に掲ぐる埠頭倉庫及他の同種の財產に關しては日本國が鐵道管理中之に加へたる永久的の改良又は添加の費用（相當の減損價格を控除す）を除くの外何等の負擔を課せざるものとす

第十六條　日本國政府及支那共和國政府は前條に定むる基

礎に依り鐵道財產の現實價格を評價し且右財產の移轉を協定するの權限を有する鐵道共同委員會を組織する爲各三名の委員を任命すべし

第十七條　本條約第十四條に依る一切の鐵道財產の移轉は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約實施の日より九月を超えざる間に之を完了すべし

第十八條　本條約第十五條に依る償却を實行する爲支那國は鐵道財產の移轉完了と同時に支那國政府の國庫證券を日本國に交付すべし該國庫證券は鐵道の財產及收入を擔保とし其期限は十五年とするも支那國の選擇に依り右證券交付の日より五年の終に又は其の後何時にても六月の豫告を以て全部又は一部を償却することを得べきものとす

第十九條　前條に依る國庫證券の償還期限中支那共和國政府は該國庫證券の一部にても償還せられざる間は日本國臣民一名を運輸主任に他の日本國臣民一名を支那會計主任と共同し且對等の職權を有する會計主任に選擇任用すべし

前項の職員は總て支那管理局長の指揮管理及監督の下に屬すべく正當理由に因り免せらるゝことあるべし

第二十條　前記國庫證券に關する專門的なる財政上の細目にして本章に規定せざるものは成るべく速に且如何なる場合に於ても六月を超えざる間に日本國及支那國の官憲に於て協同して之を決定すべし

第六章　青島濟南府鐵道の延長線

第二十一條　青島濟南府鐵道の二延長線卽ち濟南府順德線及高密徐州府線に關する特權は支那共和國政府及國際財業團間に協定せらるべき條件に從ひ右財業團の共同事業に開放せらるべし

第七章　鑛山

第二十二條　曩に支那國が獨逸國に採掘權を許與したる淄川、坊子及金嶺鎭の鑛山は支那共和國政府の特許に依り設立せらるべき會社に引渡さるべく同會社に對する日本側の出資額は支那側の出資額を超越すべからず右取極の樣式及條件は本條約第二條に規定する共同委員會之を定むべし

第八章　舊獨逸膠州租借地の開放

第二十三條　日本國政府は舊獨逸膠州租借地に於て日本專管居留地又は國際居留地の設置を要求せざるべきことを聲明す

支那共和國政府は之に對し舊獨逸膠州租借地全地域を外國貿易の爲に開放すべきこと及外國人は右地域內に於て自由に居住し且商業工業其他一切の合法の業務に從事することを許さるべきことを聲明す

第二十四條　支那共和國政府は舊獨逸膠州租借地に於て外國人が獨逸國施政の下に於けると日本國行政の期間內に於けることを問はず合法且公正に取得したる既得權を尊重すべきことを併せて聲明す

日本國臣民又は日本會社の取得したる右既得權の地位又は效力に關する一切の問題は本條約第二條に規定する共

同委員會之を調整すべし

第九章　製鹽業

第二十五條　支那國にては製鹽業は政府の專賣事業に屬するに鑑み膠州灣沿岸に於て現に右事業に從事する日本國臣民又は日本會社の利益は公正なる補償を支拂ひて支那共和國政府之を買收すべく且つ前記沿岸に於ける該事業の產出に係る一定量の鹽を日本國に輸出することは適當の條件を以て之を許可すべき事に協定す

前記利益を支那共和國政府に移轉することを含む前項目的の爲にする取極は本條約第二條に規定する共同委員會之を作成すべし右取極は成るべく速に且如何なる場合に於ても本條約實施の日より六月を超えざる間に之を完了すべし

第十章　海底電信線

第二十六條　日本國政府は青島芝罘間及青島上海間の舊獨逸海底電信線に關する一切の權利、權原及特權は右兩線中日本國政府が青島佐世保間の海底電線敷設の爲に利用したる部分を除くの外支那國に歸屬することを聲明す尤も前記青島佐世保間の海底電信線の青島に於ける陸揚及運用に關する問題は支那國を一方の當事者とする現存契約の條件を留保し本條約第二條に規定する共同委員會之を調整すべきものとす

第十一章　無線電信局

第二十七條　日本國政府は青島及濟南府に於ける日本無線電信局は前記兩地に於ける各日本國軍隊の撤退と共に此等無線電信局の價格に對し公正なる補償を得て之を支那共和國政府に移轉することを約す

右の移轉及補償に關する細目は本條約第二條に規定する共同委員會之を協定すべし

第二十八條　本條約（附屬書を含む）は批准を要す其の批准書は成るべく速に且署名の日より四月を超えざる間に北京に於て之を交換すべし

本條約は批准書交換の日より實施せらるべし

右證據として各全權委員は英吉利語の本條約二通に署名調印す

千九百二十二年二月四日華盛頓市に於て之を作成す

加藤友三郎（印）
幣原喜重郎（印）
埴原正直（印）
施肇基（印）
顧維鈞（印）
王寵惠（印）

附屬書

一、優先權の拋棄

日本國政府は千八百九十八年三月六日の支那國及獨逸國の條約に規定する人、資本及材料を以てする外國の助力に關する一切の優先權を拋棄することを聲明す

二、公有財產の移轉

本條約第五條に依り支那共和國政府に移轉せらるべき公有財產中には（一）道路、水道、公園、下水及衞生設備の

如き一切の公共施設(二)電話、電燈、屠殺場及洗濯所に關するものゝ如き一切の公共企業を含むものとす

支那共和國政府は前項に依り同政府に移轉せらるべき公共施設の經營及維持に付舊獨逸膠州租借地内の外國居留民團體に公正なる代表權を有せしむべきことを聲明す

支那共和國政府は舊獨逸膠州租借地に於ける電話企業を引受けたる以上は公衆の一般利益上當然要求せらるべき該企業の擴張及改良に關し該地域内の外國居留民團體の爲す請求に付相當の考量を加ふべきことを併せて聲明す

電燈、屠殺場及洗濯所に關する公共企業に付ては支那共和國政府は其引受後之を青島に於ける支那市政機關に引渡すべく該市政機關は更に市の規則及監督の下に右企業の經營運用に當らしむる爲支那國法令に從ひ商事會社を設立せしむべし

三、青島海關

支那共和國政府は支那海關總辦に對し(一)舊獨逸膠州租借地に於ける日本商人に對し日本語を用ゐて青島稅關と往復することを許可すべきこと、(二)右稅關に必要なる役員を選擇するに當りては支那海關の現行任用規則の許す限り青島に於ける商業上の諸般の必要を考量すべきことを訓令することを聲明す

四、青島濟南府鐵道

本條約第十六條に規定する鐵道共同委員會に於て其權限内に在る事項に關し協定を見るに至らざるときは日本國政府及支那共和國政府は右係爭事項を引取り外交手段に依り之を商議調整すべし

右係爭事項の決定に當り日本國政府及支那共和國政府は必要あるときは兩國政府協同して指名する第三國(一國又は數國)の專門家の勸告を求むべし

五、芝罘濰縣鐵道

日本國政府は芝罘濰縣鐵道が支那側資本を以て建設せらるゝ限り同鐵道に對する資本供給の選擇權を國際財業團の共同事業に開放すべきことを要求せざるべし

六、舊獨逸膠州租借地の開放

支那共和國政府は支那國に於ける地方自治制度を定むる法令の制定及其の一般的適用を見るに至る迄は舊獨逸膠州租借地内の外國居留民の福祉及利益に直接の影響あるべき市政事項に付支那地方官憲が該居留民の意見を確むべきことを聲明す

加藤友三郎
幣原喜重郎
埴原正直
施肇基
顧維鈞
王寵惠

議事錄記載事項

山東懸案解決に關する條約の締結に付日本國及支那國委員が一致したる議事錄記載の了解事項

第一　公有財產の移轉

一、日本國臣民は支那國法令の規定に準據するに於ては條約附屬書第二の第四項に掲ぐる公共企業に關し設立せらるべき各商事會社の社員又は株主と爲ることを許さるべし

第二　日本國軍隊の撤退

二、條約第九條乃至第十一條に規定する日本國軍隊の撤退後は如何なる種類の日本國軍隊と雖も山東省内何れの場所にも殘留せざるべし

第三　青島濟南府鐵道

三、日本國が山東省内に建設したる一切の輕便鐵道及び之に附屬する一切の財産は青島濟南府鐵道財産の一部と認めらるべし

四、鐵道沿線の電信線も亦鐵道財産の一部と認めらるべし

五、支那國官憲は鐵道引受後該鐵道に勤務する日本國籍の現在從業員を存置し又は解傭するの全權と裁量とを有すべし右從業員を更迭するに付ては鐵道の移轉の日前に相當なる豫告を與ふべし鐵道の移轉後直に行はるべき從業員更迭に關する細目の取極は條約第十六條に規定する鐵道共同委員會之を作成すべし

六、鐵道の日本人運輸主任及日本人會計主任の從屬職員は總て支那管理局長之を任命するものとす鐵道の移轉の日より二年半の後は支那國政府は支那人運輸副主任一名を二年半を期として任命することを得べく尚條約第十八條に依る國庫證券償還の通告を與へたる上は右の支那人運輸副主任は何時にても之を任命することを得

七、支那國政府は前記の從屬職員に日本國臣民を任命するの義務を有せず

八、條約第十八條に依る國庫證券の償還は支那側以外の出所より得たる資金を以て之を實行せざるべし

九、支那國政府は鐵道の日本人運輸主任及日本人會計主任の選擇を爲すに付有用なるべき報道を日本國政府に求むべし

十、鐵道の管理に當れる日本國官憲の爲したる現存の契約又は容諾に關する一切の問題は鐵道共同委員會之を解決すべし鐵道の移轉に先ち右日本國官憲は鐵道の利益に害ありと認めらるべき何等の新なる契約又は容諾を爲さざるべし

第四　舊獨逸膠州租借地の開放

十一、條約第二十三條の「合法の業務」なる語は支那國法令を以て禁止し又は支那國及諸外國間の條約上外國人に許さゞる其の他の企業を含むものと解釋すべからず尤も右解釋は條約第二十五條に規定する製鹽業の問題又は條約第二十四條に基き決定せらるべき既得權に關する如何なる問題にも影響を及ぼさゞるものとす

第五　郵便局

十二、舊獨逸膠州租借地外に在る一切の日本國郵便局は青島濟南府鐵道の移轉が千九百二十三年一月一日前に行はるゝ場合には該移轉と同時に且如何なる場合に於ても右期日を超えざる間に撤廢せらるべし

十三、舊獨逸膠州租借地内の一切の日本國郵使局は右地域の行政の移轉と同時に撤廢せらるべし

第六　請　求

十四、山東省内の不動産の返還に付又は山東省に於ける支那國人民の身體及財産の損害に付支那國人民が日本國官憲又は日本國臣民に對し有することあるべき請求の問題に關し條約中に何等の規定なきことは右請求に影響を及ぼさざるものとす

十五、支那國官憲は前記請求の一覽表を各請求に關し入手し得る一切の證據と共に日本國官憲に供給すべし本件の處理は日本國官憲に對する請求に付ては外交機關を通じ又日本國臣民に對する請求に付ては通常の裁判手續に依り行はるべし後者に屬する請求に關し各事件の事實の調査は必要ある時は右目的の爲特に任命せらるべき日本國及支那國の同數の官吏より成る共同委員會之を行ふべし

十六、日本國政府は最近の戰爭中日本國の軍事行動に因り直接生じたることあるべき如何なる損害に付ても責任ありと認めらるゝことなし

千九百二十二年二月四日華盛頓に於て

加藤、幣原、埴原、施、顧、王

山鐵撤兵協定

三月二十八日北京に於て日本全權小幡酉吉、支那全權王正廷との間に調印したる山東鐵道沿線撤兵に關する協定左の如し

日支兩國政府委員は山東鐵道沿線撤兵に關し北京に於て左の通り協定す

一、本協定に依り支那巡警（又は軍隊、以下同じ）を配置し日本軍隊を撤兵する區域は膠州灣租借地を含まざる區域即ち女姑口驛以西の山東鐵道本線及支線の沿線とす

二、支那巡警の配置及日本軍隊撤退を行ふべき區間の區分並巡警配置期日は左の如し

區間の區分	巡警配置完了期日
第一區　濟南より張店驛に至る區間及張店驛より博山驛に至る區間	四月十日
第二區　湖田驛より黃旗堡驛に至る區間	四月二十日
第三區　岱山驛より女姑口に至る區間	四月三十日

右の第一區第二區の境界は湖田驛西方二千米突尙家庄より白家庄に通ずる道路（該道路は第二區に含む）とし第二區第三區の境界は岱山驛の西方三千米突維河支流（同河橋梁は第三區に含む）とし第三區と青島守備軍管區との境界は膠州灣租借地境界とす

三、右各區間に對する日本軍隊の警備の任務は前項に規定せる支那巡警配置完了期日の翌々日正午を以て終了するものとす

四、支那政府は鐵道沿線に配置すべき巡警の編成並配置を四月五日限り日本政府に通告するものとす

五、日本軍隊の撤退方は左の通實施すべし但殘務整理の爲少數の人員に限り若干日間殘留することを得

歩兵隊は各區間毎に第二項に規定したる支那巡警の配置期日の翌日より五日以内に現在の駐屯地より撤退

憲兵は支那巡警の配置期日の翌日より十日以內に現在の駐屯地より撤退

濟南無線電信通信員は第一區歩兵隊と同時に撤退

六、日本軍隊撤退後に於ける鐵道沿線に居住する日本官民の生命及財產の保護並鐵道、鑛山、電線及附屬財產の保護警備は總て支那政府に於て其の責に任ず

七、日支兩國政府は各自國軍隊又は巡警の配置及撤退の實施方につき監督を爲し且配置及撤退に關し臨時に發生する事件を共同處理する爲各四名の委員を派遣すべし

八、濟南無線電信所は撤兵後は之が使用を中止し當分日支双方より同數の監視人を置き大正十一年二月四日華盛頓に於て調印せられたる山東懸案解決に關する條約第二條の定むる委員會に於て他の問題と關係して細目の協定を遂げたる上支那政府に移換すべし

九、濟南其の他鐵道沿線所在の兵營の處分につきては前記條約第二條の定むる委員會に於て之を決定す但し右決定前日本政府は支那巡警又は軍隊配置の便宜上支那政府が一時之を使用することを承諾す

十、鐵道沿線所在の陸軍官舍の處分は前記委員會に於て之を決定す但し右決定前日本政府は同政府に於て保有すべき分を除き支那政府が其希望に依り一時之を使用することを承諾す

右日本政府の保有すべきものは濟南に於ては停車場附近以外に於ては日本政府の指定すべき約十箇所にして其の他鐵道沿線の分に付ては別に協議決定するものとす

十一、日本官憲は鐵道沿線各兵營及憲兵派出所內の設備及器具中送還の必要なきものは成るべく支那巡警の使用に供する爲存置すべし

山東鐵道公司章程

山東案善後督辦公署では膠濟鐵路公司章程の起草を取急いで居ると云ふことであるが、右は支那の山東鐵道買戻しに緊切な關係がある計りでなく將來同鐵道が國有民辦たる事が出來るか否やを決する關係上注意を惹いて居るが督辦公署起草の章程は大體左の如きもので不日公表される筈である

第一章　總則

第一條　本公司は膠濟鐵路股份有限公司と稱し同公司の正式成立まで先づ籌備處を組織し一切の事務を處理す

第二條　本公司籌備處は政府の委託を受け成立せしものにて華府會議に於て日支兩國代表が議決せる山東條約文の規定に從て籌備事務を辦理す

第三條　本公司籌備處は章程に照し交通部と會商し本章第二十三條に從ひ事務を辦理す

第四條　本公司籌備處は各銀行に於ける募集金額が鐵道回收資金の四分の一に達せる時各省區の應募數に依り其代表者數を定むべきを以て各該省の應募者は其の數だけの代表者を公舉し其の代表者は公司發起人の職務を執行す、應募數總額の半數を超過するに至れば創立總會を開

き章程を議定し政府の批准を經たる時を以て本公司正式に成立の日とす

第五條　本籌備處は本公司正式に成立したる時之を廢止す

第六條　本籌備處は濟南に設く

第二章　籌備處委員會

第七條　本籌備處には委員會を設け政府の委託せる九名の委員を以て之を組織す

第八條　委員の資格左の如し

甲　海外に名望ある者

乙　實力ある者

丙　社會的確實なる信用ある者

第九條　委員會の職務は公司正式に成立したる日に消滅す

第十條　委員に缺員生じたる時は爾餘の委員に於て之を推舉し其の許可を政府に申請す

第十一條　委員會に委員長一名を置き委員之を互選す

第十二條　委員長は公司籌備處を代表し各委員と共に其の責を負ふ

第十三條　委員辦公處には毎月若干元を支出する事とし鐵路營業利益中より之を支出す

第三章　委員會の責任

第十四條　委員會は條約に依る鐵路財產回收に關する種々の手續及各項價値數目の規定等に關し十分の責任を負ふ

第十五條　委員會は相當資金を籌備し五年後之を支拂ふ迄十分の責任を負ふ

第十六條　委員會は株廳募人の權利保護及元利の保存に關し十分の責を負ふ

第十七條　委員會は鐵路引繼後一切の營業及管理に關し十分の責に任ず

第四章　委員會の權限

第十八條　籌備處委員會は鐵路公司重役會の職權を行ひ營業情況に按じ先づ基金及利子を控除し且つ純利益配當議決權を有す

第十九條　鐵道に關する各種辦事細則の改訂及其の施行等に關し一切の權利を有す

第二十條　鐵道事務上人員の採用取捨に關しては約章と國法とに合致せざるものを除き一切の權利を有す

第二十一條　貯金券發行の辦法及樣式に關し一切の權利を有するも預金者の保障と抵觸する事あるを得ず

第二十二條　本籌備處會議に對し規則訂立の權あり但し此の項會議の時は隨時交通部及財政部に通知し人を派し參與せしむべし

第二十三條　凡そ該鐵道管理權は交通部より完全に之を本處に讓渡す但し尙一切の細目等は毎月之を報告すべし並びに統一會計法により辦理し又財政交通兩部代表者は亦た隨時調査檢査す

第二十四條　委員會發行の貯金券は相當の銀行と契約し總ての現金は該銀行に代收代存せしむ

第五章　銀　行

第二十五條　各銀行にして本籌備處儲金券を發行せんとする者は左記資格あるものに限る

一、銀行公會々員たる者
二、未だ加入せざるも同樣の資格ある者

第二十六條　儲金券を代發する銀行は資金受領の時相當の受取證を作成し並びに期を定めて其の數目を報告すべし儲金券印刷成りたる時は右受取證と引換に該銀行に於て儲金券を引渡すべし

第二十七條　此項預金は代收各銀行に於て自ら之を保證し若し倒閉等の事ある時は此の預金最優先償還の權利あり（尙ほ上條辦法にして各銀行若し之を實行し能はざる時は或は各地方代收銀行に於て相互擔保の法あり假令ば上海一銀行倒閉の際上海各銀行保證償還の責を負ふ北京漢口其他各埠皆同じ）

第二十八條　此項預金に對しては各銀行共年利七釐を附し半年一回支拂ふ

第二十九條　各該銀行の發する預證に對しては利子を附し且つ儲金券と引換後も其の銀行より利子を附する事を聲明すべし

第三十條　此等預金は專ら鐵道買戻に用ふ籌備處及預金人は之を引出す事を得ず、各該銀行は鐵道買戻の時、代收の金額全部を華府會議の日支條約に從ひ之を交付すべし

第三十一條　各該銀行は鐵道買戻に關する金額を全部引渡したる時總ての責任解除さる

第六章　預金權利及擔保

第三十二條　預金人は籌備處に於て指定せる鐵道買戻資金取扱銀行中より自由に自己の信任する銀行を選み預金する事を得

第三十三條　此項預金の受取證を以て預金人は儲金券と引換へ且つ利子を受取る權利を有す

第三十四條　此項預金は毎年々利七釐を附し半年一回支拂を爲す

第三十五條　預金人は儲金券を一定期限內に於て同額の株券に引換へ且つ株主たる權利を有す株券と引換ふる事を欲せざる者は總て公司の債券と引換ふ

第三十六條　預金人にして儲金券を株券に引換ふる事を欲せざる者は一定期限內に其旨申出づべし然る時は公司債券辦法に從ひて利子を支拂ひ尙左記條項の規定により其の元金を償還すべし

第三十七條　鐵道買戻後鐵道利益中より豫備金若干を控除し株券に引換へざる債券の元金支拂に充つ、若し尙ほ不足の際には中央政府より此の金額を籌備し籌備處規定の銀行に預け毎年一回抽籤して十五年以內に淸算す卽ち元金を償還する外公司の利益多き時は別に利益若干を加ふる事あるべし但し此の利益は公司株券を以て之れに代ふ

第三十八條　儲金券は無記名とし市上に隨時流通する事を得

第三十九條　儲金券を買ふ者は支那人に限る支那人以外の手に有る者は無效とす

第四十條　本公司籌備處は株券發行以前に先づ同數の儲金券を發行す將來籌備處委員會に於て決議したる時期に預金人は自由に儲金券を同數の株券に引換ふる事を得

第四十一條　儲金券を一定時間に株券に引換へざる者は再び株券に引換ふる事を得ず、但し公司章程に從ひ債券に引換ふるを得

第四十二條　本公司の株券を買ひ得る者は支那人に限る

第四十三條　儲金券を株券に引換期限未だ終らざる時は未引換の株券を賣出す事を得ず

第四十四條　儲金券回收後は之を取消し籌備處の參考に殘し置く

第四十五條　株券は記名式とし其の樣式は籌備處規定に從ふ

第四十六條　株式原簿は之を濟南に保存し本人或は其の正式代表者に非らざれば投票及び利子受取の權利なし

第八章　職員

第四十七條　籌備處には別に處長一名を置き委員會之を推舉し政府任命す

第四十八條　處長は委員會制定の方策に從ひ政府の命を受けて籌備處一切の事務を掌る

第四十九條　處長は重要なる籌備處事務、分科事務、各事務員の任用等を掌り其細則は別に之れを規定す

第五十條　處長は各項事務員任免の權あり但し重要職員は委員會の同意を要す

第五十一條　本籌備處の帳簿は每年陽曆年末に一回決算す

第五十二條　本處は每決算後左記書類を政府に提出す

一、財產目錄
二、營業報告書
三、貸借對照表
四、損益計算書

以上四種書類は委員會長署名後政府及預金者に提出報告し且つ財政、交通兩部に之を送附す

第五十三條　本章程は公布の日より施行す

上海關稅改訂委員會抄報（二）

前號所載の如く第一回會議は四月二十日開會せられたるが其後修改稅則委員會辦事處より左記の如く第一回會議經過を發表する所ありたり、斯くて第二回會議は五月九日開催せられ同席上支那側提出の原案を可決すると共に日英兩國の保留條件を容るゝ事に決し、別に日、英、米、支、白、和六國委員より成る特別委員會を組織し右留保條件を討議せしむる事とせり、而して同特別委員會は五月二十五日開會し日英兩國の附帶條件の審査を爲し、更に五月三十日第三回本會議に於て前記特別委員會の審査報告を可決すると共に支那側提案の原則の協定を完了したり、右の結果各國委員は目下輸入品の種類により三十の小委員會を設け、各項目每に市價の算定及稅率の算出を爲す事と爲れり、尙第

四回總會議は六月二日開催せらるゝ等なり、今左に會議經過を略述すべし

第一回會議議事公報

修改稅則委員會辦事處は第一回議事經過に關し各國委員の承認を得て交通、外交、財政の三部に左の如く公報する所ありたり

蔡主任　本日各國委員の御臨席を得て本會議を開會するを得たるは感謝に堪へざる所なり、且御出席委員の數法定數以上に達せるを以て、本日は左の二項に就き只今より討議を開かんとす

(一)議事大綱

(二)貨價標準

右の內第一項の議事大綱は前回の稅則改正委員會に於て詳細に討論し居れるも既に四ヶ年を經過し居れる今日多少にても改正すべき點あらば諸君と共に討議決定すべく、若し改正すべき點なくんば原則を可決せられ度し

アーノルド氏　異議なし

蔡主任　米國委員アーノルド君本項に贊成せられたるが本項に贊成の諸君は擧手せられたし

船津氏　若し本項大綱の意義にして仍ほ前回と一樣の解釋を爲すべきものならば日本委員も之に贊成す

蔡主任　若し諸君にして均しく本項の提議に贊同せば可決すべし

ナイト氏　本代議事錄は前回の例に倣ひ英佛支三國文字を用ふべし

蔡主任　異議なし

蔡主任　第二項の提案は一九二一年十月より一九二二年三月に至る六ヶ月間の上海市價を以て稅則の標準となすべし但し本會議に代表の列席なき國の貨物は範圍外とす

ライヨル(賴愛洛)氏　本員は蔡主任の提議に贊成なり、支那委員は六ヶ月を選びて標準と爲すものは決して公允せられざるの利益を得んと欲するものに非ず、今次稅則改正の目的は實價百分の五を得んとするにあり、然るに現在各貨物の價格は漸次低落しつゝあり、故に此六ヶ月間の貨價を以て標準とせば結果最も實價百分の五に近かるべきものなり

船津氏　本委員は日本政府の意見を聲明すべし、貨物の價格標準に關しては支那提案に代ふるに左記方法を採用せられん事を提議す、卽ち一九一七年より一九二〇年に至る四ヶ年間の貨價を新稅則の標準年度とせられたく又該四ヶ年間に於て支那海關貿易統計書に揭げらるゝ輸入洋貨の海關貨價は最も信ずべきものなれば之亦稅則計算の標準に採用せられ度し、但し海關貿易統計書所載の貨價中不當なりと認むるものある時は公平適當なる方法により改正せられたし、本員は本提案を爲すに際し左記各事項に留意せられん事を請ふ

(一)實際又は理論より言へば新稅則は適當の方法及計算なり以て今後の稅則なして公平ならしめん事なり、而して公平なる稅則を獲んには長期年度の統計(譬へば四ヶ年又は五ヶ年間)を參考とし計算の標準とすべし、若し短期標準を用ふれば或は公平を失し或は過重不足の負擔とならん

(二)新稅則を訂定する爲め迅速なると便利なるとの二點より各年分中の輸入貨物統計を揀ぶべし、而して海關より既に正確なる統計を發表し居れるより之に基くを要すと信ず、然らずんば日本委員は本會に於て調査を爲さざれば不可なりと思惟す、然れども此は時日を遷延し査定に困難なる事項を惹起せん事を恐るるものなり

(三)從價百分の五を徵收する件は未だ輕易の心を以て之を解釋すべからず或は最近短時期を以て標準と爲さば不公平の價格を査定するに至らん

蔡主任　日本委員の提案に對する諸君の御意見如何

アーノルド氏　本項問題は始めて知悉する所短時間に討論する能はざれば各代表に本提案を印刷し次回に再び討議せられたし、倘同時に日本委員及其他委員の提案を一律印刷送付の上相當研究時日を與へられたし

蔡主任　アーノルド氏の御意見を採決せんと欲す

フォックス氏　未だ議決せざる前に本員は英國委員を代表し別に何等の提案を出さざるも支那の提案を採用するに際し附帶條件を附さん事を聲明し置かんとす

ナイト氏　佛國は別に提案なし

アーノルド氏　本員は通告者に英佛委員が別に提案なく支那の提案に贊同すべき旨聲明せられたる事を註明し置かん事を希望す

フォックス氏　本員は通告者内に本員の提案を註明し置くを欲せず、何となれば本員の提案は一對案にして一種の方法を別に提示するに過ぎざればなり、況や標準の件に關しては支那の提議と本員の提議と同一なるを以てなり

ロシー氏　伊國委員は英國委員と同一意見なる事を聲明す

蔡主任　アーノルド氏の提案即ち日本の提議を先づ各國委員に送付する件に關し贊成の諸君は擧手せられたし――通過、第二の問題に關しては各種洋貨の數量は大連天津上海漢口廣東に輸入せらるゝものより選擇し、一九二一年の海關報告を以て標準と爲す件は今本會議に提出し討論せんとす、諸君の御高見如何

原案は「一九二一年分の輸入貨物數量を大連天津上海漢口廣東の五港を擇び新稅則の標準と爲すの件」

次で和蘭委員ダニエル氏より日本の提案に贊同し聽き意見を述べ、次回は日本提案の研究完了後再會する事として散會せり云々

因に可決せられたる議事規則の要旨左の如し

（一）本會は支那現行稅則修改の爲に設け支那政府派遣の主任を以て議長とす、但し議長事故ありて出席不能の時は支那政府派遣の一委員を以て之を代理せしむる事を得

（二）議長は秘書一人を選び況有る會議文牘議事錄等を管理せしめ並に開會期日議事日程を各委員に通知するの外可決事項及會議經過を報告す

（三）本會々議一切の事項は多數決により決す

（四）本會議議事表決に際しては各國一票の投票權を有す

（五）會員中に意見あらば參考材料として秘書に交付し各員に分送する事を得

（六）本會各委員の發言は一切議事錄に記入し議事錄は秘書より各員に分送す

（七）會長は本會の同意を得て審査員を選び特別事件或は特別問題を討論せしむる事を得但し審査の結果は本會に報告す

（八）右の外本會にて必要ある場合は隨時規定を定むる事を得

第二回會議

一、豫備會議に於ける日英佛の意見

第二回會議開催の準備として五月一日午後二時より豫備會議を開催し物價標準制定に關し日英佛三國委員の意見を交換する所ありたるが各國委員の主張せし意見左の如し

英國委員の主張　英國は支那の原案に贊成するも只綿布に就きては指數によつて價格を決定せんと欲す、即ち其方法は略左の如し

	關平銀兩	規元銀兩
漂布(Shirtings, white)	四・一八三	四・六六
玄羽綢(Dyed cottons)	四・五四	五・〇六
洋紗(巾三十吋長四十碼)(Muslins)	五・〇〇	五・五七

以上の價格は前回稅則改正に際し見積決定したる價格なり

前記各價格を皆指數一〇〇とし、新に最近六ケ月間の市價を調査すれば凡そ左記の如く其價格の騰貴し居れるを知る

	規元銀兩	控除額	規元銀兩
漂布	八・〇〇	一二%	七・〇四
玄羽綢	九・〇〇	同	七・〇二
洋紗	九・五〇	同	八・三六

今上記騰貴價格と前回會議の算定額（規元銀）とを比較し指數を求むれば左の如くなるべし

漂布	增	一五一
玄羽綢	增	一五六
洋紗	增	一五〇

僅かに以上三種の貨物に就きて平均指數を求むれば現下價格は平均五十二パーセント三三强の增加となるべし、依つて此方法に從ひ更に十五乃至二十種の主要輸入綿布の納稅增加率を求むれば可なりと信ず、但し本法と雖ども多少の缺點なきにしもあらず、例へば前回會議後價格騰貴のものには利益あれども價格下落のものには若干の損失あるが如き其一例なれども、大局より見れば公平にして且便利なるものと云ふべし、故に本法により稅則の改正を行はゞ事半ばの成功と云ふべきなり

佛國委員の主張　支那の提議せる千九百二十一年の五大港海關報告によるよりは其前年たる千九百二十年の稅關報告によるを妥當とす、右は啻に統計が正確なるのみならず日本にとりても對支輸入數量增加し價格低廉となるの外、支那も亦多大の損失なかるべければなり

日本委員の主張　第一回會議の際發表したる通りにして一九一七年より同二〇年に至る四ケ年の平均物價を以て新稅率の算定標準とすべしと云ふにあり

右の如く三國委員の意見は一致を見ざりし爲め同日は何等決定に至らずして散會したるが、日本委員の主張によるものと支那の主張によるものとの新稅率の差異並に現行稅率との比較を重要商品三十種に就き研究すれば略左の如し

二、日支兩國提案增加率の比較

日支兩提案に基き其增加稅率及現行稅率との差を掲げん

品名	單位	支那提案	日本提案	現行率
九龍粗布	反	〇、三〇	〇、三〇	〇、一六
雲綾	同	〇、三一	〇、三一	〇、二〇
牡丹天竺	同	〇、一九	〇、一八	〇、〇八
高級加工絹布	同	〇、五三	〇、四一	〇、二三
ポプリン	同	〇、八〇	〇、五八	〇、五〇
綿糸(十七番手迄)	噸	二、九〇	二、九五	一、二八
同(二十三番手迄)	同	三、〇〇	三、一〇	一、三八
同(三十五番手迄)	同	四、三二	四、四〇	一、九〇
同(四十五番手迄)	同	六、〇〇	五、一〇	二、一八
眞鍮棒	同	一、五〇	一、七〇	一、五〇
同板	同	二、一〇	二、〇〇	一、五〇
鋼棒	同	一、九五	二、一〇	一、七〇
同板	同	二、三〇	二、二八	一、七〇
鋼線	同	二、七〇	一、八〇	一、七〇
絶	同	二、六〇	三、二〇	二、六〇
海參(黑色刺付)	同	三、四〇	三、八〇	二、七〇
同(黑色刺無)	同	二、四二	三、〇〇	二、〇〇
鹽鐵	同	一、九二	一、六〇	一、八〇
昆布	同	〇、一八	〇、一二	〇、一三
精糖	同	〇、四一	〇、四四	〇、三一
ビール	打	〇、〇八	〇、〇七	〇、〇九
鹽酸カリ	噸	〇、五三	一、四九	一、八〇
漂白粉	同	〇、四二	〇、二九	〇、二七
ソーダ灰	同	〇、一七	〇、一九	〇、一二
印刷用紙	同	〇、五九	〇、六三	〇、三三
包裝用紙	同	一、一〇	〇、九八	〇、三二
石炭	噸	〇、三一	〇、三七	〇、二七
セメント	噸	〇、〇七七	〇、〇七	〇、〇四五

硫酸	千	百斤平方	〇、二九〇　〇、四四　〇、二五

（備考）以上揭示したる表は專ら日本よりの上海輸入品に就き調査したるシー・アイ・エフ價格にして支那提案（一九二一年より一九二二年三月迄の平均）と日本提案（一九一七年より一九二〇年迄）に從ひ例示的に重要商品の平均物價五分を海關兩に換算したるもの並に現行稅率を示したるものなり但し綿絲布は追て改訂せらるゝ事前述の如し。（單位は海關兩にして一兩は約二圓四十錢とす）

而して日本より上海輸入品九十六種（上揭三十種を含む）に就き平均物價指數を求むれば、現行率の規準なる一九一二年より一九一六年迄の五ケ年間の平均物價を一〇〇とすれば支那提案の年度による指數は一三三となり日本側の指數は一三七となるべし、勿論右物價指數は數百萬圓の輸入品と數萬圓に過ぎざるものとを同一に取扱計算せるものなるを以て徹細に研究すれば不當なる點あらん、譬へば從來輸入額一萬圓の價格のものが一萬三千圓となり百萬圓のものが百六十萬圓となれば其平均數は一四〇となるに過ぎざるも、關稅收入は五分として合計五萬五百圓のものが八萬六百圓となり一〇〇に對し一五九となるを以て、右の表に於ても日本提案に於て輸入額の少なきものが支那提案より廉く計算せられ、又支那提案に於て輸入額多きものを高く計算し居れりとせば一三七對一三三の比も關稅收入に於ては却つて反對となり支那提案による方多額の收入を得るは見易き理なり、然れども大體に於ては大差なく況んや大連天津上海漢口廣東の五大港に輸入せらるゝ數量を平均し計算するに於て其弊は稍除去せらるべく寧ろ支那の提案に從ふを利益とす

三、本會議の經過

斯くて本會議は五月四日開會の豫定なりしが各國委員の研究未了の故を以て延期せられ五月九日午後二時十五分より正式に第二回會議を開會したり、然るに勞頭日本委員は前會議に於て提出したる對案を撤回する旨を聲明したるが、元來日本の對案は一千九百十七年より一千九百二十年に至る四ケ年間の平均物價を以て標準物價とすべしと云ふにあるが、右は支那提出の原案に據る標準物價算定よりも却つて高價となるは既に前述の如くなるを以て、日本が右對案を撤回したるは讓歩にも非らず、當然の結果と云はざるべからず、日本の對案撤回の結果列國は等しく原則として支那提出の原案卽ち

一、輸入品の標準價格決定の標準年度は千九百二十一年十月より千九百二十二年（卽ち本年）三月末迄とする事

二、物價の公平を保たしむるため各種輸入品に付き參加列國（無參加國を除く）の對支貿易狀態を考慮し大連、天津、上海、漢口、廣東の五港の上記年度中に於ける輸入品總量と沖付値段（CIF價格）を以てする事

に贊同する事と爲れるが、英國委員は綿布の標準物價算定に就き條件を附すべき旨を聲明したり、英國の右附帶條件提出の理由は綿布の標準物價を算出するに當り半期の平均價格を以てするは甚だ不公平なるが故に、綿布の標準價格は指數法に據るべきを主張したり、右提案は啻に英國のみならず日本にとりても有利なる附帶條件なるを以て、日本

委員は主義として之に贊同すると共に、更に綿絲に就きても同樣方法を採用せられたしとて大要左の如き修正案を提出したり

一、綿布と同樣に綿絲の標準價格算定に就いても指數方法を採用すること

二、綿絲布の指數算出に就ては千九百二十年の輸入額を考慮に入るること

三、綿絲布の市價は重要輸入品より推算すること

四、綿絲布の市價算定に就いては上海のみならず大連漢口其他重要開港場の市價を考慮に置くこと但し實際に於ては上海の市價は最も低廉なるが唯滿洲方面へ特に輸出さるる貨物に就きては勿論大連其他滿洲方面の市價を標準とすること

茲に於て本會議は英國の修正案に對し「綿布に就きて重要輸入品中二十乃至三十の項目を特定し、其の各項目に就きて從來の標準價と現在の市價の平均價格の百分比例を求め、此比率を平均して指數を算定し以て綿布の標準價格を定むる事」と決議し更に日本の修正案も之を採擇する事に決したり、然れども本會議に之が細目を討議する事は議事の紛糾を來す恐れあるを以て支、英、米、白、日、和蘭の六國委員より成る特別委員會を組織し愼重討議する事として散會したるが、同席上蔡委員長は今次採用せられたる新稅率制定法は關稅條約に基き今後開かるべき第二次、第三次會議にも適用されん事を希望し、各國委員も亦大體之に承認を與へたり

第三回會議

第二回會議に於て決定せられたる棉絲布價格審査特別委員會は五月二十五日午後二時より上海總商會に於て開會せられ專ら棉絲布の價格決定に關する日英の對策を審査し五月三十日の第三回會議に其結果を附議決定する事に決したるが、同日支那委員ライヨル、施弼兩氏は左の如き提案を爲したるが、同委員會は之を可決したりと云ふ

委員會提議棉布及び棉絲の關稅は共に增加稅率の百分比例一案を議定し其增加の額量は支那委員の提出せる節略中の原則に照らして計算し此計畫の細節に關しては別に一委員會を設けて決定し同委員會は稅則委員會より派員して之を組織す

斯くて五月三十日第三回會議を開き特別委員會に於て審査したる日英兩國附帶條件を可決すると共に、支那の原提案は異議なく可決せられ茲に原則の協定を完了したる次第なるが、斯くて殘されたる協議事項は上海市價査定の實際方法、指數法適用の實施手段及綿絲布外の各品目の稅率改正事業のみとなれり、而して右原則協定完了の結果輸入品の種類によりて三十の小委員會を組織し細目の審議に着手せしを以て七八月頃一切の調査完了する事となるべく新稅則は調印より二ケ月後に効力を發生する筈なれば、本年十月頃前後には新稅則の適用を受け支那は約二千萬元の增收を得る事となるべし（大正一一、六、一日稿）

上海英國商業會議所年會記事

上海英國商業會議所年會は三月二十一日上海倶樂部に於て擧行せられたり現在委員は、ダブリユー、エー、アーゼント。エー、ダブリユー、バーキル。エル、ダブリユー、フットン。エッチ、ダブリユー、レエスター。イー、エフ、マッケイ。ヂー、ダブリユー、シーバード。ヂー、エッチ、スチット。ヂー、エヌ、ウイルソン。エッチ、エッチ、フオックス。公使館顧問シー、エム、ヂー。エー、エッチ、ジョージ。イー、エム、グール（書記）ピー、キアンベル（助手書記）等の諸氏にして現在會員多數出席せり、會合に對する注意の後會長は左の如く語れり

今日此會合に於ける余の第一の義務は最初より當會議所の名譽顧問たりし故エベラード、フレーザー氏の死に於て吾人等の均しく感ずる損失の深感を表明する事なるべし故總領事は吾等總てにより賞揚せられ彼も亦個人的に多くの人々に對して親密なる友人たりき、彼は英國利害のためには其職務に熱心にして彼は英國が曾て支那に派遣せし最も優秀なる人物中の一人なり、彼は最密なる注意を以て此會議所の事業に從ひ彼の價値ある經驗と深厚なる知識とは常に吾人等を指導せり、依つて吾人は次の決議を提出せんとす

「此第七回英國商業會議所會議は陛下の赤子故總領事エベラード、フレーザー氏の英國に利せし貢獻を記錄せんと欲す」

此決議案は副會長により再び提出せられ議決せられたり

議長は尙語り續けて曰く

余が報告及顚末の採用を提出するに先だち既に一會議所として吾人の職務には一二の局面あり此れにつき余は二三を語らんとす第一に余は吾等の過去と現在の境遇とに於ける著しき相違に諸子の注意を向けられんことを望む昨年新港務部の建設に關して報告ありたるが全體の委員により考究せられたる後委員中より一名の特別委員を任命し該問題を注意深く研究且つ判定せしめ去三月二十七日代理總領事の下に派遣したり該問題の主たる要旨は四月發行の機關雜誌に於て報導せり吾人は Fairy Flats を通じたる運河の設備を贊同す實際吾人はかくの如き運河設備の必要なる事は度々述べたり尙又黃浦江口に於ける外國郵便、船客乘降波止場設置の件にも贊同す但し此の如き波止場を設置したる爲に船舶がこれを利用せんことを欲し且つ利用し得るものなる事を要す此に反し吾人は公衆の費用により二千五百呎の碇泊場の設置の提出は是認するを得ず尙吾人は通行稅及噸稅の賦課に反對す且つ黃浦江改修局の現在の收入不充分なりとすれば提出せら

れたる保存稅を是認す又提出せられたる港務局設定に關しては左の機關よりなるべき事を勸告す則ち官吏方面にては

外務事務官、關稅事務官、黃浦江改修局技師、港務部長

商業方面にては共同租界佛租界より一人宛任命せらるべき事又最大なる船舶噸數を有する四ヶ國より四人の代表者を任命すべき事

この提出せられたる局の權利に關しては代理總領事に送れる文面の拔萃を諸君のために朗讀すべし

「該局の諸權利の內にて此報告は港灣目的に於て必要なる土地を取得する權利及契約又は收用法により個人の港使用權を獲得し得る權利あるを說けり

我委員は此文面を解して該局は現在の波止場を含む全港に對する全權を獲得し得るものなりとす

次に議長は楊子江改修の問題に關して討論し、倫敦港務部の顧問技師エフ、バルマー氏を招聘し河流の調査をなし浦口の稅關を改善せしむる事を提議せり、議長倘語を續けて曰く、本國諸商業會議所と當會議所の關係につき一言せんとす、本會は本國商業會議所中、有力なる一二の組合と連絡を有する必要あり故に會議所はマンチエスター及ブラツドフオード會議所と連絡を結び外に目下最も有力なる團體を有し以て意見の交換をなし相互に援助し又援助を受けたり、本國との海底電信の改良は大なる範圍に此共力の結果をもたらし時代の經過に從ひ益支那市場に注意の惹かるると共に此共力は當國に於ける英國の利害關係の維持及進

歩に於て非常に有力にして有効なる要素たらん吾人にして誤りなしとせば吾人は前途決して安逸を貪ぼる事能はず一方に於ては余が最初に語れるが如く吾人は恐らく支那人の利權回收運動の益强大なるを見他方に於ては增進し行く競爭に抵抗しつゝあり吾人は支那人に對し公明正大にして彼等の正當なる目的に對する追求を援助せんことを望むこれに反し吾人當市場より新競爭者を驅除するを欲せず然れども吾人は自身に對しては正義にして吾々個人的及公共的利益を求めざるべからず故に吾人は本國會議所が吾人に與へ得べき凡ての援助を要求するものなり、然れども此の如き援助を最も有効ならしむるためには吾人は互に協力し依つて吾人が七年間の努力が作り上げたる結合と一致團結を維持し益々密合せしめ益々確實ならしめんがため全力を注がれんことを諸氏に哀願する次第である、又支那に於ける英國の學校及病院支持の企圖の如き共同的運動を開始したる時當會議所に援助を與へられん事を全會員諸氏に熱望す、此問題については余は Associated Chambers School and Hospital の委員クーパー氏に今日午後諸氏の前にて演說せられむことを請ひたり、余の最も光榮とするは英國皇太子殿下に拜謁すべく會議所の代表者として香港を訪ひたる事にして殿下は余に「過去に於て多くを耳にせし上海を訪ふ能はざるは余の最も遺憾とする所なりと在留民に傳へべし」との御言葉ありたりと

（三、二三）

時報

本軍一敗地に塗みる……蔡元培氏等の政治主張……舊國會の恢復……徐總統の辭職……滿路大會に於ける顧維鈞氏の演說

奉軍一敗地に塗みる

四月二十九日左路京漢線の長辛店方面に於て直軍先づ火蓋を切りてより全線に亘りて開戰し、五月三日に至る迄各路とも連日猛烈なる戰鬪を交へ、殊に兩軍の精銳を集中せる長辛店方面に於ては、奉軍は張景惠氏指揮の下に極めて有利なる高丘上に砲兵陣地を設け、流石の直軍の攻擊も效を奏せず、各路亦勝敗分たざること數日なりしが、五月三日直軍は作戰を變更して門頭溝より迂廻して長辛店の側面攻擊に移り、此作戰は成效して奉軍の大動搖となり、四日未明より奉軍は全軍長辛店を退却するの已むなきに陷り、豐臺に向て退却せるも直軍の追擊にて豐臺亦其日に占領され、此一敗戰は平素訓練なき烏合の奉軍全軍の志氣を挫折せしめ、中路及右路盡く全線に亘る總退却となり、全軍一時軍糧城に敗走せるも直軍の追擊は益々痛烈なるより、五日七日張作霖氏は遂に其本營を瀋州に移し、意氣冲天の奉軍は脆くも一敗地に塗みれ了んぬ、長辛店の敗因に就き、北京駐防の蔡成勳氏の第一師、陸錦氏の第九師及王懷慶氏の第十三師等が徐總統の差金にて、張景惠氏に向て撤退を勸告し倘し容れずんば武力を以て對抗せんとするの態度を示せるが爲めなりとの說あり、多少信ずべき理由なきに非らざるも、直軍の門頭溝迂廻に成功せるに由るは疑れもなき事實とす

斯くして天下を聲鳴せしめたる奉直の一戰は線香烟花の如くに皃を結び、張氏の吹き立てたる南北統一の大壯圖もあはれ果なき南柯の一夢とは消え果てぬ、さり乍ら實を論ずれば、此一敗の總原因は長辛店の一戰に在るに非らずして、實は張氏自身の自大妄想に在り、張氏の統一計畫は既に已に充分に用意せられたり、當面の緊要は輿論を喚起して統一會議の促進を誘導するに存す、輿論の喚起と會議の促進とは、充分なる見込みあらんには直隷派に一擊を加へ、其戰捷を博するを得ば最も妙なるも、一擊を加へ得る見込み充分ならざれば必らずしも砲火を交ふるの要なし、況んや勝敗は兵家の常、而も直軍は容易ならざる大敵なり、寧ろ萬全の策、最も有效なる策として、一面唯だわア〳〵空騷ぎして威を誇耀し、遠捲的態度を持して力めて開戰を避くると共に、一面全力を傾注して統一會議の促進に努め、當然這入るべき平和調停を捕へて統一會議を主要條件とし、あらゆる機會を利して統一の擧を大にし、以て極力統一會議の成立に猛進せざる可からず、戰は決して目的に非らざるなり、出兵は手段のみ、況んや直軍は其精銳奉軍の比に非らず、第三師、第十一師、第二十四師の如き何れも實戰の訓練を經既に天下無敵の稱あり、將才に於ても果斷にして機略に富める吳佩孚、沈鴻烈にして戰術に長けたる馮

玉祥、實戰の猛將張福來あり、奉軍に於ては唯だ許蘭洲の黑龍江騎兵團、張作相の第二十七師稍強稍あるも、三軍を號令する將才に至りては何人もなし、己れを悉り敵を悉り然る後始めて一戰を試みんのみ、日露戰役より以來二十餘年間、太平弄智の幸運兒として遂に滿洲の覇王ときで成り上がれる彼れ張作霖氏、固より決して平凡の人物には非らざるも彼れの五體は既に已に自大妄想の血に滿ち盈てり、己れを悉らず敵を悉らず、策を誤ち功を急ぎ、たゞ吳佩孚何者ぞとばかりに徒に猛り立ちて卒に南北統一の壯圖を一簣に虧きたるは、自業自得とは云へ惜しむべき點なきに非らず

勝てば官軍敗くれば賊軍、既に一敗せる張作霖氏は局勢一轉して賊者の罪稱を負はざる能はず、五月十一日、大總統令を以て次の如き處分案公布されたり

命令一　張作霖の東三省巡閲使、奉天督軍兼省長の本兼各職を免す

命令二　東三省巡閲使の職は之を廢す

命令三　吳俊陞を奉天督軍に轉任す

命令四　袁金鎧を奉天省長に任ず

雖然中央の命令は中央の命令のみ、直隷の一隅に於て一敗せりと雖山海關を出づれば、張作霖氏は所謂滿洲の覇王なり、果然右命令發布の次日次の如き張氏獨立の宣言なゝもの傳はれり、曰く

予は徐世昌より東三省、熱河及察哈爾の特別區域及內外蒙古を放棄すべき旨の通知を接受せり、此等の地方は吉

那共和國の土地として承認せらるゝものに非らず、予は予の特殊なる地位上之れより生ずる義務を負ふ能はず、唯だ親交國民との交誼を進め、其生命財產の保護に全力を盡すべし

清朝及中華民國時代に於て締結せられたる一切の重要なる條約は凡て承認尊重すべし

他の問題及事項に就きて協議せんと欲する外國公使領事及居留民は瀋州に於ける予の政廳に申出づべし

予は人民の福祉を增さんが爲め今日以後從來よりも更に一層親密國との通商關係を親密ならしめんことを望む

本月一日以後徐世昌が東三省熱河及察哈爾特別區域及內外蒙古に關して如何なる條約を締結するとも予の直接許可なきものは予に於て之を承認せざるべし予は之を徐世昌が惡意を以て爲したる行爲と認むべし

千九百二十二年五月十二日

奉天軍總司令　張作霖

此宣言は張氏より各國公使及天津領事團に宛てられたるものなりと云はるゝも、北京各國公使は未だ嘗て接受せずと言明し、其出處頗る怪しきも張氏敗後の意底は略ぼ之れと同じく、今日まで未だ東三省獨立の宣言なるもの公然發表されざるが、張氏の獨立行動を執るべきは蓋し自然の趨勢にして、張氏は今後聯省自治を東三省に施行して以て民潮に順迎せんとするに似たり、果して自治が彼れに依りて完全に施行され得るや否やは固より大なる疑問なるも、戰敗に因る部下及一般民心の動搖を防止すべく此自治を藉り

來れるは言ふまでもなし

蔡元培氏等の政治主張

蔡元培、王寵惠、羅文幹、胡適、高一涵、陶孟和、王伯秋、李大釗氏等北京大學の教授團は五月中旬時局問題討議の爲め一會議を開き、次の如き政治的主張を決定して之を公表せり

吾人は政治的根本問題を一般に提出して公衆の批判を求めんと欲す

(一)政治改革の目標

政治を論せずんば已む、若し政治を論ずれば切實にして明瞭且つ人々をして能く了解せしむる一目標なくんばあらず、今日に於て、或は全民主義、或はギルドソシアリズム、或は無政府主義等如何なる理想的政治組織に論なく、吾人は當面の緊急事として一善良なる政府の設立を目標とし、之を以て政治改革に對する吾人の最低限度の要求とす、吾人は先づ同心協力此共同の目標に向ひ、國中の惡勢力と奮鬪せざる可らず

(二)善良なる政府の最少義

吾人の所謂善良なる政府なるものは、消極的方面に於てあらゆる逞私舞弊の不法官吏を監督防止する正當なる機關あるを要し、積極的方面に於ては次の二點あるを要す

甲、政治機關を充分に運用して社會全體の爲めに充分なる福利を圖ること

乙、充分に個人の自由を容納し、個性の發展を愛護すること

(三)政治改革の三つの基本原則

吾人は今後の政治的改革に對して三項の基本的要求あり

甲、吾人は憲政的政府を要求す、何となれば憲政的にして始めて政治をして正軌に進展せしめ得べければなり

乙、吾人は公開的政府を要求す、何となれば公開は一切の黑幕を打破し得ればなり

丙、吾人は計畫ある政治を要求す、吾支那の政治の大病は計畫なき飄泊に在り、縱へ平庸なる計畫も計畫なき盲索に優るや萬々なり

(四)政治改革に對する唯一の着手方法

吾國政治の敗壞が今日の如きに至れる所以、固より種々の原因あるも、善良なる人民が自ら隱遁して政治に與らざるは確かに亦其一重要なる原因なりとす善人にして勢を得ば惡人は怕れて逃げ去るべし、吾人は、今日政治改革の第一步は善良なる人をして奮鬪的精神を具備せしむるに在りと信ず、民國初元に於ける新氣象は國中優秀分子が政治運動に加入せる效果なり、之れが爲め當時の舊官僚は多く各埠に走りて再び官界に出でず、聽くところに據れば彼の曹汝霖も當時日々家中に引籠りて憲法を研究せるが、其後善人漸く政治に倦き、或は去り或は隱れたるより、於是曹汝霖出で、舊官僚亦々現はれて參政となり、諮議となり、次長となり、總長となり、南北に分裂し、安福の結黨となり、賣國を敢てし、軍閥橫行して

今日に至れり、今日は正に善人の奮起すべき秋なり、啻に善人たるのみにては不可なり、須らく奮闘的善人たらざる可らず、消極的輿論は今既に用なし、須らく決戰的輿論たらざる可らず、是れ實に政治改革に對する第一歩の入手方法なり

(五)現在の政治問題に對する吾人の意見

吾人は茲に吾人の具體的主張を提出して一般の討論に資せんとす

I 南北問題にして倘し解決せざれば、裁兵、國會、憲法、財政等あらゆる問題皆盡く着手するに由なかるべきも、吾人は武力を以て南北統一を成さんとするを贊成する能はず、吾人は南北の陰私的默携を斥け民意を代表する公開的和會に由るべきを求む、暗携の如きは恥づべきことなり、同胞間に於ける講和の如きは毫も恥づべき點あるを見ず

II 吾人は南北間に和解すべからざる何等の問題あるを信ずる能はず、吾人は三年前に於けるが如き南北和會を斥く、吾人は一種決戰的輿論を準備して以て新和會を監督せざる可らず、吾人は議和條件に關して次の如き要求を有す

(一)南北協商して民國六年の國會を召集すべし、是れ國會問題解決の最も簡易なる方法なり

(二)憲法は國會より制定せしむべし

(三)和會に於て一裁兵辦法を協商し、議定後双方期限を定めて之を實行すべし

(四)和會々議は一切之を公開すべし

III 吾人は裁兵問題に對して次の主張を提出す

(一)分期裁兵の實行

(二)絶對に再び補充せず

(三)絶對に再び新兵を募集せず

(四)被裁兵士の處置の籌定

IV 吾人は裁兵を主張する以外、更に裁官を主張す、支那の現在官吏は其數餘りに過多なり

(一)中央及各省官制を嚴定し、各機關の員數をも嚴定すべし

(二)顧問諮議等の月給泥的冗員を廢止し、外國顧問は必要なる極少數に縮少すべし

(三)官吏登用試驗法を規定し、官職の濫任を防止すべし

V 吾人は現在の選舉制度に關して速に改良を加ふべきものあるを認む

(一)現行の複選制を廢し、直接選舉制を採用すべし

(二)選舉取締法を嚴定して切實に之を實行すべし

(三)國會及省議會議員の數を大々的に縮減すべし

VI 吾人は財政問題に對して先づ二項の簡單なる主張を提出す

(一)會計の徹底的公開

(二)收入に根據して支出を統籌すること

以上各種の主張は吾人の眞摯なる主張にして吾人は茲に之を提出し以て眞摯なる國人の批評を仰がんとす

舊國會の恢復

奉軍を一蹴して北方唯一の實力者となれる吳佩孚氏は如何なる方策の下に時局を收拾せんとするかに就き、一般は緊張的注意を吳氏に集中せるも、吳氏は軍務多端の爲め、民意に順應して正當なる方法に據りて南北統一に努力すべしとのみにて未だ具體的意見を明示するの遑なかりしが、氏は五月十二日個人名義を以て各省督軍に向け、舊國會を恢復せば南北分立の根因自ら消滅し、西南の護法政府亦今後存立の根據を失ふに至るべしとし、統一の前提として舊國會を恢復するの是非に就きて意見を徵し、之を傳聞せる各地舊國會議員は狂喜して之を迎へ輿論亦此外時局解決の方法なかるべしと論じ、直派各督相嗣いで贊成し來れるなり、吳氏は五月十九日政府に向て次の如き電を寄せたり

當面に於ける時局解決の方法は、之を分つて二大綱とすべし、常法及變法是れなり、常法とは第一期國會を恢復することにして、變法とは國是會議を召集することなり、常法には三種の利益あり一は法律上の根據ある事、二は手續利便にして時日を多費せざる事、三は護法各團體と容易に融合することを得て統一促進に極めて利便なり、變法には三種の不利あり、一は法律上の根據なき事、二は手續繁雜にして頗る時日を費す事、三は西南必らず之に反對し統一の前途極めて暗黑なり、是を以て余は常法を執りて變法を執らず、曩に之に基きて西南及北方各省に對し、舊國會恢復に就き其意見を徵せるところ、今や十數省より皆贊成電を受取り、舊國會恢復贊成者の多數なるを確め得たり、尙其他各省の返電あるを俟ちて大總統に呈報せんも、政府は宜しく之に鑒みて積極的に主持せられんことを望む

と舊國會恢復の強き決意を表示せしかば、舊國會議員は是に於て猝かに活動し始め、先づ天津の直隸省議會內に舊國會恢復籌備處を設立し、五月二十五日籌備處成立大會を開き、王家襄吳景濂氏等舊議員七十一名出席して今後の運動方針を討議し、委員を各省に派遣して糾合勸說し、全力を竭して其準備に努めつゝあるが、其間各政黨領袖の態度を觀るに政學會の首領岑春煊氏は五月二十四日吳氏に宛て左の如き電を寄せたり

民國六年の國會を恢復せんとするは極めて正當にして且つ統一の時宜に最も適合し、余は双手を擧げて贊成するも、軍事に關する善後方法は各省區より代表を派し所謂代表會議に依りて之を解決すべく、亦省の制度は憲法にて規定するを要す

北京に於ける研究會の熊希齡、汪大燮、林長民、梁啓超、政學會の谷鍾秀、張耀曾、及其他錢能訓、蔡元培、王龍惠氏等亦聯名の下に次の如き電を吳氏に送れり

公民意を尊重して國本の鞏固を圖らんとするは吾人の欽佩に勝へざる所、承詢各節、吾人集合して之を討議せり、紛糾を解決せんとせば應しく先づ統一を謀らざる可らず統一を謀るには民國六年の國會を恢復し、憲法を完成するを以て最も敏速最も利便の方法となすべし、雖然憲法

未成以前に於て、一切の統一善後問題は應しく南北各省より代表を選派し、適當の地を擇びて會議を組織し、以て其解決を協謀すべし

茲に於て舊國會恢復は今や殆ど滿天下の輿論となり、之に對して新國會議員の蹶起せる者あるも全く振はず且つ徐總統が別項記載の如く大勢の非なるに悟り斷然自行辭職して北京を去るに及び、反對運動は再び其聲を揚ぐる者なく西南孫文氏等の態度は今尚明示する所なきも、根本的に於て之に反對すべき理由あるなく、至つて樂觀的狀態に在り、既にして舊國會恢復問題の斯くの如く聲高くなると同時に總統問題據つて以て亦叫ばれ、舊國會議員は强硬なる態度を以て黎元洪氏の復任を唱へ、吳佩孚氏も之に贊同し、齊燮元孫傳芳氏等の武人亦徐總統退位勸告電を送り、且つ黎元洪氏も四邊の推戴已むなく既に之を承諾し愈々二三日中上京すべきが、之れが爲め亦停頓を餘儀なくされたるは王士珍內閣の出產にして、六月一日新內閣發表の筈なりしも、時局激變の爲め、王氏より發表見合はせの懇請あり、數日內に果して王氏內閣の出產を見るを得べきか多少の疑問あり、民黨一派にては此際寧ろ一步進んで民黨內閣を組織するに如かずと主張し、始終吳佩孚氏に厚意を寄せ來りし孫洪伊氏を擔ぎ上げんとする者亦尠からず

徐總統の辭職

徐世昌氏の總統就任以來、常に只だ軍閥操縱自己保全惟れ力め、弄策姑息反覆始終、經世憂國の至誠誠意者既に其有無を疑ひ、陰謀の巨頭として內亂釀成の譏謗漸く起り、徐氏彈劾の聲日に甚しく、侃々者に至りては氏の罪狀を摘發して論難攻擊する者すら時に罕ならず、最近に至りて反對怒罵の聲益々激しく、五月十二日上海に於ては、各界の團體を網羅せりと稱する各團體代表聯合會の時局問題討議會開かれ、其中民國最近の紛亂は全く一に徐氏の釀す所なりとて徐氏彈劾建議案を議決して之を全國に通電し、上海北城商業聯合會の如きは五月二十三日次の如き

足下在位三年、一の可なく國家人民に禍せり、先頃の直皖、今次の奉直の戰爭、總て足下が內部より絲を惹けるに由り、國家の元氣を挫ぎ、人民の害を被れること莫大、散會は茲に國家と足下自身の爲め速に退位して國民に謝せんことを勸告す

退位勸告電を直接徐氏に寄せ、天津の益世報は五月二十四日の紙上に於て「徐東海に忠告す」と題する次の如き社說を揭げたり、曰く

奉直の一戰終を告げ善後策は既に着手せられたり、善後問題の大なるものは、統一、國會、裁兵、財政公開等あり何れも民國の生死問題にして、之れが樞紐を爲す者は徐世昌氏の覺悟如何に在り、氏にして果して其地位の非法なるを覺悟せば、甘んじて統一の障碍たらず、敢然として自ら引退すべきなり、統一立ろに成りて其の他の問題亦刀を迎へて皆盡く解けん、然るに氏は自己の問題に關しては卒に未だ嘗て一字をも言及せず、禍首查辦、關員分配の無謂の擧動に從事しつゝあり、吾人は氏を愛し

氏を惜しむが故に敢て茲に一忠告を呈せんとす、氏の就職以來既に四年に垂んとし、其國家人民に對して如何なる成績ありしやと問はゞ、氏如何に長廣の妙舌あるも飾塗の詞なかるべし、年來の紛亂、軍閥の逞横、實を論ずれば之を造成せる者實に氏なり、挑甲煽乙、唆丙攻丁、坐して漁利を攻め、綱紀の弛廢、財政の紊亂、國民の流離、皆氏の賜にして吾人の永へに忘る能はざるもの、而も覿然總統の職に戀々たるは抑も何の意ぞ、氏にして一日在位せば統一は一日の遲疑あるを免れず、氏にして一片政治的良心あらば宜しく良心の覺悟を表示し、即日自動的に引退して善後を國民に任せしめよ、氏或は能く後世半載の雄名を史冊に留むるを得ん、國民平日の怨憤亦晩節を觀て自ら解かんなり、若し依然として職に戀々たらんか事或は遂に危きに出でん

と論じ、退位勸告の說頻々已まず、同時に吳佩孚氏等の舊國會恢復主張日に盛んとなるにつれて總統問題亦日に喧しく、舊國會恢復の聲日に高まると同時に黎元洪氏の總統復職說亦日に高まり、徐氏排斥熱は時々刻々昂上する一方にして、湖北駐防の第二十一師長孫傳芳の如きは吳佩孚氏の舊國會恢復に對する贊成電中に徐氏の退位を力說し、江蘇督軍齊燮元氏の贊電亦同じく、而して吳佩孚氏も自ら舊國會恢復を首唱せる以上、勢ひ徐氏の繼職を其儘に放置する能はざるより、遂に五月三十日徐氏に向つて露骨に退位を勸告し來りしかば、徐氏も大勢の日に非にして奈何ともすべからざるに覺悟し、五月三十一日辭職通電を各省長官に發し、六月一日辭職命令を國務院に交付するに至り、國務院は即日緊急閣議を開きて辭職命令に副署し、同時に總統の職務は暫時國務院にて攝行する旨を發表し、徐氏は六月二日午後三時の特別列車を以て家族同伴天津に下れり

贖路大會に於ける顧維鈞氏の演說

上海に於ける山鐵買收集金大會は五月十三日上海商務總會に於て開會し、來會者千餘名、立錐の餘地なき盛會にして、座長余日章氏開會の辭を述べて顧維鈞氏を紹介するや、滿場割れんばかりの拍手の裡に顧維鈞氏は大要左の如き演說を試みたり

上海は余の故鄉なり、此故鄉に於て今夕諸氏と相會す、欣喜愉快孰れか之に過ぎん、最近數年間の外交舞臺に於て余の能く活動し得たる所以、一に國民の熱誠なる後援あるに依る、殊に今次の華府會議に於て、吾人政府代表は國民代表と常に接洽して意見を交換し、萬一の成效を博し得たり、吾人は先づ國民及國民代表に對して感謝せざる可らざるなり、今日の大會は山鐵買收集金大會なり、山鐵問題は山東問題中の最大主要問題にして、此れにして能く解決するを得ば其他の問題は又を迎へて解き得べく、是れを以て吾人は華府會議に於て先づ第一に此問題を提出せり、提出後双方の意見容易に一致を見ず、一時は破裂の狀態に陷れり、茲に吾人は該問題交涉の順序に就き簡單に說明せん、吾人は先づ合辦を斥けたり、是れ其第一步なり、合辦の議既に斥けて自辦となるや、茲に其還附期間及手續を決定せり、

是れ其第二步、期間及手續已に決定して評價に及べり、是れ其第三步、評價既に決定するや、問題は其の支拂方法なり、之に就き日本は借款を主張し、吾人は之を拒絕し、談判遂に破折するに至りしが幸じて國庫券買收の議に決定するを得たり、是れ其第四步、次は用人問題にして車務方面に暫らく二三の日人を使用するとゝなれるも、其權限は吾國人たる局長に付すことにせり、是れ其第五步なり、斯くして遂に條約成立したるも、事實上の買收に關し各國は何れも買收金の調達に絕望的悲觀を懷き、日人亦屢々之を明言したるが、吾人は毫も困難なきを答へたり、吾人の斯く確答せる所以何ぞや、毫も出馱羅目の言を吐きて一時を塗飾せるに非らず、確信する所あればなり、此確信に吾人は如何なる根據を有するか、吾國民の熱誠と能力是れなり、山東問題は今日既に世界的大問題となり、歐米偏僻の地に於ても、苟も新聞を讀む者は皆之を悉れり、故に吾國民の此問題に對する態度は應しく亦世界的ならざる可らず、吾國民の信用と能力との世界的批判は此一擧に定まるものと謂ふべし、倘し不幸にして不信を惹き、亦不能力の譏笑を招かんか、今後回收せざる可らざる幾多の利權は卒に成すなく終らんなり、余は國民諸君が茲に深甚なる考慮を拂ひて努力猛進せられんことを希望して已まず

寄贈書目錄

支那時事　東方通信社

特許公報　特許局

五月號　自五〇八號至五二五號

實用新案公報
商標公報
通商公報
支那鑛業時報
發明
東洋經濟新報
日本及日本人
The Herald of Asia
月
滿蒙ノ文化
日華公論
第一公論
所
朝鮮及滿洲
地學雜誌
月
齊魯ノ商況
滿洲會社調
月
政經濟時報
日
貿易
日支經濟報
月
地學雜誌
國際事情
會
年
北支那貿易年報
月
三田評論
國民經濟雜誌
滿蒙經濟時報
滿蒙實業彙報
化學工藝
會
法學論叢
南洋協會雜誌
New Book

特許局
特許局
帝國地方行政學會
滿鐵會社
其
社
政教社
Herald 社
鹽口商業會議所
其
會
其
社
其
社
長春商業會議所
其
社
其
社
大阪紡績聯合會
青島守備軍民政部
朝鮮銀行
青島商業會議所
其
社
其
社
大阪商業會議所
中國地學會
外務省
帝國鐵道協會
上海日本商業會議所
滿鐵會社
名古屋商業會議所
其
社
寶文館
奉天商業會議所
大連商業會議所
其
社
札幌農林學會
京都法學會
其
會
丸善株式會社

自七九〇號至八一三號
自五八一號至五九〇號
自九四八號至九五五號
自一〇九九號至一九三號
自八〇六號至八三七號
自十號至二冷一冊
六號
五號
一三號
一七九號
一四一號至一五〇號
九號
四七號
一二號
一一號至一七號
六八號至六九號
三號
四號
一七七號
二九九號
六號
一一二號
一八三號
二號
五九號
六號
五號
一一四號

彙報

支那新聞重要記事（自四月十六日至五月十五日）

外交關係—本直事新戰—國內要聞—財政と經濟

外交關係

▲華府會議善後特別委員會の成立（各報）支那政府は外交部に華府會議善後特別委員會を特設する事に決し四月十九日汪大燮、孫寶琦を同副會長に任命したり同會章程左の如し（四、二二）

第一條　茲に太平洋會議々決の我國に關する各種問題を研究し以て按照履行に備ふる見地よりして特に外交部に太平洋會議善後委員會を設立す

第二條　本會は研究籌備の機關とす、其議決の件は外交部或は外交部より轉したる主管機關に於て之を執行す、其關係の較重大なるものは外交部より國務會議に提出議決の上之を施行す

第三條　本會に會長一名を置き外交總長を以て之に充つ、副會長二名理事及會員若干名秘書長一名は外交總長より大總統に呈請派任す、秘書若干名は秘書長に於て選擇し外交總長に呈請の上之を委派す、秘書長は事務の必要により辦事員を酌用することを得

第四條　會長は議長となり研究籌備各問題を配分す、副會長は會長事故缺席の時會長の職權を代行す、理事及會員は會議に列席し研究籌備各項問題を擔任し隨時擔任の問題を報告す

秘書長は會議に參預するの外會長の指揮を承け一切の事務を執り且秘書辦事員を指揮督察する責を有す

秘書は秘書長を襄助し文書の撰擬、編纂、保管及收發に關する事項を分任す

第五條　本會の章程は大綱及細則の二種に分つ、大綱は外交總長より國務會議に提出議決の後總統に呈請し之を公布す、細則は會長に於て隨時制定し之を公布す

第六條　本會章程は公布の日より施行す

▲山東八都市開放決定（申報）閣議は張店、坊子、高密、周村、濰縣、瀧川、博山、青州の八ヶ處を自開商埠とし紐育領事館を總領事館とするに決せり（四、二九）

▲會審衙門の支那人保護停止問題（申報）支那人が民事、刑事訴訟を受けんとするや外國籍に入り支那の法律によりて處分さるゝ事を避けんとするに對し會審衙門は跨籍人民の訴訟事件は會審衙門に於て處理せざるべからずと主張し上海總商會も之に贊成し北京政府に打電する所ありたるが會審衙門は此事に關し此程各國領事に書面を發し支那人の保護請求あるも之を停止せんことを要求せり其內容は近頃會審衙門に召喚する支那人の外國領事の證明書を提示して會審衙門の管轄を免かれんと期する者頗る多きが此證明書には入籍及保護の二種あり會審衙門は該領事館を尊重する爲め強ひて職權を屈行せず此等の證明書を有する支那人は往々受理を拒絕せるが此頃に至りては此の證明書を提示する者益々增加したり其原因は實に奸民が舞弊し司法を紊亂とするものにて會審衙門は爰に英米會審官の同意を得支那人たる者は他國に登記するとも會審衙門の管轄權を維持することゝなれり支那の法律にては父母が支那人なれば其子は外國に生るゝとも支那人にして他國の籍に入らんとせば先づ內務部の許可を得ざるべからず跨籍人民は萬國公法に照して其國籍は其所在の國を以て重しとす前述刑事被訴支那人が西班牙の保護を受くるとて一九二二年三月十四日發給されたる保護證明書を提示し西班牙領事も檢察廳に其釋放方を要求せるも會審衙門は支那の法律に根據し該被告は確かに支那人にして會審衙門の管轄に歸すべきものなりと認め釋放せず此段誤解せざらんことを望むといふにあり（五、六）

▲膠濟鐵道防備軍警の分布（益世報）膠濟鐵道沿線防備に就ては當局に於て詳細規定したる由なるが其軍警の分布は大略左の如し

（一）沿線防備軍隊は混成旅と步兵旅の二個旅を以て編成することに決し現在の山東軍にては之が編成の兵數に滿たざるを以て先づ陸軍第五師の補

充旅歩兵三團其七本五千九百餘人を以て之に充ること、なし左の八ケ所に駐屯の豫定なり

(甲)濟　南　旅司令部並第七團第一營本部
(乙)十里堡　第七團本部並同團第二營本部
(丙)張園莊　第七團第三營本部
(丁)青　州　第八團本部並同團第一營本部
(戊)周　村　第八團第二營本部
(己)朱劉店　第八團第三營本部
(庚)濰　縣　第九團本部並第一第二營本部
(申)膠　州　第九團第三營本部

以上の分布計畫は日本軍の撤退後之が實行を爲すものにして目下は坊子を中心として以西は支那側以東は日本側に於て各自防備に當り居れり

(二)沿線防備警察隊は中央並山東の兩當局に於て之が計畫を爲しつゝありしが日本軍の撤退後青島に警察廳を設立し左記五ケ所に警察署を置きて軍隊側と相呼應して防備に當るべしと云ふ

(甲)膠州　第一署　青島、膠州間
(乙)高密　第二署　臺子、二十里堡間
(丙)濰縣　第三署　濰縣、湖田間
(丁)周村　第四署　張店、龍山間
(戊)濟南　第五署　十里堡、濟南間(五、四)

國內要聞

▲陳總司令辭職の經過

(各報)　陳烱明氏の辭職は愈々許可せられたるが、社會各方面に於ては、彼が廣東軍總司令として廣東、廣西の各地に轉戰し揚げたる赫々たる武勳を追想し惋惜しつゝあり、左に此數日政界諸要人の往來と總司令辭職の經過を詳述すべし

(一)事前の經緯　北伐計畫が在桂林の孫大總統に由り決定せられ、陳總司令は命を奉じてよりは銳意北伐を準備し其餘の諸職を辭去せり、惟々省長の職は何人に交迭せしむべきやは極めて重要問題なるを以て當時各方面には皆

望を伍廷芳博士に囑せり、又總司令存廢問題は當時未だ決定せず、陳烱明氏は廢總裁兵を以て素志なるが但し北伐の擧が迫り居る今日若し統帥ならば恐らく作戰計畫も實施に由なきを以て伍廷芳氏を總司令に推薦し一面親しく各軍に伍氏の德望高きを述べ絕對に服從すべきを命ぜり

又彼は親しく肇慶に赴き總統に謁し自己の所存を申陳せんとせるが廳長古應芬、鹽運使鄒魯、師長魏邦平、次長伍朝樞亦總司令存廢問題も總司令が總統に面謁して陳述するに非んば明瞭なる能すとし當時汽車も亦出發準備を命ぜり

(二)當日の情形　陳總司令辭職許可の命令は十九日廖次長が之を携回し二十日秘書廳より內務陸軍兩部に送達する事となれるが兩部の役員は未だ陳氏に申達せざるにより彼は當日深くも之を知らず而して林議長は陳氏が省長を辭すと雖仍總司令の職には留らん事を乞ひ、魏邦平伍廷芳等も黃莫京、金浩亭、林子超、伍子超、伍梯雲、龍榮軒等も亦座に在りて極力彼の肇慶行を勸むる所ありしに彼は我意は既に決して如何ともする能はざるも惟總司令の職は必しも遽に廢せざるも可なり余は伍廷芳氏を推す者なりと述べたり、伍氏は軍事に通ぜざるを理由として之を力辭し林氏も陳氏の最適任なるを述べ公若し留任を承認せば總統令の撤回を爲すべき旨述べしに陳氏は尙堅く先づ命令の發布を請ひ如何ともする能はずして各人は散ぜり而して二時に至り屬員等は總統命令を提出し是に於て陳氏離省の意は遂に決せり、尙ほ林氏が留任を勸告せし時陳氏は、余は車夫なり年久くして筋力疲竭せり今や總統は自動車を操從するの人物あり、今こそ我が肩を休むる時は來れりと林氏は云ふ現在道路の修理完からざるに人力車已に勉強を嫌ふ抑も自動車の危險あるを如何せん

(三)離省の光景　總司令の辭職決定するや政務廳長古應芬、財政廳長鍾秀南、鹽運使鄒魯氏皆辭職を面請せるが陳氏は極力之を慰留して曰く余廣東を去ると雖諸氏は廣東維持に盡力すべきを述べたるも古鐘の二人は遂に辭意を翻さゞるを以て陳氏は已むを得ず之を許可せり家人を整へ離省の用意をせり、而して其夜出發一時間前電話を以て古廳長を省長公署に招き廣東維持に竭力せられん事を囑し並に朱執信氏墳墓の建築及鄧鏗氏の後始末如何に成り居るやを尋れ落淚せりと、而して午前一時梁鴻楷、揚坤如、及總部、省署の職員十餘人、鄧仲元夫人鄧氏弟に見送られ家人及參謀長張醒村、處長李炳榮及衞兵數十人と汽車にて出發せり、出發に際し車中に在り鄧氏夫人及令弟と語り談

適鄧氏沒後の時局に及び相對して泫然たりきと云ふ

陳氏は當夜セルの單衣を着け意氣甚だ豪壯なるものありしが惟時局に於ては感慨無量のものゝ如くなりしと

(四)軍後の情況　陳氏離省の翌日は總部省署皆執務を停止せざりき、又兵士數人は各課室に入り物品を搬出せりと、又省署には曾て軍隊が沒收せし阿片七十餘箱あり、燒棄の爲め一室に堆積し置けるが士卒は之を得んとして密室に入り爆彈の箱を阿片と思ひ奪ひ彈爆發して重傷二人微傷二人を出せり

其後政界に於ては海關監督黃强、經濟調查局長馬育航、電報監督陳演生、金庫長丘哲、沙田委員會會長金章、公路處局長陳逢生、教育委員會長陳宗夢等は皆家族を伴ひて離省せりと電話局長李國鳳、審計處長林晉亭等も辭職し政務廳長古應芬財政廳長鍾秀南兩氏は辭職したれ共未だ離省せず、鹽運使鄒魯氏亦離省したれども家族は同伴せずと

(五)今後の行踪　總司令は從來北伐に對して極力籌劃したれども惟本身に對する問題に付ては生來恬淡なりき、故に今次辭職の時某司令に對して惠州に赴き當分西湖に在つて保養し或は外國に赴き再び政界の紛糾を見るべしと談れりと(四、二六)

▲國是會議正式會開會籌備會　(各報)

國是會議籌備會は昨廿七日午後四時より開會、黃任之、沈信卿等六人到り、秦縣海門縣教育會は書面にて代表を公推し來りたること、留米學生は國內弭兵を請願し來りたること等の報告あり次で正式開會日の傍聽券等につき討論し傍聽券一千枚、新聞記者券五十枚を出すことに決定し開會順序は、(一)振鈴開會、(二)各省區代表入席、(三)招待員、來賓着席、(四)國旗に敬禮、(五)譯備主任の報告、(六)臨時主席推舉、(七)開會の詞、(八)來賓演說、(十)主席答詞、(十一)正副主席選舉、(十二)茶話會、(十三)散會と定まり開會の詞は公推の末沈信卿擔任することゝなり散會せり(四、二八)

▲國是會議開會記　(申報)

中華民國八團體國是會議は七日午前上海總商會に於て開會式を執行せり當日は童子軍の參列あり招待員の周到なる用意完備し代表者は江蘇、湖南、江西、山東、華僑、北京、四川、湖北、陝西、河南、浙江、福建等十三省二十九人にして來賓は張一麐、馬湘伯、趙正平、張元濟、徐國樑等三十餘人に達し一同國旗に向つて三鞠禮を爲し了りて主任黃任之の報告あり各方面より此國是會議に對する經費の義捐金の約今あり林大魁を主席に推し開會詞を朗讀せしめ次に馬湘伯等の演說あり次に邱醒旦の演說あり本會は純然たる眞心主張のものにして決して一黨一派に利用せらるるものにあらずと云ひ、又次に工商友誼會代表童理璋は國是は資本家のみによりて談ずべからず須らく我勞働家より討論すべきを要す者し能く勞働教育を提唱せば勞働者は一般社會の助となるべしと云へり然るに時已に十二時となりたれば會を止め一同紀念寫眞を攝りて散會したり(五、八)

▲最近支那軍隊調查　(新聞報)

最近支那軍隊の調查表左の如し

(甲)直系に屬するもの

省分	軍隊長官	地點	備考
直隸	第二十三師　王承斌	軍糧城	十成兵(十割の實力)
	第二十四師　張福來	岳州	十成兵(同)
	第二十六師　曹錕	馬廠	十成兵(同)
	第三師　吳佩孚	長辛店	十成兵(同)
	第一師　蔡成勳	北苑	
	第九師　陸錦	北苑	步三團騎三營砲一團工輜各一營
	第十三師	西苑大名府張家口	
	衛戍團　王懷慶	內城	步三營
	殺軍四十五營　王懷慶	通州河南	
	第十二混成旅　王用中		
	第十三混成旅　董政國	以上四旅分駐省內各地	
	第十四混成旅　李　萃		
	第十五混成旅　孫　岳		
	補充團五團	保定	
	砲兵營	保定	三連
山東	第五師　鄭士琦	德州	六成兵(六割の實力)
	第四十七混成旅　施從濱	濟南	六成兵(同)
	第一混成旅　張克犨		六成兵(同)

第二混成旅	張樹猷		六成兵（六割の實力）
第三混成旅	張培榮		六成兵（同）
第四混成旅	石青山		六成兵（同）
第五混成旅	李鑫		六成兵（同）
第六混成旅	何鍾峰		六成兵（同）
第七混成旅			六成兵（同）
補充第一旅	陳寶麒		六成兵（同）
河南 河南第一師	趙傑	開封	現因變亂遣散
河南第二師	寶德全		
河南第一混成旅	林起鵬		
第八混成旅	靳雲鶚		
步兵二旅	邱憲玉		
	柴得貴		
陝西 第十一師	馮玉祥	開封	十成兵
第二十師	閻治堂	西安	十成兵
第七師	吳新田	陝南	十成兵
陝西第一師	胡景翼	陝北	
陝西第三師	孫仲仁		
陝西第一混成旅	王鴻恩		
陝西第四混成旅	党仲昭		
第四混成旅	張錫元		
陝西第一旅	曹世英		
鎮嵩軍二十二營	劉鎮華		
騎兵一旅	井松生	陝北	
湖北 第二師	孫傳芳	宜昌	
第八師	王汝勤	沙市	
第十八師	盧金山	施南	
第四十九混成旅	陳嘉謨	武昌	
第五十混成旅	伍祖慶	武昌	係二十五師所劃分
第二混成旅			

以上約八成兵（八割の兵力）

第六混成旅	孟昭月		
第十七混成旅	張福堃		
第十八混成旅	趙榮華		
湖北第一混成旅	楊守勝		
湖北第二混成旅	寇英傑		
湖北第三混成旅			
湖北第四混成旅	劉佐龍		
湖北第五混成旅			
第二十一混成旅	王都慶		
江蘇 第十二師	陳光遠		
第九混成旅	陳光遠		
第三混成旅	張之傑		
步兵第二旅	劉玉堃		
步兵二團			
砲兵一營			
江蘇 第六師	宮邦鐸	江寧	十成兵
第十九師	楊春普	鎮江	實值一旅
巍州第二師	朱熙	揚州	步兵三團
海州第二師	白寶山	海州	
江蘇第一混成旅	馬玉仁	清江浦	
第二混成旅	黃振魁	揚州	（一部駐江陰）
第三混成旅	李殿臣	江寧	
第四混成旅	吳煥彩	江寧	
第五混成旅	陳調元	徐州	
第七十六混成旅	張錦湖	通州（南）	
兩淮緝私營		淮南北	共十五營
（乙）奉系に屬するもの			
省分 軍隊	長官	駐防地點	備考
奉天 奉軍第一師	張景惠	南苑現已解散	十成兵
第二十七師	張作相	錦縣現駐漯州	

第十六師	鄂　芬	四苑	直軍なりしも此大戰敗後中央に屬す
奉軍第一混成旅	關朝重	奉天	
第二混成旅	鄒殿陞	奉天	
第三混成旅	張學眞	瀋陽	卽衞隊旅
第四混成旅	梁朝棟	同上	
第五混成旅	齊恩銘	張家口	
第六混成旅	鮑毓山	廊房	
第七混成旅	李芳辰	天津附近	以上各軍現に豫州にあり
第八混成旅	郭松齡	奉天	
第九混成旅	牛永貴	奉天	
補充第三旅			
吉林第十九混成旅	張燕相	哈爾賓	
吉林第一混成旅	胡永奎		
第二混成旅	張九卿		
第三混成旅	畝　明		以上均駐本省
第四混成旅	李夢庚		
第五混成旅	李慶祿		
第六混成旅	高鳳城		
第七混成旅			
黑龍江第二十九師	吳俊陞	會城	
黑省第一混成旅	英　顯		
第二混成旅	張鎭九		
第三混成旅	巴英額		
第四混成旅	張海鵬		以上均駐本省
騎兵第一旅	富慶恩		
騎兵第二旅	張殿武		
砲兵團	吉　興		
熱河第二十八師	湯金純	熱河	
熱河第一混成旅	舒和約	熱河	
步兵一團			
騎兵二團			
察哈爾第一混成旅	陳錫武	張家口	

（丙）安徽系に屬するもの

省分	軍隊長官	駐防地點	備考
浙江第四師	陳樂山	杭州松江	十成兵
第十師	盧永祥	杭州	十成兵
浙江第一師	潘國綱	寧台溫一帶	六成兵
第二師	張載揚	嘉湖一帶	特種兵
第六混成旅	何豐林	上海	
福建 福建第二師	臧致平	福州	
第廿四混成旅	王永泉	福州	接近奉軍
第十混成旅	唐國謨	泉州	
第十一混成旅	王　献	福州	倘步一團砲一連工二連
福建第一混成旅	張清汝		
第二混成旅	馬步靈		步兵三營
上游統帶步兵	史鑑清		
獨立團五團			

（丁）態度不明或は中立者

省分	軍隊長官	駐防地點	備考
安徽	馬聯甲	蚌埠	直系に接近每旅步兵兩團騎砲各一營工輜なし
安徽第一混成旅	馬聯甲		
第二混成旅	李傳業		
第三混成旅	王　普		
第四混成旅	高登瀛		
第五混成旅	史德厚		
新安武軍	張文生	安慶	奉系に接近每路步兵五營
第一路	陳調陞		

	第二路			
	第三路	李俊庭		
	第四路	饒廣漢		
	第五路	楊瑞文		
山西	山西第一混成旅	商震		
	第二混成旅	馬開嶽		
	第一混成團	李紋	均駐本省	約十成兵
	第二混成團	李澤霖		
	步兵二營	蔡榮春		
		王機緒		
新疆	新疆混成旅	蔣松林		
	十九騎兵團	馮樾		
	十八砲兵團			
	混成團	楊得勝	均駐本省	約八成兵
	步兵一營	羅占標		
	騎兵一營	巨可規		
甘肅	甘肅暫式陸軍六十營			
綏遠	綏遠陸混成旅三混成團			

今前各軍の概計を表示せば下の如し

派別	軍額	實數	備考
直系	二十三師		
	三十七混成旅	共三十八萬	可直接調遣者約十三萬人
	六騎通旅		
	五補充團		
	八十七營		
奉系	五師		
	二十三混成旅	共十七萬	此次進關參戰者約十萬人
	三補充旅		
	二騎兵旅		
安徽系	五師		
	六混成旅團	共七萬人	可直接調遣者約四萬人
	六團		
中立系	十混成旅		
	三混成團	共八萬人	
	九十五營		

合計七十萬人每年軍費約一億元を要す(五、二二)

▲英人の支那人教育　(新聞報)　上海外人間の消息によれば英國政府は外國人民中に本國の教育を推行することは本國の對外貿易と極大の關係あり從前英國が支那に於て商業上他國に比し優勢を占めたるは大半は英國教育の勢力の支那に最も早く及びたるが爲めなり然るに歐洲戰爭以後英國の支那に於ける商業の漸やく減色あるに至りたるに就ては根本より方法を講ぜざれば從前の成績を擧げ難しと感するに至り昨年在支英國商業會議所會議に於て英國教育推行に就き議せられたる結果政府人員にて一委員會を組織し專門に支那人間に英國教育を發展せしむることを考察せしむるに決したるが委員は多く支那の情態を熟悉せる人物にして前駐支公使ジョルダン、匯豐銀行總理エヂス、ガラントソン及び外交、教育兩部人員あり此委員會組織の結果在英支那學生及び支那の英國教育を受けんと志す者は多大の便利を得るに至るべし(五、一三)

▲四庫全書と歐米大學　(群報)　佛國前國務總理たりしバンルヴエー氏が渡支して四庫全書を刊行することゝせる事は其の當時既に報導せる所なるが、バ氏は歸國後專ら支那と歐米の文化的結合を計るに努力し巴里大學支那學院に演說其の他の方法を以て支那文化を鼓吹しつゝありたり、然るに最近氏は東西兩文化の融合を爲すべき大計を樹て巴里に創設せる支那學院を廣く獨、伊、波蘭、チエツク、英、米等の諸大學に推及せしめんとて支那政府に對し左の如き計畫書を提出せり、之が爲めに北京政府は四月一日の閣議に於て同案を討議したる結果之を財政、教育兩部に交付することゝせる外、更に此計畫に對し三萬磅の資金を支出することを議決し財政、交通兩部より各一萬五千磅を支出することゝなれりと報ぜらる、今バンルヴエー氏の擬定せる計畫內容の大略を擧示せば左の如し

宗旨(一)歐米各大學に支那學術講座を增設す(二)歐米各國に四庫圖書館を創設す(三)各國應用科學を以て其長とする所に從ひ製作したるものを支那に輸入す

用意(一)歐米各國大學に於て四庫の價値を宣傳す(二)歐米各國の支那學院に對し當該國語に四庫全書の飜譯を請求す(三)歐米各國漢學專攻者團結し四庫全書の眞價と共に支那學術の振興を鼓吹す(四)歐米各國の支那學院をして團結せしめ且つ四庫を刊行し相互援助せしむ(五)歐米科學の大家に對し支那の舊有文明を知らしめ埃及、希臘、羅馬と對立せしめば中西文化を貫通せしめ得べし

結果(一)四庫全書の分配は之を諸歐米大學內に創設せる支那學院に託し一種の純粹なる學術事業とし全く商業關係とは脫離せしむ(二)四庫全書の刊行を以て講學問題とせば商業廣告に費すべき巨額を免かるゝを得(三)四庫全書刊行前後より團體研究旺んなれば博物院の陳列品に變する事なし(四)歐米大學の大家と聯合せば啻に國際方面に於て最も誠實なる反映を認め得るのみならず支那全體に對して稗益すること僅少ならず(五)歐米の科學大家は將來支那に至れば通儒院の科學部の組織補助となること

方法(一)歐米各大學中支那學院の重なる人員に勳章、禮物、字畫類を奬給し且つ各支那學院の開設費を寄附せしむ(二)一昨年八月末開設せる巴里大學支那學院內に支那學術講座六座を增設し年費及雜費の半數合計十萬法を支出したる外、教育部の補助として巴里大學在支物理大學分校設立補助費として年五萬元を支出したる例に倣ひ伊、獨、波蘭、チエツク、英國等の大學に支那學術講座か多數增設せしめ、各當該國に於て半額を負擔する外更に支那政府より半額を補助し共に一萬千五百磅とす(四、一五—一九)

▲廣東全省教育の調査

最近の調査に據る全省の學校及學生數左の如し

一、國民學校

學校	五、三七三	學校	一、一五一
學生	二二一、二三一	學生	六三、四八三
教員	九、八二六	教員	四、六九七
職員	七、二六六	職員	三、一六七

二、高等小學校

歲入	一、三八五、三九七	歲入	一、〇七六、六一五
歲出	一、五六〇、九七二	歲出	一、一七二、二六九
校有財產	五、〇一五、九〇五	校有財產	五、三九九、三七九

三、中學校

學校	六七	學校	三八
學生	九、〇六三	學生	二、六〇六
教員	七四一	教員	三四四
職員	三一三	職員	一三七
歲入	三九七、二六〇	歲入	一五二、〇二〇
歲出	四一四、四一六	歲出	一五八、三〇四
校有財產	一、九八六、九八九	校有財產	五四八、二七七

四、師範學校

五、甲乙種實業學校

六、高等專門學校

學校	一二	學校	六
學生	七三六	學生	一、一八九
教員	八〇	教員	一二一
職員	五四	職員	六四
歲入	八二、一三一	歲入	一九四、九八八
歲出	八二、九三七	歲出	一九三、九八七
校有財產	五三六、一七〇	校有財產	九六六、八六七

（廣東晨報四月二十八日）

▲支那人と水先案內權

（新聞報）上海中華揚子領江公會（水先案內組合）は各國の水先案內は皆な本國人なるに支那は揚子江上下流及び廣東省珠江は支那人の水先案內ある外其他の各港は全部に外人に屬す前淸同治初年は水先案內は全く支那人のみなりしに其後外人指を染め淸政府は航情に暗く同治七年引水暫行章程を定め光緒の中葉各港の水先案內は悉く外人となれり上海は商務繁盛の區にして輸出入貨物取扱ひは支那商を大宗とす航權を外人の手に委すべきにあらず農商部を經て交通海軍兩部に對し專員を上海に派遣し引水章程を修訂し國際航權を挽回せんことを要求されたしと上海總商會に申込みたるが上海總商會は引水章程を修訂し支那人を水先案內となすことは海軍部の海界委員會にても研究されたることにて外人方面より阻礙ある

べしと限期され其儘となり居たるが支那人を水先案内となすことに就ては未だ充分の調査なきを以て商會にて其の組織詳細の狀態を擧げ支那人の水先案内は目下不振なるも人材には缺乏せざることを知らしむれば政府への請願も有效なるべしと回答せり(五、一五)

▲芝罘上海間電線（新聞報）交通部の芝罘上海海底電線布設に就き技師陳濂金を上海に送りしが、材料は已に昨冬上海に着し陳は毎日右材料を整理中同時に電線聯絡地點を測量し太平洋水線と相近き點を定め來週火曜日より工事を開始すべく陸地との聯絡上共同租界地下線工事は已に工部局と交渉纏りたりと(四、二六)

財政と經濟

▲公債基金不安と財政部の辯明（申報）內國公債基金に動搖の說ある爲め上海各團體は北京政府に打電して維持を求め居たるが昨十四日上海銀行公會は財政部より下の如き來電に接したり曰く本日北京各新聞に揭載されたる北京銀行公會の通電によれば四月分の鹽稅剩餘金は本月引渡さるるが其中近畿軍費餉に一百五十萬元を支出したる外餘數は總部長が他に流用し基金に充つるもの無く公債は益々險象を呈したり又た聞く所によれば總部長は基金の積立てな一年間停止せんとするの說ありと云へるが此事は大に事實に相違す元來昨年三月公債整理基金案を決定し關稅剩餘金を主とし不足の數は鹽稅剩餘金を補充することゝし同年四月實行以後提稅は毎月必らず積立てたるが本年一月に至り十年末の關稅剩餘一千四百餘萬元の繰越しありたるを以て之な基金に充て四ヶ月間基金の積立を停止し本年四月分より繼續積立て四月初一百五十萬元な總稅務司に收存し五月分の基金一百五十萬元も五月初鹽稅より積立てることゝなり居たるが四月二十九日近畿に戰爭發生し京黨動し參陸辦公處は軍費貳百五十萬元の調達な求め來りたるも他に出途無き爲め鹽餘を此方に振り向けたり關稅剩餘金の春季結帳已に四百萬元に達し目下整理基金は充分に出途あり鹽餘を一ヶ月分積立延期したりとて何等差支へなく六月分よりは繼續して積立つべく歷年の公債に對しては極力維持し居れるを以て斷じて規定な破壞するの理無し云々(五、一五)

▲スチブンの演說（申報）十五日午後四時より六時迄、四國銀團代表スチブンの北京大學に於ける演說ありたり、鐵道借款は用途な監督する必要ありと云ひ終りて之な印刷に付したり予は新銀團借款壟斷あるや否や何な以て他國人の加入な許さゞるや否や問へり、ス氏は四國外の他國は供給の能力なしと答へ予何な以て支那銀國の加入な許さゞるやな問へばス氏は支那の爲め利益な圖るが爲めなりと答へ、地租な抵當として借款する意ありやな問へば銀團は獨り始終此意なきのみならず根本的に地租抵當な以て外國借款の可能な承認せず(四、一七)

▲支那稅務處と團匪賠償金（中華新報）支那が毎年支拂ふべき庚子賠款は曩に米國が其一部分な返還し獨墺は全部な取消し露國も亦之な停止し、日英佛伊蘭白の六國は民國六年十二月より向ふ五ヶ年の延期な許可せるが、本年十一月は恰も其滿期にて此五箇年中に延期增積せる金額は頗る巨額なり、而して政府に於ては此資金な七年短期公債償還基金に充て居り然も此短期公債は本年末な以て還濟期となすなり、此時に當り日英佛等に於ては賠償金返還の動議あり、惟各國は米國の先例に依り其用途な專ら教育に限らんとするの希望あり、如何にも教育事業は誠に我國の急務にして該款項な之に費すは極めて正當なる辦法なれども、現今の我國な凝視するに實業は未だ興らず行政經費は杜絕し百廢莫擧の狀態なり、其我國前途に影響する極めて甚大なるものあり、之に依り稅務處は五月十一日此意な國務院に呈請し政府と各該國と該款項使途商議の場合は前情な切實に聲明し、該款な三分し一な教育費に、一な實業振興費に、一な行政改良費及司法籌備費賑濟費等に使用すせん事な要求する樣陳述せり(五、一六)

▲シムプソンの關稅改革建議書（中華新報）シムプソン氏は最近關稅改革、釐金稅撤廢に關し建議書な上提せり內頗る詳細な極む、特に原文な左に誌さん

中國今や關稅な改正せんと欲し上海に於て會な開く風ふに現今至急な要するは內地稅の改革なり

蓋し內地稅制の不良は外國商人に影響する事甚大なるな以て內地稅制の更改は關稅改正に對し利益する事大なり內地稅制な改めずんば中國の希望な完全に達するな得ざるのみならず中途にて挫折し二分五厘の附加稅の件も解決し難きに到るやも圖り難し、嘗て盛宣懷曰く「中國外貨に對する內地

稅制を改革せずんば關稅增加は恐らく成算なからん」と、二十年以前已に然り今日も亦獨り然らざらんや、一九〇二年中國英國と關稅改革を商議せんと提議し英國は關係の列强と商議せず直に中國と商議を開始せり以て中國に此の商議は一重要根據を與へたり故に當時締結の馬凱條約は實に各國の注視する所となりたるも各國は同條約中の第八條に對しては均しく同情を表し、以後馬凱條約第八條により演出せる定則已に三項あり

一、中國は外貨に對する內地稅の廢除に努力する事

二、英國は中國のこの處置に對し贊同及助力をなす事

三、輸入稅は從價百分の七乃至二、五を課するも高しとなさず

以上の三原則は今回の華府會議の中國關稅改革に於ける根本となれり故に馬凱條約の第八條は實に注目すべき價値あり但し今日討論するものは

一、釐金中包含する各種の稅項全部廢除すべきや

二、中國は釐金の撤廢によりて收入減少す何によりて補充せんとするか

三、此の補充方法外貨の輸入稅によるものとせばその負擔の程度如何

四、釐金撤廢後內貨に對しても外人に課稅せずとせばそれによる收入の減少は如何に顧補すべきや

余の聞く所によれば中國の釐金は商人旅客を害し稅率過酷なる事比なく中國の商工業發達を阻害するの因をなせり故に釐金の撤廢の一事は中國政府も亦當務の急なるを知り尙且實行せざるは日を多年の慣習一時に改め難く且つ收入の減少に藉るも余曾て中國財政の大官とこの事を論及せしに均しく裁釐の時機到らざるを以てし裁釐を實行し關稅の增加に資すべき事を知らず、昔南京政府成立の時曾て裁釐の一事余考察する事頗る久し窃に思へらく釐金を廢除せば收入の減少は如何ともして補充し得べし此の問題を討論せんと欲せば釐金局徵收の貨物種類を知る要あり種類は

一、輸入貨物

二、內地產の輸出貨物

三、純本國人の消費に係るものにして生產地より消費地に運送せらるるもの

輸入の外貨に對する收入の減少は輸入の稅率を增進し以て補充せんと欲すこの議は已に人あり、これを提議せり本國に於て消費する內貨に對する釐金收入の減少は馬凱條約により消費稅を以て補充し得べし、蓋し貨物運送の時沿途收むる所の稅を運送完了の後市場發賣の時收むるのみなり

余消費稅は釐金廢除後收入の減少の一部分を補充し得且つ商民に至便なるを信ず外貨の釐金廢除後の損失は如何程の程度なるや此問題は頗る解決し難く余詳細に考察するに一九八六年全國厘金收入七十兆兩然れども政府の所得僅に二十兆兩、一九一一年に至り淸廷釐算厘金總數三千五兆兩、一九一二年民國釐算厘金收入二十四兆兩蓋し俗吏の中飽によるのみ、故に裁厘の後外貨稅率の增加補充の問題は頗る研究に價す

按するに從價百分の五及裁厘後輸入貨物從價百分の七又は二分の一を增加する時は裁釐後從價百分の十二、又は二分の一となり中國の輸入稅は增し九千萬兩に到るべし現在の四千萬兩に比較すれば倍增となる且つ中國釐金を廢すれば輸出稅改訂或は增加し得べく消費稅の實行徵收は廢除を補充し得て尙餘りあり且つ現在の內外公債の返還に用ふるを得べし、試みに推算するに左の如し

當一九一九年の中國海關收入輸入稅總計四千七百四十六萬兩これにより比例を試みるに華府會議の百分の二又は二分の一の計算によれば六千八百二十萬兩となるべし若し釐金廢除し百分の十二又は二分の一の比較によれば三千二百萬兩を增し合計一億二十萬兩となる內徵收費及噸稅約六百七拾萬兩を除去し實益收入九千三百五十萬兩なりしも輸出稅改正を實行し從價により評し從價百分の三を增加實行する時は三千四百萬兩を增すべし、再び消費稅を實行徵收すれば又五千萬兩の收入を增すべし裁釐の損失を補充し得て尙實剩餘五千萬兩を得、既に擾民の弊なく又輕にして擧易く若し中國此稅則修改の會議の時起ちて提出せざれば實に修改會議の精神に違背し且各國の期望を失はん

（四、一八）

▲總商會の幣制局詰問　（時報）　上海總商會は北京幣制局に對し昨年五月安徽省銅貨の流入甚だしき爲に市面に影響を受くるを以て之が停鑄方を請求せるが幣制局にては停鑄を暫時延期すべしとて鑄造を繼續し來り爲めに銅貨は一元に對し千五百文より千六百文以上となり安慶蕪湖地方にては千七百文內外となれる有樣なるを以て總商會は更に幣制局に詰問の電報を發せり

（四、一八）

▲東支鐵道列國軍隊輸送費不拂額　（各報）烏蘇里鐵道は既に日本に買收せられたりとの說は曾て各紙に報道せられたる所なるが、元來同鐵道と東支鐵道との關係は甚だ密切にして、日本は近來東支鐵道經營の失敗狀態にあるに乘じ該鐵道の實權をも取得せんとする意思あり、然も日本人側にては反つて米國が之を買收せんとし居るものにして米國は表面之を聞はされども極力資本の融通を計り居り且つスチーブンス氏の今回の歸任は東支鐵道買收計畫の爲にして既に東三省當局の同意を得たり云々と云ひ居れり、畢竟するに其立言の根據を探ぬるに悉く該鐵道の經營難にあらざるはなく、東支烏蘇里兩鐵道缺損の大原因は時局不安定に由る各國の運兵費の未納に在り、卽ち各國が現に東支鐵道に對する延滯運賃輸送費は約五百二十五萬元にして若し各國未納分を示すに左の如し

（一）日本軍隊輸送費　六、五四四、二四九元▲內譯交付濟六、二九六、三七五

▲未濟分二四七、八七四

（二）英國軍隊輸送費　三五八、〇一六▲內譯交付濟三〇九、四五一▲未濟分四八、五六五

（三）米國人團體輸送費　四六九、三七六▲內譯未濟分四六九、三七六

（四）米國軍隊輸送費　六五九、三一〇▲內譯交付濟五六七、八五九▲未濟分九一、四五一

（五）佛國軍隊輸送費　四五二、六九〇▲內譯未濟分四五二、六九〇

（六）支那軍隊輸送費　一八二、一七七▲內譯未濟分一八二、一七七

（七）伊太利、チエツク兩國軍隊の輸送費　一二、四七三、五六一▲內譯交付濟七、二二〇、三二九▲未濟分五、二五三、二三二（四、二五）

▲獨支貿易の恢復　（時事新報）（一）在支獨逸商人の活躍　歐洲大戰に依り一時頓挫せる獨支商業は平和克復後漸次恢復せられ殊に昨年五月獨支媾和條約訂結せられてより、獨人の非常なる努力の結果其勢力は實に世人の驚異に値するものあるに至れり、其據つて來る所を求むるに右は彼等が着眼の凡庸ならざるに據る卽ち歐戰參加當時在支獨人は在支獨逸銀行の封鎖、治外法權の取消、輸出入稅の重課及銀行爲替の不調等種々なる故障により一時營業を停止せざるべからざるに至りしかど、戰後獨逸政府は彼等に對し補助を與へ以て支那政府に救助を求むるの要なからしめたるを以て女子は安居して家を守り男子は悠々內地各省に入りて支那人の需要を調査し且大手筋と契約を締結して戰後の貿易に備ふるを得たり、故に今日支那人の需要、貨物の運搬法及商業情形に對する獨人の智識は在支各國商人中斷然頭角を現せり、卽ち其一例として米國政府は歐戰中支那商業調査の必要を認め多數の人員を派したるが彼等は殆んど支那の風俗及言語に通ぜざるに依り、彼等が各地領事に寄せたる絕好の商業報告と雖も之を獨人の統計材料に比較する時は殆んど遑ふに足らざるが如し

斯くて今日に於ては獨人は已に全國に於て多額の貿易を行ひ、上海に於ては一電氣廠設立を請負ひ、北京に於ては中法實業銀行より電車敷設權を引繼ぎ、又奉天に於ては某丁抹公司の名義に依りて張作霖と規約を結び大砲をも製作し得る大軍械廠の建設を請負ひ同時に多額の紡績機械の註文を受けたり、各國商人は此を見て大いに驚けるが海關報告を閱て獨逸の輸入貨物の逐月增加しつゝあるを知り驚倒せり、而して獨逸は益商業に多大の經驗ある者を支那に派來して、多年支那に居住せる獨人と協力進行せしめ居るを以て今後商業上に於ける彼等の優勢は蓋し想像に難からず

最近獨逸の某大實業家は支那及西伯利亞各地に代表を派したるが其報告を俟つて各大工場主及輸出商人を聯合して支那市場に鞏固なる立脚地を得んと計畫しつゝあり、獨逸商人が多額の貯貨を爲して輸出に備へ、支那語を能くして事每に留意し並に工作時間の延長を願ふ等は皆其成功の要素たり、又獨人は支那商人に對する貸借關係頗る寬大にして其決濟期限の半年或は一年のもの少からず、商標を付するに當りても能く支那人の嗜好風俗習慣迷信等を研究して之に適合する樣にし、包裝も一々支那商人の意見に遵ひて行ふが故に勢ひ彼等の商品は他國品を超え支那需要家に喜ばるゝに至れり

今日外商と支那政府との交易は多くは鐵道用品及其他類似品なるが、其他一般の實際の貿易は支那商人及國民の手中に在り、之れ卽ち國民は政府の窮乏せるに反して其手中潤澤なる資金を擁し且多くは銀行の保障有るが爲なり故に今後列國商人にして叙上の諸點に注意するにあらずんば、對支貿易に於て優勢を保つ能はざるべし（四、一七）

（二）獨支貿易統計　民國九年以來獨支間の貿易は漸く恢復し、同年度の貿易

稅制を改革せずんば關稅增加は恐らく成算なからん」と、二十年以前已に然り今日も亦獨り然らざらんや、一九〇二年中國英國と關稅改革を商議せんと提議し英國は關係の列强と商議せず直に中國と商議を開始せり以て中國に此の商議は一重要根據を與へたり故に當時締結の馬凱條約は實に各國の注視する所となりたるも各國は同條約中の第八條に對しては均しく同情を表し、以後馬凱條約第八條により實出せる定則已に三項あり

一、中國は外貨に對する內地稅の廢除に努力する事

二、英國は中國のこの處置に對し贊同及助力をなす事

三、輸入稅は從價百分の七乃至二、五を課するも高しとなさず

以上の三原則は今回の華府會議の中國關稅改革に於ける根本となれり故に馬凱條約の第八條は實に注目すべき價値あり但し今日討論するものは

一、釐金中包含する各種の稅項全部廢除すべきや

二、中國は釐金の廢廢によりて收入減少す何によりて補充せんとするか

三、此の補充方法外貨の輸入稅によるものとせばその負擔の程度如何

四、釐金廢廢後內貨に對しても外人に課稅せずとせばそれによる收入の減少は如何に顧補すべきや

余の聞く所によれば中國の釐金は商人旅客を害し稅率過酷なる事比なく中國の商工業發達を阻害するの因となせり故に釐金の撤廢の一事は中國政府も亦當務の急なるを知り尙且實行せざるは口を多年の慣習一時に改め難く且つ收入の減少に葙るも會て中國財政の大官と此の事を論及せしに均しく裁釐の時機到らざるを以てし裁釐を實行し關稅の增加に資すべき事を知らず、昔南京政府成立の時曾て裁釐の一事を考察する事頗る久し窃に思へらく釐金を廢除せば收入の減少は如何ともして補充し得べし此の問題を討論せんと欲せば釐金局徵收の貨物種類を知る要あり種類は

一、輸入貨物

二、內地產の輸出貨物

三、純本國人の消費に供るものにして生產地より消費地に運送せらるるもの

輸入の外貨に對する收入の減少は輸入の稅率を增進し以て補充せんと欲すこの議は已に人ありこれを提議せり本國に於て消費する內貨に對する釐金收入の減少は馬凱條約により消費稅を以て補充し得べし、蓋し貨物運送の時消途收むる所の稅を運送完了の後市場發賣の時收むるのみなり

余消費稅は釐金廢除後收入の減少の一部分を補充し得且つ商民に至便なるを信ず外貨の釐金廢除後の損失は如何程の程度なるや此問題は頗る解決し難く余詳細に考察するに一九八六年全國厘金收入七十兆兩然れども政府の所得僅二十兆兩、一九一一年に至り清廷釐算厘金總數三千五兆兩、一九一二年民國釐算厘金收入二十四兆兩蓋し俗吏の中飽によるのみ、故に裁厘の後外貨稅率の增加補充の問題は頗る研究に價す

按するに從價百分の五及裁厘後輸入貨物從價百分の七又は二分の一を增加する時は裁釐後從價百分の十二、又は二分の一となり中國の輸入稅は增し九千萬兩に到るべし現在の四千萬兩に比較すれば倍增となる且つ中國釐金を廢すれば輸出稅改訂或は增加し得べく消費稅の實行徵收は廢除を補充し得て尙餘りあり且つ現在の內外公債の返還に用ふるを得べし、試みに推算するに左の如し

當一九一九年の中國海關收入輸入稅總計四千七百四十六萬兩これにより比例を試みるに華府會議の百分の二又は二分の一の計算によれば六千八百二十萬兩となるべし若し釐金廢除し百分の十二又は二分の一の比較によれば三千二百萬兩を增し合計一億二十萬兩となる內徵收費及噸稅約六百七拾萬兩を除去し實查收入九千三百五十萬兩なりしも輸出稅改正を實行し從價により評し從價百分の三を增加實行する時は三千四百萬兩を增すべし、再び消費稅を實行徵收すれば又五千萬兩の收入を增すべし裁釐の損失を補充し得て尙實剩餘五千萬兩を得、既に擾民の弊なく又輕にして舉易く若し中國此稅則修改の會議の時起ちて提出せざれば實に修改會議の精神に違背し且各國の期望を失はん

（四、一八）

▲總商會の幣制局詰問　（時報）　上海總商會は北京幣制局に對し昨年五月安徽省銅貨の流入甚だしき爲に市面に影響を受くるを以て之が停鑄方を請求せるが幣制局にては停鑄を暫時延期すべしとて鑄造を繼續し來り爲めに銅貨は一元に對し千五百文より千六百文以上となり安慶蕪湖地方にては千七百文內外となれる有樣なるを以て總商會は更に幣制局に諸問の電報を發せり

（四、一八）

▲東支鐵道列國軍隊輸送費不拂額（各報）烏蘇里鐵道は既に日本に買收せられたりとの說は曾て各紙に報道せられたる所なるが、元來國鐵道と東支鐵道との關係は甚だ密切にして、日本は近來東支鐵道經營の失敗狀態にあるに乘じ該鐵道の實權をも取得せんとする意思あり、然も日本人側にては反つて來國が之を買收せんとし居るものにして米國は表面之を聞はされども極力資本の融通を計り居り且つスチーブンス氏の今回の歸任は東支鐵道買收計畫の爲にして既に東三省當局の同意を得たり云々と云ひ居れり、畢竟するに其立言の根據を探ぬるに悉く該鐵道の經營難にあらざるはなく、東支烏蘇里兩鐵道缺損の大原因は時局不安定に由る各國の運兵費の未納に在り、卽ち各國が現に東支鐵道に對する延滯運隊輸送費は約五百二十五萬元にして若し各國が之を納付せざれば遂に該鐵道は支持し能はざるに至るべし、茲に各國未納分を示すに左の如し

（一）日本軍隊輸送費　六、五四四、二四九元▲內譯交付濟六、二九六、三七五▲未濟分二四七、八七四

（二）英國軍隊輸送費　三五八、〇一六▲內譯交付濟三〇九、四五一▲未濟分四八、五六五

（三）米國人團體輸送費　四六九、三七六▲內譯未濟分四六九、三七六

（四）米國軍隊輸送費　六五九、三一〇▲內譯交付濟五六七、八五九▲未濟分九一、四五一

（五）佛國軍隊輸送費　四五二、六九〇▲內譯未濟分四五二、六九〇

（六）支那軍隊輸送費　一八二、一七七▲內譯未濟分一八二、一七七

（七）伊太利、チエック兩國軍隊の輸送費　一二、四七三、五六一▲內譯交付濟七、二二〇、三二九▲未濟分五、二五三、二三二（四、二五）

▲獨支貿易の恢復（時事新報）（一）在支獨逸商人の活躍　歐洲大戰に依り一時頓挫せる獨支商業は平和克復後漸次恢復せられ殊に昨年五月獨支講和條約訂結せられてより、獨人の非常なる努力の結果其勢力は實に世人の驚異に値するものあるに至れり、其據つて來る所を求むるに右は彼等が着眼の凡庸ならざるに據る卽ち歐戰參加當時在支獨人は在支獨逸銀行の封鎖、治外法權の取消、輸出入稅の重課及銀行爲替の不調等種々なる故障により一時營業を停止せざるべからざるに至りしかど、戰後獨逸政府は彼等に對し補助を與へ以て支那政府に救助を求むるの要なからしめたるを以て女子は安居して家を守り男子は悠々內地各會に入りて支那人の需要を調査し且大手筋と契約を纏結して戰後の貿易に備ふるを得たり、故に今日支那人の需要、貨物の運搬法及商業情形に對する獨人の智識は在支各國商人中斷然頭角を現せり、卽ち其一例として米國政府は歐戰中支那商業調査の必要を認め多數の人員を派したるが彼等は殆んど支那の風俗及言語に通ぜざるに依り、彼等が各地領事に寄せたる絕好の商業報告と雖も之を獨人の統計材料に比較する時は殆んど道ふに足らざるが如し

斯くて今日に於ては獨人は已に全國に於て多額の貿易を行ひ、上海に於ては一電氣廠設立を請負ひ、北京に於ては中法實業銀行より電車敷設權を引繼ぎ、又奉天に於ては某丁抹公司の名義に依りて張作霖と規約を結び大砲をも製作し得る大軍械廠の建設を請負ひ同時に多額の紡織機械の註文を受けたり、各國商人は此を見て大いに驚けるが海關報告を閱て獨逸の輸入貨物の逐月增加しつゝあるを知り驚倒せり、而して獨逸は益商業に多大の經驗ある者を支那に派來して、多年支那に居住せる獨人と協力進行せしめ居るを以て今後商業上に於ける彼等の優勢は蓋し想像に難からず

最近獨逸の某大實業家は支那及西伯利亞各地に代表を派したるが其報告を俟つて各大工場主及輸出商人を聯合して支那市場に緊固なる立脚地を得んと計畫しつゝあり、獨逸商人が多額の貯蓄を爲して輸出に備へ、支那語を能くして事每に留意し並に工作時間の延長を願ふ等は皆其成功の要素たり、又獨人は支那商人に對する貸借關係頗る寬大にして其決濟期限の半年或は一年のもの少からず、商標を付するに當りても能く支那人の嗜好風俗習慣迷信等を研究して之に適合する樣にし、包裝も一々支那商人の意見に遵ひて行ふが故に勢ひ彼等の商品は他國品を超え支那需要家に喜ばるゝに至れり

今日外商と支那政府との交易は多くは鐵道用品及其他類似品なるが、其他一般の實際の貿易は支那商人及國民の手中に在り、之れ卽ち國民は政府の窮乏せるに反して其手中潤澤なる資金を擁し且多くは銀行の保障有るが爲なり故に今後列國商人にして叙上の諸點に注意するにあらずんば、對支貿易に於て優勢を保つ能はざるべし（四、一七）

（二）獨支貿易統計　民國九年以來獨支間の貿易は漸く恢復し、同年度の貿易

額は七、一七九、〇四七海關兩に過ぎず民國八年度に比し七、〇一四、八一三海關兩の增加を示せるが、歐戰物價前に於ては獨逸の對支輸出額は二千八百八十五萬海關兩輸入は百七十萬海關兩なりき、而して之を一九〇〇年以來の貿易額に比すれば驚くべき進歩なり、今最近十ヶ年間の獨支貿易額を表示せば左の如し

一九一一年	三六、五〇〇、〇〇〇	一九一六年	二四、三二〇
一九一二年	三五、四〇〇、〇〇〇	一九一七年	五〇
一九一三年	四五、三〇〇、〇〇〇	一九一八年	
一九一四年	二八、七〇〇、〇〇〇	一九一九年	一六四、二一四
一九一五年	一六〇、五四三	一九二〇年	七、一七九、〇四七

(三)獨逸の對支貿易　歐戰後各國の對外政策は均しく政治的侵略より經濟的侵略に一變せり各國何れも產業の發達を助長する事柄に對しては力を盡さゞるなく、從つて列國の對支貿易は著しき發展を示しつゝあり中にも英國は戰前の地位を恢復せんとし、米國は戰後の勢力を擴張せんと夫々支那市場に於て激烈なる競爭をなしつゝあり、而して獨逸は今次歐戰の結果國內產業は甚しく壞滅せられたるも不撓不屈の精神を以て一意海外貿易の恢復に力め世界市場に競爭せんとし、昨年二月駐支獨逸公使は屢々支那外交當局に向つて國交の恢復及通商の開始を請求し、其間賠償金問題の爲一時頓挫せしも數度交涉を重ねたる結果、五月二十日兩國間の條約締結せられたり、歐戰前支那市場に於ける獨逸の商權は頗る優勢にして、品質の優良と價格の低廉とを其特色となせしが、歐戰發生後其對支貿易は全然杜絕したり、而して大戰後は國內の產物窮乏なるに至りしも、獨逸商人は環境に支配されず各々業務分ちて其回復を計りしかば其成績實に驚くべきものあり今對支貿易に現れたる數字より之を觀察せんに、一九一七年は輸出絕無なりしが一九一九年に至りて漸く十六萬四千兩を示し一九二〇年には一躍七百十七萬九千兩に上り之を戰前一九一三年の四千九百三十二萬七千兩に比すれば差額尙少からずと雖も實に其發展の速なるに驚くべきものあり今獨逸貿易局發表の一九二〇年一月より八月に至る迄の對支會社入品の統計を示せば左の如し

（單位磅）

品名	輸入總額	內支那より
飼料豆	二二、九九二	一五、〇二〇
胡麻	七九、三三四	四七、七三九
大豆	一九七	一八〇
豆類	八、一八八	六、九四九
煙草	四八七、八五七	一一、〇八五
茶	一四、一五五	一、一六二
小豆莖	二四六	二九
丁香及其他香料	三、〇九九	八一七
竹籐類	一、六四一	三七〇
蛋白	一、八一三	八一九
蛋黃	一二、一四五	八、三五四
羽毛	二四、三五四	五、六〇六
剛毛	二、三三六	一、〇四二
牛皮	八九、九六〇	二、六三二
參科眞田	一、二四四	五四八
編物細工類	三一五	一七七
籐	二四三	七二

東洋向(支那、日本、香港)輸出統計左の如し

（單位磅）

品名	輸出總額	內東洋へ
各種石油	二、五七八	二〇四
岩鹽	八、五五九、一一八	四四六、六三三
鹽酸加里	一〇、三九四	四五一
醋酸	六、八七七	四〇二
染料	一一六、七三五	九、六八八
天然人造鹽	五三、〇四〇	二六、六六四
醫用藥品	六、七二九	九九
化學藥品	一、八六八	四二

色紙光澤紙	七二、一四二	三、四八五
金屬附着紙	三七、九三七	九、〇二八
硝　　子	五三、八四二	二三、九九〇
着色硝子	一、四六二	一四二
燭燈用飾硝子	一、四六二	一四二
纖　　維	一一、九五一、七三四	二七、〇〇三
纖　　絲	三八九、八九七	一〇、八二八
總計及各種計	一六、四二一	三二四

上表に依りて觀れば、獨逸輸入の主要品は農產原料品にして輸出の大部分は製品類なり、其輸出品中化學製品及染料は輸出價格の順位に於て第三位を占め數量の上よりは第二位を占む、而して其輸出數量は一九一三年の約三分の二に過ぎず、尙ほ鐵、鐵製品、機械類、電工製品及車輛は輸出總額の八分の三を占め居れども、未だ遙に戰前の數量に及ばず

獨逸に於ける經濟は未だ恢復せざるも、貿易振興計畫に關しては、一般商工業均しく直接間接に之を極力援助しつゝあり、例令ば外國貿易局を設置し、或は專門の人才を擧揚して委員會を組織し、或は各地の商業事情を蒐集し、公報を發行して、各地商人に之を報告し、更に全國の輸出業者製造業者を網羅したる輸出商協會を設け、又種々なる指導機關を設くるなど凡有る方法を講じて、各業者が相互提携して生產費の低廉と品質の優良とを期し、以て外國と競爭せんと爲し居れり、尙今春以來獨逸政府は輸出入の手續を漸次緩和し輸入物品中の香料、種子、各種獸皮、建築用材、纖材、木栓等約九十餘種及輸出物品中酒類、煙草、絨、毛絲を除きたる外一切の紡績品、油脂、石鹸皮、皮製品、硝子、金屬器具等三百九十餘種に對する稅金は百分の三十を減じ、中には全免せるものあり、戰後の痛病未だ癒えずして財政の窮乏に苦しみつゝある際尙に增稅を計らざるのみならず、當然の收入をまで減じて商人を援助し海外市場に競爭せしめんとするは實に他の企て及ぶ所に非ざるなり（五、一三、廣東東方日報）

奉直爭覇戰

▲戰機動く（申報）　直軍士兵は皆奉票數字を拂戾し曹錕の奉天行きは失計なりと云へり曹錕は專權を奚に淺しあらゆる實權を奪ひ財帛は悉く天津租界に移し同時に北京に對し直魯豫巡閱使辭職を電請せり、之が爲め徐は顧を保定に遣り挽留せしめたり、保定消息に曹奚は一致して奉天に對することゝなり連日軍隊を布置し保定鄂州に各三混成旅を集中し滄守靑劉夢庚は何れも保定に在りて機密に參與せりと（四、一六）

保定會議は王承斌の部下を境防として出發せしめ別に一旅を濟南に派することゝなれり曹錕及直派軍官の家族は十四日特別列車にて漢口に送られたり（新聞報）

▲奉天軍第六旅入關し第十旅營長裴來閣は步兵一營を率ゐ新民屯より山海關に至り沿線を保護し郵務長は隨外人を郵便局に派して信件を保護し嫌疑あるに非されば開くを得ず戒嚴未だ下らざるを以て信を開くを得ず、某屋外人は人に對して近日開封せられし信は母親妻妾等人民の信多く不合法なれりと語れり、第五回入關奉天軍は第一旅團長陳子安、機關銃一連、崔德勝步兵一營、才營團一營、赴雲書一營、陶文慶砲二連、又第七旅長李景林、營長鄒振邦は騎兵二連、何れも軍艦塘及塘沽天津に赴けり、天津は全部奉天軍の手に歸し山東師長鄭士琦も又直派を助けず、但し、山東境は戰事なき望みあり、德州兵工廠は曹錕獄防後山東軍第一旅より境駐せり、奉天軍は天津省衙門內に辦公處を設け軍隊一部を駐せしめ諮議官甚だ多し、天津會議は軍隊の布置終り張到着次第梁入京徐世昌に三道の命令を下さんことを促がすべし、（一）軍紀整飭、（二）國會召集、（三）各軍をして原防地に返へらしむ、蓋し奚を牽制に歸らしむる意なり、若し徐さざれば天津に在りて召集し先づ首席を選ぶべし、梁は八關員代表に語りて宜しく經濟を準備すべしと云ひ、已に落着ありと、天津電話によれば段祺瑞は振動の活動甚だしき爲め擁戴を謝絕し又部下の指揮を聽かず任意に歸くを以て頗る痛憾せりと（申報）

▲第一回外交團の警告（各報）　北京外交團は四月十五日主席公使の名を以て支那外交總長に對し左の警告を發せりと

外交團の接受せる報告に據れば支那の武裝せる軍隊は秦皇島停車場を占領せんとせるのみならず塘沽警察署長は同地佛國司令官に對し武裝せる軍隊が同地を占領せる旨通告せり、一九〇一年の最終議定書第九條に於て支那政府

は各國が秦皇島塘沽其他十箇所に駐兵し北京と海濱との自由交通を維持するの件を承認し居れり、故に支那の武裝せる軍隊が此等の地點を占領するは卽ち上記議定書の規定を破るものなるを以て速かに撤退されん事を警告す云々（四、一七）

▲張吳兩氏の宣言　（各報）一、張作霖曰く　民國以來十年の歲月を閱みせるが、東北方面の紛爭と四南の騷擾相踵ぎ民は兵燹水火の災厄に生を安んぜず、各派分裂し軍閥は各省に植力を弄して土地人民を私有し確執絕えず、弱兵を驅まざる者なし、舉府會議以來列國の視線は我國に集まり、今や支那は唯徒に內爭を事とする秋に非らざれども各方面の邪說橫行日に甚だしく、到底統一を見る望なきを以て遂に軍を率ゐて入關し武力を以て統一を爲さんとす、凡そ國家人民を害し私に結黨し政治を紊さんとする者は皆之を和平統一の障碍と認め衆と共に之を討たん、余の此の志は諸賢皆之を諒とし同情せらるる所ならん、統一の進捗に至りては如何に會議を公開し制度を定むるかは全國の名流政治家と共同討論すべく、余は唯國利民福を念となすのみなり余は統一に贊成する者を同志とし統一を破壞する者は皆之を敵とするも決して後悔せず、心に背き一人一黨を庇護せず、又決して私憤を以て人を仇視せず、余の耿々たる此心は天日共に見る處にして若し統一事業完成せば余は喜んで歸田し共和の幸福を享けん、茲に聲解を讀れ特に披瀝す云々

二、吳佩孚曰く　時局に對する余の態度は先月十日の通電により明白に之を表示せるを以て明かに今尙人の耳目に存す可し、然るに奉天軍は續々入關し相迫る處あるを以て已むを得ざる場合には余も亦自衛の途に出づべし、戰禍の責任が果して何人に在るやは諸君の明智に俟つのみ、年來の中央政局は皆奉天張作霖一派之を把持し余は之に干涉せることなく實績も亦絕對に干涉せることなし、今回梁士詒出でゝ外國に款を呈し惡政を成したるが、支那の分裂は實に洪憲より出でたるものにして梁士詒は洪憲帝政を主張せる者の巨魁なり、丙申時代以來國庫の負債は既に十餘億に達し國民の負擔甚しく遂に彼等は國を賣り民を猪仔と爲すものなり、余が敢て攻擊する處亦故なきに非らざる可し、余は全國四億萬の同胞に代りて命を乞ふものなり云々（四、二一）

▲奉軍に弱點あり　（時事新報）最近北方より來遊せる某は談つて曰く東三省巡閱使張作霖近日軟化の眞因は南方の北伐と山東、河南二省の警備の成らざりし外尙ほ數事あり（一）奉天軍隊は多く直隸、山東の健兒にして今次の入關は填防を名とせるが隱かに關外と聞きて何れも命を奉ぜず（二）徐州は四省の咽喉なるが奉軍は地形に熟せず直軍は退を以て進となし好位置を占めたり（三）某財閥は今次も奉軍に軍需品を援助したるが近頃駐京米國公使は直軍の爲めに張目し某國の勢力を抵制す（四）張作霖は張勳を擁出せんとするも張勳は復辟の罪魁にして京畿人民は今尙ほ丙辰の一役を忘れず而して直隸系は共和を擁護す張作霖の統一會議主張は曖昧にして吳佩孚は多く直系に傾けり（五）支那海軍の勢力は本と云ふに足らず內亂毎に輕重するに足る長江司令杜錫珪は第二艦隊を率ひて吳佩孚と攻守同盟を結び居り上海總司令は一艦隊を領有するも艦長は均しく杜の心腹なるを以て上流と一致行動を取るべし第三艦隊は遠く南方にあるを以て當然奉軍の用をなさず以上五點の外軍紀の點に就きても直隸軍は奉天軍に優れり（四、二八）

▲直隸諸將の討張宣言　（各報）吳佩孚、齊燮元、陳光遠、蕭耀南、田中玉、趙倜、馮玉祥、劉鎭華等八人は二十五日附を以て北京駐在各國公使及び天津英口上海駐在各國領事宛張作霖を攻擊せる通電を發したり

馬賊張作霖は身民國官吏にして國を亂し法を毀ち盜心未だ息まず年來北京の失政內亂は實に私慾と勾結し政權を把持し國帑を剝削するに由る帝制餘燼の梁士詒、復辟餘黨の張勳は竹心腹にして軍權政權に參與せしめ國體を害し民生を毒す、支那統一の望みなきは之が爲めなり、今や又放なくして兵を天津に進め保定に迫り馬賊を靑島沿岸に聚集す、是明かに舉府會議を以て戰兵を勸告せし友邦の盛意に背き、甘心戎首となるもの也、余等は正義人道の計を爲し正當防衛の手段を取らざるべからず、凡そ京津地方の治安及外人の生命財產は責任を負ふて保護す、戰事結束を告げ直ちに交通を恢復し、善後を整理し支那統一に對する友邦の盛意に答へん亦各邦は匪軍を除く期間內に條約に照らし公法に依り匪軍に軍資軍器及匪軍に利益ある一切を資助するなきを請ふ其外人の東三省に依りて服務する者も亦先づ退出を聲明せんことを請ふ（四、二九）

▲吳佩孚の決心　（申報）廿三日吳佩孚は保定より鄭州に返へり列車中に於て軍官會議を召し宣言して曰く將士等と肝膽を開いて一言せん、昨年一爭我軍が政府より得たるものは僅かに百四十萬なるに關外の政府より得たる

ものは實に三千二百萬あり、我れ已むを得ずして京漢線の金錢毒を公金に用ひたれども國民の幇助調査に任かす恩ふに彼等は軍費を以て我を困しめ我をして自ら潰えしめんとす、彼等は尙ほ之を以て其他彼に附かざる陸海軍を困しめんとす、將來佛かに彼等一系の勢力を存せしめば帝制復辟は所に住かせて爲さんと欲す我等は此の國みを衝破するに決せり、其れ濟へば國家の福にして濟はざれば我れ死を以て之を繼ぐ我子は蠢動物之を殺すも可なり、我妻は已に死せり決して案らず、我若し彼を擊退すれば我も亦た直ちに義兵を行ふ時に至りて將士歸を願ふ者は一律不渡給與を清算して歸らしむ、萱し義兵の目的物已に走る、我何んぞ兵を擁せんや、諸君田關特に察せんとす、亦此役後を以て休息せんと、軍官皆涙下り吳も亦た涙を揮つて行けよ諸君と云ひ遂に常夜洛陽に歸へり馮玉祥と會晤せり徐世昌は趙爾巽に論し奉直各三十里を退くべく賴みたるが廿七日迄は此事を吳佩孚に告げたるに退兵は我軍の片務的義務にあらず敢へて命に違はずと返電し且つ吳は六人の調停者に對し調停は早くすべきものなりき、今は緩兵の計たりと打電せり(四、二八)

▲張作霖軍糧城に來る　(益世報)　張作霖は二十八日四時軍糧城に着せり(四、二九)

▲時局の三命令　(各報)　四月二十九日左の三命令下れり

一、前きに奉直軍の移動は人情惶惑し商民の訴へ急なりとして双方の接近地點を撤退すべしと命令せるが近日各處軍隊は衝突するに至る事嶋皆きて後患何んぞ設想に堪へんや、曹張等をして部下所屬軍隊の直ちに攻擊を停止し接近地點の撤退を命ず査辦を待つべし

二、京畿に軍事發生す衛戍總司令步軍統領京兆尹京師警察總監督は所屬に命じ嚴重に防衛すべし疏虞あれば該長官是れ問ふ

三、在支外人の生命財產は支那より切實に保護すべく京外軍民長官は外人に對し大に保護し損害を受けしめず以て邦交を重んぜよ、疏虞あれば該長官是れ問ふ(五、一)

▲奉直急開戰す　(各報)　奉直は二十八日夜大戰を開始し西路長辛店の奉軍は退却したれども中路廊坊附近の直軍は固安に退却せり東路馬廠附近は同時に戰事發生せり現に各路は尙ほ激戰中に在り(申報)戰區の中心は蘆溝橋一帶に在り奉軍の目的は吳佩孚駐兵要隘たる保定に在るに似たり(五、一)

▲外交團第二回警告　(漢聞報)　公使團第二回警告合計三件は二十七日朝送達されたり(一)支那軍隊の移動は一昨年七月外交團が外交部に送れる照會に依る(甲)飛航機は空中に在りて危險物を投下するを得ず(乙)軍隊は城內に於て接戰するなく京師の危險を免れんことを希望す(二)支那軍隊は秦皇島清沽地方を占めんとす辛丑條約に依れば外人は權利を享有す卽ち京師灤海の安全を保有す支那政府は完全に負責すべし(三)各地軍隊の移動は昨年八月三十日外交團送る所の聲明書に依る凡そ外人の生命財產が此に因りて損失を發生せる時は各該管高級軍官負責し分筋注意を與へられんことを請ふ(五、一)

▲葡國公使の抗議　(北京日報)　一日午前五時葡國公使領袖は外交部に赴き口頭を以て天津山海關に至る列車は時刻通りとならず辛丑年條約に違背すと抗議せり(五、三)

一日五時葡國公使は外交部を訪ひ三十里內戰事なしと云ふも而かも戰鬪員は尙ほ京城に出入す、又蘆溝橋にて戰爭を爲せしが卽ち三十里內に在り公使團は政府が切實に聲明電報十ヶ條の精神を履行せんことを希望すと云へり(申報、五、四)

▲吳佩孚豐臺着　(申報)　吳佩孚は五日豐臺に着せり、米國武官雷金斯(ハーヂンスか)往いて訪へば吳は電報起草中にして這は徐世昌に送るものにして明日入覲すと告げ一は保定に送るものにして二は北京友人に與ふるもの參粉十萬噸の購買を依賴するもの目下追擊中と云ふ意なりと(五、五)

▲五月三日戰報　(申報)　三日東西兩路は何れも大戰あり西路長辛店方面は午後直軍稍々挫き夜又進攻し四日朝に至り長辛店豐臺相繼いで直軍の得る所となり奉軍は落垡に向つて退却し東路は今朝直軍先づ馬廠を占領し後ち靜海を占領し奉軍は迅速に退却したり聞く馮玉祥の軍は三日全部到着し四日今回の戰爭に參加せりと▲直軍張福來は馬廠方面に向ひ王承斌は固安方面に向ひ馮玉祥は涿州黃村方面に向ひ吳の自ら率ゆる第三師を總攻備隊とし任邱に在り、奉軍李景林の旅は張福來に當り張作相は霸州に當り張學良は南側より固安を攻め張景惠鄚芬は京漢路良鄉の直軍を抵禦するにありて奉直双方の戰鬪員を計るに十六萬人なり(五、五)

四日朝西路直軍は側面より進攻し奉軍退敗し直軍は長辛店を占領し北京は本

軍敗兵の逃入擾亂を恐れ戒嚴令を下し各城皆閉ざされたり▲直軍吳佩孚は三日を期し攻撃を開始せり、中路奉軍二十八師は西路に加はり直軍二十三師と永定河を夾みて陣し東路李景林は馬廠より張福來を擊ち大城子牙河に戰爭あり（新聞報）

英國公使館書記官貝訥克（ベナック）は二日長辛店に在りて望遠鏡を以て眞鄉を望みつゝある間に突として流彈來り顏面に擦過傷を受け直に英公使館醫院に送られたり（申報）

▲直隸軍大勝（各報）三日朝吳は先づ河南軍の羸弱を以て長辛店を攻め數里敗却せしめたり、奉軍は連日勝利を得るを以て遂に敵を輕んじ卽夜吳は一營を派して奉軍の右翼を攻擊し敵の斥候に遇ひ伴虜となし餘は田間に伏して夜に入り吳は大軍を以て正面より進攻し吳は精兵數千を以て道を繞り田間の伏兵を籍りて引線とし奉軍の後に廻りたり、奉軍は前を顧みて未だ後路の陣地人の襲ふ所となるを防がず、四日拂曉直軍は直ちに蘆溝橋を撲つ奉軍は前後敵を受け始めて計に當りしを悟りたり、張景惠は急に命を下して豐臺に引揚げしめ朝九時長辛店は全く直軍に占領されたり、是役吳佩孚は親しく督戰し戰を兵士と共にし勇氣百倍したり故に能く一戰にて功を奏し直軍は大砲重彈を得る算なく俘虜甚だ多し、四日奉軍退兵數百は北京に入らんとせしも守衛兵銃を開いて之を防ぎ數人を負傷せしめたれば退兵は遂に他竄せり現に城門を已に兵を增して守衛せり馬廠方面は王承斌又大に勝利し吳は永定河より直下し砲を馬廠に發せんとす、吳は四日勝に乘じ追擊したれば落垡の奉軍も亦潰退し現に京津間は已に奉軍の跡なし▲奉軍の主體は何れも津浦線に退下するに在り直軍は新得の地位を鞏固にするに在り吳の意は此時直ちに進逼せず、先づ陣地を固守し重れて兵力を充實して奉軍と戰ひ張をして一敗又立つ能からざらしむるに在り、京中の步軍統領は已に吳佩孚號令所とし奉軍駐京司令部は已に撤せり（新聞報）▲馬廠は直軍第二十六師の爲め確に占領されたり、吳の包圍計略は成功せり、津浦沿線に戰爭あらん（時事）（五、六）

▲張作霖退却（新聞報）周自齊辭職し張作霖は逃げて關を出で梁士詒と葉恭綽は張に隨つて逃げたり（五、六）

張作霖は四日朝軍艦城より天津を過ぎ東路を視察したるが京奉線路は直軍の爲め截斷され倉皇として軍糧城に歸へり其夜歸奉を準備し現に軍糧城司令部は已に撤したりと（五、六、申報）

▲五月孔日命令（各報）一、前きに奉天直隸の軍隊を近畿一帶に移動せるため撤退を命じたるも延ひて遷はず遂に戰鬪を開始し砲擊晝夜を問はず難民傷兵道に絡繹とし生靈を塗炭に苦しましむ痛心に堪へず重れて特に攻擊停止を嚴命す、卽ち奉天軍隊は卽日關外に撤退し直隸軍隊も亦た應さに原駐各地點に退くべく均しく中央の命令を俟て解決すべし

二、今回發生せる近畿の戰事は皆葉恭綽等の構煽醞釀に由る國殃民賊に道るべき罪なし、葉恭綽、梁士詒、張弧等の原職を褫し並に勳位勳章を褫奪し法律に交して去に依つて辦理せしむ（五、七）

▲梁葉免職令原因（同上）徐は王士珍、張懷芝、鮑貴卿を豐臺に遣はし吳佩孚と善後の交涉せしめたるに吳は政治干涉を望まず中央の秉公處理を請ふのみ但し戰事の責任は必ず徹底的辦理を要すと求めたり、故に王等は歸東して此事を云ひ直ちに梁葉張（弧）の免職法廷引渡令は出でたり、張作霖は地盤と殘兵あるため關外退兵令に止めたり（五、八）

▲六日の命令（錦世報）六日の命令を以て各省軍民長官に責任を負はし軍隊を遣散し同時に被害各區は財政部より出金して賑濟すべしと發せり（五、八）

▲曹錕の通電（各報）北支那三省巡閱使曹錕は八日付を以て各支那新聞社に對し左の如き通電を發したり

張巡閱使は東三省を握り兼ねて蒙疆を控へ國家を以て念とせず唯兵力を擴充し政權を壟斷するを知り私人を推庇し國帑を擅奪し近くは復た故無くして兵を調し京津を扼據したり其の禍心を包藏するは海內の早く看破せる所なり武力を以て統一の後盾となすと云ふも已に異なるものを除き國家を破壞するものなり五師十餘旅の軍をして京奉、津浦、京漢各路線に占據せしめ節々進攻し戰線三百餘里に布置せり國內の書頒は勸阻の電報を寄するも野心を戢めず、余は和平の宗旨を抱き通電忠告せるも省察を加へざる爲め余は安民保土の爲め已を得ず正當の防禦をなし二十八日全國に通電したるが是非曲直は天下明瞭たり本省の將士は戮力仇を同ふし長辛店、永清、馬廠、大城等に連戰連勝し西苑、南苑、通州等の殘餘軍隊は武裝を解除し負傷者には醫藥を給與して優遇し今や奉天軍は紛々として瀛洲に潰走せり外國公使は我外交部に書面を

寄せ張使の擾害責任負擔を詰れり順逆の在る所中外情を同ふするを見るに足る奉天軍が軍勢も軍器も多くして數日ならずして消亡せるは皆人心公理の强權に戰勝せるものにて余及び將士の力の能ふ所にあらず戰場の荒されたるは張使が一に政權の全壞を念へるが爲めなり余は德薄く事に先つて强消し能はざりしは自から疚しき次第にて寢食安んじ難し直隸全境の寧謐を俟ちて甲を解きて誰を俟つべく決して兵權に戀々たらず云々(五、一〇)

▲張作霖愈々免職査辦（新聞報）十日の命令を以て張作霖は免職査辦となり吳俊陞を奉天督軍に任じ馮德麟を黑龍江督軍に任じ蒙疆經畧使を裁撤し趙倜は免職査辦とし馮玉璋を河南督軍に任じ劉鎭華を陝西督軍とせり(五、一一)

▲奉天軍裁兵（申報）北京吳佩孚閣は張作霖の軍を一切裁撤せることを交渉せるが第十一師張景惠部第一より第十一混成旅、蔡本平、潘殿陞、張學良、閻朝鐵、齊恩銘、鮑德山、李景林、郭松齡、朱永福、趙福堂、郭振等部二十七師、張作相部二十八師、汲金純部、二十九師の一旅、又吉林混成旅張九恒、黑龍江混成旅李景林、察哈爾第一混成旅、王廷棟、二十五混成旅齊占九なり、以上皆入關軍隊たり、又十六師都統部附屬の部も亦裁す(五、一一)

▲徐の繼任と舊國會（五、一五）徐世昌は新國會に抱泥し總統繼任の嫌あり然るに舊國會恢復派は保定に在つて努力し曹吳を動かし且つ張紹曾に乞ひ王士珍に向つて表示せり、今後の內閣は時局解決のために出づるものにして官吏たるに在らず本人は陸軍總長たるを願はずと聲明せしめたり王士珍は頗る動き徐に向つて間接に表示し徐より保定に聲明せんことを請ひ繼任せざれば本人始めて內閣を組織すべし否らざれば久からずして必ず第二の改變あらんと徐は忸怩たるに至る(申報)

▲吳の眞意は國民會議を正とし舊國會召集を從とし各方面同意を徵集し二者何れが成るに論なく新國會は已に落着なし總統の地位も亦た賴處を失ふ、王士珍の意は曹錕に向つて本人繼任せず深く保定の心事を知る徐若し表示すれば必ず擁護して然る處內閣執政さると聲明するに在り、徐は昨日曹來葬を保定に派し已に聲明せるに似たり、但し未だ徹底せず▲王內閣令は十一日夕起草せるも財政長問題定まらざるため王の請により延期されたり

▲周自齊は去るを欲むるに急なり、王士珍の態度亦消極なり、徐は頗る躊躇し顧に代理を賴めるも顧は未だ承諾せず、十三日朝閣員全體は徐に向つて總辭職せり吳佩孚の各省に通電して舊國會恢復の意見を徵集せるに山蘇江東湖北等は贊成の旨返電せり(新聞報)

日本新聞重要電報

（大正十一年四月中）

內政問題

▲米使の支那自助論（上海特電廿九日發）駐支米國公使シャールムン氏は二十八日夜在上海米國商業會議所主催の米支兩國人の歡迎會席上で演說を試みて曰く「華府會議に於て支那は永らく懸案であつた山東問題を解決し又治外法權撤去、外國軍隊引撤退二十一箇條の第五項の留保取消其他支那の主權回復に就き列國の諒解を得た、列國は旣に對支關涉を打切つた、今後支那の爲すの可きことは支那自から自國の改造に努力するにある、今日支那は名は共和國と云ふも未だ其實を具ふに至らない、支那國民の急務は(一)國民が進んで政府を支配すること(二)國會を組織すること(三)各省の軍隊の橫暴を制肘すること(四)統一政府を組織することであらう、余は在任中、支那の統一が體現されることを希望して止まない」

以上米國公使の演說は支那側の好評を博し本日在上海支那新聞紙は何れも米國公使の論評を至當とし其忠言を感謝して居るが就中、新聞報は今日の支那は未だ共和國の實を具ふるに至らないと云つた米國公使の言は正に肯綮を穿つたものであつて支那國民は只汗顏の外はないと云ひ申報は米國公使が余は米國々會の信任に依り支那の國民に對する公使として支那に在るものであると云へる點を稱揚し米支國際關係は單なる政府間の關係にあらず米支兩國々民の接觸を意味するものであると云ひ支米親善を希望した、又中華新報は前任公使ラインシュ氏と云ひ現公使シャールマンと云ひ共に米國有數の學者であつて其支那論は單なる外交上の辭令にあらず悉く傾聽に價する名論であると云ひ米國が特に外交、學識兩方面に通ずる人物を公使として支那に派遣せる好意を感謝した(時事、一日)

▲唐繼堯雲南入城（三十日上海特派員發）唐繼堯氏は雖なく二十二日歸

蒙自に入り更に二十四日雲南府に入城し一、北伐實行二、政事會員放逐、三、議法等を宣言した(東京朝日、一日)

▲**唐繼堯の擧兵で北伐組離散**　(上海特電卅一日發)　孫文氏は此程桂林の大本營から湖南省衡州方面に進出した北伐軍に對し前進中止の命令を下した之は最に孫文氏の調停を却ぞけ雲南恢復の爲め斷乎として擧兵した唐繼堯が顧品珍、金漢鼎の軍隊を擊破し二十四日雲南省城を占領し竝に雲南の形勢一變するに至つたが爲めである、唐繼堯は今回の雲南恢復に就ては孫文の勸告を容れなかつたが元來唐氏は革命以來孫文氏を援けて民黨の重鎭を以て自任して居た關係上此の際俄に孫氏に裏切るが如きことは萬々なかる可く結局は孫文の北伐計畫に參加するに至るだらうと推測せられる併し差しづめ雲南の秩序を恢復する必要上部下の軍隊を割いて北伐軍に參加せしめることは到底不可能であらう而して孫文氏の最も憂慮する處は今回唐繼堯のため驅逐された顧品珍及び金漢鼎の軍隊が捨鉢的に雲南の邊境の秩序を紊し之がため自然廣西に於ける陸榮廷の殘黨と共に北伐計畫を間接に牽制することはあるまいかと云ふ點にある、要するに唐繼堯の今回の擧は孫文としては飼犬に手を咬まれた觀がある斯の如く今回の北伐計畫は一大齟齬を來した譯であるが一方商業會議所は此の機會を利用して在上海商敎聯合會本部と相連衡して平和運動を開始し本日全國商敎聯合會の名を以て孫文吳佩孚其他の有力者に宛て軍事行動中止の請願を通電した(時事、二日)

▲**中立軍組織準備**　(北京特電四日發)　總統府の消息によると徐總統は三日吳佩孚氏より左の如き電報に接した

陸軍總長鮑貴卿氏の內閣組織には贊成するも梁士詒、葉恭綽、張弧三氏の復職には飽迄反對する

とこれ吳佩孚氏の內閣問題に對する最後の意思表示であるため徐總統もこれでは張作霖、吳佩孚兩氏の正面衝突を避くることの困難なるを覺悟し四日また京畿維持總司令王懷慶氏を招致して北京の治安維持について密議を凝らした探聞するところによると徐總統は張吳兩軍衝突の場合には王懷慶氏及び第九師長陸錦氏並びに第一師長蔡成勳三氏の軍隊を以て中立軍を組織せしめ北京一帶の治安維持の任に當たらしめることに手筈をきめてゐると(東京日日、六日)

▲**タイムスの支那論**　(五日國際直電倫敦發)　タイムス紙は支那に對して特に同情を表し且日本の明白なる對支態度を幾分か非難する語調を以て極東に於ける英國の利益を論じ英國は華盛頓會議の支那に關する諸決議が無效とならぬ樣絕えず注視する必要があると力說し日本の成功と其特種の困難とは之を十分認めるが、他方今や國內の紛爭の爲め外界に對して殆と無防禦の狀態にある支那に對する日本の政策には留意せねばならぬと云ひ支那が近來の重大なる政治的危機に際しても尙執着力に富み結合力ある事を賞讚した同紙は曰く

日本人が支那に對して非常なる野心を有して居る事は日本人が自負的重要なる地位を占め以て支那の危機解決を遲延せしめ且つ有ゆる人々の爲に支那の經濟的及び物質的資源を開發する事を阻止せんとしてゐる事に依つても知られるが支那人民には斯る野心よりも遙に優れたる或る力がある事を確信する

と述べ最近の日本海軍の諸決定が無黙りな傾向をなしてゐる事を遺憾とし山東協定が完全に履行されたとの報道は人心を安堵せしむるものであらうと聲明し最後に曰く

吾人英國人は支那に多大の利害を有し且つ日本の繁榮に對し同情を表すると共に吾人の希望する所は支那に急激なる變化を起さしめて居る重大諸問題の處理に關し日英が友誼的で且つ隔意なき協定の下に密接なる提携を保つにあると云ふ事に外ならぬと(東京朝日、七日)

▲**非宗敎運動聲明**　(五日上海特派員發)　非宗敎同盟運動は廣東でも起され廣東省の各地に分會を設けやうとして居る廣東省敎育會長王兆銘氏も宗敎の人民に及ぼす害を論じた論文を發表するとの事である此問題は今や支那に於ける論議の好題目となつて居るが上海の非宗敎運動をなす學生は該運動が基督敎反對により英米を排斥するもの又は過激思想によるものとの日本新聞の記事を反駁して

單に科學の立場より科學は宗敎と兩立するを許されぬものとするに過ぎず誤解を招くを虞れ聲明して置く

と述べて居る(東京朝日、七日)

▲**南北統一會議**　(北京特電五日發)　張作霖氏の發起に係る南北統一會

議に就ては報道區々であつて其眞相を知るに苦しむが奉天からの一消息は次の如く傳へて居る張作霖氏と伍朝樞氏との間に商議された所は左の八箇條であつて既に奉天に參集せし各代表の贊成を得たから張氏は今や曹錕氏及び四南各有力者の贊同を求めて居ると

一、南北政府は夫れ〳〵全權代表各十二名を派遣し其他各省法團も各二名の代表ゝ派し期日を定めて上海に會議を開き國事を議決す

二、國會問題に就いては第一第二國會を放棄し別に兩方政府より民國元年の選擧法に從つて各省勞めて速に選擧を爲す

三、新國會は成立後其第一次を上海に召集して先づ大總統選擧の議案を提議す

四、從前の兩國會議員に就いては一は公正なる標準を設けて復選を爲し其三分の一を止めて憲法會議を組織す

五、正式集權の內閣を組織し閣員は凡て實力派より選任す

六、巡閱使經略使護軍使督軍の名稱を廢し別に軍區を設け各軍區に軍統を置きて全區の軍事を統理せしむ

七、各省軍隊は現在の十分の六に減じ以て財力を節す

八、軍政と民政とを區別し各省省長は省議會より選舉し各縣知事も地方自治會より選舉し政府の任命を乞ふ（時事、七日）

▲問題の武器密輸入　（上海特電六日發）數日前から武器密輸入說が類りに噂傳されて居つたが研究會系新聞紙は具體的の素破抜きを揭出したそれによるとチエツク、スロツツク商人テクスラフ（名義は露國商人であるも其背後に何人が伏在して居るかは不明である）なるもの此程吳佩孚氏に賣込の目的を以て浦鹽から米國製歩兵銃三萬挺、山砲機關砲合計數十門及び彈藥を上海に輸入しやうとする計畫を立て目下吳佩孚氏の代表者に對し歩兵銃一挺及び彈丸二千箇に付百五十元を要求して居るが未だ實買契約の成立を見るに至らない、一方民黨側は右の武器を橫取りせんとして既に露國商人と交涉を開始したと此問題に就いて余（時事新報特派員）は本日在上海某國領事を訪問して其意見を叩いた所總領事の云ふには華府會議と關係のない露國の商人が北京政府の保障を有する吳佩孚氏に對し武器を供給するからと云つて華府會議參加國が露國側に何等の抗議を提出し得ないのは勿論である只、列國は華府會議を通過したルート四原則の第四項の趣旨に據り支那政府に對し武器の輸入中止を勸告することは出來る、併し之れは將來露國商人と吳佩孚との間に武器供給契約が成立した際に一應北京公使團會議を經て改めて列國と北京政府との間の問題となる可き筋のものであると（時事、八日）

▲支那兵の亡狀　（奉天特電七日發）五日午後六時ごろ滿鐵本線王冠屯において日支兵の衝突が起こつたけれども當局の注意により發表を見合せてゐたが七日奉天總領事館から發表された右によると王冠屯西方百メートルの鐵道踏切り附近で三名の支那兵と二名の支那農民とが線路に石を積み列車を顚覆せるを柳條溝守備隊分遣所守備兵三名が認め二名の農民を引致し支那兵に對しては其帽面を重んじ單に注意を與へたのに彼れ等は同僚およそ六十名を呼び集め我が守備兵を包圍攻擊し國岡軍曹石井一等卒の二名を昏倒せしめた分遣所では急報により兵を派遣したその時は支那兵が既に引揚げた後であつたが兎に角奉天總領事館では直に支那側へ交涉を開いた（東京日々、九日）

▲湖南衡州會議　（九日上海特派員發）湖南省は北伐問題に對し贊否を決すべく四月一日衡州會議を開いた此日湖南各軍の首領廣東、廣西、四川、雲南、貴州各省並に孫文、李烈鈞、許崇智氏等の代表及蔣作賓氏等二百九名參集し無記名投票に附した結果

一、北伐軍援助に贊成のもの　百四十五票

二、中立を守り南北軍の湖南に入るを許さずとするもの　四十七票

三、直隸軍を援助し北伐軍を妨ぐるに贊成のもの　十六票

にて北伐贊成派の勝利に歸した此報告に接した趙恆惕氏は大に狼狽して此新紙記事を差止め岳州の張福來氏と對應策を計つて居るが此投票は湖南一般人民の意思を代表するものでなく一般は全然戰爭開始を切望して居るが此會議に加はらなかつたのである併し湖南の多數軍人政客等が孫派に傾き北伐援助に贊成の態度を明かにしたもので是より北伐は著るしく進捗するらしく現に五日の消息に據れば北伐軍は續々耒陽に向つて進んで居り衡陽（衡州）を經て長沙に達するは四月中と推定され長沙には謠言盛に傳へられ金融は逼迫を告げて居る此時岳州附近駐屯の直隸軍は十支里撤退した是れ或は吳佩孚氏が湖南に於て多く戰はず北伐軍の武漢占領も容易に許し主力を北方に向け奉天軍と戰ふ計畫の一端を示したものか（東京朝日、十日）

▲周自齊任命（北京特電九日電）八日附で顏惠慶氏の國務總理代理を免じ周自齊氏國務總理署理に任ぜられた、因に梁總理は依然として靜暇中にある顏氏の外交總長たることも其儘である、政界の一部では之を以て周自齊內閣出現の前提であらうかと觀測して居るけれども其果して然うであるか何うかは尙ほ不明であつて、少くとも時局が之に依つて全く緩和されたとは解されない（時事、十日）

▲周氏を正式總理に（北京特電九日發）徐總統近親者の語るところによると徐總統は周自齊氏の署理國務總理任命に對し張作霖、吳佩孚兩氏の反對がないときは周自齊氏を本任總理に變更し次ぎの內閣を作ることに決し九日朝各方面に向け同意を求める電報を發した

△總理　周自齊氏△外交　顧維鈞氏若しくは胡維德氏△內務　齊耀珊氏△財政　周自齊氏兼任または張壽齡氏△海軍　李鼎新氏△陸軍　張景惠氏△交通　葉恭綽氏△教育　林長民氏△農商　郭則雲氏△司法　王寵惠氏

而して總統府側では署理總理任命に關しては周氏自身の同意は勿論のこと張吳兩氏の內諾を得た結果であるといつてゐるが余（特派員）の確聞したところではこれは事實無根で全く徐總統が勝手に任命したので本人の同意さへ得てゐないといふことであるから張作霖、吳佩孚氏が承諾するか否かは甚だ疑問であるたゞこゝに注意すべきは徐總統のかゝるやり方は一般に徐總統の末路近づけりとの感を與へるといふことである（東京日々、十一日）

▲支那の非宗教北京大會で決議（北京特電十日發）北京非宗教大同盟は昨日北京大學で大會を開いたが來會者は千名に上つた演說者は頗る多かつた

一、大學に神學科を設けぬこと
二、各學校に教義宣傳の課程を設けず又祈禱式を行はぬこと
三、傳道者をして教育上に與らしめざること
を主張するものあつたが遂に基督教反對の辨法として
一、強制的讀經を廢止すること
二、強制的祈禱を廢止すること
三、強制的洗禮を廢止すること
四、牢獄的修道院を廢止すること
五、クリスチヤン、ネームを廢止すること
六、一律に教育部の規則に從ふこと
七、宣教師は外國語演說を爲す時に故なくして中國の名譽を破壞してはならぬこと
等の件を各教會學校に要求することを可決した（時事、十一日）

▲米使張氏交驩（十二日奉天特派員發）前日來訪した駐支米國公使の演說の一部は既電の通りであるが張作霖氏が前後三回に亙つて公使を主賓に大歡迎會を開催した其の演說內容に付いて是等の會合に親しく列席した奉天支那某大官が公使の意見なりと記者に語つた其の內容及び張氏が之に應答した演說の內容は大體左の如きものである

予（公使）の今回の旅行の目的は比島に予の娘の婚儀があつたので其れに列席したついでに上海廣東を視察し更に仁川に上陸し朝鮮を一瞥し順路奉天に來たもので其の間何等政治的の意味はない元來予が本國政府から駐支公使に推薦せられた時の承認條件なるものは左の通りである卽ち支那共和國となり昔しの對支外交の如く淸朝皇室中心の外交はだめである宜しく國民と外交を爲さればならぬ依つて公使としては單に北京に止まるだけでは米支外交の實は上げ得ない故に支那各地を周歷して廣く支那國民に接したいと言ふのであつた幸に是等が承諾されたので今回は正に其の第一回を試みたわけで之が爲めに本國政府が予の爲に軍艦までも提供してくれた次第である

と述べ尙公使は演說毎に支那國家の前途愈多忙なる事や種々國家の復興に對する意見支那上下の奮勵努力等を勸告した是等は公使が元の大學總長であつたがけ其の態度が飽くまでも支那國民に教へると言ふ教育家の態度であつたそして其の政治教育論の一端に曰く

予（公使）は華府會議の效果の極めて絕大であつた事を喜ぶものである爲に支那は靑島を回收すると同時に威海衞廣州をも回收し得たのみならず治外法權の撤廢外國駐屯軍の撤退外國郵便局の撤去等が實現し得ることゝなつた支那は是から愈々白紙の完全なる獨立國となり今や支那共和國には大なる光明が出現してゐる此の際支那國民たる者一層の奮勵を要する此に於て必要なるは國內の統一である卽ち南北の統一は支那最大の急務である予は

南北両軍を為して南人と北人との間に何等の反感の無いことを知つた然るに長い間南北の分立して居ることに全く二三政治家連の権勢争奪の為である支那政治家の特に反省を要するに正に此点である今や支那の学生は覚醒して来た官衆人の支那に対してなすべき事に支那の利益を尊重する様大なものでなければならない即ち米支親善の第一義は米人全体と英語を解する支那人との双方に増にるべきものである

云々との公使の講話に対し列席の支那人等は非常なる大満足を以て之を迎へ張氏の如きも大非常なる感動を受けた者の如く

張氏答辞　張氏は之れに対し大要左の如く答へて曰く

予（張氏）は数年前迄に米人の所謂正義公道なるものに対し多少疑を存せしも其後以来両国の正義公道に対し絶大なる信頼を払はざるべからざるに至つた予は其為に身を犠牲とするも固より今日の会議にあるはすでに身にあまる光栄であるが此の上に最早なんらの望もないただ餘生善業に尽して見たいと願ふのみである予に目下兵を直隷に進めて居るが之とても何等の野心はない、唯だ南北の統一に資せんが為である予は正副統となる野心等物論全く無いそれ等の任でないことを自ら自覚して居るからである予は南北の統一さへ出来れば断然引退して野に下り以後は決して政治に干与しないであらうことの事に就ては我国民に対して明言すると云々（張氏は南北統一同題等話題に上つたものに相違ないが勿論支護者の境遇に関する北統一同題等話題に上つたものに相違ないが勿論支護者の境遇に関する約束の協定があるまいと某支那大官が観て居る）

▲南京の動揺（十八日上海特電発）南京省長会議に出席せる馮氏を始め国民党の有力者は会議の開催前既に南京を去り会議開催後に於ても尚ほ南京に留まれるは僅かに軍務何氏に過ぎず南京の人心は動揺し（十八日上海特電発）何軍務督辦は軍務何氏に第二十四師を許昌に配置して目下睨み合ひの形勢であるが開戦の場合には鄭州は其の中心となるから同地在留邦人二十餘名は危険を慮り十五日引揚げるに決した（東京朝日、十七日）

▲河南紛争解決す（漢口特電十七日発）鄭州来報に據るに趙倜は吳佩孚に二十萬元を送る條件を以て吳と妥協し河南の争ひは一應解決し低氣壓は直隷に移つて軍隊は續々北上しつゝありと云ふ曹錕の家族の一部は十五日多數の荷物とともに當地に來り英獨逸租界に落付いた曹錕は不日兩湖巡閲使となり戰争の衝に立つた趙倜吳佩孚之に代つて直隷巡閲使となる可しとの説がある貴州にて交戰中の劉顯世の部下は九日貴州を占領したとの報が通電せられた（時事、十八日）

▲警告に驚く徐總統（北京特電十六日発）北京公使團は十三日から毎日緊急會議を開き奉直問題につき研究討議した結果十五日午後五時公使團の名を以て顔外交總長に對し、要左の如く警告を發した

第一、如何なる場合と雖も北京天津間の交通を遮斷せぬこと

第二、北京天津間の鐵道を軍隊輸送に使用せぬこと

第三、若し支那が右の事項を無視するにおいては關係各國は斷然適宜の處置をとるものと承知されたきこと

右の警告に接した外交部は顔總長不在のため次長からたゞちに總統府に回付したがこれを見た徐總統は極度に狼狽し取あへず奉直兩派首領に對し外交團の警告をそのまゝ轉電しこの警告を無視するにおいては支那は是か非でも列國の干渉を受けねばならぬゆゑ入京せぬやう吳々も賴む旨附言した急電を發した（東京日日、十八日）

▲徐總統調停に努む（十八日國際北京發）徐總統の奉直兩派間の調停運動は目下進行中で王士珍氏は保定に赴いて直隷派を說得する事を承諾し趙倜筆氏も亦徐總統の依賴により張作霖氏を說く爲め將に奉天に出發せんとしてゐる但し其成否は元より疑問とされてゐる一方兩派の軍隊對抗の形勢は昨今漸次明瞭となり即ち奉天軍は天津を中心として津浦、京奉二線を左右の翼とし保定を其目的としてゐる之に對して直隷派は目下盛んに保定に軍隊を集中し既に五個混成旅團以上に達したが最初から內部の意見一致しなかつた爲め積極的の形となり保定を根據として河間、雄州、涿州を連らぬる防衛

縄を張つて奉天軍に對立し居る故に將來兩派の關係愈破裂した場合には直隸平野の中央で決戰が行はれるだらうと豫期されてゐる尙直隸派に強要されて吳佩孚氏と共に起つ事を約束した曹錕氏は十五日突然廿三師長に對して直隸全省の軍務統轄を委任した右は奉天派と直隸主戰派との間に板挾みとなつた曹錕氏が自ら奉直衝突の責任者たる事を避けんと案出した窮餘策であると解せらる（東京朝日、十九日）

▲駐屯軍出動　（北京特電十九日發）北京公使團は連日會議を開いた結果北京天津に駐屯してゐる各國軍隊をもつて北京天津間における外人の生命財産の安全を期することを申し合はせ各國公使はそれ〳〵駐屯軍隊にその出動準備を命じたと（東京日日、二十一日）

▲總統最後の通電　（二十三日北京特派員發）張作霖吳佩孚曹錕三氏に宛て徐總統の最後の通電は非常に沈痛なもので其大意は次の如くである

奉直兩軍は京漢津浦兩線に於て矢石の間に相對峙し人民が風聲に驚く有樣であるに拘らず予は不敏にして危機の迫るを悟らず悟つて後手の下す所を知らないのは國家の元首として且つ陸海軍の元帥として人民にすまない次第である直隸省は連年災禍相踵ぎ今復た戰亂の見舞ふ所とならんか打擊の大なる十年廿年で恢復出來ない事であらう況や北に蒙古問題あり南に南軍の北伐せんとするあり奉直相爭うて漁夫の利を他に與ふる時機でない張曹吳孫文は國家の柱石にして元首の股肱である執れを缺いても全體の全きを得る所以でない內閣問題の久しく解決しないのも實は双方に隔りがある爲であつて統一せざるは北方の團結固くない故である此儘進めば國際上の地位に動搖を來し國家を永久に沈淪せしむるであらう元首として大局の破壞を防ぐことが出來ぬで何を以て人民に對することが出來よう即ち位を賢能に讓り天下に謝するの外はない任期の滿たない以前總統が辭職することは法律的に根據のないことも知つて居るが是に依つて更に混亂を大にせぬかを恐れぬ譯には行かないが勢の赴く所坐して人民の塗炭に苦しむを見るよりも寧ろ世を避けて位を去り後世の嘆を甘受する積りである（東京朝日、二十四日）

▲孫文日本を誣ふ　（廿三日上海經由路透社シカゴ發）シカゴ・トリビューン紙は曩に廣東政府大總統孫逸仙氏が將に北伐遠征の途に上らんとする際廣東省桂林から發した電報に對して隣邦を求めた所今回孫逸仙氏から其回答を得た孫氏は此の回答中に曰く支那は本年內には國內統一の實を擧げ軍閥を斥け文官の優越を確立するに至るであらう日本が支那に於て優越權を占めんとする政策を遂行する能力は華盛頓會議の結果米國の海軍力が排除せられたので增加してこそ居れ決して減退して居らぬ之は支那に執つて不利な結果を來す事になるかも知れぬと（東京朝日、二十五日）

▲張軍入關理由　（二十三日奉天特派員發）張作霖氏は今回奉天入關の理由に就き各省文武長官、農、商、軍、學各界に左の通電を發した

民國以外十餘年軍閥橫行を弄し政潮變を構へ擾々紛々兵火相踵ぎ人民塗に安んぜず以て今日に至る、華府會議以來友邦の視線我國に集まり聞總未だ已まず、外侮頻りに至る、匹夫の橫行は昔人の恥づる所深く之を憂ひ兵馬を以て內亂を定むること半生而も此間毫も政治に野心無し、只國內の邪說と暴行は日を逐うて甚だしく到底統一の望み無し、今回軍隊を關內に派遣するは其統一を期する爲め武力を後盾とするのみ凡そ國家を害し黨派を樹て私利を營み國法を犯し國財を貪る者は皆平和統一の障害たり、作霖此等の巨害を除く爲めに先驅の任に當る、一般民衆は之を諒として必ず同情すべし、凡そ統一に關し會議を開き制度を定むることは國內一流の政治家に委れ予は決して關與せず、顧ふところは唯國利民福と起衰救亡に在り、愛國の熱誠を以て統一を圖る者は之を同志とし之に反して統一を破壞する者は仇敵とす、故に公議に背き一人一黨を庇護せず、私憤を挾んで一黨一人を仇視せず、此心耿々として天日共に知るところ、統一幷に成つて國事乃ち定まらば軍隊を解散して田野に歸耕して共和政治の幸福を受けん、國家尙未だ定まらざれば匹夫も實あり敢て武力討伐を辭せず云々（東京朝日、二十五日）

▲米艦秦皇島へ　（二十四日マニラ特派員發）奉直戰爭地帶に於ける米國人保護の爲めと察せらるゝが二十三日午後接受した本國政府の命令に依り米國東洋艦隊裝甲巡洋艦ヒューロン號はストラウス提督指揮の下に二十四日午後五時秦皇島に向け出發する筈（東京朝日、二十六日）

▲調停條件五箇條　（二十四日上海特派員發）王士珍、張錫鑾、趙爾巽氏等は奉直の調停に努めて居るが其調停條件は左の通りだと傳へられる

一、統一に俟て第三政府を設くるを得す
二、内閣は梁士詒氏を去り周自齊氏に纏がしめ閣員は動かさす
三、吳佩孚氏の北支那三省巡閲副使を免じ同氏の軍隊を洛陽から引揚ぐ
四、奉天軍の入關數及び地點は原定を限りとす
五、統一會議は中央及び國内各團體で開き軍閥は參與せす
（東京朝日、二十六日）

▲遲蒔きの二命令（北京特電二十六日發）徐總統は二十六七兩日中に次ぎの二命令を出すことに決定した
（一）張作霖、曹錕、吳佩孚の三氏は各巡閲使として地方自治維持の重大責任あればほしいまゝに軍隊を前進せしむることはならぬ
（二）各省代表を北京に召集して各省自治問題につき討議せしむ
徐總統が右二命令を出す決心をしたのはこの際至急大總統が如何に戰爭防止につとめたかを正式に中外に闡明して置かればならなくなつた結果で黎理總理周自齊氏と相談の上これを決定したのである右につき支那新聞は徐總統が今時分右の命令を出したからとて何にもならぬと冷笑してゐる（東京日日、二十七日）

▲奉軍輸送狀況（天津特電廿六日發）奉天軍の輸送狀況は一日七回若しくは八回にして一回の輸送は約二百名平均である二十三日から二十七日に亘りて約二千の兵大砲十三門を輸送した目下奉天軍二十七師は完全に輸送を終らず尙ほ後備隊を輸送しつゝあり二十二日からは黒龍江の第二十九師と二十八師の輸送を始めたが殊に注目さるゝは奉天軍の特みとする黒龍江騎兵隊の輸送が開始されたことである今日午前までの調査で約九百名の輸送を完了し尙ほ引續きどん〳〵入關して居る更に某方面の消息に據れば張作霖氏は右騎兵隊輸送完了を待ちて來津す可きも天津にて王士珍氏一派の調停派と協議するか或は傳へらるゝが如く直に入京し徐總統擁護を聲明し南北統一を宣明し吳佩孚討伐令を發せしめるかは目下疑問であると云ふ要するに張氏の入關も遠きに非ざる可しと噂されて居る一方調停電報は各方面から續りに發せらるゝも奉天兵の輸送停止されざる今日時局は益々險惡化しつゝあり斯くて兩派の戰備全く完了するを待つて火蓋を切らるゝものと解せられる其時機は恐らく來月上旬であらう孫烈臣は入關後津浦線馬廠に赴き軍情視察後二十四日午後報告の爲め奉天に歸つた
（記者曰く張氏入關天津に着し其儘馬廠方面の軍情を視察したこと既報の如し今此の電報を見るに張氏は未だ入關せす尙ほ機を待てることと思はる張氏入關の電報到着後其動靜の詳細報道されざること及孫烈臣が軍狀視察に入關したこと確實なるを彼此思ひ合せば實際に張作霖氏は未だ入關せすと見るを至當とす可きが如し）（時事、二十七日）

▲各省代表者會議（二十六日北京特派員發）周代理總理は時局に鑑み二十六日各省長官に宛て就任以來初めての政見を發表した通電の内容は先づ十年來内亂に踵ぐに内亂を以てし南北統一せす財政の紊亂國力疲弊せる實情を訴へ今回の準府會議に冒及し各友邦の支那に對して示した好意と援助とは實に支那自身として國家を改造せしむる爲めに機會を與へたものであれば支那として一日も早く國内を整理しなければならぬ義務があることを力說し各省から政治軍事財政に精通せる代表一名を擧げて中央に送り時局解決の方法に就き商議せんことを求めた（東京朝日、二十八日）

▲張氏の安民布告（天津特電二十八日發）張作霖氏は鎭威軍總司令の名義を以て本日次のやうな布告を發した
本使（東三省巡閲使）今度の入關は國民の爲め國家の爲めである東三省は土地廣く產物多く關外省民の來つて生活するもの甚だ多く殊に直隸、山東、河南のものが最も多數である程で東三省は汝等に取り第二の故鄉である為年安直戰爭で危急存亡の時若しも我が奉天軍が來なかつたら汝等の生命財產に受けた損害は量り知るべからざるものが有つたに違ひない又近年水害飢饉等の天災多いが本使は極力救濟に努めて居るは汝等の好く知る通りである斯くの如く本使は汝等に對して一視同仁に取扱つて居る我が奉天軍は規律嚴肅訓練を經た軍隊であつて決して土地を荒し民を害するものでない必要の物品は相當の代價を拂ひ掠奪等はしないから故意に物價を釣り上げたりして軍律を亂すことなきやう特に布告を發する
と此布告は近畿一帶人民に對して示され天津では張作霖氏の來津を續りに傳へて居るに孫烈臣は本日亦奉天から天津に引返して來た（時事、二十九日）

▲外蒙獨立す（二十八日北京特派員發）外蒙と勢庫政府間に攻守同盟條約成立の結果外蒙政府は全然支那との關係を脫離して再び獨立を宣言した

との報道が傳はつた支那政府は之が爲め駐京勞農政府代表パイクス氏に對し實否を詰問した上でパイクス氏に對し退去命令を發する筈であると傳へられる（東京朝日、二十九日）

▲上海陸海軍中立　（二十八日上海特派員發）　近來上海に種々の不穩說が傳へられるので松運護軍使何豐林氏は二十七日海陸軍及文官の重なるものを招き會議の結果護軍使と海軍總司令と連名して

上海は內外人雜居し東南第一の商埠である故に聊かでも齟齬があれば關係する所は重大であるから上海に在る陸海軍は同じく保境安民の使命を負ひ何の方面の騷動をも受けない

との通電を發した尙漢口に在る第二艦隊司令杜錫珪氏は吳佩孚氏擁護の通電を出した（東京朝日、三十日）

▲岑春煊氏の通電　（二十八日上海特派員發）　岑春煊氏は二十五日附を以て吳佩孚氏が廬山會議に贊成したのも張作霖氏が統一會議を主張するのも其精神は同一である故に國法を以て新選舉を行ふ事が未だ實行されない今日嗶各方面撤兵し民國六年解散された兩院議員の自由集會を許し一面曹錕張作霖吳佩孚三氏で全國會議を召集し財政整理廢督裁兵及び善後問題を議すべきであるとの通電を發した（東京朝日、三十日）

外交問題

▲九國條約批准　（三十日合同社華盛頓發）　上院は支那の門戶開放に關する九箇國條約を批准した贊成投票六十五票反對投票なし

▲支那關稅批准　（三十日合同社華盛頓發）　上院は一票對五十八票で支那關稅條約を批准した民主黨のキング氏一人反對した（東京朝日、一日）

▲支那關稅改正委員會開會式　（上海特電一日發）　華府會議の決議に基いて上海に召集された支那關稅改正委員會は上海支那商業會議所に於て開會式を擧行した之より先き英國佛國白耳義伊太利葡萄牙丁抹和蘭プラザル諾威及び支那の委員合計二十一名上海に來着し本日の開會式には英國佛國伊太利和蘭葡萄牙及び支那の委員列席を見、支那委員蔡廷幹氏司會した、日本政府は關會關會中、其他の爲め委員の正式任命遲れ又米國も過般來四國條約批准問題其他の爲め忙殺され未だ正式に委員を任命するに至らないが、本日の委員會開會式には日本は船津上海總領事、米國は商務官アーノルド氏た夫夫代表者として列席せしめた尙も日本政府は船津總領事を主席委員に農商務省の大山技師及び大藏省の早川海記官を委員に任命することに內定し居り只新任上海駐在商務官橫田氏を委員に加ふ可きや否やが未定であると聞く委員會の正式開會の日取りは未定であるが日本政府は支那政府に對して四月十日まで開會を延期されたい旨を希望してあるから同日までに米國が正式に委員を任命するに於ては四月十日に會議を開くことが出來るからである

今回の關稅改正委員會は華府會議の決定に基いて支那の關稅率を現實五分に改定し奢侈品に對する稅率を決定す可き年度及び年限に就ては各國委員の間に或は意見の相違ある可く支那政府は千九百十七年から二十一年に至る五箇年間の平均物價を以て標準物價たらしめんとを希望し英米其他の列國も略之に同意する模樣であるが日本は千九百二十年及び二十一年の物價を以て變調と認め標準價格算出の際には此兩年度の物價を除外するの要があると認めて居る、即ち日本の希望は千九百十七年から十九年に至る三年間の平均物價を標準價格とするにある此外日本は稅率の項目改正を要求する筈であつて例へば棉製品中日本から支那に輸出さるゝ綾物が高價な加工綿布と同樣に課稅さるゝが如きは多大の不利益であるから今回の關稅改正を期として有らゆる日本品に適應する項目を新に設けんことを提議する筈である、現實五分引直し問題以外に過般華府に於て原則として列國の同意を得た支那關稅率引上問題を今回の委員會に上程するに就ては米國は絕對に反對す可く在上海英國商業會議所の責任ある當事者の談に據れば一割二分五厘說は勿論の七分五厘說に對しても反對である何となれば關稅率引上問題と切放し得ない釐金廢止問題は支那の現狀に顧み實行不可能なると明白なるからである又注意す可きは關稅率引上に對し支那實業界に於て有力なる反對論あることである之れは上海に於ける有力な支那貿易商が關稅率引上の爲め外國品の買控きに困難を來さんことを憂慮し偖てこそ稅率引上に反對せるものであるといふ、只米國は極端な支那の財政援助方針を取り關稅率引上問題が今回の委員會に上程するとの噂あるも此問題に就いては英國側は絕對に反對す可く日本も英國と步調を一にす可きを以て結局委員會の問題となるに至るまいと觀測する向きが

多い、今回の關稅改正委員會に對する英國側の熱心振りは驚嘆に値するものがある例へば標準物價の算出問題に就ては在上海英國商業會議所は千九百十七年から千九百二十一年まで英國品の上海陸揚げ價格の完全な統計を作成し英國委員に有力な討論の材料を供せるに反し日本の貿易商は至極不熱心で在上海日本人商業會議所當事者の如きは過般來切りに在上海日本貿易商に對し輸入品の價格申請を督促して居るが未だ完全な統計を作成するに至らない（時事、二日）

▲米軍撤退反對（上海特電三十日發）米國政府は此程陸軍縮小計畫に基き北京及び天津に駐屯せる米國軍隊を撤退するに決定せること既電の通りであるが之に對し在天津米國商業會議所は(一)支那國内の秩序紊亂に顧み在支米國人の生命財産保護の爲め相當の警備を要すると(二)在支米國人は生命財産保護の爲め支那軍隊に信賴するを得ず何となれば北京政府は支那軍隊を統御するの力を缺くが爲めなりとの理由で米國々會に宛て駐支米國軍隊の撤退中止の請願書を送り之と同時に在天津外國商業會議所は上海其他支那各地に於ける米國商業會議所に檄を飛ばし前記の目的貫徹の爲め一致行動を取らんことを懇請した、但し在上海米國商業會議所は未だ右の運動に左袒するに至らず（時事、二日）

▲廣州灣は南方へ（北京特電三日發）佛國の廣州灣還付はその手續と引渡し期日とを決定するにあるが同地は以前廣東州に屬してゐた關係上佛國政府が還付を實行する時は直接廣東政府に還付するが公當であるとの理由で左の意味の文書を廣東政府に移牒した

廣州灣還付の聲明に關し一切の手續は佛國政府と廣東政府と直接談判を行ひ且速かに還付時期を定むることにしたい（東京日日、五日）

▲山東善後四處長任命（北京特電四日發）山東督辦王正廷氏は本日山東善後に關する左記四處長を任命し之を發表した卽ち總務處長梁上棟氏、行政處長唐在章氏、路礦處長朱庭琦氏、實業處長孔祥熙氏である（時事、六日）

▲我守備隊引揚開始（濟南特電九日發）山東鐵道幷線坊子駐屯第二大隊二個中隊は愈八日午前五時五十分發列車で青島に赴き九日出帆引揚げの筈、日本守備隊は引揚げたものと早呑込みをした坊子地方の不逞支那人等は七日夜折柄居留民の送別宴會に招待されて留守中なる日本將校官舍を襲ひ窓硝子等を破壞し初めたので急報に依り我守備兵三十名驅付け追ひ散らした斯る處斯樣な險惡な風光があるので居留民は今後の治安に關し不安の念に驅られて居る（十日時事）

▲哈克圖回收意見（十日北京特派員發）庫倫恰克圖回收に關し張作霖氏より北京政府に左の七箇條の意見を提出し勞農政府代表に向つて嚴重なる交涉を爲す事を求めて來た

一、露國政府は庫倫出兵の際擾亂平定後直に撤兵する旨を聲明しつゝ今日に至るも言を左右に託して撤兵しないのは毫も誠意のなき事

二、勞農政府は軍隊を撤退しないのみか却つて增兵して居る事

三、外蒙政府の陸軍部と勞農政府は次の密約を締結して居る事

イ、外蒙の陸軍部は露國將校を招聘して顧問とす

ロ、各蒙古軍は露國將校より訓練を爲す事

ハ、勞農政府より軍器を供給する事

ニ、協同して支那軍隊の侵入を防禦する事

ホ、庫倫に武備學堂を設け露人が教育を爲し將來を養成する事

ヘ、活佛の大權を剝奪する事

四、庫倫を回收しなければ過激思想宣傳の根據地となり將來之を防止し得ざる事

五、露國代表に向つて嚴重に抗議し若し聽かざれば級遠より約四個師團の軍隊を出動して露兵を驅逐する事

六、此項の經費五百萬元中三百萬元を奉天より負擔し二百萬元は中央より負擔する事

七、若し中央が躊躇して其爲めに時期を失すれば奉天に於て責任を負はない事（東京朝日、十二日）

▲支那の見れる會議文書蒐集（華盛頓特電十二日發）米國ジョンス、ホプキンス大學政治部講師にして支那政府の憲法制定に關する顧問であるウエステルウイローピー博士は華盛頓會議に關する支那政府の意見竝に公文書類を蒐集しつゝある之は米國用の積りである支那政府は該會議に關して殊だ公表した事のなき公文書類をも同博士に提供したと云ふ（時事、十四日）

▲米國公使四國勸告斡旋　（北京特電十四日發）奉直の關係切迫して人心益々として居る、徐總理は去る十日變裝して逃げやうとした程であつたが留むるものがあつたので止めた、尙ほ米國公使は十五日奉天から歸京の上英佛伊三國公使と共に奉直方面の斡旋の勸告をすることで之がため或は自から保定に向ふかも知れないと傳へられて居る、但し米國は兎も角として英佛伊の公使は其勸告の効果を疑うて氣乘りしない模樣であるから果して米國公使と同一行動を取るや否やは卿か疑問である（時事、十五日）

▲交戰區域制限　（北京特電十三日發）北京外交團は十三日緊急會議を開いたその內容は嚴秘に付せられてゐるが確聞するところによると各國公使は奉天直隸兩派が戰爭を開始した場合には直に公使團の名を以て直奉兩派の首領に對し如何なる理由を以てするも

（一）北京、天津間の交通を遮斷しないこと

（二）天津の十マイル以內では決して交戰しないこと

（三）外國人の生命財產に絕對に危害を加へないこと

等を要求することを申し合せた（東京日日、十五日）

▲廣東政府承認　（北京特電十五日發）廣東領事團は列國公使團が北京政府になしたと同樣な警告を廣東政府に發することとなつたが右は列國が廣東政府を非公式ながらも認めたものと見るべく時恰も米國公使シュールマン氏が廣東、上海奉天の各地を歷訪して兎角の噂を氣にしながら北京に歸任した際でもあるので右廣東政府に對する警告は一種の好意とも見ることが出來る（東京日日、十六日）

▲外交團の對支決議　（北京特電十九日發）外交團は昨日奉天軍の塘沽占據に關して外交部に警告を發すると共に奉直若し事を始めるが如き場合に提起する爲め（一）如何なる場合と雖も北京、天津間の交通を遮斷するを得ず（二）天津の十哩以內を作戰區域とするを得ず（三）外人の生命財產には絕對に迫害を加ふるを得ず（四）千九百一年の條約に基き北京の三十哩以內に於ては絕對に作戰を許さずとの四項を決議したが尙ほ最近某公使の主張に基きて再び和蘭公使館に公使團會議を開き（一）北京の治安は米國之を擔任し長江の治安は之を英國にて擔任すること並に五國聯合艦隊を組織して各省軍要港海を游弋すること（二）張作霖、吳佩孚兩氏に對し如何なる場合と雖も京奉、津浦、京漢、山東鐵道の交通を絕對に斷絕させないことを忠告すること（三）外交部に第二次の警告を提出し且つ外交部は居留民の生命財產保護に就き全責任を負ふ可きこと等の件を議したと傳へらる但し其第一項の如きは遽に信を置き難い（時事、二十一日）

▲威海衞還付條件　（北京特電十九日發）外交部側の消息によると英國公使は本國政府よりの訓令にもとづき外交部に對し左の如く威海衞還付條件五ケ條を提出した

（一）威海衞の行政權は支那の管理下におく

（二）威海衞附近の靑龍島は夏期英國軍艦が避暑のため碇泊することを得

（三）威海衞の行政は英支双方より委員を出し委員會を組織し之れを管理す

（四）居留外國人に對し各種權利の保障をなすこと

（五）開港の保障をなすこと

右條件の提出を受けた外交部では十九日午後如何に回答すべきかにつき愼重なる研究をはじめると（東京日日、二十一日）

▲勞農露國の抗議反駁　（二十二日國際北京發）勞農露國代表パイクス氏の三月二十九日附抗議に對し外交部は最近逐條反駁を加へて回答を發したが其大要は左の通り

一、東支鐵道の解決に關する交涉を開始せざるは勞農政府が帝政時代に侵略したる諸權利を還付すとの宣言に反し庫倫を還付せず却つて同地の革命政府を承認する等露國の眞意を疑はざるを得ない若し誠意を以て宣言と一致せば種々の懸案を直ちに解決すべし

二、露支通商協約取消しに關しては其の滿期に際し露國に正式政府が無いので已むを得ず必要の手段を執つたのであるが千八百九十六年に規定したる特定稅率に就ては暫時存續すべし

三、上海芝罘碇泊の露國義勇艦隊はチタ政府の請求に依つて暫時差押へたのである

四、露國饑饉救濟會の彩票發行を禁止せるは各國共支那領土內に於て斯かる例が無いからである

五、チタ政府代表及び露國人家宅捜索の件は調査の上直接チタ政府に回答すべし（東京朝日、二十三日）

▲威海衛回收督辦の人選　（上海特電廿二日發）英國と威海衛回收な爲すに就いての督辦として梁如浩氏を任命することになつたと云ふ（時事、二十三日）

▲解決は弗外交　（二十三日上海經由路透社發）支那通を以て知られたジエー・オー・ピー、ブランド氏はオブザーバー紙上に支那昨今の三巨頭對峙問題を論じて曰く今回の芝居は遠き昔から政權を掌握して居た強者が一度其勢力を失墜する際必ず權力威福を恣にせんとし支那の首都を中心として起る有りふれた型の惹るべき爭鬪であると、ブランド氏は現下の最も顯著なる三名の政治的冒險家の人物を論じて支那に秩序を施し人民の財物を私せんとして互に權利の爭奪に熱中し居るものと論じ且擧明して曰く

支那人民から云へば張作霖が吳佩孚に勝たうが乃至孫逸仙が張吳双方を破らうが少しも痛痒を感するものでない何となれば今日口舌の爭ひをのみとする支那武人の間には一人として其の首領として獨裁執政官の地位を占め或は北京政府の權力を確立して諸省を統率し得る程の資格又は威望を具備してゐるものにないからである今次の國家の危險を結局解決するものは試金石ではなくして世故に馴れた圓轉滑脫な支那官吏が體よく行ふ弗外交であらうと信ずる支那の內亂は何時の時代にも見る如く遠く離れたものから見れば昔も今も依然として金になる商賣であると（東京朝日、二十五日）

▲外交團再警告　（二十六日國際北京發）外交團の十七日附警告に關し支那政府は關係地方官に右警告を移牒して其回答を求めた所張作霖より奉天軍は外交團の抗議にあるが如く京奉沿線に於て孰れの地點をも占領した事實なく單に軍隊輸送の必要上一時駐屯したに過ぎない旨を返電したので支那政府は右の趣旨に基いて外交團に回答した外交團では右回答を以て不滿足となし二十五日更に外交團會議を開いた結果再び千九百〇一年の議定書を根據として京津間鐵道の通信の保全及び居留民の生命財産保護の爲め支那政府に對し第二回の警告を發した、尙二十五日の外交團會議に於て最近南方から歸國した葡萄牙公使は和蘭公使から首席公使の事務を引繼いだ（東京朝日、二十八日）

▲外交團第四回警告　（二十七日北京特派員發）外交團は決議に基き二十七日支那政府に對し京津間の交通機關特に京津兩地を戰爭區域となさゞること及び在留民の生命財産の保護に關し第四回の警告を發した尙外交團では關係事件善後協定書に基き區域內に支那軍隊を駐屯せしむる事に就ては默認する意嚮である（東京朝日、二十九日）

▲外交部對露反駁　（二十八日北京特派員發）最に露國勞農政府代表パイクス氏が支那政府に對し四箇條の抗議を提出したるに對し外交部からは

一、東支鐵道問題解決は竆大と認むるが未だ勞農政府と交涉するの時期に達しない事

二、露支陸路通商條約廢止は條約上の根據に基く當然の措置にして斷じて取消し得ない事

三、上海及芝罘に於て抑留した船舶は返還の手續を取らぬ事

四、哈爾賓に於ける富豪禁止は露國人のみに限らず支那領土內に於ては各國人に許可せぬ

五、哈爾賓に於ける逮捕に關しては目下取調中である

との旨回答した尙通商條約交涉の遲延を督促せるに對しては露國側で庫倫及び恰克圖の露兵を撤退せぬのみか反つて增兵して居る事實を指摘して露國側の誠意のない事を詰問した（東京朝日、三十日）

▲治外法權延期要求　最近支那政府は日、英、米、佛、伊、白、和蘭、葡萄牙の八箇國政府に宛て左の趣旨の同文の正式通牒を送附した

・千九百二十一年十二月十日華府會議第四回總會に於て採擇された支那國に於ける治外法權に關する決議に基き會議終了後三箇月內に組織せらる可き委員會は支那政府の都合に依り今後一年間之が設置を延期されん事を望む右通牒は帝國外務省に於ても一兩日前に接受した支那に於ける治外法權の委員會は各國一名の委員を任命して之を組織し支那に於ける治外法權制度の實施の現狀、支那の法律、司法制度及び司法運用手續を調査して之を各國政府に報告すると共に支那の司法制度を改善し治外法權を漸次撤去せしむる手段に關する勸告なり併せ報告するものである

帝國外務省に於ては華府會議の決議の趣旨に基いて既に外務省內に支那司法制度委員會を設置し着々其準備を進めて來たのであるが今支那政府から一年間延期の要求を接受したのである外務省は右に關し直に關係各國に照會を發すると共に日本は過去に於て治外法權の撤去に關しては多年苦い經

驗を經て來て居るから支那が其司法制度を列國から調査される事に關し慫する苦痛は之を諒とする所であり又支那自身利益を享受する治外法權の撤去に關し支那から之に關する委員會の設置を延期する要求を爲して來たのであるから日本は之に異議なき意嚮であるから此趣旨で目下交涉中であるが列國に於ても反對し得べき筋のものでないから近く應諾の回答を支那政府に送る事となる可く之に依り治外法權委員會は明年迄其組織を延期する事とならう（時事、三十日）

經濟問題

▲**山鐵買收金融難**（四日發春特派員發）山東鐵道買收資金調達實行方法としては膠濟聯絡會なるもの組織せられ吉林省の分擔額百萬圓捻出方に就き先般來各會の代表者廣會合研究に日を過し或は土地面積に應して强制的出金をさせるか或は一時各銀行から立替出資の後何等かから辦法を講ずる等の諸說があつたが前者は農民の反對あり後者は各銀行が容易に出資する模樣なく具體的名案がないので取敢ず各縣に鐵路會の分會を設け知事を分會長として積極的出金運動を爲さしむることに決定したが各縣の農民等は若し土地面積に依り出金を强制するが如きことあらば爆彈を以て酬ひんとの過激不穩の書を委員に送り脅威するものさへあつて到底運動の効果も疑はれ委員連は頗る苦慮して居ると（東京朝日、六日）

▲**鐵道問題提議**（奉天特電七日發）米國公使シュールマン氏は七日午後張巡閱使を訪問し一時間に亘つて政治經濟上の懇談をしたその內容は廣汎であるが公使から鐵道問題を提議しこれに對し張氏は言をつくして自己の立場を述べて諒解を求めたとの事である（東京日日、九日）

▲**支那銀行大會**（上海特電十七日發）支那全國銀行公會聯合會は十五日浙江省杭州にて開會された、其議案は（一）中華民國全國銀行職員錄を編成すること、（二）第二回聯合會議決各案の中尚未だ進行せしめあらざるもの數案あり尚ほ繼續討論すること、（三）外國に在りて登錄せられある銀行を中國銀行公會に加入せしむるには如何なる特別の手續を經べきか、（四）內國公債整理並に其善後策に關する建議案、（五）官廳の財政整理を援助するの案、（六）銀行會計課目の名詞研究、（七）金融現狀維持に關する意見書等なりと（時事、十八日）

▲**東支鐵改善問題**（十二日哈爾賓特派員發）宋小濂氏に代つて最近哈爾賓に着任した東支鐵道長官王景春氏が來任匆々露國新聞記者に語つて其抱負の一端を漏らした所を聞くに

東支鐵道の改善は先づ經濟技術兩方面よりするを要し鐵道其ものゝ爲めに旅客及び荷主の便宜をより多く尊重するを要し施設改善に依つて收入の增加を期するは勿論經費の節約を圖ることが心要で予の見る所では豫算の約二割を節約し得べく又財政難切拔の爲めの單なる借款は不可であるが種々の債務を整理する意味で大借款を起すのは不可でない尙露支兩國の關係の密接なのは他に比なく露國が遠らず復興すれば東支鐵道問題及同鐵道地帶に於る露國人の關係の如きは其際十分に解決し得るであらう東支鐵道に關し種々の浮說が起り露國人を惑はせるが如き場合は今後質問に應じ其眞相を明にするに努めるであらう云々（東京朝日、十八日）

▲**山東八都市開放**（二十七日北京特派員發）二十七日の閣議に於て山東鐵道沿線の張店、坊子、高密、濰縣、周村、淄川、博山、青州の八箇所を自開商埠とする事に決定した（東京朝日、二十九日）

大正十一年七月十五日發行（毎月一回一日發行）

支那

第十三卷　七月號　第七號

目次

時報

在支軍隊撤去……一
湖北省內地（武漢三鎭を除く）の工廠……二―一三
上海會審衙門の審問振……一四―二一
農商部登記濟商社……二一―二四
民國十年中國銀行營業成績……二四―三〇
上海關稅改訂委員會抄報……三一―三三

彙報

黎元洪氏の總統復位（一）―黎元洪氏の總統復位（二）―舊國會恢復問題の現狀―廣東の政變孫氏ノ失脚―奉直の媾和と東三省の今後―廢督問題と浙江の實行―支那金融機關概況……三三―四五

支那新聞重要記事――重要外交―國內要聞―舊國會恢復問題―廢督裁兵問題―財政と經濟
日本新聞重要電報――內政問題―外交問題―財政經濟……四六―七八

會報

財團法人東亞同文會會員大會……七〇―七六
自大正十年十月至同十一年三月　事業報告……七六―七八

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

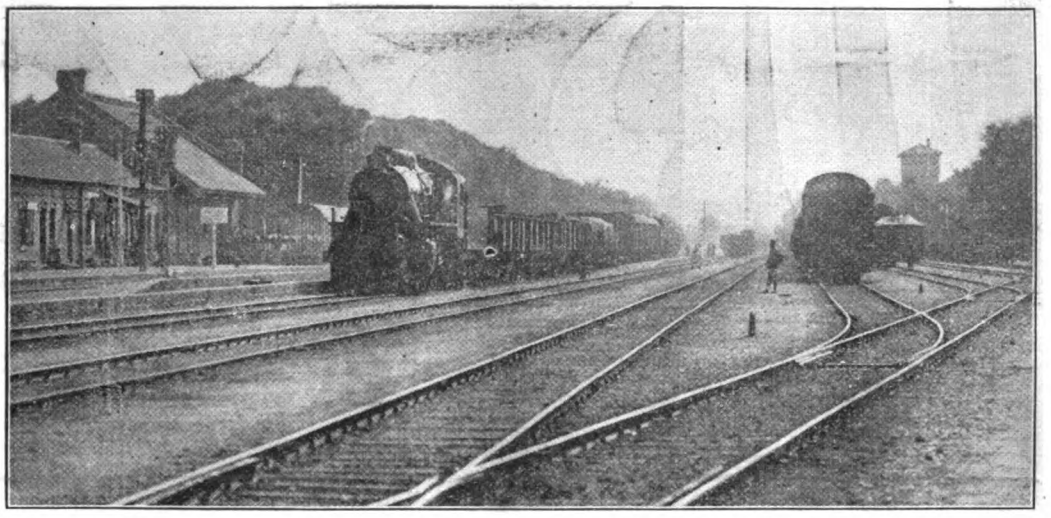

山東鐵道ノ中間張店驛

此レ驛ノバ湖田驛ヲ博山驛ヲ經テ及溜金鑛炭礦驛ニ至リ川嶺支線ニ至リ又支線ハ東行アリ

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒敎の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

漢口同文書院教職員及學生

（本號末尾本會會員大會記事參照）

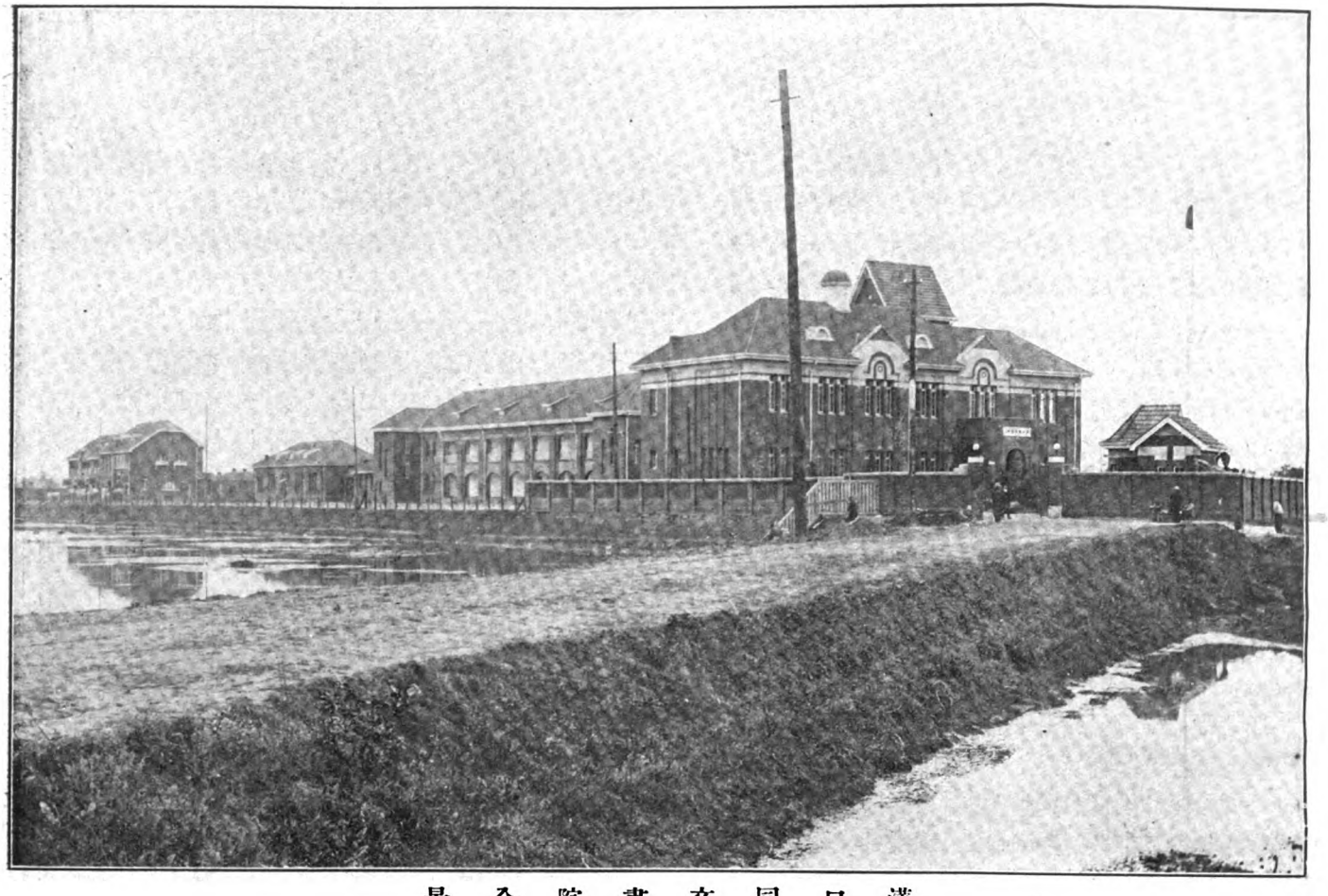

漢口同文書院全景

大正十一年七月十五日

第十三號第七卷

在支軍隊撤去

支那にある帝國の軍隊を撤去する事に方針を定め、曩には山東より撤兵し、北清事變後の議定書による北支の駐屯軍も列國との協調を保つて之れを撤退しようとしつゝあり、又漢口の駐屯軍をも撤去したのは喜ぶべき事である

日本としても遠く支那の領内に軍隊を派駐して置かなくてはならぬと云ふ事は、財政上の負擔から云つても、軍隊の苦痛や不便な點から云つても決して喜ぶべき事では無く、又支那としても自國の領域内に他國軍隊のあるが如きは、非常なる不面目非常なる不快事である、今斯くの如き彼我共に苦痛とする事が、幾分宛でも減じて行くのに對しては我々は喜を感ぜざるを得ない

只今日は決して支那が秩序と安寧を保つて居る時ではない、否民國成立以來に於ける最も混沌たる時期で、支那の政治が甚だ不完全なる時代である、今日若し日本の駐屯軍（漢口）を撤退して差支ないとすれば、今日迄に之れを撤退してよい時期がいくらもあつた譯である、然るに依然としてこれが駐兵を繼續して來た事は愚擧であつたと云はなければならぬが、過去は追ふも詮無し、吾人は兎に角撤兵の斷行せられたのを見て大に之を喜ぶ

湖北省內地（武漢三鎭を除く）の工廠

本省は民國四年以前省內六十九縣に各官立工場を設け主として綿布の製作等を奬勵の主意なりしが、資力の微にして利益少く、又各縣知事何れも改善の意嚮なかりしより漸次衰微に歸せり、當時の巡按使段芝貴は、委員を派し夫々調査せしめたるに、只江陵縣外七縣の工場稍々見る可き成績を得、事業を繼續せるも、其他は盡く缺損多く經費多額にして拾收の途無かりしより、茲に於て各縣官立の工場を道區に集中し、數十縣の工場を改めて一道の工場となし、分散主義より集中策を取れり、然して從來各縣工場にありたる基金を集收し、不足額は省庫より支出し、每工場各基本金五萬串文を得たり、江漢道工廠、襄陽道工廠、荊南道工廠即ち是れなり、斯くて各道尹監督の下に之を經營せしむることとせしが、民國六年荊襄の兵變起り、襄陽道工場の有らゆる基金は亂軍の爲めに强奪せられ、荊南道工場江漢道工場も亦戰亂の影響を蒙り、前者は收支相償はざるの狀態に陷り、後者は民國七年の春曹經略使により兵站病院に充てられ、事業を停止せり、其後各道屬の工場は實業廳の直轄に移りたりと雖も、累年の兵變は之等各工廠を整頓恢復せしむるの餘裕を有せず、殆ど廢止の狀態にあり、其他本省官營の實業としては應城石膏官局あるのみとなれり

應城石膏官局は民國六年商人彭又岩、應與公司を組織し、農商部に稟申其許可を得、每年軍餉十萬串を献納するを條件として專權を得たり、其後各峒より石膏を產出すること過多にして供給過剩となり、販路停滯し、自然資金の流轉困難となりたるを以て、官錢局は二十萬串を貸附けたり、然るに期限に到るも債務を履行する能はざるより、官錢局總辦郭氏は之を沒收して官營とせり、民國七年十月郭氏は此局長を兼任し監督經營せり、局內に總經理、總稽查の各職を設け、總局を漢口に置き收運所を應城其他に分設せり、每月の經常費は大約二千餘元なり、應城の石膏は各峒より產するものなるが、其採取の方法は峒商に依り石膏を採取せしめ、專ら官局に賣らしむるものなりと云ふ、其石膏を採取する峒數の幾許有りやは未だ詳かならず、峒商は多賣厚利を希望し自由販賣を願ふも、專賣の性質に悖るを以て許可せられずと云ふ

以上の外省內に於ける工場は總て民營にして、或は自資自營あり又は數名乃至十數名の合資共營あり、然して多くは舊式なる土法にして、歐米風に倣ひ新式なる機械を用ゆるものは、大冶縣に於ける湖北水泥廠等僅かに二、三を數ふるに過ぎず、今漢口日本人商業會議所に於て調查せる處に基き內地各工場の概況を示せば左表の如し

江漢道の部

縣別	區分	工廠別	製品別	每年製造高	價格	職工數
武昌	務本職業廠		棉布	六、一二〇疋	一一二、六〇〇元	男女 三六
同	鳳昌職業廠		同	三、九六〇疋	九、九〇〇	男女 二一
同	華升職業廠		同	四、六八〇疋	二〇、〇〇〇	男女 二五
鄂城	大順甎廠		煉瓦	二八〇、〇〇〇個	二、三七〇	男 九
同	萬由甎瓦廠		同	二四〇、〇〇〇個	二、四九二	男 九
同	雲錦緞布廠		綿糸布	五、九七〇疋	一六、二〇〇	男女 一五
同	復盛烘鷄廠		烘鷄	一三、〇〇〇個	三、六〇〇	男 九
咸寧	長谷川茶輊廠		黒茶	三、八〇〇箱	四一、二〇〇	男女 一九八
同	大德誠茶輊廠		同	四、〇〇〇箱	三三、〇〇〇	男女 二一四
同	長盛川茶輊廠		同	三、〇〇〇箱	二四、四〇〇	男女 一〇五
同	順豐茶廠		同	四、〇〇〇箱	四一、〇〇〇	男女 九五
同	興商茶廠		老茶	四、四〇〇箱	四二、〇〇〇	男女 九〇
同	天聚和茶廠		黒茶	四、〇〇〇箱	四四、〇〇〇	男女 一四八
同	宏盛裕茶廠		老茶	四、〇〇〇箱	四四、〇〇〇	男女 九〇
蒲圻	天聚和茶輊廠		各種茶	三、六五〇箱	四五、五〇〇	男女 二七三
同	長谷川茶輊廠		板茶	五、〇〇〇箱	七五、〇〇〇	男女 二二六
同	大德生茶輊廠		同	三、〇〇〇箱	四五、〇〇〇	男女 一九八
同	興隆茂茶輊廠		同	四、〇〇〇箱	六〇、〇〇〇	男女 二五六
同	寶聚興茶輊廠		同	三、五〇〇箱	七七、五〇〇	男女 一七二
同	三王川茶輊廠		同	四、〇〇〇箱	七二、〇〇〇	男女 一七二
同	天順長茶輊廠		同	四、五〇〇箱	四五、〇〇〇	男女 二〇一

蒲圻	巨貞和茶號廠	板茶	四、八〇〇箱	七二、〇〇〇	男女四二七	
同	巨盛川茶號廠	同	三、〇〇〇箱	四五、〇〇〇	男女三九八	
同	福盛識紅茶廠	紅茶	六〇〇箱	一二、〇〇〇	男女五三二	
同	永茂祥紅茶廠	同	七、五〇〇箱	一五〇、〇〇〇	男女六六九	
同	大德興紅茶廠	同	七〇〇箱	一四、〇〇〇	男女四七八	
同	新泰茶包廠	茶包	三〇、〇〇〇箱	一二〇、〇〇〇	男女四八九	
同	阜昌茶包廠	同	三〇、〇〇〇箱	一二〇、〇〇〇	男女五三九	
同	順禮茶包廠	同	三五、〇〇〇箱	一四〇、〇〇〇	男女五二六	
同	新商茶包廠	同	二三、〇〇〇箱	一二八、〇〇〇	男女五一六	
同	和記茶包廠	同	二六、〇〇〇箱	一〇四、〇〇〇	男女五三〇	
同	祥興永紅茶廠	紅茶	四八〇箱	九、六〇〇	男女三九八	
同	蘭斯馨紅茶廠	同	五八〇箱	一一、六〇〇	男女五一四	
新陽	大新宮銅鑛煉廠	煉銅	未詳	未詳	未詳	
大冶	華記湖北水泥廠	セメント	二七〇、〇〇〇樽	一、五一二、〇〇〇	男　四〇〇	
通山	福泰祥茶廠	紅茶	一、二〇〇箱	一九、〇〇〇	男女五二六	
同	福新和茶廠	各種茶	一、一八〇箱	一二、二三〇	男女四五四	
同	永泰茶廠	同	一、三五〇箱	一八、三〇〇	男女五四四	
同	義昌祥茶廠	同	二、〇〇〇箱	二七、九〇〇	男女五三六	
同	曹協泰紙廠	紙類	九、四〇〇件	二、二五六	男　一〇	
同	曹小溪紙廠	同	五、二五〇件	一、二六〇	男　一〇	
黃波	富國柳茶麥國布廠	綿布	六三、八〇〇疋	一六〇、〇〇〇	男女　三六	
黃岡	義順油廠	油類	三、七八〇擔	五一、八九〇	男　一〇	
同	義順和油廠	同	四、五二〇擔	六一、八二〇	男　一二	
同	袁龍興油廠	同	四、六三〇擔	八九、〇三〇	男　一七	
同	陳永茂油廠	同	四、五八〇擔	六三、〇八〇	男　一四	

陳仁記油廠	同	三、三一〇擔	四五、七二〇	男	一一			
胰恒豐油廠	同	二、八二五擔	三九、一〇〇	男	一一			
傳正興油廠	同	一、四六〇擔	二一、五〇〇	男	八			
陳鴻記油廠	同	三、一二〇擔	四三、三〇〇	男	一五			
同興油廠	同	一、六三〇擔	二二、八〇〇	男	一八			
同泰和油廠	同	二、三五〇擔	三三、二〇〇	男	一一			
張七記油廠	同	三、〇四〇擔	四〇、八〇〇	男	一五			
陳恒記油廠	同	一、九三〇擔	二七、二〇〇	男	一四			
同泰祥及其他ノ米廠	製米	一三、三九〇擔	六六、〇二〇	男	五七			
柳祥泰糕點廠	糕點	二、八五〇擔	二四、三〇〇	男	一一			
劉煙草製造業計	劉煙草	七、三一七擔	六〇、七八五	男	六一			
各種烟酒類		五、三六〇擔	二六、五二〇	男	三一			
王大興製香廠	化粧品	二九五、五〇〇包	四、二八〇	男	一一			
馬春林粉廠	同	三、一一〇斤	三、〇〇五	男	九			
黃裕泰金銀首飾廠	金銀粧飾品	五、〇八三件	五、二七〇	男	九			
餘義利鐵鍋廠	各種鐵鍋	九、七五〇個	六、一二〇	男	八			
徐利順木器廠	各種木器	六、八八〇件	四、三五〇	男	一一			
三福興陶器廠	陶器	一六、二三〇件	二、七一〇	男	九			
鼎泰厚錫箔紙廠	錫箔紙	五三〇、〇〇〇張	三三、〇〇〇	男	五五			
織布廠	各種布類	九、一一〇疋	五四、九〇〇	男女	一三八			
厚豐織染布疋廠	染色	五、七二〇疋	九、九一三	男女	四三			
吳林茂香類廠	化・粧品	七〇五、六〇〇袋	一〇、九三八	男	二一			
益昌祥蠟燭廠	蠟燭	四〇、三〇〇斤	八、八六六	男	一〇			
余復興麻油廠	油類	二三、〇〇〇斤	二、八六〇	男	七			
劉復興油廠	同	九九、七〇〇斤	一四、二二八	男	一八			

廣濟	袁義泰油廠	油類	一〇〇、二〇〇斤	一三、八五八	男	一五
同	韓合記油廠	同	一二〇、二〇〇斤	一九、〇二八	男	一八
同	石添源油廠	同	八七、六〇〇斤	一二、三五六	男	一四
同	各種染物業計	各種染物	二四、〇四〇疋	三〇、六九〇	男	六四
同	協康織布廠	布類	四、七五〇疋	一三、〇九〇	男女	三三
同	張大興雨傘廠	雨傘	三四、〇〇〇本	四、八〇〇	男女	一七
同	祝源盛雨傘廠	同	一三、〇〇〇本	二、六〇〇	男女	一二
同	徐源和雨傘廠	同	九、三〇〇本	一、八六〇	男女	一一
同	趙源興雨傘廠	同	一三、〇〇〇本	二、六〇〇	男女	一四
同	田榮九石灰廠	石灰	一一、〇〇〇石	三、三〇〇	男	一四
同	陳復興石灰廠	同	六、〇〇〇石	一、八〇〇	男	一〇
同	舒允隆石灰廠	同	九、〇〇〇石	二、七〇〇	男	一二
同	李太興石灰廠	同	一二、〇〇〇石	三、六〇〇	男	一四
同	劉森泰石灰廠	同	九、〇〇〇石	二、七〇〇	男	九
同	胡群興石灰廠	同	九、四〇〇石	二、八二〇	男	一〇
同	郭雙興石灰廠	同	一四、〇〇〇石	三、六〇〇	男	一四
同	石祥發石灰廠	同	一三、〇〇〇石	三、九〇〇	男	一二
同	柯大興石灰廠	同	七、〇〇〇石	二、一〇〇	男	八
同	復興津犧廠	同	二、〇〇〇打	二、四〇〇	男	一三
孝感	三大福磚瓦廠	煉瓦	九一九、九〇〇個	二、四〇〇	男	二五
同	汪長勝磚瓦廠	同	一、一七二、七四〇個	三〇、〇七四	男	三六
同	陳永發磚瓦廠	同	一、一一四、五〇〇個	三、二〇〇	男	四一
同	張永發磚瓦廠	同	一、一六八、四〇〇個	三、〇五四	男	二二
同	揚永順鐵具廠	鍋及農具	二三、八八〇件	三、四八〇	男	一六
同	劉永森鐵具廠	同	二五、八八〇件	三、九三五	男	一八

同	陶器	張永福陶器廠	同	二五、二八〇件	男	一、六五七	三〇
同	同	易祥記陶器廠	同	一〇二、三四〇件	男	二、九〇〇	一五
同	同	陳恒茂石灰廠	石灰	四、二〇〇擔	男	二、二〇〇	一〇
同	同	石灰廠	同	三、七二〇擔	男	一、七六〇	九
河陽	油類	聚盛生油廠	油	一、五六〇擔	男	一五、二五〇	一四
同	同	永興油廠	同	一、一一五擔	男	一〇、八八〇	一二
同	同	李和順油廠	同	一、八五〇擔	男	一七、三五五	一九
同	同	華記油廠	同	一、八四一擔	男	一六、八六一	一〇
同	同	江源吉油廠	同	一、一七〇擔	男	一二、三五〇	七
同	同	萬森泰油廠	同	一、三五七擔	男	一、三六九	七
同	同	李廣泰油廠	同	一、三八五擔	男	一三、二八五	七
同	同	凌同怡油廠	同	一、二七四擔	男	一二、八七〇	七
同	同	張裕興油廠	同	一、三一〇擔	男	一二、一四〇	七
同	同	陳萬盛油廠	同	一、二一七擔	男	一二、一一七	七
同	同	曾鼎盛油廠	同	一、六四八擔	男	一四、九七一	一一
同	同	聶祥茂油廠	同	一、四八四擔	男	一四、三五五	一〇
同	同	景星福油廠	同	一、七五五擔	男	一八、一一六	一三
同	同	熊萬順油廠	同	一、八一一擔	男	一七、一五〇	一三
同	同	胡春和油廠	同	一、六七二擔	男	一五、五一八	一三
同	同	徐吉祥油廠	同	一、八四〇擔	男	一五、一九一	一二
同	同	瑞泰隆油廠	同	一、二五七擔	男	一二、三五六	一三
同	同	揚萬和油廠	同	一、二三二擔	男	一一、九四六	一〇
同	同	羅仁和油廠	同	一、二四四擔	男	一〇、二七七	一一
同	同	和順油廠	同	一、四〇六擔	男	一一、八一七	一二
同	同	隆昌和油廠	同	一、五五五擔	男	一五、七〇〇	一三

沔縣	眞記桑皮紙廠	紙類	三、六〇〇束	七二九	男	八	
同	張宇房扇子廠	扇子類	四二箱	七、二〇五	男	一六	
同	鄭同發扇子廠	同	四九箱	八、七四五	男	一八	
同	周元吉扇子廠	同	五五箱	九、一一〇	男	一六	
同	徐福椿扇子廠	同	四七箱	七、三〇〇	男	一七	
同	吳新記扇子廠	同	五一箱	六、七一四	男	一五	
同	段宏昌扇子廠	同	四七箱	六、八八九	男	一五	
應山	各種製油業計	油類	四、三五〇擔	六五〇、〇九九	男	一九六	
同	各種酒造業計	酒類	五、二一四擔	四四、七七〇	男	一五九	
同	精米業計	精米	四六六擔	二、四六五	男	五〇	
同	織布業計	各種布類	一二、三三八疋	二一二、二一四	男女	一一五	
同	同茂源磚瓦廠	煉瓦類	五七四、〇〇〇個	一、四八二	男女	一一	
同	太興王記磚瓦廠	同	五二六、〇〇〇個	一、三七八	男女	一二	
同	曹義盛磚瓦廠	同	五五五、〇〇〇個	一、五六五	男	七	
同	李公盛磚瓦廠	同	四九一、〇〇〇個	一、二八一	男	六	
同	盛茂太磚瓦廠	同	五五七、〇〇〇個	一、四六三	男	九	
同	怡昌厚磚瓦廠	同	六五五、〇〇〇個	一、四五四	男	八	
同	製紙業計	紙類	二〇、五二〇束	一〇、二六〇	男	三〇	
同	銅錫器製作業計	器具	五〇四個	一、二四七	男	五一	
漢陽	天盛油餅廠	豆油餅	一八、〇〇〇擔	一〇〇、〇〇〇	男	一〇二	
			二〇〇、〇〇〇擔	四〇〇、〇〇〇			
同	新盛油餅廠	豆油餅	七、九〇〇擔	七七、五〇〇	男	六五	
			一一〇、〇〇〇擔	三三〇、〇〇〇			
同	裕豐隆油餅廠	豆油餅	六、三〇〇擔	六二、〇〇〇	男	八三	
			一三四、〇〇〇擔	三六四、〇〇〇			
同	協成高粱酒廠	高粱酒	一、二〇〇擔	一四、〇〇〇	男	一〇	

豐裕高粱酒廠	同	一、五〇〇擔	一三、〇〇〇	男	八	
同德坊高粱酒廠	同	九六〇擔	一一、〇〇〇	男	一〇	
大成利高粱酒廠	同	一、〇二〇擔	一二、〇〇〇	男	九	
江義精高粱酒廠	同	九〇〇擔	一〇、〇〇〇	男	九	
衡春義酒醬廠	酒及醬油	九二〇擔	一七、五九〇	男	二〇	
錦春酒醬廠	同	六〇〇擔	六、三〇〇	男	一〇	
蘇義降水煙廠	刻煙草	三、一四〇擔	四七、八〇〇	男	一六	
杉正泰水煙廠	同	二、一二〇擔	三二、四〇〇	男	一三	
裕大水煙廠	同	二、〇四〇擔	三二、七〇〇	男	一四	
陳隆盛水煙廠	同	二、二六〇擔	三二、五〇〇	男	一八	
亞寅公司機器麵廠	機械麵	三八、〇〇〇斤	三、八〇〇	男	一三	
徐萬源絨布廠	絨布	六、二〇〇疋	三、三〇〇	男	一七	
曾松記絨布廠	同	六、二〇〇疋	一、五〇〇	男	一六	
劉祥興絨布廠	同	二、三〇〇疋	一、二〇〇	男	九	
江水盛絨布廠	同	二、二〇〇疋	一、五〇〇	男	九	
曾萬盛絨布廠	同	三二〇〇疋	二、〇〇〇	男	一〇	
胡祥泰板帶廠	板帶	九、〇〇〇本	一、五〇〇	男	一四	
龔萬興板帶廠	同	七、〇〇〇本	一、一〇〇	男	一〇	
陳正興板帶廠	同	五、〇〇〇本	四、〇〇〇	男	一一	
吳太盛線毯廠	タヲル	四、〇〇〇疋	二、五〇〇	男女	一一	
張文發線毯廠	同	二、五〇〇疋	二、五〇〇	男女	一一	
蒲永發線毯廠	同	二、五〇〇疋	二、五〇〇	男女	一〇	
萬順線毯廠	同	二、五〇〇疋	二、五〇〇	男女	一一	
劉春茂線毯廠	同	二、五〇〇疋	二、五〇〇	男女	一一	
洪發祥線毯廠	同	二、五〇〇疋	二、五〇〇	男女	九	

漢陽	德豐棉花廠	綿花	一、四〇〇擔	四五、〇〇〇	男	一二		
同	馮順興木器廠	家具	四五〇件	三、八〇〇	男	一一		
同	魏萬順木器廠	同	五八〇件	五、〇〇〇	男	一五		
同	劉福祥木器廠	同	五二〇件	四、〇八〇	男	一四		
同	袁康興木器廠	同	七二〇件	七、五〇〇	男	一九		
同	江興發木器廠	同	六〇〇件	五、八〇〇	男	一三		
同	陳永發木器廠	同	四〇〇件	三、五〇〇	男	八		
同	裕記洋磚瓦廠	煉瓦	八三、七六五、〇〇〇個	一四、五八八、二〇〇	男	一三四		
同	阜成青紅磚廠	同	一〇、〇〇〇、〇〇〇個	七八、〇〇〇	男	三二四		
同	利君羊公司紅磚廠	同	一、七〇〇、〇〇〇個	一九、〇〇〇	男	二二		
同	普利公司磚瓦廠	同	九、六〇〇、〇〇〇個	三三、〇〇〇	男	二七		
同	福記公司磚瓦廠	同	八、七五五、〇〇〇個	四三、〇〇〇	男	一三二		
同	楊順記磚瓦廠	同	四、六四〇、〇〇〇個	二五、七〇〇	男	七二		
同	舜業公司磚瓦廠	同	六、二五五、〇〇〇個	三八、二〇〇	男	一〇五		
同	永吉公司磚瓦廠	同	五、一二〇、〇〇〇個	二七、七〇〇	男	七一		
同	中桐翻砂機器廠	精米	七五〇噸	三七、五〇〇	男	三七		
同	興昌翻砂機器廠	同	八五〇噸	四五、〇〇〇	男	三四		
同	郭合興翻砂機器廠	同	九五〇噸	四七、五〇〇	男	二八		
同	洪順翻砂機器廠	同	三、二〇〇噸	四七、五〇〇	男	九〇		
同	詹記翻砂機器廠	同	八五〇噸	四五、〇〇〇	男	三八		
同	順昌翻砂機件廠	同	六五〇噸	二六、〇〇〇	男	二九		
同	順藝翻砂機件廠	同	九〇〇噸	二七、〇〇〇	男	二一		
同	順周恒翻砂機件廠	同	三、五〇〇噸	一〇〇、〇〇〇	男	九一		
同	和順翻砂機件廠	同	七五〇噸	二五、〇〇〇	男	三四		
同	廣同昌翻砂機件廠	同	七〇〇噸	二五、〇〇〇	男	二七		

同	森昌翻砂機件廠	四〇〇噸	一二、〇〇〇	男	一四	
同	順泰翻砂機件廠	七四〇噸	二四、〇〇〇	男	二三	
同	廣利昌翻砂機器廠	六二〇噸	一九、〇〇〇	男	二二	
同	鄭義興翻砂機件廠	八〇〇噸	二四、八〇〇	男	二九	
同	東興製砂機件機廠	六四〇噸	二一、〇〇〇	男	三三	
同	廣裕冶坊鐵鍋廠	二〇〇、〇〇〇個	七二、〇〇〇	男	一〇一	鐵器類
同	李洪發船廠	三二艘	七、五〇〇	男	二九	小船
同	萬和銀器廠	二、〇〇〇個	三二、〇〇〇	男	八	銀具
同	周復泰錨廠	一三〇噸	三、五〇〇	男	一一	錨
同	胡祥順銅器廠	一、九二〇個	二、四〇〇	男	八	銅器
同	涂順興木器廠	四二〇個	一、四〇〇	男	八	家具
同	周順興木器廠	四〇〇個	一、二〇〇	男	八	
同	木長興西服廠	二〇〇套	二、五〇〇	男	八	洋服
同	朱謙泰皮靴廠	八〇〇足	二、四〇〇	男	一一	靴
同	曹祥泰皮鞋廠	五、六〇〇足	五、六〇〇	男	一一	
同	謝興發皮鞋廠	五六〇足	一、八〇〇	男	一〇	
同	郭祥發皮鞋廠	七〇〇足	二、二〇〇	男	八	
同	吳萬泰皮鞋廠	七〇〇足	二、二〇〇	男	一一	
同	曹長發皮鞋廠	一、二〇〇足	三、八〇〇	男	一七	
同	常德興皮鞋廠	四五〇足	一、四〇〇	男	八	
夏口	合昌修造機器物廠	五一三件	六、〇〇〇	男	二三	機械類
同	萬和泉記荷蘭水廠	三〇、〇〇〇打	八、〇〇〇	男	二二	荷蘭水
同	華豐電光紬廠	二、〇〇〇疋	一〇、〇〇〇	男	四七	瓦斯織
同	保泰電光布廠	三、八〇〇疋	二〇、〇〇〇	男	七八	
同	天昌毛毯廠	一三六條	四、〇〇〇	男	二三	毛毯

夏口	明義公毛毯廠	毛毯	七〇條	一、五〇〇	男	一六	
同	賽家公司池毯廠	同	一一〇條	四、〇〇〇	男	二二	

襄陽道の部

襄陽	啓新織布廠	各種布類	八六〇疋	六、六九五	男女	一三	
同	卷煙草製造業計	支那式卷煙草	九四、三〇〇擔	一四、一〇四	男	七五	
同	油類製造業計	各種油類	四、四三一擔	六四、九六〇	男	五六	
同	染物業計	各種染物	七〇、二六〇疋	一三〇、八九〇	男	九六	
同	福記金堂捲煙廠	支那式卷煙草	一六二、四〇〇封	六、六〇〇	男女	八	
同	徐興記金堂捲煙廠	同	一一、七七〇匣	一二、二四〇	男女	一四	
同	福泰合棉布襪廠	棉衣	二三、二〇〇枚	四、二〇〇	男女	八	
宜城	織布業計	各種綿布	二、三一二疋	五、六五九	男女	五三	
光化	綿布貧民工廠	同	一二、二〇〇疋	三、二〇〇	男	二二	
穀城	紙類製造業計	各種紙類	一〇〇、〇〇〇束	二二、二〇〇	男	六五	
同	油製造業計	油類	九〇〇擔	一二、〇〇〇	男	二二	
同	宋全興油燭廠	蠟燭	二三、〇〇〇斤	三、八〇〇	男	七	
同	双盛合磚瓦廠	煉瓦	六〇〇、〇〇〇個	一〇、〇〇〇	男	七	
竹谿	綿布貧民工廠	綿布	九、九〇〇疋	一一、五五〇	男	四二	
保康	蠟燭製造業計	蠟燭	九六、〇〇〇斤	一四、〇五一	男女	一二四	
同	製油業計	油類	八七五擔	一二、九一四	男女	一四〇	
同	製紙業計	紙類	九七、八〇〇擔	四九、三五〇	男女	三四四	
雷陽	華興絲質紡綢廠	絹類	二、〇六〇疋	一〇、八〇〇	男	五	
同	美利絲質綢絹廠	同	二、〇二〇疋	一四、七六〇	男	四三	
同	利華棉質布廠	棉布	二、九六〇疋	四、〇三〇	男女	一一	
同	經全興鐵質罐頭廠	鐵器	三四、九五五個	七、五五三	男	九	

同						
江陵	綿布貧民工廠	綿布	三三、六二九個			
同	同震金銀飾廠	金銀裝飾品				
同	圖鳳金銀飾廠	同				
同	美觀縫工廠	洋服	六、七四二	男	一〇	
同	彩雲繡工廠	衣服類				
同	信義麵粉工廠	麵粉				
同	雲錦棉工廠	棉布				
同	各種織布類					
監利	旗民生計事務所布廠	同				
同	傳義興棉布廠	同				
同	長發磚瓦廠	煉瓦類				
松滋	皮梓油製造業計	皮梓油類				
技江	製油業計	油類				
同	石灰製造業計	石灰				
同	皮拘和棉布廠	棉布				
同	振興棉布廠	同				
同	紙類製造業計	斗方紙				
長陽	紙類製造業計	皮紙				
同	製油業計	油類				
宜昌	卷煙草製造業計	土製卷煙草				
同	織布業計	各種織物				
同	金銀首飾製造業計	各種粧飾品				

備考　本表には戰亂の爲め尙ほ調査し得ざる縣あり

荊南道の部

同	童新盛鐵質罐頭廠	同	三三、六二九個			
陵	綿布貧民工廠	綿布	六、〇〇〇疋	男女	二〇四	
同	同震金銀飾廠	金銀裝飾品	三二、一五八個	男	六七	
同	圖鳳金銀飾廠	同	六、一七二個	男	二六	
同	美觀縫工廠	洋服	九三〇着	男女	二二	
同	彩雲繡工廠	衣服類	一二、四七八双	男女	一五	
同	信義麵粉工廠	麵粉	四五、七〇〇斤	男女	四二	
同	雲錦棉工廠	棉布	二、七六〇疋	男	七	
同	各種織布類		一一、八五〇疋	男	四五	
利	旗民生計事務所布廠	同	一、〇一八疋	男	三五	
同	傳義興棉布廠	同	五三〇、六六〇個	男	一三	
同	長發磚瓦廠	煉瓦類	二三〇、七〇〇斤	男	七六	
松滋	皮梓油製造業計	皮梓油類	二三、八二五擔	男	三七〇	
技江	製油業計	油類	九五一、二〇〇擔	男	六八三	
同	石灰製造業計	石灰	三、七〇〇疋	男	二八	
同	皮拘和棉布廠	棉布	八、八〇〇疋	男	二四	
同	振興棉布廠	同	二〇〇、〇五〇塊	男女	二四	
長陽	紙類製造業計	斗方紙	一、六〇〇塊	男	一八	
同	紙類製造業計	皮紙	一六、〇九〇擔	男	三三三	
同	製油業計	油類	二八、六九〇斤	男	四三	
宜昌	卷煙草製造業計	土製卷煙草	一六、〇八〇疋	男女	七六	
同	織布業計	各種織物	五、六一五個	男	二九	
同	金銀首飾製造業計	各種粧飾品	一八、四〇〇	男女	二〇四	
同	童新盛鐵質罐頭廠	同	四四七、七八四	男	六七	
陵	綿布貧民工廠	綿布	八七、六三六	男	二六	
同	同震金銀飾廠	金銀裝飾品	八、一九五	男女	二二	
同	圖鳳金銀飾廠	同	八、七七七	男女	一五	
同	美觀縫工廠	洋服	三五、七五八	男女	四二	
同	彩雲繡工廠	衣服類	一七、五二八	男	七	
同	信義麵粉工廠	麵粉	一四、一四〇	男	四五	
同	雲錦棉工廠	棉布	九、一四九	男	三五	
同	各種織布類		四、〇三〇	男	一三	
利	旗民生計事務所布廠	同	四四、三〇〇	男	七六	
同	傳義興棉布廠	同	一八八、二九〇	男	三七〇	
同	長發磚瓦廠	煉瓦類	三八〇、七三〇	男	六八三	
松滋	皮梓油製造業計	皮梓油類	一九、四〇〇	男	二八	
技江	製油業計	油類	一八、〇〇〇	男	二四	
同	石灰製造業計	石灰	一九、九五〇	男女	二四	
同	皮拘和棉布廠	棉布	三、二〇〇	男	一八	
同	振興棉布廠	同	一五四、三〇六	男	三三三	
長陽	紙類製造業計	斗方紙	一一、七八六	男	四三	
同	紙類製造業計	皮紙	四九、四六〇	男女	七六	
同	製油業計	油類	五〇、八九五	男	二九	
宜昌	卷煙草製造業計	土製卷煙草				
同	織布業計	各種織物				
同	金銀首飾製造業計	各種粧飾品				

備考　本表には戰亂の爲め尙ほ調査し得ざる縣あり

上海會審衙門の審問振

一八八〇年頃の Shanghai Mercury 紙上に M. Macfarlane と云ふ人の上海見聞記が連載せられ、後合本せられて Sketches in Shanghai と云ふ單行本として發行せられた、これは其内の一章である、元より現時の會審衙門の狀況とは異るものがあるが、同衙門開設後未だ年所を經ざる當時の狀況を知り得て多少の興味もあるから之を譯出する

會審衙門の概觀

會審衙門として知らるゝ法廷の構成を必要とする周圍の事情、其の法廷に就て日々取扱はるゝ事柄、法廷の内部、その外部、並に周圍の之に關聯する總ての事柄、支那の大官、外國人の會審官、大官の屬員、被告並に原告、收監者、告訴人等總ての要素が相集つて、此に裁判に關する一の不思議なる制度を構成して居る、外國居留地の會審衙門は被害者が外國人にして、被告の支那人たる總ての刑事々件、及び居留地内の支那人相互間の刑事々件、及び居留地の法令に違犯せる支那人に關する事件を取扱ふものである、此の法廷の支那の大官たる Chen は上海知縣に隷屬する支那の大官の一人である、外國人の會審官は Chen と共に着席し、裁判を爲す權限を有する者にして、その特別なる任務は、外國人の原告の利益を擁護するにあり、更に又居留地の法律を支那人に適用し、之に違犯する者に十分の處罰を與へて、十分に之れが執行を爲さんとするのも其一の任務である、此の法廷は支那の新年の休暇を除くの外、一週間中六日は毎日開廷せられ、一週間中の三日は英國副領事會審官たり、二日は亞米利加領事館の會審官之に當り、更に一日は墺洪國の會審官その席に着く

本法廷は南京路に在り、法廷は支那大官の衙門の一部分を成して居り、其入口には太き木の梁を廻したる牢屋ありその内には多數の囚徒が、一部分は他の人々をして見て恐れをなさしむる目的の爲に繋がれて居る、然しながら茲に在る囚徒は、その待遇に於ては甚だ寬大で、彼等は總て木の首枷を懸けられて更に鐵の鎖を以て之を繋がれて居るが、その手は自由にして箸を使用する事を得、食物の供給は豐富にして、十分に愉快なる生活を營む事が出來る、彼等の友人は街路に立て之と顏を見合せて話をする事が出來るし、大道商人はその窓に近く店を開き、囚人もこれより食物の供給を受ける事が出來るし、又彼等の多くはパイプと煙草を持て居る

會審衙門の構造

私共は正門を這入つたが、そこには惡魔の如き支那の巨人の像が赤、青、綠その他の各種の色彩を以て色どられてある、衙門の入口の兩側には下役人の住むべき多くの家屋があり、更に正門の突當りには、不思議なる繪がある、そ

の繪は龍に似たものであるが、見た處如何にも恐ろしく畫かれて居る、それは貪慾の印で支那の大官に貪慾の罪である事を示す爲に掲げてあるのだとの事である、その門内の所々には大官の用ふる轎や、大きな赤い傘や金字で書いてある立札などが飾つてあるが、それは大官の行列に用ひらるゝものであるとの事である、又大官の通行に當つて之を人民共に知らせるべき銅鑼も飾つてある

その内側より右手に這入れば狹き通路があり、それより三方煉瓦に圍まれた法廷に行く事が出來る、内庭に近く極めて狹き地上は瓦の破片を以て覆はれ、その中央には高さ凡そ六尺程の二本の木の株が立つて居る、それは囚人の鬢を括りつけ、又は馬夫の慘虐なる行爲に對して處罰をなす時に、馬がその證人として呼び出さるゝ場合に、その手綱を繋ぐものであるといふ、支那人の特に興味を惹くやうな事件が審判せらるゝ時には、此の小さな庭は全く人を以て埋められるといふことで、現に南京路の殺人事件の裁判の際には、此の小さな庭のみならず、法廷に至る狹い通りも、更に又街路に達する迄、非常に多くの支那人を以て埋められたといふことである

暢氣な法廷

此の法廷は毎朝十時に開かれ、その裁判はいつもかなり多くの支那人の注意を惹いて居る、法廷の中に這入る者は餘り多くはないが、その外側の小さな庭には、大抵の場合多數の群集が詰めかけて居る、法廷の前面は總て硝子窓で出來て居る、從つて庭に立つて居る者は、窓に寄つて列を造り内側を覗いて居るのである、私共は門を這入つてそうして法廷の中の砂利場に進み入つた、私共は最初に其處に行つた時は敬意を表して帽子を取つたが、然し暫くしてそれは會審衙門に於ては餘計な禮儀であるといふ事が判つた卽ち法廷の中に於ても自由に煙草を吸つて居る者を見るに及んで、吾々の法廷に對して持つて居つた豫想は全く覆へされて、吾々は極めて自由な態度になる事が出來て、煙草も吸へれば、帽子も之を脫ぐに及ばないやうになつた、私が私の友人に煙草を吸ふてもよいかと囁いた時に、會審官は之を聽きつけて、「煙草を吸ふてはいけません煙草は禁制です」と云つたが、その時に支那人の大官の（Chen は丁度自分の煙草入から煙草を出して、火をつけて居る時であつた、そして彼はその火をつけた煙草を更に會審官にも分ち與へた、それからあちらにもこちらにも煙草を吸ふ者が出來て、吾々は煙草を吸ふ爲に外に出る必要も認めなければ又法廷に於て帽子を取る事をもしないやうになつた

法廷の構造

法廷は非常に狹くつてさうして古びた建物である、支那の大官と會審官とは、大きな木の札を擁して椅子に腰掛けて居るが、その椅子は足がぐら〳〵として、極めてあぶなげな樣子である、その椅子は部屋の凡そ中央の處に在り、その後には二本の柱の間位に渡る衝立があり、その蔭にはかなり廣い通路があつて、そして夏はそこに室内に風を起す

道具の網を引く苦力が陣取つて居るのである、その机から吾々の這入る硝子戸の入口迄の間は砂利場で、其處は卽ち犯人が座つて、そして磕頭する場所である、その砂利場の左右は極めて廣い構造の木の柵を造つてあり、机から右側の方は工部局警察署長の爲の席で、彼は判決を執行する爲の役である、更にその傍らには外國人の被害者の座るべき爲の席も設けてある、左側の方は支那大官の下役人の居る處で、彼等は多數に肩を列べて立つて居る、机の側には大官の指揮する書記が記錄を取つて居る、その周圍には何の爲か分らない支那人が立つて居る、その仲間の內で特に目に立つたのは、眷の高い痩せた四十歲位の支那人である、それはイヅカリオテのユダに似た樣な男であるが、これは Chen のボーイであるといふことで、彼の主人の後ろに高く立つて Chen が手に持つて居る種々の書類を肩越しに見て居る、更に又法廷で時々目に附くのは Chen の眞實の子供である、それは可愛らしい小さな子供で椅子の上に上つたり下りたりして走り廻つて樂しんで居る、時にその父の後ろに居たかと思へば、次には會審官の側に現はれ、會審官の銀の柄の附いたステッキを弄んだり、冬なれば椅子の右手に在るストーブの火をかき廻したりして遊ぶ、その子供の最も喜ぶのは賣金が押收されて、並べてある時で、彼は父の手から眞鍮の弗銀を取つて、そしてストーブに持つていつて、それを鎔かさうとして樂んで居るのを見る

Chen は中央の椅子に近く座り、會審官はその右手に着席して居る、その外に三四脚の椅子があるが、そこには時に外國領事が、その特に利害關係ある事件の場合に着席するのである、その前の机の上には硯と墨と筆の外に不思議の形をした如意といふものが載せてある、又その外に Chen の左手の卓上には小さな土瓶と小さな湯呑が常に載せてある煙草の箱と燐寸といつもその前に在る、その外に注意すべきまだ二三のものがある、それは甚だ簡單なる構造の者でたまに用ひらるゝばかりであるが、それは長さ一尺二寸位厚さも幅も一寸位の堅い木の二本の木片である、Chen が立腹した時には彼は出來得るだけ、高聲に叫び、辭書の中に有る限りの強い惡口を用ひ盡して、そして不幸なる被告を恐嚇さうとする、そしてその惡口の極點に達した時には、彼は此の木の片を取つて、丁度彼の聲が聞えない位にする迄に、喧しい音を立てゝ打ち鳴らす、私共の見た處では、彼は之を以てその被告を威す最も有効な方法と考へて居るやうであるが、彼が此の木の片を叩き始める時には、彼は恰もその一つを被告の頭に投げつけやうとするやうであるが、併し被告も亦丁度これを豫期したかの如くそれを避けやうとする

審理さるゝ事件

每朝此の法廷に連れられて來る囚人は、多く支那人の下層社會に屬する者と種々の仲間の者がある、時には二十件位の事件が審理せらるゝ事があるが、これ等の各事件の多くは、二三人の被告で、時には一事件に就て十數人の被告のある事もある、從つて時には百人位の被告が、一朝に取

調べられる事となる、此の法廷で審理せらるゝ被告や罪人は、普通に賤しい性質の者が多く、その大部分は極めて普通にありふれた事件で、特別な事件は甚だ稀である、本法廷に於ける被告の支那人には各省の者がある、勿論本省の者が最も多數ではあるが、然しながら廣東人や福建人及び北の方の諸省の者も少なからず居つて、如何にも上海が各省の人々の寄り合ひ所であるといふことを如實に示して居るが更に此の上海が支那人及び外國人の大なる中心地である點から見、更に又上海が各種の宿無しや浮浪人の集合所であるといふ事實から觀て、會審衙門に於ける犯罪件數は比較的其數が少いといふ事實を示して居る、事件の多くは小さな竊盜事件で、その大部分は支那人から盜んだものである、時には外國人がその家の召使を少しの金物を盜んだ事件に就て訴へる事もあるが、多くは支那人が他の支那人の僅かな品物、例へばパイプとか、僅な金とか、上着とかいふやうな物を、煙館、宿屋、茶館等より盜んだと云ふやうな事件である

人力車夫や車曳きは多くは正直でない者で、彼等は目立つて犯罪事件が多い、荷船、舢板の水夫等も犯罪の多い方であるが、馬夫や小商人、商人の使用人等にも犯罪人が少くはない、それ等の多くは習慣によつて竊盜をする者で、彼等が一度罪を犯し、入獄して刑期が滿ちて出獄するや、程なく又小さな竊盜をして、直ちに捕へられ、そして又獄に投せられ、屢々斯くの如き事を繰り返して居る者が甚だ多い

刑事々件の他の主なるものは賭博で、彼等のうちには路傍で賭博をして居る者が多い、卽ち十數人又は二三人の者共が寄り集まり、一人の見張番を附して、町の角あたりで賭博をして居る、彼等は警官の爲に捕へられる事は極めて稀れであるが、若し捕へられても、その罪は非常に輕いものである、又屋内に於ける賭博犯も屢々處刑せらるゝ事があるが、賭博宿の者の處刑せらるゝ事は甚だ少い、茶館は多數の支那人の寄り集る處で、恰も倶樂部とも云ふべき樣なもので、種々の目的を以て此處に寄り集る者が多く、その結果此處に屢々支那人の爭ひがあつて、これが爲に茶館の蒙る損害の賠償と云ふやうな問題の起る事が多い、强盜は支那人に對する者も、外國人に對する者も甚だ少く、稀れに起るばかりである

特別に變つた事件としては、誘拐、監禁、妻女の賣渡しに就ての爭論、妾の質入れといふやうな事件がある、妻が夫から捨てられて復歸を迫るやうな事件もある、これ等の事件は刑事々件と云ふよりも、寧ろ民事の事件で、西洋の法律思想を以てすれば、罰にならぬものがあるが、併し支那の法律に下に於ては、刑事々件として處罰せらるゝものが多い

審理の狀況

囚人は規則として工部局の警察署に監禁せられて、法廷に連れて來らるゝのであるが、保證人のある場合には保釋も許される、囚人が法廷へ連れてこられる時には、その監

守人は辮髪を以て、二三人繋ぎ合せて群集を押し分け、極めて亂暴なる手段を以て、法廷の内に押しやらるゝを普通として居る、被告は砂利の上に座り、さうして裁判官に向つて磕頭しなくてはならない、さうして審理の間は長くさうして嚴しい尋問であつても、常に座つて居なくてはならない、若し彼等が多少でも樂な居住ひをする時には、廷丁が來て殘忍なる仕打ちを以て、その辮髪を引張り、正しく座らせる樣に强いる、時には被告の中に頻りに磕頭して哀訴嘆願の形を示す者がある、規則として彼等は九回の磕頭を命じられて居るのであるが、これ等の者はその數に關係なく、强く且つ早く、彼等の頭を床に打ちつけて、爲に埃を立たせる程で、或はそれが爲に頭の骨を割り、又は床に穴をあけはしないかと思はれる程である、さうして彼等は泣き叫び、悲鳴をあげて多少でも罪を輕くせんとする、惟ふに斯くの如き叫び、斯くの如き悲鳴、斯くの如き號泣、斯くの如き齒軋等の悲慘なる狀況は、支那の裁判所以外には見る事の出來ない現象であらう

被告の態度

若し被告が何時迄も喧しくして騷ぎを止めない時には、その必要なる附屬物たる辮髪によりて、それを止めさせるようにする、卽ち廷丁はその辮髪を取つて引いたり押したりして、その靜まるまで之を續ける、さうすると被告は程なく靜まつて冷靜なる態度に歸へる、すると廷丁は多くの者が聲を揃へて、被告の姓名であるとか、その他の犯罪被告事件に就て訊問を始める、その訊問の仕方は廷丁が被告に聞いて、それを支那の大官に取次ぐ形式である、被告はその訊問に對して色々と辯解的に答へる、その時には原告も靜肅にしてそうして膝を折つて座つて居らなければならない、訊問の手續きは如何にも騷がしいそうして喧しいものである、警察署長はその間に會審官に對してその事件の內容に就て報告する、さうして會審官は支那の大官に對して事實に就て意見を述べる、若しも證人がその席に在ればそれを取り調べる事もある、それから後に支那の大官が被告を反問する、若しもその事件が被告に不利益の樣子であれば、被告は彼の舌、彼の涙及び彼の額を悉く働かして、叫び泣き、そうして頭を床に打ちつけて自分の無罪を訴へ若くは寬大なる處置を切願する、併しその結果は貳拾錢位の罰金であつて、若しそれを拂へない場合には二日か三日の收監を以て之に代へる事が出來るのである、此の宣告に對して被告は其の泣き喚きを止めるけれども、併し磕頭は益々烈しくなるが、廷丁は之にかまはずして、辮髪を捕へて法廷の外に引き出す、そこでは勿論被告は直ぐに自分の運命に服罪してそして事ろこんなに容易に放された事に就て喜んで居るやうである

併し茲に現はれる被告の中には右の樣な態度に出る者と全く正反對の者がある、その種類の者はもつと冷靜でもつと不關心な態度で、事件が自分に執りて重大であつても、たゞ磕頭を繰り返すばかりで、別に激元した樣子もなく、宣告を受けるまでも滿足して居る樣な樣子である、Chee の

前に出るに就ては、若し親類を引張り出す事が出來れば幸ひである、若しも被告が二代か三代か前の親類でも、よいからそれを連れ出す時には、大抵は放免される、若しも親類が無い時には、自分の祖父の樣に見える老人を連れ出す事が最も良い、祖父であゝとか祖母であるとか云ふ樣な老人が出て來ると、減刑を求むる處の理由として最も有効である、斯かる老人を連れ出して憐みを乞ふ時には、その老人が或は父であるとか、祖父であるとか云ふ樣な證據は全く無くとも、以てその罰を輕くするに足りる、又泣いたり惱しんだりしても、罪人の刑期を短くしたり鞭打たれる數を少くする事が出來る、若し被告が殴り合ひとか喧嘩とか云ふ事に依つて訴へられたならば、自分の兩親を法廷に連れ出すに次いでのよい方法は、自分の顏を血で覆ふか、又は自分の腕に二つか三つ位の傷を付け、又は自分の胸に大きな絆創膏を張る事である、さうして彼は非常に痛んで痛みに堪えないといふ樣な樣子をし、彼の手を其の傷の上にあて苦しさうな呼吸の仕方をし、涙を流し更に若し出來るならば、鼻から血を手の上に垂して、そしてそれでもつて顏中を汚さなければならない、併しその憐みの樣子が僞りから來て居るといふ事が若し判かれば、其の事件は却つて不利益になる、併し巧みに之を欺いて、若し自分の受けた傷の方が原告の受けた傷よりも大きいといふ樣に Chen をして思はしむる事が出來れば、忽ち無罪放免にして貰ふ事が出來る、それ故殴り合ひをした處の者は、自分が法廷に出る迄は、その面上の血を拭ふことは出來ないのである、自分の顏の上に血痕を殘して居るといふことは、現場を見たと云ふ六人の證人を並べるよりも寧ろ有利な事である

此の法廷では宣誓といふ樣な事は絶對に無いのであるから、從つて僞證と云ふ樣な問題は起る事は無い、故に僞を云ふのは勝手次第で、大きな虚言を巧みに云ふ者は最も訴訟に勝つ事が出來るのである、犯罪人がその罪から逃れる爲には、彼自身に最も巧みに僞を云ふか、さもなくば彼の爲に彼よりも上手に虚言を云ひ得る人を雇ふことが必要である、若し其の虚言が餘りに明白であり、又は巧みに言はれないが爲に、暴露する事があつても、被告はうそつきとしての當りまへの事をしたのであつて、別に關係はない、支那人が民事又は刑事の事件に就て自身の方が不利益だと思はれる樣な場合に、若し數百文又は數弗の金を使つて之を支那の大官に提供するならば、以て白を黒とし黒を白とする事が出來る

刑の執行

罪人に課せられる刑罰は、貳拾錢以上二百五十弗以下の罰金、二十四時間以上二年以下の懲役、二十以上五百迄の笞刑である、收監する期間の中には　その間の或部分は首枷をして町の人通りのある處に置かれる、併し入監期間の大部分は、居留地内の道路の修繕等に使はれる事が多い、笞刑は法廷の前の小さな庭に於て行はれる、罪人は土の上に顏をつき出す、その手、頭、足は廷丁が堅く抑へて、腿

を裸體にして、さうして竹の棒を以て打たれるのである、その打ち方によつて痛いこともあるし、痛くないこともあるが、多少の賄賂を用ふれば極めて輕く打たれて濟まされる。

支那裁判官と會審官の關係

支那の大官の Chen と外國の會審官との關係を見るに、外國人の權利の保護居留地の統治に對する法令の遵守、公安を害する支那人の罪過に對する處罰、及び犯罪人に對する十分な處罰は、縣つて外國人の會審官の責任にある、併し多くの場合には外國人の被害者又は原告に對して不公平の處置が行はれて、支那人の被告又は收監人が放免される事が多い、それは外國人の會審官が Chen に對して述べた意見に反する樣な判決が下される結果である、外國人の會審官は、事件が純然たる支那人間のみの事であつても、支那人の一方のものに對して不公平なる事の無い樣に努めるが、併し會審官が動もすれば斷乎たる態度に出でないが爲に、或場合には罪重くして輕く罪せられ、或は又罪の輕きに拘らず、重く罰せられる樣な不公平なる宣告が屢々ある、檢事の職務を執る處の警察署長は、時に立ち上つて罪に相當する刑罰に處すべき事を主張する事もある、それは會審官の前に事件の內容を述べて、さうしてそれに相當すべき罪を加へる事を求めるのである、それに依て會審官は Chen と五分十分若くは十五分間にも亘つて論議する事があるが結局は兩者の間に妥協が成り立つて、それに依て宣告が下されるのであるが、時には Chen は讓歩する事を肯んぜずして、さうして自分は此の法廷の長官であるから、自分の勝手に宣告を爲す事が出來ると主張する事がある。

數年前に起つた或事件に就て、吾々は特別な興味を感ずる、それは現に其の事を見た人から聞いた事であるが、或被告が極めて短期間の收監を宣告された、然るにその席には被告の祖母が居つて、巧みに哀訴歎願した爲に Chen は此の被告は居留地の警察の監獄に繫がれる代りに、此の裁判所の留置所に收監する事を宣告した、之に對し立會ひの警察官は直ちに抗議を提出し、會審官も强硬に反對した、その結果極めて亢奮せる狀態を惹き起し、世界の他の部分の法廷に於ては見る事の出來ない樣な光景を呈した、Chen は全く冷靜を失ひ椅子より立ち上り、會審官の前に立て叫んで曰く、「貴下は此の法廷の裁判官の樣である、さうして私は何物でもない樣である、若し貴下が裁判官であるならば、先づ私を罰せよ、そして私を監獄に送れ」と叫び出した、そこで會審官は Chen に對して、冷靜に歸つて自分の席に復する事を望むと共に、警官に向つて被告を連れ出すやうに命令した、茲に於て警察官は被告の辮髮を捕へ之を法廷の外に連れ出すや、Chen もその後を續いた、そして Chen は警官を捕へてその被告は連れ戻さなければならぬと叫び出したが警官は法廷を出ると共に急いでその被告を車に乘せて、そうして直ちに之を居留地の警察署に送つたさうして會審官も直ちに席を立つてその日の法廷はそれで閉ぢられたが、Chen は直ちに彼の下僚を呼び會審官の未だ

法廷を去らぬ前に、直ちに行列を整へてそうしてその會審官の屬する領事館に向ひ、會審官が領事館に歸つた時は、已に Chen は領事館に到着して居つた、斯くて交々領事に訴へた結果、領事が此の事件を裁斷してその爭ひは濟んだが、斯くの如く支那の裁判官は、動もすれば法律に據らず勝手な裁斷に依て自分の氣儘の處置を執らんとする事が多い

農商部登記濟商社

一、商　號　信美機器碾米無限公司
營　業　機械精米
資本金　一萬元
責任者　(無限責任社員)李文瀾、李星團
(代表社員)李祥孚
所在地　(本店)湖北漢水縣城(支店)大冶縣黃石港
設立年月　民國九年十月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第一二七號

一、商　號　廣明染織處無限公司
營　業　染織業
資本金　八千元
責任者　(無限責任社員)黃吳、戴顯、黃宗濤、方中矩、孫銑、方炳章、黃啓明、鮑桂榮、陳葵、李芳、劉雲
所在地　(本店)浙江瑞安縣城內(支店)永嘉城內
設立年月　民國九年十一月
登記年月　民國十年六月
登記番號　第一二八號

一、商　號　恒興染織廠無限公司
營　業　染織業
資本金　規銀七千兩
責任者　(無限責任社員)曹仲斌、劉永康、劉文藻、張福坤、許柳春、蔣旭平
(代表社員)夏肇般
所在地　上海楊樹浦路新康里
設立年月　民國七年二月
登記年月　民國十年六月
登記番號　第一二九號

一、商　號　統利輕車無限公司
營　業　車輛貸出
資本金　一萬元
責任者　(無限責任社員)樂葆庭、陳箴堂、金祥綬、鄭雪塘、馬學楨、王守鍔
(代表社員)馬學楨
所在地　上海縣南門外

設立年月　民國九年六月
登記年月　民國十年六月
登記番以　第一三〇號
以上總て合名會社なり

一、商　號　恒利電汽兩合公司
營　業　電燈及電力供給
資本金　十萬元
社　員　（無限責任社員）陳福臣、張行通、陳子香、譚宗榮
（有限責任社員）黃燕貽
所在地　（本店）浙江明海縣葭沚鎮（支店）浙江臨海縣海門鎮

設立年月　民國八年
登記年月　民國九年三月
登記番號　第二五號

一、商　號　康華於朮兩合公司
營　業　於朮製造販賣
資本金　五千元
社　員　（無限責任社員）胡本福、姚震川
（有限責任社員）姚鼎臣、吳敬修
所在地　浙江於潛縣城內中街

設立年月　民國八年八月
登記年月　民國九年四月
登記番號　第二六號

一、商　號　啓明染織廠兩合公司
營　業　染織業
資本金　三十萬元
社　員　（無限責任社員）諸文綺、諸康記、勤德、諸塵記、張星記、諸善寶、陸芹記
（有限責任社員）慰記等四十五家
所在地　（本店）江蘇上海西門斜橋蒔花園
（支店）江蘇嘉定縣內范家花園
（發賣所）上海英租界南京路月星里

設立年月　民國七年六月
登記年月　民國九年五月（資本增加）
登記番號　第二七號

一、商　號　濟安蓄氷兩合公司
營　業　蓄氷
資本金　八千元
社　員　（無限責任社員）胡少芝
（有限責任社員）錢永發、劉長慶、沈馥卿、貢蘭亭、貢金永、呂之順、夏幅厚、李氷臾、陳淑寬、戴洪發
所在地　山東濟南商埠二馬路西首中大槐樹莊馬路南沿

設立年月　民國九年一月
登記年月　民國九年六月
登記番號　第二八號

一、商　號　漢口松茂皂燭廠兩合公司
營　業　蠟燭、石鹼製造
資本金　銀六千元

社　員　（無限責任社員）譚積厚、堂翰記
（有限責任社員）黃勤業、堂長記
所在地　湖北漢口永玉河河街
設立年月　民國八年二月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第二九號
一、商　號　乾義機器麵粉兩合公司
營　業　製粉業
資本金　二十萬元
社　員　（無限責任社員）王澤寬
（有限責任社員）忠厚堂
所在地　直隸保定南門外
設立年月　民國十年三月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第三〇號
一、商　號　恒利奏記電汽兩合公司
營　業　電燈及電力供給
資本金　十萬元
社　員　（無限責任社員）黃楚卿、黃怡盦、黃梗卿、黃正達
（有限責任社員）浙江臨海縣葭沚鎮（支店）浙江臨海縣海門鎮
所在地　（本店）浙江臨海縣葭沚鎮（支店）浙江臨海縣海門鎮
設立年月　民國八
登記年月　民國十年五月（改正）
登記番號　第三一號
以上總て合資會社なり
一、商　號　無錫民生製傘股分兩合公司
營　業　日傘製造
資本金　（合資）一萬八千元（株式）一萬二千元
責任者　（無限責任社員）殷學煒
（監察人）徐恒盛
所在地　江蘇無錫北柵口
設立年月　民國八年九月
設立年月　民國九年三月
設立番號　第八號
一、商　號　上海通易股分兩合公司
營　業　證券物產賣買及信託業
資本金　（合資）十二萬五千元（株式）三十七萬五千元
責任者　（無限責任社員）鄧文藻、范季秉
（監察人）周守良
所在地　江蘇上海英租界南京路石路餘興里
設立年月　民國六年一月
登記年月　民國九年八月
登記番號　第一〇號
一、商　號　家庭工業社股分兩合公司
營　業　齒磨粉製造
資本金　（合資）一千元（株式）九萬九千元
責任者　（無限責任社員）陳栩園
（監察人）李新甫、樊競美、涂筱巢

所在地　江蘇上海縣西門靜修路
設立年月　民國七年八月
登記年月　民國九年九月（資本增加）
登記番號　第一一號
以上總て株式合資會社なり

民國十年中國銀行營業成績

第一日　中國銀行に於ては本年四月三十日第五回株主總會を開き民國十年度營業報告及諸案の打合せを爲すべき豫定なりし所奉直戰爭勃發の爲め豫定の如く開會する能はず五月二十二日午後二時より北京銀行公會に於て開會せり、出席株主は三百餘人にして委任狀の到來せしもの總計七千九百三十六票にして法定數に達したるにより總裁馮耿光は開會を宣し次いで昨年度募集株の成績並に營業成績に關し左の如く報告する所ありたり、因に本期總會にて討議せらるる事項左の如し

一、決算案の報告及利益分配方法
二、（イ）諸帳簿細目清算案（株主向伯璋等提出）
（ロ）帳簿檢查案（株主饒炳文等提出）
（ハ）預り證書に打歩を附せしめ株券と引替ふる件（銀行提出）
（ニ）總裁、副總裁、董事の俸給半減及行員淘汰の件（同上）
三、第二期董事改選の件

民國十年（一九二一年）上半期各地金融匯兌、各種公債市價昂騰を見、財界の徵象甚だ良好なりき、此時中國銀行も亦北京紙幣整理の後とて此時運に乘じて營業を擴充すべく、後に增資計畫を定め其資を藉て一大發展を試みんと爲せり、故に上半期に在ては庫倫恰克圖の風潮に遭ひしと雖も尙ほ順調を稱へられたり、下半期に入り無端京津兩行兌現風潮に惱まさるゝ所となり、業務之が爲めに危險狀態に瀕し其影響する所甚だ鉅く損益の程計り知るべからず是に於て各分行に嘱し證券を現幣に替へしめ以て兌換力充實に備へたり、而して此難關ば切抜けたるものゝ、然も此に因て該行の純益大に減色を呈せし觀あり、茲に其經過情況を詳述すれば左の如し

（一）庫倫風潮　中行庫倫一行は素と大清銀行の一分行に係り、嗣で庫倫より兌換券を發行し均く張家口に在て兌換を行ふ、而して蒙古輸出入貨は皆悉く張家口に集中し且つ庫券が張家口に於て兌換さるゝより、商民何れも其便を稱へぬ、唯發行は庫倫に於てし兌換は張家口に於て行はるゝより、其業務上統一の效を收め難く、是に於て庫行を口行に隸屬せしめ以て之が進行に便したり、庫券發行以來信用顯著となり庫行の業務增進し一日千里の勢を呈せしが不幸にして庫倫守を失ひ義序大に亂れ且つ漢人殺戮の擧あるや、庫行擧ち業を歇め其受くる損失は啻に現貨二十餘萬元に止まらず、運送中の兌換券を保全するの道絕へ即ち兌換券損失として其數莫大なるを豫想されたるが幸に新來の十萬元は途中盜を聞て之を運送し現存券の大部分は燬銷に歸せしめたるより、結局兌券損失として五萬九千餘元を推計されたるが如し、行員に在ては何れも間道を走て難を逃れたりと聞く、此外塞北の庫倫使署は軍情緊急を告げし爲め庫行に向て三十餘萬元の臨時立替を強要するあり、原と此立替分は庫局平定を待て總て回收さるゝ豫定なりしが、如何せん庫局遂に收

捨す可からざる狀態に陷り、不得已陳使を促して財政部立替に書替せしめたり、卽ち帳簿上其歸着する所を得たるが、現金は已に烏有に歸したるを免かれざりき、此外商店貸付は一時回收の計み難く其額頗る巨額に達せり、實に張家口分行の損傷絶大なりと謂ふべし

(二)京滬兌現風潮　民國九年(一九二〇年)度北京紙幣整理の當時財政部借款總額約三千四百餘萬元あり、而して中行の京鈔(北京紙幣)債務も亦其數額に於て財政部借款總額と相伯仲せり

之に對して財政部が對中行の金融公債二千四百萬元を發行せしは、卽ち整理上不足甚だ多しと謂ふべし、思ふに京鈔停兌以來人民に與くる所の苦痛は深甚なりき、幸に政府には此改善の動機あり、該行も亦願る此擧の成功を願へり然に政府は既に基金の數公債の額を制限し之か增加を認許せざりき、是に於て該行は一部分の預ケ金を吸收し之を以て過渡時代整理の資に充て、然後徐に資本を增加し營業を擴張して經濟商業の發達に資せんとせり、不計も京鈔整理の議定まるや政府當局は先づ近畿軍警の未納費が全部の治安に關係ありとして此年收不況の時なも顧みず、中交兩銀行に對し一時立替を懇請せり、卽ち六ヶ月を期し每月各四十萬元宛を引受るにあり、兩行は國家銀行の地位に居る以上義として坐視し難く且立替を拒絶し得ざる破目になりぬ、其結果必ず金融整理原案に動搖を來す事となり、曾に京鈔整理が一簣の功を虧くのみならず、且國家の信用を喪失する恐れあるより無詮苦痛を忍て急請求を承認せり時に前年三月金融公債第一回抽籤期の迫れるあり、而して總稅務司所存の基金は元金償還に不足を感ぜしより一層抽籤を停止せんと欲せしが彼時全國市場に現存する各種債券金額約二億元以上に達す、若し抽籤停止の擧に出でんか、卽ち初期抽籤に障礙を生じ各種債券に影響を蒙り其流弊の及ぶ所全國市場破產に至らざれば止ざる悲境に陷るべし、該行の國家銀行として此一髮千鈞の時に値ふ、職責の存する所忌憚すべき無く、一再總稅務司と維持策に就き協商せし結果、兩行より一時立替として基金を流用するとゝなり、總稅務司も始て其責な負ふな肯ぜり、此に兩事あり卽ち一は首都の治安に關する事、一は金融市場に關する事是なり、而して此事何も間接上京鈔整理と關係あるなり、故に該行は百險な冒して政府の爲に此急難を解かざるべからず、政府は亦該行に對して如何に論なく信用な失すべからざる側にあり、然に此種關係に

經過するや、金融遂に切迫し基金原案漸く實行を見ず、立替償還期の至るもの之を履行する能はず、而も政府は政費欠缺を稱へて再び新立替を要求して止まざりしが、該行斷然其新立替を拒絶して當局の恨を引くに至る、是に於て軍警維持の爲立替を回收する一事は更に望なきに至れり、北京本行の民國五年兌現停止より以後本と實力の言ふべき者なく、且前年春夏の頃金融頗る緩漫となり前立替の處置尙ほ容易なりし狀態に在りしも、關で金融恐次逼迫を告げ京津市場の需欵甚だ急激となり、京津兩行幾と其應接に窮し無止外國銀行兌換券を以て之が準備に充てしも尙ほ滿腔を覺少、遽々張家口分行が庫倫失陷の餘波を受けし結果兌券準備に減少を來せるのみならず、其時交易所信託公司に動搖の徵象を呈せるより、金融界の危機愈々迫り內外謠言四方に起り甚しきは兌券不用の說さへ盛に唱道さるゝあり、該行は下期金融緊急以來早くも警戒を行ひ天津、上海方面に向て未携資本の挽込を整へ以て準備充實せり、幸に該行は京津及張家口三行に最を受けし外其他の各行自尙ほ總全なるを得たり、遂に一面天津分行を督して外準貸付金を回收せしめ、一面各分行に命じて天津張家口を協濟すべく其準備を補充せしめたり、十二月に入り津京兩行は先後兌現無限狀態を恢復し、風潮始て結熄を告げたり以上兩事項は前年特殊の點と爲す、此外各行營業は尙ほ平穩を稱へり、上海分行の業務頗る進歩を見、發行兌券が南京及浙江より上海に集中して信用益々顯著となり、天津分行は兌現風潮を受けしと雖も總潭公開の擧に出で信用反て增進せるを見而して兌券發行は漸く慕額に復せり漢口分行は此時期に處て穩健態度を持し適々元豐盤廠の倒產に遭ひ抵當貸付の一部分回收する能はず、且つ抵當品の一時賣出し容易ならざりし爲め、前年決算上欠損六萬元を計上せしが、但し貸倒記入以後該抵當品を競賣に付して再び利益を收むるを得べし、南京杭州兩行は業務漸次發展を見、純益亦增加を見る、就中杭州分行の純益前期に較べて倍ど一倍を增加せり、山東分行は兌現の影響を受けしに拘はらず業務尙ほ減色せず、青島同收以後營業尤も發展の望あり東省分行は兌現風潮を經て信用益々著しく、奉天分行の損失は奉券價昇騰に歸すべく但し表面損失を受けたる如くなれども內容益々確實を致せり、廣東福建兩行は爲替業務に對して漸次發展を見る、處東省幣借款は時局不定の爲め未だ回收するを得ず且つ專券尙ほ不整理の狀態にあるは遺憾なり、貴州分行も亦爲

替事業頗る發達を極め獲利亦厚し、江西安徽兩行は本省の財政窮迫に際し應付甚だ困難なるに拘はらず、營業方面頗る進歩を見、而して江西行の純益亦增加を見たり、山西分行は業務尙ほ平穩を稱べり、唯陝西河南兩行は官署借欵未だ回收するを得ず且つ營業進歩なく、現に範圍を縮小して漢口行管內に隸屬せんと擬す、重慶分行は京鈔五百餘萬元陸續回收を行ひ僅か五十餘萬元を殘せり、唯郵便爲替請負業務は四川貨の輸出不便なると且つ爲替料奔騰せる爲損失を受くる所甚だ多く、現に該協定取消され且つ該機關收縮せんとす、時局平定後再び進收を圖るべし、全局を綜觀すれば商業發達の個處は其營業何れも發達を見る、前年度は兩度の重大風潮を經、純益に大影響を受けしは實に時局の不安定の然らしむる所なり、將來國是大に定り商業發達せば該行營業も亦限量すべからざるべし、綜計（民國十年末止）預金總額四十五億三千六百六十一萬餘元貸付總額十五億七千二百三十三萬餘元、全年營業收支總額二百十六億四千七百十六萬餘元、是年總分支行純益總額五十四萬九千二百一元六角七分

更に該行各分行營業狀況に就き分述する所卽ち左の如し

▲北京總行及所屬　北京は政治中心に居り、金融狀況は財政に隨て轉移を爲せり、前年五省旱災近畿に戰事ありてより以後商買は傍觀態度に出で貨物滯滯し資金流通の途なく金融界頗る緩漫狀態を呈せり、程なく財政部は崇文門庫券鹽餘庫券を發行し、交通部は兩回支拂券を發行す、財政部復た鹽餘を擔保として各銀行より借欵を受く、合計四千萬元に近けり、之が爲め市場現金盡く吸收されし觀あり、而して七月頃中法實業銀行倒產するや金融益々喫緊を見る、該行の京鈔整理以來信用恢復し、業務漸く發展を期せしが、計らざりき十一月頃政變起り謠言紛々、中交兩行忽ち取付に遭ひ市場頓に恐慌を來せしが、幸に各界の維彩に協力せしと中行の現金を籌備せるよりして、津券京券は先後に無制限兌現を恢復し、市場漸く鎭定に歸せり、唯政局不安定より金融枯渴し、該行業務は收縮を圖るのみならず且つ積極進行し能はざる狀態にあり

京行純損二十萬七千九百八十元九分、是年末發行額五十三萬餘元、普通預金額二千七百十八萬餘元、普通貸付額一千六百六萬餘元、全年爲替總額一千九百三十一萬餘元

▲天津分行及所屬　天津商業は前歲旱災の後を承け春季取引頗る蕭條を極めしが、入夏以來本省及山東河南等の新麥上場、雜穀商の買進旺盛となり、棉花綿糸の賣買亦多く、金融界頗る活氣を帶びき、秋季に至り此省收穫豐かに、市場洋銀の需用甚だ多きより金利益々奔騰せると、且つ各銀行の政府借欵が其償還期に迫るも回收の見込なきより金融界頓に停滯を來せり、加之政潮起伏し謠言紛乘し、十一月頃遂に中交兩行に對し取付頻繁となり、一時支拂準備に窮して兌現制限の已むなきに至る、幸に各界が其維持に協力せると該行が帳簿公開の擧に出でし爲取付稍や緩調を呈するに至る、一面兌現準備金の調達整ひ十二月一日には兌現無制限の舊狀に恢復せり、市場又活氣を帶び來れり、保定は連年の荒旱に商業其影響を受けしが、本年秋季棉麥共收穫良好、市場之が爲め活氣を呈せり、冬季京津に取付風潮起りしも何等影響を蒙むる所なかりき、邢臺商業の不況如何は常に農產物の豐歉を以て定まる、本年は春秋兩季共甚だ良好、金融益々活潑となれり、唐山市場は日に繁盛を見、各商の商內何れも發達し、該行の發行紙幣益々信用鞏固となれり、大名は新麥輸出甚だ旺盛、麥稈眞田の販路亦暢れるが、金融尙ほ活氣を呈せざりしが如し、石家莊は本年米棉等の取引盛にして各商均く利益を擧たり、下半年京津の金融奇緊に影響して業務稍や澁滯を來せり

津行純益二十一萬九千二百四元七角四分、是年末發行額二百三十七萬餘元、預金額六百三十八萬餘元、貸付額五百七十五萬餘元、全年爲替總額一千三百八十八萬餘元

▲上海分行　本年（一九二一年）に於ける上海市場は四川、湖北、江蘇、浙江、安徽の諸省に水災兵禍先後相繼で起りし爲め、金融極て奇緊徵象を呈しき、加之投機の風頗る熾となり交易所の設立林の如く資本を吸集すること甚だ鉅く、中外銀行の預金が大率交易所の投資として移出されしより金融界更に素亂な加へ來れり、十一月頃京津に兌現風潮勃發し上海市上亦其影響を受け銀利七錢高を唱へ洋厘亦七錢三分に昂上せるが、幸に程なくして回復を告げたり、本年外國銀行側にも比律賓及中法實業兩行の倒產あり、而も比律賓鄒行は投機に失敗して支商との關係尙ほ輕かりしが、中法銀行には支人預金頗る多かりし爲め、其結果金融界に一大打擊を受けしなり、該行の本年營業は時局關係上敢て擴充を事とせず春夏の頃投機熱熾なるを見て更に謹愼態度を

加へ、十一月中京津に兌現風潮起り運鈔にも稍や其影響を受けしが、幸に確實主義を持し兌現準備を充足して稍々一般兌換に應ずるを得たり、當時上海の金融頗る切迫を告げ、該行は大局上利益を擾牲にするを惜まず現金を調集して市場救濟に努力す、現に抵當貸出の數頗る巨額に上れり、是を以て上半年獲利尚ほ多く下半年收益稍や遜色あるを免れざりき、本年南京杭州上海に對する兌換集中制を實行す即ち南京杭州發行分を併行して信用愈々鞏固を加へたり

運行の本年純益五十四萬一千七百五十六元二角八分、滙鈔發行額二千一百八十三萬餘元（滙寧浙三行集中發行數）預金額二千四百五十七萬餘元、貸出額二千三十一萬餘元、爲替總額七十二萬餘元

漢口分行及所屬　漢口は往年春季各商均く來漢仕入に從事し市場之が爲め活氣を呈するは例なるか、本年に及び外商の買進捗々しからず各商の取引多からざりしと、且つ各地方不穩狀態を現はして何れも商內に氣乘せず、輸出入貨の荷捌き旺盛ならざりしが如し宜昌武昌方面に兵變續起せるより商民の損失甚だ多く人心恐慌殘と商況の言ふべきもの無かりき、殊で湖北邊境不靖に陷り四川復た戰亂起り武漢の動搖甚しく商業異常に閑散を極む、入冬頃京津の兌現風潮漢口に波及し金融狀況頗る危險に瀕せしが、幸に該行の兌現準備整へしと且つ市場救濟に努力せし爲め旋て市場平靜に歸したり、本年漢口市況此の如くに對し該行營業振り頗る穩健態度を持續し來れり、宜昌は前年十一月兵變閉市後本年二三月に至り各商店漸次開業せるが、元氣已に傷き市場極て閑散を裝ひぬ、六月頃又兵變に遭ひ去年に較べて尤も激甚各業の資本殆ど盡し殘と復し難き窮況に陷りぬ、該支行家屋も亦兵火に焚かれ暫時停業の已むなきに至りしが、鹽關兩稅の代理取扱（現に收稅處之を取扱ふ）に依り調節に資するを得たり、長沙は連年變亂の爲め市場蕭條を極め金融枯渇し各業均く閑散となり、上半年の商內は前年に較べて更に減色を呈せり、殊で兩湖戰事發生し商民多く疑懼の爲め商業手控之に藉て業を息む、幸に時久からずして平靜に歸せり、冬季商業尚ほ平穩を稱へり、該支行は湖南市場の一時發展に望みなきを讀想し暫く辦事處に改て漢口分行の管轄に歸せしめ市場恢復を俟て再び進行をなることゝなせり

漢口分行及所屬の本年純益六萬五千二百七十一元五角六分　滙鈔發行額三百四十九萬餘元、預金額三百七十四萬餘元、貸出額一百五十七萬餘元、爲替總額一千四百四十七萬餘元

▲南京分行及所屬　南京金融界は上海金融狀況に左右さるゝを例とす、本年上半期の如きは上海金利低きに連れ南京金利も亦低下に歸り市場尚ほ寬裕に赴けり、入秋後降雨多く棉花雜穀に收穫大に減色を呈し金融其影響を受くるを免れざりき、該行は目下時局の紛擾金融の緊迫に鑒み營業方針堅く穩健態度を持續し現に貸出を引締め僅に抵當付及商業上短期貸付に止めて市場維持を圖れり、兌換券發行は上海杭州兩行と合併せし結果信用益々鞏固と爲れり、蘇州は今春天氣不良の爲め繭糸の收穫減少し、夏秋頃各地方に水災迭に起り商業極て影響を受けしが、反て該行の信用益々佳良に赴けるが如し、同地には銀行の設立日に增加せるに拘はらず預金は增加するも減少せざる狀況にあり、鎭江は本と秋冬兩季に於て各取引旺盛なるを常とせるが、本年は潮水泛濫し其災情深甚なるより、取引頓に滯澁を來し、該行の預金、爲替は此に因て稍や減少を爲せり、揚州は本年淮南鹽の產出旺ならざりしと且つ水災の影響を受け絲業以外は何れも往年に比して遜色あり、滸江浦の商業興衰は雜穀の產出及淮鹽の販路如何に因て權衡を爲せり、本年小麥の歉收、淮鹽の不況なりしと且つ水災區域被や廣闊なりし爲め、年收減少し商業頗る閑散を極めしが、幸に淮鹽の收入甚だ多くして之を市場救濟の資に充つるを得、該行も亦市場救濟に努力せし結果市況尚ほ活潑を裝へり、無錫は今年の小麥春繭作柄甚頁好ならず市況頗る閑散の狀況を呈し、入秋後金融奇緊を告げしが程なく平穩に復するを得て更に如何の變動なかりき、該行の上半年預金額去年に較べて增加を見、下半年各機關の稅收旺ならざりしに因り預金略ぼ減少したり、又四川兩湖の戰事に因り長期貸出を拒絕して金融界の恐慌來を警戒せり、徐州は上半年雜穀の輸出頗る旺盛市場尚ほ活氣を呈せしが、下半年に至り收穫不況商業澁滯し輸出入貿易振はざりき、幸に小麥作柄豐饒なりしより各業其餘澤を蒙り市場能く支持するを得たり、該行の預金較や增加し抵當貸付に從事して金融界の調節を保てり、南通は今春棉價低落し市場疲弱に陷り、秋季收穫不況なりしが唯米作良好なりしは不幸中の幸と爲す而已、該行も基本鞏固を期する所より一般長期貸付に從事せず、業務尚ほ平穩を稱へり、常熟は去年秋穫頗る豐饒なりき故に去年本期に於て各業亦發展を極め

たり、下期に入り降雨甚しく市場閑散を極めしが、幸に各錢莊の資力雄厚なりしと且つ經營宜きを得たるより市場平穩を裝へり

南京分行及所屬の本年純益三十四萬三千四百五十八元三角二分、預金額五百六十三萬餘元、貸出額四百六十九萬餘元、爲替總額四千六百四十萬餘元

▲杭州分行及所屬　杭州は年來金融事業漸く正軌に趨せ、造幣廠の鑄出銅貨多からずと雖も能く流通に資すべく、且つ上海洋釐の大騰落なきを以て銀市平靜を保てり、下期各埠方の金融逼迫する際現貨缺乏を告げ情勢甚だ慮ふべかりしが、幸に造幣廠所發の貨幣市上に流通し、且つ本地の實力薄弱ならざるより、此風潮激盪の時に當り左まで影響を蒙らざりき、該行は素と穩健主義を持せり、目前業務狀況に就て之を觀れば逐漸發展の道程に進みつゝあるに似たり、兌換券發行は上海南京兩行と合併せる結果信用更に佳良に趨けり、寧波は本年市場尙ほ平靜に屬し、各商業銀行は交易所預金を吸收し之を信用貸付に移用せし爲め穫利亦多く、該行業務も亦平穩を稱へり、嘉興は米繭產出を大宗と爲す、本年春繭作柄減退し而も市價奔騰せるより獲利頗る厚かりき、入夏以來米價漸騰し存貨者頗る利益を得たり、夏秋の頃嘉興一帶水災に遇ひ農作不況を來し米價更に奔騰して金融界大に打擊を受く、該行の業務發展を畫して盛澤に辦事處を設立するあり、溫州は去年災荒の後を承け元氣未だ恢復せず各業何れも蕭條を極めしが、多く穩健主義を抱きし爲め尙ほ市場に動搖を來たさざりき、紹興は本年繭茶獲利甚だ厚く該行業務投機に馳せず、兌券本通貨中に在て最も信用を博せり、湖州は本年の金融狀況時に緊迫時に緩漫、而も冬季に入り頗る枯渴の現象を呈せり、生絲業は春蠶不作なりしと在荷多からざるに加へて、外商の買進旺盛なりし爲め絲價驟に奔騰も、獲利甚だ厚かりき、米市に至ては湖州一帶大水害に遇ひ收穫頗る減少し往年に較べて遜色甚だしかりしが該行の金融調節策其宜きを得て市場動搖を見ざりき、蘭谿は夏降雨順調年收極て佳良、唯產品市價漸落、販路疲弱に轉ぜるが、錢業の資本充足せるより獲利甚だ多かりき海門は本と雜穀及海產物を以て重要生產物と爲せり、雜穀業較や活氣を帶び海產物業蕭條を極め其他各業何れも平淡を稱へり、餘姚は秋季風水害に遇ひ米棉作柄均く不況、市場起色なかりき

杭州分行及所屬の本年純益二十九萬三千五百五元六角六分、預金額六百一萬餘元、貸出額四百三萬餘元、爲替總額二千四百四十二萬元、

茲に中國銀行民國十年（一九二一）年末資產負債表及損益對照表を錄載すれば卽ち左の如し（單位元）

（一）中國銀行資產負債表（民國十年末）

▲資產の部

拂込未濟資本	四一、七二一、四〇〇・〇〇
定期貸付	五三、四四一、九四一・五八
財政部貸付	一二、一六七、八三五・六〇
財政廳貸付	一二、七四〇、四一六・九四
其他貸付	二八、五三三、六八九・〇四
當座貸越	一一八、八五六、一七六・六一
財政部貸越	二九、六二九、五一七・〇四
財政廳貸越	六、四五二、六二四・七六
其他貸越	八二、七四、〇三四・八一
有價證券	二二、八八二、九五一・一九
營業用家屋及什器	二、九一四、三四八・〇六
開設費	六二、九一八・四五
兌換券印刷費	二、四七八、〇三六・九四
兌換券準備金	六二、四九三、三四〇・八七
現金準備	三三、一四七、一七一・〇七
保證準備	二九、三四六、一六九・八〇
在庫現金	七、六六八、〇七五・四〇
合計	三一二、五一九、一八九・一〇

▲負債の部

資本總額	六〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
積立金	五、九七八、四二五・二四
貸倒準備及兌換損	三、六五一、〇〇〇・〇〇
前期繰越金	五八四、一九〇・三三
定期預金	三九、八八七、三九七・九五

當座預金	一三六、三一二、五八七・八四
爲替金	三、〇六三、〇四五・一九
發行兌換券	六二、四九三、三四〇・八七
兌換券	五五、九二八、〇八三・二五
停兌券（北京、滬、廣東三行）	六、五六五、二五七・六二
本年純益	五四九、二〇一・六七
合計	三一二、五一九、一八九・一〇

（二）中國銀行損益對照表（民國十年末）

▲損失の部

諸經費	四、五二〇、二〇二・四〇
俸給及食費	一、九一五、六四八・七四
營業費	一、一九一、二六七・四三
雜費	六五一、五三〇・四五
金庫費	七六一、七五五・七八
營業用家屋什器減價償却	三七五、五七〇・九八
開設費減價償却	三〇、五八九・〇七
兌券印刷費減價償却	二四五、三一二・九五
雜損	七六五、五二四・九四
本年純益	五四九、二〇一・六七
合計	六、四八六、四〇二・〇一

▲利益の部

利息	五、八七四、二二三・七三
爲替兌換利益	六一二、一七八・二八
合計	六、四八六、四〇二・〇一

右報告後監事より民國十年度決算案及利益分配の說明ありたるが株主向伯璋は北京奉天四川の各店に於て何れも二三十萬元宛の損失ありしのみならず全年各項の支出額四百五十餘萬元に達し株式資本總額の約三分の一を占めし事並に財政部に對する立替金二千餘萬元ある事等に就き質問する所あり、次で株主胡鈞氏等より『本行は國家の中央金融機關なるに拘はらず歷年營業成績不振にして株價日に下落しつゝあるは甚だ不可解とする所なり、加之聞く所に據れば行內當局者にして行金を流用し投機事業を爲すものありとの說傳へられつゝあるを以て須らく本行章程第六十一條に準據し檢查人を選擧し帳簿を檢查するの要あり』との建議案を提出したり、玆に於て諸說紛々として起り或は可と云ひ或は不可と云ひ遂に表決に附せんとせしも偶々本行章程第五十三條第三項に「株主總會の會議事項にして自己に特別の利害關係ある者は表決に加入することを得ず、又同時に他人をして議決權を代行せしむるを得ず」との規定あるを理由として特別關係者の表決に加はる事に反對する者を生じたり、蓋しこは行員にして株主を兼ぬる者の票數少からざれば若し彼等が表決に加はらば本案も直に否決さるべき恐れありたるを以てなり、然るに此等行員の株主は行員として出席せるにあらずして株主として出席したるものなれば、章程の特別關係ある者とは董事及監事のみと解するを穩當とすと主張し遂に何等表決せずして第一日は散會せり

第二日　二十三日繼續開會せられ前日の問題に就き討議したる所結局公司條例第百四十五條第三項の特別利害關係とある意義（本行章程第五十三條第三項に引用しあるもの）の解釋如何の質問を大理院に問合することゝし、次で此等疑問の株主を除ける殘餘の株主投票によりて本期決算及利益

分配案を確定すべしとの案に就き決を取りたるに多數の贊成あり採決せられたり

次に利益配當案の討議に移りし所十年度政府株に對しては四分、一般株に對しては七分の利益配當を爲すべしとの案に對し、株主より國家金融銀行として餘りに配當少く株式の前途に惡影響を及ぼす恐れあれば繰越金二十七萬元をも利益金に繰入れ配當額を更に三分增加すべしとの提案ありしが政府株の代表者は官民の配當額に差別を附するは不可なりと異議を唱へしも、一般株主は政府に立替金多ければ政府は一般株主に對し讓歩すべしと主張して讓らず遂に「利益分配案は政府一般株主共に各更に三分の配當を增加することゝし、先づ一般株に繰越金を分配し其殘額を政府株に割宛て尙不足の時は次期利益より補給する事とし、若し政府其配當を辭せば政府株の配當を取消すべし」との提案出で採決の結果多數を以て同案は可決せられ散會せり

第三日　二十四日開會せられ先づ向伯璋等より提出せる帳簿檢查案の討議に入りしが、本案は五十三條三項に關する大審院よりの回答ありたる後更に討議することゝ決定し、次で每會議決算案の報告はあるも豫算案の提示なきを以て今後は開會前豫算案をも提出すべしとの提議ありしが、本案は種々討論の結果「本行新章程第三十七條第六項に董事會は各項收支及代理金庫の經費豫算及決算を調查すべしとの規定あるにより董事に於て之を爲せば可なり」と決定せり次で人員を淘汰し俸給を少くすべしとの案は之を董事會に移す事となり、北京票回收の際預り證書を渡しある者より打歩を出さしめて株を引受けしむべしとの案は各株主の反對により撤回せらるゝ事となりたり。最後に總裁副總裁董事監事等の俸給半減案は銀行當局者より提案せられしが、本案は株主總會の決議とすべき性質のものに非ず宜しく銀行當局者に於て適當なる處置を取るべしとの事に決し議事終結せり茲に於て第二期董事改選に移りたるが投票の結果は左の如し

張公權		六千五百三十四票
馮幼偉		六千五百二十四票
王克敏		六千三百九十七票
周作民	（金城銀行總裁）	六千二百二十七票
王君宜	（財政部泉幣司長政府株代表）	六千二百十三票
施省之		六千百七十七票
李馥蓀	（浙江地方實業銀行董事）	六千百五十六票
李士偉		六千百三十六票
羅德峯	（前財政次長）	六千百十五票

卽ち右の九氏當選し全仍珠（六千〇四十三票）張嘉庵（五千六百二十六票）の二氏は董事次點者となれり、次で各董事互選の結果六月三日王克敏氏總裁に張嘉璈氏副總裁に任命せられ茲に第五回株主總會は閉會せられたり

上海關稅改訂委員會抄報 (三)

前號略記せし第三回會議の議事經過に關し其後詳報に接したるを以て左に之を記述し併せて前號誤報の點を訂正すべし

第三回會議詳報

(一)準備會議　第三回會議の準備會議たる日英米支和蘭白耳義六國委員によりて組織せらるゝ特別審査會議は五月二十五日開會せられたるが同會議の審査議案左の如し

一、英國の保留條件、日本及支那の修正條件の審査

二、標準貨物の決定、綿布の分類案、本法適用貨物の選定、平均價格の算定方法の討議

而して右會議の結果、日英兩國の保留、修正兩案は何れも採用せられ支那提案の計算法は更に特別委員會にて決定する事となれるが、各案の內容左の如し

一、英國の保留條件

綿布の市價は差異甚だしきを以て指數法により十五ヶ至二十種の主要輸入綿布の增加百分率を求め之に倣ひて決定すべき事

二、日本の修正條件

英國の提案「綿布に對する指數法採用の件」を更に修正して綿絲にも之を適用すべく其提出條件左の如し

(イ)一切の棉布標準市價の增加率を査明する爲各類標準貨物は其性質に依り又は現行稅率の分類に從ひ數項に分ち更に各類の增加百分率を求め其各類の輸入數量は比量法を採用し一々差引勘定を行ふべし

(ロ)綿布の增加率は之を綿絲にも適用すべし

三、支那の提案

支那側は指數法の採用に關し一般指數の增加率と各個物貨の實際增加率との差額甚だしき事あらば頗る不公平なるを以て此不公平を免れしめんが爲め左の方法により之を決定すべし同方法を例示説明せば左の如し

一般指數の增加率	百分の四〇
色紫羽綢の增加率	百分の六〇
右兩者の平均增加率	百分の五〇
現行羽綢稅額	〇・二三
右百分の五〇を算出せば	〇・一一五
新稅額は右兩者を合算	〇・三四五

次で綿布の分類法は一九二〇年各國の輸入數量及同年各類輸入貨額の百分比率を採用すべく一般市價の增加率算出方法は現行稅則第一條より第四十三條迄と同第五十六條の各項貨物を適用する事と決し散會したり

(二)本會議　斯くて五月三十日第三回本會議を開き前記特別審査委員會の報告を附議したる所滿場一致を以て可決せられたり、茲に於て支那委員は五月九日の第二回本會議の席上原則として可決せられたる稅則改定原案を採用せられ度旨とて改めて左の議案を提出したり

一、輸入品の標準價格決定の年度は一九二一年十月より一九二一年三月迄の六ケ月間とし上海市價を以て標準物價とし商品の如何によりては大連、天津、漢口、廣東の市價を參酌す

輸入商品の數量は一九二〇年の海關報告に據る課稅基礎たるべき價格は前記平均市價より現行關稅規程に基き諸掛及手數料として其七歩並に輸入稅を控除すること

二、綿絲布は前項の例外とし指數法を採用すること卽ち綿布約二三十種が選

び其各種につき一九一二年乃至一六年における平均市價を求め之を基本數一〇〇とし第一項に因り得たる市價との比較を採り以て綿絲布全部に對する指數を算定するものとす

前記の場合千九百廿年の輸入數量を考査し平均市價算定の資料とする事若し綿布と綿絲の一般的增加額にして不公平なる點を發見したる場合は該部審査員より左記の方法により之を變更する事を得

綿絲綿布に增加すべき一般的定額已に決定し、又同期間內各個貨價の增加率已に査明したる時は兩數の折衷を以て之を採用する事を得

右提案に對し英國代表フオックス氏は左の如き意見を發表したり、曰く

支那提案第一項最後の一句に新稅率を算定する時に當り査する所の市價は應に現行課稅價格を超過し百分の七と爲すべし」との條項あり、予は右條項に對し異議あり、何となれば現在の關稅率は百分の三・五なるに今之に百分の七を增加すれば合計百分の一〇・〇五となり頗る高價となるべし、而して之を百分の一二に比すれば其餘は纔かに一・五を餘すに過ぎず然るに近時家賃其他費用著るしく從前より增加せるに於て頗る納稅者の不利を來さん、故に予は右條項を承認する能はず、別に特別委員會を組織し討論の上修正せん事を提議す

蓋し英國委員の主張する眞意は左の點にあり卽ち

市價より課稅價格を控除する方法として支那の提案せる計算法は當に一九〇二年採用の稅則善後章程第一條中の一項に基くものなり、卽ち同條項に據れば「所値之貨、應按該處市價爲本、至市價銀兩則按該處平色爲準照、此平色合足銅平若干、惟此數係有値百抽五之稅銀、並洋行經手各色七兩之使費在內、自應在估價一百十二兩之數控除十二兩、方爲貨色起岸之實價、按每値百兩抽稅五兩」と規定しあり、而して上記百分の十二中には百分の五の從價稅を含めるのみならず、右百分の五は實際海關に納付する者なり、されば市價は課稅價格を超過し稅額を除き尙百分の七となるべし、並に於てか控除する所の數額をして適當公平ならしめんと欲すれば當に先づ實際納付する稅額を控除せざるべからず、現に民國八年の改定に際しては綿布其他數種貨物の課稅價格は此法に照らし算出せられたりと云ふにあり

茲に於て米國委員アーノルド氏は「之を集議に附すべし」と主張し、支那委員ライヨル氏は「從量稅と特種稅とは別々に割引すべし」と述べ、更に日本委員船津氏は「各貨は皆同樣割引を行ひ百分の一二を超過せしむべからず」と云ひ、白耳義委員は「前回の關稅規則を採用せば此案は必ずしも特別委員會に於て討議するの要なし且つ此問題は全部の利益の關係するにより本會議に於ては討議すべきものと云ふべし、又百分の七を臨時費に供するは必ずしも多額ならず何となれば保險料及家賃等皆頗る騰貴し居ればなり斯くの如く論議紛々たるを以て蔡主任は本問題を次會の會議に移し討論しては如何と提案せる結果遂に何等纏る所なく散會せられたり

第四回會議

斯くて六月二日午後二時十五分より第四回會議を上海總商會に於て開會したるが劈頭蔡主任は立ちて左の如き說明を爲したり曰く

支那提案は尙本會に於て議決せらるゝに至らざるが本日も亦引續き討論を繼續し速かに可決確定せられん事を望む

右說明に對し先づ英國委員フオックス氏は立ちて曰く

前回の會議が何等決定するに至らざりしは予が支那提案の一條項に對し稍異議ありたるが爲ならん、故に予は前議を撤回し支那の提案に對し贊同の意を表すべし、惟將來支那通商進口稅則善後章程第一款の討論に對して英國は發言權を保留すべく尙須らく右討論を公開すべき事を主張すと

次で米國委員アトノルド及日本委員船津兩氏は何れも英國委員の所說及支那提案を附議すべしと主張し蔡主任は之を會議に諮りたるに滿場異議なく可決通過し茲に支那の提案は可決確定せり、蔡主任は支那提案の通過せるに對し感謝の意を表し更に支那委員ライョル氏より今後の審査會議及會議方針に關し左の二提案を爲し之亦可決せられたり

(一)審査會三十個を組織し各會に於て各貨物の分類及價格問題を討論し各國代表團の委員會に加入する旨正式に文書を以て聲明したる者より之を組織す但未だ該分科委員會に加入する事を聲明せざる代表團と雖とも隨時審査會議に參與し發言し投票する權利を有す

(二)前記審査會の開議時日及討論事項は稅則改修委員會秘書より各國代表に通告す各國代表にして若し審査會に提出せんとする事項は其種類の如何を問はず討論す右提議は稅則委員會秘書に通知すべく同秘書は各國委員に通告するものとす、審査會の議決案大會に報告し大會に於て再び考慮を加へたる上之を批准す

前記審査會の分類左の如し

分類會委員長

(一)本色棉布品
(二)漂白或染色棉布品
(三)印花棉布品
(四)棉花棉線棉紗及棉製品
(五)洋蠟火藥發藥貨品
(六)絲貨及絲織雜貨品
(七)毛棉呢品毛及呢絨品
(八)五金類
(九)魚介海產類
(十)罐食及纏頭物雜貨品
(十一)雜糊菜品、藥材、粉、香料、蔬菜品
(十二)糖品
(十三)酒、啤酒、燒酒、飲水等品
(十四)烟草品
(十五)化學產品
(十六)染料、顏色品
(十七)燐膠、油皂、漆、蠟等品
(十八)書籍、地圖、紙、及木造紙貨品
(十九)生皮、熟皮、皮貨品
(二十)骨、毛羽、髮毛、角介殼、筋長牙等品
(二十一)木材、木竹、籐品
(二十二)煤燃料、瀝青、柏油品
(二十三)磁器、搪磁器、玻璃等品
(二十四)寶石、石料、及泥土製成物品
(二十五)石棉(不灰石)品
(二十六)發酵、鹵酸品
(二十七)鈔控品、扇、傘等品
(二十八)鍵針品
(二十九)自來火(火柴)及製造自來火材料品
(三十)五金線箔品及雜貨品

稅則號數

一至九
十至三十六
三十七至四十三
四十四至五十六
五十七至六十五
六十六至七十四
七十五至八十八
八十九至一百六十七
一百六十八至一百九十六
一百九十七至二百念三
二百二十四至二百七十九
二百八十至二百八十四
二百八十五至三百〇八
三百〇九至三百一十八
三百一十九至三百四十三
三百四十四至三百七十九
三百八十至四百〇七
四百〇八至四百二十二
四百二十三至四百四十七
四百四十八至四百六十五
四百六十六至四百九十五
四百九十六至五百〇二
五百〇三至五百一十三
五百一十四至五百二十三
五百二十四至五百二十八
五百廿九至五百三十九
五百四十至五百五十二
五百五十三至五百五十九
五百六十至五百六十八
五百六十九至五百九十七

上海關稅改訂會議は前記の如き經過を以て愈々本會議を終了し、今後三十種の小委員會に於て各個商品に就き稅率を改訂せらるゝ事なりたる次第なるが、右小委員會の經過は他日一括報告すべし(大正一一・七・一日稿)

時報

黎元洪氏の總統復位(一)……黎元洪氏の總統復位(二)……舊國會恢復問題の現狀……廣東の政變孫氏の失脚……奉直の緩和と東三省の今後……廢督問題……浙江の實行……支那金融機關概況

黎元洪氏の總統復位

北方の新實力者吳佩孚氏は舊國會の恢復を以て南北統一の梯子として、既に敢然として徐總統を逐へり、總統の職權は暫らく國務院に攝行することゝなれるも總統は一日も闕き能はず、吳氏等豫定計畫の黎元洪氏を祭りあげて復任せしめんとするに在るは無論にして、恢復を倡へられたる舊國會議員も亦黎氏復位に一致贊同すべきこと言ふまでもなく、於是曩に政界を離れてより以來近親郎黨の外訪づる者なき黎氏の天津邸は猝かに車馬の轍り騷然として訪客殺到し、北京政府曹錕吳佩孚氏等の代表を始め各省各團の代表蟻の如くに參集し、甘辭を弄し蜜言を極め、四方八面より說き去り說き立てゝ復位を勸說し、更に曹錕吳佩孚齊燮元蕭耀南馮玉祥等直系各督聯名の大々的推戴通電あり、岑春煊張耀曾等政學會の贊電あり、各界各團の勸電亦日に絡繹絕たず、天下の輿望期せずして集中せるの觀を呈せるが、現幻の如き政界に意を斷ちしとは云へ頭を圓めて入道せるに非らず、誰れか枯木に花の嬉しさ咲らざらん、棚からぼた餅又誰れか食指動かざらんや、曾て甞めたる苦き過去を忘れたるに非らざるも凡情竟に冷かなる能はず、於是黎氏復位の承諾は忽ち傳播して明日にも入京せんかの噂喧しかりしが黎氏の老策士たる饒漢祥氏はいたく之を憂へて極力黎氏の輕動を誡め、西南の贊同、孫文の退位、督軍の廢止裁兵の實行四項を提出して出山の條件とし、此決定に依りて將來の安全を期し然る後出づべしとて、六月六日の有名なる黎氏の通電に之を大膽に公示せるものにして、全文悉く饒氏の筆に成り所論深刻態度莊重黎氏をして泰山の重きを加へしめたり、其要に曰く

曩に王吳兩院議長、曹吳兩巡閱使、齊督等十五省區の勸電及諸地各團の推戴を承けたるも、元洪國會に疚を負ふこと既に深く自ら咎を引きて位を退けるに拘らず今また此推擧を蒙るに至りては心竊に愧なき能はず、諸公の元洪を推す所以の者統一に在り、卽ち法統を恢復せば立ろに南北の爭端を杜絕し得べしとせり、雖然國家病弊既に膏肓に入れり、何ぞや、督軍の召亂是れなり、其亂五端あり、吾國の積貧既に甚しきに拘らず兵員の衆多厥くべく、強者之を擁して要地につて、弱者之を擁して亦僻域に盤居し、裁せば匪となり、召さば匪聚りて兵となり、地方の擾亂常に靖定の日なし、是れ其一害、國家度支の道出入相均平せざる可らず、擁兵の雄者日に聚斂是れ事とし、始めは省稅を私し、終には國稅を私して恬然憚る所なし、是れ其二害、督軍の權威尊くして擁して兵あり、於是各々吞併伸威の意を抱き、爭端遂に罷まず、是れ其三害、共和の精神は民治の尊重に在り、督軍の制起りて

より威權を弄して輙もすれば政治に干渉し、賦稅を橐括し、官吏を擅に變更し、己れに利あらば弊政も顧みず、己れに害あらば敢然善政を阻む、是れ其四害、立憲は必らず政黨あり、政黨あれば必らず政爭を免れざるも、民國二年の役には政黨督軍を挾みて其後援とし、六年の役には政黨督軍に倚頼し立憲の政爭に常に武力を用ひたり是れ其五害なり、今日國家の危きを救ふの途督軍を廢止するに非らずんば諸事着手に由なし、或は謂ふ、總統は政治の責任を負はず、廢督すべきか否やの問題は應しく內閣の成立を俟つて之に依るべしと、雖然今日積弱なる中央政府の號令は實に都門一步を出づる能はず、督軍自ら茲に覺醒するに非らざれば廢督一事到底內閣の能く爲し得る所に非らず、故に廢督の一事は今日何事にも先だて先決せざる可らず、元洪今や各督の推戴を承く而して敢て廢督の先決を倡ふ、或は元洪の態を以て德に報ゆるを非とせん、雖然廢督は國家に有利なり、各督の元洪を推戴せんとする意亦國家に利ありとすればなり、諸公にして元洪を推戴して以て統一をなさんと欲せば、請ふ先づ元洪の苦言に聽き直に其兵柄を放棄し、上は巡閱より下は護軍に至るまで皆盡く其職を退きて以て元洪を都門に待て、元洪卽ち諸公と相與に國是を圖らん

此通電は國民より狂喜の喝采を浴びせかけられたるも、直系軍閥には淺少ならざる苦惱を與へたり、雖然事の勢ひは旣に黎氏より離るることを許さゞるを以て曹吳等は略ぼ之を承諾し、國會成立後民意に依りて之を解決すべきを約し、且つ西南孫文等一派の反對は陳炯明氏との聯絡の旣に充分依頼すべき程度に進めるを以て必らずしも憂ふるに足らずとし、全力を竭して勸說に努めしかば黎氏も於是意を安んじ、六月十日次の如きは復位承諾の通電を發したり

六日附の余の通電に對し、曹吳齊馮蕭閻各督何れも贊成を表示し、曹吳兩使の如きは卒先廢督を實行して各省の魁たらんとの返電を寄せ、齊督軍も亦誠心誠意躊躇なく督軍の榮職を舍つべしと言明し、余は此等の福音を聞きて感泣せり、事旣に茲に至り余は全國人民の爲に頓首して總統の任を受くるの當然なるを知る、雖然惟だ虞るゝところのものは軍隊の改轄と權限の歸併にして、陸軍部の負債又尠からず、之れが爲め動もすれば圓滿を缺きて動搖を生せんとするの傾向あり、今赴任に遲疑せば或は激變の發生なきやを虞る、六日の通電を以て陳述せる廢督裁兵の所論は倘りに忌憚なき言明にして私交上妙ならざるも國家を念ずる至誠に出でしもの、故に諸公は余の苦衷を容れて茲に其實行を誓明せるなり、斯くの如き誓明は其一言九鼎よりも重く、余にして依然不動の態度を持するは國民に背き朋友に誠實ならず亦國家に對して忠ならざるものなり是を以て本月十一日に入京して暫らく總統の職權を行使して以て秩序を維持し、一面國會を恢復して速に其開會に力むべく、復任に關する法律問題は國會にて之を解釋すべし

次日卽ち六月十一日午前八時特別列車にて天津を發し、午前十一時總理周自齊高恩洪王家襄吳景濂氏等と共に入京

し、一先づ東廠胡同の私邸に入りて休息の上直に總統府に入り、正午懷仁堂に於て正式の復位式を擧行し、次の如き簡單なる宣言をなせり

元洪義に出京してより茲に五載、此五載の間に於ける國政の情形國家元氣の斷喪、人民の受けたる苦痛、追想すれば覺えず淚下る、元洪德薄く能なき時局を解決の力乏しきも、奈何せん各方よりの勸逼力辭して得ず、萬已むを得ずして本日入京暫らく大總統の職權を行ひ、藉りて以て吾國國際上の地位を維持せんとす、其餘の各事に至りてはたゞ之を國會の解決に俟たんのみ、元洪亦當さに國民に跟從して之に赴かん

黎元洪氏の總統復位(二)

黎元洪氏の復位問題は上述の如くにして其實現を見たるが、之に對して輿論は如何なる態度を執れるか、北京の新聞は盡く筆を揃へて其正當にして時宜に適せる處置なるを頌稱し、上海に於ては

神州日報曰く、吾人は固より時局の紛亂を望む者に非らざるを以て、今黎氏が自己を犧牲にして入京就任せるに對しては暫らく之を論評するを避けんと欲す、雖然吾人は國家の爲め亦黎氏の爲め、六日の通電を實行して各省巡閱使及督軍を廢するとともに裁兵委員會を組織し、現在の軍隊を陸軍部の直轄として師長をして統率せしめば國家は裁兵の利益を受くべく、法律問題及統一問題の如きは之を他日に討議するも可とすべく、此際吾人は惟だ黎氏の唯々諾々以て武人の傀儡とならざらんことを切望するのみ

新聞報曰く、黎氏既に復職せるも政局の不安定は依然たるものあり、直隸派に於ては或は問題なしとするも、廬永祥李厚基は其麾の反對通電の手前果して如何なる態度を執るべきや疑問なり、又東三省方面も自治を宣布して融洽し難かるべき模樣にして、南方に至りては特に困難なる事情あり、四川雲貴は贊成せるも賴む可らず、是を以て黎氏の復位は或は却て時局を紛糾せしめ遂に收拾するの機會なきに至らしむるやも知る可らず

申報曰く、吾人は惟だ一に黎氏に其通電に痛論せる事項を誠意誠心必らず之を實行せんことを希望するのみ、若し之を實行する能はずんば黎氏亦國家國民の爲めに益する所なき無用の人たるに終らん

時報曰く、黎氏今次の入京は復職と謂はんより寧ろ暫攝と謂ふべきものにして、統一如何は實は黎氏に在るに非らずたゞ北方各首領の誠意如何に依るのみ

久しき以前より吳佩孚氏と默携し頻りに入智慧をなしつつありとの噂高き孫洪伊氏は舊國會議員にして上海方面との聯絡の爲めに南下せる呂復及李文祺兩氏に向ひ

民意に從ひて徐世昌を斷然驅逐せるは北方軍人の一大覺醒と見るべく余は之に對して大贊成なり、雖然這は北京內部のみの一解決にして南方との協調的解決に非らず、南方は護法の爲め既に七年の久しきに亘り奮鬪せるものなるを以て、舊國會恢復に對しても恐らく之を容易に承

認せざるべく、或は戰爭を免れざるべし、黎氏と余とは素と關係あり、曩に黎氏去りて遂に今日の時局を展開せしめたるは黎氏及余等の責任にして汗顏に堪えず、現時の政局は黎氏の爲めには其過去の罪過を補償すべき絶好の機會なりと謂ふべし、總統問題は非確定のものなれども出來得べくんば公平なる解決を得たきものなり、余は一々偏せず勉めて公平なる態度を以て時局に當らんと欲す

と謂ひ、何れも大體に於て反對なきが孫洪伊氏の言へるが如く孫文一派は之に對して絶對反對を唱へ六月七日廣東に於ける非常國會議員は臨時會議を召集して直隷派の提議せる舊國會恢復問題を討議せるが、孫文氏の代表胡漢民も之に臨席して左の如き孫氏の非常國會に與ふるに敎書を朗讀したり

徐世昌の沒落は、北京に於ける違法にして非立憲なる北方政府の顚覆に對する西南主張の成功なるが故に、合法且つ立憲的に組成せられたる大總統及政府を有する廣東南方政府は毫も解散すべき理由なし

一九一七年の國會に於て、上院及下院議員の多數は支那をして世界戰亂の渦中に陷らしむるを慮りて對獨宣戰に反對せるに、黎元洪氏は違法にも之を解散せり、故に西南省民は四年間違法にも總統の位に在りし徐世昌氏の合法的後任者としての黎氏の復任を承認する能はず

諸議員は滿場一致を以て之を決議し西南各省に打電せるが、越へて六月九日廣東政府外交部は孫文氏の名を以て左の意味の對外宣言を發表せり

徐世昌の退位は國家統一上幾多の障碍を除去したり、一九一八年彼の非法總統に就任せる所以、其前年に於ける黎、洪の國會不當解散に關聯す、彼が在職中政務弛廢、財政窮乏を極め、遂に國威の失墜を來せし責任は其半を列國に在り、列國が此非法總統を承認せるは實に是れ內政干涉にして、列國は其監督の下に在る國家收入及外債を彼に提供して國內の混亂を增長せしめたり、今や吾等は根本的に支那改造の岐路に立てり、而して此等の改造は支那自身に依りて解決すべきものなるは勿論なり、列國は過去の經驗に基きて內政干涉を止め、今次北京に於ける黎元洪の推戴運動に對しても曩に徐世昌を承認せしが如き過失を繰り返すことなき樣希望して已まざるもなり

孫文氏一派の反對は斯くの如きも、黎氏は西南の實力者たる陳烱明氏との間に進行せる聯絡に樂觀し、六月十三日總統就任令及民國六年六月十二日の國會解散令の取消を宣布し、更に次の如き新內閣の組織を命じたり

總理	顏惠慶		
外交	顏惠慶(兼)	內務	譚延闓
財政	董　康	陸軍	吳佩孚
海軍	李鼎新	司法	王寵惠
敎育	黃炎培	農商	張國淦
交通	高恩洪		

此中注意すべきは吳佩孚氏の陸軍總長、譚延闓氏の內務

總長及黃炎培氏の教育總長にして、黎氏の意蓋し吳氏をして爲に言明せる廢督裁兵をいや應なく實行する根脚なるが吳氏は徹頭徹尾辭して就かず、又譚氏に至りては湖南に於ける氏の輿望を利用し、南北紛糾の發源地とも云ふべき湖南を速かに統一下に誘はんとせるものなるは明らかなるが譚氏亦辭して來らず、黃氏に至りては前回の組閣にも教育總長に推擧任命されたるも竟に承諾せず、一面之と同時に黎氏は顏內閣を一時の連鎖として、民國六年の國會解散當時の總理にして國會解散令に署名を拒絕せる伍廷芳氏をして正式に組閣せしめんとする心算にて數次伍氏に招電を發し且つ勸說大に努め居る中、伍氏は六月二十三日突然肺炎にて逝去せる爲め、已むなく此內閣を維持して國會の開會を待つことゝせり

舊國會恢復問題の現狀

前述の如く愈々黎元李復位の實現を見たるより、天津に集合せる舊國會議員亦之に從つて續々入京し、六月十四日北京の衆議院議場に於て協議會を開き、參集せる議員は

△直隸　王葆眞　耿兆棟　崔懷瀛　馬英俊　李景濂
張思綏　韓增慶　恒　鈞　王錫泉　楊式膺　錢崇愷
呂　復　張　彝　賈庸熙　王雙岐　侖治厚　常育瑋
張士才　胡源滙　杜凱元　張滋大　張雲閣　張書元
鄧毓怡　張良弼
△奉天　吳景濂　羅永慶
△吉林　李應恩　張雅南　徐淸和　齊耀煊
△黑龍江　孟昭漢　葉成玉
△江蘇　邱長鎔　吳榮萃　謝翊元　陳士髦　孫潤宇
楊　潤　董增儒　張相文　張鶴弟　王紹鑾
△安徽　張伯衍　智廷桂　唐理准　劉鴻慶　李振鈞
許植材　王源瀚　何　奎　余　棻
△江西　張益芳　梅光導　郭　同　黃攻素　王　侃
歐陽成　王　成　王有蘭　李國珍　黃庭鶴
△浙江　邵瑞彭　王　烈　陳煥章　傳師悅　徐象先
林玉麟　蔣著鄉　袁榮叟　竹夢豪　杜正業
△福建　高登鯉　陳蓉光　黃　奎　鍾麟祥　劉崇佑
△山東　史澤咸　曹　瀛　彭占元　于元芳　黃毓梅
管象頤　周祖潤　杜凱之　王之篆　魏丹書　李元亮
王廣瀚　劉盥一　閻興可　周慶恩　郭廣恩　王志勳
周廷恩　盛際元　子均生　侖永新　趙正邱　艾慶元
王謝家　張玉庚
△山西　谷思愼　趙良辰　穆　郁　神化圖　侯元耀
周光昌　裴淸源　李慶芳　王國祐　景耀月　景光月
劉盥訓
△河南　張錦芳　劉奇瑤　袁振黃　梁文淵　郭　涵
王廷弼　陳鴻疇　李載賡　耿春宴
△湖北　彭虞遺　杜樹勳　陳邦燮　馮振顯　駱繼漢
胡鄂公　張則川　范熙壬
△湖南　劉　彥　萬　瀛　魏肇文　周大烈　黃贊元
郭人入　程崇信
△陝西　楊詩浙　裴廷藩　高增融　姚守光　朱家訓

寇遐　李含芳　曰常潔　段大信　張樹森
△甘肅　張廷弼　李光明
△新疆　張壽齡　陳世祿
△四川　王　樞　李爲綸　廖希賢　黃鵬雲　蕭　湘
江　椿　李文熙　徐際恒　蒲殿俊　余紹琴　李肇甫
△廣東　黃宵九　易次乾　林繩武　司徒頴　譚文駿
譚瑞霖　黃明新　陳　垣
△廣西　陳繩虹　陳大龍　趙炳麟
△雲南　張聯芳　陳光勳　張　義　嚴天駿
△貴州　杜成鎔　孫世杰　鄭　鈞
△蒙古　樂　山　林長民　恩和希林　唐寶鍔　張樹桐
孫　鐘　張　溶　李景蘇　蔡振東　鄧　鎔　烏澤聲
△西藏　扈必達　江天鐸　恩　華　王　式　易宗夔
克希克圖　熙　鈺　李　芳

等二百〇四名に達し、討議の上愈々八月一日舊國會開會の議を內定して其準備に全力を竭し、廣東及上海に於ける議員の招致に腐心し、財政部及交通部等と協力して勸誘に努めつゝあるが、上海に於ては呂復及李文祺兩氏代表となりて同地に赴き聯絡招致に力を注ぎたるが、在上海舊國會議員は六月八日會議を開きて之に對する態度を討議せる結果、次の如き舊國會恢復否認の宣言

中華民國第一期國會は民國六年六月十二日黎元洪の爲め非法解散を受け、同年八月非常國會を廣州に開きて正式會議及憲法會議を繼續し、今日に至るも國會は仍ほ廣州に存在し、未だ曾て閉會を宣告せず又未だ曾て遷地を議決せることなし、然るに吳景濂及解職議員王家襄等陰かに破壞を圖りて忽ち天津に機關を設立し、舊國會恢復籌備處と號稱す、毀法亂紀之れより甚しきはなし、議員は國會組織の分子なり、其資格の得喪は皆法律に規據し任意に與奪し能ふ所に非らず、天津の自稱籌備處諸人は其多くは民國七年の正式會議に於て法に據り解職し、議員の資格を喪失し、或は非法に阿附し、身を僞職に任せる輩にして王家襄の如きは其顯明なる一例人物なり、吾人は以上の義に據り、天津の所謂第一期國會繼續開會籌備處は非法議員の集合にして其行動は非法議員の行動なりと認む、卽ち敢て國會の名義を冒稱し私かに黎元洪氏を推戴して總統となし、護法の大業既に完成されたりとの僞說を以て天下を欺く者なり、吾人は法統を崇重し國家を愛護せんが爲め彼等の言論と行動との當然無効なるを宣言す

を發して勸誘を拒絕せるが、這は在上海舊國會議員全體の意思には非らずして、總數五十餘名中孫文氏直系たる張知本彭介石氏等十三名の態度に過ぎず、他の一派中には其意頗る動きつゝある者尠からず、廣東方面に於ては從來絕對否認の態度を持しつゝありしも、六月十五日廣東に突如として政變勃發し、孫文氏逐はれ、陳炯明氏が北京舊國會の恢復は吾人護法貫徹の結果なるを以て廣東非常國會は既に存立するの必要なしと宣言せるより、議員連の態度亦俄かに變動を來し、翻の否認說を改めて上京せんとする一派を生じ、上海廣東兩地とも招致無望に終らざる形勢を示し、

六月下旬に於ける舊議員の在京數は俄然として增加し、既に三百五十三名に達して法定數との差幾何もなき狀態となり、尙招致に努力せば內定せるが如く來る八月一日の開會は或に實現さるゝに至るべしとの樂觀的態度を持せる者尠からず

廣東の政變孫氏の失脚

北京に於ては黎氏既に復任して統一に一點の曙光を見出し、南方孫文氏一派の反對は陳烱明氏との聯絡進行にて必らずしも憂ふるに足らずとし、頗る樂觀說高き折柄、偶然乎否乎、廣東に於ては六月十五日夜半忽ち政變勃發し、陳烱明氏の部將葉舉氏は同夜三時突如として孫氏の機關及軍營を襲擊し、それが爲め孫文氏は身を以て軍艦永翔號に逃れ、廣東は孫氏の權圈を離れて陳烱明氏の掌中に移り、孫氏部下の海軍と陳軍の間に戰鬪の開始を見るに至れるが廣東は甚しき混亂に陷らず、葉舉氏は十八日次の如き宣言を發して其態度を明らかにせり、

民國九年冬春煊氏の護法を取銷さんとするや、粵軍之を逐ひて廣東に入り、護法政府を組織して徐世昌氏に對峙するとゝもに、孫文氏亦徐氏にして退位せは自己も直に野に下るべしとの宣言を發表せり、今や幸に舊國會既に自動召集の氣運に至り、徐世昌氏亦遂に引責退位せり、之を要するに南方の累年兵を擁して北方に對立せる所以唯だ一に護法に在りき、此目的今既に達せられ、復た擁兵の要あるを見ず、況や廣東は數次の戰爭に因りて民力凋弊し、財政枯渴の慘狀を呈し、また再び民苦を重ぬるに堪えず、葉舉等同じく中華國民にして亦粵軍の一員たり、國家の爲め廣東の爲め一人の故に依つて天下を禍するに忍ぶず、是を以て孫文氏に懇望するに退任宣言の實踐を以てせんとす、國家之に依りて安定せば國民の前途實に賀すべきものあらん

雖然孫文氏は極度の憤怒を以て此事を叛逆視し、飽くまで武力を以て靖定せずんば已まずと豪語し居れど、常に餘りに理想に趨りて何事にも文句を並べ、實際政治に幾んど考慮を拂はざる孫文氏に對しては、實は其部下の輩と雖ども〳〵愛想を盡かし居るは事實にして、章炳麟褚輔成氏等の如きすら孫氏に退位を勸め、今次の失脚に對しても廣東市民の如きは殆んど愛惜の表示なく、隱忍せる陳氏に同情を寄する者多く、一般は此失脚に因りて南北統一は急潮的促進を見るべしとて之を喜ぶの狀さへあるが、北伐軍として既に江西に進擊し破竹の勢を示せる孫氏部下の大軍は此變を聞き、急速馬首を回して陳烱明討逆を宣言し、既に陳軍と砲火を交へつゝあるが此勝敗は統一を決定するものとして甚大なる注意を惹つゝあり

葉舉氏が此擧を決行せることの氏の單獨的行動に非らずして陳烱明氏の企圖に出でたるは固より言ふまでもなきが孫氏の壓迫に隱忍を重ねたる陳氏の不平が最近黎氏復位及南北統一に對する孫氏の執拗なる反對に堪忍袋の緒を切らし、永年の友誼を放棄して統一促進に出でたるものなるが如く、一般的同情は比較的陳氏に寄せられつゝあり、孫陳

兩氏破裂の遂に茲に至れる其因果に就き、陳氏の幕士たる劉君亮氏が上海に於て聯合通信社記者に物語れる談話は其一面を窺ふに興味深きものなるを以て茲に之を掲げんに

劉氏曰く世人多く謂ふ、孫陳兩氏の破裂は民黨の自殘なりと、此說誤てり、孫氏の所謂民黨なる者は實は極めて狹義の孫派民黨にして、唐紹義柏烈武唐繼堯氏等の如きは既に脫離せり、陳烱明氏も亦此民黨に反對せる一人なり、民國三年孫氏が所謂革命黨を組織するに當り、陳氏は黃興李烈鈞氏等と共に別に一派を成し、孫氏の民意統御の實力を失へるは既に此時に始まる、民國九年陳氏兵を率ひて廣東を奪回するや、吳氏は陳氏の苦言を聽かずして强いて總統となり、之れが爲め外は雲南四川貴州湖南各省の脫離となり、內は唐紹儀香山に逃れ、吳景濂褚輔成上海に歸り、孫氏は殆んど孤立の狀態に陷れり、陳氏は固より民黨の重鎭なるも右に云ふ狹義なる孫派の民黨人物に非らず、此點先づ注意せざる可らず、而して孫陳兩氏破裂の原因に至りては遠因及近因の二項に分ちて之を述べん

(一)遠因、陳氏既に孫氏の獨裁主義に反對して孫黨に加はるを拒絕せしかば、孫氏は頗る之を不快として陳氏を敵視し、最近孫氏の廣東に來りてより以來、孫陳兩氏抱懷全然同じからず、其重要なるもの三事あり

一は主義に於て孫氏は武力革命を以て統一せんとし、陳氏は聯省自治を以て紛糾を解決せんとせる事

二は政治上に於て、孫文氏は孫文二字に對して一種の妄想的自憚れを有し、支那を擧げて其理想の試驗場たらしめんとし、陳氏は着實を主とし、根本の鞏固に重きを置きて浮虛的政治を排せる事

三は財政上に於て孫氏は其所謂紙幣救國論を迷信し、遂に紙幣二億を印刷して廣東市民の大ストライキを惹起せしむるに至りたるが、陳氏は民國二年に於ける紙幣の苦痛に鑒みて極力之を阻止せる事

此主義は實に孫陳二氏の大衝突にして、孫氏は之に因りて陳氏を恨むこと一方ならず、嘗て許崇智氏の宅に於て「吾と陳烱明とは將來到底事を共にする能はず、吾れ烱明を殺さずんば、烱明必らず吾を殺さん」と明言せることなりしが、陳氏は始終隱忍して憤怒せる部下を抑へ居りしところ、其後孫氏は遂に陳氏を免職するに至りたり

(二)近因、孫陳の間に於ける遠因既に斯くの如きが近因として見るべきものは、最近陳氏の免職さるるや孫氏は陳軍に對して武裝解除を强要し、六月十五日孫氏の衞隊司令李安邦が陳軍に之を迫りたるより、陳軍は自衞上且つは平素の怨恨より遂に忍ぶ能はずして憤起するに至りし事

二は北方の徐世昌退位し黎元洪氏既に復任し、西南護法の主張既に貫徹せるに拘はらず、孫氏は其總統職に戀々として强いて反對し、以て統一を自ら破壞するに至りし事

之は孫氏の紙幣策既に廣東市民の忿怨を招き、之に加ふるに北伐軍充實の爲に各所に於て農民を强拉せるより、

省民の孫氏排斥の聲日に高くなれる事

此等各種原因に因りて葉舉氏等一派の激烈人物が遂に意を決して此擧を決行するに至りたるものにして、其軌れが是なるかは之を後日の輿論に俟たんのみ

奉直の媾和と東三省の今後

一敗地に塗みれて山海關附近に立籠れる張作霖氏は最後まで痛我慢の主義を豪語せるも、戰は既に大敗して奉軍の武威復た振はず、西南の政變は頼みに想ふ孫氏の驅逐となりて心細さの限りなり、永久に搖がじと信せる東三省の地盤すら氣掛りの種子多く、現在及將來の安全を保たんには先づ民望を繋ぎ止むるに如くはなしとて俄かに主戰態度を舍てゝ內治に變り、直軍逆擊の夢醒めて媾和の念頻りに萠し王占元宋小濂孫烈臣張學良の三氏等の調停を渡りに船とし、六月十六日遂に宋小濂孫烈臣張學良の三氏を代表として秦皇島に派し、直軍代表王承斌楊靑新二氏と英艦に於て會見の上正式媾和を議し、次の如き條件成立するに至れり

一、中華民國統一の爲め、奉直兩軍は同心協力すべし

二、六月十八日午前九時より、奉軍は前進陣地を撤去すべし

三、奉軍は六月十九日午前六時二郎廟以南の陣地を撤去し直軍は同日午前五時後方留守營に集合すべし

四、六月二十日午前六時より奉直兩軍は撤兵を開始す

五、兩軍とも撤去開始の後三日以內に撤退を完了すべし

六、直軍は東三省に入るを得す

議和成立の後兩軍とも各々條件の如くに撤退を完了して奉直の戰爭は茲に終局を告げたるが、是れより後ち張氏は前述の如く自己の善後を圖るべく、民意尊重の急造の新看板を揭げ、此看板に最も相應はしき流行の聯省自治を執るに決せるが、此策は張氏の策士にして奉天の人氣役者たる王永江氏の辭を盡して勸說せるものに係り、一般智識の低級なる東三省に於ても自治の聲は省民の喜ぶ所なると共に亦在奉文治派の久しく抱懷せるものなるが故に、張氏の此更新的態度は頗る彼等の歡迎せる所なるも、聯省自治の決行は中央政府脫離の態度を表明せざる可らず、苦悶して心細さに悄氣返り居る張氏專制振威に慣れ來れる張氏が果して聯省自治を完成せんとするの誠意あるや極めて疑問多く結局は今次の媾和を利して、平和主義者たる黎總統及曹吳兩使の瞭解にて或る官職を與へて以て張氏の面目を保持し、統一の美名下に北京政府の命を奉するに至るべしと觀測する者多し

廢督問題と浙江の實行

督軍廢止は黎元洪氏復位の一條件にして且つ曹吳兩使及各督の言明せる所なるも、此問題は匆々短日月の間に解決し難き事情あり何れにせよ國會成立の後を俟つて決定さるべきが、保定方面に於ては既に軍事會議を開催して之を討議し、其結果、廢督後は全國を

第一區　直隸　山東　山西

第二區　江蘇　安徽　河南

第三區　湖南　湖北　江西
第四區　浙江　福建
第五區　廣東　廣西
第六區　四川　貴州
第七區　陝西　甘肅　新疆
第八區　奉天　吉林　黑龍江
第九區　熱河　察哈爾　綏遠
及び蒙古　西藏　青海の特別區

の軍區に分ち、其區長には今日の巡閲使及督軍中より人選することに略ぼ内定せる由なるも、事全國に關するを以て遠からず曹錕氏の名義にて全國軍事會議を保定に召集し、以て其準備に資せんとしつゝあるが、強固なる中央政府の成立と其に全國軍政の權柄を陸軍部に收めざる以上、結局は督軍の看板換に至らんとの悲觀説を持する者頗る多く、張一麐孫毓筠伊氏等の自治主張者は省自治か完成するに非らざれば斯くの如き督軍廢止は有名無實なりとて熾に省自治の施行を呼號し居り、其他政學會の張耀曾研究會の林長民氏等の發起に成れる國民裁兵會新らたに成立し、軍政の改革及裁兵の方法に就きて鋭意研究の歩を進めつゝあるも信ずべき具體案を見るには尚幾多の時日と容易ならざる曲折を經べきが、此時、督軍中の一種の變物として知らるゝ浙江の盧永祥氏は六月十五日突如として自行廢督を宣言して一時を吃驚せしめたり、盧氏の廢督主張は今日に始まれるに非らず、往年雲南の唐繼堯氏が廢督を實行するや直に之に贊成したることあるも、其後實行するに至らず、今次の宣言も之を信ずる者多からざりしが、其後の消息に據れば、六月十五日午前氏は軍政各界の要人百餘名を陸軍同袍社に召集して茶話會を催し

吾國政局の數年來紛糾に紛糾を重ね居る原因は黨派及督軍制の有るが爲めにして、余は夙に廢督裁兵を主張し、今日は正に其實行の良機會なりと認め斷然之を實行すべき意を決せり、今後の地方治安は省長及各師長等責任を以て維持されんことを望む

との演説をなし、沈省長及各師長等は事重大なるを以て更に審議を要すとて別に審議を重ねたる結果、遂に盧氏の擧を贊成するに決し、午後三時更に各界團體代表會議を開きて其善後策に就き協議せる處、廢督善後委員會を組織するに決定し、六月二十日盧氏は浙江軍務善後督辦に擧げられ別に大要左の如き要綱を發表せり

一、廢督實行の日より浙江省内の事は一切の不法干渉を許さず、亦再び督軍制度の發生を許さず
二、地方治安維持の爲め各軍隊を悉く原駐地に駐屯せしめ若し他省の軍隊にして侵入するが如き事あらば、民意に從つて之を防禦す
三、合法政府成立する迄は、浙江省内の各行政機關は從前通りに執務す
四、裁兵問題は事重大なるが故に、合法政府成立後全國の裁兵計畫確立するを俟ちて之を實行す
五、各軍隊及軍事各項に關する經費は關稅を以て支出し、合法政府の成立を俟ちて其節制を受く

六、軍務善後事務の進行を圖る爲め
（一）評議部を設く　評議員は浙江省長より之を選任し、部長は善後督辦之を兼任す、但し民事に關する事項は省長列席の上評議す
（二）執行部を設く　執行部は督辦の命を受けて軍務善後事務軍事行政、軍事裁判其他軍事々項に關する一切の事項を辦理するものとす
（三）兵工委員會を設く　兵工委員會は兵士を各種の工業に從事せしむることを計畫し、將來兵士の生計の基礎を安定す
而して督軍公署を督辦公署と改めたるが、盧氏の此事は慶督の勇敢なる先驅なりとして嘖々たる好評を博しつゝあり

支那金融機關概況

支那に於ける金融機關の發達趨勢を見るに所謂新式銀行の生れたるは清朝の末、中國商業銀行の設立されたるが、最初にして其前に於ては、錢莊票莊或は票號官銀行鑄造の傍ら、金融業に關係せる銀爐々房等の數者ありたるのみなりしが、前記中國商業銀行の設立されて後、戶部　交通、浙江、興業四明等の各銀行設立され越えて辛亥革命以來、諸般の制度文物が、革新の緒につくと共に、これが設立計畫は漸く多きを加へ、殊に歐洲大戰に伴ふて財界の殷賑に企業熱勃興し、前清時代即ち一千八百九十七年より一千九百十一年に至る間に於て、設立されたるものは僅に七行に過ぎざりしが、民國元年（一九一二年）に至り、更に七行を加へ、其後國內の亂擾引續きたるため、一時頓挫の姿なりしが、民國六年（一九一七年）以來再び增進の傾向を示し同九年には十九行十年には二十八行の多數新設され、民國十年（一九二一年）末における現在數は百六行其公稱資本金額三億二千七百六十九萬三千七百二十二元、拂込資本金一億四千四百六十萬六千三百元の多きに達せり、これが發達趨勢を示せば、先づ設立行數に於ては前清時代七行、元年七行、同二年一行、同三年三行、同四年三行、同五年五行六年七行、同七年十一行、同八年十二行、同九年十九行、同十年二十八行、設立年月不明の行數三行、合計百六行にして、公稱資本金並に拂込資本金は即ち左の如し（單位元）

年次	公稱資本金	拂込資本金
前清時代	三四、七五九、九五九	一七、五〇九、七六三
民國元年	七五、一四六、九〇〇	二六、六五一、七〇〇
同　二年	五、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇六、五〇〇
同　三年	八、〇〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇
同　四年	二六、〇〇〇、〇〇〇	二四、五〇〇、〇〇〇
同　五年	三、四二〇、〇〇〇	一、七三九、七〇〇
同　六年	一三、七七八、三〇三	九、九〇〇、〇四八
同　七年	一四、四〇〇、〇〇〇	五、〇四六、五〇〇
同　八年	三二、一六五、九九二	八、一六七、〇九〇
同　九年	五六、二九〇、九五五	二四、五四二、四五二
同　十年	四六、一五三、四六九	一五、五〇三、四六九
設立年不明	一二、五七八、一四一	五、九八九、〇七〇

計　三二七、六九三、七二二　一四四、〇六六、三〇〇

以上の如くにして、各銀行の資本金高を見るに、公稱資本金一千萬元以上のもの七行、五百萬元以上十三行、又拂込資本金一千萬元以上のもの三行、五百萬元以上三行にて、その他は公稱拂込共に五百萬元以下にて、就中公稱資本金百萬元以上二百五十萬元以下のもの四十五行、拂込み資本金五十萬元以上百萬元以下のもの三十行と云ふが如き、小規模銀行比較的多く、なほ之を所在地別にすれば銀行數は上海の三十行を最多とし北京の十九行之に次ぐべきも資本金額にありては、北京の十九行公稱資本金一億四千百五十萬元、拂込み資本金五千六百七十五萬六千八百五十元に對し、上海は公稱資本金五千二百十四萬千七百九十九元、拂込資本金三千百八十萬七千五百五十三元を算するのみにて支那に於ける新式銀行は、創始以來日猶淺く、その設立は主として北京上海及び天津の如き有數の各都市に限られ、未だ汎く一般に普及さるゝに至らず、且一二銀行を除く他は薄資のため、金融機關としての機能如何を疑はるるの如き現狀なるが、重なる都市の銀行數を示せば

北京十九、天津六、上海三十、濟南五、香港五、哈爾賓五、青島一、シンガポール二、比律賓一、瓜哇泗水一、奉天一、長春二、營口二、安東縣一等にして資本金別左の如し（單位元）

地方別	公稱資本金	拂込資本金
北京	一四一、五〇〇、〇〇〇	五六、七五六、八五一
天津	三二、〇〇〇、〇〇〇	一〇、一三三、六〇〇
上海	五二、一四一、七九七	二一、八〇七、五五一
濟南	一〇、二〇〇、〇〇〇	三、一五〇、六〇〇
香港	三〇、三六八、〇二四	一八、八八二、四六二
哈爾賓	一〇、〇〇〇、〇〇〇	八、六二五、〇〇〇
青島	二〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
新嘉波	一〇、一〇八、一四八	六、〇四六、八八七
比律賓	八、六九〇、〇七四	二、一七二、五一九
瓜哇泗水	三、四九一、六二五	一、七四五、八四二
奉天	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七六〇、〇〇〇
長春	九六五、九九二	三一六、四九〇
營口	一、〇〇〇、〇〇〇	一三五、〇〇八
安東縣	三、六〇〇、〇〇〇	一、三五〇、〇〇〇

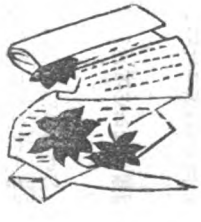

黨報

支那新聞重要記事（自五月十六日至六月十五日）

重要外交—國內要聞（徐世昌の退位・黎元洪の復任・奉直訌爭の續聞・北伐計畫の一段落・重要時事）—尊國會恢復問題—廢督裁兵問題—財政と經濟

重要外交

▲修正法權討論委員會條例（政府公報）五月二十日附を以て左の條例公布せられたり、因に右は領事裁判權審査委員會が明年秋迄開催延期せられたる結果支那側準備を整ふる爲なり

第一條　法權討論會は法權回收の準備實行及び善後事宜に關する討論を爲す事を掌る

第二條　法權討論委員會は委員長一名、副委員長一名、委員七名を以て之を組織す

第三條　委員長に副委員長は大總統より特派す

第四條　委員は委員長より法律の學識或は外交に經驗ある人を招致して之に充つ中國の各官署に服務しつゝある外國人も亦招致して委員に充つるを得

第五條　法權討論委員會が討論すべき問題は左の如し

一、外交總長或は司法總長より提交せるもの

二、委員長より提出せるもの

三、委員より提出しで委員長より討論に附する事を許可せられたるもの

第六條　討論問題にして特別調査を要するものは委員長より委員中に於て調査專員を指定する事を得

第七條　討論完了の後は報告書を具して國務院に送り國務院は之を讞決せる後主管官署に頒布して執行せしむべし

第八條　法權討論委員會は秘書長一名を置き委員長の命を受けて委員會の議事の準備及び文書事件を掌らしむ

第九條　法權討論委員會は秘書及び事務員若干名を置き委員長の命を受けて秘書長を輔助し會議の準備及び文書記錄事宜並に一切の庶務を處理せしむ

第十條　委員長、副委員長は特任官に準じて俸給を與ふるも其本職ありて之を兼任するものには俸給を與へず但し配慮の上手當を支給する事を得

第十一條　法權討論委員會の職員は何れも中央文官の官等法に照し分別して俸給を與へ其本職ありて之を兼任するものには委員長より配慮して手當を支給す

第十二條　法權討論委員會は文件の書寫、譯譯及び雜務を處理する爲め屬員を使用する事を得

第十三條　本條例は公布の日より施行す（五、二一）

▲青島に於ける阿片禁輸狀況（北京日本公使館發公函）北京國際禁煙協會は六月二日青島に於ける阿片業に關し日本北京公使館より左の如き公函に接したる旨發表せり曰く

膠州に於ける阿片輸入に關し二月九日付貴書に對し書翰を以て本件に關係する日本官憲に移牒し遲滯なく充分の調査を爲すべきことを照會したる所最近右關係官憲より回答を得たるが其の要旨は次の如し

膠州に於ける阿片專賣制度は一九二一年三月末限り廢止され此事は當公使館より一九二〇年十月十四日付を以て貴協會に讓告したり、然し間もなく阿片供給を急激に禁止するときは多數の吸食者をして死地に置くことゝなり反つて人道に反するものなることを認めたるを以て斯る苦痛を與ふることなく此の害毒を全滅せしむるため日本政府は既定の方針を修正し漸次之を禁止するの方法を採るに至れり斯の如く修正したる理由は左の如し

（一）膠州租地內二十萬の人口中常習吸食者は約一萬人にして此中の二千人乃至三千五百人は最も甚しく習慣に攫はれたるものにして適當なる阿片を與へざるときは生命に關係するものなり

（二）若し適當なる療法を講ずるときは此の中毒者は每年二十パーセントに減少するを以て五年後には全滅する譯なり

（三）中毒者を約二千人なりとすれば製劑阿片の數量は一日二千四百六十匁

（一人當り一日最大量は三匁にて最少量は〇・七匁）即ち一年に九十萬匁なり此の製劑阿片に要する原料阿片は百三十八萬四千七百五十四匁

（四）右の方法に依る供給總額は次の如し

第一年　九〇〇、〇九〇匁
第二年　七二〇、〇〇〇
第三年　五四〇、〇五四
第四年　三六〇、〇三六
第五年　一八〇、〇一八

右修正方針に從ひ三千百十三の許可證を發せり無論醫師の鑑定の下に嚴重に調査したる結果に依りたるものなり一九二一年三月末以後は一切許可せざりき此等の免許吸食者用として土耳其（臺灣廳に非す）阿片の一・二〇噸と波斯阿片三十六噸を一九二一年に輸入したり前者は一月二十二日に後者は五月三日に於てせり

一九一九年の輸入が一九一八年より少なく一九二〇年には皆無なり其理由如何は貴書中に質問されたる處なるが右は一九一九年及一九二〇年の二年間は前年の持越阿片を以て供給したればなり

蕃專賣制新專賣制度とも一定の商會を指定して生阿片を輸入し之を製藥して免許吸食者に賣渡すことゝなり居れり舊專賣法と新專賣法との最も顯著なる相違は前者は出願次第之を調して差支へなきものに許可したれども後者は五年間に全廢の目的を以て決して新たなる許可を與へざることなり、昨年輸入の三七、二〇噸は一年內に消費し盡す數量にあらず右數量は將來の使用を見越して輸入したるものなり

▲廣東政府承認要求　（廣東各報）

廣東政府大總統孫文は六月六日北京公使團及各國政府に宛て左の如く通告し廣東政府の承認を求め更に翌七日在廣各國領事を招待し大いに努むる所ありたり

支那國外交總長伍廷芳は閣下に對し敬意を表し且六月六日大總統孫逸仙の諸國に向けて爲せる左記宣言を通告するの光榮を有す

徐世昌の大總統退位は國家統一の一要件たる國會の有効なる恢復に對する第一の障碍を除去するものなり蓋し千九百十八年に於ける徐の不法なる大總統就任は千九百十七年黎元洪の非立憲的國會解散に因り生じたる政治的分裂を著く大ならしめたればなり徐の在位は政府の弛廢崩壞を招徠し又前例なき程度迄支那の威信を失墜せしめたり

此の悲しむべき狀態に對しては諸條約國も全然責任なしと謂ふを得ざるが如し蓋し屢次の警告及抗議に拘らず此等諸國は徐世昌の支那國大總統たるを承認し爾來其の態度を更めず而して其の承認を支那內政に對する聯合干渉とも稱し得べきものと變化せしめたる狀態の下に徐は外國の監督の下に徵稅し諸強國に於て其の解除に對する支配を主張する國家收入の剩餘を引出すが如きことを行ひ得たればなり徐は又外債を契約し得る地位に在りたり此等剩餘並外債無くんば彼れは僅々四週間は兎に角到底約四年に亙り支那に惡政を施すこと能はざりしなるべし

現在支那に於て完全に組織せられたる唯一の事實上並法律上の政治團體の行政長官として本總統は條約國に對し此等諸國の歷次發したる現下の內爭に對する非干涉の誓約に付注意を喚起し且右誓約を其の精神に於ても又字義に於ても遵守せられむことを要望するの光榮を有す

此等紛爭は實に國家改造を目的とする謳念すべき努力にして死活の變革を爲せる歷史を有する諸國民の經驗せるものと同樣異なる所なし今や吾人は支那舊來の生活を改造し之を政治上並經濟上大に變化したる環境に調和せしめむとする事業に從事しつゝあり而して此の調整は諸強國の干涉なく支那國民自身に依りて行はるゝに非ずんば眞に之が達成を期するを得ず

諸強國が北京に於ける或る他の傀儡を大總統として新に承認するは上記の干涉の行爲にして曩に徐世昌の國際的承認に因り惹起せられたるより以上の不幸なる事件を誘發するに至るべし　孫逸仙（六、四八）

▲葡支衝突事件　（路報）

香港英字新聞の報道に依れば五月二十八日晚澳門に於て葡國兵士と支那人間に爭鬪を生じ葡國兵士一名支那人側四十名殺され百餘名負傷せりとも傳へらる爲めに支那人の激昂甚だしく、翌二十九日より總罷工の擧に出でたり、爭鬪の原因は尙確かならざるも一葡國兵が支那婦人を凌辱したる爲なりとも又買物の行違よりとも傳へらるゝが、勞働爭議にあらざることは確なり、二十九日香港より乘船歸國の途に就く筈なりし澳門總督は此報を得て出發を中止し直に澳門に引還へせりと、澳門總商會より廣東勞働團體への電報に依れば二十八日夜同地に於て葡國兵支那婦人を辱し

の勞働者百餘名を銃殺せるにより總罷業せりと報じ一方英憲に對し軍艦派遣を求め來れり

罷業以來同地商店は大部分閉店狀態にて車馬の通行人通り全く絶え死せるが如くなるが、波止場のみは避難民にて戰場の如く雜沓を極めつゝあり、同地の日本人居留民は十名足らずなるが衞支共に日本人に對し何等の反感無く、國境にて戰爭にても起らざる限り危險なきを以て日本人は引揚ぐることなかるべしと。

○尙廣東政府は江大江固兩軍艦を澳門に遣はし又兵三營を派し前山に駐紮せしむ、澳門政府は某巨商に調停を依賴したりと

○廣州國民外交後援會は六月一日東園に開會し會する者一萬餘人、陳炳生主席となり左の六項を決議せり

（一）政府は速に澳門を回收すべし

（二）人民は葡萄牙人を絶對に排斥すべし

（三）前山及拱谷兩地に民團の設備をなすべし

（四）葡萄牙人の支那人慘殺の罪狀を全國に通電し並に其援助を請ふこと

（五）各處より澳門に送る食物は全部停止すること

（六）銀坑より澳門へ供給する水は之を停止して送らざること

○廣東政府より澳門問題に關し葡萄牙領事に抗議を提出したりしが葡領事は澳門よりの報告を待ちて通告すべしとの回答なせり、尙葡政府は勞働組合に對し總て復業を命じ各商店は六月一日開店すべく然らざれば保護を加へずとの布告を出したり、支那人の他に移る者少からず勞働者は多く澳仔に赴けり（六、一二）

▲澳門政府に抗議　（各報）　北京に到着せる香港電によれば廣東政府は澳門事件に關し外交總長伍廷芳の名義にて澳門政府に對し左の如く正式に抗議を提出せりと

一、澳門政府の正式代表は我政府に向つて謝意を表すること

二、肇禍の兇兵を懲辦すること

三、華僑の損害を調査し賠償すること

四、澳門の比律賓兵を撤退すること

五、賭博を永久に嚴禁すること（六、一四）

▲國籍取締問題　（新聞報）　吾國は外交失敗領事裁判權喪失後より各港の商民は外人の保護を恃むことゝなり上海を以て最も甚だしとせるが、訴訟あり敗訴の地位に立ち或は營業失敗の時に立てば則ち外國籍に入りて俾免を圖り原告方面は勢力敵せざるため忍んで損失を受くるを常とし來り商業上莫大の障害あり、近來領事裁判回收の呼號盛んとなり、一旦回收せば奸商狡猾の衞なきも無知の徒は舊習上訟に臨みて外籍に入るの擧あるを恐れ、農商部は商權保全のため已に全國の商會に通令して商人に對する臨訟入外籍者に對し切實に防止方を勸導することゝせり、同時に外交部に咨して駐北京各國公使に照會し各港領事に對し支那人にして臨訟入籍を請ふ者あらば一切許可せざることゝせり（六、七）

▲新疆に於ける露支局部通商草案原文　（時事新報）　新疆省長楊增新は外交部特派新疆交涉員に命じ過化に於て露國社會聯邦會議共和國外交部特派代表と相會し臨時局部通商條件草案十四條を議定せしめたるが該草案原文左の如し

第一條　新疆省は塔爾巴哈臺城及阿山の布爾津縣城を以て對露通商地と爲し露國はセミパラチンスク及サイサンを以て對支通商地點と爲す、雙方以上の通商地點に商務機關を設け交涉事宜を兼辦す、兩國商務機關及眞正の僑商清愛の家屋倉庫は通商地點に在つては各駐在國法律を適用す

第二條　通商及其他の交際上の事に關しては雙方互ひに國際公法及國際慣例に遵ふべし

第三條　露國の負ふべき責任事項左の如し

（甲）露國は新疆人民及露國居留支那人民に對して共產主義を宣傳するを得

（乙）露國が支那に於て行使し及露國居留支那人民の收受したる露國紙幣中舊紙幣問題にて支那中央政府及露國政府間に協議解決したる以外の紙幣に對しては露國政府は發行當時の價値に照して通商の日より速に責任を以て在支露國商務機關に於て現金と引換ふべし

（丙）支那人民が露國の政變に因り露國に在りて被りたる拘留、賦役擄奪及生命財產貨物の一切損失に對して露國政府は通商の日より最短期間内に賠償を實行すべし、賠償辦法は別に之を定む

第四條　支那は露國地内に在りて露國商務機關及普通露民と自由に交易し公

貨物の為さるべきこと

第五條　通商に全額（貨物）を以て支拂うべきこと

第六條　通商に全額（貨物）を以て支拂うべきこと

第七條　貨物輸出入税に各國通境の税關に於て現行の税則に照し一律徴收す

第八條　當支通商の水陸路に於ては中國沿海及セミパラチンスクに赴く者には必ず吉林乃卜（營口支關）を通過し同地及アイハンに赴く者は必ず吉林乃卜（營口支關）を通過すべし若し右定路以外を出入する者有れば税關に於て貨物を沒收し且つ罰金を以て處分す

第九條

（一）雙方の領事官は其人民の生命財産に關し凡て居住國法律の保護を受くるものとす

（二）兩國人民間に發生する爭訟の總ての民刑訴訟事件は一律領事裁判權第五項の規定に遵守し且つ兩國の財産貨物沒收法は在當支那人民に施行する事を得ず

（三）兩國境内に定居せざる人民

第十條　兩國人民の通商に關する爭訟は領事裁判權第六條の規定を適用す

第十一條　兩國人民の通商に關する爭訟は領事裁判權第六條の規定を適用す

第十二條

（一）此條約は批准後十年を以て期限とす

（二）此條約は批准後十年を以て期限とす

（三）此條約は批准後十年を以て期限とす

第十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第百九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第二百九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第三百九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第四百九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百五十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百六十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百七十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百八十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第五百九十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百二十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百三十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十二條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十三條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十四條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十五條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十六條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十七條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十八條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百四十九條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百五十條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百五十一條　此條約は批准後十年を以て期限とす

第六百五十二條　此條約は批准後十年を

の艱難と人民膚切に困苦を環顧し夙夜彷徨自ら已む能はざればなり匹夫も其責あり狂者胥昧の愚を冒す皇天后土實に此區々の心を察鑒せよ夢怨敢て憚さる所讀んで鄙忱を佈し明教を俟候す（五、二〇）

▲徐總統の退位表示通電　（京報）徐總統は五月三十一日夜退位表示の通電を發したるが同原文左の如し

衝喀鄙人憂患の餘生曾を國容に忝ふす原と此知庸を竭し力めて和平を求め業庶を保全し國家を統一せんと思へるに乃ち事變紛乘し朝夕遷易百雛躬から試む劫運消し難く兢惕憂惶哀類益甚しく茹荼集周此衷を喩ふる無し孫傳芳の勘（廿八日）電陳ぶる所を閲するに忠言快論實に吾心を得たり果して能く此の如く進行せば僅衆心を一にし悉く逆詐を除き斯の民塗炭の苦を免れ國家をして盤石の安きに濟せしめて政治修明日に強盛を臻さん鄙人野に下ると雖も餘年を以て而して昇平を享け其樂窮り無く今日より十倍も甚しきを得ん況や運數を斡旋し危亡を挽濟するは本と鄙人の初志に係るに鄙人の力能く遂ぱず群賢協謀して共に其盛を成す是れ求めて而して得ざるの事に屬す一に合宜の辭法有らば便ち即ち身を奉じて而して退かん、決して留戀無し先づ區々を布し明教を敬候す徐世昌（六、二）

▲徐總統の退位通電　（各報）徐總統は六月一日附を以て退位の通電を各方面に發し在任中の經過及心情を詳述して國民に告ぐる所ありたるが同原文左の如し

各省巡閲使督軍省長都統護軍使鎮守使陸海軍總司令各省議會各團體各報館鈞鑒頻年以來海内故多く鄙人外は民生の困頓を愍み内は孚輔の方無きを慚づ屢ば通電して久しく退休を以て志と爲すことを貢言せり徒だ國會未だ設けず難任人に乏しきを以て光陰を荏苒し以て今日に至る茲に櫻疾衰頽せるを以て此艱鉅に任ずるに堪へず茲に本日に於て辭職を明令宣告す法に依り國務院より職務を代行す惟是れ此の四年中身に經歴する所心に蘊結する所の者は將さに去らんとするの時に於て之を傾吐せざるべからざるなり丁已一役（張勳復辟戰）國脈中斷す馮前副總統元首に任じ第二期國會を召集し法に據りて改選す馮前大總統任期滿つるに迨び國會乃ち大任を以て相屬す鄙人當時衰老能無きを以て再三辭讓せり寛に已むを得ずして強て起て就職せり時則ち海内崩折し生民塗炭に苦しむにより竭忠靈企して、統一を謀り以て民困を紓ふるを首願せり次で即ち群議群力を合し以て政治外交逐漸改良を謀れり是を以て任に蒞むの初め即ち此言揭櫫し首め南北同時に罷戰言和せしめんとせり復た全權代表を派遣し上海に開議し殺力を以て和平を促進することを冀ひ乃ち磋商を經たり尚端緒鮮く南は則ち蒸見紛出し北は則ち代表再更し益紛糾を啓き今に至る迄て效果無し遂に神州中剖の局を以て滔襲累年未だ統一せられず黎民首を疾め殺伐相尋ぐ此則ち鄙人痛心を爲す所の一なり統一の期無き以て靈隙の交々搆するを致す是に於て乃ち庚申六月の役（安福戰）あり其時諸解の方法靈き戡兵方無し畿輔師を陳れて旬日に至る圍闕震駭し功罪紛々たり而して國家の威信軍長の精英亦た已に過半を損失す此則ち鄙人の痛心する所の二なり二年以來張皇補苴暑安輯を言ふ乃ち閣撰を以て進退し慄ち爭持を起す排喙俱に窮し重れて師旅を勞し邦畿千里蕭戰の墟となる生民を彫瘵し重ぬるに剿伐を以てす此れ鄙人痛心を爲す所の三なり鄙人德薄く能淺し識信学ならず才は以て統馭を言ふに足らず智は以つて機先を燭すに足らず馴紀淪胥に至る生靈焦卒し一念及ふ毎に寢饋安んじ難し夫れ國事の軌に就く能はざる乃ち潰決に至るの禍を爲す者既に已に彰々たり返て夫の庶政の措施を察するに則ち亦た成就する處寡し教育は立國の根本たり實業は救時の安圖たり就任の始め計劃蓁譯敬勉實行以て大計を裨せんと欲す四年の間其の官吏に諄告する所のものは實に所懐の毫末に過ぎず乃ち大局寧からず財政枯渇の故を以て互に牽制をなす但し課功無きのみならず益々窘困せり地方自治に至りては尤も其和國家の要義たり屢督促を經たり而して今日に至る迄奉行せず凡そ此皆鄙人に返て自ら責む而して稍敢へて自から寛假せざるなり此際國家の爲めに望む所は歐戰終末後世界の大勢遷變して昔時に異る巴里華盛頓兩會には我が國人同心協力一致進行に依り我が國希望する所の條件を擧げて大半通過せり山東懸案亦た解決を得實施待つありと雖も而し自奮基あり友邦の信用較深し國際の地位較に勝る此皆國民督促の力と代表用命の功となり鄙人の敢へて引いて以て烈と爲す所にあらず而して最初の願望此一端にあらず差不負を稱す又敢へて引いて以て幸となさざるなり唯念ふに華盛頓會議は既に我國に與ふるに建設の機を以てす實に我國人奮興孟晉の會たり其條理繁速自から衰朽の鬼く勝ふる所にあらず其の閉會の後に當り即ち引退以て賢能に讓ると

を以てせり而して其時内閣の風潮未だ平かならず暫らく隱忍勉めて維持を事とせざる能はず今則局勢稍定まる更に再緩須臾すべからず國家は國民の公器也黨人は國家服務の一人たるに過ぎず近年以來勞瘁疲神辛を茹ひ辱を忍び群材を調護し而して相諒せず既に已に難苦備さに嘗む夫れ何の權位か戀するに足らん茲より林泉に隱退し復た世事を問はず而して私衷希望する所の數端は吾が後來賢達の士必ず能く振作爲す有らん國家の爲め無疆の業を建て以て國民囑々の望に副ふを知る誠を掬して達す幸に之を亮察せられよ徐世昌一日(六、三)

▲徐世昌退位の經過及光景　(各報)　徐世昌氏は六月二日午後三時二十五分北京發特別列車にて家族同伴天津に下れるが京師衛戍司令張勳察綏巡閱使干芝堂氏は自ら手兵三百を率ゐ同車護衛して下津したるが之より先徐總統は三十一日夜退位の表示を爲し更に二日左の如き辭職通電及二命令を發せり

▲退位通電

各省巡閱使、督軍、省長、各區都統、鎭守使陸海軍各總司令約鑒世一日の通電は均しく傳覽を諒せり、世昌衰病此時難に値り膺重任し難し應に即ち全國に辭職を通告すべし本日已に命令あり國務院より法に依り大總統の職務を攝行すべし徐世昌二日印

▲國務院職務攝行

大總統選舉法を查するに第五條に內載す大總統故に因つて職務を執行し能はざる時は副總統に由つて職務を代理す又副總統同時缺位に際しては國務院に由つて職務を攝行す各等語あり本大總統現に衰病に因り辭職を宣告す法に依り應に國務院に由つて職務を攝行すべし此に令す

▲京師治安維持命令

國務院命令第二號本日徐大總統辭職を宣告し國務院に由つて法に依り大總統の職を攝行せしむ所有る各官署の職務は均しく仍ち常に照して進行すべし京師地方の治安は關係重要なれば應に京畿衛戍司令步軍統領京兆尹警察總監によつて妥愼辦理すべし此に令す

斯くて同一時半總統官邸を引拂ひ東四牌樓五條胡同の私邸に家族を移らしめたり、而して徐總統は前記の通電及命令の原稿を周代理總理に手交し總統府內の重要書類は全部國務院に保管せしめたる後狹別の宴を張りたる後退出私邸に一旦引揚げた後更に天津に下れる者なりと、斯くて北京を逃出でる徐世昌一行を載たる特別列車は昨二日午後六時四十五分天津總站に到着し列車は省公署及警察廳樂隊の奏樂裡に停車し衛隊及び保安隊擧銃して迎へたり列車は十一車輛より成り正愼慶、孟恩遠、黃開文、其他隨員二十餘名と王懷慶の手兵三百名乘込み警衛せり出迎へには楊錫章、段士貽、殿智怡、孫鳳藻等約二十餘人あり車上に至りて挨拶し列車は同五十分再び發車し東站に向ひ同七時東站に到着せり驛には曹銳、楊以德、吳毓麟等出迎へ總統は數語を交はしたる後直ちに家族を從へ自動車に乘じ伊租界の實弟徐世華の宅に入れり

▲黎元洪氏の復任　吳佩孚氏一派の旣國會恢復說は終に黎元洪氏の復任を强要せしむるの動機となりしが一方黎氏は當初飽く迄も復任を肯ぜざりしも六月六日廢督裁兵の條件を提出したるに各方面より贊成の通告ありたるを以て遂に六月十二日入京就任せり

▲黎氏の復位辭退通電　(各報)黎元洪氏は六月六日要旨左の如き通電を南北兩政府及各省軍民長官國會議員省議會各新聞社南北各要人駐支各國公使領事官に向け送附したるが本通電は廢督裁兵を主張したるものにして黎氏出廬の交換條件と目せらる

前きに王吳第一次國會兩院議長の正式總統に由り法に依りて政府を組織せんとの宣言を讀み、並に曾吳兩巡閱使等十省區の二日附の法に依りて復位し以て國本を維がんことを請へる電報を承けたりしも返電して辭謝せり、近ろ又た江蘇齊督軍等十五省の二日附の電報湘軍各總司令の三日附の電報及び諸方各會の來電を承けたり、均しく京に旋りて復職を請へるもの、又兩院議長始め各方面の敦促を承けたり、元洪國會に對し疚を負ふ已に深し既に告げる引き位を遯け昭かに國人に告げたり、縱し國會諸公矜りて我を復さんとせば我獨り心に愧ざらん乎、抑も諸公が元洪を推す所以は、其の統一を能くせんと謂へば也、十年以來兵禍絕えず又必ず法統を恢復せば立ろに兵氣を鎖し永く爭端を杜ぐべしと謂ふに至れり、三尺の童子と雖智者入手の方を爲す毋くして殲結すと妄信せず、殲結とは維何、督軍制の召亂而已、首め都督を置き遂に定制を成し名號旋變ぜり、其の大害を擧ぐるに厥れに五端あり、我國の積貧は世界に甲たり兵額の衆は遮聞を駭せり强者擁す

るに盆地を以てし嶺者擁するに負嵎を以てす或は戡兵を請ひ或は械を撤せらるゝも之を率ふるに前に省き後に增し此に損し彼に益し一遣一召屢變更らに多し之を遣れば則ち兵散じて匪となり之を召せば則ち聚りて兵と爲る勢必ず人として兵ならざる無く兵として匪ならざる無し誰か實に之を爲して此の極に至れるや、一也、度支の原は則ち出入相權るなり、擁兵を雄としてより日に聚歛を事とす始めは省稅を蠲し終には國稅を截す、二也、軍位已に尊く爭端遂に起る、幸に一省を制ぜず復た漿折を冀ふ、三也、共和の精神は民治を重んず督軍制興りて威權を濫用し政治に干涉し賦稅を書括し官吏を變更す、私に有利ならば幣政も必ず留め私に有害ならば善政も必ず阻む四南各省首めて易へて總司令と爲す、北方亦改めて軍長と爲さんとす、今の總司令は昔日の督軍也、異日の省長軍長は亦猶ほ今の總司令の如し聯省自治の名の假りに藩鎭割分の實を行ふ、四也、立憲は必ず政黨あり政黨には必ず政爭あり民國二年の役には則ち政黨督軍を挾みて後盾と爲し六年の役には則ち政黨督軍に倚りて中心と爲る厥後南と南と爭ひ北と北と爭ひ一省の內は數區に分たれ一人の下は數系に分たる、五也、今日國家の危亡已に眉睫に迫る時督ㇾ即行するに非ずんば以て存を圖る無けん或は謂ふ督軍は皆望重切高國人命を託す一旦にして廢除するは殘に崇報に乖くと、廢するものは制にして決して人を廢するに非ざるを知らず或は謂ふ總統責任を負はず廢督と否と、應さに內閣の主持を俟つべしと、今日積弱の政府號令は國門を出でず督軍自ら覺悟を行ふに非ずんば卽ち廢督の事萬に內閣の能く奏功する所に非らず其の時內閣は引告辭職すべく總統は何をか以て自ら處らん若し督軍自ら覺悟を行はゞ放刀成佛指顧の間耳嗣後中央行政亦措施し易からん此れ內閣の爲めに計りて應さに先決すべきもの、一なり或は謂ふ東海位を去り京畿空虛知らず國に元首無き、今より始まりしに非らず總統一職名存實亡し空猜縱久何ぞ輕重に關はらん、京畿の責任は自ら長官あり必ず秩序を維持せん果して其れ變あるも元洪に一兵一本なし又何を能く爲さん若し督軍廢せずして他日京畿の戰禍能く續見せざるか、此れ地方の爲めに計りて應さに先決すべきものの二なり或は謂ふ督軍は愛戴するに反つて之を廢せんと欲す怨を以て德に報ず出づべき所に非ずと、知らず、督軍の復位を請へるは國家に有利なればなるを、元洪廢督を請へるも亦國家に有利と爲せば也元洪各督軍と分同袍澤既に之を倚重す必ず之を保全せん、此れ督軍の爲めに計りて應さに先決すべきものの三なり督軍諸公若し果して統一を力求せば卽ち請ふ勿言に俯聽して立ろに兵柄を釋き上巡閫より下は護軍に至るまで悔刻日解職して元洪を都門の下に待ち共に國是を圖らんとを(六、七)

▲廣東政府の黎氏復位反對　(英文亞細亞通信)　廣東に於ける非常國會議員は今朝臨時會議を開き直隸派の提議せる舊國會再召集問題を附議した孫逸仙代表胡漢民氏は韶關の總司令部より引還して自ら會議に臨み左の如き孫氏の非常國會に與ふる敎書を朗讀した

徐世昌の沒落は北京に於ける違法にして非立憲なる北方政府の轉覆に對する四南各省の部分的成功である故に合法に且つ立憲的に組成せられたる大總統及政府を有する廣東に於ける南方政府は解散すべき理由なし

舊國會は初めに袁世凱に因て次に黎元洪に因て(段祺瑞の壓迫に因り)解散せられたるが斯の如く北方諸督軍過去の非行及高壓手段を顧みる時は議會と督軍との間に政治的異論を生じたる場合には督軍が再び國民的會議に高壓を加へんと昔ふ保證は出來ないのである

千九百十七年の國民議會に於て上院及下院議員の多數は支那を世界戰亂の渦中に陷らしむるを虞り對獨宣戰に反對したるに黎元洪は違法にも之を解散した故に四南省民は黎元洪氏を四年間違法にも大總統の位に在りし徐世昌氏の合法的後任者として認めず又認むること能はぬものである云々

之に次ぎ議會は黎元洪が復位は非立憲且つ非法なりと認むること及び舊國會を召集するなれば腐敗せる官僚政治と滿洲王朝陰謀の病癥たる地方を違けて宜しく之を廣東に開く可しとの決議を多數を以て可決した

廣東議會の決議は直に雲南其他の四南各省に打電せられたるか此には廣東政府と非侵略協定卽ち休戰協約を締結したる浙江及福建を含めり基時軍が國民軍が江西に侵入するに當り廣東を攻擊すべく北京よりの命令あるに拘らず福建より出兵を肯んぜず浙江の盧永祥が黎元洪の復位に反對するのも孰れも之に基因するのである政局は斯の如く複雜し政見の差違日毎に甚しからんとするに於ては南北兩者間に武力に訴へて一大決戰を試むるにあらざれば之が解決は到底期し難からん(六、七)

▲黎氏入京復任　（京報）黎元洪氏は十二日朝八時天津東停車場より北京へ向け出發せるが停車場には督軍署衛隊保安巡警隊にて警備し各方面の見送り頗る盛なりき黎氏はモーニング姿にて用意せられたる特別列車に乘じ周總理高交通總長王吳兩院議長王占元其他各國會議員秘書顧問等數十名を同行し衛隊百餘名警乘北京に向へり（天津電）

▼斯くて黎氏は豫定の如く十一日午前十一時北京に到着し一先ず廠胡同の私邸に入れるが同氏に隨從したるは秘書長饒漢祥、顧問、梁鴻志、金永炎、周樹模、李欽氏等にして各界の出迎は恰も凱旋將軍を迎ふるの概あり尙同時に入京の報ありし吳佩孚氏とは豐臺にて會見し吳氏は入京せざりき、東廠胡同の私邸に入れる同氏は直ちに大總統府に赴き周總理王吳兩院議長等と午餐を共にし懷仁堂に於て暫時大總統の職務を代行する旨を宣したる後私邸に引返せるが同氏は廿日附を以て大總統就任命令及國會解散令取消命令を發布すべしと

▲黎氏復任の宣言通電（晨報）　黎元洪氏は遂に昨十一日入京せるが其の前日（十日）に南北各方面各人向け二通の通電を發したるが其の一は「六日附の余の通電に對しては曹吳兩使奬督軍馮督軍閻督軍蕭督軍等皆贊成を表示し就中曹吳兩使の如きは七日附の余への返電中に眞先きに實行して各省の魁たらんとの意を陳べたり奬督軍も亦誠心誠意督軍の榮職を捨て、吾まずと謂へり、予は此の嶋音を聞くを得喜び極りて無涙せり、當然全國人民の爲めに頓首して拜受すべきなり、惟た慮る所は軍隊の改編と權限の歸併とにて而も陸軍部は放任して既に久しく從來薪俸不敷額も辦からず其れが爲め往々團滑を欠き北京內外はともすれば動搖を生ぜんとする傾向あり、今再任を遲らせば激變を發生せずとも測られず」と復職の已むべからざるを說き「六日の通電にて陳べし廢督裁兵云々は思へば隨分と忌憚なき言辭にして私交上より云へば或は許すべからざることならんも公義上より云へば國家の爲めに忠なりと思ふ、さればこそ諸氏は予の意を汲み取り、廢督裁兵を實行せんと誓へり其の一言は九鼎よりも重く其の片語は千金よりも重く斯くの如くなるに依然として主張を固持して動かざるは人民に背き朋友に誠ならず進退を愆りて國家に忠ならざるものなり、されば先づ本月十一日に入京して暫く大總統の職權を行ひ秩序を維持し一面國會の恢復して速かに開會すべし、今議員の陸續入京する日は即ち督軍の從容として辭職する日たるべし」と出馬の次第を陳べ「若し國會開會さるゝも依然たること現狀の如くならば予は辭任して餘生を全うせん云々」と記せるもの他の一は復任を通告せるものにして「復位に關する法律問題は國會にて解釋すべく予は十一日に入京して暫く大總統の職權を行ふ」云々と陳べしものなり（六、一二）

▲顏惠慶內閣成立顚末　（益世報）　黎元洪氏は十一日午前天津より入京し同午後一時懷仁堂にて正式大總統に就任したるが就任と同時に新內閣總理として顏惠慶を推薦すべく決意し午後二時東廠胡同私邸に入るや直ちに秘書に命じて顏氏任命の總統令を作成せしめ一方張國淦王正廷李駿の三人を東廠胡同の顏氏私邸に特派し就任を懇請せしむる事とせり然るに顏氏は早くも此間の消息を知悉したるにより十一日午後萬壽山に赴きて不在となりしを以て張王李の三氏は顏氏の後を追ひ同夜十時一同打連れ顏氏の私邸に歸來したるが顏氏は固辭して受けず王寵惠を以て己れに代へん事を主張したり茲に於て張王李の三氏は極力同氏の出廬を要求し且一面黎氏は更に多くの特使を顏氏の下に派遣し力說したる結果遂に同夜十二時始めて其就任を承諾せり斯くて暫署新總理任命の總統令は發布せられ顏氏は翌十二日午前十時國務院に至り正式に就任せり、而して新秘書長は林步隨を任命し新閣員は左記の如く決定せり茲に於て黎總統は十二日夜左の如く新舊閣員の任免を發布し茲に新內閣は成立したる次第なり（六、一五）

一、舊閣員罷免の大總統令

大總統令攝兼署國務總理署教育總長周自齊、外交總長顏惠慶、署內務總長高凌霨、署財政總長董康、陸軍總長鮑貴卿、海軍總長李鼎新、司法總長王寵惠、農商總長齊耀珊、署交通總長高洪恩等懇請辭職、周自齊、顏惠慶、高凌霨、董康、鮑貴卿、李鼎新、王寵惠、齊耀珊、高洪恩、准免本兼各職此令

大總統印　國務院攝行

中華民國十一年六月十一日

二、新閣員任命の大總統令

特任顏惠慶暫行兼署外交總長、譚延闓署內務總長、張康寧財政總長、吳佩孚署陸軍總長、李鼎新署海軍總長、王寵惠署司法總長、黃炎培署教育總長、張國淦署農商總長、高恩洪交通總長、此令

譚延闓未到任以前、特任張國洪兼代內務總長、此令
黃炎培未到任以前、特任高恩恩兼代教育總長、此令
大總統印　國務總理顏惠慶
中華民國十一年六月十二日

▲黎總統就任及舊國會解散令取消命令（各報）十三日附電以左の二命令發布されたり

一、大總統就任命令
比年國家故多く憂患紛乘す今准するに參衆兩院議長並に各省區軍民長官暨び各省議會教育農工商會等に續り來京在職を懇請し情詞肫摯義として辭を容さず茲に六月十一日蒞京大總統の職儀を執行す此公誠を以て大局を勉維せん事を失ふ望む所は邦人君子文武同僚時艱を體念し共に匡濟を圖り以て國本を鞏め而して民生を奠ばん事を厚望有り將に此通知を將て之を知らしむ此に令す

二、舊國會解散取消命令
民國六年六月十二日の解散國會令は茲に之を撤消す此に令す

▲東三省自治聲明（東三省公報）張作霖、孫烈臣、吳俊陞三氏連名して南方政府並に督軍等に宛發したる東三省自治聲明に關する通電の大要左の如し

共和鞏擾より以來騷亂頻發し國あれども國を成さず民構は蹂躪されて罹狗の如し根本より改造するにあらざれば統一は成り難し、吳佩孚は後生新進を以て虛譽を盜み作霖等が民治を遠進せんとする地盤を蹙す作霖兵を關內に進めて過を改むることを勸むるも聽かずして改めずその凶を逞して吾に向て倒行逆施す作霖等已むなく國を救ふの大義にせまられ六月一日東三省の一切の政治は東三省人民と共に自ら治めんこと並に四南長江各省と同一の行動を取るべきことを宣布せりこれに依り法律を擁護し自治を植え凶暴を除き統一を促進せんとす伏して希はくば天心亂を厭ふて合法の政府を實現するを得は作霖等は兵を解き農に歸し再び國事の區々に與からすこの心は神明共に照覽するところなり（五、二七）

▲北伐軍の江西進入と直隸派（新聞報）陳光遠廿六日の電報に云ひく孫文江西を犯す、中路は李烈鈞總指揮にして雲南軍朱培德の三旅、貴州軍谷正倫の三旅、江西軍李明楊の三旅を以て大庾南康地方を進攻し、右翼は粵軍黃大偉總指揮にして、李福林第一線、梁鴻楷第二線、合計二萬餘を以て三南信豐地方を進攻し、左翼は許崇智總指揮にして部下關國雄朱忠信は第一線邊文炳は第二線、仁化崇義地方を攻め、激戰已に三晝夜にして戰線延長六七里なり、南軍は江西軍に數倍し攻擊し來る、吾軍の兵力に限あり、一も應援なく事機危急なり機宜を示さんことを請ふと、援贛總司令蔡成勳は第一師及常德盛の一師を率ゐて卽日出發、江西に向ひ參陸處は馬濟を援贛南路總司令とし廣西軍を率ゐて廣東を攻む、軍費は財政部より先づ工面することゝなれり（五、三〇）

▲廣東軍已に大度を過ぎ民軍興國に起り政府は始めて比較的好き第一師及警軍を以て援助することとなれり、初め曾の意は王承斌を以て援助せしむる筈なりしも吳未だ同意せざる故に茲に及びたるなり、僅かに江西回復の任務を授け廣東を侵す計畫は依然責任を廣西に置く、但し陸は百萬を請ひ吳は許可せず又減じて五十萬とし之も未だ支拂はず陸甚だしきを加へ珍貴品を天津に在りて賣却し廣西の旅費とせり（申報五、二九）

◎重要時事

▲廣東孫陳兩系軍隊調查（新聞報）最近孫陳の關係漸次乖離し來れるが今廣東に於ける孫文、陳炯明及中立三系の軍隊調查別を掲ぐれば略左の如し

（一）陳炯明系軍隊

軍名稱	長官	原駐屯地	備考
第一師	師長梁鴻楷	廣東	鄧鏗の舊部下
第二師	同　溫兆麟	潮州	
獨立旅	旅長陳德春	新會	約二千人
防營十二營	統領楊坤如	西江	葉舉の部下
同　六營	同　黃　强	雷州	黃は陳炯明の最も信賴する所
同　五營	同　陳炯光	高州	現駐惠州
同　五營	同　鄧景棠	高州	陳の弟にて現に惠州に駐屯す
			現駐惠州

同	四營	同	陳覺民	陽江　同　上

以上の正式軍隊は合計二師一旅約二萬人あり之れに防營三十一營（每營約三百人何れも舊式編成に係る）約一萬一千人を加算せば三萬一千の兵力を有す但し右の內第一第二兩師內の舊李耀漢部下及楊坤如の部下を除けば其他は皆惠州出身の兵にして陳烱明と同鄉の者のみ從つて陳に對し頗る篤信なるは當然なりとす尙陳軍の中堅は葉擧及黃強の率ゆる軍隊なり

（二）孫文系軍隊

軍名稱	長官	原駐屯地	備考
混成旅五旅	軍長許崇智	廣西	北伐軍の先鋒左翼軍
滇桂聯軍約一旅	軍長李烈鈞	南雄	雲南軍にして往年龍濟光を攻めた時の舊部と新に召集したる贛軍
混軍一旅	旅長朱培德	柳州	雲南軍にして陸榮廷を援助し龍濟光を攻めたる以來廣西に留まれるもの
防營三十營	統領黃大偉	廣西	現に北伐軍の右翼軍
防營六營	統領黃明堂	廣西	現に北伐軍の右翼

以上の正式軍隊は七旅合計二萬八千人防營三十六營合計一萬三千人總計四萬一千にして紀律は陳軍と略相同じ然れども其有する武器は稍陳軍に劣る諸將中李烈鈞の名將たる外許崇智も亦孫文股肱の隨一たり

（三）中立系軍隊

軍名稱	長官	原駐屯地	備考
陸軍第三師	師長魏邦平	廣西梧州	陳派に近し
混成旅	旅長熊略	廣西桂林	陳派に近し
防營十三營	統領李福林	廣東省城	現に北江に移駐し孫派に近し
游擊隊十三營	統領李福林	各縣に分駐	每營約四百人

以上の正式軍隊は一師一旅合計一萬四千人之に防營遊擊隊を加算通計すれば約二萬五千人となるべし魏邦平熊略の二人は學生出身なるも李福林は綠林の出身にして各軍の紀律は頁好なるも李軍は稍劣等なり而して此三人の態度は中立を持するも陳烱明辭職後李は孫派に傾き魏熊は反つて陳派に傾けり蓋し其附近に於ける孫陳軍隊と接近せる關係より來れるものなり（六、九）

▲全支監獄改良會議（晨報）　北京法權討論會は領事裁判權問題準備の爲五月九日開會の上全國監獄制度の改良案に付き討議研究する所ありたるが同日は王寵惠氏以下同會委員出席の上左の二條件を議決せり

一、全支監獄現狀調査　全支を三分し第一區は直隸、山西、陝西、河南、甘肅、江蘇、浙江、湖北とし本年內に調査を完了すべく第二區は福建、新疆吉林、奉天、黑龍江、熱河、綏遠、察哈爾、江西、安徽の各省とし民國十二年六月末迄に調査を完了すべく第三區は雲南、貴州、廣東、廣西、湖南四川の各省なれども目下政局紛糾の爲め調査完了期は擅定するを得ずと議決せり

二、監獄制度の改良案　監獄制度の改良方法としては左の四案を採用せり

（一）工藝制度を實行し以て囚人出獄後の自活方法を確立する爲各監獄內に工廠を設立し各囚人の性質に應じて各種工藝を教授す其科目は各省地方の狀況に從ひ之を定む

（二）外役就業制度を實行すべし但し北京監獄にて現下採用せる方法に倣ひ外役に從事せしむべく其重なる外役は植木の培植及道路の修築等とす

（三）教誨制度を實施し品行方正なる教師を請聘し以て在監囚人を教誨し善良なる風習を養成し惡性を感化せしむること

（四）監獄の規則を嚴重にし當該官吏には綱紀を肅正にし在監囚人には規則を勵行せしめ漸次善良なる風紀を維持せしむ（五、一六）

慶督裁兵問題

慶督裁兵問題は黎元洪氏の復活條件として今や各方面より注目せらるゝに至れるが今重なる意見及具體案を擧示せば左の如し

▲裁兵意見徵求（各報）　全國商教聯合會駐滬辦事處は北京國民裁兵大會の電報に接したる後各團體に代表派遣を求むると共に康有爲、岑春煊、章炳麟、張謇、陸幹卿、譚延闓、張仲仁、其他知名人士の裁兵に對する意見を徵したり（五、一八）

▲吳佩孚の軍縮案（各報）　保定なる吳佩孚氏が各方面に打電したる廢督裁兵に關する具體案の要旨左の如し

一、軍隊裁撤實行の順序として先づ裁兵會議を召集す
一、裁兵會議は國務總理以下各總長及び次長、巡閱使、各省長官（或は其全權代表）及び軍事專門家、政治家を以て組織し國務總理を首席とす
一、裁兵會議は次の各問題を討論決定す
イ、裁撤さるゝ可き機關將軍府、巡閱使署、督軍署、護軍使署、都統署、鎭守使署
ロ、官兵裁減の方法及び裁兵處置
一、裁兵會議の決定は政府よりの命令を俟つて實行す、實行に就いては現在の督軍、都統等を解任して各省區裁兵監督となし別に裁兵委員會を組織す委員會の進行順序左の三期に分つ
（一）調査期限を四箇月間とす（二）第一回裁兵檢閱の期限を六箇月間とす（三）裁兵完成の上は陸軍部より軍備豫算を編成し國會の通過を請ひ一方裁兵委員會を廢して國防委員會を組織し國防軍の編成軍區の劃分を實行し國防計畫を討論す

舊國會恢復問題

▲舊國會恢復に對する吳佩孚の主張（各報）吳佩孚の舊國會恢復に努力中なることは屢報せる處の如し去九日總統府は吳佩孚より左の如き舊國會恢復有利說主張の電報を受取れりと內容左の如し

目下時局解決の方法は分つて二大綱となすべし『一』常法『二』變法なり常法とは第一期國會を恢復することなり變法とは國是會議を召集することなり常法には三種の利益あり『一』法律上根據あり『二』手續便利にして時日を多費せず『三』護法各團體と容易に融洽することを得て統一を促成するに便利なり

變法には三種の不利あり『一』法律上の根據無し『二』手續紛繁にして頗ぶる時日を費さゞるを得ず『三』西南は必ず反對を表し統一の前途を暗黑ならしむ故に常法を取つて變法を捨て取敢へず速に電報を以て西南各省及び中央直轄諸會に對して舊國會恢復に就き意見を徵したるに今や既に十數省より返電を受取れるが皆贊成を表し來れり舊國會恢復贊成者は如斯多し尙各省よりの返電を俟つて當に鈞座に電呈せん願はくは中央は積極主持せられよ云々

舊國會恢復の氣運に如斯なるを以て不日此の方面は具體的進行を見るべし已に王家襄吳景濂等の廿七人の舊議員は屢々天津に於て吳佩孚と舊國會開會問題に就き協議せりと（五、二〇）

▲在滬舊議員の宣言（各報）在滬舊議員は八日天津第一期國會準備繼續開會の主旨を否認する宣言を發表せり、其內容は第一期國會は六年二月十二日袁の僞め非法解散を受け同年八月非常國會を廣東に開き正式會議及憲法會議を續開し國會は依然として廣東に在りて未だ閉會せず又未だ地點變更を議決せず然るに吳景濂及解職議員王家襄等は陰に破壞を圖り忽ち天津に於て機關を設け準備と號せり毀法之より大なるはなし議員は國會組織の分子にして其資格の得失は皆法律に規定あり任意にすべからず天津議員は多く七年會議法に依りて解職し議員の資格を失し且つ非法に阿附せる者にして身は僞職なり王家襄の如き其一なり如上二義によりて天津の準備會議員等は非法議員の集合にして其行動亦非法なり而かも彼等は黎元洪を總統に推さんとす法統を重んじ國家を護る目的上吾人は之を忽ぶべからず國人も亦決して惡ふ所となる勿れ彭介石報知本等（六、九）

▲廣東議員通電（民國日報）南方舊國會議員は北方の舊國會恢復運動に反對し急きに通電を發して反對を表示せしは既報の如きも該通電の原文を得しを以て左に譯載せん

北方舊國會議員の活動開始され政局の展開と共に舊國會が北京に再び開會されんとする機運現はれてより、南方舊國會議員は就中廣東に於て非常國會を組織せる一派は行き懸り如何にしても之れに反對せざるべからず、去る三日非常國會議長林森以下三百六十六人の連名を以て合法非法の國會に關して論議せる通電を發せり該通電は二通にして其の一は王家襄等が天津に於て六年國會の續開を準備しつゝあるは駭異に堪へず、六年國會は軍閥に迫られて解散後即ち廣州に移れり民國七年に非常會議を開き王等に到院を促せるも開會後一箇月を經て尙ほ到院もせざれば又故障ありとの聲明もせず道は王等が明かに職責を放棄せるものなり、王家襄の議員資格は已に法律上に於て消滅せるものなり然るに議長の名を冒して、國民を愚弄せりと舊國會が廣東に移轉

ずることを主張等は已に議員の資格を喪へるものなることを指摘し「民國六年の國會議員は院法を變更して廣州に於て自由に職權を行使せり復民國八年憲法會議を續開せり、今は若し憲法を促成せんと欲せば、八年の憲法會議を繼續召集するに在るのみ決して法に依つて解職されたる分子をして却て法を亂すが如き擧動あるを容すべからず、民國法系は一線僅かに延ぶ軍閥と政客とをして再び之を弄し之を棄さしむるに堪えず試に看よ今日の軍閥は如何、其の横暴は昔に變らず、今日國會を使役する人は昔日毀法を首倡せる人に非ずや、回憶するに民國五年の統一もまた、未成に毀法亂國の劇變を釀出せり、前車の覆轍寧ぞ再び踏むに堪えん云々」と陳べたるもの其二は曰く「所謂北京政府が禍首罪魁叛法殃民の徒の巢窟なることは國人の皆知る所なり此の徒輩が忽ちにして大擧疾呼法律を尊重し民意を尊重すと、國人若し善忘ならざれば、即ち國會を尊重すると云ふ人は即ち曩きに國會を解散せるなり、民意を尊重すと云ふ人は即ち曩きに民意に違反せるなり昨日の毀法は武力を逞くせんと欲せるが爲めなり今は甲の武人仆れ乙の武人起る、武人も亦武力の恃むべからざるを悟り又民意法律に假借して其の政治上の謀を遂げんとす、所謂政治險詐と反覆ふれば議員の資格を失却せる一部人士即ち王家襄等を利用して總統の地位を奪取するに在りと」北方舊議員の擧動直隸派の袁氏推戴を攻撃せるものなり以て如何に南方舊議員等の態度が強硬なるかを知るべく北伐軍が江西湖南に進展を續くに連れ其の氣勢益々猛烈なるものあるべく舊國會議員の南北分裂のみは遂に如何とも仕難かるべし(六、八)

▲舊國會恢復準備　(京報)舊國會議員は積極的行動を執ることとなり十九日會合協議の結果天津順直諮議會事務所に第一期國會繼續開會籌備處を設け各省より籌備員を擧げたるが氏名左の如し

直隸呂復　賈庸然　張恩綬　常育瑋▲山東王鳳藻　曹滙▲山西景耀月　李慶芳▲河南陳銘鑑　侯汝信　▲奉天羅永慶▲吉林徐清和　楊福洲▲黑龍江孟昭漢　姚漢卿▲湖南向乃祺▲湖北韓玉辰▲安徽馬伯瑤　許植材▲江西歐陽成　張益芳　黃攻素▲浙江陳煥章　鄧瑞彭　傳師說▲福建陳賽花　李景和▲廣東黃明新　温雄飛▲廣西陳純虹▲四川李文熙　趙時欽　余紹琴▲雲南張聯芳　陳光勛▲貴州杜成鎔　黃元燦　張金鑑　萬鈞▲陝西張蔚森　范振　婁延濤▲甘肅宋梓　▲新疆陳世祿　張萬齡▲內蒙訥謨圖　榮厚▲外蒙易宗夔　譚克垣▲西藏劉文進　星拳▲江蘇　謝明元　楊瑾(五、二二)

▲舊國會恢復的通電　(各報)第一次國會繼續開會籌備處於昨廿四日開會通電各省略的通電的決議電文的其的通電是左的如下

民國議會是六年六月十二日非法解散的這次法系的凌夷益的六載的近久且的亂益々滋甚的現的同人決議的法的依的自的集會的行的且政治上的障害的因的先的天津假順直議會的第一次國會繼續開會籌備處的設立的業的本日成立的一的準備緒的就的俟的即的定期開會的行的特的此的奉聞(五、二六)

▲舊國會的正式恢復準備　(北京各報)十四日北京衆坊橋衆議院議場內的於的開會的舊國會議員第二次談話會的於的決定的如的舊國會的是的々八月一日的開會的之的爲的其準備的忙殺的之的、王吳兩議長的議員的旅費及開會經費的就的董財政總長的協議中的、董財政長的十六日午前十一時親的來衆議院的吳議長的訪的商談的、而的兩院議員的開會的一箇月的時日的、其間各地的議員召集的、則的議員自身歸省的上他的議員的迎へる的之的申告的、有的、

△直隸　王葆真　耿光棟　崔懷瀛　馬英俊　李景濂　張恩綬　韓增慶　恒鈞
王錫泉　楊式賡　錢崇愷　呂復　張鼐　賈庸然　王璽岐　金治厚　常育瑋
張士才　胡源滙　杜凱元　張滋大　張雲閣　張壽元　郭毓恰　張良弼

△奉天　吳景濂　羅永慶

△吉林　李鹿恩　張雅南　徐清和　齊耀煊

△黑龍江　孟昭漢　葉成玉

△江蘇　邱長鎔　吳榮季　謝翊元　陳士髦　孫洞宇　楊淵　董增儀　張相文
張鶴弟　王紹鑾

△安徽　張伯衍　賀廷桂　唐理淮　劉鴻鈞　李振鈞　許植材　王源瀚　何銛
余棄

△江西　張益芳　梅光導　郭同　黃攻素　王倪　歐陽成　王有蘭　李國珍
黃鹿鶴

△浙江　鄧瑞彭　王烈　陳煥章　傳師悅　徐象先　林玉麟　蔣著卿　袁榮叟
竹夢袞　杜正業

△福建　高登醒　陳寧先　黃奎　饒鳳祥　劉崇佑
△山東　史澤成　曹瀛　彭占元　于元芳　黃誠梅　管象頤　周龍潤　杜凱之　王之鑾　魏丹書　李元亮　王樽瀚　劉監一　國興可　周慶恩　郭廣恩　王志勳　周廷恩　盛際元　于均生　金永新　趙正邱　艾慶九　王謝家　張玉庚
△山西　谷恩眞　趙良辰　穆郁　伸化圖　侯元耀　周光昌　裴清源　李慶芳　王國祐　景耀月　景光月　劉盥訓
△河南　張錦芳　劉奇瑤　袁振黃　梁文淵　郭油　王廷弼　陳鴻疇　李毓寰　耿春宴
△湖北　彭漢遺　杜樹勳　陳邦賽　馮振顯　駱繼漢　胡鄂公　張則川　范熙壬
△湖南　劉彥　萬瀛　魏肇文　周大烈　黃贊元　郭璋　程崇信
△陝西　楊詩浙　裴廷藩　高增融　姚守光　朱家訓　寇遵　李含芳　白常潔　段大信　張樹森
△甘肅　張廷獻　李先明
△新疆　張書勛　陳世祿
△四川　王樞　李為綿　廖希賢　黃鳳鳴　蕭湘　江瑔　李文熙　徐隆恒　蒲殿俊　余紹宋　李肇甫
△廣東　黃宵九　易次乾　林繩武　司徒頌　譚文駿　譚瑞霖　黃明新　陳垣
△廣西　陳繩虹　陳大龍　趙炳麟
△雲南　張聯芳　陳光勳　張大義　殷天駿
△貴州　杜成鎔　孫世杰　鄭鈞
△蒙古　樂山　林長民恩和希林　唐寶錄　張樹棚　孫鍾　張國溶　李秉鈞　秦振東　鄧鍔　烏澤聲
△西藏　蕭必進　江天錦　恩華　王式　易宗夔　克希克圖　熙廷　李芳（六、△一五）

財政と經濟

▲實財政總長の理財策　（各報）　董康氏は財政總長に就任以來行政整理を以て財政整理の第一着手と爲し着々進行中なり聞くて五日の閣議に於て各機關の經費制前を一ヶ月左の如く報告して贊成を得たり（一）大總統府十萬元（二）國務院十萬元（三）軍警經費七十萬元（四）外交部經費五萬元（五）使領經費二十萬元（六）內務部經費十萬元（七）司法部經費十五萬元（八）財政部經費十五萬元（九）教育部經費四萬元（十）農商部經費三萬元（十一）陸軍部經費六萬元（十二）海軍部經費六萬元交通部經費は決定を見す交通部は董康よりも更に保定方面の信任厚き高總長が任に當れるを以て董康も實際上尙未だ手の着かざるが如し從來軍警經費は一ヶ月百四十萬元なりしものを七十萬元に削除したるは遙かに英斷と稱する外無し此次中外各銀行を以て中外財政稽核處を組織し政府の支出經費は一旦該處の審査を經たる上ならでは支出せざる組織とし每月該處より三百萬元の塾款を行ふ但し此の期間は一ヶ年とす該塾款の返濟法は中央財政機關の直接收入たる印紙稅所得稅煙酒稅及び崇文門稅金等を該稽核處に送致し該稽核處は是より三百萬元を控除し剩除は更に財政部に還付すべし此方法を以てせば不足を感ずる處無く順當に財政を處置し得べしと董康は同席上報告せりと（六、七）

▲華府會議經費淸算明細書　（外交時論）　民國十一年三月二十七日附を以て北京外交部より發表せられたる華府會議所要經費の收支淸算明細書左の如し

（一）收入總額　一百十萬五千二百五十一元七角八分

內訳

財政部支出經費四十萬元▲交通部支出經費十五萬元▲稅務處立替支出歸國旅費二十萬元▲奉天吉林黑龍江三省補助經費十萬元▲湖北省補助經費四萬元▲山東省補助經費二萬元▲河南省補助經費三萬元▲福建省補助經費二萬元▲江蘇省補助經費三萬元▲浙江省補助經費一萬元▲山西省補助經費一萬元▲陝西省補助經費一萬元▲安徽省補助經費一萬元▲察哈爾補助經費一萬元▲甘肅省補助經費五千元▲綏遠補助經費五千元▲熱河補助經費五千元▲奉天安東營口總商會補助經費五萬元▲銀行預金利子二百五十一元七角八分

（二）支出總額　一百十萬四千三百七十元四分一厘

內譯

施代表交附經費五萬元▲施代表交附經費八萬元▲顧代表交附經費二萬元▲施代表交付經費二萬元▲施顧王三代表交附經費二十萬元▲施顧王三代表交附經費五萬元▲施顧王三代表交附經費八萬元▲施顧王三代表交附經費四萬元▲施

顧王三代表交際經費一萬五元▲施顧王三代表交際經費九百三十七元五角▲施顧王三代表交際經費五萬二千四百二十三元四角五分▲稅務處會辦蔘廷幹經由交付歸國旅費十四萬七千五百七十六元五角五分▲代表團渡米旅費支度料及途中經費十二萬六百三十一元六角▲代表團在米經費不足額五百六十八元九角九分(二)善後處經由團員に交附せる俸給旅費支度料及準備品買入經費十四萬二千二百三十一元九角五分一厘

(三)收支殘額　八百八十一元七角三分九厘(五月號)

▲米支烟酒借款償還辦法

(新報)支那政府は米國シカゴ銀行及太平洋拓業公司より各五百五十萬弗(合計一千百萬弗)を借款し居れるが、右借款は何れも昨年冬期を以て其償還期に達せるも其支拂能力なき爲め三ヶ月間の延期を請ひ本年三月迄其支拂延期せられ居れり、然るに支那側に於ては同支拂期日に至り又もや支拂ふ能はざるにより更に三ヶ月間の支拂延期を求むると共に今年償還辦法を議定し米國側に提議したるが、但し米國側に於て之を許可するや否や不明なり、又現在各省が自由に截留せる煙酒稅を中央に送付せしめ其二割を本借款の償還に充てん計畫なるも果して實行せらるるや否やは更に多大の疑問と云はざるべからず　因に同今年償還辦法左の如し

	殘存煙酒利金額	償還辦法		
	元金	利息	合計	毎年償還元金控除額	毎年償還利息額	合計
第一年	一、一〇〇萬弗	六六 一、一六六萬弗	一〇〇	六六 一六六	三三萬元 餘 一八萬元
第二年	一、〇〇〇	六〇 一、〇六〇	一〇〇	六〇 一六〇	三〇 餘 三〇
第三年	九〇〇	五四 九五四	一〇〇	五四 一五四	三〇 餘 四三
第四年	八〇〇	四八 八四八	一〇〇	四八 一四八	二七六 餘 四四
第五年	七〇〇	四二 七四二	一五〇	四二 一九二	三四四 虧 四四
第六年	五五〇	三三 五八三	一五〇	三三 一八三	三六六 虧 一六
第七年	四〇〇	二四 四二四	一五〇	二四 一七四	三八八 餘 三〇
第八年	二五〇	一五 二六五	一五〇	一五 一六五	三三〇 餘 三〇
第九年	一〇〇	六 一〇六	一〇〇	六 一〇六	三三 餘 一六

(說明)現在各省及特別區に於ける每年烟酒總收入額は一千七百五十萬元(實收)にして其二割は歷に三百五十萬元に該當す、而して右金額を本借款支拂に充てんとするものなり

烟酒收入に關する最近の豫算として明示せられたるは民國八年度豫算なるが其內容左の如し

(一)粹酒稅一千六百五十一萬五百四十元　(二)酒牌照稅二百六十九萬二千八百九十二元　(三)酒公賣費二千七百四十一萬七千九百九十元(五、二〇)

▲農商部の上半期礦區稅收入

(益世報)農商部が徵收すべき本年上半期に於ける全國二十省區の礦區稅は合計三十二萬五千一百七十元一角一分にして其の內譯左の如し(六、一三)

京兆	二九、七〇四・八二元	直隸	二五、二二九・二二元
奉天	三一、二六〇・二七	吉林	三二、五七一・四〇
黑龍江	八一九・〇八	熱河	二一、八一三・四七
綏遠	五、三〇五・八九	察哈爾	一、五六九・一一
山東	五二、六二三・八一	山西	四九、〇三六・四〇
河南	一四、二七五・〇一	陝西	四〇・五〇
甘肅	四一・五五	江蘇	六、二二五・〇四
安徽	一八、六二八・六〇	湖北	六、七六二・五五
江西	一六、九四八・〇八	浙江	八、四三〇・七三
福建	三、五〇一・一〇	川邊	一三・五〇

▲一九二一年度支那貿易の概評

(中華新報)一九二一年支那海外貿易に關する海關報告中に頗る興味ある數字あり統計主任ジェー、ダブリュー、エッチ、ファーガッソン氏は該年度の評論を試みて左の如く云へり

一九二一年は一般に支那に取り成績不良の年にして恐らく同國商業史上に於ける最惡の一年にして其の不景氣は本年の始めに入り尙ほ殘留して難しき滯貨あり爲めに輸入貿易の立直りを見ること能はず加ふるに內地は大部分不安の狀態を呈し兩期廣況に瓦れる洪水と相待ち輸出貿易を阻碍したるを以て自然購買力の減退となり手許ストックの處分に困難を感ずるに至れり、輸入業者は戰時大景氣時代に注文したる商品に殺到せられ大損失の覺悟なき以上之が處分は殆んど不可能といふべき程度にして且つ爲替相場の下落に表はれたる如く銀値段の漸落は勢ひ銀使用國の貿易上に重大なる影響を及ぼしたれど

輸出貿易に對して大なる刺戟を與へざりしは要するに需要の減縮なると需要國自身の物價が東洋品の過剩と同時に下落し始めたるに因るものなり

一九二一年の稅關收入合計は五千九百萬七千百二十九兩にて四百五十四萬四千四百八十五兩の機械數値付加稅を含む、一九二〇年度は本年度に比し四百六十四萬二千七百五十九兩多額にして開港の多數は實質的の進歩を示せり例へば天津の增加は一千八百萬兩に達し全海關收入の十一パーセント六六に相當す上海が二千七百萬兩の增加を示せる處より見るに容易に首席港の前地位を維持せるものと言ひ得可く而して其の海關收入は全國の三十六パーセント四六に相當せり

外國品の輸入總價格は金銀を除き十五億七百三十七萬七千九百七十六兩にて一九二〇年は十三億三百八十八萬千五百三十兩なりき輸出總計は六億百二十五萬五千五百三十七兩にして五千九百六十萬兩の增加なり輸入は九億六百十二萬二千四百三十九兩にして一億四千三百九十萬兩の增加なり

英國よりの輸入は著しき增加を示し增加額千八百二十萬兩に達したれど同國への輸出減少は千四百九十萬兩となれり日本よりの輸入は千八百八十三萬兩減じ輸出は三千二十萬兩の增加となれり米國よりの輸入は三千二百六十萬兩の增加を示し輸出は二千二百四十萬兩の增加を示せり獨逸貿易も亦た著しき回復力を示し輸入は一九二〇年の五百四十萬兩より一九二一年の千三百三十萬兩となれり(六・一二)

日本新聞重要電報（大正十一年五月中）

内政問題

▲馬廠奉軍大勝（二十九日天津特派員發）確かなる消息によると大城縣に在つた直隸派の第二十六師は二十八日午前三時馬廠の奉天軍に對し突如砲撃を開始した奉天軍は直に步騎砲兵の混成隊にて之を邀撃し戰闘猛烈を極めたが午後一時に至りて直隸軍は奉天軍の猛射に堪へず大城から任邱方面に向け退却した此戰闘に於て直隸軍の死傷將校五名士卒六百餘名を數へ奉天軍は將校一名士卒八十餘名の死傷者があつたのみで百餘名の捕虜の外多數の武器彈藥を鹵獲した奉天軍の死傷は四輛の有蓋貨車に分載して二十九日午後六時天津通過軍糧城に向つた張作霖氏は二十八日外交團に向り責任を以て如何なる事あるも決して京奉線の運轉を停止せしめざることを聲明したといふ說がある吳佩孚氏は何の必要あつてか多數の米國國旗を作つたといふ說が支那側に專ら傳へられて居る(東京朝一一日)

▲靜かに査辦を待て（北京特電卅日發）徐總統は左の三種の命令を發した

(第一)奉天直隸兩軍が近畿一帶に軍隊を移動せしめたため人民は恐慌し食糧は騰貴した予は既に命令を出して直奉兩軍に對し直ちに撤退すべきを命じたに拘らず最近遂に兩軍は戰爭を開始した是れ實に怪しからぬ次第である張作霖曹錕は即刻其部下に命じて戰爭を中止せしめ部屬軍隊を撤退し靜かに査辦を待たんことを命ずる

(第二)衛戍總司令護軍頭領京兆尹、京師警察總監に對し警備を嚴重にし其職責を充分に盡すべきことを命ずる

(第三)支那に居る外國人の生命財産に對し支那が充分保護せればならぬことを條約に規定されて居る現在京師に戰爭發生したため不逞の徒は機に乘じ外國人に危害を與へるかも圖られず故に軍民長官は外人の生命財産に對しては充分なる保護を與へ安全を保ち決して國家を害するやうなことがあつてはならぬ(東京日日一日)

▲直軍全線退却（三十日北京特派員發）卅日朝より引續き全線に亙つて戰爭繼續京漢線方面では奉天軍勝に乘じ攻勢に轉じ長辛店より進んで良鄉を占領し瑠璃河方面に進出して居る直隸軍は長辛店奪取に失敗し中路固安方面も奉天軍の勝利に歸し直隸軍の不利となり背面を脅かされる虞があるので京漢線方面も涿州迄退却した一方の津浦線方面でも直隸軍の旗色悪く奉天軍は銃馬渡大城青縣を占領し直隸軍は任邱方面に退却した目下奉天軍の戰線は西は京漢線の良鄉附近から固安永清霸大城靜海を連れ漸次保定を壓迫せんとする有樣である直隸軍は長辛店より一擧北京を衝かんとする作戰に失敗し出來るだけ戰線を短縮し奉天軍を誘き寄せ邀撃する作戰らしく現在の形勢では各方面とも奉天軍有利の有樣であるが奉直兩軍とも精鋭を盡せる支那に於て稀に見る大部隊の戰爭であるから徹底的勝敗を見るまでには時日を要すべく

勝敗の何れに歸するか未だ斷言し難い（東京朝日二日）

▲奉天軍大敗　（四日北京特派員發）　中路の奉天軍は三日夜來直隸軍主力の爲めに擊破されて大敗し長辛店も確實に直隸軍に占領された奉天軍は豐臺方面に退却中であるが豐臺に踏み止ることは困難である此奉天軍右翼の大敗は奉天軍の致命的打擊となるであらう（東京朝日五日）

▲周自齊氏辭職斷念　（北京特電二日發）　國務總理署理周自齊氏辭職を愚ひ止まり本日閣議に臨んだ（時事六日）

▲梁總理辭職　（五日北京特派員發）　奉天軍が全敗した爲に梁士詒氏は五日辭職した後任に就ては徐總統は王士珍氏の出廬を慫慂して居る（東京朝日七日）

▲梁士詒等免職　（北京特電六日發）　五日深夜總統令出た曰く

奉天軍は即日關外に撤退し直隸軍も原駐地に退き等しく中央の命令を待つて解決せよ今次の戰爭の禍根たる葉恭綽、梁士詒、張弧を免職し法に照らして處分せしむ（時事七日）

▲東三省巡閲使廢止　（北京特電五日發）　徐總統は奉直戰爭の大勢は既に決したので五日正午閣員全部の外王士珍氏等廿餘名を總統府に召集し戰爭の後始末について協議した結果左の如き決定を見た

一、奉天軍を全部關外に撤退させること

二、兩軍の軍事行動中止命令及び張作霖氏等の宣誓令を布くこと

三、東三省巡閲使を廢し吉林督軍孫烈臣氏を奉天督軍とすること

なほ梁士詒氏は五日朝總理辭職を申し出た（東京日日七日）

▲交通總長高凌霨氏兼任　（北京特電六日發）　六日大總統令を以て內務總長高凌霨を交通總長代理兼任に命じた（東京日日八日）

▲孫氏の北伐命令　（上海特電六日發）　孫文氏は四日朝左の如き北伐令を發した

國を賣る兇徒徐世昌位を偸んで以來益々事を誤り內政においては國本を害し、外交においては民意に反し、その罪天下の俱に認むるところ、自ら強本人となつて兵を弄び無辜の民を殺し施政を誤ることここに至つて極まる本大元帥は國民の負託を受くると共に又連年の困難人民の苦痛を深く念とするが故にここに諸將に命じて師を率ゐて民の賊を除かしむ出師の主旨は眞正の共和を樹立し積年の憲弊を拂ひ以て國家を統一し民治を發達せしむるに在り云々

なほ孫氏は五日同樣の通電を發し六日許崇智、胡漢民氏等と廣東を發し韶州に赴く筈であるしかし陳炯明氏は態度未だ明らかならずまた海軍も陳策、温樹德兩氏の反目等あり北伐がどの程度まで實行されるかは疑問である（東京日々八日）

▲曹汝霖氏其他逮捕令　（北京特電七日發）　引續き曹如霖、陸宗輿、章世銘等の逮捕命令出るとの說あり（時事九日）

▲張氏逮捕發令を求む　（北京特電九日發）　張作霖氏に對して逮捕令を發せなかつたのは徐總統が大に考慮を拂つた結果であることは勿論で張氏敗走したとは云へ未だ東三省及び特別區等に於ける勢力抜くべからざるものがあり此際逮捕令などを發せんには必ずや東三省の獨立宣言となり南方との連繫となり支那全局をして益混亂狀態に導くの結果を招致すべく事ろ張氏の勢力の自然に失墜するを待たんと云ふにあるが如くである此處置に對し曹錕氏並に吳佩孚氏は孰れも頗る憤懣の樣子であり徐總統は夫れ〳〵使者を遣して意思の疏通に努めつゝあるも未だ兩氏倘襄州に止まつて敗殘の軍隊を集合し並に亦一戰を試みんとするの意があるとの報道さへ傳はつて吳氏は此處に奉軍追擊を決意し徐總統に向ひ張作霖の罷免逮捕命令を宣布せんことを求めつゝあると（時事十日）

▲奉天軍の潰解　（九日奉天特派員發）　奉天軍今回の潰敗につき戰地から歸來した某軍官の談によれば

奉天敗戰の眞因は直隸軍の一部隊が詐つて敵と降參し奉天軍が此計に乘り警備第一師が其武裝解除を爲さうとすると第十六師が突如直隸軍に內應し第一師の後方から不意に猛烈な攻擊を加へたので西路全軍は餘儀無く守を棄てゝ退却したのである要するに今回の陣地は分布が餘りに遠く懸け離れて戰線が廣かつたので地理の關係から奉天軍は作戰に困難で直軍はそれが容易であつた然し奉軍は西路で敗けても直軍は東路で敗けて居るから被我五分々々の戰爭である奉軍は決して戰鬪力が盡きて挽回されぬ程の損害では無く戰鬪力は未だ〳〵十分ある今回總司令部を灤州に移したのは戰線距離を縮小し軍容を整頓し更に實戰する作戰計畫であるそこで昌黎方面では

拳に入らないことを聲明したが此の電報も當の無いのに發したのではあるまい近日中激烈な政潮が發生するであらうと見るものもある又吳佩孚氏派が世間の意嚮に探りを入れたのだといふものもある（東京朝日二十日）

▲張氏に權能が無い　（上海特電十九日發）　北京政府は外交團に對し左の如く聲明した

張作霖氏は瀋州に蟄居し內外の交通を阻害するため張作霖氏の官職を褫奪したが是は僅かに張作霖氏の個人の地位に變更を來したまでのことで東三省及び蒙古とは毫も關係はない中華民國の領土は約法にある通りで張作霖氏は自ら進りに東三省察哈爾熱河蒙古を民國の領土でないと稱し約法に背き國家に反する大罪を犯した又五月以後中央の東三省察哈爾熱河蒙古に關する條約は認めないといつて居るが張作霖氏は既に官職を褫奪され全く職權なきものである如何なる權能をもつて條約を否認するか知らぬが各友邦は是に欺かれぬやう注意されたい（東京日日二十一日）

▲王氏內閣引受け　（上海特電十九日發）　王士珍氏は內閣引受を承諾し輦に閣員の詮衡に着手したと報ぜらる目下擬定されてゐる新內閣の顏觸れは外交總長顧惠慶、內務總長高凌霨、海軍總長薩鎭冰、陸軍總長張懷芝、財政總長王克敏、司法總長汪龍璋、農商總長周自齊、交通教育兩總長は未定（東京日日二十一日）

▲北京政府聲明　（二十日國際北京發）　北京政府は五月十四日ロイテル社の報道したる張作霖氏の東三省獨立宣言に對し左の如きステートメントを發した

張作霖は大總統徐世昌が滿洲、內外蒙古、熱河及び察哈爾地方を拋棄したるものであると言明し同地方は最早支那共和國でないと主張してゐる、張作霖は中央政府の命令無くして濫りに軍隊を關內に移動し對敵行動を敢てしたるものである政府は幾度か繰返して右軍隊を舊駐屯地に撤退すべき旨命令したにも拘らず却つて戰鬪を開始し京師地方に多大の損害を與へた加之彼れは最近瀋州地方を占領し又同地方に非常な不安を起さしめてゐる（東京朝日二十二日）

▲吳氏の南北統一策　（上海特電二十一日發）　奉天軍瀋州の防禦陣地を放棄し山海關に向け總退却を開始したのを見た吳佩孚氏は支那全國統一の大計畫を立てる爲めに機敏に眼を南方に轉じ吳氏は先づ非公式に無線電信を以て北京から上海の支那新聞に宛

一奉天軍が全部山海關に退却するならば直隸軍は追擊せぬであらふ

二全國統一の爲め舊國會を回復すること各地の軍隊を整理して全部中央政府に直屬させること各省の自治を許すが省長をして中央政府に對して責任を負はしめること等は最も緊要と思ふ

三吳佩孚は廣東政府が右の統一策に贊成せんことを希望する

旨を通告して來たと同時に吳佩孚氏は曹錕以下直隸派の督軍連と連名して本日上海の各新聞紙上に正式の通電を發し自分等は國家統一の大計を立る爲めには飽まで民意に服從する積りである舊國會の回復國民會議聯省自治等は孰れも立派な策だと思ふが此際各地の有識者が統一方法に就て更に腹藏なき意見を開陳されんことを希望すると云つてゐる以上吳氏の通電に對し廣東政府側は未だ何等の意志を表示せぬが嘗に孫文等と政見相違の爲め民黨を脫退した衆議院議長吳景濂氏は國會は北京政府のものでもなければ廣東政府のものでもなく中華民國の所有物である即ち吾等舊國會議員は南北の諸勢力に對し公平の立場に居るものである從つて舊國會の回復に盡力するものに對しては好意を表すると云ふ意味の意見を發表した要するに吳佩孚氏が南方切り崩し策として試みた舊國會回復論は早くも手答へがあつた譯だが一方張作霖氏も聯省自治贊成の意見を發表し只管南方の同情を得んとしてゐる然し吳佩孚氏側の電報檢閱が嚴重なので奉天派の通電は多くは沒收されるやうである（時事二十三日）

▲徐總統吳佩孚腕比べ　（北京特電二十日）　舊國會恢復問題に就き吳佩孚氏と徐總統との間に一種の妥協出來ことは既報の通であるが元々其れは双方一時の便宜主義に基くものであつて吳佩孚氏が徐總統を除かうとする素志と徐總統が舊國會に代ふるに第三國會を以てしやうとする希望とは上記妥協の如何に拘らず依然變らない所であつて總統府と保定との關係は單に此國會問題のみでなく政治改造の國是會議問題に就いても張作霖排除の功績問題に就いても延いて張作霖の討伐令問題に就いても又內閣々員の人選に就いても其主張悉く相反して居る然も此兩者の反目は其根抵由來甚だ深く且つ遠きものであるから王揖唐氏等類りに斡旋に努め居るけれども果して能く根本的

に兩者の妥協融和を見得るや否や、和平統一問題の前途にも關係を及ぼす所重大である、卽ち奉直戰後の妓當分は權謀の雄徐總統と武力の雄吳佩孚氏とが國會問題統一問題を中心に其手腕と勢力とを爭はうとするの時期であらうと解せらる(時事二十三日)

▲滿洲は獨立せずと　(二十二日上海特派員發)、北京政府は駐外各公使に宛て張作霖は既に何等の權限なき人である事を說明して友邦の欺かれぬ事を警告する通電を發したが次で東三省及び三特別區域は現に完全に政府の治下にあり吳後陸は不日就任すべき通達して來た譚慶林既に寮哈爾都統に就任し馬福祥は綏遠の安全を保持し熱河奉天吉林黑龍江等は本月十日以後公文を常の如く政府に送り來りつゝあり張作霖の殘部は既に續々關外に退出し政府は條約を重んじ張作霖に對しても痛烈の討伐を加へず閣議を戰爭區域と爲すことを避けたのは全く外國に注意し人道を保持する爲である列國人士に此旨通達せんことを望むとの訓令を發するといふ(東京朝日二十三日)

▲吳佩孚氏南北統一意見發表　(上海特電廿一日發)上海に達した奧通部の無線電信によれば吳佩孚氏は張作霖氏にして窩外に退去するならば直隸軍はこの上追擊しないと聲明し更に南北統一法として次ぎのやうな意見を發表し廣東政府の同意を求めた

一、民國六年の國會を回復すること
一、軍隊は悉く國軍に改編し中央政府に歸屬せしむること
一、各省長は北京政府に對し責任を負ふこと
一、租稅は總て中央政府より徵收すること
一、各省地方自治を許し各省の安寧秩序は各省督軍にて維持すること(東京日日二十三日)

▲陳軍省城包圍　(上海特電廿三日發)廣西から廣東に歸つた陳烱明氏の部下は陳烱明氏の職權を恢復するやう孫文氏に電請したその請願者には葉恭綽兩氏及び議員達も署名してゐる陳烱明氏の復職運動には汪兆銘廖仲愷諸氏は不贊成を表したが葉恭氏は汪、廖兩氏をあざけつてゐる一方陳烱明氏は葉恭氏に命令して電報局及び兵廠を差し押さへしめ更に部隊より廣東に歸る軍隊は小部隊にかぎり北江で武裝を解除した上でゆるすことを命じた陳烱明氏の部下楊樹如氏は廿二日軍隊を派して兵工廠を監視すまた城内には軍用電線が架設され軍隊は今や省城を包圍し一部は北上を開始した孫文氏は陳烱明氏のこの行動に對して電報を發したがこれは甚だ强硬なものだといはれてゐる(東京日日二十五日)

▲陳烱明勢力回復　(二十四日上海特派員發)二十二日葉恭氏等の廣東軍人は會議を開き陳烱明氏の總司令を復職し推戴する事に決したが汪兆銘廖仲愷氏等孫文氏一派は不贊成の意を表示したので激論を生じたが魏邦平氏等も參加して陳氏を復職しなければ相當手段を講ずべく葉恭氏等は孫氏に威嚇的連名電報を發した陳氏は其手兵が廣西に出征して手薄であつた爲め孫氏の命に從つて居るが今や陳氏の部下が廣西を引揚げて歸つたので陳氏の勢力挽回し現に廣東方は全く陳氏の勢力範圍に入つた一般に孫氏よりも信望あるらしく勞働團體も陳氏の歸任を歡迎して居る陳氏は葉恭氏に電報の檢閱兵工廠の回收を命じ陳氏の擡土重來は旣定の事實となつたが孫氏に對し强硬の態度である(東京朝日二十五日)

▲陳烱明と吳佩孚　(二十四日上海特派員發)ノース・チャイナ・デリー・ニウス紙のギルバート氏が遽に廣東にて陳烱明氏の政見を聞き左の八條を得た

一、縣長(縣知事)は民選とし自治を行ふ
二、地方警察は地方政廳之れを管理し地方政廳は省廳之れを管理す
三、省長は唯中央政府に責を負ふ
四、國軍は中央政府に直屬し其經費は中央より支出す
五、各省の平和と秩序は省警隊(警察隊)を以て維持し警隊は省長の指揮を受く
六、舊國會を恢復し臨時約法を承認す
七、課稅は中央政府にて徵收し各省に必要の行政費のみ差引く
八、省道路を建築し森林鑛業等を振興す

ギルバート氏は吳佩孚氏に會見して右の各條を示した處吳氏は衷心から贊同した唯第一のみに多少討論の餘地ありとして其旨を陳氏に傳へん事を囑した吳氏の舊國會恢復贊成は最近の會見によつても明かであるが吳氏には之れを招集し得る權限がないので其機會を造るに勞めて居る吳氏は全然徐總統擁護の意氣く其非法を認め舊國會を恢復し臨時約法を繼續して徐世昌氏の立場を

軍は實狀調査に先だつて率先して撤退する方針であつたが廿七日の閣議において直に撤退に着手するに決定した、元來漢口の駐屯軍は武漢革命の際における被害に鑑みておかれたものであるが條約上の根據を有しないために各國委員によつて實狀調査が行はれるまで放任しておけない實狀であるから先般小幡公使歸朝の際においてすでに打ち合せを了し歸任後直に必要な處置をとつておいたものである（東京日日二十八日）

財政經濟

▲天津經濟界は恐慌狀態　（天津特電三十日發）本直開戰に依る天津・經濟界の影響を見るに概して影響少きが如く突發事件と異り既に二月以來開戰の氣構があつたことゝて經濟界は何れも開戰を豫期し相當の用意をして居たので今更目立つて甚だしい影響は起らない金融界は既に已に梗塞し一時現銀の拂底を告げ弗相場の暴騰を來したが最近上海から約二百萬弗程の輸入を見たので稍〻靜に歸した爲替相場は戰亂に依る影響甚だ微弱で現在は一々上海爲替取引所の活動に依つて變動する狀態であるから之も大した影響はない又外國銀行にも從前の場合の如く支那人の預金が左まで增加しない輸入商品殊に綿絲布の如き約十日程前までは小口ながら商ひが出來て居たが最早絕對に見込なし輸出商品は奥地との運輸機關が既に前月から杜絕し處に依つては全然輸送不能となり、さなくともの金融梗塞と運搬中の不安に依つて出廻りが激減して居たが最近兩派風雲の險惡となるに至つて總て杜絕へてしまつた從つて約定品の引取或は荷渡しの延期など各方面に相當支障を來して居る現に取引の行はるゝは棧、鷄卵位のもので其他輸出時期に際して貨物なき故各船會社は船腹の補充に苦しんで居る要するに天津市場は以上の如く當分恐慌狀態を持續す可く各貿易業關係者は困憊して居る此の際に於ける問題は此の本直戰爭が一時の決戰に依つて勝敗を決するか或は持久戰となるかの點である然し今次の兩派交戰は本直兩派の單なる關係以外內閣、南北統一問題等複雜なる問題を含んで居るから戰爭終結と共に直に貿易の恢復は實現するを得まいと思はれる兎に角戰爭の終結如何に依つては前途の見込が付かない戰線の區域も相當廣くして兩派とも單に北支那のみならず山東長江沿岸南方と重大なる關係を有するから一旦の砲火を以て收まり難き狀態にあるから此所暫くは貿易の恢復は覺束ないと觀測される（時事一日）

▲對支借款團引揚げん　（紐育國際十八日發）非公式の報道に據れば對支借款團は支那の內亂が終結するまで支那から手を引く事としたと、右の報道は北京にある對支借款團米國銀行團の代表スチーヴンス氏が五月五日休暇で歸國すると云ふ事をモルガン會社が發表したから起つたものらしい（時事二十日）

▲四國借款成立せん　（二十三日北京特派員發）支那政府では七百萬元の公債を發行する計畫で日英米佛四國に五百萬元の借款を申出た之に就き四國公使の間に二十日及び二十三日引續き協議したが未だ確定に至らないが大體に於て異議がないので近く決定すべく鹽稅を擔保とする筈である（東京朝日二十五日）

▲七百萬元證券發行計畫　（北京特電二十四日發）支那政府が當屆五月節句を越す可き政費に充てる爲め鹽稅剩餘を擔保とする國庫證券七百萬元の發行を期し外國銀行團に向つて之が引受方を請ふて來たことは既報の通りであるが銀行團及び四國公使は之に基き協議を重ねて居るけれども關係する處重大であるが爲め自ら贊否の意見ありまだ諾否何れとも決定するに至らない（時事二十五日）

▲鞍山製鐵悲境　（二十五日遼陽特派員發）鞍山製鐵所不振に絡まる所長井上博士の攻撃は撫順炭礦の排斥運動と相俟つて世間の視聽を惹きつゝあるが鞍山社員の不穩の行動も功を奏せず唯博士が所長の名を瀆しくして鞍山に足を留めず就任以來何等貢獻する所なく今や製鐵所は閉鎖の已むなき運命に立至らんとする際博士の手腕を疑ふ者多く結局更迭の已むなきものと觀測さる製鐵所は積極的に進む見込なく問題になつて居る製鐵所も今や行惱みの狀態にあり或は一部研究機關を殘し休止同樣の事に立去らんかと在住市民は最たく悲觀して居り市中全く火の消えたる觀がある（東京朝日二十六日）

▲財政窮乏を訴ふ　（二十六日國際北京發）新交通總長高凱洪氏は本日保定より當地に着任し徐總統に謁見した財政總長葉恭綽氏は本日正式に就任すると同時に曹錕、吳佩孚兩氏及び各省軍事長に通電を發して財政狀態の危急なる事を指摘した氏は右通電中に述べて曰く

政府は爾來地方各省よりの收入を以つて經費に充てゝゐたが今や國庫は空乏となり而かも全く收入の途なく鹽稅剩餘金も亦銀相場暴落の爲め殆んど餘裕なき有樣である尙歲出は政府の歲入を超過すること甚しきのみならず今日まで各省から納入してゐた收入は中止の姿となり相次いで發行さるゝ公債は從々財政を紊亂に導くのみである余は此際會計報告の內容を發表して冗費の削減を斷行する決心である而して若し地方各省が中央政府への送金を繼續するに至らば多少の剩餘額を見出し得るに至るであらう、是れ諸君の責任に訴ふる所以である中央政府の財政窮乏を告げてより以來軍隊より屢々苦情を申込まれたが之に對しても何等具體的の回答を與へ得なかつた、此際各地方官憲は中央政府と地方各省間の均衡を考慮し今後北京政府に納入すべき金額に對して十分なる注意を拂はんことを望むものである云々と(東京朝日二十八日)

▲支那財政彌縫（北京特電二十九日發）財政部から外國銀行團に申込んだ七百萬元の國庫證券引受方は外國側の承認を得ることが出來なかつたが幣財政總長は鹽稅剩餘から二百餘萬元、國內銀行から借入二百萬元、併せて大凡四百萬元を得るの見込み立ち辛うじて節句を越すことに成功せるが如し尙幣總長は財政上の根本整理を遂ぐる爲め財政重要會議には財政金融兩方面主要人物の外蔡元培林長民等を招く筈であると云ふ(時事三十一日)

▲北京財政大會議（北京特電二十九日發）北京政府二十九日夜財政整理に關する大會議を開いた出席者は周代理總理財政交通兩部總長同次長蔡元培、王寵惠、王正廷、林長民、張耀曾、張嘉璈の諸氏で最近英國から歸つて來た顧維鈞氏も列席した當局は現在支那の財政は實際には既に破產してゐるからこの際徹底的に大整理をせねばならぬと支那は財政窮迫の實狀を詳細に報告しこれに對し中國銀行副總裁張嘉璈氏は四億以上になつてゐる內國借款の整理方法につき意見を出したその意見については追つて研究することゝ顧維鈞氏は歐米よりの借款と日本よりの借款とはその性質が同一でないから將來外債整理の際はこの點に愼重な注意を加へねばならぬと主張しつゝいて關稅問題政費節減問題裁兵問題について腹藏なき意見の交換をなし今後に屢々この種の會議を開催し具體的方法を發見することを申し合せて散會した(東京日日三十一日)

寄贈書目錄

特許公報
月報
支那時事
商業研究講演集
日本及日本人
關東廳沿海地方及北樺太
通商公報
月報
第一公論
月報
實用新案公報
青島の商況
滿洲ノ文化
月報
國際聯盟
奉公
New Book
東洋經濟新報
國際事情
The Herald of Asia
貿易
支那ニ於ケル米國ノ企業
日支經濟
月報
調査時報
年報
調査資料
月報
會報
山林業
地學雜誌
友
政調査資料

特許局
青島商業會議所
東方通信社
神戶高等商業學校
政教社
滿鐵調査課
帝國地方行政學會
大阪商業會議所
其社
鬱口商業會議所
特許局
青島守備軍民政部
其會
大日本紡織聯合會
其會
丸善株式會社
其社
外務省
ヘラルド社
丸善株式會社
其會
滿鐵會社ノ
其社
名古屋商業會議所
滿鐵會社
長崎商業會議所
滿鐵會社
小樽商業會議所
鐵路協會
農商務省山林局
其社
會
青島守備軍民政部

自五二六號 至五四三號
四號
六號
四號
八三八號 第一輯
自九五〇號 至九六〇號
二一二號
自八一四號 至八二九號
自二二二號 至二三七號
自三五八號 至四六〇號
一一七號 至一二〇〇號
自一一七〇號 至一二〇〇號
自一一七〇號 至一二〇〇號
一七四號
四號
八號
一六二號
一一三號
四六號
四〇二號
二六四號
二七篇

會報

財團法人東亞同文會會員大會

大正十一年六月三十日午後四時より華族會館に會員大會を開けり、先づ牧野會長開會の辭を述べ、次で近衞公を副會長に推薦の報告並に同公爵を紹介し次で近衞副會長の就任挨拶あり、次に白岩理事長去年十月一日以後本年三月末日迄の日支兩方面に於ける事業に付報告する處あり、尙續いて柏原理事の天津及漢口同文書院開設に關する報告あり右了つて別室に於て埴原外務次官、芳澤亞細亞局長、松永會計課長、支那公使館員及新聞記者諸君を招待し懇親會を開き主客歡談の裡同九時散會せり

出席者氏名

來賓　外務次官埴原正直　亞細亞局長芳澤謙吉　會計課長松永直吉　中華民國秘書官朱紹濂　中華民國隨員楊雪倫　國民、讀賣、都、萬朝、東京每夕新聞記者

會員　岩崎勳　一宮房治郎　井上敬次郎　磯村壽喜　速水一孔　侯爵細川護立　富岡九郎　押川方義　大內暢三　小川平吉　岡野增次郎　大內又太郎　和田豐治　柏原文太郎　片谷傳造　川村景敏　河西信　神林虎雄　神田正雄　賴谷義三　笠羽清吉　吉永保三郎　谷森眞男　田鍋安之助　田代亮介　高木陸郎　楢崎觀一　中山成太郎　中根壽　中村純九郎　中村六郎　牟田口雄　宇治田直義　野村潔己　山井格太郎　柳瀨清　子爵牧野伸顯　丸山長渡　牧田武　深水十八　公爵近衞文麿　榎本錄次郎　淺野總一郎　油谷恭一　男爵阪谷芳郎　清藤幸七郎　水野梅曉　三浦稔　白岩龍平　清水幹衞　盛田曉　關菊麿　鈴木恭堅　須田博　澄川友敬

○財團法人東亞同文會會員大會速記錄

大正十一年六月三十日午後四時三十分開會

○會長(子爵牧野伸顯君)　それでは是から開會いたします、御報告いたすこともありますが、それに先立ちまして、同文會の副會長の御就任になつたことを茲に申上げて、近衞公爵を御紹介いたします、御承知と思ひますが、近衞公爵の御先代は、同文會の會長として七年の間御就任なされ、御先代に負ふ處が少くないのであります、現公爵は、是まで此會の爲に、多大の力を取り下さつたこともあるのでありますが、此度愈々副會長として、直接此事業に御關係下さることは、本會に取つて大變仕合せと存じます、此席に於て皆さん御滿足下さることであらうと思ひます、此席に於てのみならず、支那方面に於て同事業に關係して居る方々も、定めて喜び下さることであらうと考へます、就きましては、各方面に於ても少からぬ期待を持つて居られることと考へるのであります、尙ほ、十分御力添へ下さることを希望いたします、茲めて近衞公爵を副會長として御紹介いたします

〔拍手〕

○公爵近衞文麿君　只今會長より御話の如く、此度副會長に就任いたしました、元來、私の如き誠に淺學、且つ年少の身を以ちまして、斯の如き、副會長と云ふが如き重要なる大役を御受け致しますることは、自ら顧みまして、誠に躊躇いたした處でありますが、只今會長より御話の如く、本會とは先代以來、誠に淺からぬ關係がございまして、此際不肖ながら、此大役を御受けすることは、又、先代に對する孝道の一端とも考へまして、御受けを致した次第であります、何分、萬事甚だ經驗に乏しく、不馴れでありますから、諸君の御援助御指導を希望いたします

○理事長(白岩龍平君)　例に依りまして、本會の半年間の事業報告を致しますするに付きまして、本期に於きましては、格段の新しい事柄で御報告申上げますることは僅か一二項に過ぎませぬ、其他は從來の通り經營して居ります

詳細なる報告は會報に讓りまして、皆さんの便宜御覽を願ふことに致しますから其趣き御承知を願ひます、新しい方面の仕事と致しまして、前回に御報告いたしました天津、漢口兩地に於て支那人の爲に中學校の開設を致し、天津の方は昨年中の開校に屬し、其當時報告いたしました、漢口は本年の三月に假開校式を擧げて、現に七十餘名の學生が入學し、豫定の教育を實施して居ります、之に付きましては、私から申上げるよりも、天津及漢口兩學堂の創設に或は開校諸般の事務に亙り、熱心此經營を進められました、理事柏原君が丁度先遣こつちに歸られ本日出席になつて居りますから、學校の大體及天津、漢口方面に於きまする一般狀況につき同君が御話を申上げますことに致し、其方に讓ります、尙ほ申上げて置きまするのは、昨年の十月二十九日大會の決議に由り、本會を財團法人に改める準備を致しまして、總ての手續を了し、本年の三月二日に登記を完了を致しました、又本會の豫算は評議員會の議決を經まして、其實行を本年度の財團法人として開始いたしました、又決算に付きましては、會計檢査院の嚴密なる出張檢査があり、其檢査も無事通過いたしました今後本會の事業經營上特に會計上に付きましては、財團法人になつた以上、層一層注意を怠らず十分の努力を致す積りであります、それから評議員は若干名となつて居りますが、補缺の意味に於きまして、會長の御指名に依り、五人の御方を評議員に御就任願ふことになりましたことを茲に御報告申上げます、其人名は侯爵鍋島直映君、喜多又藏君、龜井陸良君、小村俊三郎君、佐原篤介君、此五名の御方に評議員を依囑致しました。御報告申上げますことは是だけでありまして、之より柏原君から天津、漢口方面に付て……

○理事（柏原文太郎君）　天津、漢口の同文書院の爲に、私が昨年の八月十九日に東京を發ちまして、あちらに參りまして以後の經過並に現在のこと等を御報告申上げます、併せて支那に於ける歐米各國人の施設に係る同種類の事業の概況を申上げたいと思ひます、天津、漢口の二つの書院を創立すると云ふことは、大正九年度に實施すべき筈になつて居りました、丁度大正八年度から九年度にかけましては、御承知の通り支那内地の事情が、學校を建てまするのには餘り適當の時でなかつたのでございます、それが爲に八年度から九年度に懸けましては、屢々人を派して其狀況を調べましたが、未だ其時でないと云ふことで見合して置きました、丁度大正九年の中過ぎになりまして漸く爲替などのことも安定をし、或は支那國内の事情も學校を建てるに宜かろうと云ふ見込が付きまして、丁度九年度の八月二十六日に天津に渡りまして、學校を先づ如何なる地に建てたら宜からうか、實は是まで北京、廣東と云ふことになつて居りましたのであります、あちらへ着くと直ぐ北京へ參りまして、小幡公使にも御目に掛り、支那の當局者にも會ひまして、能く事情を話し、何れの土地が學校を建てるに適するかと云ふことの意見も聞きました、何れも天津が宜からうと云ふことでありましたから、それでは天津で土地を見附けようと云ふことで、天津の方へ歸りまして、土地を見附けましたが、急に見附かりませぬ、殊に租界外のことでありますから一層困難が多いのであります、同地方の有力者に依頼を致しまして土地の購入を致さうとして居りましたが、何うも空しくそこに居つても仕方がございませんのみならず或は私が其處に居つて土地を尋ねることは却つて都合宜しからぬとの說もありましたから私は翌十月に漢口の方を見て來ようと思ひまして、丁度漢口へ參りましたのが十月の二十二日でございます、漢口の方の土地も亦同じことでありまして、茲では天津より困難でないやうでありましたが、同じく見附けまするのに中々一寸には運びませぬのでございます、是も矢張り租界外の土地を求めまするのでございます、漢口に參りましても、會より命ぜられたる趣意を能く奉じまして、成るべく支那の官憲にも能く學校を諒解して或は各地方の支那の有力者にも、知識階級にも能く學校を創設すると云ふ趣意を話して、諒解を得ると云ふことに努めたのであります、さうして、秘密に、人の名前などで土地を買ふと云ふやうなことを一切しない、表向きに立派に買入をする、其方針を取つてやりましたのであります、漢口の方は存外宜い土地が見附かりまして、正金銀行の抵當に這入つて居りました土地を一部讓り受けると云ふことになりました、之に隣りして居りました支那人の土地を買受けましたが、困つたことは道路がありませぬ、道路がありませぬから始めから是は支那の官憲にも能く頼んで、道路を附けて貰ふやうに願つて置きました、官憲では何とか附けてやらうと云ふことになつて居りました、併し正金銀行の抵當に這入つて居つて處分をしなければならぬと云ふ土地でありますから、色々附帶して居ることがありまして、急には運び

ませぬ、先づさう云ふことで土地だけを決めまして元津へ歸つたのでありま す、併しもう略々出來ると云ふことに決つて居りました、早速歸ると天津の方も土地が見附つて居りまして、丁度十二月初めに到々土地を買受けました之を買受けるに付きましては、大層船津總領事の御骨折を願ひまして、又支那の當局者も大分世話をして吳れました、買受けました土地は一寸五千坪足らずの土地でありましたが、實際學校が得ました土地は丁度八十四畝で、三十四畝は買受け六十畝は寄附でありますが寄附の分は大部分水面でありますが今日では相當の價値がありますから斯くして土地を得ましたのであります、此やうになりましたのは、全く支那の人も能く學校の性質を諒解しまして、同情をして吳れた爲であります、漸く土地が見附かりましたものですから、本設計を致しまして、十年の一月十八日に此設計が出來ました、二十三日に工事の競爭入札を致しました、開製を致して最低價格者に落札を致しました、概略のことを申上げますと、丁度校舍が煉瓦造二階建百四十五坪、寄宿舍同二百四坪、食堂が八十一坪、教職員住宅が百十四坪、附屬家が百十一坪で、計六百五十五坪、其代價が八萬三千四百四十八弗と云ふことでありました、丁度坪當で、二階建平家建を加へまして百二十七弗許りになつて居ります、其他の附屬工事を入れまして丁度九萬六千弗許りで出來ました次第であります、此やうにして天津の方の請負工事のことも定まりました、處が丁度十二月になりまして、此土地は十二月には凍つて土工位やることが出來ませぬ、それ故に木工の方をやりまして、土工は解氷を待つてやることに致しまして、漢口の方へ廻りました、漢口は土地が定つて居りましたものですから、北京に居りました建築技師を漢口にやりまして、順次に調査を致させて、設計に掛らして、丁度私が漢口に參りましたのが二月の二十二日でございました、漢口へ參りまして、其時には漸く土地の問題が解決して居りましたから土地の殘つて居る部分だけ買入れをなして、合せまして丁度一萬三千坪許り、(天津の方は一萬四千餘坪であります……) 此土地に學校を建てる都合でありまして本設計を致さして居りました、所が丁度三月の十八日、設計が出來て請負競爭入札をなし、落札いたしましたのは六萬八千三百六十一兩と云ふことであります、其建てました家屋は、校舍が百五十八坪、是は煉瓦造二階建若くは三階建、寄宿舍が同二百四坪、食堂八十坪、教職員宿舍百五十六坪、其他の附屬舍全體を合せまして七百四坪、是も一坪當九十七兩でありました、斯う云ふことに請負契約が出來ましたものですから、それから直ぐに工事に掛りましたが、昨年は、支那の方は珍らしく降雨が多かつたのでありまして、天津の方も漢口の方も降雨の爲に、少しく工事の進行が遲れました、又た漢口の方に於きましては湖北の爭亂がありました爲に、學校附近が皆兵に占領せられまして、暫くの間兵が居りましたので苦力が皆逃げてしまうと云ふやうなことで、殆ど一月餘り工事をやることが出來なかつた爲に、多少遲れましたが、天津は丁度昨年の十月の末に校舍は出來上り、附屬工事が多少殘つて居りましたが、之も使用に差支ない丈けに出來上りました、それから準備を致して十一月中に學生の募集をやりまして、十二月の初めから開校を致したのであります、實は色々困難を致したのでありますが、此學校の名譽校長となる人若くは教員其他の者になつて來ると云ふことに付きましては、其當時色々な支那の空氣がありましたものですから、何うも之を敢てすると云ふ者がないと云ふ勢ひでありました、德望のある人とか、地位の高い人とかは、さう云ふ危險を冒すことを困つて居ると云ふやうな次第であります、日本の學校に身を入れて、名譽校長其他の職員になると云ふやうなことがあると、或新聞などには隨分中傷をせられ、そればかりではなく、國人からも非難を受けると云ふので、自分の身を考へて、兎角躊躇をして居りましたのであります、それでありますから、此學校のやうなものに關係しやうと云ふ人は、多少の決心が必要である有樣でした、又學校の方で見まするに、德望のある、前途のある人、閱歷のある人でなければ適當でないと思ひましたから、此人を得ることは餘程手間を取りました、併し是も同地方の日支兩國の有力者が能く盡力をして吳れまして、天津の方では嚴修出身の人で、教育行政に長い經驗を持つて居りまして、曾て吉林の省長になつて居りました郭宗熙先生を名譽院長として戴くことが出來ましたのは、是は天津の學校としては、頗る幸で御座いますと考へます、それから教務主任としましては、實は直隸の教育廳長が非常に心配をして、張彪芝先生を、視學官の筆頭をして居りましたのを止めさして、さうしてこちらに廻して吳れたのでありますが、張彪芝氏が承諾する條件は、自分が直隸省内に於て相當の人を選拔して、自分がこちらへ貰ふが宜いかと云ふ條件で就任した位であります、故に教員として其當時の

保定の高等師範學堂、其他私立ではありますが、最も有名なる南開大學校と云ふやうなものから先生を拔いて、さうして初めから支那人側の教職員の組織をして居ります、南開の方の教員を分つと云ふことに付きましては、其學校の校主でありまする嚴修先生が非常に此學校に同情を持つて居りましたので此人が勸めて就任をさしたのでありまする、皆將來のある人達でありまして、是等の人々を天津に得たことは、天津の學校の爲に頗る喜ぶべきことでありまする、それから又日本の方の側としましては、多年教育に關係を致して、殊に中等教育に關係を致して或は縣立師範學校の教頭として或は中學校の校長として老練なる江藤榮吉氏を本部より監督として派遣して呉れました、又京都大學の出身でありまして、永らく天津に居つて、青年會其他の文化事業に經驗あり功績ある法學士藤江直文君を選びますことが出來ましたので、是も學校の爲に頗る仕合せと思ひます、併し學生を得ますることは當時まだ見込が附きませぬ、日本の方の側の人や、支那の方の側の人學校に同情をして居つた人から、實は此ことは心配をして呉れまして、まだ其頃には幾らか學生が騷いで居りましたことでありまするが、學生が先立ちまして日本に對して騷いで居る、其學生の種類は違ひまするが學生を日本の學校に入れると云ふことでありまして、頗る謹愼のやうでありまする、それでありまするから一生懸命で學校の事情を地方に知らせ、誤解のないやうに努めました、處が段々其地方の父兄子弟も諒解をして呉れたのでありまするか、入學の申込がありまして、殊に篤志の人がありまして纏めて三十四人の學生を送つて呉れたのでありまする、さう云ふことで募集しただけの人員は揃ひましたのでありまするが、一方には官衙、教育廳若くは商務總會等も非常に盡力をして呉れましたので其方から澤山の應募者があつた、百二三十ありました、漸く之を選りまして、其當時七十三人でありました所が、何うも諸方から入學の希望が多いので、遂に九十六名まで入學者を取つた、許したのは、それはどうせ二組にすることであれば少し位多くても少くても同しことであると云ふ考から、當事者も殖やしたのであらうと思ひます。兎に角應募者が非常に多かつたと云ふことは殊に意外なことでございます、それから漢口の方に於ても、天津で教職員の招聘は餘程心配いたしましたものですから、何うか北京邊りで能く諒解を受けるやうにしたいと思ひまして、北京へ參つて色々當局其他の有力者とも諒解いたしましたが、政變の當時でありましてさう云ふことには中々耳を假さぬので、已むを得ず、是は湖北へ參つて相當の人を得るより仕方がないと思ひまして、湖北に參つたのでありますが、漢口駐在の瀬川總領事が非常に心配をして呉れ、又た湖北出身の有力者が盡力をして呉れまして、湖北にては第一流の名望家にして前途のある何佩瑢先生を名譽院長に戴くことになりました、此人は少し前に湖北の會長をして居つた人で、我國に留學をせられた春秋に富む德望のある、考のある人であります、又襄陽の師範學校長をして居りました揚昌濟先生と云ふ人を教務主任として招聘しました、是は路教育廳長が湖北を去る時に心配をして下された方で我高等師範の出身であります此人も亦た湖北高等師範學校、湖北第一師範學校と云ふやうな所の教師を選拔して同文書院に聘して呉れまして、支那人の方の教職員は編成されたのでありますから之が學生募集に又都合が宜かつたのでありまする、それに監督として內地よりは中學教育に經驗ある群馬縣立桐生中學校長を致して居りました文學士齋藤藤保君を迎へ、幹事は上海同文書院出身の、支那の事情に能く通じて居ります松尾鐵藏氏を遣はして呉れましたので是も學校の成立には大變都合が宜しうございました、併し丁度此時が最近の政變の頃で、其政變の起ります前提としまして、吳佩孚將軍と、張作霖氏の間に色々云々のありました時で、色々なる流言のあつた際でありますから、日本の同情者も、支那の同情者も、何うも學生の來るか來ぬかと云ふことは矢張り心配して、銀行や會社、其他の官衙に於きまして、有力なる方が擧つて學生の募集に盡力して呉れました、支那の側に於きましても省長公署などが、特に各地に命令を發しまして、縣衙門を報名所として各縣に、あらゆる學生募集の公告をして呉れました、さう云ふ次第でありまして、實に應募學生が多くなりまして、其數百五十名以上になりました、試驗を受けました者が百三十七名でございました、選れて參りました者も多うございましたが、校舍の設備がそれ程でないのでございますから……一組と云ふ本部の命令でありましたから、一組本位で已むを得ず七十五名採つたのであります、此やうに各地とも意外に學生募集の宜い成績を見ることの出來ましたのは、全く日支兩國の各地方の有力者が力添へをして呉れた爲で感佩に堪へん次第であります、殊に漢口に於きましては、支那側から申しますと、支那官憲は特別の計ひをもちまして、租界以外の土地永租

借權を與へまして、新埠券の交付を學校の爲になして與れますし、材料運搬其他に付きましては、通關稅の免除をなしました、是は亞米利加、ロヅクフエーラアの醫學校の時に始めたことださうであります。さう云ふことを、此學校にも均霑さして與れました、それから天津は矢張り租界外でございますから、道が惡うございます、此道路を修理を致して與れました、併し天津は大きな道がございますが漢口に於きましては全く道路がない、道路がないのでありますから、學校を建てまするのにも普請其ものが出來ませぬのみか、生徒の通學に非常に困るのでありますから、其時の巡閲使王占元君に會ひまして、此事を御願ひしました、宜しい、何うかしてやらうと云ふことでありますから、それを力にして、學校敷地を定めましたが道路に當る土地の所有者が二十人もありますので、其土地の買收なぞの決定等も非常に手がかゝりましたさうです、丁度昨年の夏の末王巡閲使が失脚を致して人が變りましたから、何うかと思つたが、是は支那の現當局者が繼承して與れまして、大變部合の好い處へ道路を……學校の專用の道路を新設して與れまして、其費用も略と大分は支那の官憲の方から出して與れ、それから土地の大部分は寄附を致して與れたのであります、さう云ふことでございますから、實際其地方の者も親しみが附きまして、地方の者とも至極圓滿に交際して居ります、斯樣な次第で、天津、漢口の兩學堂は兎に角設立日淺いにも拘らず、相當に學生を收容いたして、此頃の天津からの情報に依りまするど、南開學校と何方が發達するかと云ふ位だと云ふことを揭語して居ります、南開學校は古い大學校で、それと竝び稱せられると云ふことは、誠に仕合せなことでございます。而して、今の處では全く支那人も此學校だけには傷を附けませぬやうであります、尤も一二の新聞は色々云うて居りますが、支那側には能く諒解をして與れて居る者が多いやうでありますから、學校の前途には是等のことは餘り懸念するには及ばぬことと思ひますが、唯、何としても中學程度の學校でありまして、學生がないとなつたら極く少いか知れませぬが、中學程度の學校に、一年五十人の收容では何うしても足りませぬ、何うしてもそれ以上の學生を收容せなければならないやうであります、其爲め只今本部に於きまして、色々御經營を願つて居ります、何卒擴張をすることが出來まして、相當の人員を收容し、內容と共に生徒の人員を增へるやうにして戴きたいと考へます、唯是等の御參考と致しまして、對支文化事業の諸外國に依つてなされて居る、殊に敎育事業の歐米各國に依つてなされて居る概況を少しく申し述べて見たいと思ひます、極く古いことを遡きまして、現在支那の敎育事業に付きましては、何と云つても一番力を致して、其成績を擧げて居りまするのは亞米利加でありまして、英國が之に次ぎますので、尤も亞米利加と英國とは「ミッション」がやつて居りまして、或は兩國の「ミッション」が共同して居る處もございます、英米でやつて居る處もございますが、先づ離して云へば亞米利加が一番盛んで、多く成績を擧げて居る、英國が之に次ぎ、佛蘭西が之に次ぎ、獨逸も清朝の末頃から、漢口、上海等に學校の創立を致して居りましたけれども、あゝ云ふ場合になりましたから、漢口は支那の方に沒收を致して、今省立の漢口中學校になつて居ります、上海の方も甚だ振はぬやうであります、現に角今の處では英米の二國は無論盛んで、其次に佛蘭西の學校でございます、北支那の方面に於きましては、米國は御承知の通り、團匪の賠償の一部を支那に與へると同時に、支那の學生を送らせると云ふ約束がありました、其準備校と致して、北京の西の方に、西山の近い處に清華園の跡に清華學校を設立し、若くは此後にロックフェラアの北京共和醫學校も立ち又其他米英人の北支那の學校としては燕京大學、唐山の高等工業學校、天津の新學書院、ノースチヤイナ、ユニオンカレッヂ、濟南齊西大學、奉天醫科大學と云ふのは、それぞれ專門學校若くは大學の資格を備へて居るのでございますが、其他敎會設立の中學校、師範學校、神學校等を加へますと云ふと詳細は略しますが、斯う云ふ大學竝が、中學校を一ツ若くは三ツ位宛持つて居ります、又た專門學校も有つて居るのであります、故に支那の北部に於きましては、中學、師範學校が百五十位はあります、小學校は千八百位の數は何うもあるらしい、專門學校も六十以上はあるらしい、此統計は方々で調べて見ましたがはつきりは分らないが、略此位でありまして、其從事して居る敎員が三千人位、中學生が三萬五千乃至四萬位はあるやうであります、又中部の長江筋及之に連なつて居ります交通の便宜な地方では、四川には華西協合大學（Western China Union University）是が千九百十年に出來た長沙のエール大學、是は亞米利加のエール大學を出た人が拵へて居ります、エール會の創立であります、其他に岳州に湖濱學校と云ふのがあります、武昌の方には

文學大學、博文書院、漢口には博學書院、九江には南偉烈大學、開封には清作學校、南京には金陵大學、同女學校もあります、蘇州に東吳大學、上海に三育大學、滬江大學、等のものがあります、佛蘭西の學校としましては、上海震旦大學、是は中々規模の大きなもので、杭州には之江大學、是は亞米利加で立てゝ居ります、其他各地の中學、師範學校、小學校を合せますと、其數は二千二三百あります、教職員は三千以上もあり、學生は五萬四五千もあります、又南支那に於ては、福建の協和大學、それから厦門の尋源書院、鼓英學校、廣東の嶺南大學、佛山の高等學校、汕頭の鼓英學校と中學や小學等を合せますれば、一千八百校以上ありまして、教職員が二千以上、學生も四萬に達すると云ふことであります、で、現在歐米人の經營して居ります學校は、優に七千以上あります、其教職員の數は一萬二千人、學生も十八萬以上に達して居ると云ふ統計であります、支那全國の學校は、何うも今は休校になつて居るものが多くありますから、どの位あるか分りませぬが、大學、專門學校、中學、小學校も合せて十萬七千と云ふ數であります、それに對しては十分の一にも達しませぬけれども、全國の中學以上の學校を比較して見ますと、支那の省若は國で立てゝ居ります學校が五百四十六で、之に對して、歐米人の立てゝ居りますものは四百一校と云ふ位で、是は中學師範學校以上でありますが、專門學校以上大學と云ふもので見ますと、支那の方で立てゝ居る七十に對して、歐米人の立てゝ居るのは六十と云ふ割合になつて居る、斯う云ふやうに致して、普通教育の中等以上段々高くなるに從つて、支那の教育は外國人の手に依つてなされて居る、と云ふやうな事情であります此頃は支那の財政が非常に窮して、學校の費用も出すことが出來ず、餘程苦しんで居る處がありまして、其際歐米人の學校は何うであるかと云ふと、皆教會が相當の資金を有し人物を有し後援の憂がない、彼のロックフエラアの醫學校は六百萬弗を寄附費に投やしたと云ふのでありますが、是は千二百萬圓許りであります、丁度其側に、我國で經營を致して居ります同仁病院がありまして、それに並んでロックフエラアの學校があります、非常に外觀に於きましては、日本が對抗の出來ないやうな有樣でございます、又た經常費は年額三百六十萬弗であります、卽ち七百萬圓以上のものを、ロックフエラアの基金から投ずるのであります、又英國側ではアルレントン基金としつて、アルレントン氏の教會に援助する爲に擔出しました基金の百萬ポンドを基礎として居ります、是から英吉利の對支文化事業等を助けて居る次第であります佛蘭西も少し遲れては居りますが、頗る眞摯なやり方で、隨分大規模なものであります、斯う云ふことでありまして、此各國の文化事業は、私共の想像しましたよりは頗る基礎を擴て居りまして、何れも相當な金を以て、相當の人を以て、各種の經營を致して居ります、支那人も最初は多少の毛嫌ひ等もありましたが、今日はさう云ふ毛嫌ひもなくなつて來て居る、併し、嘗私共が天津、漢口に於きまして學校を開いて見ますると、亞米利加人、英吉利人の學校を退學さして寄越した父兄なども居ることを見ました、其人の云ふ所によると何しろ自分逸の子弟は、英吉利人や亞米利加人にするのではないのに何うも支那の學問を餘り輕蔑する、斯う云ふことでは仕樣がない、英語は習はしたいが、支那の學問も習はしたい、此方の學校は支那の學問をよくさせる、英吉利の言葉もよくさせる、だから此方に寄越したと云ふことを云つて居りました、是は事實であります、國文の時間などは支那の中學校合では一週八時間でありますが、英吉利、亞米利加の設立の中學校には中には四時間減らして、英語の時間を殖やす、或は殆どない處もある、其位も輕んずるから心ある者は其學校を退學させる、漢口なども現にさう云ふことがありました、さう云ふ風で頗る極端に走つたやり方を致して居ります、私の方では全く支那の中學校令を基礎と致しまして穩健な教育をしようと云ふので、支那の方の學問も相當にやらせる、日本語、英語も相當に加へまして、其代り頗る時間が多い、けれども此三つを普通學と共に並べてやらせると云ふ方針を取つて居る、其爲もありまして、多少考へを持つ父兄は纔々と云ふ程にも行きませぬが、此方へ轉校をさして寄越す者もあるのであります、併し私の學校は日も淺いのであり、設備も迚も歐米のものには及びませぬから、是は皆さんの御盡力を以て何うか設備も完成しまして、內容も成るべく充實するやうにしたい、私の學校の主義と思つて居りますのは、教職員が皆理想を持つて居る、官立の學校では迚もやり切れぬ、外國人の學校ではやり切れないから、理想を行つて見たいと云ふので、教科書の如きも、皆自分で教案を作つてやつて居ります、是は此方よりの意見ではありませぬ、來て居る教職員の希望であります、國語にしましても、英語さへも……未だ英吉利の書物

を用ひて居りますが、何うも良い書物が得られませぬので、是も關つて居ります、是に關係して居ります教職員は、餘程決心をして參つたのでありますから、餘程意思が固いやうに思つて居ります、是は私の學校の一つの强味であります、彼等は何うしても良い學生を出すと云ふことは、無論小數でもよい、けれども或程度までは矢張り數の問題であるから、一校五百人宛位は收容し得るやうにして欲しい、尤もの次第で、何うも數が多くないと、良い學生も出でぬと思ひます、此度の學堂を五百人までに致したいと思ふのはそれが爲であります。若し文化事業の基礎の上に於ける施設を見ふと、彼方に御出でになつた御方は分りますが、英語の通ずる區域はどれだけかと云ふことを思ふと、日本の文化の及んで居らぬことが分るのでございます、幸ひにして、漢口、天津の兩學堂が、此上の御力添へをもちまして、發達を致し我文化の普及を計り度いのであります、少し横道に這入りまして長くなりました……

○會長（子爵牧野伸顯君）　有益なる御話がありまして……それでは本日は閉會いたします、〔午後五時四十分閉會〕

自大正十年十月一日
至同十一年三月卅一日

事業報告

本部

（一）財團法人に改組

一、本會財團法人設立の件は大正十年十一月二十一日附主務省へ出願し同十一年二月二十一日認可の指令あり三月二日登記を完了す

二、三月十四日、十六日兩日間會計檢査院の檢査を受く

（二）役員の異動

一、會長、理事長、理事、相談役及評議員は舊東亞同文會役員の全部を副會長には新に近衞文麿公を、又監事に從來の會計監督森村男爵の外新に和田豐治、薩瀨政次郎の兩氏を推選し直ちに承諾就任せられたり

（三）大正十一年四月一日現在會員數

會員總數二千六百七十八名　（減員二十一名）

外國名譽會員		八四	
外國名譽客員		七	
內國名譽客員		三六	計二、六七八
內國會員		一、五一四	
內國支部會員		一、〇三八	
內國支部會員			
京都		三一五	
弘前		七二	計四〇三
廣島		一六	
上海		四一二	
漢口		五三	計四六五
京城		三二	
仁川		三九	
元山		一七	計一七〇
釜山		五八	
木浦		二四	

上海東亞同文書院事業報告

一、概況

夏季休暇を利用し支那內地に調査旅行をなし居たる第三學年生は九月中に概れ歸院し十月三日より授業を開始せり夏季休暇にて歸國中の石川副院長病氣療養のため歸院の期遲れ十月廿二日歸院したるが依然健康狀態宜しからざるを以て引籠り靜養中、十一月五日俄然腦出血にて逝去せり、院長を輔佐して鋭意書院改善振興に努力せんとを期せしに志多く遂ぐるに至らずして逝けるは最も惜むべしとなす院內三日間休業哀悼の意を表し十一日殿葬なる葬儀を施行せり、十一月十六日根津院長重要院務協議の爲歸朝す、石川副院長逝去の爲め延期しありし秋季陸上運動大會は十一月二十日之を開催せり、久しく病氣にて故山に歸臥靜養中なりし松永敎授十一月十八日逝去せしに付十一月二十四日追悼式を擧行す、十二月四日北白川宮成久王殿下御渡歐の途次上海に寄港せられ來院參觀せらる、根津院長大正十一年一月一日歸院し二月八

日歸朝す三月十五日より二十三日迄第一學年の學年試驗を施行し二十九日より一週間の豫定を以て寧波、杭州、地方へ修學旅行をなさしむ

大正十年七月十三日勅令第三二八號を以て東亞同文書院に關しては專門學校令に依る但し同令中文部大臣の職務は外務大臣之を行ふ旨公布せられ十一月一日外務省令第九、第十號を以て東亞同文書院教員資格に關する規程及入學者檢查規程公布せられたり、因りて該規程に依り當然教員資格を有するもの福岡敎授外七名を除き坂本敎授外十二名に對し外務大臣の認可を申請中なりしが三月十六日認可ありたり

一、課程改正

現在實施の課程は舊制度に於て一週授業時數三十七、八時間新制度に於ても尙ほ三十五、六時間に及び學生自習研鑽の餘暇少き恨あり科目及敎授法に就きても尙ほ研究改正すべきものありとし敎授會に於て委員を擧げ研究の結果別表の如く改訂し來る四月新學年より之を實施することゝせり、改正の要點は

（一）一週間授業時數を減少して第一學年三十四時間第二學年三十三時間第三學年、第四學年は各二十九時間としたること

（二）第三、第四學年に於て選擇科目を設けたること

（三）語學敎授の効果を擧ぐるため一學年を四組に分つこととしたること是なり尙ほ舊制度の第二第三學年課程にも多少の改正を加へ一週授業時數二年三時間三年四時間を減少することゝせり

商務科課程改正案

科目	學年	一年	二年	三年	四年	計	增減	備考
倫理		二	一	一	一	四		
法學通論		一				一	（憲）一	憲法の大綱を含む 各論刑法に稍重きを置く
民法			二	二		四		
商法				三	三	一		
國際法				二	二			
經濟學	原論二貨幣二爲替二銀行二					六		

商業學	通論二鐵道二	海運二保險二取引二	倉庫二稅關二	八		
○財政學				二		
○計理學				二		
○商業政策				二		
○殖民政策				二		
○經濟史				二		
近世外交史				二		
商業算術	一	二		三		
簿記	三銀行簿記一	工業簿記二		六		
商業實踐				四	四	
支那地理	二	一		三	二	
商品學		二		二		
支那商業慣習			二	二	二	
△支那通商史		二		二		
△支那制度	一	一		二		
△支那政治經濟事情			二	二	三	
農工學	二	二	一	一六	一	
漢文	一	一	一	一	四	
支那語	一〇	八	六	四	二八	三
時文尺牘	一	二	二	七	三	時文二尺牘一
英語	七	六	四	五	二二	三
計	三四	三三	二九	二九	一二五	一一八

○印は選擇科目、△印は中華學生に選擇科目と換ふることを許すもの

一、學生の異動

昨年末在學生總數四百名なりしも三月末日迄に事故及病氣により退學せしもの十二名死亡せしもの壹名合計十三名の減少にして三月末日在學生總人員三百八十七名なり各科別人員左表の如し

學生員數表

年別	學科	商務科	農工科	計	休學者	歸國者	不在者計	在校生
三十九年	期	一一二	二	一一四	一	一二	一三	一一一
二〇年	期	一四六		一四六	一	七	八	一三八
二一年	期	一一七		一一七	七	一	八	一〇九
合計		三八五	二	三八七	九	二〇	二九	三五八

一、中等學生部

當部事業は昨年十月以後豫定の如く進捗し大なる變化を見ざるも部務の整理につれ十一月十日寄宿舍規則、懲罰規則及食堂規則を制定して風紀の肅正を計り尚四月新學期より第三期生の入學につれ學務の繁多を慮り教職員の增聘を行ひ又一方當部職務規程を制定し部長以下教務長、學監、寮監其他職員の權限を明にして部務の統一を期せり

第一第二期學生に就て述ぶるに第一期生は昨四月より本科生として二十一期日本學生と共同教授を受け本年三月學年試驗の結果全數七名中四名進級一名は原級に止り二名は試驗場に於ける不正行爲の爲遺憾ながら退學を命じたり第二期生は全數三十四名なりしも事情に由り退學を願出で又無屆缺席の爲退學處分を受けしものを合して九名殘り二十五名中缺席者を除き二十名受驗本科に進級せしもの十七名にして三名は追試驗中なり學生は概して好く校規に服し熱心に勉學し何等特種の事件を發生することなし

第三期新學生の募集に就ては毎年の如く章程入學辦法入學須知等の印刷物を各省督軍省長道尹知事中學校長に發し次で馬場教授をして一月四日より凡そ一ヶ月の豫定を以て青島、濟南、北京、天津、奉天、開封、漢口、九江、南昌、南京、蘇州等の各地に出張募集運動せしめ其結果、今日迄確定せる入學者數合計二十八名、省別に示せば左の如し

江蘇省	八	江西省	一	江蘇省	八
山東省	一	浙江省	三	浙江省	一
河南省	一	奉天省	二	奉天省	一
湖南省	四	廣西省	一	廣西省	一
直隸省	一	陝西省	五	陝西省	一
湖北省	一				
計	一五		一二	計	一二

以上の如く本年は新入生三十名を越ゆべし

當部の學生健康狀態は極めて良好にして罹病者なし

一、工業科

科學的研究に力を注ぎ居る當科今期の事業概況は神麴含有菌「アプシデア」屬の研究に著手し完了には長時日を要すべきも「クモノスカビ」は約三十種の形態的及生理的研究を了し分類法の決定に進みつゝあり、酒藥に就ては凡そ百拾貳種の種類より分離せし醱酵菌類數百種に達し之が研究をなしつゝあり昨年十一月「紹興酒」試釀を開始し本年三月壓搾漸引火入罈詰を終り目下貯藏中にして釀造中に於ける理化學的變化の研究を了せり

前記「紹興酒」釀造の研究と同時に用水の比較研究をなす爲め江蘇、浙江兩者の用水拾數種を分析中なり

又江寧縣溫水村の泉源調査に出張せり右は楊子江を中軸として昨年六月調査濟の江蘇省江浦縣湯泉鎭と對稱の位置にあるものにして目下其泉水の分析中なり

調査編纂部事業報告

昨年秋季大會以後に於ける本部の事業に付其概要を報告すれば次の如し

一、出版物

本期に於ける出版事業は資金不充分なるが爲めに意の如く進捗するを得ず僅に支那關係特種條約彙纂の增補再版の刊行を見たるのみなり

其他從來計畫中の「支那の鑛山」「支那の鐵道」は追々之れが出版をなすに至るべく又最近「支那開港場誌」六卷の出版を企てこれにより支那の各開港場を中心としたる調査研究を發表せんとし既に編纂に著手し來る八月末迄に第壹卷出版の豫定なり

二、雜誌「支那」

雜誌「支那」は其發行を繼續し當事者に於て折角之れが改善に努力し漸次其實績を擧げ居れりと信ず

三、調査機關整備

支那研究者に便する爲め調査機關の設備は數年來計畫實施しつゝあり既に圖書類は大體基本となるべきもの丶購入備付を了し地名件名、人名に基く、カード」式索引も既に一部は完成し既に各方面の人士により相當利用せられつつあるが今後も經費の許す限り是等諸設備の完成を圖り、會員諸君其他に研究調査の便宜を與ふべく努力すべし

庫倫及寧夏幷に黃河通信員

一、庫倫通信員小西茂氏は久しく張家口に滯在の處大正十年九月二十七日出發十月一日庫倫著歸任せり、然るに十月十一日突然駐屯の過激派軍に押へられ知多に護送せられ同地に監禁中なり、其後同氏救援方に付其筋を經て屢々勞農政府に照會中なるも內部の事情を日外せらるゝの虞ありとかにて未だ解放の運に至らず唯目下同氏はイルクーク政府の手に監視せられ比較的自由に運動抔も出來、寬大に取扱はれ居る由なり

二、寧夏通信員工藤鐵三郎氏は目下寧夏に在りて通信しつゝあり

三、黃河通信員小越平陸氏は目下寧夏蘭州地方を旅行し通信しつゝあり

大正十一年八月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十三卷　八月號　第八號

目次

對支貿易の振興……一
一九二一年支那外國貿易（上）……二—九
支那人の特性（其一）……九—一四
對支新借款團成立の裏面（上）……一四—二三

時報

山東問題細目協定會議の經過—頭道溝馬賊襲撃事件—國會愈々開會—正式内閣組織問題—四億大借款說……二四—三七

彙報

支那新聞重要記事——外交關係—國内要聞—財政と經濟—上海關稅會議—全國財政討論委員會
日本新聞重要電報——内政問題—外交問題—財政經濟……三八—六三

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

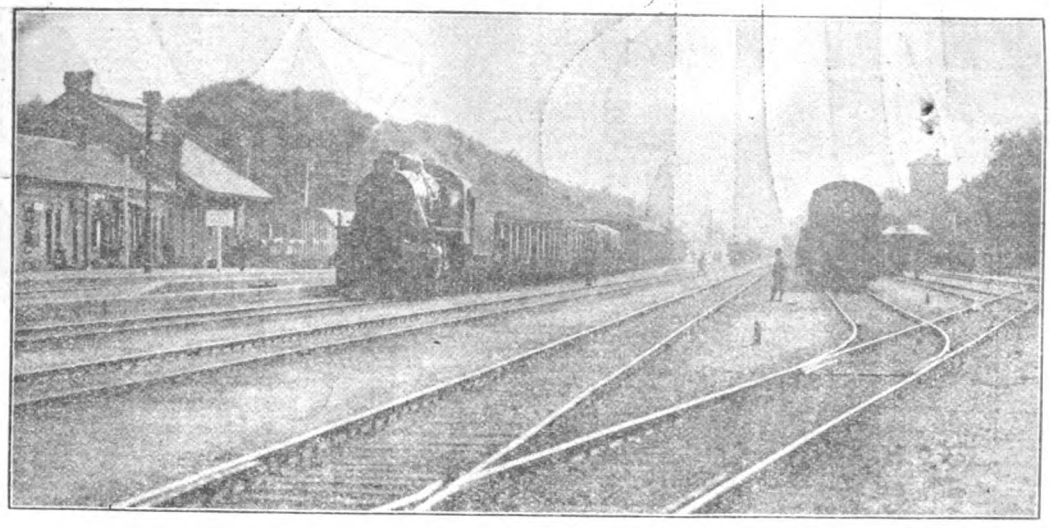

山東鐵道ノ中間張店驛

此レヨリ驛ヲ經テ日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路ニ接續致候ハノ驛ヲ博山驛ニ至リ鐵道ニ接續致候

日本北支那間最捷徑路

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

◎聯絡取扱　滿鮮線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◉坊子炭礦　亦年額拾九萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年七月十五日

第十三號第八卷

對支貿易の振興

歐洲大戰以前に於ては我國朝野に對支貿易振興の議が熾烈で、其爲に種々の計畫や施設も行はれ、我國の經濟的發展は只此一途による外なしと云ふに一致して居つた

然るに歐洲大戰開始後は我國の貿易は、支那以外の諸地方に向つても急速に發展する事が出來、又支那に對しても往時の如く特別の努力を用ひずとも、能く貿易の進暢を期する事を得た、此結果嘗て官民一致して唱へた對支貿易振興の議は特に努力を要せざる事となるに至つた

其後大戰終熄し戰後の經營に移り、我擴張されたる商圈發展したる貿易を維持し、更に今後の發展を來すべき時機に臨んでも、再び往時の對支貿易振興の聲が起るに至らずして止んだ、其結果のみではないが支那貿易上に於ける我國の地位は大戰中並其直後を最頂上として、次第に低下しつゝある、其然るについては元より種々の原因もあるが我朝野が眞劍に對支貿易の發展を熱望する事往時の如からざるのも、確かに一因をなして居ると思ふ

吾人は今日此頽勢を挽回し大に日支間貿易關係の向上發展を策するが爲に、朝野心を一にし力を戮せて、相當の計圖を廻らし相當の施設をなす事の急務なるを信する

一九二一年支那外國貿易（上）

貿易額

一九二一年に於ける支那對外貿易額（一旦輸入せられた外國品の外國再輸出額二千六百七十二萬七千九百一兩を除く）は、輸入九億六百十二萬二千四百三十九兩（海關兩以下倣之）、輸出六億百二十五萬五千五百三十七兩、輸出入合計十五億七百三十七萬七千九百七十六兩に上れり

	一九二〇年	一九二一年	比較增加額
輸入額	七六二、二五〇、二三〇	九〇六、一二二、四三九	一四三、八七二、二〇九
輸出額	五四一、六三一、三〇〇	六〇一、二五五、五三七	五九、六二四、二三七
合計	一、三〇三、八八一、五三〇	一、五〇七、三七七、九七六	二〇三、四九六、四四六
輸入超過	二二〇、六一八、九三〇	三〇四、八六六、九〇二	八四、二四七、九七二

一九二一年の貿易額が輸出入共に前年に比し大に增加せるは、加奈陀、朝鮮、露國（西伯利及陸境）、和蘭、瑞西等各國に對する貿易額が前年に對し大に減少せるにも拘らず、米國、日本、露國（太平洋口）、澳門、香港、佛國、暹羅、蘭領印度等に對する貿易額が著しく增加せるに基くものとす

右貿易額を前年卽ち一九二〇年の計數に對比すれば輸入に於て一億四千三百八十七萬二千二百九兩、輸出に於て五千九百六十二萬四千二百三十七兩を增加し、輸出入總額に於て二億三百四十九萬六千四百四十六兩、卽ち一割五分强の大增加にして空前の成績を示せり、卽ち左表の如し（單位海關兩）

更に貿易の順逆に付て觀察するに、由來支那の對外貿易は每年著大の輸入超過を示し來り、僅に一九一九年に於て超過額甚だ僅少なる特例を見しも、翌一九二〇年には二億二千餘萬兩の輸入超過を見、一九二一年には更に增大して實に三億四百八十餘萬兩の輸入超過を示せり

右最近十年間の支那對外貿易額を擧げて其消長を見ん

支那對外貿易額十年比較表（單位關海兩）

	純輸入額	輸出額	計	輸入超過額
一九一二年	四七三、〇九七、〇三一	三七〇、五二〇、四〇三	八四三、六一七、四三四	一〇二、五七六、六二八
一九一三年	五七〇、一六二、五五七	四〇三、三〇五、五四六	九七三、四六八、一〇三	一六六、八五七、〇一一

一九一四年	五六九、二四一、三八二	三五六、二二六、六二九	九二五、四六八、〇一一	二一三、〇一四、七五三
一九一五年	四五四、四七五、七一九	四一八、八六一、一六四	八七三、三三六、八八三	三五、六一五、五五五
一九一六年	五一六、四〇六、九九五	四八一、七九七、三六六	九九八、二〇四、三六一	三四、六〇九、六二九
一九一七年	五四九、五一八、七七四	四六二、九三一、六三〇	一、〇一二、四五〇、四〇四	八六、五八七、一四四
一九一八年	五五四、八九三、〇八二	四八五、八八三、〇三一	一、〇四〇、七七六、一一三	六九、〇一〇、〇五一
一九一九年	六四六、九九七、六八一	六三〇、八〇九、四一一	一、二七七、八〇七、〇九二	一六、一八八、二七〇
一九二〇年	七六二、二五〇、二三〇	五四一、六三一、三〇〇	一、三〇三、八八一、五三〇	二二〇、六一八、九三〇
一九二一年	九〇六、一二二、四三九	六〇一、二五五、五三七	一、五〇七、三七七、九七六	三〇四、八六六、九〇二

通商國

支那對外貿易上に於ける列國の地位を觀察するに一九二一年にありては香港、日本、米國、英國、印度、佛國、海峽殖民地、朝鮮、澳門、露國(太平洋口)、蘭領東印度、獨逸等の順序にして前年にありては日本首位を占めしも、一九二一年には香港に一籌を輸するに至れり、又七、八位以下に於ては多大の變動あり、今貿易總額、輸入及輸出に分ち其順位を前年と比較するに左の如し

總額
- 一九二〇年 日本、香港、米、英、印、佛、海峽殖民地、露、加奈陀
- 一九二一年 香港、日本、米、英、印、佛、海峽殖民地、朝鮮、澳門、露(太平洋口)、蘭領東印度、獨逸等

輸入
- 一九二〇年 日本、香港、米、英、英印、加奈陀、朝鮮、露、蘭、印、澳門等
- 一九二一年 香港、日本、米、英、英印、澳門、獨、蘭印、朝鮮、白、佛等

輸出
- 一九二〇年 日本、香港、米、英、朝鮮、佛、海峽殖民地、土耳其等、露、蘭等
- 一九二一年 日本、香港、米國、英、佛、海峽殖民地、土耳其等、露(太平洋口)、朝鮮、英印、蘭印等

一九二一年支那外國貿易額を國別に示し之を前年に對比すれば左の如し

支那對外貿易額國別二年比較表(單位海關兩)

	一九二〇年			一九二一年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
香港	一五九、三一三、三五五	一三六、四六二、〇四三	二九五、七七五、三九八	二三一、一三八、〇八〇	一五二、八七五、〇七七	三八四、〇一三、一五七
澳門	九、八三八、七九二	四、七三六、八二〇	一四、五七五、六一二	一八、一六八、五四〇	五、七五四、七二八	二三、九二三、二六八
佛領印度支那	三、七五〇、一〇四	二、六四三、四九五	六、三九三、五九九	五、一六一、四六七	二、七二一、四七四	七、八八二、九四一
暹羅	一七九、一六四	二、六六二、七一五	二、八四一、八七九	二、六六二、九七六	四、六六八、八八八	六、九三一、三六四
海峽殖民地	七、八〇三、〇八五	一六、五三八、九九五	二四、三四二、〇七八	八、〇三一、二四六	一九四六、一三八	二七、四九二、六三四

蘭領東印度	一〇、五六五、二〇三	四、〇二六、四四七	一四、五九一、六五〇	一二、八七〇、一五	七九四八、八三五	二〇、八三五、八五〇	一、五三四、一〇五、八七七	
英領印度	三二、四四〇、〇五九	八、七五八、二五一	四一、二五三、三一〇	三五、三八〇、六五五	九、七三八、七二〇	四五、一一九、三五五		
土耳其波斯埃及等	一四七、六五〇	一七、四五七、六六二	一八、九三四、三一二	一、一七〇、三九三	一八、四四七、〇四四			
英吉利	二三一、七二、九五二	四五、八〇四、五三六	一七、五二四、四八八	一四九、九二五、六一五	三〇、九一三、九五六	一八〇、八四九、五七一		
諸威	一、六四五、九三七	四〇三、七〇〇	二、〇四九、六三七	三五九、八三一	二〇、〇九八	三九九、二九		
瑞典	二、七七八、二九四	六一二、五六一	三、三九〇、八五五	八八四、二四三	三、二八三、二九二			
丁抹	二八三、九六三	五、〇〇三、六二二	五、二八七、五八五	一、六九六、九〇一	二、四七六、四一〇			
獨逸	五、四一七、七四四	一、七六一、三〇三	一三、三四八、八五六	七、七七三、九一七	二〇、一三二、七七三			
和蘭	三、七五七、三八三	一〇、五六五、一二七	一四、三二二、五一〇	四、五〇五、二一九	一、九〇一、二四四			
白耳義	四、九六九、九九四	三、二七二、八八七	八、二四二、八八一	一〇、六四〇、七七八	一、四三九、〇七二			
佛蘭西	四、八七八、五一九	二、〇一六、四四四	二五、八四四、九六三	九、六三九、一三八	二三、九四五、一五一			
西班牙	一八、九四〇	四五、一七四	六四、一一四	五、一八三	九六、二七八			
葡萄牙	一、〇二〇	—	一、〇二〇	一三、〇三七	—			
瑞西	三、四八一、九三〇	六〇、九八〇	三、五四二、九一〇	一、五四〇、九六七	一三、九五五			
伊太利	三四二、九三四	五、五一八、三九八	五、八六〇、三三二	一、二六四、七三三	四一、五一七、〇〇六			
埃洪國	二八二、九三七	二、〇八一、六〇五	二、三六三、五四二	三四、七二〇	二五、四一三			
露國（歐洲）	二三八	四、六二〇	四、八四八	—	二〇六、四五九			
露國及西伯利（陸境）	三、五一一、八三九	四、二五九、四二〇	七、七七一、二五五	一、七三一、八一〇	三、六七八、〇二五			
露國（黑龍江諸港）	三八〇、五七七	三、一五五、二三八	三、五三五、八一五	五二〇、六四三	五、〇九三、九二〇			
同（太平洋諸港）	五、七三二、六八一	七、〇六二、一二五	一二、七九四、八〇六	六、五〇七、二五七	二、六八五、三五九			
朝鮮	一〇、三一四、三七四	二三、三四五、七四三	三三、六六〇、一一七	一一、九五五、一四七	一五、〇九七、二五〇			
日本（臺灣を含む）	二三九、一三五、八六六	一四一、九二七、九〇二	三七一、〇六三、七六八	二一〇、三五九、二三七	一七二、一一〇、七二八			
比律賓	一、四九八、〇二四	二、三八四、九四五	三、六五〇、〇七六	三、六四四、五三九				
加奈陀	二〇、八二、一〇〇	一、〇三九、二六三	二一、二一一、三六三	一、八〇八、〇六六	一二、九五四、一三四			
米國（布哇を含む）	一四三、一九八、九六二	六七、一一一、四五一	三〇、三一〇、四一三	一七五、七八九、六五一	八九、五四一、八一六	二六五、三一、四六八		
墨西哥及中米（パナマを含む）	二、〇八一	六、五五〇	八、六三一	一七、三一九	四、四九四	二一、八一三		
南米	三	二五七、三七二	二五七、三七五	三三、九九七	一三二、九四四	一六六、九六一		
濠洲及新西蘭等	一、〇〇五、二三六	一、四七三、八〇〇	二、四七九、〇三六	八三〇、八一七	一二八、一七六	二〇六、九九三		
南阿弗利加	二九二	一七〇、一一六	一七〇、〇〇八	四一、三四〇	一一五、〇八〇	一五六、四二〇		
總額	七九九、九六〇、二〇六	五四一、六三一、三〇〇	一、三四一、五九一、五〇六	九三三、八五〇、三四〇	六〇一、五五、五三七	一、五三四、一〇五、八七七		

再輸出額	三七、七〇九、九七六					二六、七二七、九〇一		
純額	七六、二五〇、二三〇	五四一、六三一、三〇〇	一、三〇三、八八一、五三〇	九〇六、一二三、四五九	六〇一、二五五、五三七	一、五〇七、三七七、九七六		

支那對外貿易額國別に於て日本は一九一六年に至り從來常に首位に居りたる香港を拔きて第一位に進み、爾來年々其地位を持續せるのみならず、其貿易額は遙に香港の上にありて一九二〇年には香港の二億九千五百萬兩に比し、三億七千百萬兩の巨額なりしが、一九二一年には再び首位を香港に讓り、香港の對支貿易額三億八千四百萬兩に比すれば、約二百萬兩を輸するに至れり、然れども第三位なる米國に比すれば一億千五百萬兩多く、第四位の英國に比すれば約二億兩多く、卽ち二倍以上なりとす、日支貿易は輸出入共に堅實なる發達を遂げ、殊に日本向輸出は著大の增進を示し一九二〇年には、財界の變動銀價の暴落等の影響により、輸出入共に前年に比し減少を來せしも、一九二一年には本邦に於ける物價が戰後に於て低落捗々しからず、物價の高値なること世界第一とさへ稱せられたる程とて、支那對本邦貿易に於て本邦よりの輸入は前年に比し更に減少したるに拘らず、本邦向輸出は前年を超過すること三千餘萬兩の多きに上れり

次に各對手國に就き一九二一年の貿易額を前年に比較して增加せるものと減少せるものとを分別掲記すれば左の如し

		輸入	輸出	合計
香港	(+)	七一、八二四、七四五	一六、四一三、〇三四	八八、二三七、七七九
日本	(−)	一八、七七六、六二九	三〇、一八二、八二六	一一、四〇六、一九七
米國	(+)	三二、五九〇、六九〇	二二、四三〇、三六五	五五、〇二一、〇五五

主要對手國の一九二一年貿易額を前年と對比し其增(+)減(−)額を示せば左の如し(單位海關兩)

英國	(+)	一八、二一五、六六三	(+)	一四、八九〇、五八〇	(+)	三、三二五、〇八三
印度	(+)	二、八八六、五七六	(+)	九八〇、四六九	(+)	三、八六七、〇四五
佛蘭西	(+)	四、七六〇、六一九	(+)	二、九二八、七〇七	(+)	七、六八九、三二六
海峽殖民地	(+)	二二八、一六三	(+)	二、九二二、三九三	(+)	三、一五〇、五五六
朝鮮	(+)	一、六四〇、七七三	(一)	八、二四八、四九三	(一)	六、六〇七、七二〇
澳門	(+)	八、三二九、七四八	(+)	一、〇一七、九〇八	(+)	九、三四七、六五六
露國(太平洋口)	(+)	七七四、五七六	(+)	九、七八九、一八三	(+)	一〇、五六三、七五九
蘭領東印度	(+)	二、三二一、八一二	(+)	三、九二二、三八八	(+)	六、二四四、二〇〇
獨逸	(+)	七、九三一、一一二	(+)	五、〇一二、六一四	(+)	一二、九四三、七二六

次に主要國對支貿易額の支那對外貿易總額に對する割合を算出し之を前三年と對比すれば左の如し

	一九一八年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
香港	二・六八割	二・〇二割	二・二〇	二・五〇割
日本	三・八七	三・四五	二・八四	二・四九
米國	一・三五	一・六五	一・五七	一・七三
英國	〇・七二	〇・八五	一・三二	一・一八
印度	〇・一三	〇・二八	〇・三〇	〇・二九
佛蘭西	〇・三八	〇・三〇	〇・一九	〇・二二
海峽殖民地	〇・一五	〇・一六	〇・一九	〇・一八
朝鮮	〇・一二	〇・二四	〇・二五	〇・一八
澳門	〇・〇八	〇・〇八	〇・一〇	〇・一六
露國(太平洋口)	〇・一五	〇・一九	〇・〇九	〇・一五
蘭領東印度	〇・一〇	〇・〇七	〇・一一	〇・一三
獨逸	—	—	〇・〇五	〇・一三

前表に明なるが如く、香港、米國、佛國、澳門、露國(太平洋口)、蘭領東印度及獨逸は何れも前年に比し其割合增進せるも、日本、英國、印度、海峽殖民地及朝鮮は何れも減退を示せり、而して一九一八年日本の對支貿易額は英本國、香港其他英殖民、屬地の對支貿易額の合計を超過したりしが一九一九年には全英帝國の對支貿易額大に增加して日本を凌ぎ翌一九二〇年には日本朝鮮合計額四億四百萬兩に對し、五億六千二百萬兩となり、更に一九二一年に至ては日本、朝鮮の四億九百萬兩に對し、六億五千萬兩となり、支那對外貿易總額に對する割合に於て日本朝鮮の二割六分六厘に對し實に四割二分四厘となれり

貿易港

支那の對外貿易に於ける各港の地位は依然として上海を第一とし、大連、天津、廣東之に次ぎ何れも一億兩以上九龍、漢口、安東は五千萬兩以上膠州、汕頭、拱北は三千萬兩以上なり其他綏芬河、牛莊、秦皇島、南京、福州、厦門梧州及蒙自は何れも千萬兩以上の貿易額あり

上海の貿易額は六億三千六百萬兩にして支那對外貿易額の約四割一分五厘に當り上海、大連、天津、廣東、九龍、漢口、安東の七大貿易港の貿易額を合算すれば、十二億千

六百餘萬兩にして支那對外貿易總額の七割九分に當れり　し。

一九二一年各港の對外貿易額を前年と對比すれば左の如

一九二一年支那對外貿易額港別表（單位海關兩）

	一九二〇年			一九二一年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
愛琿	五一、四五六	二、三三八、二七〇	二、三八九、七二六	六七、九七五	一、二六一、七八三	一、三二九、七五八
三姓	三九、四二八	五三三、〇九八	五七二、五二六	三四二、〇〇五	二九二、二一四	六三五、二一九
滿洲里	三、三七一、四六九	四、二三〇、二三〇	七、六〇一、六九九	一、六六二、六九九	三、四四四、四二八	五、一〇八、二一七
哈爾賓	二八九、五八八	二八三、八七〇	五七三、四五八	一、〇四三、九九四	一、一五四、〇五七	二、一九七、〇六六
綏芬河	四、四五八、六八九	五、七三四、五七四	一〇、一九三、二六三	一五、七五二、四九五	四五五、四八九	一四一、九八六
琿春	五七〇、六〇七	二〇一、三二一	七七一、九一八	九五六、四九七	一、九三三、八六一	二、八九、二八〇
龍井村	一、六四七、四三六	五九三、五八五	二、二四〇、〇二一	一、九三三、八六一	一、一五五、四一九	三、〇六九、二八〇
安東	三三、六一五、一〇八	一九、一九七、三〇二	五二、八一二、四一〇	二九、二六、三五六	二一、四三三、三五六	五一、六五九、七二一
大東溝	六、六四〇	二、三二八	八、九五八	五、八四五	九五〇四	
大連	七一、〇四〇、八八三	二一、三二二、七八九	一八二、三六三、六七二	六七、六三二、九三三	一〇一、四〇三、五五八	一六九、〇三六、四九一
牛莊	七、一〇五、一四〇	三、二一九、二六四	一〇、三二四、四〇四	七、八八二、二二二	七、三〇二、二八五	一五、一八四、四九七
秦皇島	二、五〇一、四五九	四、六〇五、二一一	七、一〇六、六七〇	七四二、七八六	三、三四〇、〇五三	一〇、七五六、八三九
天津	六九、八五四、八九三	一八、二四五、三三〇	八八、一〇〇、二二五	八八、三九六、五七四	三八、五一五、六三六	一二六、九一二、二一〇
龍口	四、三一九	二一九、九六四	二二四、二七三	七八、四一四	八四六、二五七	九二四、六七一
芝罘	四、八〇八、三六二	八、八四五、八二五	一三、六五四、一八七	七〇一三、六一五	一四、〇六九、八六一	二一、〇八三、四七六
膠州	二〇、六九四、七四	一九、三一六、六〇八	四〇、〇一一、〇八二	三三、九〇三、五七二	一九、四〇二、五七五	四三、三〇六、一四七
鎮江	五四三、四四七	一七四、三六〇	七一七、八〇七	六六、一八一五	四六二、二四七	一、一四四、〇六二
蕪湖	二九、九七〇	三五、三一〇	三五、三一〇	一七、一六五	二六、五八一	四三、七四六
宜昌	五四二、四四二	—	五四二、四四二	四三二、〇七七	—	四三二、〇七七
沙市	四四三、六七七	二一二	四四三、八八九	四二〇、〇三八	二一三	四二〇、二五一
長沙	一、八八四、五二一	二七五〇	一、八八七、二七一	一、三四〇、九四八	四、一五七	一、三五五、一〇五
岳州	八、四〇二	—	八、四〇二	一一、一二八	—	一一、一二八
漢口	四二、九一六、三九一	一一、三四二、八一八	五四、二五九、二〇九	四七、四七六、三八三	一〇、二四八、三一四	五七、七二四、六九七
九江	二、一二七、五三五	一、四二七	二、一二八、九六二	一、八三五、四五七	二、一一三	一、八三七、五七〇

蕪湖	二三、〇五、七二五	六五一、五九七	二、九五七、二九二	二、九〇七、八六〇	九六〇、三一三	三、六六八、一八三					
南京	三、四二一、三九九	六、六四八、三八三	一一、〇九九、七八二	八、二七四、〇〇九	二、五二三、八七九	一〇、七九六、八八八					
鎮江	五、六一四、五五七	二八七、〇〇九	五七、九〇一、五六六	五、五七二、五七八	三五二、〇〇九	五、九二四、六四七					
上海	三八三、九一七、五二六	一九三、七九五、四一二	五七七、七二二、九三八	四二五、五一三、九三〇	二一〇、五二七、八九三	六三六、〇四一、八二三					
蘇州	四三、〇二四	—	四三、〇二四	七五、三二三	—	七五、三二三					
杭州	七八、一七三	—	七八、一七三	八一、九四三	—	八一、九四三					
寧波	三、二一、三二五	二、〇八	三、二一五、三四三	五、一八七、〇九二	二一、二七八	五、二〇八、五七〇					
溫州	七、六四七	八	七、六五五	三三三、〇三四	一五、六八二	三三八、七二六					
三都澳	—	—	—	五七、〇五一	四二、七八三						
福州	三、八三八、四三七	四、九五九、〇一三	八、七七七、四六〇	六、八一一、五九二	一四、九四二、六二四						
廈門	九、一三九、五六三	二、四四七、二九五	一一、六一五、八五八	一二、七五六、三五二	一五、八五三、八七九						
汕頭	一一、三四一、三五六	二、八五〇、五〇七	一五、九二七、八六三	一九、二七八、七一五	四一、四九六、六六八						
廣州	三二、五〇九、二一八	五九、二三一、八八一	九一、七三一、〇九九	四一、二四〇、二四八	一七、七八九、八〇七						
九龍	二〇、四七六、二四二	一四、八三九、一四四	三五、三一五、四八六	四二、四九六、八二七	六、五六九、七二七						
同（廣九鐵路）	二、八六七、四三三	一、三七二、八一五	四九九、〇九二	二、九九七、六三八	四九九、一九五						
北拱	二二、七二四、七一五	五、〇六五、〇九二	一七、七八九、八〇七	六、五六九、七二七	四五、五六九、二七一						
江門	五、一一五、六二	一、四五四、一〇六	二、九九七、六四八	二、九四九、六三二	二、六六八、一七四						
三水	二、四四九、八三七、六	四九九、〇九二	二、九九七、六四八	一七、七五二、四六四	二四四、三六、二〇三						
梧州	二一、八三八、三四九	五、九一四、一一五	一七、七五二、四六四	二四四、二六〇九	五五七、五五七						
南寧	六六八、八五五	一七、七五三、七五六	二四四、二六〇九	五、三一一、七九五	三、九五四、三六六						
瓊州	二、九二一、三四六	二、三〇〇、四四九	五、三一一、七九五	四、〇五二、五五一	二、六〇二、八四六						
北海	一、九六二、〇〇九	二、〇九〇、五四二	四、〇五二、五五一	八、八七二	五三、二六〇						
龍州	六三、八七八	二四、八四四	八、八七二	一一、八七二、八八四	一〇、九一六、〇五八						
蒙自	九、六二〇、九〇一	一二、二五二、〇八三	一一、八七二、八八四	三四六、九七〇	七、一五六、三九七						
思茅	二八五、五二七	六一、四四三	三四六、九七〇	五、六四七、八五〇	三八、八六五						
騰越	四〇四二、五七〇	一、六〇五、二六〇	五、六四七、八五〇	一、三四一、三五二	一、九三一、六三一						
總計	七九九、九〇七、二〇六	五四一、六三一、三〇〇	一、三四一、三五二	九三三、八五四、〇四〇	六〇一、二五五、五三七						
再輸出額	三七七、七〇九、九七六	—	三七、七〇九、九七六	二六、七二七、九〇一	—						
純貿易額	七九二、二三〇、二三〇	五四一、六三一、三〇〇	一、三五〇、三八一、五三〇	九〇六、一二二、四三九	六〇一、二五五、五三七						

前表に明なるが如く前年に比し滿洲里、大連、梧州、南寧、蕪自、思茅は輸出入共に減少し愛琿、三姓、秦皇島、漢口、南京、三水、北海は輸入に於て增加せるも輸出に於て減少し哈爾賓、安東、大東溝、萬縣、沙市、長沙、九江、鎭江、九龍(廣九鐵路)及勝越は輸入に於て減少せるも輸出に於て增加せり其他の諸港は輸出入共に增加せり

支那人の特性 (其の一)

(本篇は「チャールス・アーネスト・スコット」氏の「チアイナ・フロム・ウイズイン」の一節を抄譯したるものなり)

生存者は最適者

亞米利加人が三代生れるのを見る間に支那人の多數は四代生れるのを見ると云ふ語がある、その意味は醫學統計の示す處に依り、支那に於ける出生兒の六割乃至八割が死亡すると云ふ事實を知る事によりてのみ了解し得る。是は無智と迷信の直接の結果である事は云ふ迄もない事である。其結果生殘する者は最適者である。合衆國にのみ居りて南支那海岸より渡來する小作りにして弱々しき支那人のみを見居る人々は眞の支那人を知つて居るとは云へぬ。支那中部以北の支那人は體軀巨大にして力强き人種で、中にも西部支那人は東洋人中の巨人種と稱せられて居る。袁世凱の洋式軍隊の閱兵式を見たる人は何人も支那人の肉體の立派なるのに驚く。布教事業竝に教育事業の發展に伴ひ年々此多產民族の物的條件は改善せられ、其結果、其大多數は生殘するを得るに至つた

「ラインシュ」教授は、此活動的にして精力强き民族に關し『永年間彼等の生殘は最も困難なる事であつた。幼年時代より營養の不充分なる食物を食ひ、睡眠時間は極めて僅少にして、一日よく十二時間乃至十四時間の勞働を爲す樣にならされ、歐洲人なりせば一年以內に死に至るが如き困難に打勝つて來た』「リヒトフォーフェン」男(Baron von Richtofuen)は支那人に關し、前人未調の調査を遂げ、支那人を科學上竝に經濟上より研究した。氏は、支那人は生存競爭に於て、不斷の勤勉の點に於て赤道上の民族其他一般の非文明人に優り居り、又歐洲人に比し極端なる節儉の點に於て優り居り、又世界の他の何れの民族に比して如何なる氣候にも堪え得る點に於て明に優つて居る』と云ふ事を主張した。支那人の能力に表はれたる、希望の有無に拘らず辛抱すると云ふ肉體的組織の頑健なる事は「フアーイースト」紙に於ける有名なる言葉『支那人は世界の他の何れの民族よりも一文錢(亞米利加の銅錢の五十分の一の價値の錢)で長く生存し得る、而てそれが無くなつた時には穴で生き長らへ得る』を聯想せしむる

現在の時勢及び現在の各國政府は、力の上に建設せられて居る以上、各國民間の爭鬪力を精しく考慮するに當つては、かゝる肉體的耐久力は大に之を精査せざるを得ぬ。露西亞種の風說に依れば、支那は常備軍を五千萬に擴張の計畫をなして居ると云ふ事である。果して眞なりとせば、極めて重大なる事で、何人も支那人の兵士としての性質は如何なるものなりやを知らんと欲するであらう。

「プットナム・ウイール」(Putnam Weale)は「ファー、イースト」に於ける大論文の一に於て『全世界の人々は、大抵今日尙ほ支那兵士を以つて無元氣無價値なる苦力なりと考へ居るに拘らず、支那人は決して斯の如く無元氣無價値のものに非るのみならず、亞細亞大陸に於ける最も恐る可き兵士に發達せりと云ふ事實が、漸次歐洲各國の支那駐在武官の目に明白になつて來た。死を輕んずる鴻毛よりも輕く肉體的に日本人に優り、無限の民族の誇りを有し、他の東方民族に比し遙に敏捷にして、只それは優秀なる指揮者を得る事と、多數の內より其力を自覺し歐洲の最良の軍隊をも物ともせざる軍隊を作り得る人々を注意深く選擇する事とを必要とする』と云つて居る。兵士の勇敢なる事に關しては、「ゴルドン」將軍「ロバート」卿及び「ベレスフォード」卿(Beresford)の如き、支那兵士を親しく知れる人々は異口同音に、「ジユウエー」提督の語を借りて云へば「十分に武裝し、給養し、指揮するならば、支那兵は世界一強くなる素質を有して居る』と稱して居る

支那の學生にとりては、國民としての勢力を回復する事が何よりも印象深いのである

支那事情に關する英吉利學者の權威なる「レッグ」(Professor Legge)教授は『多分世界に支那の如く戰爭、攻圍、虐殺の爲に多數の人の血を流した國はあるまい』と云つて居る。又博學なる獨逸學者「エルネスト・ファーベル」博士は、支那に於ける叛亂は概數約二千年間に五十回以上起つて居り、又各地方に於ける地方的の暴動は年々起り、殆ど無數と云つてもよい位である。如何に多數の人命が此叛亂暴動の爲に失はれたかと云ふ事は計算に苦む處であると云つて居る

太平亂は太平天國を建設する爲に十四年の年月を空費し其結果滿洲僭取者は一層その基礎を强固にする事を得たと云て「エー・エッチ・スミス」博士の算定に依れば、その行程に於て一億の人命が失はれたと云ふ事を注意せねばならぬ。卽ち一八五〇年より一八六四年に至る間に、當時に於ける佛、獨兩國の合計人口四千萬よりも多數の支那人が死滅したのである

自然の大變災も亦想像以上に恐しかつた。永年の間、一年として、一若くはそれ以上の州が旱魃、洪水、飢饉、熱病、傳染病、黑死病、海賊、劫掠又地方の叛亂、外國の來寇等により、多數の人命が亡ぼされずに過ぎたる年は無つた。又阿片の爲めには常に多數の人命が損せられて居る

前後二回の戰爭に於ける銃劍の尖により、阿片は支那人の上に迫つて來た。それに抵抗する爲に支那人は强力なる基督敎國民と戰端を開き、多額の國帑を費し、其の後敗北

の結果、賠償として一層多額の金額を支拂つた。その時支那人が肉體的、精神的、道德的に損壞せられた特權に對して、反つて印度政府の金庫に支拂つた金額は、八億磅（五十四億金貨弗）の恐る可き高に上つた。「トウエン・ジョンス」氏（Mr. Towyen Jones）は一九一三年五月七日、衆議院に於て支那に對する英國の阿片强制賣却に反對する演說をなした。その一節に、當時上海には支那人に賣却する爲に七千萬金貨弗の價値ある印度阿片が貯藏せられて居つたと云ふ事がある。スミス氏は『阿片は戰爭、飢饉、及び惡疫の全部よりもより以上の支那人の生命を奪つた。英國に於て毒藥なる物が支那に於て果して食料品となる事が出來るだらうか』と云つた。之に對する答辯はなかつた。英吉利議會が前後二回此道德的に辯護し難き貿易を宣言したる事實、及び一九〇六年「エムプレス・ドウエージアー」號が此貿易を廢止する爲に、實況調査に派遣せられた際に、記錄簿に人口の四十「パーセント」は阿片飮用者なる事を記載せる事實を擧げたならば、之に對し何等答辯の辭を發見する事は出來まい

外國の壓迫に耐ゆ

支那政府は泰西諸國と近世の交通開始以來、政治上、經濟上、領土上各種の讓歩を餘儀なくせられ、不正に奪ひ取られたる處は多大である。狂氣する迄苦められ、時々支那の民衆は野蠻的の復讐をした。而て之等の復讐に對しては無慈悲に殘酷に罰せられた。

例ば團匪事件の賠償金は約六千七百萬磅（約三億三千七百萬金貨弗）の額に達した。之が果して正當なるものなりや否やと云ふ事は露西亞の得たる分前が千九百五十七萬五千磅即ち全體の二十九パーセントなりし事實に徴し判斷する事が得る。露西亞の要求は業勁の饑歷に直接にも間接にも關係せずして、他の列强及び支那が北京の攻圍に關し多事を極め居りし間に、滿洲に於て自國の勢力擴張の基礎を造り居りし十二萬の軍隊に對する支拂を包含して居つた。吾人の聞く處によれば、露西亞は北京の攻圍には七十五人の兵を參加せしめたる外、其の救援隊として七十五人が行進して居つたに過ぎぬとの事である

共和國に對する叛亂がなかりしならば歐洲の商人が受けざりしならんと歐洲列强が主張したる假設的の損害に關して、列强が提出した烈しき驚く可き要求を別にして、衰亡せる滿洲朝廷により借款せられ、大部奢澤の爲に消費せられたる支那の外債は、七億金貨弗以上に達して居る。如何なる他の國民も政治的の實在としても又民族としても斯の如く驚く可き高價なる血稅、財產稅を負擔した事はない。

然し乍ら支那人は凡ての歷史上築えたる多くの民族が衰亡し終りたるに拘らず、今日尙ほ歷史に表はれ居る以上に人口は增加し、元氣を增し、又一層繁昌に赴いて居る。約五十年前に『支那及び支那に起りたる叛亂』を著したる「テー・テー・メードー」氏は支那民族の續いて繁盛に赴き居る理由に就き簡明に說明を試み『支那人は最も若き國民と同樣なる若さと活力とを具有して居る』と云つて居る

英吉利が多年『獨逸製品（メード・イン・ジャーマニー）』なる商標に就き懸念せる如く露西亞は永年の間、支那人の非凡なる事務能力に付き、即ち歐洲の商業上の優越を危險ならしめ得る能力を恐れて居つた。支那人を知れる人は何人も支那人の長る可き競爭者なる事を知つて居る。敏捷なる商賈人として、支那人は市場の狀況、需要供給の關係、現在及將來の市場の相場の關係及如何にして之等を利用し利益を收む可きかと云ふ事につき、先天的に注意深き研究者である。『支那人が計算する處を注視せよ。彼の顏は靜止して居るが、その大腦灰白質が絕へず活動して居ると云ふ事に氣付くであらう。其の敏捷な指が算盤玉を上下して居る間に常に周圍に注意を拂ひ、屢々番頭、敵者、一輪車押又は畑に居る苦力に迄命令を下して居る。而て其の間決て頭を擧げる事も、左手で計算し右手で記帳する事も止める事がない。腦、口、目、兩手が同時に働いて居るが間違は殆ど無い。斯る特長は見る者をして支那人が天成の事務家、商人である事を感せしむる』支那の通貨の計算は非常に煩雜である。しかし支那人は極めて容易に之を爲す。而て算盤玉をはじく事により、普通の外國人がアラビア數字で計算するよりも速に能く計算する事を得る。

支那人は蔑視出來ぬ

支那の經濟力を調査する爲に二箇年を費して支那の各地を旅行せし或有名なる紐育の銀行家は『支那は世界に於て知られたる最大なる未開發の天然資源を包藏する國であるのみならず、有能なる貿易業者、商人及び銀行家の最大なる淵叢である』と云つて居る。尙は言葉を續けて『支那人は東洋の實業家資本家である。大汽船會社、銀行、工場、鑛山、農園、鐵道、商業施設、大會社を自國又は海峽植民地、印度、「ビルマ」、暹羅に於て所有し經營し居るのみならず、「ボストン」、紐育、「フィラデルフィア」、「シカゴ」及び「サンフランシスコ」に所有して居る』と云つて居る。世には支那人を嘲弄する者が有る。然し何人も支那人を無視する事は出來ぬ。人が冷笑せる間に支那人は主人となつてしまふ。支那人に對する敵意、支那人に對する嫉妬は羨望の生みたるものである。賢明なる者は有力なる競爭の對手をも賤まない。從來吾人は猶太人を以て世界に於ける最大の商人となして居た。極東に於ては『支那人は猶太人の犬齒より皮を剝ぐ事を得』と云ふ語がある。「ヘブリユー」と「セレスチアル」とが商業上の競爭を開始した場合に、後者が其の優れた能力により前者に對して——サボナロラがロレンゾに對して——『汝は去れ吾は留らん』と云つた事は非常に意味のある事である。而て猶太人は去つた

近世迄運動及競技が平均以下で、學者と云へば歩態の緩漫な、上背部の屈つた、胸の狹い、指の爪の長き又た抵病的の咳をする人の如く思はれて居つた國に於て、我布敎國の學校生徒が「マニラ」に於ける極東オリムピア競技會に出席し、白人及び各種の東洋人と爭ひ勝利を得た。同樣にして汚き泥土の田舍から我大學の最優良の學生に比して遜色なき、時としては首席を占むる少年を見出す事があつて泰西

人は大に驚いて居る。多數の支那學生は歐洲に於ても、亞米利加に於ても、國語を異にすると云ふ不利益があるに拘らず、優等及第者となつて居る。前「ハーバート」大學總長「エリオット」博士は當時同大學に在學し居りし四十七名の支那學生と亞米利加學生との比較を質問せられたのに答へて、『余は彼等と同等なる者を發見する爲めには、數百名の亞米利加學生の間を探索せざるを得なかつた』と云ふて居る。多分極東に於ける教育者は、布教師にして支那に三十年間の經驗を有する「エイ・ヂイ・フルトン」博士の『余は支那兒童をして、他の如何なる國民の兒童とも、其の好學心に於ても、最高の階梯に達し得る可能性に於ても、競爭せしむる事を得ると思ふ』と云つたのに異議は無いであらう

國際上の利害に影響ある問題の如き、微妙なる論爭を含む外交上の討論に於ても、支那人は歐洲の第一流の人々と同等なる事を證明した。多年、泰西諸國との政治的の交渉に於て、彼等の唯一の匕首は彼等の狡猾なる事であつた。彼等の外交上の策略に富む事を示せる最上の實例は「インターナショナル・クエードループル・アンド・セキストウープル・ローン・グループス」(International Quadruple and Textuple Loan Groups)を取扱つた態度である。萬國銀行聯合及び強勢なる軍隊の有力なる援助あるに非ずして、自身の明智の力に依り、一九一二年三月十四日より同年十二月十二日に至る間に強制借款の慾深き條件を退けた。包藏せられたる貪慾なる借款團の詭計を世界に開示し、各地の正直なる人々をして其の大膽なる條件に驚愕せしめ、而て遂ひに斯の如くにして組織せられたる借款團を打破つた。而て此の相手方は六大強國政府の名譽、富力を背景とせる歐米に於ける財政專門家の優秀なる頭腦の集合であつたのである

支那に生れ支那に於て成長せる某亞米利加基督教青年會の支那部秘書は『支那の學者に關しては、支那の教育制度の不完全なるに拘らず、多くの思想家即ち獨逸學生の强固なる堪久力と亞米利加人の精神上の活潑とを具有せる亞細亞に於る最も優秀なる者を生じた。支那の過去に於る弱點は智力に因るに非ず。大資本を以て經營する最近發見せられたる科學的耕作方法を習得せざる如何なる人々よりも、恐らく一「エーカー」に付き、最多額の收穫を收め得る多數農民の實際的の良工夫に徹し、支那人は思想家である事が窺はれる。支那の退歩及び外見上發達を抑制せられたる事の原因を說明するものは、睡眠に非ず、又時勢に適應せる智的能力を缺乏し居る事に非ず、孤立と異教の棺衣並に保守的政府とである。彼等は適當な方向に向つて考へざりしと云ふ理由により支那人は精神的に缺けて居る點があつたと云ふ事を證明する事は出來ぬ。之は古今東西を問はず神の啓示の光に從て生活せざる者に對する刑罰である。併乍ら支那人は今や適當に考へる事を始めて居る。彼等の智力が有用に用ゐられし事の最もよき例證は泰西思想を同化する事の驚く可く速なりし事である。一九〇〇年を去る五年前には、支配階級の無智なりし事は、その大多數の者が日本

が支那を撃破せし事を知らなかつたのみならず、支那が戰爭をして居つた事すら知らざりし程遲鈍にして又自負心が強かつた。一九〇〇年後の五年間に、支配階級は一九〇〇年の大異變の如き亂が再現する事のなき樣に、泰西思想を採り入れんと努めた。日本が彼の變化の殆ど魔術的の力を以てしても尙ほ、支那が敎育ある指導者の仲間を進歩の基礎の分子に仕上げた速業には太刀打する事が出來なかつた。

支那人は學問に對しては非常なる熱情を有して居る。如何に熱烈であるかと云ふ事を知るには、支那に住居し、多くの立證に注意する事を要する。現今指導者階級を形成する多くの人々、卽ち官吏、學者及び官學生は、敎育を以つて國權を回復する鍵なりと信じ、それを缺いて居る事を遺憾にして居る。而に基督敎徒はそれを基督敎と不可分の關係あるものと考へて居る。田舍に於ては富裕なる都市の紳が評價し得ざる樣な犧牲を拂つて敎育を受けんと力めて居る。多くの汚き片田舍の百姓の親達は布敎團の學校の特權を利用し、高等學校に於ける要求せられたる授業料を支拂ひ、又は自己の村落に布敎團が建設せる小學校に於ける基督敎徒なる敎員の俸給の自己の分擔額を支拂ふ爲めに冬季には汁の多き植物性の食物に乾燥せる甘藷の葉——各戶で豚の飼料に供する物——を混じたる物を食して辛うじて生命を保ち、又多くの食事を親子共全く廢する事すらあるさ。

對支新借款團成立の裏面（上）

ジヨオヂ・ブロンソン・リー

國際借款團と米國の反對

一九一二年孫逸仙氏は袁世凱の大總統令に據て全國鐵道會社の創立、全國鐵道系統の立案資金調達竝に工事に關して外國銀行家との交涉に關する一部の全權を委ねられた。此時子は孫氏の招聘を受て同社の技術部に這入つた、斯て子は孫氏を助けて幹線一萬哩の建設計畫を立てたが其時該鐵道はなるべく政治關係以外に置き利益範圍を除去する樣國際的共同出資の下に資金の調達をなす交涉を開始する爲め、子は代理人たる全權を有する代表取締役として外國へ出張を命ぜられた。子は一九一三年一月倫敦に着するや、英國側借款團代表サー・チャールス・アヂス氏に該鐵道計畫を開陳した所、之に對しアヂス氏は孫氏申込の鐵道全部を引受け其資金を調達すべしと答へ、詳細の相談をなす爲め英支借款團の技師連と會見の手筈を定めて呉れた。而して當時は各國借款團間の協定によつて豫備協約には何れの借

款團が調印をなすとも其結果に於ては何等の差異なきこととなつて居つた、それと云ふのは元支那の事業は各國均等に制當てらるゝことゝなつて居つたからである。然れども當時米國借款團の代表たりしウイラード・ストレート氏の勸告に從ひ、予は英國借款團をして借款加入者中に確實なるものゝあるを見せしめ、且つは米國製造業者等に鐵道材料の捌け口を與へんが爲め、豫備協約に調印の特權を米國に讓ることに決し、英國借款團と種々打合せの後紐育に向ひ二月下旬同地に到着した、時恰も米國政府交迭前僅かに十日許りの頃であつた。從つて米國借款團はこの問題に就いて新大統領ウイルソン氏の政策を知悉せざる間は手を下す事が出來なかつたのであるが、ウ氏就任後二週間にして新大統領の態度は米國借款團の之に加入する事に反對なることが明白となつた

そこで英借款團と提携して支那に於ける必須なる鐵道を敷設するやう米國借款團を援助ありたき旨再三其筋に請願したけれども更にその効なく、遂に國務卿ブライアン氏は之に關し紐育ウォール街(株式市場)の獨占を認許することを聲明し、且予に勸告して「デンヴアー・聖ポール、聖路易、シカゴ及び其他西部諸都市の銀行家は如何に巨額なりとも喜んで支那の公債を引受くべきを以て彼等に相談せよ」と言つた。かくて事態は絶望となつたのであつた。米國借款團を加へずに於ては原案の如く國際借款團から一纏めに資金を借入れ以て支那に於ける勢力範圍を撤廢することは不可能である、然し乍ら斯く大統領及び國務卿の主張を動かすことが出來ないので、玆に原案を變更して分割契約となさねばならぬことゝなり、且又米國をして必ず支那開發の事業に參加せしめんが爲め、予は當時殆んど國際的關係のなかつた西南幹線三千哩の豫備契約を是非米國團に於て引受けるやうストレート氏に依頼した、而して右引受けに就いても何等前渡金などを要求せず、唯米國借款團に要求した所は豫備協定に調印し資金入用の時期まで之を保管し置く事であつた。然るに之すらも斥けられたのみならず、銀行家連は大統領が其の態度を變更し彼等借款團の加入を求むるに至らない限り、支那への投資は絶對に不可能であると云ふに至つた。玆に於て米國の資本が國際的政治關係なき契約の下に、支那の鐵道擴張のため投下せらるべき機會は絶對に失はれてしまつたのである、ウイルソン氏はウオール街を輕蔑し聯邦準備銀行制度を完成するに熱心の餘り竟に米國が支那鐵道を開發するの道を閉塞したのみならず又國際協調により支那が自力にて勢力範圍を撤廢せんとすることを妨げたのである

分割契約方針採用

玆に於て予は失望したけれども再び歐洲に引還へした、而して英國借款團との團體交渉は之を開く事が出來なかつたから、原計畫を分割して個人契約とし、倫敦及び巴里の知名資本家との間に廣東重慶線等全長四千哩を五口に分割請負はしむる契約を結んだ、然るに恰も此時第二革命が勃發し孫氏は失脚したので、予は支那に歸り、北京政府に此

等一切の事情を報告したのであつた。然るに後、又國家の軍略上から北方當局者の意見に合致する國有鐵道計畫を別に立案することを委囑せられた。而して此案も亦國際共同出資によつて勢力範圍を廢除するを主眼としたものであつた、斯くて予は交通部の技術官に任命せられ、財政委員陳錦濤氏と共に歐洲に赴き新鐵道一萬哩の資金調達、工事、設備等の爲新國際團を組織する全權を與へられた。

新國際鐵道會社創立

交渉は急速に進捗し、最も評判よく且經驗に富んだ鐵道請負會社等を主なる契約人として新たなる國際鐵道會社が創立せられた、そして一九一四年四月二十二日巴里に於て其の會合を開いた所、米、佛、英、獨の銀行家、請負業者、鐵道業者等何れも此の國際團の創立に參加したから、之を瑞西に於て登記した。この大財團は鐵道布設計畫を遂行する爲めに資金合計五億弗を調達し得るものであつた、加之支那銀行家も借款金の預入をなし、下請人として工事の利益に均霑するの權利を受けた、工事費の十三パーセントと云ふ條件も米國政府が比律賓鐵道工事に當り許可したるものよりは二分五厘少ない、茲に於て支那政府はこの新鐵道一萬哩の資金調達及び工事のため新工事借款團を作り、支那銀行家は下請利益を受け、且つ支那の資本も全體の約二十五パーセントだけ借款に加ふるを得ることが許可せられた

英米政府の反對

米國のジー●ゼー●ホワイト會社は上記の會合に列席しなかつたから、その割前（全體の四分の一）は留保し置くことゝした。又英、佛、獨の契約者は支那政府の申込を受くる以前既にその割前を引受くる諸手續を了したのであつた、かゝる間に前記米國會社は米國國務省に向つてこの借款に對する政府の態度を問合せたる所、之に對し國務卿ランシング氏署名を以て左の如き回答が發せられた。

「一九一四年五月九日附の書翰並に同封の貴社長發陳錦濤博士宛書翰寫し落手仕候、陳博士申入れの事業、卽ち支那に於ける將來の國有鐵道の資金調達、工事竝に設備のため國際團を組織せんとするに對する我が政府の態度に關し御問合相成り候處本省に達したる報道によれば支那政府は該團に對し支那に於ける鐵道布設の獨占權を與ふる意嚮の如くに御座候、若し之に相違なく御座候はゞ該案は獨占を禁じたる條約條文に牴觸するものと存せられ候。本省は正當なる限りあらゆる手段を盡くして外國貿易の擴張を圖らんことを熱望致し居り候へども、世界の何れに於ても鐵道布設等の爲如何なる團體にも獨占權を與ふるが如き企圖に援助を與ふることを得ず候。敬具

國務卿　ロバート●ランシング

紐育ジー●ゼー●ホワイト會社御中

然るに一方英國政府に於ても亦公式に此の計畫を精査する迄は之に正式承認を差控ゆることゝなつた、予はこの重大なる報道に接したので取急ぎ辯明の爲め渡米し「該會社

は支那政府の計畫により鐵道の國際化並に利益範圍の除去を目的として設立せられたものであること、竝に一萬哩の工事に對する契約は支那政府が大工事の引受銀行竝に請負人に長期の活動を保證し、支那が最低の條件にて之を遂行せしむるための當然なる權利である』と辯解したけれども予の言は遂に認められゝ事なく、反つて驚くべし、國務省の一高官はホワイト會社の代表に左の如く告げたのである曰く、國務省は實は獨占問題に就いては餘り問題としてゐない、唯支那鐵道の共同布設に他國と共同することは米國政府が避けんとしつゝある困難なる國際的問題を惹起する惧れがある事を憂ふるに過ぎぬ』と。之によつて見れば米國の採つた態度の原因は表面に現はれたる所とは異なつたものゝ如くである、然かも此の一九一四年に於て支那政府から提案せられた場合、非常なる條約違反であるとして受付られなかつたものが、其の後形勢が混亂するに及んで新借款團による國際共同が此の紛糾を避くるに避くべからざる重要なものとなつて、一九一八年には賞揚すべき合法なる國際政策と稱せらるゝに至つた事は特筆に値する事實である

米國との借款契約

偖て支那政府に於ては叙上の如くこの國際共同を否とするの風潮を知るに及んで、一九一四年七月一先づこの件は交渉中止を命じたのである、而して英、佛、獨側もその願問に落つた後、將來交渉再開の權利を確保することゝし、全然公式には之を取消すには至らなかつた、その後大戰起るに及んでもこの國際借款團の權利は依然保持せられてゐた予の支那に歸るやこの計畫に關係ある支那の高官連は全然予の見解に同意し好時期到來迄この計畫を一時中止することゝした。然れどもその好時期は決して到來しなかつたのである。ラインシュ公使は翌年自ら紐育に至りシームス・カレー會社を團長として新米國借款團の組織に努めたが、そのシームス・カレー會社の契約の内容が北京に洩るゝや、予はそこに外國の反對、外交上の抗議を受け遂に米國資本の加入を不可能ならしむる如き大陰謀の存することを看破した、卽ちそれは列强が歐洲に於て存亡の大苦闘をなしつつあるその時に當つて、門戸開放の論爭が同時に四聯合國間に起れるを利用し米國と聯合國間に軋轢を生せしめやうとする企圖の下に、この契約が爲されたものであることが明白であつて、之によつて獨逸に外交上の利益を得せしむるのである。そこで予はその契約當事者連に此の事理を述べ、決して特殊の鐵道を布設すべきにあらざる旨を說き、又此の事をラインシュ公使にも通告した所、ラ公使は「萬事豫め熟慮の上やつた事である」と回答した。斯くて二箇月の後、一九一六年九月二十七日調印の最終契約書の條件が公表せらるゝに及んで、米國國務省は聲明して曰く『政府は何等この契約に就いては全く知る所がなかつた、此の責任は全然北京政府が負はねばならぬものである、ラインシュ公使はこの事を四箇月間隱蔽して國務省に知らしめなかつた』と、茲に於て予は斯くの如き事業に加擔する事は出來

ないのみならず、支那のため鐵道問題の解決を圖らんとする予の努力希望も全く水泡に歸したから、支那を去り、之以上危險なる紛爭を避けしむる爲め、國際協調を圖るに全力を集中することを決意した。且又露、日、英よりの抗議竝にシームス・カレー契約に對する佛國の態度に鑑み予は戰時中米國の資本が支那に入るの道は最早他國との共同によるの外ないと思惟したのである

列國協調の計畫

予は北京駐劄英國代理公使ピールピイ・アルストン竝に支那友人諸氏に予の意のある所を披瀝し、其贊成を得た、それから予は國際共同出資に對する日本政府の態度を確めんが爲め東京に向つた。東京に於て予は井上氏（現日本銀行總裁）を通じ本野男の意嚮として『日本政府は滿洲に於ては政治的其他特殊の關係を有する關係上、如何に最上の友好を以て提議し來たとしても、ノックスの中立案の復活を隱蔽するが如き國際共同案には贊成する事は出來ぬ、而し支那本部に於ては何等特殊權利又は特殊地位を有して居ないから、聯合國の有する利權の開發に米國が加入せんとする共同案には反對するものではない、又斯くの如き場合に於ける共同は聯合國の士氣を强むるものであると信ずる尙日本は日米兩國民が滿洲に於て隔意なく相提携して活動し且あらゆる誤解の源を一掃するがため滿洲の開發に對し米國の共同加入する事は之を歡迎するものである』との回答を得たのであつた

予は次にシベリアを經由して露都に入り露國外務省員と蒙古に於ける露國の地位につき會談し、それより倫敦に行き、後又巴里に赴いた。この兩都に於ては、予は支那關係の大銀行家及び外務省員の有力者に對し予が意見を忌憚なく披瀝した。そして予の見解は此等一同の同感贊同を得たが、何れも皆支那に於て米國が英佛と協力することは支那に於ける相互の利益及び政策を鞏固にするため、能ふ限り速かに實現せられねばならぬといふ希望を持つてをつた、予が會談した英佛外務省員は何れもこの戰亂の最中何國も自國の權利を防衞し得ざるに乘じ、獨り米國が支那に於て活躍することを憂慮して居つたから米國を道連れとする支那に於ける國際共同案は、熱心なる贊助を受けたのは素より當然の所である。之を確めたる後予は米國に急行した、斯くて予が米國に到着した日は恰も同國が對獨宣戰を宣した二日後であつた。そこで予は先づ予が計畫及び意嚮を國務卿ランシング氏に通じ、更に氏の望みに任せ之を下記の如く一つの覺書とした。この覺書に書込むだ計畫は後日新借款團の基礎となるに至つたものであるが、支那に於ける日本軍閥の活躍によつて生ずる新形勢に對應せしめんが爲め多少之を擴張した。

尙この覺書の眞意を明白にする爲め當時の形勢を述べねばならぬ。一九一五年一月日本が二十一箇條の要求を支那大總統に提出するや、當時北京にあつたファー・イースタン・レヴイウ記者エッチ・ダブリウ・ドナルド氏は支那當局者からこの事件の內容を詳細に世界に暴露することを依頼

せられた、而して予は更にドナルド氏から米國内に於けるこの運動を委託せられたのである。支那が日本の最後通牒を受け調印の止むなきに至つた時、予はワシントンに於て北京から長文の電報を接手した、其要領は『國務卿に會見し、戰爭終結後講和會議に於てか又は特別の國際會議に於て米國政府が支那に關する諸問題を凡て之に提出すること・を約束せしめよ』と云ふのであつた。之につき國務卿ランシング氏は予に向つて、『そは米國の國策とする所である』と答へ、且之を支那政府へ傳達するため駐米支那公使夏偕復氏に通ずることを許可したのである。後、翌年七月日露同盟公表せられ、同八月日本の對支要求に關聯し鄭家屯事件が起り、又同十月にはシームス・カレー會社の契約が列強から抗議を受くるに及んで、國務省は「戰爭終結し、講和會議又は特別會議に於て支那の問題を全部協議し支那の地位を永久に確定するを得るに至る迄は米國は極東問題に關係せざる意嚮である」と聲明した。然し乍ら予はかゝる聲明の眞意を熟知して居つたから、米國の國策既に確立し、覺書の一部に講和會議に於ける最後の確定以前に支那問題の一時的解決を可とする所あるを信じて居たのである、前述の覺書は次の如くである。

覺書

支那鐵道問題の一時的解決案

一九一七年六月二十三日國務卿へ提出

戰後の講和會議に於て支那の地位を確定するまで之等の問題の一時的解決法として下記の提案を提出致候

貴下は英、佛、露、日四國と同時に門戸開放の係爭を惹起したる米國の鐵道契約によりて險惡となりし支那に於ける現在の國際的政治的混亂狀態の詳細を熟知せられ、又貴下は、米國會社側の心事は疑ひもなく潔白なるにも拘らず聯合國側がこの係爭は國際間の政治的狀態を紛糾せしむるの目的を以て起されしものなりと疑ふの理由充分なるを御了承の事と存候、國務省が四箇月以上の間此契約の内容につき何等知る所なかりし旨御公表有之候ため係爭惹起の責任が米國會社の役員に在ることゝ相成候

右の如くに御座候間我が聯合國がこの係爭を惹起したる當事者に對し、何等大いに友好の念を抱かんとはせざることゝ道理上明白にして、且又聯合國は自ら財政上其他の援助につき米國に負ふ所あり、非難の聲を發するを欲せざるべきも、友誼的解決を見るに至る迄は彼等聯合國が今後支那に於ける米國の鐵道布設に少くとも受動的に反對すべきは當然なりと考へられ候

現下の形勢は米國の契約者が四國と同時に係爭を起し、その元の五線は抗議を受け取消され、而して今や開發上有利なる代線を契約の條文に據り之に代へんが爲支那政府と交涉中に御座候。明かに彼等が選擇を許され得る線は他の列強が「緩衝線」又は何處に始まり何處に終るやを知らざる兩勢力範圍内の「介在線」と稱する所のものにして、米人が斯かる線を引受くるは「勢力範圍」を問題として形勢を一層紛糾せしめ、遂に米國政府は傳來の政策たる「門戸開放」の

辯護に窮せざるを得ざるに至るべく、率直に云へば米國會社には抗議を受けたる線に代るべき有利なる線を選ぶことを許すべからず、而して米國政府が元の線を支持することを拒絶したる後、支那當局は更に又抗議を惹起するに至るが如き他線を提供せんとはせざるべく候

米國會社が歐洲の利權所有者をして米國に於てその開發費用を調達し得ざらしむる條件を契約したる爲形勢一層紛糾し、條件は公正にして契約者が事業上正當なる利益を求め且之を受くるは人々の充分認容する所なるに拘らず、鐵道一萬哩の布設、外國借款七億弗、竝に數百萬の租稅を支那國民に賦課するを要するに至るべき支那の主要鐵道の根本的再調査の叫びを聞く形勢とは相成候。この新鐵道のため目下資金を調達し得る唯一の途は米國會社との條件を擴張して、之を他の各契約者にも及ぼし、かくて歐洲人にも米國財界に於て資金を募り得る便宜を與ふる如き條件を定むるに有之候、支那政府は既に新獨日兩國線に最好條件を讓渡することに取極め候に付、他の關係諸國も亦自國の爲好時期に際しそれと同一の條件を自國の契約にも及ぼすことを要求して然るべきことゝ存候

歐洲資本家は支那に於ける契約を履行せんと欲せば米國の協力に賴らざるべからず、而して之が爲には米國の協約と同一の條件にて契約し以て相互損失を蒙らずして米國人の出資を仰ぐことゝせざるべからず候、歐米協力の爲共通點を見出さんとするものなき限り、關係列強は各自の勢力範圍内に於ける特殊權利及び利權を引渡さざるべく、又滿足なる解決を見るに至るまでは自國の勢力範圍内に於て米國に有利なる鐵道の布設權を與ふるを許容せざるべく候

戰前米國銀行家は支那の事業のため米國に於て公債を發行する力を有せず、その多くは倫敦及び巴里に於て行はれ、從つて兎に角英佛人は開戰以來米國に流入したる富をば彼等の膏血そのものと考へ、米國人が今支那に於て利權を求むるを得るはこの富なりと考へつゝあることを銘記致さゝるべからず候、而して米國人の名譽と正義の念に強きに信賴し、彼等は支那に於ける米國の共同案には加入の選擇權を有するものと考へ、明白なる理由により今日公然反對の聲を擧げざるべきも（人心は全世界擧を一にす）最近米國會社が日本と提携せんとするに對し非常なる注目を拂ひつゝあるに相違無之候。

若し支那に於ける所謂「勢力範圍」は廢止せらるべきものにして米國の資本が該地域に於ける有利なる鐵道利權を得る爲自己に投下せらるゝを得るものに御座候はゞ、米國資本家が歐洲の資本家と提携するの厚意あることを表明せざる限り、今日その主張する所と權利とを放棄せんと欲せざるべきは當然のことゝ存せられ候

支那政府は米國と鐵道一千五百哩の出資及び工事を契約したる外、他の列國と約一萬哩の工事を契約致居り候、その中約七千哩は英、佛、白との契約に有之、その資金は事情の許可する限り今猶募入し得るものに御座候、この鐵道七千哩は戰前の見積にて約四億弗を要し候、この巨費を戰後直ちに歐洲にて募集すること明かに不可能に御座候、而

して該鐵道にして飽く迄布設を要するものとせば毎年支那政府鐵道公債二千五百萬弗乃至四千萬弗を募集し之を十年乃至十五年繼續するを要し候、之れ恐らく金融市場の最大能力に御座候はん、但し困難なる白耳義線の一部を除去して總費用三億弗十箇年繼續事業となすとも宜敷しかるべく候、然しこの經費を一時に募集するは非常に困難にして不可能に近かるべく、又その如くする必要も無之かるべく候而して若し支那の鐵道敷設費として一箇年五百萬弗宛支出するを得ば何等財政上の困難なくして事業進捗すべしとは一般の確認する所に御座候

以上の如くに御座候間、各國の契約中唯英國の三線、佛國の一線、白國の一線の布設のみにてもその完成を見る迄には毎年鐵道公債二千五百萬弗宛を募入し十年乃至十二年間を要し候、故に次の如き質問を發するを要することゝ相成候、英、佛、白をして支那に於ける鐵道契約を履行せしむる爲、米國政府が自國の資本家と共に斡旋の勞を取り、支那政府鐵道公債として十年乃至十二年間二千五百萬弗宛投資することを保證せしむる方よろしからざるや、支那に於ける之等の鐵道契約のため今後惹起し來る重大なる問題に遭遇するよりは寧ろ、この安全にして保守的なる投資の道を採る方よろしからざるや、換言すれば現下の時局並に趨勢を看取し以つて投資額をば將來の戰亂に對する保障とし各國が相提携して働き各國間に絶えず起る不和を保障とし得るやう支那の鐵道問題を圓滿に解決する方、國民のため政府のため最善の處置に御座なく候哉、若し今他國と提携の意嚮を明かにせば、「勢力範圍」は直ちに破れ、而して米國資本は有利なる鐵道のため自由に投下し得るに至るべしと思考するは當然に無御座候哉

斯くの如く弗を以て難問題を解決するは一國の威嚴を損ずと論ずる者も有之べく候も、吾人は時勢變化して我が銀行家が今や戰前倫敦巴里の銀行家が負擔したる財界の重荷を引受け支那に於て他國と提携し行かざるべからざることに相成候事を念頭に置かざるべからず候、この提携は時勢の變化と共に自然に生ずるに至るべきものにして、且米國と提携するものは支那に於て財界の獨占權を保持し又は機徹なる國際問題に於て他國に條件を強制するを許されざるべきものたるべく候

小生が日本との提携を云々せざるは日本が戰爭の結果支那に於けるその企業の資を調達し得るに充分なる富を蓄積したるが故に御座候、又露國も之に加入せしむる必要なきものと存候、何となれば支那に於ける露國の鐵道利權は純然たる政治的のものにして且露國は今直ちに之を利用せんと急ぐものに無之候が故に御座候、故に現下の問題は支那本部に於て既に締結したる契約に從ひ英、佛、白と提携する方法を講ずる事に有之候、而して之につき日本は何等直接の關係を有せず又反對の理由も有せざるものに御座候

若し國務省の要求により又は承認を得て、米國銀行團が相當の利益を收めて十二年間支那政府鐵道公債を毎年二千五百萬弗宛の引受を保證し、英、佛、白をして支那政府との契約を履行せしめ、以て支那に於るその特權を保有せしめ

得ば、該公債の爲め銀行家が一定の利益を得るに止まらずして、米國製造業者も亦他國の工業の恢復するまで、物資の賣込により利益を擧ぐるを得べく候

小生は若し大統領又は國務卿が斯くの如き提携を承認せられなば、關係列强は直ちにその政策を變更し以て現時支那鐵道の開發につき米國の獨立行動を制限しつゝある各國の對支特殊協定を廣義に解釋することに贊成するに至るべしと確信致候、一度支那に於ける事業盛んとならば、國內の形勢急速に改まり、人民は之に滿足するに至り、各々その職を得て富有となり、絕えざる內爭は終焉を告ぐるに至るべく候、この內爭なるものは實は人口稠密なる農業國に於ける極めて激烈なる生存競爭より生ずる所の經濟的紛擾に起因する所のものに御座候、若し支那が十五年間國際間の鐵道利權爭奪の陰謀より免れ、その官吏等がこれに關し列國と絕えず外交的抗爭をなすことを免れ得ば、支那政府は全力を盡くして內國問題の解決に沒頭し以て國家の和平富强を致し得べく候

小生はこの解決案を駐支英國代理公使、日本銀行團長(橫濱正金銀行總裁井上氏)、英國外務省員、巴里のマルデュー氏等に告げしに何れもこの主義に贊成にて、英佛側の希望としてはこの提携は聯合國の支那に於ける相互利益を堅く結び附くべきを以て戰爭終結以前に協定すべしとの事に御座候ひき。また日本の財政家も外務省と打合せの上、日本が特殊地位に在る滿洲及び內蒙以外の支那領土に於て米英、佛の共同投資に反對せずと小生へ言明仕候、若し英佛との提携成らず、又若しこの問題を今日に於て解決致さず候はゞ、米國人はいかで英佛の政府が衷心より米國の對支政策を援助すべきを豫期し得らるべく候哉

若し解決を求めば、當然先づ第一にこの目的を以て進まざるべからず、而して米國銀行家が每年二千五百萬弗を支那鐵道公債に投資することを基礎とせざるべからず候。それは發行價格又は利子の問題に無之、單に公債を取扱ふ銀行家の記名料の多寡に有之、利子及び發行價格はその時の市況によつて定まるべく、一度米國銀行家の希望する利益額定まり、線路の布設及び材料の購入上に於ける歐洲利權所有者の利得決定せば、その案を北京に移し支那國會に提出し、舊契約の最終の修正を加へ、而して英、佛、白、日、露契約者に適當なる條件を決定し得らるべく候。日本當局は支那政府と特別の了解有之候に付、自然最良の條件を獲得すべくと存候

第一の階梯は必ず米國に於てなさるべく且該契約は經濟上の利益のみならず、世界的のものなるを以て、他國の公債が市場に出現せざる以前に、鐵道工事を初め自國の公債を市場に送ることは、米國の支那に於ける將來の特權に重大なる關係あるものと小生は思惟致候、又是は米國の支那に於ける特權保有及利益擁護に關係あるを以て、米國政府は吾人の政策遂行上の支障となるべきものゝ排除に努むべきものに有之候

小生が前記の忠告的演說をなせるは、支那が國有鐵道による外國人の利得を回收し、米國は契約に明記されある線

路を擁護し、且門戸開放政策を擁護するものなりと信ずるに至りたる爲めに有之候、或支那の高官は小生に米國公使が新米國銀行團を組織するに努力し、且保證人として努力せるにより支那當局に於ては米國公使が其政府の訓令により活動し、且門戸開放政策を擁護し居れりと信じ得る理由がありたりと語り申候、則ち單に其理由により支那が過去二十年間執り來れる諸政策を顚覆する條件にて、之れに應せんとしたる次第に有之候、支那の政界の事情に明るき人は、何人も支那の官吏中政府國有の鐵道より生ずる利益處分に就き、外國を仲間に引き入るゝことに關し、國家が是により利益を受けるより自己が更に大なる利益を擧げ得るものなりとの自信あるに非ざれば、全責任を負ふ態の官吏なきことは明白に知悉致居候、蓋し支那にては國民の反感を受くれば如何に國家の利益の爲めに計るとも官吏の生命は極めて短かきものに有之候

一任せられたる國家の政策及米國と訂約せられたる條約は、延いて外の各國にも擴張せらるべきものに有之候、然し支那に鐵道契約の改正を迫り且つ支那國民の反對あるにも拘はらず、支那鐵道の利益處分及支配權に就き各國に對し開放政策を取ることは、米國政府に對し果して公平であり、名譽なりや否やは疑はざるを得ざる次第に有之候、又人民の反對あり又議會の承認もなく無責任なる官吏と鐵道契約をなしたることは、米國政府に取りては果して公平であり且名譽なることなりや、若し此契約が議會の承認を得ず結ばれ、且條件が各國に通用せられ、其結果として國民に重き負擔を課せらるゝ如きことあらんか、革命を惹起し支那在住の米國人に反感を抱くに至るやも圖り難きものに有之候

是の理由により小生は此の事件は米國が第一に着手すべきものゝ一なりと主張致候、支那に於ける米國の各方面の勢力は此事件に對する政府の態度如何によつて消長を來すことは明らかに有之候

小生は此際政府が活動を開始し、銀行團が愛國心を起すならば、支那に於ける米國の商業上の政策を維持し、且つ支那の複雜せる各問題に對する政府の利益を擁護し得る地位を益々鞏固になし得べしと確信致候

若し國務卿が非公式に解決方法として成立せる、該銀行團の事に關する暗示を發表せらるれば、國内の主なる銀行は活動を開始し且各銀行の忌憚なき意見を徴收する道が發見致さるべくと存候。敬具

紐育リバーサイド・ドライブ●四五二號

ジョオヂ●ブロンソン●リー

時報

山東問題細目協定會議の經過……頭道溝馬賊襲擊事件……國會愈々開會……正式內閣組織問題……四億大借款說

山東問題細目協定會議の經過

山東問題細目協定會議は愈々六月二十六日北京外交部に於て開會式を擧げ、日本側委員長小幡酉吉、支那側委員長王正廷兩氏の挨拶ありたる後協定進行方法を協議して散會したるが、其後の會議要綱を摘錄すれば左の如し

（一）第一會議（六月二十九日）

一、討議の順序

討議の順序方法は、各箇の問題に就きては第一委員會に於て大綱方針を決定し、之を各種分科會に移して調査考究せしめたる上、其報告に基き更に第一委員會に於て再議決定する事

議題は易より難に移る方針に據る事

二、海關問題

青島稅關は條約實施の日（卽ち六月二日）より一九一五年の青島海關に關する日支取極め消滅の結果、完全に支那の海關たる事に解釋一致す

附屬書（二）に記載せる二件に就き、支那委員は直に之に必要なる訓令を發すべき事を承諾す

（註）附屬書（二）とは次の如し

（一）舊獨逸膠州灣租借地に於ける日本商人に對し、日本語を用ひて青島稅關と往復する事を許可すべき事

（二）右稅關に必要なる役員を選擇するに當り、支那海關の現行任用規則の許す限り、青島に於ける商業上諸般の必要を考量すべき事を訓令する事を聲明す

三、自由地域制の繼續と保稅倉庫區域の設定

日本委員は青島內外住民の一致せる希望に鑑み、從來の自由地域制の繼續又は保稅倉庫區域の設定に就きて希望を陳述したるに、之に對して支那委員は之を考慮すべき事を諾す

四、埠頭倉庫の引渡

海關問題に關連して埠頭倉庫の引渡に就き討議し、他の公有財產と同樣第一委員會に於て協定すべき事に一致す

（二）第二會議（六月三十日）

山東鐵道問題

一、討議方針

鐵道に關する討議の大綱方針を協定す

二、財產目錄

なるべく速に鐵道財產目錄を提供して討議の基礎となすべき事に決す

三、鐵道從業員

鐵道從業員の事に關し、日本側より全職員の履歷書を徵して考慮を加ふることゝす

四、施設の中止
條約批准後引繼に至る迄、其間に於ける工事其他の施設は必要以外にはなるべく之を差控へて引繼を簡易ならしむる事に一致了解す
五、分科會
第二委員會の議事進捗の爲め、左の三分科會を開く事に決定す
一、鐵道評價
二、鐵道財政條項
三、鐵道引繼
(三) 第三會議(七月三日)
公有財產と海關
一、公有財產
日本委員より假目錄の一部を提出して說明を加へ、結局日支委員各三名より成る分科會を組織し、之を調查報告せしむる事
二、海關
青島海關問題完了し、日支委員三名より成る分科會を組織して之を處理せしむる事
(四) 第四會議(七月四日)
山東鐵道問題
一、山鐵の實狀說明
日本委員より日本管理時代に於て山東鐵道に加へたる改善增修の實狀大要を說明す
二、契約の容諾に就て
支那委員より山東條約附屬協定事項第十條の契約容諾並に新工事の處理に就て提案し、日本委員は條約の規定通り實行すべき該提案に就ては考究の上更に回答すべき事を約す
三、山鐵と鑛山關係
山鐵と鑛山との關係に就きて大體的意見を交換し、更に詳細に討議する事に決す
(五) 第五會議(七月六日)
郵便局撤退問題
一、公有財產の討議中止
前回より引續き公有財產に關して討議する豫定なりしも詳細の書類未だ到着せず、其他の問題に就ては專門委員未到着の者あり、之れが爲め討議を進むる能はざるを以て暫らく之を中止す
二、郵便局の撤退
郵便局撤退問題に關し、日本委員はなるべく鐵道沿線の郵便局も亦青島郵便局と同時に、青島行政引渡期日卽ち一九二二年十二月二日以前に實行する意向なるも專門委員未到着なる爲め未だ完全に之を決定する能はざる旨を述べたり
三、海關分科會委員決定
海關問題に關する分科會の日支委員を次の如く決定す
日本側
大使館參事官　吉田伊三郎
公使館二等書記官　矢野　眞

大藏省事務官　公森　太郎
支那側
稅務處提調　陳　巒
總稅務司　アグレン
魯案善後督辦公署參議　梁　止　棟

（六）第六會議（七月七日）
車輛增加問題
一、車輛增加表の提出
日本委員より日本管理以後本年三月末日迄の車輛增加表二種を提出す、該表の內譯は左の如し
機關車　四十九輛……金五百十三萬餘圓
客貨車　四百五十四輛……金五百六十三萬餘圓
二、實務練習の承諾
支那委員より前回會議に提出せる支那鐵道員の山鐵派遣實務練習の件は日本委員に於て之を承諾す
三、契約容諾の同意
前回の會議に於て支那委員の提出せる契約容諾竝に新工事措置方法の諸案に關しては、日本委員より對案を提出せるが支那の提案に大體同意す

（七）第七會議（七月十日）
公有財產の說明
前回に引續き、公有財產に關しては日本委員より青島市內及市外に於ける公有財產の沿革及狀況を報告し
（一）公有地　（二）電燈　（三）水道　（四）道路　等に關する大要を說明し、其詳細なる各表は青島より專門員の來著を待ちて交付する事とせり

（八）第八會議（七月十一日）
山鐵業務表の提出
一、契約容諾等の了解
前回日本委員より提出せる契約容諾竝に新工事に關する回答に對し、其實行の便宜方法に就きて二三の條件を提議し、彼我了解に達す
二、練習員に就て
山鐵に派遣する支那練習員の員數、時期、待遇、任務等に就きて支那委員より說明あり、日本委員は其詳細に就き山東鐵道部と魯案督辦公署と協議すべき事を諾す
三、山鐵業務狀況表の提出
支那委員の要求に應じ、日本委員より山東鐵道業務狀況表を提出す

（九）第九會議（七月十三日）
公有財產目錄提出
一、公有財產目錄提出
日本委員より公有財產に關する詳細なる目錄を提出し大要左の如き說明をなせり
租借地內外に於ける公有財產に關し日本政府の支出實費表
（大正十一年三月三十一日現在）

租界地內	一八、二七五、六八八、〇〇
鐵道沿線	一、九七五、一六九、〇〇
合計	二〇、三五〇、八五七、〇〇

内　譯

△民政部所管

建物及敷地	六、〇四三、五二三、四九円
道路	二、四〇七、三一〇、一二
土地	一、二三五、四七二、五一
一時的建物	一九、七三八、〇二
青島屠場	七〇、九三五、三〇
林務所	三五七、八一四、〇〇
水道事務所	二、三八七、三二三、〇〇
港務所	四四〇、三九五、〇〇
合計	一二、九六二、九一一、四四

△遞信部所管

土地建物	四九五、一六三、〇〇
發電所	二、八九九、八一五、〇〇
電信電話	九五五、八一〇、〇〇
青島無線電信	二三〇、三七二、〇〇
合計	四、五八一、一六〇、〇〇

△陸軍部所管

青島土地建物	七三一、六一七、五〇
鐵道沿線土地建物	一、九九五、一六九、五〇
合計	二、七〇六、七八六、〇〇

二、分科會にて審査公有財產に關する分科會をして前記財產目錄に就き審査報告せしむる事に決す

三、海關分科會

海關分科會は其第一回會議を十二日午前十時より外交部にて開會せり

（十）第十會議（七月十四日）

鐵道財產增加目錄の提出

一、山鐵財產增加目錄

日本委員より山東鐵道部財產增加總目錄を提出して其概要を說明せり、其概數左の如し

鐵道部增加財產

土地	六九六、一六九円
建物	二、九五五、七五四
營造物	四、三三〇、二〇一
据付機械	二、三〇九、二八一
車輛	一一、二二一、〇四七
工場未製品	一、〇七三、五四〇
獨逸遺品當時破損部分復舊費	三二八、三四六
什器備品	一、三〇三、九〇六
貯藏品	三、九七〇、八五六
總計	二八、一八九、二一二

二、鐵道分科會委員の任命

前項財產目錄は鐵道財產評價分科委員會に交付して審査せしむる事に決定し、双方より次の如く分科會委員を任命せり

日本側委員

鐵道技師　大村卓一

鐵道書記官　戶田直溫

鐵道省副參事　佐伯彪
民政部鐵道技師　齋藤固
同　船田要之助
同　笹島繁彌
民政部鐵道事務官　有野學
鐵道技師　根本仙太郎
支那側委員
交通部參事　顏德慶
前交通部司長　劉景山
交通部技正　韋以敭
京漢鐵道工程師　薩福均
山東全省路政局坐辦　唐恩良
前京綏鐵路會計處長　顏宗林
津浦鐵路工程師　邵家錕
魯案督辦公署行政署副主任王　大楨
魯案督辦公署秘書　崔士傑

（十一）第十一會議（七月十七日）

公有財產案の討議

一、公有財產案の討議

日本委員より前回の會議に提出したる日本總領事館用として保有すべき財產目錄に就きて其必要なる理由を詳細に說明し、支那委員よりも其保有すべき公有財產の性質及個所に就き相違の意見を陳述し、三時間に亘りて討議したる後、觀測所を領事館用範圍以內と認めざるも、其經營維持は一般の公有財產と共に別に討議を行ふ事とし尙詳細は分科委員に於て審査せしむることゝせり

二、民團公有財產

日本居留民團の福祉の爲に保有すべき公有財產の目錄に就きて其必要なる理由を說明し、之に對する支那側の意見は次回の會議に於て陳述する事となれり

三、分科會委員の任命

公有財產分科會委員は日支双方より次の如く任命せり

日本側委員

森總領事　小林一等主計正　內田民政事務官

支那側委員

柳蔭杭　林澄波　杜應昇　畢厚　陸家鼎　王大楨　崔士傑

（十二）第十二會議（七月十八日）

埠頭倉庫引渡問題

一、支那條例準據の提議

支那委員より、鐵道財產評價に關する永久の改良又は添加使用の標準に就き、支那鐵道會計條例に據りて處理せん事を提議せるところ、日本委員より該會計條例を研究したる上回答すべき事を承諾す

二、鐵道財產目錄の提出

日本委員より山東鐵道の

（イ）獨逸遺留財產目錄

（ロ）日本管理時代の各種契約

（ハ）鐵道附帶事業の財產目錄

等を提出して說明を加へたり

三、埠頭倉庫引渡に關する解釋の相違

前記鐵道附帶事業財產目錄中に記載せられたる埠頭倉庫に關する分に對し、支那委員は

埠頭及倉庫の問題は既に第一委員會に於て討議せらるべき事に決定せるを以て、本件埠頭に關する財產目錄は之を第一委員會に廻附すべし

と提議し、日本委員は

埠頭等の引渡を便宜上第一委員會に於て決議すべき事は相互の了解を得たるも、評價の問題は條約の規定に從ひ第二委員會にて討議すべきものなるを說明し、特に埠頭等が國庫證券の擔保物件たるべきを指摘し、從て右の解釋を明にせる條約の條章殊に第十八條の規定に準據するに於ては、埠頭問題に關する財產目錄を第一委員會に廻付することに敢て異議なし

と答へたるも支那委員は之を容諾せず、爲めに已むを得ず埠頭に關する一切の問題は更に後日の討議に讓ることとなれり

（十三）第十三會議（七月二十日）

居留民團の財產目錄

一、居留民團財產目錄の提出

日本委員より青島日本居留民團の保有すべき財產の目錄を提出せり、左の如し

一、靜岡町　日本人會（居留民會用）特價

二、佐賀町西　乙卯俱樂部（日本人俱樂部用）特價

三、葉櫻町　商品陳列館（商業會議所用）特價

化學試驗場（同）

四、膠州町　青島齋場（土地引繼建物新營）

五、臺東鎭南方　火葬場（同）

六、萬年町　青島病院（土地引繼建物新營及引繼）

七、新　町　婦女診療所（同）

八、有明町　青島中學校（寄宿舍共）（土地引繼建物新營）

九、三笠町　青島高等女學校（寄宿舍共）（土地引繼建物新營）

十、花咲町　第一青島小學校（同）

十一、佐賀町　第二青島小學校（引繼）

十二、若鶴山　青島神社（土地引繼建物新營）

十三、旭　山　忠魂碑（同）

十四、旭　山　墓地（二個所）（引繼）

十五、若鶴町其他學校職員宿舍用敷地建物約三十

二、分科委員會に移交

支那委員より、前記財產目錄に對して意見を發表し、討議の結果、第一項より第十四項までの財產は之を分科委員會に移して審議せしむることゝし、第十五項の財產に就きては双方の意見一致せざる爲め、次回に於て再議することに決せり

（十五）第十五會議（七月二十一日）

鐵道評價問題

一、鐵道評價問題の不解決

支那委員より交通部鐵道會計條例に據り、山東條約第十五條所載の永久的改良竝に添加の標準とすべきを提議せ

るに對し、日本委員よりは別に鐵道財產增加、査定準則五箇條を提議し、討議久しきに亘れるも双方同意に至らず、終に分科委員會に移して審査附議せしめ解決に至らざる點は更に本委員會に於て議定することに決す

二、鐵道委員會の當分休會

前記分科委員會の審査中、本委員會は當分休會し、次回の會期は双方の事務總長に於て打合はせの上決定することゝせり

（十六）第十六會議（七月二十七日）

新工事停止問題

一、要求二件に關する回答

前回の會議に於て支那委員より申出でたる

（一）契約特許狀寫しの全部交付

（二）新工事の停止

に關する提議に對し、日本委員は次の趣旨を回答せり

（一）は徒りに浩繁複雜なるに就き、各部門に就き必要に應じて提出することゝし、此際全部を交付せず、必要なるものは現地に於て原本に就き閱覽するを便とすべし、但し各種契約にて既に効力完了せるもの若しくは將來支那政府に對して何等の負擔を嫁すことなきものは之を提出するの必要を認めず

（二）大規模の新工事新施設は停止すべしとの支那委員の希望に對して日本委員は原則同意す、適法なる民間の工事施設は、本委員之を阻止するの權限なし、若し不法又は不當なるものありとせば、一般慣例に從ひて訴訟又は交涉手續によりて之を處理すること然るべし

二、青島に分科會設置

行政引渡前に於て、調査準備の必要あるに就き、日支双方より委員を派して青島に行政引渡準備分科委員會を設置することに決す

（十七）第十七會議（七月三十一日）

土地問題

一、土地問題の討議

日本委員は土地問題に關する提案をなしたるが、右は山東條約第二十三條及第二十四條に關連せるを以て、該二箇條の解釋に就きて討議せるも終結せず、依て次回に於て引續き討議することゝなれり

頭道溝馬賊襲撃事件

往年間島が馬賊團の襲撃を受けたる一大慘事は記憶尙新らたなる所、誰れか料らん六月二十八日未明、間島頭道溝は又々馬賊團の襲撃を被りたる慘事を繰り返しぬ、其顚末は七月三日外務省より公表せる詳報に明らかなるを以て玆に之を出せば左の如し

仁義軍と稱する馬賊約百七十名（鮮人十二名）は六月二十八日午前三時間島頭道溝市街を襲ふて掠奪狂暴を恣にしたる後市街各所に放火せり之より先き右馬賊團は其根據地を出發して密林地帶を驀進し晝間は休養して專ら夜間行動を取り至る所其宿泊部落を嚴重封鎖して一切の交通を遮斷し且非常なる强行軍を以て二十七日夜頭道溝の西方約六邦里

の地點に着し直に前進して翌二十八日午前二時早くも頭道溝北方の高地に到着し此所に全員を三分して午前三時其一隊を以て市街の南方より第二隊を以て北方より第三隊を以て西方より一齊に猛烈急激なる夜襲を開始し續いて支那軍營稅檢局電話公司我領事分館支那人資產家在留日本人家屋等主として武器及金品を目的として殘忍なる兇暴を逞ふし我分館に闖入したる一隊は驀ぐらに監房に廻りて其一部を破壞し直に收監囚人（既決鮮人二、豫審中の鮮人四）全部を逸走せしめ手當り次第掠奪殺戮を行ひたる上附屬建物に放火し又市中の掠奪を終りたる後火を數箇所に放つ等兇暴六時間の長きに及び午前九時死體三十二銃器十を遺棄して市の北方に退却せり、當時頭道溝に於ける警備力は支那陸軍約百名警察官四十餘名及我分館警察署員田中警部以下二十三名なりしが我領訪副領事は直に御眞影を安全地帶に奉誓すると共に館員を督して應急防備を爲し一面急を在間島總領事館に報ずる爲館員を急行せしめたり（此時賊は既に電線を切斷して用を爲さず）此間支那軍隊に於ても此急激なる不意を喰ひて狼狽しながらも防戰稍や努めたるものゝ如く賊の遺棄せし死體三十二は主として支那軍隊の手に斃されたるものと認らる吾間島總領事は午前五時四十分此凶報に接するや直に所屬警察官を召集して同六時先づ巡査三名の騎馬斥候を派し次で末松警視指揮下の久力警察隊巡査四十名を同六時四十名出發現場に急行せしめ續いて間島慈惠醫院（朝鮮總督府經營）より派したる救護班五名は衛生材料を携帶して是に續行せり主力警察隊は午前十一時半頭道溝分館に入りて直に警戒の任に着き救護班亦午後零時半着死體の處置負傷者に對する應救手當を施し尙間島總領事館所在地龍井村在留民會の組織に係る五名の救護隊は主として食糧品を調へて同一時二十分現場に駈け付け但し及警察官の給養に當り右龍井村眞宗布教所に於て此一行と落ち着して遺族の弔慰を爲したり、又支那側は二十八日厚子街より軍隊二箇中隊を龍井村に急派して應急警戒に努めたり、此兇變による被害中重なるものは日本人即死二名（巡査一名を含む）重傷三名（內鮮人一名）燒失家屋分館內附屬建物二棟（間島郵便局分室巡査宿舍一棟銃器彈藥倉庫一棟居留邦人所有三戶鮮人所有三戶同半燒五戶支那人側即死商埠局長下士以下三名重傷數名全燒家屋財驗局電話公司陸軍營舍其他十五戶に及べり、爾後の警戒に關しては吾間島總領事は取り敢へず應急の措置として龍井村竝に琿春に朝鮮側警察官の應援を求め支那側又他所の軍隊を裂きて警戒に從事しつゝあるも間島竝に琿春地方一帶に亘りて馬賊の橫行一層甚しからんとする模樣ある趣きにて各地來襲の情報頻々として至り殊に琿春に於ける大慘虐事件の發生後數年を出でずして目の當り再び此兇暴を見て民心は一齊に動搖を來し在住支那人の避難するもの相次ぎ居留邦人亦た地大會を開きて支那側警備の信賴す可からざるを訴へ其生命財產保護の爲頻りに吾が出兵を要請し來りつゝあり之に關して小幡公使は外務省の訓電に基き直に支那政府に向て抗議を申込めるが、其警告文は次の如し

第一次警告

在間島帝國總領事等の急報に接するに六月二十八日未明武裝せる匪賊と認むべき大集團は間島頭道溝市街を襲撃し日本領事分館郵便局及邦人店輔に迫り同分館廳舍の一部及館員警察官の官舍竝に邦人の店舖を燒燬し官品及商品を掠奪し我警察官員及邦人を死傷又は拉致し掠奪慘虐を逞うせし趣なり而して前記集團は一時市外に引揚げたりと雖も要地に塹壕を掘り再擧襲撃の準備中にて人心恟々として其の光景慘憺たる現況にある旨の追報あり事態以上略叙の通に付帝國政府に於ては本邦人生命財産の保護に臨機の措置として不取敢本邦警察官若干名を朝鮮側より派遣し應急の手配を行はしめたるも尙緩急あるの場合に於ては自衛の爲便宜の措置に出づるの已むなきに至るなきを保せざるに付ては支那政府に於ては可成帝國政府をして右の如き措置を執るを要せしめざる樣火急地方官憲を督勵し本邦居留民の保護に關し此の上遺算なからしむる樣周到なる措置を講ぜしめられ其の結果折返し御回示相成度し尙現に被害方面電報不通の爲其の後の詳報を得難きに付更に詳細なる報告竝に帝國政府の訓令を俟て本件の交涉を開始すべし査するに曩に重大なる琿春事件を生じ未だ解決に至らざるに今復本件慘劇の續出を見るが如きは本使の極めて遺憾とする所にして當時琿春事件の爲派遣したる帝國軍隊撤退方支那政府より要求したる大正九年十一月十四日、同十二月十四日、同二十七日附支那政府來翰中竝に當時屢次口頭を以て支那政府に於て今後地方秩序維持に對して完全責任を負ひ日本國民に對し再び危險の虞あるを致さしめざる旨を縷々聲明せられたるに拘はらず料らずも今次此種慘虐事變を繰返せしに對しては支那政府に於て如何なる措置に出らるゝ義なるや茲に支那政府の痛切なる考慮に訴へんとする次第なり

第二次警告

大正九年九月琿春地方馬賊の襲撃を受け更に再擧の虞ありしを以て在間島帝國領事は同地道尹に對し嚴重警戒方を要求し支那側に於ては責任を以て警備に任ずべきことを聲明したるに拘はらず暮月ならずして十月二日其の再發を見るに至り帝國領事分館の燒失邦人數十名の死傷其の他多大の損害を被むるの重大事件を惹起し續いて間島一帶不穩の狀態に陷り在留邦人の生命財産の爲に現實の危險を被るに至れり而かも支那官憲は之に對し有効なる治安維持の責を盡さざるに鑑み帝國政府は邦人保護の必要上自衛の措置として軍隊出動の緊急措置を執るの已むなきに至り暫く同地方の治安を保持するを得たる次第なる處支那政府に於いては自國軍警配置を充實し十分警備取締に任じ在留邦人の保護を全ふする所以を以て出動軍隊の撤退方屢次の申出あり仍て帝國政府は同年十一月(一)完全に治安維持を爲すに至る迄支那側に於て其の兵力を增加すること(二)特に在留邦人の保護に留意すること(三)將來此種事件再發し支那側の措置機宜に適せざるときは帝國政府は再び出兵して適當の處置を執る事となるべきに付之が承認を條件として撤兵すべきことを申入れたる處支那政府に於ては地方の治安維持在留民生命財産の保護は當然其の責任に屬するを以て必要の軍隊を增派し完全に治安の維持に當り斯の如き事變

を再發せしむる事なかるべきに付出兵の儀豫め承認し難き旨回答ありたるも帝國政府は從來の經驗に照して在留邦人の保護を全然支那側に委し得ざるものありと認めたるを以て若干の警察官を必要の個所に駐在せしめ同時に將來緊急の必要ある場合は已むを得ず出兵を實行することあるべき旨を聲明して大正十年四月出動軍隊全部を引揚げたる次第なるが其の後支那政府より軍隊撤退方の要求と同樣警察官の撤退方は屢次帝國政府に要求する所ありしも帝國政府は本邦人保護に關する支那政府の保障を輕信することなく愼重なる考慮に基き差當り該要求に應せざりし次第なる處果然今回又々頭道溝事變の勃發を見るに至り支那側屢次の聲明を裏切り其の警備取締の到底在留民保護を全ふするの能力なきことを立證するに至りたるは帝國政府の甚だ遺憾とする所なり若し支那政府に於て此際速に將來同樣事件の再起防止の爲有效なる措置を執らざるに於ては帝國政府は在留邦人保護の責任上不本意ながら或は再び出兵するの已むを得ざるに至るやも測り難きに付此の際支那政府に於て自ら深く顧みる所あり右の如き形勢を惹起せしめざる樣措置せられ其の結果火急御回示相成度し尙今回の事變に依り館事分館其の他在留邦人の被りたる生命財產の損害に至りては詳細調査の上追て適當の範圍に於て之が賠償を要求すべし

此警告に對し、七月五日支那政府は次の如き回答

頭道溝事件に關し、支那政府は斯くの如き事件の發生を頗る遺憾とし、直に吉林軍民長官に向け治安の維持及日本在留民の保護方を電命したるが、其返電に據れば支那側は相當に盡力しつゝありと云ふ、尙政府は目下奉天に滯在せる吉林督軍孫烈臣に對し至急吉林に歸りて善後の處置を執るやう命令を發せり

を寄せ、七月十四日黎總統は大總統令を以て吉林督軍孫烈臣に對し嚴責令を發せるが、言論界に於ては南北共國事多端に藉りて本事件に一瞥をも與へざる如き冷澹なる態度を表せるも、獨り上海の神州日報は極めて眞摯なる論調を以て次の如く論じたり

間島事件に關し日本側が重要視し居るに反し支那政府は未だ何等の發表も爲さず上下一般に比較的是を輕視し居れる模樣なるが吾國民は山東問題のみを知りて滿蒙と日本との關係の密接なるを知らざるが間島事件は吾國其責任を負はざる可からざるものにて我政府は速に此亂を平定し日本居留民の生命財產を保護し日本人を危險なる狀態より救ひ以て他の交涉を惹起せしめざる樣努めざる可らず現に日本が漢口より撤兵し其他の地點に駐屯する日本軍をも漸次撤退せんとするは日本が我國を信賴する事厚きによるものにして我國は日本の厚意を感謝せざる可らず馬賊猖獗を坐視し日本居留民に災を與るが如き事あれば其結果は必ず外交上の面白からざる影響を與ふ可し政府は日々權利の爭奪地盤の分配のみを事とせず斯る問題を速に解決せざる可からず

國會愈々開會

舊國會恢復籌備處及政府等必死の力を以て各地議員の北上勸說に努め、北上議員の續出せるは前號既報の如きが、一方孫文派の硬骨議員も全力を竭して之れが阻害に努め、上海に於ける彭養光氏等は硬骨議員を糾合して法統維持會を組織し、七月二十四日成立大會を開き、滿場一致を以て左の如き

中華民國の法統は民國元年の約法より產出すべきものにして、約法制定の大權は第一次正式國會に屬す國會職權の行使と議員の資格得失は皆法律に根據し命令によりて支配せらるゝものに非らず、黎元洪が第一次國會を非法解散してより後、廣東に非常國會を召集し、引續き國內統治の重任を果して今日に及べり、今黎元洪は王家襄吳景濂等の私戴を受けて總統の位を僭稱し、其職權を行使し、既に解職せる議員を召集して國會を開かんとするは大なる過にして、吾人同志は之れが眞僞邪正を明らかにせざる可らず

宣言書を發表して盛に黎元洪氏の復位及舊國會恢復の不法を鳴らし、舊國會も果して能く豫定通り八月一日開會し得るや頗る疑問あり、倘し竟に法定人員に達せざるときは北方非常國會を組織し、更に國務院を改造して行政委員會を組織し以て內閣の職權を執らしむるに至るべしとの說すら傳はりたるが、七月末日に於ける北上議員數は參議院の法定人數百三十八人に對して出席通知の議員數は百七十一人に上り、衆議院に於ては法定人數二百九十九人に對して出席通知議員四百十四人に達し、孰れも能く法定人數を超過せしかば、愈々豫定の如く八月一日兩院とも開會するに至り、順治門內象坊橋の數年間蛛蝥の巢だらけになりし兩院は玆に美くしきアーチとイルミネーションに飾られ絕へて久しく新らたに甦れり

參議院に於ては出席者百四十九人あり、議長王家襄氏開會の辭を述べて曰く

五年間の中斷を經て玆に繼續開會の曙光を仰ぐに至りしは眞に無限の感想なき能はず、能く今日あるを得たる所以實に吾人奮鬪の結果、護法最後の成功にして今後の國事や吾人に至甚なる關係を有す、而して今日最緊急の大問題は憲法制定是れなり、吾人は全精神全血力を濺いで制憲の促成を圖らざる可らず、衆議院に於ては既に制憲の法定人數に達したるも、吾參議院は尙未だ足らず、假すに尙數日を以てせば是れ亦法定人數に上るべきを疑はざるも、制憲の法定人數に達せざる以前吾人は先づ憲法審議會を開きて制憲の促成に資せんとす、憲法制定に當りては吾人は既往に鑒み全く民意に順應して努力猛進せざる可らざるを知る

之に次ぎ議員鄭江瀨、湯漪、籍忠寅氏等の希望演說ありたる後、茶話會を催し、衆議院に於ても議長吳景濂氏亦略ぼ同樣の辭を述べ、張伯烈、彭漢遺氏等の演說あり、茶話會に入りて散會せるが、散會後兩院議員の多數は聯合談話會を開き、憲法の制定は一日も忽にすべからざるも、上院は尙未だ制憲法定人數に達せざるを以て先づ憲法審議會を開き、其他の職權行使は暫らく緩行せんとするの意見一致し、贊成

者頗る多數に上りたるを以て次回開會の第一議事日程として上るべし

正式內閣組織問題

舊國會恢復の漸く有望となるや、正式內閣組織の必要自ら起り、梁士詒氏亡命後の多端にして多難なる內閣の代理總理たりし顏惠慶氏も數次辭表を呈せるが、國會恢復まで破綻なく維持せざる可らざる必要上、黎總統の切なる慰留にて兎に角今日迄持續し來りしも、身心の疲勞其任に堪えずとて顏氏は七月三十一日黎總統に謁して堅き辭意を陳述せしかば、黎總統も氏の勞苦にいたく同情し此上強ふる能はざるより遂に之を許し、直に衆望歸嚮する司法總長王寵惠氏を代理總理として卽日任命公布したり、王氏も最初より之を希望せず頻りに辭退せるも黎總統の懇求、顏總理の推薦、曹錕吳佩孚氏等直系軍閥巨頭の贊成ありて勸說遂に辭するに術なく、已むなく正式內閣の成立までを條件として略ぼ承諾するに至りしものにして、國會も別項記載の如く愈々八月一日開會を見るに至りしより、正式內閣の組織は早晩實現さるべきが、何人をして組閣せしむべきかに就ては統一の大問題を眼前に控へ居る事とて其人選は當局の苦慮一方ならず、最近の信ずべき消息に據れば、伍廷芳氏既に逝去せる今日唐紹儀氏の外に其適任者なしと云ふに一致せるもの丶如く、之に就き顏總理は其辭職前京報主筆邵振青氏の往訪に對して次の如く語れり

唐紹儀、孫洪伊、岑春煊、陳烱明四氏の中より一人を擇びて組閣せしむべしとの說盛なるも、陳氏は目下戎馬の間に周旋中なれば到底北上する能はざるべく、岑氏は政派關係上此時出廬するを肯んぜざるや明らかにして、孫氏は堅毅硬骨なる人物なるも余は未だ氏に向て交涉したることなく、唐氏は余も師弟の關係あり、屢々組閣を懇電し且つ氏の親友梁如浩氏に托して唐氏の出山を促し居れども未だ梁氏よりの回答なく、唐氏の態度を確測するに由なし、唐氏にして上京組閣するに至らば結構之に過ぎざるが、目下各種の事情より考察すれば唐氏の北上は殆んど望むべくもあらず、故に已なくんば人材を北方に索めて組閣せしめざる可らざるに至るべきが、北方に於ては耆宿たる王士珍、周樹模、田文烈等最も適任ならん、されど此等の耆宿に之を求むることは一場の茶談に過ぎざるのみ

此談話より正式組閣首班者の的は全く唐紹儀氏に在ることを觀るべく、亦實際に於て北方より特派されたる密使は百方唐氏勸說に努め居り、唐氏本人には多少の色氣なきに非らざるが如きも、孫文氏との關係上遽に獨斷的態度を表はす能はざる事情あり、尙未だ承諾を與へずして目下全力を盡して勸說中なるが、之と同時に各政黨間には既に逸早く獵官割込の激戰開始され、益友社は御大唐紹儀とともに盧信氏、政學會は張耀曾、谷鍾秀、研究系は林長民、蒲伯英氏を入れんとし、直隸軍閥も指を喰へて默つてはゐず、結局各派の聯合內閣となるべく、最近最も呼聲高き顏振を擧ぐれば

國務總理　唐紹儀　（益友社）

外交總長　顏惠慶　（無所屬）・（不動）
內務總長　張耀曾　（政學會）
財政總長　高凌霨　（直隸系）
陸軍總長　張紹曾　（直隸系）
海軍總長　李鼎新　（無所屬）（不動）
交通總長　高恩洪　（直隸系）（不動）
農林總長　張國淦　（黎　派）
工商總長　盧　信　（益友社）
敎育總長　蒲伯英　（研究系）
司法總長　王寵惠　（無所屬）（不動）

の如きが割込運動戰の益々激烈になるにつれ結局如何に變化するや幾んど豫料に難し、而して聞く所に據れば內閣制は改めて亦民國元年制に復し、農商部を農林及工商の二部に分ち都合十部とするに內定せる由なるも、財政困難にして諸費大節約を要する今日、此復制の實現は果して能く行はれ得べきや頗る疑ひ多く又唐氏にして竟に出廬を肯んぜざるときは依然として王寵惠氏をして代理せしめ、別項記載の如く參衆兩院が果して憲法審議を終行するに一致するに於ては、暫らく之を國會に提出するを見合せ、兩院職權の行使を俟ちて提出し以て其正式同意を求べしと云ふ

四億大借款說

支那中央政府の收入は、鹽稅餘款約四千萬元、關稅餘款約一千四百萬元の二大宗の外、其他は何れも零碎言ふに足らず、從前收入の一大宗たりし交通收入も奉直戰爭以後激減して今は啻に餘收なきのみならず交通部自身すら頗る危險なる財政狀態に在り、亦各鹽關剩餘も實際に於ては是れ亦公債整理基金に充用せられて幾んど餘す所なく、政府は窮窘の餘り私かに公債整理基金を流用し辛じて月々の支出に充てつゝあるが、最近統一の着手、舊國會の恢復等の爲め各種の經費俄に激增せるを以て、頻りに一大借款を計畫しつゝあるは事實にして、此頃世上に傳播して各方面の大反對を招きつゝある四億大借款の如きは卽ち此計畫の暴露せるものなり、此四億大借款の內容なるものは、短期內外債共計三億八千萬元を、華府會議に據る關稅の增收を擔保として債務統一整理の外觀を裝ひ、四億の大借款を起して以て之を切り換へ、且つ其剩餘二千萬元を月額二百五六十萬元宛每月六個月間收得し、依て以て此處暫らくの政費を維持せんとする頗る虫の善き計畫にして、今日尙未だ銀行團に向て正式交涉をなすに至らざるも、國會開會後正式內閣の成立を俟ちて交涉を開始する積りなるべしと觀測され、最近實業大王張謇氏の令息張孝若氏が日本及歐米實業視察專使に任命されて不日出發する筈なるが、張孝若氏の使命は實は此大借款の疏通に在りとの風說あり、又是れより先き、政府は(一)本年末期限となる團匪賠償金の支拂を更に二箇年延期され度き事(二)倘し延期不能ならば之に代ふるに每月約二百五十萬元宛向ふ六箇月間借款し度き旨を非公式に銀行團に申込みたるも、用途不明の理由の下に拒絕されたりとの消息もあり、借款に依る外維持困難なるは略ぼ察し得べく、其如何に內容の窮乏せるかは財政部部員が三

僅月間の俸給不拂の爲最近數日間總ストライキを決行し、財政總長董康氏が閣議の眞最中、月給催促團の爲に毆打されたる一事にて推察さるべきが、如何に困窮せるも銀行團は國會開會して正式內閣組織され、統一及裁兵廢督の目鼻が充分につかざる以上到底應せざるべく、又內債に救を求めんとするも之れが擔保なく、公債整理基金すらさしどし侵食されつゝある今日、是れ亦不可能なること火を睹るより明らかにして、新設されたる財政討論委員會委員長顧維鈞氏は此程北京銀行公會にて開かれたる江蘇同鄉會の歡迎會に於て借款に絕對反對なる旨を言明せるが、此困難の極點に達せる財政難の活路は國會開會後果して如何なる方向に啓かるべきか、支那當局の眞面目なる計畫あるを要すると共に銀行團も亦援助的考慮あるべきを要す

寄贈書目錄

眞川新案公報	特許局	自八三〇號至八三九號	
許公報	特許局	自八四五號至八五四號	
商標公報	特許局	自八五五號至八五九號	
通商公報	帝國地方行政學會	自九六八號至九七九號	
東洋經濟新報	其社	自一〇〇一號至一〇〇八號	
New Book	丸善株式會社	一一八號	
支那時事	東方通信社	一一九號	
The Herald of Asia	ヘラルド社	八月號	
國際事情	外務省	一一五號	
		一一八號	
		七二號	
		七四號	
支那ニ於ケル內外銀行一班	朝鮮銀行	七號	
會報	電氣協會	八四〇號・八四一號	
日本及日本人	政教社	七號	
日華公論	其社	一五號	
日支經濟報	其社	二二號	
月報	營口商業會議所	一七九號	
月報	名古屋商業會議所	五號	
月報	青島商業會議所	一六三號	
月報	小樽商業會議所		
青島ノ商況	青島守備軍民政部	七號	
貿易	其社		
日本綿絲統計	大日本紡績會社	二六五號	
政友	其會	七號	
學燈	丸善株式會社	一〇號	
所報	長春商業會議所	二五號	
統計年報	小樽商業會議所	八月號	
第一公論	其社	四號	
會報	帝國鐵道協會	四號	
調査時報	滿鐵會社	八號	
財政經濟時報	其社	三〇一號	
三田評論	其社	八號	
發明	其會	三號	
世界ノ國情	其社	一一四號	
滿蒙經濟時報	奉天商業會議所	一七七號	
朝鮮及滿洲	其社	二號	
法學論叢	京都法學會	八號	
大陸	其社	三號	
地學雜誌	中國地學協會		
滿洲農家ノ生產ト消費	滿鐵會社		

粵報

支那新聞重要記事　自六月十六日　至七月十五日

外交關係—國內要聞—財政と經濟—上海關稅會議—全國財政討論委員會

外交關係

▲義和團賠償金延期要求（京報）七日外交財政兩總長、顧維鈞委員長は公使團に向つて義和團賠償金停付を又五年延期を要求せるが某公使は停付は不可能緩付にすべしと云ひ某公使は支那が統一の能力あれば列國も助を爲すも停付又は延期を與ふるも軍閥悟らざれば却つて內爭を助くるのみ安心すべからずと云へり願は再三辯解し各使は大いに活動し條件ある延期あらん（七、八）

▲外交部の正式照會（新聞報）外交部は正式に公使團に照會せり、徐世昌辭職し、參衆議長各省軍民長官各團體は黎の出任を請ひ十一日總統の職に就きたり特に此に照會すと、十三日頒憲慶は領袖公使に面し十四日午前各公使を訪ひ徐辭黎總せしこと及統一實行各節を說明し各公使は何れも滿足を表し十五日朝公使團の特別會議あり前回の四國の協議せる各點に根據し切實に支那の統一を贊助することゝせり、十五日午後四時各公使は衙國公使館に在りて黎就任に對する覆答文を議し同時財政部より請へる關餘金五十萬支出のことを議せり（六、一六）

▲澳門事件交涉（各報）六月二十八日夜澳門に於て葡支人間に衝突事件を惹起し支那人側に四十數名の死傷者を出したる事件に關し廣東交涉員李錦綸は外交總長伍廷芳の代理として在廣東葡國領事に左の五條件を提出せり

一、澳門政廳代表及び在粵葡國領事同道の上廣東政府に謝罪すること

二、加害者を嚴罰に付し其始末を廣東政府に通告すること

三、死傷者に弔慰金を附與すること但し其の額は廣東政府の同意を經べし

四、葬律駐兵の撤退

五、澳門の賭博禁止（七、一三）

○澳國當局は七月十八日支那の要求全部を拒絕せり（七、二〇京報）

▲英公使の京奉線占有抗議（申報）英公使は京奉線の收入及車輛財產は本國借款の擔保品たり張作霖の占領せる一段の收入は未だ滙豐銀行に支拂はず、今貴政府と約せり現在又は將來契約に違背する結果其責任は貴政府より負擔すとありとの旨、照會せしが、外交部は承諾の旨回答したり（六、二二）

▲頭道溝事件に對する總統令（政府公報）外交部の呈報に據れば六月二十八日延吉頭道溝地方に突として馬賊あり日本領事館舍を攻圍し並に館員數人を傷く當さに卽ち吉林省長孫烈臣に迅速歸任を電飭し確實に査辦せしめたり並に來電査覆するに據れば當時多數の賊匪途を分ちて攻擊せるが營長等報を聞きて兵を帶し追擊し匪數名を斃し並に銃器彈藥を獲たり慶にせられたる日本警察署員は業に安全に救回せり該匪は夾皮溝安途一帶に向つて竄逸せるも現に隊を分ちて追剿す並に團營を督して滑道に赴き極力防衛す等の語あり査するに外人の生命財產を保護することは載せて約章に在り其領事を設有せる地方は最も愼さに時に隨つて保衛し其安全を得せしむべし豈に防護を疎んじ匪擾を致すを容さんや先年琿春事件政府は方さに深く遺憾せるに詎んぞ料らんや懸案尙ほ未だ辦結せざるに又復此意外に出づ該張省長孫烈臣身地方に任ず宜しく善後懲辦し防堵懈る勿れ乃ち事前既に未だ消弭する能はず事後始め省垣に回るも告め歸する所あり實旁貸なし飭して卽ち懲戒に交付す仍ほ實成所屬營縣都統軍警を通飭し迅かに肇事の匪徒を以て嚴緝し並に奉省より一體に協力追剿して務めて電憑を獲よ外人保護の事宜に至りては最も重要に關す此次申令を經たる後務めて卽ち妥愼辦理せよ萬再び疎虞に滋り和戾を干すを致す勿れ其れ各凜遵せよ此に令す（六、一五）

▲廣州灣回收運動起る（時報）昨十五日上海各路商界總聯合會は廣州灣收還期成會が廣州より發したる快信に接したるが其內容は前清は帛眞美の廣州灣を佛國に租借したるが民國となりて面目頓に改りたれば國際間平等により恢復せざるべからず此次太平洋會議に於て佛國は英國の威海衛歸

側に依り廣州灣を還附することを實言したるが英國は既に膠灣還附に着手したるに佛國は猶ほ何等の表示無し實言に違反するに對しては我國民は正義の主張をなして力爭せざるべからず一致聲援して鼓吹作氣されたしと云ふにあり(六、一六)

▲公使團と廢督裁兵問題　(申報六日)公使團の支那裁兵研究に曰く若し軍備を獨立し督軍の手を經て給與費を渡さゝれば三箇月にして一半を裁すべし、否らざれば三年經るも成らず、裁兵には先づ軍費と兵とを分つを要す軍需委員會は各省議員より組織し以後の給與費は該會より發し以前の缺額は該會より清理す外人の觀察に依れば督軍側に結合あるに似たり廢督裁兵に抵抗する論あり以て廢督裁兵號呼の結果に依れり而して反つて督軍等の一の防禦と保障とを加へしめたり、これ乃ち目前の形勢なり吳佩孚は廢督裁兵を觀望するに就き頗る悲觀し兵を以て兵を裁する外なきかと云へり、國民裁兵促進會は各省請願團を組織せんことを主張しそれが爲めに麻衣麻冠を以て督軍前に泣訴し中央已に萬餘を裁せり各督軍宜しく裁兵すべしと云ふ考へなり(七、八)

國內要聞

▲停戰令　(政府公報)　民國肇造より軍變相乘じ十年以還兵災絕へず、國力凋殘、民生困弊言念此に及べば是れ痛心を用ふ、夫れ同じく一國の民と爲り共に版圖の內に立つ休戚相關す何ぞ嫌怨有らん、即ち政見偶異殊に添るも豈南北達に餘地無からんや、兵連り禍結び重れて生靈を苦ましむ試みに數年の中を觀るに鋒鏑に殞るもの何ぞ一に同胞の子弟に非ざらん、鉛塊を供するもの何ぞ一に吾民の脂膏に非ざらん、國家を補ふ無く徒に元氣を傷く剜んや歷次國際會議以後に當り各國方に以て兵備を削除せんとす和平を唱道し互に要約を爲す而して吾國統一の善後尤も備に其期望の恢を致す、正に宜しく此に及んで努心同心、兵を罷め武を偃き、民治を刷新し大同に趨向すべし、本大總統林泉に息影し何の心か世を問はん、迫るに大義を以てし任を辭讓に勉め爰に締造の艱難なる國家諸を淪胥に付して而して返さざるを以ふに忍ばず、而して周旋に奉ずる所の者卽ち以て至誠惻坦の念を爲さば冀くば天心を默感せしめ物運を挽回すべし、各省の疆吏は皆吾が鬼澤素より憂患を同うす共に公忠を失ひ務めて各共に兵禍を戢し力めて國是を維此次命令の後より前方各隊、訓飾して一律に戰爭を停止せしめ所有る善後各問題は彼此誠を開き公を布き辦筋を籌商し務めて克くヾ中至當の軌に歸り以て永く國基を奠むるに其澧邵治せよ民國の前途實に之に利す此に令す(六、一六)

▲地方自治命令　(政府公報)　一日命令を以て地方自治は立國の要圖なり、憲法久しく懸るも國會開會を確定するを俟つて直ちに憲典に列せんことを提出すと發布せり(七、二)

▲北上希望議員多し　(時事新報)　在上海國會議員に上京勸告の爲め來滬せる者は三人にして國務院より派遣されたる任勤は專ら廣東護法時期新補の議員を招待し一人に付き旅費二百元を給し國院より派遣されたる沈忻、羅私享の二人は一人は參議員、一人は衆議員を招待しつゝあり旅費支給法は從來の例により路の遠近によりて定むるものなり昨日既に旅費を受取りたる者は四十人あり支給期間は最初一週間と定め居たるも未だ通信處の所在地を知らざる多數の議員ある模樣なるを以て補助成と相談の上更に支給することとなるべし(七、八)

▲國會派別　(時報)　在京國會議員百〇四人代表王福綠は十二日上海に到着せり其王の言によれば最近北京に到着せる議員は兩院合計二百三十人なり其間派別紛岐すれども大約三派に分かる(甲)解職議員に屬する者にして王家襄を領袖とし最近は某系及保定方面の某人と勾結し別に政黨を組織す(乙)曾て廣東に赴き護法を唱へたる者にして二年前に廣東を離れたり、吳景濂を主領とし在滬議員を聯合し居れり(丙)最近廣東を離れて北上せるものにして此派は新補議員多し八年國會恢復を要求せりその代表する百〇四人中新補及舊議員皆あり人數は更らに增加し居れり云々(七、一四)

▲孫洪伊の八年國會恢復意見　(各報)　孫洪伊氏は十三日北京政府を除き其の外の各方面に向け大略左の如き意味の通電を發したり曰く支那國內の動搖は民國六年に黎氏が非法に國會を解散せるに基因す後徐世昌が時に乘じて位を竊み非法總統となれるが幸に北方諸將は覺醒する所あり斷然として全國の公敵たる彼を驅逐せり而して廣州政府の孫大總統亦其の廣東政府の護法戡亂の主旨に合せるものなるとを承認せり、今北方諸將は往日の非を覺

り法統を尊重し統一を共謀せんとせば應さに護法政府を承認すべし、若し斯くする能はざるならば暫く臨時機關を設置して現狀を維持すべし國家なるものは改革の際に當つては、一時に無政府なりとて何等の影響を生ずるものにあらず、然るに今君主時代の傳統思想に誤られて大位は空しくすべからずと考へ遽かに黎氏を法律上の總統と認めて就任せしめたり、始め護法軍が興りしより全國鼎沸し廣州政府に依りて僅かに一部局面を維持せり當時黎氏が果して國事を以て心と爲さばこれを護りて南方に來らん然らば何ぞ戰禍延長し竟に六年の久しきを閱し國命頗危し生民塗炭せん黎氏寧に其責を負ふ今は乃ち勿論として復位す其れ何を以てか天下の心を服さん是れ疑ひ無き能はざるものゝ一なり、民國八年護法國會議員は廣州に在りて臨時會及び憲法會議を開けり皆正式會にて非常會に非らず、今は乃ち曰ふ六年國會を恢復すと是れ備さに艱難を歷つゝ南方に奔走する者をして、反つて護法政府を名として會外に屏け、傍觀する者をして安んじて其の成を享けしめ、奮鬪する者をして失敗に歸せしむ、豈に事理の平を得たりと謂はんや、此れ疑ひ無き能はざるもの二なり民國成立して十一年國會は二度解散に遭へり、皆憲法の爭に由る、而して尤も重要なる點は地方制度に在り、此れ實に民國立國の根基を爲す吾國は廣さに地方分權を取るべし、而して迷惑者は必ず中央集權を曰ふ歷年の戰爭は始より此に由る最近自治潮流全國に瀰漫せり、制憲は固より國會の職權と爲す而して立法は廣さに國民の公意に循ふべきに國民は一の確實の表示を求むることを先にせずして率然として之を國會に委ぬ、寧ぞ紛爭の再起し難に國基を立たざらしむるを慮らざる、此れ疑ひ無き能はざるもの三なり吾が國民の統一を希望すること久し彼れ黎氏亦此の同情を具へざらんや、惟だ苟且に一時を彌縫せば將さに釁を旋らさずして潰裂せんとす、竊かに見るに海內人士民國五年當時帝制既に倒れて國體已に定ると考へもと同機の誤認を有せるに似たり知らず今日の事紛糾複雜帝制の當時の如き單純に非らず今

るが其大綱は次の如きものである

一、裁兵會委員長　委員長は陸軍總長の兼任とす（或は大總統自から之に任じ陸軍總長副委員長との說もあり確定せず）

一、委員　委員若干名は各巡閱使督軍總司令都統の派した代表を以て是れに充てる

一、分科　會を分ちて總務科、調査科、核算科、編制科に分ける

一、其他　其他參陸兩部の部員の內若干名或は都合により辦事員僱員等を任命する

而して裁兵の辦法は十年度迄の參陸兩處の調査に依れば西南政府の分を合して百三十餘萬あり中央の直轄せるもの約七十餘萬あり華府會議の軍縮案に照して之を五分の二に減じ大省には二師を中省には一師一旅を小省には一師を殘し他は悉く裁兵の計畫であると別消息によれば裁兵問題に付き未だ其時機を得ずと事實上の根據に依つて稱道せらるゝ、聲起り來れり其の事實上の根據とする處は

一、廣東政府の北伐軍未だ中止せず四川、湖南の形勢も定まらず此に裁兵を行はんか西南の進入は免る可からず故に長江方面の裁兵は到底未だ時機を得しものに非ず、

一、山海關方面の軍事は未だ終熄せず張作霖東三省に在れば其の備へは決して緩ふすべからず北方數省の裁兵も未だ時機尙早なり

一、山東、河南或は陝西の如き尙土匪猖獗を極むる處直ちに裁兵を實行すれば土匪の勢力を得て如何ともすべからざるものあり云々（六、一六）

▲吳佩孚の裁兵計畫　（晨報）

吳孚佩氏は近々左の通りの內容を具備する廢督裁兵計畫を各省督軍に通電して其の意見を徵求すべしと

先づ裁兵委員會を召集し國務總理參謀總長各部總長各省巡閱使督軍都統護軍使各省長及び軍政各界の有力者を委員とし並に軍事上に於ける冗官淘汰裁兵額の決定に關する權能を授くること、裁撤すべき官職は巡閱使將軍府督軍護軍使都統及び鎭守使とす

一、淘汰すべき冗員

甲、軍事智識或は軍事經驗無きもの手當を給して解散す

乙、一身上及び家庭關係の善良ならざるもの並に品行方正ならざるもの

丙、年齡已に定制を過え或は體格の羸弱にして從軍及び戰陣にて疾に罹りし者、救恤金を給して解散す

丁、未だ軍事教育を受けざるもの或所任の官職が已に裁撤されし者は後備として、現在の官職に缺を生ぜし場合には其の候補者に充てらる

二、裁撤すべき兵士

甲、家庭不良品行不正なる者

乙、軍事智識無き者

丙、年齡十七歲以下或は三十四歲以上の者

丁、體格の羸弱なる者、

戊、自ら歸農を願ふ者

三、解散されし兵士の處置に關する方法

甲、老年者或は自ら農に歸らんと思ふ者には三ヶ月分の手當を給し地方官をして本籍地に送還せしむ

乙、若し警察に關する資格有る者は各所に送つて警察隊に編入し或は後備警察員とす

丙、年齡の不合格にして裁汰されし者は各地の團練兵に補充す

丁、戰陣にて傷兵となりしものは殘廢院に送る

戊、年齡の幼に過ぐる者は皆實業界に入れて生活を計らしむ

四、裁兵の進行は三期に分つ

甲、調査期豫定四ヶ月、本期內に裁兵委員會の議案なれば各軍隊に通告し並に明令を發して全國に公布し各督軍各都統を裁兵行政員となす本期內には軍隊の增員移動を許さず、並に裁兵行政員と裁兵委員との共同監督の下に各軍隊の詳細なる統計表を編製す、各軍の將校其の動功、駐紮地點兵士の實數大砲銃器彈藥馬匹軍服等に關する記入を行ふ

乙、檢視期豫定六ヶ月、本期には裁兵委員會は各省裁兵行政員より送附し來る統計表に基づき每省每區に留置すべき兵額を決定して各行政員に通知す、又同委員會が派遣する檢視員は有らゆる軍隊を洩れなく考察し所定の裁汰辦法に遵照して計畫書を草案して委員會に上申す

丙、實行期豫定一ヶ年、各行政員及委員會が派遣する所の代表は委員會の決議を實行す留置すべき軍隊は須らく國防上の必要程度に基きて編制すべし先づ陸軍部より豫算を編制して國會に交附し其の通過後國防委員會を召集し編

制事宜を規畫す（六、一八）

○又別報によれば過般保定方面にて全國裁兵の大體計畫が定められたる事は其の内容と共に既報の通りであるが、數日前更に同方面から裁兵後の重大問題たる國防計畫に付大要左の如き方針を各地軍政機關に電報した、卽ち裁兵事業完成せば引續き國防會議を開き參謀總長、陸海軍總長及び各省裁兵監督を以て之を組織し參謀總長を主席として專ら全局の守勢的國防方針を研究せんとするものにて之に付保定方面の意見は

甲、常備兵數　標準四十萬

理由　支那の領土は七十一萬數千方里にて世界第四位の大國にて人は世界總人口の四分の一を擁するが國家の收入は西班牙の小國にすら及ばない、故に國政は財政を第一標準とせればならぬ而之各國の軍事費は總收入三分の一に及ばない故に支那近年の收入は四億五千萬乃至五億なれば軍事費を合計一億五千萬元に定む、現在軍隊の編制俸給與令に依れば一箇師團の經費は二百萬七千七百五十九元であるから兵員總數を四十萬人とすれば俸給のみにて年八千數百萬元を要し、之に軍事行政教育測量製造費、退職金其他の經費二千萬元を加へ、且つ海軍經費一千七百餘萬元を合算すれば既に一億三千萬元を超過するを以て國防兵員は四十萬人を最大限度とする

乙、常備軍編制　單位は軍

理由　地理交通を按じ兵力の運用便利なるを以て軍を單位とし國防軍隊を最大單位とする而して四十萬人の兵員を以て百旅を編制し之に騎工輜各科兵を屬せしめ三旅を以て一軍とする

丙、軍區劃分　三十二區

理由　軍事地理上の形勢に因つて右の如く定むる

丁、兵制問題　徵兵制採用

理由　臨時約法第十四條に人民は兵役に服する義務ありとの明文に依り徵兵制を採用する但し今日普及せずまた戶籍法がまた實行されて居ない故暫時募兵制度を採り各軍の兵員は其軍區內にて募集する

戊、近衞軍　四旅

理由　東西南北何族何系の區別なく各軍から優秀者を選拔し四旅を以て之を組織し京畿を護衞せば政治の中心は穩固なるを得る（六、二二）

▲支那最近の軍事費

（北京デーリ、ニウス紙）支那が過大の軍費に惱まされ居るは周知の事實なるが、試みに之を數字的に示せば、四川は一九二一年九月より一九二二年十二月迄の全收入三千萬弗の內軍費は二千五百三萬三千四百弗卽ち約八割を占め、廣東は千九百二十一年度に於て總經費三千七百四十萬四千六百十五弗の內軍費は三千二百五十萬二千百八十五弗卽ち八割七分を占め、湖南は七割五分、比較的軍費輕少なる山東、江蘇が共に五割五分を占むるといふ情勢にあり、今最近の調べ卽ち千九百十九年の調べに依り總經費對軍費の割合を表に示せば左の如し

省名	軍事費	全經費	軍事費割合
直隸	四、四四三、二五〇	八、六三八、八六六	五一
奉天	五、九三七、一四六	九、二三八、五五三	六四
吉林	六、〇八六、二六五	八、九七七、六六七	六八
黑龍江	三、四四四、七一五	五、二五〇、五三七	六五
廣東	七、六一四、八六四	一二、四七六、九八七	六一
廣西	三、八六〇、一〇九	五、五三二、七一九	五〇
雲南	三、一〇六、二八八	五、二三五、〇一〇	六〇
貴州	一、二五一、七九〇	二、九六一、〇五一	四二
四川	六、〇二四、〇七八	九、〇九九、七一八	六一
湖南	三、五六四、〇一四	六、四八六、八八四	五四
湖北	四、五五二、一三三	七、五七二、六四六	六〇
江蘇	五、三七五、〇三四	一二、〇三二、八六八	四四
安徽	三、五五〇、九一一	六、三四二、六三八	五六
浙江	三、八五一、〇〇七	八、一五〇、九九八	四七
福建	二、六七〇、五五三	五、一二七、七五七	五二
江西	三、二七六、七七八	六、三三九、八八一	五一
山東	七、〇七四、七二四	一〇、七七九、四六五	七〇
河南	四、六四六、八八一	七、七二七、六二二	六〇
山西	四、七二六、〇八二	七、〇七三、八六四	六六
陝西	四、四八〇、八五八	六、五五二、六四六	六八
甘肅	三、〇五六、五一二	四、七〇六、四五九	六四

新　羅	四、二八五、五三四	五、六五五、三三八	七七
京　兆	四二、六三四	九六〇、〇三八	四
合　計	九六、九二二、一三〇	一六三、六一七、二一二	五九〇

尙ほ最近に於ける軍費割合は右表の示すところよりも遙かに增大し居るものと見做して可なり（六、二二）

▲海軍總司令の交替（新申報）

海軍第二艦隊司令杜錫桂は海軍總司令に昇進し、前總司令蔣楨は成威將軍に任ぜられ已に命令發表せられたり、本準海軍總司令公署は昨日又部令に接せるが杜司令昇進の原因は還同奉直戰は際し杜司令は第二艦隊を派して直派を助け作戰上甚だ直派に有利となりしものにて吳佩孚の保擧に係ると云ふ、杜は今回の昇進にて海軍總司令と成れるも第二艦隊司令の職をも兼任し各隊を統率するものなりと（六、一九）

財政と經濟

▲十一年度豫算案編成方針（時事新報）

財政部提出の十一年度豫算案は已に先週閣議の通告を見たるが其編成の方針及標準等に見るべきものあり、原文左の如し

八年度豫算は既に國會の議決を經て公布せられたるが九、十兩年度豫算は報告未濟の爲め編成する能はず、均しく本部に於て暫行辦法を具して京外各機關支出の軍政各費を八年度の國會議決豫算及國務院財政部審查の支出追加金額に照して之を編成し國務會議に提出して議決し施行しつゝあり、而して今や十一年度既に開始せられたるを以て亟に新豫算を編成して參來兩院に附議して其決議を受くる要あり故に京外各機關は收支金額を調查して記錄を作成し速に財政部に送りて彙編に資すべし、中央各機關の收入金額は已に命令して全部金庫に歸し歷年の實收額に照して豫算を作成すべし支出に對しては官制內の人員及試驗して派遣すべき人員の俸給を除き、其餘の各項の經費は均しく現在の支出實額を酌量して算定し、各省區歲入中央直接收入に關する各金額及將來各該省區の國家豫算に列する金額及其他增收し得る見込ある金額　愼重整理して夫々記載すべし、歲出中政費は八年度豫算を引いて極力削減し稍も遲滯あるべからず、軍費は八年度豫算に於ては已に二割の削減ありしと雖全國歲入の十分の四以上を占め支出中の主なるものなり、現に命令を奉じ裁兵中にあり各省は宜敷裁兵豫定數を考量して記載すべし、又京內外の擴張計劃あるの事業は總て延期すべし要するに在京各機關支出經費は現在の支出實額を按じて支出を調節し、各省區支出の軍政各費は歷次の成案八年度の議決豫算及九、十兩年度追加金額を考量し之を以て標準とすべし、右聲明す（七、一五）

▲交通部負債明細表（晨報）

一、本年度支拂元利	
一、直接負擔の內債元利	
民國十一年上半期	二九六六、三二五九元七角七分
同　下半期	七〇九、九二八〇、六三
二、直接負擔の外債元利	
民國十一年上半期	三五七、四四四一、一四
同　下半期	五五四、六八三二、八六
三、附屬機關負擔の外債元利	
民國十一年下半期	三一五、一五三六、一二
四、附屬機關及其他機關の爲めに支拂ふべき經費	
民國十一年上半期	六二八、六一九四、〇七
同　下半期	七七三、三四九〇
五、普通行政經費	
民國十一年下半期	一〇六、三五五九、四
以上總計	六四一一、八五九三、九、九
二、交通部現內外債數表	
甲、內　債	
一、短期借款及立替金元金	一一八六、四六五四、二、三元角分
二、支付券元金	一一三二、〇〇〇〇
三、銀行透支元金	七〇、六九三八、〇、三
四、商辦鐵道股贖元金	三八三二、六八八〇、六、八
合　計	六二二一、八四七二、九、四
乙、外　債	

一、直接負擔借款元金　六三二三、五五四七、二、二
二、附屬機關負擔借款元金　七二七七、六九一三、五、八
三、路電兩部直接負擔借款元金　二、九八三六、七〇〇八、四、〇
四、路電兩部の名義を以て借款せる外債（財政部に於て責任を負ふもの）
一、〇六二〇、〇〇〇
合　計　五、四〇五七、九四六九、三、
內外債總計　六、〇二七七、七九四二、二、四（七、二五）

▲外人と財政當局（申報）　十六日夕アグレン、ストリックランド、パドック及董康、張嘉璈、周作民は財政を議じ政府收入每月百萬、關稅改正せば本年七百萬を得べく合計千三百萬なり、每月支出三百萬は尙五百萬の不足なり、銀行の援助を求めたり、又は半年五百萬不足は難題にあらずと云ひ、アグレンは公債基金を以て二回發行停止せば足ると云ひ前は公債の信用は動搖する能はずと云ひ、アグレンは政府が專ら信用を尊重するは甚だ好しと云ひ、又は義兵の結果九千人の無職あり、中央は已に此くの如く情實を破れり實吳も亦義兵提唱を希望すと（六、一九）

▲鹽務稽核總所會辦問題（中華新報）　鹽務稽核總所西洋人會辦問題は久しき以前よりの懸案なるが未だに解決を見ず、此問題の經路を尋ぬるに始め鐵世銘鹽務署長就任の時英人某と四千萬元の借款契約（條件、利率八分實交九四、擔保二年後の鹽稅剩餘金、總額の三分の一を以て英國より鐵道材料を購入する事）を取極めんとし同所會辦レデナルド・ガンブルの署名を請ひしに端なく發せり。ガンブルは職餘已に餘す所なきを知り、之を以て抵當とせば將來必ず重大問題を惹起すべきを恐れ署名を拒みたるに、締約に急なる鍾は、若し將來問題發生せば延期或は契約換等の便法ありと主張せるがガンブルは頑として許さず支那官吏は朝有りて夕あるか知らず、一旦君去らば此債約は余の全責任に歸するものなり、余に如斯不信なる契約には斷じて署名し難しとて酷しく之を却けたり之より鍾はガ氏を憎む事甚しく如何にもして之を免職せんと圖れる時、適々ガ氏は病を得、自らストックランド氏を代理に推薦して歸國せり茲に於て鍾はス氏に契約署名方を迫りたるがス氏がガ氏との關係上之を却けて容れざるを見るや、又復ス氏の免職を運動し一面ラックスか之に擬せり、然れども英國公使は條約に依據し力爭せしかば鍾は餘と詮

りて英國外交部に電達して飽くまでス氏を免ぜんとせるが英國側も條約に依據すべき旨返電せり、蓋し鹽務總所會辦に關する規定とは大要
（一）歐人會辦の任命選擇權は支那政府に在り唯選擇以後は更に銀行團の同意を經て發表する事を得
（二）歐人會辦事故に因り請暇したる場合其代理人は該會辦自身の推薦にして支那政府の承認を得るを要す
斯くて鍾は周圍の狀態非なりと見るや密に米人を使嗾しス氏の私事を摘發して財政部に告げ會辦に付せしめ其結果は證據不充分にて解決となりたるが、之に因り兩者の反目益々甚しきを加へたれば將來幾多の曲折を免れざるべし最近顧惠慶は一法を案出し、先づス氏を正式代理會辦として發表し暗中協商して彼を辭職せしめ、一面ガンブルの同意を徵求して新設稽核所理事ラックストンな任命せんとす、而してス氏に對しては從來の俸給を與へ且別に相當の辦法を講ずばス氏の體面も保ち、英國公使側も亦轉機の餘地あるべし（七、一二）

▲上海造幣廠借款（各報）　上海造幣廠は廠務刷新の爲め上海銀行團に向つて借款を申込みたるが上海錢業公會は十八日午後二時逢路錢業公會にて開會（秦潤卿等三十餘人の出席者ありて此問題を討論し結局同廠に三十萬元貸與に決せり（六、二〇）

▲東支借款問題（申報）　東支線二千萬借款はロックフエーラー個人の投資なり、三千萬米金を教育に提供せるも國際上阻止せられたり（六、二一）

▲米支東支鐵道借款說（商報）　高恩洪は東支鐵道を抵當としてロックフエーラーより現金二千萬を借款すとの報ありしが已に成功しロ氏の秘書愛姆白里（譯音）氏は北京に在り教育次長金紹濟と交涉しロ氏の同意を得たれば不日先渡金を付し該秘書はホドル博士と南下し東南大學を視察し來滬の後マニラを經て歸國復命すべしと（六、二七）

▲鹽餘借款團の財政部になせる質問（中華新報）　鹽餘借款團は最近財政部に對し九六公債（餘八厘公債）發行前に明白に其辦法を發表せんことを請求したるが、其原文左の如し
八厘公債發行前に明白に其辦法を發表し解決に資せられんことを請ふ、思ふに民國以來十一年間に發行せる公債は已に十回に及べり、公債信用の聲

固なるや否やは公債基金の融通如何に由りて定まり未だ基金不確にして公債發行の成功せるものはあらざるなり、今次發行の八厘公債は賸餘を擔保とせる內外短債にして滿期なるも償還に能はざるものを延期を長期とし分散せるを纏めて一とせんとするにあり、元より固有の擔保は公債の基金に充て同時に双方協議の時に財政部より大總統に報告し以後再び賸餘を借款の擔保にせず各銀行も亦政府の賸餘を擔保とせる借款を再び引受けざることにし此に於て初めて債權者債務者契約書を交換すべきなり、乃數月以來此項基金毎月支拂はれず現に一ヶ月ならずして又支拂ふべき利子あり本期に支拂ふべき利子のみにても尙不足多く結局將來の賸餘借款は政府條例通り毎月支拂ふや否やは政府の意のまゝにして條例の如何を問はざるなり本月末支拂ふべき利息に對しては如何なる計畫をなさんとするか、內債外債共に同一の條例により政府は之を區別するの理なく且將來元利償還に當りて毫も差別あるべからざるなり、此れ公表を願ふ第一理由なり。借款は現金を以て應じ償還には公債を以てす、此のみにても受くる損害巨大なり契約の規定には全數償還すとあるにも拘はらず公債額面僅に百分の六十三の價値のものを移用し其餘の債務は如何にして償還せんとするか、前に損失を受くるも後に救濟せんと云ふも今一方に此公債を受け他に據るべきものなければ經濟界益恐慌を來し其結果も亦國家の幸福に非るなり、此れ公表を願ふ第二の理由なり

債票引繼商議の時果して價格は市價によりて定まるとするも基金鞏固なれば市價額面の八割四分に達せずとも斷じて今日の如く甚しからざるべく九割及八割四分の規定を設くるも尙忍んで讓歩し得べし、今日基金より支拂ひなす能はず債票の市價三割有餘に下落するに至れり、此三割有餘の價格のものを債權者をして九割及八割四分に受けしめんとす、是れ各銀行の株主の心血を注げる資本に關する所にして萬々此巨損を受け難し、且契約は一月內に發行すと定めあるも再三遷延して今日に至れり、是れ政府先づ契約を履行する能はず其約せる九割及八割四分の價格は已に市價と同しからず必ず變化あるべし特に公平なる判斷を請ふ、此れ政府に明白なる公表を願ふ第三理由なり

外國貨幣の借款は最に理由を詳述し契約の尊重を請求すると共に大總統の指令に基き財政部より狀態を視察し酌量辦理せられ洞察を蒙り度き旨請求したることありたり、三分の利率を超過せるものは何れも合同契約せるものにして自ら法に依り尊重すべきなり、現に已に公債を受くるも之が爲斷して損失を蒙ること能はざるなり、此れ政府に明白なる公表を願ふ第四理由なり

擔保品ある元金償還の件は元金部償還することになり居り、不足する資本に幾何もなし、今日償還に充てる公債は之を現金にすれば額面の三割にも達せず、而して原有の擔保あるものは價格低落し諸剩餘總額の支出をなすも尙多大の不足を生じ擔保品なきものは尙政府より外に補給すべし、結局政府は之に對して如何なる手段を取らんとするか、此政府に明白なる公表を求むる第五理由なり

右の五項は一々財政部に公表を請求し解決に資せんとするものなり、此に一書を奉りて晏出せしにより請ふ更に回答を賜はらば至幸なり(七、一二)

▲九六公債の改名　(申報)　九六公債は一億二千萬と改め壬戌公債と名づけ保定の同意を得たり、保定は小借款に對し主張し交通收入を限りとせり(六、二一)

▲交通銀行株主總會　(益世報)　交通銀行は豫定の如く十八日銀行公會に於て株主總會を開催せり列席者二百二十三名孟玉霜氏會長の席に就く總管理所より十年度の營業經過の報告あり次で株主より營業方法に關する質問あり更に株主酬當金六分の提議あり、投票の結果酬當延期と決定す午後二時に及び總理協理の選擧に移り張謇氏一千九百六十六票を得て總理に當選し、錢新之氏亦同樣に投票を以て協理に被選次で董事の選擧を行ふ今期は董事の一部を行務に當らしめんが爲め三名を增員して十一名とす其の顏觸れは施肇基、一部陳福頤、談荔孫、謝林、汪有齡、周作民、陳錦、丁寶源、李馥山、李馥和、徐鎭孫の諸氏尙別に候補董事六名を互擧し終つて紀念撮影を爲し午後六時散會したり(六、二〇)

▲東南植業銀行　(各報)　東南植業銀行は上海各紳商の組織せるものにて資本金一百萬元、董事長に姜茂齋、董事に裘翔春、簡照南等八人、監察に孫筱林嘗業鈞の二人を擧げ總經理を嚴筱舫副經理を吳葆五とし二馬路山東路角に設置し七月十日から開業することゝなれり(六、二三)

▲上半期銀行純益表　（新申報）　本年六月末迄の帳尻決算にて各銀行は二日間休息せるが四日より開始したり各銀行の利益は左の如く、合計二百〇一萬元也

大　陸	六〇、〇〇〇	金　城	五二、〇〇〇	東　陸	六〇、〇〇〇
上　海	一三五、〇〇〇	中　國	二六六、〇〇〇	永　享	五〇、〇〇〇
農　商	一五、〇〇〇	浙江地方	六三、〇〇〇	與　業	一五〇、〇〇〇
絲　紬	一〇、〇〇〇	東　萊	八〇、〇〇〇	勸　業	二四、〇〇〇
中　南	三九〇、〇〇〇	中國實業	二五、〇〇〇	鹽　業	一〇〇、〇〇〇
東　亞	三〇、〇〇〇	棉　業	二〇、〇〇〇	明　華	四五、〇〇〇
廣　東	四五、〇〇〇	匯　業	四〇、〇〇〇	淮　海	四〇、〇〇〇

（七、五）

▲四洮鐵路十年度の成績　（盛京時報）　四洮鐵路十年度の營業成績は最近其調査終了せるが、同年度の總收入額は七十八萬三千九百零八圓零七錢にして九年度の總收入に比較し七萬八千零七圓三十九錢の增收なり、今總收入を月別に示せば左の如し

	圓		圓
一　月	六一、四八四・二七	八　月	五三、一七二・一五
二　月	四一、三六三・八〇	九　月	五二、〇七一・四〇
三　月	七九、二三二・六一	十　月	七四、〇三五・八七
四　月	七一、〇八七・一〇	十一月	六八、八九〇・七五
五　月	七六、六八四・〇四	十二月	八四、六九三・二三
六　月	六六、九七四・二四	合計	七八三、九〇八・〇七
七　月	五四、二一八・六一		

更に其總收入を業務種類に依り分類すれば

旅客收入	二一四、八七六・三八
貨物收入	五六五、六四〇・一二

にして七萬八千餘圓の增收に就き見るに、旅客收入は九年度に比し三萬三千五百九十四圓六十錢の減收となり貨物收入のみ激增せるは東豫一帶の新物資漸次南滿に吸收されるに至る表徵たるを知るに足る、又出貨噸數は九年度に比し十三萬四千八百九十二噸を增加せり（七、一二）

▲米國上海商業會議所年會　（チャイナプレス）　上海商業會議所本年度總會は六月二十九日夜同所に於て開會せられたるが會頭ブイ・ゼー・ライマン氏の報告演說の要旨は左の如くである

過去一年間の對支貿易は概して好調であつた一千九百二十一年の支那海關收入は前年に比し四百五十萬兩の增加を示して居るが同年度の銀の相場は前年度に比し四割減になつて居るから實は一千九百二十一年の對支貿易額は最近數年間で最も少かつた譯である併し此不況中にあつて對支貿易に從事した米國商人の努力は稱讚に値すると思ふ而して予の觀測にして誤らずんば列國對支貿易は今や不況の峠を越え徐々と好況に向ひつゝある支那の政治的不安は對支貿易の不況を誘發した一つの有力な原因である此點から見て予は北京に醞釀しつゝある政治的支那統一計畫が成功し支那全國の平和が回復されん事を切望する上海に開催された港務委員會の計畫に就いては在支米國官民は一致して其實現を計りつゝある華盛頓會議の決議が支那に於て着々實施され好い結果を齎しつゝあるのは茲に駁辯するまでもなく諸君の承知さるゝ處と思ふ米國の對支還商條例の通過に就ては在上海米國商業會議所は數年來盡力しつゝあつたが今や同法案は米國の下院を通過し將に上院を通過せんとしつゝある本會議所は在支米國商人の利益を增進する爲に支那各地の米國商業會議所と連絡せんとしつゝある本會議所は米國から渡支する觀光團が上海の支那商業會議所から歡待される事に就て支那商業會議所に感謝する又本會議所は在支英國商業會議所及び其他の諸國の商業會議所と協調を保ちつゝある一九二〇年に組織せられた對支新借款團は支那の政治及び財政狀態が混亂し居るので事務を開始する事が出來ぬ今日の處では如何なる時期に於て事務を開始するかと云ふ豫測すら出來ぬのは甚だ遺憾とする處であるが若し新借款團が活動の時期に達するならば支那政府は勿論の事對支經濟上必ず好結果を齎す事であらう目下上海に開會中の支那關稅會議に對しては本會議所は有力な人物を委員會に列席させ在支米國商人の利益に付充分考慮させつゝある本會議所は米國と極東との間の海底電線增設問題に付き援助を與へて居る上海米國人の學校擴張に付いては本會は寄附金募集及び斡旋の勞を採つたが上海在留米人のみならず上海以外の各地から續々寄附の申込あり又米國人以外の外國人にして寄附を申込む者あつて豫期以上の好成績を擧げる事が出來た云々

右報告後本年度會議所所員の選擧を行ひ左の諸氏當選せり
ダブリウ・エ・バーンス、ジ・エス・ドーラン、ジ・エッチ・ドーラー、ダブリウ・アイ・エイスラー、ピー・シー・ヘイル、ジョオヂ・エ・ヘイバーン、デイ・セ・ライイマン、デ・ヂ・ロッヂアース、ピー・ピー・ホイサ▲（六、三〇）

▲在支外人商社數及人口

（海關報告）稅關報告に據れば在支外人商社數及其人口左の如し

國名	商社數	人口數
米國	四一二	八、二三〇
濠國	一	四〇
白耳義	二七	五〇五
ブラジル	六	四二
英國	七〇三	九、二九八
丁抹	二八	五四七
和蘭	三一	四八六
佛國	二二二	二、四五三
獨逸	九二	一、二五五
ハンガリー	一	八
伊太利	四二	五八七
日本	六、一四一	一四四、四三四
墨西哥	一	一
諾威	一二	二二七
葡國	一五二	三、四九三
露國	一、六一三	六八、二五〇
西班牙	七	二八六
瑞典	九	四三四
其他非條約國	一四	一九三
合計	九、五一一	二四〇、七六九

▲海關通過金銀數表

（デリーニュース）當地海關最近十年間の金銀運出口數左の如しと

	金進口	金出口	銀出口	銀進口
一九一二	九二九〇千兩	一八三八千兩	二五八五〇千兩	四五〇九八千兩
一九一三	三〇六五	四四五一	一九七四三	五五七一一
一九一四	八六一	一三八六二	三〇一二二	一六四九九
一九一五	八一九	一八二一一	三九一〇〇	二〇七一八
一九一六	一九九〇三	八一〇二	六五七六六	三七〇八八
一九一七	一三八七二	五〇二五	四八四九〇	二七五〇七
一九一八	一二二八	二二八二	一二六二九	三六一二四
一九一九	五一〇七九	九八九六	八九六八	六二〇九四
一九二〇	五〇九六七	六八四六九	二一三七一五	一二六五三四
一九二一	二九四九九	四五九六〇	五七一一四	八九五四五
				（七、六）

▲支那各大鑛產額一覽表

（農商部鑛政司調査）

（一）炭鑛

省名公司名稱	一九一八年產額	一九一九年產額	一九二〇年產額
直隸、開灤煤礦公司	三、六三二、六〇七、四二〇噸	三、七六三、七三一、六六〇噸	四、四二六、〇〇九、五四〇噸
河南、福公司	四六六、九七〇、〇〇〇	四九四、七四二、一五〇	五六二、八四四、四五〇
直隸、柳江煤礦公司	五八、〇七二、九七八	七二、三六八、四八〇	九四、四九二、五六六
山西、保晉公司	一三五、五一六、八〇〇	一四六、一四一、〇〇〇	一八五、五六〇、〇〇〇
河南、中原公司	四三〇、六三四、五一〇	八三二、七六二、八四〇	七二四、八四四、七六〇
直隸、正豐公司	七四、八七七、〇〇〇	六八、四四七、〇〇〇	八二、九五四、〇〇〇
江西、湖冶萍公司	六四四、四三六、〇〇〇	七九四、七五六、〇〇〇	七九〇、一六八、一〇七
	七年八月至八年七月	八年八月至九年七月	九年八月至一〇年七月
直隸、井陘鑛務局	四七、九七七、〇五〇	五四、七〇五、〇〇〇	四七、七四二、九三〇
浙江、長興公司	一三、二〇〇、〇〇〇	一四、二〇〇、〇〇〇	一五、五八一、〇〇〇
直隸、臨城礦務局	二九、四〇九、〇〇〇	二八、六九九、〇〇〇	二六五、〇四五、〇〇〇
奉天、天利公司	二六、五〇〇、〇〇〇	二八、〇〇〇、〇〇〇	—
同 撫順烟墨煤礦	二、五九八、九〇四、〇〇〇	二、八六五、一三四、〇〇〇	三、〇六四、九五八、〇〇〇
直隸、京綏路鵬鳴山煤礦	六七、〇〇三、〇〇〇	五三、六四〇、〇〇〇	六三、八四四、〇〇〇

湖北、稅山灣等	五、三〇九、〇〇〇	五、三〇九、〇〇〇	九、四二八、〇〇
奉天、錦西煤礦公司	—	七、〇〇〇、〇〇〇	一、九九二、〇〇
同　本溪湖公司	三、七一〇、〇〇〇	三、七一〇、〇〇〇	四、九七二、七〇
江西、萍安煤礦公司	三、〇〇〇、〇〇〇	四、三〇〇、〇〇〇	三、〇一〇、〇〇〇
山東、中興煤礦公司	五、八、五〇三、四三〇	五、六、〇七三、六三〇	三、八、一九三、六三〇
直隸、怡立煤礦公司	三、九〇八、〇〇〇	三、八、一九三、六三〇	二、四、二五八、〇〇〇
山東、坊子煤礦	二、六、〇八、〇〇〇	二、六、四七、〇〇〇	二、四、二五八、〇〇〇
同　爨山煤礦	四、〇〇、九七一、〇〇〇	四、〇四、二五一、〇〇〇	二、九、三九九、八二〇
河南、六河溝煤礦公司	二、三、六五一、六〇〇	二、三、九九、八二〇	二、八、二一、七九
江蘇、賈汪煤礦公司	一、八、四九、九〇七	一、八、四八、〇〇〇	一、四七、〇〇〇
江西、昌明煤礦公司	八〇、六三二、一二五	三、四七一、六〇〇	四、八〇、八〇〇
（二）鐵　礦			
湖北、漢冶萍公司	六三、八七八、六〇〇	六六、八八、一四六	公一四、四九〇、七六八
安徽、裕繁公司	二四、三二、六〇〇	二四、四二、六〇〇	八二、八一〇、〇〇〇
湖北、象鼻山公司	—	四一、三六〇、〇〇〇	四五、六六六、六〇〇
安徽、寶興公司	九七、〇〇〇、〇〇〇	四一、三六〇、〇〇〇	四四、六六六、六〇〇
山東、金嶺鎮鐵廠	—	二九、七九九、〇〇〇	二四、二六五、〇〇〇
奉天、本溪湖公司	一〇一、三三〇、〇〇〇	八七、五三五、〇〇〇	七、八〇二、〇〇〇
（三）金　礦			
吉林、三姓金礦局	五三〇、五六六	二四二、三五〇	一四二、〇五五
黑龍江、庫瑪爾河金礦	九、〇〇一、〇三〇	三、八八一、〇三〇	一、〇五五、七四六
同　觀都金礦局	三、〇〇〇、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	四、一〇〇、〇〇〇
同　餘慶溝金礦局	一、〇〇〇、〇〇〇	三、五五〇、〇〇〇	一、〇〇一、四六
（四）其他各礦			
吉林、天寶山銀銅鉛	一二、二七五、〇九五	七、〇九九、〇九五	一〇、五七、六二五
湖南、裕興錳礦公司	九、五九五、〇〇〇	三、四九七、〇〇〇	七、五三三、〇〇〇
湖北、漢冶萍公司（白雲石）	一〇、三〇四、〇〇〇	四、〇四五、〇〇〇	一、八二一、五七
陝西、延長石油官廠	三三〇、〇〇〇斤	三三〇、〇〇〇斤	九九、〇〇〇斤
直隸、天津石棉製造公司	一二六、八三三斤	一二八、一一三斤	四四、八四九斤
雲南、個舊錫務公司	七三、〇〇〇	九四、二〇〇	一、九九二、〇〇

▲上海總商會董事選舉（各報）

既報の如く本埠總商會今次の改選に際しては通信選舉法を用ひたるが十六日夜を以て受付を中止し十七日午前十時より開票を始めたり

來會者には道尹代表朱介受及檢票員姜雲臺、秦潤卿、湯節之、方椒伯等あり開會するや會長姜雲臺は今次改選情形を報告し次で開票は檢票員の手にて行はれたるが投票數五百餘あり、八時に終了せしが宋漢章の二百八十九票を筆頭に左の如く當選したり

宋漢章（二百八十九）	姜雲臺（二百七十一）	朱吟江（百九十八）	
方椒伯（百七十四）	勞敬修（百七十四）	虞洽卿（百七十四）	
朱葆三（百七十四）	王一亭（百七十四）	簡照南（百七十）	
沈聯芳（百六十四）	薛文泰（百六十三）	吳麟書（百六十一）	
王輔如（百五十）	謝蘅牕（以下百五十票以下にて票數略す）		
盛筱珊、湯節之、傅筱庵、賈履登、葉惠鈞、項如松、祁乾駿、樂宗錦、顧馨一、孫衡甫、馮少山、閻屬亭、田祈原、嚴惕如、姚紫若、王儒堂、陳文鑑、潘澄波、石運乾、張樂君、莊得之（六、二九）			

上海關稅會議

▲五金類審查委員會（各報）

修改稅則委員會は昨十六日五金類貨物細目の劃分に就きて討論し略ぼ修改を加へ支那の提案通り通過し次に一細目に就きて一標準價格を訂し各國代表は支那の調査せし所に對して均しく確當と認め一致通過したり惟だ全部十四項に就きて各代表は尚ほ研究することゝなり討論を次回に延期したるが次回は二十二日開會さる（六、一七）

▲五金類第二次會議（各報）

二十二日總商會に於て開かれたるが五金類中十四項の細目を十二項は均しく通過したり、其釘類は米代表未調査との申立あり次期に延期されたるが酒類貨物の審査に至りては其制定せる細目に對し各國何れも同意し貨價の規定も通過したれども、シヤンパン、ビール等の五項が次期に延期し今二十三日は又開會あり、然る後三週間後日本代表は歸國し各國代表は莫干山廬山に避暑すべしと傳へらる（六、二三）

▲酒類審査會議　（時報）修改稅則委員會は昨二十三日續いて審査會を開き先づ前日の續きのシャンペン酒、麥酒等の五項の細目に就て價格上稍や討論あり支那委員が説明を加へたる後通過し次に海產物を審査したるが其分類は比較的簡單にして標準價格の訂定も亦た順利なりき次會は來週火曜日開會することゝなれり（六、二四）

▲石炭及磁類審査會議　（各報）修改稅則委員會は昨二十七日午後二時より審査會を續開したるが十一國委員來會し、煤類及磁類（玻璃類は此內に包含）煤類の區分を審査し甚だ簡單とし磁類は甚だしく煩雜なれば十餘項目を次會にて討論すべく、前回、審査討論に及ばざりし啤酒香檳數項は、之に最も關係深き佛國代表の上京中なれば返滬を俟つて再び討論すべしと云ふ（六、二八）

▲五金及海產物の貨價決定　（時報）修改稅則委員會は貨物價格の審査に對し三十類に規劃し一類毎に一審査會を擧行することゝなり居れるが同會は既に審査を經たる五金、海產等の種類は標準價格を通過したるより文牘股は表冊を編成し北京農商部外交部に呈送したり（七、一）

▲麻及糖類審査會　（各報）關稅改正會議は今日午後二時より總商會に於て審査會を開き貨物中麻類及び糖類に關し審査すべし該會に出席する代表は關係國少數なる爲め麻類は日英米和白支の六個國代表に過ぎず又前次五金類中通過せざりし釘類一項は各國既に承認したるを以て直ちに通過すべし（七、七）

▲糖及麻類審査完了　（時報）修改稅則委員會は昨七日午後二時十五分より審査會を開きたるが其審査貨物は糖、麻の二類にして討論は非常に簡單にて大體支那の提案通り通過したり惟だ白糖類は出產地多く價格平準ならざるを以て各國委員は尙ほ保留して重れて調査すべきことを要求したり又た黃麻の一種に就きて日本代表は更に研究を加ふべきことを要求せるが次期の審査會にて解決を見るべく次會開會期は未定なり（七、八）

▲紙及製紙品材料審査會　（各報）修改稅則委員會は規定の期間內に終了するが爲め盛暑にありと雖も休息せず同會は本日午後二時十五分より總商會に於て審査會を開催せるが其審査貨物は紙及び製紙用の木質材料にして出席國家は英日米佛等の九ヶ國なり（七、一二）

▲稅則修改委員の避暑　（中華新報）修改稅則會議各國委員は來月上旬各項の細目を議決したる後二週間休息し日本委員は避暑の爲め日本に歸り其他の各國代表は莫干山に避暑すと尙ほ同委員會は前次の議決により本日午後二時十五分より總商會に於て石炭類、玻璃類及び磁器類の貨物審査を行ふと（六、二七）

▲審査會は中止せず　（各報）前きに修改稅則會議日本委員は避暑の爲め歸國するが如く報じたるも右は誤報にして右の事實なく現在日本委員は各國委員と協同して執務し居り該會は本月七日審査會を續開し麻、糖等の類の價格を討論すべしと（七、四）

▲稅則委員と山東條約　（新聞報）上海修改稅則委員會委員盛俊は本日一日附を以て財政總長に左の如き電文を送りたり

新聞電報にすれば日支山東條約細目協定委員會に於て日本代表は依然青島を自由稅區に置くか或は保稅倉庫を置くかを希望し支那代表は此事を考慮するを許したりゝあり、然るに青島自由稅區は端を光緒二十四年膠澳條約第五十條に發し光緒三十一年元の總稅務司と獨逸前公使との協議の下に成立せり、是れ元と、强迫せる租借にして已むを得ざるの方法なり、稅權の損失實業の阻害之より甚だしきはなし然るに幸ひ山東の條約の懸案たる第四節は解決され本條約實行の時青島海關は完全なる支那海關の一部となすことを載せたり、又第八節には支那政府は亦、獨逸舊租界の全部を開港地とすと聲明しあり、夫れ自由稅區の廢止は條約により解釋すれば已に問題をなさず、保稅倉庫に至りては本來海關に設備あり、青島海關は已に支那海關の一部なれば各貿易港の如く處理すべく別に協定の必要なし、事稅收及實業の前途に關す當案善後督辦と交涉して條約により處置し隱患を貽す勿れ云々（七、四）

全國財政討論委員會

▲全國財政討論委員會委員任命　項驤、殷璠、沈瑞麟、孫丹林、勞之常、趙椿年、アグレン、寶道（譯音）、李景銘、賈七殺、錢鏡濟、張家璈、顏德慶、陳漢第、周作民、孫多鈺（七、六）

▲全國財政討論會委員會章程（政府公報）

第一條　全國財政討論委員會は全國の財政整理計畫に關する事項を討論研究することを掌る

第二條　全國財政討論委員會は委員長一人副委員長二人理事委員若干人を以てこれを組織す理事は當分六人とし委員は十二人とす但し會務進行の便宜上委員長は臨時これを增加する事を得

第三條　委員長は大總統より特任す

第四條　理事は委員長より財政に關する學識經驗に富むものを招聘してこれに充つ

第五條　副委員長及委員は委員長より財政に通ぜるものを薦選し大總統これを任命す

第六條　支那各官署に勤務する外國人は委員長これを理事に聘しまたは委員に薦選任命することを得

第七條　全國財政討論委員會は專門調查員若干人をおき委員長これを選任し調查事務を分別擔任せしむ

第八條　全國財政討論委員會に於て討論研究すべき事項左の如し

一、國務總理、外交總長または財政總長より提示されたる事項

二、委員長より提出せる事項

三、委員の提出したるものにして委員長より討論に付すべきものと認めたるもの

第九條　討論終結の後は報告書を作製し國務院に提出し其の議を經て後これを施行すべし

第十條　全國財政討論委員會に秘書長一人をおき委員長の命を受け委員會の議事の準備及文書に關する事務を掌る

第十一條　全國財政討論委員會に秘書及事務員若干人をおき委員長の命を受け秘書長を輔佐し會議及文書記錄に關する事項其他一切の事務を掌る

秘書長、秘書、事務員は委員長これを任命す

第十二條　委員長の俸給は特任官（親任官）と同等とし副委員長委員は簡任官（勅任官）と同等とす但し別に本職を有し單に兼任するものには俸給を支給せず

第十三條　全國財政討論委員會理事は名譽職とし俸給を支給せず

第十四條　全國財政討論委員會の職員は總て中央文官官等法によりて俸給を支給す但し兼任者には支給せず

第十五條　全國財政討論委員會は淨書謄寫及雜務を處理せしむる爲め雇員を酌量任用することを得

第十六條　本條例は公布の日より施行す（七、一〇）

▲財政討論委員會調查會（各報）（國聞通信社北京通信）

全國財政討論委員會は七月十日同會建物內（司法講習所跡）にて開會され先づ專門調查委員第一次會議を開き首として顧委員長より開會の報告あり其開會の辭に曰く

鄙人就任の當時自から薄才無能を顧み頗る躊躇したのであつた殊に財政問題は關係極めて重要にして中央の財政窮迫の折柄徹底的研究を行ひ以て根本的規劃する所あり以て整理の方法を追求せればならぬ宏才の諸君努力貢獻あらん事を望む云々それより分股調查の方法につき討議し其當時決定する所の者は四股に分ち各股の下に分科を設くることに決定した

第一股　賦稅

一、田賦、二、海關及海關所轄の常關稅、三、常關稅、四、鹽金、五、鹽稅六、煙酒稅、七、印花稅、八、所得稅、九、契稅、十、各項雜稅捐稅、十一、官業、十二、官產

第二股　公債

一、內國公債、二、外債、三、國庫、四、庚子賠款

第三股　泉幣

一、貨幣（甲銀幣、乙銅元、丙紙幣）二、銀行

第四股　會計

一、豫算、二、收支、三、審計

既に各調查員をして其專門事項つき調查を分任せしむることゝなつた

本會は十一日を以て成立大會を開き各理事委員專門調查員秘書等皆出席し顧委員會長より開會の報告あり次に國務總理の祝辭に次いで財政總長の演說あり終りて後茶菓の饗應あり散會した（七、一一）

▲全國財政討論委員會成立大會（各報）

全國財政討論委員會は昨日午後四時成立大會開會顧委員長副委員長理事委員調查員の外顧總理各總

長兩院議長京師各行政機關の各長及び大理院長總檢察長等五十餘名列席先づ顧委員長の開會の辭と財政の現狀に就て演說あり次で顧總理は大要左の如き演說を試みた

余は國家行政の責ある頂ふ地位にありながら短日月の中に財政を整理することを能ず特に討論委員會を設くるに至つたことは慚愧に堪えざる次第である支那の財政は現在紊亂の極に達してゐる歐洲各國の如く紙幣貨幣制度の完備せる所は整理自ら容易であつて支那の比較ではない支那の財政が今日の狀態に陷つたのは歷史的二三の人の過失ではない亦數年來に釀成されたのではない乃ち數千萬人の失策と數千年の紛亂を經て現今の結果を生じたのである故に整理を欲求するも一二人の力にてなし能ふ所ではないこれ全國財政討論委員會の設立された所以である

支那の財政は純乎たる內政問題ではなく各國と種々なる關係がある卽ち借款の外債の期に逢して倘ほ償還し能ざるものあり之に對しては外國代表者の償還催促は容赦なく政府に請求されるのである前次の太平洋會議開會の際も各國は支那の財政に對して亦多くの表示する所がありたる關係より顧氏を委員長に任じ整理を圖らんと欲するのである最後に幣財政總長は一、支那財政の現狀二、財政混亂の原因三、全國財政討論委員會設立の用意等に就て演說あり終て五時散會した

○顧維鈞氏の演說左の如し

支那の財政は清理すべきの期に逢した已に淵渦狀態にありし財政は今日に至つて窮迫の極となり內は國內貨幣の缺乏に商民は困窮し外は信用を損ね外債返還の要求は頻々として止まず紛紜混雜として研究を極むるの要あり政府は此事の重要なるに鑑みて討論會を設けて時勢に順應の辦法を講ぜんとし事體は大となるに至り豈に余の非才微力を以つてはその任に堪えざる所である今日出席の諸公は皆理財に精通し經驗も深く且つ國事に熱心である余は不敏なるにより諸君の後に隨て職責を全ふせんと欲して職を辭せず諸君の贊助を乞ふものである

凡そ國の百政事は皆內政に關係あり內容を改革するに非されば功を奏せず然も整理は言ふに易くして行ひ難きは余の明知して居る所である且つ國民の希望に副ひ難きもよく明知してゐる但し計畫の二字は久遠の事に屬し全局の改良を俟つて後に之を圖るべきである斯くせば恐らく永遠に改良の日は無るべく故に成効し難きはよく之れを知ると雖も其の難局に敢て處せんとする所以である財政整理は固より敏言を以て言盡し得べきではないが改良を欲求して研究討論せざれば其の端緒を得能はざるに非ず全支那今日の情勢に鑑みるに三項の注視すべき要點がある

一、國家と鞏固なる信用

今日の世界は信用經濟の世界であるとは人の周知する所であつて國家個人の論なく其財政の運用は偏に信用の力によるべきである故に理財の道は鞏固なる信用を得るとが第一要件である信用あらば國家が貧なりとも猶他國の力を利用して漸次富強となり得るのであるが信用薄ければ國家は富強と雖時に財政運轉の停滯によつて漸次困憊に陷入る慮れがある一國の信用の鞏固を維持するとは實に至要のことである今支那に就て之を觀れば外債の中に於ても無擔保の借款は利子或は償還の期に至るも交付すると能ずこは國家の事故に因り財政の蠢動によつて一時策のなきとは外國に於ても亦常に繰返されるとであるが國家の信用を損ねるものであるが故補救策を講ぜねばならぬのである且一國の對外信用の失墜は國際の地位に影響するに至るのである況や支那今日の理財與業に就て言へば將來外人の力を求むると甚多く外交に就て言へば國際の地位力めて向上を圖るの要がある凡以上の諸項は皆國外信用の鞏固を前提として期すべきであつて對外に就て之を言ふも信用の鞏固は忽せにすべからざるものである然り對外信用は固より輕んず可すであるが對內信用も重要視せざる可らず蓋理財開源の政は外資によるべきに非す內債に待つべきである然し內債の後援を得んと欲せば國家の信用鞏固にして國民安堵し從て始めて國民は公債に投資し國家の財政援助に資するのであるが若し國家が既に發行せる內債の基金が鞏固ならざるに於ては債券は低落し購入者は損失を蒙り以後公債の購入を避くるは必然の勢にしてまた國家財政の上に甚大なる影響を受けるものであるが故に對內的に言ふも信用鞏固は忽せにすべからざるものである

二、金融維持

今日の經濟は金融機關を樞紐となしてゐる卽ち散在せる資本を集め以て工業實業の經營を計り國家財政の圓滑を圖るのである故に健全なる金融機關

のあるに非ざれば健全なる實業の發展を見る能ず亦健全なる金融機關のあるにあざれば健全なる財政を望むも不可能なのである故に財政の進歩を謀るには金融機關の鞏固を維持することゝ其の運用の圓滑を謀ることは實に急務にして注意すべき問題である

三、國民の福利を計れ

國家の財政は租稅初め皆人民より徵集するに外ならず故に人民が富裕ならば財政亦豐裕を期し得るのである孔子曰く「百姓足らば君孰れと與に足らざらん」と言ふ陳腐と雖も不朽の警訓である況や今日經濟競爭の世に處するには民力培植の要は時其だ財政の豐富を得るので故に各國は往々國民の福利を計りこれが爲には國庫を犧牲とするも辭せぬ有樣である以て我國も今日の財政狀況に於て此例に倣ひ賦稅を輕減し以て民國を蘇生せしめるの要がある然り財政充實を求むるに於ては仍ほ民力培植の道を謀るべきである況や國民賦稅の法は徒らに賦稅の重輕を視ず稅制の良否を視て稅制の宜きを得ば收入多額に上りて然も國民の困憊を見ずその宜きを失すれば收入少くして國民反て其煩苛を怨むに至るのである然り租稅制度の得失徵收方法の良否は人民の負擔の輕重に關係あり之亦注意すべき問題である以上述べし所に老生の常談に屬するも以て我國財政改良の宗旨となす帷是言ふ易くして行ひ難く其の意ありてその法なくその法ありと雖も應用難く則ち尙ほ空言に屬すもこれ本會同人は誠意を竭して研究し國家統一大局の成定財政の安定等なして一日も速かに成就せんことを望み以て一切の改良事項をして速かにその緒に就かしめんと欲するものである云々

○同第一回理事會　全國財政討論會は別項の成立大會散會後五時十五分より第一次委員會議を開きたるが熊希齡聶雲臺兩理事を除く外正副委員長各理事委員全部出席し其議程は、一、顧委員長の本會組織の情形報告、二、會議規則の議訂、三、討論會議の範圍、四、提案順序の規定、五、分科研究辦法の商議等にて第二項の會議規則は原案通過し每月二回定期開會するに定め必要に應じ臨時會召集するに決し第三項は未討論、第四項は先づ公債を議することを規定し第五項は賦稅公債與幣會計の四分科を定め研究するに決して六時半散會せりと

日本新聞重要電報（大正十一年六月中）

內政問題

▲王內閣組織　（北京特電）（卅一日發）徐總統の蹶起運動は遂に奏功し王士珍氏は愈々內閣組織を引受け六月一日內閣更迭命令が發表されることに決定した閣員の顏觸れは左の通りである

國務總理　王士珍氏　　內務總長　曹　銳氏
外交總長　顏惠慶氏　　陸軍總長　鮑貴卿氏
海軍總長　李鼎新氏　　司法總長　王寵惠氏
交通總長　高恩洪氏　　農商總長　周自齊氏
財政總長　董　康氏　　教育總長　江　庸氏

（東京日日一日）

▲徐氏は總統でない　（北京特電）（一日發）　天津蒼國會は一日非常會議を開いた結果左の如き通電を發した

憲法完成前に於ける國家の根本法は臨時約法であるが約法は大總統の國會解散權を規定して居ない民國六年六月十二日の解散命令はこれによつて依然無效である又約法第廿八條によると參議院は國會成立の日解散しその職權は國會がこれを行ふ旨を規定して居る國會成立後再び參議院と云ふものが發す可き理由はない然るに國會の非法解散後また參議院を組織しこれに從つて民國七年の非法國會並に非法大總統選舉が發生した徐世昌はこれによりて大總統となつたもので明かに篡事の行爲であるからこれが無效を宣言する今後國會が完全に職權を行使し合法の大總統をして法の定むるところに從ひ政府を組織せしむるであらう四南各省の護法によつて成立した特別組織はこれによつて終結するものである徐世昌氏の種々の罪惡は擧國皆これを知つてゐるからこゝに一々列擧する必要はない（東京日日三日）

▲黎元洪氏總統復職可決　（一日天津特派員發）　本日天津に開かれた舊國會議員の緊急會議（出席者二百八十名）に於て黎元洪氏の大總統復職を

可決した黎氏は二三日中に就任する事となるであらう（東京朝日三日）

▲黎氏出廬　（北京特電）（一日發）　黎元洪氏は人に語つて曰く若し予に大統領就任を強ゆるものがあるならば督軍廢止と軍隊裁減を條件としたいと（東京日日三日）

▲曹錕總統推薦の底意　（北京特電一日發）　時局は斯くの如く急轉せんとせること卽ち直隸派が斯くまで強硬なる態度を示すに至つた裏面には相當の理由がある徐が統が吳佩孚氏の增長を制～兼ねて張作霖氏に密使を送つて「時機を見て必ず其面目を恢復せしむべし」となせしこと又は徐總統が吳佩孚氏の要求を拒けて張作霖討伐令を發せなかつた事などは吳氏等の徐總統に對する感情を激昂せしめたのは勿論ならんも其根本の理由は豫ての計畫通り速に曹錕氏を推して大總統ならしめんとい希望からして斯くは急速に事を進めたるものなるべく現に閣議員に依つて大總統に推されたる黎元洪氏は「保定方面の意向が單に黎元洪を利用して徐氏を退くるの具に供し其大總統としての任期も僅かに三箇月に過ざる機械にて直に讓定通り曹錕を推さん計畫なること」を知りて未だ大總統たることを承認せないと云ふ尙直隸派では若し黎氏が大總統たることを承諾せざる場合には王士珍氏を國務總理に任じ彼をして暫らく大總統の職權を代行せしむるの意向ありと傳へらる（時事三日）

▲各國公使へ總統退位通告　（北京特電三日發）　國務院は本日各國公使館に宛て昨日徐世昌總統の發布した「衰病に依り退位し大總統選擧法に依り國務院をして大總統の職務を執行せしむ」との退位命令を其儘通告した（時事四日）

▲岐路に立つ張作霖　（七日奉天特派員發）　奉天支那官界では張作霖氏の歸奉後萬事順調に進み表面平穩の樣であるが裏面に立入つて見れば文治派と軍人派との間には廣き溝渠あり其間の暗闘は驚くべきものがある張作霖氏は三省自治の保安總司令にはなつたが併し文治派の罷戰要求には應じて居ない依然として再戰論を固持し

奉天軍に負けても結局痛痒にかなつた退却で再戰の餘裕もあれば必勝の見込もある是迄多額の軍費を費したが尙一千六百萬元の貯へがある之を消費し盡しても三省眞滅の憂はない例へ負けても自分（張作霖氏）一人が玉碎する迄のこと關は三省に累及しない、然るに勝算あつて罷戰するは兵を關内に進めた當初の本領でない

と云ふので之に依て我意を通す所に張氏の性格が現れて居る某文治派大官は奉直事件は最早世間から閑却され政局は一轉して國會問題總統問題に移り吳佩孚の勢力は戰勝の餘威を加へ恐らく今後益々張氏を壓迫し三省を苦しめるであらう故に張氏は此際寧ろ平身低頭命を吳佩孚に聽き自己の前非を謝したら活路も開かれ從つて我三省も助かることであらう眞に張氏が我三省の爲めに熱慮したならば一時の屈服は忍んで貰ひ度いとの意見である但し文治派にも寶金豈系と王永江系とに分れ軍人派でも張氏に盲從するものと然らざるものとがあり秘書、副官の中にも腹面なく勝手な熱を吹き張氏の威望は最早地を拂つて從來の重味はない然も

山海關にある四萬の軍隊は櫛風沐雨の上に曠日彌久である所から思想上に變化を生じ一つ間違へば動搖しさうになつて居る從來比較的鞏固に結束した張作霖閥も斯うなつては解行く一方と速斷する者さへある然も亦何そ圖らん此機會に付入り人心の一新策として三省及び內外蒙古を包括して之を地盤に復辟を實行せんことを張氏に慫慂する某々の浪人も現れ張氏の隊許は紛々擾々の態である更に張氏が如何に之を解決するか善くも惡くも鼈の取りやう次第と云ふ所である（東京朝日九日）

▲孫文氏の宣言　（七日廣東特派員發）　孫文氏の宣言は堂々千餘語に亙つて居るが大要左の如くである

本大總統は國民の負託を受け護法に終始して來たが昨年來北方の護法主張者と提携して北伐の師を起した然るに徐世昌は既に逃走し直隸の諸將亦國會に服從の意志ありと聞く若し直軍が誠意を以て護法を主張するなら統一は直に出來る約法の効力を決定せしむるには國會の職權を自由に行使せしめ不法の武力を一掃するにある、之を行ふには第一國に屬する罪魁を懲辦し第二國會の安全を保證すべし次に軍隊の處分是なり、軍隊も直に裁撤するは其職を奪ふものなるが故に之を漸次工兵に改編して先づ道路を改修せしめ次に其他の工事に及ぼすべく其の生産の利益の一半を國家に歸し一半は工兵に歸し均等に頒つ、然る後外資を善用し實業に投じ現在の兵を漸次工兵に改編したる後國事を編成し二年の義務徵兵とす、國家の機關は法に

擔り職權を行使す、今や直軍諸將は法を破壞せるの非を覺り將に護法の是なるを知りて之に服從せんとす故に直軍諸將若し誠意護法に從ふ可くんば先づ諸君の軍隊の半數を工兵に改編し以て停戰條件とすべし之を實行せば本大總統は直に全國に命じて征を止め平和を恢復せん云々（東京朝日十日）

▲切迫詰つた張氏　（奉天特電）（十日發）龍日來險惡なる風雲裡に相對峙してゐた奉直兩軍は愈々一兩日中に一大會戰を免れ難き形勢に立至つた即昌黎攻擊軍にまで進出した直軍は奉軍前哨部隊の後退を追うて漸次山海關に近づき最近到著の應援部隊と合してその數三萬に及び彭江省氏を司令としてゐる奉軍はその壓迫をうけて九日既に秦皇島駐屯部隊をも山海關に後退せしめたが奉軍の總數は山海關にあるもの二萬であるかくて直軍の進擊甚だ急なるを知るや張作霖氏は事の意外なるにおどろきその準備をとゝのへると共に十日を以て愈々再戰の決意をなしその旨部下に命令し協議のため來奉中であつた孫烈臣、張學良兩氏は九日戰線に引かへした張作霖氏の周圍が傾日來にはかに色めき立つたのは全くこれがためで京奉線はまた〳〵軍事輸送のため交通杜絶した今次の戰ひこそ眞に天下分け目の事とて張氏は非常な意氣込みを以てかゝつてゐる戰爭は孫烈臣、張學良兩氏を主將副將となし張氏自らはなほ出馬せぬ模樣である錦州には堅壘を掘り防備におこたりないが場合によつては山海關をも放棄する覺悟らしい（東京日日十一日）

▲黎氏總統復任　（北京特電）（十一日發）黎元洪氏は十一日午後一時總統府に入り居仁堂で大總統就任式を擧行し左の挨拶をした

國事の艱難を目擊し各方面の懇請により止むを得ず就任したが支那の統一については極力盡力する覺悟であるしかし正式國會が次期總統を選出するに於いては予は再び野に下るであらう（東京日日十三日）

▲張に武器賣込　（奉天特電十二日發）或方面に於て張作霖に對して武器賣り込みの新運動行はるとの說がある同武器はセミヨノフ軍の物たり！物にて裝甲列車、機關銃、飛行器、手榴彈なりと云はるゝ之れに對し支那側では反對の聲高で張作霖氏に對し「亦玩具を買ふ勿れ」と極力思ひ止らしめんとしてゐる（時事十四日）

▲議員北京に參集　（北京特電十二日發）王家襄並に吳景濂の兩議長は昨日黎總統に謁從して入京し政府が大和殿、保和殿を以て參衆兩院の議場と爲さん計畫なりと聞きて之に反對し矢張民國六年に非法解散を受けた象樹槐の衆議院に於て開會せざるべからずと爲し現に倘同衆議院に留まりて容易に立退きた肯ぜざりし新進議員二十名を軍警の手にて立退かしめ一切の準備を整へた上兩議長は昨日午後六時更に在京議員を伴ひて天津に下り今朝十時更めて天津に在る議員全部を率ひて出發之れ亦大歡迎の裡に午後一時著々し く入京し同四時から衆議院で豫定通りの過半數に達しないので正式の開會と云ふ譯には至らない而して在議員が天津發北京着の際に撒布した宣傳ビラに據れば在議員の五箇條の希望なるもの左の通りである

一、天良を激發して國是を解決す
二、政府を監督して國法を整す
三、憲法を制定して國本を立定す
四、民治を發揚して國政を刷新す
五、道德を扶持して國魂維繫（時事十四日）

▲南方派口說落し　（上海特電）（十二日發）吳佩孚は孫文、伍廷芳、李烈鈞三氏に宛左記三通の電報を發した

孫文氏宛公は民生のため護法北伐の師を起したがその目的とする所は徐世昌氏の驅逐にあると思ふ今や徐世昌氏退き黎元洪氏復職し舊國會の恢復を見んとすこゝに數年來の護法の爭ひは終局を告げたわけで天下の憂ひに先だつて憂ふるものは共に建設の業を計らればならぬ然らば海內必ずその德を仰がん

伍廷芳氏宛閣下が民族のため正義を呼號する大志はつひに國民をして法統が時局解決の要途であることを知らしめた今山河更まり六年舊國會は恢復され護法の業はこゝに成功を告げた實に天下更新の機に會し碁證の事業につき國民の公を望むや久し若し北上と共に國是を圖るを諮するならば佩孚は齋戒沐浴して待たん

李烈鈞氏宛公の名を慕ふこと久し公が護法のため各地に轉戰し辛苦を嘗めて居る公の心境は佩孚の心境と全く同じである今や國是革まるに際し公が北上し元首に見えて南方諸將の魁とならんことを望む大丈夫功名萬里の外に樹てずとも裏字の內英雄建業　途徑なしせず（東京日日十四日）

▲軍隊裁撤計畫大要（上海特電）（十四日發）當地護軍使署自十三日保定督軍廢止軍隊裁撤に關する詳細なる實行計畫の電報を受け取つたが大要を摘錄すれば左の通りである

一、軍隊裁撤の準備として先づ裁兵會議を招集すること

一、裁兵會議は國務總理以下各總長次長巡閱使各長官（或はその全權代表）及軍事專門家政治家等を以て組織し國務總理を以て主席とすること

一、裁兵會議は左の各問題を決定すること

（イ）裁定さるべき機關、將軍府、巡閱使署、督軍署、護軍使署、都統署鎭守使署

（ロ）官兵裁減の方法、裁兵處置

一、裁兵會議の決定は政府より命令を待つて實行しこれに就いては現在の督軍都統等を解任して各省區の裁兵監督となし別に裁兵委員會を組織し委員會の進行順序を左の如く三期に分つ

一、調査期間を四ヶ月とすること

二、第一回裁兵期間を六ヶ月とすること

三、裁兵完成の上は陸軍部より軍費豫算を編成し國會の通過を乞ひ一方裁兵委員會を廢して國防委員會を組織し國防軍の編成軍區の區分を實行し國防計畫を統一すること（東京日日十五日）

▲成立した新內閣（北京特電）（十三日發）新內閣成立し左の顏觸れが發表された。

外交　顏惠慶　內務　譚延闓　財政　葉恭綽

陸軍　吳佩孚　海軍　李鼎新　司法　王寵惠

教育　黃炎培　農商　張國淦　交通　高恩洪

（東京日日十五日）

▲國會正式開會（北京特電）（十四日發）國會は十四日の談話會で八月一日より正式に開會なすことを決議し各省にある議員に向けその旨を報告して入京を促す通電を出したまた黎總統は十三日各省に向け民國六年の國會解散令は既に取消されたから國會は法により自ら召集されることになつたから議員の資格あるものは速かに入京せよとの通告を發した

（東京日日十六日）

▲江西省督軍更迭（十五日北京特派員發）十九日命令を以て江西督軍陳光遠氏の職を免じ江西省內の軍隊は江西援軍總司令蔡成勳氏の麾下に屬せしめ同省長を免職して謝遠涵氏を省長に任命した倘同時に命令で韓國鈞氏を江蘇省長王湖氏を山東省長に任命した（北京朝日十七日）

▲停戰狀態の奉直兩軍（奉天特電）（十七日發）奉直兩派の停戰は十五日午後六時から實行される豫定であつたところ十五日夜七時秦皇島から南二里の地點に駐屯してゐた直隸軍の一小部隊は秦皇島から更に東方に進擊して來た爲同方面の奉軍と小衝突を開始したが直軍は敗退したなほ十六日朝九時直軍の飛行機は山海關の上空を飛翔し三個の爆彈を投下したが兩軍の損害はなかつた以上の樣に直軍の行動は吳佩孚氏の直軍に對する停戰命令の不徹底から起つたものであらうと奉軍から抗議を出したのに對して直軍から正にその通りであるとの通電があつたそこで十七日から愈々停戰狀態に入つたがこの日における兩軍の位置は奉軍は山海關に直軍の最先頭は秦皇島の南二里の地點にあつた（東京日日十八日）

▲國防計畫大綱（十八日上海特派員發）吳佩孚氏は裁步計畫に次で國防計畫の腹案を樹て十七日上海護軍使署に送附して來た此計畫書の內容は大體次の如くである

裁兵を終れば速に國防會議を組開し、參謀總長を議長として陸海軍總長各省裁兵監督を以て組織し國防を研究するものであるが假に左の標準に據りたし

一、常備兵額　四十萬と定む、一個師團に每年二十萬七百七十元を要する故四十萬にて八千數百萬元となり其他の經費三千萬元之に海軍の千七百萬元を合せて一年に約一億三千萬元の豫算となり國家收入は四億五千萬乃至五億萬元なる故軍費は其三分の一を標準とすべし

二、常備軍編成　國情に從ひ單位を小にして旅團とし四十萬人を百旅に分ち騎兵砲兵工兵輜重兵之に部屬せしめ一軍の兵力を三個旅とす

三、軍區の劃分　軍事上の地勢に從ひ全國を三十二區に分つ

四、兵制問題　約法に從ひ徵兵令を實行し唯戶籍法實行されざる今日なれば當分募兵制度を採り各軍は各軍區內にて補充す

五、近衛軍組織　各軍中より同數宛優秀の者を拔擢し四個旅を組織して京

師の警護に當らしむ(東京朝日十九日)

▲**約法と省憲は兩立せず**　(十九日上海特派員發)　湖南省新憲法より生れた省議會にては袁總統の復職に對し賛否兩派に分れて喧しかつたが林議長は約法と省憲法とは兩立しない湖南では約法を認めず從つて舊國會の恢復も袁元洪氏の復職も承認しないと演說し此說遂に勝を制し去る十四日省議會は長文の通電を發した其大要は左の如くである

湖南は國憲の望みなきより省憲を制し支那統一の機なきより聯省を唱へたもので聯省自治の結果を以て統一政府の議員とする方針で省憲は國憲の始にて聯省は統一の基礎となる聯省自治に依らされば統一實現は出來ぬ若し憲法制定を少數私人の手に託するならば全國之に服從せざる事となる湖南は誓つて承認出來ない故に先づ各省は省憲法を作りて後國憲法を作り統一の方針に出られたし(東京朝日二十日)

▲**江西湖南交戰**　(漢口特電廿日發)　確實なる報に據れば陳光遠は兵三千を率ひ十三日湖南より江西の萍鄉に着し大部隊を連關に急派し同地で陳嘉祐の湖南軍と交戰中の江西軍を援助せしめた十六日には江西軍は大敗した(時事二十一日)

▲**外交團承認す**　(二十日北京特派員發)　曩に支那側から袁總統復任の挨拶ありたるに對し二十日外交團會議の結果各國公使から夫々異議なき旨返事した(東京朝日二十一日)

▲**英米人の直軍援助**　(十九日天津特派員發)　奉直戰の爲め久しく秦皇島に停つて居た四國聯合軍用列車は十八日山海關に到着することを得た一時斷絶された電信線も追つて修復行はれ天津山海關の交通が舊狀に復するのは近きにあらう今回の奉直戰により英米の直隸軍援助は多大且露骨であつて多數の目擊者の云ふ處を列擧すれば次の通りである

一、十一日から十二日に亙つた戰鬪に於て米軍の下士一名卒二名は射擊砲を携へて直隸軍の戰線の直ぐ後方にあつた

二、直隸軍が秦皇島附近に前進するや英米人等の技師により海岸附近の陣地に無線電信機は設置せられ通信なも擔當して居つた其後停車場附近に移轉した時も同外人の手によつて行はれたが移轉後通信は支那兵によつて行はれた

三、秦皇島は日本兵の守備區域で米兵は唐山附近が守備區域であるに拘らず直隸軍が秦皇島に集中以來米兵の秦皇島に來り直隸軍の陣地附近を往來するものが頻繁となつた

四、十七日英國國旗を掲げた一輛の機關車が秦皇島に着いたそれには英米人らしき外人二名が乘つて居たが歸途には同外人は三名となり武裝した支那將校二名と兵卒五名が乘込み秦皇島と山海關の中間地點に停車して支那軍人が下車すると間もなく後方から續いて來た凡そ三百の軍隊を滿載して居る一列車が來着してそれから續々直隸軍の前進を見るやうになつた(東京朝日二十一日)

▲**直隸軍大損害を蒙る**　(天津特電)(十九日發)　十六日張學良氏は奉天軍を代表し王承斌氏と會見和議を講ぜむとしたが王氏が會見しなかつたため遂に有耶無耶に歸り去られたが十七日夜深更王承斌氏と孫烈臣氏が會見し比較的短時間に平和の妥協を取り纏めたよつて奉天軍は十八日午前九時から軍隊の撤退を開始し五日間に關外に退却すべく直隸軍はこれに對し攻撃せぬ筈だとしかし十八日秦皇島よりの報道によれば妥協商議が開かれた一日前の十七日には兩軍の間に大激戰が行はれ目下增援隊として秦皇島についた直隸軍の兵力は步兵約一萬三千、騎兵九百三十、野砲十四門、狙擊砲十、重砲四門、機關銃十である直隸軍の總兵力は戰鬪部隊約三萬五千、野砲五十、重砲十、狙擊砲十で砲彈は奉天軍に比し少きが如く十七日の戰鬪において直隸軍は死者三百二十名、負傷者千五百名を出だしたといふ(東京日二十一日)

▲**奉直撤兵協定內容**　(二十二日奉天派員發)　奉直兩軍休戰條件左の如し

一、中華民國の爲め奉直兩軍同心協力す

二、奉天軍は十八日午前九時より前陣地を撤退す

三、奉天軍は十九日午前六時二郎廟以南の陣地を撤去し直隸軍も十九日午前五時より留守營に集合す

四、二十一日午前六時より奉直兩軍は撤退を開始し兩軍とも退去開始後三日以內に違反する行爲ある時は調停者之が責に任ず孫烈臣、王承斌、張景惠、楊青振印(東京朝日二十三日)

▲**張氏鼻を折らず**　(奉天特電)(二十二日發)　英國軍艦カーレ號にお

いて協定された奉直兩軍の妥協條件は單に差し當つての軍事行動中止に關するもので張作霖氏妥協條件として提出した內には

一、張作霖氏親兎と共に中央政府の任命した督軍省長を免職すること

二、奉直兩軍共北京に駐屯しないこと

三、東三省の兵力を從前の通りに復活すること

四、直軍に內應した張景惠氏を引渡すこと

五、直軍の俘虜となつた各將官を放免すること

六、北京に在る張作霖氏邸の押收を解除しこれを返還すると共に直軍が押收した奉軍文武官の財產を返還すること

七、奉天が押收した鹽稅に對し賠償を要求しないこと

等で張作霖氏に執り好都合のものばかりであるから談判は容易に成立しないのも當然であるしかし張作霖氏の最も有利なる地步を占めんとし軍備に餘念がない一方直軍にあつても亦張氏の腹案を知るや圖滿なる妥協の容易でないことを知ると共に熱河、チヤハル綏遠の三特別區域をこの間完全に自派の掌中に把握すべく熱河方面に向つて增援軍を派遣したとの情報があり或は同方面に於いて兩軍は更に一戰を交へるに至るであらうと觀測するものもあり奉直兩軍の講和は前途なほ頗る遼遠であらうと看做されて居る（東京日日二十三日）

▲廢督漸次實現す

（北京特電二十一日發）浙江督軍屢永祥氏先づ辭職して浙江軍務善後督辦となり江西督軍陳光遠氏辭して後任者の任命なく斯くて既に二省の廢督を見た所江蘇督軍齊燮元氏も屢永祥氏に倣ふ可きを通電し湖北督軍蕭耀南氏も吳佩孚氏の意を受け自ら廢督しやうとするの意を洩らし、山西督軍閻錫山氏も山西省長たらうとしつゝあつて廢督のこと今や實際に具體化せんとするに至つた

聚進統は督軍を廢して之を督辦とする意志であると云はる、併し肝腎の裁兵に倘ほ容易に行ひ得べくも見えない、單に督軍の名だけを改めたとするも裁兵を實行するに非されば何等の效果のないのは勿論であらう（時事二十三日）

▲陳烱明氏の公開狀

（上海特電廿三日發）部下軍隊の孫文氏に對するボーテーターに就て馬耳東風を裝ひ引續き惠州に閑居して居る陳烱明氏は孫文氏が力盡き途に廣東攻擊を斷念した其翌日即ち十九日附を以て伍廷芳氏に宛て左の如き公開狀を送り昨報其全文を上海に通電して來た、曰く

今回の廣東事變に就いては余は自から責任の回避し難いのを知つて居る、此際應急策として廣東の秩序を維持し以て孫文氏の譽を保つの外なしと信ずる、思ふに舊國會が北京に於て恢復され僞政府（即ち徐世昌氏の政府を指す）も取消された以上、我徒の護法の目的は既に達せられた譯である、聚元洪氏の復職問題に就いては法律上倘ほ疑問の點があるが之は舊國會の解釋に任す可き筋のものである又不法の武力は未だ除去されないが之は中央政府が所謂廢督戰兵を斷行し各方面の均衡を計ることに依つて解決さる可きものである、江西を援助すと稱し北伐軍を進め徒らに兵を失ふことに就いては余は贊成し難い、余は法律法典が公のものであつて一黨の私す可きものでないと信ずる、故に廣東の非常國會議きに惡まゝに大總統を選出しやうとするや余は惡例を開き禍を後世に及ぼすものとして之に反對したるに其後小人、廣東政府に充滿し遂に今日に至つた、今や國を擧げて護法に贊成し民國六年の狀態を恢復したにも拘らず倘ほ嚮り着き主義を放棄しないのは抑々何故であるか、若し夫れ新支那建設の大事業に至つては我黨のみを以て之を解決せんとするが如き誇大妄想を慎しみ誠心誠意を以て和平策を講ず可きものと思ふ貴下は宜しく孫文氏に對し速に大總統の稱を辭して其私心なきことを天下に示して北京國會が法律に據り大總統選擧を行ふ時に再び正式に大總統に選出されんことを期するやうに勸告され度いと因に伍廷芳氏は目下廣東の海陸に避難して居るが二十一日廣東省長の職を辭し省長の印綬を廣東省議會に返附して來たので省議會は二十一日陳烱明氏を臨時省長に選出した、陳氏は二十七八日頃廣東へ赴任するであらうと傳へらる（時事二十四日）

▲奉軍停戰命令

（奉天特電）（二十三日發）奉天支那官憲は二十三日左の如く停戰令を公布した

奉天軍入關後市民皆な兵をやめんことを請ふ、山海關の一戰にて敵勢大いに挫け本月十五日中央政府亦停戰を命するあり彼是皆な和をいふにより前線總司令會議を經て停條件既に成り我軍は十八日山海關外の各要地より撤退を了した是より市民塗炭より免れん各々其業に安んじ謠言に惑はざるべし（東京日日二十四日）

▲當分休戰狀態持續か（奉天特電）（廿四日發）山海關より一日北京に歸つた王占元、宋小濂兩氏は奉直兩軍撤退監視兼交協幹旋役として廿四日朝七時廿分奉天に來り直ちに張作霖氏の私邸に入つたが兩氏來奉の目的は勿論奉直兩派講和幹旋と中央政府の意圖を傳ふる用務であると觀測されるが張作霖氏の意圖が東三省を政治舞臺として自己の勢力範圍を戰爭前の狀態に復せしめんとする事を講和の基礎條件とするに對し直隸派は一旦奉天軍を關外に去らしめたる上は張作霖氏の講和條件に對する出方如何に依り急遽再び軍事行動に出でんとする計畫があると觀るべき點があるので兩者の意嚮は容易に一致し難く講和も急に纏りさうもないがとにかく當分は休戰狀態を持續して兩派とも虛實の策を盡すだらうと思はれる（東京日日二十五日）

▲直隸軍の暴行（天津特電）（廿三日發）十七日の奉直兩軍激戰以來直隸軍に負傷者を多く出したのは奉天軍に日本將校が加はり指揮して居るのだと流布するものありこれがため廿二日直隸派の兵士中に秦皇島の我が駐屯軍營舍に亂入を企てるものがあつたが守備隊長石井中尉の嚴重なる抗議の結果直隸兵は我が營舍附近に入らしめない事になつた然るに秦皇島、山海關の我が軍用電話は直隸兵のために切斷されこれを修理せんとせば妨害し且つ我が兵に侮辱の言を發する事度々あり又秦皇島停車場プラットホームの一方には司令部を設けて日本人の通行を妨げるなど彼等の日本人に對する行動不穩の徵あるため針木駐屯軍司令官は吳佩孚氏に抗議を發すると共に廿四日天津駐屯軍から一箇大隊を派遣せしむる筈である但し廿三日に至つて直隸兵は稍その態度を改めて模樣が認められる（東京日日二十五日）

▲南北統一內閣（北京特電）（廿二日發）顏總理は廿二日の閣議で『予の總理に就任したのは伍廷芳が來京しないため一時代理の意味である南北統一も既に成算のある今日內閣は是非南北一致の組織によらなければならない卽ち唐紹儀、岑春煊兩名及び孫洪伊諸氏の中の一人を選んで總理に推したい』と主張した結果唐紹儀、岑春煊兩氏に至急上京するやう打電した內務、教育陸軍各總長は未だ就任しないが當分缺員のまゝにして置く筈である（東東日日二十四日）

▲廣東政變詳報（上海特電廿三日發）孫文氏が廣東の恢復を斷念し黃埔から香港を經由して上海に向つたといふ說があるので余（時事新報特派員）は其眞僞を確める爲め二十三日上海佛蘭西租界の國民黨支部を訪問した、國民黨の領袖連は丁度、會議室で廣東政府の情報部長馮自由氏を取卷いて密議中であつたが余の來訪に接するや快く會議室に導いて吳れた、馮自由氏は十六日のクーデター以後、孫文氏と共に一時、黃埔に避難したが或る重要使命を帶びて本日、日本郵船會社の榛名丸で香港から上海に來着したのであると、同氏はクーデター前後の事情に就いて余に對し左の如く語つた

十六日の廣東政府に對するクーデターと同時に陳烱明の軍隊は機敏にも廣東の電報局を占領したので吾等廣東政府側は全く外部との通信連絡を絕たれた本日余馮氏が貴下に對して語る所は實に廣東政府として發表する最初の情報である先づ第一に明にして置く必要のあるのは大總統孫文氏の所在であるが同氏は現に黃埔（廣東の下流）の海軍根據地に於て引續き大總統の職權を行使して居る今回のクーデターは陳烱明の部下の葉擧が其軍隊六十營卽ち約五千名を以て敢行したものである之より先葉擧の軍隊は廣東市中に入り込み軍隊の給料として廣東政府が支給した紙幣の兌換を兩替店及び廣東銀行財政部等に對して強要し遂に廣東の財界を混亂に陷れたので、孫文氏は馬君武以下の腹心及び實業界の有力者、支那新聞記者等と協議の上、葉擧の軍隊を至急黃埔屯地なる廣四に歸すことに決定した、そこで孫文氏は葉擧に對し直ちに廣東市の十哩外に其軍隊が引揚げるやうに命令し若し之に應じなければ必要の手段を講ずるであらうと通告した所が葉擧はクーデターの前日卽ち本月十五日孫文氏の代表者なる魏邦平及び鄒魯に對し右の命令に服從すべき旨を誓つた、孫文氏は尙ほ念の爲め十五日の夜、實業界の有力者連を總統府に招待し實業側からも一應葉擧に對し勸告するやうに希望した、然るに葉擧は其夜半、孫文氏を裏切り突然クーデターを敢行し孫文氏の退位を迫つたのである、尤も今春來陳烱明と吳佩孚との間には屢々密使が往復されたとか陳烱明氏の代表者が吳佩孚に買收されたとか種々の風說があつたが孫文氏は飽くまで陳烱明を信じて是等の風說に耳を假さなかつたクーデターが將に行はれんとする二時間前卽ち十六日の午前一時に、孫文氏の腹心にして海軍總司令なる溫樹德は葉擧の軍隊が愈々反旗を飜すといふことを探知し急遽、總統府に駈けつけ尙ほ半信半疑の孫文氏を促し自動車に同乘して廣東河岸に赴きモーターボートで軍艦楚豫に乘艦し直ちに海軍根據地黃埔に避難したのである、孫文

氏の逃走後、二時間にして葉舉の軍隊のクーデターは開始された、彼等は突差の間に廣東市を圍繞する要塞を占領し一方一千名の軍隊を以て總統府を夜襲した當時總統府の衛兵は僅に八十名に過ぎなかつたが最後まで防戰し一人殘らず陣歿したのは殘虐の極みであつた葉舉の軍隊は各官廳を占領した後市中を掠奪し甚しきに至つては民黨の經營に係る高等女學校の寄宿舍に闖入し女學生の衣類を盜み出したものもある觀音山附近の住民の被害は最も甚しく同方面の婦女の多くは凌辱され其他市内の各方面に於て指輪、耳輪等を有無を云はせず强奪された婦人が少くない、孫文の婦人の行衛は十六日から三日間不明であつたので孫文氏以下少からず憂慮して居たが十八日に至つて廣東の某所に無事避難して居たことが判明した、百十數名の國會議員は全部、葉舉の軍隊に掠奪され無理やりに汽船に積込まれ殆ど荷物扱ひにされて香港に追放された、香港の國民黨支部は取敢ず一時手當として議員一名に就き五十元づゝを支給した、右の議員中、二十數名は昨日及び本日上海に避難して來たが其他は引續き香港に避難して居る廣東河の咽喉を扼する虎門砲臺は反軍の手に歸したが長州砲臺は尚ほ政府軍の手にあるので海軍根據地の黃埔は安全である、現に廣東の海軍は國有の軍艦十隻、廣東政府所有の軍艦七隻總計十七隻を以つて編成され全部孫文氏の指揮の下にある、最近海軍部長湯廷光は孫文反對の宣言を發表したが元來湯廷光は陸上にあつて陳烱明の軍隊から監禁されて居るのだから其宣言は勿論海軍全般の意志を代表したものではない、此外陳烱明派は其勢力圈内に在る廣東省議會を利用し種々の民意僞造をやつて居るが廣東人民の孫文氏に對する感情は親子の間柄同樣であつて、今回のクーデターに就いては廣東市民は何れも陳烱明派の擧措に憤慨し孫文氏の勢力挽回を切望して居る、吾等民黨は北伐軍の廣東歸着と同時に陳烱明派は必ず沒落するであらうと確信して居る云々

▲黎吳乖離の兆　（二十三日北京特派員發）黎總統復任後の北京政府は其内部に於て早くも一致を缺いて居る顧總理が辭職を願出で黎總統の慰留で思ひ止まつたもの、吳佩孚氏の後援を恃んでの直隸政高交通兩總長の出過ぎ

余（時事新報特派員）は約二時間にして國民黨支部を辭し念の爲め佛國租界の孫文氏の舊邸宅を訪問した所が同所は西洋人の名義に書き換へられ留守番も居らず庭園なども荒れ果て空家同然となつて居た（時事二十五日）

た行動は少からず反感を買ひ此先とても問題となりさうである一面瀕死となつて黎總統を引張り出した吳佩孚氏と黎總統との間も以前程ではなく政治に干渉しないと聲明しながら其後の吳氏の遣方には自派に偏した傾きがあり總統府秘書の任命に就ても黎總統の考へであつた饒漢祥氏を押退けて吳佩孚氏側の孫舟林氏を任命するやうに餘儀なくされ、又黎總統復任の表看板である議兵廢督は吳氏が自ら保證することを誓ひ乍ら最近に至り南北統一の後でなければ出來ないとの意嚮を洩らす等種々の點に於て兩者の乖離の傾向が現はれて居る（東京朝日二十五日）

▲廣東大勢定まる　（二十二日廣東特派員發）葉舉氏と海軍と左の如き條件で妥協した

一、海軍全體各軍艦は孫文氏の麾下に下ることを請ふ
二、海軍全體は陳烱明氏の指揮に服す
三、統一の際海軍は發言權を有す

之に關し海軍某軍事通は語つて曰ふ

「此妥協は單に海軍の自救策に過ぎず近く許崇智軍の歸來を俟つて再び起つ積りで孫文氏は依然强硬な態度を持しつゝありと」

併し李烈鈞氏の第一師は陳烱明氏に復歸すべきこと明かなる以上軍費彈藥の補充なき許崇智氏が何程の兵力で歸還の途に就き韶關永德の二驛を突破して廣東に歸來し得るかは殆ど不可能に屬し陳烱明氏は老獪で到底廣東に歸らすことはあるまい要するに問題は孫文氏を如何に廣東から退去せしむるか又許氏が何時廣東に歸るかにあり（東京朝日二十五日）

▲孫文氏見捨てらる　（二十六日廣東特派員發）廣東政府海軍總長湯廷光廣東軍總指揮葉舉第三師長魏邦平氏の連名を以て左の如く布告した

舊國會恢復し徐世昌氏辭職してより護法の目的は達した本總指揮及廣東軍各將領は愛國愛鄉の念から孫氏に野に下ることを求めた孫總長及各艦長は固より之に同意であつた、唯行動に就き誤解あり遂に衝突を生じたが玆に海軍全體通電を發し孫氏の野に下るを乞ふに贊成す

又海軍全體の通電は同時に發表した陳烱明氏は省議會の懇請により省長歸任を承諾した唯直ぐに歸るを憚り當分魏邦平氏に臨時代理せしむるであらう（東京朝日二十六日）

▲湖南省の兩派軋轢　（長沙特電廿五日發）湖南省平江方面に駐屯の沈鴻英氏は湘陽方面を經て醴陵に出で陳嘉祐氏の軍隊と衝突し其部下は一部は解散されたとの説がある又北方派と南方の北伐派との軋轢次第に高まり南方派は獨立的行動に出でやうとし趙恒惕一派は反對派の勢力を次第に芟除しやうと努め軍隊一部の解散を斷行したが之が爲め不穩の計畫益に起り近く兵變起らんとの噂もあり自治速成に大障害があらうと湖南政府は岳州を警察隊で防備し軍隊を駐屯させない條件で湖南に引渡さんことを吳佩孚氏に提議した所吳は承諾を與へたと云ふ（時事二十七日）

▲免職令を取消せ　（北京特電×廿六日發）北京政府の代表として本天に來た王占元、宋小濂兩氏は廿六日歸來し黎總統に左の如く報告した

張作霖氏は黎總統には服從してもよいがその代りに徐世昌氏が發した免職命令を取消されたい然らずんばゆきがかり上中央の命令に服從する譯に行かぬと極力主張して居た

これに對し黎總統は出來得るかぎり張氏の要求を入るべく近日中あらためて實施、吳佩孚兩氏と協議する筈である（東京日二十八日）

▲各省代表者會議　（北京特電）廿七日發）廿七日の閣議で雲南總司令唐繼堯氏の提議して來た各省代表會議招集案につき協議した結果新たに使者を廣東四川貴州等に派遣し其意向を確めた後政府の態度を決定することになつた（東京日二十九日）

▲陳氏の統一意見　（廿七日北京特派員發）曹錕吳佩孚及び陳烱明との間に最近南北統一に關し商報を以て交渉中で遂に保定より陳氏に宛てた南北統一の意見に對し陳氏より返電を寄せ

一、孫文氏も非常總統に就任した當時の宣言通り即時退位すべき事

一、黎元洪氏の就任の合法であるか否か正式國會の解決に待つ事

一、中國の國土廣大なるを以て米國の聯邦制度に倣ひ中央集權を排斥する事

一、義兵廢督を實行する事

一、上海に和平會議を開きて一切の重大問題を討議する事

を主張し來り曹錕、吳佩孚氏とも大體異議なく折返し陳氏に對し上海會議の條件を提示せんことを求めたと云ふ消息があつた（東京朝日二十九日）

▲孫文態度强硬　（上海特電廿八日發）廣東省議會、實業團體の代表連は二十六日單衣帶永豐に赴き孫文氏と會見の上、廣東攻擊計畫を見合せること及び孫文氏の引退を請願したが孫氏は一言の下に之を拒絶し「孫文に服從せる海軍は北伐軍の歸來を待つて第二回の廣東總攻擊を敢行す可し」と聲明し「諸君にして廣東の秩序恢復を願念するならば速かに陳烱明を廣東省外に驅逐せよ」と回答した、之等の事情に願みたものか、在廣東英國總領事は孫氏の第二回廣東總攻擊は到底遂く可からざるものと見て沙面在住の英國人に對し武裝準備を命じ又必要に應じては香港から印度兵を呼び寄せ廣東在留英國人の生命財產を保護する用意をしたと傳へられる、最近黃埔の海軍根據地から上海へ來た有力なる一支那政客の余（時事新報特派員）に語る處に據れば孫文氏の率ゆる各艦は充分の砲彈を所有して居るが第二回の廣東總攻擊までは之を使用せぬ方針であるとのことである、尙廣東政府情報部長馮自由來省以來上海に於ける孫文派の宣傳は一層激烈となり巧な方法を以て海軍根據地と聯絡を保ち孫文派に部合のよい情報を上海の各機關に配附し又張繼以下國民黨の領袖連は南洋方面及び在米國民黨支部と策應して殆ど連日の如く通電を發し陳烱明反對熱を煽つて居るので上海では陳烱明は甚だ不人氣となつた（時事二十九日）

外交問題

▲漢口駐屯軍撤退　（北京特電）（卅日發）小幡公使は卅日午後五時外交部に赴き日本政府の命により漢口駐屯の日本軍隊撤退に際し左の通告をした

日本政府は支那駐屯外國軍隊の撤退に關し從來支那朝野の表明せる希望に深甚の同情なし切に貴國上下の努力と誠意とに信賴し茲に速に漢口駐屯日本軍隊の撤退を實行することに決定した右は一に支那の獨立及び主權を尊重し國內の自由不羈なる進展向上を期待する事情に基くものである支那政府においても今後特に在留外人の生命及び財產の保護につき萬遺漏なきを期し以て過去における如き不詳事を再び繰返さざるべきを希望す（東京日日一日）

▲山東協約批准交換　（北京特電二日發）山東協約本日午後四時外交部に於て批准交換された（時事三日）

▲山東細目協定支那委員　（北京特電七日發）支那側山東條約細目協定委員本日左の如く任命された

委員長　王正廷
第一部委員　何宗蓮
　　唐在章
　　徐東藩
第二部委員　劉怡常
　　陸夢熊
　　顧德慶（時事九日）

▲南方承認運動開始　徐大總統が辭職して黎元洪氏が復位を肯じないのを機會に廣東政府は廣東外交團に對して廣東政府承認運動を開始したが同時に外交總長伍廷芳氏の名を以て英國のバルフォーア氏、米國々務卿ヒューズ氏並びにわが内田外相宛大要左の如き同文の電を發した

列國がさきに違法大總統徐世昌氏の組織せる北京政府を承認しこれを援助した爲に支那の統一は妨げられ支那の政局は今日の混亂を誘致した然るに今徐總統が退位して統一の障碍が除かれたのであるから廣東政府はこの機會に於いて舊國會を回復し法律を擁護し軍閥の跳梁を排して廢督裁兵を實行し統一の事業を完成するために眞進する者である、しかして黎元洪氏は舊國會の破壞者であるから若し黎氏が復位した際各國は再び黎氏を援助し以て支那の統一を妨ぐるの誤りを繰り返さないと同時に速に南方政府を承認されたい

右の公電は九日外務省に到達したので日本政府においては取り敢ず廣東總領事を通じて右電報を接受した旨及び列國と協調をたもつてこれに對する態度を決すべき旨傳達せしむる事となつた（東京日日十一日）

▲漢口撤兵期確定　（十五日漢口特派員發）漢口派遣隊の撤退は陸軍省の命令に依り二十四日廻航の運送船に乘込み二十九日出發に決定した但し兩令部員其他若干名は殘務處理の爲め暫時殘留、兵器處分無線電信處分等を爲すべく目下研究中である（東京朝日十七日）

▲山東委員會日割　（二十六日北京特派員發）山東問題の細目協定に關する日支兩國委員は二十六日午前十時より外交部大廣間に於て第一回の顔合せを行つた日本側は小幡委員長秋山、出淵、木村各委員共合せて二十七名支那側より王正廷委員長以下四十名出席小幡委員長より會議に對する挨拶があり相互委員の隔意なき交渉によりて圓滿なる解決を見ん事を希望し之に對し王正廷氏より挨拶あり會議を終つたが尚兩國委員は二十九日第一部（行政）委員會を三十日第二部（鐵山）委員會を開き其後は毎週月曜木曜日に第一部委員會を火曜金曜日に第二部委員會を開く事になつて居る（東京朝日二十三日）

▲南支居留邦人保護　（上海特電廿二日發）中支派遣隊の漢口引揚げの結果長江筋に於ける吾が居留民の保護は遺外第一艦隊に於て全部之を引受けることゝなつた爲め同艦隊司令官小林少將は旗艦對馬に坐乘し上海から揚江して二十二日夜漢口に到着した小林少將は中支派遣隊司令官奥平陸軍少將から事務引繼を受け其他の打合せを終つた後當分漢口に滯在する筈である尚昨今は江西省南昌方面不穩說が流布されて萬一九江南昌方面で兵變等のことがあれば小林少將は旗艦にて直に九江に赴き目下同港に碇泊中の帝國軍艦隅田と共に居留民保護の任に當る筈である（時事二十四日）

▲山東細目協定交涉はじまる　山東條約細目協定に關する日支兩國委員は廿六日午前十時第一次の會見をなし席上小幡公使は左の演說をした（北京發某所着電）

本年二月四日ワシントンにおいて調印せられた山東案解決に關する條約は既に本月二日を以て滯りなく批准の交換を了し條約の定むる處に從ひ細目協定のため玆に貴我兩國委員の會同となれるは本委員等の頗る欣幸とする處である本委員等任務は偏に條約の條章及びその精神を恪守し且つ速に公正妥當なる解決に達せん事を期するにあるが既に帝國政府が至誠一貫以て山東條約善後の措置を講ぜんとするものなることは近く山東鐵道沿線撤兵の圓滿迅速に終了せる事實に徵するも貴國政府當局の諒とせらるゝ處なる可くその間貴國政府當局も亦誠實に一般善後措置の促進を期せんがため着々その歩を進められつゝあるの事實は夙に本委員等の親しく見聞する處で特に欣快に堪へない處である惟ふに細目交涉の内容は複雜多岐に亘り貴我兩國民の將來に直接影響を及ぼす事項尠くないから愼て或は解決困難なる問題に逢着する事もあら

うが互に胸襟を開いて披瀝し隔意なき懇談を遂ぐるにおいては相互滿足なる協定に到達すべきこと本委員等の確信して疑はない處である右は從來屢次王督辦との會見において全く所見の一致を見たる處で敢て越に贅說の要なく要するに本委員は公正と眞摯と而して率直と協調とを以て本會議を一貫する標語とし出來得る限り速に細目善後の解決を告げ以て貴我兩國政府及び國民の親交益〻敦厚を加ふるに至らんことを希望し且つ期待するものである云々（東京日二十七日）

▲王氏挨拶　（北京特電）（廿六日發）　山東細目協定委員會は廿六日午前十時外交部で開會式を擧げ日本側委員四名隨員廿二名支那側委員七名隨員四十二名出席したが支那側委員長たる王正廷氏は

ワシントン會議で大綱を議決したこの會議はワシントン會議の延長と稱すべくその任務は更に重大であるが輕重を考へ赤誠を披いて事に當たらばその解決は決して難くないであらう而して本會議はワシントン會議が未だ遂げ得ざりし效を收め日支共存の基礎を造り世界をして東方の事は東方人自ら解決する能力あることを知らしめねばならぬ

と挨拶しこれに對し小幡公使答辭（前項參照）を述べ十一時散會したが廿九日第一部廿日第二部の會議を開く筈（東京日二十七日）

▲膠田の解決は困難　（二十七日北京特派員發）　山東細目協定に關し支那側委員長王正廷氏は二十七日予（大西特派員）に語つて曰く

事務領會議に於て斷に根本原則は確立し細目の協定は唯一原則に根據して公平公當に商議する筈で事前に十分諒解を得て居れば會議は順調に進行することゝ思ふ交涉に當つては支那側から案を出さず實手たる日本側の提案に就き實手たる支那側より値段をつけるのが當然の順序で膠田に就いては支那側は全然無準備であつた此問題の解決には多少の面倒を免れぬであらう併し山東問題の解決には日本が非常の讓步を爲し支那側は十分滿足してゐるから細目の協商には別に面倒は起らぬことと信ずる此の協定に依つて東洋の問題は東洋人相互で立派に解決するの能力があると云ふことを立證した云々（東京朝日二十九日）

▲支那から撤兵する　（パルチモーア電報）（十八日發國際米聯）　駐米日本代理大使左分利貞夫氏は本日當市の第一ユニテリアン教會において目下日本が外國軍隊の支那撤退を期するため他國と交涉しつゝある事を述べ更に小幡公使に對しこの件について支那政府との交涉開始方を訓令した事並びに漢口の日本駐屯軍が既に歸國の命に接したといふ事を語つた（東京日二十九日）

▲局子街駐屯軍出動　（奉天特電）（廿八日發）　奉天における支那官憲は頭道溝事件の報に接するや急遽張作霖、孫烈臣氏以下巡閱使署に善後協議會を開き差しあたり吉林督軍署に詳細の報道を命じ局子街の駐屯部隊に出動討伐を命じた二年前曩春事件の當時將來の保障につき支那側から充分の言質を與へ日本軍の間島撤兵となつた今日また〳〵今回の事件勃發となつたので支那側では苦心の模樣であるなほ同地方よりの電線が一部切斷された爲にその後の情報は奉天には達しない

財政經濟

▲財政共同監督案　（六日北京特派員發）　某財政總長は支那銀行團と外國銀行團との共同の北京政府財政監督機關を組織する案を最近の國務會議に提出した國務會議では趣旨に贊成したが重大である爲め正式內閣の成立後の決定に讓ることとなつた、右の案に據れば北京政府の行政費を月額三百萬元に限定し收支の監督をなさしむると云ふにあつて一種の共同管理であるが外國銀行團を參加せしめる理由は主として外債の整理をなすにあるらしい（東京朝日八日）

▲北京政府の大借款計畫　（北京特電十九日發）　北京政府は當面の行詰まれる財政を整理する爲めにも又將來廢督統兵南北統一を遂ぐる爲めにも此際是非とも一大借款を起さゞるべからずとなし黎總統國務院保定方面三者の間に於て頻りに之が豫備的協議を進め昨日の日曜にも黎總統以下各總長其他非常會議を開いて之が協議を遂げた高恩洪氏並康氏等の保定行も此借款問題に對する吳佩孚氏の意嚮を聞かんが爲めであつたやうである該計畫は新銀行團に對して可なり巨額の借款を申込まんとするもの、如く最近外國の實金を借入るゝことに反對を表明した吳佩孚氏が如何に其態度を變更するか又新銀行團が如何に受入るゝかは問題であらう（時事二十日）

▲粵漢鐵道借款　（上海特電）（廿二日發）　保定會議は粵漢鐵道の急設を決議し對支新借款團にこれを提議したが京奉、京漢、津浦、京綏四鐵道を擔保とする統一借款說はこれが誤傳されたものともいはれる對支借款關係者は四鐵道の借款を否認したが粵漢鐵道のことは否認しなかつた但し交涉は未だ開始されてゐない（東京日日二十三日）

▲內債發行計畫　（二十二日北京特派員發）　葦財政總長は吳佩孚氏の援助の下に財政整理を標榜して立つたものであるが現在の財政窮乏を切拔けるには何人を以てするも借款か新公債發行かの二途を出でない此點に就て葦總長は最近保定を訪問して吳佩孚氏の諒解を求めて來たが其結果前內閣時代の鹽稅を擔保とする九千六百萬元の公債案を復活し之を一億四千萬元に增加して十二年公債を發行することとなり右案を二十二日の閣議に提出した此外例の煙酒借款も徐恩元氏を通じ米國との間に交涉中だとの說がある（東京朝日二十四日）

▲開匪賠償金支拂延期　（二十一日北京特派員發）　團匪賠償金の支拂猶豫期間は本年十二月を以て滿期に達するので二十一日外交部より小幡公使に就て今後更に二箇年の延期を申込んで來た日本以外の關係國に對しても同樣の申込を爲した筈（東京朝日二十五日）

▲葦氏の三財政策　（二十九日上海特派員發）　財政總長葦康氏は左の三大案を財政討論委員會に提出するに決した

一、釐金を廢止す、釐金稅は悉く地方にて差押へらるゝにより廢止するも中央政府に損失なく其爲增稅を爲し國庫の收入を增す事を得

二、一切の收稅は郵便切手に依る事に改正す、煙酒稅の如き全國二億元を徵收するに拘らず實際は四千萬元しか逸附し來らず此弊害を除く事を得

三、英國が米國に對し債務利息の輕減を求むる例に倣ひ支那は米國に對し同樣の要求を爲し次で英國を初め列國に倣はしむべし（東京朝日三十日）

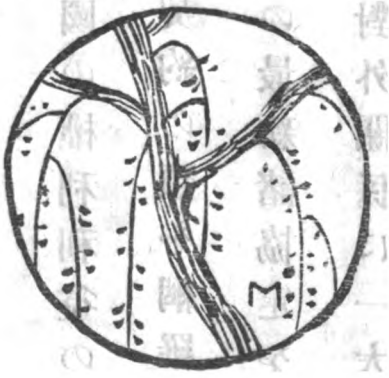

新刊出來

增補 支那關係 特種條約彙纂

四六倍八百六十頁 總クロース製
定價金五圓
郵稅內地廿四錢 滿支鮮五十五錢

支那と列國との關係、支那に於ける列國の權利利益の基礎根源たるべき支那關係の條約、協定、取極、契約の類を網羅したるものにして、今回華盛頓會議に至る迄の最新諸協定を增補して出版せり、華府會議を期として支那對外關係に一大更新を見んとする際、特に本書を薦む

東亞同文會調査編纂部

大正十一年九月十五日發行（毎月一回一日發行）

支那

第十三卷　九月號　第九號

目次

郵便條約細目協定……一
對支新借款團成立の裏面（中）……二―六
支那人の特性（其の二）……七―一三
一九二一年の支那對外貿易（中）……一三―二〇
農商部登記濟商社（七）……二〇―二六

時報
山東問題細目協定會議の經過（二）―首なし幽靈內閣―廣東を退去せる孫文氏―勞農政府代表ヨッフェー氏―勞働立法運動……二六―三八

彙報
支那新聞重要記事――外交關係―國內要聞―財政と經濟―上海關稅會議
日本新聞重要電報――內政問題―外交問題―財政經濟……三九―六七

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

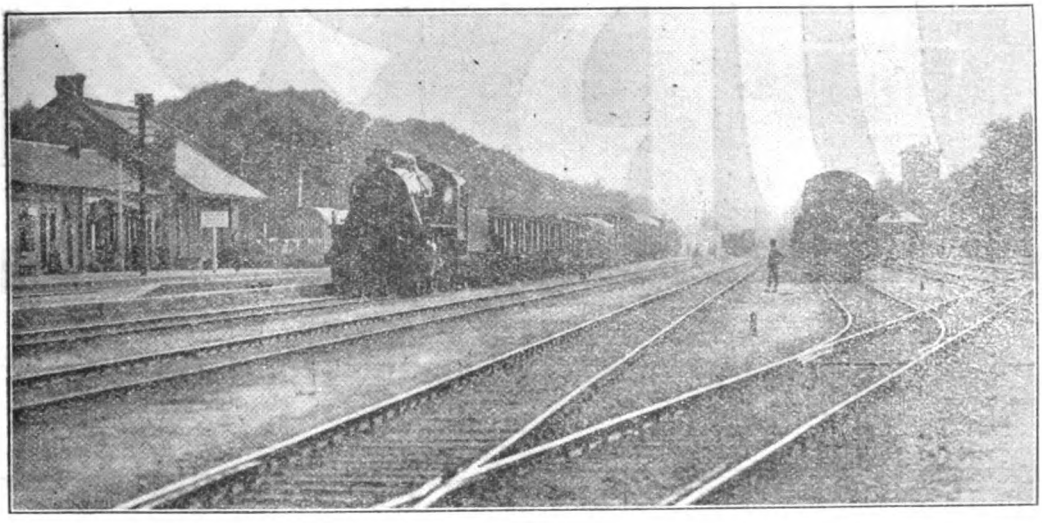

山東鐵道ノ中間張店驛

此レハ博山驛ヲ經テ溜川ニ至リ金嶺鎭驛ヨリ分岐シテ淄川炭礦ニ至ル支線鐵道ニシテ又東行シテ青島ニ至ル本線鐵道アリ

日本北支那間最捷徑路

◎覽遊地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るとこに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年九月十五日

第十三號第九卷

郵便條約細目協定

華府會議の決定に基き目下北京に於て日支間に郵便條約細目協定の會議が開催されて居る、支那に於ける外國郵便局の撤廢は、最も多數の國人其各地に居住し、且其郵便事務に邦人の關與するもの稀なる日本に採りては最も苦痛なる問題である、これを在留民少く且主要地に於ける支那郵便局に自國人の管理者を有する英佛等の、自國郵便局撤廢の苦痛とは、同日に論ずべくもない

云ふ迄もなく通信事務は一般のものに最も密接緊要の關係を有するものであるから、今回の細目協定に當つては、在留邦人に可成困難と苦痛とを與へざる樣、十分の協定を遂げん事を切望せざるを得ない

香港の郵便局は英國の治下に屬するものであるが此を經由する日本人の郵便物多く、然かも是等の郵便物中には記載の不十分なるものあり、外國人を以てしては判斷し難きものあり、動もすれば通信者に不便を與ふるより、先年特に日本人を此に雇傭して、日本人關係の郵便物の取扱に任せしめたる事があつた、今回の協定に當つても、此邊の用意は豫め之を講せんことを要望するは、當然の事であると信ずる

對支新借款團成立の裏面（中）

チオーヂ・ブロンソン・リー

米國政府の覺書採用

前記の覺書は一九一七年六月二十三日附であることに注意を願度い。而して該覺書は支那鐵道問題の一解決法を指示したもので、一年有餘の後、米國政府は之を採用し多少の修正を加へて實行に取り掛ることゝはなつたのである。卽ち一九一八年七月九日米國政府が新借款團の條件に關し米國銀行團に送つた書翰及一九一八年十月八日米國政府が英佛日の各大使に送つた覺書を熟讀すれば前記覺書中に概說せられた方案の重大なる點——特に米國が當分公債の英佛の割前をも一手に引受け置くの必要を認めたる點等——が政府の採用する所となつたことを明白に知るであらう。而して又新借款團は日本をも加入せしめ日本銀行團をして米國が英佛の割前を引受くる事によつて負擔すべき重荷の一部を分擔せしむることゝした。此の點に於て米國政府は國際事情に關する精密なる知識を以て鐵道問題を一時的にあらずして永久的且完全に解決する事が出來たのである。然れども此の協調主義は米國資本が支那の勢力範圍主義を打破し、以て自由に活動し得る機況ゆる方策を講じて後、始めて承認せられたものである。米國公使ラインシュ氏は始め不可能なる計畫を遂行せんとして決意する所があつたけれども、結局氏も亦國務省も支那の鐵道界に米國の資本を投下し永久に特殊利益範圍を除去する手段として、各國協調の主義を採らねばならぬこととなつた次第である。ウイルソン內閣時代五ケ年に三回も此目的の遂行の爲めに他の計畫を企てたけれども何れも政策の誤りによつて失敗し他の種々なる計畫も亦愈々効果なき事が明白となつて、遂に此主義を採用するに至つたのである

余は長時間國務卿と會見し一九一六年五月に調印せられたシームス・カレー鐵道豫備契約が同年十月一日華盛頓に於て公表せらるゝ迄、政府は之に付いて何等知る所が無かつた旨を縷々云ひ聞かされたのであつた。此の一事は支那に於ける米國の政策が華盛頓と無交涉にて北京に於て造り出されつゝあつた證據を暴露したもので、此點に就いては余の信念を強めたけれども、余は新聞の批評及論評にて政府を攻擊する事を斷念して、其後軍隊に這入つたのである。然れども休戰條約の成立と共に余は支那交通總長葉恭綽氏の招聘に應じ、支那講和全權附技術委員顧問として支那鐵

道利權に關する國際問題及び新借款團に提出すべき新協同案の計畫等に就いて建策することゝなつた。そこで余は愈正式に軍職を辭した

支那技術委員並に講和全權等は支那が財政上の援助を必要とする限り、若し鐵道に關する難問を平和に解決し得る機適當なる鐵道共同投資案を新借款團に提出するを得ば、本問題は此れ以上遷延せらるゝこともなく且支那の國威及主權をも維持し得らるゝであらうと思惟し、新借款團當事者に會見することを大いに希望し、又彼等は最後に採擇せらるべき案が支那政府より出づるものであつて、新借款團が案出して支那に强ゆるものでないならば交涉は速かに進捗するに相違ないと思惟して居つた。而して彼等の意見が若し此時衆議に上つたならば借款團成立の動機に關する汎有ゆる疑念を一掃して、速かに新借款團の成立を促がすに貢獻する所があつた事は毫末も疑を挾まざる所であつて、支那人も亦衷心から誠意を以て新借款團の成立を歡迎してをつたのである。然るに不幸にして當時巴里に在つた米國の外務省員は支那の希望と相反せる意見を抱いて居つたのである。故に支那の鐵道契約に就いて支那政府の希望を表示せる覺書は支那全權及技術委員の承認を經て巴里に於て借款團に提出せられたけれども、予は之を公表しない事とした。而して實際平和會議の初より山東問題の決定當時迄は戰爭中に高唱せられてゐた主義は堅く遵守せられてをつたから、鐵道問題は政治上の問題を除外し單に經濟上の問題として處理せらるゝものゝ如く思はれたのである。然るに經濟狀態變化し舊借款を其契約條件通り履行するが不可能となつたから、支那政府は主權の回收を許され且一二手續上の選擇權を與へられるであらうと思惟せられたのである。斯くの如くすれば支那は借款の取消を要求し得るのみならず又銀行家に對しては相當の費用を賠償し、或は更に進んで鐵道の支配權を完全に回收する爲め利益豫想高の半を支拂ふも何等妨げとはならぬのである。故に此の見解に從ひ借款團改造案の梗概を起草したが、當時支那人はウイルソン大統領の理想論に有頂天となり、支那の主權は國際聯盟によつて確認せらるゝに至るべしとの希望を强く抱いて居つた樣であるから、鐵道利權の買收などと云ふ事はテンデ支那人の耳には這入らなかつた

斯かる空氣の裡に山東問題の決定に際會して彼等の希望は全く水泡に歸し其の夢想は一たまりもなく打破られた。そこで彼等は愼重なる研究の結果、改造案は此の決定に抗議の意味で修正脫稿せらるゝことゝなつた。そして此案は會議の始めに於て支那の希望が各國の注目を惹き、而して支那の地位を鞏固ならしめ、强制せられたる國辱的條項を排除せん希望を以て借款團に提出せられた。當時世界改造の大會議に際しウイルソン大統領の十四ケ條に訴へて實際的の問題を解決すべきものと考へられ、而して支那も之に依つて自國の主權の確認を各國に求めんとしたのである。卽ち支那の鐵道利權は多く外交上の壓迫により誅求せられたものであるから、支那は世界の狀態の變化に伴れ其利權を發揮せしめ得ると思惟したのである。若し此の提案が通

過したならば支那は國土開放の爲新國有鐵道を計畫し得たであらう。換言すれば若し戰時中聯合國側が各方面に宣傳した主義が採用せらるれば、支那は國際聯盟下に於ける一主權國として將來鐵道開發上の指揮權を握るを得たであらう。而して若し契約は飽く迄契約として支持さるゝならば舊契約の鐵道は契約通り築造せらるべき筈のもので、若し其通り築造せられざりしとして、而して支那が新契約を結びたるものとせば支那は其報償を拒絶するとも或は要求するとも勝手であつたと信ぜられる

新借款團と支那の態度

當時支那の立場は左の覺書によつて明かにすることが出來る

將來の鐵道建設上各勢力範圍を除去し支那の主權を恢復する爲めの新借款團鐵道契約共同出資提案

(イ)外國政府が支那に於て鐵道上の特權及び許與を獲得せんとして支那に威壓を加へ、其鐵道たるや支那の運輸上の必要を主とせず、支那政府の支配外なる接壤地域又は租界に支那の商業を吸引し或は政治上商業上の勢力範圍なるものを設定又は擴張の目的を以て設計せられたるもの多く、爲に支那政府は從來充分に鐵道を發達せしむるを得ざりしが故に、而して

(ロ)各國が今日迄執り來れる此政策は支那富源の開發及支那の內外貿易の發達を阻止遲延せしめ、加ふるに支那政府の主權を拘束し、中央政府と各省との聯絡を害し、中央政府及び其軍隊並に警官が中央主權の確立及國民の安寧幸福に必要缺くべからざる國內の安寧秩序を維持するを妨げたるが故に、而して

(ハ)歐洲戰爭の結果鐵道利權所持國及契約國が財政困難の爲め支那政府と結べる契約を履行する能はざるに至りたるが故に、而して

(ニ)支那國民及支那貿易並に支那開發に從事せる外國人にとり、商業の爲め全國を開放し以て相互の利便となる新鐵道を建設するは最も重要事なるが故に、而して

(ホ)支那政府が各國の財政狀態の急變せるを認め、且自ら進んで從來對外貿易上不變の旗幟たりし正義均等の精神に從ふべきを改めて表明し、更に又友好の證として契約條件を幾分修正して支那鐵道利權所持國及契約國をして其契約を履行することを得せしめんと希望するが故に

茲に支那の提言すること下の如し

(一)支那政府は外國企業者と契約せる全長一萬哩の鐵道をば內外專門家の混合委員をして國有又は國民鐵道として設計せしむること、此國有鐵道は國內の運輸上の必要並に國內の法律及秩序維持上の中央政府の請求に應ずべきものたるべく且有効有利なる線に限定せらるべし

(二)鐵道利權所持者は新定方法及び修正財政條件により均等の哩數の建設を請負ふを條件として其利權全部を支那政府(或は新借款團)に引渡すこと

(三)新借款團に合同するを拒み或は公式團體より又は何等かの理由により加入を拒まれたるものは其契約條件に

從ひ一定の期限内に契約を履行すべき旨支那政府より通告を受け、若し之を履行し得ざる時支那政府は主權を行使し以て該契約を無効とすること、契約を履行すべき義務を有する各國政府は其契約の廢棄を免れんが爲め支那政府へ抗議を提出し又は壓迫を加ふるが如きことを爲さざること

(四)未成鐵道の契約履行の爲め支那政府の許可すべき新修正條件に從ひ、各國政府は支那政府の尊嚴及主權を侵犯し又は領土内に鐵道を布設する行爲の自由を侵すが如き鐵道契約及其利權の放棄を宣言すること、則ち外國の各政府と支那政府との契約にして支那の權限を限定し又は外國へ特殊利權を許容せる如きもの及外國政府間又は其公式財團間に結ばれたる契約にして支那に於ける各國鐵道の活動範圍を定めたるもの、或は現存又は完成借款中支那の意志に反し鐵道本線又は支線を延長するを許す如き條項は無効とすること

(五)國際聯盟規約中に反對の規定なき將來の鐵道建設に關する主權を充分に回收する爲め、支那政府は今後一定の期間内或は國民鐵道の資金調達及完成に必要なる期間新鐵道契約を結ばざる樣關係各國と協定を結ぶべきこと又支那人の資本金を以て自由に鐵道支線を建設し得ること、並に幹線の建設にも參加し得ること

(六)然らば支那政府は鐵道の資金調達及建設の爲め、米國政府の主唱に係る國際借款團或は特別國際鐵道理財建設借款團と契約を結び、此借款團に於て支那人の資本も

建設終了後株券及利益分配を均等に受くること

(七)支那は英米兩國の企業家と鐵道建設契約を爲すに當り、建設實費の外一定歩合を手數料として支給するを例とし且又此の修正條件による契約を之と均等ならしめんが爲め、國民鐵道の契約は歩合契約と爲し、支那政府は銀行借款團又は企業會社に建設實費の外一定の歩合手數料を支拂ふこと、斯くの如き契約は比律賓の鐵道建設の際米國政府と比律賓鐵道會社との間に契約せられたると同種の契約に倣ふべく、此の時比律賓鐵道會社は建設費の外其一割五分五厘の手數料を受け、又支那政府とボーリング會社との契約は一割一分五厘の手數料を受け、一九一四年巴里に於て一國際理財建設會社と新線一萬哩の資金調達及び建設の爲め締結せられたる條件即ちサンカレー契約の條件は一割三分の手數料を受けて資金調達及び建設を引受け、同時に支那人も之に參加し得る事となり居れり

(八)此方法により契約せられたる全鐵道は國有國營鐵道たるべく、支那政府公債にて建設し其公債は該鐵道の物的財産及び利得の第一抵當權を擔保とし元利の支拂は支那政府の一般收入と誠意とによりて保證せらるゝこと

(九)借款の資金の支出及支那政府借款權利者の保護としての保證には、沙與鐵道のボーリング會社との契約の如く借款應募者側より技師會計監督運輸部長を任命すること

(十)一幹線の建設及管理が一國際團體に指命せらるゝ場

合に起るべき國際間の不和を避けんが爲め、全線を參加團體に分擔せしめ、各建設會社が一區間宛の建設及材料供給を爲す樣取計ふべきこと、全線に使用する材料の詳細は技師委員會にて指定せらるべき支那公定標準に從ふこと

(十一)之により各國の製造業者は他國の同業者と競爭せずして材料の均等供給を爲し得ること、今後五年若しくは其れ以上英米兩國の製造家は佛國白耳義及日本が斯業に就き避くべからざる缺點を有するに對し競爭上好都合の立場にあり、又白耳義の製造家は平常狀態に復さば尋常に競爭して他國の製造家よりも安値に供給し得べきを以て一區間に於ける材料供給を各國に分割せば最後の精算に當り種々なる不和及混亂を生ずべし、故に全線を分割して各團に分擔せしめ以て各團をして其分擔區域內に於て他國と競爭せず且各自材料供給市場を獨占して自由に其の技倆を揮はしむるは最上の策なるべし

(十二)工事を容易にし利息の損失を防ぐ手段として、一個の線路の爲め大借款を起すを禁止し以て支那鐵道を發達せしむる爲め年々募集せらるゝ公債を最も有利に使用し得ることゝし、五線同時に工事を進むるを得る丈けの鐵道資金を年々支出すること、此れ參加各國の事業及び利益を保證し和合と友好とを齎らすものにして他の方法を以てしては之を得べからず、過去に於て線路建設の借款が一時に市場に出でゝ後數年間或は鐵道工事進行中銀行に貯藏せられ居りしが故に此案を提出す、支那鐵道建設哩數は一線に就き平均二百哩を超過せず、各國共同にて一線の工事に從事するは工事の方法の相違並に各國の技師及傭人間に爭議を起し易き爲め不可能なるを以て工事を各國にて分擔するを可とす、依つて同時に五線の工事を開始するか又は借款資金年割當額に支給し得らるゝ二百哩宛五線の工事を同時に開始するを最良の方法とす一線毎に公債を發行することを止め、支那の全鐵道完成の爲め年々五千萬弗の割合にて十ケ年間以上新借款團にて資金を供給し得ば其鐵道全部が擔保となりそれより生じたる收入は其借款の債務履行の用に供せられ得べし、支那政府の一般收入及誠意が此借款を保證する以上借款が一線を擔保としたると數線一纏めにして擔保としたるとは何れにしても大差なからん

(十三)斯の如くせば新鐵道借款團に關係せる諸國相互間には何等の爭議を惹起する事もなく各自鐵道建設に從事し得べし、換言すれば各團の一建設會社に建設及材料供給等を一任する事となるも全體より之を見れば右の總べては全く國際化し、且新借款團の支配下に置く事を得べし、且又建設成功後或は運轉開始後の行政上の問題、維持保存上の監督、會計運輸事務等も全部借款團の支配下に置く事を得べきなり

巴里に於て　一九一五年六月五日記

支那人の特性（其の二）

チャールス、アーネスト、スコツト

學問の尊重

腕力有る者の爲す所が正義であり、征服者及び國民が利己的な野望を果す爲に起された戰爭の効果に惱まされて居る事が久しく、又大軍神が熱心に尊敬せらるゝ處の世界に於ては、支那人の如く數の多い民族にとり、之よりも賞揚するに價する事柄は少ない。それは戰爭を尊敬せずして、平和を尊敬し、劍を重んぜずして印刷したる書籍を重んじ征服者を偉大なりとせずして聖人及び其の立派なる思想を偉大なりとする。武力を以て勝利を得る總ての若い國民にとり『此の古き歷史を有する帝國及國民の最も優れたる特長は彼等が學問の發達と教育を追及する事であつたかも知れぬ』と云ふ事の内に思想思索の資料が有る。二千年の間彼等は學問の上達を以て、公共の事業に入る第一の要素とした。又學者は政府の保護の下に長年の間帝國の各省各州に於て筆の力の偉大なる事を誇稱し、學問の平和及び其愉快なる効果を說述して居つた

書物及び教育者に對する斯る傾向は如何にして說明すれば宜いかと云ふに、此人民の屢はしい精神上の準備と云ふ理由に依るの外ない。それで支那の人々が長い間教育を尊重しそれを得る爲に努力したと云ふ事、其の支配者が教育制度を現代化する事を正々堂々と始める爲に多くの物を犧牲に供したと云ふ事、及びその第一の結果の一は平和の間に國民の頭上に大なる負擔として横たはり居りたる利己主義にして反動的な朝廷を四離滅裂ならしめた事で有つたと云ふことは、共に支那人の將來有望なる事を示すものである

此他尙ほ支那人が有する精神上及び肉體上の特長を詳說する事は無意味な事でない。即ち支那人は吾人の意想以上の勞苦、苦痛、困難を輕々に凌ぐ樣に無關心で我慢強く又温和で足る事を知り近づき易い。受動的及び能動的の抵抗の爲に迅速なる團結力を有して居る。道德上及び學問上の力を尊敬し又遵法の念に厚い。信用するに足りる人々に對しては丁寧で友情に厚く恩を知つて居る。最も失意の境遇に在つても不撓不屈の精神に富で居る。義務若は契約を含んで居ると彼等が認むる處の凡ての事柄に對して非常に信賴する特性を有して居る

外國人の支那人觀

機會さへ與へられたならば、將來の世界に於て偉大なる役割を演じ得る支那人の圓滿なる性質を證明しようとすれば、幾千でも證人を擧げる事が出來る。併し四人で十分である。一人は布教團に屬する政治家、一人は英國の支那稅關創始者にして總稅務司なる人、一人は極東に於ける有名なる軍事通信員、一人は米國の前國務卿である

第一に、國際事情に付て最も明確銳敏にして又豐富なる材料を有する研究者なる「ジョーン・アール・モット」博士は一九〇六年支那行布教團に對する「プリンストン」の送別會の席上に於て次の如く云つた。『三十箇國に亘る予の旅行中最も印象の深いのは支那である。其の理由は人口の多い爲でも、支那の歷史が古い爲めでも又其の現在の困難及び妨碍物の爲でも無くして、「アングロサクソン」人の凡ての特徵即ち勤勉、節儉、忍耐、不撓不屈、保守主義、氣力の旺盛なる事を俱有する民族それ自體であるからである』

第二に、「ロバート・ハート」卿は人をして悲觀論者たらしむるに十分なる北京籠城の苦き經驗を有するに拘らず、退隱するに先だち英國に於て『予は支那の大なる將來ある國なる事を確信する者の一人である。支那は非常なる大國にしてそれの必要とする總ての物資を國內に所有して居る。支那人は最も勤勉、怜悧にして法律を遵奉し又支配し易き人民にして、又個人としては驚く可き互惠主義を以て道理を辨別する。故に世界の人は此の四億の人民が一度泰西思想に從ひ組織せらるゝ曉には如何なる事を爲し遂げるかと云ふ事に關する意見を構成する事を得る』と云つた

第三に、特派通信員として永年間極東に在り、支那の各地を旅行し、支那の事情に關し深き研究を爲したる「ブレデリック・マッコーミック」は『支那人は謹嚴、頭腦明晰、勤勉、想像力の發達せる國民にして、今や文明に對して大なる寄與貢獻を爲すの可能性を有して居る』と考へて居る

第四に、東洋に於ける米國の外交の權威にして支那を理解し、支那政府の信賴ある顧問なる「ジェー・ダブルユー・フオスター」將軍の言を聽けば『支那の歷史及び學藝發達の狀況を見る時は古今を通じ如何なる國民も民族も支那人に比しては大國民と呼ばれる資格が無いと云ふ事を斷言するのは誇張に失するもので無い』と云つて居る

上述の事實に基き考ふる時は、南京大學教授「ジェー・イー・ウイリアム」氏は『吾人は基督紀元前二百年の時代に於て封建制度を廢し、嘗て階級制度を知らず、歐洲に於ける何れの國家よりも階級の區別から自由な、米國人よりも一層民主的な、又其の歷史に於て「ローマ」人の如く組織及び政治に對して偉大なる天才を示した人民は共和政治の問題を解決する事を得ると云ふ事を確信して豫期する事が出來る』と云ふ所論と同一の結論に到達せざるを得ない。吾人は基督紀元前二百年の頃十ケ年間に萬里の長城を築造する事を得た人民は鑛山を開き鐵道を布設する事が出來ると云ふ事を豫期する事が出來る。吾人は「グーテンベルグ」（一四〇〇―一四六八年）より千年前に印刷術を發明し、「コ

ロムブス」よりも數世紀前に羅針盤に依りて航海し、火藥、鳃印器其の他泰西諸國に於ては最近百年間の發見にかゝる百般の發明をなした人民は、近世の科學を彼等の無盡藏の鑛産、農産の資源に應用し得可しと云ふ事は豫期し得る。吾人は其の取引上の正直なる事が基督教國の商人の間に有名にして其の商業及び理財に關する天才が猶太人を凌駕せる人民は、腐敗せる盜賊的の政府の永年の繫鎖より解放せらるゝ曉には彼等自身の商工業を發展さす事が出來るだらうと云ふ事が豫期せられ得る

而て此の民族が敎化せられた曉には、世界に向つて英吉利島、ニウイングランド、和蘭に於けるカルヴイン派及びノックス派の特徴たる硬直剛健と同樣な特徴を有する宗敎の形式を表現する事も當に有り得可き事である。

個人の特長

支那人は民族として種々の特長を集めて居るのみならず個人としても種々の特長を具へて居るから、その天生の能力に精通するに從つて支那に對する尊敬の念を增す樣になる。茲に例として四人の實例即ち李鴻章、張之洞、袁世凱、孫逸仙の四人を取つて見やう。之等の人々は意思の强固、智力、外交上の手腕、建設的能力、殆ど超人的の困難の下に於ける行政的才幹、數百萬の國人に對する勢力等の點に於て同世代の他の如何なる國の四人の政治上の指導者にも優れて居た

是等の四人の內第一の人、卽ち李鴻章に就ては「グラント」將軍は『李總督は自分の面接した人の內では最も有爲なる人物であると云ふ印象を與へた』と云つた。實に有名なる回顧錄の內に於て前國務卿「ジエー・ダブルユー・フオスター」氏は『李鴻章は支那民族が近世に於て出した最大偉人であるに止まらず種々の長所を具備せる事に於て世界の各國民の間に於ける前世紀の最も比類なき人格であつた。李は學者として卓越して居り、軍人としても重要なる戰陣に於て偉勳を建て、政治家としても三十年間世界の最も古くして最も人口の多き國民の間に於て顯要の位置を維持して居た。外交家としての彼の手腕は世界の第一流の部に屬する。過去百年間には、多數の學者、多數の名將軍、卓越せる能力と成功とを有せる多數の大政治家及び優秀な外交家が表はれた。併ながら、之等の內の何人も、一人で李鴻章の如く優れた程度に於て凡て之等の資格を具備して居つた者は有り得なかつた』と云つて居る

而て次の事實は、彼が世界の巨星の內にても亦顯耀なる人物なりし事を示すものである。『露西亞皇帝の戴冠式は「モスコウ」の古都に空前の世界各國民の代表者を招致した。而て其の壯嚴なる會合に於ける最顯著なる人物は、支那皇帝卽ち天子の代表者なる李鴻章であつたと云ふ事を云ふのは間違ない。國家に對する奉公及び多數の人民に對する勢力、學問の上達、無比の特質を具有せる支那の代表者は露帝の戴冠式の最も顯著なる目擊者であつた』

又彼の愛國心に關しては次の如く云つて居る。『彼の生涯を通じ四度、癇癖なる西太后の爲めに「黃衣（イエローアクト）」を剝奪せ

られ國民の眼前に於て辱しめられた。然し彼は西太后は彼の愛國心深きを知り居り再び彼に名譽と高き地位とを與ふ可き事を確信し皇帝に對し忠誠なる態度を失はなかつた。彼は「國歩艱難の際には予は常に診療に從事する醫者である。然し治療代を貰ふ代りに予は常に勞苦と辛棘とに對し罰金を科せられて居る」と記錄して居る

『李鴻章が國家に致した最後の奉公は彼の長き經歷の中にて首位を占むる大功績である。西太后及び朝廷が聯合軍が北京を占領し公使館及び外國の避難民を救助した爲めに蒙塵した後で、非常に殘虐な迫害を受けた諸外國人はその外交上の代表者に對して、罪ある官吏の嚴罰及び被害に對する十分正確なる賠償を求むる樣に指圖した。李鴻章は當時西太后の急避に觸れ廣東の僻地に配流せられて居つたに拘らず、西太后は山間の僻家より使を遣はし、北京に來りて激怒し斷乎たる決心を有する外交官と會見し、皇位を燼滅より帝國を分割より救はん事を懇請した』

『彼の死を導いた病氣が當時急激に彼の力を暗に害しつゝあつたが、彼は北京に向つて長途の旅行を爲した。其の途次天津に於て彼は日記帳に「予は此世の苦闘を終るに先立ち尙一事を爲さんとす、然れども予の面前に橫はれる仕事は予の肉體の力に對し過重なる事を恐る。予は諸外國人をして今一度吾人を信せしめ依て以て我國の國民生活を吾人支那人より剝奪せざる樣にさせ度し」と記入して居る

『彼の働きは成功した。偶然にも彼がその日記帳の內に分割及び堪え難く重き條件より彼の國家を救濟する爲めには我が合衆國に信賴して其の援助を請ふの外なしと記せる事が米國人の知る處となり、米國人をして滿足せしめた』

『彼の祖國に平和を與へたる條約案に彼が署名したる後數週間を出でずして七十九歲を以つてその生涯を終つた。東洋の大政治家で世界の公人として最も優れた一人の波瀾に富んだ生涯にとりては適當な終焉であつた』

總督張之洞は掌匪事件の前に「支那の唯一の希望」と題する書を著はした。此書は隱者「ピーター」の言葉が中世紀の歐洲に對し與へたと同樣な衝動を支那人の多數の者に與へた。此書は一定の期間內に前古未曾有の販賣高を見た。此の書の出版せられた年の內に數百萬の謄寫が國家の將來の指導者の手に入り又一層多數の人に依り讀まれた。同書には各方面の改造が主張せられて居るが、其の中に二の支那に對してのみならず世界に對して無限の意義を有する改造が含まれて居る。一は泰西の敎育制度を採用し古き支那敎育の制度を一掃し去る事で、他の一は帝國內に於て阿片の製造販賣使用を禁止する事であつた。確かに此二の改造の背後には亞米利加の布敎團聯合が潛んで居た。彼等は瞹昧する處なく此兩改造を辯護し又張に大なる援助を與へた然し公然之等の事柄を西太后及び支配階級の注意を惹く樣に取計ひ之等を促進せしめた事に對する名聲は、此一步も海外に踏み出したる事なく何等の外國の敎育を受けし事なく全く外國語を話す事の出來ぬ又不思議にも過去に拘泥して居つた此老骨漢の獨占に屬する。之等の二の變化のみの內に含まれて居つたものは何であつたかを考へて見よう。

數千年の間個人主義的、排外的なりし支那の教育制度は國家と云ふ船を己の古來の繫船場に保持する事を企てゝ居た。一九〇一年の勅令に於て計畫せられたる新教育の目的及び理想は、之等の繫船場から切斷するのみならず、船の種類を變へんとする事を含んで居る。專制政治の形式から代議政治更に進んでは共和政治に變化する事に對し準備する事が企てられて居た

教育事業は其の範圍の廣汎なる爲に躊躇せられて居た。それは六千五百萬の學齡兒童が待ち居りし處の百萬の公立學校の建設を含んで居た。學齡兒童の四十分の一すらも就學して居らぬだらうと云はれて居る。一九一三年に政府は約三萬六千の學校を維持して居た。當局者が歐米の學問の三箇月、六箇月、九箇月及び十二箇月の課程を終了した事に對する證明書を有する卒業生を製出する事に依て教員の缺乏に對する叫に應せんと試みつゝあつた州の師範學校を想像して見よ。布教團の學校は十萬の學生を收容して居る併しながら此の勅令は政府の學校の教員にのみ成る所の數の十倍の人數を教育する事の必要を現はし又それを訓練する機會を開いた

北京帝國大學は其の建築物に對して百四十二萬五千弗支給せられ、又每年の豫算に對して年々約十五萬弗宛保證せられた。山西大學は（Shansi University）政府の學校として一百萬弗の四分の一の限度に迄財產を以て支給せられた政府は速に支那の北部、西部、東部及び南部の四方面に四箇の大なる綜合大學の中心を設くる事並に各省に十分に發達したる單科大學及び工業學校を建設する事を計畫した。併乍ら時期は一刻の猶豫をも許さなかつた。或る省に於ては教育官吏は其省の八州の公立學校制度の全部の管理を即ち歲入其の他一切の物を擧げて一の亞米利加の布教團體に委任した。又他の省に於ては布教團は全省の學校を監督する機に要求せられた

張之洞が阿片改革を爲すに當つて如何に困難したかと云ふ事を明確に理解する爲めには、露、獨、米、英の諸國がその總人口は支那の人口とは同一でないが其等の政府が世界に於ける最優勢なる結合をなし、その結合せる力を眞面目に決定的に利用して其の境域内に於ける酒類商賣及び人身賣買を撲滅したる事に付き考へなければならぬ。吾人は現實に閉鎖せられざる各「ジン」燕溜所、酒類釀造場及び遊女屋に行きその建物の内にて職務を果す官吏とその主人若は亭主に付て考へて見なければならぬ。嚴格なる老年の總督は丁度其の通り阿片製造者が彼等の作物の栽培を中止する事を拒絶した時に、罌粟が華麗なる誘惑的の美を誇示せる畑に兵隊を派遣し而て畑の溝の中で切られた人の頸より流るる赤い血潮と踏み躙られ掻き返された紅の花とを混せしめた

一九〇六年の上諭に依り堂々と開始せられた阿片禁止運動は「ロンドン・タイムス」の記載せる如く『最有力なる政府もその前には逡巡せし程に怖しきものであつた。』然しそれは着々と且斷乎として維持せられた。北京駐劄英國公使「ジョーン・ジョルダン」卿の報告を茲に引用すれば『支那

は歐洲の一國民が凡ての政府の近世式の機關と其の決定を強行する權力とを以てしても尙ほ面する事を欲しなかつた處の問題を取扱ふ事に躊躇しなかつた』。財政の窮乏を告げ居りたる時にも拘らず支那は巨額の阿片よりの年收を失ふ事を喜んで犧牲に供した。英國公使は更に附加して『斯の如きは印度政府が同樣の問題を取扱ふ爲めに阿片收入を犧牲に供するよりも、支那の現在の財政狀態にとりては一層苦痛の多い事である』と云つて居る

先見の明と同樣に必要にして又張により始められ又他の總督等と聯合して實行せられた今一の運動は彼等の支配せる各省內の總ての外國人を虐殺すべしと云ふ西太后の命令に對し西太后に服從する事を拒絶した事であつた。單にそれに止まらず世界に向つて發表した宣言書を通じ、支那が諸外國と戰爭し居りたる事を否定し、北京に於ける瑣々たる不快は總督等が非なりとしたる地方的騷擾であつたと云ふ事を斷言した。斯くして彼は列强から支那の分割に對する表面的の口實を除去した

確かに斯る偉大なる計畫及びそれの完成に對する機關を活動させ始むる事は老人に對して觀察力と意思と頭腦とを要求した

支那共和國の大統領袁世凱は他の者と同じく卒伍に身を起した。嘗て彼の策略は支那の宗主權から朝鮮を扭ぢ取らんとする最も拔目なき陰謀を挫折せしめた。山東の總督として死の危險を冒して、我布敎團を救助する事に成功した。「尊敬す可き佛」(西太后は奇妙な自慢から自分を婉曲に斯く呼ばせる習慣になつて居た)に依り北京から容易に擊せられ得可かりし濟南府の官邸に居住して居りながら西太后よりの死罪に處すと云ふ秘密電報に公然反抗した。西太后の權力の絕對的にして、その氣質は如何なる反抗をも物ともせず、又その資產と專橫とは只「ロシア」の「カザリン」皇后にのみ比較し得たと云ふ事を考へたならば思ひ半に過ぐるものがあるであらう。袁は張之洞が布敎團の援助の下に概略を定めた泰西式敎育の計畫に則り第一の大規模の省立大學を建設した。而て「アメリカンプレスビテリアン」敎會の「ダブルユー・エム・ベース」僧正に對し其の門弟若は其他適當と認むる基督敎敎育を受けたる者の中より敎授を選任する事を全然委任した

一九一二年の支那革命の間に處し彼は歷史に於て類例の少い役割を演じた。反動的の朝廷及び急進の共和主義者の双方より何れに對しても十分に極端ならずとして激しく憎惡せられたにも拘らず、彼は矢張り兩者を調停する事を得た唯一の人であつた。攝政により剝けられ官職を剝奪されたが其の攝政が彼の歸來を懇請し無力なる滿洲朝廷を破滅より救ふ爲めに絕對的の權能を與へた。袁の生命及び其の家族の生命は數ケ月間双方よりの刺客の爲めに大に危險を感せしめられた。然し彼は平和の間に此朝を權力から退かしむる樣に暴力を以て壓抑し、特權及富を奪食した。斯の如きは他の何れの朝の歷史に於ても見られぬ處である。斯くて着々彼は北方人なる彼を支那共和國の大統領として認容する事に不平を懷きたる南方を——十八省中十五省は頑强

に彼に反對した――押へ付けた

「ヘルバート・イー・ハウス」は袁の子息の一人の家庭敎師にして其の家庭の事情を熟知せる人であつたが袁世凱に付ての一の意見を發表して居る。『袁は非常に高級の行政能力を有し寛容にして見聞の博き保守的の改革主義者にして外國人に對する態度は正義にして友誼的であり、眞正の愛國者にして其の計畫は彼を熟知せる人々に依りては疑はるゝの餘地なき廉潔な人であつた。彼は今や帝國を認容し國家の殆ど無限の資源を開發せんとして居る勢力を得つゝある人人の典型的の人物である』

彼の愛國心の問題に付て小さい偶然に表はれた傍證が一日、歐洲の或國の政府が支那の廉潔なるに乘じ支那の幸福を脅威する如何なる忍耐強き國民も國辱を感ずる如き利權獲得の目的を達したる時に如何に袁世凱は失望落膽して歸宅したかと云ふ事を語る處のハウス氏に依り提供されて居る。子息は『今朝我が父は殆ど哭せんとした。何者父は「支那はもう駄目だ」と云つた』と述べた。父が殆ど叫ばんとしたと云ふ事の意味は、支那人の間に住居し支那人は最も惡い一身上の不幸卽ち最も痛切なる愛子の喪失の如き哀愁を告げる時にも屢笑顏を以てする程感情を隱蔽する國民なる事を見て居る人々に依り最もよく了解せられる。然し此人が其の力強き手の內に他の如何なる國民の指導者よりも多數の人間の運命を握る時機が到來した。

一九二一年の支那對外貿易狀況（中）

輸入貿易

一九二一年度純外國輸入貿易額は九億六百十二萬二千四百三十九兩にして、之を昨年度平均爲替相場に換算する時は（一兩に付磅貨三志十一片十六分の七）一億七千九百十萬七百六十三磅、（日貨爲替一兩に付一圓五十七錢）十六億三百八十三萬六千二百二十九圓二十三錢に相當し、前年度の輸入額に超過する事一億四千三百八十七萬二千二百九兩なるも、磅貨に換算する時は爲替の暴落により、前年度より七千九百七十四萬六千七百十一磅の減少となれり

今昨年度重要輸入品輸入高の前年との比較表を揭げん。

最近二年間外國輸入重要品比較表

（單位一千兩）

綿製品	

	一九一三年	一九二〇年	一九二一年	一九一三年の平均價格により再算せるもの 一九二〇年	一九二一年
生金巾（無地）	一四、一〇二	一九、七〇五	一六、七六八	一〇、一六八	八、六六一
生細布（同）	一六、一七六	一九、一六八	一三、〇八五	七、八三二	七、一一八
白金巾（無地紋織及白アイリッシ布）	一九、五二七	二六、四一五	二〇、三七二	一五、七五八	九、三三一
綾本綿	八、八三一	三、九一三	三、六八〇	一、九四七	二、四七八
綿綾	五、〇七八	一四、二二六	一〇、八二三	七、九八八	六、三三六
天笠布三十二吋	三、八九八	五、〇九七	三、四五二	三、〇一〇	一、六七四
同三十六吋	三、四六	五、七三	四、九五	一、五八	二、八四
薄地金巾寒冷モスリン	三、二八	三、三四	一、二三一	一、一八五	二、五四
白綿紗バルザリン（白着色及捺染）	二、六三	二、三九	九四	一、一七	六三
無地綿アリン捺染綾木綿家具布ツイル、クレープ、サテーン及レップス等	三、六〇〇	八、二八七	五、五〇九	四、四九九	二、三二四
縫金巾及着色天笠布	二、五三五	二、五七五	四、四九五	一、五七七	二、一五五
着色綿布（無地型染イタリアン、ヴエネシアン、ラスチング）	九、四一七	一三、八三〇	一三、六〇八	一、八一六	五、六二五
同（無地着色イタリアン、ヴエネシアン、ポプリン及ラスチング）	四、六五五	一八、七九二	一七、一八四	一二、八四一	一〇、〇三六
同（紋織、イタリアン、ヴエネシアン、ポプリン及ラスチング）	四、五六六	五、五四六	五、九五九	二、九九七	一、九七一
無地染色金巾	七四四	一、〇九二	三七三	一六二五	三二三
同（香港染無地）	三六四	一六七	二三九	一七三	一七三
綿大幅ネル（六十四吋）	一九三	八八	一二三	三六	三八
フランネル	三、二一	四、二八六	三、七三六	二、一六一	二、〇一〇
日本綿タレープ	三三	五七	一五	四五	一五
日本綿布地	九一七	二、〇一七	五七一	六、八九二	四、二七六
天鵞絨	一、九〇〇	八一八	一、五七六	四七一	三〇一
綿毛布	六三一	六〇九	六四〇	二一九	三九九
綿ハンカチーフ	四五〇	九〇四	一、二四八	五一二	三五一
綿タオル	九五八	六二一	一四一	三〇八	一二八
其他綿製品	六、九二八	五、九二〇	七、五九九	二、四八六	二、〇九一
綿糸	七一、〇六五	七八、六八八	六七、〇一三	三五、〇七〇	三三、九五五
綿絲糸玉	三四九	二五五	四二〇	一八九	二四五
同巻	一、二二五	一、九八一	二、九四四	一、六九〇	二、五九七
綿製品合計	二八、二四二〇	二四、六八三	二〇八、六六五	二七、九二〇	一〇五、一一七
毛綿物					
毛布及敷物	六一四	四三九	五八七	一〇四	一〇〇
プロードクロス、メヤユーム、ハビット及ロシアンクロス	五〇五	二八	一三	一一	四六
キヤムレット及バンチング	二三八	八四	一三四	七二	六二
フランネル	三六	四八	八四	二一	四三
ラスチング	三九五	一三〇	一九一	六五	八六
ロンヂキル	二九二	一三五	一八〇	六八	七〇
大幅ネル	一三〇	二六	二五	一〇	一一
其他毛綿物	一、〇五六	二、六七八	四二二六	一、二〇一	一、〇八
毛糸及コード	一、五九四	一、二三三	二、〇九九	六九九	九二三

毛織物合計　四、八八〇　四、七九一　七、〇〇八　二、二九二　二、五八八

五金及鐵物

アルミニューム　七〇　九七　八六　一〇九　八八

眞鍮　七八五　一、三二一　一、三八四　一、三七三　一、一六六

型銅及鑄銅　六、二三〇　九、三〇二　一二、七六六　一四、三八四　一、一八八

其他銅　五七八　二、一一二　一、三二一　二、〇三五　一、三〇五

鐵棒　一、八五〇　七、七九三　四、一三四　四、一三六　二、一三五

鐵帶狀及斷續　八四六　一、四四一　七三一　九一一　四三二

鐵釘及リベット　一、四四一　三、〇六二　二、〇八〇　一、五一九　一、四〇二

鐵パイプ及チューブ　三七一　二、八〇六　四、〇〇一　一、四三五　一、四〇二

鐵板切片　七六二　一、四〇五　一、〇九八　一、〇六一　六五七

鐵軌條　八九六　二、〇八四　七、二九六　九四六　三、二八八

鐵板及薄板　一、二五二　四、六二三　二、七七八　二、三五四　一、三二一

其他鐵製品　一、九八八　五、二九七　五、〇六九　五、一三五　二、八九八

洋鐵類　一、二一四　二、四四四　一、〇九六　一、八一六　一、三一八

亞鉛引鐵類　一、七四〇　三、三四五　二、四九九　二、〇一五　一、三一五

其他鋼鐵製品　一、四六二　五七一　九七一　四七七　七五

鉛　八一八　五八三　一、〇七〇　五〇七　八七〇

ニッケル製品其他　一一〇　二六八　一五　四〇四　一七

水銀　六六　六一　八六　四七　七四

銅　九二九　一、六三八　一、三一七　一、〇一〇　六〇四

鍋　二、四三六　二、六七六　三、九七〇　二、一一三　一、一六

紙力板　二、四三九　四、四一一　五、三五五　三、九五五　二、九九九

銀若クハ銅逸銀　二〇四　一七　二九　一六　一六

亞鉛(スペルター)　五五四　四四四　三一四　四一二　三四

其他金屬及鑛物　二四五　二、二六五　九三七　六、七六五　二、九九四

鑛物　一　二五九　三五　六六　一八

五金類合計　二九、一五六　六一、五七二　六〇、〇七七　五二、一九九　四二、二七一

雜貨類

各種袋類　三、一五　一〇、一一〇　一〇、〇六八　七、二八五　七、七四一

海參　一、一六六　一、九二一　二、一八〇　一、三七七　一、三四六

各種鉄　三、三一五　二、五四三　五、一五一　二、〇〇〇　四、四八四

各種蠟燭　五八〇　一、三〇五　九八二　七四七　五九六

セメント　六〇八　一、八六〇　三、六五六　一、七一七　二、四八三

鋪敷類　一八、六二三　六、二五三　四、二三九　四、八四七　三七、二一八

紙卷煙草　二、五八九　二、〇五〇　二四、九一五　一六、四五一　一六、九五五

石鹸　九、四二一　一四、五七五　一三、七九〇　六、九八八　七、五八五

染料彩料ペイント人造藍　二、九八四　一七、九九三　一五、三〇六　一五、一八七　三五、八六七

棉花　二、九四三　一五、三〇六　一五、二六〇　四、六九一　四、七五五

鐵類木材品(機械車輛及海軍關係ヲ含マズ)　一三、九七五　一三、三〇六　一四、二八八　一五、四一〇　一五、二一二

砂糖　一〇、三〇一　二、三三〇　三、四〇四　二、〇二九　二、九八八

ガソリン、ベンジン、ナフタリン、石油等　一〇八　一、六七四　二、七二八　五九九　一、〇七三

人參　一、六四九　一、五四六　一、九〇四　一、二九五　一、四〇九

硼酸　一、一四三　三、四六〇　二、〇三五　一、一二七　九、二九九

精革　七、一七九　七、〇二四　八、五六七　八、六三三　九、六五五

燐寸　六、三四一　二、九六六　一、六七八　一、八六七　九四八

針　一、〇四五　一、七五六　七九四　五八三　三〇二

石油　二五、四〇三　五四、三一八　五八、〇七七　二六、一六三　二四、一六五

洋紙(板紙ヲ含ム)　六、二一一　一五、一〇二　一五、二五八　四、四六七　五、六一四

曹達　一、一二八　二、三〇九　一、七七六　一、七〇四　九四四

赤砂糖　九、二五七　七、七七一　一三、〇九九　四、一九四　八、一〇一

白砂糖	一〇、六三四	九、六一三	一七、七三〇	四、九五九	一〇、二七一	一九一八年	二六、六七六	一一
精糖	一四、五九五	二〇、一五九	三六、八五五	一〇、〇一二	一九、八〇二	一九一九年	四八、三七五	二一
氷砂糖	一、六四五	一、三五八	七、七四三	八二六	一、九二九	一九二〇年	九六、六二七	四三
木材（硬）	一〇、七四四	二、九〇〇	四、〇七五	一、三二六	一、三二六	一九二一年	一五〇、一〇四	六七
同（軟）	三、八八一	九、一五〇	三、九六六	五、〇四五	二、七四二	計	三四、二五〇	一五二
葉煙草	三、五七三	一二、九三九	一四、二七九	五、〇五二	四、八九三			
雜貨類計	一八、〇二六〇	二六、一五四五	二五六、二七九	一五八、〇二六	二三三、二三六			
合計	三九六、七一六	五七四、七二五	六三二、四二七	三三九、三九七	三八三、二〇五			

以下各重要輸入商品の概況に就き說明す可し

一、阿片

現在の阿片の輸入は單に官憲の手に依て、大連及靑島の租借地に依てのみ取扱はるゝものにして、一九一九年度輸入額百五十六擔、一九二〇年百三十六擔二〇に比し昨年度三百三十二擔七〇なりと雖も、阿片を密藏する者多きに剩餘されて、支那に密輸入さるゝ數量頗る多きに上れる事周知の所なり、海關の手に依りて是等密輸入の阿片、モルヒネ、コカイン等の沒收さるゝ數量は年々增加し頗る巨額に達せる事左に揭ぐる五ヶ年間に於ける海關沒收額表に示す所の如し、實際に於て藥用として病院其他に使用せらるる數量を除き、其殘部は海關吏に於て燒却せられつゝあるも、約數百萬弗の阿片が年々喫煙されつゝある事も亦事實なり

最近五年間海關の手に依て沒收されたる阿片量

	阿片	モルヒネ	コカイン
	センダム	クオー	
封度	噸	ウエート	封度 封度 封度
一九一七年	二〇、四六八	九	二 三 〇 二九 三二

及綿糸の爲め一般外國品に對する購買力を減殺し、需要を減じたり、但年末に至り徐々是等綿布在荷品も荷捌け、且他港より需要增加するに至りしは尙幸とす可し、安東稅關長より昨年大阪より大連經由安東通過奉天輸入綿布の價格比較に付下の如き報告を得たり、大阪より安東を經て奉天に來る綿布と大阪より船舶により大連を經由し、是より鐵道便に依り奉天に送付せらるゝ綿布の輸送狀態の利不利を比較ずるに、前者に依る輸入は大阪奉天間二十日を要し、船舶に依るものは僅に十日なり、卽大阪大連間三日大連其他稅關積換及諸手續に六日乃至七日を要す、然も其費用は鐵道に依るを遙に有利とする所なるが、今昨年中前記兩經路に依る綿粗布一俵の積出原價の割合を見るに左の如し

		大連經由	安東經由
上半期間	最高	內 一一二	內 九二三
	最低	九六三	八二三
下半期間	最高	一一三五	一〇二五
	最低	一〇四五	八八三

鐵道輸送に依る經濟的なるは鐵道輸入貨物に對し、三分の一の輸入稅を減額せる事、並に銀通貨に對する爲替相場の昂騰により利益あるに由れり

三、綿糸

綿糸の輸入前年度に比し五萬一千九百四十擔を減じ、輸入合計百二十七萬三千四百三十八擔、價額六千七百一萬二千八百六十六擔なり、內英國綿糸は一萬三千五百七十一擔に止り、印度綿糸は著しく減退し、前年の六十六萬一千六百三十三擔より昨年は五十一萬六千八百八十擔に減じたるも、日本綿糸は前年の六十一萬二百四十九擔より、昨年は七十萬一千二百八擔に增加せり、一般に昨年は綿糸市場手堅く前年に比し稍有利にして、商內着實なりき、年初より十月に至り幾多小變動ありしが、概して相場高値を報じ徐々底意小强氣を以て需要されたり、乍然年末二ヶ月間は相場弱氣を入れたるも、年末の買氣强品少にて、今一九二二年度の好況を豫想せしめたり

四、五金類及鑛物

昨年中五金市場極めて不況、年初外國商人及支那輸入商は手許巨額の在荷品を擁し、一時不況を呈したるも、其後內地在荷高減少せしため、市面良化せしが、何分荷主は非常なる損失を蒙りたり、五金取引は底迄落ち込みたるも、結局昨年末迄に前年度持越在荷の約八割を荷捌きし得たるは幸とす可し、而して下半期間相當の取引ありしに拘はらず、尙平年の數に達せず、前年に比し不振を大ならしめたり、本年度の豫想は頗る良好なり、昨年中輸入されたる五金及鑛物の數量六千〇七萬八千三十九兩にして、前年度六千一百五十六萬五千百五十七兩なるが主要五金類の輸入數量左の如し

五金類	一九一三年	一九二〇年	一九二一年
鋼	二八、一四四擔	四七、一九五擔	五〇四、六〇二

鐵軟鐵製品及雜鐵	三、五二〇、〇四九	五六七、〇〇九	四、一六二、三九五
亞鉛引鐵薄板及線	二、九五八五	三三九、一九二	三〇二、二九
鉛	一、八三三五	七三二九一	一、三五七、二一一
水銀	六五四	四七四	七四五
條鐵	一四九、七〇一	一六二、六七六	九七、三〇八
錫塊錫製品	五二、七八一	五二、六〇五	七五、六三五
鉄力板	三六三、三六六	五九、三八八	四五二、三四七
鐵鋼	一、五九六	三三二、六四	九九、二一〇

五、機械類

支那工業の發展は機械の輸入增加に依りて現はれ、各種機械の輸入額は前年に比し著しく增加し、特に織物機械の數異常に增加し、一昨一九二〇年度の六百九十萬兩より、昨年度二千六百七十萬兩に上り、農業用機械は前年の百萬兩より昨年二百二十萬兩卽倍額以上に上り、推進機は二百四十萬兩より、五百十萬兩に增加せり、前記合計二千六百萬兩の輸入額中一千一百十六萬三百十三兩は英國より、七百四十七萬一千五百二十兩は米國より輸入せられ、加奈陀よりは四百二十九萬六千六百九十二兩、日本より三百六十二萬二千五百五十三兩、獨逸より十三萬一千四百九十二兩の入荷ありて、各國共機械貿易の競爭を出現せしが、特に獨逸は其國通貨の暴落により、此種の輸入を剋載せしが、其國の原料を以て製造せる商品に對しては頗る有利なるも海外より原料を輸入して製造する商品に就ては多少損失を免れざる可し

六、電氣材料

電氣材料輸入貿易の發達は引續き旺盛にて、稅關統計一九二一年電氣材料及取付品一千三百二十萬兩にして、一九一九年の五百萬兩、一九二〇年の六百三十萬兩に比し、異常の增加と謂ふ可し、既に豫想の如く取引不振の結果電燈器具の賣捌に惡影響を及ぼしたるが、又公共設備に對する改善又は新裝置の行れたる爲輸入額增加せられ、昨年中內地電力電燈設備の布設契約多數行はれ、一千二千乃至五千キロワット等の動力取付あり、前年度僅に二百乃至四百キロワットの需要を以て滿足せしに比し、著しき發展と謂ふ可し、電氣使用上其發達の一現象として、從來電燈用電流は夜間にのみ使用せられたるも、支那重要の數個の都市に於て晝間に使用せらるゝに至れり、南京、蘇州及杭州等其例なり、電燈附屬品備付品及電球等に就ては、日本品の多く需要せられ、又電線碍子隔電線等を供給せり、年末に至り獨逸製碍子電氣具多數市場に現はれ、米國品より安値を以て供給せり、本貿易の將來は有望なる前途を有す

七、アニリン染料及人造藍

昨年中アニリン染料及人造藍の輸入貿易は他の輸入品と同樣、爲替相場の低落在庫品の堆積需要の軟弱なりし事により影響を受け、現在市價暴落により打擊を受け居れるが、戰時中及休戰後暫く支那の需要を喚起せず、蓋し當時爲替相場の不利なるに連れ、賣値としては外國輸入品支那染料商の引合値段に合はざりしに由れり、昨年中染料の需要減退せる他方に、再び獨逸染料世界市場に割込み、支那市場に競爭賣をなしたるため、相場暴落し昨年末の相場は前年度

の半額以下に降れり

乍然斯の如き不況材料あるに拘らず昨一九二一年中アニリン染料の輸入額は前年の七百七十萬兩より八百萬兩に增加せしが、人造藍の輸入は前年の千五百三十萬兩より千五百二十萬兩に減少したり、數量は兩者共幾分の增加を示し居れり、藍は佛國より輸入せるもの三百五十三萬五千六百兩、米國より二百六十一萬七千百七十七兩、殘額の內英國は百九十三萬四千四百四十八兩、獨逸は百八十五萬七千百二十四兩、瑞西百二十八萬九千三百七十三兩を輸入せり、重なるアニリン染料の輸入國別を示すときは次の如し

獨逸	三、三九〇、二七八兩	香港	一、三九八、一八六兩
和蘭	一、〇四一、二九	白耳義	七五〇、一二八
日本	六九九、九三六		

八、其他輸入雜貨

次の表に於て一九一三年、一九二〇年及一九二一年の輸入雜貨類の主要なるものを列記せんに、各種袋、建築材料、米及糙米、棉花、麥粉、ガソリン、洋紙及特に鐵道材料、砂糖類の增加せると反對に、樽、燐寸、石油、石鹼、石鹼製造材料並に軟木材等主なる減少品なり

主なる雜貨類輸入統計

品名	單位	一九一三年	一九二〇年	一九二一年
軍器火藥	價額	六、七二八、四五四	二四二、二四一	三七八、二三一
各種袋類	個	三二、〇四九、七〇八	四五、四七〇、九二六	五六、九二七、三二三
	噸	—	三三七、二三〇	二八〇、六九九
建築材料	價格	二四四四、七八七	七九一四、一二三	一、〇五八、八四〇
緩燃燭	噸	五、三八三	六四八六一	五一、七七二
樽、空桶及材料	價額	六三四七一四	三四三〇、七七一	一、六七〇、四九六
米及糙米	噸	五、四一四、八九六	一、二五一、七五三	一〇、六二九、二四五
紙卷煙草	千本	六、二〇九、〇三七	八、一〇四、一六一	八、三五二、四〇一
葉卷煙草	同	三八、五六五	三七、五七六	二四、九〇五
石炭	噸	一、六九〇、八九二	一、二五四、五三一	一、三六一、七八一
原棉	噸	一三四、七三五	六七、八二九七	一、六八九、五二六
ペイント及ペイント油	同	七三、七八四	一六三、六〇五	一六二、九〇二
麥粉	同	二、五九六、八二一	五一、一〇二	七五二、六五五
ガソリン其他	ガロン	四六五、五七七	二、六〇四、六三四	四、六六四、四五五
燃料油	噸	一二、〇六五	七五、四四七	四〇、五六一
人參	斤	三三四、八一六	二六二、六九七	二八五、七九六
護謨類	價額	三六〇、五二九	一、五三四、一三七	一、九七一、四六二
肥料	噸	九〇、五五七	八四六、八四	八四一、六三五
燐寸	哥羅	二八、四四八、一五五	八、八四四、二九六	四、三〇六、八七九
煉乳	打	四八三、七二〇	八九、五三三	三八、三九七
	噸	—	三六、〇八八	四二、九三二
石油	ガロン	一八三、九八四、〇五二	一八九、五八八、五四〇	一七五、一一〇、一三五
機械油	同	二四四九、五八六	五、七七六、五三三	四、三四九、五八八
洋紙	價額	七、一六九、二五五	一四、一五九、一八六	一五、三一一、八七三
鐵道材料	同	四、三一七、六九四	四、一四四、六一一	一〇、四九二、七四三
滑草及寒天	噸	六三五、九七八	五二六、七六六	四六八、一八九
石鹼及石鹼製造材料	價額	二、六八四、五一一	三、一五四、八八六	八四一、六三五
各種砂糖	噸	七、一一一、七二八	三、八五七、二八七	四、三〇六、八七九
木材(硬)	立方尺	二、六六〇、六八一	八六九、七二四	三八、三九七
	平方尺	—	三八、〇五一、四三一	四四、五一七、六六八
同(軟)	平方尺	一六四、八四七、六二三	二〇七、五九四、〇三〇	二、二八五、二九九
機關車炭水車	價額	七六八、六二八	三、四三一、八六六	九、三三四、七八一
鐵道客車貨車	同	一、一九三、八二三	四七一、五三四	七、五三六、七八三
自動車及貨物自動車	同	四八五、一八二	三、四七七、二一九	三、五六九、三五四

自轉車	續額	一二六、九七七	三四一、四九七	五四一、四三	
麥酒黑ビール	同	七二四、一七七	一、〇一四、二六三	一、二八五、一一四	

農商部登記濟商註（七）

一、商　號　新中罐頭股分有限公司
營　業　罐詰製造
資本金　十萬元
責任者　（董事）楊子興、張寶印、張國經、苑錦堂、劉應蕃、王之弼
（監察人）劉應隆、王文燦、鄧錫珪
所在地　直隸昌黎縣城西街
設立年月　民國九年　月
登記年月　民國十年三月
登記番號　第五三九號

一、商　號　太平貿易股分有限公司
營　業　有價證券賣買、金融、信託、一般輸出入業及各種實業及協助
資本金　一萬元
責任者　（董事）王奎元、鄧君翊、徐翰如、趙鞠秋、周叔廉、郭喬民、汪振清、程仙舫、周警逃
（監察人）許駿人、呂葵甫、姚鞏青、徐振謀、吳幼梅
所在地　北京化石橋
設立年月　民國九年十二月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四〇號

一、商　號　振興動植股分有限公司
營　業　造林及牧畜事業
資本金　一萬元
責任者　（董事）石樂亭、張獻九、胡篤忱、張倬齊、李雲屏、周梓園、石寶三
（監察人）石廷廣、梅兆琨
所在地　山東長山縣白雲山麓
設立年月　民國十年三月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四一號

一、商　號　北京華業製機股分有限公司
營　業　莫大小製造
資本金　一萬元
責任者　（董事）郝浴滄、章晴孫、韓俊章

所在地　蘆廟榮支門外木廠胡同
設立年月　民國九年十二月
變記年期　民國十年四月
登記番號　第五四二號
一、商號　鄱昌紗紗管股分有限公司
營業　木管製造
董經者　（董事）周肇甫、蔡肇之、張竹盦、周沈毅、徐經紳
（監察人）張秋圃
所在地　（本店）江蘇無錫周新鎮（事務所）上海自來水橋
設立年月　民國九年十一月
變記年月　民國十年四月
登記番號　第五四三號
一、商號　慷康紡織股分有限公司
營業　紡織業
資本金　八十萬元
責任者　（董事）薛瀛運、吳仁元、吳蘊清、吳耀威、李錫臺、薛寶潤、張蘭坪
（監察人）裘鍾麟、張廷賓、羅志勳
所在地　（本店）無錫北門斜橋花莊（支店）無錫北塘大街
設立年月　民國九年十一月
變記年月　民國十年四月
登記番號　第五四四號
一、商號　恒大紗廠股分有限公司
營業　紡織業
資本金　六十萬元
責任者　（董事）穆抒齋、穆藕初、劉襄孫、朱子源、張鄂岡、陳子馨、湯蘊齋、黃季純、儲香泉
（監察人）陳悅周、楊文卿
所在地　（本店）上海思揚鄉揚思橋（支店）上海英租界江西路三和里
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四五號
一、商號　武學書局股分有限公司
營業　兵學書出版業
資本金　十萬元
責任者　（董事）曹燕平、崔召和、吳石公、袁紹明、張少卿、陳鳳皋、楊望耘、雷修齊、沈席卿
（監察人）華閬荃、葛雒辰
所在地　北京廊房頭條
設立年月　民國十年一月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四六號
一、商號　勤益興絲帶股分有限公司
營業　絲帶製造
資本金　二萬元
責任者　（董事）王竹銘、李瑞亭、莊春堂
（監察人）勗文由、王竹琦

所在地　（本店）天津河北大街（工場）天津河北四馬路
設立年月　民國十年二月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四七號
一、商號　開源墾植股分有限公司
營業　農墾、牧畜及土地撫墾買賣業
資本金　一萬元
責任者　（董事）朱啓鈐、趙德珍、王寶劍、王寶鑫、梁士詒、曹汝霖、潘復、周作民、任鳳苞
所在地　（本店）天津日界福島街（第一農場）寧河縣屬軍糧城　（第二農場）大興縣屬南苑　（第三農場）寧河縣屬後河句樓沽
設立年月　民國九年二月
登記年月　民國十年四月
登記番號　第五四八號
一、商號　常州紡織股分有限公司
營業　紡織業
資本金　六十萬元
資介者　（董事）盧正衡、江湛、于定一、錢以振、江梅漵、徐果人、孟森、梁宗銓、楊廷棟
（監察人）崔誠中、黃蘭塵
所在地　江蘇武進縣小南門外
設立年月　民國九年十一月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五四九號

一、商號　厦門商業銀行股分有限公司
營業　銀行業
資本金　一百二十萬元
責任者　（董事）廖仲和、葉榮祿、黃慶元、黃廷元、蕭樂緯、陳璋、吳星南、歐陽澤、陳弼、郭伯龍
吳光華、曾祖鶯
（監察人）王汝霖、吳經緯
所在地　福建厦門
設立年月　民國十年四月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五〇號
一、商號　振華油漆股分有限公司
營業　ペイント、白鉛製造
資本金　銀五萬兩
責任者　（董事）梁振葆、張蘭坪、李劍雄、謝復初、吳善卿、岑庭芳、陳椿源
（監察人）何楳軒、梁月槎
所在地　（本店）上海小波渡北首譚子港（發賣所）上海天潼路
設立年月　民國七年一月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五一號
一、商號　興林造紙股分有限公司
營業　製紙業
資本金　日金五百萬圓

責任者　（董事）王蘊侯、鮑積德、鍾慕金、羅子超、周子和、大倉喜八郎、中村伴九郎、植田隆、彼末德雄、式村茂
（監察人）鮑英、川本靜夫
所在地　吉林省城
設立年月　民國十年一月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五二號

一、商號　海明電氣股分有限公司
營業　電燈
資本金　二萬元
責任者　（董事）董淦、王已勤、張望三
（監察人）陳明輝、劉季明
所在地　江蘇海門縣
設立年月　民國八年十一月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五三號

一、商號　振興輪船股分有限公司
營業　旅客運送業
資本金　十一萬元
責任者　（董事）邱寶賓、陶華瑚、韓子林、洪幸尹、方耕餘、呂藻青、裘錫九、楊希齊、姚之年、吳梅仙、何元增、吳九如、邱先紱
（監察人）湯農先
所在地　（本店）江干閘口（支店）閘堰義橋、臨浦靈橋、富陽場口、橫山峯溪、桐廬
設立年月　民國四年九月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五四號

一、商號　中華航業股分有限公司
營業　航業
資本金　四百萬元
責任者　（董事）邬子才、霍景維、何壽康、李少南、謝寶山、幸鏡波、錢賓南、古金賢、廣和源、吳振麟
（監察人）古鏡初、劉越汶、駱先用、陳學勤
所在地　（本店）秘魯國利馬城（支店）上海、香港、智利
設立年月　民國八年四月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五五號

一、商號　道康車業股分有限公司
營業　馬車人力車製造
資本金　錢三萬串
責任者　（董事）劉壽卿、張鼎卿、江少庚、周餘三、王曉曦
（監察人）王保丞、陳南山
所在地　宜昌城內天官牌坊
設立年月　民國十年二月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五六號

一、商　號　利捷機磨股分有限公司
營　業　磨粉業
資本金　五千元
責任者　（董事）藍方九、修毓齊、陽有庵、王慎五
（監察人）沈曾
所在地　北京鼓樓東大街
設立年月　民國十年四月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五七號

一、商　號　蘇州儲蓄銀行股分有限公司
營　業　銀行業
資本金　五十萬元
責任者　（董事）洪玉麟、鮑宗漢、鄧文漢、胡筠、金紹城、生孟鐘、嚴鞠甫、曾繡丞、馬式如、周圭璋
（監察人）施醒知、陸冲
所在地　（本店）江蘇蘇州城內觀前街（支店）上海英界南京路
設立年月　民國九年四月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五八號

一、商　號　華豐銀行股分有限公司
營　業　銀行業
資本金　五十萬元
責任者　（董事）李子云、宋儀章、秦瑞卿、丁价侯、馬汝霖
（監察人）陳青峯、彭玉田
所在地　漢口
設立年月　民國九年十二月
登記年月　民國十年五月
登記番號　第五五九號

一、商　號　浙江印刷股分有限公司
營　業　印刷業
資本金　一萬二千元
責任者　（董事）阮荀伯、周季綸、王卓夫、宋厚齊、張華胥、勞梅清、阮仲眉
（監察人）柳夢飛、吳鶴齡
所在地　浙江杭縣西湖橋路
設立年月　民國元年八月
登記年月　民國十年五月（改正）
登記番號　第五六〇號

一、商　號　興順福機器搾油股分有限公司
營　業　製油業
資本金　十二萬元
責任者　（董事）張克亮、張秀貞、張堉生、張葆生、張蕙生
（監察人）張厚思、張厚澤
所在地　濟南商埠緯三路
設立年月　民國八年十月
登記年月　民國十年六月

登記番號　第五六一號

一、商　號　華商上海水泥股分有限公司

營　業　セメント及附屬品製造

資本金　一百二十萬元

責任者　(董事)朱葆三、張退庵、張謇庵、劉鴻生、杜家坤、李鎏敬、劉吉生、謝仲生、張效良、李拔可、吳寄塵

(監察人)趙文煥、楊奎侯、周扶九

所在地　(事務所)上海南京路(總廠)上海龍華(分廠)杭州、蘇州、鎮江、湖州、無錫

設立年月　民國九年十二月

登記年月　民國十年六月

登記番號　第五六二號

一、商　號　慶豐紡織股分有限公司

營　業　紡織業

資本金　八十萬元

責任者　(董事)薛翼運、孫鳴圻、唐滋鎮、唐鑒鎮、蔡文鑫、唐圻鎮、蔡淞漁、華堂、唐穀源、唐炳源、蔡君植、陳作霖、唐鑑章、赦頌安、唐鴻堃

(監察人)唐宗愈、顧海周

所在地　(本店)無錫北門外周三濱(支店)無錫北塘大街

設立年月　民國十年四月

登記年月　民國十年六月

登記番號　第五六三號

一、商　號　利豐麵粉股分有限公司

營　業　製粉業

資本金　三十萬元

責任者　(董事)傅緊庭、胡筆新、傅紹庭、劉和夫、劉質夫、宋組佩、傅耀庭、左季康、胡文卿

(監察人)黃炳文、李國驤

所在地　江西九江縣

設立年月　民國十年一月

登記年月　民國十年六月

登記番號　第五六四號

一、商　號　南洋貿易股分有限公司

營　業　本國土產輸出歐米輸入品取扱業

資本金　十萬元

責任者　(董事)李雲書、簡照南、簡玉階、周志成、鐘可成

(監察人)吳慶棻、簡寶卿

所在地　(本店)上海英租界南京路(支店)米國紐育第五街

設立年月　民國十年四月

登記年月　民國十年六月

登記番號　第五六五號

一、商　號　上海開林鋁股分有限公司

營　業　ペイント、白粉製造

資本金　五萬元

責任者　(董事)李瑞如、甘熾初、黎潤生、王雲五、周

元泰、程蘭亭、阮鶴南
（監察人）盧著卿、梁端山
所在地　（本店）上海閘北江灣路（支店）上海西華德路
設立年月　民國八年七月
登記年月　民國十年六月（改正）
登記番號　第五六六號
一、商　號　江都耀揚火柴股分有限公司
營　業　燐寸及軸木製造
資本金　二十萬元
責任者　（董事）錢瑞生、朱竹軒、陳小甫、任馨山、黃益之、程受之、馬雋卿、劉毓齋、晏小偉
（監察人）胡顯伯、韓瑞廷
所在地　江都縣城南門外寶塔灣
設立年月　民國九年十一月
登記年月　民國十年六月
登記番號　第五六七號
一、商　號　東臺東興鹽墾股分有限公司
營　業　鹽墾
資本金　四十萬元
責任者　（董事）張東浦、洪筱之、陶心餘、李木公、李偉侯、江漢珊、劉衡莊
（監察人）羅海箴、王介辰
所在地　（本店）淮南東臺場（支店）上海、揚州
設立年月　民國十年三月
登記年月　民國十年六月
登記番號　第五六八號

時報

山東問題細目協定會議の經過（二）……首なし幽靈內閣……廣東を退去せる孫文氏……勞農政府代表ヨツフエー氏の入京……勞働立法運動

山東問題細目協定會議の經過（二）

（十八）第十八會議（八月三日）

既得權問題の再議

一、港務署燈臺の審議

支那にして公有財產中、港務署、燈臺等の事項を海關分科會の審議に移さん事を提議し、日本委員は考究の上追て回答すべき事を約す

二、遞信部內所管の審議

支那委員より公有財產中遞信部所管のものに就き、之を郵電分科會の審議に移さん事を提議し、日本委員之に同意す

三、公有財產の實地調查

支那委員より公有財產分科會をして先づ青島に赴き實地調查せしめん事を提議し、日本委員より公有財產に關する提案は、全部を提出したる後一應本委員會に於て討議し、直に該分科會をして現狀に就き調查せしむる事を諾す

四、四方發電所の取消要求
支那委員より四方發電所に對する青島民政部の許可取消を請求するの案を提出す
五、既得權問題の再議
前回に引續きて山東條約第二十三條及第二十四條の解釋に就き討議す

（十九）第十九會議（八月七日）
發電所及其他の協議
日本委員より
（イ）前回會議に於ける支那委員の四方發電所許可取消請求に對して書面を以て回答す
（ロ）前回會議に於て支那委員の提出せる燈臺其他港務事項を海關分科會に移すの案に對し同樣書面を以て回答す
（ハ）山東條約第二十三第二十四兩條の解釋に關する從前の主張を覺書として提出す
（ニ）文化的公共事業に關聯する契約書を追加提出す
之に對して支那委員は、（イ）（ロ）（ハ）に對する意見を次回に陳述すべき事、及び（ニ）に關しては他の契約書と一括して處理すべき事を答へたり
日本委員は、發電所、屠獸所、洗濯所等に關する公共事業に關して意見を述べ、支那委員之に應答し、討議久しきに亘りて決定するに至らず、次回に繼續討議する事とす
日本委員は附屬書（ニ）に規定せる青島公共施設に關する外國人の參與權の程度等を質問し、支那委員は本件は市政條例によりて決定せらるべく、市政條例は目下起草中なる旨を答へたり

（二十）第二十會議（八月十日）
郵便電信案の提議
一、日本委員は郵電に關する各種（海底電信、鐵道沿線の電信電話、山東の郵便局等）提案をなし、支那委員は一應大要を回答し、詳細は篤と研究の上回答すべき事を約す
二、日本委員より公有財産に關する提案の總括摘錄を提出す
三、埠頭倉庫に關しては、擔保の問題を別に議する事とし、公有財産分科會をして審査せしむる事に決す
四、支那委員は日本委員の前回提案通り、燈臺港務等の事項を公有財産分科會をして處理せしむる事を諾す
五、支那委員は四方發電所に關する回答覺書を提出し、更に重ねて其許可取消を要求す
六、支那委員は既得農業繼續問題に關する日本委員前回の覺書に對して回答書を提出し、依然其既得權なる事を認めずと主張す

（二十一）第二十一會議（八月十四日）
埠頭港灣財産目錄
一、日本委員より埠頭港灣に關する增加財産目錄を提出す、其減損額を控除せる大體價額次の如し
埠頭（倉庫を含む）　八八四、九一一圓

港灣　一、三二〇、七九二圓
合計　二、二〇五、七〇三圓
之に對して支那委員より詳細なる質問あり、公有財產分科會をして本問題を審査せしむる事とす
二、支那委員は日本委員前回提出の電話及無線電信問題に關して次の如く回答す
(甲)電話に關し、其交換用語として當分の內日本語使用方に就ては、此際特別の規定を設くるの要なし尤も將來日本語を解する交換手を採用して便宜を圖るべきを約す
(乙)青島濟南無線電信公衆用開放の件に同意す日本文字の電報接受に就ては同意し難し
三、郵電問題は專門家の研究を要するものあるを以て、分科會を組織して審査せしむる事に決し、左の通り郵電分科會委員を日支双方より通告す

日本側委員　公使館　矢野眞
遞信省　牧野實一
吉野圭三
民政部　古賀傳吉
支那側委員　孔祥熙
鍾錕鋐
陸家鼎
張肇鼎

(二十二)　第二十二會議(八月十七日)
海關問題の解決
一、海關問題の解決
海關分科會の報告を二三修正の上日支双方委員承認同意す
二、郵電問題の審議
郵電問題に關し、支那委員は前回に引續き日本委員提案中の
(丙)山東鐵道沿線の電信電話
(丁)海底電線
(戊)郵便局
の三件に對する回答覺書を提出し、日本委員一應意見を述べたる後、一括して本問題を郵電分科會の審議に移す事に決す
三、鑛山問題の說明
鑛山問題に關し、日本委員は財產目錄及提案を說明し時間無きを以て次回の會議に於て引續き說明討議する事に決定す
(二十三)　第二十三會議(八月二十四日)
行政引渡し準備
一、鑛山問題
鑛山問題に關して支那委員は次回に其意見を陳述すべき事を約す
二、鹽田問題
鹽田問題に關し、日本委員は專門委員來着に就き、次回に提出し得べき事を聲明す
三、行政引渡し準備委員の任命

行政引渡準備分科委員會の日支双方委員を左の如く定む

日本側委員

青島民政部總務部長	入澤重麿
總領事	森安三郎
青島民政部警務部長	大橋常三郎
青島守備軍經理部長	小林剛
青島民政署土木課長	中村謙介
青島守備軍法院長	中村季吉
青島民政部秘書課長	前田愼吾
青島守備軍參謀	安田鄕輔
青島民政部財務部長	內田隆
青島民政署總務課長	小柳收衛
青島民政部鐵道部港灣事務所長	平井新六
青島民政部水道事務所長	鬼一郎
青島民政部鐵道部埠頭事務所長	森啓藏

支那側委員

魯案督辦公署參議	梁上棟
同署行政處主任兼會務處主任	稽錕
同署實業處主任	孔祥熙
同署參議	徐祖善
同署秘書	林澄波
同署秘書	崔士傑
同署行政署副主任	王大禎
同處實業處副主任	吳大業
同署巡警教練所所長	程立

（二十四）第二十四會議（八月二十五日）

鐵道問題の討議

一、分科會の報告

鐵道評價分科委員會より左の如く報告せり

鐵道財產評價分科委員會は永久的改良並に添加の意義に關し、双方協議の上左の如く原則を定めたり

永久的改良並に添加の意義

一般に認められたる鐵道會計の原則に於て、資本勘定により支出するを適當と認むべき各種の改良及增加にして、在來の効力を增加し又は營業費を減少し得べき種類のものを包括することゝす、但し右の改良及增加は永久的性質のものにして、機械的又は地理に固定の位置を有し且つ繼續的價值あるべきを要す

右原則は各種財產審查の標準として假りに定めたるものにして、將來應用に際して疑義を生じたる時は双方更に討議の上解決するものとす、尙資本的支出並に固定の位置なる解釋及貯藏品未成工事並に獨逸遺留財產破壞部分に對する復舊費の處置に關し、更に左記各項に據る事に取極めをなす

但し、第二項の「固定位置の解釋」は双方の意見一致するに至らざりしを以て、各々其主張を列記することとせり

一、原則中所謂資本的支出とは、支出の性質を持するものにして財源の如何を問ふの謂に非らず

二、（A）日本側の主張

原則中固定の位置とあるも、資本的並に永久的性質を有し、且つ繼續的價値を有する可動設備品を除外するの意に非らず

(B)支那側の主張

原則中固定の位置とあるは、否移動物件を指すものにて、機關車客車及船舶の如きは固定の位置に在るものと見做す

三、貯藏品に就きては其處置に關し別に協議す

四、未成工事にして原則範圍内に在るものに就きては之を算入すべきも、工事材料に對しては第三項に據りて處理するものとす

五、獨逸遺留財産破壞の部分に對する復舊費は本原則に據りて處理するものとす

之に就き日支双方委員不同意の點に關して討議三時間の久しきに亘りたるも決定するに至らず、次回繼續討議の事に決す

二、二調査書の提出

日本委員より輕便鐵道及鑛山用軌道の調査表、並に鐵道部大正十一年度工事及物品購入調査書を提出し、分科委員會に交付審議せしむる事に決す

(二十五)　第二十五會議（八月二十八日）

鑛山賠償の反對

一、鑛山賠償に反對

支那委員は鑛山問題に關し、日本の提案に關する意見書を提出して鑛山賠償に就き反對意見を述べ、日本委員は一應右に對する反駁意見を述べ、尚更に書面を以て回答する事を約す

二、鹽業問題の說明

鹽業問題に關し、日本委員は膠州灣沿岸に於ける鹽業概況を說明し、鹽田目錄及工作物目錄を提出し、次で鹽業利益賠償金集計表を說明の上支那委員に交付す

(二十六)　第二十六會議（八月二十九日）

鐵道評價の審議

本委員會は鐵道評價分科委員會の提出せる報告書に對し其不同意及同意の點を問はず其儘一括して之を受理するに留め、該報告書を基礎として該分科會をして茲に實地調査に當らしめ、其計數査定を終りたる後、本委員會再び之を審議決定する事とす

首なし幽靈内閣

國會恢復と共に南北統一に歩を進むべく唐紹儀氏を首班とする聯合内閣の組織に就きては前號報道の如きが、愈々八月五日の大總統令を以て左の如き

國務總理	唐紹儀	(益友社)
外交總長	顧維鈞	(外交派)
内務總長	田文烈	(直隸派)
財政總長	高凌霨	(直隸派)
陸軍總長	譚紹貽	(直隸派)
海軍總長	李鼎新	(中立派)
司法總長	張耀曾	(政學會)

教育總長　王寵惠（中立派）
農商總長　盧　信（益友社）
交通總長　高恩洪（直隸派）

任命あり、且つ唐氏來任以前は王寵惠氏をして國務總理を代理せしむることゝし、農商部を農林及工商の二部に分たんとする民國元年制の復興は財政極窮の今日到底行ひ難きを以て沙汰止みとなれり、此中新しく始めて臺閣に列せる外交總長顧維鈞農商總長盧信二氏の略歷を擧ぐれば次の如し

顧維鈞氏、字は少川、江蘇省嘉定の人、初め上海の聖約翰大學に入り光緒三十年米國コロムビア大學に留學し、同三十四年卒業、民國元年唐紹儀內閣の國務院秘書より外交部秘書に轉じ、民國四年墨西哥公使に進み、更に米國公使に轉じ、巴里會議に於ける支那全權として世界的名聲を博し、嗣いで英國公使に轉じ、昨年の華府會議にも支那全權として出席し、今年六月歸朝して財政討論會委員長となり、今次の唐內閣に外交總長として始めて臺閣に列せるが、氏の如きは支那官界にも罕に覩る異數の出世にして ウェリントン・クーの名は暗黑なる現內閣の光輝ある一明星として評判極めてよし、氏年齡僅かに三十五歲、氏の先夫人は唐紹儀氏の令孃なり

盧信氏、字は信公、廣東の人、前淸中米國に遊學し、民國成立後廣東省議會議長に擧げられ、民國二年參議院議員に當選し、議會解散後南歸して實業界に入つて唐紹儀氏等の發起せる金星生命保險會社の總支配人となり、唐氏益友社のお臺所奉行として名あり

此直隸益友政學中立等の聯合組閣は各派割當の苦心を見るべく、號して統一內閣と稱され、直に之を國會に提出して其同意を求むる筈なりしが、首班たる唐氏は孫文西南民黨との從來の關係上孫文氏の態度今尙決定せざる今日到底遽に北方の懇請に應ずる能はざる事情あり、其後幾多の交涉勸說を費せるも未だ唐氏の確答を得るに至らざるため、依然として厭がる王寵惠氏をして代理を托し、唐氏承諾の確答を俟らて國會に同意案を提出せんとしつゝありしところ、吳佩孚氏は突然唐內閣に對する不滿の意を近親なる議員某氏に密電し、唐氏を首班として張耀曾及盧信二氏の入閣は統一に何等の益なきのみならず反て甚大なる阻礙ありとなし、殊に盧氏に對しては詐僞漢の字を以て痛罵し國會一部の議員をして唐內閣反對の氣聲を煽らんと謀れるも、此密電の暴露は益友政學兩派をして憤慨的に握手提携せしめ、詐僞漢と罵られたる盧信氏は敢然として北上就任し、國會に於ける多數黨たる益友政學は遂に聯合して軍閥に對抗するの氣勢を示し、二派以外の議員も多くは吳氏の干涉を非難し、反吳の空氣は今や國會に濃密となりつゝある旁ら閣員中最も緊要なる財政內務の二總長とも尙未だ就任を肯んぜず、更に加ふるに交通總長高恩洪氏は北京國立八校の敎育經費の問題に因りて敎育界の激怒を招き、罷免要求の怒號裡に包圍されつゝあるのみならず、敎育總長兼代理總理たる王寵惠氏も亦其間に挾まれて頗る困難なる境地に陷り、且つ病患は淸柳なる氏を犯して辭意常に絕へず、折角所謂統一內閣の成立を見るに至れるも、首班僅に其人な

く財政內務の要職亦其主裁責任の總長を缺き、時人の嘲稱せる首なし幽靈內閣の前途や頗る悲觀すべきもの多し

廣東を退去せる孫文氏

廣東を驅逐されたる孫文氏は憤慨やる方なく、依然軍艦上に起臥し北伐軍を遠くより指揮して陳烱明氏討伐及廣州の奪回に寢食を忘れつゝありしも、時竟に利あらず、頼みに思ふ許崇智氏の北伐主力軍は各處に於て陳軍に破られ、八月四日洪兆麟葉振如等の陳軍は始興を占領して北伐軍に大打撃を加へ、許崇智李福林軍は遂に南雄に退却して福建に侵入するの外なき窮勢に陷り、且つ陳氏の手は海軍懷柔に入りて孫氏の身邊危險に迫りたるより流石剛愎なる孫氏も遂に廣東退去に意を決し、八月十日汪寵銘蔣介石氏等を隨へ英艦ムーアヘン號にて香港に赴き、更にエンプレス、オフ、ルシア號に轉乘して上海に向ひ、十四日上海に着し萬一を慮りて吳淞より窃に上陸して佛租界の自邸に入れり

孫氏の上海着により上海に於ける民黨は悲喜交々猝かに混雜を來し、孫邸の訪客殺到せる爲未だ孫氏の意嚮を確測するに足るべき意見の表示なかりしが、政學會の機關紙たる上海中華新報は孫氏の廣東退去に就きて一觀測を下して曰く

孫氏が今後如何なる態度を執るべきかは一般の注目する所なるが、氏の左右には二個の潮流あり、一は孫洪伊氏の聯直主義にして、其理由とする所は、現下に於ける孫文氏の敵は寧ろ西南なり、卽ち唐繼堯、趙恒惕、熊克武等は何れも反對黨と認むべきものにして殊に陳烱明は最も新しき仇敵なり、故に曹錕吳佩孚氏等が好意を示せる此際に乘じて相共に新局面を開くべきなり、先づ其第一歩として孫洪伊氏が入京して內閣を組織したる後某要人を去らしめ、曹錕氏と正副總統の分配を協議すべしと言ふに在りて孫氏を動かすに足るものあり、又聯省自治反對の點に於て孫文と吳佩孚兩氏の主張は略ぼ一致して居るを以て、曹吳二氏が果して孫文氏に好意を傾注せば、孫文氏の精神、曹吳二氏の武力、孫洪伊氏の策略を以てせば總てを一致するに足るも、たゞ其困難なる點は吳曹二氏の誠意如何に在り、曹吳二氏にして果して誠意あらば孫文氏或は北上するやも知る可らず、吾人は深甚なる注意を以て孫文氏の宣言を俟つ

次日卽ち八月十五日孫文氏は左の如き宣言を公表せり曰く

六年以來、國內の戰爭は護法と非法との爭にして余は艱難創造せる民國が非法者の手に陷るに忍びず、同志を率ひて奮鬪止まず、中間變故屢々起りたる爲め護法の事業は因て以て數年間頓挫成就する能はざりき、故に非常會議を開き政府を樹立し、其任を余に囑せしを以て余は護法を以て貫徹せんが爲め敢て辭せず、就職以來將士を激勵し軍を出して北に向はしめ、非法者と戰ひて勝利を得たるも、一方北軍の將士も此時護法尊重の表示ありしが故に余は之を以て統一に就くものと思惟し、卽ち六月六日の宣言を發し北軍の將士と提携して統一の進行を圖らんとしたるに、詎んぞ料らん六月十六日護法の首都は突

然兵諫の變に遭ひ、政府は砲火を浴び、國會は遂に流離し、出征の軍は遠く江西に在り、余は僅に軍艦を率ひて倉卒變に應せしも陸地は悉く變兵の據る所となりて四面の攻撃を受けたるも、余は國會の附託の重きと護法の責任一身に繫るを以て暴力に屈せず、冒險艱難、孤軍奮鬪二個月の久しきに至りしも事遂に意の如くならず、即ち靖亂の任は之を各省の援軍に任じ、余は則ち自ら上海に來りて國人と共に統一の進行を圖るの已むなきに至れるが、護法問題は合法國會が自由集會し職權を行使し得る時を以て目的を達せるものとすべく、又六月六日の宣言中に述べし兵工計畫は適當なる計畫なりと信ず、其他國民の經財問題は實業を發達せしめ、民生を敦くして休養すると共に競爭世界裡に生息せしむるに在り、政治問題は自治を尊重して民力を伸展せしむるに在るも、自治は全國の人民が共有共治共領の謂なるが故に、軍閥が自治の名に托して陰かに割據を行ふものに非ず、余は國民自治の目的を達するに國民の憤起と共に努力せん

此宣言は一般輿論界に好感を以て迎へられ、孫氏の愛國至誠と妥協的態度に對して讃詞を贈り、從來全く孫氏と反對の立場に在りし中華新報の如きも同情と稱讃とを以て此宣言に對せるが、此宣言に由り孫氏の南北統一の目的を以て北方と妥協の意の有るを想見し得たるより、孫氏と北方との提携説は驟かに傳播し、曩既に上海に來りて頻りに民黨首領と斡旋中なりし黎元洪氏の代表黎澍、曹吳直系の代表孫岳二氏も親しく孫氏と會見して意見を交換したる結果、黎澍氏は「現下時局の收拾に關し務めて援助を吝まざる」旨の孫氏の返函を携へて八月二十一日北歸し、吳佩孚氏は亦其代表孫岳氏に宛て、孫氏十五日の宣言を承認し、國會の自由職權行使と地方自治とに賛成し、督軍を主體とする聯省自治に反對なる事及び裁兵の善後手段たる兵工計畫を承認する旨の電を寄せ來れりとの消息ありて孫氏と北方との提携説は益々濃厚となり、且亦從來頑強に北京舊國會の恢復に反對しつゝありし法統維持會の議員も遂に一轉して北京議會に出席するの議決をなせるが如き、明らかに北方との妥協の頗る進捗せるを窺ひ得べく、更に八月二十四日孫氏は自邸に於て上海の新聞記者三十餘名を招待し、大要次の如き

民國六年以來、護法の目的を以て奮鬪を持續し來りしも、最近に至りて北方武人は漸く覺醒し、既に舊國會を恢復し護法尊重の表示をなせるを以て、護法の目的は略ぼ達せられたりと謂ふべし、但し北方武人の誠意如何は尚注意するの必要あるも、是を以て戰爭は既に終結せられたるものと認む、而して民意の欲する所は平和と統一なり、余は極力之れが達成に努力すべきも如何にして之を實現すべきかは頗る重大なる問題なるが故に、愼重に考慮して其目的を達せん事を期するを要す

演説を試み、此演説中よりも、孫氏と北方との提携の進めるを想見し得べきが、曹吳直系の頻りに孫氏に秋波を送れる緣由を聞くに、曹錕氏はかねてより憧憬已まざる副總統熱を此際實現せんと欲し、孫文氏の總統を慫慂的に承認し、

孫氏は其交換條件として六年國會を承認するの議纏まりたの噂高し、斯くして假りに孫文氏の北上の實現を見るに至るとするも、結局は利權上の握手にして主義主張の根本に何等の諒解あるに非らず、一言以て之を蔽へば相互の一時的利用に過ぎざるのみ、斯かる利用的提携に依りて果して能く南北統一の鞏固なる基礎が築成され得べきや否や、且つ廣東に於ける陳烱明氏及雲南貴州四川湖南等西南各省の意嚮は其孫氏との從來の關係上、孫氏の北歸と同時に容易に統一圈内に誘導され能ふべきや是れ亦極めて疑ひ多く、孫氏と北方との所謂妥協提携は南北統一に多大なる實効あるべしとは思はれざるのみならず、亦第一革命に於て苦き經驗を嘗めたる袁世凱氏との妥協を再演し、自ら亦苦渦中に其身を投ずるの結果に終らずやと憂ふる者尠からず

勞農政府代表ヨツフエー氏の入京

勞農露國政府代表ヨッフェー氏は男女隨員十餘名と共に八月十二日北京に來れるが、其用務に就き京津の英字新聞は盛に過激主義の大宣傳に在りなど流言を傳播せるところ、北京駐在露國全權委員情報部は之に關して次の如く公表せり

一、露國政府が今次特別全權を支那に派遣せる目的は、全く露支兩國の通商交涉を開始せんが爲めにして他に何等の意あるに非らず、露支兩國民の善隣的關係を訂結する事は吾人の切望已まざる所、若し兩國の關係が常態に復して兩國間に何等かの協定を見るに至らば是れ兩國の幸福なり、雖然露國政府は支那政府に之れが交涉を强求するを欲せざるを以て、吾人は支那政府より交涉を開始し來るを俟つの態度を持せり

二、露國は蒙古問題に就きて庫倫及其附近を占領せることなし、露國の蒙古に出兵せる所以は勞農露國及極東共和國を禍するウンゲルンの一味に對する掃討に外ならず、而して亦同地に於ける蒙古人の生命財產を保護するの意をも含有す、此間に於ける勞農政府の行爲の正當にして且つ時機を得たるものなるは當時の支那政府及支那一般の輿論の公認せる所にして、白色パルチザン及其首腦部が依然として支那領土に存在する事は、決して露國及極東共和國を安全ならしむる所以に非らず、若し露國軍隊（赤軍）にして一度び撤退せんか、再び極東共和國を威嚇すべき白色分子が集中すべきは明らかなり、尙又ウンゲルン軍一掃の後、露國は其軍隊を速に撤退せんと欲したるも、蒙古政府及人民の切なる要求に依りて依然として軍隊を庫倫に止めざる可らざるに至れるなり

右發表の如きヨッフェー氏來京の目的は强求せざる露支通商交涉の開始に在るも、北京政府は之に對して頗る冷淡なる態度を示しつゝありしが、之に反して民間の歡迎は素晴らしく北京大學校長蔡元培氏等北大の新進敎授團は八月十八日氏を東方飯店に招待して一夕の宴を張り、李大釗氏先づ立つて

勞農露國代表ヨッフェー氏の來支は支那と友誼的關係を建設せんが爲めにして、吾人は今夕我國の智識階級を代表

して茲に諸君と一堂に會するを得たるを光榮とす、ヨッフェー氏が日露會議の開かれざる以前に先づ北京に來りし事は吾人の殊に重要視する所なり、蓋し露支兩國は對日政策上に於て互に提携するの必要ありを以てなり

との挨拶々述べ、次で蔡元培氏は立つて

支那は舊文化國なるが歐風東漸以來社會及經濟種々の方面に絶大なる進歩を見たり、前次の支那に於ける革命は僅に政治的なりき、今後に於ける革命は社會的趨向を有す、露國の革命は實に吾人の前驅をなせり、吾人は業を受くる資格を以て遠路來臨の先導者を歡迎す

と歡迎の辭を述べたる後、ヨッフェー氏は喜色滿面たる態度を以て

余は諸君の盛意に對して深く感謝す、先導者の尊稱を露國に贈與せられたるは恐縮なり、支那の文化こそ實に世界人類の先導にして今後世界の進化は必らずや將に支那を拜して師となさん、今次吾人來支の目的は露支兩國の良好なる友誼を建設せん事を希望すると共に兩國々民の感情如何を實察せんとするものにして、勞農露國は世界最高の理想に向て奮鬪しつゝあり、支那近年の進歩は頗る迅速なるが故に、露支兩國が經濟政治の兩方面に於て密接なる關係の發生すべき事を深く信じて疑はず、余は謹んで兩國民の友誼的關係を祝福せずんばあらず

と述べ、最後に胡適氏は

露支兩國が今後友誼的關係を建設せんと欲せば、須らく平等原則に據らざる可らず、吾人は智識界を代表して吾人對露の至誠を表示し、且つ全國民をして之に對する注意の喚起に盡力すべし、更に露支兩國が提携して兩國の國勢地位を增進せんことを希望す

と述べ、談論を遺憾なく交へ歡を盡して散會せるが、之に次いで北京大學の新思想團たる新潮社を始め、北京晨報、マルクス學說研究會、社會主義青年團、新民學會、共存社等新思想抱持の十四團體有志者が二十一日北京大學に於てヨッフェー氏歡迎會を催し來會者七百餘名の多數に上りたるが、ヨッフェー氏は特別の事故にて出席遲刻し、先づ次の如き書面を送り

親愛なる諸君よ、余は諸君の誠意ある歡迎を謝す、諸君の此好感と友誼とは啻に吾輩個人に深甚なる感動を與へたるのみならず、余をして汎らゆる犧牲を以て革命に從事し全世界の資本主義に反抗せしめたる信念を益々增進せしめたり、余は余の學生時代を追憶するに、余の暴君專制に反對せる熱烈なる至念は亦諸君の今日と異る所なかりき、吾露國の大革命は之を要するに青年學子の引起せる所にして革命の首領は多く學生より憤起せる者なり、而して學生の多半は平民階級より立てり、是れ獨り吾國に於けるのみならず、全世界の自由運動革命運動の主要部分は皆少年平民なり、支那の青年學子が自由及國際問題の爲めに奮鬪せる偉績は吾輩深く之を感ず、斯くの如き諸君の余に寄する同情と友誼とは吾輩をして益々意義の深切なるを覺えしむ、一露國著名の詩人曰く「少年は生命の花なり」と、諸君抑も支那國民生命の花たる

か、余は諸君の熱烈なる情感に對して永遠に其好意を忘れざるべし

急霰の如き拍手を以て迎へられたる後、鮑て氏は出席し會衆喚呼の裡に立ち

露支兩國は今後國民外交を以て官僚外交に代へざる可らず、平民階級が帝國主義資本主義の打破に對する支那國民の覺醒は日に深くなれるを覩る、露支兩國の提携は惟だ國民相互の誠意如何に在り、兩國にして今後誠意を以て相結ばゞ支那は必らず福を得ん、新聞紙は余の來支を以て過激主義の宣傳なりと傳へつゝあり、若し余にして斯かる事を爲さんか、余の事業の前途は怕るべきものなり

と述べ、此後其他北京新聞記者團、議員有志者等の歡迎會日を關いで催され、支那民間の歡迎は空前の好意を以て表示されたるが、政府の態度は依然として冷淡を極めたるより、京報の如きは憤慨的筆鋒を以て八月二十二日の社說に「總統は宜しく非公式にヨッフェー氏と會見せよ、政府も亦速に露支交涉を開け」との大題目の下に長論文を掲げて誠意ある交涉の速開を力說し、一般輿論亦異口同音に交涉の開始を論ずるも遂に交涉開始の端緒に就くに至らずして不日長春會議に向て北京を去らんとしつゝあり

勞働立法運動

民智の開發、新思想の輸入、實際生活の困難より支那勞働者の覺醒漸く深く、最近數年來罷工運動各地に續出し、民國八年に於ける上海の罷工數は二十餘件參加人員三萬餘人の多數に上り、之と同時に各種勞働團體亦到處に設立されて組織日に鞏固となり、一昨年に於ける香港機械勞働者の大同盟罷工及本年頭に於ける香港海員總罷工の如き、規模大にして組織完然、勞働階級意識の上に總體的相互扶助の行動を執り、奮鬪數個月の久しきを持して遂に船主側を屈服せしめたるは支那の勞働問題に注意せる人の驚嘆的記憶の尙新らたなる所にして、最近亦上海には生絲工場女工一萬餘人の大罷工及招商局を始め上海を起點とする長江航路沿岸航路海員の總罷工あり、後者は遂に香港海員罷工と同じき大勝を博し、前者は大失敗に終り其要求一も容れられずして官憲の大干涉を借りて威壓されたるも、其罷工動機は女子進德會なる名義の下に女工の一大同盟團體を組織するに在りて、而も其行動は女工の自動に發せるは彼等女工の向上進步を見るに足るべく、亦之と同時に北方に於ては京漢線長辛店の工人俱樂部に屬する鐵道從業員の大罷業勃發して交通部に對抗し、遂に剛愎不屈の高交通總長をして要求聽許の已むなきに至らしめ、支那勞働運動の組織的發達は人をして驚嘆せしむる者あり、更に加るに民生主義を標榜せる廣東政府は既に工會條例を發布して勞働團結權及罷工權をも認め、本年五月一日のメーデーには勞働大會廣東に開催されて全國有力の勞働團體代表百數十名會集し、全國勞働者總機關の設立、罷工に對する勞働者全體の援助及中央政府に對する勞働法案の請願運動等を決議し、支那の勞働運動は今や確固たる勞働階級意識の上に異常なる進

展を見んとするの形勢を示し、最近舊國會恢復されて再び北京に國會開會するや、勞働立法運動は於是日々に高唱され、下院議員李慶芳氏の如き率先して勞工保護法案を起草提出し、天津に於ける有力なる勞働機關中國勞働組合天津支部は左の如き請願書及其起草に成る勞働法案大綱十八箇條を國會に提出せり

曩に議員諸氏が天津より北京に移らんとせる時、吾人の代表が諸君に送りたる「勞働者の希望」なる一文は思ふに諸君の諒とせられし所ならん、今や國會は正式に開會せり、諸君は何を以て吾人勞働者の希望に副はんとするか、諸君試に熟思せよ、世界人類の衣食住は實に吾人勞働者の供給に俟たざるはなし、然るに掠奪階級の資本家軍閥官僚は政治上に法律上に經濟上に社會上に種々の特權を保有せるに拘らず、人類幸福の泉源を供給する吾人勞働者は一食の飽腹すら困難なる狀態に苦吟しつゝあり、啻に然るのみならず、政治上に法律上に經濟上に社會上に反て種々慘酷なる待遇を受けつゝあり、天下の不平それ孰れか之に過ぎんや、諸君の明達必らずや思を玆に及ばさん、吾人は既に勞働法大綱を提出して兩院に其通過を請願せり、天津勞働者同人は該法案に對して全體的贊同を表せり、且つ之を以てするに非らずんば我數千萬の勞働者を倒懸の急より救助する能はざるを知る、惟だ諸君の良心に基きて之を贊成し以て其通過に努力されん事を希望す

▲勞働法案大綱

一、勞働者の集會結社權を承認す
二、勞働者の同盟罷工權を承認す
三、勞働者の團體的契約締結權を承認す
四、勞働者の國際的聯合を承認す
五、勞働時間は日中八時間、夜間六時間を過ぐるを得ず
每週四十二時間を休息せしむ
六、十八歲以下の靑年男女勞働者の勞働時間は六時間を過ぐるを得ず
七、法定勞働時間の超過を禁止す、若し特別の事情あらば工會の同意を經て增加するを得
八、農夫の勞働時間は八時間を超過するとも其賃銀は八時間制に基きて增計すべし
九、法律を以て農作品の價格を取締るべし、此項價格は農夫の代表より提出し、法律を以て之を規定す
十、非衞生的勞働は十八歲以下の男女勞働者に對して絕對に法定時間を超過することを禁止し、同時に女工及十八歲以下の男工の夜間勞働を絕對に禁止す
十一、女工の產前產後に六週乃至八週の休息を與へ、賃銀は平素の如く支付すべし
十二、十六歲以下の男工少年勞働者を僱用することを禁止す
十三、國家は須らく勞働者の最低賃銀を法律を以て保證すべし、此法律を制定する時、全國の勞働者代表を出席せしむべし
十四、各種勞働者は產業組合或は職業組合より代表を選

舉して政府の企業機關に參加すべし、及び、代表を選舉して政府の企業機關及政府の管理する私人企業或は機關に參加するの權利あり

十五、國家は各國の公私各企業に對して勞働檢察局を設立すべし

十六、一切の保險事業は須らく勞働者を參加せしめて之を規定し以て政府の公共的私人的企業及機關內に於ける勞働者の損失を保證す、或は危險なる保險費は完全に雇主或は國家より支出し、被保險者は之を分擔せず

十七、各種勞働者及使用人は一年の勞働中一個月、半年の勞働中二週間休息し、其期間賃銀を支付さるべき權利を有す

十八、國家は法律を以て男女勞働者に授くべき補習教育機關を設くべし

這は中國勞働組合天津支部の一草案なるが、此外の勞働團體亦それ〳〵立案し、輿論の援助と共に近く總機關を設けて全體的統一大運動を起すべき形勢に在り

寄書目錄

通商公報	帝國地方行政學會	自九六八號至九七六號
實用新案公報	特許局	自八四〇號至八四七號
許許公報	特許局	自五五六號至五九九號
商標公報	特許局	自一〇一二號至六〇〇號
東洋經濟新報	其社	自一〇一二號至一〇一五號
ミツヲ文庫	其社	八五號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	八六號
日華公論	其社	八月號
山林彙報	農商務省山林局	七月號
The Herald of Asia	Herald 社	自一九號至二二號
紡績界	其社	八號
地學雜誌	其社	四〇四號
本公支那研究	同文書院	二三五號
國民經濟雜誌	寶文館	二號
月報	名古屋商業會議所	一八〇號
月報	營口商業會議所	二三號
調查時報	大阪商業會議所	一八三號
貿易會報	南滿洲鐵道會社	六號
New Book	其會	八號
支那時論	電氣協會	八號
滿蒙ノ文化	丸善株式會社	一二〇號
日本及日本人	東方通信社	八號
商業研究講演集	其社	九號
米國ノ外國貿易	政教社	二四册
會報	神戶商業學校	八四三號
滿蒙經濟時報	神戶商業學校	八四四號
月報	繼路協會	五號
日支經濟報	奉天商業會議所	九號
財政經濟時報	大日本紡績聯合會	一一五號
第一公論	其社	一一七號
月報	其社	一一五號
學鐙	青島商業會議所	三五九號
國際事情	丸善株式會社	一六號
世界貿易統計	外務省	九號
所報	神戶高等商業學校	自七五號至七七號
滿洲ノ社會	大阪商品陳列所	八號
朝鮮及滿洲	滿洲ノ社會事業研究會	一號
南洋協會雜誌	其社	一七八號
三田評論	其協會	八號
月報	其社	三〇二號
	小樽商業會議所	一六四號

彙報

支那新聞重要記事（自七月十六日至八月十五日）

外交關係——國內要聞——財政と經濟——上海關稅會議

外交關係

▲支那鐵道運賃に關する英國公使の照會（申報）英公使は支那鐵道の布告せる運賃改費表は實に華府會議に於て二月六日調印せる九國協定第五條に違反す修正して華府會議條約及從來在支國際商業交際上行ふ所の機會均等主義に合せしめざる可らず何分の回答を乞ふ旨照會せり（八、一〇）

▲支那時局に對する外交團の質問（新聞報）外交團は政府に對し（一）各省の釐稅截留す中央は如何なる方法を取るか（二）奉天の外交は中央は干渉するや否や（三）各地の兵變あり外人の生命財産に對し中央は保護の能力ありや何分の回答を乞ふと質問せり（八、一一）

▲英國郵便局撤廢期聲明（ノース、チャイナ、デイリ、ニウス）七月二十二日附を以て英國郵便局長は左の如く在支英國郵便局の撤廢を聲明せり。

一、私書函　十二月三十一日限り私書函所有者は其の私書函を置くを許さず

二、到着郵便物

イ、各外國より直接到着の郵便物は十月末日限りとす

ロ、倫敦より上海英國郵便局宛向け郵便物は九月三十日限り廢止さるべし

ハ、香港より英國上海郵便局宛のものは十二月十五日限り廢止す

三、建立郵便物

イ、在支英國郵便局各支局を除き上海郵便局より各地宛の郵便物は十二月三十日迄に發送さるべし

ロ、在支英國郵便局各支局へ差立ての郵便物は來る十二月十五日限り中止す

ハ、小包料金及び預金は八月一日限り受理せず

ニ、郵便爲替は十二月三十日迄之を支拂ふ

ホ、在支英國郵便局各支局宛郵便爲替は十二月十五日限り及び香港郵便局宛は十二月三十日限り之を發行せず

ヘ、郵便小爲替は十二月三十日迄取扱ふ

ト、英帝國との郵便爲替（小爲替を含む）は十二月三十日迄取扱ふ（七、二三）

▲在支英國郵便局撤廢期繰上（申報）華府會議の決議に照らして各國は在支郵便局をば撤廢することゝなり居れるが上海英國郵便局は本年十一月三十日停閉して撤廢を實行すべく該局主任ハルポンは撤廢期と同時に倫敦に歸るべしと（國際通信社滬息七、一〇）

▲米國在支郵便局撤廢準備（各報）當地米國郵便局は今後郵便物の發送は米國合衆國及び其の領土宛のもののみを受理し其の他の各地へ發送すべきものは受理せざる旨告示せり尙は同局長レオード氏は之れに關し今後は米國及び其の領土以外の地に居住するものにして其の居宅を移轉せる旨郵便局に屆出でたるものに對しては從前通り發送するとこの屆出でなきものに對する郵便物は差出人名明記しあるものは差出人に返送し差出人名なき者はこれを支那郵便局に引渡し其の處置に任すべしとの意味を聲明せり（七、二九）

國內要聞

▲行政系統の劃分（北京日報）支那政府は近年中央と各省との權限が不明なる爲常に稅收の截留或は中央任命官吏の拒絕等の事あり政治紊亂の混淆を來すのみならず政務の進行上障害を來すこと頗る大なるに鑑み、前日國務會議の結果內務部に於て各種行政の權限を劃分し各省に向け移牒せり其原文の大意左の如し

（上略）查するに共和國家の主權は民に在り、共和自治は最も分明なるを

要す、並に本部に特に中央と地方との權限を劃分せり、將來各省と中央とは共同遵守して立法の本意を維持すべし

（中略）　其權限は略ぼ左の如し

（甲）中央に屬するもの

（一）外交（二）行政（三）陸海軍（四）法院（五）國立大學（六）國立銀行（七）貨幣（八）國有鐵道（九）航路（十）郵電（十一）國會選舉（十二）地方官の任免（十三）國有各稅

（乙）地方に屬するもの

（一）警務（二）戶籍（三）經濟（四）教育（五）勸業（六）水利（七）交通（八）衞生（九）救恤（十）地方銀行（十一）地方財政（十二）地方選舉（七、一六）

▲法統維持會成立大會　（各報）　旅滬國會議員の組織せる法統維持會は二十三日午後二時護飛路尙賢堂に於て成立大會を開きたるが來會者には議員六十五人、來賓四十餘人あり彭養光推されて主席となり開會の主旨を報告し章程を討論し一々修正を加へて通過せり章程左の如し

一、本會は法統維持を以て宗旨と爲す

二、國會議員の本會宗旨を贊する者は本會々員とす

三、國民の本會を贊成する者は本會々員三人以上の紹介を得て特別會員と爲す

四、本部の組織は分ちて左の三部とす

（一）總務部　會計庶務及左の二部に屬せざるものを掌理す

（二）文事部　宣傳事務を掌る

（三）交際部　會外の交際事項を司る

五、每部幹事に定數なく本會々員分任す

六、各部幹事は順次當直となり當直日を以て臨時主任と爲す

七、本會大會には定期なく緊要事起る每に會員十人以上の提議を得て臨時開會するを得

八、本會々員にして若し中途法統の精神に違背する者あれば本會の議決に由り其會員資格を取消すを得

六、本會々員は正式の委託書あるに非らざれば本會名義を用ひて會外に向つて接洽するを得ず

十、本會經費は會員之を分擔す

十一、本會事務所は假りに上海愼自邇路二八二號に暫設す

十二、本會章程は議決の日より施行す

十三、本章程は法統完全に恢復の日を以て之を廢す

次で宣言書を討論して發表し會員全體は贊成署名して責を負ひ次で事務所幹事五名を公推し五時散會せり（七、二四）

▲舊國會の正式恢復　（申報）　一日午後三時衆議院開會百四十人、王家襄經過を報告し同時に衆議院は其數報告四分の三に逸し憲法會議を開くに足る本院は尙二十餘人不足なれども招致すべしと云へり、鄭某は既に開會せる以上職さに職權を行使すべく憲法制定に專なる能はずと云へり王は來週日曜日常會を開くことゝし四時散ぜり二時衆議院開會、三百二十五人吳景濂經過を報告したり徐某は民國八年民國六年の不同の爲め爭議を起したりとて吳を罵りたるが張伯烈息止を勸め三時散ぜり（八、二）

▲北方國會議員派別　（東方通信）　國會開會期日切迫すると共に北京方面の各議員は各自黨を組みて政權に與からんとて猛烈なる暗中飛躍を爲し其黨派別の多きことは民國初年と何等異ならざる狀態なるが現在稍有力なりと目さるゝ政黨は左の如し

（一）研究系　年來比較的沈默を守れる同系は黎元洪復職以來積極的の運動を開始せり、其首領は梁啓超なるが現在最も奔走せるは衆議院議長王家襄及議員李文熙なり、同系の林長民及其一派は毋黨を脫して別に新政黨を組織せんとし居れるが研究系よりも多く之に贊成すべし

（二）帝制派　議員二三十名あり袁世凱の帝制時代に活躍せる極度の一派なる故斯く命名さる、袁世報に據れば府院の衝突、曹吳の不和等は此派の煽動なり當局が善く之を制せば患なきも然らざれば中央の禍源たるべしと

（三）益友社　此派は廣東の猪（豬）窩より始まる益友社とは其原名なり、領袖は衆議院議員吳景濂なるが豬（豬）窩より來京するや否やは未だ判明せず在京議員一百名、研究系と旗號相見ゆるものは此派にして其行動は最も注目さる

（四）討論會　內務總長張國淦其領袖にして帝政派に次ぐ陰謀派なりと傳へ

らる政學系と利權陰謀を爭ふて兩立せず

(五)政學系　半數が廣東に護法を稱せる時代此派は北の安福派と並稱されたるものなり、議員四五十名、張耀曾其領袖たり、常に政權欲に燃せるを以て有名なり、最近民黨に秋波を送りつつあり

(六)孫洪伊派　元來が孫文派即ち民黨なり、然れども孫文は北上せざるを以て此派が北京に於て民黨を代表し居れり、政學會が秋波を送れるは此派なり、此外尚多數の黨派ありとのことなるも判明せず(八月號)

▲上海國會議員の派別　(晨報)　上海方面の議員の消息を記せば率直戰爭以前には上海に在る議員は八十名許りなりしが大體左の三派に分れ居たり

(一)　甲派　陳烱明の主張に一致し而かも孫文に賛かざるもの

(二)　乙派　孫陳主張の不一致に悲觀して消極的態度を取れるもの

(三)丙派　沈默を守り時局の發展を俟つもの

然るに廣東の形勢一變し孫文は陳烱明の爲めに驅逐さるゝに至りしを以て勢有三派の態度は左の如く變じ來れり

(一)甲派　吳佩孚陳烱明と結び舊國會を恢復すべく北上に決す

(二)乙派　陳の積墨を憤り之が反動として孫文を援助することゝし法統維持會を組織す、田永奎張知本等其首腦者たり、廣東より上海に逃れ來れる非常國會の有力者は概ね此派に加入せり今後北京の國會に反對するものは此派にして孫文と呼應し法統維持を呼號することならん

(三)丙派　此派は依然沈默を續け居れるが趙恒惕唐繼堯と呼應して甲派の北上を冷罵しつゝ聯省自治を通電すべしと傳へらる(七、二四)

▲新內閣愈決定　(新聞報)　五日夜命令、唐紹儀總理、未着前王寵惠暫攝、顧維鈞外交、田文烈內務、高凌霨財政、吳佩孚陸軍、李鼎新海軍、張耀曾司法、王寵惠教育、盧信農商、高恩洪交通、顏惠慶財政會長、董康法權會長、之より先き四日王宋奩府に入り黎に內閣顏振を請ひ一面には王寵惠と聯名して吳佩孚に打電し張國泠の爲め疎通を求め然る後に命令下り、又吳佩孚三日黎に對し新內閣に對して成見なし唐來らざれば王寵惠に決せんことを請へり、又別報によれば洛陽四日來の電報は張紹曾顧維鈞入閣に對して問題あり黎は各方面の意見に從はず遂に晏出し王寵惠は應付に困窮したり尙陸榮廷は討論研究會入閣を贊成せず唐繼堯も亦政學會の入閣に反對せりと、內閣同意案に至りては益々反政學會より分離して疏通することゝなれり(八、七)

▲唐繼堯の雲南政府　(各報)　唐繼堯は七月廿七日附を以て八月一日より雲南政府を改組せる旨通電せるが、其內容は民國九年六月駐督して滇鎭撫兵の勢を收めたるが、近來民治の潮流全國に漲ち武力の民意たるを知り省廢督消兵あるのみとせるが故に、此際聯省自治が何よりの救國策となれり、此意味に於いて雲南省政府を改革し省長下に內務警政軍政外交教育實業交通司法の八司を設け軍政を省長の下に屬せしめ、其國家の政務は省長より中央政府の命を受けて執行することゝし、已に雲南省政府暫行組織大綱を訂し八月一日より實行し、省長の職は民選とす、憲法制定以前は余が本省各法團の公推によりて省長の職に任ず、靖國軍總司令は同時に廢除すと云ふに在り(八、一四)

▲孫文の對國民宣言全文　(各報)　八月十四日廣東より來滬したる孫文は汪兆銘、張繼、孫洪伊等民黨重要人物と會議の上翌十五日午後左の如き宣言を發表せり此宣言は最初汪兆銘の起草せるものを會議の結果多少修改したるものなりと云ふ

六年以來の國內の戰事は護法と非法の爭ひなり、余は艱難創造の民國を非法者の手に墮すに忍びず同志を倡率して奮鬪息まざるに、中間變故屢次起り護法事業は蹉跎する事既に數載にして未だ成就するに至らず、而して民國政府は遂に虛懸せるより國會は權を行ふにあらざれば變故を救濟するの道無きを知り非常國會を開けり、斯くて非常國會は政府建立の大任を余に囑せり、余は護法貫徹の爲め受けて辭せず就職以來將士を激勵し師を出して北向し非法者と戰へり、最近數月江西に於いて捷を告げ軍勢遠く振へるに、偶々北軍將士中に復た護法尊重を表示するものあり、余は北軍將士に此表示あれば分崩無析の局をして統一に歸せしむべき思へるが故に六月六日の宣言を發せる所以なり、而して北軍將士と提携して統一の進行を謀るを願へり、然るに圖らずも六月十六日護法の首都は突として兵變に遭ひ政府は砲火に殪たれ國會は遂に流離せり、出征諸軍は遠く江西にあり、余は僅に軍艦を率ひ倉卒變に應じたるが陸地は盡く變兵の據る所となり四面猛攻し加ふるに砲壘水雷を以てし進襲して已まず、余は國會負託の重を受け護法の責任一身に繫る決して暴力に屈して守る所を失はず、故に險を冒し、難きを犯し、孤力堅持し

兩月の久しきに至りたるが變兵は卒かに退ふするを得す、而して軍艦は力竭き省河を株守するも事に於て濟す無きを以て靖亂の任を各處援師に託して自ら上海に來り國人と共に統一の進行を謀ること、せり、同願せば兩月以來文武將卒の患難に相從ひ傷亡枕籍せるもの尠しとせす、就中故外交總長伍廷芳は國家の元老なるが憂勞の餘竟に身を以て殉せるは最も深く愴惻す、余の不德なる統馭方無く以て變を肘腋に生ぜるは咎の辭すべき無し、兵變以後既に職權を行使する能はす當に國會に向つて辭職すべきも國會は流離顚沛の餘未だ集會する能はざれば從つて提出するに由し無かりき、今次の兵變に至つては余は實に其何の爲めにして起れるや、其所以を知らす、兵變の主謀陳炯明及び諸徒亂者の稱說に依れば其の詞は皆支離して究詰すべからす、護法の目的を達成したれば余は當に野に下るべしと謂ふが、六月六日余は統一計畫に對して既に宣言あり、天下の共に見る處なり、余は國會付託の重きを受く北軍は護法尊重の表示ありと雖も、尙必す當に其是非と誠僞を審察し國家の爲長治久安の道を謀らざるべからす、豈職を棄てゝ去るの理あらんや、陳炯明は政府中內務總長陸軍總長たり、兵變の時に至つて獨陸軍總長たり、果して余に下野を請ふの意あらば何ぞ建議するを妨げんや、建議無効なれば文と脫離するも尙之を諒とせん、然るに兵變以前は默して言ふ所無く事後始めて此說なすは其の飾詞なること肺腑見るが如し、當日の事實を按するに陳炯明は六月十五日に於て既に石龍に出次し第二師を嗾使して深夜發難せしめ銃聲已まず繼で縱火を以てし政府をして煙燼となさしめ余を死地に置がんと努めたり、蓋し第二師の士皆湖南人にして其の深く病む所なれば果して謀殺事成らしめば卽ち罪を歸して以て自ら其謀を掩ひ與て其患ひを去らんとせるものなり、然るに余は能く險を出でゝ所期の如くならざりしより始めて余に下野を請ふの言をなせり、其の余が軍艦にある時上る所の手書に大總統と稱せる故の如かりしに觀て其の掩はんと欲して彌々彰うかなるを證すべし、又陳炯明は免職されたるを以て懊恨し葉舉等は防地に歸ることを命ぜられたるを以て兵變を謀れりと謂ふが無論怨望を以て不軌を謀るは法の容さゞる處なり卽ち事實を以て之ん言ふも余は昨年十月師を率ひて桂林に赴き、陳炯明に屬するに後方接濟の任を以てせり、陳炯明は唯接濟を斷絕せるのみならず余が北伐の計畫を阻撓せり、余は四月末に至り始て已むを得すして道を改めて出師せり、陳炯明が辭職を呈請せる時猶其の前勞を思ひ其の罪狀を暴くに忍びす、仍て陸軍總長の任に留め慰勉して之を待てり、豈に遙苛と云はんや、葉舉等の所部は既に肇慶、高雷、欽廉、梧州、桂林一帶を指定して其防地となせり、然るに輒ち所部率ひて省垣に進駐し騷狀萬狀し前敵の軍心因つて搖動せり、其回防を命ぜるを拒んで激變を致すものと云ふべし、而して陳炯明の余に對し積んで平かなる能はす戈を倒かするに至つては抑々何の意ぞ、陳の欲する所の者は余一人の生命のみ、人民に於て何ぞ與からん、然るに六月十六日以後繼兵淫掠して廣州省會人民の生命財產をして悉く蹂躪を受けしめ今に至つて戢まず且其の兇鋒を縱ちて北江各處の省に近き各縣に及び到る所掠劫ぜらる、誠に人民は何の罪あつて此の荼毒に遭ふや、之を言ふて心を痛ましむ、向來不法軍隊は攻城得地の後に於て一時に暴を爲し已に天下の大不韙を犯す、今は卽ち肇慶兩月に亘り護法以來各省は不幸に因つて兵燹に遭へりと雖も、未だ廣東今日處する所の如く酷なるものはあらざるなり、北軍の兵を四南に加ふるもの軍紀弛めりと雖も時として尙忌憚を識る、龍濟光陸榮廷廣東に駐軍し嘗て驅擾して民心を失へりと雖も尙ほ未だ公然縱掠せず、而して此次の兵變は悍然として之を爲せり、其の此を致す原由を聞くに主謀者は兵を誘ふて變をなさしめんとせる時兵は亂賊の名に恐れ憚つて敢て應ぜざりしが、主謀者は窘迫術無く事成縱掠をもつて條件となし、兵は始めて之れによつて亂をなせりと聞く、此れ德を煽揚し人道を墮沒するに似たり、余は野蠻部落に此れ等の事ありと聞き猶深く惡んで之を痛絕す、圖らずも之を爲す者を同國の人に出し且統率する所の軍隊に出すとは實に憤慨に勝へざる所なり、余は夙に陳炯明が久しく同志に附し國事の爲め馳驅せるを以て軍事全權を付託したるが今は甘心亂をなし兵を縱ち民を殃ひすること一に此に至る、余の任用が其人を得ざりしは誠に國人の責備を辭する能はざる所也、此次兵變主謀及び請從亂者の爲す所は惟だ自ら同國と絕つのみならず、且自ら人類と絕つものなり、國法の爲めに計るも固より當に此罪人を誅すべし人道の爲めに計るも亦當に此蟊賊を去るべし、凡そ血氣あらば當に群起して以て其根本を攻絕し滋蔓せしむる勿れ、然らざれば流毒の播する所尤に倣ふもの蜂起し國事愈爲すべからざらん、以上述ぶる所は廣州兵變の始末なり、國事卽ち護法問題に至つては當に合法國會の自由集會職權行使を以て目的の達到

とす、此くの如きは非常の局を自ら當に收束し今後當に國民の爲め長治久安の道を謀るべし、余の六月六日の宣言中に陳ぶる所の工兵計畫は自ら救時の良藥と信ず、其の他國民經濟問題の如きは卽ち當に實業を發展して以て民生を厚ふし務めて家給し人足らしめば競爭の世に休養生息するを得せしむべし政治問題の如きは卽ち當に自治を尊重して以て民力を發舒すべし、惟だ自治とは全國人民の共有共治共享の謂ひにして、軍閥が自治の名に託して陰に割據を行ひ得て口を藉る所にあらず、凡そ此の舉々たる諸端は皆建國の最大方略にして余は當に其能力を悉くして以て貫徹を求むべし、自ら維ふに革命に奔走すること三十餘年、民國の創立は實に躬親くする所なり、今當に此資格に本づき民國の爲めに盡力すべし、凡そ民國に忠なるものは引いて友となし民國に忠ならざるものは引いて敵となす、義の在る所力を併せて赴かん、危難は顧みる所にあらず、威力は畏るゝ所にあらず、務めて中華民國の建設を完成し國民をして皆福利を蒙らしめて責任始めて盡く、耿々たる此誠惟ふに國人共に之を鑑みん

民國十一年八月十五日　　孫　文

▲海軍第一第二艦隊調查（新聞報）

奉直戰後海軍の向背は頗る注目せられつゝあるが其現狀略左の如し、尙廣東海軍は本表より除外せられ居れるも軍艦十八隻を有せり

第一艦隊　司令　周兆瑞

艦名	艦類	艦長	駐地
海容	巡洋艦	艦長陳世英	烟臺
海籌	巡洋艦	艦長許建廷	烟臺
永績	砲艦	艦長蔣　斌	烟臺
永健	砲艦	艦長王壽廷	烟臺
聯鯨	座艦	艦長杏孟斌	上海
建康	砲艦	艦長嚴壽華	上海
安定	運艦	艦長劉永詰	上海
海鳧	砲艇	艇長汪積慈	南京
海鷗	砲艇	艇長沈彝懋	上海
海鴻	砲艇	艇長吳同章	上海
海鵠	砲艇	艇長何傳滋	馬尾

第二艦隊　司令　甘聯琛

長江艦隊艇名駐泊地點並司令艦長姓名如下

艦名	艦類	艦長	駐地
建威	快艦	艦長王光熊	長江
建安	快艦	艦長饒鴻昌	長江
江元	砲艦	艦長賈　勒	長江
江利	砲艦	艦長薩　夷	長江
江貞	砲艦	艦長杜宗凱	長江
楚泰	砲艦	艦長林秉衡	長江
楚同	砲艦	艦長陳訓泳	青島
楚有	砲艦	艦長許鳳藻	長江
楚謙	砲艦	艦長楊慶貞	長江
江犀	砲艦	艦長薩福疇	長江
江鯤	砲艦	艦長歐陽勛	長江
快長	驅艦	艦長陳天經	長江
永安	驅艦	艦長王濟業	長江
建中	驅濫	艦長鄭礪簡	長江
湖鵬	雷艇	艇長張兆宣	長江
湖鷹	雷艇	艇長李君武	長江
湖隼	雷艇	艇長傳祖肇	長江
辰宇	雷艇	艇長廖德星	長江
宿宇	雷艇	艇長高憲乾	長江
列宇	雷艇	艇長彭　瀛	長江
張宇	雷艇	艇長羅致通	長江
湖鵬	雷艇	艇長楊樹韓	長江

▲在日官費留學生救濟策決定（時報）

兩三年來支那各省の留日官費留學生は時局の影響を受け學費の送金一律に停頓したる爲其困窮狀態言語に絕せるが就中本年に入りて其の窮狀甚だしきにより駐日支那公使館にては館員を歸國交涉せしめたるも遂に要領を得ず留學生等は進退兩難の立場に陷り異鄕に於て生死の間を彷徨致すの餘儀なきに至れり、今次湯爾和氏敎育部次長代理となるや就任翌日閣議の席上に於て留日學生救濟意見書を提出し崇文門左右翼稅收より每月二萬五千元を支出し留日官費留學生の學費に配當せんことを求めたる所該議は正當なる要求なるにより閣員全體異議なく卽日財政部にて調查の上可決することに決定せり、湯氏の提出したる意見書左の如し

日下留日官費留學生は一千五百人あり皆各大學及高等專門學校に入學修業中にして將來國家有用の人才にして將來我國（支那）百務の敎興之に期待する所多し此等人才を養成し民國の基礎を固め國家事業の發展に利用するは國際地位の向上に至大なる關係あるは云ふ迄もなし、最近國內に事變頻發し各省は學費を定期に送金する能はず爲に學生已に中途にて學業を廢せんとする傾向あり、昨年四五月頃より今日に至る迄駐日胡公使は各方面と極力救濟策を講ずるの外駐日公使館一等秘書官張元節を北京に派遣し財政部外交部と其の救濟策を商議せしむる等努力する所あり、又駐日監督處代表何佩賢も亦歸國し各地に奔走救濟方を懇願せり、民國十年度崇文門稅收は一百五十五萬一千元、左右翼稅收六十八萬八千元合計二百二十四萬有餘あり其內銀行團の擔保となれるもの每月十萬元及崇文門左右翼の經費每月三萬餘元合計年支出約百六十萬元を差引くも尙五十余萬元の剩餘あり且該

三處の正收入以外に銀相場による剰餘金約七八萬元あり、嘗て徐大總統就任時代四存學會は女子勤工廠に該剰餘金を支出したることあり、故に教育基金問題未解決前は暫く該崇文門及左右翼稅局より救濟資金として毎月二萬五千元を支出することゝし崇文門稅關監督より駐日公使館に送金の上各留學生に分配せしむれば以て之を救濟するを得ん尙政府より各省當局に宛て毎月學費の不足額は必ず送金する樣嚴重督促せられたし、云々（八、一）

（註）尙不足額は關稅剰餘金より五十萬元を支出し內二十五萬元は北京八校經費に他の二十五萬元は留日官費學生經費に支出する事となり茲に留日學生經費問題は解決したる次第なり

▲上海兵工廠移轉問題　（新聞報）上海兵工廠移轉問題は、銃砲製造機械の一切を、河南鞏縣兵工廠に運移せしむべき陸軍部密令出でたりと稱せらる、上海兵工廠は原名上海製造局と稱し民國三年韓紫石の該局總辦處長に任ぜし時上海は甚だ不適合とし全部鞏縣に運移するの意ありしも其當時鞏縣廠舍は建造中なる上に其後時局多端にして未だ實行せざりしが現在特殊の關係に因り陸軍部は之を移轉せしむるに非らざれば不可なりと考へしもの、如し、其結果如何は未だ知るを得ず（七、二七）

財政經濟

▲董財政總長の財政計畫要旨　（財政部發表）董財政總長は七月五日の閣議に於て財政に關する計畫書を提出したるが其要旨は左の如し

一、經常歲計は每月中央政費百五十萬元軍費百五十萬元、前淸皇室費拾餘萬元、準備費二十萬元卽ち每月合計參百參拾萬元と定む軍政兩費の內譯左の如し

（甲）中央政費　公府十萬元　國務院十萬元　國會廿萬元　外交部五萬元　駐外使館廿五萬元　教育部四萬元　各校二十二萬元　司法部及附屬機關十二萬元　財政部及附屬機關十五萬元（烟酒祭文門鹽務署在內）內務部及附屬機關十萬元（市政督辦在內）農商部三萬元　陸軍部四萬元　海軍部四萬元　參謀部二萬元　蒙藏院一萬五千元平政院一萬五千元　審計院三萬元　將軍府一萬元　文官高等懲戒委員會一千元（委員長以下手當停止）司法懲戒委員會一千元（委員長以下手當停止）以上每月一百五十萬元。他機關一律之を廢止す。

（乙）中央軍費　京師地面軍警費八十萬元（陸軍直轄各師在內）各省協餉五十萬元　八旗兵餉二十萬元。

二、此等の經費を政府に立替る爲に支那及外國銀行にて墊款機關を組織し其年限を一年とし同時に鹽稅餘款の一部烟酒稅、崇文門關稅、印花稅、所得稅及國庫に納むる特別會計の六項を貯蓄して償還の準備金と爲す

三、收入支出監督の爲め特別審計委員會なるものを組織し審計院長を委員長とし委員には審計院計官、墊款銀行代表、銀行公會代表、商務會長代表、總稅務司、鹽務處會辦を之に任ず

▲財政討論會より意見徵收　（各報）北京財政討論委員會委員長顧維鈞は昨日本埠各重要團體に分函して意見を徵求し參考とすべく大に財政整理を致さんとす、財政と商業との關係は極めて密接なり、個人の識見に限れば各地商業團體は所見を抒せられたく、其陳述の範圍は、（一）內債信用問題（二）外債の整理、（三）裁厘加稅の實行、（四）各種稅收整頓方法、等なりと云ひ來れり（七、三一）

▲外銀團會議の結果　（申報）外銀團會議の結果政府が尙能く九六公債還付及兌換券利息と本金に努力するを以て暫く慘澹態度を執り其期限着の債款に對しては鹽稅餘金を控除し鹽稅不足の時は更らに相當の方法を設け政府に對する新借款停止は已に一致可決し紐育、倫敦、巴里、橫濱に通電したり（八、三）

▲額外公債整理辦法　（晨報）董財政總長は額外公債整理の爲今回左の如き十二ケ條の辦法を擬定發布する事に決定せりと

（第一）三四年金融公債額外債票は四年公債三、二七一、五九〇元、三年公債一九六、〇〇〇元、金融公債八九〇、〇〇〇元にして合計四、三五七、五九〇元なり、財政部は九六公債を各債券者に交付し其百分の五二、九二の額外公債を回收し之を總稅務司アクレンに交付の上取消さしめ其剰餘の額外公債は總稅務司をして特殊公債と承認せしむること

（第二）此種特殊公債の數目は確實に調査し之を其最少限度二百八十萬元以內とす

（第三）此の特種公債は四年額外債票一種のみとす、財政部は九六公債を交附し額外債票を回收する時特に注意して三年及金融額外債票を全部回收すべし

（第四）財政部四年額外公債を回收する時は已に當該せる債券を悉く回收すべし

（第五）財政部は各債權者に通知して回收すべき額外公債を總稅務司或は上海稅務司或は總稅務司に送附し調査照合の上之を取消し剩餘の公債は別封にて同じく或は上海稅務司に送附し照合の上特種公債たることを證明する爲め捺印を受けしむ、其捺印の文字は別に規定を設く、凡て調査及取消等の事務に就ては財政部より人を派遣し立會の上之を處理せしむべし

（第六）財政部は回收せんとする公債及承認を受くべき債票の數目番號表を作成して總稅務司に送附し以て照合調査に便ならしむべし

（第七）總稅務司及上海稅務司は其受取たる各項額外債票全數を調査照合して誤なき時は回收すべき公債票は之を取消し、承認すべき公債は特種公債たる旨の捺印をなし、一面特種公債番號を新聞に公告して一般特種公債は承認を經たるものなれば之を有效債票とする旨聲明す、其利息票は民國十一年四月十二日に期日に至れる利息票より利息を支拂ふべし（但し以前の利息票はすべて取消す）此項特種票の元金償還期日に就ては民國十二年十月十二日總稅務司所管の三四年公債基本金に金ある時は之を支出して其の元金を償還す

（第八）總稅務司は此項特種公債元金償還期日に就き民國十二年十月十二日其所管の三四年公債基金に金ある時は之を償還すべき旨聲明すべし金あれば支拂ふとは民國十二年十月十二日を以て之を打切り各項整理公債期日に至り支拂ふべき元利十分準備あり且以後必要なる基金にして亦相當なる辦法あらば卽ち認めて金ありとなし支出承認すべし

（第九）上海通商銀行に擔保となれる三年公債額外公債及實利洋行瑞蚨銀行に擔保となれる金融公債額外公債は悉く回收して取消すべし、而して其回收方法は九六公債を以て百分の五二・九二を回收する外殘餘の公債は今次總稅務司の承認せる四年公債額外公債を以て回收す

（第十）各債權者約二百萬元を借用する外實利洋行瑞蚨銀行に發給すべき約五十萬元は金融公債と交換し又中國交通兩銀行に發給すべき約三十萬元は四年額外公債と交換す

（第十一）招商局の四年額外公債は九六公債の內に含まざるにより其金額を承認して特種公債となす

（第十二）以上の辦法は財政部より國會に提出し國會通過後總稅務司及各債權者に通知して之を處理すべし（七、一六）

▲アグレン氏の內債整理案（北京各報）總稅務司アグレン氏は最近內債整理に對し內債整理方法として次の如き意見を提出したり

公債の元金拂戻及び利息支拂には每年約二千四百萬元乃至二千五百萬元を要す右は千九百二十一年三月の命令に依つて下の各稅より支出し居れり卽ち

一、鹽稅收入よりするもの每年多くも一千四百萬元を超えず

二、烟酒稅收入よりするもの每年多くも一千萬元を超えず

三、關稅收入にして外債及庚子賠款並びに三四年公債償還に必要なる部分を除き餘りあらば公債整理基金に充當す

右の內關稅は支拂額及び其時期に關し定表通りに行はれざるのみならず每年支拂ふべき一千四百萬元に達せず現行公債還本付息辦法通りに每月支拂ふことは頗る困難なり烟酒稅は公債基金としては從來一文も支出せず專ら各省よりの解款を撙朝し之を基金項目中に加へ暫定辦法として交通部より每月五十萬元を支出することゝなり居れるも千九百二十一年度に於て七箇月間實行されたるのみにて停止せられ居れり關稅は昨年兌換價格高かりし爲め昨年末には公債整理用として一千二百萬元を支出するを得て實に支出額の半數を占め關稅及烟酒稅の不足を補ひ千九百二十一年四月一日より千九百二十二年三月三十一日までの公債元利を完全に支拂ひ政府の信用を繫ざ得たる次第なりそれ故政府の困難を救ふと同時に公債所持者の信用を得る爲に左の方法を採用されんことを望む

甲、政府は海關行政に直接又間接關係あらざる政費を關稅より支出することを要求せざること

乙、政府は正式に總稅務司に對し關稅中外債及庚子賠款を除き之を公債整理基金とすべきことを命令すること

丙、關稅收入にして不足の際は總稅務司は每年一千四百萬元を超ざる範圍に於て鹽稅より協助を請求すること

之を實行するに於ては鹽稅剩餘金に餘裕を生じ政府は之を他の用途に仕向け得之を現在に比較するに利益の點三あり卽ち

一、政府は一時に多くの支出を爲し得て從來外交團に請求し數回に支出しつゝあるに比し優れり

二、內國公債基金に關稅剩餘金を以て擔保となせば公債所持者の信用を得る

三、獨立省分に對し總稅務司より關餘を內債基金に充當したることを通知し彼れの西南政府が再三請求したる際總稅務司に於て之を拒絕し現今西南政府が滿足し居れると同樣煩瑣を免がれしめば海關行政官にも困難を與へず若し引き續き關稅より支出するとせば總稅務司は之が保證の理由に苦しむ之を要するに政府は鹽稅剩餘金を比較的多く利用する事を得(七、二八)

▲內債整理案修正可決　(益世報)　總稅務司アグレン氏が內債整理方法として關稅剩餘金を基金に充當すべしと主張せる意見書は昨報の通であるが該意見書は客月二十六日全國財政討論委員會に於て修正の上國務院に廻付されたるが二十九日及び月日の閣議にて可決せる該修正案の內容は次の如し

修正案

第一條　政府は正式に總稅務司に命令し關稅收入より外債及庚子賠款を控除したる殘額は公債局及銀行代表と總稅務司と商酌の上專ら公債整理基金とすべし

第二條　右の額にして支出額に達せざるときは總稅務司は鹽稅中より協助を請求し若し殘餘あらば之を政府の政費に充當す

(附註)　原案政府は海關行政と直接又は間接關係なき政費を關稅より支出することを要求せざることの一條は討議の上削除す

附加聲明

一、右辦法は本年限とす

二、將來二分五厘附加稅實行の際は右增收に關して別に方法を講ず

三、從來關稅中より支出を指定せる各機關の經費は從前通り支出すべし

四、現に政府に於て外交團と交涉中のものは解決まで暫く支出を繼續す

五、現實五分稅實施後凡ゆる本年內の增收は條例に依り九六公債の基金に歸するか又は今回の公債整理基金とするかは之を保留して暫く討論せず

因に本年內償還すべき內國債は左の如し

元金償還額	九、一九九、六一一、四〇元
利息償還額	四、八一二、九〇六、二〇兩
計	一四、〇一二、五一七、六〇

而して之に對し關稅收入の殘額は

外債元利	九、三三六、六二五兩
庚子賠款	八、〇五二、三一二
指定支出	一、四一二、七八〇

等を差引純殘額六百四十六萬七百二十八兩卽ち八百八十七萬六千〇十一元にして公債償還額千四百一萬二千五百十七元六角に對し尙ほ五百十三萬六千五百〇六元六角の不足額ありて之を鹽稅剩餘金より支出せんとするものなりと云ふ(八、一二)

▲支那國庫券の現存額　(銀行週報)　現存の國庫券負債總額は約六千萬元にして之を分類表示せば略左表の如し

(一)普通無利國庫券(十年十一月現在)

名稱	發行原額(額面)	現未收回額(額面)	發行期年月	收回年月
江南造船所船價庫券	元 三〇、〇〇〇、〇〇	元 三〇、〇〇〇、〇〇	五十 七十	
熱河軍費庫券	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	九二 十二	
黑龍江墾務支團防經費庫券	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	九一 十七	

(說明)原訂九年三月、五月各還五萬元、七月還十萬元、

德縣兵工廠經費庫券	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	八七	九四

(說明)原訂九年一月、四月各十萬元を償還

四省經略使署軍費庫券	三、四〇〇、〇〇〇、〇〇	一、四〇〇、〇〇〇、〇〇	八八、十二	九七

(說明)原訂九年一月、四月に各七十五萬元七月に一百九十四萬元を償還

渼口兵站輜運局經費庫券	二五、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇	六二 七八 八十	九一

(說明)原訂七年九月至十二月、每月各一萬元、八年一月三萬元八年九月乘九年一月、每月各一萬元を償還

熱河鎭軍庫券	三〇、〇〇〇、〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇	十二 十三
陸軍第八師軍費庫券	八〇、〇〇〇、〇〇	八〇、〇〇〇、〇〇	十二 十三

漢陽兵工廠庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	十三	十二、三
陸軍第八混成旅軍費庫券	二〇〇、〇〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇	十五	十二、三
陸軍第五混成旅軍費庫券	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	十二五	十二、四
漢陽兵工廠庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	十二	十二、四
陝西駐京川軍經費庫券	三〇、〇〇〇、〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇	九、六	十、六
（說明）原訂九年十二月十萬元、十年六月十五萬元償還				
福建臨時經費庫券	六〇、〇〇〇、〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇	九、四	十、四
甘肅防勦經費庫券	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	九、六	十二、五
四省經略使後方服裝費庫券	三〇、〇〇〇、〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇	九、六	九、十二
江西軍費庫券	五〇〇、〇〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇	九、七	九、七
福建陸軍第十四混成旅軍費庫券	一五〇、〇〇〇、〇〇	一五〇、〇〇〇、〇〇	九、九	十、一
護景棗援庫汽車費庫券	六八、〇〇〇、〇〇	六八、〇〇〇、〇〇	九、十二	十、六
江西軍費庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	十、二	十一、一
陸軍第二十師庫券	一〇、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	十、二	十、三
阿爾泰鎮撫庫券	三七、五四〇、〇〇	三四、三七〇、〇〇	五、五	十三、五
（說明）原訂六年五月至自十三年五月分七年勻攤				
印刷局印價庫券	五五、〇〇〇、〇〇	五〇、二九八、三一	八、七	九、七
（說明）支撥延期確定				
湖北修堤經費庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇〇、〇〇	八、十五	十、十二
國務警院庫券	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	九、一	九、七
清內務府優待經費庫券	七、九八八、八四〇、〇〇	六、〇七〇、八七〇、〇〇	九、六	十四、七
鄂省軍械痲痛七厘經費庫券	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	十、六	十二、六
南京造幣廠庫券	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	十、一	十二、一
駿青準備金庫券	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	十、九	十三、三
合　計	一六、五六八、九〇八、三一	一二、九四〇、五六八、三一		

（二）普通有利國庫券（十年十一月現在）

名　稱	發行原額	現未收回額	利率	發行期	收回期
（額面）元	（額面）元				
開灤局煤價庫券	二〇、〇〇〇、〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	六、九	七、十一
（說明）原訂七年五月十一日各還九萬元					
開灤局煤價庫券	一〇〇、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	七、十	八、三
（說明）原訂七年十二月八年三月各五萬元先償還					
開灤局煤價庫券	一四三、三六八、九二	一四三、三六八、九二	年六釐	七、九	八、九
太沽造船所船價庫券	七〇、〇九一、三〇	五九、〇九一、三〇	年六釐	七、三	十二、九
（說明）原訂十年三月九月十一年三月九月十二年三月各十二萬元十二年九月十萬二百九十一元二角先償還					
福州造船所船價庫券	五三、四八〇、〇〇	五三、四八〇、〇〇	年六釐	七、三	十二、九
（說明）原訂十一年三月九月十一年三月九月十二年三月各八萬元十二年九月十二萬二千四百八十元償還					
湖南軍費庫券	四〇〇、〇〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	九、二	九、八
奉軍服裝費庫券	一、〇九〇、三六一、三三	五〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	九、十一	九、五
奉軍欠餉庫券	二、六七一、六二七、八九	五七一、六二七、八九	年六釐	七、十一	九、五
前第一軍第九師餉款庫券	三六、〇〇〇、〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	七、六 九、一	十二、一
（說明）原訂自七年七月至八年四月每月各還一萬元十年一月還十二萬六千元					
廣西省庫券	二、五〇〇、〇九〇、〇〇	九〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十三	十二、一
（說明）內一百六十萬元已經該省撤回					
鄂省軍費庫券	五〇〇、〇〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十四	十二、十二
江西軍費庫券	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十六	十二、六
福建軍費庫券	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十六	十二、六
上海兵工廠庫券	四〇、〇〇〇、〇〇	四〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	九、二	十二、二
海軍經費庫券	三〇〇、〇〇〇、〇〇	三〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	九、六	十、六
陸軍第十一師軍餉庫券	五〇、〇〇〇、〇〇	五〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十一	十二五
湖北軍費庫券	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十一	十六
漢陽兵工廠庫券	五〇〇、〇〇〇、〇〇	五〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十一	十六
江西軍費庫券	二〇〇、〇〇〇、〇〇	二〇〇、〇〇〇、〇〇	年六釐	十二	十六
公府工程月款庫券	七一、八七七、一五	三六、八七七、一五	年六厘	五、十一	七、十一
塔爾巴哈台餉銀庫券	三六四、六七七、四三	三三、六七七、四三	年六厘	六、一	八、十三
（說明）原訂六年十二月十五萬元七年十二月十二萬元八年十二月餘數先償還					

山東籌修黃河堤岸經費庫券	二〇〇、〇〇〇、〇〇	年五釐	九九	十九	
農工銀行官股庫券	二〇〇、〇〇〇、〇〇	年六厘	十八	十一、一	
印刷局印價庫券	二七、〇〇〇、〇〇	年五釐	九九	十九	
西南善後款項庫券	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	年六厘	十四六	十一、六	

（說明）原訂十一年四月六月各一百萬元償還

中央醫院補助費庫券	六〇〇、〇〇〇、〇〇	年六厘	十八	二四、二	
海濱公益費庫券	一三、四〇〇、〇〇	年六厘	十九	二三、一	

（說明）訂於二十年十二月至二十四年十二月各十二萬元償還

搭放軍餉定期有利庫券	九、五一七、八三三、〇〇	年六厘	八九	十一、三	
搭放官俸等定期庫券	四、八七九、七六一、三三	有利無利不一	五六	十一、七	

（說明）訂於二十一年一月至二十五年一月每年二萬四千四百八十元償還

（三）特種庫券（前列三種爲十年十一月現在）

名稱	發行原額（額面）元	現未收回額（額面）元	利率	發行期	收回期
鹽餘增保中交兩行整款特種庫券	四、八〇〇、〇〇〇、〇〇	二、八〇〇、八〇〇、〇〇	月一分二厘	十六	十一六

（說明）原訂十年一月至十二月每月二十三萬五千二百元十一年一月至六月每月四十三萬五千二百元償還

烟酒稅特種庫券	九〇〇、〇〇〇、〇〇	六三〇、〇〇〇、〇〇	月一分五厘	十二	十六六

（說明）原訂十年一月至十一年六月每月烟酒稅項下撥六萬元支出中交兩行撥還

崇文門稅收津浦貨捐特種庫券	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	四、五九五、九三一、六六	月一分五厘	十一	十三、四

（說明）原訂十年一月至十三年四月每月由崇文門稅收項下十萬元支出又由津浦貨捐總局稅收項下撥十二萬元支出每月交中兩行撥還

特種鹽餘庫券	一二、九〇〇、〇〇〇、〇〇	一二、九〇〇、〇〇〇、〇〇	月一分五釐	十一、二	十二、二

（說明）原訂自十一年二月九月至十二月每月七十萬元償還利息按年三期分九納之

鹽餘庫券	六〇〇、〇〇〇、〇〇	六〇〇、〇〇〇、〇〇	月一分五釐	十一、八	十二、一
定期兌換券	二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇	一、六〇〇、〇〇〇、〇〇	月一分五釐	十一、七	十二、五

（說明）原訂自十一年七月至十二年五月每月本利二十三萬元支拂（八月號）

▲上海工部局銀公債發行（各報）工部局布告、本年納稅人會の決議に依照して一九二二年銀公債一百萬兩を發行す、年利七厘每年六月三十日及十二月三十一日の兩度、利息を付す、償還期は一九五二年となせども繰上げて二十年或は十年後に還清す、額面は百兩、五百兩、一千兩、五千兩の四種とす（七、二〇）

▲民國十年度支那國有鐵道損益（路政司發表）民國十年度國有鐵道收支決算左の如し。

鐵道名	利益	鉄損
京漢路	七百萬	
京奉路	一千二百〇五萬	
津浦路	三百六十六萬一千	
滬寧路	一百六十八萬五千	
滬杭甬		十一萬三千
京綏路		一百〇二萬五千
正太路	一百六十三萬四千	
道清路		二十五萬六千
汴洛路	一百二十七萬三千	
吉長路	八十萬九千	
株萍路	三萬七千	
廣九路		三十一萬六千
滇蜀路		十四萬四千
武長路		二百二十六萬二千
洞洮路		三十二萬一千

總計	二千八百十四萬九千	四百四十三萬七千

之を民國九年度の利金四千七十八萬八千元に比すれば一千七百七萬六千元の減少なり

▲米國の對支貿易（上海米國總領事發表）本年度上半期に於ける上海の支那米國間貿易狀態は前年の同期に比し非常なる不振にして米國本土、比律賓布哇向輸出額左の如し

地方別	本年度上半期	前年同期	增減
米國本土	三一、六三四、七七九弗	三五、二九八、二六五弗	一三、六六三、四八六弗減
比律賓	三三、二三	六八、三三	九三、一三減
布哇	三三、一八	三六、一七	三、九三減
合計	三二、三〇三、一六五	三五、六七七、三三五	一三、六七三、一八減

此減少の主なる原因は約一千二百萬弗の金塊輸出が絶へたる爲なり、本年上半期に於ける上海より米國に輸出せられたる金塊及金貨の數量を前年度同期に比較すれば左の如し

	本年度上半期	前年度同期	增減
金塊	三、五六八、八四三弗	一二、三七、八四三弗	八四三減
金貨	六三一、一〇〇	八四一、九三五	一九〇、三五三減
合計	四、一九九、九四三	一四、九八八、六五〇	一二、五六八、一〇七減

▲上海、澳門貿易發展（新申報）最近澳門の實業家中に對支貿易發展の爲め資本金六百萬磅の大貿易會社を設立し澳門に總公司を設け先づ上海に分公司を設け更に爪哇、馬來、印度等に逐漸分司を設立せんとの計畫あり澳門政府は對支貿易發展の機會到れるものと認め不日各製造家貿易家及び汽船會社等を召集して一大會を開き貿易上の重要問題に就きて研究する筈なり尙ほ同會社は成立後政府に補助を要求し上海、澳門間に航路を開き以前の必ず香港を經て澳門に轉輸し居たるものを今後は直接運輸するを得ることゝする計畫あり上海澳門間の貿易狀況は變化あるを免かれざるべく一部の商人間には頗る恐慌を來し居れり（七、一六）

▲上海造幣廠準備近況（各報）上海造幣廠は支那銀圓より三百五十萬元を借りて起り民國十年三月三日の調印にして銀圓は用途監督の權あり銀圓の派遣員署名を經收支することゝせり、場所はゴルドン路對蘇州河の北岸百〇三畝三分の一家屋は洋漢折衷、機新記の請負にて十年十月起工し事務所機械室は已に竣工し本年八月末迄には全部の機械着運すべく八十萬元の造幣力ありと（七、二七）

▲上海造幣廠長（民國日報）上海造幣廠長は本と難缺年と定め居たりしが又改めて項職を與ぐることゝし江海關に巨擘を財政次長を張英華張嘉璈とすることゝし何れも兼接洽せしにあらず意は本と一日の閑職に出さんとせしも王寵惠到らざるを以て據出せず京滬銀行界は造幣廠長に對して反對を表示せり（八、二）

▲海峽植民地支那移民（時報）最近の海峽植民地政府の報告によれば一九二一年支那移民數の合計は一九〇、一四三人にして一九一三年以來、今年を以て最多とせり、之を表示せば左の如し

年次	移民數	比率
一九一三年	二四〇、七九九人	八九三
一九一四年	一四七、一五〇人	五四五
一九一五年	五五、七三五人	四二八
一九一六年	一八五、三九九人	六七九
一九一七年	一五五、一六七人	五七五（安南及其他各地へ赴く寄港者は含有せず）
一九一八年	五八、四二一人	二一六
一九一九年	七〇、九一二人	二六二
一九二〇年	一一六、〇七七人	一六六
一九二一年	一九一、〇四三人	七〇七

又教育機關の統計は左の如し

地名	校數	學務員	教員數
新嘉坡	九〇	五六一	二五四
安南	五八	三〇一	一五〇
馬拉崎	一二	七五	三〇（八、八）

▲墨西哥に於ける華僑の營業狀態（新聞報）支那人の墨西哥に於る歷史は多年に亘るものあり、米國カリフォルニヤ大學教授シューカエン博士の著書によれば四層四百八十年に支那人許維成なるもの米國及墨國の國境に至りたるを其始とすと記錄しあり、其後一四九年コロンブスに依つて米

大陸は發見せられたりと雖もその以前に於て支那人が墨西哥に居住せしは確定せる事實なり、蓋し墨國沿岸の地より支那古物の發掘せらるゝを見ても明かなるべし、最近數十年間に墨西哥に至りし支那人を四項に分類するを得

(一)ペルー、ブラジルの兩國は從來支那移民を募集して田園耕作に當らしめたるが、奴隷實質の一種なりしを以て前清光緒年間駐米支那公使陳蘭彬は該兩國に對して交涉し、各國主及耕作主としてその契約を解除しめ支那移民は自由生活をなすを得たる爲め墨西哥に赴きしもの多し

(二)前清光緒五六年間に米國に支那人排斥起りたるため米國より該地に遷りしもの多く、梁任公の新大陸遊記には當時に於ける支那人の狼狽狀態を詳細に記錄しあり

(三)墨國の支那移民を募りしは光緒十年を以て最初とし在墨米人の鑛業者と金山廣英記店との契約成立して廣東人二百名を送りたるが第二次は光緒十五年にして此又泰來公司と金山廣英記店との契約にして約千名を送りたるが多く鐵道建設に從事せしめたり、以上二回の支那移民は或は會社方の給料不拂或は土地の風土適せざる爲め多くは死亡し生殘者は自營を計りたり、當時支墨商約の成立せざりし時代なりしが協約成立後も亦移民募集は屢次行はれたり

(四)墨西哥に親族又は朋友を有する支那人の渡墨漸次加はり其等のものは又本國より子弟を迎へて、工業或は商業に從事し其獲利甚だ多く千九百年より千九百十年に至る間は在墨支那商の極盛なりし時代とす

現在墨西哥に於ける支那人の總數は約三萬人にして最近の調査によれば支那人の最も多數なるはセボタにして、支那の商店櫛比しその人員は一萬を超ゆ、尙ほ太平洋沿岸の都市には或は五千人或は四千人の支那人の移住せる所あり、首府に住居するものは四五百人に過ぎず、而して該各地の支那人は多くは廣東人にして其內廣東台山縣のもの最も多く之に次ぐに開縣とす又光緒三十年佛人に引率されて該國に到りしもの五百人ありて山東人及福建人なりしが多くは死亡し現在に於ては其數極めて少し在墨支那商は光緒二十五年支墨協商訂成後に於て發達し其取扱貨物の數額は日本製品米國製品等を凌駕し、商業最も多きは雜貨物なりしが支那には直通航路を有する汽船會社なき爲め清末貿易衰退し日米貨物の爲めに壓せらるゝに至れり、今在墨支那人の事業種類を擧ぐれば左の如し

(一)商業　綿布綿布業、雜貨業、食料業、料理業等に分つを得べく料理業は其開業最も早しとす、各業者共に相當なる利益を收む

(二)農業　果實園、野菜園等にして廣東人黃某經營のもの最も大にして五千畝の土地を有せり

(三)漁業　往年廣東商人郭某、園某工場を設けて魚類を乾物となし支那內地に輸入し巨利を得たることありしも、近來沿海地方は一帶に盜賊常に出沒し之に對する保護なく該業に從事するもの殆んどなし

(四)工業洗濯業の多くは歐米人の經營せる鑛業又は鐵道建設工事に從事するものにして墨人に雇用せらるゝものなし、以上四種の事業中本業を以て冠とす

光緒二十七八年以後支墨協約訂定せられたる爲め在墨支那人の事業大發展を見たるは以前にも述べたるが、當時農業は支那人の獨占する所なりき、又華墨銀公司は資本百萬元以上に達し外に實業公司あり、貨車請負公司あり、機械公司あり、各種の菜果園あり洋品店あり、其勢力も蔑視する能はざりしが、連々革命起りて多數の支那人慘殺せられしより以來十數年間墨西哥には內亂の絕間なきを以て、在墨支那人は增加すと雖も支那商は昔日の如き觀なく野菜果實園の如きも現今に於ては僅かに個人の保守的競存にして系統ある組合の發展には非す、日米或は歐米各國の殖民事業に比すれば多大なる遜色あり支那にとりては遺憾なる事なりとす、而して墨國に內亂發生以來常に支那人を以て政爭の具に供しこが爲め事業上に多大の支障を來し又墨國紙幣の下落により發展を遂ぐること能はす、僅かに小商店の經營に止まり、墨國資本家も亦歐洲戰亂後に至りて傍觀的態度に出でたり、蓋し墨國の政治上及經營上止むなき變動の影響は商工業上の發展に多大の支障となるを以てなり、之を要するに墨國十年來の內亂により國際的信用を恢復するを得ず米國も亦該國家を承認せざる狀態にあれば在墨支那人も亦各國資本家の進退によりて動搖するを最も適當なる策となす（八、一七）

上海關稅改訂會議

▲煙草、蘇、海產類、煤磁審查會　（各報）修改稅則委員會は十七、十八兩日審查會を續開したるが來會者は英米佛日等十一ヶ國にして、十七日の煙草類價格決定は大概中國の提案を通過し、十八日討論せし課目は前に決議に至らざりし蘇糖煤磁及海產類中の諸目にして英日代表は意見を發表する所あり主席より說明し結果一致通過を見たり（七、一九）

▲稅則會の積極的進行　（各報）修改稅則委員會は大會の議決を經て貨物を劃分して三十項類となし每項類に一審查會を組織し先月十六日より第一次會議を開きてより以後繼續開會して已に討論を經たる貨物の項目は、五金類、蘇類、海產物類、砂糖類、酒類、綿類、纖及針類等の類項なるが此類中其表決の結果は中國の提案に照らして通過したり、唯だ數項ありて其等は其關係國、尙ほ研究を要するとなし懸案となり居りて現在已に表決に付せしものは僅かに五金類一項のみなり、該會は會務進行に對し甚だ積極的にして本週中は月、火、水、金の四日間開會討議せり（七、二二）

▲銼、針、燭、油、臘貨審查會期日　（各報）修改稅則委員會は昨廿四日各國委員に通告を發し本週內に二回審查會を開會することゝなれるが其一は七月二十六日（水）にして銼及針の價格訂定、其二は同二十八日（金）にして燭、膠、油、皂（石鹼）、蠟貨物項目の劃分及價格の訂定なりと（七、二五）

▲蔡廷幹招宴　（各報）修改稅則委員會委員長蔡廷幹は昨日正午同會日本代表を靜安寺路の會所に邀へ宴を張りたるが來會者十餘名、日本船津總領事も出席し二時散會せり（七、二五）

▲銼、針類審查完了　（商報）修改稅則委員會は昨廿六日午後二時十五分より審查會を開き、銼及針類貨の價格規定を討論せるが日米英佛等十國代表來會し蔡廷幹主席より中國代表の提案なば配布の後、英國代表提出の二點に付き討論し比國代表亦提言あり、幾多の討論を經て原案通過を見たり尙ほ調查を要する箇所は保留し明二十八日續開することゝなれり（七、二七）

▲燭油膠蠟石鹼審查完了　（時報）修改稅則委員會は審查會三十の內已に十六を過ぎ、昨二十八日午後二時半より上海總商會に於て燭油膠皂五項の審查會を開けり各國代表列席し主任より各代表の意見を徵詢し討論の後異議なく通過、卽日政府に情況を電報すと共に英代表は二週間の休憩を提議し佛日伊蘭巴等七ヶ國之に贊同せしことを陳述せり政府よりは速行事を了して手續を省くべしとの返電ありたり、閉會期は多分九月末となるべく、次回は八月二日化學品類の審查會開かるべし（七、二九）

▲化學品染料審查期日　（時報）修改稅則委員會は本週中も引續き審查會を開くべく其確定したる期日及題項は各國委員に通知せるが、卽ち、（一）八月二日（水）化學品貨物種類の劃分、（二）八月四日（金）染料顏色品貨物種類の劃分及價格の規定、（三）八月七日（月）棉花類貨物の劃分及價格規定、右の內棉貨品の一項英國は委員の要求により尙ほ保留さるべく又該會休會期は八月末の豫定なりと云ふ（八、三）

▲稅則會と棉疋問題　（各報）修改稅則委員會は審查會を續開し頗る順調に進行し居れるが唯だ棉紗布疋の一項は纏め討論を費すこと、計り居り棉紗布疋類の貨物は支那貿易品中の高額を占め居りて各國も亦均しく利害關係深甚なり、各國代表は此類貨物に對し指數方法を採用すべきが此項の統計は必ず成し易からず、確定指數に因りて公平明確の標準あるべきも現在の狀況を顧れば此項の標準に乏しく故に該會諸項中の最繁雜の問題となるべし（八、五）

▲燐寸類審查完了　（各報）修改稅則委員會は總商會に於て去る七日第十八次審查會を開けるが英國は每年八月の第一月曜日を休日と爲す習慣上列席せず、八日續開し英米佛日比四露等各國委員列席したり審查せるものは棉花棉貨にして十分の七八は通過せるも審查を徹底せざれば頗る辦理し難く故に尙ほ通過する能はず次會に於て詳細に討論すべしとせり昨九日午後二時よりは第十九次審查會を開き燐寸類の價格及製造材料等を審查し明十一日は第二十次審查會を開き雜貨の審查に從事すと、而して該會は二週間の休暇をなすやに傳へられしが右は曾つて各國委員より提議ありたれど日來三國の同意を得ず支那政府亦速了を要求したれば此議なしとの聲明を該會より發表せり（八、一〇）

▲修改稅則審查經過報告　（各報）修改稅則委員會は一昨日の審查會の經過を北京に對し打電したるが該會は本日も引續き審查會を開き雜糧、藥品、藥品材料、香料、菜蔬品の價值規定を審查すと（八、一一）

▲雜糧審查會完了　（各報）昨十一日午後二時三十分より總商會に於

て開催し蔡廷幹主席より暑氣を排して參會されしは慶幸の至りなりとの挨拶あり、それより各國代表は雜糧、藥品、藥品材料、蔬菜等の審査に從事せしが討論の後、雜糧等をば通過したれども洋菜丙種は價格の大小及輸出入稅率に關して其平均を得難く通過せしむるを得ず次回に延期して詳細討論すべしと(八、一二)

▲寶石、石棉、毛織物審査期日　(各報)　修改稅則委員會は本週は月水金の三日間審査會を開くことに定め昨日の月曜日は第二十一次審査會にして項目は寶石、石棉、石頭及泥製品なりしが右項目に就ては各國代表は詳細なる考慮を爲さず故に月曜日に終了せず爲めに右項目の審査は明日(水曜日)行ひ、十八日(金曜日)には毛織物及毛、蚩に呢絨品の審査に從事すべしと(八、一五)

▲修改後の關餘取扱問題　(申報)　過日來上海に於て擧行し來れる修改稅則委員會は積極審査に從事しつゝあれば九月內には終了すべきが該會が稅則修改以後は必ず注意すべき問題起るべく即ち華府會議に於ても一度討論に付せられしことある問題にして從來中國の關稅收入は銀行に納入し居れる一事なり、此種金員は近年來專ら滙豐、華俄道勝銀行に納め居たるものなるが今次會議に於て日伊和比國等は納稅の一事を以て各國同盡の義務とし、而かも滙豐道勝が此種特定利益を單獨に享受するは不當と認め以後は在支外人各銀行に分納すべきを願へり支那方面としては一九一一年以前に在りては各埠海關收入は均しく官銀號に存入し中國政府は之を監督し對外債務は常に照らして支付し固より何等の危險發生なく一九一一年革命以後は政治紛擾し軍人の阻截を受くるを恐るゝに因り外債の信用保護上暫時外國銀行に移せり這は機宜の計にして現在政治上、非常狀態已に無きにより自ら舊時の法令に恢復すべし、且つ此次の稅則修改後は、中國關稅の收入は必ず激增すべく宜しく中國商界をして此の利益の恩澤に浴せしむべく而して都市金融をして能く穩定ならしむべし、故に今日此種の關稅收入は實に中國の信賴すべき銀行に移儲する必要あり、或は然らずとするも關稅中の已に公債擔保と成れる部分は債權合同の規定によつて復た變更する能はず、其餘の數及改稅後の收入は當然信すべき中國の銀行に儲入すべきなりと主張し各國は現在のまゝ及其他の外國銀行に分納を主張し中國は支那銀行獨納を希望しつゝあり(八、一)

▲裁釐加稅委員會　(各報)　上海總商會等は過日北京財政農商部の電命に接し、裁厘加稅の一事は關係重要なれば曾つて人を派し實地調查せしめし結査、各省貨物價格及輸出入各貨稅厘等は北京に委員會を組織し各省商會代表を召集して集中研究せしむべく八月十五日以前に上京齊集すべく已に全國商會聯合會に通知し各省總商會に代表を擧げて姓名を通報すべく轉報せんことの依賴に接し居れるが上海總商會は湯節之會董を公推して代表と爲し又上海縣商會も常會時各會董は湯節之を代表となすべく公推したれば湯節之は愈々裁厘加稅委員會上海代表として出發すべく決定せり(七、二四)

▲裁釐加稅審査會　(各報)　上海總商會は裁釐加稅の件に關し已に湯節之等五會董を擧げて裁釐辦法研究を爲さしめ居たるが玆に湯等は研究進行し條陳及意見書を提出したれば、宋、方兩會長は昨廿七日午後、全體會董を召集し常會室に在りて第一次審査會を開き會董二十餘人の來會を見五時半より審査を開始し六時過ぎ散會せり(七、二七)

▲裁厘加稅代表　(新申報)　財政農商兩部は裁厘加稅の件に關し北京に於て關稅研究會を組織せんとし各省商會に對し代表一人を推し八月十五日までに上京せしむべく通令したるが全國商會聯合會江蘇省事務所は已に各總分商會に分函して通信選擧法によることを囑し每會一人を通知し檢查の上、最得票者を以て蘇省商會代表とし上京出席せしむとせり、然るに上海總商會公推の湯節之は上海縣商會の外、通崇海泰等各商會も亦湯を代表に推し、唯だ蘇州總商會は蘇民生を、武滙商會は孟紹臻を推し居れるも、結果は湯節之最高點を以て代表たるべしと觀測されつゝあり(七、三一)

▲上海總商會と裁厘加稅　(中華)　上海總商會は裁厘加稅の件に關し、已に湯節之等外五會董を擧定し專ら研究に從事し已に意見書を提出して第一次審査會の手續きを經たるが、宋、方兩會長は裁厘加稅の問題は關係緊要にして財農兩部は已に關稅研究會の定期召集の計畫あり湯節之會董は蘇省代表として出席すべきが財政部は近く又汪會事を特派して南下せしめ蘇省稅務狀態を調查し以て裁厘實行の準備をすとの事なれば總商會に於ては該會が五會董をして研究せしめつゝある事項を以て參考に資すべしと定め目下積極的審査に從事し第十七次常會に提出して、全體會董の討論表決を經て後參考資料として備ふべしと(八、一)

▼上海總商會は稅則を改正し收入を增加し籌金を撤廢することに關し七日附を以て全國商會聯合會總事務所各省區商會聯合會總事務所、各埠總商會に宛て通電を發せるが其內容は、籌金の弊害已に一日に非らざること、稅則改正を以て實收五分、二分五厘の加稅、奢侈品稅率の增加によりて籌金を補ひ得て餘あり、華會條約に明文あり、籌會は已に政府に電請し新關稅及總稅務司に分電し輕々しく各種新借款の抵當品とするなく又は其他の用途に充つるなき樣、鄭重に勸告せり、實會も義憤に熱心なり心理同一なり、何卒一致して主張し協力進行せんと云ふに在り(各報八、八)

日本新聞重要電報(大正十一年七月中)

內政問題

▲十四省の聯盟計畫 (北京特電廿日發) 直隸派に反對の六省聯盟說に就いては既報したが更に最近某方面の消息に據ると單に六省ばかりでなく奉天方面三省、四南五省を加へた十四省の間に聯盟計畫進行中であるといふ果して克く成立するや固より疑問であつて現に吳佩孚氏は此計畫に對して決して賛を肯めて居ないさうだ(時事一日)

▲北京政府連省自治確認 (上海特電二日發) 北京政府は過般來統一問題に就て湖南四川雲南及廣東方面と意見交換中であつたが最近湖南軍總司令趙恒惕氏は連省自治及岳州の北軍撤退を條件として統一に賛成し四川軍總司令劉湘及雲南軍總司令唐繼堯の兩氏は寧ろ連省自治主義を擁護することを條件として統一に賛成し又陳炯明氏も之と同樣の意見を非公式に具陳して來たので大總統黎元洪氏は一日附命令を以て地方自治を承認し國會が正式に開會されるのを待つて地方自治案を提出し之を憲法に挿入するであらうと聲明し茲に初めて統一問題に就き湖南四川雲南の諒解を得るに至つた尙ほ趙恒惕氏の要求に係る岳州撤兵問題に就ては先頃來吳佩孚氏の代表者と趙氏の代表者との間に商議を重ねた結果一日より五日までの間に沿羅方面の直隸軍を一先づ岳州に引揚げ第二期に於て岳州から湖南の省界へ直隸軍を全部引揚げることに確定した即ち湖南省民が擧て主張し來つた省自治の目的は略遂せられた譯であるが湖南省議會は念の爲(一)湖南省自治の要義(二)北京政府は速に湖南省の文武官を任命し得ざるとを宣言し之を北京政府に通電することに決定した右の決議中に所謂湖南省自治の要義の內容に就ては未だ確報に接しないが湖南省議會の從來の主張より推して中央政府の憲法は各省の憲法に基礎を置くべしと云ふにあると解せられる要するに北京政府が遂に連省自治主義を確認したと云ふとは之が黎元洪氏の手によつて實現されるか否やは別として兎に角支那共和政治上に特筆大書す可きであると思はれる(時事三日)

▲顧內閣の危機 (北京特電一日發) 財政總長龐廉氏は前總長張弧氏の九六公債發行を極力攻擊しこれによつて自分が入閣し得たものであるのにさて就任後何うしても財政のやりくりが付かず例の大借款交涉の如きもほんの噂のみでなか〳〵成立しさうにもなく遂に最近には先に攻擊した九六公債を自らその當事者として發行しなければ立ち行かぬやうな羽目に陷り交通總長高恩洪氏もまた餘り專橫の振舞ひ多しとて攻擊の中心となり兩氏共辭意を漏らしてゐる右兩氏と反對側に立つ農商總長張國淦氏は最近閣議の席上で龐高兩氏と衝突した結果辭表を提出したため顧內閣は早晩改造の餘儀なきに至るであらうしかし黎總統は國會の正式開會までは現內閣を維持する方針であるから極力三氏の慰留につとむると共に萬やむを得ざる場合は各部次長をして部務代理をなさしむべしとつたへられてゐる(東京日日三日)

▲五人の新將軍 (北京特電四日發) 黎總統は奉直戰爭の論功行賞の意味で四日左の如く將軍號を授けた

授寧武將軍　江蘇督軍　齊燮元
授炳武將軍　湖北督軍　蕭耀南
授揚武將軍　河南督軍　馮玉祥
授昌威將軍　熊炳琦
授康威將軍　哈汝章
(東京日日六日)

▲奉直休戰具體化 (奉天特電四日發) 奉直休戰は愈具體化し奉天軍は三日その總司令部を撤廢し善後事務は總て奉天軍會軍署において處理することになつた楊宇霆參謀長は三日夜歸奉し航空隊及び吉林軍の一部隊二千名も既に山海關に歸つた(東京日日六日)

▲陳孫和議條件（廣東特電八日發）陳炯明氏と孫文派との和議條件として決定發表されたもの左の如し

一、北伐軍（孫派）と粵軍（陳派）との差別を置かぬこと

二、北伐軍は廣東に歸還する時前敵と關係を脫離する旨を通電すること

三、北伐軍各將校は更迭しないこと

四、廣東に歸還する軍隊の駐屯地點を指定すること

五、歸還軍隊に對しては廣東政府より軍費を支給すること

六、歸還軍隊に兵器彈藥を供給すること（東京日日十日）

▲巡閱使を廢止する（漢口特電九日發）吳佩孚氏は五日湖北督軍及び省長に打電して曰く

目下巡閱使を廢止すべく準備中であるから今後一切の行政軍事は政府の指揮を仰がれたい巡閱使支所の事務は一々本官に報告するに及ばない

因みに兩湖巡閱支所の事務官は大半洛陽に引揚げるやう命ぜられてゐる（東京日日十一日）

▲省憲基礎論に反對す（十三日北京特派員發）湖南雲南東等の南方各省は連省自治を南北統一の機關と爲さんことを求めて居るが最近吳佩孚氏は是等の各省に對して中央集權の實が無く又地方の權限定まらず所謂分權の言ふべきものもない集權か分權かは一に國會の決定に俟つべし省憲を先にすれば却て紛糾を增すものだと通電して暗に連省自治に反對を唱へて居るが右に關し某在野の首領は曰く

孫文氏失敗せるも目下許崇智氏等の北伐軍韶關に迫り戰爭未だ解決しない從つて孫氏が全然失敗したと斷ずるを得ない南方の輿論は蹉跌せる孫文氏に却て同情を寄せ陳炯明氏に對し惡感を增して居る孫文氏が上海に來らば必ずや一新生面を開くであらう政府が若しこの場合に誠意を以て上海に於て會議を開き先づ政治問題を解決し孫文氏の地位を輕視せず法律問題を國會の權限に委すれば國會も亦一般の希望を容れて憲法を解決し斯くて政治法律兩問題を前後して解決することが出來れば政局の前途は有望である各省の憲法に至つては國家の憲法を制定した後に國憲と牴觸しない範圍內に於て之を定め將來の紛糾を免れしむるを當然の順序だと思ふ吳佩孚氏が省憲を基として連省自治政府を造ることを却つて危險と認め反對の主張をして居るのは吾々も同感である云々と

之に依つて見れば北方の有力者間には省自治一點張の連省自治に反對の意見を懷く者が尠くないやうである（東京朝日十四日）

▲顏內閣總辭職（北京特電十三日發）顏內閣は十三日總辭職をしたが黎總統は極力これを慰留した結果國會成立まで現狀維持となるだらうと（東京日日十五日）

▲張氏の野心尙死せず（北京特電十五日發）「張作霖の野心尙ほ死せず」とは直隸派の觀りに宣傳した所であつたが最近の報道に據れば張作霖氏は十三日特別軍事會議を召集したのみならず奉天系の策士は現に京津方面に亘りて頻りに奔走活動を續けて居る而して曩に直隸派より出した奉直講和條件十箇條に對しても之を修正して左記六項となし之を通電したと云ふ即ち

（一）東三省地方の收入は全部東三省の政費に充つ

（二）東三省は完全に自治を實行する事

（三）張作霖は東三省官吏の任命權を有す

（四）東三省の軍權は概ね保安總司令の統轄に歸せしむ

（五）山海關外の京綏線は相當の條件を以て之を中央政府に返還す

（六）直隸軍は東三省內に一步も入るゝを得ず

以上の六項である（時事十六日）

▲調停依賴（廣東特電十四日發）廣東各界聯合和平維持會は會議を催し廣東駐在の領事團に調停方を依賴することを討議し代表者を選擧し某國領事を訪問した該領事は彼れ等代表者の來意を聽取した後

現在省城には戰爭は行はれて居ないのだから驚くに足らぬ大局の鍵鑰は實に北江の戰爭であるが目下許崇智軍は戰況頗る不利で到底韶關を突破し得まい故に時局の解決は此戰爭の勝敗にかかつて居るので滇軍には大いなる關係はあるまい予は孫文氏とは未だ會見しないが依然として廣東に居るのは何の意味であるか知らぬ

と述べ早急に調停をなす必要はなき旨をほのめかした（東京日日十六日）

▲張氏進退聲明（十五日奉天特派員發）張作霖氏は十三日午前各省軍民長官團に各團體に對し大略左の意味の通電を發したといふ

義に奉天軍の入關したのは南北統一を促進せん爲の理由に基いたものであ

つたが今や國運既に順調に復し約法に依る大總統の復位を見るに至り南北統一は期して俟つべきに至つた故に今や既に參議院の如きは問題の外である矛(孫作霖)はこの機會に於て野に下らんとしたが海内四圍の挽留止み難く日ならず曾時其職に留つて時局の善後に努力を捧げて居る次第であるが若し將來舉國一致の統一憲法が成立した其暁には直ちに賢明な後進の士に位を讓つて野に下り靜かに餘生を養ふつもりであるこの意味に於て予の行動は從來共に一貫し何等の私なきことを斷言する寧ろ國人予を信じてこれを諒とせられよ(東京朝日十六日)

▲黎氏の辭職敎書　(十六日上海特派員發)　黎總統は辭職の敎書を作ること、命じ八月一日開かるべき國會に提出する筈だと(東京朝日十七日)

▲國務總理後任　(北京特電十六日發)　國務總理顧惠慶氏は十六日黎總統と會見し四閣維持困難の理由を詳細に說明し總理の後繼者として王正廷氏(目下山東問題善後會辦)を推薦したしかして黎總統は兎も角本月一ぱいは現狀を維持せんとの希望を繰かへし顧氏も翻意を慰留した(東京日日十八日)

▲黎氏逃げ出しか　(北京特電十八日發)　情報によれば黎總統は愈總統投げ出しの決心をし直隸派の一部益激しきため內閣も持續の見込みがないよつて非公式ではあるが外交團は顧惠慶氏を總理となし同時に財政的援助を與へるの議がまたもや再燃して來てゐるんかして右財政援助は全く共同管理の意味を意味するものであることが明らかになつたため北京政府は警戒してゐる(東京日日十九日)

▲江西問題解決要領　江西省問題解決の爲江西出身の歐陽武、徐元誥及び曾延、吳佩孚氏等の代表數名來漢し近日中江西に赴く筈でその解決の要點は左の三項であると(漢口發某所着電)

(一)南北兩軍各百甘支里退去し其の間を緩衝地帶とすること

(二)李烈鈞氏の部下一師を江西に殘め軍費は政府より支給す李烈鈞氏は將來軍に帶任し北京に住せしむること

(三)北軍は一師一混成旅を駐め蔡成勳氏をして秩序を維持せしむ其の事件平定後は全部撤兵のこと(東京日日二十日)

▲支那憲法制定對策　(上海特電十八日發)　北京政府の有力な某外人顧問は憲法問題に就き十五日發大總統に對し最文の意見書を提出したが其の要領左の如し

聯省自治は制かす可からざる大勢であるから政府は全國統一上此の主義を採用せねばならぬ明朝及び清朝の歷史を見るに所謂統一なるものは中央政府が僅かに地方官任免の權限を有したるに過ぎない其以外に於ては事實上地方分權の制度が行はれて居たのである、又現に民主主義は世界的時代思潮である故に支那が此の時代自の行政權を其地方の人民に賦與すると云ふことは支那の歷史上から見ても將た又世界的時代思潮から見ても最も賢明の策と謂ふ可きである、聯省自治主義を基礎とする全國統一の具體案としては北京政府は先づ國會を開かして速に中華民國の憲法を制定せしむるの要がある之れと同時に政府は各省を促がして夫れ〳〵省憲法會議を召集せしめ其の省憲法草案を北京の國會に提出せしむることゝする一方北京の國會は之等各省の憲法が中華民國の憲法と抵觸することなきや否やを調査する爲めに特別委員會を組織し中央と地方の憲法の關係を圓滿ならしめるやうに適當の修正を試みた上、之を一括して國會本會議に提出させることゝする

國に以上外人顧問の意見書は中央の憲法を先づ制定す可しとの議論吳佩孚氏其他の各省の憲法を先づ制定し是等各省憲法を基礎として中央の憲法を制定す可しとの議論(湖南の自治論者其他)の折衷案として注目に價す(時事二十日)

▲唐紹儀氏に對し時局調停を懇請　(上海特電十九日發)　上海其他長江筋に在住する廣東省出身の實業家連は廣東の秩序恢復の爲め唐紹儀氏(在香山)に對し時局調停の勞を取らんことを懇請するに決し此程當地の廣東會館及び廣東公所の名を以て唐紹儀氏に宛て其旨打電すると共に廣東の時局に對し中立の態度を支持せる龍邦平、湯廷光の兩氏に宛て唐紹儀氏を助けて速かに廣東の秩序を恢復されたしと通電した、併し孫文氏と陳炯明氏とが、互角の勢力を把持し兩々相對して讓らない間は背後に武力を有しない唐仲儀が結局徒勞に終ることは推測に難くない、而して唐紹儀氏は既電の如く陳炯明氏の軍隊が廣東市から撤退せぬ中は調停の途なしとの意見を披瀝した程であるから今回の支那實業家連の奔走に對しては大なる期待を懸くことは出來ない(時事二十一日)

▲陳嘉猷氏獨立宣言　（長沙特電十九日發）湖南省で最も強硬に北伐を主張した陳嘉猷氏　湖南軍總司令趙恒惕氏と相容れず遂に獨立して趙恒惕氏の驅逐を宣言した陳嘉猷氏は譚延闓氏の唯一の股肱であつてその獨立宣言に對しては譚延闓氏派の軍民は同一行動に出づるだらうと思惟され湖南の政局一變を來たすやも知れないと思はれてゐる一方趙恒惕氏は直に陳嘉猷氏を討滅し第一師の唐生智氏を以て陳嘉猷氏に代はらしめ永豐鎭路よりその部下を進發せしめ斷乎たる態度に出でた陳嘉猷氏の軍隊が若し敗るれば趙恒惕氏の位置は從來に比して一段安全となるであらうと（東京日日二十一日）

▲廣東和議大綱　（廣東特電十九日發）和平維持會の手をとつて居る者は孫派の者たるは蔽ふべからざる事實であつて再び和議大綱を陶廷賢、孫邦平、洪兆麟諸氏に提示して會議を開かんことを運動して居るが十八日左の條項大綱につき協議した

一、孫文氏は大總統を陳炯明氏は總司令の名義を以て陸部的の和議を計り然る後和平會議を組織することを全國に通電し統一の條件を商議すること

二、孫陳兩氏は省民の懇請を容れ各所屬軍隊に命令して軍事行動を停止し省境にある軍隊及び軍艦を同時に一定の地域に退去せしむること

三、先づ双方が同意した省長を選舉し政府を恢復して統一會議の實現を促進し全省の治安を維持すること（東京日日二十一日）

▲重慶人心動搖　（十九日廣特派員發）中州に在りたる第一師は混成第五旅と共に梁山縣に向ひ同地に在る第六師に合併して一時第二第三混成旅を驅逐したるも第二軍楊森氏新に第九師の全部を率ゐて自ら指揮を執り第二第三混成旅を督して白兵戰に移つた爲決戰三晝夜遂に梁山縣を奪取された第二軍の前衛は任石鎭に突出し一部戰は既に大竹縣を占領し楊森氏は引續き本部隊にして第二師第三混成旅を梁山街道より又第九師を大竹街道より又第二師本部隊を新寧街道より軍を三路に分つて逸縣の第一軍に向け總攻撃せんとす成都の軍事會議では第二軍の行動を不可なりと認め第三軍劉成勳氏を取敢す四川司令官に選舉し此内訌の亂を鎭定する爲前日の局外中立を取消し第三師長鄧錫侯氏を聯合軍東路總司令官と爲し川北軍總司令賴心輝氏を同北路總指揮官とし鄧錫侯氏は嘉陵江を下て合川に赴き同地に在る第二軍第四師第一混成旅を驅逐して重慶に乘込むべく賴心輝氏等第二旅長張瀾生氏及第三軍の第一混成旅長藍世鉅氏を率ゐて既に瀘川に向つた今後の戰局を注目するに値く重慶の人心大動搖を始め第一軍所屬軍艦等外國病院外國洋行に暴行を演するもの續出し上を下への混亂である（東京朝日二十二日）

▲正式國務總理　（北京特電廿二日發）正式國會開會期も愈々一週間後にせまり正式內閣組織後任は政界唯一の問題となつてゐるが有力な組織候補者である唐紹儀、孫洪伊兩氏中結局唐氏に落ちつく模樣があるそれかあらぬかつたへらるゝ所によると唐氏は北京政府に對し左記就任條件を提出したと

（一）南北一致の推薦（二）國會多數の同意（三）曹錕吳佩孚兩氏の同意

右のうち南北一致の推薦については上海に開かるべき聯省會議に待たなければならないが國會多數の同意は諸方面から運動の結果殆ど成功し曹錕氏も同意するとつたへられをりたゞ吳佩孚氏の態度が不明のため果して唐氏が急に入京し得べきや否やが疑問とされてゐるそのためその間代理總理を置く必要があるが國會多數の意見は現司法總長王寵惠氏を希望してゐるも同氏が受けなければ最も色氣ある現農商總長張國淦氏の代理總理就任を見るに至るであらうといはれてゐる（東京日日二十四日）

▲留日學生代表者歸國　（二十四日上海特派員發）留日支那學生は日本に於て學費が杜絶したので安心して留學が出來ないので東京から留學生全體が代表七名を歸國せしめた二十五日上海に着する筈で先づ教育會と接洽し更に北京に向ひ國務院教育部に請願する筈尙本年夏期休暇の爲め日本より歸つた數は夥しく就中官費生は學費が杜絶したので再び日本學校に歸り得ない者が多數に上る見込である最近英國にても新に編逸と支那學生學費の競爭を爲さんとして例の賠償金の免除が議會の問題となつて居るが日本にても此重大問題を等閑に附する事なく經費節減は別問題として速かに賠償金を支那教育事業に使用するとを決定し支那留學生救助の爲支那公使館の管轄に屬し右借款は賠償金より差引くの處置を執る等臨機の處置を執り少くとも差當り留學生の足止策を講ずべきである本年度も從來國留學が盛んで日本留學の振はないとは遠き將來に於ける對支發展上寒心すべきものとして識者は憂へつつある因に爭年米國へ留學生を送る南洋兄弟煙草會社は本年も十五名を募集した右は將來該會社に使用しようとする學生で全國より秀才を募集し

實を給する育英事業で此種のものは少くないが何れも留學先を米國とせることは其背後に米國の影を見ることが出來る（東京朝日二十五日）

▲先づ客車を返還　（奉天特電廿七日發）"京奉線車輛抑留問題について王占元氏は廿五日來奉し協議の結果張作霖氏は客車の奉天北京間直通の件だけを承諾し廿八日から實施されることとなつた抑留貨車の返還は張作霖氏に對して中央から何等かの職を與へ復活の名義の立つやうにせれば默目だと聞をふつてゐるからこれについて黎總統は目下考慮中との消息があるが直隸軍が山海關に三萬の兵を繞しこれに對抗のため張作霖氏は李景林氏に統率せしめて精部隊をこれに備へてゐる狀勢等に見れば抑留貨車をすぐに返還することはあるまいと觀測されるがしかし英國の奉天領事館では客車の北京直行承諾はついで貨車をも返還する前提として樂觀してゐる（東京日日二十八日）

▲交通部改革案　（二十八國隊北京發）交通部は今回同部の改造及び改革案を發表した其內容は左の通りである

交通部は管下各局の組織改造及び經費節減に對して鋭意努力せんとして居る、前任諸交通總長は政治上の關係より多額の內外債を起した爲め交通部の負債は今や實に六億元以上に及んで居る、故に現交通總長高恩洪は其の改造案に全然政治上の關係を排除し專心交通部の收入を增加して此巨額の負債を返濟する爲左の方法を講ぜんとする積りである

（一）交通部役員を淘汰減少して一箇年三百萬元餘の經費を節減し且つ各國有鐵道線の役員及び就業員をも減じて之れより一千五百萬元を節約する

（二）貨物運輸稅に對しては從來之れが徵稅の爲め別に一局の設置を要としたが國務院は此課稅廢止を許可したから今後は此の貨物輸送稅を廢して各鐵道線の貨物運賃率を比例的に引き下げる事とし之れに依つて一年約一千萬元の增收を計る

（三）郵稅は比較的低廉であつたから今後支那郵便局の手を經由する郵便物一切に各一分（一仙）宛の追加郵稅を徵する事とし之れに依つて一年五十萬元の增收を圖る

（四）交通部管下の電信組織を改め外國電報料を改正し一年二百五十萬元の增收とする、郵便電信料の引上げは國民に苦痛を感ぜしめぬ積りである

（五）以上の經費節約額及び歲入增收額を以て交通部未拂債務償還の減債基金とする、而して鐵道貨物運賃引上げに依つて生ずる增收を增保として六千萬元、又電信料引上げに依る增收を擔保として一千萬元の二種の短期內國公債を發行し此の上り高を以て本年度支拂期限の內外債元金六千萬元餘と其の利子とを一回に償還し又は支拂ひ斯くして各種借款の月額利子合計二百五十萬元或は年額三千萬元の支拂額を減ずる事とする

（六）未成各鐵道線の完成に對しては新計畫を樹てる、其の一例を擧ぐれば粵漢線（漢口廣東線）竣工の上は現在の收入に加ふるに更に四千萬元の增收となる筈であるか、民國六年此の工事中止以來同鐵道の財產評價は約三千五百萬元に下つた、同鐵道の工事は廣東方面と漢口方面との兩端から開始されたもので中間の未成部分は二百七十哩內外である故に一旦工事を開始すれば未成部分は二箇年以內に竣工し全線の開通を見る見込である而して此の未成部分の工事に要する費用は四千萬元であるが同線工事の原契約に依れば追加借款をなすも別に新協定を作る必要がない

（七）目下工事中の關海鐵道（中部橫斷大鐵道）全通の曉には三千萬元の增收となる見込で工事は河南、鄭州を中心として始められ西部は既に河南の陝州迄完成し東部は既に江蘇省の宿遷以東迄達してゐる、民國七年袁世凱の復辟運動當時關海鐵道工事資金より二千萬元を支出した爲め工事は中止となり爲めに財產減價に依り一箇年五百萬元の損失を見る事となつた、此の鐵道全通に要する經費は二千萬元の見込みである

（八）上海、漢口、寧波間の鐵道全通及び錢塘河鐵橋竣成に依り一年五百萬元の增收となる筈である此の線は民國五年國營となつて以來既に五百萬元の損失を招いた

要するに交通部は今後二箇年以內に右の改革に着手し之を實行する積りである改革後の鐵道收入は年七千五百萬元となり數年ならずして交通部の債務全部を償還し得るのみならず尙多少の剩餘を生ずるに至る見込みである云々（東京日日三十日）

▲廣東を去れ　（廣東特電廿八日發）温樹德氏は孫文氏に宛て大要左の如き書面を送つた

元來海軍の作戰計畫は要塞の掩護と陸軍の策應を以て廣東軍を射擊するに

あつた、しかし事變起るに及び要塞も陸軍も遂に起たなかつたされど海軍は憤りを漏らさず徒らに人民を塗炭に苦しましてゐるを欲せず貴下に代つて廣東軍と和議を結び一擧地方の治安と貴下の地位を保たんとした然るに妥協條件なるに及び予は意外にも廣東軍より收賄したとの非難を受け痛憤實に極まりなし今や北伐軍は戰況不良でたとへ戰ひに勝ち廣東に歸還するも廣東軍を徹底的に掃蕩するは不可能の事に屬す徒らに僥倖を賴むは智者のなさざる所である宜ろしく貴下は此際廣東を退去しおもむろに天下の變を待ち事を策するに如かない國民も亦之を希望してゐる思ふに廣東軍當局は貴下が退去を承認せば優退條件の如き正に履行するであらう蓋し貴下が退去する事一日早ければ即ち足下一日の安心を保つ所以である云々（東京日日三十日）

▲議員法定數に達す（北京特電廿九日發）國會當局の說明によれば現在北京にある人員數は參議院議員百五十九名衆議院議員三百六十名で既に法定の過半數に達してゐる而して今回の國會は第二期通常會の繼續とすることになつたので兩院聯合開院式は擧行しないとなほ參ゝ兩院は廿九日各方面に八月一日午後一時國會を開始する旨の通告を發した（東京日日三十一日）

▲支那正式內閣顏觸（北京特電廿九日發）保定洛陽方面で推擧しつつありと云はるゝ王士珍氏は果して起つ氣配がない黎總統は昨日國會各派と協議の結果略左の如く正式內閣の顏觸れを內定した

總理唐紹儀氏	外交顧維鈞氏（唐紹儀氏就任まで國務總理を代行）
內務張耀曾氏	財政王克敏氏
交通高恩洪氏	農商王毓芝氏
司法王寵惠氏	陸軍王占元氏
海軍湯薌銘氏	教育林長民氏

政府は國會開會の翌日之を國會に提出すべく若し期日に開會を見る能はざる時は先づ右閣員を發表すべしと云ふ（時事三十日）

▲顏內閣案は駄目（北京特電廿八日發）正式國會の開會期が近づいた爲參政派の國會乘取運動は愈々猛烈となつて來た黎總統及びその一派は廿八日秘密會議を開き長時間に亘り協議の結果內閣問題につき左記二案の何れかをとることに方針を確定した

一、國會各派の諒解を得た上南北統一が實現されるまでは正式內閣同意要求案を國會に提出せずそれまでは依然顏內閣で押通すこと

二、若し第一案が駄目の場合には唐紹儀氏を正式總理に任命し國會の同意を求めた後唐氏の入京までは王寵惠氏を推して總理を代理せしむること

採用する所によれば黎總統一派はまづ第一案を國會各派首領に提出して同意を求めたが各派とも不贊成でものになりさうでない爲目下第二案について各派の意向をさぐつてゐるが可なり有望だといはれてゐる（東京日日三十一日）

▲雲南聯省制（上海特電卅日發）雲南の唐繼堯氏は聯省政府組織大綱廿四ヶ條を議定し既に政務會議の通過を經たから八月一日を以て同大綱を宣布し聯省制を實施することにした組織大綱の重なる個條は左の如し

一、雲南は全省政務を統一し省政府に改組す

二、省政府は聯省政務執行の最高機關なりとす

三、省政府には省長一人を設け一省の最高級長官とす

四、省長は全省文武官吏を任免す

五、省長は民選に依る但し省憲法未だ公布されざる以前は現任省長を以て職權を繼續行使せしむ

六、省政府は次の八司長を設く（一）內務（二）法政（三）軍政（四）外交（五）交通（六）教育（七）實業（八）司法

しかして各司長の人選も既に內定したと右につき樞機に參與した某氏は曰く

雲南省制の實施は八月一日からと決定し居るが省議會の規定及各司の組織命令と一切の手續が完全して居ないから恐らくは當日から實施する譯にはいくまい（東京日日三十一日）

▲雲南省政府改革（三十日上海特派員發）雲南の唐繼堯氏は聯省自治を主張の結果政府の組織改革の必要を感じ雲南省政府の組織大綱を作り既に政務會議を通過し八月一日から實施する事となつた大綱は二十四條より成り

第一條にて雲南の全省政務を統一する爲省政府を改造す

と定め省長を民選とし省憲法制定前は前省長繼任すとの規定を設け省政府

に内務、財政、軍政、外交、交通、實業、司法の八司を置き各司に司長を置き是等を書務員として書務會議を組織する事を規定して居る書議會の規程は別に設けてなく湖南の書憲法に見る如き書議會の權限が具體的でないのは唐繼堯氏自身の立場から作つた爲だと書憲法制定せば書長の權限は著しく制限されるに至るだらう（東京朝日三十一日）

外交問題

▲山東細目協定（北京特電廿九日發）山東條約細目協定委員會は廿九日午前外交部に第一委員會を開催した右會議の結果につき日本側委員の發表左の如し

第一　青島海關處置の件は本條約の實施と共に青島海關に關する千九百十四年の日支條約は消滅し青島海關は全然支那海關の一部となすことに双方の意見が一致した

第二　附屬協定第三青島稅關に關し日本に對する便宜共用の件に關しては支那側委員は直ちに必要なる訓令を發することを承諾した

第三　日本側委員は青島住民の一致せる希望により從來の自由地域制の繼續又は保稅倉庫地域の設定につき希望し支那側委員もこれを考慮することを承諾した

第四　青島海關の引渡に關して討議した際埠頭倉庫は他の共有財產と同樣に處分することに決した

（北京特電卅日發）山東條約細目協定第二回委員會は卅日午前外交部に開催しその結果は左の如くである

一、鐵道問題に關する討議の大綱を決定し

二、速かに鐵道財產目錄を提供し討論の基とすることに決定し

三、鐵道從業員の事に關聯し日本側より全職員の履歷書を徵し考慮を加へること右は鐵道引繼完了と同時に日本人職員を全部免職する時は運輸營業上双方で不便を感するから履歷書を出しその履歷書により支那側が適宜日本人從業員を取捨することにするためである

四、本條約批准後引繼に到るまでは工事その他の施設は必要なきものは成るべくこれを差し控へ引繼後にこれを講ずること

に決定し當後委員會の議事の進捗をはかるため左の如く決定した

第一　鐵道評價

第二　鐵道の財政條項

第三　鐵道引繼の三分科會を開くこと（東京日一日）

▲賠償要求豫告（北京特電六日發）頭道溝事件につき日本公使館は五日支那政府に第二回の公文書を提出し嚴重に同地方における警備方を要求しその回答を求め且調査の上相當の損害賠償を要求する旨を通達した（東京日日七日）

▲山東交涉懸念（北京特電五日發）山東案細目協定交涉が大體順調に進行すべき形勢であることは既報の通りなるも唯此處に稍懸念すべき一事は支那側委員長王正廷氏に對する山東方面其他一部の反對にして正正廷氏が公正妥當なる條件を以て解決せんとするの誠意ありたりとするも此點王正廷氏に對する反對者にして盛に王氏の妥當な態度に攻擊を加へんには王氏も止むなく心ならざる頑迷の主張を試みざるべからざるに至らん虞なきにあらず現に去る四日日本側から提案した山東鐵道沿線鑛山の產物に對して特定の運賃率を定めんことの要求の如きは固より該鑛山の經營なして有利ならしめる日支共同の利益なること勿論にして支那側委員も講究の上更に詳細討論なすることに決した次第なるも王氏に反對する一派は支那側委員が即座に此日本側の提案を拒絕しなかつた事を以て失態であるとし盛なる攻擊を加へつゝありて支那側委員は之が爲め遽に次回の委員會に於て日本側の提議を拒絕せん形勢がある而して其理由としては「此の特定運賃率問題は鐵道會社と鑛山會社との間の問題であつて今次交涉會議の問題外である」と云ふにあるが如し王正廷氏に對する反對は固より一部の間に限られた者なれども王氏が是等一部の反對に屈從するか其とも是等一部の反對に超然として其公正なる主張を持して終始するかは今次交涉全般の上に多大の影響あるべしと信ぜらる（時事七日）

▲間島事件に就き支那政府に警告　帝國政府は六月二十八日間島頭道溝に馬賊襲來し帝國總領事館分館並に在留本邦人の生命財產に危害を加へたる旨の報道に接したるを以て翌二十九日在支帝國公使に訓令し不取敢次

要左の趣旨を支那政府に申し入れしめたり

今般間島頭道溝に馬賊來襲し在留本邦人中死者二名を出したる外其の身體及財産に尠からざる被害ありたる模様なる處右は畢竟支那官憲の取締不十分なるに由るものにして帝國政府の頗る遺憾とする所なり本件に就ては帝國政府は臨機の措置として不取敢若干名の警察官を朝鮮側より派遣したるが今後同地方の狀況如何に依りては適當なる自衛の手段を講ずるの已むを得ざるに至るやも計り難きに就き支那政府に於ても帝國政府をして右の如き措置に出づるの要なからしむる樣至急地方官憲に嚴命して急速必要の措置を執らしめ本邦居留民の保護に萬遺算なきを期せられたし

次で帝國政府は七月五日在支帝國公使をして更に大要左の趣旨を支那政府に申し入れしめたり

大正九年九月琿春地方馬賊の襲撃を受けたるが當時命令再發の虞れありしを以て在間島帝國總領事同地道尹に對し嚴重警戒方を要求したるに支那官憲に於ては責任を以て警備に任ずべきことを言言したるにも拘らず數月ならずして十月二日其の再發を見我總領事館分館の燒失邦人數十名の死傷其他多大の損害を被るの重大事件を惹起し續て間島一帶不穩の狀態に陷り在留邦人の生命財産は危殆に瀕するに至れり而も支那官憲は之に對し有効なる治安維持の責を盡さゞりしに依り帝國政府は已むなく邦人保護の必要上緊急自衛の措置として軍隊を出動し漸く同地方の治安を維持し得たる次第なる處支那政府に於ては自國軍警の手を以て十分警備取締に任じ在留邦人の保護を完うすべしと爲し帝國出動軍隊の撤退方其の後數次申出あり依つて帝國政府は同年十一月(一)完全に治安を維持するに足る迄支那兵力を增加すること(二)特に在留邦人の保護に留意すること(三)將來斯の種事變再發し支那側の措置機宜に適せざるときは帝國政府は再び出兵して適當の處置を執ることあるべしとの三項を提示し之が承認を條件として撤兵すべきことを申入れたる處支那政府に於ては地方の治安維持在留民生命財産の保護は當然其の責任に屬するを以て必要の軍隊を增派し完全に治安の維持に當り斯の種事變の再發を防止すべきに就き出兵の儀は謹め承認し難き旨回答し來れり然れども帝國政府は從來の經驗に徵し在留邦人の保護を安んじて支那側に一任し得ざるものありと認めたるを以て若干の警官を必要の個所に增派駐在せしめ同時に將來緊急の場合には已むを得ず出兵を實行することあるべき旨を聲明して大正十年四月出動軍隊を撤退せる次第なり

然るに其の後支那政府は右警察官に就ても出動軍隊に對して爲せると同樣之が撤退方帝國政府に要求し來れること幾回なるを知らず然れども帝國政府は輕々に本邦人保護に關する支那政府の保障に信を置く能はざりしを以て遷に該要求に應ずるを得ずと思量し其の儘今日に迄びたる次第なる處果然過日の頭道溝事變の勃發を見るに至り支那側累次の聲明を裏切り遂に在留民の保護を完うするに至らざりしは帝國政府の頗る遺憾とする所なり

されば帝國政府は玆に支那政府に對し竟く事變の事態重大なるを悟り本邦人保護の爲め十分なる緊急處置を講じ以て間島地方に於ける秩序の回復を計り此後同種事件の再發を防ぐ爲め有効なる手段を講ぜられんことを要望せざるを得ず若し支那政府に於て右當然の責を盡さざるに於ては帝國政府としては在留邦人保護の責任上不本意ながら再び出兵を敢行するの已むを得ざるに至るやも計り難きに就き此の際支那政府に於ても自ら深く省みる所あり斯る事變の發生を見ざる樣處置せられんことを希望す（東京朝日八日）

▲山鐵評價　（北京特電七日發）　七日開會した山東協定會議は左の件を附議決定した

一、日本委員から日本の監理した本年三月末日までの增加車輛表を提出したが該表の內譯は機關車四十九輛價格五百十三萬餘圓客車貨車四百五十四輛價格五百六十三萬餘圓で右總價格から現存價格を控除し前記車輛の現實價格を算定することに決定した

二、前回の會議に支那委員から提議した山東鐵道に人を派し實務を練習せしむる件は日本側でこれを承諾した

三、前回の會議で支那委員の提議した山東鐵道に關する契約及び新工事の措置方法の諸案件は日本委員から對案を提出し支那側はこれに大體同意した（東京日九日）

▲長江筋邦人保護　（上海特電十一日發）　第一遣外艦隊に臨時編入された軍艦須磨は本日佐世保から上海に到着したそれは漢口駐屯軍の撤退後滯

軍が單獨で長江筋の居留邦人保護の任に當ることゝなつた爲め其必要に應じて特に派遣された次第で此程帝國政府が今後三千噸級の最新式の軍艦を上海及び漢口に少く共一隻づゝ碇泊させることに確定した結果であると噂頻す此の外目下横須賀で艤裝中の安宅艦も九月頃第一遣外艦隊に編入される筈であるが目下第一遣外艦隊所屬軍艦は長沙に隅田、宜昌、宇治、漢口に對馬及び鳥羽（目下湖江中にて十二日漢口に到着の筈）九江に嵯峨上海に須磨及び伏見（修繕の爲め九江から下航中で明日上海着の筈）の七隻に過ぎない明年四隻增艦する筈であるが差當り居留邦人保護及び通信連絡上以上七隻では不十分であると某海軍專門家が云つてゐる

又漢口に駐屯軍撤退後參謀本部は同地に駐在武官（多分副駐屯軍の先任參謀及現に參謀本部在勤の某將校が任命されん）を置く筈であるが海軍部内でも青島及び漢口に新に海軍駐在武官を配置したいと云ふ希望を有するもの少くない前述外第一隊司令官吉田中將は此問題に就き最近有力な意見書を海軍大臣に提出した筈である尙練習艦八雲は本月二十六日頃海軍大學の練習將校を乘せて上海に入港三日間碇泊の筈である（時事十二日）

▲山鐵の增加額　（十四日北京特派員發）　十四日の第五回第二部委員會に於て日本委員から山東鐵道の增加財産目錄を提出し其内容を說明した其内容は

土地	六六、九一六円
建物	二、九六五、八五四
特造物	四、三三〇、二〇一
據付機械	二、三〇九、二八九
車輛	一一、二二一、〇四七
工場の未成品	一、〇七三、六四〇
獨逸時代遺品の復舊費	三二九、三四六
什器備品	二、三二〇、九〇六
貯藏品	三、九七〇、八五六
合計	二八、一八九、二一二

で右財産目錄は鐵道財産評價委員會に交付し審査せしむることになり日本側は大村技師以下三名の委員を任命したと（東京朝日十五日）

▲孫烈臣氏懲戒　（北京特電十五日發）　十四日大總統は頭道溝事件の發生を遺憾とし現事件未だ片付かないのに關れてまたこの事あるは吉林省長孫烈臣氏の責任であるから懲戒處分に付し奉天省當局と協力し速かに土匪を討伐し外國人の保護を遺憾なからしめよと布告した（東京日日十六日）

▲保有財産討議　十七日外交部において日支共同第一部委員會第六回會議開會され日本側は小幡公使、秋山、出淵の兩委員、支那側は王寵佑、唐在章、徐東藩等出席したが討議事項は左の如くである（北京特派所特電）

一、日本委員より前回會議に提出したる日本總領事館用として保有すべき財產目錄に就き必要なる理由を詳細に說明し支那委員よりその保有すべき公有財產の性質及管掌に就き相違の意見を陳述し三時間の久しきにわたり討議したる後測候所を領事館範圍内と認めざるも經營維持等は一般の公有財產と共に別に討議を行ふ事とし左記目錄につき分科委員會に於いて審議せしむる事に決した

二、日本委員は日本居留民團體の福祉の爲め保有すべき公有財產の目錄につきその必要なる理由を說明し支那委員の意見は繼續して次回の會議に陳述する事とした

また公有財產分科委員會委員は日支双方より左の通り任命した

（日本側委員）森總領事、小林一等主計正、内田民政事務官

（支那側委員）楊晉杭、林澄波、杜鹿斗、畢厚、陸家鼐、王大楨、崔士傑

（目錄）　久留米町三一法院長舍（引繼）神尾山下の司令官々邸（引繼）赤羽町一三安田參謀官舍（引繼）萬年町三林田副官々舍（引繼）佐賀町郵便電信局（引繼）百葉町測候所（引繼）久留米町三五高波參謀官舍（特買）治德町一法院陪判任官々舍（特買）久留米町一九丹波主計等官舍（特買）濱松町一八風間屬等官舍（特買）神尾山下の軍司令官々邸内の陸軍官舍（新築）小倉町二二前田秘書官長官舍（買收）

（備考）引繼とは獨逸政府より引繼ぎたるもの、特買とは特種財產より買收せるもの、買收とは普通の買收に係るものである（東京日日十九日）

▲鐵財處分　（北京特電十八日發）　山東細目會議は十八日第二部委員會の第六回會議を開催したその經過は次ぎの通りである

（一）支那委員から鐵道財產評價に關する永久的改良又は追加的事業の標準

につき支那鐵道改正條令により處理せしめたることを提議した之に日本委員は該改正條令を研究した上回答することを承諾した

(二)日本委員は山東鐵道のドイツ遺留財産目錄、日本管理時代の各種契約寫し竝に鐵道付帶事業の財産目錄を提出して之れに說明を加へたといふがこの鐵道附帶事業財産目錄中揭げられた埠頭及び倉庫の問題は既に第一次委員會に於て討議される事に決定して居るために支那側は之等に對する財産目錄は之を第一委員會に廻付せんことを提議した

(三)日本委員は埠頭などの引き渡しについては便宜上第一委員會において討論すべきことの諒解を與へたが評價の問題は條約の規定に從つて第二委員會において提議すべきものであることを說明し殊に埠頭等が國庫證券の擔保物件たるべきことを指摘し從つて右の解釋を明かにせる條約第十八條の規定に準據すべきであると說き、しかる後埠頭問題に關する財産目錄を第一委員に廻付することには敢へて異議なき旨を答へたが支那委員はこれを承諾せず爲にやむを得ず埠頭に關する一切の問題は更に後日の討議に讓ることになつた(東京日日二十日)

▲對支抗議無效　(十九日奉天特派員發)　今回の頭道溝事件に關し我政府は最に小幡公使から抗議せしむると共に奉天總領事からも張作霖氏と孫烈臣氏とに對し數回に亘つて出來得る限り早く間島方面に討匪軍を出して治安の維持に當るやう嚴重なる警告を發せしめたが之に對し支那側でも大に諒として機宜の措置に出づる旨を回答したが未だ該方面の馬賊から脅威を受くること依然として舊の如き狀態なので馬賊問題に就ては未だ具體的に交涉を進むる域に至らず現在では單に討匪の實を速かに擧ぐるやう督促する位の程度のものである而して現在は東三省對中央との之に對する文書の往復其他の聯絡は單に形式一點で何種誠意ある對外態度に出でゝ居らぬ斯かる狀態で帝國政府としても最等の對支處置として少からず痛憤して居る模樣であるが張作霖氏の立場の變遷と中央政府の無力とに依り殆ど前途行詰まりの觀がある斯る狀態であるから間島支那問題に關する日支間の完全な解決を求むるが如きは到底近き將來に於て實現し得るものとは認められず或は當分有耶無耶の裡に推移するであらうと言はれて居ると(東京朝日二十一日)

▲青島の日本財産　(北京特電二十日發)　二十日開會の山東細目會議の經過は左の如くである

日本委員より提出した青島日本居留民團の保有すべき財産目錄は(一)日本人會(二)乙卯クラブ(三)商品陳列所(四)化學試驗場(五)青島競馬場(六)火葬場(七)診療所(八)青島中學校(寄宿舍を含む)(九)高等女學校(同上)(十)第一青島小學校(十一)第二青島小學校(十二)青島神社(十三)忠魂碑(十四)某地二ヶ所(十五)小學校職員寄宿舍用敷地等である

然して支那委員より前記財産目錄に對し意見を發表討議の結第一項より第十四項までの財産につき分科委員會に移し審議せしむることとし第十五項の財産に付いては双方に意見一致せないため次回において再議することとなつた(東京日日二十一日)

▲英國郵便局閉鎖　(上海特電二十二日發)　英國政府は支那政府と特別の商議を開くことなしに華府會議の決議通り本年限り無條件で在支郵便局を撤廢するに決定し本日在上海英國郵便局長は左の如く布告した。

一、在上海英國郵便局は本年十二月三十一日を以て閉鎖すること

二、私書函は同日以後使用するを得ず

三、諸外國から英國郵便局を經由して上海に發送される郵便物の最終到着期日は本年十月末とす

四、倫敦から英國郵便局を經由して上海に發送される最後發送期日は本年九月三十日とす

五、香港から英國郵便局を經由して上海に發送する郵便物は本年十二月十五日以後受附けず

六、在上海英國郵便局から各地へ發送する郵便物は十二月三十日まで取扱ふ但し在支英國郵便局宛のものは十二月十五日限りとす

七、代金引換小包郵便及び貯金事務取扱は七月三十一日限りとす

八、在支那及び香港間の銀爲替の支拂は十二月三十日限とす

九、右の爲替の發行は十二月十五日限りとす但し香港に限り十二月三十日まで取扱ふ

十、一般の爲替は十二月三十日まで發行す

十一、在支英國郵便局と英本國間の金爲替事務の取扱は十二月三十日まで

とす（時事二十三日）

▲英國郵便局撤廢理由　（上海特電二十三日發）　在支郵便局撤廢に關する日支交渉の開始に先立ち英國は突然在支郵便局十五局を無條件で本年限り撤廢するとし別電の如く本日上海其他各地の郵便局長の名を以て發表した英國は現に支那郵便局に五十餘名の英國人を高等局員として傭聘させてゐるので此際特別に支那に對して要求を提出するの必要を認めなかつた次第であるが之に反し支那郵便局に僅に二名の日本人を傭用せしむるに過ぎない所の日本は此際應分の日本人を支那郵便局に傭聘させる必要のあるのは勿論であつて上海に於ける其の筋側の有力者は現在支那各地の日本郵便局に在勤する判任官以上の局員（約八十名）の大部分を支那郵便局に推薦すべしと云ふ意見書を提出したと傳聞さる又在上海佛蘭西郵便局長は郵便局撤廢に就き未だ本國政府の訓令に接してゐないが上海在留佛人の間には上海天津漢口等に於る佛蘭西租界は居留地と云ふよりは寧ろ租借地に近いのであるから是等各地の佛蘭西郵便局を今日のまゝ存置しても毫も會議の決議に反せぬと解釋してゐる向がある併し在上海日英當局者は佛國も日英兩國と同一の措置を執るならんと稱してゐる（時事二十三日）

▲王正廷戒告山東解決條件　（上海特電二十三日發）　山東問題日支共同委員會支那側委員長王正廷氏は最近北京上海方面にて流布さるゝ一部支那人の中傷的言動に鑑み此程要領左の如き通電を發し山東問題解決に關する希望を披瀝し反對論者に戒告を試みた

（一）山東問題に就ては支那國民は冀派根性を離れ一致して外交の後援をなす必要がある（二）山東問題は單なる山東省住民の問題ではなくして支那全國民の問題である、幾々たる地方的利害關係に捕はれて外交の妨害を爲す可き筋のものではないと信ずる（三）最近支那に於て民主々義が官僚主義に打勝つたといふことは國家の爲め勿論慶賀す可きであるが徒らに形式に捕はれ其內容を究めないで當局を非難するのは宜しくない、例へば民意を尊重して設立された山東問題解決の機關に對して中傷を試みるが如きは却つて國家に災するものであると信ずる（時事二十四日）

▲英國郵便局撤廢決定　（二十二日上海特派員發）　華府會議の在支外國郵便局撤廢の議決に基き英國は既に其手續を終り上海局は來る十二月三十一日其事務を停止する旨二十二日上海英國郵便局長の名を以て公告した、其他該郵便局が諸國より受け附けて內地に輸送するものは十月限り上海より外國に發送するのは十二月三十日限りといふことである、英國の在支郵便局は十五箇所に過ぎぬ故に其撤廢は日本に比し簡單だが上海に唯一を有するに過ぎぬ亞米利加よりも早く率先して手續を了へた撤廢振は鮮かなものと稱せらる（東京朝日二十四日）

▲山東細目會議　（北京特電二十四日發）　山東細目會議は本日第一部の第八回委員會を開催したその經過左の如し

一、支那委員より青島租借地において民政部の締結せるもの又は附與せる各種契約並に特許に關し其契約及び特許業各種工事の施設に關し既に着手せるものと未着手のものとを區別し各項設計豫算等の書類を支那委員に交附の上之が審查解決方を提議したるに對し日本委員は該提案を研究したる上更らに回答すべしと答へた又日本委員より公有財產に關聯し之を支那に引渡すに際し特に考慮を求めたきものありとて左の三類の提案をした

第一類　左の公共事業に關する契約實行につき特に支那委員の考慮を望む

（一）青島商科大學（二）青島學院（三）海事協會（四）國際俱樂部（五）中國商務總會

支那側に於て以上の希望を容れるに於ては日本委員は之等財產に對する投資を要求せざるべし

第二類　左の文化公共事業（有契約）に對し從來日本官憲において特殊の保護並に便宜を與へ居れるを以て行政引繼ぎに際し從來の關係の存續を望む

（一）青島市場（二）日支共同荷揚場（三）調馬場（四）競馬俱樂部（五）ゴルフ俱樂部及テニス俱樂部（國際的遊戲場）（六）基督教、佛教其他宗教機關（七）青島に於ける新聞社

第三類　左の文化的教育事業（無契約）につき之が經營存續　關し支那委員の考慮を望む

（一）農事試驗場（二）公學堂（支那兒童用）（三）傳染病院（四）國際遊戲場射的場（警護兵場）（五）水先案內事務所

右三類の提案に對し支那委員は大體市政廳の權限に屬する問題なるが舊契約內容を諒承した上更に研究討議すべしと答へた（東京日日二十五日）

であるが同委員會は一週間後に開會され董康氏は劈頭左の三大案を提出すると

一、釐金撤廢を斷行すること釐金は今や悉く地方に抑留され中央に何等利益なしよつてこれを撤廢して增稅を行ふを寧ろ國家のためなりとす

二、酒稅は總て印紙稅に改め郵便局にて代收すること蓋し各省の腐敗甚しく例へば全國煙酒稅の如き實收入は二億元に達するに拘らず報告高は僅かに三四十萬元に過ぎず右はこれを着服するもの多きによるよつてこれを印紙稅に改むれば約二三倍の增收を見るであらう

三、支那の英國に對する債務を米國に對する債務に繰込むこと支那の對米債務は英國の對米債務の廿分の一に當り若しこれを米國の帳簿に繰るゝ時は年々一千餘萬元の利子を除き得るであらう（東京日々一日）

▲ハルピン取引所開業（ハルピン特電廿二日發）昨年來日支間の懸案となり世上を騷がせたハルピン取引所も奉直戰爭以來壓迫の本家孫吉林督軍の態度急變し彼我の交渉漸次進行し廿一日を以て愈々開業することとなつた當分は株式のみ上場し仲買人は約五十名である支那側の商務總會その他の團體は日本の金券の勢力が加はるものとして反對運動を始めて居るが今の所殆と影響はなからうと見られてゐる（東京日日二十四日）

▲中美汽船創立（上海特電四日發）資本金一千萬ドルで中美汽船會社なるものが創立された同社は米國某富豪の出資となつてゐるが株式組織で米支英の持ち株になつてゐる航路はニューヨークを起點としてパナマ運河を經キューバに寄港し上海に至るもので當初一萬トン級三隻を用ひることとし七月から航行を開始すと（東京日々五日）

▲支那の大借款計畫（北京特電七日發）財政當局は新銀行團に對して增加關稅收入を擔保とする二億元の大借款を申込んだとの報がある日本側は既に承諾の意を洩らせるも英國資本家尙固く持して許さずとさへ傳へらる（時事九日）

▲英米の對支提携（七日北京特派員發）　舉府會議後日英同盟が破棄されて以來英國の對支政策が米國を抱き込んで兩國提携の力を以て日本の勢力を制するにあるは其後の事實に留意するもの、容易に首肯する所である一例を擧くれば舉府會議に於て山東問題の調停を爲した行懸りを口實にして今回の日支細目協定にも傍聽に割込まんとした形跡があつたやうである昨年總稅務司アグレン氏を內外債整理の爲め巧に支那政府の財政監督に割込ませんとして失敗したことかある今度の顧維鈞氏を委員長とする全國財政討論會の委員中に英國側よりアグレン氏米國側よりウイロビー氏か參加することになつたのは顧維鈞氏の指し金であるか其裏面には英米の事毎に協調する事實を物語るものでないかと察せらる財政討論委員會か如何なる計畫を樹てアグレン氏等が如何なる活躍を示すか注目の要かある

▲財政討論會に米人顧問（七日北京特派員發）顧維鈞氏を委員長とする全國財政討論委員會は六日の命令を以て財政次長二名を副委員長に沈瑞麟、孫丹林兩氏を委員に任命したが顧維鈞氏より前支那政府の法律顧問ウイロビー氏を該委員會の顧問として招聘すべく招待狀を發した（東京朝日九日）

▲中法銀行再興（十日國際北京發）北京駐在佛蘭西公使は支那政府代表と中法實業銀行再興に關し一協定を締結した、右協定に依れば佛國は團匪事件賠償金中の佛國所得を以て同銀行再興の費用に充て北京に管理委員を有する佛蘭西の一會社の手によつて銀行の事務を管理する筈である然し支那政府にも特別の管理權ある事を規定し支那政府は該會社の資本金の三分の一を負擔し重役の三分の一も支那人側から任命する事としてある同會社の資本金を一千萬法とし向ふ二十三箇年間利益の八分を收得する事とし同銀行の破綻が歐羅巴に起つた事實に鑒み今後は同銀行は極東のみに於て營業を行ふ事としてある、又極東にある債權者に對しては向ふ二十三箇年間に償還すべき金弗の公債を以て負債の全部を支拂ひ歐羅巴に於ける債權者には同期間內に於いて利益中より支拂ふ筈である右會社は中法銀行の負債全部の支拂ひを完了した上で正式に中法銀行に經營權を引渡し以後同銀行は自ら營業をなす事になる筈である（東京朝日十二日）

▲減茶苦茶に毆ぐられた董總長（北京特電十五日發）內務陸軍農商、財政、交通五部の官吏代表一千餘名は數ヶ月に亘つて給料を支拂はないのに憤慨し十五日大擧して國務院に殺到し黎總統、顏總理に面會を強要したところ黎總統をはじめ閣員全部は形勢不穩と見て取り驚愕色を失ひ各自自動車で逃げ出したがこれを見た群衆は益々憤慨し逃げおくれた財政總長董康氏、

捕へて滅茶苦茶に殴打し數ケ所負傷せしめ顏總理の自動車を破壞した憲總長は巡警にたすけられて辛くもフランス病院に入つたがなほ陸軍部の官吏は十五日遂に同盟罷業するに至つた(東京日日十七日)

▲滿洲特殊銀行　(大連特電廿二日發)　滿洲に一特殊銀行を設立せよとは在留民十餘年來の宿望で機會あるごとに當局者に訴へてをつたが先には朝鮮銀行後には正金銀行の利己的反對宣傳のために壓倒されその時の中央當局者また傳統的事大主義にかぶれ民意を輕視すると共に植民地を冷遇するので今以て相手にしなかつた所現時の滿洲における中央銀行といはれてゐる朝鮮銀行が近來いよ〳〵ボロを續出し何等の權威なく活力なき一地方銀行と成さがつたので最近特殊銀行新設論また〳〵擡頭し論議さるゝに至つた右に對し早川滿鐵社長は廿一日新聞記者を集めてあへて內地の輿論に問ふとて左の要項を發表した

植民地の金融は先づ主義として長期低利の二項を必要とするのであるが現在の金券發行銀行である朝鮮銀券發行銀行である正金は斷じて此主義に合致して居ない僅かに東拓が幾分理想に添ふものがあるけれども其事業は植民地及海外の各方面に亘つては到底力が足らないし且つ近來は年一割三分で低利の實がなく隨つて滿洲には植民銀行がないと云ふにひとしいのである一方滿洲に於て支那人に渡る金額は莫大な額に上りさうして殆どみな本國に持ち歸らるゝ有樣で例へば旅順たけでも苦力三萬乃至三萬五千人が年々其出身地山東へ持ち歸る金高は實に約五百萬圓に上り永久に滿洲にはかへつて來ないのである今新設銀行はこれ等の資金を適當の方法で滿洲に引止め同時に二三の銀行に與へられてある金銀券の發行權をも引受けたならば立派に長期低利の主義に適ふ一大銀行が出來ると思ふ無論滿鐵はこれを出來るだけ援助する積である(東京日日二十三日)

新刊出來

增補 支那關係 特種條約彙纂

四六倍八百六十頁 總クロース製
定價金五圓 內地廿四錢
郵稅 滿支鮮五十五錢

支那と列國との關係、支那に於ける列國の權利利益の基礎根源たるべき支那關係の條約、協定、取極、契約の類を網羅したるものにして、今回華盛頓會議に至る迄の最新諸協定を增補して出版せり、華府會議を期として支那對外關係に一大更新を見んとする際、特に本書を薦む

東亞同文會調查編纂部

大正十一年十月十五日發行（每月一回一日發行）

支那

第十三卷　十月號　第十號

目次

時報
王寵惠內閣—鹽金廢止問題—威海衛還附問題と遼東—勞農政府承認建議と通商提案—交通部の負債額—增收關稅の支那銀行預金—財政部國庫券の滯り表—十一年短期八厘公債の發行……五九—七〇
和平統一の前途遼遠……一
在支外國郵便局撤廢問題……二—一一
華府會議極東及支那問題討議眞相……一二—三一
一九二一年支那外國貿易狀況（下）……三一—五三
支那人の特性（其の三）……五三—五九
彙報
支那新聞重要記事——外交關係—財政經濟—上海關稅會議……七一—七六

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

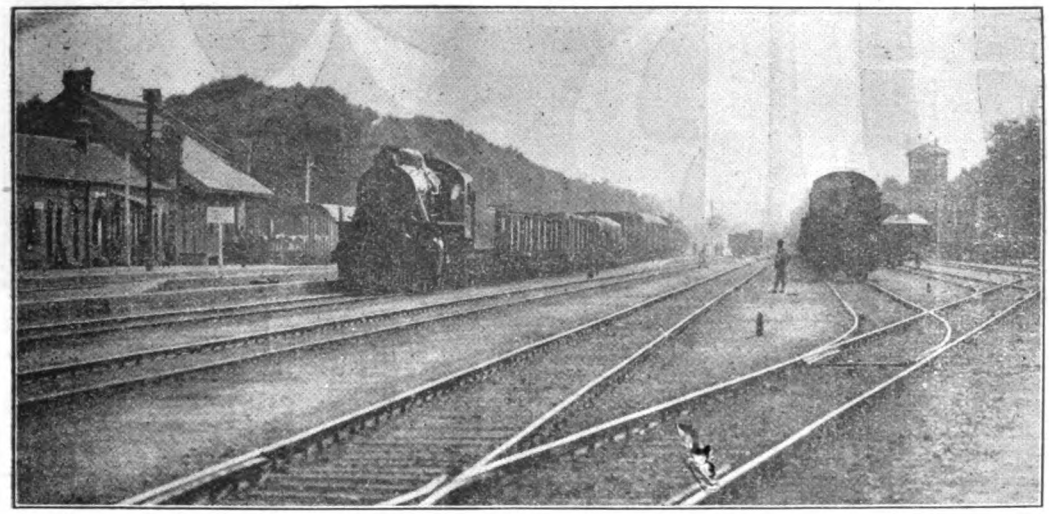

山東鐵道ノ中間張店驛

此レハ驛ヨリ驛ヲ經テ日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路ニ、濟南ニ於テ津浦線ニ接續致候

驛ノ湖田ヨリ博山及溜金鎭炭礦驛ニ至リ支線ニ分レテ東行スル

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下して浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビユーロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坊子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年十月十五日

第十三號第十卷

和平統一の前途遼遠

黎氏總統の地位を復し、奉直の戰事了りて和平統一の業に着手せらるべきの時、又徐樹錚一派は福建に事を擧げ、此に重ねて支那紛亂の一波紋を起すに至つた

支那自身も亦友邦列國も支那に強固なる中央政府の成立して、國内の和平を保たん事を切望し、華府會議に於て、列國が多く支那に讓る處あつたのも、實に之れに裨補せんが爲であつた、然るに支那の現狀は此の希望に副はざるもの多く、中央政府の基礎甚だ弱く、其威令亦局限せられ、裁兵の目的は毫も達せられずして、各地に武備に專らなるものある有樣である

支那人は一の政體より他の政體に變革する場合、之れ位の擾亂は避くべからざるものであると云ふが、然し之れが爲の支那人自身は勿論關係列國の負へる負擔苦痛は極めて甚大なものがある、其前途に和平統一を庶幾すべき光明あるに於ては、尙暫く此苦痛を忍ぶべしとするも、今日の狀勢より見て如何に支那に同情するものと雖も、近き將來に支那に强固なる中央政府の成立して、和平統一を持ち來し得べき事を斷ずるは困難であらう、吾々は支那に至誠國家國民の事を以て念とし、自己の利益と權勢を度外に措いて、國家の重に任ずる有力なる政治家の存在する事を知らない、則ち吾人は支那の和平統一の前途甚だ遼遠なるを歎せざるを得ない

在支外國郵便局撤廢問題

重大問題

華盛頓會議に於ては本年中に在支那外國郵便局を撤廢すべき旨を決議し、既に英米兩國は此決議に從ひ、これが撤廢を告示し、其以前に於ける郵便物取扱方法を公示する處あり、而して日本は本問題に關する詳細取極の爲委員を北京に派し、支那委員と交涉中なり

從來日本の郵便局が支那各地に存在し、各種郵便物の取扱をなしたるが爲めに、邦人の受けたる利便決して尠少ならず、恐らくは邦人のみならず、支那人もこれが爲に多大の便益を事實上に感じつゝありしなるべし、此我郵便局にして一朝全廢せられんか、爲に蒙る不便不利甚大なるものあるべく、其不便不利は他の列國の受くるそれと蓋し日を同じくして論ずべからざるものあらん

吾人は北京に於ける日支委員の交涉に於て、此不便不利を可成輕減する樣の協定の成立せん事を希望して止まざるものなり、今本問題の華盛頓會議に於ける經過及在支外國郵便局の現狀等について說明を加へんとす

華府會議の郵便局問題

支那に於ける外國郵便局撤廢問題は昨年十一月二十三日の華盛頓會議極東問題委員會第五回會議に支那全權より提起せられたり、今當時の事情を米國政府發表の同會議議事錄により記述すべし

十一月二十三日第五回會議

議長次の日程に入るべき旨を告ぐるや、支那全權委員施肇基立つて次の聲明を朗讀したり

支那全權陳述書

願全權が過日の會議に於て述べられたる如く、支那は領土的及び行政的完全に付き外國の爲に制限を蒙り長く之に苦しみたりしが現在も是が爲に困難しつゝあり、而して是等は支那が一度同意を與へたるものに係るも、此外契約又は條約上の何等の取決めなきに拘らず、領土主權の權利を公然侵犯せられつゝあるものあり、是等の侵犯中重要なるものを擧ぐれば支那各地に於ける外國軍隊及び鐵道守備隊の駐屯、有線、無線電信の設備、外國郵便局の設置、外國警察官の駐在等なり

予は先づ支那領土内に於ける外國郵便局の問題に付て陳述せんとす、支那は本會議に參加したる諸國に對し、是等の諸國が現に支那に設置せる郵便局を直ちに撤退せんことを要求するものなり、其斯の如き要求なすの理由は次の諸項に基く

一、支那は今や支那全領土に亘る郵便制度を組織し、諸外國とも凡ての必要に應ずるに足る通信上の關係を保ちつゝあり、郵便事務の取扱は全く政府の獨占に屬し、現に一九二一年十月十二日發布の郵便條例の劈頭には郵便事務は政府の獨占に歸すべきものなる旨を記せり

二、外國郵便局の存在は此制度の發展を妨げ、若くは之を困難ならしめ、更に當然其收入に屬すべき歳入を減少するの結果となる

三、支那領土内に外國郵便局を存置することは、支那の領土的竝に行政的完全の明かなる違反にして、而も條約上又は其他の正當の權原に基くものにあらざるなり前世紀の六十年代の初めに當り、外國郵便局は支那に於ける或る特定の開港場に郵便支局、又は取扱所を設置したるが、是等の郵便局の開設は何等條約上の條項又は讓與に基けるものにあらず、其存在と其後に於て次第に增加せるに付て、支那政府は單に之を默認したるに過ぎざるなり、尚それと同時に稅關と聯絡を保ち外國の定期汽船に依り郵便物を定期に運送すること開始せられたるが、其制度は支那沿岸の多數の開港場及び揚子江上の開港場間に限られたり、此制度は其後も存置し更に歳と共に益々其機能を擴大するに至りしが其後一八九六年五月二十日の上諭に依り此制度は其地方に於ける支那政府の郵便組織の下に管轄せらるゝことゝなり、更に總稅務司の監督の下に置かるゝことゝなれり、然るに其後一九一一年五月二十八日の上諭に依り、此總稅務司の管理の下に歸し、獨立の組織として發展し來たりたる郵便制度を、直接に支那政府の郵傳部の所管に屬せしむることゝなり、卽ち其日より以後郵便制度は、全く支那政府の一行政部門として行はるゝことゝなれるなり

一九一四年三月一日支那は萬國郵便條約に加入し、其九月一日以後支那は常に萬國郵便同盟の相當なる一員として活動し來れり、萬國郵便同盟に於ては如何なる國も此郵便同盟に加入したる一員たる他の國に、其郵便局を存置することを認許せざるが故に、支那の代表者は支那に於ける外國の郵便施設の問題に關し、馬里德に開かれたる萬國郵便會議に際し、一九二〇年十月一日に於てこれに關する提議をなす所ありたり、其結果是等の郵便局の撤廢問題は、當時の各國委員の權限に屬することゝ認められたるも、遂に何等確然たる結論に到達することなくして止み、同會議に於ては却て萬國郵便同盟に加はらざる外國に設置せられたる外國の郵便局は、同盟に加入したるものと認むる旨の決議をなしたり、而も支那は實に一九一四年九月一日以來確に其一員たりしなり

支那の郵便局は世界に於ける最も低廉なる郵便料を徵するものにして其料金は下の如し

種別	支那	米國
書狀 (local)	○・○一弗	○・○○五弗
同 (domestic)	・○三	・○一五
葉書 (local)	・○一	・○○五
同 (domestic)	・○一五	・○○四/三

新聞（一ポンド）毎百グラム	・〇〇五	・〇〇一
同　（一ポンド以上）毎五十グラム	・〇〇五	・〇〇一
印刷物（百グラム）	・〇一	・〇〇五
同　（千五百グラム）	・一五	・〇七五
宛名無の通狀	・〇〇一	・〇〇〇五
書留料	・〇五	・〇二五
特別配達	・一〇	・〇五

斯の如く料金低廉にして而も近代式の交通機關なく長き線路に亘り、飛脚を用ひて郵便物の遞送をなさざるを得ずして、高率なる運送費を要するに拘らず、支那に於ける郵便料金の收入は、其凡ての費用を償ひて尙餘りあり、且つ其額は年々確實に增加を示し居れり

是等の全部の利益は擧げて內地に於ける小村落に至るまで郵便制度を擴張するが爲に投せられつゝあり、其全收入は一九二〇年に於ては一二、六七九、一二一・九八弗にして、其費用は一〇、四六七、〇五三・〇七弗にして、卽ち同年に於ける郵便制度の純收益は二、二一二、〇六八・九一弗に達す

書留郵便、書留小包、保險證書及び速達郵便物に付ては郵便局に於て其紛失したる場合には賠償の責に任ずることゝなり居れり、一九二〇年に於ける斯の如き郵便物の取扱總數は、三千七百萬以上に達したるが、其中損害賠償の要求の提起されたるものは四百件に上らず、其割合は實に九萬に付て一の率を示すに過ぎず

最近四年間に於て保險郵便物の取扱數は、其他の一般郵便物が同期間に於て五十%の增加を示したるに拘らず、却て三十%の減少を示したり、是實に其他の非保險郵便物の取扱に關する一般の信用が、次第に增大しつゝあることを示すものと云ふことを得べし

支那の郵便局には三千人以上の通譯を雇傭し、支那に於て苟も外國人の居住する地の各郵便局には、是等多數の通譯を配置し、外國との凡ての通信物を取扱はしめつゝあり

更に又支那郵便事務の確實は、其從事員の採用に當り、嚴重に文明式の方法を採りつゝあることに於て、充分に保障し得べし、是等の從事員は身體及び精神の兩者に付き公明なる試驗を經たる結果にあらざれば採用せらるゝことなく、又大都會に於ける郵便局長は從事員中の最も有能なる者より採用せられ、部外より未だ曾て採用せられたることなし

政治上の關係を含める者は當然罷免せらるべきことゝなり居れるが、從來未だ曾て此ことありたることなし

支那全國の郵便事務は全く同一なる中央行政官の監督下にあり、地方に騷擾を見、又は革命亂の起りたるが如き場合に於ても、革命軍は郵便事務が通信の安全を保つ爲に必要なることを認識し、常に其事務を繼續することを許し、未だ曾て其職員を交迭し、若くは自ら之を管理したることなし

近年に於ける支那の各地に於ける混亂せる狀態に拘らず其郵便制度は全く支那政府當局者の管轄の下に歸せられて以來、堅實なる發達の迹を示せり、取扱郵便物數は一

九一一年以來三〇〇%の增加を示せり、(卽ち一九一一年には一二六、五三九、二三八件なりしが、一九二〇年には四〇〇、八八六、九三五件となれり)、又取扱小包郵便物は一九一一年に九五四、七四〇個なりしが、一九二年には四、二一六、二〇〇個となり、其增加の比率は三〇〇%以上なり

今や支那全國中小村落と雖も、郵便局若くは郵便代理所又は小郵便設備の設けなき所殆どなし、郵便局及び郵便代理所の大設備は一九一七年に九千百三箇所なりしが、一九二〇年には一萬四百六十九箇所に增加し、市街地に於ける郵便函及び田舍の派出所等の小設備は一九一七年に四千八百九十箇所なりしもの一九二〇年には二萬八百六箇所に增加せり、卽ち現在に於て存する全國に於ける郵便局所の數は三萬一千二百七十五箇所に達する計算にして、四年前に於ける數の二倍以上に上れり

歐洲大戰中並に其直後に於て、支那郵便局は英佛兩國政府の爲に一千萬弗以上の爲替の取扱ひをなしたり、是蓋し歐洲に於ける大戰に關し、佛蘭西及び白耳義地方に雇はれたる、十萬人以上の支那勞働者の爲に、其家族に對し送金をなしたるものなり、更に又支那郵便局は是等の政府當局の爲に、彼の地に於て死亡したる勞働者の遺族の住所を取調べ、又は之を定め且つ請求者につき契約及び其他の詳細の事柄を決定するが爲に多大の貢獻をなしたり、此事業の爲に支那郵便局は其最も有能なる監督者の多數の力を使用し、而かも此調査及び報道の爲に何等の料金を徵したることなかりき

萬國爲替課は滿足に其事務を取扱ひつゝあり、現に支那と英國、蘭領東印度及び香港との間に爲替取扱の條約を定め、毫も支障なく其事務を取扱ひ居れり、此制度を更に其他の諸國に推廣せんことは、支那の切望する所なり

此支那に於ける郵便制度が有效にして且つ滿足すべき成績を擧げつゝあることは、外國人の觀察者の充分に證明する所なり、卽ち米國商務省の出版したる一九二〇年版の「支那通商便覽」を引證すれば左の記事あり

支那郵便制度は其組織を國內の如何なる地方にも及ぼし、更に非常に廣大なる郵便脚夫の遞送を要する極めて僻遠なる多數の地方にも及びつゝあり、國內の安定せざる狀態なるにも拘らず、過ぐる數年間に於て同國內の諸地方に其制度を廣め、更に又郵便物遞送の極めて困難なるにも拘らず、僻遠の地方に迄其組織を及ぼし、今や支那の郵便事業は甚だ滿足すべき狀態にあり、其組織及び一般の執務に關し非難を聞くが如きこと稀なり、只偶々郵便物の紛失若くは郵便物の盜難に關し苦情を聞くことあるも、全體としては甚だ滿足すべき成績を擧げつゝあり

更に又ウイロービーは其心は傾けて調査したる結果「支那に於ける外國人の權利及び利益」と題する著述中に於て此郵便制度に付て下の如く記述せり

現在(一九二〇年)に於ける支那の郵便制度は實に同政府の大なる信用を示すべき一事業たり、一般的に言へ

ば郵便事務は有効に行はれ且つ財政的に成功しつゝあり、而も支那は其領土内に六十若くはそれ以上の外國郵便局を有し、其郵便事務取扱を認許するの已むなきに拘らず、尚斯の如き成績を擧げつゝあるなり

今や支那は充分に有効なる郵便制度を組織しつゝあるに拘らず、尚外國は支那に於て自國の郵便局を存續せしめつつあり、現に英國、佛蘭西、亞米利加及び日本は多數の地方に其郵便局を設置し、郵便事務を執りつゝあり、支那に於ける外國郵便局の數は現在に於て下の如き數を示せり

英國十二　佛國十三
日本百二十四　米國一

右の内日本の支那に於て有する郵便局は下の如き分類なり

一等局七　二等局二十三
三等局四　等外局十
分局三　「ボックス、オフィス」一
郵便代理所三十三　郵便函三十三
野戰郵便局十

是等の外國郵便局は皆自國の郵便切手を有し、凡ての點に於て全く支那郵便制度と競爭的の地位に立ちて其事務を執りつゝあり、更に之に關し注意すべきは、是等の外國郵便局が何れも人口稠密なる商工業の中心地點に存在することなり、即ち是等の郵便局が斯かる箇所に存在する點よりして、是等の郵便局が郵便事務に於ける最も甘き汁を吸ふことを得るものなりと云ふことを得べし、蓋し是等の外國は重要ならざる地點にも其郵便局を設置することに付て何等の妨げあるにあらざるも、事實に於ては彼等は斯の如きことをなさず

外國より來る小包郵便物及び其他の郵便物は稅關の檢査を經べき筈なり、然るに上海及び其他の一二の開港場よりする小包郵便物を除いては外國郵便局を經由する小包、若くは其他の郵便物にして稅關の檢査を經るもの殆ど稀なるは有名なる事實なり、外國郵便局と支那稅關との間に連絡共同を保つことは非常に困難にして、又實際上に於ては其殆ど不可能なることを示せり、其結果稅關收入は非常に影響を受け且又外國郵便局は密輸入を有効に助くるものとなり、殊にモルヒネ、コカイン、阿片等の密輸入に於て然り、然るに他の一方に於て支那郵便局を經由する小包郵便物は稅關の嚴重なる檢査を受け、稅金は徵せられ、多くの場合に郵便局は常に稅關制度の補助者となりつゝあり、斯の如き事實よりして支那の郵便局は其領土内に存する其他の諸國の郵便局とは行政上ハンデイキャップを附せらるゝものと言はざる可からず

若し曾て支那に外國郵便局を設置するの必要存したりとするも、此必要は今や消滅せり、現に一九〇二年四月二十日の昔に於て、北京に駐在せる時の米國公使は其政府に對し次の如く報告せるの事實あり

本官は余の調査及び判斷の結果、支那に於ける外國郵便局は上海に於けるものを除いては存在の必要なし、

何となれば支那の郵便制度は支那稅關の管理の下にあり、各方面に對し滿足すべき効果を擧げ、急激且つ有効に其內地に向つて發展しつゝあり

更に最近に於ける「支那通商便覽」中には次の如く記るせるを見る

過ぐる十年間に於ける支那郵便制度の發展は最早支那に於ける外國郵便局の繼續存置を必要とせざる程度にまで推廣せられ、且つ十分の成績を擧げ得たり

次に是等の外國郵便局の設置が何等條約上の取極め、若くは其他の正當の權利に基きたるものにあらざる點は特に注意せらるべきものとす、此點に關し米國公使は一九〇二年四月二十日に於て其自國に對する報告中に次の如く指摘せられたり

支那に於ける外國郵便局は主に政治上の理由に依て設けられたるものにして、卽ち外國が支那に於ける將來の計畫として其地步を强固にせんが爲に設けたるもの、又は既に他國が設けたるに對して之に對抗して設置したるものなり、是等は支那の同意を得て設置せられたるに非ず、否寧ろ其反對に拘らず設置したるものなり惟ふに是等の郵便局は決して有利にあらざるべし、是等の郵便局の存在は事實上に支那のの郵便組織の發達を阻害するものにして、殊に支那の主權を侵害し、吾人の熟知せる支那に對する方針と矛盾するものなり、從つて余は米國が斯の如きものを設置するに付て何等の適當なる理由を發見すること能はず

支那が斯の如き權利を未だ曾て認めたることなきの事實は一九一五年三月十八日に於て、其郵政總長が郵便同盟に對して發したる書狀に依つて明かなり、該書狀に於ては萬國郵便同盟の適切なる條項に關して論述したる後、次の如く記述せり

萬國郵便條約の記載せる主義、及び此點に關し諸國の國際法學者の意見に從ひ、支那が該同盟に加入したる當然の結果として、其領土內にある郵便同盟に加入したる他の國に依て設置せられたる郵便局は當然其存在を失ふべきものなりと思考す

上に記載せるが如き紛擾の結果に依り且つ又現在の事實の基因が其戰爭にありとは云へ、支那は其郵便物の送達を妨げざらんが爲に臨時に他の外國諸國と支那國內に設けられたる外國郵便局の中介に依つて連絡を保ち、又は其中介を認むることを必要なりとなすも、而も斯の如き事實は是等の外國郵便局の存在の適法なることを認むるものにあらざることを宣告せざる能はず加之此點に關しては是等の郵便局の設置、又は其郵便事務の取扱ひに關し外國との間に取交はされたる何等の記錄も在せざることを明かにせざる能はず、支那は支那國內に設置せらるゝ外國郵便局の大部分が羅馬條約の第五條に規定せらるゝ料金よりも低廉なる郵便料金を徵しつゝあることに向つて抗議を提出す、蓋し是等の郵便局は其相互間又は各國の郵便局の間に交換せらるゝ郵便物に對し、斯の如き郵便料金を課しつゝあり、支

那は去九月一日以來羅馬條約の小包郵便の交換に關する條項を實施しつゝあり、其國内に存する外國郵便局の中介に依て之をなしつゝあるは全く其四圍の狀態に依て必要とせられたる臨機の處置にして、小包郵便物に付ても便宜一般郵便物と同樣の方法を取らるゝに過ぎざるなり

下の書面はマドリツドに開かれたる萬國郵便同盟會議に於て、米國の代表者が支那郵政總長に寄せられたる處のものなり

貴下、過日予等が支那の郵便制度に關し會話を交換したる點に關し、予は重ねて支那政府の有効にして卓絶せる郵便事務に對し、米國郵便當局者の深厚なる讃辭を呈せんと欲す、予は予の政府より支那に於ける外國郵便局は凡て撤退せられざるべからずと云ふ支郡政府の希望に對し、米國の同情の意思を表示し、更に米國は支那國内に於て其他の諸國の開設せる郵便制度の廢止に付き、他の諸外國が同一の行動を取るに於ては米國亦喜んで之と事を共にすべき旨の意思を貴下に表示すべき旨の訓令を受けたり、貴國の郵便制度は郵便事務の成績に關し、全世界の是認と尊敬を受くべき權利あり、希くば余の深き保證を受諾せらるゝことを

一九二〇年十一月二十七日、馬德里にて Otto Prager

(Subassistant Post Master (General)

支那郵政總長劉符誠殿

之を要するに支那は其國内に於ける外國郵便局の存在の結果として蒙る財政上の損失、及び其結果諸般の郵便制度の發展の爲めに蒙るべき支障の問題は今措いて之を問はず、只斯の如き郵便局の存在は其領土的及び行政的の完全に對する最も重大なる直接の障害なること指摘せんと欲す、更に又斯の如き郵便局の存在が不斷に其國民に自國民が他の國民に依て十分なる尊敬を與へられずとの最も見易き實物教訓を與へつゝある點は、一層重要なる事柄なり、且此事實は必然に支那政府の權威を其自國民の眼前に於て失墜せしむる傾向を有するものにして、其多數の國民をして十分に尊敬せしめ、且十分に服從せしむべき政府を維持することの然らざるも尙困難なるを、更に一層困難ならしむる原因となるものなり、卽ち如何なる點より之を見るも、支那國内に斯の如き外國郵便局を設置することは之を廢止せざるべからず

其終ると共にヒユーズ議長は施全權に對し、「其郵便局の撤廢は支那に於ける外國租借地内にある外國郵便局にも關係するものなるや」を尋ねたるに、施全權は「然らざる」旨を答へ、議長は之れが討議には相當の時間を要すべきを以つて、次回にこれを爲すべき旨を宣したり

郵便局問題討議

十一月二十六日第七回會議

施全權の補足

議長が支那全權に對し、外國郵便局の撤廢問題に關し、尙ほ陳述すべき事あるやを尋ねたるに對し施全權は曰く

本會議に於ける諸國の全權委員各位には、予が前回の會議に於て朗讀し、更に配付したる陳述書に依て、支那に於ける郵便局問題に關し、充分の諒解を爲し得られたることゝ信ず、此場合に述ぶべき事は、單に本會議に於て支那に於ける外國郵便局が、直に撤廢せらるべきやう決定せられんことのみなり

と、尙ほ施全權は先年馬德里に開かれたる萬國郵便會議に於て、米國の代表者が支那の代表者に對し、支那に於ける其郵便局を撤廢せんとする意思ある旨を通告したる書狀に基いて、米國政府の態度に就て意見を陳述する所ありたり

米國の態度

之に對しヒューズ議長は

該書狀は米國政府の大體の方針を示したるものに過ぎず米國政府は今日に於ては、他の諸外國政府にして、支那に於ける其郵便局に就き同一の態度に出づるに於ては、直ちに其上海に於ける郵便局を撤退すべし

と言明せり、更に議長は、本問題は會議に於ては其他の問題とは明かに區別して之を考慮すべしとの意見を陳述し、其理由として

支那に於ける外國郵便局は、何等條約上の權利又は取極に基けるものに非ずして、其存在は支那の默認を得たりとは云へ、之に對する抗議は常に保留せられたる所にして、之を飽まで存置することは、支那の行政の完全と相容れざるものなるを以てなり

と說明せり、尙ほ議長は曰く

米國全權委員が受けたる報告に依れば、支那の郵便事務の狀況に就ては、支那全權委員の述べたる所と一致するものあり、又個人として諒解する所に依れば、廣東附近に於ける狀態は、支那全國に於ける郵便事務に何等の影響を及ぼさゞるものゝ如きが、本會議に於ては、此點に關し更に何等かの報道に接することを得べし

內亂と郵便事務

施全權此問題に答へて曰く

予は各全權が、前日の會議に於て本委員より陳述したる覺書の、第四節を引用せんことを望む、支那の郵便事務は、其全國に涉りて單一なる監督の下に在り、革命戰爭の爲めに何等の支障を被ることなく、一九一一年は第一回の革命戰爭の年なりしを以て、之を引用したるものなるが、爾來支那の郵便事務は何等の障碍を被ることなく、寧ろ其反對に堅實なる發達を遂げ、總ての事實は只今の議長の質問に答ふるに充分なるものあり

と、議長は支那に於て郵便局を有する列國は、米國、英國、佛國及び日本の四箇國に限ることを諒解せる旨を述べたり

外國郵便局の起因と現在の事情

次にルート全權述べて曰く

唯今討議中の問題は、會議に際し種々の例、說明等を提出し得べし、支那に於ける外國郵便局は、自ら理解する所に依れば外交郵便袋、及び特殊の政府の通信に其端を

發したるもゝ如し、現に米國政府は、倫敦と巴里の間に半週一回の郵便聯絡を有しつゝあるが、是れ蓋し過般多數の米國人が歐洲に駐在したることに對する、事實上の補助として爲されたるものなり、混亂せる狀態に在り、且つ定期の郵便船の聯絡存せざる場合に於ては、時局の終結したる場合よりも、政府の通信及び外交郵便袋の制の更に一層必要なるは自然の結果なり、本會議に提出せられたる所に依れば、嘗て支那に於て外國郵便制度の設置を必要とし、更に其事務の擴張を爲したる時代の混亂、且つ不規則の狀態と異なり、今や支那に於ては成規の郵便制度組織せられ、現に規則正しく、且つ有効なる郵便事務の存在を見つゝありと謂ふ、蓋し各國が支那に於ける郵便事務に關する方針を變更すべきや否やは、今や殆ど問題に非ず、二十年前に獨立の郵便制度の組織を容認したる狀態が、今日も尙ほ此の如き制度の存在を容認すべきや否や、支那に於ける治外法權及び稅關の問題に就ても亦然り、此くの如き問題が今後長く外國人の管理の下に屬すべきことの容認せられざるは勿論なり、今や本會議に集まれる諸國は、悉く支那に於て鞏固なる政府の存在を希望する點に於て意を同じうせり、蓋し此くの如き政府は先づ支那の國民の尊敬を受けざるべからず、併ながら一般の公共的諸事務を完全に行はざる政府を、支那國民は果して尊敬するや否や大なる疑問なり、故に之を支那の爲めに謀るに、支那に於ける外國郵便局の如き小なる問題に就て、此場合に變革を加ふべきことは當然の事なりと信ず

英國の態度

次に英國全國バルフォーア意見を陳述して曰くルート全權は、支那に於ける外國郵便局制度の創始、及び其發達の經路に關し、極めて正確なる陳述を爲されたり、本問題は他の例外的條項と異なり、何等條約に基づくものに非らず、外國の通商上の必要より發達し來れるものなり、支那に於ける現在の內紛狀態が、郵便事務の能率に關し、殆ど何等の障碍を與へざることは明かなり併ながら支那の南方及び其他の地方に於ける叛亂の狀態が擴大するに依て、其爲替事務等に關して何等の障碍を及ぼさずとは斷言する能はざる所なり、而して支那に於ける外國郵便局の撤廢に關しては支那全權が其陳述を忘れたる、重要なる問題の存することを指摘せざるべからず、蓋し支那の郵便制度は確に支那の主權の下に在り、之が爲め其發達に對して何等の障碍を被ることなきも、然も今日の如き滿足すべき結果を擧げたるに就ては、泰西の制度を熟知せる佛國人の、其主腦者として指導したるに依ること大にして、現今の滿足すべき狀態は、彼れの盡力に歸すべきもの多きに居る、予の信ずる所に依れば、現在の狀態に於ては、支那の郵便制度の成績を擧ぐるが爲めには、此外人郵便事務監督の設置は缺くべからざるものにして、此點に關し保障の與へらるゝや否やを知らんと欲す、予の此制度を必要と做すは、決して永久的の意味に非ず、蓋し支那は他日必ずや外國人の援助を

積ることなくして、充分に其郵便事務の成績を擧げ得るの時あるべきが、然も現在としては、外國人の郵便監督の援助、及び差圖なくして支那の郵便事務を遂行せんとするは、危險なる事業なりと信ず、若しも郵便事務に於ける外國人の援助を廢し、然る後に支那の郵便事務の成績不良に赴かんか、其結果としては、必然的に關係諸外國より、現在の如き制度の復活を要求せらるゝに至るべく、若し此くの如くんば實に不幸なる事と謂はざるべからず、ルート全權は支那の現時の狀態に關し、極めて重要なる關係を有する點に就ての意見を述べられたるが、本會議は支那に於ける鞏固なる政府の出來に就て、支那に對する援助を吝まざらんとしつゝあるものなるを以て、支那委員より支那に於ける現在の狀態に關しての意見を、本會議に於て聽くことを得ば幸なり、蓋し現在に於ては、支那に於ける數個の省は、中央政府の命令を奉せず、多數の軍隊は中央の勢力より獨立して設けられ、多額の納稅は中央政府に送致せられずして消費せられ、各種の狀態は實に悲しむべき有樣なり、ルート全權が諸列國は支那を援助し得べしと言はれたるは惟ふに正當なるべく、又支那に於ける現時の狀態は固より一時的のものなるべきも、然も支那に關する各種の問題に就て關係を有する本會議に於ては、之を考慮の中に加へざるべからず、併ながら此問題は外國郵便局の問題には何等の影響を及ぼさず、予が先に述べたるが如く、支那の郵便事務に就て其能率の下るが如きことは、先づ第一に許すべからざる重要なる問題なり、若し此くの如き事あらんか直ちに外國郵便局復活の問題を誘致するに至るべし、隨て之が爲めの最も良好なる策は、支那全權委員より、現在の外國人の郵便事務監督の制度は固より永久のものに非ざるも、之を郵便制度の一部として、不變ならしむるべき旨の保障を得るに在りと信ず

佛國の態度

次に佛國全權ヴイヴイアニは

佛蘭西は支那に於て數ケ所の郵便局を設置しつゝあるが若し支那に於て次の條件を容るゝに於ては、其希望に同意すべし

と陳述せり、其條件次の如し

一、支那に於て郵便局を有する其他の諸外國が總て同一に之を撤退する事

二、支那の郵便制度の現在の組織が不必要とする統計を作るが爲めに更に充分なる機能を發揮すべき事

三、現在の外國人の郵便事務監督の制度を存置する事

是等の條件にして充たされんか、佛國は其郵便局を撤退することに就て何等の反對なし

日本の方針

次に日本全權委員埴原氏起つて日本の方針を述べて曰く

支那全權委員の陳述したる希望に對して、日本全權委員は其充分の理據あることを認む、併ながら支那に於ける外國郵便局が、或は條約上の權利に基づけりとか、若くは支那政府の明示の同意を得たりとかの問題より離れて之

を考へ、支那に於ける或種の事情は、此存在を容認したるものと爲し得べし、日本は現在の制度を永久に保持せんとするの希望を持するものに非ず、而已ならず日本は現在の郵便局を撤退し、以て支那政府の希望に充分に副はんことを切に望むものなり、併ながら之と同時に日本國委員は、現實の狀態と及び必要との問題を考慮せんことを希望す、日本全權委員の得たる報道及び其信ずる所に依れば、支那に於ける通信の自由は保障することを能はず、而して支那に於ける外國郵便局の、撤廢を爲し能はざる理由の一部分は實に此點に存す、蓋し實際問題として、今直ちに支那に於ける外國郵便局を撤退することは困難なるべし、單に事實の問題に就て論せんか、支那に於ける日本人は、此處に定住せる者及び旅行する者孰れも其他の外國人より遙に多く、或は其三十倍五十倍、若くはそれ以上に上るべく、而して是等の人々の從事しつつある事業も固より千差萬別なり、日本はバルフォーア全權及びヴイヴイアニ全權（日本全權委員は其條件を最も必要なりと思考す）に依て提起せられたる保障の下に、外國郵便局を撤退することに就て何等の反對あるに非ず、然し日本は現在の制度を繼續維持することは何等の必要なきや、又之が存在を容認せらるべき理由なきや否やに就て研究するが爲めに、時間を與へられんことを望む、若し是等の狀態にして保障せらるゝに至らば、日本は其有する郵便局撤廢の準備に着手すべし

支那全權の駁論

之に對し支那の施全權は答へて曰く

予等支那全權は大なる興味と滿足とを以て、米國、佛國、英國、及び日本の支那に對する友誼的感情に滿ちたる陳述を爲さるゝを傾聽したり、ルート全權の質問に對しては、支那に於ける外國郵便局の事務は、外交郵便袋に許されたる範圍を遙に超越し、是等の郵便局は支那の郵便局と激烈なる競爭を爲し、且つ支那の行政の完全に對する違反となりつゝあるの事實を以て答へん、是等の外國郵便局の存在は、支那の郵便收入の大なる減少を來たすの因となり、更に又稅關收入を減少せしめ、特に之が爲めに、小包郵便に依る藥品の密輸入を助くること大なり蓋し阿片其他類似の藥品の密輸入防止に就ては、列國の悉く同意する所なるが、外國郵便局の撤廢は、其滿足すべき結果を見る上に最も効果あるものなるべし

次にバルフォーア全權に對して答辯せん予が昨日の會議に於て朗讀したる覺書中に、支那郵便事務の外國人總監督の問題に及ばざりしは、支那が該監督の盡力に對し、感謝を致さゞるが故に非ず、實に彼れに關する事柄は既に世上の普く熟知する所にして、今更之を絮說するの必要なしと思考したるが爲めなり、蓋し支那郵便事務に於ける彼れの功績に就ては、支那人は郵便事務の創設者たるロバートハート以上に、感謝の意を表しつゝあり、予は現時支那に起りつゝある困難なる時局の狀態に關し、バルフォーア全權と其見を一にす、然も此問題は更に他の場合に論議せらるべし、併ながら支那に於ける此くの

如き困難なる時局は、其國土の廣大なる爲めに、及び交
の不便なるが爲めに、人口の衆多にして、言語の異な
るが爲めに增大しつゝあるものなれども、是等の混亂を
鎭定し、而して有力にして統一せる政府を組織し得べき
ことを信ず、然れども今や支那は外國の壓迫の爲めに其
力を弱められ、且つ支那の行政の完全は、之が爲めに障
碍を受けつゝあるを以て、先づ是等の困難にして除去せ
られたる後に非ざれば、支那人の希望を達すること能は
ず、バルフォーア全權は支那郵便事務の充分の効果を認
められたるが、是れ支那人の誇りにして、今後更に益々
之を改善すべし、外國人の職員を有すと雖も、之が爲め
に何等の權力關係の存在することなく、又郵便事務に關
しては、革命的の改革の行はれたることなく、現在の組
織は更に長く之を繼續すべく、固より永久に非ざるも、
其事務の能率の充分に保障せらるゝまでは之を維持すべ
し、以上の陳述は以てヴイヴイアニ全權の所見に對して
も答へ得たるものなりと信ず

更に埴原全權が、外國郵便局の撤廢は、通信の安全の保
障に係るものなりと述べられたるに關しては、既に議長
の支那の郵便事務は、現在の內亂狀態の爲に何等減損せ
られたることなしと言はれたることを引用し、更に又昨
日提出したる、覺書の第四節に記述したる狀態に在ること
を告げんとす、埴原全權は、日本は其郵便局を直ちに
撤退すること能はずと言はれたるが、予は埴原全權は、
如何なる時期に之を爲されんとするものなるやを知らん
と欲す、其他の三國は直ちに之を撤退すべしと言明せら
れたり、故に此問題は、今や日本の決定如何に繫れり、
更に日本全權にして、支那の郵便事務の發展に就て、何
等かの提案を爲さるゝならば、支那全權は欣んで之を考
慮すべし、併ながら予は埴原全權が、支那に多數の日本
人の在住することが、日本郵便局の存在を容認せしむと
云ふの理由に就ては之を容るること能はず、蓋し國際法
の如何なる主義も、此くの如き論辯を助くべき何物をも
提供せざるを以てなり、以上を以て予は、提起せられた
る各種の問題に關しての答辯を了りたりと信ず、若しそ
れ以上の問題あれば、重ねて之に對する說明を加へん

日本全權の提議

次に埴原全權立ちて

日本は若し其他の關係諸國にして同一の行動に出で、且
つ其條件にして充たされんか、其郵便局を撤退することを
否むものに非ず、併ながら予は直ちに之が撤退を爲すべ
しとの約束を爲すこと能はず、蓋し直ちに之が撤退を
爲すに就ては種々の障碍あり、更に又之が爲めには、相
當の時間の猶豫を與へられざるべからず、此地に於て是
等の條件の果して充たされ得るや否やを決定せんことは
支那に於ける實際の狀態に就て、充分正確の報道を得る
能はざるが故に、之を爲すこと甚だ困難なり、故に予の
考ふる所に依れば、此場合は或る一定の條件の下に、外
國郵便局の撤退せらるべき旨の大體の主義の決定を爲し
更に其詳細の問題は、北京に於ける關係國公使の決定に

委すべきを以て適當なりと信ず、蓋し是等の公使は、之が爲めの相當なる期限の何時なるべきやを知るに就て、此會議に集れる者よりも一層好き立場に在るを以てなり、支那に於ける日本人の數に關しては、予は之を以て支那に於ける日本郵便局設置を、容認せしむべき理由として擧げたるに非ず、支那に於て日本は多數の郵便局を有するが、是れ日本人が他國人よりも其數多く、且つ各地方に散在しつゝあるが爲めなることを述べんが爲めに引證したるものにして、事實の問題として之を擧げたるにして、主義の問題として述べたるに非ず

小委員會提議

次に議長は述べて曰く

予が各位の陳述に依て受けたる印象に依れば、予は此支那の提議を拒絶すべき處置を執るべきの理由なし、蓋し各位の陳述に見るに主義の問題若くは其權利の問題に就ては、何人も論議せんとするに非ざるものゝ如し、隨て本問題は之が撤廢の事實問題に就き、實際上の考慮を加ふべきことに限局せられたるものにして、其要點は次の如し

一、總ての諸國の設置せる郵便局は同一の時期に同一の方法に依て處置せらるべき事

二、如何にせば充分なる支那郵便局の成績を擧ぐることを得べきや

三、現在に於ける外國人の郵便監督の存在を含む支那郵便制度に對し變革を加へざるべき旨の支那の保障を得る事

予の施全權の陳述を理解せる所にして誤りなくんば、是等の點に就て支那は全然同意を表しつゝあるものゝ如し隨て今や殘存する所は僅に時期の問題となれり、予は日本全權委員は、其郵便局撤廢の趣旨に就ては、反對しつゝあるに非ずと信ず、卽ち其反對は、支那に於ける通信の安全、及び郵便事務の能率に關し、保障を得んとするものゝ如く、此くの如くんば今や論議は、極めて狹小なる點に限らるゝに至れり、其他の出席せる諸國の全權の論議を妨ぐるには非ざるも、予は此場合本問題に就き、直接の利害關係を有する四國の代表者、及び支那の代表者を以て一の小委員會を組織し、時期の問題に關し、能ふ限りの滿足なる協定を遂ぐべきやう、決議の草案を起草せんことを委托せんことを提議す

ヴイヴイアニ全權は此のヒューズの提案に贊成し、更に佛國全權の爲めに、該決議は次回に用意せらるべきことを述べたり、施全權は其元來の希望は、外國郵便局を直ちに撤退すべき旨の決議を爲さんことに在りしも、充分なる協調を保たんが爲めに、議長の提案に贊成すべしと述べたり

ゲデスの北京說

次いで議長は、彼れの提案は本問題の決定を早からしめ、且又事實上に於て、支那の希望にも反するものに非ざる旨を述べ、更にアウクランド、ゲデスに依て、次の提案ありたることを報告したり

本會に於ける決議を事實に於て實行すべき時期及び方法に關しては、之を北京駐在の關係四國の公使に委ね、是等の公使より各自國に對し、之を勸告して實行せしむべし

之に對し施全權は

最早問題は決定したりと信ず、予は支那に於ける通信の安全、郵便行政に關する保障等に就て答ふる所あり、關係四國政府中、三國政府の代表者は其方法を受諾し、最早其時期を定むることを除きては何等の問題あるなし、予は重ねて茲て外國郵便局の設置せられたる所には、既に悉く支那郵便局を設置せられたるの事實を、全委員に告げんと欲す

と述べたり

小委員會設置決定

之に次いで議長は、其小委員會設置の提議は何等の反對なきを以て、小委員を任命し、次の會議までに其決議を起草せしむべきことを宣し、其結果小委員の任命を見たり

右特別委員次の如し

米國　ロッヂ(委員長)　英國　ゲデス

支那　施肇基　佛國　ヴイヴイアニ

日本　埴原正直

本委員會は協議の上一の決議草案を作製せり

小委員會の報告

十一月二十八日第八回會議

議長先づ宣告して曰く

本日の會議に於て、第一の問題は、過日支那に於ける外國郵便局の撤廢決議に就て、草案起草の爲めに指名したる、小委員會の報告を受くることなり

之に對して小委員會の委員長たりしロッヂ氏は、小委員會の經過及び結果を報告して曰く

小委員會に於て次の如き決議案の草案を起草したるが、支那に於ける外國郵便局撤廢の確定的の時期に關し、日本委員より其政府の訓令の到着するまで留保の申込あり時期の問題は未だ決定するに至らざるが、其決議案草稿は次の如し

決　議

甲、支那國に於ける外國郵便局（租借地内に在るもの又は條約に依り特に規定せられたるものを除く）の廢止を希望する爲支那國政府の表示したる希望の正當なるを認め次の如く決議す

(一)斯かる郵便局を有する四國は次の條件の下に之を撤廢することに同意す

イ、有效なる支那郵便事務の維持せらるゝこと

ロ、支那全權委員は現在の郵便制度及外國人總辦の地位に關し變革を加へざる旨の保障を爲す事

(二)支那國及關係諸國をして必要の處置を爲すことを得せしむる爲本取極は〇〇〇迄に之を實施すべし

乙、外國郵便局の撤廢完了を見るに至る迄は關係四國は右郵便局を經由する一切の郵便物につき有稅品禁制品

又は其の他支那國關稅法規に抵觸する物品を包有するものなきや否やを確むる爲め支那國稅關吏が當該郵便局內にて檢査を爲すに對し充分の便宜を與ふべきことを各別に約す

本決議案に對し、日本の專門委員より一の小修正の申出ありたり、其點は乙項の第二に關するものにして『總ての郵便物』とある次に『普通郵便物を除く』の一句を加へんとするに在り、本會議にては此修正を容認すべきや否や

修正案討議

之れに對しヴイヴイアニ全權曰く

佛國は此取極が租借地に影響を及ぼさゞる限り此案に同意す、且つ日本全權委員が其本國政府よりの訓令に接せざるを以て、郵便局撤廢の確定せる期日に同意する能はざることを了解す尙ほ予は小委員會の會議を了り、且つ佛國全權委員の退場したる後、『總ての郵便物は支那當局者に依て、檢査を受くべき』旨の修正を加へられたることを聞けり、佛國は普通の書狀を除くことに就ては、日本全權委員の主張に同意す曰く

之に對し議長は

本會議に於て、先づ日本全權委員より提起せられたる修正案に就て論議し、尋いで本決議案の草案を通過せしむるや否やを諮り、撤廢期日の留保に就ては他日之を附議すべし、と

之に尋いでロッヂ全權は其意見を述べて曰く

予は個人として、日本全權委員の提起したる修正は、それにして適當に守らるゝならば、何等反對すべき理由を見ず、併し予自身の支那に於ける稅關執務の狀態に就て知れる所に依れば、普通の郵便書狀も、屢々レース其他少量の其他の物品の密輸入の爲めに使用せらるゝことを知れり、故に予は『其外面の檢査に依り明かに單に書面のみなりと判斷し得るものに限り』の一句を、『普通の書狀を除く』の次に挿入せんことを提議す

次いで議長は此修正問題の論議に就て、議事を進行せしむべきや否やを諮れり、ヴイヴイアニは佛國全權委員として之を承認し、之に尋いで施全權委員其意見を述べて曰く

支那に於ける經驗に依れば、外國郵便局と支那の郵便局との聯絡は、極めて困難なることを示せり、之が爲めに支那の郵便局、及び稅關の適法なる收入を減ずるのみならず、危險なる藥品、例へば阿片、コカイン、ヘロインの如き物が、相當の量に書狀の形を以て支那に密輸入せられたり、此くの如きは支那政府の實に憂慮に堪へざる所にして、支那は海牙の阿片會議に於て禁せられたる、是等の藥品の密輸入を防がんが爲めに、關係諸國が其郵便局當事者の支那當局者と充分の協調を保ち、其效果を擧げしめんやう、特別の援助を與へられんことを切望す

支那は本修正案に就ては之を承諾す

次に白耳義、伊太利、英國等の全權何れも本案に贊成の旨を表示し、塡原全權はロッヂ全權に對し、其修正提案の普通書狀とは、外交上の文書及び領事官の書狀を含むや

否やを質問し、議長は此一句を『書留及書留ならざる一般の書狀』と修正せんことを提議し、此提議及び其他の修正は全部の委員の承認を得たり、次に顧全權は、彼れは多くの意見を述べざるも、單に一點に就て確めんとて

甲項二の決議案中『支那政府が外國人の顧問を含む現在の支那の郵便制度を變更せざるべき旨の保障を與ふ』とあるの一項は、今後必要なるべき郵便制度の改善をも、妨ぐるに非ずやと懸念せられざるに非ず、故に該字句中の『變革』の前に『根本的』の一語を加へんことを希望す、更に『郵便行政』の一句を『郵便行政の組織』と修正せんことを望む、此くの如くせば、支那政府の隨意に其監督を變更することを妨げざるなり

之に次いでバルフォーア全權は

予は顧全權の主張せられたる事柄に就て感動を受けたり予の感ずる所に依れば、甲項の二は、現在の草案に於ては、支那の郵便制度を今日以上に良好の狀態に變更することも、不可能なるやに感せらる、故に予の意見に從へば次の如く修正するに於ては、本會議の意嚮を充分に正しく示し得べしと信ず

支那政府は其現在の郵便制度を外國人の監督の關する限に於ては變革を加へざること

之に對しロッヂ全權は

予はバルフォーア全權の提議したる修正案に贊成するも彼の『根本的』なる一語を加ふることに就ては、之が爲めに或は恐るべき結果に至ることあるべし

とて、全然反對の旨を表示せり、次に顧全權亦バルフォーアの修正案に贊成せり。

決議案可決

是に於て議長投票を命じ、本決議案は全會一致を以て決定せり、其期限の問題に關しては、其報告を他日小委員會より受くべしと宣告せり

次に埴原全權は太平洋に於ける電信の遲延せる事情を述べ、之が爲めに本問題に對する本國政府の訓令、亦遲延しつゝあるものなりと附言せり

最終決定

當時の會議に於ては撤廢期日につき日本政府の訓令到着せざりし爲め、之れを他日の決定に留保せしが、其後日本政府の訓令到着せるより埴原全權は書面を以て本問題小委員會委員長ロッヂ氏に通告し、ロッヂ氏は十二月十二日の第五回會議に之れを朗讀して報告せり、其書面次の如し

提案せられたる外國郵便局の廢止に關し予は予の政府が草案中に於て決定せられたる期日、則ち一九二三年一月一日より遲延せざる期日內に之れを實施する事につき異議なき旨を通告するの光榮を有す

尙此同意の旨を通告すると同時に次の趣旨に基き有效なる支那郵便事務の支持に關する希望を會議に開陳すべき旨の訓令を受けたり

提案せられたる支那に於ける郵政上の變革は事實上他の執れの國民に於けるよりも遙に以上に日本人に影響を及

ばすべき事實に鑑み日本政府は日本人の郵便事務に經驗あるもの〻相當の數を支那政府が主として支那郵務行政の能率增進の爲に（to promote the efficiency of the Chinesepostal administration）雇聘せん事の其希望を記錄に存せん事を望む、此の希望の妥當なるべきは列國が支那の郵務行政に於て有力なる外人の助力を必要と認めたるの事實を考へ更に七十人以上の英人二十人以上の佛國人が此任務に從事しつ〻あるに日本人は僅に二人の專門家を有する（Japan is there represented by only two experts）に過ぎざるの事を思ふ時十分に諒解せらるべしと信ず

一九二一年十二月九日　　埴原正直

支那に於ける外國郵便局問題小委員會

委員長　ヘンリー・カボット・ロッヂ閣下

閣ロッヂ氏は一九二三年一月一日なる期日につき日本の同意を得たるを以て、本決議は完了せる旨を告げ、更に單に形式の問題なれども投票により採決せらるゝを可とする旨を述べ、且埴原全權の書面に基く日本政府の希望につき注意を喚起せり

議長は本問題につき論議すべきや、又直に投票を行ふべきやを會議に諮り、投票を行ふ事となれり

此時埴原全權ロッヂ氏の朗讀せる其書面につき政府の希望により字句の修正をなさん事を求めた to promote の代りに in the interests of efficiency の句を、又其最終の一句を while only two Japanese experts are employed と訂正する事を申込めり

議長は右の修正を承認すべき旨を述べ、各國全權亦之を認め、決議に同意したるを以て議長は決議は一九二三年一月一日を以て期日とする事に決定せる旨を宣告せり

在支外國郵便局

以上は華盛頓會議の議事の經過にして、斯くして支那に於ける外國郵便局は一九二三年一月一日以前に撤廢せらるべき事となれるものなるが、支那に於ける外國郵便局設置の實狀を見るに次の如し

英國（十五）	廈門	漢口	汕頭	廣東	梅口
	天津	芝罘	寧波	威海衞	福州
	上海	曉什曉爾	江孜	阿克里	亞東
佛國（十五）	廈門	海口	北京	廣東	廣州灣
	上海	芝罘	蒙自	天津	福州
	寧波	雲南	漢口	北海	重慶
米國（二）	上海				

日本

滿洲（七十六）

大連、同埠頭、同大廣場、同沙河口、同浪速町、同吾妻橋、同奥水子、同兒玉町、同信濃町、同西廣場、同若狹町、同小崗子、同常盤町、同王家屯、同滿鐵本社內

旅順、同新旅順、同鮫島町、同聖德街、同關東廳構內、柳樹屯、金州、普蘭店、魏子窩、瓦房店、得利寺、

松樹、熊岳城、同萬家嶺、同溫泉場、蓋平、大石橋、同大平山、同分水、牛莊、同新市街、海城、鞍山、同製鐵所構內、立山、遼陽、同城內、煙臺、同炭坑、蘇家屯、撫順、同東鄉坑、新民府、奉天、同大西關、同大北門、同十間房、同城內、鐵嶺、同西門、開原、昌圖、四平街、公主嶺、范家屯、長春、同城內出張所、同東出張所、哈爾賓、齊々哈爾、本溪湖、橋頭、連山、鷄冠山、鳳凰城、安東縣、同舊市街、錦州、鄭家屯、吉林、大東溝

山東(二十四)

青島、同佐賀町、同天津町、同大鮑島、同松根町、同若鶴町、同膠州町、同臺東鎭、滄口、四方、李村、同九水、同沙子口、高州、高密、坊子、濰縣、青州、鐵山、張店、同第二、同第三、淄川炭鑛、濟南

支那本部(二十三)

北京(一等)　天津(一等)　紫竹林(出張所)　塘沽(出張所)　山海關(出張所)　芝罘(一等)　上海(一等)　同北四川路(受取所)　鎭江(受取所)　蘇州(二等)　南京(二等)　杭州(二等)　蕪湖(受取所)　九江(受取所)　漢口(一等)　同外國居留地(出張所)　大冶(受取所)　沙市(二等)　長沙(二等)　福州(二等)　厦門(二等)　汕頭(二等)　廣東(二等)

右の內日本郵便局の所在地は最近の調査にして、華盛頓會議當時は之れより少なかりしなるべし、支那全權は日本の郵便局の所在地を百二十四と計算し、其內には郵便函の如きをも加へつゝあるが斯くの如きは以て郵便局若しくは

爰に所謂郵便設備中に含ましむべきものにあらず

而して是等郵便局中、華府會議の決議の當然の結果として英國の威海衞、佛國の廣州灣、日本の關東州內のものは其儘存續し得べく、日本の滿鐵沿線附屬地內のものについては多少の問題あらんも、附屬地其ものゝ性質、從來の總ての事情により判斷して、元より存續に決せらるべし、又英國が西藏內の三局を撤廢するや否やは疑問にして、吾人は其措置に大に注目せんと欲す

支那郵政と外人

尙此際特に留意するの要あるは支那の郵政事務に關係せる外國人にして、現に郵政總局總辦は佛國人 H. Picard Destelan 之れに任せり、右郵政總局總辦の地位に關しては一八九八年中支那總理衙門は佛國公使の照會に對し若し今後分離せる郵便制度が歐洲人の總辦を其首腦として組成せらるゝ場合には佛國は他の諸國と均等に之れが候補者を推薦するの權利あるものとす

との回答をなしたるが、當時郵政總辦には佛國人を以て任ずるの內約ありたるものゝ如く、一九〇一年佛人ピリイ總辦に任せられたり、而して其翌一九〇二年に於て、更に佛支兩國間に郵政總辦には佛人を以て充つべき旨の明確の取極を爲したりと云ふ、從て一九一七年四月ピリイの辭任するや、又佛人デステラン之れに代れるものとす

斯くの如く郵政總辦として郵便事務の實權を統ぶべき地位は取極の當然の結果として、佛國人の占むる處なるが其

下に於ける主要なる地位多くは外國人の之れに當りつゝあるを見る、現に支那郵政事務に雇聘せらるる外國人の數は一九二〇年の調査によれば約百十六人の多數に上り、其國籍別次の如し

佛國人二十二人	英國人五十三人
伊太利人七人	米國人五人
葡萄牙人五人	白耳義人三人
丁抹人三人	西班牙人一人
瑞國人五人	日本人二人
諾威人四人	瑞典人三人
ユーゴースラブ人一人	チエックスロヴアク人一人
瑞西人一人	

是等外國人は支那郵政の重要地位を占めつゝある事勿論なるが、現に支那の重要地點に於ける郵便局の局長の如き就れも是等外國人にして、今其實狀を示せば次の如し。

局名	局長名	局名	局長名
北京	L. D. Henry	天津	J.Sterling
上海	C. H. Shields	南京	E. Tollefsen
蕪湖	P. Petersen	九江	J. L. McDowall
漢口	O. H. Hulme	長沙	A. Ortolani
宜昌	G. M. Rose	重慶	S. J. Harris
杭州	D. Mullen	寧波	R. Michotte de Wells
福州	J. A. Greenfield	厦門	H. H. Molland
汕頭	J. McLorn	廣東	F. B. Tolliday
梧州	N. B. Doodha	瓊州	W. Martins de Oliveira
蘇自	R.A. de Jaurias	河口	C. M. Ricard
牛莊	A. H. Allen	奉天	N. J. Blix
哈爾賓	W. W. Ritchie	芝罘	G. K. Wilse
濟南	A. H. Hyland		

元より是等の外國人は決して特に自國人又は其關係者の利益を計るものにあらず、公平誠實の念を以て一般通信事務に從事するものなりと雖も、斯かる外國人の存在は言語文字其他の點につき外國人の爲に利便決して尠少ならず、日本が華府會議に際し郵政に關與すべき日本人の雇聘を希望したるも、亦實に之れが利便の現存する事を認めたるが爲なるべく、彼の海關に外國人が在勤する事によりて、外國人が決して偏頗又は特惠的の利益にあらざるも、種々の利便を享受しつゝあると同じく、是等の郵政上の重要なる地位に外國人が當りつゝある爲に、外國人の蒙る利便大なるものあるべし

此點に於て僅に二人の郵便事務關與者を有するに過ぎざる日本は大なる不利益の地位に立つの止むを得ざるべく、歐洲人は既に要地の支那郵便局に自國の局長を有し、又郵政事務の中樞に自國人を有し、然かも其地位制度については變革を加へざるの保障を徹しつゝあれば、支那に於ける自國の郵便局を撤退するも、其苦痛不便決して大ならざるべし、之れに反し僅に二人の日本人を有するに過ぎざる日本は、從來各地に多數の自國郵便局を有し、便利確實且安全に通信をなすを得たりし地位より、一朝にして全然支那の管理下に歸する事となり、其不便不利甚大なるものあらん。

且埴原全權が華府會議に於て指摘せる如く、支那に在住し又は旅行する邦人の數は其他の外國人に何十倍若しくは何百倍し、其本國又は其他との間の通信の繁多なる、到底他の諸國と比較すべき程度にあらざるの事實より見て、我郵便局撤廢後の通信の安全確實迅速等につき、多大の不安無きを得ず、若し夫れ之れが爲に邦人の對支發展に幾分の支障囮碍にても及ぼす事あらんか、實に由々敷事件なりと謂はざるべからず、吾人は我當局が此點に特に留意し、目下進行中の交渉に於て、滿足すべき結果を收めん事を切に望んで止む能はざるものなり

華府會議極東及支那問題討議眞相 (一)

華府會議終了後米國政府は同會議に於ける詳細なる討議の狀況を上院の外交委員會に提出し、更に其印刷局より一般に公表したり、今該記錄に基き同會議に於ける極東及支那問題討議の詳狀を譯載すべし

同會議の各國委員次の如し

米國　Mr. Hughes, Senator Lodge, Mr. Root.
白耳義　Baronde Cartier
英帝國　Mr. Balfour,　Lord Lee
　Sir Auckland Geddes,
　SirRobert Borden (for Canada)
　Senator Pearce (for Australia)
　Sir John Salmond (for New Zealand)
　Mr. Sastri (for India)
支那　施肇基、顧維鈞
佛蘭西　Mr. Briand, Mr. Viviani
　Mr. Sarraut, Mr. Jusserand
伊太利　Senator Schanzer, Senator Albertini
日本　德川家達、加藤友三郎、幣原喜重郎　埴原正直
葡萄牙　Viscount D'Alte, Cap. Vasconcellos
和蘭　Jonkheer van Karnebeck
　Jonkheer Beelarts van Blokland, Dr. Moresco

第一回會議

十一月十六日午前十一時より太平洋及び極東問題に關する第一回の會議を開催す

討議順序

議長ヒューズは會議の進行方法に就て述べて曰く

太平洋及び極東問題に關する討議は、他の軍備制限に關する問題の決定を待つまで之を延期するの必要を見ず、故に先づ本會議を開會するに至りたる次第なるが、參列の諸國を本問題討議の爲めに招請したる米國政府の意思

は、是等の問題に關し、列國の間に完全なる諒解を得、更に是等の問題に關し起り得べき衝突の原因を審議せんが爲めに、能ふ限りの力を盡くさんとするにあり、而して之が爲めに滿足すべき結果を得んとするには、會議に參列せる國が、諸充分虛心坦懷に其意思を發表し、十分に意見の交換を爲すを以て最も重要と做す

議長はそれより更に進んで、米國と會議に參列せる諸國との、從來の友好關係に就て簡單に陳述する所あり、更に參列者の、將に討議せらるべき支那の重要なる利益に關し注意を拂はんことを乞ひ、支那國民が過去に於て齎したる其成功に對し敬意を表し、更に一の政體より他の政體に推移せんとする、現在の過渡時代に於ける支那の困難に對し米國の同情を表示し、一七八三年の條約締結に次いで來れる、困難なる時代に於ける米國の狀況を指摘して、結局有力なる中央政府の成立を必要と做すべき旨を說き、尙ほ米國政府の見る所に依れば、支那に於ける現在の狀態は、其有力なる政府の出現を妨ぐるものに非ずと述べたり

議長は次いで日本と米國との親善關係及び日本國民に對する稱讚の辭を述べ、それより本會議に集まれる何れの國と雖も、其他の國が進步發展を遂ぐることを阻止せんと欲するが如き者なき旨を發表し、總ては機會均等の根本原則に依るべく、若し支那の門戶にして開放せられんか、日本は現實に其入口を占むべきものなりと結べり

次に議長は會議の進行方法に關し、米國より配付したる會議の試驗的問題の中なる、支那問題以外の西伯利問題、太平洋に於ける島嶼の問題、海底電信問題、太平洋に於ける其他の電氣通信問題に進むべき旨を示し、是等の問題の或物に關しては、米國政府が日本政府と協議を遂げ、既に解決點に到達せんとしつゝあるものあることを此場合に發表するも、日本大使は之を不都合と爲さゞるべしと云へり

支那の提案

之れに次いで支那政府の施全權委員起ち、先づ議長に依て示されたる、支那に對する友好の感情及び同情に對し深厚なる謝意を表し、然る後ち彼れは其陳述を進めて曰く

支那政府が其從來の傳統的及び專制的政體より、近來の民本主義に基づく政體に變更せられて以來、僅に十年を經過したるに過ぎず、隨て現在の支那國內に起りつつある困難の狀態は、寧ろ自然の結果と稱すべきものなり、支那が過去久しき間、强力よりも寧ろ文化を尊重する、太平洋上の國民として存したるの事實に就て、列國が留意せられんことを望む、本會議に於て、支那は支那の現在に於ける、困難なる狀況を脫出すべき方法の決定を見んことを欲す、之が爲めに予は次の陳述を本會議に對して先づ提出せんと欲す

支那は本會議に於て、極東に於ける政治的狀態に關し、本會議の討議に携はり、其重要なる役を務めんと欲するの見地より、支那委員は其與へられたる最初の會議に於て、本問題に關し、本會議を決定に導くべき、或る一般的の原則を定むることを以て適當なりと思考したり。

此原則の特殊の適用に關しては、吾人の希望は後ちの場合に陳述すべし、併し現在に於ては、單に以下の原則を提出するを以て充分なりと信ず、是等の原則を確定せんと欲するの目的は現在及び將來に起るべき極東及び太平洋に於ける、政治上經濟上の諸問題を決定すべき法則を案め、之に依て是等の問題を正當に解決し、而して關係諸國の權利及び正當の利益を充分に擁めんとするに有り、殊に支那の特殊の利益と世界の一般的利益とを調和せしめんことを欲す、支那は啻に世界の平和を維持せんと欲するのみならず、總ての國民の物質的の發展及び文化的の進歩を庶幾ひ、之が爲めに自ら寄與せんことを切に希望しつゝあるものなり、支那は其有する無限の資源を、之を欲する諸國民の爲めに、平等に開かんことを切望しつゝあり、而して其報償として、列國と自由且つ平等の交通を爲さんことを望むものなり、支那が之を爲さんが爲めには、支那は與へられたる有ゆる機會に於て、其國民の力と必要とにより、其政治上の狀態を改善することを緊切なりと做す、支那は目下何れの國と雖も其政體の根本的變革を爲す場合に、當然起るべき困難なる問題に逢着しつゝあるものにして、然も是等の問題は假すに機會を以てせば、支那自身に之を解決することを得べし。此の假すに機會を以てすとは、支那が外國の壓迫若くは脅迫より解放せらるゝの意味のみならず、若し事情にして許さば、現に其自動的行政に對し加へられつゝある制限及び其充分なる財政上の收入を妨げつゝある制限より脫せんとするの意味なり、本會議の討議の範圍に從ひ、支那政府は支那問題決定に就き適用すべき一般原則として、次の諸項を採用せられんことを提議す

一、(甲)列國は支那共和國の領土保全並に政治上及行政上の獨立を尊重し且保證すべき事を約す

(乙)支那は其領土及沿岸の如何なる部分をも之を如何なる外國にも讓渡し又は租借せしめざる事を約す

二、支那は支那との締盟諸國の通商及工業上の所謂門戸開放機會均等の原則を全然承認し且之を支那共和國の全土に例外なく適用せしむべし

三、太平洋及極東に於ける各國相互の信頼を強め且其の平和を維持する爲め列國は豫め支那に通知せず又は支那に參加の機會を與ふることなくして支那に又は同地方の一般平和に直接關係を及ぼすが如き何等の條約又は協定を締結せざるべし

四、支那に於て又は支那に關して各國が要求する特權利權等は其性質と契約の基礎如何を問はず總て之を公表し、而して公表せられざる此の種の又は將來の要求權は無效と認む、既に公表せられたる特權利權等は其範圍及有效無效を決定する爲め又若し有效なりとすれば其の相互間の調和を圖り且又今回の會議により宣言せられたる主義に合致せしむる爲め審査せらるべきものとす

五、支那現時の政治司法並に行政的自由に對して加へられたる制限は卽時又は事情の許す限り急速に撤去せら

るべし

六、目下期限を定めずして支那に加へらるゝ拘束に對して適當なる一定の期限を付す

七、特權又は利權を附與する文章を解釋するに當りては之等の利權が利權の供與者に有利に解釋せらるべき契約上の公認原則を守るべきものとす

八、將來支那の參加せざる戰爭勃發したる場合中立國としての支那の權利は充分に尊重せらるべし

九、太平洋及極東に於ける國際紛爭の平和的解決の爲め別に規定を設けらるべきものとす

十、締盟各國の共通政策決定の爲め太平洋及極東に關する國際問題討議の目的を以て將來隨時會議を開く樣別に規定を設くべし

此支那の提議に對し議長は、此事たるや、極めて重要なる問題なるを以て、それが研究の爲めに相當の時を與へたる上に、更に其討議を開始すべき旨を宣告せり

進行方法

尊いで會議の進行方法に就て、バルフォーア、ボルデン、顧、アンダーウッド、ロッヂ、シャンゼルより種々の意見あり、顧全權は是等の問題を小委員會に移す以前に、本會議に於て一般の討議を許さんことを提議し、其結果次の如き方法を決定採用するに決せり。

一、太平洋及び極東に關する種々の問題を研究するが爲め其分類及順序に從ひ夫れにより討議せらるべく總會に提議せしむるが爲に小委員を任命せらるべし

二、一般的の討議は次の本會議に於て爲しその際全員の同意を得るに於ては細目に入る事なく決定すべく、斯かる方法により或問題は一致點を見出し得べし

三、專門委員は問題を決定することなく小委員會其他より委ねられたる問題に就て研究を爲す事

四、各全權首腦部は先づ自己の會議の日を定め然る後ち議長に向つて次の本會議開會の日取を協議する事

第二回會議

十一月十九日午前十一時開會

討議方法

ヒューズ議長は各國全權より任命せられたる小委員會が水曜日に太平洋及び極東問題の討議の方法に就ての協議會を開きたりとて、其決定したる所に就て先づ報告する所ありたり、曰く

小委員會に於ては、討議の進行方法に關し研究したる末支那政府の提案は、二三の條項を除いては、會議の討議問題の範圍内に於て討議することを得べきことに決したり、故に次の方法を執ることに協議の成立を見たり

一、何等の制限なく一般的討議の機會を與へ、會議に出席する如何なる委員も其意見を提出し得る事

二、然る後に本會議に於ては豫て米國政府より豫定せられたる討議目錄に記載せらるゝ問題に就ての討議に進

む事

卽ち其結果は、豫て支那委員より提出せられたる問題の討議を爲し得べきことゝなれるものなり、其提案中の第九及び第十の兩項は、豫ての討議目錄中の問題に適合せざるものゝ如くなりと、併し其詳細の討議に際し是等の問題に關して考慮を拂ふことは何等の差支なし。尙本會議に於ては、如何なる場合にも、又如何なる問題に就ても、其欲する所に就て討議を行ふべし、小委員會に於ては、特別の研究を要する特別の問題に就ては、專門家の小委員會を設け、之をして問題の事實に關する建言を爲さしめたらんには、一般的の討議を爲すよりも會議の進行を速かならしむべしとの意見なりき、然れども若し其問題にして責任を負ふべき主義に關するものなる時は、之れを小委員會に委する能はずとのことなりき、尙ほ最も容易に諸國の委員の一致を求め得べき如き問題を擇んで之が討議を爲さんよりも、寧ろ如何なる問題を以ても順次に討議し、困難なる點は特別なる取扱を爲したる方有利なるべしとのことに決定せり、蓋し如何なる問題に就ても容易に一致點を求め得べきものと然らざるものとあり、乃ち之を概言すれば、小委員會に於ては

一、會議に於ては先づ太平洋及び極東に關する問題に就て一般的の討議を爲すべく其支那全權委員の提案たると然らざるとは問ふ所に非ず

二、討議目錄中に擧げられたる問題の討議は之に次いで順次開始せらるべし

三、討議目錄の詳細なる討論、主義に關する協定、容易に協調を見る能はざるが如き問題に就ては特殊の取扱を、爲し最善と信ぜらるゝ方法に依て研究する事

此小委員會の決定に就ては、全委員の一致贊成を以て、議長は之に從つて一般的の討議を開始すべきことを宣告したり

支那問題の一般的討議

日本全權の意見

先づ日本全權委員加藤男爵起ちて次の陳述書を朗讀したり

(一)日本全權の見る所を以てすれば支那現下の難關は、對外關係に存すると共に又均しく對內問題にも存す、吾人は支那が成る可く速に其平和と統一とを回復せんことを希望す、然れども支那の內政干涉と解さるゝ行動は一切之を避けんと欲す、支那の對外關係を整頓し、其對內問題は之を支那自身の遂行するに委すること、是れ本會議に於てなす可き一切なりと思惟す

(二)日本全權は支那全權並に本會議全員に、日本は衷心より支那との最も幸福なる關係を培はんと欲するものなることを茲に證言せんと欲す、吾人は支那の正當にして適法なる要求の實現に對しては、能ふ限り貢獻せんと希望するものにして、支那の如何なる部分に於ても領土擴張政策に動かさるゝものにあらず、吾人は無條件無留保にて支那に於ける門戶開放、機會均等主義を遵守す、吾人は吾國の產業的生命を維持するに必要缺く可からざる原料品並に食料品の供給を支那に仰ぐものなり、吾國は

支那より是等の物資を購入するに當り、他の一般貿易關係に於けると同樣に、之に對し何等の權利特權を求めず列國の公正なる競爭を歡迎す、治外法權廢止問題は支那委員より提出したる最も重大なる問題なるが、吾人は之に關しては、外國委員と共に公明にして且つ列國全體を滿足せしむる取極を結ぶことに努力する積りなり、吾人は極東の平和と列國の友誼を確保する點に就ては、關係列國と協調し居れり

(三)日本全權は今回の會議の主要目的は、會議に代表者を送れる各國の將來の行動を指導す可き一般的政策及び主義を協定するにありと解す、吾人は會議に上程するを得策と思惟する議題を說明し、これを討議するに吝ならざるも、吾人は徒に徹に亘り細を穿ち、繁雜なる調査を以て討議を長びかすことに對しては、遺憾とせざるを得ず

之に對し支那の施全權委員は、加藤男の陳述書の寫を得らるべきや否やを質し、加藤男は之を交付すべき旨を約したり

議長は一般的の討議は、今や日本の加藤全權に依て開始せられたれば、此くの如き最も歡ぶべき進行方法に依て、討議を繼續すべき旨を宣言したり

佛國の方針

之に次いで起てるは佛國全權委員ブライアンにして、其陳述に曰く

佛國は支那と境を接すること實に千五百粁の長きに亘るに隨て佛國は支那國民が其他の國民に於けると同樣に、民本的の法則の下に其均勢を回復し、總ての希望すべき保障を得んことを、最も大なる贊成を以て見つゝあり、隨て佛國全權委員は、支那の要求を最も友好的の精神に依て考慮せんとしつゝあり、併し本委員の考ふる所に依れば若し本會議に於て實際的の效果を求めんと欲するならば是等の問題は一つ〳〵之を審議することを必要とすべし、支那全權委員の提出したる要求の多數の問題は、其單なる一つに就ても、一般的の討議に値する問題なり、卽ち一例を以て言はんか、支那の領土保全の主義に關し、佛國は固より全然之を承認するものなれども、然も之を眞に有意義ならしめんが爲めには、先づ支那の境界其物を第一に決定することを必要とすべし、之を以て見るも是が討議に就ては、組織的の方法に依り、總ての問題に就て一般的の決定を求むるやう、努力することの必要なる所以を知るに充分なるべし

白耳義の意見

之に次いでカーテヤ男爵次の陳述書を朗讀せり

予は茲に極東に關する諸問題の討議に際し、之に關する白耳義の根本精神を簡單に一言せんと欲す、白耳義は本會議の開會に方り、米國國務卿の述べられたる演說中に於ける、高尙なる精神を維持せんと欲す、支那に關する限り、白耳義は多年の間之と最も重要なる關係を保ち、卽ち第一に支那の廣大なる領土に於ける、其自然の資源を發達せしむるが爲めに、白耳義は鐵道建設の上に貢獻

する所あり、次いで又支那に於て重要なる產業上及び財政上の企業を爲せり、予が過去二十五年の支那に在留したる爲めに得たる、予の個人的經驗に依れば、是等の期間に於て支那が示したる其進步の過程は、支那が其現在の國內に於ける紛爭に打勝ち、前途の發展を見るに於て充分なることを信せしめ、予をして其將來に關し、大なる信賴を懸けしむるものなり、白耳義は現在の會議に於て、支那の領土保全の原則を適用し、更に支那をして其現在の困難なる狀態に打勝たしむる方法を供與するが爲めに、其力を效さんことを特に欣ぶものなり、白耳義の信ずる所に依れば、其中央政府を有力ならしむることは總ての進步發達に就て最も必要なる條件なるを以て本會議に於ては、列國一致して支那共和國の政府に對し、此くの如き結果を與ふるやう努力せんことを望む、又白耳義は何等の保留なしに、門戶開放主義に贊成するものなり、白耳義は總ての國の產業及び商業が、悉く完全且つ純粹な均等の原則に依て分たれんことを切望するものにして、支那の資源の開發は、支那國民及び總ての人類の幸福たるべきものなり、予は支那全權委員が、其國內に於ては總ての領域に對し、何等の除外なしに、通商自由の方針を執らんとするの陳述を聽いて、最も滿足を覺ゆるものなり、此自由通商は、列國の國民が經濟上の利益に充分なる發展を爲すべき爲めに、必要なる條件たる權利と特權とを同樣に得るに非ざれば、其完き效果を現はすこと能はざるものなり、又白耳義は關係諸列國と協同して、支那の稅關收入の公正なる增加に同意を吝まざるべし、尙白耳義は、支那政府に於て其必要なる總ての施政の完成するに於ては、治外法權の制度を漸次に撤廢することに於て、其他の諸國と同一の行動を執ることに躊躇せざるべし

和蘭全權の陳述

次いでカーネベック全權陳述して曰く

現在の討議の問題に關しては、本委員としては其一般的の性質よりして、又事實上の必要よりして多く言ふべきものなきも、和蘭は支那の隣國として、支那が世界平和維持の見地よりして、其各種の原則を提案したることを歡び、是等の問題に就ては、支那に對する同情と友好の精神を以て之を審査すべし、和蘭は太平洋の岸に沿うて舊き友人を有したりしが、支那は確に其中の一なり、若し支那にして此會議に依て其權利を回復し、其地位を向上せしめんと欲するに就ては、和蘭の好意を信じて惠ちなかるべく、和蘭は支那の適當なる熱望、及び其國內の狀態の安定に對する努力に就て、充分の好意を吝まざるべし

英國の意見

次に英國全權委員バルフォーア曰く

予は現在提案せられつゝある問題に關し、既に予の同僚に依て述べられたる所に對し、更に一語をだも加ふるの必要を認めず、唯予は此機會に於て、予が代表するの榮譽を荷へる我が政府は、是等の問題に就ては、既に累次

聲明せる所なることを一言せんと欲す、例へば支那の門戸開放の如き、又は支那の領土保全の如き、又は支那が其國内の問題に就て、自力を以て之を維持し制馭せんことを希望するが如き、更に又各種の事情にして許さば、治外法權を撤廢すべきが如き、總て是等の主義は、予の代表せる英國政府の、累次正式に聲明したる所の問題のみ

伊太利全權陳述

次いで伊太利全權委員シャンゼル曰く

予は伊太利全權委員の名に於て、前來諸全權委員に依て陳述せられたる高尚なる精神を、全く承認するものなることを述ぶるの光榮を有す、伊太利全權委員は其他の諸國の全權委員と協調して、大なる注意と深き同情の念を以て、支那に關する種々の問題を審議せんことを欲す、支那の自由の發展を遂ぐるに適當なる方法及び支那に於て支那の發展を援け、且つ其通商上の進歩を見んが爲めに諸國民の均等なる立場の維持を爲さんがために、其助力を吝むものに非す

葡萄牙全權陳述

それより葡萄牙全權委員アルト曰く

予は本會議に於て嚮に諸國の全權委員より述べられたる意見が、殆ど總て其見解を一にし、何れも總ての者の利益と支那の繁榮と統一とを、庶幾ひつゝあるものなるを知ることを得て最も欣びに禁えず、予は是等の希望に就て諸全權委員と全く其見を一にす

支那の謝意

之に次いで支那の施全權委員は

支那及び支那の提案に對し、列國全權委員の適當なる評價と、一致せる同情及び友情を得たることを深く感謝す勿論其提案の多くのものは、其適用方法と相關聯して考慮せらるべく、支那全權委員亦是等の問題に關し、同じく討論するの權利を與へられんことを望む、尚ほ予が現に示されたる友好の精神及び協調的の寛大なる精神に依て判斷する所に依れば、是等は本會議の成功を齎らす上に、大に裨補する所あるべしと信ず

と附言したり

ルートの提案

次に米國全權委員ルート曰く

予は葡萄牙全權委員と全く其見を一にするものなり、單なる主義の表示は、固よりそれのみを以ても大なる價値ありと雖も、然も予は是のみにては、支那に關し、總てが成遂げんことを希望しつゝある所の結果を得るが爲めの必要なる第一歩に過ぎずと信ず、予は曾てマッキンレー大統領の下の國務卿ヘーの下僚たり、曾てヘーの支那門戸解放主義の聲明に關係したる從來の行掛りあるを以て、予は列國が此主義に關し、無條件の承認を與ふることを無限に歡ぶ者なり、予は各國全權委員より述べられたる各種の意見を傾聽しつゝ、是等の問題を含む解決點に、如何にして到達すべきやに就て考慮しつゝあり

たり、予の理解する所依れば、各全權の意見は、大體次の如きものなりと解せらる

一、總ての全權委員は支那共和國の獨立の尊重及び領土行政の保全に就て全然一致したり

二、總ての全權委員は支那が其從來の舊き帝國的政體を棄てゝ新しき狀態の下に自身の有力なる政府を樹てんが爲めに列國は之に對し能ふ限りの充分なる機會を與ふることに同意なる旨一致したり

三、總ての全權委員は支那全國に渉り總ての國民が通商及び產業に就て均等なる機會を持つべきことに就て一致したり

然れども極東及び太平洋に關する問題に就て研究を爲しなる者は、何人と雖も是等の問題が、過去に於て反覆唱道せられたる所なるを知らん、卽ち一九〇二年、一九〇五年、及び一九一一年には、英國と支那との間の條約に於て繰返され、一九〇七年には佛蘭西と日本との間の協商に於て繰返され、一九〇五年にはポーツマウスに於て又一九〇八年には高平ルート協約に於て繰返されたり、卽ち是等の問題は文明國間に於ては、既に確定せる方針と謂ふべく、而して此場合是等の主義を諸國相共に再び承認するは、必要なる事なりと信ず、若し本委員會に於て同意するに於ては、予は是等の問題を一の條約に起草し、而して其上にて委員會の考慮を求めんと欲す、尙ほ予の信ずる所に依れば、是等の決定に直接の關係ある問題として、次の二者を擧げ得べし

一、是等の取極が現存せる條約及び協約に對する效果に關しては、現存せる事實は承認せられ、而して此作製せらるべき協定は一般の目的の表示として有效なる條約及び協約を妨害するの意思なき旨を明かにせらるべきものなることは明かなり、併ながら支那に對し現に有する權利に就て、之を支那の爲めに有利なるやう之を變更するの權利は該權利の所有者に存するものとす、然れども是等の支那に對する制限は、之を公表することを必要とす

二、ブライアンは支那とは何ぞやと質問したり、予は支那本部と支那が宗主權を有する所の他の領土との間には區別を明かにせんことを希望す、若し本會議に於て支那の邊境地方をも同時に取扱はんとするに於ては、單に混雜を招くのみなるを以て、是等の邊境地域に就ては他日の論議に委ね、今の場合は支那本部に限らんと欲す、蓋し此兩者を同時に取扱はんことは困難なり、故に若し會議に於て之を希望するならば、予は支那本部に關する協定を起草せんと欲す

之に對し英國全權委員バルフォーア曰く

予はルート全權に依て示されたる實際上の提案に全然贊成するものにして、本委員會議の將來の討議の基礎たるべき協定の起草を、同氏に依賴せんと欲す、蓋し之が爲めにはルート氏以上の適任者は、索めて得ること能はざるべし、故に予は本會議がルート氏の提案を正式に承認せんことを提議す、同氏の努力は本會議が取扱はんとす

る問題の決定に就て、大に進行を助くべし

ルート全權は、彼れの提案は自ら之を爲し、又は他の者をして之を爲さしめんとするに在りと補足せり

議長はルート氏をして此任に當らしむべきことは、一致の意嚮と認むと宣言せり

支那とは何ぞや

支那の顧全權委員次いで起つて曰く

バルフォーア全權の述べられたる如く、目下提案せられたる協定の起案を爲すに於て、ルート氏以上の適任者を索むることは不可能なり、予は同氏の提案が此問題を有效ならしめ、且つ會議の進展を速かならしむるが故に、全然之に贊成す、予の同僚たる施全權は、支那に對して諸全權委員より示されたる友好且つ同情的態度に對して謝意を表したるが、予はルート全權の同情的の意見に對し謝意を表し、且つ之に助力し得んことを欲するものなり、ルート全權の支那の領土行政の保全、支那に於ける通商及び產業に於ける機會均等主義の三大原則、及び支那に關する現在の諸協定を審査せんとする提案に對し全然同意す、併ながら支那とは何ぞやとの問題に關する、ルート全權の意見の正當なるや否やに就ては諒解することを能はず、蓋し領土保全の主義にして確立する以上、之を單に支那本部のみに限ること能はず、支那共和國の領土は其憲法に依て規定せらるる、支那全權委員は、支那の領土の境界を云爲するが如き意味を持つ、如何なる問題の論議にも加はること能はず、予及び予の同僚が討議に加はりつゝあるは、支那共和國の名に於てなり、而して此共和國の領土は其全部を含むものと信ず、行政保全の點に關しては支那共和國の各部分に於ては、現在の行政の狀態に關し或る差別を存す、併し一般的に言へば、支那本部の行政は一つの單位を作るものにして、而して其他の部分も亦他の單位を作るものなり、然れども是等の問題は全く支那共和國の內部の問題にして、外部より干涉すべき範圍外に在り、行政の保全が支那共和國なるものを一單位として、確立せらるべきものなるは明かなる事なり、ルート全權が此協定を起草するに方りては、此見解に基づきてせられんことを望む

之に對しルート全權答へて曰く

予は顧全權委員が、支那の領土は支那憲法に依て規定せられ、支那の定義に關しては、右の中に含まるゝもの以外に、之を考慮するの自由を有せずと做す所の、顧全權委員の意思を充分に諒解することを得、然れども予は支那の國民として語りつゝあるに非ず、又支那憲法の制限を受くるものに非ず、予は本會議が、其決定すべき制限なき問題を含まざらしめんと欲して、此提起を爲したるものにして予の考慮したることは、何事かを以て支那を援けんとしたるに在り、其論爭せられざる問題は他に保留せんと欲するなり、本協定に關しては、此場合此問題に觸るゝことなく、併し將來に於ては、此事に對し何事かを提示すべし

予はルート全權の訂正說明を聽くことを得たるを欣ぶ、予が明かにせんことを欲したるは、協定に依て支那の領土保全は、單に支那本部のみに限らざらんことなり、支那本部とは、支那國民は普通に二十二省のことゝ諒解しつゝあるが、支那共和國の全領土を以て、保全の基礎と做さんことを欲す、支那の領土保全は今や問題に非ず、單に之を再び確立せんとするのみ、語を換へて言へば、共和國の領土は其全部を含むものとせらるべきなり、而してルート全權の所謂支那本部なる語が單に支那各省と邊境地域とが、均しく支那共和國に屬しつゝも、卽ち同じく支那共和國一部分を成しつゝ、其等の間に行政上の差異の存することを示すの意味なるに於ては、予は此以上論議するの必要を見ず

議長曰く

支那とは何ぞやの問題を取扱ひ、其決定を爲すには多大の困難あるべし、予の理解する所に依れば、ルート全權の意思は、本會議に於て、本會議に出席せる總ての者に依て既に表示せられたる主義を、再び明かにせんとするに在るものゝ如く、此場合基本問題の討議に入るに先だち、此機會を利用することを失ふが如きは誤りなりと思惟す、此場合ルート全權の仕事の困難を成るべく尠からしめんことを欲せざるを得ず、今や本問題に就ての論議を費すは何等の利益なし、成るべく速に之が草案を起草を乞ひ、之が決定を爲したる後、更に本會議は其他の問題を、討議目錄に從つて審査すべきなり、本日の會議は之を以て了り、次回は十一月二十一日午後四時より開會すべし

一九二一年支那外國貿易狀況（下）

輸入貿易

支那重要輸入品輸入額前年比較表（價額單位海關兩）

品名	數量單位	一九二〇年 數量	一九二〇年 價額	一九二一年 數量	一九二一年 價額
綿絲布類					
金	巾（無地）（米）	二六、〇七五	一七九、四〇六	三、七一〇	一八、五七〇
反					

生金巾	（無地）（英）	反	一、六四六、五六三	九、九四四、三四三	一、一二五、二五四	七、九六九、七九二
同	（同）（日）	同	一、四八一、〇六七	九、五五五、四九一	一、五三九、一二八	八、八〇六、七三七
同	（同）（其他）	同	五、七五三	二五、六九六	—	—
生シーチング	（無地）（米）	同	四七九、一七六	三、六九六、六一四	五四五、六七一	二、七五一、〇四三
同	（同）（英）	同	九三、六〇一	六二五、五八〇	三六、一五一	三八一、一九八
同	（同）（日）	同	一、九五三、五二六	一四、七四九、四二九	一、七一六、二一一	九、九六二、二六〇
同	（同）（其他）	同	三八〇	二、七七八	—	—
晒金巾	（無地）（英）	同	二、九一一、三五二	二〇、九四一、七八四	一、七一六、六二〇	一六、三八一、三四五
同	（同）（其他）	同	六六六、四一八	四、六三一、一二七	三八六、八一〇	二、八九二、九九二
同	（同）（米）	同	一二〇、八五三	六九三、三八四	八六、一九一	九六一、六三〇
同	（同）（アイリッシ）	同	一六、八三一	一、四九、二〇七	一一、一九九	一三五、八〇五
雲斜布	（米）	同	三七、七三二	三〇七、七〇〇	五四、四〇六	三〇四、四一五
同	（英）	同	二八、七二四	二四五、二三九	四五、九七九	三〇九、八八二
同	（日）	同	四三五、〇八八	三、三三〇、一九二	五七〇、〇〇一	三、二〇二、〇八八
同	（其他）	同	四、一二六	二九、七三六	—	—
ウーンス	（米）	同	二〇、七〇〇	一九二、九五六	二二、四四六	一三六、四二六
同	（英）	同	六一五、一九二	三、八三七、〇四三	三〇三、二四四	二、五一七、四四一
同	（日）	同	一、七一一、六四四	一〇、〇三七、〇七三	一、五四四、二二六	八、一〇〇、五五三
同	（其他）	同	二九、九〇八	一五九、一四三	一五、六九七	六七、四九六
天竺布	（三十二吋物）（英）	同	一五七、三九一	六〇四、五二	一一、六七〇	六二九、〇五一
同	（同）（日）	同	七五八、一七六	三、三八九、八八二	四四六、三九九	一、六三三、九三六
同	（同）（其他）	同	一四、四〇〇	五五、六一五	一二	二五
同	（三十六吋物）（英）	同	二四、七〇七	一一三、九六五	一九、三八七	一一三、八一九
同	（同）（其他）	同	二九、五三五	一五八、六〇〇	七七、九一二	三八一、〇二八
晒天竺布（三十二吋四十碼物）		同	二八八、六五五	一、九四六、五五〇	一一九、五八九	一、一八九、二八三
銅地金巾、寒冷紗、モノリン（晒、染、捺染ニ十二碼物）		同	九〇、九五〇	一六六、五〇七	四二、二〇七	一〇三、八六六
同	（三十碼物）	同	一四八、九七七	六八四、五九二	三四、七四〇	二五九、五二三
同	（四十碼物）	同	二六九、三九五	一、四七二、八四四	四八、三九〇	四二九、五九六
絽	絽（白、染、捺染）	同	八〇、八三	三八、六六一	二九、七〇七	八三、七四九
絓			一三、一三三	二、二六七	六一、四七四	一一、四八二
參柄モスリン		碼				

精巧ナスリン及クレトン	同	一、八五〇、〇一七	五四九、五三五	一、〇〇一、三三二	四八五、二〇一
綿　　更　　紗	反	一、五九四、八五一	七、五八二、六六九	八二九、二〇六	四、四三四、三七一
染綿織布、被覆布、綿繻布	同	二〇、七〇一	一二一、一二九	一四、七〇四	一五三、七七四
染　　綿　　絲	同	二七、七六八	一四五、二二六	八、二五一	六五、一七七
染綿繊子、レップ等	同	一三、一五二	八三八、一七一	五九、〇三八	八五五、一〇七
紗金巾及染天竺布	同	六一三、六八六	二、五七四、五一三	八三八、四一八	四、四九四、五〇五
綿イタリアン(無地黒色)	同	九八〇、三三四	八、〇二九、二五一	七三三、一七五	九、二八〇、六一四
綿ヴェネシアン(同)	同	三二〇、二八一	三、五六二、〇二五	一四六、八八四	二、六二一、五三〇
綿、ラスチンゲ(同)	同	一四九、五五〇	一、二三八、七七一	一六三、五〇三	一、七〇四、〇三一
綿イタリアン(無地着色)	同	四四三、一〇二	三、三二七、七二四	二一六、四五八	二、四八四、二五三
綿ヴェネシアン(同)	同	一七七、二六七	一、九〇一、六二六	一〇〇、五三三	一、四六三、二一〇
綿ポプリン(同)	同	四九八、六四七	二、八四八、五二四	二三九、九〇九	一、四九四、二三六
綿ラスチンゲ(同)	同	一、四七七、七二一	一〇、七一四、一六九	一、六四一、七六九	一、七四二、二九二
綿イタリアン紋(織)	同	二四四、八一一	一、八一四、二四一	一七六、〇八〇	二、三九四、六五七
綿ヴェネシアン(同)	同	四七、二三一	五五五、六九五	二二、三四五	四五九、八三一
綿ポプリン(同)	同	二二〇、〇七三	二、五四四、〇八四	一四〇、〇三〇	二、三六四、三五四
綿ラスチンゲ(同)	同	一〇四、五五四	六三二、一〇三	六四、〇〇一	七四四、〇〇三
晒　　金　　巾(無地)	同	一四四、七三一	一、〇九二、四七四	七三、六〇七	三七三、一三三
雪　　港　　金　　巾(同)	同	五七、六〇〇	一九六、六七三	五七、五六七	二三九、三九九
綿スパニッシ・ストライプス(六十四吋物)	同	八、七六八	八八、三三三	九、三〇五	一一、六一六
綿フランネル(無地染色捺染)	同	五一六、五三五	三、七六九、八四三	四一二、一六六	二、七九一、〇八二
同　　(絲染)	同	四五、四五四	二六四、七一〇	八三、七三七	四九一、〇四八
同　　(日本品)	同	六七、九八三	二五一、一二五	九三、〇六二	四五四、三〇五
綿染綿布	碼	九、五三三、四四一	二、二四四、九三八	一一、四〇九、五八九	三、九七〇、四〇一
タリムプス及クレポン	同	二一八、八六八	四一、四四八	一七二、四〇〇	三五、八八七
同　　日本綿布	反	六〇、八八一	三六五、九七九	五〇、六〇八	九〇九、二八九
同　　日本綿布	碼	四〇九、七五〇	五七、四六八	一三三、三一三	一五、一三九
支那綿布	同	九八、四五八、〇三一	一一、〇一六、五四六	六一、〇八二、三三一	五、七一三、五九七
捕		八、一二九	四六五、〇六七	一一、〇四〇	六七八、五四六

綿天竺綿	噸	一、六四三、三六一	八一八、五一二	一、七二八、四七一	一、五七五、六八〇		
綿毛布	枚	六八七	八、九九〇	五九、八八六	六三、五八二		
同	(日)	二三一、六三三	二四四、一八九	一〇六、九七八	一〇六、八四七		
同	噸	二、五一〇	二一四、三一〇	三、八八九	二四九、一一六		
同	(日)	一、九七六	一四一、五〇九	三、四八一	二四〇、九二七		
綿手巾	打	九三八、三九〇	六五一、一九四	六九九、〇九三	一、一〇九、一五三		
同	(日)	五二三、五七二	二五二、六六四	三〇四、四五三	一三九、〇二六		
〃	同	六九、三二二	五六、四七二	六〇、三九五	四二、三二四		
同	(日)	三四一、八一二	三一二、九三二	一二一、四四七	一二一、一八八		
同	噸	八四七	一〇二、六八一	二七二	二八、四一六		
同	(日)	二、一五九	一四八、四四八	八二二	四八、二七一		
其他綿布	噸	八、四六八、五九四	一、八二〇、一三五	五、〇七一、七九〇	一、四〇二、五三九		
同	噸	五、一八七	四三〇、六七三	一、四一〇	一〇五、七〇〇		
綿絲	絲(英)	一三、二六五	一、二五八、八六七	一三、五七一	一、〇六九、六一六		
同	(香港)	同	二一、八七二	六九九	二四、一一三		
同	(印)	三一三	三九、二三七、三三四	五一六、八八〇	二四、九九五、七三九		
同	(日)	六六一、六三三	三四、七二五、二一七	七〇一、二〇八	三七、七三三、九六〇		
同	(其他)	六一一、二四九	九八九、四六二	一七、一六二	八八〇、〇四六		
同	(瓦斯絲マーセライズド)	一四、六七二	二、四五五、六九五	二三、九一八	二、三〇九、三九二		
綿絲	絲(球作)	二四、二四六	一四六、一〇一	一、〇三六	二一九、五〇一		
同	(同)	一、二二九	一〇八、九四一	一、八四五	二〇〇、七八		
同	(木卷)	一、〇〇九	一、九八一、一六五	一、四七五、四三二	二、九六三、五七七		
綿製品	計	九六、四〇二	二四六、八一三、四二九		二〇八、六六二、四二六		
綿毛交織物			五、七五五、五七三		五、一三一、七七〇		
毛織物			四、七九〇、五一二		七、四〇七、二三二		
綿織物			五、七六九、八九一		六、一九六、三四〇		
金屬及礦石類							
鐵	噸(塊、板等)	四四、六二六	一、二二四、四一一		三五、五一二		
鋼	(條、竿、板、釘、鎖)	五九、四九七	一、九〇二、一六九		二七、〇六九		
同	(鎖及塊)	四一六、六九八	九、三〇二、一四六		四七七、五三三		

鐵（アンアルス及テイ）	同	一五九、四四三	一、〇〇一、六一七	一一四、七六七	八五九、三一七	
同（棒）	同	一、三二五、七三三	七、七九三、四六五	六八五、〇四三	四、二二四、二五二	
同（ゴブル及アイヤシロルト）	同	三六七、一九二	一、四四〇、六八五	一七四、〇〇八	七三一、二九九	
同（線）	同	一一九、六九〇	七六九、三四九	三七、五三一	三七三、九七四	
同（工字鐵）	同	二四、四三九	一五九、三八五	四八、三八二	四〇三、四二四	
同（釘）	同	三四六、七九〇	三、〇六一、九一四	二三七、七八九	二、〇七九、八〇九	
同（ヒツチ及ケツトルレツク）	同	一八一、〇一六	四五〇、九八三	三二、七三三	一一一、三〇九	
同（管及筒）	同	二四六、九七〇	二、七〇六、四七八	二四一、三六一	四、〇〇一、一〇二	
同（板斷片）	同	五〇〇、五三六	一、七〇三、四六〇	三〇九、九九五	一、〇九七、九九八	
同（軌條）	同	三〇九、一七九	二、〇六三、七二六	一、〇七四、五五三	七、二九五、九四二	
同（螺旋釘）	同	五、〇二二	一四九、八〇九	六、九二八	二三〇、二五五	
同（板）	同	六七二、六〇二	四、六二二、八五四	三五一、七一三	二、七七八、〇一二	
同（線）	同	六八、二七二	四九九、一七八	三一、二五六	二九九、三九八	
同（其他）	同	二三五、〇九〇	一、七一八、四五三	三〇三、九七四	二、二六五、二六二	
倉	鐵	九五五、七一六	二、五四三、七〇九	四七一、六七九	一、〇九六、二一九	
電	鉄板	二六一、一〇七	二、五六、四二	一四四、三六七	一、七六〇、七〇	
電	鉄線	七八〇、八五	七八〇、三一四	七五、九一二	七三七、九四七	
其他鐵及鋼製品	同	四一、四九五	五七〇、七四七	六七、三八五	九七〇、五三〇	
鉛	（塊及條）	六一、三五八	四三八、六六三	一一五、四七六	九五八、四七九	
鋼	鐵（竿條板等）	一三一、七一五	一、一〇七、四九七	八一、二七二	八九九、七二九	
同	（鉄索等）	三〇、九六一	五三〇、三〇一	一六〇三六	四一六、八四五	
同	塊	五二、一二八	二、六五三、五三六	七五、四八三	三、九六五、八六八	
錫		五八九、三八八	五、四一〇、五三五	四〇二、二四七	五、五三四、九六五	
試	力	一四、五七〇	一三七、四六九	一四、二一二	一四、八〇三	
亞	鉛	—	六一、五六五、一五七	—	六〇、〇七八、〇三九	
計	（其他を含む）					
雜貨類						
各	種袋類	四五、四七〇、九二六	六、一二二、五九二	五六、九二七、三二三	七、一九六、七八八	
同	增	三三七、二三〇	三、九八七、五二七	二八〇、六九九	二、八七一、二六四	
大	豆、晒豆	一四七、一九五	四七六、七三三	一九一、三八四	六七一、六四九	
製	床架	二一、一〇六	二八三、〇八〇	一七、〇二六	三二二、四九二	

調革	—	一、五二五、八八六	—	四四、一八五	一、〇八四、九六五
海參	擔	一、九一〇、九六一	擔	二、一七九、八三九	
蕪蓰	同	八二三、九三七	同	九七一、八七五	
ピスケット	—	三六九、〇五五	—	三三一、三九二	
書籍樂譜	—	五七五、九六一	—	八六三、九二二	
空瓶	—	三七三、五九四	—	五二四、〇五四	
紋紐	擔	二、五四三、一二〇	擔	二、八五五、九八一	五、一五一、四三四
バメ	同	五三七、三三三	同	七九九、五八九	
釦哥	—	一八八、二八三	—	三六九、一九九	
綱（各種）	擔	一、三〇四、八一五	擔	九八一、七五七	
同材料	—	四〇三、三九七	—	七四五、六一六	
空桶及空箱	—	一、三四三、六七一	—	九二四、二二九	
セメント	擔	一、八六〇、一七〇	擔	二、五三三、九一八	
玉蜀黍	同	八二、一九五	同	一四九、三一四	
米及粳	同	五、三六二、四五五	同	一〇、六二九、二四五	
小麥	—	三三、二九七	—	八一、三四六	
產品（橫寸材料藥品骨董を除く）	—	二、二九一、一〇三	—	三〇一、八〇五	二、八一七、九六四
陶磁器	—	九五三、二一七	—	三〇一、八〇五	一、二五六、二一三
煙草製造材料（煙草を除く）	—	一、七四〇、〇五二	—	一、四七六、五〇七	
紙	卷	八、一〇四、一六一	卷	八、三五二、四〇一	二四、九一二、八三一
煙草	卷	三七、五七六	卷	二四、九〇五	七九二、八〇九
煙草同	—	二九六、六五五	—	三五七、三五〇	一、九六九、五七七
葉煙	—	一、二〇〇、三三五	—		六、二七二、一〇六
計箇	—		—		一三、七八九、八二八
時	—	一、二五四、五三一	—	一、三六一、七八一	五一九、一四〇
衣帽等	—	一四、三七四、五七九	—		八四六、九三二
石炭噸	—	四九七、二〇〇	—	七四、七三〇	三五、八六六、八五六
糖	—	六五〇、二〇六	—	一、六八二、五二六	七、九七八、五一四
菓	—	一七、九九三、一七〇	—		四三二、二二三
繩擔	—	七、七三〇、二九一	—	一九〇、八八五	一五、二六〇、〇七八
棉花同	—	二三八、五七四	—	一五七、七四八	
アニリン染料	—	一、五六九、三〇六、四七四			
マンケローブ樹皮擔	—				
人蔘同	—				

| | | |

レース及トレンミング	一	一	一	二四八、〇三六	一、八二、四八五	一
洋燈及燈具	一	一	一	九六九、二四七	一、三七三、六七七	一
熱皮揃	一二三、八二六	一	一	七、〇二三、四八二	八、三六七、四六二	一
皮革製品	一	一	一	一四二、九二一	一五五、四二六	一
模造皮及油布	一	一	一	二一四、九三二	一二八、八七九	一
燃料油噸	七五、四四七	一	一	一、〇七三、二一一	一、一二〇、七五九	一
鏡	一	一	一	三一二、一三九	四六八、四八九	一
桂圓揃	一五、〇七七	一	一	二一三、四三一	一八九、九三七	一
マカロニー及バーミセリ	同	七八、〇六八	一	九六一、一六六	一〇、六四二	一
機械用具	一	一	一	七五五、二八一	九〇、三九七	一
農業機械	一	一	一	一、〇〇四、二七七	一、二六二、六〇〇	一
揚水機器	一	一	一	二、三四七、六三四	九三〇、六四四	一
織物機械	一	一	一	六、九〇三、六一〇	二、一九二、四〇四	一
醸造機械	一	一	一	二七、六三四	五、一〇九、〇〇七	一
鑛業機械	一	一	一	一、〇一五、二八二	二六、七二三、〇一一	一
肥料揃	八四六、八八四	一	一	一、〇一九、三九四	六三四、九七三	一
燐寸	八、四八四、二九六	一	一	二、九六五、九二五	六四七、五六二	一
燐寸製造材料	一	一	一	一、八九三、六七〇	一、九四、七一七	一
煙草	四、七一五、九三四	一	一	五七四、四三五	一、六七八、一三四	一
（各種）	一	一	一	三三八、一六八	二、二八一、一八一	一
（乾及屑）	一	一	一	六、七九〇、二三〇	五七七、九九〇	一
肉桂	一	一	一	二四一、九八八	四〇五、三五六	一
藥材（コカイン及モルヒネを含む）	一	一	一	七三六、六一一	七、〇五六、〇八〇	一
煉乳	八九、五三三	一	一	五九八、九二三	一〇四、二三三	一
揃	三六、〇六八	一	一	七三六、六一一	四二、九三二	一
同	四二、三三七	一	一	五九八、九二三	一、一七四、一六四	一
蜜	一一、三九八	一	一	六二九、四九〇	三六五、九〇一	一
同	一	一	一	一、七五六、〇九〇	四六一、九三三	一
蜂	一	一	一	四〇、六一一、七〇三	九、九六九	一
千本	二、七七六、四四九	一	一	一、四三九、七五五	六二七、五七七	一
針	一	一	一	一三四、七七一、八二六	七九三、七四二	一
石油（米）	一四〇、六九〇、五四七	一	一	八、一四九、二二六	四、八八八、四九三	一
同	九、五〇八、八八二	一	一	二、五五四、五二四	二、六五二、六三二	一
同（ボルネオ）	三七四、五六五	一	一	一一三、五九〇	一	一
同（日本）	九四三、四四三	一	一	三一八、八三八	一	一
同（露）	一	一	一	一	一	一

同	（スマトラ）	同	三七、三一四、四六九	一〇、四九二、八五〇	三二、二二八、六六八	一〇、五四五、六三一
同	（其他）	同	七五六、六三四	二二六、七八五	一七、〇四〇	一〇、一八九
機械油		同	五、七七六、五三二	二、四六八、九四六	四、三四九、五八八	二、九一六、八一五
植物油		同	八二八、九二七	七一四、三九二	八九一、〇六九	七〇九、三〇七
紙	（板紙を含む）	噸	一、〇二六、五一一	一三、一〇二、一一六	八九一、〇三二	一三、二五七、六六四
同	（同）	〃		一、〇五七、一七〇	—	二、〇五四、二〇九
胡椒	（白及黒）	噸	八二、七一九	一、七〇四、三四四	五八、九五三	一、〇九六、九一八
香水及コスメチック		—		一、五一六、八六九	—	二、〇八六、八五〇
寫眞材料		—		八二六、五二四	—	一、五七七、五九八
印刷及石版材料		—		九一二、五六〇	—	八五八、二六一
鐵道枕木		木	一、八〇九、一二六	二、三四三、五四四	二、〇七一、五〇五	三、一七八、六八一
其他鐵道材料		—		一、八〇一、〇六九	—	七、三一三、九六二
鹿頸		噸	一五四、六一二	九九九、六六一	一七三、四八七	一、〇六三、四七七
金庫等		—		三三四、八〇九	六三六、五五二	一、二三四、五一三
檀香卡		噸	一九四、三七九	二、一〇六、一五八	一〇八、九八〇	一、六七四、二〇五
昆布及若布		同	五二六、七六六	一、七二五、九五七	四六八、一八九	一、六四〇、三七四
種子		同	九一、〇〇〇	一、〇七二、五七〇	一一九、四四〇	六八八、一二五
船舶材料（金屬材料を除く）		—		八六、〇七一	—	一三五、二二四
靴		足		—	—	三九一、〇六一
桶板		—	八七四、六六一	二、〇三七、一〇〇	—	七四六、二六七
毛皮		枚		七三四、五九五	一七三、四八七	一、六九二、〇九二
石鹸及材料		—		三、一五四、六八六	六三六、五五二	二、〇九七、五五三
書籍		噸	七三七、五九五	二、三〇八、六六九	一〇八、九八〇	一、七七五、五〇九
酒精油		同	四六、四〇五	三五〇、九二四	四六八、一八九	三二六、九六〇
酒		ガロン	七七四、八一六	四六〇、五三五	四六八、一二五	七八五、九四五
文具		—	—	一、九二四、九一七	一一九、四四〇	二、五一二、九五四
石材		—	—	二一二、九一九	—	二六六、九四一
砂糖（赤）		噸	一、〇三二、九六三	七、七七〇、六二四	—	一三、〇九九、一七〇
同（白）		同	八九七、九七三	九六二、八七七	一、九九五、二三七	一、七二九、六八一
同（精）		同	一、四〇四、〇二二	二〇、一五八、五三三	一、八六七、三七七	三六、八五四、七九七
同（氷）		同	一二二、三二九	一、五三七、九七八	三、五七一、五一七	三、七七三、七七一
					二八五、七七四	

電信電話材料	—	—	一、八四四、一三一	一、一二四、一一四	一、六四〇、六三八
硬木材	立方尺	八六五、七二四	七五七、四六〇	一、一〇〇、一〇八	一、八七二、六六五
同	同	三八、〇五一、四三一	二、一四二、四六〇	四四、五一七、六六八	三、九六六、〇五二
軟木材	同	二〇七、五九四、〇三〇	九、一五〇、〇八八	一一二、八五三、一九九	一、二八四、六四九
煙草（葉）（鍋其他）	撒	六二、二九五	一、四〇六、八六九	四一、七五三	一四、二五〇、九一一
同	同	二二七、三二三	一二、九二四、八五四	二二一、二八一	五八四、五〇〇
化粧用品	—	—	六四八、八二五	—	一、三九四、五九五
手工具	—	—	一、〇八四、八五二	—	八七九、〇〇三
玩具	一	—	五七六、三九七	—	一七七、三九七
傘（歐）	本	一九二、七八六	一五八、六六五	一九三、八〇二	五八四、一一五
同（日）	同	一、〇一八、〇四二	五二二、九四五	一、〇一六、七四九	一五一、一五五
同（其他）	同	一四八、〇八二	八五、四七六	二〇五、一四四	五六〇、九二八
野菜類	噸	一三二、二五五	四四四、九七六	一一二、三四九	九、三三四、七八一
汽罐車及炭水車	—	—	三、四三一、六八六	—	七、五三六、七八三
鐵道客車及貨車	—	—	四、七一五、三三四	—	三、五六九、三五四
自動車	—	—	三、四七七、二一九	—	三四一、四〇二
自轉車	—	—	三四一、四九七	—	二四九、〇四五
炭酸水及鑛泉水	—	—	二二五、四一〇	—	二、七六〇、六三八
バラフィン蠟	噸	一五八、八一八	二、一四四、八八七	二五三、六九二	一、一八五、一一四
黑參酒、參酒	—	—	一、〇一四、二八三	—	二、〇四四、一二六
酒精（火酒を除く）	—	—	一、五〇六、五三〇	—	二、八三八、八四一
葡萄酒	—	—	二、二九一、二七一	—	六一八、三二四、〇四二
雜貨計（其他を含む）	—	—	四三七、三五五、五〇六	—	

輸出貿易

一九二一年支那品外國輸出總額は六億百二十五萬五千五百三十七兩なるが、之を三志十一片十六分の七の平均爲替率を以て英貨に換算すれば、一億千八百八十四萬千九百十四磅に相當す、而して一九二一年の輸出額は兩を以てすれば前年に比し五千九百六十萬兩の增加なれども、磅を以てすれば六千五百萬磅の減退なりとす、今參考の爲輸入の場合に示せると同樣に一九一三年同一九二〇年及一九二一年の報告價額と一九一三年の平均價格により算出せる一九二

○年及一九二一年の價額を擧ぐれば左の如し（單位千兩）

	報告價額		一九一三年の平均價格により算出せる價額	
	一九一三年	一九二〇年	一九二〇年	一九二一年
支那品輸出價額	三三、二四六	四三九、二五〇	三七〇、五九九	三八二、八四三

備考　右表の數字は全額の約八割に相當する品目價額の合計なり

右表に明なるが如く一九二一年の貿易額は實報告價額を以てするも又一九一三年の平均價格により算出せる價額を以てするも共に前年に比し著しく增進せり更に一九二〇、一兩年の輸出額を一九一三年に比すれば支那の輸出貿易が年と共に著しく增大せるを見るべし

前記輸出額六億百二十五萬五千五百三十七兩を主要輸出品目に大別し其額及總額に對する割合を見るに左の如し

	一九二〇年		一九二一年	
	輸出價額	總額に對する百分率	輸出價額	總額に對する百分率
豆類及豆製品	八四、九三〇、四五七	一五・六	九四、五〇九、五六七	一五・七
生絲（繭を含む）	七六、九九八、三六〇	一四・二	一三、二八七、一二七	二〇・二
穀類	三六、六三六、三九七	六・七	一九、一八一、二五二	三・二
絹織物	二四、三一七、四四七	四・六	三〇、二七四、六五二	五・〇
各種皮革類	二一、八一二、九六八	四・〇	一五、九五三、八三六	二・七
蛋白、蛋黃	一一、九二八、一四三	二・二	一一、七五八、〇九三	一・九
胡麻	一〇、八三〇、〇七〇	二・〇	八、八一一、六二六	一・五
棉花	九、二二四、五一二	一・七	一六、四八三、二三四	二・七
茶	八、八七三、一三五	一・六	一二、六〇五、七八八	二・一
其他	二五六、〇七九、七八一	四七・三	二七〇、三九〇、三六二	四四・九
計	五四一、六三一、三〇〇	一〇〇・〇	六〇一、二五五、一三七	一〇〇・〇

前表に明なるが如く生絲は輸出品の首位に居り、總額の二割に當り、豆及豆製品は一割五分强を以て第二位を占む、其他絹織物穀類棉花皮革類茶蛋白蛋黃胡麻等順次之に次ぐ

以下主要品目に付き記述すべし

生絲　一九二〇年中支那生絲の外國向輸出は前年に比し著しく增進せり、卽ち白絲は合計九萬七百三十七擔にして、前年の六萬五千五百八十擔に比し二萬五千百五十七擔の增加、各種黃絲は二萬三千二百四十三擔にして、前年の一萬六千九百五十擔に比し六千二百九十三擔の增加、野蠶絲及野蠶繰絲は三萬七千八十四擔にして前年の二萬千七百八十五擔に比すれば一萬五千二百九十九擔の增加なり

茶　一九二〇年中支那茶外國輸出總額は四十三萬三百二十八擔にして、前年に比し十二萬四千四百二十二擔の增加なり、此內紅茶の輸出額は十三萬六千五百七十八擔にして

前年に比し八千七百四十六擔の增加、綠茶は二十六萬七千六百十六擔にして前年に比し十萬三千六百三十二擔の增加磚茶は二萬三千五百四十六擔にして前年に比し一萬千八百五十一擔の增加なり、要するに一九二一年支那茶貿易は前年に比し著しく良況にして、此良況に依り製茶貿易下向の趨勢は已に終止したるものゝ如きも此を數年前の良況に比すれば尙甚だ不況たるを免れず

豆類及豆製品　一九二一年豆類の輸出總額は前年の千三十萬擔より千百五十萬擔に增加せり、而して此內二百六十五萬八千八擔は綏芬河經由浦潮斯德に輸出せられたるが、大略北滿洲の收穫量と見るを得べし、大連より輸出の六百七十九萬六千四百十八擔は寬城子以南一帶の產出に係り南滿鐵道により南下せるもの、其餘の五十三萬六千擔は瀋口地方より來れる物とす、一九二一年中浦潮斯德經由積出されたりと報せらるゝ十六萬二千噸(二千二百四十封度噸)の內九萬千噸は滿洲產豆類の最大華客たる日本に仕向られ、四萬三千噸はポートサイドに一萬千噸は英國に、九千噸は丁抹に、八千噸は獨逸に仕向られたり、一九二一年中北滿洲豆類は浦潮斯德に於けるF.O.B價格は大に騰落ありしと雖、每擔日本金七十圓より百圓に至り年末には八十八圓なりき、產地に於ける豆の價格も亦著しき變化ありて一月東淸鐵道停車場に於て仕拂はれたる相場は每噸二十二圓なりしが、十二月には六十圓に昂騰し、此地方に於て農家に仕拂はれたる最高價格とす、大連の豆、豆粕及豆油市場に於て發生せる重要事件は當地主要物產交易所に於て九月中改めて金建制となせるより、一切の交易暫く停頓せることゝす、一九二一年大連より日本に輸出せる數量は前年に比し減少せるが、是日本の經濟界窘迫の故により若干工場閉鎖せられたるに基因するものなり、然れども歐洲への輸出は著しく增加せり

豆粕は一九二一年中大連より千七百七十萬擔の輸出を見たるが、前年に比し八十萬擔の增進とす、此內千七百十萬擔は日本に輸出せられ米田に對する肥料として消費せられたり、日本所要豆粕の四分の三は大連より供給すと云ふ

豆板は新出の商品にして近時大連の某油廠其製造を開始せり、家畜の飼料に用ゐられ大部米國に仕向らる、豆板は長さ二十八吋幅十二吋厚さ十分の八吋の長方形をなし壓力を加ふる事豆粕よりも大なるが故に水分を含有すること比較的少し、されば運搬に際しても霉壞する事尠し、本品は目下尙試驗時代にありて前途は有望なるもの如し

豆油の輸出は年と共に著しく減少し一九一九年には二百四十萬擔なりしものが、翌一九二〇年には百七十萬擔となり、一九二一年には百十萬擔となれり、前年に比し減少せるは主として米國に於ける新稅則の壓迫に因るものにして米國との豆油貿易は殆ど停止の狀態にあり

五穀　五穀の輸出は最近數年間逐年增進し前年には千二百三十萬擔に上りたりしが一九二一年には減少して六百十萬擔となれり、各品目に亘りて減少せるも最著しきを小米及高粱とし、前年の三百萬擔より七十萬擔に激減せり、米及粟は三十一萬二千擔より三萬五千擔に減少し、又小麥は前

年の八百四十一萬擔より五百二十萬擔となれり、是等減退の原因は氣候其他の關係に基く不作を主なるものとし、小麥に付ては國内に於る製粉工場勃興せる爲國内に於る消費の增加せるに基くものとす、支那製粉業の發達は最注目すべき事象にして現在工場數百二十五を算す、而して上海は其一大中心地なるが、是上海の地たる廣大なる小麥產地の中央に於て有利なる地位を占むるに由るものとす、次に緊要なる中心地は上海の西方約六十哩を距つる無錫とす、北支那及南北滿洲にも亦多數の工場あり一九二一年は小麥の收穫高少かりし爲、米國より小麥の輸入ありしにも拘らず、麥粉の海外輸出は前年の四百萬擔より二百萬擔に減少せり

●棉花　一九二一、二二年度棉花の收穫は浙江湖北陝西直隸及山東各省に於ては頗る佳良なりしも、江蘇の一省は氣候宜きを失したる爲產額品質共に不良なりき、殊に通州附近最甚しく元來上海の紡績工場は其所用綿の大部を此處に仰ぐ物とす、一九二一年の產額を前年に比較するに三割乃至四割の減收なりと云ふ、年初印度綿絲は貿易不振なりしより綿價高からず市場不活潑なりき、而して支那綿は印度綿價及綿絲の需要如何と終始して多少の騰落ありしと雖、數箇月の間此狀態を持續せり、九月に至り綿價大に昂騰せしが忽にして低落せり、幸に尙未だ歲暮ならざるに上海紡績筋の購買巨額に上りしより起色ありしも、年末再び低落して越年せり、支那棉花の輸出額は前年の三十七萬六千二百三十擔より六十萬九千四百八十一擔に增進せり、此內五十六萬千百六擔は本邦に向け輸出せられたり、一九二一年支那に於ける棉花市場は著しく印度及米國棉花の影響を受けたり、年初印棉は比較的廉價にして、紡績筋は皆印度棉を購入せるより印棉の輸入は前年の四十一萬八千九百六十四擔より九十八萬千百三十六擔に增進せり、米棉も亦契約當時廉價なりしより地方棉に先立て輸入せられ、其輸入額は前年の三萬四千四十九擔より五十一萬六千六百七十六擔に增加せり、支那棉の改良に關しては金陵大學に於て精選せる種子を栽培し、最近式方法により棉花の改良を企圖しつつありて其結果相當見るべきものありと云ふ

●胡麻　胡麻は降雨過多と氣候不良なりしとより、其收穫は前年以下にして平年作の五割に過ぎずと云ふ、而して前年の收穫高の三分の二は消費せられ殘存せるは三分の一のみ、之に一九二一年の收穫を加ふるも供給は需給に應ずる能はざるべしとの期待より、是が取扱商等は放出を手控へ以て價格の昂騰を希望せり、要するに本品の貿易は前年に比し減少して前年の二百五萬六千二百四十擔より百四十八萬五百四十七擔となり、一九一九年の二百八十三萬八千五百四擔に比すれば大約半減たるの不況を呈せり、年初相場は每ハンドレットウエイト c.i.f 約三十志なりしが次第に低落して二十志となり、後恢復して二十四志となれるも市場全く生氣なし、夏季に至り需要旺盛となり價格も亦昂騰して三十三志となれるも、印度に於ける收穫豐饒にして是と競爭の爲價格は次第に低下して二十三志となれり、此低價を以てしては支那品は競爭し得べくもあらず又供給僅少なるの故を以て次年度の貿易範圍も未だ廣大なるを期

待すべからずと云ふ

金屬及鑛產　金屬及鑛產も亦支那の輸出品中重要の地位を占む、然れども國內に於ける鑛產資源の巨大なるに顧みれば其輸出數量は尙甚だ小なりと謂はざるを得ず、一九二一年鐵鑛の輸出額は前年の千百二十九萬二千四百七擔より減少して八百五十一萬七千百六十二擔となり、安質母尼鑛は一萬九千四百五十九擔にして前年に比し約三千擔を減じたり、然れども鉛鑛は著しく增進して前年の三萬九千五百三十四擔より十一萬二千百十擔となり、亞鉛鑛亦前年の十五萬七百二十九擔より十九萬七千二百二十二擔に增進せり、其他精製安質母尼水銀亞鉛は增加せるも、粗製安質母尼鐵條鐵板錫塊は減退し、殊に錫塊は前年の十八萬九千九百四十擔より減少して十萬三千三十五擔となれり、他類礦石の項に屬する四十九萬七千二百八十擔の內には蒼鉛千九百九十三擔、銅二十二擔、滿俺四十二萬三千七百三十二擔、モリブデム鑛三萬千六百八十四擔、オルフラム鑛三萬九千五十四擔、石棉十三擔を含むものとす

植物性油　一九二一年に於ける植物性油の貿易は單に有利ならざりしに止まらず失望すべきものなりき、世界の消費市場に於ける相場は實に生產費以下にありて、其甚く所主として前年より持越されたる投機者流の手持品巨額なりしに存す、此間支那に在りては油の消費增大せるより輸出に提供せられたるもの僅少にして、且價高値に過ぎ輸出して利益を擧げ得べくもあらざりき、本類中最主要なるは豆油なるが豆油に關しては前に豆類及豆製品の項に於て記述せり、次は花生油なれども其輸出額は前年の八十二萬六千二百七十二擔より四十六萬千六百六十一擔に激減の悲況にあり、花生油に次ぐを桐油とす、本品も亦同樣に減少して五十四萬七百十六擔より四十一萬九千五百四十九擔となれり、茶油の輸出に於ても亦著しき激減を見、一九一九年の五萬六千九百七十六擔より翌年には二萬四千六百二十八擔となり一九二一年には一萬五千九百七十九擔に過ぎざりき

皮革類　一九二一年は皮革類貿易に於ても亦不況の年と謂はざるを得ず、歐米に於ける生皮市場は終始不振にして年末に際し其價格の低廉なる數年來未だ曾て其比を見ざる所なり、之に加ふるに金融逼迫して支那側銀行より融通を受くることを得ず取扱商は止むなく莫大なる犧牲を拂ひて之を賣放つの一途あるのみ、在貨は今や多からず、而して斯かる低廉の價格を以てしては奧地に於ける新貨を招來すべくもあらざれば近き將來に於て市場の復起は期して待つべし、生皮の大部分は日本に輸出せられ、香港獨逸米國伊太利之に次ぐ、價格は常に不滿足にして多くの場合戰前の平均以下にありき、輸出の實數を以て云はゞ各種皮革中輸出增進を示せるは仕上げたる小綿羊皮及鮴皮に過ぎず、特に小綿羊皮の增進は甚だ顯著にして前年の十一萬四千五百十一枚より六十五萬二千百三十七枚となれり、鮴皮の輸出も亦大に增加し八十四萬千七百四擔より百九萬千七十一枚となれり、羯さゞる山羊皮は著しく減退し、一九一九、二〇、二一年の輸出額を順次に列記すれば千二百七十萬枚、千萬枚、七百八十萬枚とす、大部は米國に向け輸出せらる

麥稈眞田　本品の輸出額は前年に比し少しく劣れるのみ卽ち前年の五萬五千六十五擔より五萬四千三百九十八擔となれり、此內一萬九千四十七擔は膠海關經由輸出せられ、天津よりの輸出は三萬三千八百九十九擔とす、主要仕向國は日本(二一、六七四擔)、米國(一三、〇六五擔)、英國(八、二五七擔)、佛國 七、一三三擔)とす

毛類　羊毛の輸出は特に良況にして前年の十萬三千七百十三擔に對し四十六萬二千九百三十六擔に上れり、又山羊毛は前年の八千三百五十一擔に對し倍額以上となれるも、駱駝毛は前年の三萬九千四十一擔より二萬八千八百十九擔に減退せり、羊毛の主要仕向國は米國及日本にして駱駝毛及山羊毛は大部分英國及米國に仕向らる、支那に於ける毛類の主要輸出港は天津とす

鷄卵及其製品　本品は支那の輸出貿易に於て日に重要の度を加へつゝあり、支那鷄卵は已に世界各地に向け輸出せらるゝも日本香港及英國を以て重要仕向地とす、一九二一年鮮卵及保藏卵の輸出額は十一億八千七十一萬四千個の巨額に上り、前年の六億四千六百七十一萬個、一九一九年の三億四千六百十二萬千個に比すれば、實に顯著なる增加を示せり、蛋白蛋黃の輸出は逐年減退し一九一九年の六十萬六千百八十二擔より、翌二〇年には四十二萬三千二百三擔となり、一九二一年には更に減少して三十九萬二千八百二十二擔となれり

髮網　本品は支那の輸出貿易に於て日々重要の度を加へつゝあり、本品は主として芝罘海關經由輸出せらるゝも上海も亦若干之を輸出す、髮網の性質を考ふるに脆薄にして破れ易し、故に之が製作に際しては細心事に從はざるべからず、結成の後も周密に檢査し、而して後積出さゞるべからず、內地より陸路芝罘に輸送せらるゝに當り、大部分は破損を生ずるにより再び之を補修することを要す、補修には每哥平均銀元四角を要す、而して是等の工作に從事する者芝罘の一處に男女老幼合して一萬乃至一萬五千人を算すと云ふ、芝罘より輸出せらるゝ髮網の價額は前年の二百八十萬四千八兩より七百七萬八千三百三十二兩に增進し、上海の輸出額も亦百九十三萬三千九百二兩より四百十二萬八千七百三十兩に上れり、主要仕向地は米國及佛國とす

其他　其他尙主要品に付き略記せんに精巧土布は、前年の十一萬三千反より十九萬九千反に增加し、土製雲齋布は九千反より六萬三千反となれり、生動物に關しては家禽の輸出三百八十七萬羽に上り、前年に比し五十八萬羽の增加なり、各種裘類は前年に比し二百七十萬個を增加せり、麥の輸出は二百五十萬八千擔に上れるが前年は百七十九萬千擔、前々年は百六十八萬七千擔なりき、豚毛は前年の五萬九千擔より減じて四萬四千擔となり、樟腦も亦三萬擔より一萬七千擔となれり、紙卷煙草の輸出額は八萬千擔にして前年に比し五千擔を增加せり、鷄毛鴨毛は前年に比し大に減少せるも、裝飾用羽毛は增加し、佛國及英米二國を主要仕向地とす、魚類及海產物は概ぬ大なる差違なきも、烏賊竝に蝦及小海老には著しく增進せり、殼附落花生は著しき進步を示し其輸出額は前年の十萬九千擔に對し四十一萬擔

となり、主として日本香港及和蘭に仕向られたり、最興味ある品目をレースとし其輸出額は一九二一年には殆ど倍加して五百二十三萬二百八十四兩となり、主として米國に輸出せらる、其他尚玩味すべき品目中支那藥材（四、二七五、八六三兩）、柑橘（八七六、八〇六兩）、梨（一一一、〇九六・兩）、石鹸（二六一、四二七兩）、及各種木材（一一、六五八、八六〇兩）は何れも前年に比し增加せるも、各種砂糖（三一六、九二九擔）及煙草（二六三、七二八擔）は前年の額に及ばざりき

主要輸出品の輸出數量及價額を前年と對比すれば左の如し

支那重要輸出品輸出額前年比較表（價額單位兩）

品	數量單位	一九二〇年 數量	一九二〇年 價額	一九二一年 數量	一九二一年 價額
絲製品					
シーチング反	反	四三、〇六一	三二二、八一九	五六、〇四二	三三五、八八八
ドリル及ジーンス同	同	九、三一一	六七、七七九	六二、九〇八	三三五、五二八
土布擔	擔	六七、七三六	四、二一七、一四六	七五、八四八	四、六七〇、八八四
精巧土布反	反	一一二、九五一	二四三、七六七	一九九、二六三	四三五、八四九
絲綢擔	擔	六九、六五四	二、九〇一、八七六	二五、八一七	一、一七五、七九六
金屬及礦石類					
安質母尼（精）擔	擔	一六〇、八一五	七九三、七三三	二〇九、四三四	一、〇一六、一七六
同（粗）同	同	七五、三四一	二六六、八二四	四一、九〇三	一一七、五六五
銅（銃）同	同	三、一六二	七九、九六九	一五、八三二	二四〇、一九九
鐵同	同	三〇六五、三六五	七、二八四、三四八	二、六四八、一〇三	五、三八六、五七五
（鑛石）同	同	一一、二九二、四〇七	二、六一一、七六〇	八、五一七、一六二	一、五一〇、六八七
鉛同	同	三九、五三四	一三五、七六六	一〇二、一一〇	三五八、五二九
錫同	同	一八九、九四〇、	一、〇九八、一六七	一〇三、〇三五	六、〇〇一、四五八
雜貨類					
明擔	擔	七四、六二五	三二六、七九〇	六一、八一六	一九四、二九七
礬四	四	五七、四〇七	二、一三四、一九二	四二、七三三	一、四五四、五六六
豚頭	頭	二九七、五四九	二、二一二、五七六	三二九、九七二	二、五〇七、七四一

| | | |

| | | |

| | | |

胡麻	擔	二、〇五六、二四〇	一〇、八三〇、〇七〇	一、四八〇、五四七	八、八一二、六二六				
菜種	紐約同	三一四、八九七	四七四、五九二	六二〇、一三二	八四六、三一四				
白絲	同	三、四八二	一、九五三、八一五	二、二四八	一、三六五、三七九				
白經絲	同	八、三四二	五、六八六、九七三	九、二三〇	六、四七五、九五一				
白繰絲	同	五三、七五六	四六、三七五、七一七	七九、二五九	七二、四七九、三〇三				
黃絲	同	二三、四一〇	四、七九一、八五四	一三、九六七	六、一九一、九八四				
黃經絲	同	一、二五三	七〇三、三五八	二、〇五一	七二一、七八八				
黃繰絲	同	二、二八七	一、五六八、八九二	八、二二五	六、四二九、七〇二				
野蠶繰絲	同	四、九一二	一、二三三、九六六	五、六七三	一、七三四、九二八				
蠶種	同	一六、八七四	五、九三九、八〇九	三一、四一一	一六、七五三、九四九				
蠶生糸	同	一五、九二五	一、一九四、六七〇	三三、一九二	二、七一八、五六一				
屑繭	同	八五、〇一一	七、〇二四、三七二	七二、八六七	五、九九〇、九〇二				
屑生糸	同	二四、五四八	六二一、九三四	一八、六六六	四三四、六八〇				
繭反物	同	一六、八五一	一五、八〇一、八一三	一六、一〇八	一七、〇九七、四三五				
絹紬	同	二〇、六〇二	八、五一五、六六四	二六、七一六	一三、一七七、二一七				
生牛皮	同	二六、一三四三	八、二一五、三七九	二一六、六一七	六、五三二、九五七				
山羊皮（鞣さざるもの）	枚	九、九六六、六三三	八、一二二、三二六	七、七七六、一〇四	四、二九八、三五三				
同（鞣したるもの）	同	八六九、七九七	七一九、六九五	四八一、六三九	三六九、五八五				
山綿羊皮（同）	同	一一四、五一一	一二二、五一一	六五二、一三七	五〇三、〇七五				
舉類皮	同	二、六八一、三九六	九三九、三三六	一、二八〇、八九八	四七二、六七〇				
黃狐皮	同	八四一、七〇四	三〇九、五四八	一、〇九一、七七一	三四〇、四六九				
石鹼	一	一	一七六、四五二	一	二六一、四二七				
石材	一	五五、〇六五	二四五、八六五	五四、三九八	三、四五一、五七九				
夢釋眞田擔	同	二七二、三二七	四、四八七、四九〇	二五七、〇三八	一、七五四、五六一				
砂糖（赤）	同	七六、八四三	一、九九四、四二〇	五八、九四七	六二二、五七九				
同（白）	同	三四五、二三四	一、〇八三、三六三	三二八、三六六	四一五、八九八				
甘藍	同	一〇六、一五一	四二五、三六三	七五、二八八	九四一、四六八				
牛油	同	六九、二一八	一、三六一、七〇六	六六、二二五	七五七、二五六				
植物油	同	一二七、八三二	七八九、一一七	一三六、五七八	三、六六七、九一四				
茶	同		三、一八七、七九三						

綿糸	同	一六三、九八四	五、三五九、五五八	二六七、六一六	八、五五八、七五九		
苧麻	同	一〇、八一〇	三三八、〇三五	一一、四一四	三六六、二九四		
硬木	同	三二六、二一九	一八九、七七一	五三〇、四三四	三六〇、二六一		
軟木	同	三〇、一二〇、二七六	一、五六八、四五六	八六、二六四、五一五	三、〇四七、七六〇		
丸太木材	同	一、四一四、八六三	三、一〇七、三七一	二、七九九、〇六六	八、二五〇、八三九		
葉煙草	同	二七七、三六八	四、四八七、五六四	二〇一、六八三	二、九九二、三一八		
刻煙草	同	六三、三五五	二、〇九一、六八〇	六二、〇四五	二、二〇九、一七〇		
紙	傘	二、四九八、一〇〇	五四五、九七三	四、五一六、一四九	九一七、四一九		
ワニス	塗	一三、六九七	六八三、三九〇	一八、九二八	一、二六〇、三二五		
パーミセリ及マカロニ	同	二二二、六六八	二、〇六六、二一九	二六〇、四九四	二、八一二、九八八		
桃	同	一九、六一五	一三三、〇〇八	一一〇、九三八	一、一二〇、二六七		
桃實仁	同	二四、八六三	三三二、〇九〇	二六、〇九一	五七七、七九二		
木器（家具を除く）		—	八九三、八二五	—	一、五五三、八八七		
駱駝毛	塗	三九、〇四一	一、七二九、一〇三	二八、八一九	一、二九二、五六九		
山羊毛	同	八、五三一	二二三、九五二	一九、七七九	六八八、五〇七		
綿羊毛	同	一〇三、七一三	三、〇九一、〇八一	四六二、九三六	一一、三一七、一一四		
合計（其他を含む）		—	五四一、六三一、三〇〇	—	六〇一、二五五、五三七		

貨物取扱國別比較

支那の外國貿易は大部分外國商人の手によりて取扱はれ支那商人の取扱に係るもの割合に少し、之を取扱船籍別に見るも輸出入共に外國汽船によるもの多く、日英兩國船は共に總額の三分の一以上を占め、支那船は一割強米國船は七分五厘を占む船籍別貨物取扱高を前年と對比するに左の如し（單位千兩）

	一九二〇年			一九二一年		
	輸入	輸出	計	輸入	輸出	計
米國	七三、八四八	四一、九九五	一一五、八四四	八〇、三六六	三七、三六七	一一七、七三三
英國	三一七、九二五	二〇〇、六三四	五一八、五五九	三八三、二五五	二二二、七〇一	六〇五、九五七
丁抹	五、三二四	三、九四二	九、二六六	四、〇六〇	一、〇六二	五、一二二
和蘭	九、八一二	七、〇二〇	一六、八三三	一七、二三八	一二、一二四	二九、三六二
佛國	一九、七八一	二三、五三二	四三、三一四	二八、二六六	二〇、二〇〇	四八、四六七

獨逸							一五				一五
伊太利	七八〇	二、七一七		三、四九七			五一〇		三、三三二		三、八四二
日本	二八七、一五二	二一九、四三一		五〇六、五八四			二九七、九七〇		二四九、二七七		五四七、二四七
諾威	一、三八五	九二二		二、三〇七			三、九八七		六七八		四、六六五
葡萄牙	八四六	七〇四		一、五五一			五八〇		三五九		九三九
露國	九、〇七五	二三、三三八		三二、四一三			七、一〇〇		二三、二二三		三〇、三二四
瑞典	一、六七六	二、一五三		三、八三〇			二、七二〇		八五		二、八〇五
無條約國	一〇四	一九九		三〇四			五一六		四六三		九八〇
支那	七二、二四八	五二、七四五		一二四、九九八			一〇六、二六一		五七、一〇六		一六三、三六八
計	七九九、九六〇	五七九、三四一		一、三七九、三〇一			九三二、八五〇		六二七、九八三		一、五六〇、八三三

一九二〇、二一兩年の國別貨物取扱高は右表の如くなるが、今一九二一年の總額に對する各國の割合を戰前卽ち一九一三年の同割合に比較するに、一九一三年に比し增大せるは米、丁、蘭、伊、日本、葡、瑞典の諸國にして、卽ち米國は戰前總額の七厘强に過ぎざりしものが今や七分五厘强となり和蘭は約九厘より一分九厘弱となり、日本は戰前の二割二分より三割五分となれり、尙戰前の割合に及ばざるを英、佛、諾威、支那及獨逸等とす、英國は戰前四割一分にして一九二一年には三割九分弱、佛國は戰前六分にして一九二一年三分一厘、支那は戰前一割一分にして一九二一年一割强なりとす

更に一九二一年の割合を前年と比較するに米、丁、佛、日本、葡、露、瑞典の各國は何れも減少し英、和、諾、支那の各國は何れも增加せり詳細左表の如し

	一九一三年	一九一九年	一九二〇年	一九二一年
米國	〇・七七	五・九一	八・四〇	七・五四
英國	四一・一六	三二・九三	三七・六〇	三八・八二
丁抹	〇・一九	〇・四八	〇・六七	〇・三三
和蘭	〇・八九	〇・八九	一・二二	一・八八
佛國	六・〇二	二・八二	三・一四	三・一一
獨逸	九・七一	—	—	—
伊太利	—	〇・〇四	〇・二五	〇・二五
日本	二二・二〇	四三・八四	三六・七三	三五・〇六
諾威	〇・六〇	〇・五五	〇・一七	〇・三〇
葡萄牙	—	〇・一二	〇・一一	〇・〇六

支那人の特性（其の三）

チャールス、アーネスト、スコット

國				
露國	六・一二	三・四八	二・三五	一・九四
瑞典	〇・一四	〇・一九	〇・二四	〇・一八
支那	一一・二〇	八・七五	九・〇六	〇・〇六
其他	一	一	〇・〇二	一〇・四七
計	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇	一〇〇・〇〇

孫逸仙の示せる特性

孫逸仙が共和政治に反對する反亂の渦中に身を投ずるに至りし事は、孫氏として果して誤なき行爲であつたか何うか。而て此の事は賞讃の中心となつた國民的英雄たるの氏の地位を維持する妨げとなつた樣に思はれる。併し乍ら之は氏の前半生の光輝ある名聲を失はせるものではない。他に何處に、無名無資力の一青年が、無責任にして暴虐な、人民から憎惡せられ恐怖せられて居たに拘らず之と拮抗して民衆の進歩を計る事は不可能であつた程特權と權力とを以つて周圍を固められて居た朝廷を倒さんと企て、首尾よく成功した記錄が有らうか。古き歴史を有する王位の廢趾の上に、代議政體を建設せんと企て、立派に目的を達した記錄が有らうか。併し乍ら此の目的を成就する爲めには、孫逸仙は單獨に暗黑裏に於て幾多の困苦を積まざるを得なかつた。都市から都市、大陸から大陸と、其の首級に懸けられた皇帝の賞を得んが爲めに働く、高い俸給の向ふ見ずの西太后の獵犬に依り追跡されたが、決して挫折する事なく、反つて奮激し、民衆の心裏深く、其の希望と所信とを植え付けた。彼の種々な經驗即ち困難、失望、危險、逃走等は小説よりも奇なものがある。併し終始一貫、彼は心の平衡と勇氣と必ず目的を達せんとする意思とを失はなかつた。非常な優差に拘らず、彼をして、學生階級の不羈の歸向と商人階級の信仰とを得させる事の出來たのは、眞の天才、即ち切に人心をとり込む忍耐強き猛烈な力強き指導者たる事に對する天才を有して居つたからである。

商人階級が彼に與へた忠實なる援助は、帝國の內外に在る支那人からの彼の宣傳費用に對する寄附が非常な巨額に達した顯著なる事實に依り證明せられる。學生階級から同樣に忠實な援助が與へられた事は、學生等が進んで彼の軍

隊に入隊し、又彼の命の儘に、行政的才能ある者は其の方面に力を捧げた献身的行爲に依り證明せられる

彼が接近した處の人々は、大抵彼及び彼の目的を援助する樣になつた樣に思はれる。之が彼をして遂に共和國の第一世大統領たる事を得せしめたのである。其後、民衆からは偶像崇拜に等しい崇拜を受け、其の背後には團結せる十五省の援助を有し、各領袖の心を手中に握つて居たけれども、彼は進んで南北の統一を計る爲めに、競爭者に對して其の位置を讓つた。如斯自我沒却は何處の歷史を見ても類例の少ない事である

以上述べたる數人の先覺者の生涯に於て例證せられ、而て永年の間支那人の特徵なりし此等の特性は、支那人をして最近數年の間に驚く可き事業を完成する事を得させた。只英雄的精神、卽ち死を以て當る熱心が、舊來の陋習、偶像崇拜の惰性、及び富裕にして有力なる保守的の官僚の猜疑と敵意を絕滅せんとする之等の改革の爲めに戰ふ事が出來た。勝利を得んとする之等の熱心に鑑み、前途に橫はる幾多の問題は決して解決の望なきものではない。古き支那の人々を鼓舞する新精神に光彩を添ふる具體的の偉業は次の如くである

新時代の教育

貢院は廢止せられ其の代りとして國內到る處に英米人等の敎授を有し、泰西の形式に則つた工業學校、師範學校、單科大學、綜合大學が建設せられた。支那政府の委囑に依り三のアメリカ布敎團が合同して案出した一般敎育計畫は、各都市は少くとも百校の小學校、各縣及州は少くとも四十校、各村落は少く共一校を有せざる可らずと提議して居る。七歲に達したる兒童は就學を强制せられる。布敎團附屬の學校は高官の子弟を以て群集せられ、各校とも入學を許可する兒童の數よりも、拒絕する兒童の數の方が多數である

十年前には次の樣に云ふ事が出來た。支那の敎育事業に於ては、今より十年前迄は嘗て考へられた事のなかつた處の最有望のものの如き、可能性を有する處の宏大な計畫が今日は日常話題の範圍內に於て、日常茶飯事として考へられる樣になつた事を注意するのは、特に意味深き事である。斯くて、吾人は女敎員養成の爲め、政府より年額四萬弗の下附金を仰ぎ經營せんとする師範學校を、北京に設立する爲めに、七萬弗の支出をせられたしと云ふ事を要求せる文部省より朝廷に對し差出したる請願書に注意しよう。新時代に適應した此の請願書の特長は、女子敎育に對する設備をする爲めに、年々多額の費用を費さんとする提案ある事に存する。人は袁世凱が總督の官職より隱退する少し前に言つた言葉、卽ち「現今に於ける支那の最重大問題は支那婦人が敎育せらるゝ事である」と云ふ言葉を回想する。』

從來數千の支那學生が海外諸國に於て、其の文明が供給したる最善のものを、支那に對して利用する爲めに學んで居つた。現在に於ても亦學んで居る

約六百萬の支那人は、英語を話す事が出來る。(主としてアメリカ布敎團附屬の學校に負ふ處が多い) 又凡ての學生

は英語を以つて憲法上の自由及び秩序立つた進歩の鎖を開けん鍵に用ゐんと焦つて居る

多數の教科書、工業に關する書籍及び條約等が各國語から支那語に飜譯された

文化の發達

支那に於ても新聞紙の時代が到來した。數年前には僅に二種の支那人の經營せる歐風の新聞があつたのみである。今や國內に日刊、週刊の新聞、月刊の雜誌は汪溢して居て、其の讀者も數百萬に垂んとして、更に其の記事は讀む事の出來ぬ數百萬の人々に語り傳へられる

郵便局の數及び電信電話の總延長哩數も急激に增加する

數年前には、政府が支那唯一の鐵道を買收し、其の材料を海中に投じた程嫌つて居つた鐵道は、今や大規模な布設計畫が立てられて居る。政府は大幹線に對し、五億弗の額迄私債を起した。或るアメリカの鐵道專門家は『來る二十年間に支那に於ては、世界の何れの部分に於けるよりも一層多くの鐵道線路が布設せられるだらう。而て外國人は資本を供給する事に於て援助するかも知れぬが、原動力となる者は出來る丈け實質上の支配權を得んと主張する支那人自身であるだらう』と云つて居る

ジエー・ダブルユー・フオスター氏の言の如く『長い間法典に作成せられ居り、四十冊の本冊に編纂せられ居り、各冊は法律の各部門に宛てられて居る事實に拘らず、粗末な殆ど野蠻的な』支那の法制は、改正に着手された。之が忠實に完成された曉には、屈辱的な治外法權の制度から、支那を解放する事となるだらう

古き都市の城壁を破壞し、其の內部の廣大なる面積に着目し、都市の衞生狀態の改善に着手された。雨季に、普通の都市の、燈火なく、排水の惡い、鋪道の無い、汚物の爲めに臭氣を發散する狹い通りを徒涉した後に、廣東、上海、武昌、北京、天津の近世式の——電話制度、電氣設備、土瀝靑塗の道路——町の部分を見た人は、何人も之は如何にも目を慰かすと云ふだらう

政府は纏足に反對し、極めて漸進的ではあるが、約二百萬の婦人の足を苦痛から又それ等の婦人の心を身體の不幸を伴ふ處の壓縮及び小さくする事から自由にするの機運に向つて居る

太陽曆が採用された

「泰西の經典」と稱せらるゝ新譯全書が、多數の官立學校に於て、孔子、孟子　老子の教と相並んで、修身の教科書として用ゐられる樣になつて來た

政府は偶像崇拜を打破せんと企て、それを行ふ事に於て官吏が數百の寺院に侵入し、偶像を取り去り又破毀し、その多數は基督教の建築物に用ゐらるゝ榮譽とせられた

寺院は政府の學校に變更せられ、其の境內地は無智、猥褻、好色にして橫暴なる惡僧から、國家に回收せられ、學校維持に使用せらるゝ事となつた。

革命の成功

革命が最も古き歴史を有する帝國に於て、最も優勢なる朝廷に對し、最も保守的な民衆の間に於て行はれて成功した。而てそれは、流血の最小限度と、外國人に對する保護の最小限度とを以つて行はれ、其の範圍は全國に波及した

新政府は殆ど三百年の間權力と富とを縱にした後で、平和の内に退位すべく强制せられ、又皇室に忠實なる者の反動的の革命の起る事もなく、類例の少い方法を通じて建設せられた

無俸給及び上前をはねる從來永年行はれて居た制度の代りに、一定の俸給及び下級官吏の勤續表彰制度を採用せんとする勇氣ある計畫がなされた

共和國は西藏、蒙古、滿洲及び其他の地方に於て、高價な特別の讓歩（それをする事を支那は欲しなかつた）をなしたとは云へ、十五ケ月の間（一九一二年二月より一三年五月迄）列强により承認せらるゝ事なきに拘らず「比較的平穩に」（ロンドンタイムスの言の如く）維持せられた。此の維持は、絶對的に必要とせられた外國の金錢の力を借らずしてなされた。卽ち列强が、支那の國民議會が　支那が容易に獨立の源泉から凡ての必要を充す事の出來る時が來ても債權國が支那の國民を飢ゑさせ、その政府の混亂を助長するが如き權利を我が物とせんとするが故に、支那の自尊心と兩立し難し」として、拒絶した樣な條件の下に、支那共和國に强制せむと企てた借款に依らずに爲された。それは、各省が其の省内の敎育、改造、行政、商業等の各方面に於ける種々の改革を企て、例へば其の豫算に凡ての官吏敎員の正規の俸給を組入れる等の如き事をなし、多額に增加した經費を要求し、それ等の計畫の爲めに、記憶に存せざる程古い時代から中央政府の財源に充てられて居た省の收入を、中央政府へ送る事が不可能になつたと云ふ事實に拘らず爲された

共和國の内部の秩序は、人氣あり勢力ある極端なる共和主義の指導者に依り指揮せられ又一部分は外國より資力の援助を受けて居ると傳へられて居り、中部及び南方の諸省に懷いた處の恐る可き反抗を首尾よく打破して、確乎として建設せられた

他國の政府を尊敬する條件とし、又永久の國民の力の基礎として、信仰の自由が――其の布告は共和國の最初の公式の文書の一であつた――保障された。君主國は斯る事を行ふ事に强く反對して居つたのである

滅亡せる君主國の負債は繼承せられ、其の帝室の人々は年金を支給せられ、其の生命は保障せられた。而て此の事は、滿州朝廷が、其の排外政策及び愚なる浪費に依り、國民に對し少しの資金も、資源も、有效なる徵稅制度も、見るに足る歲入も、遺產も、債權も殘す事なく、反つて國民に對し行政の爲めの七億金貨弗の所謂正規公債（レギュラーデット）と、其他尙ほ種々の債務特に利子の巧妙な胡魔化しと償還期限を一九三七年迄延長したる事とに依り其支拂の全額を六七億金貨弗に上ぼらせた不正規な拳匪事件賠償金を國民に負擔させ

た』と云ふ事實のあるに拘はらず爲されたのである。基督敎國は屢々彼等自身の債務も征服した敵の債務も否認した事は、何人も知つて居る事である。然るに、此の貧窮な異敎徒の國に於ては反つてそうでない

共和制の下に於ける政府の布告は、賭博を禁止した。而て或る省(例へば廣東省の如き)に於ては、報告に依れば少くとも一時惡弊——各種の犯罪中最も情の輕いものではあるが——が除去せられた。種々の取締の計畫即ち賭博に對する免許、課稅等は凡て失敗に歸したので、廣東議會は年收七百萬圓を犧牲にして禁止法を發布し、政府はそれを實施した。共和制の下に於て賭博及び淫賣を犯罪と認め、免許營業としなかつたのは重要な事である

年々の一億五千萬兩の收入を犧牲にして、各省に於て阿片栽培を現實に又有效に壓迫した事は、此の國に著しい惡弊で基督敎國民により大砲の口に於て使用を强制せられた處の阿片喫煙の習慣を粉碎する事であつて、非常に重大な意味を有するものである。其の意味は、一部分は泰西人が露西亞政府が火酒を禁止した事から男らしき露西亞の田舍人及び農民に生じた處の利益と比較する時に感得し得る。併し有效であつても、僅に一億七千萬の人民を含んで居るに止まる。而てそれは政府がその皇帝の意思を——此場合には——善に對し容易に働かせる事の出來る程富裕で、有力で現實に專制なる國に於けるものである。

民國政府と基督敎

新敎は、支那の各省を通じ多數の眞の愛國者——其等の間には多くの優れた新支那の指導者があるが——それを眞面目に大膽に革命以前即ち新敎が君主により禁せられて居た時に於てすら信奉したので一般に普及せられた

共和制に下に於ける政府が一九一三年四月二十七日日曜日に國家の爲に祈禱をする樣に支那人の敎會に對し公式に請求した事は記憶する事を要する。若し之が改革でないならば——支那の中央政府なるものは如何なるものなるかを心に置き——又眞の進歩に於ける有力なる前方に向つての濶歩でないならば、何が進歩の第一歩を構成するものであるか定義するに困難である。何者此運動は外國の皮肉な揚足取りの政治的評論に依り誤つて傳へられて居つた如く、大統領及び其の協力者の側に於ける拔目なき政治的運動ではなかつた。此の運動は公には陸徵祥氏に起原して居る。氏は敬虔なる基督敎徒にして袁大統領の閣員の一人として外務大臣を勤めた人であつて、氏は此の祈禱の日を制定する事を內閣へ提議するに當り、大衆の目覺しき會合を欲せず、只選定せられた安息日に、到る處の敎會に基督敎徒が集まつて靜かに祈を上げる事を望んで居ると云つた

ダブリユー・ピー・マーリル僧正(Rev. W. P. Merrill, D.)の言に於て述べられた如き情況を考へて見よ

『併し乍ら今や始めて國民は(未だ基督敎徒ではない)明確に基督敎の祈禱を求めた。而て行動は、隱された動機若は基督敎國民の政治的行動に影響を及ぼさんとする如才なき企の存すると云ふ樣な疑念を解く樣な絕對的の卒直さと

策略の全然の缺乏とを以て簡單に爲された。』

『余は幸にして諸君に對し支那政府が共和國の各省並に基督敎徒の團體の有る各都市に對して送られた通牒の文句を示す事が出來る。卽ち

『目下開會中の國民議會の爲めに、新政府の爲めに還擧せらるゝ可き大統領の爲めに共和國の憲法の爲めに、政府が列強に依り承認せらるゝ樣中和が我國に來る樣、強き有德なる人が官職に還擧せらるゝ樣、又政府が鞏固なる基礎の上に建設せらるゝ樣に祈禱が要求せられる。此の電報を受取らば貴下は貴下の省內に於ける總ての敎會に四月二十七日が國民の祈禱日と定められたる事を告示せられたい。協力を希望する』

『余が此の事柄は、敎會の生命に於て、希臘人の訪問が耶蘇の生涯に於て意味した處の事を意味すると云ふならば此の事柄を餘り重大視し過ぎた事になるだらか？　吾人は忠實なる人々が大に働いたに拘らず、支那の無感覺な靜止せる文明及び民衆の上に瑣少の印象をも與へなかつた處の長い休息に充ちた數年間を回想する。モリソンは唯、全智全能なる生神の存在を生じて居つたと云ふ理由に依り信仰を維持し希望を疑ひながら希望に生きて居た。約十五年前迄は支那は偶像禮拜を固執する者と考へられて居た。拳匪の暴動が外國人及び其の宣敎團を國外に放逐せんと脅威したのは僅か數年前の事である。而て今や基督敎信者は臺閣にも、最近に選擧せられた國民議會の內にも存在する。孫大統領は著名なる基督敎の同情者である。孫大統領はかつて基督敎徒の團體に對し「余は基督敎徒に非るも基督敎主義の驚く可き敎訓を尊敬し基督敎徒と共に生きんとす」と宣言し、又數回前支那國民をして耶蘇の敎義に對し一層聰明にして同情ある觀念を有たせる目的を以て基督敎入門を發行した。而て此の政府は、今や古き信仰の僧侶及び寺院に對してではなく、基督敎徒に對してのみ、今日の國家の活力を單に基督敎徒に於てのみ認めて居るかの如くに、祈禱をすべしとの通牒を送つた』

其の祈禱を行はせた事の深き意味は、支那の最善、最正直の人々が——支那の眞の指導者である——テー・エム・ソンドセー敎授の言の如く「歷史は或る新しい宗敎上の衝動を別にして道德的生活の復興に就き關知する處が無い。必要とせらるゝ原動力は實に靈界と交通を有する指導者を通じて表はれた」と云ふ事を實感したと云ふ事實に於て存在する

支那に於ける改造運動は、十年前に極端なる過激論者として國外に亡命せざるを得なかつた　々が、今日に於ては更に一步進んだ改造論者より保守家として考へられて居る程急速に進んだ。ジエー・アール・モット氏は『支那は過去五年間に世界の何れの國よりも大なる進步を爲した。支那は同時代に於ける他國よりも一層多くの近世の形勢に適應する樣な根本的の整理をなした。國家にとり、僅々數年の間に十字軍時代から、一足飛びに二十世紀に移る事は、危險の伴ふ虞ある精神上　社會學上の訓練の賜物である。斯る跳躍は失敗の危險あるものである。而て失敗と云ふのは混

慨と云ふ事を意味して居るのである』と云つて居る。併し支那は其の指導者の指揮の下に跳躍を爲した

マローニー僧正の述べた如く『最も有能にして人口の多き非基督教國民が、遂に改造及び進歩の方向に向ふ事になつた』

吾人は世界歴史の何れの部分に於て此の最も若い最も版圖の廣い共和國が、自身を壓迫して居た地獄で生れた惡魔の血潮を殘らず投げ捨てる企に於て表はした道德的に眞面目な態度よりも一層程度の高い政府としての道德的な眞面目を發見し得るだらうか？

實にエイ・エッチ・スミス博士の言の如く『支那及び其民衆の政治的、智的、社會學的、道德的革新は類例の無い非凡な事業である。而て過去の歴史が一の大なる錯覺に非る限りは、支那が新國民生活に入る事は、極東にとりてのみならず又亞細亞にとりてのみならず、又人類の住居する全世界にとり深き永久の意味あるものである』

實に惡魔が繼續して優勢を維持せんとして爭ふ此の地球上に於ける最も重大なる獲物は支那である。又實に基督が再び降誕する迄に、基督教會が解決せねばならぬ最大の事業は、支那國民に「眞實に存在せる神」を認識せしむる事である。（終り）

時報

王寵惠內閣……鑄金廢止問題……滿蒙新選附問題と遼東……勞農政府承認問題と通商協案……交通部の負債額……增收關稅の支那銀行預金……財政部國庫券の滯り高……十一年短期八厘公債の發行

王寵惠內閣

衆國會の恢復と共に舊に唐紹儀氏を表看板とする所謂統一內閣の組織を見たるも、御本尊の唐氏竟に北上せざる爲め已むなく教育總長王寵惠氏を總理代理として一時の維持を圖りしが、唐氏既に來らざるに於ては看板を塗換へて建直しを爲さざる可らざる必要あるより、黎總統曹吳三氏一致の議を以て王氏に組閣を慫慂せしが、財政の窮乏其極に達し、仲秋の節季は迫つて目前に在り、而も軍閥奉仕の外其他を知らざる張英華氏が財政の要職に盤據し居るより仲秋節季の通過の困難透察し得て餘りあるより言を左右にして辭退是れ力めたるが、吳佩孚氏は王氏の意中を察し、張英華氏の閣外放逐を承諾するとともに、衆に入閣に反對を唱へて一波瀾を惹起せんとしたる政學會の張耀曾及益友社の盧信二氏を入閣せしめざる交換條件の下に王氏の組閣に盡力せしかば、於是王氏も遂に其意を決して組閣を承諾し、九月二十日次の如き新內閣組織の發表を見るに至れり

國務總理　王寵惠（外交系）
內務總長　孫丹林（直隸系）

外交總長　顧維鈞（外交系）
財政總長　羅文幹（外交系）
陸軍總長　張紹曾（直隸系）
海軍總長　李鼎新（無黨派）
司法總長　徐　謙（孫派國民黨）
教育總長　湯爾和（無黨派）
農商總長　高凌霨（直隸系）
交通總長　高恩洪（直隸系）

這れが人物派別を看るに直隸系よりは、孫丹林、張紹曾、高凌霨及高恩洪の四氏あり、其中高凌霨氏を除きては何れも吳佩孚氏の腹心のみ、新任羅文幹氏は司法界の勢力者にして王寵惠氏二十年來の親友、才幹に富み自ら進んで財政の難役に當り、徐謙氏は孫文氏直屬の部下にして廣東政府時代に其司法總長を務め、又曾て王寵惠氏が司法總長たりし時次長たりしことありて王氏とは親しく氏の入閣は適材適處たるも實は之に藉りて孫文氏との絆を保持せんとするに在るも徐氏の就任今遽に斷ずる能はず、原來此組閣は王寵惠顧維鈞羅文幹三氏の密議に成り羅氏の畫策殊に與て力あり、張耀曾盧信二氏を閣外に放逐して孫丹林張紹曾高恩洪三氏を上臺せしめたる所、吳佩孚氏の勢力の如何に潛在し居るかを想見し得べく、人之を稱して洛陽內閣と云へり、益世報の如きは新內閣を評して軍用內閣と罵倒して曰く

段祺瑞內閣は之を軍閥內閣と云ふべく、靳雲鵬內閣は之を軍人內閣と云ふべきが、兎に角何れも組閣の始に當りて其大體方針を發表して國民の諒解を求めたり、然るに今次組閣の王寵惠氏に至りては學者の虛名を擁して實は軍閥の鼻息を覗ひ、高恩洪孫丹林の徒を率ひて大政の方針も發表する所なく亦國會の同意をも求めず、虛僞詐欺の手段を以て政權を胡魔化せる胡鼠泥なり、都下の新聞は新內閣を評して私生兒內閣と云へる者あり、新內閣は洛陽軍閥の手足たるのみ、私生兒にして軍閥を司る內閣なり、昔日の軍閥軍人內閣より更に下落して今や軍用內閣となれり、亂世亂離、人格の破產に陷りし澆季內閣の出現を悲しむ

と毒評を逞ふせるが、之に反して上海方面は頗る穩健なる觀察を下し

王氏は素より軍閥の爲に奔走する者に非らず、其勉めて就任する所以、大局の危險なると黎氏の懇請にて目前の現狀を維持するに在るものゝ如し、元より時局の根本解決を計ると謂ふに非らざるべきも、吾人は憲法成立し統一の實現するやう現狀維持に努めんことを希望すと謂ひ、一般も亦此論評を是とし憲法成立統一實現までの現狀維持を新內閣に期望し居れり

釐金廢止問題

華府會議の決議せる關稅附加問題の實現と共に釐金廢止問題は最近緊急案として討議されつゝあるが、全國商會代表會議は九月五日北京に於て此問題を討議し、政府に向て大要次の如き請願書を提出せり

釐金の廢止は吾國民年來の宿論にして其理由は今日益に

贅するの要なし、斯くの如き悪税の尙依然として存在する所以は政府が目前收入に固執すればなり、蓋し其の意を察するに、(一)釐金收入は政府收入の一大宗にして若し之を裁撤せば補充する所なしとし、(二)裁釐せば必ず加稅を要し、列國若し加稅を承認せずんば裁釐後に於ける日常經費に大なる困難を來さんとの二理由に基く、孰れも杞憂のみ、華府會議に於て列國は既に關稅の修正を承認し、それに依る關稅の增收は六千六百萬元に上るべき見込あり、而して釐金の收入額は年來約四千萬元にして裁釐するも尙二千六百萬元の剩餘あるべく、裁釐補充に對する憂慮は何等問題とするに足らざるのみならず、國家の收入に甚大なる裨益あるを斷言し得べし、且つ關稅增加後舶來品の價格は勢ひ必らず騰貴して國貨の購買力增進され、國產貨物期して其發達を求むべく、國貨發達せば國家稅源亦依て以て增加すべし、裁釐の利たるや深甚なるものあるべし、國民の希望、理論の正趨に順じて一日も速に國務會議に附議して確定されんことを希望す

此請願提出後、關稅研究會は九月十二日引續きて財政部に於て審査會を開き、財政、農商、外交、稅務、財政討論會及び各商會代表等三十餘名列席の上本問題を審議したる上、釐金廢止案に就き民國十三年一月一日より之を實行することを決議するとともに、財政部は裁釐加稅案を財政委員會に提出せるが、輿論既に斯くの如くにして關稅研究會の如き官民有力の機關よりも右の如く決議さるゝに至りしを以て、本問題は遠からず明令を以て其實行を發布さるゝに至るべし

威海衛還附問題と滯東

威海衛は愈々英國より還附することゝなり、九月十一日其引繼委員長として梁如浩氏の任命を見、梁氏は卽日實地調査すべく同地に赴けるが、華府會議に於て英國代表バルフォア氏は威海衛の還附を聲明せるも當時何等の條件を提出せざりしが、其後英國は支那代表團に次の如き五項の條件

一、英國軍艦は夏季威海衛及劍公島を避暑地となすを得
二、軍艦使用物品或は蓄積貨物に對して支那は之に制限を加ふるを得ず
三、前項目的の產業に關して英國は之を保有す
四、威海衛の市政は外人にも充分なる代表權あるものとす
五、支那は威海衛と內地との交通を圖るべし

を要求せるが、支那側は之を以て主權を侵害するものとし、例の如く反對の氣勢を揚げ、其理由とする所は、英國の威海衛租借は光緒二十四年より二十五箇年の期限にして明年は其滿期となり、且つ英國の租借は獨露兩國に對する均勢の目的に出で、今日均勢の對照既に消滅せるが故に法律上及事實上より此要求は無理なりと云ふに在りて、委員長梁氏の任命前、北京に於ける山東人は本問題に就きて會議を召集し、英國の要求を承認せば左の如き弊害を貽すべしとて一、華府會議は吾國外交の一大機轉にして、今若し英國の

要求を承認せば、是れ自ら國際地位を破壞し友邦の同情を失ひ、列強の輕侮を招き、今後の外交は亦再び華府會議以前の舊狀に逆轉する虞あり

二、佛國亦威海衞の宣言に基きて廣州灣の還附を聲明せり此際若し英國の要求を容認せば、佛國は竟に廣州灣を還附せざるのみならず、旅順大連の還附にも甚深なる影響を及ぼすべし

三、海軍の避暑地とすることは卽ち英國の軍港とするものと同じく、英國が他國と戰爭を開始する時、支那領土は亦もや日露日獨兩役の如く戰場と化さん

四、威海衞は渤海の門戶にして吾國之を軍港として、以て京畿を保障せざる可らず、英國の軍港とせば吾國防整理に妨害あり

の四箇條を政府に建議し、更に代表咸錦堂氏は梁氏に會見の上、右の大要を述べて英國の要求を拒絕せよと勸告せるところ、梁氏は之に對して

英艦の避暑は支那人が土產を賣込むを以て頗る支那にとりて利益とすべく、外人が市政に參與するは納稅の關係より當然なる要求なり

と答へしかば在京山東人は大に憤怒ㇾ、梁氏の委員長任命に大反對を唱へ、九月十二日國務院に向て

一、英國の要求を拒絕し、威海衞還附を無條件とする事

二、英國が無條件還附を表示せざる間は引繼機關を設立すべからざる事

三、梁如浩の任命を取消すべし

の三箇條を提出し、若し之を承認せざる時は各團體と聯合して一大示威運動を起すべしと揚言しつゝあるが、其後其模樣なく、右の要求に多少の修正を加へて落着すべく觀測されつゝあり、此威海衞還附問題と同時に遼東半島回收問題も輿論の俎上に上れるが、之に關して天津の益世報は左の如き社論を揭げたり

遼東半島の回收問題は今や漸次國民の深甚なる注意を惹きつゝあり、吾人は外交當局の租借權回收の主張に滿足を表す事實上回收し得るや否や及び回收の主張が外交上重大なる困難を生ずるや否やを論據として回收を主張せざる理由と爲す能はず、民國五年日本は二十一箇條の要求を提出し、其第五條に於て關東州の租借及滿鐵の期限を九十九箇年に延長したり、雖然吾國民は根本に於て未だ二十一箇條の有效を承認し居らざるなり、吾人は今日遼東半島租借問題に對して、仍ほ過般の山東交涉問題の當初に於けるが如き同一の主張を爲し、たゞ露國との間に締結せる二十五箇年を期限とし、九十九箇年の延長に絕對的承認を與ふる能はず、若し九十九箇年の延長を承認せんか、是れ二十一箇條の第五條を履行するものにして、從つて二十一箇條の全文を承認する事となるべし

勞農政府承認建議と通商提案

先月勞農政府代表ヨッフェー氏の北京に入るや、支那政府は列國顧慮に專らにして敢て歡迎的態度に出でざりしが輿論は甚しく好感的態度を露骨に表示し、勞農政府承認及

通商條約の促進益々其聲を高めつゝあるが、殊に注意すべきは最近下院の副議長に當選せる張伯烈氏が勞農政府承認建議を議會に提出せることにして、這は輿論の代表とも見られ得べきものなるを以て茲に其大要を譯出すれば次の如し

露國が曩に國體を改め勞農政府を創設してより以來茲に四年有餘、惟だ獨裁政治に依て近世の文明制度を一定せるの故を以て過激派の名あるも、近來は破壞終を告げて漸く建設に進み、各種の國民事業日に起り、歐米列國の對露外交亦漸く緩化し來れり、之を國際法の承認原則に據て觀れば　革命後新政府にして國内統治の實力あらんには、其の何種の政制を取るに論なく之を承認すべきものにして、吾國は露國と土地接壤し、隣交の關係甚だ深く、國民の交情亦溫し、吾人は人類同情の至念に基きて隣國親善の義誼の下に勞農政府を承認するの至當なる理由を左に論列せんとす

（一）　露國が昨年新經濟政策を決行して以來、英國政府は先づ對露通商條約を締結し、米國政府亦各種權利の協定を訂立し、土耳其は却て對露親交條約を結び、本年四月には伊太利亦對露通商及外交關係の條約を發表し五月にはチエック政府は對露政治條約を訂結し、最近ゼノア、ヘーグ兩經濟會議決裂して以後、各國の對露方針は均しく單獨行動を準備し、英國政府の如きは現に露國と非正式の協議となし、米國ハーディング統領亦勞農政府を承認せんとす、之に依りて之を觀れば、各國の對露外交は皆に暗中の接洽のみならず公然たる談判に移りつゝあり是れ列強對露外交の趨勢を證するものにして、吾國亦勞農政府に對して宜しく正式承認を與ふべき所以なり

（二）　一九一七年勞農政府成立するや、吾國に向ひ帝政時代一八五六年の露支條約、一九〇一年の北京條約、一九〇七年より一九一六年に至る日露對支各條約等の全廢を提出し、又一九二〇年國民外交委員代理カラハンの名義を以て吾國民に對し、東支鐵道及各種森林鑛山租借地等即ち帝政時代及クレンスキー、コルチャック、セミヨノフ等の掠奪せる全部の權利を無條件にて吾國民に還附すべきを提議し、且つ一九〇〇年の團匪賠償金を取消せり、此等の擧動は實に吾國に對する親善表示の一證にして、之を國際情義に徵するも吾國は宜しく勞農政府に對して正式承認を與ふべきものなり

（三）　先年露國代表コルレスがチタ代表と共に吾露事委員會代表劉鏡一周傳經と通商問題を交涉したる時、吾政府は通商條約の先決問題として居留民保護、損害賠償、東支鐵道の回收、松黑二江航行權等を提出したるに完全に之を承認し、且つ附帶條件をも承認したるが惜しむらくは會議未だ終らざるに、コルレス氏は歸國しユーリン氏之を繼ぎたるも、庫倫問題の發生に因て彼我誤解を招き交涉中絕して今日に至り、一切權利の還附爲めに未だ實行されず、庫倫問題亦懸案となれり、吾國先づ其政府を承認し、更に代表の還派を求めて正式に協商せば、一切の問題は解決するに難からず、國家の

利益に按するも吾國は理宜しく勞農政府を承認すべきなり

以上の三大理由に據れば、露國勞農政府の承認は斷行せざる可らざる當今の急務なり、ただ慮る所は政制同じからざる爲め、其承認は外は列國の責言を啓き、內は以て社會の危險運動を惹かんことを恐ることなり、雖然這は國家儀式權の一種として外交の獨立は之を嫌ふべきに非らず、民國二年先づ吾國の共和を承認せる者はブラジルに非ずや、雖然外交團が之を責めしを聞かざるなり、而して各國は接踵して立ち先を爭つて承認を競ひたるは國際最近の先例と云ふべし、若し夫れ社會の危險運動云々に至りては更に憂ふるに足らず、政制に絕對の美なし、君主國が民主國を承認するも其君主政體に妨碍する所なく、民主國が君主國を承認するも亦其民主制に妨碍する所なし、吾當局にして社會問題に考慮して豫め之が解決に思を致さんには百の勞農政府を承認するも何等の影響を生せざるべし鄒見斯くの如し、茲に約法及議院法の規定に依りて建議案を提出す

之れと同時に露支通商に關して外人側の一消息に據れば支那は提案として略ぼ左の如き九箇條に據るべしと傳へられつゝあり

一、露國は在露支那居留民の生命財產を保護し並に確實なる保證をなすべし

二、一九二一年に於ける支那居留民の損害賠償を履行すべし

三、露領に於ける支那居留民の一切の苛稅を免除すべし

四、東支鐵道は支那より回收す

五、ウスリー鐵道及其材料を支那に還附すべし

六、松黑航行事業は露支合辦とす

七、露支蒙條約を取消し在蒙露軍を撤退すべし

八、恰克圖より庫倫に至る道路は完全に支那國有に歸し、且つ支那は軍隊を駐紮するを得

九、過激派の宣傳を禁止す

交通部の負債額

內閣諸機關中嘗ては最も裕福なる機關として各部羨望の的となり、軍閥政黨よりは唾涎措く能はざりし交通部も內に弊は弊を積み、外は政變に次ぐに政變を以てし、其眞相漸く暴露するに從ひて錦繡に裹まれたる垂死の病者たるの醜態を現はせるが、最近最も信すべき探査に據れば同部の現有負債總額は

（甲）內　債

一、短期借款及墊款	一一、八六四、六五四元
二、支付券	一一、三二〇、〇〇〇元
三、銀行未拂金	七〇六、九三八元
四、民營鐵道回收負債	三八、三二六、八八〇元
共　計	六二、二一八、四七二元

（乙）外　債

一、直接負擔の外債	六三、二三五、五四七元
二、附屬機關代責外債	七二、七七六、九一三元

三、各鐵道自行負擔の外債　二九八、三六七、〇〇八元
四、交通部名義を以て起債し財政部に提用されたる外債
一〇六、二〇〇、〇〇〇元
共計　五四〇、五七九、四六九元
總額　六〇二、七九七、九四二元

實に右の如くにして六億餘萬元の巨額に上り、本年度に支出すべき總額は

一、直接負擔の內債元利償還
本年上半期分　二九、六六三、二五九元
本年下半期分　七、〇九九、二八〇元

二、直接負擔の外債元利償還
本年上半期分　三、五七四、四四一元
本年下半期分　五、五四六、八三二元

三、附屬機關代責外債の元利償還
本年下半期分　三、一五一、五三六元

四、附屬及其他機關經費の負擔
本年上半期分　六、二八六、一九四元
本年下半期分　七、七三三、四九〇元

五、普通行政經費
本年下半期分　一、〇六三、五五九元
共計　六四、一一八、五九三元

にして是れ亦六千四百餘萬元の多額に上れり、而して同部の收入を觀んか、今年上半期の總收入は約一千五百餘萬元にして若し下半期收入も之れと大差なしと假定せば、本年度の收入總額は僅に三千萬元のみにして總支出額の半數にも足らざる狀態に在り、其如何に困窮せるかを想見し得べく、之に對して現任總長高恩洪氏は銳意整理の考案中にして、氏の就任以來其整理案なるもの屢々報道されたるも、這は何れも燒石に一滴の水の如き局部的の小案にて今日尙未だ根本整理の具體案を知る能はざるが、聞く所に據れば其大體方針としては、南北統一の實現と共に一大借款を以て散亂せる債務を一總債の下に統一的大整理を行はんとするものゝ如く、目下此方針の下に着々內的整理を急ぎつゝありと

增收關稅の支那銀行預金

支那海關及常關の每年收稅額は約五千九百萬兩、之を銀元に換算せば八千萬元に達するも、義和團賠償及外債擔保の關係上、宣統三年以來各國公使は該關收入を滙豐德華及道勝の三外國銀行に預金せしむることゝし、今日まで依然之を實行しつゝあるが、斯くの如きは信用及體面に僅少ならざる毀害ありとなし、最近關稅の增收問題と同時に此外國銀行預金に反對不滿の聲漸く高まりつゝあり、其理由とする所は

一、關稅餘款が總稅務司の監督下に在るを以て應急の場合に使用する能はず、外交團との交涉は時を費して之れが爲め遂に機を失ふの弊ある事

二、每月數百萬の收入を徒に死藏して其交付の期を待つは金融上の圓滑を缺く事

三、歐戰以後、德華銀行は既に營業を中止し、道勝銀行は

關係深からざるを以て、預金の大部分は滙豐銀行の獨占に歸し、該銀行は此鉅款を利用して金融市場に大活動をなし、據て以て最有力の金融機關を形成するに至り、爲替の上下利率の高低は其操縱を受けざるなく、斯くの如き現象は北支那に於ては尙甚だしからざるも、全國商業の中心地たる長江方面に於ては其弊殊に甚大なる事四、之れが爲め我國は該款を利用して市面に流通する能はざるより金融枯渇實業の疲弊を招き、國民經濟に影響すること甚深なる事

等にして、今回華府會議の結果、關稅の增收は約四千餘萬元に上るべく、此際之れが預金方法を解決するの必要ありとて先月二十四日上海總商會は會議を開き、該增收金を支那銀行に預金すべしと主張してより、此問題は漸く各方面の注意を惹き、關稅特別會議には定めし劇烈なる爭論を見るに至らんと豫期されつゝあるが、之に關し北京銀行公會は上海總商會の意見を政府に轉達せり、上海總商會の意見なるものは略ば左の如し

清末の關稅は官銀號にて之を保管し、政府は隨時支出するを得たるを以て、市面に融通し商業に裨益を與へたること甚大なりしが、辛亥革命以來關稅は全部外國銀行に保管さるゝことゝなれる爲め、國內金融の影響を受けたること容易ならざるものあり、海關歲入は民國七年以來一千萬元の增加を見、昨年の總額は五千九百萬兩の多額に達せるが、徵稅の原則に據て之を考ふるに、人民國家に納稅し國家之を人民に用ふれば、相循環して國內を潤にし得べし、故に前淸時代に於ては賠償金其他の負擔ありしに拘らず、尙能く今日の如き金融の枯渇を見ざりき、此事たるや啻に金融上のみならず國家の體面より論ずるも忍び難きものあり、保管の外國銀行は此巨款の長期預金及其巨資とを以て我國の金融市場を壟斷し、國內の限りある現銀は爲めに年々無限に國外に流出し、國民經濟に害の深き考慮せざる可らず、若し夫れ主權に就て言はんか、國債巨なりと雖代收保管の必要何處に在りや、況や債權還付の剩餘金に於てをや、財政主權を毀碍するものと謂ふべし、北京銀行公會は上海總商會と共に玆に政府に向て、今年以後の增收關稅は之を國內銀行に預金せんことを希望す

財政部國庫券の滯り表

從來財政部の發行せる各種國庫券に就きては、其用途及發行數額何れも幾んど不明なりしが、最近漸く明らかとなれるを以て之を表列せば次の如し、但し此表中には借款の抵當とせる國庫券を含まず

款目	發行額	現存額	利率	發行期	償還完了
開灤局石炭代庫券	十八萬元	同	年六厘	六年九月	七年十一月
同	十萬元	五萬元	同上	七年一月	八年三月
同	十四萬三千二百二十八元	同	同上	七年九月	八年九月
大沽造船所造船代庫券	七〇萬〇二九一元	五八萬三九一元	同上	七年三月	十二年九月

福州造船所造船代庫券	五二萬二四八〇元	同	同上	七年三月
江南造船所造船代庫券	四一萬三二八〇元	同	同上	十二年九月
同	三十萬元	五萬	無	七年三月
熱河軍費庫券	三十萬元	同	無	十二年九月
黑龍江國防經費庫券	二十萬	十五萬	無	五年十月
湖南軍費庫券	四十萬	同	年六厘	十年一月
德縣兵工廠經費庫券	二十萬	十五萬	無	九年二月
四省經略使署軍費庫券	三百四十四萬	一百四十一萬	無	九年七月
奉軍服裝費庫券	一〇九萬〇三六一元	五十萬	年六厘	九年二月
奉軍欠餉庫券	二六七萬一六二七元	五七萬一六二七元	同上	七年十一月
前漢口兵站戰運局經費庫券	十二萬	五萬九千元	無	九年五月
前第一軍第九師餉款庫券	二十二萬六千元	十萬	年六厘	七年十一月
熱河級軍庫券	七萬	同	無	十年二月
廣西省庫券	二百五十萬	九十萬元	年六厘	十年三月
陸軍第八師軍費庫券	八萬	同	無	十一年二月
漢陽兵工廠庫券	十萬	同	無	同上
鄂省軍費庫券	五十萬	同	年六厘	十年四月
陸軍第八混成旅軍費庫券	二十萬	同	無	十年五月

第五混成旅軍費庫券	一萬	同	同上	十年四月
漢陽兵工廠庫券	二十萬	同	無	十一年六月
江西電燈庫券	一百萬	同	年六厘	十年六月
福建軍費庫券	一百萬	同	年六厘	十二年六月
上海兵工廠庫券	四萬	同	同上	同上
陝西墊付川軍經費庫券	二十五萬	二萬	無	九年二月
鳳凰關駐軍費庫券	六萬	萬	無	九年六月
甘肅防剿軍費庫券	二十萬	同	無	九年四月
四省經略使後方服裝費庫券	三萬	二萬	無	九年六月
海軍經費庫券	二十萬	二十萬	年六厘	同上
江西經費庫券	五十萬	同	無	同上
福建陸軍前十四混成旅軍餉庫券	十五萬	同	無	九年十二月
張都統援庫云車款庫券	六萬八千	同	無	年九月
陸軍十一師餉需庫券	五萬	同	年六厘	九年十二月
湖北軍費庫券	二百萬	同	同上	同上
漢陽兵工廠庫券	五十萬	同	同上	十年一月
江西軍費庫券	二十萬	同	同上	十年十二月
同	十萬	同	無	十一年一月
陸軍第二十師庫券	一萬	同	無	同年三月

前阿爾太鎮款庫券	三七萬九七四〇元	三〇萬四三七〇元	無	五年五月十三年五月	搭放軍餉定期有利庫券	七五一萬七八三三元
公府工程局款庫券	七萬一八二七元	三萬六八二七元	年六厘	八年九月十一年三月	搭放官俸等定期庫券	六三一萬三九七〇元
塔爾巴哈台餉銀庫券	三八萬四六七七元	一二萬一六七七元四三	同上	五年六月十一年七月		
印刷局印價庫券	五一〇〇二九八元	同	無	八年七月九年七月		
湖北修堤經費庫券	十萬	同	無	八年十二月十年十二月		
同濟醫院庫券	二十萬	同	無	九年一月九年七月		
清內務府待經費庫券	七九六萬八八七〇元	六〇七萬八八七〇元	無	九年六月十四年七月		
郭省收撫施絶七廟經費庫券	一百萬元	同	無	十年六月十一年六月		
山東濟備黃河堤經費庫券	二十萬	同	年五厘	九年九月十年九月		
農工銀行官股庫券	二十萬	同	年六厘	十年一月十一年八月		
印刷局價庫券	十二萬七千元	同	年五厘	九年九月十年九月		
南京造幣廠庫券	三十萬	同	無	十年一月十一年一月		
西南善後欵項庫券	二百萬	同	年六厘	十年四、六月十一年六月		
中央醫院補助費庫券	六、十萬	同	同上	十年八年廿四年十二月		
教育準備金庫券	二百萬	同	無	十年九月十一年十月		
海濱公益會庫券	十二萬二千四百元	同	年六厘	十年九月廿五年一月		
中交整欵特種庫券	四百八十萬	二百八十萬〇八百	月一分二厘	十年一月十一年六月		
煙酒稅特種庫券	九　十萬	六十三萬	月一分五厘	十年六月同上		
崇文門稅收津浦貨捐特種庫券	六　百萬	四五五萬五九二一元	月一分五厘	十年一月十三年四月		

十一年短期八厘公債の發行

現在滯り高總額四千四百四十三萬一千四百二十六元

仲秋の節季は既に迫り、軍警部員の俸給催促は日に益々喧がしきも、窮乏のドン底に陷れる財政は之を奈何ともする能はず、信用已に地に墜ちて抵當亦其物盡き、膝を屈して新銀團に哀訴するも新銀團は頑として應せず、團匪賠償の延期を各國に願ひ依て以て一時の急に資せんとせるも列國何れも色好き返事を與ふるものなく萬策窮して通せるは卽ち本公債是れなり、此計畫たるや現內閣の考案に非らず前任代理總長張英華氏の發案に出でたるを套襲せるものにして、露國に支拂ふべき團匪賠償金を之れが擔保に廻し當初は特種國庫券として發行する計畫なりしを新任財政總長羅文幹氏は之を十一年公債と名づけて發行するに至り、一時各方面の反對蜂起の有樣にて到底實現する能はざるほどなりしも、他に急難を繕補するの策なく、萬障を排して實行を決し辛じて北京銀行團及外交團方面の諒解を求め、遂に九月二十六日發行條例の公布を見るに至れるが、銀行團は强硬なる態度を以て其用途の明示を索め、且つ一時に全部の金額を交付するは他に流用さるゝ虞ありとて四個月に分ちて交付することゝして漸く引受を承諾せるが、難關中の難關として一般の危懼已まざりし仲秋節季は、本公債を

主として其他二三銀行よりの小借款二百餘萬元等五百萬を得更に曹吳二軍閥の諒解を經て、何うやら無事通過せんとするの狀態に在り、茲に本公債條例を擧ぐれば次の如し

民國十一年短期八厘公債條例

第一條　政府は中央緊急政費に應せんが爲め一千萬元の八厘短期公債を發行す本公債を民國十一年八厘短期公債と稱す

第二條　本公債の利息は年八厘とす

第三條　本公債は每年上半期五月三十一日下半期十一月三十日の二回に利息を支拂ふ

第四條　本公債は五年に分ちて償還を完了するものとし、民國十二年五月三十一日より抽籤法を用ひ、每年二回每回全額の十分の一を償還し、民國十六年十一月三十日を以て全數償還完了す

前項の公債償還は、每年五月三十一日及十一月三十日に其金額を支拂ひ、其抽籤日期は五月十日及十一月十日の兩日北京に於て執行す

第五條　本公債の元利償還法は七年短期公債の辦法と同じくし、其基金は露國に對する庚子賠償金より之を抽出し總稅務司の指定せる銀行に之を預入し、元利償還期前一個月に之を中國交通兩銀行に分付す

第六條　本公債は財政部內國公債局より、中國交通兩銀行京外各大銀行及確實なる商號に委托して募集す

第七條　本公債は額面百元に就きて實收九十元とす

第八條　本公債は無記名とす

第九條　本公債の額面は百元千元及一萬元の三種とす

第十條　本公債の債券及利子札は、元利償還の日より海關鹽稅其他一切の租稅及現金納付の用に供するを得

第十一條　本公債は銀行の保證準備金とするを得

第十二條　本公債は隨意に賣買或は抵當に供するを得、其他公務上保證を納付するの必要ある時の擔保品となすを得

第十三條　本公債を經理する者にして本公債に對し信用を毀損するが如き行爲ある時は內債信用妨害懲罰令に依つて處罰す

第十四條　本公債元利償還の時、其十五日前に財政部內國公債局より大總統に呈請して審計院審計官二名を特派し公債帳簿及償還金を檢查し、抽籤償還の時亦審計官及財政部長官內國公債局總理立會の上監視す

第十五條　本條例は公布の日より施行す

民國十一年短期八厘公債償還表

年別	償還期	利息額	償還額	合計
第一年上半期	十二年五月三十一日	四十萬元	百萬元	百四十萬元
同　下半期	十二年十一月三十日	三十六萬元	同上	百三十六萬元
第二年上半期	十三年五月三十一日	三十二萬元	同上	百三十二萬元
同　下半期	同十一月三十日	二十八萬元	同上	百二十八萬元
第三年上半期	十四年五月三十一日	二十四萬元	同上	百二十四萬元
同　下半期	同十一月三十日	二十萬元	同上	百二十萬元
第四年上半期	十五年五月三十一日	十六萬元	同上	百十六萬元
同　下半期	同十一月三十日	十二萬元	同上	百十二萬元
五年上半期	十六年五月三十一日	八萬元	同上	百八萬元

同　下半期　同　十一月三十日　四萬元　同上　百四萬元
計　二百二十萬元　千萬元　千二百二十萬元

北京銀行團の要求にて財政部の公表せる該公債の用途は左の如くにして、此四個月間は各項經費の最も少きは三割多きは七割を該公債を以て充て、財政根本整理策及補充策は徐ろに此期間中に考出すべしと云ふ

十一年短期八厘公債の用途表

（一）軍　費

機關名稱	每月經費	今次支拂ふべき金額	支拂率
陸軍部總近衛軍餉	約五十三萬一千餘元	三十七萬二千元	七割
陸軍部直轄學校局所各機關	約十五萬元	七萬五千元	五割
地方軍隊等餉	約四十九萬元	三十四萬三千元	七割
公府指揮處	一萬四千四百餘元	一萬元	七割

（二）政　費

機關名稱	每月經費	今次支拂ふべき金額	支拂率
參衆兩院	約四十二萬元	二十九萬四千元	七割
公　府	十萬元	五萬元	五割
國務院及所屬各局所	十三萬六千八百餘元	六萬三千四百元	五割
樞密院及所屬各機關	五萬四千七百餘元	二萬七千三百餘元	五割
參謀部及所屬各機關	九萬七千五百餘元	四萬八千七百餘元	五割
海　軍　部	七萬二千六百餘元	三萬六千三百餘元	五割
教育部及分設機關	七萬元	三萬五千元	五割
教育部八校	二十二萬元	十五萬四千元	七割
水　利　局	六千七百餘元	三千三百餘元	五割
京東河道處	二千七百元	一千三百餘元	五割
直魯豫巡閱使署經費	三萬四千七百餘元	一萬七千三百餘元	五割
直魯豫巡閱副使署經費	五千八百餘元	二千九百餘元	五割
文官懲戒會	二千三百餘元	一千一百餘元	五割
司法官懲戒會	一千九百餘元	九百餘元	五割
駐俄錢路監督會	一千四百元	七百元	五割
八　旗　餉	四十一萬九千餘元	十四萬六千七百餘元	五割
東　陸　餉	五千六百餘元	一千九百餘元	五割
西　陵　餉	三千五百餘元	一千二百餘元	五割
審　　覈	三千八百餘元	一千三百餘元	五割
財　政　部	十萬元	五萬元	五割
財政清理處	五千元	二千五百元	五割
全國財政討論會	八千九百元	四千四百餘元	五割
陸　軍　部	八萬二千四百餘元	四萬一千二百餘元	五割
張家口臺站	一千二百餘元	六百餘元	五割
統一委員會	五萬元	五千元	一割
辦理庫倫事宜處	五千七百元	一千元	二割
清　史　館	一萬三千九百餘元	四千元	三割
將　軍　府	七萬二千六百餘元	三萬元	四割
司法部及所屬機關	十八萬九千八百餘元	十一萬九千九百餘元	三割
航　空　署	十六萬餘元	四萬八千元	三割
清室優待費	二十萬元	三萬元	一割
內務部及所屬機關	十萬八千九百餘元	四萬三千五百餘元	四割
僑　務　局	一萬九千餘元	八千元	四割
陸軍部諮議差遣等	十四萬一千八百餘元	二萬元	
平　政　院	二萬五百八十元		
農商部及附屬機關	十萬九千六百餘元	三萬二千九百元	三割
審　計　院	四萬四千三百餘元		
賑災公債處	一千八百餘元		
農工銀行事務局	一千六百元		
幣　制　局	二萬八百餘元		
公　債　局	七千元		
科布多	三千七百二十元		
恰克圖	三千六百餘元		
烏里雅蘇臺	三千七百二十元		
烏　梁　海	三千七百二十元		
庫　倫	二千八百五十元		
駐印辦事長官	二千元	一千元	全數
外國顧問	二萬二千餘元	二萬二千餘元	全數
總　計	四百二十四萬〇八百九十餘元	二百十五萬九百餘元	

支那新聞重要記事（自八月十六日至九月十五日）

外交關係——財政と經濟——上海關稅會議

外交關係

▲遼東半島回收要求（各報）上海の有力なる各支那新聞は八月二十九日『收回遼東半島問題』と題して左の如く記載せり

遼東半島即ち旅順大連の租借期限は當年の支露兩國の訂せる條約に照して二十五年と爲す明年に於て期限滿了すべきに付き自然回收を實行す可き也但し民國四年五月の所謂二十一箇條事件發生して以後既に日本は强迫し九十九ケ年の所謂二十一箇條事件一致否認せり而して巴里華盛頓兩會議に於て全力の力を以て力爭せり華盛頓會議に當り二十一ケ條を討論せるとき吾國代表王寵惠氏は各國に對し今後取消要求を提出する權利を保留する旨を實言せり當時の代表顧維鈞氏も亦曾し保留を表示し並に一千九百二十三年に於て回收すべきを聲明せり

今や顧維鈞氏は外交總長たり遼東半島の租借に關しては遠かに當條約に依り滿期の機會たる明年方法を設けて回收を實行せんと欲し一委員會を特設し事前に回收の方法を研究すべく既に進行を計り本案の經過の實狀を國民に表示し以て將來日支交涉の後盾たらしめんとすと(八、二九)

▲日支郵便第一回會議の經過（各報）華府會議に於て決議せられたる在支郵便局撤廢に關する日支通信會議は八月三十一日より漸く第一回本會議を開催せられたるが其後は一週三回の分科會議と一回の本會議とに依り熱議せらるゝ事に決せるも九月初は都合により會議中止せられたり而して開會前に於ける日支委員の顧問は左の如し

日本側　委員長小幡公使、委員歐內遞信局長、同吉田參事官、顧員木村書記官、同古賀官島遞信部長、岡田村關東廳事務官、岡田村、酒匂、牧野、吉野、鳴志田各外務書記官、事務總長天羽外務事務官

支那側　委員長郵政總局長劉村誠、委員郵務長ハイランド(英)、同ホンマース(英)、同ブーラーン(佛)、同交通部技正關惠履、同外交部參事張肇芬、事務總長(社交)沈覲鼎、同(事務)ブーラー

而して本會議の經過は秘密に附せられ發表せられざるも第一回會議の經過を聞くに小幡委員長は在支日本郵便局の取扱ひ郵便物は英米佛等の夫れに比して頗る高率にして且つ之が撤廢に就いては在支邦人の日常生活に直接重大の影響を與ふるものなるを以て適當なる特殊條例即ち華府會議に於ける『有効なる郵便業務維持』に關する聲明に基き兩國の利便たる可き適法を講じ度き旨を述べたる後更に(一)郵便物交換(二)小包郵便物交換(三)價格表記貨狀(四)郵便爲替の四條例を提出して說明する處ありたり、之に對する支那側の態度は右條例を根據とし分科會に於て詳細討議研究の上、本會議に於て順次表示せらるゝ筈なるが同條例以外の日本人顧問問題、郵便局撤去問題等に關しては恐らく幾多の波瀾を免れ難かるべし

▲在滿日本郵便局撤廢意見（各報）日支郵便會議開催さるゝに當り我中華民國委員は滿洲鐵道附屬地內の日本郵便局撤廢を主張なしたる事は既報の如くなるが茲に確聞する所に據れば、去る七日開催の分科委員會席上に於て我國委員は正式に此問題を提出し左の如く說明せり

日本は須らく南滿鐵道附屬地內の日本郵便局を撤廢すべきものなり、夫れ明主權は租借權と同一ならず主權中國にあるからには該地の日本郵便局も此際撤廢すべき數の中に含有せざるべからざるなり、日支條約中に其規定なきに於ては當然撤廢せらるべき性質を有す

之に對して日本側委員の回答は、「本分科委員會は此問題を討論するの權能なし」と拒絕したるが、孰れ我國委員は之を本委員會に提出すべし、尙日本側は此件に對しては絕對反對にて其理由とする所を探聞するに、「南滿鐵道の附屬地は之れ中露條約に根據を有するものにして該條約中には均しく行政權及警察權の行使を認めあり、日本は唯だ其中露條約を繼承せしにより右の權利を行使するは當然と謂はざるべからず、依つて事實上中國は附屬地內の行政に絕對に干涉する能はず、郵便局を撤廢せしめんと云ふが如きは條約を

輕諷するの甚だしきものと云はざるべからず」と、又蜷川博士の說に依れば「南滿洲鐵道附屬地は之れ日本の領土と認めざるべからず、此回の會議は單に日支郵便事務の交涉に過ぎざるものにして決して外交的の會議にあらず、條約の根本問題を討論せんと欲するが如きは此會議の性質を變更せんと云ふものなり」又曰く「日本は南滿鐵道附屬地內に於ては絕對行政權を有す、依つて郵便遞信權は當然日本にあるものにして亦附屬地外に於ては駐箚郵便延長等も當然日本の行政權を認めざるべからず、日本が南滿鐵道附屬地內の郵便局撤廢を承認するには種々公平なる方法あるなり、中國の如く一步を得ば又一步を進まんとし遂に日本の行政權までを回收せんと欲するが如きは其如何に論なく絕對に不承知なり」云々、斯くの如く頑瞑極まる日本の所說に對しては我國委員は相當の決心を必要とす、又之を法理上より論ずれば附屬地は行政權の暫常移動に過ぎずして、主權は依然として我國に屬するは辯ふまでもなき事なり、卽ち日本は我中華民國の主權を侵害するものと謂はざるべからず、當府會議決定條約に據つて我國は極力論爭し南滿鐵道附屬地より日本郵便局を撤廢せざるべからず云々（九、一五）

▲威海衛接收會議委員　（益世報）威海衛接收事宜に關し曩に支那政府は梁如浩氏を督辦に吳應科、吳佩洸兩氏を參贊に任命せしが九月二十一日威海衛接收會議を開催するにより英支兩國は右委員の任命を爲したるが其顏觸左の如し

（英國側）委員長濟南總領事ジヤイルス　委員威海衛市政局長ブランド氏、海軍中佐コリンス氏

（支那側）委員長梁如浩氏　委員外交部參贊吳應科、吳佩洸（九、一三）

▲威海衛還附條件　（益世報）威海衛還附問題は現に英支兩國の交涉進行中にして、九月十五日に接收會議を開くことに決定せるが、英國側は同日の會議の席上にて左の三ケ條を提出すべしと

（一）英國は威海衛の原有軍港を廢止する能はず又威海衛を英人の夏季避暑地となすこと、

（二）支那は經驗ある巡警を派遣し威海衛保衛の任に當ること

（三）支那若し威海衛附近に鐵路敷設をなす時は先づ英國の投資によること

北京政府は威海衛回收命令發表後、同地在住の人民は本問題解決の如何が及ぼす利害關係殊に大なるを以て、內地各界代表及近境の三百六十餘村並に劉公島の代表等と協同して威海衛公民協進會を組織し、接收事宜及善後辦法を研究せり、而して其主張する要旨は威海衛全土の主權を回收し劉公島の一部を英國海軍避暑地として保留し又英人の市政に參與することを承認せず、威海衛を自治市として開放する外中英委員會に代表者を參加する事を許可すべしと云ふにあり

尙威海衛接收に當りて山東半島一帶の治安の不安なるは接收に惡影響を與ふる恐れあるを以て、附近各縣聯合して保衛團隊を組織し、自衛の道を圖らんが爲め銃器を購買せるが、其第一步として其當事者の自治精神養成の目的にて自治講習所を開設し、膠東自治講習所教師劉仲炎を招聘し已に應募者六十餘人に逢したり、多分來十月中には講習を開始するに至らん（九、九）

▲露支交涉開始要求全文　（時事新報）勞農政府代表ヨツフエ氏は九月二日附公文書を以て支那政府外交總長顧維鈞氏に對し速かに露支通商交涉開始の要求を爲したり

本代表は八月二十三日三十一日貴國政府外交總長と會見したる結果勞農政府は支那共和國政府に對し下の申出でを爲すの光榮を有す、勞農政府は其成立以來貴國政府並に貴國民に對し前露帝國政府時代に於て支那に對し採りたる侵略的帝國主義を拋棄したるのみならず、兩國は政治的經濟的の平等なる立場に於て新友邦關係を建設せんとする希望あることを表示したり、斯くて一九一九年七月二十五日ソビエット露國々民委員會自治會は貴國人民に對し宣言書を發表し、以てソビエット露國と貴國との間に結ぶべき新關係の原則を確立したり、次でソビエット代理外交委員長カラハン氏は一九二〇年九月二十七日上記原則を根據とし具體的意見を建議したり、蓋し右は之を以て露支友誼協定の基礎たらしめんと欲したればなり、而して右友誼協定は今尙成立するに至らずと雖も露國勞農政府は、支那に於て自由の爲に奮鬪しつゝある國民に對し滿腔の同情と友誼的關係とを保持す、本全權代表は茲に善隣の關係を結ぶ爲めに兩國のあらゆる問題を商議せんことを重ねて支那政府に提議するの光榮を有す、勞農政府は最に再度宣言せる原則に基き今は支那政府と喜んで交涉を開かんと希望す、若し支

那政府に於て國國の援助に賛同せらるゝに於ては露支會商の場所及期日を示され度し。（九、九）

財政經濟

▲顧維鈞の財政意見（北京日報）外交總長顧維鈞は九月九日内外主要名士を招待し宴會を催ぜるが其席上にて談偶々支那財政上の問題に及ぶや、顧氏は意見として『支那人にして所謂財政問題に就き論ずるもの多きもそは中央財政問題のみにして、國民經濟問題を論ずるものは甚だ々たる有様なり更に國際間の國民經濟問題に至りては之を口にするものなし、是れ實に財政上の一大禍源にして最も注意を要する事なり、且國内統一計畫は俄に實現し難きも目下國人漸次覺醒し來り一縷の曙光なきにあらず、外債上の信用に關しては余特に重大視し當局亦熟慮研究中なるが、外債信用は義兵を實行せざれば回復し能はざるは明白なる事實なり』云々と意見を述べたり。

因みに當日の出席者は外國人側にては米國前駐支公使ラインシュ氏、現駐支公使シュルマン氏、大總統府顧問シンプソン氏、支那人側にては孫寶琦、王寵惠、劉鏡人、王正廷、蔡元培、林長民、汪大燮等なり（九、一〇）

▲ラインシュ博士の支那財政獨立論（長報）九月九日午後顧維鈞の邸宅に於ける知名人士の非公式集會に於て前駐支米國公使ポール・ラインシュ博士は「支那の財政的獨立」に就て左の如き演説を試みたり

若し支那の財政家及銀行家にして實際政策を計畫する事に著手するならば彼等は勿論國際的後援を得ること疑なかるべし、目下世界の形勢は自助自働を要し他の國民は各自々國の業務に迫はれ居れるを以て、計畫のみなりとも自ら立ちするの覺悟を要す、斯かる覺悟を以て支那財政上の實際的立案を爲さば他の援助を得ること案外容易なるべし、されど吾人は目下支那が如何に財政的危險に瀕し居れるか又其危險が如何なるものなるかを知悉せざるべからず、支那の財政的基礎は頗る優秀なるものなるを以て支那人にして創意と協戰の精神だにあらば其財政的問題に至つて取扱容易なるべしと信ず

會博士は、「憲法期間借款」なるものを起さんことを提議し其實現を十ヶ月間毎月金貨二百萬弗とし、政府をして憲法制定期間何等の面倒なく經過せしむるを目的と爲せり、其間財政委員は國内及外交銀行代表者間の協議に依り最大制度の改革案を樹て、

銀行團にして最上の借款を承認せば該銀行團をして其代表者を選出せしめ財政委員會と協議せしむべし、目下は實に此の如き救助を要する緊急時機にして若し此機を逸すれば、斯くの如き救助は不必要となるか或は財政的災害を遂くる能はざる晩策となるべし、右の如く政府、銀行及外交財政專門家間の協議せる事件其ものが支那政府の信用回復に與つて力あるべし、若し銀行團が斯くの如き借款を拒絶し國會に於て長時日の研究を要すべき條件を提出し、之が爲めに憲法制定を遷延せしむることあらば銀行團以外の銀行に交渉し飽く迄本件の成功に努むべし、而して一旦憲法の制定を終り立法手段に依り支那稅源の調査に着手し始めたりと假定せば、其稅源の豐富なる米國を除かば世界の何國よりも豐富なるものなり、支那の要するものは世人が屢々口にする所謂強力の人にあらずして唯善良なる政府及銀行間の調和を保持し得る財政家なり、支那は世界に對し援助を乞ふものとして立つべからず、唯其財政的資源の開發に就き一定の計畫を提供するものとして立つべきなり（九、一〇）

▲南滿鐵道對日續借款の成立（申報）南滿鐵道は本年五月中旬東亞興業株式會社との間に二百五十萬圓の續借款契約を締結したるが其全文左の如し

第一　南滿鐵路公司は東亞興業會社と契約せる民國元年七月八日及民國三年五月十五日の兩次借款利息の不拂三期に達したるのみならず内外の短期各債二百萬元の多額に上り、償還の餘裕なきにより東亞興業株式會社と第三次借款として二百五十萬元を契約し以て未償還の借款及鐵道改良の費用に充當す、右借款額にて尚不足の場合は南滿鐵路公司自ら補給す

第二　南滿鐵路公司は前條の借款二百五十萬元に對し借用證（毎月五萬元）五十通を作製し東亞興業會社に交付す東亞興業會社は一百元に對し九十六元の割合にて支出交付す

第三　借款利息は年七分五厘とし、借款金交附の日より毎年六月二十五日

及十二月二十五日の兩期に上海域に於ける日の東亞興業會社指定の銀行に拂込むこと、但六ヶ月未滿の場合は日割計算とす

第四　本借款期限は十五ヶ年滿期とし、本契約調印の日より向ふ十ヶ年即ち民國二十一年五月十六日（大正二十一年五月十六日）迄は利子のみを支拂ふ、民國二十一年五月十六日（大正二十一年五月十六日）より向五ヶ年間即ち民國二十六年五月十六日（大正二十六年五月十六日）迄は毎年六月十二月の兩期に每次元金二十五萬元及利子を支拂ふべし

第五　本借款擔保は民國元年七月八日（明治四十五年七月八日）の借款契約內に於ける擔保を共同擔保とす

第六　本借款に關する双方の權利義務に對しては、民國元年七月八日（明治四十五年七月八日）訂約の借款契約各項條件及附則に準據す

第七　本契約正文は日支兩國文各四通作製の上双方記名調印し各一通を所持し、一通は江西省長公署に保存し一通は九江日本領事官署に公認用として送附す

中華民國十一年五月十六日

日本大正十一年五月十六日

江西南潯鐵路總理　蔡儒楷

東亞興業株式會社　取締役　白岩龍平

同　取締役　櫛三郎

右借款契約は大正十一年七月一日在九江領事相原庫五郎氏により公認許可せられたり、尙附則三ヶ條の要旨左の如し

（一）南潯鐵道有限公司は民國元年七月八日（明治四十五年七月八日）借款の五百萬元及民國三年五月十五日（大正三年五月十五日）續借款二百五十萬元は何れも本年六月償還期遂せるも右償還は何れも五ヶ年間延期す、每年償却の爲め支拂ふべき元利金額は別表に表示す又民國元年七月八日（明治四十五年七月八日）訂約の借款契約第七條の規定に基き東亞興業會社は隨時支出使途の檢查をなすことを得東亞興業會社は其推薦の會計顧問一人、工事顧問一人を南潯鐵路公司に聘用せしむることを得、但し該員無能なる時は南潯鐵路公司は別に人選聘用の上解雇することを得

（二）南潯鐵路公司は每年直接間接の收入の利息は專ら該借款利息に宛て他の使途に流用するを得ず

（三）南潯鐵路公司は五ヶ年以內に自ら資金を籌備し、地方官廳及交通部を經て南潯線或其他線路を延長するを得。

▲京綏鐵道の對米借款成立と其反對　（農報）

京綏鐵局はもと米國大康洋行より車輛代金一百八十二萬餘弗を借り利子は年八分にて每月交附する契約なりしが、交通當局は自己の懷を肥さんが爲めに契約の更改を爲し米國人の該鐵道の會計監督を承認し、且利息は一分二厘を增加して九分二厘となせり、該鐵道は西北數省に亘り關係極めて重大にして恐らくは此一片の契約に由り、西北數省を斷送して餘りある故に京綏鐵道同人會は特に宣言書を發表し極力反對し居れり、其原文次の如し

京綏鐵道は詹天祐氏艱難を嘗め辛苦を經て築造せるものにして今日に於ては已に一千五百餘里に達し實に北京、直隸、山西、察哈爾、內外蒙古、甘肅、新疆、青海等各省區の大動脈にして關係重大なること他の鐵道の比にあらず、十餘年以來著々として進步日增成功に向ひつゝありしに計らざりき昨年局長陳世華手數料を貪らんが爲め、多數の材料を購入し遂に負債三千六百餘弗に達し百孔千瘡手の下すべきなく米國大康洋行より買入れし車輛代金百八十餘萬弗に至れり、乃ち交通當局尙ほ今年六月十二日に新に契約を爲し調印せり、而して米國より會計及收入監督を派遣し又每月少くとも四萬弗を返還す、否らざれば利息一分二厘の增加を承認せり、死に垂んとするもの更に又毒藥を投ぜらる、爲ぞ死を免るゝを得んや是れより先き京綏鐵道は米國大康洋行より貨車六百輛を購入せり其代金は二百三十餘萬弗にして其中已に交附したる額四十九萬餘元の外は約束手形を交附し、期限に至りて返還せざる時は八分の利子を附する契約なりき、故に契約更改の必要者もなし、然るに今契約の變改を行ひ特に會計監督の一項は直に亡國の所爲たるのみならず、元金返還額及利率は舊契約に超過すること三分の一なり、夫れ大康洋行は米國の一資本家に過ぎず、然るに我の損する所既に此如く大なり將に何を以て其他に對付すべき、外國人の我鐵道權を獲得し我人民を奴隸にせんとするや宜なり、然るに我交通當局何を苦んでか自ら埃及、印度の轍に倣ふや、本同人會は鐵道保持を目的と爲し居れるを

り此種の契約に對しては死を誓つて承認すること能はず、交通部、京綏鐵道局の各長官に該契約取消を懇請する外各界同胞に宣言す、曰く京綏鐵道は西北各省區の命脈なり、從つて京綏鐵道亡ぶれば西北各省區も亦共に亡ぶ、而して全國又保持し難し、寧くは國民大に義擧を發し一致して挽回の策を講ずべきなり、國民は既に亡びたる山東鐵道を爭へり、孰か未だ亡びざる京綏鐵道を爭はざる理あらんや、交通界の同人は物其類を傷み披髮冠の助を爲すべきなり、我京綏鐵道同人に至りては切膚の苦痛あり死を誓つて力爭す、苟も違約併領せば分割立ち所に至らん、何の顏ありて全國同胞と先賢とに面し得るや、又何を以て父母及妻子を養んか全國同胞夫れ速に立て（八、二七）

▲民國十一年度償還預定內外債元利（各報）本年度償還すべき內外債合計は一億二千五百餘萬元にして其內譯左の如し。

（內債之部）	元金	利子	合計
八厘軍需公債	八四二、七八七元	一六八、五五八元	一、〇一一、三四五元
三年公債	二、七五〇、〇〇〇	七五三、九四三	三、五〇三、九四三
四年公債	四、四〇〇、〇〇〇	六八九、一五四	五、〇八九、一五四
七年短期公債	九、六〇〇、〇〇〇	四三二、〇〇〇	一〇、〇三二、〇〇〇
七年長期公債	—	二、七〇〇、〇〇〇	—
整理金融公債	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、八五〇、〇〇〇	一二、八五〇、〇〇〇
整理六厘公債	二、七一九、六一一	四、七九九、五三八	七、五一九、一四九
整理七厘公債	一、三六〇、〇〇〇	六〇九、二〇〇	二、一六九、二〇〇
五年公債	—	九七四、〇〇〇	—
賑災公債	一、〇〇〇、〇〇〇	二八〇、〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇
鹽餘公債	一 七、六八〇、〇〇〇		—
合計	三二、六七二、三九八	二、九三六、三九三	五四、六〇八、七九一

（外債之部）			
露佛借款	二一、一五四、七五二法		—
英德借款	九六六、九五二磅		—
英德續款	八三三、二三二磅		—
瑞記借款	六〇、〇〇〇磅		—
埃國借款	五八六、七〇〇磅		—
埃國續款	二四六、六〇〇磅		—
クリスプ借款	一六六、六六六磅		—
善後大借款	—		一、二五〇、〇〇〇磅
中英公司借款	—		二二、三〇〇磅
中法實業借款	—		二、〇三七、五〇〇法
シカゴ銀行借款	五、五〇〇、〇〇〇弗		三三〇、〇〇〇弗
太平洋拓殖公司借款	五、五〇〇、〇〇〇弗		三三〇、〇〇〇弗
礦林借款	—		三、一一〇、〇〇〇圓
參戰借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇圓		一、四〇〇、〇〇〇圓
庚子賠款	二四、四八三、八〇〇兩		—
合計	二三、一九二、二五二法		二四、五一〇、〇〇〇圓
	四、一三二、四五〇磅		二四、四八三、八〇〇兩
	一一、六六〇、〇〇〇弗		

▲商標登錄事備處の新設（新聞報）民國十一年八月農商部は商標登錄事備處を組織する爲め左記簡章七ヶ條を公布せり

一、農商部商標登錄事備處は之を農商部內に設け專ら商標登錄事備事宜を掌す

二、商標登錄事備處に處長一人を置く、處長は總次長の命を承け本處一切の事務を總理す

三、商標登錄事備處に左の三科を處き分掌執務す、其職務左の如し

第一科　審核審理保管に關する事項▲第二科　編訂譯述圖案に關する事項▲第三科　研究調查交涉に關する事項

四、商標登錄事備處每科に主任一人、股員若干人を置く

五、商標登錄事備處々長、各科主任、股員は何れも農商總長之を遴選し、部員は之を派充す

六、商標登錄事備處は必要に應じて雇員を酌用することを得

七、本簡章は公布の日より施行す（九、一〇）

上海關稅會議

▲寶石石綿石料泥土製品稅率審查　（各報）修改稅則委員會は昨十六日午後二時より總商會に於て第二十一次審查會を開きたるが各十餘國代表來會し、寶石石棉、石料、及泥土製品の審查報告あり討論の後、一致通過せしめ該會より直ちに北京財農兩部に電告したり、該會は明十八日午後、第二十二次審查會を開き毛織物類の審查に從事すべしと（八、一七）

▲毛棉品稅率審查　（各報）修改稅則委員會は昨十八日午後總商會に於て第二十二次審查會を開き毛棉品の審查に從事せしが各國代表は詳細なる討論の末、一致通過し該會より直ちに農財兩部へ電告せり、次回は二十一日（星曜日）第二十三次審查會を開くべく項目は席、扇子、傘及一切の雜貨なりと云ふ（八、一九）

▲雜貨稅率審查　（各報）修改稅則委員會は今日第二十三回審查會を開けるが其審查品は席、洋傘、扇及一切の雜貨なり（八、二二）

▲綿貨品類稅率審查　（新聞報）二十五日午後一時總商會に於て第二十五次改稅審查委員會開催せられたり、日英米佛等以下十餘國代表者の出席あり、綿貨品類に關し日英米の三國代表者間にて可成討論せしが結局通過せり、尙三十日同所に於て皮貨品、骨、毛羽、介殼、金物、繩索、雜貨等三十一日に木類の審查會を開く由、三十日三十一日の兩日を以て審查會を終り九月二日大會を開く由（八、二六）

▲皮貨稅率審查　（時報）修改稅則委員會は昨三十日の第二十六次審查會にて皮貨を除く外各種の審查を終りたるを以て明九月一日大會を開くことなれるが當日の議題は五分稅率訂定後兩を以て本位となす爲め一兩〇一分乃至一兩四錢五分のものは一兩とし一兩五錢以上のものは二兩として徵稅すること等を議するものなりと（八、三一）

▲稅則審查報告大會　（商報）修改稅則委員會は昨一日上海總商會に於て第一次大會を開き各國委員出席し委主席は審查の經過を報告し各國代表は新稅率實行期は大會の結果二ケ月後とすべきこと、五分稅率は承認すること、附加二分五厘及び奢侈品一分五厘案は來年より實行すべきこと等を議れり（九、二）

▲棉花及棉貨類稅率審查　（各報）修改稅則委員會は昨五日午後二時開會、棉花及び棉貨類の價格を繼續審查したるが討論の結果其中花素腿帶、氈花毯、印花毯、老虎毯、毯布、起毛衛生衣類、面巾、浴布、床巾等の數項は尙ほ重議に保留し又た起毛汗衫褲は本と從量稅なりしが從價稅に改め其餘の各項は均しく通過したり次回は七日開かる、本月末迄には結束を見るべし、尙ほ本月二十二日委員會の慶功會を催すと（九、六）

▲洋傘腿帶稅率審查　（申報）修改稅則委員會は昨七日審查會を開き鈕釦、洋傘、洋柴、腿帶等の價格の規定を討論し支那の提案通り通過したり尙ほ討論未了の煤油、布疋等の兩項は十二日再び開會討論すべく若し次會にて一切の討論を終らば稅則の本身に關しては大約一回の大會を開きて終了すべし唯だ各國代表は善後章程第一款卽ち從價徵稅の標準に對して尙ほ討論する必要あり此の項の討論は或は一二次の大會を經て始めて能く解決すべし（九、八）

▲布疋火油稅率審查　（各報）修改稅則委員會は昨十二日審查會を開き前回未了の布疋火油兩項貨物を審查したるが火油は支那の提案通り通過し布疋に對しては議論出でたるも從價徵稅に改訂することゝして通過したり之にて同會の三十項貨物の審查會は終了したり更に大會を開き審查案件を總表決に付すべし（九、一三）

支那

第十三卷　十一月號　第十一號

目次

日支協定廢止決議……一
華府會議極東及支那問題討議
眞相(二)……二—二四
支那新輸入稅率表(上)……二四—三二
全國法制專門學校調查……三二

時報

膠澳商埠章程草案—支那の交通概況—支那勞働界の新傾向—廣東政府の貨幣借款—孫張聯盟と汪兆銘氏の談話—福建の新局勢……三三—四三

講演

歐米視察談(上)……井上雅二……四四—五六

彙報

支那新聞重要記事—外交問題—國內要聞—財政と經濟—上海關稅會議の經過—其他……五七—六四
會報……六五

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

山東鐵道ノ中間張店驛

此レ驛ヨリ博山經及テ溜金川嶺炭鑛驛ニヨリ至リ山東鐵道支線ニアリ又支線ハ驛ヨリノバ湖驛ニ在リ。

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り。支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジヤパンツーリストビューロー本部並東京、横濱、神戸、長崎及北京案内所にて取扱申候

◎淄川炭鑛は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料、機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坪子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◉金嶺鎭鐵鑛　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年十一月十五日

第十三號第十一卷

日支協定廢棄決議

支那衆議院は大正四年の日支協定の廢棄を決議するに至つた、斯かる決議は元より適法に成立し有効に現存する、日支兩國間の取極に對し、何等の効果を及ぼすものではないが、支那の衆議院が其正式の會議に於て斯かる決定をなす事は、吾人の支那及支那人に對する感情の上に於て、多大の衝動を生せざるを得ない

日本に於ては朝野を擧げて、日支親善を提倡し、誠心誠意其實現を齎さんとして努力して居る、時に其手段方法について日本人の間に意見の一致しない事はあるが、日支親善の根本方針に就いては全く一樣である、さうして近來我國は此大方針の爲に、此大目的の爲に隨分難きも忍んで、時には自國の利益や便宜を犧牲に供して支那の爲に圖つて來て居る

然るに支那に於ては適法に成立し有効に現存して居る國際間の協定につき、突如議會に於て廢棄要求の決議を爲すが如きは、實に驚くべき事であつて、我國朝野の對支態度とは全く正反對の行動と云はなければならぬ

日支親善は決して日本一方のみの讓歩や寬容や忍從のみを以て爲し得べきものではない、支那に於ても十分に之れを心懸け、日本と共に之れを望まなくては到底なし能はざる處である、今日の如き狀勢から云へば日本獨り讓り獨り忍んで、而して結果は支那をして益放恣ならしむる事となる嫌なきかを疑はざるを得ない、吾人は日支親善の大方針貫徹の爲に切に支那人の反省を促したい

之を修正せん事を本會議に於て將來論議せんとするを禁ずるものにあらずと解せらる、例を擧げて言へば、支那に於ける地外法權の問題、稅關の協定の如きものは本會議に於て之が變更を爲し若くは變更を要求せんとするを禁ずるものにあらざるべく、本會議に於ては此基礎の上に論議を進むべきものと理解して可なりやルート氏は之に同意を與へたり

次に顧全權曰く

只今のルート及びバルフォーア氏の意見を聽くに、本決議案の第一條が現狀維持を以て其出發點となすことは明かなり、然れどもそれは現狀を維持せんとするものにあらず、又少くとも現在の狀態を永久に繼續せんと欲するものにあらず、又決して現在に存在しつゝある各種の制限、卽ち支那の完全なる主權及び行政の完全を害しつゝある處のものを除去することを妨ぐるものにあらざることは明かなり」と

時に議長は宣告して曰く

支那に關する如何なる問題に就ても論議を妨ぐべき事は未だ考慮せられざる處なり、支那は主權を有し、獨立せる國にして、現在有効なる約束に依て與へたる或制限を除いては、自から其行政を行ふの權利を有するものなり、本會議に於て此等の制限の或るものに就て之を除き、又は修正せん事は可能なることなれども、然かもそは他の特別の問題たるべきものなり

と尙議長は第一條に於て何等かの質議なきやを尋ね、若し無きに於ては、バルフォーア氏より第二條に關し質疑を提出せられんとする旨を宣告したり

之に對しカーネベック全權は

予は現に問題となりつゝある本決議案の性質に關し其一般的の性質を質問せんと欲す、卽ち本決議案は現在存しつゝある狀態を調査し而して本會議に於て之を取扱はんとするについての基礎と爲さんとするものなりや、或は又列國間の最終の宣言として爲さるゝものなりや否や、斯の如き宣言は列國間相互の間に何等かの義務を生ずべきものなりや、或は又單にそれ等の諸國各自と支那との間に義務を生ずべきものなりや、更に進んで將來或國に依て支那の主權又は行政の完全が脅されたる場合に、列國の採るべき態度は如何なるものなるべきや、予は此の點に關し明確なる意見を聽かん事を欲するも、若し議長にして今の場合は此質問を提起するに適當の時期にあらずとせらるゝに於ては、予は他日再び此問題を提起すべし

議長は之に答へて曰く

惟ふに本會議に於ては此會議より生ずべき如何なる協定に關しての問題に就ても、此際を以て妥當の時期にあらずと爲さゞるべし、但し現在にありては專ら之に關し何等かの進展を見んとしつゝあること、卽ち會議の意思なるべし、而して支那に關し種々の陳述、宣言等を一の決議案に集め、斯の如き決議を將來進むべき基礎として用ひんとしつゝあるものなり、尙本決議案に

して本會の容るゝ處となり、且各全權に於て希望せらるゝに於ては之を起草委員會に交附し之を以て協約にはあらざるも本會議の決議となさんと欲するものなり

次にヴィヴィアニ全權曰く

予は本決議案が過去と現在の間に如何なる區別を構成するものなるや、それは此兩者の間に一の限界線を引くものなるやを確かめん事を欲す、總ての諸國は何れも支那の保全を尊重すべき事に同意したり、既に過去に於ける種々の條約に於て此趣旨は確かめられ種々の約束を爲されたるものあり、此等の條約、約束等は將來に於ても其効力を存するものと解すべきや、又此等は何等修正を必要とせらるゝものにあらざるや、予は此等の狀態を次の如く理解す、個人的の約束及び一般的に採用せられたる制限に關しては之を妨ぐるものなく、又政府と政府の間に締結せられたる條約及び協約等に關しては無効とせられ、又は必然修正を加へられたるものと爲さるゝが如きことなきものなり、但し此等の條約取極は或場合に支那と列國との間の協定に依て修正を加へらるべきが、此の協定は支那と或一國との間のものとなさるべきや、支那と本會議に出席せる總ての國の間の協定となさるべきや、予は此點に關し完全なる意思諒解の一致ありや否やを知らん事を欲すルート全權之に答へて曰く

此決議案は、條約又は支那に對する意思表示を豫期したるにあらず、寧ろ支那以外の列國が過去に於て覺書若くは宣言等の種々の取交せに依て示したる同一の意嚮を表示せんとしたるものなり、更に又此等の各種の覺書、宣言等に關し同一の立場に立ちたる國民にして斯る約束を爲す事を欲せざるものありや否やを知らんとするの希望を含めて、現在に於ける希望及び目的を表示せんとしたるものなり、而して此決議案は吾々が總て過去に於て繰り返し明かにしたる支那の主權の承認及び其保全を基礎となしたり、尙其協定を爲すに就ては支那の力及び權力を含ましめたるものなり、支那が自由に協約を結び許與を爲し、又は條約を締結したる場合には彼の主權を尊重する結果は其有効にして責任ある行動を尊重せしむることゝなるものとす、尙本決議案は支那を助けんとする一般の希望を表示する外一獨立國としての何れの國の權利又は權限をも剝奪せんとするものにあらず、從つて本協約は如何なる全權が支那の利益の爲に修正を加ふるにより、支那を助けんとするも之を妨げんとするものにあらざるなり、例へば支那は其關稅に關し既に種々の協定を遂げたり、予は個人として云へば切に支那の關稅收入を增加せん事を欲するものなり、支那は其關稅を五分に限られたり、今や此等の制限を加へつゝある條約の尊重を含み支那の行政の完全を認むることゝなるものなり、但し予は總ての諸國が此等の條約の修正を許し、斯くて支那の關稅を增加し其收入を增大し以て支那を助けん事を切望するものなり

次にバルフォーア全權は決議案の第二條に關し質問して曰く

予は決議案第二條の最後の二行の文字、卽ち「其古く且つ永續したる帝政々治より變革せんとする途中に起りつゝある困難に打ち勝つ爲」の字句に就て質問を提起せんと欲す、英國政府を代表する予の同僚の一全權は此等の語は或一の政體を以て其他の政體よりも優るものなりとの意思を表示するものと解せらるべきものなりといへり、予及び予の同僚たる英帝國の全權は總て古き專制々度に代ふるに民主政體を以てするに同意するものなれども、然かも吾々は支那國民が自から其治下に棲息すべく或政體を採ることに關し何等かの干涉を加ふる事に反對するものなり、予の信ずる處によれば此等の語句は必要にあらず、爲に困難を惹起すべきものとも思はる」と

ルート全權も之に對し、此等の語句は必要にならずと云ふことに同意し、更に予は或一の政體又は其他のものに關して何等かの意思を表示せんとしたるにあらず、單に爲されたる變革に觸れんとしたるのみなりと述べて其眞意を說明し、更に簡單に或國が其永く續きたる政體より他の政體に變更せられんとする際に於ける困難なる事情を述べ、予は支那を助けん爲の協定を得ん事を希望するものにして此等の語句を除くことに就ては全然同意を表するものなりと述べたり

議長は第二項に關して論議なければ更に第三項に進むべき旨を宣告したり

シャンゼル全權は第三項及び四項に關して質疑ありとて第三項中「吾々の力の及ぶ限り」なる一句は完全なる機會均等主義に對する列國の意思表示を弱むるものなるやに感せらる、故に之を削除しては如何、更に第四項に就ては既に存在する權利を削減すべきことに關する要求と、新たなる特權に關する要求との間には區別を置く事を相當なりと信ず、予の考によれば第四項は斯の如き要求を拒むものにあらずと思はるゝも、併し此條項の下に於て或一國は現在の狀態の下にありて何等かの特權を要求し得べきや否や、此事を明かにせんと欲すルート全權之に答へて曰く

吾々の力の及ぶ限りにとの字句は如何なる國家も其權能以外の何事をも爲しつゝあるにあらずとの意味を曖昧ならしめんが爲に各國各自の個々の權能を嚴格に表示せんとしたるものなり、支那に利害關係を有する諸國の間に一束の宣言のなされたるは、一八九九年に於ける國務卿ヘーの提議に據るものにして、該宣言は利益範圍を有する諸國に對し次の諸項に同意せんことを求めたるものなり

一、支那に於て利益範圍の如きものを有する國は利益範圍又は租借地內に於て他の國の條約上有する權利を害せざる事

二、支那の現に行はれつゝある稅則は斯かる地域にある諸港にありても又如何なる貨物に對しても均しく

適用せらるべき事

三、各國共に斯かる利益範圍にありても港稅、汽車賃の如き總て均等なるべき事を約する事

シャンゼル全權の質問せられたる處は予の表示したる意思のみに限られたるも、然かも此事實を述ぶることに依て同宣言に對する說明となすことを得べしと信ず

次に英國のバルフォーア全權曰く

予は第三項を次の如く修正することに依りルート氏の表示せんとしたる政策を一層明かにし得べしと信ず、卽ち

支那の全領土內に於て總ての國民の商工業上に於ける機會均等の主義を確立し且つ維持するが爲に其力を用ゆる事

と、而して本修正案は可決せられたり

次にシャンゼル全權の質問は第四項に關係したりしを以て、それより其問題に移れり、ルート全權曰く

此條項は決してシャンゼル氏に對し干涉し又は彼自身が支那に到りて特權を求めんとするを妨げんとするものにあらず、何となれば本條は特に其他のものゝ權利を縮少するが如き特權に關するものにして如何なるものと雖も其他のものが既に獲得せる權利を侵害するが如き事を企てざることを期したるものなり

と、次いで abridge なる語に關する議論行はれ、サルモンド全權は infringe の意味なりや否やを質問したり、之に對しルート氏曰く「此の語は reluce 又は diminish の意味を有するものにして、其他のものが現に有し又は將來に於て有する權利を侵害するが如き權利を得ることを指して云へるなり」と

此時議長は意見を述べて曰く

權利の損傷とは概して云へば個人の特に有する權利に及ぶものにあらず、何んとなれば國家は國家自身又は其國民がそれ以上の權利を得べきことを認めらるゝ條約を有す、然るに或特種の場合には支那より保證せられ及び此等の條約に依て保護せらるゝよりも更に廣く且つ其範圍を超えたるものあることあり、或一國が其他の國の國民が支那政府との有效なる條項により既に得たる權利を害する如き權利を得んとすることは卽ち權利を損傷せんとするものなりと稱すべきなり」と

次にバルフォーア全權曰く

予はルート氏の決議案に據り其第三條は支那に於ける門戶開放主義を規定し、第四條は各國が個々に支那より得たる特殊の權利に關するものなる事を了解す、而して余は更に此の條文に依つて或國又は個人が既に與へられたる如何なる權利に就ても何れの國も之を妨げんとするものに非ざることを了解す、若し此の了解にして誤りなくんば此草案の用語は正確にして且つ十分なるものなりと信ず、併し予は第四條中の安全(security)なる文字の意味を了解するに苦しむ、例へば或國の安全を如何にして有效にせらるべきや

之に對してヒューズ議長より說明を與へ其結果バルフォ

ー ア氏は其後者の論評を撤回したり、それより議長は更に異議を有する者なきや否やを問ひたる後、今迄に加へられたる修正は次の如きものなる旨を明かにしたり

第二條中の「確實なる政府」より以下の文句を削除すること

第三條に於て「世界の平和の爲に吾々の力の許す範圍内に」の一句の次に「且之れを維持する爲に其力を用ゆる事」の一節を加ふること

顧全權之れに次いで曰く

支那は本決議の調印國の内に加はらざらんとするなれども、其前文を次の如く修正せん事を提議す

これ本會議に集まり本決議に署名せる、米國、白耳義、英帝國、佛蘭西、伊太利、日本、和蘭及び葡萄牙の諸國の熱心なる希望なり」と

此修正意見は直ちに採用せらる、それより何人も異議を提出する者なかりしを以て議長は各全權の氏名を點呼し其諾否を尋ねたる後、各全權委員共何れも之に贊成したるを以て其結果決議案は成立するに至りたり、修正せられたる決議案の全文次の如し

本會議に出席したる列國卽ち北米合衆國、英帝國、佛國、伊國、日本、白耳義、和蘭及葡萄牙は次の諸項を確守すべき斷乎たる決意を有す

第一　支那の主權獨立及び領土的竝に行政的保全を尊重する事

第二　支那が有力にして且つ基礎鞏固なる政府を完全に支持する爲め支那に對し十分にして且つ無制限なる機會を與ふる事

第三　支那全土に亘る各國民の商工業上に於ける機會均等主義を有效に樹立し且つ之を支持する爲めに努力する事

第四　友好國の國民若くは市民の權利を損傷するの恐れある特權若しくは特別の利益を現下の事態に乘じて獲得せざる事並に右等友好國の安全に有害なる行動を容認せざる事

第四回會議

十一月二十二日午前十一時開會

原則の決議と支那希望條項

會議の劈頭に當り議長は「支那に關し本會議に於ては各國の一致を以て前回の會議に於て四ヶ條の主義を決定したり」とて該決議の第一條と齟の支那全權委員より提出したる支那の提案の第一項の甲を朗讀したる後曰く

此 respect なる語に關しては多少の問題あり observe, respect の兩者の意味は respect の一語によつて表示せらるゝものとせん、而して希望條項の第一項の甲の含める主義を持てる決議案は、既に採用せられたり、希望條項第一項の乙は諸列國が個々に支那に對して爲すべき事に對する支那政府の政策及び希望の表示に過ぎず、從つて之に就て論議するの必要なし、支那の希望

條項の次の一項たる、卽ち其第五項の所謂領土及行政の完全の問題に就ては支那は支那の行政に現在加へられつゝある諸種の制限を能ふ限り速に撤廢せん事を求めたり、固より本會議に集まれる列國は此支那の希望に對し正式に同意を與ふるに吝かならざるべし、然れども之が爲には列國は先づ現在存在しつゝある制限中の如何なる權利を撤廢せん事を希望しつゝあるやを知らざるべからず、支那は先づ如何なる種類の撤廢を求めんとするものなるやを示すべきなり、支那に於て之を提示せんか從つて之に關する論議の機會を生ずべく、若しそれに對し直ちに列國の同意を得ば之を記錄すべし、又或場合には更に之に關し考慮を加ふるが爲に其延期を爲すを得べく、又時には其方針に就てにあらざるも明確なる事實に就ての報告を得んが爲に之を專門委員の會議に附する事あるべし、斯の如くして議長は會議の進行を計らんと欲す」と

此議長の宣言に對し、支那の施全權委員は其意見を述べて曰く

此支那の希望條項中の第一項の乙は支那が過去に於て各國に對し個々に與へたる問題に就て總ての特殊の宣言を含む一般的の宣言を爲さんと欲したるものなり、支那の十ケ條の希望條件は總て米國政府の提示したる暫定の會議目錄に從て提出したるものにして、此希望條項に從て順次會議を繼續し、先づ一般的の主義を定め然る後此等の主義を特殊の場合に適用せしめん事を欲す、支那は今列國に向つて先づ或一般的の主義の贊成を請はんとしつゝあるものなり

議長は之に答へて曰く

予の提議は昨日の會議に於て適用せらるべき一般原則の決定を見たりとの意見より出發したるものなり、然れども予は決して一般原則に關する今後の討論を毫も妨害せんとするものにあらず、併し予は施全權は更に進んでの論議に於て、斯の如き一般條項を或特殊の問題に適用せんとするの意思を有するものにあらざるやを推す、例へば支那の希望條項の第五項に關し、支那は如何なる特殊の制限を撤廢せんことを希望しつゝあるものなるやを本會議に集まれる全權にして知るにあらざれば、如何にして一般的の討論を爲すことを得べきや、更に又如何なる事實を以て斯の如き制限と認めつゝあるやをも知る事を要す、予の提議は全く討論の進行を計らんがためなり

施全權曰く

前日の會議に於て表示せられたる一般的の主義は幾分宛相互に相關聯せるものなり、故に其或一つのものを採つて他のものと全く分離して取扱はんことは困難なり、例へば支那の希望條項中の第五項と第八項と既に決定せられたるところと自然的に同一の範圍內に屬するものなり

次にバルフォーア曰く

予は全く議長の提案せられたる會議の進行方法に同感

なり、施全權委員が此等の各種の問題は相互に關聯し個々に之を切り離して論議することの困難なるを述べられたるは全く事實なり、然しながら若し本會議に於て單に一般的の事に就て取扱ふに於ては、爲に午前中を空費するに至るべし、而して本會議に於て一刻も速かに細目に入るに於ては、それだけ速に實際上の結論に到達することを得べし、本會議に於ては既に一般的の問題に就ては討論をなし、其結果或一致點を見出し得たるものにして、之を更にこれ以上に完全ならしむることは能はず、更に問題は既に終結を告げたるものなり、而して今や問題は如何にして此等の主義を實際上の問題に當て嵌むべきやにあり、故に予は議長の提議に從ひ、其順序に依て速に會議を進行せしめん事を望む

之に次で支那の顧全權立ちて曰く

予は單なる一般的の原則の協定は其實際上の問題に對して之を適用することと程然かく重要なるものに非ずとなす點に於てバルフォーア氏と全く同一意見なり、併し本會議前に於ける狀態は其外見程込み入れるものにあらざりき、支那全權委員は若し本會議に於て次の諒解を與へらるゝに於ては專門的の決議の討論に向つて進まんことを希望するものなり、卽ちまづ、第一に爨の數々條の主義の採用は一般的の主義に關する問題の討論を打ち切りたるものにあらず、第二に支那の提議條項中の最後の二項を除く以外の其他の主義は爰に採用せられたる四項の決議と同一種類に屬すべきものにして、從て其決議中に包含せらるゝものなること

之に對し議長答へて曰く

予の信ずるところに據れば予は顧全權委員の解釋と極めて僅少の差ある解釋を爲すものなり、卽ち予は一般的の討論を爲し然る後に米國の提出したる會議目錄の順序に從て特殊の問題に進まんと欲するものなり、而して一般的の討議の結果本會議に於ては一の決議を採用せんとしつゝあること明かになりたるものなり、而して支那全權委員の陳述したる希望條項の第一項の甲及び乙、第三項、第五項、第八項の支那の領土及び行政の完全に關する問題は既に本會議に於ては之を一の一般的の主義として採用するに決したり、而して米國の討議目錄のC及Dの卽ち門戶開放主義及び各種讓與に關するものは支那の希望條項の第二項第六項第七項に相當するものなり、故に本會議に於ては一般的の主義の問題として門戶開放主義に關しては之以上に論議する事能はず、討議目錄のGは自然的に支那の希望條項の第四項を提議せしむべきものなり、然し其希望條項の第九及び第十の兩項は特に支那に關するものにあらず、遠からざる後に其一般的適用の場合を生ずべし、次に予の信ずる處に據れば本會議に於ては支那の希望條項の各項が前日決定せられたる決議の主義中に悉く包含せらるゝものなりとの解釋に對しては同意を與へざるべし、蓋し此兩者は別々のものにして同一のものにあらざればなり、併し予は如何なる點に就ても支那

又は其他の國より提議せらるべき問題に就ての論議を禁せんとするものにあらざることを明かにせんと欲す

此議長の宣言に對しては支那全權を含む各國の全權委員何れも之に同意したり、依て議長は支那の領土及行政の完全の問題に關し其一般原則は既に決定せられ、支那の希望條項中の第一項の乙に關して論議を爲すものなりとの了解を以て其討議を繼續せん事を希望すと宣言し、ブライアン氏より此問題に關し意見の陳述あるべき旨を告ぐ、茲に於てブライアン全權立て曰く

予は議長の示したる會議の進行方法に全く同意なり、本會議は前日採用せられたる處の決議を基礎として其進行を爲すべきものなり、此場合其進行を遲延せしむるが如き異論を挿む必要なし、斯の如くんば遂に何等の決定をも見出すこと能はざるべし、本會議に於ては能ふべき限り特種の問題に關し其決定を爲すべく進行せしむるを可なりと信ず、若し其問題中直に決定を見る能はざる困難なる問題ある時は之を特別の委員會に移し、該委員會をして本會議に於ける討論の便宜の爲に決議案の起草を爲さしむれば可なり

議長は「支那の希望條項の第一項の乙に關し異論なければ次に其第五項を附議すべく、先づ支那は如何なる制限を撤去せんとするものなるやの説明を求むべし」と宣告せり、此時ブライアン全權は支那の提案中の第一項の乙に關しては本會議に於て之を承諾するものなりや或は拒絶するものなりやを質問し、議長は諸委員の承認を得たるものなりと信ずるも更に其諾否を確むべしとて各委員に諮りたるに何れも同意したるを以て議長は其採擇せられたる旨を宣言したり

支那關稅問題提議

次にアンダーウッド全權立て曰く

本會議に於ては既に支那政府の主權及び支那の領土保全に關する主義に就て決定を見たり、然れども或政府にして十分なる歳入を持つにあらずんば其外部より來る障碍を防ぐに足る程の强力を有する能はざるは明かなることなり、支那は現に其十分なる歳入を擧ぐるが爲に極めて困難なる狀態にあり、歳入の重なるものは關稅なれども、支那に於ては其收入は甚だ不十分なり、故に將來に於ける支那の稅關收入の財源及び額に關し何等かの方法を講ずることを必要とすべし、故に予は此問題に關し必要なる事實の調査を遂げん事を提議す、蓋し事實にして明かならざれば以て論議を爲すこと能はざればなり、故に予は此點に關し一の委員會を設け十分なる調査を遂げ其事實及び結論を報告せしめん事を提議す

之に對しバルフォーア全權其意見を述べて曰く

本會議に出席せられたる諸全權各位は支那の關稅問題調査の爲之を專門委員に委ぬべしとのアンダーウッド氏の提議に悉く贊成なるべしと信ず、予は此委員會

の權限は餘りに狹少ならざらんことを望む、英國政府は今より二十年前に於て支那の關稅を支那の國內通商の妨害たる釐金稅を支那政府に於て廢止するに於ては、現在の五%を十二・五%迄增加せんことの承諾を與へたり、斯の如き問題も該委員會の調査の範圍內に含ましめん事を望む、尙予は支那の稅關收入の增加に關する方法は支那の一般行政の發展の爲になさるべき事をも閑却せざらんことを希望す、支那が現に苦しみつゝある困難は既に議長が再三述べられたるが如く、疑もなく更に他の幾多の困難を惹起しつゝあるものなり、故に關稅問題に附隨したる離るべからざる問題として、此問題をも該委員會の權限より除外せざらんことを希望す、故に予は本委員會の活動の範圍を單に技術的の問題のみに局限せざらん事を希望す

之に對し議長曰く

只今バルフォーア全權の述べられたるところは極めて適切なる事柄にして且つ今迄の進行と調和するものなり、本會議の討議すべき問題としては十分なる歲入を得せしむるより重大なるものあることなし、此問題に關しては一は歲入の問題を取扱ひ、又他は稅關の問題を取扱ふべく二つの委員會を設くる事をなさず、此歲入に關する總ての問題を取扱ふ爲に單一の委員會を組織せんとす、而して此問題に就ては最も有力なる專門委員をして十分なる調査研究をなさしむる事を要するを以て各國全權に於ては其意味を以て委員の任命をなされんことを望む

次にシャンゼル全權曰く

伊太利全權委員はアンダーウッド氏より提議せられ且つ議長に依て採擇せられたる專門的の調査を爲す事に關し全然同意を表す、然れども予は此委員會たるや專門委員及び全權委員の兩者を混入することなく、單に專門委員のみを以て組織せられんことを望む、蓋し斯の如くする時は十分に責任の所在を明かにし得べきを以てなり、尙專門委員は一國より二名宛を任命することゝせん

次にサローア全權曰く

予はアンダーウッド氏の提案の極めて重要なる事を認め、此財政上の問題を調査せしめんが爲め、專門委員の會議を設けんとする趣旨に同意を表す、然れども予は之に關する論議は局限せらるゝことなく極めて廣き範圍に亘つて爲されんことを望む、本會議に於ては支那全權委員が第五項として揭げたる其意味を明にせんことを望むものなり、會議に於ては常に現在の事實に基いて研究することを要す、支那は五十年六十年の間に列國に對し各種の讓與を爲し其內には或は領土上の性質を含むものあり、又行政上の性質を含むものあり、而して支那が恢復せんとするは此等の權利中の眹れのものなるや、先づ其一例を治外法權の問題に採て論せんに、列國が之が廢棄を難しとなすの一の理由は、支那に於て其國民の生命財產の保護に關する保障をなし得

ろや否やを疑ふ爲にして、支那は果して之に關し十分なる保障を與へ得べきや、疑もなく財政上の問題は極めて重要なるものにして且つ其他の問題の鍵とも云はるべきものなり、何となれば之に關する決定の如何は支那政府の安定を保つや否やに重要の關係を有するものなればなり、然れども其討議をなすに先だち先づ第五項の明確なる意味を知らんことを欲す

之に對し議長曰く

サロー全權の陳述は予の意見と全く同一なり、予は支那の希望條項の第五項に關し討議を爲さんことを欲せざりき、蓋し本會議に於ては之に關し支那自身は如何なる事を希望しつゝありやを明かにせざるに於ては、之を取扱ふこと能はざるなり、然しながら本會議に於て此稅率の問題を論議するに當り、何れも支那の歲入に關し或る制限の存することを知れるを以て、アンダーウッド氏は先づ此問題を提出し、これより進行せん事を提議せられたるなり、議長の信ずるところによれば、此提議はサロー氏の言と衝突するものにあらず、現在問題となりつゝあるは支那に於ける歲入の問題を調査せんが爲め、各國より二名以內の專門委員の任命となすべき事なり

此時顧全權立て意見を述べて曰く

支那の歲入の問題は最も重要なる問題の一なり、而してアンダーウッド氏の提議は會議の進行を速かならしめるが爲に必要なりとしてなされたるものなり、然れどもこれと同時に予はサロー氏に依て提議せられたる處も、論理上又感情上會議の進行を更に速かならしむべきものなりと信ず、支那の今日の狀態は決して短時日の間に持ち來されたるものにあらず、實に過去八十年間の種々の事實の結果なり、而して此等の狀態は當時支那が自由に其意思を發表すること能はざりし時代に結ばれたる條約に基くものなり、而して支那の今日の狀態は單に支那の將來に對し極めて危險なるのみならず、實に極東の平和に對する不安の因たるものなり、支那も其過去八十年間に於ける累積せる結果を本會議に於て悉く除かんとすることの困難なるは十分に之を知れり、然れ共支那の全權委員は支那と此會議に集まれる諸國並に其他の締盟各國との間の關係を安定せしめんが爲に極力盡力することの必要なるを感するものなりサロー氏の意見は支那全權委員のそれと相一致するものなり、支那全權委員は實は本會議に於て其總てのものに就て、直ちに或決定を求めんとするの目的にあらざるも、本會議に列なれる列國と支那とが立つところの其根本の基礎を明かにせしめんが爲に、本會議に於て論議せんと欲する詳細なる問題の目錄を用意せり、而して其二つの重要なる點卽ち支那全權委員が如何に誇張せんとするも誇張し過ぐることなかるべきところのものは次の二點なり

一、支那の行政及び領土上のの完全に關し將來に於て今日以上の蠶食を爲すことを止め、將來の保證に關

し茲に明かなる一線を劃する事

二、支那が其主權を行使する上に現在存在しつゝある各種の制限、障碍を能ふべきだけ多く撤廢すべく熱心なる努力をなすべき事

昨日採用せられたる決議は、明かに支那の將來に關する保證を與ふるものなり、然しながら支那の現在の狀態に關しても之を修正するの見地を以て調査することを必要とす、蓋し斯の如き方法を採ることは支那の一般的利益を增進するのみならず、極東の平和を促進するものなればなり、此見地に基き支那全權委員は本會議に對し正確なる此等の問題の目錄を提出することを許されんことを望む、其目錄は大體に於て次の二種に區別せらるべきものなり

一、關稅、治外法權等の如く契約又は條約上の基礎に基ける制限

二、支那政府が同意を與へざる支那國內に於ける外國郵便局の存在、支那領土內の或地域に於ける外國軍隊の駐屯及び支那國內に於ける外國無線電信の設置の如く何等條約上の基礎に基かざるもの

此等の問題は次の會議に於て之を提出すべし、本日の會議に於ては若し會議に於て之を欲するに於ては支那全權委員は關稅自主權問題に就て論議せんと欲す、之が爲に小委員會の設置は必要なる手段と信ず、而して支那關稅の問題に就ては政治上と專門的との二つの問題あり、其專門的の問題に就ては專門委員の調査に委すべきも政治上の問題に就ては本會議に於ける一般的の討議を特に必要なりと信ず、若し本會議に於て希望せらるゝに於ては予は關稅問題に關する其一般的問題に關し陳述書を提出すべし

之に對し議長は支那全權委員にして此問題又は其他の問題に就て陳述書を提出せられんとするは何等の妨げなしと告げたり

次にロバートボルデン氏曰く

予はアンダーウッド氏の爲したる提議は前日に於て採用せられたる第二條の決議を實際に適用せんとするものなりと理解す、有力なる政府を得る爲に十分なる歲入を必要とすとなすは極めて適當なる意見なり、而して此問題は之を小委員會の討議に移し、其研究の結果に從て本委員會に於て討議をなし、更に十分の知識を得、或る協定に到達せんことは望ましき事なり、此事たるや支那の立場よりすれば最も望ましきことなるべし且つ此提議は支那全權委員の希望と衝突するものにあらざるべし、支那全權委員の陳述書を得ることは必要なるべきが之と同時に竝に提案せられたる委員の任命をもなされんことを望む

次にロッヂ全權曰く

予はボルデン氏の述べられたる支那全權委員の如何なる說明をも妨ぐることなく、只此問題を進行せしめんとすることに同意す、只予は此小委員會の委員たるや其委せられたる事業を爲すに適せる人にして、今後提

出せらるべき種々の問題を取扱ふに堪ゆる人なるべきことを要することを主張す、故に此小委員會は各國より一人の委員を出し之を補助せんとする專門委員は隨意に之に出席し得ることゝせば如何

之に對し議長は委員の任命に關して別に異議なきやを問ひ、白耳義全權委員は、白耳義は僅かに一人の全權委員のみなるを以て臨時に他の者をして小委員會に出席せしむべき旨を計り全會の同意を得たり

次に支那全權より其陳述書の提出時期に關する報告あり議長は此小委員會に對しては其問題の範圍を限らず該委員會の委員に於て適宜に之を按排すべき旨を報告し、日本全權加藤男爵より其一全權委員は病中なるを以て臨時に他の代理者を送ることあるべき旨を述べ之れ亦全會の同意を得たり、それより支那全權委員より提出すべき說明書に就て二三の質問應答ありて散會

第五回會議

十一月二十三日午後三時三十分開會

支那關稅問題

ヒューズ議長は支那稅關問題の討議に入り、議事の能率を擧ぐる爲め、僭越ながら自己の一存を以つて、支那全權に對し、全部の問題を一括して提出する事を避くる事、及び一般的の討論と錯綜せしむる事なく一時に一問宛提出する事を懇請せり、各位に於て異議なきに於ては此了解の下に議事の進行を計り度しと宣告せり

顧氏は支那全權として陳述して曰く

當時の間、委員會の注意を極めて重要なる問題即ち關稅自主の問題に向けられん事を希望す、一八四二年以前は、支那は關稅を決定する十分なる權利を享有し居りたり、然るに同年以後引續き數年の間に、支那は英佛米の諸國と條約を締結し、其等の條約の結果として初めて此完全なる權利の上に制限を加へらるる事となりたり、五%の從價稅の原則が其際設定せられ、爾後關稅定率表は當時の物價を基礎として決定せられ居りたり、一八五八年より以前の數年の間に、物價は低下し來りたる爲め、實際に徵收せらるゝ五%の關稅は、規定の五%よりも高率に當る事となりたり、茲に於て締盟列强より改正の要求提出せられ、一八五八年に其成立を見たり、併しながら、同年より一九〇二年迄、物價は漸次昂騰し、支那政府は實際は五%より少き稅率の稅を收め居りたるに止りしも、列强に對し稅率改正の要求をなさゞりき、支那政府が當時改正を要求せざりし理由は、只政府の經費は比較的少くして、徵收せられたる收入は少額なりしも、尙以つて經費を償ふに足りたるに依りしものなるべし

一九〇二年に至り團匪事件の結果として、一九〇一年の上諭に依り生じたる、新しき義務に應ずる爲めに、十分なる收入を得んとして爲に稅率の改正を見たり、然れども其改正關稅の稅率は當時の物價を考慮に入る

る事なく一八九七年乃至一八九九年の平均物價を基礎として算出せられたり、而て此の增加せられたる稅率により徵收せられたる歲入は、賠償義務に辛じて應ずるを得たるに止りたり、一九一二年に至り、更に、稅率を現實の物價に調和して高めんとする改正企てられたり、然るに本計畫は關係十六七箇國より一樣なる同意を得る事能はざりしため失敗に歸したり、其以來前後六年に亘る交涉の後、一九一八年に至り辛じて一の改正成立せり、本改正は實際に稅率を五%に高めんとする目的を以つて企てられたるものなるも、實際に現れたる結果は、(之は現行關稅なり)現實の物價に比し三・五%に當るに過ぎざる結果に止まれり

更に顧全世は關稅自主の權利を支那に回收し度しとの希望を述べ、彼は先づ支那に於ける現在の制度は、支那が欲する儘に關稅を定むるの主權——世界各國の享有せる權利の侵害たるものなりと述べ更に陳述を續けて曰く

現在の制度は支那より列强と互惠主義の協定を爲すの權利を剝奪するものにして、對等及び相互の主義に反するものなり、支那に輸入せらるる外國物資は五%の輸入稅を課せらるるに止るに反し、諸外國に輸入せらるる支那物資は最高稅率の關稅を支拂はざる可らず、例へば英國に輸入せらるる支那茶は一封度につき一志(茶一封度の價は約四志なるを以つて二十五%に當る)日本に輸入せらるる支那煙草は三百五十%、同じく生糸は三十%、合衆國に輸入せらるる精製絹糸は二十五乃至六十%の稅を支拂はざる可らず、斯る制度は支那の輸出貿易と支那の經濟的發展とに對し重大なる妨害をなすものなり

次に支那が奢侈品と生活必需品との間の稅率に差別を設くるの自由を有せずして、總ての種類の商品に對し劃一的の稅率を以つて課稅する事は明かに不利益なる事なり、例へば機械類其他之に類する支那に採り緊要な商品に對しては低率の關稅を課し、之に反し、紙卷煙草葉卷煙草の如き奢侈品に對しは收入を增加し、並に之等の奢侈品の使用が人民の道德及び社會的慣習に及ぼす有害なる影響を減じ、若くは妨止する爲めに一層高率の關稅を課す可きものなり、故に支那關稅は支那人民の經濟的及び社會的並に財政上の必要を考慮に入れられずして制定せられしものなるを以つて、科學的のものに非ずと云はざる可らず

現在の關稅制度は、支那の國庫に對し、重大なる歲入の不足を來し居れり、關稅收入は一國歲入の最重要なる財源の一を形成するものなり、例へば英國に於ては全歲入の十二%佛國に於ては十五%合衆國に於ては三十五%が關稅收入なり(若し之等の數字が今日現在の數字と異る點あらば是正せられん事を望む)然るに支那に於ては關稅收入は約百年の間國家の歲入の比較的瑣々たる部分を占め居れり、支那の關稅收入の大部分は、之を擔保として起されたる各種の外國借款の元利の償却に充當せられ居り而て此事實は又政府の經費の

不足を告ぐる原因となり居れり

現行關稅制度の下に於ては、關稅を改正する事は、現實五%に相當する丈けに稅率を引き上げんとするが如き極めて妥當なる計畫すらも非常に困難なり、一九〇二年の關稅改正は、四十四年間に於ける最初の改正なりき、其改正の結果は、輸入貨物の市價に比較し僅かに二・五%、卽ち關稅表が其時代に適合する樣に改正せられしならば當然徵取し得たりしなる可きものよりも二・五%少き稅率の引き上げを爲し得たるに止まれり、一九一八年の改正は六年間の交涉の後初めて實現し得たるものにして、一九一二年乃至一九一六年の平均物價に基き制定せられしものなるに依り、一九一八年の新關稅は僅かに三・五%に引き上げを爲し得たるに止りたり、約千五百萬兩の歲入の增加を生じたる此の現實五%の輸入稅も、支那政府の敎育、道路、建築物、衞生及び公共の幸福等の施設に對する費用を償ふには不十分なりき

支那は上述の理由に依り、列强に對し、支那の關稅獨立の回收に贊成せられん事を要求す、此要求を爲すに當り、支那政府は一般に效力あり滿足するものなりと考へられ居る現在の海關稅制度に干涉し、若くはそれを擔保とせる外國借款の償還に海關稅收入を充當する事を妨害せんとするが如き、何等の希望を懷き居らず只支那關稅の自主權を承認せられん事を要求する事に於て最も希望するは關稅率を確定し、貨物の種類に依り、稅率に高低を設くるの權利を得る事なり、然れども斯る新制度の設立には時を要す可きにより、相當の期間を經過するに非れば合意を見る事は困難なる可きを以て、其時期の到來する迄は一時最高稅率に付き合意を求め、其最高稅率の範圍內に於て支那は稅率に差別を設くる事、例へば奢侈品と必需品との間の稅率に差別を設くる十分なる自由を享有するが如き權限を得んと欲す、然れども最高稅率を決定する企に對する交涉すらも、數ケ月を要す可く、而て現在の支那の財政狀態は緊急の救濟を要するに依り、一九二二年一月一日以後は支那輸入關稅は一二・五%の稅率卽ち英支、米支、日支條約中に指示せられたる稅率に迄之れが引上を爲す事を提議せんと欲す

之れに對しピアース全權質問して曰く

他の三國に於ける關稅收入の中央政府の全歲入に對する割合を示さざる理由如何

顧全權は之に對し

輸入稅は概數國家の全歲入の十%に當ると記憶するも、此數字は尙ほ調査の上答辯すべし

と答へたり

次にロッヂ全權曰く

予の了解にして誤なくんば、顧全權は合衆國の關稅收入はその全歲入の三十五%に當る旨陳述したるも、實際に於ては昨年度の全歲入は四十五億弗にして、中關稅收入は三億五千萬弗なるにより、僅かに八%に當る

に止まる、本年は關稅收入は增加の見込なるも、尙ほ十五%に當るに過ぎざる可し

顧全權は、彼が擧げたる數字(三十五%)は戰前の時代の數字としても不正確なりやと反問し、ロッヂ全權は戰前のものとすれば一體に於て正確なりと答へたり

次にルート全權は、一九〇三年の米支條約は釐金廢止に關する條項を包含せる旨を陳述し、同條約第四條を朗讀せり、卽ち

支那國政府が運輸せらるる商品に釐金稅及其の他の賦金を課するの現行制度は貨物の自由運行を妨げ貿易の利益を害するものなる事を認め玆に釐金稅其の他の通過貨物に課せらるる賦金徵收の方法を撤廢し、通過貨物に課稅する他の官廳を設置せざる事を約す

釐金局及通過の貨物に課稅する他の稅局を撤廢したる後に於ては何等の形式を以てし又何等の名義を以てするも再び此種の稅局を復活せざるべき事は玆に明に確諾を爲す

ルート氏は續いて質問して曰く

一九〇二年及び一九〇三年の英支條約及び日支條約も亦同樣なる效力を有する箇條を包含し居りたる事及びそれ等の條約に於て十二·五%迄關稅率を引き上ぐる事は明かに釐金廢止に對する代償として全てられたるものなり、支那は釐金に關し如何なる提議を——若し有らば——爲さんとするものなりや

之に對し、顧全權は答へて曰く

釐金は支那の國內並に外國貿易に對する重き負擔にして、支那に於ける資產階級の人々は之が廢止を希望せり、關稅の獨立が承認せられ、釐金の廢止を償ふに足る可き關稅收入の增加に列國が同意する事可能ならば、支那は釐金を廢止すべし、尙ほ十二·五%に稅率を引上げんとする從來の提案にては、最早今日に在りては其增加せる國家の費用を支辨するに不十分也と思惟すと

議長は自己の參考に供し度しとて、現在の制度の下に於ては總ての釐金の代償となる可き二·五%の抵代稅が存せりと記憶するも之は一般に適用され居るや否やと質問せり

顧氏は之に對し答へて曰く

開港場に輸入せらるる外國商品は五%の輸入稅を課せられ、此上に二·五%の釐金稅に代るべき通過稅を納入するに於ては、支那の如何なる地にも自由に輸送し得べく、此制度は一般に廣く利用せられつゝありと

議長は、各全權に對し、此事實は支那の開港場以外の場所に輸入せらるゝ貨物は、附加稅と併せて七·五%の稅を賦課せらるゝに反し、開港場に輸入せらるる貨物は五%の稅を課せらるゝに止る事を意味せるものなる事を指摘し、此點は極めて專門的の部分なるを以つて他に議論なくば特別委員會に附託する事と致し度しと計りたり、尙此際カーテア全權は議事の進行に付き發言せり

次にアンダーウッド全權は

支那に於ける安定せる狀況は、支那と取引關係を有する各國民にとり有利なる事にて斯る狀況は望ましきものなり　原則として如何なる政府も收入なしには有效

なる活動を爲し得ざる事は疑なき事實なり、本會議に於て支那をして十分なる歳入を得せしむるの方途を考究するは則ち支那を鞏固なる國家たらしむるの基礎を造りつゝあるものなり、予は通過稅は輸入品に對する課稅金とは思考せず、合衆國も嘗て之と同種の稅を有し居りたる事あり、可及的に現存の貿易條件を混亂せしむる事を避くる事は必要なり、整理及び改正は既存の貿易の手續の混亂を避くる見地に於てなされざる可らざるが故に、現在の海關管理制度の效果に鑑み、絶對的に之を混亂せしむるが如き事無からん事を忠言せんとす

一二・五%と云ふが如き勝手なる稅率は、決定せらる可きものに非ず、然れども支那をして負債を償却するに十分なる丈けの歳入を得せしむるの變革は爲されざる可らず、徵收せられたる稅金は一仙たりとも實際に政府の經費に充當せられざる可らざる事は考慮に價する事なり、顧全權の支那は必需品に對するよりも奢侈品に對し多額の稅を課するの權利を有せざる可らずとの提議は合理的のものなり　然れども簡單にして複雜ならざる關稅の制定を希望す、終りに支那政府の經費を明白に示されん事を希望す、蓋し關稅の徵收はその經費の多寡に應じ變更せられざる可らざるが故なり

議長は更に他に發言者無きや否やを確めたるも、何人も發言する者無かりしを以つて、關稅の問題は小委員會に附託し左の人々を小委員に指命する旨宣告せり

合衆國　Senator Anderwood.（委員長）
白　國　Baron de Cartier, M. Cattier（隨時交替す）
英　國　Sir Robert Borden, Sir John Jordan.（隨時交替す）
支　那　顧維鈞
佛　國　M. Sarraut.
伊　國　Senator Albertini, Signor Vicenzo Fileti（隨時交替す）
日　本　埴原正直
和　蘭　Jonkheer Beerarts van Blokaend.
葡　國　Capt. Vasconcellos.

議長はそれより、支那全權に對し、列國委員に於て議事準備の都合もある可きに依り、次回の委員會に於ては如何なる問題を議せんと欲するか、此際參考として陳べられたしと要求せり

顧全權は之に對し、治外法權の問題を議し、尙ほ時間に餘裕あらば、租借地の問題を議し度しと陳べたり

第六回會議

十一月二十五日午前十一時開會

治外法權問題

先づ議長よりバルフォーア氏に關するワシントン、ポストの誤報に關し釋明する處あり、之に對しバルフォーア氏より謝意を表せり

議長は支那の提案第五項の支那の行政自由の上に存する制限に關する問題を討議する旨を宣告せり

王委員は治外法權に關する支那の意見を陳述して曰く

支那に於ける治外法權は遠く支那が外國と條約關係を開始せる當初より存するものなり、之は明に一八四四年の米支條約中に明定せられ、爾來同樣なる規程が他の列强との條約中に挿入せらるる事となりたり、之等の治外法權の權利は、僅かに五箇の開港場——卽ち外國人が住居し貿易を營む事を得たる場所——の存せしに止る時代に於て許されたる權利なり、然るに今や五十の條約に基く開港場と、之と同數の支那の立法權に依り外國貿易の爲めに開かれたる場所と存せり、之は支那の領域內に於ける支那が何等の權力を行使し得ざる人々の數の絕えざる增加を意味するものなり、此變則の狀況の爲めに地方官憲は非常なる不利益を受け居れり、而て若も支那の領土及行政上の完全なる權利を毀損する事が繼續せらる可きものに非ずとせば、此問題は可及的速に解決せられざる可からず

尙王委員は治外法權に對する重大なる反對の理由の二三を指摘すべしとて、述べて曰く

一、第一に治外法權は支那の主權を毀損するものなり而て支那國民は非常なる國辱と考へ居れり

二、同一地域內に多樣の裁判所が存在する事となり、而て斯る裁判所間の相互の關係は、老練なる法律家並に一般民衆を困惑せしむる法律關係を生せり

三、法律の不確實なる事よりして、種々の不利益を生ず、一般原則として、一定の事件に適用せらる可き法律は被告の屬する國籍の國の法律とせられ居るを以て、例へば國籍を異にするXとYとの間の商業取引に於て當事者の權利及び義務はXが初めにYを訴へたるかYが始めにXを訴へたるかに依り異らざるを得ず

四、外國人が被告なる民事若くは刑事の訴訟の起りし場合には、之等の事件は最近接地の領事裁判所に送致せられざる可らず、而て場合によりては數哩を隔て居る事も有り得べく、斯くて實際上は必要なる證人の出廷を求むる事を得ず、若くは其他の必要なる證據を提出する事を得ざるに至る事屢々有り

五、最後に支那に於ける外國人が、治外法權の下に隱れ、支那國民が支拂を要求せらるる地方稅及び消費稅の免除を要求する事は、支那に執り一層不利益なる事なり、永年間支那に居住し活動し居りたるロバートハートは其の著書"These from the Land of Sinim"に於て「治外法權條款は、支那人の官吏を或る困難なる義務より免れしめたるやも知られざれども、併しながら之は常に不快にして屈辱的のものなりと考へられ、且常に國民をして、一面に於て自國の政府及び官吏を輕侮し、他面に於て自國の支配を免れ居る外國人を羨望し嫌惡するの結果となり、徐々に國家の紀綱を頽廢するの傾向を助長するものな

り」と云へり

此制度が撤廢せらるゝか若くは實質的に變更せらるる迄は、支那にとり全領域を外國貿易に開く事は不得策なる可し、現存せる制度の惡制度なる事は、英國は一九〇二年、日本及び米國は一九〇三年、何れも一定の條件の下に治外法權を放棄する事を約したるに徹するも明白なり、之等の條約の締結以來既に二十年を經過し、而て支那の法律の狀態は、支那が到達す可く豫期せられ居る標準に達したるや否やに關しては、議論の存する處なる可きも、支那が法律改正の行程に於て大進步を爲したる事は少くとも否定し能はざる事なり其證據として二三の實例を擧げん、一九〇四年以來法律制度取調委員會設置せられたり、五法典は既に準備せられ、其中には既に實施せられ居るものもあり、卽ち(一)民法典は改正中に屬す、(二)刑法典は一九一二年以來實施せられ居れり、(三)民事訴訟法典及び(四)刑事訴訟法典は最近發布せられ、而て(五)商法典は其一部分は實施せられ居れり

之等の諸法典は外國の專門家の助力を受けて準備せられしものにして、近世法理學の原則の上に基礎を有するものなり、多數の補充法の中にて特に注意するに足るものは「外國法適用に關する規則」と稱する一九一八年の一法律なり、之は國際私法に關する事項を規定せしものにして、之等の規則の下に於て、外國法の十分なる適用が許され居れり、尙此外一九一〇年に設立せられたる新制度の裁判所あり、裁判官は總て近世式の老練なる法律家にして、何人と雖も必要なる法律の素養を有するに非れば裁判官に任命せらるる事を得ず以上は支那に於て爲されたる改革の二三の例證なり、今日の支那は英國が支那に對し司法制度の改正を慫慂したる二十年前の支那に非ず、況んや支那は治外法權が締盟列强に初めて許されたる八十年前の支那に非ず予が之等の觀察を爲したるは、直ちに完全に治外法權を廢棄せん事を求むる目的を以つてには非ず、進步に向つて最初の第一步をとる事に於て、支那と協力せられん事を列强に懇願し、其結果として何れの方面より見るも外國人に對しても、支那國民に執りても、共に不滿足なる現行制度を撤廢せむとする目的を以つて爲すものたり、本委員會の是迄の會議に於て、各國全權が本問題に對し同情ある態度を以つて蒞まれたるは大に滿足すべき處なり

予は更に支那全權の名に於て、以上の結論として茲に本會議に代表せられ居る列强は、一定期間の終りに於て支那に於ける彼等の治外法權の權利を撤廢する事に同意せられん事を望み、同時に列强間に合意せらるる可き期日に於て、支那に於ける治外法權制度の漸進的の變革及び終局の撤廢に對する計畫の採用に對し、支那と交涉を開始する爲めに、代表者を選定せられん事を提議するものなり

議長は王氏の引用せし條約を各全權の了解を確實ならし

むるが爲めに朗讀すべしとて、一九〇三年の米支條約の一節を朗讀せり、曰く

第十五條　支那國政府は其司法制度を改正して泰西諸國の制度に適合せしむることを熱望する旨を表明せるを以つて、合衆國は支那國の法律の狀態、施行の設備及其の他の要件にして合衆國を滿足せしむるときは其治外法權を撤去する事に合意す

議長は更に陳述を續けて曰く

同樣なる聲明が一九〇二年の英支條約、一九〇三年の日支條約中にも發見せらる、合衆國政府の關係せる限り、改革に對する支那の計畫を能ふ限り援助せんとの希望は既に公式に表明せられたり、而て他の列强も、支那が一層完全なる司法制度を建設する事を助長する事に對し好意を有する事を疑はず、併しながら問題は王委員が引用せる三國政府に依り既に解釋せられたる原則に對する——原則よりも寧ろ事實の——條約上の權利の問題なり、支那に於ける司法制度運用の實狀如何、法律は如何なるものなりや、法律は如何に運用せられ居りや、治外法權は一定の裁判上の權利を保護する目的を以つて計畫せられたるものなり、予は治外法權なる制度は甚だ不完全のものなる事には同意なれども、此事に關し支那に對し如何なる援助を與ふ可きかを決定するには、現存の條約上の權利が撤廢せらるゝ以前に、其國に於ける司法の實況に關し、極めて明確なる觀念を有せざる可らずと信ず、如何なる手段が執らるゝとするも、先づ現在の事情を調査する事より着手せられざる可らず、而て之は勿論處理の困難なる問題なり、予は繰返して或る二三の國家は既に原則の表明を公式に爲したる事を云はむ、玆に問題となるは、支那が準備の完成せる曉に支那を援助する最良の方法を如何にして發見するかの點なり

王氏は「支那は自國の法律が如何なるものありや、如何に運用せられ居るやを調査する事に對し、列强に有らゆる便宜を提供するの準備整ひ居れり」と云へり

議長は次に述べて曰く

此の問題を處理する最良の方法如何と云ふ事は、全權各位が欲せらるゝに於ては、一般的の討論に入るや否やの問題なり、十分なる調査を爲すに非れば、此の廣汎なる界域に於て如何なる程度の進歩が爲されたるやは明瞭にする事を得ず、然れども有用なる討論に對する機會は到來せり、多分、如何なる事が爲さる可きかに關し、之等の政府に對し忠言を呈する爲めに、各國政府に依り任命せらるる法律顧問に依る調査の方法に關し、本會議の小委員會に依り大體の方針が準備せられ得可し、更に上述の三條約中に明かにせられたる表明に類似の或る表明が一般の決議中に包含せられ得可し、若し本會議に代表せられ居る諸國が支那の保全を尊重すと公言しながら、尙ほ且彼等の治外法權の權利を固執せんと企てたりと云はるるが如き事あらば、不幸此上なしと云はざる可らず

之れにつきヴイヴイアニ全權は曰く

佛國は條約の署名國には非るも支那の行政の自由に對する基礎として之等の條約に表はれたる原則を衷心より承認す可し、佛國は亦議長が指示せる調査委員會の設置に對し協力す可し

バルフオーア氏は陳述して曰く

予は偶々卒先して短き期間に依り治外法權を撤廢せんとの希望を表明せる政府の代表者として一言述ぶる處無かる可からずと信ず、我政府は今日も尚、治外法權の制度の撤廢を見む事を希望せり、予は支那の法律及び其運用に於て多くの改善の爲されたる事を喜び、又最大な歡喜の情を以つて王代表の陳述を傾聽せり、予は困難は支那の法律自體に存せずして、此法律の運用に存する事をよく了解せり、斯の如く立派に法律の改正を爲し得たる人々が、裁判所及び法律の運用の改良事業に全力を傾注するならば、其の達し得可き改良の結果は豫期し得可し、予は手段の實行し得可き方法は、議長に依り指示せられたる通りのものなるべしと信ず、調査事務は全部としての委員會に對してには非ずして、議長の云はれし如く小委員會に附託せらる可きものなる可し、三列强との條約中に包含せられ居り、今又佛國全權の承認を受けたる一般的政策は將來の行動に對する適當なる指針の如く見ゆ、予は予の發言が效果を有する限り議長の提案を支持せむと欲す

次にシヤンゼル全權曰く

伊太利全權は治外法權の權利の撤廢に對する支那の要求を同情を以つて傾聽せり、予は第一に着手す可き問題は事實の問題なり、卽ち裁判は現在支那に於ては列强及び其國民に總て必要なる保障を與ふる如き方法に於て運用せられ居るや否やを明確にするにありとなす議長の意見に贊成なり、此理由に依り、伊太利全權は支那に於ける裁判の運用の狀況を調査する爲めの一般的の方針を定むる爲めに、小委員會を設く可しとの議長の提案に同意す

夫れより埴原氏曰く

最初の演說者に依り指摘せられたる如く、日、英、米は、一定の條件の充たさるるに至る曉には治外法權の制度を撤廢す可しと合意せる條約に調印せり、予は此事に於て、日本は、約三十ケ年の間支那に現存せる狀況と同樣なる狀況の下に苦み居りたる經驗を有するが故に他の諸國に比し、最も强き同情を有すと云ふ事を宣言する事を憚からず、日本全權は此改革が可及的に急速に達成せられむ事を衷心より希望し、又之を完成する最上の方法は議長の提案に從ふ事にある可しと信ず

カーラーア全權は全然此提案に贊成する旨を明かにせり

次いでカーネベック全權曰く

予は議長の指示せられたる政策に關する和蘭政府の贊意を表明せんと欲す、予は討議す可き問題は、原則に關するものに非ずして、事實に關するものなりと云ふ議長の意見と全然同感なり、和蘭は、前に引用せられた

る、合衆國其他の列强と支那との間に締結せられたる條約の如き、支那との條約の、署名國に非ざるも、予は支那政府は、適當の時期に於て和蘭政府は其治外法權の權利を喜んで放棄する事を諾する事を疑はざりしものなる可しと確信す、問題は今は單に事實の問題なるを以つて、予は議長の指示は安全にして合理的なりと云ふ事を信じ喜んで此提案に對し支持を與ふるものなり、同時に予は王代表により概說せられたる支那に於ける司法制度の運用の進歩の實現に對する我和蘭國の最高の希望を表明し又最近に支那の希望を容るる日の來らん事を切望す

ダルテ氏は葡國全權として、「支那と交涉を爲す爲めに專門家を指名せんとする議長の提案に衷心より贊成する」旨を述べたり

王氏は各國全權に對し本日彼等に依り表示せられたる同情及び、小委員會を指名せんとの提案に贊成せられたる事に對し感謝の意を表したり

議長は滿足なる實例が短時間に完成せらるゝ事を得るものに付き與へられたと云へり、議長は各國全權は決議を起草する爲めの小委員會を構成する爲めに一人の代表者を指名せられたしと提議し、此提議は贊成せられてこれにて散會す

支那新輸入稅率表

（上）

棉及綿製品

生綿布

生金巾及生シーチング（幅四十吋長四十一碼を超えざるもの）（單位　海關兩）

（イ）重量七封度を超えざるもの　一疋　〇、一四〇

（ロ）重量七封度を超え九封度を超えざるもの　同　〇、二一〇

（ハ）重量九封度を超え十一封度を超えざるもの　同　〇、二八〇

生金巾及生シーチング（幅四十吋長四十一碼を超えざるもののにして一平方吋內に於ける絲數百十本を超えたるもの）

（イ）重量十一封度を超え十二封度二分の一を超えざるもの　同　〇　二五〇

（ロ）重量十二封度二分の一を超え十五封度二分の一を超えざるもの　同　〇、三六〇

（ハ）重量十五封度二分の一を超えたるもの　同　〇、四三〇

生金巾及生シーチング（幅四十吋長四十一碼を超えざるもののにして一平方吋內に於ける絲數百十本を超へざるも

の）

（イ）重量十一封度を超へ十五封度二分の一を超えざるもの　同　〇、二三〇

（ロ）重量十五封度二分の一を超えたるもの　同　〇、三二〇

生雲斎布ジーンス（幅三十一吋長三十一碼を超えざるもの又ジーンスは三又は四篏のみに限る）　同　〇、二四〇

生雲斎布及生ジーンス（幅三十一吋長四十一碼を超えざるもの）

（イ）重量十二封度四分の三を超えざるもの　同　〇、三二〇

（ロ）重量十二封度四分の三を超えたるもの　同　〇、二五〇

生天竺布（幅三十四吋長二十五碼を超えざるもの）

（イ）重量七封度を超えざるもの　同　〇、一四〇

（ロ）重量七封度を超えたるもの　同　〇、一九〇

生天竺布（幅三十四吋を超え三十七吋を超えざるものにして長二十五碼を超えざるもの）　同　〇、二四〇

生擬土布（幅二十四吋を超えざるものにして一平方吋内に於ける絲數百十本を超えざるもの）但し機械製のものを含む　一磅　二、五〇〇

綿フランネル又はフランネット（平織又は綾のものにして生のもの）

（イ）幅三十二吋四分の三長三十一碼を超えざるもの　一疋　〇、二七〇

（ロ）幅三十二吋四分の三を超え四十吋を超えざるものにして長三十一碼を超えざるもの　一疋　〇、三八〇

晒白又は染色綿布（仕上の如何を問はず）

無地晒金巾及晒シーチング

（イ）幅三十七吋長四十二碼を超えざるもの、幅四十一吋を超えたるものは従價五分とす　一疋　〇、三三〇

平織晒金巾及シーチング（幅四十一吋を超えたるもの）　従價五分

白アイリシ（幅三十七吋長四十二碼を超えざるもの）　同　〇、四〇〇

晒雲斎布及晒ジーンス（幅三十一吋長三十二碼を超えざるもの）又ジーンスは三又は四篏のみに限る　同　〇、二五〇

晒雲斎布及晒ジーンス（幅三十一吋長四十二碼を超えざるもの）

但しジーンスは三又は四篏のみに限る　同　〇、三五〇

晒天竺布及晒メキシカン

（イ）幅三十二吋長二十五碼を超えざるもの　同　〇、二八〇

（ロ）幅三十二吋を超えざるものにして長二十五碼を超えざるもの　同　〇、二八〇

白のデイミテイ、ピケ、ヴエスチング地クイルチング及ベッドフオードコード（幅三十吋長三十碼を超えざるもの）　一疋　〇、三八〇

白のカムブリック寒冷紗及モスリン、ネーンスック、マル及

ジヤコネツト（無地のものにして幅四十六吋長十二碼を超えざるもの　一疋　〇、〇六五

白のカムブリツク寒冷紗及モスリン、ラッペット（紋織のものにして幅四十六吋長十二碼を超えざるもの）從價五分

染色したるカムブリツク寒冷紗及モスリン、マル、ジヤコネツト、ヴイクトリア印、スウイス印、ラッペット（無地又は紋織のものにして幅四十六吋長十二碼を超えざるもの）

白又は染色無地又は紋織モスリン、マル、ジヤコネツト、ヴイクトリア印、スウイス印及ラッペット、寒冷紗、カムブリツク、リムブリツク、プロケード（單絲のみに限る）及綿散點模樣、筋入又は紋金巾

（イ）幅三十吋長三十一碼を超えざるもの　一疋　〇、三五〇

（ロ）幅三十吋を超え三十七吋を超えざるものにして長四十二碼を超えざるもの　〇、四〇〇

白又は染色紹（幅三十一吋長三十碼を超えざるもの）　〇、一七〇

白又は染色紋紹染色したる金巾シーチング、ボンジー（無地のもの）

（イ）幅三十吋長三十三碼を超えざるもの　一疋　〇、二二〇

（ロ）幅三十吋を超えざるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えざるもの　同　〇、二八〇

（ハ）幅三十六吋長二十一碼を超えざるもの　同　〇、一七〇

（ニ）幅三十六吋を超えざるものにして長二十一碼を超え三十三碼を超えざるもの　一疋　〇、二七〇

（ホ）幅三十六吋を超えざるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えざるもの　同、　〇三五〇

染色したる雲齊布及ジーンス（無地のもの但しジーンスは三又は四筬のみに限る）

（イ）幅三十一吋長三十三碼を超えざるもの　一疋　〇、二八〇

（ロ）幅三十一吋を超えざるものにして長三十三碼を超え四十三碼を超えざるもの　同　〇、三六〇

染色天竺布、壓形付カントン、アルパシアノ、眞正又は擬染の土耳其赤布（幅三十二吋長二十五碼を超えざるもの）

（イ）重量三封度四分の一を超えざるもの　同　〇、一五〇

（ロ）重量三封度四分の一を超え五封度四分の一を超えざるもの　同　〇、一九〇

（ハ）重量五封度四分の一を超えたるもの　同　〇、二七〇

マーセライズドクリンプ（無地又は紋織のものにして晒白染色又は捺染したるもの）但幅三十二吋長三十二碼を超えざるもの　一疋　〇、四三〇

白又は染色オートミール縮（無地又は紋織のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えざるもの　同　〇、四一〇

生、白、染色、捺染又は絲染の綿縮（オートミール縮を含ます）

（イ）　幅十五吋を超えざるもの
（ロ）　幅十五吋を超え三十吋を超えざるもの　一碼　〇、〇〇八
白又は染色のラスチング、繻子、イタリアン、擬（緯表）ヴエネシアン、テンシントウイル、ビートリス、トウイル、ダイアゴナルトウイル、ヘリングボーン、トウイル、サージ、駝絨コード（ポプリンを除く）、畝織及モーリーン（無地又は紋織のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えざるもの）白又は染色のサテーン、ドリル（五筬）、經表繻子（五筬を超えざるもの）、繻子綟平織又は紋織のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えざるもの　一疋　〇、三六〇
白又は染色したるポプリン（ポプリン琥珀織を含む）及ヴエネシアン（無地のものにして幅三十三吋長三十三碼を超えざるもの）　一疋　〇、六三〇
白又は染色したるポプリン（ポプリン琥珀織を含む）及びヴエネシアン（紋織にして幅三十三吋長三十三碼を超えざるもの）　同　〇、七九〇
綿フランネル又はフランネレット（平織又は綾織のもの）第一、白、染色、捺染又は絲染のもの（兩面捺染のものを除く）
（イ）　幅二十五吋長十五碼を超えざるもの　一疋　〇、一一〇
（ロ）　幅二十五吋を超え三十吋を超えざるものにして長十五碼を超えざるもの　一同　〇、一三〇
（ハ）　幅二十五吋を超え三十吋を超えざるものにして長三十一碼を超えざるもの　一疋　〇、二八〇
（ニ）　幅三十吋を超え三十六吋を超えざるものにして長十五碼を超えざるもの　同　〇、一六〇
（ホ）　幅三十吋を超え三十六吋を超えざるものにして長三十一碼を超えざるもの　同　〇、三五〇
第二、兩面捺染のもの（幅卅吋を超えざるもの毎碼從量稅）
染色綿スパニッシ、ストライプ
（イ）　幅三十二吋長二十碼を超えざるもの
（ロ）　幅三十二吋を超え六十四吋を超えざるものにして長二十碼を超えざるもの　一疋　〇、三五〇
染色綿天鵞絨（無地のものにして幅二十六吋を超えざるもの）　一碼　〇、〇二二
綿天鵞絨（捺染、紋織又は壓型付のもの、畝織天鵞絨、コール天、ファスチアン、モールスキン及ブラッシュ）
綿帆布（綿ダックを含む）但し帆等に用ひられ幅三十吋を超えざるもの　一碼　〇、〇二四
綿莫大小地
（イ）　起毛したるもの　一擔　三、五〇〇
（ロ）　起毛せざるもの　從價五分
捺染綿布、捺染カムブリック、捺染寒冷紗、捺染モスリン、捺染金巾、捺染シーチング、捺染天竺布（ブリユー及ボワイト、捺染天竺布と稱するものを含む）
捺染雲齋布、捺染ジーンス、染捺ダイアゴナル、トウイル、捺染トウイルクレトン、捺染シレシア、捺染畝織（畝織クレトンを除く）
（イ）　幅二十吋を超えざるもの　從價五分

（ロ）幅二十吋を超えざるものにして長十二碼を超えざるもの　一疋　〇、〇八一

（ハ）幅二十吋超え三十二吋を超えざるものにして長三十碼を超えざるもの　同　〇、一九〇

（ニ）幅三十二吋を超え四十二吋を超えざるものにして長三十碼を超えざるもの　同　〇、二四〇

捺染オートミール、クレープ及オートミール、クレープ、クレトン、幅三十二吋長三十碼を超えざるもの　同　〇、二二〇

捺染土耳其赤布（眞正又は擬染のものにして幅三十一吋長二十五碼を超えざるもの）　〇、一六〇

捺染紹（幅三十一吋長三十碼を超えざるもの）　一疋　〇、一九〇

捺染繻子、捺染プログード（捺染したる織出し縞又は市松模様のものを含む）捺染イタリアン、捺染ダマスク、捺染ヴエネシアン、捺染ラスチング、捺染ピートリス、トウイル、捺染コード、捺染ポプリン、捺染モーリン（幅三十二吋長三十碼を超えざるもの）　同　〇、四〇〇

兩面捺染金巾（一色のみのものにして幅三十二吋長三十碼を超えざるもの）　一疋　〇、二四〇

捺染ドメスチック、クレトン、捺染サチン、クレトン、捺染レツプ、クレトン、捺染したる壓型模様布、捺染アート、モスリン及ケースメント、クロース捺染の綿コーチング、綿トローサーリング及綿ガバーデン其他の兩面捺染布（第三十七號及第四十二號に揭げたるものを除く）從價五分

棉花綿絲綿織絲及綿製品

腿帶子（無地又は模様あるもの）　一擔　五、七〇〇

ブランケット（無地、捺染又は紋織のもの但し絹又は其他の材料を以て線取り又は線柱りたるものを含む）及ブランケット地　一擔　三、三〇〇

被覆布及蒲團、蜂巢織及アルハンブラ

（イ）長二碼二分の一を超えざるもの　同　三、二〇〇

（ロ）長二碼二分の一を超えたるもの

手巾（刺繍又はイニシアルを施さざるもの）

第一、白、染色又は捺染したるもの又は絲染のものにして線縫を施したるもの（絲抜線縫に非ざるもの）

（イ）十三吋平方を超えざるもの　一打　〇、〇一七

（ロ）十三吋平方を超え十八吋平方を超えざるもの

同　〇、〇二八

（ハ）十八吋平方を超え三十吋平方を超えざるもの

同　〇、〇四三

第二、白、染色又は捺染したるもの、絲染したるものにして絲抜線縫を施したるもの

（イ）十三吋平方を超えざるもの　同　〇、〇二八

（ロ）十三吋平方を超え十八吋平方を超えざるもの

同　〇、〇六〇

（ハ）十八吋平方を超え三十吋平方を超えざるもの

同　〇、〇七三

第三、捺染したるものにして線縫を施さざるもの

（イ）十八吋平方を超えざるもの　一打　〇、〇一六
（ロ）十八吋平方を超え二十五吋平方を超えざるもの　同　〇、〇五一
（ハ）二十五吋平方を超え二十九吋平方を超えざるもの　同　〇、〇六三
（ニ）二十九吋平方を超え三十四吋平方を超えざるもの　同　〇、〇八二
蚊帳、巾九十吋長五十碼を超へざるもの　毎疋　一、一〇〇
莫大小製衣類（起毛したるもの）但し絹絲にて緯りたるもの又は絹其他の材料を以て前飾を附したるものを含む　一擔　四、七〇〇
棉花　同　〇、八〇〇
肌衣又は股引（起毛せざるもの）　従價五分
靴足袋（兩面共起毛せざるもの）
（イ）瓦斯燒又はマーセライズせざる絲にて製したるもの　一擔　五、九〇〇
（ロ）瓦斯燒又はマーセライズしたる絲にて製したるもの及絹絲にて緯り又は刺繍したるもの　同　八、一〇〇
浴巾　ターキッシ　一擔　三、九〇〇
綿絲（染色し又は否らざるもの）但し仕上の如何を別たず
第一、綿縫絲（管又は絲捲に捲きたるもの）二合絲（五十碼を超えざるもの）　一哥　〇、〇四九
六合絲（同）　其の他の長のものは比例に依る　一哥　〇、九四〇
第二、レース又は刺繍用綿絲
（イ）毎擔二百海關兩を超えたるもの　一擔二〇、〇〇〇
（ロ）毎擔二百海關兩を超えざるもの　同　六、五〇〇
屑・綿　同　〇、四八〇
綿織絲
第一、生のもの（合絲數を問はず）
（イ）十七番手を超えざるもの　一擔二、〇〇〇
（ロ）十七番手を超え二十三番手を超えざるもの　同　二、二〇〇
（ハ）二十三番手を超え三十五番手を超えざるもの　同　三、〇〇〇
（ニ）三十五番手を超え四十五番手を超えざるもの　同　三、四〇〇
（ホ）四十五番手を超えたるもの　従價五分
第二、染色、晒白、瓦斯燒（又はマーセライズしたるもの等）　従價五分

毛絹亞麻及大麻の製品

亞麻大麻及黃麻の製品

ガンニー嚢（新しきもの）　一擔　〇、四一〇
同（古きもの）　同　〇、二五〇
大麻嚢又はヘシアン嚢（新しきもの）　同　〇、六七〇

同（古きもの）　従價五分
ヘシアン布　一擔　〇、六四〇
大麻又は黄麻の帆布及防水布（帆、天幕又は其他同樣の目的に用ふるもの）防水の有無を問はず幅二十四吋を超えざるもの　毎碼　〇、〇一六
生黄麻　毎擔　〇、二二〇

絹製品絹交織布

絹織物（純絹のものにして無地又は紋織のもの）　従價五分
絹プラッシュ及絹天鵞絨（純絹のもの）　一斤　〇、八二〇
絹シール（綿絆のもの）　同　〇、二七〇
絹交織のプラッシュ及天鵞絨　同　〇、一六〇
絹綿繻子（白又は布染のもの）
（イ）無地のもの　同　〇、二六〇
（ロ）紋織のもの　同　〇、二六〇
絹綿繻子（絲染のもの）　同　〇、三二〇

毛綿交織布

交織シャーチング（幅三十三吋を超えざるもの）　一碼　〇、〇二四
メルトン、ヴイキユナ、ピーヴア、アーミー、クロース、ユニオンクロース、レザー、クロース、プレシデント、捺染メルトン、捺染ヴイキユナ、プーチヨークロース及堅織ピーヴアーの如き反毛と綿との交織布（布面を修飾する爲少量の新毛を添入したるものを含む但し幅五十八吋超えざるもの）　一碼　〇、〇五八
イタリアン、クロース、（無地又は紋織のもの）アルパカ、ラストルオーレアン及シシリアン　従價五分

毛及毛製品

プランケット及旅氈　従價五分
旗　布（幅十八吋長四十碼を超えざるもの）　一疋　〇、三四〇
呉　呂（幅三十一吋長六十二碼を超えざるもの）　同　一、七〇〇
フランネル（幅三十三吋を超えざるもの）　一碼　〇、〇四九
綾呉呂　一疋　一、〇〇〇
ラマ小幅　一擔一四、一〇〇
羅甘伊多　一疋　〇、六三〇
ウールン、ヴイキユーナ、ピーウアー、メルトン、ブロードクロース、スーパーファイン、メジアム及ハビットクロース（幅六十吋を超えざるもの）　一碼　〇、一五〇
スパニッシ、ストライプ　同　〇、〇七九
條及竿　一擔　一、二〇〇

金屬

眞鍮及黄銅

塊、古眞鍮及再鎔解したる古眞鍮	一擔	一、三〇〇	
釘	同	一、九〇〇	
古又は碎片（改造用のみに適するもの）		從價五分	
板	一擔	一、八〇〇	
管	同	二、四〇〇	
線	同	一、三〇〇	

銅

條及竿	一擔	一、七〇〇	
牡牝螺旋釘、釘及座金		從價五分	
塊及錠（再鎔解したる古銅を含む）	一擔	一、一〇〇	
釘	同	三、五〇〇	
古又は碎片（改造用のみに適するもの）		從價五分	
板	一擔	二、〇〇〇	
線	同	一、五〇〇	
電線		從價五分	
線索		從価五分	

鐵及鋼

（電鍍せざるもの但竹狀鋼、彈條鋼及工具鋼を除く）

鐵砧、型鐵砧、鎚又は同部分品、軸棒及製品（一箇の重量二十五封度以上のもの）	一擔	一、三〇〇	
牡牝螺旋釘及座金		從價五分	
鎖物（粗なるもの）	一擔	〇、六二〇	
鎚（新しきもの）及同部分品	一擔	〇、九三〇	
同（古きもの）		從價五分	
コップル、短截線、屑線及條の斷片、箍及箍の斷片（電鍍したるもの又は否らざるものにして大さに拘らず雜寸法の碎片の一括を含む）	同	〇、一五〇	
交叉軌條		從價五分	
スパイク		從價五分	
箍	一擔	〇、二四〇	
古又は碎片（改造用のみに適するものにして別項に揭げざるもの）	同	〇、一〇〇	
釘鐵、條、扭條又は畸形條、丁形、溝形、山形、桁、梁、其他の型鐵又は形成鐵（半卵形に捲きたる竿にして幅四分の一吋を超えたるもの及捲きたる竿にして直徑十六分の三吋を超えたるものを含む）	同	〇、二三〇	
釘（線にて作りたるもの又は切りたるもの）	同	〇、三二〇	
筒、管及其繼手		從價五分	
板の斷片（大さに拘はらず雜寸法の碎片の一括並溝形丁形及山形の一括したるもの）	一擔	〇、一三〇	
軌條（軌條用のヲティール、スリーパ、フイーッシュ、プレート、スパイク螺釘及牝螺旋）	同	〇、一八〇	
鉸釘	同	〇、三九〇	
板（厚八分の一吋以上のもの）	同	〇、二三〇	
板（厚八分の一吋未滿のもの）	同	〇、二五〇	
鋲	同	〇、九五〇	

鐵線【索ニ(電鍍したるもの又は否らざるものにして新しきもの)	一擔	〇、三八〇
同　古きもの	同	四〇〇
	從價五分	

工具鋼又は彈條鋼

竹狀鋼	一擔	〇、二六〇
彈條鋼	從價五分	
板、波形又は平面のもの	同	〇、四六〇
四三線	同	〇、三六〇

全國法政專門學校調查

民國十年末の現在に於ける支那全國各公私立法政專門學校の狀態に就き十月十日上海時事新報の調査したる處に據れば、其數三十一校に達し其學生數、敎職員數及其所要經費は左揭の如し

校名	學科	學生數	敎員數	職員數	經費	
國立北京法專	法律	政治	經濟	八六二人	五七人	三四人	一一六、二〇〇元
直隸公立法專	法律政治經濟商業			五二七	五七	七	七二、六五六
吉林公立法專	法律	政治	經濟	一三四	一二	一〇	一七、九五〇
黑龍江公立法專	法	律		七六	七	四	一、二七〇
江蘇公立法專	法律	政治	經濟	一四四	二〇	一二	三三、八五九
安徽公立法專	同			二六三	一六	二一	二九、八七二
浙江公立法專	同			四五九	三七	一〇	三〇、六〇四
江西公立法專	同			二一五	二七	七	二二、六二一
福建公立法專	法	律		二一三	一二	一〇	二一、五一六
湖北公立法專	法律	政治	經濟	五四七	三一	一二	二七、〇四三
湖南公立法專	法	律		二四三	一六	四	一五、二七六
山東公立法專	同			一五一	二六	九	二五、四九二
河南公立法專	法律	政治	經濟	二〇五	三二	九	五六、八五七
山西公立法專	法律	政治	經濟	二九五	二九	一〇	三四、〇三五
陝西公立法專	法律	監獄專修科		二二四	一八	二五	二六、七三六
甘肅公立法專	法律	經濟	政治	一九〇	二〇	六	二八、四一〇
四川公立法專	法	律	政治	五〇三	一六	八	三〇、八四七
廣東公立法專	法律	政治	經濟	五八〇	三三	一九	七七、九八六
廣西公立法專	同			二七六	一五	五	二〇、六四八
雲南公立法專	同			一五三	一九	八	一六、二〇〇
貴州公立法專	法	律		二三〇	二五	八	一四、四一五
私立中央法專	法律	政治	經濟	三一〇	二九	八	一七、一三六
直隸私立法專	法	律		七三	一七	七	一三、四六〇
私立豫章法專	同			四三三	一二	七	九、四四〇
江西私立法專	法律	政治	經濟	三八五	一八	七	九、〇〇〇
福建私立法專	同			二二八	一七	一二	二〇、〇〇〇
湖北私立法專	同			五九七	一七	六	一五、一八二
湖南私立憲治法專	法	律		二一九	二一	七	一一、一七〇
湖南私立遠村法專	同			二二六	一九	五	一〇、〇九二
私立峴江法專	政治	經濟		五六	八	四	開校費二千五百元基本一萬元の利息と學費にて維持す 一二、〇五〇
私立廣州法專	法	律		二一一	一七	五	

時報

膠澳商埠章程草案……支那交通の概況……支那勞働界の一新傾向……廣東政府の貨幣借款……孫張聯盟と汪兆銘氏の談話……福建の新局勢

膠澳商埠章程草案

青島商埠章程に關して研究中なりし魯案督辦公署は最近其草定を終へ次の如く發表せり。

第一條　本章程は民國四年三月十六日公布せる自開商埠開辦章程に根據し竝に膠澳特殊情形を斟酌して之を規定す

第二條　膠澳商埠の區域は南北は北緯三十五度五十三分三十秒より三十六度十六分三秒となし東西は東經百二十度八分三十秒より百二十度三十五分三十秒と定む

第三條　膠澳區域内の自治事項は市及鄉に分ちて之を辦理す

第四條　市は之を青島市と稱し青島市街臺東鎭及臺西鎭の界を以て區域とし其他の各地は何れも鄉となし鄉は商埠督辦に於て之れが區域を定む

第五條　膠澳區域内の市鄉自治は民國十年七月三日に公布せる現行自治制を適用し其膠澳地方に適用し難きものは別に之を定む

第六條　膠澳商埠に商埠局を設け其職權を左の如く定む

一、商埠内の事項規則の訂正條例公布に關する事項
二、公共財產營業及公共工事の建設維持及處分に關する事項
三、官有地民有地の調查登記及收用に關する事項
四、土地の級別規定及賃貸に關する事項
五、港務及碼頭に關する事項
六、埠内の稅捐及國家或は地方補助費の收支出入事項
七、水陸警察の指揮監督及其他の保安事項
八、膠澳區域内の監督に關する事項
九、以上列擧各項以外の事項

第七條　商埠局は大總統より商埠督辦一名を特任して全體を指揮監督し竝に所屬各職員の任用を司らしむ

第八條　商埠局に參議四名を置き督辦を補助し法令に關する事項を審議す

第九條　商埠局に秘書四名を置き督辦の命を承けて機要の事項を掌らしむ

第十條　商埠局に左の各處を設け第六條各項の事務を分掌せしむ

一、總務處
二、政務處
三、保安處
四、港務處
五、工程處
六、交涉處

第十一條　商埠局各處職員及辦事規則は別に之を定む

第十二條　膠澳商埠に水陸警察を分設し其職務は特別の理由に依りて規定せるもの以外は均しく現行法令に照して辦理す

本條警察長官は商埠督辦の推薦により中央政府より任命す

第十三條　膠澳區域內は中外何れの人民たるを問はず居住し商工業の經營其他合法の職業に就くの自由を准す

第十四條　膠澳區域內の土地租借は五十箇年を以て期限とす

第十五條　膠澳區域內の土地は商埠局の許可なき限り中外何人も之を處分するを得ず

第十六條　商埠の規定すべき各項細則は商埠督辦に於て地方の情況を斟酌して之を決定し政府の許可を受くるものとす其外部及省の主管に關する事項はそれ〳〵各主管署と協議の上之を定む

第十七條　商埠區域內に於ける一切の行政司法權は總て支那官吏の管理及執行に歸屬し其外國人の訴訟事項に關するものは條約の規定に依りて辦理す

但し外國人にして便宜上支那の審判官廳に起訴せる時は該官廳に於て之を受理するを得

第十八條　膠澳商埠內に於ける從來の各種租稅は中外人を問はず均しく規定に遵ひて徵收す

但し增稅或は新稅徵收に際しては商埠督辦は財政顧問會に意見を徵求するを得

第十九條　商埠局に財政顧問九名（支那人五名、外國人四名）を置き前條の增稅徵收の際督辦の諮問に應ずるものとす

支那人顧問は膠澳區域內の市鄉自治會より之を推擧し外人顧問は外國人民之を推擧す但し同國籍者は二人以上たるを得ず顧問の任期は一年と定め再任するを得

第二十條　商埠局に公共工程委員會を設け委員七名を置き青島市長を委員長とし其他の六名は中外人より各三名を任じ商埠督辦之を聘任す

委員會の任期は移交されたる公共工程の管理及維持を限りとす

第二十一條　本章程は魯案善後督辦に於て主管各部と協議の上之を大總統に呈請し其批准公布の日より施行す

第二十二條　本章程の改修は商埠督辦と主管各部との協議を經大總統に呈請の上之を改修す

支那の交通概況

交通部顧問ベーカー氏は布哇に開催さるゝ全太平洋商業會議に「支那の國際交通」と題する一篇を寄せて該會議の研究に資せるが支那の交通狀態は之に由りて概況を窺ひ得るが故に茲に其大要を摘記すべし

郵便

支那の郵便制度は各種の方面に亘り、世界何れの國家の夫れに比較するも遜色なく、每年收發する郵便件數は十億以上に達し、一九一四年萬國郵便大會に加入以來其進步著しく最近華府會議に於て列强は明年一月一日より支那に在る

郵便局を撤廢して支那郵便に完全なる獨立を與ふることを協定せり、是れ新支那の新經驗なり、支那の郵稅は米國よりも低廉なるが而も毎年の利益は能く一百萬元以上に上れり

電報

支那の電信線は五萬哩に上りて電信局は八百三十七箇處あり、各省の首都及商業繁榮の都市には何れも電線の聯絡を有し、支那文電報は勿論外國文電報をも取扱へり

電話

各大都市には何れも電話の設備あるも、長距離電話はただ僅に北京天津間に架設されたるのみにして、無線電信及飛行事業は最近漸く開始せるを以て尚未だ盛ならず

河流

支那の內地は河流に由りて沿海地方と聯絡すること略ぼ米國と同じく、揚子江は米國のミスシッピー河に類似し戰艦は江口より六百哩溯江するを得、砲艦は更に西方に溯江すること二百哩なるを得べく、廣東の西江天津の白河、牛莊の遼河の如きは皆支流分岐し、經過地方を灌漑し、又其地方に商業的中心點を構成せり、黃河は長さ二千五百哩あるも河道屢々變化する爲に沿岸に大なる都市なく、又大洋通ひの汽船の航行不可能なるが民船の往來は甚だ多く、內地の交通商業は皆之に賴れり、將來若し河道を修浚せば交通商業は益々盛なるを得べし、支那の河流は土砂を流すこと甚しきを以て現在各重要通商港には港口浚渫會を設け浚渫の研究に從事しつゝあり、浚渫事業は重大にして且つ容易ならざる問題にして必らず確實なる專門技師と巨額の資金とを要し、團匪賠償金の還附を求めて之れが經費に充てん事を提議せる者あるが、若し實現するを得ば商工業發展の良策ならん

運河

支那の運河は實に世界中最も廣大なるものにして、江蘇浙江の兩省に於いても其延長二萬五千哩に達し、全國を以てせば十萬哩に上るべく、幾多の河流は改築されて運河となり河流本來の觀なきものあり、大運河は南北を通ずるものにて長さ八百五十哩、歷史上最大工事の一とす其他の小運河は政府其修築を怠り居るも現在尚能く航行し居り沿岸地方の農民は常に河中の泥土を掘上げて耕作の肥料に供するが爲め尚能く其河道を塡埋するに至らず、比較的大なる運河は時々水災あり、又船の通はぬ箇處殆からず、曾て米國の一會社と大運河浚渫の契約を訂結したることありしが種々の事情の爲め未だ起工するに至らず、一九二〇年米國の赤十字社が支那の飢饉救濟策として運河の浚渫を爲さんとせるが、支那は之を拒絕して別に八百五十哩の車馬道路を改造することにせり、倘し當時運河の浚渫を承諾したらんには今日運河は其面目を一新したらんに、實に好機會を逸せりと謂ふべきなり

湖水

支那には湖水多からず、大なるものもなく、深きものもなく、概して大江大河の水の集まる處が湖を成せるのみ

鐵道

支那の幅員は略ぼ米國と同じきが、鐵道の延長は、支那は

六千哩、米國は二十五萬哩に達せり、之を以て支那の鐵道に對する不進歩と不熱心とを云々する論者あるも、そは誤てり、歐洲に於て始めて機關車の雛形を發明せるは一八一一年にして、それより一八二六年に至り始めて英國にて製造することゝなり、一八四〇年に至りて歐洲大陸に鐵道の開通を見る運びになりしが、支那が西方文明の優勝を感じたるは一八六〇年英佛聯合軍が北京を占領せる時にして、當時支那は滿清朝廷の衰頽時代とし、太平天國の叛亂中なりき、然るに一八八一年に於て支那は最初の鐵道を敷設し一八八七年清廷は鐵道敷設計畫を樹立せり、之に依て觀れば支那の鐵道に對する進取的なるは歐洲各陸諸國に劣らざるものあり、雖然清朝の鐵道敷設計畫進行中に日清戰爭勃發して大打撃を蒙り、鐵道計畫は頓挫せり、其原因に二つあり、一は日本が巨額の賠償金を要求したる結果、清朝の財政窮乏したる爲に鐵道資金がなくなりし事、一は日本戰勝の結果、這は日本の軍隊及武器の精鋭なるに由るのみならず、支那人の愛國心薄弱なるが爲めなりと思惟し、物質的進歩に對する注意は著るしく稀薄となれる事是れなり、其約十年間、歐洲各國は種々の策略を用ひて支那に於ける鐵道權の獲得を競爭し、歐洲の政治家は自ら公言し、此種計畫の目的は滿清朝廷の日に衰微するの機會に乘じ、支那に於て利益的地歩を攫取せんとするものなりと謂へり、斯くの如き侵掠に對する支那最初の反響は義和團事件にして其結果舊式戰法の新式戰法に及ばざるの確證を得たるも此れより支那の財政は益々窮乏し、鐵道敷設の計畫全く消滅するに至れり、清廷は斯くして財政に苦めるも、國內商業界は依然として、富裕にして、當時各省の紳商は、商業及び軍事上の必要なる鐵道は商民より資金を集めて民營とすべし、但し鐵道敷設に要する資金は巨額なるを以て、會社を組織して株金を募集すべしと提議建言せるが當時支那には未だ會社條例なるものなく、之れが爲め業務執行人間に種々の弊害を生出し、其結果は米國に於て嘗て試みられたる鐵道敷設の當初と同じかりき、此間に在りて露佛獨三國は支那より鐵道敷設權を獲得し、東清鐵道滿越鐵道及膠濟鐵道等是れにして、何れも支那を侵犯せる嫌ありて、支那人は外人鐵道に大反對を唱え、嗣いで清朝顚覆し、民國成立後、反對の聲頗る減じ當局亦外人と鐵道八千哩の築造を契約したるが、起工久しからずして歐洲の大戰勃發し、外國資本の撤回となり、各種の鐵道計畫は何れも半途にして廢止の已むなきに至り、民國成立後新に築造されたる鐵道は僅に五百哩に過ぎず、其餘は皆清朝時代の遺產なり

支那勞働界の一新傾向

支那勞働界の情況に關しては既に屢々報道せる所の如くにして、今春香港に勃發せる海員の大罷工以來、上海の海員罷業、生絲工場女工の罷工、北方に於ては京漢京綏鐵道從業員罷工等打ち續いて行はれ、更に目下直隸唐山坑夫のストライキの演出中とて、之れと同時に一面に於て勞働立法運動既に開始され、一見偏動附和的一流行が如くに看らるゝも、具さに其內容を考察すれば彼等勞働者の著し

き自覺の上に生まれたる階級意識は之を窺ふべき幾多の理由ありて、漸く資本階級に對する脅威の造成となり、將來の產業界の被るべき影響に就き窃に識者の憂慮を懷ける所なるが、最近一新傾向を生ずるに至れるは、支那社會主義者の巨子たる江亢虎氏の手に成れる職業組織大綱が、上海各種勞働團體の多數に依りて採用されて職業組合聯合會の組成に進みつゝあること是れなり、江氏の案は殆んど英國職業組合組織の精神を移植せんとするものにして、其成功如何は別とし、江氏は初期時代に在る支那の勞働運動には英國式職業組合の移植發達を以て最も適合有利となすものゝ如く認め、其大綱を觀るに略ぼ左の如し

一、職業組合は知識勞働兩階級を調和して職業の實現を圖り、政治に參與して經濟制度を改造するを以て宗旨とす

二、各職業組合は本職業たる同人の利益を謀るを以て唯一の目的とす

三、職業の解釋は本人勞働の結果に對し、定期定額の收入あるものとす

四、各職業組合の發起人は會員たるとともに現在本職業に從事し居る者とす

五、各職業組合は須らく先づ原有團體より、改良し能はざるものゝ組織に從事す

六、各職業組合は上海某業組合會と定名して各々獨立の團體とす

七、各職業組合は臨時或は定期に聯合會を開きて利害に關する事項を商議す

八、職業組合が增加して多數の團體となりたる時、必要ありと認むるに於ては共同聯合して上海職業總會となすを得

九、各職業組合は自由に章程を議定するを得、但し籌備大綱に抵觸せざるを以て限りとす

十、發起團體は公議の上先づ上海職業組合籌備處を設け、籌備員十人を推擧して各界を聯絡し、大綱に準據して自發的組織を促し、上海職業總會の成立を俟ちて籌備處を撤消す

此大綱は十月十四日上海百老滙路の海員公會に於て發起各團體の代表者が會議通過せるものにして、當日列席せる各團體代表者は、首唱者たる江氏の外

中華海員工會上海支部	俞 愚
全浙西式木器工會	王化民
中華印刷工會聯合會	王康候
上海女子工業滙德會	振志儉
中國勞工同盟會	湯拘眞
廣東工會聯合會	陳廣海
中華勞働聯合會	張理全
湖南勞工會駐滬辦事處	王吉人
中華全國工界協進會	宛廣潤
安徽駐滬勞工總會	劉雲從
上海印刷工會	徐錫麟
浦東紡織工會	

の十二團體に上り、此中湖南勞工會駐滬辦事處の王吉人中

華全國工界協進會宛廣潤甫氏は主張の不一致を以て退席せるが、其他は全部之に賛成し、遠からず組合新組織に移るべき筈にして、其進行如何は勞働界の最新傾向として識者の興味を惹きつゝあり

廣東政府の貨幣借款

最近廣東政府と中英法銀公司（イングランド・フランス・アンド・チャイナ・コーポレーション）との間に大借款密議說傳へられゐたるが、遂に傳說は事實となり、廣東省長陳席儒氏は十月七日財政廳長鐘秀南氏をして之を發表せしめたり、其假契約の內容は略ぼ左の如し

一、當事者　廣東省長陳席儒を代表とする財政廳々長鐘秀南を第一當事者、中英法銀公司を第二當事者とす

二、名稱　一九二二年度廣東省政府七分五厘貨幣借款と稱す

三、金額三百萬磅

四、半取　八七・五

五、利息　八分五厘

六、擔保　廣東省政府の煙酒稅收入を之に充て若し不足ある場合廣東省政府及財政廳は他に其財源を索むべし

七、交付　契約成立後六個月以內に次の如く現金を交付するものとす

三十日以內に全額の四分の一

六十日後更に全額の四分の一

殘餘の四分の二は六個月後に交付す

八、償還　償還期限を十個年とし、公債發行日より起算し第五年目の上半期に第一次償還をなし、爾後半年毎に償還す

九、用途　造幣廠銀貨鑄造

十、監督　第二當事者は廣東省銀行に外國人の監查員一名造幣廠に技師一名を置きて監督とす

十一、第二當事者は調印の日より六個年間同一の事に供する爲め別に六百萬磅の借款に應ずる優先權を保有す

十二、債券發行に豫測し難き障害ある場合、第二當事者は四十五日以內に其詳細を通告さるべきものとす

十三、第二當事者は、本契約不履行の場合、第一當事者に三千磅、又第一當事者が不履行の場合、第一當事者は第二當事者に亦同額を支辨するものとす

十四、本契約は第一當事者の調印を經たる後、第二當事者は其一部を廣東駐在英國領事の許に送付すべし

該借款公表さるゝや輿論の反對俄然として各地に蜂起し銀行公會は次の如き反對意見を發表せり

該借款は新銀行團組織されて外國資本の濫投禁止以來の最大借款にして、其關係影響極めて重大なり、卽ち內は廣東政府と中央政府との關係、外は該借款と新銀行團との關係等孰れも重次なるものにして、斯くの如く自由に外資を借入れ得んには、雲南東三省亦之に倣ふべく、民國は財政分裂の悲境に沈淪するのみならず統一の事業亦因て以て種々の障害を生ずべく、該借款は一方民國財政の滅裂を釀成し、一方に於て民國の統一に絕大の障碍

を來すものなり、更に新銀行團との關係を考察するに、該借款の外國側當事者は英佛二國と關係を有し、而して英佛兩國は實に新銀行團の關係者なり、新銀行團の英國代表者アダス氏は新銀行團の無爲無能を慨し、力を竭して新銀行團の對支投資の活躍を高調せることあるも這は新銀行團の承認せるものに非らず、吾人の推測に據れば該借款は新銀行團とは何等の關係なくして成立せるものと認む、確然果して廣東電報の傳ふるが如く此借款契約にして英國領事に送致せらるゝ曉、英國官憲は之を如何に處理せんとするか、英國政府にして新銀行團と充分なる諒解あり乍ら、新銀行團の方針と一致せざる借款の援助に出でんとするは道義上不可能の事ならん、民國九年四月八日新銀行團の米國代表者ラモント氏がノース・チャイナ・デーリーニュース紙上に發表せる新銀行團の趣旨は何人も未だ忘却せざる所なり、然るに中英法銀行公司は卒先して廣東政府に三千萬元の巨額を貸與せり、於是今後佛國は自由に雲南の借款に應ずべく、日本亦自由に東三省の借款に應ずべく、米國亦煙酒稅擔保の下に北京政府の借款に應ずべし、事若し茲に至らば、各國競爭投資の大活劇亦民國に再演されて新銀行團の精神は全然亡滅し、各國の嫉視競爭紛然として起り、民國は竟に其犧牲に供せられて勢ひの進む所悲慘なる境遇に陷るなきを保し難し

而して一般輿論は該借款用途に信を置かず、將に進展せんとする福建孫派の廣東進擊に對する軍費に流用せらるべきを豫測して西南紛亂の由つて益々助長されんとするを憂ひつゝあり

孫張聯盟と汪兆銘氏の談話

孫文氏は九月下旬表面答禮の名義にて汪兆銘氏を奉天（張作霖氏）に張繼氏を保洛（曹錕吳佩孚兩氏）に、胡漢民氏を天津（段祺瑞氏）に、郭泰祺氏を北京（黎元洪氏）に夫れ〳〵派遣し、就中汪兆銘氏の奉天行きは奉直戰爭以前よりの所謂孫張聯盟ありて殊に注意を惹けるが、十月三日汪氏は在奉日本記者團の招待會に臨みて其派遣使命に就き左の如く語れり

予の來奉は孫文氏の張作霖氏に對する答禮の爲めにして、旁々孫文氏の八月十五日の宣言に基ける統一問題慶督裁兵及其他國內重要問題に關して孫氏の意見を說明し同時に之に對する張作霖氏の意見を求め、相互に研究討議して國家救亡の策に資せんとするに外ならず、又胡漢民氏の段祺瑞氏訪問及張繼氏の曹吳兩氏訪問も此意味に外ならざるが、孫張兩氏の關係は久しき以前よりの事にして、原來孫張兩氏の關係は奉直戰爭以前張氏の使者が當時桂林に在りし孫氏を訪ひて南北統一に關する意見を傳へたるに始まり、其後孫氏より伍朝樞氏を奉天に派遣せることあり、直隸派と孫氏との關係は、孫氏の宣言に對し吳佩孚氏より贊成電を寄せ、更に孫岳氏を代表として上海に派遣し來れるのみにて張作霖氏との關係とは其性質を異にせり

來予は屢々張氏と會談して意見を交換せるが、張氏は頗る虛心坦懷の態度を以て孫氏の主張に耳を傾けたり、固より今日迄に何等かの效果を收めて歸らんとする者に非らざるを以て、世間の傳ふるが如く孫張提携の成立如何を云々すべきに非らざるも、然れども來泰の結果は決して空しからざるを信ずと述べ、張作霖氏の歡待を受けて上海に歸りたる後更に次の如く語れり

孫文氏は力を竭して民治を提唱したり、民意は既に一致して民治を渴望せりと雖、暴力時代の今日に於ては有力なる後援なくんば收功容易ならず、故に孫文氏は今回余に命ずるに奉天派遣を以てせり、余は奉天到着後、即ち此民意の爲めに援助を求むる目的と範圍とに於て張作霖と會談せり、新聞に報道されたるが如き秘密會議云々の如きは全く無根なり、張氏は余に囑するに孫氏の意を承けて新支那建設の主義及方略とを定め之に向つて一致協同猛進せんことを以てし、長時間に亘りて提携の根本方針に就き協議せり、張氏の孫氏に對する意は極めて誠實なりき、吾人の目的は一時の利用に非らずして永久の互助に在り、張氏は實に孫氏の主義の爲め良友なり、隨じて利害關係に依りて孫氏に阿附する者に非らざるなり

福建の新局勢

曩に江西に進擊して頗る優勢なりし許崇智氏統率の北伐軍は、其後廣東に於て孫文氏が忽然失脚退去し、廣東の本據陳炯明氏の掌中に收められてより、廣東に歸らんとして得ず、又後援斷絶して、北伐續行に出づる能はず、進退谷まりて遂に福建に入れるが、時偶々福建に於ては多年暴政を擅にせる督軍李厚基氏に對する省民の鬱憤極度に昂り、張楨楊瀅烈氏等の一派は自治軍を招募して武力反抗の態度を表はし、泉州一帶の地に熾に氣勢を揚げ始めたるが、許崇智軍の福建入りを幸ひとし之と氣脈を通じて李厚基倒滅策を進め、各地の軍隊之に應ずる者日々續出するに至りしかば、斯くと見たる孫文氏の民黨は奇貨措くべしとして福建侵略の謀を立て、藉りて以て將來廣東奪回の地歩を作らんとせしかば、於是許崇智軍は福建自治軍の勸誘に應じて軍を閩南に進めたると同時に此時延平に駐在せる第二十四混成旅々長王永泉氏は九月二十七日突如として獨立を宣言して亦許軍と提携を結びたり、王旅長の獨立はかねて李厚基氏と相善からざるは固より其一原因たるも實は徐樹錚氏の勸說に從へる結果なり、徐樹錚氏は北京脫出後逮捕令の網下をくぐりて一意專心舊勢恢復に奔走し、浙江の盧永祥福建の李厚基二氏を說き浙閩二省を聯ねて一旗擧げん計畫なりしが、李氏は竟に之に應せざるのみか動もすれば徐氏保護の保障を破らんとするの態度を示せるより、徐氏の憤慨遣る方なく、折しも福建省民の李氏に對する怨聲漸く物騰し、部下各軍亦將に動かんとするの形勢あるを看取せしかば発つ此機に乘じて李氏を驅逐し福建に據て今後の展開を謀らんと決意せし折柄、許崇智軍偶々福建に入り各地の自

治軍蜂起して之と聯絡せるより、大事舉ぐべしとて直に舊部下なる總領ある王永泉氏に說きて獨立せしめたるものにして、王氏喜んで之に應じ、一方許崇智軍と聯絡を圖ると共に一方徐樹錚氏を延平に迎へて獨立を宣言し李厚基驅逐の擧を爲すに至れり、徐樹錚氏は斯くて延平に入るや十月二日左の如き通電を各省に發せりと

樹錚等に國に政府なきを憂ひ、緘然する能はず、卽ち七月二十一日遍く各省に心血の著「建國詮眞」を送りて批判を求めてより茲に既に二箇月、北京は則ち群兇自號總統總理總長は府院部衙に盤踞して私に趨り、靦然として羞を知る所なく、各省は兵匪の擾亂益々劇しく、之に加ふるに天災頻出して民苦喩ふるにものなく而も民上の官酣嬉たゝ民膏を營剝して其餘腥を舐め、毫も慈惻の念なし、之を質言せば京內外晏せず商せず工せざるなり、國民何ぞ夫れ自ら救ふ所以を思はざるか、樹錚何ぞ亦國家の爲に馳驅せざるを得んや、樹錚民國九年逃竄してより手に寸鐵なきも、誠義振奮する所志金石を貫くべし、數歲の經營未だ成さなかりしが今や福建各軍樹錚と意見を同ふす、於是間道先づ延平に來り、謹んで民國十一年十月二日建國の誠意を天に誓ひ、此志節に基き出でゝ以て國事に任じ統一を力謀せんとす、卽ち是日建國軍政制置府を設立し樹錚自ら其總領に任じ、日を卜して福州に移駐し以て一切の軍民諸務を處理し、建國詮眞所列の諸端に依りて其是とする所を行はんとす、而して用人求材亦此經緯を離れず、如何なる人士と雖國に益する者あらば擢はずば主を師とすべきも、通國各〻正統政府を擁くるの日至らずんば何人の命令に論なく樹錚之を受けず、たゞ至誠至敬を以て段芝泉孫中山兩先生に服す、兩先生は國家を領導するの根本人物にして吾中華民國は此純潔堅貞の二老出でて艱難に任ずるに非らざれば國基の安定を求め難し、樹錚たゝ二老の謀義に服從す、制置府及地方軍民官制は陸續制定して佈達せん

此通電と同時に建國軍政制置府を延平に設けたる旨をも通電發表し、制置府の名義を以て福州總攻擊の命令を下したり、之に對する李厚基氏は甚しき恐愕と狼狽との裡に部軍二十二營を水口及洪山橋方面に急派して防禦に力めしも利あらず、機は既に逸せり、信望は已に地に墜ちたり、北京に電を飛ばして急を訴へたるも、北京政府亦其唐突に驚くのみにて措置の間に合はず、隣省江西に於ては蔡成勳氏兵を按じて援助の方を講ぜず、浙江の盧永祥氏亦敢て動かず、大勢刻々非にして大局既に望みなきに至りしかば、李厚基氏は遂に十月十二日福州を脫し軍艦楚觀號に搭乘して逃亡するの已むなきに至り、福州は十二日許崇智軍の先鋒李福林黃大偉氏等の入城を見、嗣いで十七日徐樹錚許崇智王永泉諸將馬を並べて入城し市民は國旗を揭げて之を迎へたり

右樣の如くにして今次の大動亂には、孫派北伐の許崇智氏あり、段派の鬼才徐樹錚氏あり、此驚天の一擧、果して孫段二派は其幕內に如何なる默契ありしか、之に關し孫文氏は

福建方面は今已に許軍の成功は歸したるが、徐樹錚氏は事前に何等吾人と打合はせを爲せしに非らず、徐氏は余と段祺瑞氏との命令を奉ずと言明せるも、今次の行動は余の言に聽けりとは謂ふことを得ず、段祺瑞氏及張作霖氏も徐氏の行動には贊成し居らざるを以て、徐氏は恐らく失敗すべく、福建の局面も尙曲折を經べし、李厚基氏は陳烱明氏と連絡して余等を攻撃するにより余等は先づ李氏を討ち、然る後軍を廣東に進めて陳氏を討たんとす

と語り、何故か徐樹錚氏との關係を否認せるが如き態度を裝へるも、事前何等の提携關係なくして許徐兩氏が一致協同の作戰に出でたりとは思はれず、而も福州占領後徐氏は直に建國軍政制置府の名義を以て治安維持の布告を出し且つ王永泉氏を福建總撫の職に任じて軍民政務を執らしむる旨二十一日各國領事に通告し之に對して許崇智氏は何等の異議なきのみならず、上海に於ける孫文氏民黨は公然建國軍政制置府を認めて其援助を力說し、更に吳光新馬良氏等段派勇將は方に建國第二軍を編成して徐氏を援助せんとするの計畫を進めつゝあるは事實にして、よし偶然的突發機會より許徐兩氏が此擧に一致せるにせよ、今後に於ける福建の善後は全く孫段二巨頭合意の上に其策を樹つべく、孫段二氏の聯結は既に爭ふ可らざる事實と謂はざるを得ざるべし

福州占領後、王永泉氏は此擧の內容に就きて次の如く語れり

昨年徐樹錚氏は密に福州に來りて李厚基氏の許に約一箇月ばかり滯在し、建國軍政制置府の設立に就きて李氏を說きたるも、其同意を得ず、本年八月許崇智氏が陳烱明氏と戰ふに際し、李氏は陳氏と結んで許軍を牽制したり、故に許氏は李氏を惡みて余に對し李氏驅逐を交涉し來れり、余は李氏に心服せざるを以て許氏が余の勢力を侵すことなく福州に入らんとするに於ては之に反對せざるべき旨を告げたり、又一方九月下旬徐氏余の許に來り建國軍制置府を謀りたるが、余は原々徐氏の部下にして余の軍隊は徐氏の軍隊と云ふも差支無き程なるが故に余は直に之に應諾して十月二日獨立を宣言したるなり、許氏の粵軍とは既に今後の關係に就きて了解を遂げたり卽ち粵軍は廣東攻略の途を福建に取るのみにて福建の政治に關して何等干涉するを得ず、其の代り許軍の廣東攻略に對しては余等亦援兵及武器彈藥を補充供給する筈にして、孫文氏が福建に來るが如きは勿論無かるべし以て孫段二派の關係を窺ひ得べきなり

此の福建の大動亂に對し北京政府は十月七日王永泉氏の官職褫奪令を發表すると同時に薩鎭冰氏を福建善後事宜に任じ、越えて十三日福建人にして省民に信望高き薩氏を省長に任じたるが、徐樹錚氏等段派の舊勢恢復を心底より憂慮せる曹吳二氏はあくまで徐氏討伐を主張せる爲め、政府は已むなく徐氏討伐令を出し、敗軍の將李厚基氏を討伐總司令に、薩鎭冰氏を副司令に任命せるが、張作霖氏は其後益々軍備を充實して復仇の擧を謀らんとし河南の趙氏部軍

の兵匪は依然として各地に猖獗し流石の馮玉祥氏も手を焼き、安徽には張文生馬聯甲氏の間に風雲穏かならず、吳佩孚氏の討伐主張果して能く決行さるゝや事頗る疑はしく、躊躇して決せざる薩鎭冰氏を廢し杜錫珪氏をして海軍を率ひて討伐せしめんとするの計畫あるも、敵は陸上に在りて鐵艦も山には登れず、且つ杜氏亦福建の人にして省長の蛇蝎視せる李厚基氏と共に討伐に出づるを好まず、福建討伐は事實上全然困難と見るべし、而して福建の新建國軍は其勢力が根柢築成の上遠からず孫文氏の希望に從ひ、許崇智氏を援けて廣東攻撃に出づべく、西南沿海二省今後の風雲果して如何に變ずべきか、其結果は時局全體に一大變化を來さん

寄贈書目

奉公	其會	二三七號
支那時論	東方通信社	一一二號
紡績界	其社	一〇號
國際事情	外務省	八一號
商標公報	特許局	八二號
實用新案公報	特許局	自六〇四號至六〇八號
特許公報	特許局	自八五六號至八六五號
滿商公報	外務省	自五八四號至五九四號
東洋經濟新報	其社	自九八七號至九九八號
支那鋼業時報	滿鐵會社	自一〇二一號至一〇二四號
財政經濟時報	其社	五六號 一〇號 一一號
朝鮮及滿洲	其社	一七九號 一八〇號 一八六號
大陸工報	興亞技術同志會	四號
國民經濟雜誌	資文館	一八號
日支經濟報	其社	二六七號 自一號至五號
政友	立憲政友會	一二九號
The Herald of Asia	Herald 社	
文化運動	日本人協會	
同仁	其會	
月報	大阪商業會議所	一八五號
月報	奉天商業會議所	一一八號
月報	營口商業會議所	二五號
月報	小樽商業會議所	一六六號
所報	名古屋商業會議所	一八二號
會報	長春商業會議所	一二號
會報	電氣協會	一〇號
青島ノ商況	鐵路協會	一一八號
月報	青島守備軍民政部	三六一號
貿易	大日本紡績聯合會	一〇號
地學雜誌	其會	四〇六號
組織事業參考書	大日本紡績聯合會	三九號
民國海關稅率表	奉天商業會議所	
日本及日本人	政教社	八四八號
New Book	丸善株式會社	
第一公論	其社	七號
滿蒙實業彙報	大連商業會議所	八八號
調査時報	青島守備軍民政部	二七號
朝鮮ト滿洲	其社	
警明	其會	一一號
法學論叢	京都法學會	五號
The Views & Reviews of Japan	J. Minami & sons Co.	
東洋	東洋協會	一一號 二八九號

講演

歐米視察談（上）

（十月十日本會講演會席上）
東亞同文會理事　井上雅二

實は近來歐米諸國に參ります人々は、各船數十名もございまして、現に本日御出席の諸君の中にも、最近に御歸りになつた方もあるかと存じますので、何等新しき知識を持つて居る譯でもございませぬし、又事柄が歐米の問題でありまして、本會の關係の支那問題とは甚だ緣遠いことでありますので、實はどうかと感じたのでございますが、一面より見れば、人各々見る所を異にしますので、私の見る所が何等か諸君の御參考になるやうなこともありはせぬかと云ふ感じも致しましたし、理事者諸君の御希望もございましたる爲に、臆面なく此席で一場のお話を申上げることになつたのであります、其邊はどうか御諒承を願ひたいと存じます

私の今回の旅行は、先づ亞米利加に渡りまして歐羅巴に參り、英吉利、和蘭、白耳義、佛蘭西、伊太利、それから墺地利を通つて獨逸に入り、チエック・スロワキヤから獨逸、獨逸から波蘭を廻つて二度獨逸に入り、英佛伊三國軍の占領して居るライン河畔を通つて瑞西に出で、瑞西から墺地利に入り、墺地利から伊牙利、ユーゴースラビヤ、伊牙利、土耳古、希臘を經て埃及に出で、埃及から日本の便船で馬來半島に上陸、蘭領東印度、邏羅、佛領東印度、香港等を經て日本へ歸つたのであります、國を經ること二十二三に及びましたが、僅に九箇月の間に各國を廻りましたので、一箇國内に多きも一箇月半、少きは僅に三四日居つたに過ぎませぬ、幸に强健なる身體を持合せて居りますので、朝夕隨分奔走致しましたけれども、無論其感想たるや表面の調査、表面の觀測に過ぎないのであります、又自分として畫面の任務を持つて居りましたので、廣く各方面に亘つて調べることは出來ませぬでしたが、先づ私が見たいと思ひましたのは、戰後に於ける社會的施設、戰後の人心の趨嚮、敎育に關するいろ〳〵の制度、其實施と云ふやうなことであります、私は先輩諸君の御承知の通り、二十年前即ち二十數歲の時に始めて歐羅巴に參りました、それから三十數歲の時には二回目に參りました、今回は十年振で四十數歲にして三回目の洋行を致したのであります、初は書生の時代、二回目は役人、今回は多少なりとも社會の空氣に觸れて、事業界の一角にも携はり、又多少役人としての經驗もあり、社會の經驗も經て參つたのであります、自分と致しましても此年になつて、將來天下後世の爲めに如何に後半生を處して宜いかと云ふことが定まらぬやうでは愚物と謂はざるを得ない、それで此機會に於きまして、自分の心の改造をやりたいと云ふのが眞の目的であつたのであります、丁度三回目の旅行になりますが、幸にして今回は比較的短

期間ではありましたが、割合に多くの人に接觸することが出來ました、從來の二回の歐米旅行の經驗に鑑みまして、成るべく西洋人の間に立入つて話をするか、成るべく外人側に接觸するのが宜しい、さうして成るべく內面的の觀察をするのが宜からうと思ひまして、專ら其方面に力を盡しました、紹介狀も特つて行つたし、又あちらへ行つても各方面の外國人の紹介狀を貰つて、出來る丈け多くの人に會つて、臆面なく話を致して來たやうな次第であります、然し獨逸、墺地利以西、西歐羅巴のことは殆ど御熟知のことであらうと思ひますし、それに近來新聞を見ると巴爾幹方面が大分紛糾しつゝありますので、主として其方面のことを申上げたいと思ひます、烏滸がましいことでありますが、多少の材料も持つて居りますけれども、俗務に逐はれてまだ目錄も目を通して居りませぬ、是から材料に依つて調査を遂げて、重ねて先輩諸君にお話を申上げる機會もあると思ひますが、今日は肉眼で見た所だけを簡單に申上げたいと思ひます

私は平和を招來すべき巴里の平和條約は、却つて不平和を招來したと見て居ります、無論巴里平和條約は、世界のえらい人達が集つて、一年も掛つて拵へたものでありますから、其當時から見たならば、是より外に完全なる平和條約なるものはなかつたことゝ考へる、もとよりさう信ずるのでありますが、扨て四年後の今日、此平和條約を實施するに當りまして、各國民間の反目嫉視の狀況を見、又事實に於て條約を遂行することが出來ぬと云ふ立場になつて居る今日の狀況から考へますと、歐羅巴の將來に平和を招來すべき平和條約が、如何に不平和を招來したか、さう見ることが出來はしないかと思ひます、之に就きましては先づ獨逸の新實體を簡單に申上げなければならぬと思ひます

現在の獨逸の新實體は如何なるかと申しますと、今日の獨逸は平和條約に規定する所を遂行すれば殆ど獨立國ではないのであります、是は申上げるまでもないことでありますが、動もすれば獨逸の現在の立場を眞に理解せずして、いろ〳〵なる議論が現はれて居るから申上げるのであります、政治上から言へば獨逸は國土の一部分を占領されて居る、さうして恢復委員會と云ふものがあつて、其恢復委員會が最高の權力を握つて主權を制限して居る、經濟上から申しますならば非常な不平等な條約が出來て居ります、例へばルクセンブルグ、波蘭、白耳義等に對して獨逸の品物を輸出するには重稅を課することが出來ないけれども、是等の諸國やア、ロ二州から獨逸に對する輸出に對しては無稅である、固より戰爭の責任は全然獨逸に在ると云ふことを、厭々ながら承服して平和條約に臨んだのであります、從來の慣例から申しましても、惡いことをしたと云ふならば責任がある、隨て責任上總ての損害を賠償しなければならぬと云ふのは當然でありますが、獨逸は損害賠償以上の負擔であります、アルサス、ロートリンゲンを取られたと云ふことは當然のことでありますが、損害の賠償以上に、獨逸を叩きつけなければならぬ、懲さなければならぬと云ふ條約になつて居る、一々例を擧げる時間もありませぬが、

又既に御承知のことゝ思ひますが、商船に致しましても二千噸以上は全部千六百噸乃至二千噸は半分を沒收する、海軍は悉く全滅、陸軍は十萬人以上は許さぬ、其十萬人も十年間は備兵とする、參謀本部は勿論廢される、航空軍は全部無くなる、重砲も無くなる、軍事上の研究機關すらも置くことが出來ぬ、のみならずザール地方の如く全然獨逸人の住つて居る所まで占領される、交通運輸機關としては五千臺の機關車、十五萬臺の運搬車を沒收されました、更に將來五年間に二十萬噸の商船を造つて列國に提供しなければならぬ、戰爭中列國の商船を壞したからそれを償はなければならぬ、今セッセと造つて居りますけれども、其造つたものは聯合國に提供しなければならぬ、是等のことは當然と致しましても、河川の交通まで聯合國が掌握して居るダニューブ、ライン、エルベ、オーデル何れも聯合國の管理に歸して居る、聯合國が勝手に左右することになつて居ります、一言にして申せば獨逸の今日の實體は主權ある國ではない、私の滯在中馬克相場は、一磅に付て千二百五十馬克から千三百馬克でありましたが、今日では激落して一萬二千馬克となり、兩三日前には一萬七千馬克になつて居る、私は六月に或る日本の公使と話合つたことがあります、其公使は私よりも猶ほ最近に佛蘭西、英吉利等を歩いて來た人でありますが、其人が若し今年中に三千馬克以上になれば獨逸は述もいかぬと言つて居りました、所がそれから三箇月も經たない間に六千馬克が一磅に匹敵するまでになつた、獨逸の近狀は全く手も足も出ないと言つて宜いのであります

獨逸のことは大分世間に誤つて宣傳されて居ります、仲にタイムスの持主である、先般亡くなられたノースクリッフ卿の如きは、獨逸は國家として貧乏であるけれども、國民は富んで居る、富を隱して居る、ライン河を歩くとさう云ふ狀況が見えると言つて居る、私もライン河畔を歩きましたが、成程新建築もあり、相當に盛な狀況が見えます、然しながら是は色眼鏡であると思ひます、獨逸の現在は述もノースクリッフの言ふやうに國家は貧乏であるが國民は富んで居るとは申されないと思ひます、尤も亞米利加とか和蘭とか英吉利とか云ふ方面には、獨逸人の富が散在して居まして、是が大分問題になつて居る、獨逸人が國外に持つて居る貸借に對しても何等かの方法を以て制裁を加へなければならぬと云ふ議論が起つて居ります、倒れるか生きるかの境でありますから、是も致し方ないと思ひますが、大局から見て獨逸は到底手も足も出ないと思ふ、然るに戰爭後こちらに歸つて來たいろ〳〵の人の意見を聽きますと、或は獨逸は急に勃興すると言ひ、或はさうではないと言ひ、意見が區々でありましたが、最近に歸られた人々の意見は、到底獨逸は容易に恢復せぬと云ふことに一致して居るやうであります、私は爾く信ずるのであります、次には墺地利のことを申上げます、實は二時間や二時間半では到底全部のお話をすることが出來ませぬので、自然粗雜に流れると思ひます、此點は御承知を願つて置く次第であります

墺地利は今回の戰爭の結果一番困難を感じて居る國であ

ります、私は二十年前、此同文會創立の前後でありましたが、當時の先輩諸君の御厚意に依りまして、始めて墺地利に留學致しました、それ以來墺地利には數回行つて居りますので、いろ〳〵の友人を持つて居ります、今回もそれ等の友人の力に依りまして、大分内面的觀察を遂げることが出來ました、特に明治三十五年頃、私が獨逸で知合になつて親しくした、其當時墺地利の陸軍中尉として中東、亞細亞方面のことを調べて居たホルスターと云ふ人、此人がチエック人でありますが、十年後に參つた時には大尉になつて健在でありました、然し今回は生きては居るまい、大戰爭のことだし、生きては居るまいと思つたけれども、念の爲獨逸から手紙をやつた所が仕合せにも其當友が健在で、非常に喜んで返事を寄越した、今は現役を退いて居るから朝夕案内をしようと言つて呉れたので、私は非常に愉快を感じたのであります、其人は中佐で終めた人で、歐羅巴の地理に精通して居るので有名な人であります、墺地利と言へば世界で有名な地理學の發達した國でありますが、其當友と云ふのは墺地利の參謀本部の地理の課長をして居つた人で、學者としても相當に名高い人であります、此人が案内をして呉れた爲に意外に内面的觀察を遂げることが出來ました

墺地利は一言にして申しますと、國は疾うに滅びて居るのであります、今は如何にして生きて行くべきかと云ふことが問題であります、日々餓死する者もあるのであります、戰爭前には匈牙利を合せて五千萬の人口を包容して居つた墺地利だけでも二千八百萬の人口を有して居つたのでありますが、今は僅に六百萬に減つて居る、而も其六百萬の人口の中二百萬人は維納の市民であります、三分の一は維納に住つて居る、又三分の一位はチロルの山の方に住んで居る、チロルと云ふのは全く山國で何も出來ない、農業も能く出來ない、石炭も出ない、二百萬の墺地利人は殆ど食ふことが出來ないのであります、チエックの總理大臣のベネスは、ピヤナは百萬以下にしなければ食つて行けないと言つて居りましたが、それは自分の方を大きくしようとして居るのでありませうが、兎に角ピヤナは到底二百萬の人口を收容することは出來ないと云ふので、人を減らさうと思つて居るのであります、それに新に興つた國ではなく、普墺戰爭以前にはカイゼルの都は維納ではなかつた、獨逸民族の中心は墺地利に在つたのであります、當時ピヤナは巴里と共に歐羅巴文明の中心であつた關係で、役人とか軍人とか、其他の知識階級の人が澤山ある、それをどうして食はせて行くかと云ふ問題があるのであります、亞米利加に於ても恢復委員會と云ふものが出來まして、いろ〳〵の方面に助力を致して居ります、例へば子供に乳を飲ませることが出來ぬと云ふので、澤山の牛を亞米利加、或はシユワルツから持つて來て、ピヤナにたつた一つある大きな牛乳の精製所に持つて來て、數萬の乳兒に對して殆ど無料に等しい金を以て牛乳を供給して居る、私は郊外の精製所へも分配所へも乘りましたが、其當時の相場ですら日本の一厘とか五毛とか云ふ位の、極く僅な金で分配して居つた、所

が其金すら出すことの出來ない者が大分ありまして、乳を貰はうとしても貰ふことの出來ない人が大分ありました。私の行つた時分には一磅に付てクローネが七萬クローネであつた、大體クローネは四十錢でありますから、二萬八千圓の相場のものが一磅、一磅も其當時は十圓でありましたが其後は九圓五十錢から九圓四十錢位になりました、クローネが其位に下つて居るのであります、隨て牛乳代が三萬クローネとか五クローネとか言つて居るので、日本の金にしたら一厘にも當らない、五六毛が無代見たいなものであるが、其金さへ出せない者があつた、電車賃なども戰爭前には五錢であつたものが八十圓になつて居たが、私の滯在中に百八十圓まで上りました、私は十日ばかりしか居りませぬが、行つた當時月曜日から百八十圓に上るだらうと云ふことであつたが果してさうなりました、私はイムペリヤルに泊りましたが一食に一萬圓掛つた、然し吾々から見ると一萬圓が二三圓位のものであるから大したものではありませぬ、が彼等から言へば一萬圓は大したものであります、現に私の友人のホリシター中佐は、今は退職して恩給を貰つて居りますが、昨年七月までは恩給が一箇月七百クローネであつた、然しクローネが餘り下ると云ふので今年の四月から二千クローネになつた、一箇月二千クローネと云よと一年二萬四千クローネ、總理大臣の俸給が三萬五千クローネであるから大臣の俸給であります、それで大きな顏が出來るのであるから、それの二十四五倍も貰へばもう無くなると云ふ狀態になつて居つたのであります、隨て食に窮して餓死する者が澤山あつた、又非常な不具者や何かが澤山殖えた、ルス河の小兒の病院に行つて見ましたが、何百人と云ふ結核性の小供が空氣療養をして居る、院長は有名な博士ですが、其博士に案内されて見ると皆骨と皮ばかり、骨が發達しないから弱い、何でも二萬人か三萬人は來月になつて居ると云ふことです、大きな家の角に立つて見て居ると、一寸三分か五分の間見て居ると、三百人四百人位の職業も出來ぬと云ふ哀れな乞食見たいな人間がトボ〳〵前を通るのを見受けた、男もある、女もあるが、皆今にも倒れさうな格好をして居る、私は以前ビヤナに二箇年間居つたのですが、其大學へ行つて見ると、吾々が習つて居つた講堂の一部に、英吉利人並に亞米利加人の寄附に依つて、學生の救護委員會と云ふものが出來て居ります、其事務所がありましたが、其所で訊いて見ると、ビヤナの大學生の中に勞働しながら學校へ行つて居る者が三分の二ある、それが八百人も毎朝學校で食事をするのであるが、九時頃に來れば其狀況が分ると云ふので、一日朝行つて見ますと、殆ど麵麭と水だけ、實に粗末な食事をして居るのを見受けました、其委員會の話に依ると、大學や高等學校、其他の學生三千人に食物を供給して居ると云ふことであつた、何でも亞米利加や英吉利では是まで約一億の金を使つて居るさうであります

さう云ふ風でビヤナは殆ど國が亡びて、生きるか死ぬかと云ふ狀態に居るのであります、最近歐羅巴財政の權威と謂はれて居るケーンと云ふ人、其著書は讀まれた方があると

と思ひますが、信用のある有力な人であります、其人が時時英吉利で雜誌を發行して居る、其雜誌に此人の書いた最近の墺地利の救護委員會の報告が載つて居ります、それには墺地利の恢復は望のないことはないと數字を擧げて言つて居る、勿論吾々よりは研究が屆いて居るのであるから、或はそれが本當か知れませぬが、吾々素人眼から見たならば、墺地利は到底見込がないと云ふ感を持つて居ります、國民の希望としては獨逸に合併しなければならぬ、つまり今殘つて居る六百萬の國民は總て獨逸民族、ジヤーマンであるから、民族自決の主義から言つても當然獨逸に合併すべきものであると云ふのである、前の内閣總理大臣の變つたのも、合併熱が高まつたけれども聯合國が贊成しない爲に、それ等の行違から責任を負うて辭職したのであります、斯の如く墺地利人の獨逸に對する合併熱は盛で、人民投票に問うて見ても、到る所獨逸に合併しなければ生きる道がないと云ふ決議をして居る、所が平和條約には、國際聯盟に問うて全會一致の投票を得なければ墺地利は獨逸に合併すべからずと云ふ規則になつて居る、是は實におかしな話で、今回の平和條約の基礎は申すまでもなく民族自決と云ふことが主であります、民族自決に依つて或る國は大きくなり或る國は新造されて居る、それにも拘らず獨逸民族である墺地利だけは、國際聯盟に於て全會一致の決議を經なければ獨逸に合併出來ぬことになつて居る、所が佛蘭西は決して贊成が出來ないのであるから、全會一致と云ふことは永ぬ、力を以て合併せざる限りは、墺地利は同じ種でありながら獨逸と分れて居らなければならぬと云ふことになつて居る、兎に角現在非常に哀れな狀況で、立派な高官で居つた人が靴磨きになつて居る者もある、電車の車掌になつて居る人もある、又金持が無くなつて居る、現に私が下宿を致して居つた家の前に一軒の店がある、公債を三十萬圓ばかり持つて居つた、店も其外に持つて居たが、親父が死にましてから、自分は學問をしたい、商賣はしたくないと云ふので、戰爭後一年ばかりの間に其店を二十萬圓で番頭に讓つた、それと三十萬圓の公債の利子に依つて學問をしようとしたが、公債でも何でも三十萬圓と云ふのは今の相場で言へば十圓位なものである、殆ど反古同樣で利子などは一文も入らぬ、私の友人のホリシターと云ふ人も、尤も此人は悧巧な人で、陸軍を罷めても或る會社に入つて居るが其所で勞働のやうなことをして居ります、さう云ふ譯で金持が無くなつてしまつたのであります、要するに墺地利は今全く瓦解致して居るのであります

次は匈牙利であります、匈牙利人は亞細亞人と同じ民族であると云ふので、昔から吾々に對して好意を持つて居つた、東亞同文會創立の際に、近衞公爵からだん〳〵御話がありまして、私は匈牙利へ行く積りであつたけれども、それには匈牙利語を研究しなければならぬと云ふので、匈牙利行を止めてピヤナに居りました、爾來數回行つて居ります人が、今回も大變好意を以て迎へられました、日本に對しては相變らず同情を持つて居ります、特に國際協定委員とし

て吾々が行つた時には、陸軍士官だけ殘つて居つたが、それ等の人が協定を公平に致して居るので、日本に對しては感謝を深くして居るやうであります、此國は今回の戰爭では非常な打擊を蒙つた國であります、匈牙利人は昔から非常に強い民族で、曾て戰に負けたことがないと言つて威張つて居る、今回の戰爭に於ても、墺地利と聯合國であつたが爲に獨逸に加擔して、戰が始ると同時に各方面に進出して、セルビヤの如きは征服してしまつた、匈牙利の軍隊は常に敵國の方面に進出して居つた、所が平和條約が出來ると、それ等の土地から引揚げるのはもとよりであるが、自分の土地までも取られた、二千五百萬の人口と十二萬平方哩の匈牙利が、僅に七百萬の人口と三萬五千平方哩の面積とに減らされた、面積に於ては四分の一、人口に於ては三分の一に減らされて居る、何の意味か分らぬ、彼等から考へればウイルソンが彼の十四箇條を提議する時に、今回は喧嘩兩成敗にしよう、無併合無賠償でやらうと言つたので獨逸も引掛つた、匈牙利も引掛つたのであらうと思ひます。好い加減な所で止めるより仕方がないと云ふので、精神的に平和を希望するやうになつたのでありますが、蓋を開けて見れば國の存立を危くするやうな立場になつたのでありますから、國民の憤慨は非常なものであつた、彼等は戰後に於ても、教育の方面に於て殆ど笑ふべき程度に、滑稽的と思はれる位な愛國心の宣傳を致して居りますが、彼等の身になつて見れば、それが眞劍なことであらうと思ひます、近來佛蘭西人は、獨逸と云ふ野蠻民族が興つて、西歐羅巴の文明を破壞しようとした、之を保護したのは我が佛蘭西であると公言して居る、講和會議に於てもクレマンソー其他の人々が、猛烈に敵國側を壓迫しようとしたのに對して、英吉利首相ロイドジョージのやつた手紙を見ると、君のやうに猛烈に獨逸の方を壓迫してもいかぬ、三十年の平和は保てるだらうが、三十年以上の平和は保てぬ、現在生きて居る者は戰爭を再びすることは出來ぬけれども、今の子供が大きくなつた時には戰爭が始る、三十年の平和は保つても三十年以上の平和は保てぬ、少し考へたら宜からうと言つて居る、是に對してクレマンソーの返事に、君は結局英吉利人である、英吉利人には佛蘭西のことは分らぬ、我が佛蘭西が獨逸の爲に如何に苦しんだかと云ふことは君達には想像は出來ぬ、倫敦の空中から二つや三つの爆彈を投げられた位では國家の存亡と云ふとは考へられぬ、我國は國の存亡を賭したのである、既に政府はボルドーまで逃出したのである、文明の敵たる獨逸はどうしても抑へつけなければならぬ、君には佛蘭西人の心理は分らぬと言つて一蹴して居るが、之を匈牙利人に言はせると、佛蘭西は西歐羅巴文明の保護者だと言ふけれども、それは間違つて居る、西歐羅巴文明の保護者は匈牙利である、十五世紀以來亞細亞人の侵入に對して、常に西歐羅巴の文明を保護したのはマジャール民族、匈牙利である、匈牙利人が匈牙利平原に於て之と戰つて擊退して居る、故に西歐羅巴文明の保護者は匈牙利である、今回は同盟の義に依つて已むを得ず獨逸に加擔したのである、講和に際してはウイルソンの言

ふ如く無併合、無賠償であるのみならず、現に當時の佛蘭西の首相ブリヤン氏の之に對する七箇條の宣言に見ても、吾吾を叩き壞さうとする者ではなかつた、それだから之に應じたのである、今日こんな目に遇はうとは思はなかつと申して居る、巴里トライヨンの平和會議に於ても、首席全權たるアポーニ伯、元の總理大臣で今は樞密院議長をして居る世界有數の政治家、又頗る雄辯家であるアポーニ伯は此事を力說したけれども何等の反響がない、如何に雄辯を揮つても如何に熱血を揮つても、大勢が定まつて居るから反響がない、遂に人口は七百萬に減らされ、面積は三萬五千平方哩しか殘らぬと云ふことになつた

匈牙利と云ふ國は面白い所で、歐羅巴の各國は多く共和國になつて居る際に於て、匈牙利だけは益々王國を主張してゐる、王を立てなければならぬと主張して居る、歐羅巴の貴族の中で、英吉利の貴族と匈牙利の貴族とは徐程國民の進歩發達に貢獻して居るのでありますが、或る人は英吉利の貴族よりも匈牙利の貴族の方が宜いと言つて居ります匈牙利は貴族萬能の國で、言はゞ日本の維新前の封建時代と言つて宜い、此貴族がだん〳〵國民を指導して、知識を廣めると云ふことになつて來たならばもつと進んだ政治組織が行はれたのでありませうが、今日に於ては德川時代のやうな封建政治から、直に今歐羅巴に行はれて居るやうな政治をやることは出來ないのでありますから、匈牙利としてはまだ〳〵貴族的が必要であると云ふ感を持つて居る、昨年の十月に先帝カロロ五世がシユワルツから飛行機に乘つてブダペストへ歸つて來た時も、聯合國の方ではハプスブルグ家の人だからいかぬと云ふので、カロロ五世は國外に放逐されて、遂に最近亡くなられた、然るに匈牙利としてはどうしても王樣が必要であるといふので物色をして居る、其間はアドミラル・ホルチーと云ふ人が國の攝政殿下になつて居る、是は今年五十二三歲で、アドリヤチック海の艦隊司令長官として、佛蘭西、伊太利の艦隊を破つた戰功のある人であります、極く若々しい、一介の武弁と私は見ました、攝政殿下の位に在るに拘らず、吾々に對して明に申されました、我國は疲弊のドン底に落ちて居る、もう下る坂がない、マジヤール民族は七百五十萬になつたが、ユーゴースラブ、ルーマニヤ方面に居る者が四百萬人位はある、歷史あつて以來是位不幸のドン底に下つたことはない、是からは上るばかりであると云つて居られました、又私が始めて參りました時にお目に掛つたストラウスと云ふブダペスト大學の東洋科の主任の敎授、是は佐々友房氏が二十數年前に會つたことがあるからと云ふので、私が初めて洋行する時に佐々先生から紹介狀を頂戴して行きましたが、今回は既に七十幾つの老人でありますが尙健康で、私の行つたことを喜んで、いろ〳〵の敎に預りました、此ストラウス先生などは、歐羅巴の形勢はどうなるか知らぬが、獨逸は必ず勃興する、或は二三十年を出でずして再び歐羅巴に覇權を制するやうになるに違ない、ユーゴースラブと伊太利は三年以內に戰をする、列國が之を抑へ附けると云ふことは別問題であるが、それでなければユーゴースラブ

と伊太利は兩立出來ぬ筈である、自分は多年巴爾幹の研究をして居るが、斯の如く見てゐると言つて居られました、私はそんなことはない、二年や三年の間に再び戰爭をすることはないといろ〳〵反對の意見を述べましたが、ストラウス先生は頑として自分の說を枉げない、それを確信して居る、其時私は家々同伴で參りました關係上、有名な女學校の校長の五十幾つになる婦人が訪ねて來た、是が私の所でストラウス先生と會つて、匈牙利語で何が話をして居ると思ふと大きな聲で泣き出した、私は不思議なことと思つて居たが、後にストラウス先生に譯を訊きますと、國家の前途を憂ひて居る所へ、私がいろ〳〵話をした所が感激して泣出したのだと云ふことでありました、實に彼等は男女を問はず、眞劍に國運の恢復を祈つて居るのであります、斯う云ふ國を對手に致しましては、到底平和を招來することは出來ぬと思ひます、ユーゴースラブの領土になりましたスラヴォニヤ、クロアトと云ふ所は、ユーゴースラブよりは匈牙利人が澤山居る、文化も高いのであります、此所を唯紙の上で匈牙利から割いて弱國のユーゴースラブに讓つた、是が平和を保てぬ原因であります

又マジャール人が二百萬人も住んで居るトランシルヴアニヤを羅馬尼にやつたので、今日は羅馬尼に對しても恨を結んで居る、一昨年でありました、ベラクーンと云ふ過激派が起つて、一時ブダペストの天下を奪つたことがありますが、どうも過激派が歐羅巴の眞中へ侵入しては困ると云ふので、……を進軍させてブダペストまで征服したのであります、所が是が爲に、ベラクーンと云ふ革命派が匈牙利を痛めたよりも、一層強く壓迫を加へた、ブダペスト以東トランシルヴアニヤの沃野に亘つて牛や馬を掠奪したのであつた、匈牙利と羅馬尼との間は到底結んで解けないのであります

又チエックスロヴアキヤと匈牙利とも到底融和しないのであります、ボスニヤ、其他を中心として、北部方面をチエックスロヴアキヤにやつたのでありますが、最近日本の條約實施委員などが行つて見ると、迚も話にならぬほどの激い爭が現に國境に現れて居るさうであります、全く匈牙利の周圍は平和を破る原因に滿ちて居ると思ふのであります

次は勃牙利であります、勃牙利は是亦巴爾幹の日本と謂はるる所でありまして、日本に對して大變に同情を持ち、日本を尊敬して居る國であります、私も勃牙利のことには頗る興味を持つて、過去二十年の間に三四回參つて居ります、此國にはスタンボロフと云ふ人がありまして、是は巴爾幹のナポレオンと謂はれた人であります、大變勇武な人で、私は初めて參つた時には會ひました、其スタンボロフは間もなく刺客の爲めに殺されたので、今回は直ぐ其墓へ參りました、其時は勃牙利の陸軍少佐が案內をして呉れましたが、其少佐の話に依ると、其直ぐ隣りにペトロフといふ人の墓があると云ふ、此ペトロフと云ふ人は二度目に行つた時は總理大臣をして居りましたが、私はペトロフに

も會つたことがあるので、是非行つて見ようと云ふので行つて見ると、隣りには彼のいろ〳〵な記念のものがありました

此スタンボロフの當時の與黨の人は今は何所に居るか分りませぬが、今回四回目に行つて見るとスタンボロスキーと云ふ四十數歳の人がありまして、此人が首腦になつて國を建てつゝあつた、勃牙利は巴爾幹の日本と謂はれる位でありまして、教育の程度に於ても過去三十年間に於て一番發達して居る、國民も餘程信頼するに足ると云ふことであります、外國の人がさう言つて居ります、兎に角正直で信頼すべき國民で、前途に見込がある、ソフイアの都へ行つてもユーゴースラブあたりとは違ふ組織を具へて居る、體裁を具へてゐる、唯不幸にして勃牙利人は志が餘りに大であつて、實行が之に伴はない、總じて巴爾幹の國民は誇大妄想の國民でありますが、勃牙利も事功を急いだ形がありまず、それが爲に今日は窮境に陷つたといふことも出來る、千九百十一年にトリポリの問題に就て伊太利が土耳古と戰爭を始めた、其爲に土耳古が疲弊した、其疲弊に乘じて、勃牙利はアルバニヤと聯盟して土耳古と戰爭をやつた、是が第一巴爾幹戰爭である、其結果は土耳古が敗けて、勃牙利の多年の希望であつた所のマセドニヤ、西トラースを勃牙利に割讓することになつた、それで勃牙利が一番有力になつた、インヂヤン海に出ることは勃牙利の多年の希望であつたが、第一巴爾幹戰爭の結果勃牙利の希望が達せられることになり、勃牙利の勢力が擴大すると云ふので、今度は巴爾幹聯邦の嫉みを受けて第二巴爾幹戰爭が起つた、第二巴爾幹戰爭は勃牙利一國に對して、希臘とセルビヤとモンテネグロの三國が掛つた、それから羅馬尼は第一巴爾幹戰爭には何等關係しなかつたが、第二巴爾幹戰爭には勃牙利討伐軍に同盟した、それはドブルジヤ地方を取りたいからであつた、勃牙利は結局四國聯合軍を引受けなければならぬことになつたので到底勝味がない、二箇月の後にはブガレストを羅馬尼に取られて、ブガレストで平和條約を結んだ、其結果トラースの西の方はセルビヤに取られ東の方は土耳古が回復することになつた、それが千九百十三年で、其翌年に今度の大戰が勃發した、是はボスニヤの都サラエヴオに於て墺地利の皇太子御夫婦がセルビヤの一青年の爲に殺された、それを機會として戰爭が勃發したのでありますが、兎に角セルビヤも勃牙利とは兩立しないのでありますから、セルビヤに對して墺地利が宣戰を致す以上は、セルビヤを叩き潰す爲に、勃牙利もどうしても墺地利に加擔しなければならぬのであります、所が聯合側より見れば是が大事であります、若し勃牙利が獨逸に加擔すると戰爭は長引くと見た、勃牙利が加擔し土耳古が加擔すると、中東歐羅巴を中斷して中央亞細亞から印度を突くといふことになつて、獨逸の多年の希望を達することになりますから、聯合側が勃牙利を味方に引入れようとしたことが、歷々として今日公文書に殘つて居る、英吉利の外務大臣が勃牙利駐在の公使にやつた訓令を見ると、土耳古は吾々基督敎國の敵で、グラツトストン內閣以來、土耳古を歐羅巴から驅逐しなけれ

ばならぬと云ふのは一貫した政策である、所が勃牙利が獨逸に加擔すると戰局は長引く、故に能く運動してどうしても勃牙利を聯合側に附けろと言つて居る、非常に骨を折つた、又セルビヤ最眞の公使を罷めて、勃牙利最眞の公使を派遣して盡力させたりしたけれども、獨逸側の運動が功を奏して遂に獨逸側に附くやうになつた、是は聯合側の失敗であつたのであります、それで勃牙利は獨逸側に加擔をして、直に各方面に戰つた、セルビアの方面に於てもズンズン侵入する、又羅馬尼方面も、千九百十六年に羅馬尼が聯合側に參加した當時は、勃牙利の軍隊は羅馬尼に侵入して居た、四方共征服した、聯合軍はサロニカから多少侵入しましたけれども、マセドニヤ以北には行けなかつた、獨逸側が全部占領して居つたのであります、所が是亦條約を結んで見るとひどく苛められた、マセドニヤ方面、トラース方面の如きは悉く希臘に取られてしまつた、單にテーブルの上で希臘人が多いと云ふ名目の下に取られてしまつた、又セルビヤには境界方面のサイプロット方面を取られた、ドブルジヤはもとよりのことであります、匈牙利に較べてはまだ宜いやうであるけれども、然しながらあの小國にして二十二億五千萬フランの償金を取られ、僅かしか出ない石炭も聯合國にやらなければならぬ、牛馬なども、七千頭位と思つて居りますが、ハツキリした數字は記憶しませぬが、提供しなければならぬ、陸軍はもとより制限されて、僅か二萬五千に制限されると云ふ譯で、非常な痛手を蒙つたのであります、所が元來勃牙利人は非常に勇敢な國民でありますから、羅馬尼人や希臘人やセルビヤ人には到底征服し切れぬのであります、マセドニヤ方面などは希臘人と勃牙利人が雜居して居りますが、十人の勃牙利人に對して百人の希臘人が何時も負けて居る、敎育の程度に於ても遙に進んで居る、いろ〳〵の方面に於て勃牙利の今日の現狀は矢張り不平和の基となつて居る

勃牙利人に就て今少し申上げたいのは、此國民はなかなか敢爲の氣象に富んだ國民でありますが、總理大臣のスタンポロスキーは吾々も同じ位の年輩のものでありますが、獨逸のハーレ大學に學んだ農學士で、戰爭前には戰爭に參加しないやうに當時のフエルヂナンド國王に諫言したが、國王が肯かないで獨逸側に加擔した、それ等の爲に戰爭中は牢に打込まれて居つた、所が平和條約が結ばれてから、フエルヂナンド國王が位に居ることが出來ないで、皇太子ボーレス殿下に位を讓つて自分は國を去られた、それからスタンポロスキーが總理大臣になつて、今日まで政治を執つて居るのでありますが、此スタンポロスキーの理想は農民黨を組織するに在る、元來勃牙利は露西亞の兄弟國で、赤露の侵入は多いのであります、露西亞方面から大分ソビエツト政府の宣傳が多い、金も大分入つて居る、ウランゲルの軍隊の如きは現に一萬人內外も勃牙利に逃げて來て居ると云ふ有樣で、宣傳が大分激しいのであります、露西亞の話になりますが、現在の歐羅巴に於きましてはソビエツトの政治、卽ちボルシエヴイズムの政治が失敗であると云ふことは誰でも認めて居る、誰も同情を持つて居る者はあり

ませぬ、波蘭の如きチエックスロヴアキヤの如き羅馬尼の如き、露西亞と境を接して居る國ほど之を嫌つて居るのでありますが、勃牙利も同樣であります、唯是等の國と違つて居る所は、露西亞とは共通の關係がありますから、宣傳は如何にも激しいのであります、隨て議會に於ても四十名の共產黨を持つて居る、二百十六名の全議員の中四十名の共產黨員がある、是だけ澤山共產黨のある所は歐羅巴にはありませぬ、獨逸は十四五人位であります、然るに勃牙利は四十人もある、隨てスタンボロスキーとしては、此共產黨と之に附隨して居る人間を抑へ附ける必要があるのでグリーン、インターナショナルを主張して居る、どうも勞働者の政治は弊害がある、露西亞のボルシエヴイズムは建設に非ずして破壞に在る、勞働者の政治の缺點は其所に在る、我國は固より歐羅巴全體から言つても農民が多數である、所が此多數の農民は憐れな狀態に在るから此地位を引上げなければならぬ、又農民は恒產を持つて居る、田地一町步でも一段步でも持つて居る、恒產があるから恒心があるのである、故にどうしても農民の地位を向上せしめ、恒產のあるものをして、益々恒心を持たしめるやうにすることが自國に取つても效力がある、兩方面から見て吾々の主張が一番善いと云ふので、國際農業會議を開いた、又自分が書物を書いて主張致して居る、それと同時に勃牙利の國を新しく建てる爲に二つの事をやつて居る、一つはデモクラシーから來た問題で、貿易の管理を國家がやつて居るのであります、是は國が小さいから出來るのでありますけれども、自己の信ずる所を直に行ふと云ふことは甚だ愉快に感じました、今一つは勞働の强制であります、勞働の强制と云ふことは埃及にもジヤバにも行はれましたが、埃及の方は金で代へることが出來ると云ふ弊害があつて止めた、ジヤバに於ては殖民政策としては成功したが、だん〳〵人民を奴隸にするやうなことはいかぬと云ふので、和蘭政府自ら三四十年前に止めました、勃牙利政府は此點を考へて、決して金で買ふことは出來ぬと云ふことにした、十八歲以上四十歲までの者は內閣總理大臣であらうが何であらうが、どんな地位の人であらうが、一年に十日間は勞働しなければならぬ、それは一箇月の中に一遍に十日間働いても宜いのでありますが、兎に角何人もそれをやらなければならぬことになつて居る、是は勞働神聖と云ふことから來て居るのであります、私は一夕郊外に散步をして雨に遇ひましたが其歸途多數の同じ着物を着た農夫に會つた、それは强制勞働として道普請をやつて居る、或は其他の勞働をして居る人々であります、此二つのことはスタンボロスキーが、學校で學んだことを直に新しい勃牙利に行つて居る例でありまして、彼等として如何にも熱心にやつて居る狀況が見えました

私は勃牙利では別に國王に拜謁しようと云ふ考は持つて居らなかつたのですが、宮內大臣や其他の各大臣に會ひました時、午前十一時半に宮中へ來いと云ふことでありました、私は無論宮內大臣に會ふつもりで平服の儘で行つた所

が、王樣が居るから會はないかと云ふ、然し自分は平服だから會ふことは出來ないと言ひますと、其所へ日本の陸軍の士官が條約の實施委員として行つて居りまして、吾々夫婦と二階へ上つた、すると其横が國王の居間で、吾々は其所でお目に掛つて約一時間に亘つて御話を承りました、是は餘譚のやうでありますが、勞頭に國王から日本の進歩して居る狀況を讃美して、日本の條約實施委員が公平に我國の危機に對して處置されて居るのは感謝する所である、之れは國境の協定の問題であります、英佛伊日の四大國がやつて定るでありますが、日本は利害關係がないから、三國が互に爭つて居る間に立つて、公平に裁斷することが出來るそれが彼の國に取つては感謝に堪えぬのであらうと思ひます、吾々の如き一介の書生に向つても、國王がさう云ふ感謝の言葉を御出しになる、又乃木大將が士官學校で演說をされた御話なども承りました、乃木大將が士官學校で講演をされたことは、未だに勃牙利人の耳に殘つて居る、乃木さんの泊つたグランドホテルなどは乃木さん乃木さんと言つて居ります、是は日本を非常に尊敬して居る一の證據と思ひます

個人の家庭にも入りました、スタンボロスキー首相は自動車で三時間ばかり掛る所に居ると云ふことで、來れば會ふと云ふことでありましたが、私の行く少し前に國王が散歩をなすつた時に、國王と知らずして强盜が拳銃を向けたと云ふやうな話もありまして、非常に危いのであります、私は農民黨の組織に就て研究致したいと思つて居つたのであります、遂にスタンボロスキー首相には會ふことが出來ませぬでしたが、副總理たる內務大臣——スタンボロスキーの衣鉢を受けて、大に農民の爲に働いて居る人に會つて、いろ〳〵其話を聞いて、其思想を理解することが出來ました、又彼の書物を讀んで了解を致しましたが、何れに致しましても勃牙利は非常に新らしい機運に向つて居る、是等の人々が熱心に新建國に從事して居るのであります、要するに勃牙利が小さくなつたことが到底歐羅巴の平和を招來することが出來ぬと云ふ一つの例になるのであります

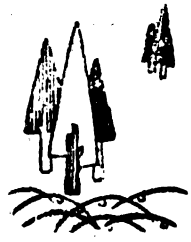

彙報

支那新聞重要記事（自九月十六日至十月十五日）

外交關係——國內要聞——財政と經濟

外交問題

▲露支通商交涉開始確定（京報）勞農政府代表ヨッフェ氏は九月十九日附公文を以て支那政府に對し左の如く照會し支那政府の九月十三日附回答を承認し露支交涉開始は確定議となれり

駐支勞農ソビエット共和國全權代表は謹んで支那外交總長顧維鈞氏に照會す、本代表團は九月十三日附貴國政府の露支會議開催に贊同するの回答に接したり、依て本代表は茲に再び勞農政府を代表し貴國政府が露支會議を開き各項問題を解決するに贊同せらるゝ誠意に對し深く感謝の意を表すると共に勞農政府も亦謹んで貴意を敬承すべき事を誓約す、而して勞農代表は速かに露支會議を開かんとする貴意に對し贊同する所なるも、目下長春會議開催中なれば同會閉會後直ちに期日を商議し速かに交涉開始を爲すべき意嚮なることを聲明す（九・二三）

尙右通告と同時に東支鐵道の處分問題に就き左の如く支那政府に抗議せり

最近根據ある報告によれば東支鐵道の管理上に當を失したるものあり且つ之を放棄せんとしつゝありとのことなるか余も亦同樣の報告に接したるを以て余は支那政府の特別に注意せられんことを望む

余は東支鐵道全部の問題は露支會議中最も主要問題たるを以て特に支那政府が調査委員を派遣し東支鐵道の狀況を調査し及び處理上失當の問題を特別調査せられんことを特に請ふ余は上述初歩の請求は近く迫れる露支會議をして東支鐵道問題に對し解決に易からしむることを深く信ず余は支那政府外交部より此請求に對する回答を直に得ることを希望す

▲露蒙新協約全文（京報）外人方面の消息として勞農政府と庫倫政府との間に新協定成立し去る九月二十四日調印を終れりと傳へたり而して該協約は十三條より成り主なる十項は左の如し

一、外蒙政府と勞農政府とは相互に法律上の承認をなす

二、相互に敵對行爲の團體を取締る

三、代表及領事を交換す

四、外蒙地方に露人の採礦を許す

五、外蒙の電信を露蒙合辦に改む

六、外蒙建築の鐵路と西伯利亞鐵道連絡の一線を露蒙合辦にて許可す

七、兩國の權利及債務を協定す

八、死刑及一切の野蠻的刑罰を廢止す

九、兩國の稅率を最惠國の例に照して協定す

十、勞農政府は蒙古政府の獨立を援助す必要の時機には兵を派して外蒙に駐在せしむ

右に關し外蒙活佛の代表は莫斯科に赴けりと、此報傳はるや同地特派の支那官吏は北京政府に電請して訓電を待ちつゝあれば近く支那政府より勞農政府に對し抗議交涉の開始を見るべしと（一〇・一二）

▲威海衞接收委員會議事經過（新聞報及各報）威海衞接收英支委員會は十月二日より開會せられたるが議事經過は秘密に附せられ居れるも今日迄に判明せる所左の如し

第一回會議　十月二日開會英國側委員長パートン・ザヤイルス氏推されて議長席に就き、次で英國側より威海衞行政委員より「英國は此地に據りてより既に二十年を經過せるが今や行政、衞生及警備の各項は何れも完備し每年夏期外人の來る者每日平均六百名に逾するに至れり、從つて財政方面も近年漸く收支相償ふに至れり、現に之を表示せんに畧左の如し

年度	收入	支出
自一九〇二年至一九〇三年	三一、七一五元	一四二、五〇〇元
一九二一年	一九九、〇〇〇	二二六、六六七

右に依りて察するも威海衞が自治的能力ある事を知るべし、故に今次の委

長會に於ても亦此點を特に考慮せられ益々此地の發展を圖られん事を希望す云々」と述べたり、右に對し支那側より接收委員長梁如浩氏の挨拶ありたる後、更に支那海軍代表より劉公島に對する支那側の意見を述べ且つ英國側希望の同島避暑地保留問題に就き論述する所ありたるも大體は英國側の希望を拒絶したる模樣なり

第二回會議　同四日開會し劉公島の避暑地問題及行政問題に就き討議せるが意見の相違ありたるにより夫々本國政府に請訓す

第三回會議　同五日開會、英國側より威海衛還附に對する準備提議を期讀し支那側より之に對する成文覺書の提出を求めたるも一切保留せらる

第四回會議　同七日開催したる劉公島問題に關する英支の意見一致せざるため何等の決定を見ざるも英國側の主張は劉公島を英國海軍避暑地として保留せんと主張するに對し支那側は右は支那の主權を侵犯するものなりと云ふにあり

然して其後英支兩委員は夫々本國政府の回訓に接したるが、英國側は期限付にて年金を支拂ひ同島を租借すると共に同島の倉庫、病院、海軍クラブ等は其間英國側に保管する事、但し同島の行政權は完全に之を支那に屬せしむるも市政に限り英國側代表者を參加せしめられたしと主張しつゝあり、右に對し支那側の主張は市政に英國側代表の參加をは絶對に拒絶し居るも同島を夏期英國の避暑地とする事に對しては之を承認すべき意嚮なりと傳へらる（一〇・一五）

▲**威海衛接收委員議事經過**　（申報）威海衛交涉は其の後英支雙方間に順調に進行中なるも唯だ英國は威海衛の自由港案を主張し之に對し支那政府は英支通商條約に根據し又青島回收後に稅關を設置するを例照して稅關設置を主張し聊か行惱みの體なりと云ふ（一〇・八）

▲**安福二魁首脫出通告**　（北京日報）北京日本兵營內に在り安福派魁首王郅隆、曾毓雋、梁鴻志三氏巧みに兵營を脫出し下津したるが右に對し是村隊長は一日午後四時此旨小幡公使に報告し、小幡公使は同五時取敢ず外交部に電話を以て通告し同八時更に左の如き公文書を以て正式に通告せり

北京日本兵營に在りし曾毓雋、王郅隆、梁鴻志の三名は十月一日午後二時迄起き來らざるに付捜査したる所見當らず無斷脫出したる事判明せり察するに九月三十日晩迄は在營せしこと確實なるに付十月一日午前未明迄に脫出したるものと認めらる云々（一〇・三）

▲**上海會審制度改正案**　（各報）北京政府上海會審衙門案に就き先づ舊制度を回復し改良を加ふることを議定したり即ち左の如し

一、支那人案は支那法官が午後の法廷にて自審し外國領事は陪審せず

二、新に領事裁判權取消しを訂約せる獨露諸國人案も亦支那法官の審理に歸す

三、新法官を改用し司法部にて考核す

四、上訴法廷を設く

而して右の各件は先づ英國と交涉し各國とも夫々接洽することとなれり（九・二〇）

國內要聞

▲**第三期國會開會式**　（各報）第三期國會は十月十一日午前十時左の順序にて衆議院に於て擧行せり

（一）午前九時兩院議員禮服衆議院に參集せり

（二）午前十時兩院議員入場着席

（三）贊禮員大總統及國務員を案內して入場就席（奏樂）

（四）主席開會を宣告し次で開會詞を述ぶ

（五）大總統及國務員の頌詞

（六）贊禮員の報告にて國旗に向つて三鞠躬の禮を行ふ在場者皆行禮如儀（奏樂）

（七）主席宣告開會式

（八）國樂を奏し全體起立敬を致す

（九）主席退席を宣告す

閉會後茶會を催し記念の撮影をなしたり（一〇・一二）

▲**徐樹錚の建國軍制置府設立宣言**　（各報）徐樹錚氏は十月二日附を以て福建省延平縣より要領左の如き建國軍制置府設立に關する宣言を發せり

樹錚曩きに國家の無政府狀態を痛念し緘默する能はず七月二十一日公函を

各省各方面に寄せ併せて『建國往眞』の一書を贈呈して天下に警告する處ありしが、今に至り聞く北京城内外に潜居し秘密結社を企圖し公債を悪用し列國共管の危機迫づけるを知らず、余は斯の如き狀況を默視するに忍びざるを以て余の主張に對する各軍隊の意嚮を徴したる處、皆共に救國の事業に從事するを願へるに因り南京より延平に來り種々準備の後十月二日建國軍政制置府を設け自ら統領となれり、一切の事宜終れば速に職務に參與し軍民一切の事務を處置し終べて建國往眞の趣意により處理せんとす、尙正統の政府の設立せらるゝ迄は何人の命令を受けざるも、唯至誠至敬を以て段祺瑞、孫中山兩氏を擁戴して國家の根本人物となし之に服從す、今日民國にては此兩氏を除き領袖に任じ國權を安全に爲し得る者なし、樹帥敢て之を擧げ天下に告ぐ有力者は蹶び起ちて之を輔け、孫段二氏が共に尊位を履み號令を發するに至らば樹帥卽ち束身して罪を待たん耳に謹んで電機し伏して明察を希ふ

▲支那郵稅の改正（交通部公表）支那交通部は十一月一日より左記の如く郵稅を改正す

改正料金

內國郵便物	
封書	二十グラム　四仙
但し蒙古又は新疆と他各省間は二十グラム迄十二仙、二十グラムを增す毎に八仙	
增書	普通　二仙
同	往復　四仙
蒙古又は新疆と他各省間は普通六仙、往復十二仙	
書籍、印刷物其他	一〇〇グラム迄　二仙
二五〇同	五仙
五〇〇同	一〇仙
七五〇同	一五仙
一、〇〇〇同	一五仙
二キロ迄	三十仙
一〇〇グラム迄	一〇仙
二五〇同	一五仙
三五〇同	一六仙
書留料	一五仙
同	特別配達料
小包料	
蒙南四川兩省は普通料金の倍增、貴州省と隣接省以外の各省間右同斷	
聯合郵便	
『外國』	
二〇グラム迄	一五仙
二〇グラムを增す毎に	八仙
普通	八仙
同	往復
新聞紙	一六仙
書籍、印刷物其他	三仙
商用書類最低料金	五〇グラム迄　三仙
商品見本	一通　一五仙
書留料金一個六仙と共に	三仙
書留料	普通　一五仙
同	證明附　三〇仙
特別配達料	三〇仙
書信保險料	三〇〇法迄　二〇仙
六〇〇同	四〇仙
九〇〇同	六〇仙
一、二〇〇同	八〇仙
一、五〇〇同	一〇〇仙
一、八〇〇同	一二〇仙
二、一〇〇同	一四〇仙
二、四〇〇同	一六〇仙
二、七〇〇同	一八〇仙
三、〇〇〇同	二〇〇仙
商品見本	
一〇〇グラム迄	二仙

◎因に右改訂料金は外國郵便料金をも含めるものにして舊料金よりは郵便物の種類によりては一仙半乃至五仙内國郵便料は半仙乃至一仙高なり之を歩合にて示せば三割三分三厘乃至四十割の値上なりと（各報一〇・一五）

▲全國司法大會（各報）　全國司法大會は九月二十七日午後一時半より上海省教育會に於て開會せられたるが出席者は各省公團二十二代表にして徐謙、張一麐等の有力者も列席せり、開會の劈頭議長の選舉を爲し張一麐氏を同議長に公推し各方面よりの提案を審査する爲め左の三分科審査會を開く事に決せり

第一審査會　司法制度に關する各議案（九月二十八日午前開會）
第二審査會　司法法令に關する各議案（同日午後開會）
第三審査會　其他各議案（九月二十九日開會）

斯くて九月三十日第二回本會議を開き前記分科審査會の審査事項を附議討論し、更に十月二日の第三回本會議に於て左の諸案を可決せり

（一）檢察廳廢止問題（二）平政院の行政訴訟を廢し大理院管轄に歸せしむる案（三）法院編制案改正（四）陪審制度（五）出版法廢止案（六）司法人材養成案（七）治安警察法廢止案（八）公司登錄勵行案（九）勞働法通過を國會に請願（十）法官官俸遙用懲戒案（十一）監獄内布教實行案（十二）戸籍法案（十三）各地辯護士公會の聯合會選設の件（十四）中外共同の訴訟事件に支那辯護士を出廷せしむる件（十五）檢驗吏學校設置案

次同司法會議に於ては討議のことに決定せる議案（一）懲審制廢止（二）第二審判巡廻審判案

前記の如く全國司法會議は議定の議案を可決通過せるを以て十月四日閉會式を擧行したるが、同日特に明年度の司法大會議定地を漢南と定め、本會議の決議案及整理を南京、上海、蘇州、杭州の律師公會及法學各團體に委任する事を附議可決せり、因に同整理委員會は期間を四十日とし十月七日其第一次會議を上海律師公會に於て開催せり。（九・二八——一〇・八）

財政と經濟

▲外債整理借款の提議（北京各報）　北京政府は十月二日外交財政兩總長を在北京銀行團代表者の下に特派し一億元借款を申込みたるが其用途並に條件は略左の如し

（一）財政部に屬する外債中無擔保のもの又は期間の到來せるもの等約一億元を長期借款に切替ふ

（二）擔保は鹽稅剩餘とす、但し鹽稅剩餘のみにて不足の場合には關稅剩餘を以てこれに充つ

（三）前渡として十一月以降六箇月間に都合一千八百萬元を借り受けることゝし十一、十二、一月は各四百萬元二、三、四月は各二百萬元宛てなりと（一〇・五）

▲民國九年度支那國有鐵道營業成績（交通部發表）　一九二〇年度全國有鐵道營業報告を見るに一般に良好にして漸次確實なる發展をなしつつあるを知る可し、唯潮州厦門間株州萍鄉間及武昌長沙間の線は最近續々として起りし兵戰のため其營業思はしからず、株州萍鄉間は其距離も長からず又何等特別意味の含まれたる線にあらずして唯萍鄉炭礦の運炭線たるに過ぎず、又潮州厦門線は殆んど軍用線の觀をなし從つて收入の少きも亦自然の事に屬す、要するに以上三線は現在國有鐵道として收支相償はざるものなり

本年度鐵道收入の增加率は十二%にして之を昨年一九一九年度の八%に比し四%の增收なり一方經費支出は二〇年度十一%の增加なりと、即總支出は總收入の四十六・八%にして一九年度の其は四十六・八%なりき、金額を示せば總收入は九千百五十萬弗總支出は四千二百七十五萬弗なりと、之を前年度收入に比すれば約三百萬弗の減收なるも之を昨年度の純收入三千六百五十萬弗に比し二〇年度は四千八十萬弗の純收入あり但し其金高中には軍隊輸送費として二百二十餘萬弗陸軍部への貸金として存す、即之陸軍部への貸金が本年度に於ける減收の最大原因を爲すなり

收入其の支出を償ふ能はざる線は上述三線の外更に二線あり、四洮及廣九鐵線なり

（一）鐵道の延長　一九二〇年度支那國有主幹支線の總延長は六千〇三十七基米（三千七百五十六哩）にして前年に比し十基米（六哩）の增加なり、更に布設中の線及省有私有夫々三百八十四基米及七百七十三基米ありて總數七千百九十四基米（四千四百七十哩）迄で交通部の管轄を受く、租借地に布設されたる

機運數哩は前年と等しく二千三百五十哩(三千七百八十基米)なり
目下實際に列車の運轉せられつゝある區域は前年と殆んど變りなし、本年中の一列車總運轉哩數は平均二萬七千哩(四三、四七四基米)にして運事線の一平均運轉基米數次萬六千八百八十基米を第一位とす、最低線は湖北湖南線(武昌、長沙間)の三千五百基米なり、且つ夜間の運轉は唯規則に之在り實際に於れ無きに關はらず其成績は上記の如く他國の運轉哩數に比し劣らざるものあり、又一方政機道の如く相當の成績を擧げつゝあるも其が果して經濟的成績に在るや否や疑問なり、運轉車輛數は七百八十九輛にて昨年度より八十二輛の增加なり、即每百基米の運轉車輛は十三、二輛にして昨年の十一、五輛に比し多少增加したるも最近十一年間殆んど變化なし

(二)旅客車　一九二〇年度旅客車は昨年に比し普通車三十五輛を增加せり、運機人數も最近激しき增加となり之を一九一五年に比すれば其の差は甚だ大なり、客車數は一、二及三等を通じ千三百七十八輛にして其收容能力は六萬九千六百五席一箇年を通じて運搬せる旅客人數は三千二百十二萬三千四百二十一人にて內八十%は三等客なり、而し其の收入額は三千四百四十萬弗昨年に比し二十%の增收なり、一基米に付き運搬旅客數を見るに第一位は運事線の二萬五千五十四人最少の潮州厦門線は千四百九十七人なり、全線よりの平均を見るに五千二百四十一人にて其收入は五千三百九十七弗昨年に比し十三%の增收なり、旅客一人に付きての收入は一弗九十仙其の旅行哩數平均九十八基米(六十一哩)なり

(三)貨車　同年度中の運轉貨車數は一萬二千百九十二輛にて其運搬能力は三十萬千二百九十八噸なり、卽百基米に付き運搬能力五千〇二十八噸運轉車輛數二〇三輛三なり、運搬貨物は農產物の二十三、五%普通の二%鑛產物の四十九%木材二、五%工場生產品十%及各種雜品十一、五%なり、而して之等に依る收入は五千六十萬弗餘にて總收入の五十五%に當る、此を前年度に比較すれば約七、七%の增加にて其は殆んど農產物の增收に依るゝ製造品には何等の變化なく此を前五箇年に比すれば多少悲觀の樣なり、卽一九一六年度の品項の收入は七百萬弗なり又一基米よりの運搬收入は各線により同じからず京漢線の一萬三千四百三十七弗に對し九廣線は九百十三弗なり此を全體に平均すれば一基米八千四百五十四弗となる

(四)一基米線の價格　一九二〇年十二月三十一日に於ける國有鐵道及附屬鐵備と共に其評價額五億一千萬弗にて各一基米の價格は八萬四千九百九十九弗なり然れども此價格は各線に依り其差額甚大にして夫々其の額を比較するに其建設の時日使用機械等を注意せざる可らず、又支那鐵道の大半が外國資本に依り布設せられたるもの故債權國貨幣との爲替相場も亦重要なり

運轉費を見るに之も各線に依り差異あり、最低は京奉線の三十六、八%最高は滬州萍鄉線の百五%なり、滬寧、滬杭線を見るに其額は極めて小額にして其の運輸狀況は最も良好なり、卽兩線の經費率を見るに五十六、六%內外にありて以前には八十六%內外にありたり、一基米に付全收入を檢するに前年度は一萬三千四百八十四弗にて二〇年度は更に增加し一萬五千二百五十七弗なり、然るに支那國有線一基米の運轉費用は前年度の六千四百二十六弗に對し二〇年には七千百三十八弗に增加せり

二〇年度に於ける各一列車の運轉費用は昨年度に比し稍々增加し一基米に付き一、五四弗なり然れども各線に依り其額を異にし、一、三弗より十三弗四十仙あり、然れども其大部分は燃料にして其總額五百三十六萬七千六百九十一弗なるが此の額は前年度の二割減にて各種原料の減價に依る、卽二〇年度石炭一噸の價格は七弗十二仙內外にて前年度は八弗十七仙なりき

各線一列車の一基米に要せる費用を見るに最低は滬州萍鄉間線の四弗十三仙にて最高は滬杭甬線の十九弗なり、蓋し滬杭甬線用石炭の價は滬寧線の其より一噸當三弗高價なりしと、一基米一列車の消費炭は約二八、四一瓩にして其最低は開封漢口間十九弗七十八仙最高は樟州厦門線の四十弗二十一仙なり同年度に消費されたる石炭の總噸量は七十五萬五千二百七十六噸なり、最後に從業員は二〇年度現在にて總數七萬七千六百二十二名なり

▲民國八年度常關收入明細表　(財政部發表)

支那常關の總數は三十三關なるが其內亀湾、潮海、瓊海、太平、夔關、成都、打箭爐、寶慶の八關は北京政府の命令を奉せず、從つて目下北京政府の支配下にあるものは左の二十五關にして民國八年度收入明細表左の如し(單位元)

常關名	課定收入額	實收額
京師稅關	一、二四一、六八四	一、七八六、九八五
淮安關	二〇二、六六〇	三一二、七五七

江海關	二四五、九九〇	三二三、八九九	阿片專賣	三、五〇〇、〇〇〇
金北稅關	三〇八、一五〇	四一、〇六六	印紙稅	二、五〇〇、〇〇〇
蕪湖口稅關	一四四、五八一	一八八、八二三	煙草稅	一、七五〇、〇〇〇
鳳陽關	四三八、四〇〇	五〇一、七三六	酒稅	一、二二五、〇〇〇
津海關	七九、二三七	八八、〇〇〇	水道電及メートル使料	六〇〇、〇〇〇
蕪湖關	一四七、二三〇	一九一、八六八	土地拂下アレミナム	六〇〇、〇〇〇
揚由關	二二一、八一一	二五四、七六六	廣九鐵道	六九四、〇〇〇
山海關	五二六、八六一	五八六、一七五	沼氣免許料	三五〇、〇〇〇
新隆關	四二八、一六〇	四二六、九四九	各種雜稅	二、八〇〇、〇〇〇
臨海關	一八、〇〇〇	一九、〇六〇	歲入合計	一八、五六七、二七〇
辰州關	一五〇、〇〇〇	二四〇、一五九	歲出	
浙東關	八三、六〇〇	九〇、七三八	總督	九一、四六六
東海關	二〇八、五九九	二一九、二一七	民政長官部及立法部	六三、六五九
龍關	七八、七六四	七八、四〇三	同特別支出	五五〇
臨清關	二四四、七〇六	二三八、二四八	支那事務局	二一、〇二四
武昌關	一六〇、八六四	一三八、一四八	會計檢査部	五五、一五四
多倫稅關	一一四、九〇〇	一一五、八八一	財務局	七〇、一四六
閩海關	一五〇、四〇〇	七九、四八四	港務局	二九三、〇二一
荊州關	一五六、七一三	一一〇、六九五	同特別支出	七、〇〇〇
夏門關	一一一、八五三	三六、八六二	輸出入監督局	八一八、五四二
滿州關	一五三、四〇〇	九三、五八四	集桑處	三五、三八五
殺虎口稅關	三〇〇、〇〇〇	二二四、〇〇二	同特別支出	七、〇〇〇
淮關	一七四、〇〇〇	一〇〇、二一七	總支廳	五四二、二九五
總計	六、〇九〇、五六三	六、八五七、七二三	司法部	二九四、七二九
			同特別支出	六二〇
			警察部	一、六二八、〇四三
			同特別支出	三四、三五〇
			消防部	一二九、〇一七
			同特別支出	四、〇〇〇
			監獄部	三三、三五〇

之を民國七年度實收入に比すれば七十六萬七千一百六十元の增收なり、又民國九年度は約四百三十八萬兩、民國十年度は約四百五十萬兩なりと

▲一九二三年度香港政廳豫算（香港晨報）香港政府にては十月十二日行政委員會を召集し明一九二三年度新豫算を提出し審議せるが同豫算の內容左の如しと

歲入

警務費	四〇七、八二七
衛生費	六〇〇、六六三
各港局特別支出	三二、五二〇
關林局	七二、七三九
教育費	七八〇、一二二
關衛別支出	一五〇、一五〇
積算矢費	三二、七六八
坐木局	八七七、九五五
關特別支出	一、三五〇
土木修繕費	九五一、五五〇
關臨時費	七、二四五、五〇〇
郵便局	四〇七、四七一
關衛別支出	四〇、四〇〇
廣九鐵道	五五七、七六八
關特別支出	四六五、〇〇七
年金	四四一、六九三
恤養費	六八、七六七
キヤアット・サーヴイス	三一六、六〇八
臨入合計	一七、八六九、〇一六

（一〇・一三）

上海關稅會議の經過

▲最後の總會（申報）　修改稅則委員會は審査會を開くこと數日既に終了したるが昨二十五日總會に於て總會を開き委員の本會着手日より多くも九ヶ月にて終了の撮影をなしたる上議事廳に入りて開會し各項審査會議決案を討論して全部通過し次に新稅則實施後の施行を討論し十月一日新稅則を公付し十二月一日より實施することに決したるが未だ各國の承認を經る以前は有效とする能はざれば先づ新稅則を各國に通知して承認を求むることに、併びに今二十六日午後續いて總會を開き善後章程第一款を討論すること、なれり（九・二六）

▲關會式擧行（各報）　修改稅則委員會は昨二十九日午後二時十五分より上海總關會に於て來賓會議を擧行したるが當日の討論事項は大要左の如し

（一）列國代表は善後章程第一款の前價を以て本と爲すとの一句に修改を加へんことを表示せるも各國代表の討論を經て原文を保持することゝなれり

（二）善章程中原價 Original Price を進港品と規定し輸出入を禁止せるが當代表討論の結果非進港品と認めたり

右終りて委員長蔡廷幹は閉會辭を述べ今次の會務は各國代表の協力合作により擧く成功を收むるを得たり此れ實し國際間の交際に關し一種の互助の精神と高尚の友誼を含めるものにて各國代表方々の好意に對しては眞に感謝する所なり謹んで成功の日に於て支那を代表して謝意を表すと云ひ伊太利代表答辭を述べて散會せり此次の修改稅則會議は玆に全く終了せり又た各國代表は今二十九日午後支那代表を招宴すべく蔡廷幹は二三日內上海を離れ辦事人員等は十日後均しく北京に赴くべしと（九・三〇）

▲關稅特別委員會開催期（時報）　修改稅則委員會は二十九日總關會に於て閉會式を行ひたるが同會主任蔡廷幹氏は往訪者に謂つて曰く『此次の修改稅則は頗る成績を擧はしたるが明年二月更に政府より各國代表を召集して北京に於て一關稅改正會議を開くべきが列國代表の參加者は合計十一箇國なり內分は十月一日頃北京に向ひ復命する筈なり關稅改正會議はもと本年十一月中旬擧行の筈なりしも佛國の準批領約批准が十一月に遲るる爲め本會條約批准三箇月後に會議を擧行する規定も明年二月に延期せざるを得ざることゝなれり將來關稅改正會議の時修改稅則委員會の議決せる各項要案も亦た其等の爲め提出さるべし最惠實行期は關稅會議の開會を待ち竝びに各國政府の批准を經たる後始めて實行すべし』云々（一〇・一）

▲上海關稅會議後始末終了（申華新報）　修改稅則會議の辦事人員等は既に次々歸京し今や會所には殘務處理の爲め庶務黃友柏一人留まり居るのみにてあらゆる器具は何れも議費に附せり同家屋の借入期限は九月迄なりしも以て交涉し黃は同署の二階を借りて移轉するに決せり黃も近日北京に歸るべしと（一〇・九）

其　他

▲英支貿易協會（北支デイリ・ニウス）　英支貿易協會の第一回年次會議會に於ける支那共和國に對する乾杯辭にダブルユ・ア・フリース卿は何故に英國は支那の先例もなき障礙を排してなす可らざる商業上の重要地位に導ましめんが爲助力すべきやに就て充分の理由あることを說き協會の目的は支那及支那政府をして安定を得せしめんとするに在り是れ對支貿易に關係ある凡ての英國人の希望たらずんばあらず支那の大部分の地方に於ける商業的地盤は未だ西歐人にて開拓せられず英國政府は歐羅巴に於て又は支那に於て歐洲式教育を受くるがため支那學生の教育資金として使用する理解の下に團匪事件賠償金を免除せんことを希望した支那總領事も來賓であつた總領事は英支親善關係を力說し支那が英國と通商關係を開て以來他國との通商に於て實驗したるが如き紛糾を惹起したることなし英國は最高の公正を以て支那を取扱つたものであると、協會理事の一人ヘインス氏は支那は英國の財政、船運及工業のための機會を與ふるものなりと力說した、因に倫敦市長不在のためホルボルン市長代て司會した（一〇・一五）

▲一九二一年支那協會年會（北支デイリ・ニウス）　支那協會年會は七月廿七日倫敦ヒーオー汽船會社事務所に於て開催、來會者ランデール（議長）、ウイルコックス（名譽會計）、アンダーソン、レーノルヅ、マクドナルド諸氏を始め數十名、例年の通り年次報告及び會計報告につき議長の演說あり曰く

最に諸君の御手許へ差廻し置きたる報告書及び決算書は既に御一讀のことと存す、本年支那には事變頻發し支那の時局に關し報告書を作製することは非常に困難にして爲に年會の開催延滯を見るに至りたるは遺憾の次第なり支那は多年私利を營む官人の暴政に苦しみ來れるを以て今回新たに政權を讓たる諸士が眞に國を愛し眞に有力なる中央政府を設立せんこと希望の至りなり、世界中支那人の如く眞に法を守り且勤勉なるはなしこの事實は近年に於ける戰亂中に極めて明白に表明せられ、交戰地帶以外に於ては商工業は依然活潑に行はれ地方行政團體の狀態は却つて良好なり

無用の督軍　放に今この私利のため國帑を濫費する督軍等を排斥しこに代ふるに文官を以てせば大なる良結果を收め得べし、又南北が確實に提携せば支那の統一及び中央政府確立の歩を進め得べし、無數の識派の內情親知し得ざるを以て支那政局の前途遲晴すべからずと雖も、今や從前に比し大いに有望なるもの、如し、支那を正しく處理し得るものは支那人のみなりこの際に當りその才能の士、自國の爲に身を挺して努力せられんことを希望せざるを得ず

報告書にも述べ置きたる通り、本年度中の大事件は華府會議にして支那はその決議につき各國の贊辭を受けて可なり參列各國は凡て支那の獨立と主權を尊重し支那の和平のためあらゆる機會を與へんとする希望を表明したり、吾人も華府會議の決議に對し何等異議を唱ふるものに非ず、但し通商と居住權に關しては一言なきを得ず

關稅改正　の件は實收五分迄は條約の規定なるを以て異議なきもそれを超過せしむることは疑問題なり、課稅が單に海關のみを以て終るものとすれば五分の關稅は或は他國のそれに比し低廉ならんも支那には釐金稅あるを以て之以上の課稅は通商上の大障碍たらん、一九〇二年九月五日締結英支條約も其第八項に釐金稅廢止を條件として關稅引上に同意し居れり、然れども以來二十年支那政府は未だ曾つて釐金局を廢止せんとせず、元來釐金稅は惡稅なるを以て關稅改正以前に之を廢止するを要す

治外法權其他　吾人は支那が外國裁判所を撤廢せんとするに同情するものなりと雖も今俄かに廢止し得べからず、本問題に關する委員會も之につき急激なる變革を行はざらんがため最善を盡す筈なり、威港衙返還は返還後之を開港場とせば同地居住者に不便を與へざるべし、日英條約もまた之に代れる四國條約も其の目的とする所は何れも極東の平和を維持するにあり從來極東のため貢獻したる所多かりしが、今後猶然らんことを望む、治外教育の事業については未だ報告をなすの時期に達せず、又本年始め香港に大學校あり、苦き經驗を嘗めたり、云々

次いでドッドウェル氏の動議に基き滿場一致を以てアンダーソン氏を總裁に再選し、ウッド氏の動議に基きランデール氏議長に再選ラザーフォード氏副議長に、ウイルコックス氏名譽會計に再選せられたり（九・一四）

會報

東亞同文會講演會

十月十日午後五時より華族會館に於て、井上雅二氏の歐洲戰後の實勢に就て講演あり、同七時終りて晩餐會を開催し同九時散會せり、當日出席人名左の如し

出席者

池田清　磯村壽喜　西村虎太郎
堀内干城　大久保利武　押川方義
岡本理治　岡武雄　小笠原清次郎
岡野增次郎　岡田逢一　大内又太郎
鎌田勝太郎　柏原文太郎　河野久太郎
河原橋彌　神田正雄　神林虎雄
川村景敏　神津勘太郎　笠羽清吉
吉永保三郎　田鍋安之助　子爵曾我祐準
添田飛雄太郎　佃信夫　辻眞逸
中村純九郎　中根壽　内藤熊喜
山井格太郎　山田修作　古田錞次郎
寺西秀武　淺田德則　安達謙藏
白岩龍平　清水壽　清水幹衛
望月龍太郎　世良一二　關菊塵
鈴木恭堅　鈴木和一

公開講演會開催

十月十六日午後五時より麹町區大手町大日本私立衛生會に於て本會寧夏派遣員工藤鐵三郎氏及本會々員寺西秀武氏を聘し、講演會を開催し同九時散會せり

南洋研究叢書

著者譯者	圖書名	定價	郵稅
佐藤暲著	第一篇 ロブスタ珈琲	二、〇〇	一二錢
本會囑託 江川俊治著	第三篇 ハルマヘラ島生活	二、〇〇	一二
島田昌三著	第四篇 領內南洋誌	二、五〇	一二
瀨川龜著	第五篇 南洋の回教	二、〇〇	一二
農學士 石橋三郎治譯	第六篇 蘭領印度商法	二、〇〇	一二
本會編纂	第七篇 南洋協會講演集	二、五〇	一二
舟木茂著	第八篇 蘭領東印度史(上)	近刊	
同	第九篇 同上(下)	同	
本會編纂	第十篇 南洋協會講演集(後篇)	追刊	
蘭領東印度政廳日本事務局長ファン デスタット氏編著	實和蘭辭典	四、〇〇	一二

南洋協會本部發行

解說

南洋に於ける珈琲の栽培につき學理と實際兩面より講究論述せるものなり

南洋セレベスの東に寶島ありハルマヘラ島といふ著者三年有餘の冒險的生活の手記にして更に同島の風俗產業に就き詳述せり

新領土南洋諸島の風土、產業、交通、敎育の全般を概說せるものにして敎育上の絕好參考資料とす

回敎南洋流布の歷史より起し住民の性情を述べ回敎々義を略述しつゝ其の實踐狀態を觀察論評せるものなり

第二篇土地法の姉妹篇にして英譯を更に邦文に重譯せるものなり

五十有餘回の講演會にて速記に附せし卓論高說約一萬頁の內より粹を抽き精を撰び編綴せしものなり

蘭領東印度三百年の歷史を秩序的に編述せしものなり

第七篇の姉妹篇なりとす

本書は日本の事情に最も精通せる蘭領東印度政廳日本事務局長ファン、デ、スタット氏の編著に係るものにして蘭和辭典中の白眉たり

東京丸の內仲通十四號
振替口座東京三二〇四八番
南洋協會

大正十一年十二月十五日發行（毎月一回一日發行）

支那

第十三卷　十二月號　第十二號

目次

時報
二十一箇條の無効宣布と遼東回收問題—東支鐵道技術部の廢止と米國の覺書—國民黨の新政綱—露國革命第五週年と露國對支那宣言の解釋—威海衛還附交涉の行惱み　五六—六六
山東問題解決　一

華府會議極東及支那問題討議眞相（二）　二一—四五

對支新借款團成立の裏面（下）　二—
支那新輸入稅率表（下）　六—二一
歐米視察談（下）　井上雅二　四五—五六

彙報
支那新聞重要記事—外交關係—國內要聞—財政と經濟　六七—七六

東亞同文會調查編纂部

山東鐵道

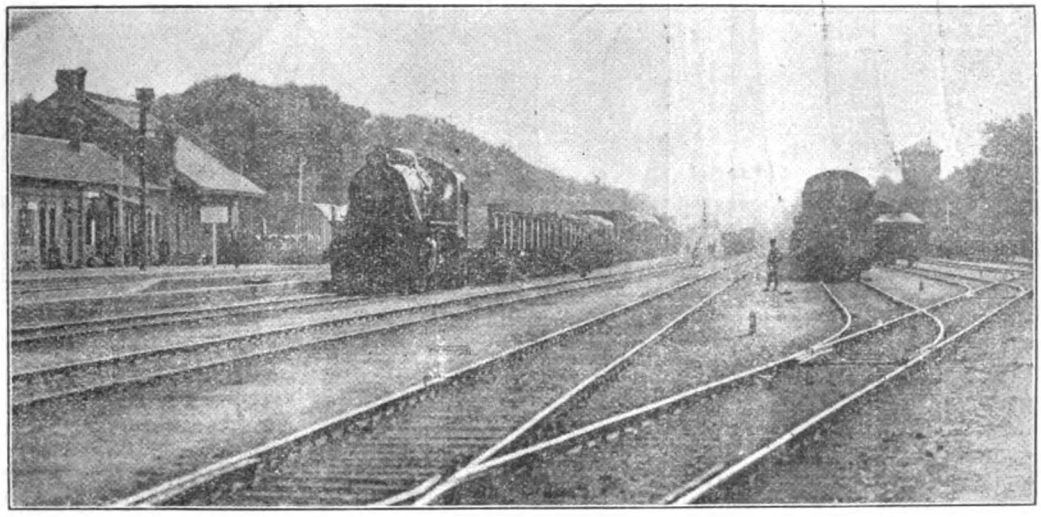

山東鐵道ノ中間張店驛

此レハ博山驛ヨリ分岐シテ金嶺鎮炭礦ニ至ル支線ノ驛ニシテ湖田驛ヨリ曲阜ニ至ル支線ノ驛ナリ

日本北支那間最捷徑路

◎遊覽地　山東省は支那古代文華の發祥地にして諸邑至るところに見聞すべき舊蹟名勝有之就中山東耶馬溪の稱ある嶗山連峰の奇勝は青島より一日の行程裡に在り、支那唯一の靈峰として史上に顯著なる泰山及儒教の聖祖文宣王孔子の靈域たる曲阜は共に濟南より津浦線に由り曳杖一日を以て足り申候

◎船車聯絡　青島濟南間の直通列車は青島に於て日本、滿洲、朝鮮、上海諸航路に、濟南に於て津浦線に接續致候

山東鐵道は東京、北京間の最捷徑路にして東亞の樂天地たる青島を起點とし西延しては膠州、濰縣、青州、周村等青史に著名なる諸邑を經て首都濟南府に達し津浦線に由りて天津、北京、奉天方面に至るを得、南下しては浦口、南京、上海及漢口地方に至る最捷徑路に有之候

◎聯絡取扱　滿鐵線及同航路を介し又は大連汽船會社航路に由る滿洲、安東、上海聯絡日本郵船、大阪商船及原田汽船會社航路を介する日本主要各港並鐵道院線主要各驛との聯絡有之候

◎切符代賣店　トーマスクックエンドソン商會ジャパンツーリストビューロー本部並東京、橫濱、神戶、長崎及北京案內所にて取扱申候

◎淄川炭礦は年額七拾萬噸の出炭力を有し完全なる撰炭機及水洗機を備へ塊、粉洗一、二、三號炭に撰別して販賣致居候、本炭はコークス分に富み發煙極めて少く火力旺盛にしてコークス原料機關用として又一般家庭用として歡迎されつゝ有之候

◎坪子炭礦　亦年額拾五萬噸の出炭力を有し、炭質撫順炭に類似し諸工業用、家庭用として淄川炭と共に賞用せられ居候

◎金嶺鎮鐵礦　は鐵分六十%以上を含有し年產額貳拾萬噸を產出致居候

大正十一年十二月十五日

第十三號第十二卷

山東問題解決

數年に亘れる日支兩國間の懸案山東問題は、茲に其最後の解決を告げ、支那は日本より膠州灣租借地其他の引繼を受くるに至つた、斯くて兎に角日支兩國間の懸案の解決を見た事は、極東平和の爲に喜ぶべき事である

日本は山東問題の爲に多大の犧牲を拂つて居る、さうして其結果支那は二十餘年振に山東の一角を自國の支配下に回復する事が出來たのである、支那は十分に日本を德とし日本の拂つた犧牲に對し、更に寬大なる條件を以て之を還付した厚意に對し、十分に感謝する事が當然であると思ふ

日本が斯くの如き決定に同意したのは、全く極東の平和、日支の國交の爲に難きを忍んだものである、支那が日本の態度が常に斯くあるべしと豫斷しては誤りである、さうして膠を得て蜀を望んでも、日本は決して應ずる事は出來ないのである

日支間の國交の親善は決して日本獨り讓り日本獨り忍ぶ事によつては保つ事が出來ぬ、支那も自ら大局に顧念し公理と正義に基いて行動し、專恣の風があつてはならぬ、山東問題は大體支那の希望の如く解決を告げたのであるから支那は之れに滿足し、今後大に日支間の親善の爲に努力せられん事を支那及支那人に切望する（XY生）

對支新借款團成立の裏面（下）

ジオーヂ・ブロンソン・リー

支那政府と新借款團

實際に於て此覺書は舊鐵道契約が戰前の條件にては實施することが出來ない事實を認めて居るので、各國の投資有權者は支那政府に對し更に有利なる條件を要求せねばならない事となつた、そこで支那政府は改めて借款團及關係各國に左の如く通告を發した

輸送系統に關する支那の主權を完全に恢復する爲め過去の外交的壓迫に因つて、支那に對し强制的に成立せしめた舊契約は全部廢せられ度い、然し此單純な正義の行爲に對する報償として支那は各國を招請して、一定期間內に支那の國有鐵道の新組織を計畫し其計畫に關し各國の援助を求むる爲め、共同の一團を組織し以て鐵道建設及其資金投資の事業を取扱はしむると共に、支那は前記事業を速成せしむる爲めの債券發行の成功を阻害する樣な一切の新契約を及締結しないことを誓約する

思ふに支那の鐵道契約は多種多樣であるから此等總ての舊契約を劃一的條件の下に整理する必要がある爲めに、支那政府ではボーリング及シームスカレー契約及米國政府が比律賓鐵道會社との間に契約したと同一なる歩合契約を採擇することになつたのであつた、それと云ふのは右契約に依れば各鐵道が責任あり名聲あり且經驗に富める技師に依つて經濟的に有效に又迅速に建設さるゝ事が保證されるからである、尙ほ支那は更に斯かる契約の下に於てのみ支那の資本家が鐵道建設上の利益に對し、公平なる分配を正當に受け得る事とならうと主張し且確信したのである

支那の右提議は非常に價値あるにも拘らず餘り好評を博しなかつた、然しながら予は支那の意見が佛國及日本の借款團の意見と一致して居つたと云ふ事は、之を斷言するに憚らないものがあるのみならず、英國の態度に就ても斷定的には陳述する事は出來ないにもせよ、兎も角英國も支那の新提議に對しては恐らく拒絕しないであらうと信ずべき理由を持つてゐるのである、と云ふのは一九一四年に同一主義が國際借款團に採用せられてゐる事實があるからである、卽ち英國側關係者たるボーリング・エンド・カンパニーがエルランヂヤー・エンド・カムパニー及滙豐銀行に經濟的援助を與へてゐるのである、日英佛の態度が叙上の如くなるに拘らず玆に有力なる反對者が出て來た、それは取りも

直さず米國である、而かも予の知り得る限りに於て支那の右提議に對する米國の態度は一九一四年に於ける彼等の地位に復歸してゐる國務省の官吏から發せられ、且彼等は公然と該計畫は舊來通りの獨占的事業で門戶開放、機會均等に反するものであると主張したのである

此場合米國としては支那の立場を考慮し其提議を拒絶すべき他によりよき理由が存在して居つたかも知れないが、兎も角米國の主義に他の國も追隨する事に依つて新借款團の政治的關係は、各國政府が其主義に贊成するまで保留せられねばならぬ事となつた、それと共に該借款團は其內部の組織が完成せらるゝ迄、其機能を發揮することが出來ない事も亦容易に理解する事が出來た、然し予は支那の其主權が世界の改造の下に確立せられ是認せらるゝに至るであらうとの思想を把持して居たいから、支那の覺書の性質をも考へずして獨立的のものと誤解し之を顧みなかつた事は甚だ遺憾に思ふのである

勿論ラモント氏一派は斯かる專門的な支那の問題に就いては何等詳しい事を知らないのであるから、彼等の意見は大部分他人の入智慧に依るものに違ひない、そこで支那の提案——卽ち鐵道契約に於て財政家よりも寧ろ經驗深き技術家を主たる當事者とする方針の下に鐵道建設會社若しくは團體を組織すると云ふ計畫——が實行さるゝ事に依つて甚だしき不利益を蒙る財政家の一派により切り崩され反對せらるゝ運命に逢著したのは素より當然の歸結と云はねばならぬ、而し此れはバーセンテージ・システム若しくは「費用プラス一定額」の制度(a cost-plus-a fixed-sum basis)の下に事業を經營する世界的大建設會社と他の制度卽ち銀行に對して直接責任を帶ぶる一人の技師長の下に全權を集中する制度を採用するものとの間に常に存する競爭の一例に過ぎないのである、且此兩制度は全く利己主義に其基調を置いてをる爲めに何れが優つてをるかと云ふ事は斷定し得ないのである、そこで支那政府では從來の鐵道建設に關する技師長制度(Engineer-in-chief system)若しくは部局制度(departmental system)には幾多の缺點がある事を認めて一千九百十四年には斷乎として他の制度に依る鐵道建設計畫を採用したのであつた、其の別の計畫と云ふのは先づ銀行が募債に參加し、更に其資本を外國の建設會社に投資する權利を承認すると云ふのである、而し斯かる見解の下に成立した支那の提案も一千九百十四年には不幸にして立消へになつたのであつた、けれども一千九百十九年には愈之を實行すべき機會が到來して同案は復活したのであつた

借款團の首腦者達は借款團が組織されたならば支那國內銀行團の形成を促進せしむるに好影響を與へるのみならず借款に關し協力することが出來る樣になると云ふ點を動もすれば力說する傾向があつたけれども、此點に就いて借款團の首腦者達は重要視すべき次の事實を看過してをるのは爭はれない事實である、卽ちそれは「一千九百十四年の國際的建設會社組織に際して該會社の背後に於て活動せる英佛獨の當局は(一)支那銀行團に對して借款團に參加し債券

發行の利益に均霑すること(二)交通銀行の支店を倫敦、巴里及伯林に新設して應募資金の相當金額を預金せしむること(三)支那の資本を鐵道建設の利益に參與せしむることの三特權を與へてゐる』點である

以上の如き利益が米國國務卿ブライアン氏によつて指摘せられた如く不法にして條約違反なりと稱せらるゝ所の商議に依つて支那に許容せられてゐるのである、而し既に斯くの如く、其當時に於て歐洲借款團が支那に對し可成り廣汎寬大なる利權の讓與を認めて居る爲め、一千九百十九年の巴里講和會議に於て支那の提案が拒絶せられた時に、支那は支那の既得權と其地位が無視せられたとて大いに憤慨した所以である、若し讀者にして斯くの如き事實を知るならば借款團が支那の銀行團をして彼等自體を依頼せしめたと云ふ事實及び支那政府に對する將來の投資に於て支那銀行團を參加せしむる特權を徐々に認めたこと等に就いて、果して借款團が自ら不相應な功績を與へたか否かと云ふ點を判斷するに苦しむであらう、又一方に於て支那銀行團は一千九百十四年に與へられた處の特權を新借款團が認めない點で新借款團に斷乎として反對の態度を表示した樣にも思はれる、此れに就いては一千九百十四年の計畫の裏面にあつた支那當局者の大部分は現在支那の新式銀行團の根幹を爲せる多くの半官的銀行の最高幹部若しくは大株主として優越なる地位にあるのみならず、彼等は其優越なる地位を利用し現在支那の財政を其手に支配し居れることを記憶して置かなければならぬのである

米國の有力者間には借款團は華府會議に於て調印せられた條約によつて既に全く無用なものとなつてしまつたと云ふ輿論がある爲め目下之で非常に困つてゐるが、此際特に此項に於て述べた事實に注目する必要がある、加之借款團存在贊成論は立派に其の反對論を打破壓倒したのであるから、時代の精神に添ひ、支那が混亂の裡から協調を齎らす何等かの案を提出する權利が承認せられる爲め益々大いに努力すべきである

米國政府と新借款團

今や諸借款團は華府會議の結果を壓倒無視して何事をもなし得ないのである、種々なる團體によつて取換された共同投資契約の如きは全く無効の證書で何等の價値なきものであつて、若し支那政府が其主權行使をせば何時でも何地にでも將又如何なる方法を以てでも勝手に鐵道を敷設し得るのである、そこで此問題の爭點は此處にあることになるので、鐵道を區分的に建設すべきか又は歩合法に據つて建設すべきかと云ふが如きは小なる問題である、故に支那政府は世界に對し左の如く宣言するであらう

我々は鐵道沿線一帶に於ける我國土の啓發に資するを得る支那國有鐵道を敷設し、我々の幸福を增進せんと欲するのであつて、我政府の管轄外の租借地及開港地の爲め鐵道を敷設しやうとするものではない、故に諸外國の共同出資契約を返還し以て諸權利の上にある我國の主權を完全に恢復せしめよ、又諸外國が高唱して居る主義が實

際に履行せらるべきものであると云ふ證據を我々に示せ然らば我々は敢くとも返還せられた線路の哩數に等しいだけの、國有鐵道の資金調達及工事上新借款團の申出づる援助を承諾するであらう

之が第一の問題であつて鐵道が如何にして建設せられ如何にして運轉せられ、又如何にして支配せらるゝかと云ふが如き事は第二の問題と云つて然るべきである、而して此等の混亂に對する解決方法を發見することは、借款團の主腦者にとつてはさまで困難なる問題ではないのであるが、前政府は支那人の諒解を得るを得ず、斯くて前內閣員の實行し得なかつた此問題の解決が、遂に新に成立せるハーヂング內閣の實際的政治家の手に委ねられることになつたのであつた

若し現華盛頓政府に公正を以てこの問題を解決せんとするの念があれば、支那鐵道建設に關する一九一四年の國際建設會社の權利は頗る注意深き考慮を拂はるべきものである、政府は專擅にも建設會社を不法にして條約條項違反なりと宣したるのみならず、四年後其誤つた政策の爲め支那に於ける米國の獨立活動が阻止せらるゝや、それに代るべき國際的團體の設立を求むるに至つたのであつた

鐵道の建設に關する限り現借款團は將來支那鐵道問題の解決を銀行家及法律家の手に委ねず、之を鐵道專門家の手に引渡さなければなるまい、借款團は從來各外務者の指揮を忠實に實行し事實上政治的機關たるの實を示して來たが華府會議の結果借款團は政治的意義を失ひ且つ評論家及借款團反對者に借款團の解散を主張せしむる機會を與へることになつた、若し該會議を成功せしめんとせばその能力を發揮せねばならぬし、又若しそれが其能力を發揮し得ないものとせば、幷は米國の外交が無能であることを實證するものとなるのである、ハーヂング氏及ヒューズ氏は華府會議の召集に依つて極東に於ける米國外交政策の根本的瓦壞を救濟したが、同樣なる時宜の策に依つて借款團及米國の名聲をも救ふことが出來るのである

銀行家達は進路を開き以て立派に其の職責を遂行したから今や銀行家連をして勇退せしめ、經驗ある鐵道建設者をして第一線に立たしめ以て功成り名を遂げたるものとしてやるべきである、そして米國團はゼー・ジー・ホワイト氏及ダブリユウ・エフ・カレー氏をして米國鐵道建設會社を組織せしめ此會社に依つて支那の事業上の米國の特權と商業上の名譽を維持することゝし、又英國團はポーリング及英支組合の合同を圖り以て彼等に支那鐵道建設事業を委ぬべきである、又佛國團は佛國第一の鐵道建設業者たるパチニョール建設會社のエドアード・グーアン氏を援助することゝし日本は支那に於ける鐵道建設に深き智識を有する南滿鐵道株式會社の技術者幹部中より、人選して鐵道建設會社を組織するやうにすべきである、然り而して此等の豫備手段が一切完成したる曉はヒューズ氏をして此等の專門家を華盛頓に召集せしめ、葉恭綽、王景春、關衍麟又は其他適當なる支那代表者と會見せしめよ、さうすれば一二回の會見の後には困難なる一切の問題は解決せられ、現下支那の非常

に必要とする運輸組織を建設する道が發見せらるゝであらう

かくて借款團は建設會社（支那人の資本を加入せしむること）の背後にあつて、實權を掌握し實際の詳細なる其仕事は其道に通じてゐる技師に一任することゝし、又一方支那の行政及他の善後借款に對しては直接に活動するも鐵道問題に關して直接に關係しない事にするのである、英、佛、日の借款團は嘗て次の如き事を聲明したことがある

借款團は支那鐵道建設の監督の任に當ることを望まない、願はくば建設者を本契約者とし以て支那鐵道建設上日々惹起すべき多くの專門的問題解決の衝に當らしめたいものである云々

借款團が其職責を果す積りならば支那が破產に瀕し其財政の國際管理を免るべき只一つの道として、借款團の條件を無理にも承認しなければならなくなる以前に何とか活動すべきである、判斷力に富める人及賢明なる經世の才に富める人物は斯くの如き事情に至らば、支那は必ずや不滿足と遺憾に感ずべきを豫知し得るであらう、實に調和と好感情は借款團の事業を成功せしむる最も重要なる要素である

予は以上概說し來れる計畫が必ずしも完全無缺なるものとは斷言しないけれども、假令不完全ながらも前政府が周圍の事情によつて承諾の餘儀なきに至る迄、屢次無視して居た所の重要な事實を認めてゐることは確實である、之に據つて之を觀るに茲に借款團問題に就いて一解決法がある卽ちヒユーズ氏が各借款團の鐵道建設專門家及支那代表技術家を會議に招待した時に、若し銀行家連が讓步することを承認するならば反對意見を破り、借款團が活動し得るに至るやう合法的に支那と共同し得る道が發見せらるゝのである。（完）

支那新輸入稅率表（下）

鐵及鋼（電鍍したるもの）		
牝牡螺旋釘、鉸釘及座金	從價	五分
筒、管及繼手	同	五分
螺旋釘	同	五分
板（波形又は平面のもの）	一噸	〇、四六
鎳	同	〇、三六
鎳索（纖維製心の有無を分たず）		
短截鎳		
鐵及錫交渣	同	〇、〇三
鉛		

古きもの（改造さるべきものに限る）　従價　五分

塊及條　一擔　〇、三五

管　同　〇、六九

板　同　〇、五二

鎚　從價　五分

マンガニース　同　五分

フエロ●マンガニース　同　五分

ニツケル　一擔　二、一〇

水銀　同　四、四〇

錫

コムパウンド　從價　五分

塊及錠　一擔　二、一〇

管　從價　五分

活字用合金　同　五分

白銅又又は日耳曼銀

條、塊及板　一擔　二、九〇

錄　同　三、三〇

亞鉛

粉及塊　同　〇、四六

薄板（穿孔したるものを含む）板及汽罐用板　同　〇、八一

漁獲物及海產物

石花菜　同　〇、二八

鮑（大量包裝のもの）　同　三、六〇

海參（黑色にして刺あるもの）　同　三、〇〇

同（黑色にして刺なきもの）　同　二、五〇

同（白色のもの）　同　一、〇〇

蛤又は淺蜊（乾したるもの）　同　〇、九六

同（生のもの）　圓　〇、〇六

貝柱　同　二、六〇

乾蟹肉　同　一、二〇

魚骨　從價　五分

乾鰾（骨拔のものを含む）　一擔　〇、三六

錫　圓　一、六〇

乾魚及燻魚（乾鰾及錫を含まず）　同　〇、五三

鮮魚　同　〇、八三

鹹鰊　同　〇、一五

魚肚、一等品（一箇の重量一斤以上のもの）　一斤　〇、四二

同二等品（一箇の重量一斤未滿のもの）　一擔　四、九〇

鮭魚腹　從價　五分

別項に揭げざる其他の鹹魚　一擔　〇、二一

魚皮　同　〇、八八

乾淡菜、乾蠣及乾揚卷　同　一、四〇

乾蝦（大量包裝のもの）　同　一、九〇

海草（刻みたるもの）　同　〇、三〇

同（長きもの）　同　〇、一九

同（調理したるもの）　同　一、五〇

同（赤色のもの）　従價　五分
鰺鯖（調理したるもの）　一擔　一二、五〇
同（調理せざるもの）
（一）價格一擔に付三十海關兩を超えざるもの　同　一、〇〇
（二）價格一擔に付三十海關兩を超え百四十海關兩を超えざるもの　同　三、六〇
（三）價格一擔に付百四十海關兩を超ゆるもの　同　一〇、〇〇

動物產品、鑵詰食物及食料品

ベーコン及ハム（大量包裝のもの）　同　二、八〇
ベーキングパウダー　従價　五分
鹹牛肉（樽入のもの）　同　五分
燕窩（黑色のもの但し淨製のもの丶屑を含む）　一斤　〇、二一
同（白色のもの）　同　一、〇〇
バター　直接容器共一擔　三、二〇

鑵詰食物

アスパラガス　同　一、一〇
鮑　同　一、五〇
蒸發又は殺菌したるクリーム及ミルク　同　〇、八五
食卓用又は料理用の果實　同　〇、八八
コンデンスド、ミルク　同　一、五〇
別號に掲げざる鑵詰食物　従價　五分
チョコレート　同　五分
ココア　同　五分
珈琲　同　五分
カーラント及乾葡萄　一擔　一、五〇
硝子器等に貯藏したる果實　従價　五分
蜂蜜　同　五分
ジャム及ゼリー　同　五分
豚脂（大量包裝のもの）　同　五分
マカロニー及ヴアミセリー（大量包裝のもの）　一擔　〇、八七
マーガリン及植物油脂より製したる同類似品　直接容器共一擔　二、七〇
乾鹽肉　従價　五分
豚皮　同　五分
乾ソーセージ　同　五分
鯨油　一擔　〇、五〇
茶　従價　五分

穀物、果實、藥材、種子、香味料及蔬菜

大黃
（イ）一等品（一擔の價格十五海關兩以上のもの）　一擔　〇、九〇
（ロ）二等品（一擔の價格十五海關兩未滿のもの）　同　〇、五〇
生林檎　同　〇、五〇
阿魏　従價　五分
パール、バーレー　同　五分
豆蔻　同　五分

乾檳榔殼	一擔	〇、二
乾檳榔	同	〇、三一
樟腦		
粗製及精製樟腦（植物名ラウラス・カムフオラ）但し形作りたるものを含む	一擔	三、八〇
氷片	一斤	一、五〇
屑氷片	從價	五分
三奈	同	五分
荳蔻砂仁殼	一擔	〇、一六
砂仁	同	一、五〇
白荳蔻	同	一五、五〇
桂皮及桂子	同	一、二〇
桂枝	同	〇、一九
穀物及澱粉（大麥、玉蜀黍、ミレット、オート、籾、米、小麥及是等より製したる粉、蕎麥、蕎麥粉、コーンフラワー、エーロールドコーン・ミール、ライ麥粉及ホヴィス粉を含みアロールート、アロールート粉、碾割麥、ヂャミア、ホミニー、パールバーレー、馬鈴薯粉、クエカー・オート・ロールト、オート、セーゴ、セーゴ粉、シユレッテット、ホイート、タピオカ、タピオカ粉及薯粉を含ます）	無稅	
粟	從價	五分
土茯苓	一擔	一、六〇
肉桂（大量包裝のもの）	同	四、五〇
丁香（同）	同	〇、九〇
母丁香	同	〇、三七
コカイン	從價	五分
良薑	一擔	〇、二〇
人蔘（繰掃したるものと然らざるもの）但し鮮人蔘柿人蔘及碎人蔘を含み野生人蔘を含ます）		
一等品但し一斤の價格三十五海關兩を超ゆるもの	一斤	二、六〇
二等品但し一斤の價格二十五海關兩を超え三十五海關兩を超えざるもの	同	一、五〇
三等品但し一斤の價格十一海關兩を超え二十五海關を超えざるもの	同	〇、九〇
四等品但し一斤の價格六海關兩を超え十一海關兩を超えざるもの	同	〇、四三
五等品但し一斤の價格三海關兩を超え六海關兩を超えざるもの	同	〇、二三
六等品但し一斤の價格三海關兩を超えざるもの	同	〇、〇八八
野生人蔘	從價	五分
落花生豆（脫殼せざるもの）	一擔	〇、一七
同（脫殼したるもの）	同	〇、二三
ホップ	從價	五分
塞天	一擔	三、七〇
生棟檬	千箇	一、七〇
乾荔枝	一擔	〇、七三
乾金針菜	同	〇、六〇
龍眼肉	同	〇、九四

乾龍眼　一擔　〇、六三
麥芽　同　〇、四一
モルヒネ（各種）　從價　五分
檳榔　一擔　三、七〇
肉荳蔻　同　一、七〇
橄欖實　從價　五分
阿片丁幾　同　五分
生橙　一擔　〇、四一
橙皮（大量包裝のもの）　同　〇、八九
黑胡椒　同　〇、四八
白胡椒　同　〇、九三
馬鈴薯（生のもの）　從價　五分
木香　一擔　二、八〇
杏仁　同　二、八〇
蓮子（脫殼したるもの）　同　一、一〇
大棚子　同　〇、二四
瓜子　同　〇、四一
松子　同　一、〇〇
胡麻子　同　〇、二四
甘蔗　從價　五分
蔬菜（乾したるもの、調理したるもの又は鹽漬のもの）　同　五分

砂糖

赤砂糖（和蘭標本第十一號未滿のもの）及綠砂糖　一擔　〇、二三
白砂糖（和蘭標本第一號を超へたるもの）但し精糖を含む　同　〇、三二
角砂糖及棒砂糖（白）　同　〇、七九
氷砂糖　同　〇、四五

葡萄酒、麥酒、蒸餾酒、テーブルウオーター等

シャンパン及シャンパンのレーベルを附し販賣せらるゝ其他の葡萄酒　一箱（大罐十二又は小罐二十四）一、三〇
沸騰性アスチス　同　〇、五五
其他の沸騰性葡萄酒　同　〇、六五
葡萄の天然醱酵に依りてのみ釀造せる非沸騰性の赤葡萄酒及白葡萄酒（甘味葡萄酒を含まず）
一、罐入のもの　一英「ガロン」　〇、四二
二、樽入のもの　〇、六三
ボルト（罐入のもの）　一箱（大罐十二又は小罐二十四）〇、七〇
同（樽入のもの）　一英「ガロン」　〇、二三
マルサラ（罐入のもの）　一箱（大罐十二又は小罐二十四）　〇、四〇
同（樽入のもの）　一英「ガロン」　〇、一六
ボルト及マルサラ以外の甘味葡萄酒マデーラ、マラガ、シエリー等
一、罐入のもの　一箱（大罐十二又は小罐二十四）　〇、六一

二、樽入のもの　一英「ガロン」〇、一七
ヴエルモット、バイル及キンキナ一箱（十二リットル）〇、三八
圓（樽入のもの）　一英「ガロン」、一三
清酒（樽入のもの）　一擔　〇、九四
圓（罐入のもの）　※　一斗二升　〇、四七
エール、麥酒、林檎酒、梨酒其他果實及漿果より製造したる類似の酒
一、罐入のもの　（大罐十二又は小罐二十四）〇、〇九四
二、樽入のもの　一英「ガロン」〇、〇二九
ポルター及スタウト（罐入のもの）　（大罐十二又は小罐二十四）〇、二一
同（樽入のもの）　一英「ガロン」〇、〇五
ブランデー、コンニャク及ウイスキー（樽入のもの）　同　〇、二〇
ブランデー及コンニャク（罐入のもの）　一箱（大罐十二）〇、八四
ウイスキー（罐入のもの）　同　〇、七〇
杜松子酒（罐入のもの）　同　〇、三八
同（樽入のもの）　一英「ガロン」〇、一五
ラム
一、罐入のもの　一箱（大罐十二）〇、四四
二、樽入のもの　一英「ガロン」　〇、一〇
其他の蒸餾酒（アクオヴィット、ウオッカ、バンチ等）
一、罐入のもの　一箱（大罐十二）〇、六五
二、樽入のもの　一英「ガロン」　〇、二二
リキュール　（大罐十二又は小罐二十四）〇、七〇
食卓用沸騰水及礦水　一擔　〇七
※十合は一升にして三・一七八「バインツ」に當る

煙草

紙巻煙草
（イ）千本の價格一二・五〇海關兩を超えたるもの及各巻煙草に判然たる商標又は名稱を附せざるもの　千本　〇、八三
（ロ）千本の價格八・五〇海關兩を超え一二・五〇海關兩を超えざるもの　同　〇、五三
（ハ）千本の價格六・五〇海關兩を超え八・五〇海關兩を超えざるもの　同　〇、三八
（ニ）千本の價格四・五〇海關兩を超え六・五〇海關兩を超えざるもの　同　〇、二八
（ホ）千本の價格三・〇〇海關兩を超え四・五〇海關兩を超えざるもの　同　〇、一九
（ヘ）千本の價格一・五〇海關兩を超え三・〇〇海關兩を超えざるもの　同　〇、一一
（ト）千本の價格一・五〇海關兩を超えざるもの　同　〇、〇六
葉巻煙草
（イ）千本の價格四〇海關兩を超ゆるもの　同　三、〇〇
（ロ）千本の價格四〇海關兩を超えざるもの　同　一、三〇
噛煙草　從價　五分

葉煙草
（イ）一擔の價格六〇海關兩を超ゆるもの　一擔　四、〇〇
（ロ）一擔の價格六〇海關を超えざるもの　同　一、五〇
製造煙草
（イ）五封度未滿の鑵入又は包裝のもの　從價　五分
（ロ）大量包裝のもの但し鑵又は內部葉鐵張の箱に入れざるもの　一擔　三、五〇
葉煙草　同　〇、二八

化學藥及染料

化學藥

鉻酸　一擔　一、二〇
硼酸（但し一箇の包裝七封度より少からざるもの）　同　〇、九六
石炭酸　從價　五分
鹽酸（大量容器入のもの）　一擔　〇、二四
硝酸　同　〇、五五
硫酸　同　〇、一八
アンモニウム（大量包裝のもの）　同　一、一〇
鹽化アンモニウム　同　一、〇〇
硫酸アンモニウム　同　〇、二八
顏白粉　同　〇、二八
硼砂（粗製又は精製のもの）　同　〇、四八
炭化石灰　同　〇、四〇
硫酸銅　同　〇、五二
グリセリン（但し一箇の包裝二十八封度より少からざるもの）　一擔　一、六〇
生皮消毒劑　從價　五分
別號に揭げざる動物肥料化學肥料及人造肥料　同　五分
ナフタリン　一擔　〇、五二
重クローム酸加里　同　一、二〇
硝石　同　〇、七三
曹達灰　同　〇、一三
重炭酸曹達（大量包裝のもの）　同　〇、二九
苛性曹達　同　〇、三六
結晶曹達　同　〇、一六
濃厚結晶曹達　同　〇、三三
硝酸曹達（智利硝石）　同　〇、四一
硅酸曹達　同　〇、二〇
硫化曹達　同　〇、二六
酒精（甘味を附せざるアラック、メチールアルコール、木精、フエーセル油を含む）英「ガロン」　〇、〇三

染料及顏料

アニリン染料（別號に揭げざるもの）　從價　五分
栲皮　一擔　〇、一三
梅樹皮　同　〇、一九
黃柏皮（染色用のもの）　同　〇、二五
紺青　同　二、四〇

青銅粉	同	三、五〇
カーボンブラック（ラムプブラック）	同	一、三〇
カーザミン	從價	五分
クローム黃	同	五分
靛砂	一擔	四、四〇
酵化コバルト	從價	五分
コチニール	同	五分
キユナオ又ハ擬檳榔膏	一擔	〇、一九
阿倫藥又は檳榔膏	同	〇、四八
其他の染料及彩料	從價	五分
雌黃	一擔	二、九〇
花綠青（人造のものを含む）	同	一、七〇
雄黃	同	〇、六八
人造藍、但し二十パーセントを超えざる青藍を含むもの（青藍量多きものは其割合に依る）	一擔	二、二〇
乾藍（天然のもの）	同	六、六〇
氷藍及泥藍（天然のもの）	同	〇、四一
インドイン	從價	五分
ラカ木	一擔	〇、二〇
鉛丹、鉛白及鉛黃	同	〇、六五
ログウード越幾斯	同	〇、七七
五倍子	同	一、〇〇
オークル	從價	五分
紅花	同	〇、六五
蘇木	同	〇、一九

花紺青	從價	二、〇〇
姜黃	同	〇、二〇
群青	同	一、四〇
朱	同	四、五〇
同（人造のもの）	同	五分
亞鉛白	同	五分
蠟燭、樹脂、油、石鹼、假漆、蠟及其製品		
蠟燭	一擔	〇、七七
蠟燭心	同	三、四〇
ガソリン、ナフサ及ベンヂン（鑛物性のもの）		
（イ）箱入のもの　一箱五米「ガロン」二鑵		〇、二六
（ロ）箱入に非ざるもの　十米「ガロン」		〇、二三
機械用グリース（全部又は一部鑛物性のもの）	一擔	〇、四五
アラビヤゴム	同	一、〇〇
麒麟血	同	三、二〇
沒藥	同	〇、五五
乳香	同	〇、七五
ゴム、レヂン	同	〇、三六
シエラック●ガム及ボタン●ラック	同	三、五〇
液體燃料	一噸	〇、九七
蓖麻子油（機械用のもの）	一擔	一、〇〇
同（藥用のもの）	從價	五分
椰子油	一擔	〇、五〇
硬化油	從價	五分
石油		

(イ)箱入のもの	一箱(五米「ガロン」入二罐)	〇、一四
(ロ)箱入に非ざるもの	一米「ガロン」	〇、一二
(ハ)空罐	一箇	〇、〇〇八
(ニ)空罐二箇及箱	同	〇、〇二四
亞麻子油	一英「ガロン」	〇、〇六七
機械油		
(イ)全部又は一部礦物性のもの	一米「ガロン」	〇、〇二一
(ロ)其他(別號に揭げざるもの)	同	〇、〇二九
阿列布油(大量包裝のもの)	一英「ガロン」	〇、一四
家庭用及洗濯用の石鹼(藍色の斑點を有するものを含む)大量包裝のもの、棒狀のもの、又は二箇連續のもの、但し一箇の重量七「オンス」より少からざるもの	一擔	〇、六六
關稅は公稱重量に依り課す但し公稱重量が實量より少き場合は此限にあらず	從價	五分
ファンシー又は化粧用の石鹼	一擔	〇、九〇
ステアリン		
ターペンチン		
(イ)礦物性のもの	一英「ガロン」	〇、〇四
(ロ)植物性のもの	同	〇、〇七九
蜜蠟(黃色のもの)	一擔	二、二〇〇
パラフィン蠟	同	〇、三八〇
木蠟	同	一、一〇〇

紙、ウードパルプ書籍及地圖

書籍(印刷又は手記のものにして裝綴し又は然らざるもの)但し電信用コード書、書畫、敎授用繪畫及コッピー書、音樂小兒敎授用書を含み其他の事務用學校用又個人用簿册類を除く	免稅	
海圖及地圖(暗射地圖實寫地圖地球儀及例令解剖學の敎授用の如き敎育用模型及圖解を含む)	同	
新聞及雜誌	同	
板紙(純プリーチト・サルハイドのものにして塗糊せざるもの)	一擔	〇、八四
煙草用紙(「ボビン」又は「ロール」卷のもの)	同	三、二〇
メカニカル・ウードパルプを含みたる普通印刷料紙(光澤を附したるもの、光澤を附せざるものサイズしたるもの又はサイズせざるものにして白又は有色のもの)	同	〇、四八
片面又は兩面に塗糊エナメル又は塗糊及エナメルしたる紙	同	一、〇〇
艶付又はフリント紙、摩擦又は壓縮したるもの及マーブル・ド・ペーパー	同	一、五〇
有光紙(白色又は有色のもの)但し主にメカニカル・ウードパルプより成れるもの	同	〇、四八
包裝用紙(褐色又は有名のもの)但しクラフト・ペーパーを含む	同	〇、四八
メニカカル・ウードパルプを含まざる印刷		

雜料紙（光澤を附したるもの、光澤を附せざるもの、サイズしたるもの又はサイズせざるものにして白又は有色のもの）但し模造紙エム・デー・ポスターを含み別號に掲げたるものを除く	一擔	〇、七五
襯板紙平地のもの	同	〇、一七
光澤を附せざるチッシューペーパー及エムデー・プリーチド・サルファイト・ペーパー（メカニカル・ウードパルプを含まざるもの）	同	〇、九〇
筆記用紙、圖畫用紙、アート印刷料紙、銀行券紙、羊皮紙、バーガミン、ペーパー及蠟紙	從價	五分
別號に掲げざる紙	同	五分
ケミカル・ウード・パルプ	一擔	〇、四〇
メカニカル・ウード・パルプ	同	〇、三三
（イ）乾きたるもの		
（ロ）水分を有するもの（百分の四〇より少からざる水分を有するもの）	同	〇、一六

動物材料（粗なるもの又は整理したるもの）

皮、革及毛皮

牛皮及水牛皮（生のもの）	一擔	一、二〇
鞣革革及幼羊（塗りたるもの又は着色したるもの）	從價	五分
牛革（塗りたるもの）	同	五分
靴底皮		
（イ）牛靴底牛革（腹及肩部）	一擔	一、三〇
（ロ）同（其の他のもの）	同	二、五〇
海狸皮	從價	五分
犬皮	同	五分
狐皮	同	五分
北極狐皮（白色のもの）	同	五分
狐足皮	同	五分
赤狐皮	同	五分
山羊皮（鞣したるもの）	同	五分
同（鞣さゝるもの）	同	五分
兎皮	同	五分
小羊皮	同	五分
同（胎羊皮）	同	五分
水獺皮	同	五分
山猫皮	同	五分
貂皮（鞣さゝるもの）	同	五分
麝鼠皮	同	五分
浣熊皮	同	五分
黒貂皮	同	五分
綿羊皮（鞣さゝるもの）	同	五分
栗鼠皮	同	五分

獸皮		一擔	五分
骨、羽毛、毛、角、貝殼、筋、牙類			
虎骨		一擔	四、三〇
印度牛黃		從價	五分
鰐魚甲片及穿山甲片		一擔	三、三〇
象牙（全部又は一部）		一斤	〇、一九
翡翠羽毛（全羽毛皮）		百箇	〇、六一
同（一部即ち翼、尾又は背部）		同	〇、四〇
孔雀羽毛		從價	五分
馬毛		一擔	二、四〇
馬尾毛		同	三、八〇
牛角及水牛角		同	〇、六五
鹿角		同	二、五〇
老鹿角		同	七、〇〇
幼鹿角（北方產）		一封	三、一〇
同（南方產）		從價	五分
麝香		一斤	九、六〇
海馬牙		從價	五分
牛筋及鹿筋		一擔	一、六〇
木材、竹及籐			
木材			
條板		千箇	〇、二五
普通の木材（チーク材及別號に揭げたるものを除く木材を含まず）を單に欣りたるもの及丸太材		千平方呎	一、九〇
硬木（厚一吋の千平方呎の價格七十五海關兩を超えざるもの）		同	一、四〇
軟木			
普通の木材にして挽きたるもの			
硬木（厚一吋の千平方呎の價格百海關兩を超えざるもの）		同	二、四〇
軟木		同	一、九〇
普通の加工木材（單純なる鋸挽以外に工を加へたるものを含み檣材及桁材を含まず）			
硬木			
（イ）「クリーア」（厚一吋の千平方呎の價格百七十五海關兩を超えざるもの）		同（正味）	四、〇〇
（ロ）マーチャンダブル（厚一吋の千平方呎の價格百二十五海關兩を超えざるもの）		同（正味）	三、〇〇
軟木			
（イ）クリーア		同（正味）	三、〇〇
（ロ）マーチャンダブル		同（正味）	二、三〇
普通の檣材及桁材		從價	五分
鐵道枕木		同	五分
チーク材（梁、板及丸太材）		千平方呎	六、七〇
木、竹、籐類			

竹材　千本　〇、五七
皮籐　一擔　一、二〇
内籐及丸籐　同　〇、七一
割籐　同　〇、七二
カマゴン木　同　〇、二二
棒　從價　五分
黒檀　同　五分
香木　同　五分
沈香　一斤　〇、一五
クランヂー　從價　五分
リクナムヴアイタ　同　五分
油木　同　五分
ブル木　一擔　〇、一一
紅木　同　〇、二三
白檀　〇、六二
白檀末　從價　五分
秤稈木　一箇　〇、〇一一
藿香木　從價　五分
檜經木　同　五分
貼合板　同　五分

本稅表に於て軟木と稱するはパイン、ファー、スプールス、ラーチ、シダア、ユー、ユニバー、サイプレス等、總て針葉樹の木材を云ひ、濶葉樹の木材は總て之を硬木とす

石炭、燃料、瀝青及タール

木炭　一擔　〇、〇七一
石炭　一噸　〇、三四〇
磚炭　從價　五分
ピッチ　從價　五分
石炭タール　一擔　〇、一六

陶磁器、琺瑯鐵器及硝子類

錫鍍鐵鉢（直徑十三吋を超えざるもの）　一哥　〇、四二
陶磁器　從價　五分

琺瑯鐵器

鉢、ボール、カップ及マッグ
（イ）直徑十二「センチメートル」を超えざるもの　一打　〇、〇四五
（ロ）直徑十二「センチメートル」を超え二十二「センチメートル」を超えざるもの　同　〇、〇八八
（ハ）直徑二十二「センチメートル」を超え三十六「センチメートル」を超えざるもの　同　〇、一五〇
（ニ）其他のもの　從價　五分
別號に揭げざる琺瑯鐵器　同　五分

硝子類

硝子器	從價	五分	
平板硝子（鍍銀したるものにして五平方呎を超えざるもの）			
（イ）斜線のもの	一平方呎	〇、〇五五	
（ロ）然らざるもの	同	〇、〇四四	
同（鍍銀したるものにして五平方呎を超ゆるもの）			
（イ）斜線のもの	同	〇、〇六三	
（ロ）然らざるもの	同	〇、〇五二	
同（鍍銀せざるもの）			
（イ）斜線のものにして五平方呎を超えざるもの	同	〇、〇四五	
（ロ）然らざるものにして五平方呎を超たざるもの	同	〇、〇三〇	
（ハ）斜線のものにして五平方呎を超えざるもの	同	〇、〇五三	
（ニ）然らざるもの五平方呎を超えたるもの	同	〇、〇四五	
普通の窓硝子毎平方呎の重二十「オンス」を超えざるもの	百平方呎	〇、二六	
有色窓硝子	同	一、〇〇	

土、石及其製品

セメント	一擔	〇、〇五四
コラムダム●サンド	同	〇、一九
金剛砂及硝子粉	同	〇、一二
金剛砂布（一四四平方呎を超えざるもの）	一連	〇、五三
耐火煉瓦	從價	五分
耐火粘土	一擔	〇、〇六一
燧石（燧石礫を含む）	同	〇、〇四
砂紙（一四四平方呎を超えざるもの）	一連	〇、二〇
瓦	從價	五分

雜品

石絨

ポイラーコンポヂション	一擔	〇、一六
纖維及金屬入パッキング	同	二、一〇
板	同	〇、五四
薄板及パッキング	同	三、〇〇
絲	同	二、四〇

囊、蓆及地蓆

綿製囊（新きもの）	同	二、六〇
ガンニー囊（新きもの）	一擔	〇、四一
同　（古きもの）	同	〇、二五
大麻囊又はヘシアン囊（新しきもの）	同	〇、六七

同（古きもの）	從價	五分
籐製蓆及草製蓆	千箇	一、〇〇
椰皮製靴拭	一打	〇、五二
フランダー・マット	從價	五分
臺灣草蓆（臥床用）	一枚	〇、四九
簟蓆	從價	五分
蘆蓆	百枚	三、六〇
藺蓆	同	〇、三五
蓙	一枚	〇、〇二一
椰皮地蓆（幅三十六吋長百碼のもの）	一卷（百碼のもの）	二、六〇
麻地蓆（幅三十六吋長四十碼のもの）	同（四十碼のもの）	〇、二七

鈕、釦

ファンシー鈕釦（硝子類鈕釦、細貨類等）	從價	五分
金屬製鈕釦（貴金屬製のもの又は貴金屬を鍍したるものを含む）	一哥	〇、〇一
	十二哥	〇、〇一七
陶磁製鈕釦	一哥	〇、〇一九
貝製鈕釦		

扇子、團扇傘

椰葉製の扇子及團扇（粗なるもの）	千箇	〇、七〇
同（ファンシー）	同	二、三〇
同（精なるもの）	同	〇、九七
紙張又は綿布張の扇子及團扇	同	二、五〇
絹布張の扇子及團扇	從價	五分

傘及日傘

握柄の一部若は全部に貴金屬、象牙、眞珠母、鼈甲、瑪瑙等を用ひたるもの又は寶玉を嵌めたるもの	從價	五分
其他の握柄を有するものにして綿布張のもの		
（イ）傘骨の長十七吋を超えざるもの	同	五分
（ロ）傘骨の長十七吋を超えたるもの	一箇	〇、〇三二
其他の握柄を有するものにして交織布張のもの（絹入に非ざるもの）	同	〇、〇八六
其他換柄を有するものにして絹布張又は絹交織布張のもの	同	〇、一三

鑢及針

鑢		
（イ）鑢面の長四吋を超えざるもの	一打	〇、〇九一
（ロ）同四吋を超え九吋を超えざるもの	同	〇、一四
（ハ）同九吋を超え十四吋を超えざるもの	同	〇、二八
（ニ）同十四吋を超えたるもの	同	〇、六二
針（手縫用のもの）	從價	五分

燐寸及燐寸製造材料

木軸燐寸（安全其他）
（イ）小箱（長二吋幅一吋八分の三、厚八分の五吋を超えざるもの）　從價　五分
（ロ）大箱（長二吋二分の一、幅一吋二分の一厚四分の三吋を超えざるもの）　五十哥入一箱　〇、八六
（ハ）（ロ）に揭げたる各寸法を超えたるもの　從價　五分

燐寸製造材料

鹽酸加里	一擔	〇、三八
金剛砂及硝子粉	同	〇、一二
レーベル	從價	五分
燐	一擔	二、二〇
パラフィン蠟	同	〇、三八
經木	同	〇、一八
軸木	同	〇、一六

金屬絲及箔

擬金絲（綿心のもの）	一斤	〇、二一
擬銀絲（同）	同	〇、一二
擬金絲及擬銀絲（絹心のもの）	從價	五分

雜品

琥珀	從價	五分
竹籠、竹籬、其他の竹製品	同	五分
曲木椅子	同	五分
椰皮線	同	五分
コーデーヂ及線	同	五分
コルネリヤン珠	同	五分
コルネリヤン石（人工を施さゞるもの）	百箇	〇、三〇
金剛砂布（大さ百四十四平方吋を超えざるもの）	一連	〇、五三
家具其他の木製品	從價	五分
阿膠（魚膠を含まず）	一擔	一、五〇
牛膠骨	同	一、〇〇
魚膠	同	四、〇〇
インヂア・ラッバー及ガタパーチヤ（生のもの）	從價	五分
古又は屑のインヂア・ラッバー	同	五分
インキ（各種）	同	五分
殺蟲粉	同	五分
ラムプ心	一擔	三、一〇
革製鍛入	一哥	一、二〇
縫衣機及其大小機	從價	五分
鏡	同	五分
額緣	同	五分
オークム	一擔	〇、九〇
ロープ	從價	五分

砂紙（大き一四四平方吋を超えざるもの）	一連	〇、二〇
短靴及長靴	從價	五分
澱粉	同	五分
硫黄	一擔	〇、一三
火薬	同	〇、四五
盤下し藥（六十箇を超えざる罐入のもの）	一打	〇、〇五三
別號に掲げざる物品	從價	五分

備考　稅目に名稱を掲げたる物品を輸入するときは規定の度量に超えたるものに對しては稅目に掲げたる度量に應じて課稅す

華府會議極東及支那問題討議眞相（三）

編者曰く第六回會議の後半及第七回會議（十一月二十六日）及第八回會議（十一月二十八日）の前半は支那に於ける外國郵便局の撤廢問題に關する討議に費されたり、其詳細の狀況は本誌十一月號の「在支外國郵便局撤廢問題」中に譯載したるを以て之れを省略す

第八回會議

郵便局問題の討議結了の後

ヴイヴイアニ全權は會議の事務の進行を速かならしめ、且無益の手數を省かんが爲に、各國の事務長を以て常設起草委員會を組織して、諸決議案の起草をなさしめん事の提議をなし、カーネベック全權之れに贊成し且事務長に代ゆるに全權委員を以てせん事の意見を提出す、議長亦此趣旨に贊成したるも、寧ろ全權を以て之れに充てん事を可とすとなし、之れが設置に決定せり

次いで議長は治外法權問題に關する小委員會の報告を求む

該委員會委員長ロッヂ報告して曰く

本委員會は本朝開會して議長の指示に從へる決議案の起草をなせり、尙二項を附加せるが之れに關しては更に指示を受くる事を必要とするものと思考す、卽ち第一は支那と治外法權條約を有する其他の國も一致贊成せん事の附帶決議にして、第二は計畫せられたる治外法權撤廢調査委員會に對する支那の委員の關係の問題なり、本小委員會は本日午後に再會して本件を完了せんと欲す

と、議長は之れを諒とする旨を述べ、次の問題は何なりやと支那全權に問ふ

在支外國軍隊、警察官、無線電信の撤退に關する支那の陳述書

施全權委員は支那に於ける外國軍隊撤退の件に關し其陳述書を配付したる旨を述べ、更に此際之れを朗讀せん事を求む

ヴイヴイアニ全權は右陳述書は英語を解せざる全權の爲に之れを佛譯するに相當の時間を要する旨の意見を述べたるに Camerlyneck 施全權の陳述書を佛譯す、其陳述書次の如し

各位十一月二十一日の會議に於て支那の主權獨立及び領土行政の完全を尊重せん事は各國の切なる希望なる旨、且支那の發展及其有力にして安定せる政府を維持せんが爲に十分の機會を與へん事の決議をなされたり是等二項の主義の適用として支那は單に其領土上行政上の自治及支障無き行使に關する現在の條約上取極上存在する制限を能ふ限り早く且事情の許す限り完全に除去せん事を求むるのみならず、現に其獨立國としての當然の權利に對する侵害を是正せん事を要求するものなり、支那の主權の運用の上に存する諸制限を漸次撤去せんとする旨の提議は主義として、支那委員より去る十一月十六日本會議に提出したる希望條項の第五項中に表示せられたる處にして適用については治外法權撤廢及關稅自主權に關し、本會議に致したる處の提議中に於けると同樣なり

支那の主權、領土及行政の完全の侵害に於ける著しき例は、支那が一方の當事者たる條約に基ける制限とは區別して先週支那に於ける外國郵便局の撤退を主張するに際し本會議に提言せり

本日は支那全權委員は本會議に於て既に同意せられたる根本方針に基き支那の主權、領土及行政の完全の違犯たる事項を本會議に提言せんとす、是等は卽ち支那の領土內に支那の同意なく又其抗議に反して外國軍隊鐵道守備隊、警察官を駐在せしめ、有線無線通信機關を維持する事なり

予は是等の侵犯の個々の例を悉く擧げて各位を煩はさざるべし、蓋し予は單に是等の侵犯を個々に禁せんとのみするものにあらず、何となれば斯くの如くしては將來に於て他の同樣の侵犯を妨ぐる事とならず、從て全き支那の救濟とならざるを以てなり、故に予は支那の爲に本會議が其希望として本會議に代表せられたる諸國が——勿論支那を含まず——國際法の原則又は適用により十分に斯かる事をなすべき必要ある事を認められたる場合にして支那政府の同意を得たる場合を除きては支那領土內に電氣通信機關、軍隊、鐵道守備隊又は警察官を存置せしめざる事を表明せん事を希求するものなり

本會議は既に十一月二十一日に採用したる原則により今予の希求する聲明をなしつゝある事は予の喋々を要せざる處なり、各位の中の何人か果して各位の代表する國の政府の同意無く其國土上に外國軍隊、鐵道守備隊又は警察官又は電氣通信機關の存在を認容し得べしと思考せらるゝや、各位の正義の感情及各自國の威嚴に關する觀念は必ずや支那が今や支那の爲に與へん事を望みつゝある共同宣言の與へらるゝ事に同意せしむるなるべし、支那の提案は正に自明の事にして若し或

國が主權、獨立及領土上行政上の完全の儘として存し且當然尊重せらるべき他國の領土上に軍隊、鐵道守備隊、警察官を存置するの權利に同意を與へたりとせんか、其國は抱括的の領土主權の上に重大なる障害を受け重き負擔を負ふ事となるものにして、これ國際法及國際間に於ける親善及正義の一般觀念の上より見て主權及獨立に格式を附したるものと認めらるべし

予は予の代表する政府及國民の爲に本會議が次の希望を容れん事を希求す

本會議に參加せる各國即ち米合衆國、白耳義、英帝國、佛蘭西、伊太利、日本、和蘭、葡萄牙は個々の場合に明かに且個々に支那政府の同意を得るにあらざれば支那領土内に軍隊、鐵道守備隊を存置し、又警察官署を設け、又は電氣通信裝置を建設又は使用せざるべき事を嚴に宣言す、而して若し現在支那領土上に斯くの如き軍隊、鐵道守備兵、警察官又は電氣通信設備を支那の明示の同意なく維持するものは直に之れを撤退すべし

議長は本件に關し何等かの論議ありやを質ねたり、之れに次いで埴原全權曰く

只今施全權の述べられた處は全會議に對し頗る重要なる問題なり、斯かる問題について直ちに論議を進むるも其効果を擧ぐる事困難ならん

と、次にヴイヴイアニ全權曰く

將來の事に關し何等かの一定の進行方法を決定する事を必要なりと思考す、佛國に採りては斯かる重要にして個々に重要なる意義を有する各種の問題を何等の準備無しに論議する事は不可能なり、是等の各問題は別別に審議せざるべからず、本會議の利益の爲に支那全權は豫め書類を提出し且其提出せる各種の問題即ち外國軍隊、警察其他につき各別の說明書を提出する事能はざるや、若し支那全權にしてこれを難んずるならば明日の討議問題につき前夕に書類を出す事能はざるや

樣長亦之れに贊し何等用意無き問題の論議を爲すは徒らに時間を損する事大なれば豫め問題を示さん事を支那全權に求めたり、之れに對し施全權曰く

ヴイヴイアニ全權の意見は甚だ實際的にして且つ支那全權の意嚮と一致するものなり、支那全權は斯かる問題に關し相當の時間と材料を與へて討議をなさんとする外他意あるものにあらず、此點はヴイヴイアニ全權の諒とせられん事を望む、今外國軍隊、無線無信、外國警察官等の問題が同時に提起せられたるは、是等の各問題が偶同種類に屬したるが爲にして之れを一件宛分離して論ずる代りに同時に一括して取扱ふを便宜としたるが爲なり、然し支那全權は此點に關し固執せんとするものにあらず

と、尙事務總長に對し直に書類を各國全權に配付せん事を請へり、次いで英佛全權より書類の佛譯問題につき意見あり、尙ロツヂ全權より午後に開かるべき治外法權撤廢小委員會についての陳述あり、次回の本會議は十一月二十九日

午前十一時より開會する事を議長より宣告して散會

第九回會議

十一月二十九日午前十一時開會

ヒューズ議長は「治外法權に關する小委員會の起草せし決議を議題とする考へなりしも、未だ本委員會は其の草案を受取り居らざるを以つて、既定の順序に依り、會議を進行する事とし度し」と提議し、施全權に對し「在支外國軍隊警察及び無線電信裝置等に關し分類して議事を進むる事に同意せる書類の準備は成り居るや否や」と質ねたり

施全權曰く

支那全權は昨夕全力を盡して問題の覺書を左の如く分類謄寫せり

外國軍隊、鐵道守備隊、巡査派出所及び無線電信裝置に關する支那の覺書

支那全權は茲に在支外國軍隊、巡査派出所、鐵道守備隊及び電信裝置にして、支那の承諾を得たるものに非ざるものに關する材料を提出す

此材料は單に支那の領土權及び行政權の獨立が現在侵害せられ居る範圍を示す爲めに準備せられたるものにして、支那政府が其主權の侵害の之等の特別なる事實の消滅を以つて滿足せらる可しと云ふ事を意味するものとして準備せられたるものに非ず、蓋し支那は、其の提出に係る決議中に宣言したる如く、本會議に列席せる各國が、各個の場合に於て、明示若くは默示の支那の承諾なしに、支那の國土上に軍隊、巡査派出所若くは鐵道守備隊若くは電信裝置を維持せざるべしと云ふ、從つて列强が支那の國土上に斯る軍隊、巡査派出所、守備隊若くは電信裝置を維持せんとの權利、若くは要求を主張する場合には、斯る事を爲す權利を實證する責任を有するに至るが如き、一般的の廣き意味の聲明をなさん事を希望するを以てなり

支那全權の提出せる決議は一九〇一年の上諭に基き獲得せられたる列强の權利、若くは彼等の各自治植民地及び居留地に、警察力を維持するの權利には影響せざるべし、若し之等の事項に關し何等かの改正を爲すを要する場合は別箇の討議若くは交涉をなすべし

在支外國軍隊、巡査派出所及び鐵道守備隊の表　（未定稿）

日本軍隊、山東には四箇步兵大隊（各隊の平均兵員五二五人）青島濟南間の鐵道沿線に駐屯す、其の大隊本部は青島、高密、坊子及び濟南府にあり、此他憲兵隊駐屯す

漢口には一箇步兵大隊と特科隊の分遣隊と駐屯す

滿洲には一箇師團の兵員維持せらる、其司令部の所在地左の如し（一九二一年四月一日現在）

師團司令部	遼陽
旅團司令部	鐵嶺、哈爾賓
歩兵聯隊本部	遼陽、鐵嶺、旅順、哈爾賓
騎兵聯隊本部	公主嶺
曳兵聯隊本部	海城

バイカル方面より撤退せる日本軍隊は、東清鐵道沿線に駐屯す、(此陳述は Lin yen 著「日支外交史」より引用せり)、日本は又鐵道沿線に、十六箇の獨立鐵道守備隊を駐屯せしむ、各隊は二十一名の士官と六百十七名の兵士とより成る、(一九二〇年—一九二一年日本年鑑)、日本は之等の鐵道守備隊を「兩締約國ハ滿洲ニ於ケル各自ノ鐵道線路ヲ保護セムカ爲守備兵ヲ置クノ權利ヲ保留ス、該守備兵ノ數ハ一キロメートル毎ニ十五名ヲ超過スルコトヲ得ス、而シテ日本國及露西亞軍司令官ハ前記最大數以內ニ於テ實際ノ必要ニ顧ミ之ニ使用セラルヘキ守備兵ノ數ヲ雙方ノ合意ヲ以テ成ルヘク小數ニ限定スヘシ」と云ふポーツマウス講和條約第三條に依り維持すと云はる、然れども之等の條項は一九〇五年に支那の同意したるものに非ず、一九二一年三月には尙瑞春に數千の日本兵士駐屯せり (Lin yen 著日支外交史參照)

在支日本警察　一九一七年に於ける在滿洲警察署の數は盛京吉林兩省の地方官憲の報告に依れば二十七箇に達せり、鄭家屯騷擾及び琿春事件の結果として、日本は之等の地方に警察署を設置せり、一九二一年十月一日發行の Millard's Review に依れば外交總長は汕頭の交涉使より、日本領事は同地に於ける日本警察官を增加せんと活動しつゝありとの電報に接せる旨の記載あり、廈門に於ては一九一六年十二月日本警察署設置せられたり、支那政府は日本の此の不法なる行爲に對し强硬なる抗議を申込みたるも日本は今日に至る迄に警察署を撤廢するに至らず

總ての外國電氣通信機關の撤廢若くは之を支那政府に引渡す事

一、支那政府は、本會議が、支那政府の承諾なしに支那の國土上に現在する總ての電氣通信機關 (all electrical organs of communication)(無線電信局を含む) を直ちに撤廢し、若くは之を支那政府に引渡す結果を生ずるが如き處置を執られむ事を要求す

二、一九一五年四月十八日(中華民國第四年)附施行令に依り、電氣通信機關取締規則施行せられたり、本規則第一、二條は、總ての電信電話は有線なると無線なるとを問はず、電氣通信機關なる語の中に包含せらるべしと云ふ事、及び總ての電氣通信機關は國家の所有支配に屬せざる可らずと云ふ事を規定せり、從つて何人も支那政府の許可を得ずして支那の領土內に於て電氣通信機關を建設するの權利を有せず

三、次に掲ぐるは、支那の承諾なしに支那に現在せる外國無線電信裝置の表(未定稿)なり、

支那の承諾なしに支那に現在せる無線電信裝置の表
(未定稿)

日本

一、北京(日本公使館)　直隸
二、秦皇島　直隸
三、天津　直隸
四、哈爾賓　滿洲
五、滿洲里　滿洲
六、公主嶺　滿洲
七、龍井村　滿洲
八、大連(關東州租借地)　滿洲
九、濟南　山東
一〇、青島　山東
一一、渓口　蒙北

佛蘭西

一、上海(佛蘭西租界)　江蘇
二、廣州灣(租借地)　廣東
三、雲南府　雲南
四、天津　直隸

英國

一、香港(九龍租借地)
二、喀什喀爾　新疆

合衆國

一、北京(米國公使館)　直隸
二、天津　直隸
三、靖山　直隸

備考　英國は香港(Hongkong Roper)にも局を有す、又單に受信用のみに使用せらるゝ無線電信局もあり(一九二一―二二年支那年鑑五〇七頁參照)

支那の承諾なしに支那に現存せる外國有線電信の表（未定稿）

日本

北京
天津
山東鐵道沿線十四停車場
南滿鐵道沿線三十四停車場
長春、琿春、及び延吉に於ける電信電話

露西亞

東淸鐵道に沿ひ露西亞國境に於て電信線に連絡す

外國郵便局を卽時に撤廢する爲めに主張せられたる議論の全部は、同等の力を以つて之等の外國電氣通信機關の撤廢若くは之を支那政府に引渡す事に應用し得可し、支那は、書狀を支那外國間及び支那內地の重要地點間に迅速に安全に運び得る非常に有效なる郵便制度を建設したるが如く、支那は又支那內地の各地間に電線により通信を爲す完全なる電信局を設くると共に、諸外國との間の通信を爲す爲に非常に强力なる無線電信機械の裝置を爲す契約を締結せり、支那は旣に內地の各地間の無線通信の爲めに多數の力弱き無線局を有す、故に外國が支那に於て有線若くは無線の電信機械裝置を維持する事は必要なき事なり、外國無線局の活動は當然支那の無線局の仕事に屬す可き仕事をそれより奪ふ事に依り、支那の無線制度の間斷なき發展を非常に妨害するのみならず、支那の領土權及び行政權の獨立の辯護し難き侵害となるものなり、無線局を維持せる諸列强に對し、無線局は、純粹なる政治上の目的に使用せらるゝ事を除きては何等の意義

を有せざるものなり、然るに諸列強は今や支那の政治上領土上、行政上の獨立を侵害するが如き事は何事も爲さざる可しと聲明せり、故に彼等が、支那の承諾を與へざりし局の維持を止むるに至る事は期して待つ可きのみなり之等の局中には、多額の金錢の投せられしものある事は想像し得らるゝを以て、支那はそれを爲す可き法律上の義務は毫も認めざるも、之等を維持せる外國政府に對し、支那の電氣通信制度の有用なる部分と爲り得可き性質を有する局、若くは有用なる部分と爲り得可き位置に存在せる局の、相當の價格を補償するを否まず

一九二一年十一月現在の在滿洲日本警察に關する調査

滿洲に於ける日本警察の種類左の如し

一、地域に依る分類

(a)遼島半島租借地内に駐在せるもの
(b)南滿鐵道沿線及び鐵道地帶に駐在せるもの
(c)日本領事館内に設置せられ居るもの
(d)不開放地に駐在せるもの

二、所屬別

(a)關東廳の直接監督に屬するもの
(b)日本外務省の監督に屬するもの
(c)朝鮮總督府の下に屬するもの
(d)關東軍司令官の指揮に屬するもの
(e)南滿鐵道の監督に屬するもの

在滿洲日本警察官の起原　一九〇四年五月日露兩國が滿洲に於て敵對行爲を爲し居りたる際に、占領地の行政を司る爲めに、日本軍隊に依り民政署が設置せられたり、翌月に至り、遼島半島全體に對し同樣なる役所設置せられ之と共に警察部の設置を見たり、民政支署は旅順及び金州に設置せられ、之等の支署の派出所は柳樹屯、普蘭店、及び龍子窩に設置せられたり

一九〇五年以來警察署及び分署が法律及び條約を無視して南滿鐵道沿線に設置せられたり、一九一五年の日支新條約の効果として南滿鐵道に屬する警察署の派出所が掏鹿、八面城、昌圖及び鄭家屯等の不開放地に設置せられたり、加之、關東軍司令官の指揮に屬する憲兵隊及び日本警察官と同樣なる職權を行使する南滿鐵道所屬の特別警察官あり

在滿洲日本領事館には支那の他の部分に在る日本領事館に於けると同じく專屬の警察官附屬し居れり、最後に朝鮮總督の監督に屬する朝鮮警察官も亦存在す

在滿日本警察官の配置狀況(地域及び總人員別)

(A)一、關東租借地内に在る警察官

a.關東廳の警務部の警察官	二四
b.警官練習所の警察官	一三
c.旅順民政署の警察官	一四三
d.大連民政署の警察官	三四九
e.金州民政署の警察官	八三
f.普蘭店民政署の警察官	一〇〇
g.龍子窩民政署の警察官	九九

合計　八一一

二、南滿鐵道及び安奉鐵道地帶駐在關東廳警察官

	派出所	人員
a.營口警察署	五	五三
b.大石橋警察分署	一〇	一七
c.瓦房店特察分署	九	三二
d.遼陽特察署	六	三九
e.鞍山警察分署	八	五九
f.奉天警察署	一八	一〇〇
g.本溪湖特察分署	一二	四〇
h.撫順警察分署	一八	五九
i.鐵嶺警察署	五	三二
j.開原警察分署	九	四七
k.長春警察署	一三	一〇三
l.公主嶺警察分署	六	二八
m.四平街警察分署	七	二八
n.安東警察署	一六	四八
合計		六八八
累計警視以下警察官の總數		一、四九九

上掲の外尚南滿鐵道會社は五九人の巡査を、日本領事館は二六〇人の領事館警察官を、南滿安奉兩鐵道地帶なる牛莊、奉天、鐵嶺、長春、安東に於て維持し居れり

(B)一、南滿安奉兩鐵道線の日本領事館專屬の警察官

a.牛莊領事館警察部	一六
b.遼陽領事館警察部	一三
c.奉天領事館警察部	六四
d.鐵嶺領事館警察部	四七
e.長春領事館警察部	三四
f.安東領事館警察部	九〇
合計	二六〇

二、在間島地方の領事館領事館分館の專屬警察官

a.間島總領事館	二四
b.局子街領事館分館	九
c.道頭流領事館分館	七
d.百草溝派出所	六
合計	四六
累計(專屬警察官總數)	三〇六

以上掲げたる處を摘要すれば

一、關東州租借地に在る者　八一一

二、二鐵道地帶に在る者　六八八

三、鐵道地帶の領事館警察官　二六〇

四、間島地方に在る者　四六

五、南滿鐵道の任意の交通運輸(?)　五六

故に總計一、八六一人の警察官と三八一箇の警察署警察分署等を有す

鐵道附屬地以外に於て一、〇五〇人の警察官と二四七の警察署警察分署等を有す

最近の報導に依れば奉天市、Wangfeing、Holung、琿春及び間島地方に警察の增置せらるるとの噂あり、然れども其總人員等に關しては未だ知るに由なし

施全權委員は之れに說明を加へて曰く

此表に顯はれたる事實は絕えず變化しつゝある外國軍隊に關しては、絕對的に正確なりと保證する事を得ざるも、予の陳述は現狀に最も近きものなりと信ず、支那は常に個々の實在の事實に關する解決を爲さむとするよりも、一般的の原則を建設せむと欲せり、支那全權は後に至り本委員會に條約上の根據を有する在支外國軍隊の問題を提出せむと欲す、併しながら先づ條約の規定に基き支那に駐屯する軍隊より以外の軍隊は、

總て支那より撤去せらる可しとの聲明を得んと希望す郵便局の撤廢に關し用ゐられたると同樣なる理論が、一層有力に外國軍隊撤退問題に適用せらる可きを以て此希望を主張する爲めに更に詳細なる論議を爲すの用なしと信ず、希くば列强全權各位の之に關する意見を伺ひたし、尙必要なる報告材料等は要求に應じ提供すべし

ヒューズ議長は此事項に關する討議に入り差支なきや否やと質ね、彼は今支那全權の準備せる陳述の謄寫を受領せりと附加せり

埴原全權委員は支那全權の陳述は、提案せられたる決議を以て結論とせられたり、支那全權は此際それを討議する事を提案したるものなりや否や確め度しと希望せり（太平洋及極東問題委員會第八回會議錄參照）

ヒューズ議長述べて曰く

支那全權は決議案を準備せり、然れども、此決議案の審議は、此決議案は公式の書面として準備せられたるものに非ずして、只單に支那全權が草案の字句に拘泥する事なく、一般的方法に於て討議せむと希望せる事項に注意を集中する材料として準備せられたるものなる事を前提として許し度し、支那の提案には數箇の題目が結合せられ有るも、議事の進行を速ならしむる爲め各題目を分離して議題に供し度し、先第一に在支外國軍隊の問題を議題とすべし

支那全權提出の決議案に關する日本全權の陳述

埴原全權委員は外國軍隊、警察官等に關する支那の決議案に關し陳述を爲さむと希望し、次の陳述書を朗讀せり

日本全權は支那全權の提出せる決議案の主たる目的は關係列强より、列强が支那の獨立を尊重し、卽時に若くは事情の許す限り速かに、支那の提案第五項に示されたる如き、支那の行政上の行動の自由の上に存する制限、特に在支外國軍隊、警察官及び有線無線電信裝置を撤廢すべしとの約束を得むとするに在りと了解す更に支那全權は斯る制限が條約其他の契約上の根據を有する場合には、敢て行政上の權利の上に存する其制限を撤去せん事を要求するものに非ずと了解す

上述の日本全權の了解にして果して誤り無しとせば、提案せられたる決議の主たる目的は、十一月二十一日本委員會が可決したる決議第一項中に包含せられ居れり、此點は議長が既に支那の提案第一項はルート決議案中に包含せられ居れりと云ふ事を指摘せられたるに依り明瞭なる可し、從て支那の此提案は實質に於ては既に採用せられたる決議の重複なりと云ひ得可く、又斯の如き手續は單に不必要なるのみならず、現存の決議の效力を減殺する結果を生ずるに至る可しと信ず故に日本全權は支那の提出せる決議案の前半は不必要なりと信ず、更に外國軍隊、鐵道守備隊、警察署及び

有線無線電信局の撤退若くは廢止は、單に支那官憲が明示の承認を與へざりしと云ふ理由のみに依りて直に決定せらる可きものに非ずと思考す、各箇の特殊の場合に於て斯る制度の存在に對する特殊の理由あり、日本全權は日本の關する限り現狀を招徠せし各箇の特殊なる理由を鮮明するの準備を爲し居れり

日本全權は其の見解は、必ずや他列强全權の同意する處と爲る可きを想像し、又敢て玆に支那全權の提案せし決議を通過するの必要は之なきものと信ず

尙埴原全權委員は軍隊の問題が今議題となり居るものとせば、其點に關する日本の態度を陳述せんと欲すと附加せり

ヒユーズ議長曰く

予は、埴原全權委員の論評は、支那の提案は特殊の事件に適用するに非れば、無用なる繰返しに過ぎずと云ふに在りと了解す、予は既に包含せられ居る原則を評論せむとの希望を有せず、從つて第二段は之等の原則を箇々の特殊の問題に適用するに在り、而して其第一は外國軍隊の問題なり、予は支那全權の提出せる陳述書は實質に於て、彼等が口頭にて述べんと欲したる處の事を全部包含せるものなりと想像す

施全權委員曰く

此覺書は本委員會の要求に基き、各國全權に對し各問題の概念を與ふる爲に準備せられたるものなり、予は埴原全權委員に對し、簡單に、支那の提案第五項は時に when circumstances permit 時に immediately なる語を使用し居れりと雖も、現在の問題は支那全權は陳述書中に於て全力を盡して、They will be at once withdrawn なる語を用ゐ居るに依り、埴原全權委員の了解せられ居るが如く when circumstances permit の性質のものに非ずと云ふ意味を答へんと欲す、支那全權の提出せる決議案の內に橫はる原則は「ルート」決議第一項中の原則と同一なるに依り、重複せるものなりと云ふ、埴原全權の意見には同意を表するものなり、予は第一決議の後半を討議するの準備の成れる事を附加せんと欲す

今埴原全權は日本軍隊の支那に駐屯する事を正當なるものなりと主張する原因を列擧すべしと申出でられたり、支那全權は常に喜んで日本全權の意見を聽き、又埴原全權委員が提供せむと申出でられたる材料を歡迎するものなり、予は以上埴原全權委員に對し答辯したる處を以て議長の論評に對する答辯をも兼ねたる積りなり

支那に於ける外國軍隊

ヒユーズ議長は「此際記錄につき鮮明にし置かざる可らざる點あり」と稱し、先づ一九〇〇年十二月の團匪事件後列强(米、墺、佛、獨、英、日、伊、西班牙)が支那との議定書の當事國となり、各自が永久に公使館護衞兵を維持し、又兩當事國間の合意に依り、交通通信の安全を保持する爲めに

北京と海洋との間の或る地點を占領するの權利を獲得りせと云ふ事、及び西班牙を除く諸國は爾來此護衛兵を維持し來れる事を示して、簡單なる論評を爲したる後更に述べて曰く

之等の軍隊の總數は戰前には九千人に達したりしも、戰時中に自然に減員せられたり、現在殘存せるものは此議定書の條款に基き殘され居るものなり、故に予は支那の提案は一九〇〇年の議定書に基き支那に駐屯する軍隊には關係なきものと假定して可なるや否やを知らむと欲す

施全權委員はヒューズ議長の了解の正當なる事、及び支那の提案は條約の認許なしに、支那の國土上に現在せる軍隊にのみ關係し居る事、即ち何等の契約上の根據を有せざる軍隊、若くは兵舍に限定せられ居る事を述べたり

ヒューズ議長は改めて問題は次の如きものなりと宣告せり、曰く

支那全權は此際條約上の認許を得居る在支外國軍隊の問題を提出せんとするものに非ず、從て支那の提案は(一)條約の條款に基き駐屯せるものなりや否やに關し意見の相違ある場所、(二)何等の條約上の根據なくして駐屯するものなりと云ふ事に意見の一致せる場所に、駐屯せる軍隊の撤退のみに關するものなり

埴原全權委員は簡單に此問題に對する日本の態度を陳述せんと欲すとて、次の陳述書を朗讀せり

在支外國軍隊に關する日本の態度

日本全權は最も簡單に支那の各地に在る日本軍隊が其地に駐屯する理由及び狀況を說明せむと欲す、然れども其の陳述を進むるに當り、勞頭極力否認し置かざるべからざるは、日本が支那に駐兵したるは何等侵略を目的としたるに非らず、又不法に支那の主權を侵害せむとしたるに非ず、何れも相當なる理由の存するに依る事なり

(一)南滿洲鐵道及山東鐵道の沿線には、現に日本の守備隊駐屯し居れり、而して山東鐵道守備隊に對する日本の立場に就きては再三聲明したる所なれども茲に改めて聲明を爲すべし、即ち日本は支那が同鐵道の警備隊を組織し鐵道保護の任務を執る準備成りたりとの通告に接せば、直ちに同地に於ける守備隊を撤退せん事を期す、南滿洲鐵道沿線に於て軍隊の維持せらるゝ理由は、他の根據に基くものなり、即ち一九〇五年の北京條約(附加協約第二條)に依り、支那より其駐在を承認せられたるものなるのみならず、馬賊の猖獗甚しき滿洲の現狀に於ては、在留日本人を保護する爲に駐兵は絕對的に必要なり、日本軍隊の駐屯するに拘らず、之等の馬賊は屢々鐵道地帶を掠奪せむと企て、電信線の切斷其他種々の破壞行爲をなせし事一再にして止まらず、然るに日本鐵道守備隊の駐屯に依り、馬賊の張梁は有效に防止せられ鐵道地帶內及其附近に住居する

非軍人の住居と一般の安全の保障となりつゝあり、斯る守備隊の效果は鐵道地帶に於ける狀況と、鐵道を距る事遠き地方に於ける狀況とを比較する場合には一層明瞭にせられ得可し、南滿洲鐵道地帶より鐵道守備隊を撤退する事は、疑もなく該地方を馬賊の跳梁に委し滿洲の僻陬の地方に於けると同樣なる不安の狀況を實現せしむる事となるなり、斯る事情の下に於ては日本にとり、其存在が條約に依り認められ居る在滿洲鐵道守備隊を駐屯するの權利否寧ろ義務を拋棄する事は不可能事に屬す

二、一九一一年の終り支那に第一革命起り、湖北一帶は全く擾亂の禍源と化し、外國人の生命財產は危險に瀕したるに依り、英露獨諸國と同じく其居留民保護の爲めに同地方に派兵したり、之れ少數の軍隊が漢口に駐屯するに至りたる理由なり、然るに其後同地方は、數次の動亂、最近には長沙に於ける南北間の衝突、宜昌に於ける軍隊の掠奪、漢口に於ける兵士の上官抵抗事件等のありたる爲めに、遂に今尙ほ同地に於ける軍隊を引揚ぐる能はざる次第なり

之等の軍隊が永久に漢口に駐屯する事は嘗て企てられたる事なし、而て日本政府は漢口駐屯軍を全然撤退する事を得る日の速かに到來せむ事を希望して止まず、故に支那が直ちに平和を維持すべき有力なる手段を執り、又外國人に對する損害の生じたる場合、充分其責任を持つ保證あらば、日本は同地より撤兵するに吝なるものに非ず

三、北支那に外國軍隊の駐屯する事は、一九〇〇年の團匪事件に關する議定書に於て、支那政府に依り承認せられたるものなり、他の關係諸國の反對なき限り、日本は之等諸國と協調を保ち事情の許す限り速かに、之等軍隊を撤退すべし

四、東淸鐵道沿線に散在せる日本軍隊は、一九一九年浦鹽に於て締結せられたる聯合國間の協約に基き駐屯するに至りたるものなり、之等の軍隊の任務は西比利亞及南滿洲に於ける日本分遣隊間の通信の聯絡を維持するに在りたるを以て、日本軍隊の西比利亞引揚げの完了すると共に、撤退せらるゝ可きは云ふを俟たざる處なり

ヒューズ議長は、埴原全權委員が「第二條淸國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速に撤退せられむ事を切望する旨を言明したるに因り、日本國政府は淸國政府の希望に應ぜむことを欲し、若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか、或は淸露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は、日本國政府も同樣に照辦すべきことを承諾す、若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財產を淸國自ら完全に保護し得るに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし」と朗讀せる、一九〇五年の條約の追加約款第二條の後段を引用するや否やと質ねたり

埴原全權委員は肯定の旨を答へたり、然れども彼は搜さ

むと欲せし他の句の存せる事を考へたり

施全權委員は「在支日本軍隊が過去に於ても現在に於ても何等の侵略的計畫を有したるものに非ず、又之等の軍隊は結局撤退せらる可し」と云ふ埴原全權の聲明に對し滿足の意を表し、尙ほ「後に至り埴原全權より彼等の撤退せらるゝ時期に關し聞く事を得ば幸甚なり」と述べたり、施全權委員は尙語を續けて曰く

埴原全權の陳述は十分に了解し得ざりしを以て、詳細に之に答辯する事は此際之を避け、後日機會を見て埴原全權に答ふる處あらんと欲するに依り、豫め委員會の許容を乞ひ度し

ヒューズ議長は支那全權の希望せる機會を與ふる爲めに在支外國軍隊に關する討議は之を延期したき事、及び治外法權に關する委員會の準備せる報告を未だ受領せざるに依り、同委員會議長ロッヂ氏の出席を求め度き事を提議せり

治外法權に關する決議

ロッヂ全權は「支那に於ける治外法權及び司法運用に關する決議を起案する爲めに選任せられたる小委員會は次の決議案を提出す」と述べたり、卽ち

支那に於ける司法運用及び治外法權の實況を調査し報告を爲す爲めに委員會を設く可しとの決議

軍備制限會議に於ける太平洋及極東問題の討議に參加したる諸國、卽ち亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國

の各代表者は英支間一九〇二年九月五日の條約、米支間一九〇三年十月八日の條約、並日支間一九〇三年十月八日の條約に於て、當該國は支那國政府が其の司法制度を改正し、之を西洋諸國の同制度に適合せしむる事に付表示したる希望を同國政府に於て達成することに對し、一切の援助を與ふべき事を約定し、且「支那國法律の狀態其の施行の設備及其の他の要件にして、當該國が滿足するときは其の治外法權を撤去するに躊躇せざる」べき事を聲明したるの事實を了承したるに因り、右に關して一九二一年十一月十六日支那國委員の表示したる、「支那國の政治上、司法上及行政上の自由行動に對する現存の制限は卽時に又は事情の許す限り速に撤廢せらるべきものなり」との趣旨の願望を成就せしむるに付、同情を有するに因り、右目的に適應すべき措置に關し、如何なる決定を爲すに就ても、支那國の法律、司法制度及司法運用手續に關する複雜なる實狀の確認及理解を前提とすべく、右實狀は本會議に於て之を決定するに由なきことを考慮し、茲に左の如く決議せり

前記各國政府は委員會（各一名の委員を任命す）を組織し、支那國に於ける治外法權制度の實施の現狀、支那國の法律司法制度及司法運用手續を調査せしめ、依て以て右事項に關する委員會の事實調査書、並支那國に於ける司法運用の現狀を改善する爲、及治外法權に關する各自の權利を漸次に、又は其の他の方法に依り撤

去することに付、各國を首肯せしむべき立法上、司法上の改正を實行せむとする、支那國政府の努力を援助促進する爲、適當と思惟する手段に關する勸告を前記各國政府に報告せしむること

前記委員會は今後前記各國政府間に協定せらるべき細目取極に基き、會議終了後三箇月内に組織せらるべく且該委員會は第一回會議後一箇年内に、其の報告及勸告を提出すべき事を命せらるゝこと

前記各國は前記委員會の勸告の全部、又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有すべし、但し如何なる場合に於ても右各國は右勸告の全部又は一部の受諾を以て支那國より政治上たると經濟上たるとを問はず、何等かの特殊利權、特典、利益又は免除を直接間接に許與せしむるの條件となすを得ざること

附帶決議第一

非署名國にして條約に依り、支那國に於て治外法權を有するものは、本會議終了後三箇月内に書面に依る加入通告を、合衆國政府に寄託して、支那に於ける治外法權及司法運用に關する決議に加入する事を得、右通告は合衆國政府より各署名國に通知せらるべし

附帶決議第二

支那國は同國に於ける治外法權及司法運用の調査及報告に當る委員會の設置に關する決議を了承したるに因り、支那國に於ける治外法權の廢止を期せむとする、同國政府の願望に關する、前記各國の同情ある意嚮に滿足の意を表し、且前記委員會の委員として出席するの權利を有する、一名の代表者を任命するの意あることを聲明す、最も支那國は該委員會の勸告の全部、又は一部を受諾し又は拒絶するの自由を有するものとす、支那國は又該委員會の事業に協力し、其の任務を滿足に完了せしめむが爲め、有らゆる便宜を之に供與せむとす

ロッヂ全權は明かに附帶決議第一は本會議に代表者を出し居らざるも、條約に依り治外法權の權利を有する諸國をして加入せしむるの機會を與ふる爲めに、企てられたるものにして、附帶決議第二は單に支那の承諾を意味せるものなる事を解說せり

ヒューズ議長は各國全權は此決議案を採擇する事に異論なしやと質ね、各國全權の點呼を行ひしに何等の異議を發見せず、三箇の決議は滿場一致を以て採擇せられたり

在支外國警察官

ヒューズ議長は次の議題は在支外國警察官に關する問題なりと宣告せり

施全權委員は、日本全權に對し、他の場合に於けると同じく、支那全權の提出せる覺書中に陳述せられ居るが如き此問題に關する支那の論旨の正當なる事に同意せられたしと希望せり

日本の答辯書

埴原全權委員は次の答辯書を朗讀せり

滿洲及び支那の條約港に日本警察官を存置する事に關する日本の陳述

支那に於ける日本の領事警察權に就ては二點より考察するを要す

一、領事警察は支那又は他の外國人に對し絶對に干渉する事なく、其職權は嚴重に日本臣民の保護監督に限定せらる

二、日本警察の最も重要なる任務は、第一に日本人の犯罪を防止し、第二に日本人犯罪の場合に右犯人を搜査處罰する事なり

日支兩國は地理的に接近せる爲め、日本不逞の徒が支那に於て不法の行爲を爲すことを免れず、此場合若し右不逞の徒が犯罪の現場に於て、支那警察官に逮捕せらるれば之を處罰する事は、敢て困難なる事に非ず、右犯人は速に審問處罰の爲め日本官憲に引渡さるべし然るに之に反し犯罪人が一度犯罪の現場より逃走したる場合は、何人が犯罪を爲せるか、其原因及事情を發見するは概ね困難なり、殊に支那官憲は治外法權を有する外國人の家宅搜索を爲し、又は適當なる證言を得るの權限なきが爲め、一層困難なる事情を惹起するに至らむ故に日本警察と充分なる協力を爲すに非れば、之等の犯罪人は審問處罰を免るゝに至るべし

此傾向は滿洲に於て殊に明白なる所なりとす、現に同地方には十數萬の日本人居住し居れるが、日本警察官の駐在せる地方と然らざる地方とを比較すれば、前者に於て日本人犯罪件數は遙かに少きを知るべし、不法の分子は絶えず日本警察の監督の及ばざる地方に移動する傾向あり

加之此等理論的方面を離れて見るも、支那內地に日本警察を存在せしむることは、日本の在支居留民間の犯罪を防止する爲め、實際上甚だ價値ある所なり、而かも右は支那人其他の外國人に對しては何等干渉するものに非ず、故に日本警察は目下支那警察が與へ得ざる保護を支那に供し居れるものと云ふ可し

日本全權は支那殊に滿洲に於ける實情を指摘し得るも此場合細目に入る必要なきを以て之を省略すべし

軍隊及警察に關する施全權委員の答辯

施全權委員は陳述して曰く

予は研究の猶豫を與へらるゝに非れば詳細に亘り答辯する事能はず、然れども之等の兩事項は共に支那の主權及獨立の重大なる侵害なる事、及一國が他國の領土に殊に後者の抗議あるに拘らず、軍隊及警察官を存置する事を許容せる國際公法上の規則の存在せざる事を指摘せむと欲す、日本警察制度の效果に對し敬意を表し、埴原全權が事情を說明せられし事を多とすると共に、遽に日本警察官の駐在を正當なるものなりと肯定する事を得ず、日本は日本の犯罪人を根本に於て防止

し、支那に波來する事を豫防するの方途を講ぜられむ事を希望す、終りに臨み更に研究の上答辯するの權利を留保すると共に、支那國民は之等の軍隊及警察官の存在に對し懸念なき能はざるものなる事を告白す

在支外國無線有線電信裝置

ヒューズ議長は支那の覺書の次の問題卽ち在支外國無線有線電信裝置の問題を議題とすべしと提議し述べて曰く

覺書は二の問題卽ち支那の許諾なしに支那に設置せられたる無線電信局に關する問題と、支那政府に依り許可せられざる電信局に關する問題を包含す、予は之等の電信局中には既に引用せられたる、一九〇〇年の團匪事件の議定書に基き軍隊の營舍と關聯し、又公海との通信を爲す爲めに維持せられ居るものも有る事を了解す、然れど之等は勿論商業上の目的に使用せらる可きものに非ずして只公用にのみ使用せらる可きものなり、予の知れる限り、合衆國は軍隊の駐屯せる場所、及び公海との通信を爲すに必要なる場所を除きては支那に無線電信局を有せず、前に上海に在りたる受信局は既に解裝せられたり、以上述べたる事に關し疑問の點あらば喜んで質問に應ず可し

バルフォーア全權委員は、英國が支那に於て有する唯一の無線電信局は、土耳其斯坦の喀什噶爾に在り、大戰中にボルシエビストに關する報導を受くる爲めに建設せられたるものなりと述べたり

ヒューズ議長は尙意見を述ぶる者ありや否やを質ねたるに、ヴイヴイアニ全權委員は、如何なる局が本議題に關係あるやに關し、十分なる調査を遂げ居らざるに付き、本議題は次回の會議迄延期せられん事を希望する旨陳述せり、ヴイヴイアニ全權は續いて述べて曰く

予は支那の論旨が書面に作製せられし事により大なる時間の節約を爲し得たる事を認む、予は支那全權に對し之等の問題の討議が繼續せられ、租借地の問題が考慮せらる可き豫定の次回開會日にも、同樣の方法を執られん事を希望す

と、施全權委員は之に對し其全力を盡す可き旨を答へ、尙ほ日本全權に異存なくば彼は租借地の問題を他日に延期し次回の會議日には勢力範圍及び特殊利益に關する陳述を提出せむと欲すと述べたり

會議は十一月三十日水曜日午前十一時に延會せられたり

第十回會議

十一月三十日午前十一時開會

電信裝置問題

日本全權は十一月二十九日の會議に於て爲したる陳述の謄寫を配布せり

埴原全權委員は其他の謄寫も速に各全權に配布すべしと述べたり

ヒューズ議長は議事の進行を計る爲めに、支那全權に對

し既に着手せられたる問題に付き論議を進むるの準備は成れりや否やを尋ねたり

施全權委員は未だ書類を研究するの機會を有せざりしに依り、次回迄延期を乞はざる可らずと述べ、又埴原全權に對し、埴原全權が支那の陳述に表はれたる軍隊、兵舍其他の表に對し爲されざる可らずと申立てたる正誤を提出せむ事を要求せり

埴原全權委員は之等の正誤は次回の會議に配布す可しと答へたり

ヒユーズ議長は支那全權の此問題を延期したしとの要求を認めたり

ヴイヴイアニ全權委員曰く

支那全權は前回に委員會の議題と爲り居りたりと認めらるゝ無線電信の問題に關し、討議を繼續せんと欲するや否や、議題の絶えず變更せらるゝ事は、合理的の討論を不可能ならしむるものなり、將來に於ては委員會は議題となる事項は、豫め書面を以て定め置く事、及び會議事項は一層嚴守せられざる可らざる事を提議す

施全權委員曰く

支那全權は電信問題を討議するの準備を爲し居れり、予は昨日日本全權の爲したる陳述中に、日本全權が有線及び無線電信裝置に關し論及したる事を記憶せず、只今配布せられたる答辯書の末尾に此問題の包含せられある事を發見するものなり

ヒユーズ議長曰く

順序なしに議事を進行する事の困難なる事は同感なり然れども豫定の順序を固守し過ぐる事は不可能なりと考ふ、予は委員會の希望に依りては延會するも可なりと認む、然れども支那が前回の會議に着手せられたる問題の討議を繼續し得ざる理由は、引續き日本の陳述が爲されたるが爲めなる事明白なり、委員會は延會するか他の關係せる事項を議題とするかの何れかを選ばざる可らず、討議を進捗せしむる事のみが議長の衷心希望する處なり

施全權委員曰く

予の前にある書類を一覽する爲めに、假すに數分間の時を以てせられなば討議を再開する事を得可し、日支兩國は既に意見を陳述せり、他の諸國も意見を述べられむ事を希望す

ヒユーズ議長は支那全權の希望を容れ十分間休憩する事とし度しと提議せり

施全權委員は無線電信問題を討議する準備が出來たりと述べたり

議長は議事を進行する旨宣告せり

施全權委員は陳べて曰く

一九〇一年の議定書の條文に基き、公使館に建設せられたる無線電信裝置と、他の條約若くは讓與に依らざるものとの間に區別を設けざる可らず、公使館の無線裝置に關しては支那全權は其撤廢を要求するものに非

す、只二の條件、卽ち第一之等の無線裝置は公用のみに使用せられ商業上の用途に使用せられざる事、第二公使館の無線裝置の波長が、支那無線電信局の波長と混亂する事を避くる爲めに、協定を遂ぐる事と云ふ、二條件の下に其等の存置に同意す

ヒユーズ議長は述べて曰く

施全權委員の述べられたる希望は公使館內に在る無線局は商業上の目的に使用す可からずと云ふ事なりと了解して可なるや、果して然りとせば此點に關しては合衆國は同意を表す、波長の問題は各國公使館間に於て合意を要する事項なり、此問題を解決する爲めに努力せらるゝ事は合衆國の愉快とする處なり

更にヒユーズ議長は陳述を續けて曰く

然れども後者は問題の一層廣き局面を生ず、會議事項中には太平洋に於ける電信問題もあり、之は極めて重要なる問題なるも未だ討議せらるゝに至らず、多分本事項は極めて專門的の事に屬し、少數の人に依りてのみ了解し得らる可きものにして全部を議定する事は困難なる可し、エーテルの問題は現今世界の大問題なり合衆國政府は斯る問題は輕視す可からざるものなる事を考へ之を會議事項中に加へたり、利用し得らる可き波長に制限あるを以て、電力に依る通信は非常に重要なるものなり、各國全權に依り此問題の討論の方法が準備せらるゝ事は、大に希望する處なりと雖も、十分なる準備を整ふる事が實明なりと考へられたると、餘り多數の重要なる問題を提出する事を避くるを可とすと認められたるとにより未だ着手せられず、只今議題となれる現實の問題に立歸り、委員會は一九〇一年の議定書に基き設置せられたる公使館の無線電信局は商業上の目的には使用せざる可しと云ふ事に異議なきやヴイヴイアニ全權委員は陳述して曰く

支那全權の陳述に依り支那は現存の佛蘭西無線局の撤廢を要求するものに非る事を知れり、支那は二箇の要求を公式に發表せり、卽ち支那は公用通信と商用通信との間に區別を設く可き事、及び波長の問題は相互の合意により整理せらるべき事を要求せり、ヒユーズ議長の言の如く此問題は一層一般的の性質のものなり、在支無線局の問題は各國間の合意を得るに至る可しと考ふ、佛蘭西の關係する限り佛蘭西は此計畫の實現に對し最善の援助をなす可し

支那全權の要求が或る微妙なる問題を包含せる事は看過す可らず、予は支那に於て鞏固なる政府が再建せられざる限り、此方向につき如何なる事を爲すの可能性ありやと疑はざるを得ず、列强が或る局を商業用の通信の發信に使用せざる事に一致する曉には、之等の通信は他の手段に依り發信せらる可しと云ふ保證を得ざる可らず、果して如何なる保證を得らる可きや、波長の整理に關しては支那が技術上若くは財政上の計畫を立てたるや否やを知るの必要あり、之等の問題は特別の合意によるよりも、寧ろ一般的の協約に依り解決せら

れざる可らず、予は今日は此範圍に於ては其力が競爭に代るべきの時期なりと信ず、予は特に此問題に關しヒユーズ議長の爲されたる陳述に敬意を表し贊成を表するものなり、佛蘭西全權は議長の指示せらるゝ方法に從ひ全力を盡す可き事を斷言す

バルフォーア氏は立ちて「英國政府は偶然にも支那に無線電信局を有せざるに依り、無線電信の問題には直接の利害關係を有せず」と冒頭し種々述ぶる處ありたるも之を要するに

一、英國政府は在北京公使館無線電信裝置の使用に關する支那の要求に關係を有せず、併しながら常に同情を以て支那の要求を見又好意を以て施全權の陳述を聞きたり

二、英國全權は支那國土内に於て使用せらるゝ波長に關する地方的專門的の問題に關し、或取極めのなさるる事を希望す

三、英國全權は此目的の準備を爲し居らずと云ふ理由と、會議の負擔を過重ならしむるの虞ありとの理由と、關係ある國家の多數が玆に代表せられ居らずとの理由とに依り、「無線」の世界の局面を包含するが如く會議の事項の範圍を擴張せんとする提案に對しては、或る懸念なき能はず

と云ふにあり

ヒユーズ議長曰く

非常に專門的なる事項に關しては、十分なる注意を拂ひて着手するを要すと云ふ、バルフォーア氏の見解に對しては同意を表す、予はそれは十分に處理し得らるる可しと確信するものに非ざると共に、これ以上會議の負擔を增加す可からずと云ふ事を深く感ずる者なり、然れども太平洋に於ける將來の國際關係に對し、斯る重要なる事項は着手するの方途だにあらば、看過せらるる可きに非ずと信ず、之は既に專門家の間の問題となりたるのみならず政府も亦考慮したる問題なり、予は遠からず他の事項と同程度に考慮せらるゝ機會のある事を信ずるものなり

ヒユーズ議長はそれより次の事項に關する委員會の意見如何と云ふ事を尋ねたり

一、一九〇一年の議定書の條項に基き公使館警備隊に關聯して維持せられ居る無線局は、商業上の目的に使用せらるる可きか將た使用せられざる可きか

二、波長に關する合意が之等の裝置を有する諸國政府間に於て遂げらるる可しと云ふ事が、委員會の意見なりや否や

ヒユーズ議長は此問題を議題にすと宣告せり

埴原全權委員曰く

日本の關係せる限り日本は第一案卽ち日本公使館の無線電信を商業用の目的に使用す可らずと云ふ提案に同意するに吝ならず、支那の商事會社の事業を中止するに至るの事情が生ずとも限らずと云ふ、ヴイヴイアニ

一、全權の疑懼せられたる點に關しては、日本全權は通信杜絶の場合には、日本公使館無線は北京と公海との間の公用以外の通信にも公開せられ得ると云ふ了解を得置く事を緊要なりと思惟す、然れども之は必要不得止場合と稱せられ得可し、無線問題の專門的方面を考究する爲めに、委員會を組織せむと云ふ第二案に關しては、日本は何等の反對を爲すものに非ず

ヒューズ議長は無線裝置を有するは合衆國、佛蘭西、日本のみなりと了解して可なるやと尋ねたり

施全權委員は之に對し、其他尙伊太利公使館に小規模の受信局ありと答へたり

シャンゼル全權委員は在北京支那公使館に小受信局の存在する事は事實なるも、他の裝置に對すると同樣なる制度の適用を受くる事、卽ち伊太利無線局が公用通信にのみ使用せらる可しと云ふ事に對しては、伊太利全權は何等の反對を爲すものに非ず

ヴイヴイアニ全權曰く

予は佛蘭西全權の意見を明確に述べんと欲す、從て何等の意味の曖昧なる事を許さゞる可し

各種の佛國無線裝置の間に存する相違を說明する事は機密の事項に屬す、天津には駐屯軍の兵舍あり、之に關する限りは、佛國全權は此局が商業用の目的に使用せらるゝ事を敢て希望するものに非ず、他の局は之に比し公的の性質を帶ぶる事少し、又其設立せられたる經路も亦區々にして其の用途も同一ならず、但し之等は一九〇一年の議定書の結果として設立せられたるものに非ず、然れども如斯問題は專門委員會以外のものにより討議せらるゝは不可能なりと考へらる、此問題は一部分租借地及利權の問題と錯綜せる極めて微妙なる問題となりたり、他方に於ては或る局の撤廢に着手する以前に、之に代るものを建設する計畫ありや否やを知るの要あり、單に撤廢するに止まり、何物も之に代る可きものゝ完成せらるゝに非れば、非常に重要なる商業上の利益が侵害せられ、進步が阻止せらるゝに至る可し、專門家の委員會のみが斯る混亂せる問題を詳細に解決するの途を研究する事を得可し

ヒューズ議長曰く

總ての全權が各爲さむと欲する論評及陳述を終り、又此事項に關し、合同の聲明を作成する事を得るならば其起草は其任務に關し餘り制限を加へられざる起案委員に附託する事としては如何、原則に關する事項は少數の人々の間に於て討議する方便宜なる可く、今茲に委員會に於て決定す可き問題は左の三點なり

一、此問題を起案委員の討議に附す可きや、若くは

二、特別の委員會に附議す可きや

三、問題の討議を此委員會に於て繼續す可きや

埴原全權委員は無線裝置に關する支那の陳述に關し二三の正誤を爲さむとて、立ちて述べて曰く

哈爾賓に於ける無線電信は日本の管理に屬せず

第五點に關しては日本は滿洲に於て無線裝置を有せず

第七點に關しては龍井村に於ける設備は撤回せられたり

予は支那全權が以上予の述べたる處を確認せむことを要求す

施全權委員は陳述して曰く

支那全權の爲めに各國全權の述べられたる意見並に支那の希望に對する同情に對し多大なる滿足を感ず、支那全權が一九〇一年の北京議定書に基き許容せられたる無線局の撤廢を要求したる事なきは明白なり、吾人は唯吾人の要求を條約若くは讓與に基かざるもののみに制限せむと欲す、波長の問題に關しては吾人は之を此際議せむとの意思を有するものに非ず、それは國際協約に依りてのみ決定せらる可きものなり、支那の局は一層強力にして、又如何なる方法に於ても影響を受くる事を欲せざるに依り、前に爲したる陳述中に於て其點に論及せしなり、各國全權の希望は此問題に關する協約を作らむとするに在る事を看取せり

支那の無線局が作業を中止する場合には、公使館の無線局は純粹の公用以外の目的にも使用し得可しと云ふ意味の日本全權の意見に關しては、支那全權は斯る使用は單に一時的のものにして、支那交通部が支那の電信の活動が復舊したる旨を、日本公使館に通告するや否や、中止せらる可きものなりとの條件の下に此意見に同意す

支那が或無線局の存置を認めたりと云ふ意義のヴイヴイアニ氏の論評に關しては、そは勿論一九〇一年の北京議定書に基き許されたる局を意味するものなり、予は佛蘭西全權が支那が無線局を設置したる場所に在る佛國無線局を喜んで撤廢す可しと云ふ事を知り大に滿足せり、然れども支那無線局の存在せざる土地に於ける無線局に關しては、支那全權はそれ等の土地に於ける商人より近世式の通信方法の便宜を剝奪する事を欲するものに非るを以て、それ等を直ちに撤廢する事は敢て強制せざる可し

予は此機會を利用し、委員會に對し、支那無線局の既に設置せられたるは、北京、上海、吳淞、廣東、福州、武昌、カシガル、ウルガ、重慶にして此他尙北京及上海に於ける完成に近き、極めて強力なる裝置とも六個所に設置せられつゝある事を告げんと欲す

ヴイヴイアニ全權委員曰く

予は支那全權により或は誤解せられん事を虞る、原因は多分予に存す可し、佛國は支那全權の希望せる意味に於て出來得る限りの事を爲さむと欲す、然れども支那政府との交涉を一般の問題より分離する事は想像し得ず、今委員會の懸案となれるは議長の發議せる單一の問題、卽ち何人に此問題を附託す可きかの問題なり、何人が此問題を決定す可きか、それは起案委員に附託せむとの議も出でたるも決定の根據となすべき材料の不足せるために之は不可能の事なり、調和を缺くはそれが專門的の問題なるの事實より生ず、商業上の目的

に使用する事を禁止する事に意見一致せば、如何にしてその代りとなる物を造るか、如何なるものがその代りとなるかと云ふ事を決定せざる可らず、私人の利益は閑却する事を得ず

又本委員會は波長の問題を決定するの資格なし、予が此問題は專門家の處理す可き問題なりと云ふとも、玆に出席せられ居る法律家若くは外交家を侮辱する事とはならざる可し、起案委員は如何なるものなりや、それは專門家の準備したる材料に基きて始めてその大なる聰明知識を用ゐ得る最高の委員ならざる可らず、解決は簡單なるが如く思はる、二點に於て一致を缺けるに依り、又起案委員を必要とせざるに依り、予は專門委員會の設置を提案せんと欲す

ヒューズ議長曰く

各全權により述べられたる處は結局に於て同一の事なりと思料せらる、波長の問題に關しては關係公使館の間に於て合意の遂げらるゝ事が必要なりと云ふ事及彼等は專門家の助言を求むべきものなりと云ふ事を豫想したり、公使館間ノ合意に關する意見は幸にして各全權の快諾を得たり、只全權の爲す可きは適當なる決議を作成する事なり

精細に過ぐると思はるゝ分析を以て、公使館の無線局を商業用に使用する問題は解決を見たるが如く思はる、予は提議せられたる例外に關する表明のなさる可き事を想像す、併しながら今や如何にして委員會の聲明を組織的に陳述すべきやに關する意見が徹せられ居れり、一層大なる問題に就ては專門家に諮問せらるべし

完成せられたるものを要約する事を希望す、予は此意見を考慮して起案委員說を提議したり、然るに一の特別委員會の希望あり、何等の反對あるなし

更にヒューズ議長は佛國全權は是非とも專門家の特別委員會を主張するや否やと尋ねたり

ヴィヴィアニ全權委員は之に對し、肯定的の答へをなし、尙陳述して曰く

予は誤解されたる樣に思はるゝ予の最初の陳述を說明せむと欲す、予は佛國は商業用無線局の拋棄若くは買收の許容を準備し居れりとは嘗て陳べざりき、予は問題を討議する準備の爲れる事、但し此問題を協定せらる可き一般の協約の問題と分離する事を欲せずと云ひたり

バルフォーア全權委員曰く

如何なる種類の專門家が此事項に對し要求せらるゝやに關し明確なる意見を形づくるは困難なりと考ふ、支那の一般事情に精通せる人々なる事を要するか、將支那に於ける無線電信の使用に精通せる人々なるを要するか、彼等は現存の局に代るべき支那の能力を不問に附す可きか、或は波長の問題及各局間の利害關係の技術上の補正の問題を考ふる知識ある技術上の專門家なる事を要するか、予は此事項が起案委員に附託せらる

可しと云ふ原案に關し一言述べんと欲す、予はヴイヴイアニ氏の所謂嚴格に云へば、問題は單なる起案の問題に非ざるも、起案委員は其顏觸れを見れば本會議の極めて主要なる議員を以て構成せられ居れりと云ふ意見に同意を表するものなり、斯の如き委員の權限が狹義の推定を受くる事は考へられざる事なり、それは勿論決議を爲す――此委員會（コンフェレンス）に附與せられたる權能なり――權能を有せざる可し、然れども起案委員を構成する者は本會議の最有力議員なるの事實に鑑み、明白なる目的は尙ほ未だ混沌たる思想に一定の形成を與へ、それ等を正確なる提議と爲す事に努力するにありしと信じ居りたり、若し起案委員が不合意の點に反對する事とならば、彼等は之等の點に於ける合意は發見し得られずと云ふ事を、全權の委員會に報告し彼等を拋棄する事を得可し、併し乍ら彼等は精密なる形式に於て合意が遂げられたる點を發表する事を得たり

それよりバルフォーア全權委員は、結論として(一)彼の見る處を以てすれば、必要とせらるゝ專門家の種類は明瞭に了解し得られざる事、(二)彼は原案が最上のものに非ずとは得心する事を得ずと云ふ事を述べたり

米國全權アンダーウッド氏は論評して曰く

問題は多分此會（コンフェレンス）議の目的の範圍外に出づる事となるべし、之は種々の點に於て遺憾に思はるゝ事なり、予は茲に代表者を出し居る政府は何れも支那の主權と衝突して無線局を維持せんと欲するものには非る可しと假定す、それは決定及び補正に對する第一の事項なり、他面に於ては波長の問題は通常の委員會にとりては處理する事の困難なる問題なり、而て之等の問題が水中空中及び陸上に於ける使用に適する波長に關する場合には、無線電信の全問題は最も困難にして微妙なる問題となる、波長を獨占せむと企つる事に於て、海洋自由の侵害より生ずる、現今人の熟知せる問題と比較すべき權利の侵害があり得可し、斯る問題は將來廣き前途あるものなり、併しながら此會議が只今議題となり居る支那の事項に關する場合を除き、斯の如き問題を研究する事を得るや否やに關しては疑なき能はず、予は議長に對し、委員會に提出せられたる問題は、總て之を考究するの準備は爲し居れども、問題を擴張する準備は爲し居らずと云ふ事を確言すべし、若し專門家が招致せらるゝならば、此會（コンフェレンス）議も亦明年同時に開會せられざる可らず

ヒューズ議長曰く

出席者は總て無線電信及び波長の問題は實際必要なる點以上に論議する事を避け度しと主張し居るものゝ如し、予はアンダーウッド氏の單に此の事項の重要なるを認むるに止まる事が最も可なりと云ふ所說に同意す予は現在波長の問題を考究する事を止め、單に各國政府は此點に關し或る合意を有せざる可らずと云ふ委員會の意思を表明するが委員會の眞意なりと信ず、之は直ちに他の異る問題を生ず可し、予は專門家に關する

バルフォーア氏の意見に同意す、予は起案委員はバルフォーア氏の述べられたるが如きものならざる可らざる事、及其任務は之亦バルフォーア氏の意見の如きものを包含したるものならざる可らざる事を信す、議長は此起案委員が討議せられたる問題の分類を企つる事及び專門家の範圍に關し建策する事は當を得たるものなりと思料す

と、終りに臨み議長は何か他に議題とする提案は之なきや否やと尋ねたり

ヴィヴィアニ全權委員は議長の意見に贊成すと述べたり

ヒューズ議長曰く

起案委員は、其決定中に、彼等が如何なる問題に關しても適當なりと認むる委員會の設置を提議するの權能を有して、在支無線局に關する彼等の推奬を報告することゝし度し、又日本全權の陳述書は議事錄に揭載する事とすべし、又予は將來は各國全權が廻附せる陳述書は總て議事錄中に揭載する事を欲す

山東問題

加藤全權曰く

予は此機を利用し委員會に對し、ヒューズ並にバルフォーア氏の深切なる斡旋に依り、爲す事を行たる局面の展開に關し聲明する處あらんとす、兩氏の厚意深き提議及び準備に依り、明日午後、日支全權の間に、山東問題に關する交涉を續行する爲に、特別なる會議が行はるゝ事となりたり、前に施全權に依り爲されたる陳述に依り、予は支那全權が會議事務に忙殺せられ居らるゝものと推察す、吾人日本全權も亦同樣なる狀況にあり、午前、午後の兩會議に對する必要なる準備を爲す事は困難に屬す、此事情に鑑み予は委員會は、次の金曜日迄延期せられ度き旨を提議す、予は支那全權も予の提議に同意せらる可き事を希望す

ヒューズ議長は日支全權が山東問題の解決を目的とする相互間の交涉の開始を慫慂するは、彼及びバルフォーア氏の最も欣幸とする處なりと述べ、更に加藤男爵が此の如き陳述を爲したる事を欣び、幸福なる成果及滿足なる結論の速に結果せん事を希望せり

施全權委員は之に對し左の陳述書を朗讀せり

支那政府及國民は徒に會議の負擔を增加し、又は此問題に利害關係ある全權を當惑せしめんとの希望を以てには非ずして、只公平にして正義なる解決を得ん事を希望するの餘り、此重大問題を本會議（コンフェレンス）の議題として提出し得る事を常に希望せり、支那全權は中日全權の會議を開かれん事を誘引したる事も亦要求したる事もなかりき、併しながら支那全權は中日兩國に對し、同樣に友誼厚き二大强國を代表せるフューズ氏並にバルフォーア氏が、厚意ある斡旋を爲すに當り、表はされたる友誼深き同情及び趣旨を尊重し、支那全權は勿論速に公平にして正義なる決定が爲され、會議に報告せらる可き事を希望し、公平にして正義なる決定に對する

會員が遂げ得ざる不幸なる場合に於ける他の解決方法を求むるの自由を留保して、此深切なる申込を承諾する事を欣快とす

提議は贊成せられ、從て次回の會議は十二月二日金曜日に延會せられたり

寄贈書目錄

月報	大阪商業會議所	一八六號
月報	營口商業會議所	二六號
月報	小樽商業會議所	一六七號
月報	名古屋商業會議所	一八三號
Year Book	丸善株式會社	一二六號 一二七號
調査資料	滿鐵會社	九號
憲政	憲政會本部	六號
青島ノ商況	青島守備軍民政部	
白話	北京白話社	
近代歐支關係ノ研究	南滿洲鐵道會社	一七號
The Herald of Asia	Herald社	自一六號 至九號
奉公	其會	二三八號
政友	立憲政友會本部	二六八號
通商公報	外務省通商局	自九九九號 至一〇〇六號
實用新案公報	特許局	自八六七號 至八八〇號
特許公報	特許局	自五九五號 至六〇三號
商標公報	特許局	自六〇九號 至六一一號
越竹早報	名古屋商業會議所	

講演

歐米視察談（下）

井上雅二

次は土耳古であります。土耳古は平和條約には調印をしたのでありますが、不幸にして國民が反對を致しました爲に批准をする事が出來ず、今日は大動亂になつて居ります、土耳古は御承知の通り過去五百年來歐羅巴の脅威でありまして、マホメット一世が千四百五十三年に始めて君府を占領して、其所のエヂヤ・ソフイアの寺の上に從來十字架が懸かつて居つたの撤去して、土耳古の星月の旗を立てゝから四百七十年になります。此四百七十年の間に於ける歐羅巴對土耳古の關係は、一貫して何處までも土耳古を歐羅巴以外に驅逐すると云ふことであつた。千八百二十九年に希臘が獨立戰爭を起してから、羅馬尼が獨立し、セルビヤ、勃牙利、モンテネグロ等が獨立し高加索地方は露國に取られた、斯くして過去百年の間に於て、土耳古は自己の領土をだんだんに失つて、歐土に於ては僅かにマセドニヤ、トラース方面だけが殘つて居つた。所がウイルソン十四箇條にもあります通り、土耳古人は宜しく歐羅巴を撤退すべしと云ふことが今日現實に起つた。最も憐れな目に遇つたのは土耳

古でありまして、希臘やユゴー・スラビヤはマセドニヤ、トラース方面を全部取つて殘つて居るのは君府と其附近二千平方キロメートルのみで、此二千平方キロメートルも英、佛、伊國軍が占領して居る、さうして勝手にして居る、サルタンは君府に居るけれども、三國軍の言ふなりになつて居る、捕虜の形になつて居るのであります、又亞細亞土耳古方面に於きましては、スミルナは主權だけ土耳古に殘つて居るが、是は希臘に讓つた、アルメニヤは獨立する、シリヤは佛蘭西の委任統治、パレスタイン、メソポタミヤは英吉利の委任統治、ヘヂヤは王國にする、アッエルバイジヤンは獨立する、と云ふ譯で、實際セーヴル條約の結果から見ると、亞細亞に於ける土耳古は四分五裂して、アンゴラを中心とするアナトリヤ方面だけが殘つたのであります、セーヴル條約を結ぶに就ては國民が反對して同意をしなかつた、其爲に英吉利の方ではマルタ島に有力なる反對の國會議員を放逐した。さうしてケマルはサルタンを強要して、サルタンの任命したデレゲートの調印したるセーヴル條約に反對したから討伐すべしと云ふ、又希臘も條約の關係上之に應援することになつてサルタンの土耳古軍と希臘軍と聯合してケマルに向つた、初は希臘が勝つたが、ケマルの方の準備が成ると直に進出した、そうして約十二萬の兵が兩々アフキユン、カラヒサルの線に於て對峙して居たが、どうも勝敗が現れない、却つて旗色が希臘の方が惡いことが分つたので、昨年三月倫敦に於て最高會議を召集し、次いで本年四月になつて巴里に於て最高會議を開いた、此時は希臘の方が餘程讓つたけれども、土耳古が之に應じませぬので、又會議が破裂に終つて、私の參りました六月時分には矢張り戰爭狀態を續けて居つた、アドリヤノープルに入ると東トラース地方――希臘領になつ居りますが――キロメートル毎に鐵道沿線に兵隊が拔劍で護衞をして居る、橋梁のある所には二十人、三十人の兵が居る、此邊はズーツと希臘が占領して居る、卽ち舊土耳古領のトラース方面は戰爭狀態であつたのであります、私は土耳古では、每金曜のセラムリックのお祭の時に、サルタン其他の人にお目に掛りましたが、內田定槌君に伴はれて、青年土耳古黨の記念碑に謁し其所に墓があるので、內田君に訊きましたが分らぬと言ふ、其邊の人に訊くと、それは青年土耳古黨の首領であつたシフケット・パシヤの墓であると云ふことであつた。此シフケット・パシヤは千九百八年エンヴエルベーやニカヂベーと一緒に君府を攻めて、當時の國王アブヅルハミツトを退位させた、爾來青年土耳古黨は成るべく歐羅巴の政情に副ふやうに新政治をしたのであつた、私はエンヴエル・ベー（後にパシヤ）と獨逸で同時代に居りました、今から二十年前で當時彼は二十五六歲で、私と同年位でありましたが私とは親しく交際して居りましたが、二度目に行つた時にはシフケットが陸軍大臣、エンヴエルはまだそれだけの地位になりませぬでしたが、其後シフケットは總理大臣になつてとう〳〵殺された、次で土耳古の勢力家になつたのはエンヴエルであります、彼はまだ五十にはなりませぬが、權力の中心として土耳古の新政治をとつた人であります、

それが今回の戰爭後はトルキスタンに行き王を宣しましたが最近の報道では殺されたと云ふことであります、御承知の通りナルタンの內親王を夫人にし、夫人は獨逸に居り、エンヴエルはトルキスタンに行つて、王國を作つて王になつたと云ふことであつたが、最近は聞えなくなりましたが殺されたと云ふ報道があります、彼は過激派の同志だと云ふ說もありますけれども、私はさうではないと思つて居ります、ケマルと云ふ人はエンヴエル・パシヤ、シフケット・パシヤの時代は餘り現れなかつた、年も若いが、千九百八年の革命の時には相當に働いた云ふことであります、此ケマルは單純なる軍人ではありませぬ、相當の政治的手腕のあることは此頃のやり方で分りますが、それは兎に角と致しまして、ケマルが義軍を起しますと、それが國民を喝采致しまして、國會議員其他の有力者が續々ケマル軍に投ずるやうになつた、討伐に向つた者もケマルに投ずると云ふ有樣で、ケマル黨は益々有力になつた、之に加ふるに露西亞方面から軍器を供給することになつた、是は目的はいろいろありませうが、形に現はれた所を見ると過激派がずんずん彈藥を供給して居る、又伊太利人、佛蘭西人でアンゴラに軍器を供給したものもあるやうであります、又他方英吉利は希臘を何所までも助ける、佛蘭西は之に反し土耳古に初から同情を持つて居つた、伊太利もさうであるらしいが結局はセーヴル條約を變へて、トラース地方は返すことになつたのであります

私は君府を去つて後希臘に行きました、希臘は御承知の通り二三千年前には非常な文明を持つて居つた所で、希臘の文明は吾々も憧憬を致して居ります、三千年の古いアクロポリスの殿跡に朝晩參りまして、どうしてあの小さい希臘からあゝ云ふ大文明が出來たかを瞞明して見たいと想を練つたのであります、どうしてもソクラテス、プラトン、アリストールトと云ふ樣な大人物が出て、西歐羅巴文明の基礎を築いた希臘とは思はれぬ。只今の希臘人は商賣は上手でありますが、品性下劣で如何にも不思議で堪りませぬ、私は自動車に乘つてコリンス地峽迄をも廻りましたが、到る所沙漠で橄欖の樹がある丈けで、全く沙漠を通る樣な氣がしました、あんな痩せた所にどうしてあんな大文明が出來たかと考へて見ましたが、實は近來の希臘人は昔の希臘人と人種が變つて居ります、歷史から申しましても、羅馬が希臘を滅して以來千八百年間殆ど獨立した事はない、最近五百年間は土耳古の屬國であつた、其希臘人が大希臘と云ふ意識を持つに至つたのは百年前に獨立の旗を飜してからの事であります、又今日の平和條約に依つて、全く机の上であれだけの大きな領土を造りました、是はヴエネゼロスの力と思ひます、ヴエネゼロスは小國の中では非常にえらい人で、南阿弗利加のボーター、スマツヅ等と世界に於ける小國の人傑と聞きましたが、其實質の如何は別として、ヴエネゼロスが講和會議に於て活動した結果、テーブルの上で大希臘國が出來た、人口は二百五十萬から六百萬になつた、戰爭をせずして紙の上で、口頭の力に依つてあれだけの大きな國を作つたのは全くヴエネゼロスの力であります、ト

ラース、マセドニヤ、アイオニヤン群島を取つて大國になりましたが、其事が今日希臘が希土戰爭で敗けた所以で、私はクレマンソーの場合にもさう云ふ感じを持ちました、佛蘭西はクレマンソーのやうなえらい人があつた爲に、獨逸を壓迫して其結果益々歐羅巴は混亂して居る、ヴエネゼロスが居つた爲に希臘はあゝ云ふ事になつたが、馬上で爭ふ時、力で爭ふ時には彼等は土耳古の敵ではない、今日力で爭ふ場合には退却して居る、ヴエネゼロスも今日となつては已むを得ないと思つたかどうでありませう、一旦とつたトラースを返した方が宜いと云ふ宣言をして居ります、えらい人だから前言を一擲して居る、今は其手段に出でつゝある事と思ひます、私が希臘に參りましたのは暑い時分で、晝は到底外へ出ることが出來ぬ位暑かつた、隨ていろ〳〵な仕事は夕方から行はれて居ります、私は一夕議會を傍聽致しました、今回の旅行に於きまして政治的趣味を持て居る私は、各國到る所議員と會し議會の傍聽を致しましたが、希臘の議會ほど大亂脈で激論のあつた所は見た事がない、ヴエネゼロス派は僅に七十名、政府側が大多數でありましたが、ヴエネゼロス派の或る代議士が政府側を攻撃すると大臣が自ら出て應酬して居る、椅子を前へ突出して毆り合ひでもしさうになつて居る、土耳古と希臘は十年間も戰爭をして、壯丁は何十萬と云ふほど殺され、財政も疲弊した、私が土耳古に行つた時、内田公使から希臘は紙幣が半分の値打にしかならぬから能く注意しろと言はれましたが、行つて見ると成程半分、百圓紙幣、十圓紙幣總て一枚のものを半分に切つてある、紙幣の全部は半分切つてある、其半分は總て國庫に納めて公債を下附して居る、財政が窮乏したから流通の紙幣の半分を公債にして軍費に當てゝ居る、いろ〳〵各國の貨幣史を訊いて見ると、斯の如き手段を執つて居るのは始めてであると云ふ事であります、さう云ふ困難に陷つたのは何故かと云ふと、大希臘國を造らんとした爲である、元來希臘人は商賣は上手だが戰爭は下手である、然るに土耳古人はそれに反對である、隨て以前は土耳古と云ふ大國の下に、到る所商賣人として希臘人は繁榮した、到る所商權を握つて居つた、土耳古人は商賣が下手だからさう云ふ方面は希臘人にやらせた、小亞細亞に於ては宗教の自由もあつた所が今度は希臘が大國になつた、けれども馬上天下を取つたのではありませぬから馬上で之を爭ふては到底勝味はない、故に益々疲弊をして國家も混亂する、爰にヴエネゼロスが總理大臣になつた爲にコンスタンチン帝は放逐された、其皇后は獨逸のカイゼルの妹でありますが、此兩者は兩立しなかつたのであります、所が私の參りました時にはヴエネゼロスは放逐されて、コンスタンチン帝が其位に還つて居つた、然るに最近にはコンスタンチン帝は再び放逐されて、ヴエネゼロスが又歸つて來るだらうと謂はれて居つたが、果せる哉最近に及んでコンスタンチン帝は讓位をされて二番目の皇子ジョージ陛下が卽位された、然しヴエネゼロスはまだ歸らないでスツタモンダやつて居ると云ふ狀況であります、要するに一言で申せば、希臘が机上で大國を造つた結果が、歐羅巴の混亂を益々招く所の動機にな

つて居ると言つて宜からうと思ひます

次にユーゴー・スラブのことを一寸申上げます、ユーゴー・スラブは元のセルビヤ、墺地利匈牙利領のダルマチヤ、ボスニヤ、ヘルツエゴビナ、クロアチヤ、スラヴオニヤを合せ、更にモンテネグロを併せて大きな國になりました、此セルビヤと云ふ所が不得要領な所でありまして、私は從來數回も行つたけれども、何時も要領を得た觀察が出來ませぬ、今回も米、英、佛、獨等で誰かセルビヤの人に紹介して貰ひたいと言つても誰も紹介しない、然し外人方面に踏込みませぬと眞相を得られませぬから、誰かに紹介して貰ひたいと言つたけれども、セルビヤ人は餘り他國に出ないと見えまして紹介する人がありませぬ、漸く匈牙利の外務大臣がユーゴースラブに駐在して居る自分の方の公使に紹介して呉れた、それから或る日本人から文部省の參事官をして居る人に紹介された、たつたそれだけでした、又此二人が世話をして呉れましたけれども大した要領を得られませぬでした、元來此國は誇大妄想の國で先年私の參りました時はアレキサンダー國王並に王妃が暗殺された後でありました、セルビヤと云ふ國は何時もゴダ〳〵が絶えない國であります、土耳古から分離して半獨立國になりましてから、オブレノウツチと、カラジヨジウキツと云ふ二人の元勳がありまして、此二家の人が交代に國王になつたが、其國王が滿足に位を保つた者はないのであります、現代のアレキサンダー王はオブレーキツチ家の出で、前王はピータと言つたが、其ピーター國王は長い間佛蘭西に流浪した、其後アレキサンダー王が殺されて、ピーターが巴里から歸つて王となり今は其皇太子が國王になつて居る、最近羅馬尼の內親王と御結婚になりましたが、セルビヤは常に大セルビヤを夢みて居つた、大セルビヤを夢みる以上はどうしてもボスニヤ、ヘルツエゴビナを取返さなければならぬ、此二州は墺地利の爲に千九百八年に合併された此二州を得なければ到底其目的を達することが出來ない、そこで自暴自棄になつて唯一のハプスブルグ家の皇太子それが倒れゝばハプスブルグ家が絶えると云ふのでフエルヂナンド御夫婦を殺害した、之れが今度の大戰爭の直接原因になつた事は御承知の通りであります、さう云ふ風で今回の戰爭の一番初の動機でありますから、宣戰當日に匈牙利軍からベルグラードを攻擊され、間もなく國內全部を占領された、斯くてセルビヤ全土は千九百十四年から十八年、卽ち平和條約の成立まで獨逸軍、匈牙利軍、勃牙利軍の爲に征服されて居つた、此國位悲慘な境遇になつた國はないのであります、國王もアルバニヤ方面に逃げた、或る人の調査に依りますとセルビヤの全人口の中で殺されたり行方不明になつた者は三分の一もあると云ふことであります、四百五十萬の人口でありますから百五十萬人がなくなつた譯であります、是れ位悲慘な境遇に在つた國はないのであります、其爲に巴里の平和會議に於ては非常にユーゴーゝスラブに同情してセルビヤを中心として前申す通り大きな國になつた、大きな國になつたけれども、矢張り希臘と同じく力が無い、自分より文化の高い匈牙利人などを自分の領土に入れる、伊

太利とは爭をして居る、ストラウス博士などは二三年内に伊太利とはどうしても戰をすると言つて居る、それには又爭の種があるのであります、所謂フユウメ問題であります、ユーゴー・スラブではフユウメは當然自分の方に屬すべきものであると言つて居る、一方伊太利の方ではダヌンチオなど飛行機に乘つてフユウメを占領した、首相オルランドはどうしてもフユウメを伊太利が取らなければならぬ、それが出來ないと云ふなら媾和會議を脫退すると云ふので巴里を去つた、いろ〳〵苦心慘憺をして之を取らうとしたけれども、結局フユウメは自由港にすると云ふことになつたのであります、然し是が伊太利とユーゴー・スラブの爭の因になると思ふ、其外にウイルソンの十四箇條にもあつたが伊太利人の居る所は伊太利のものにしろと云ふので、ザラと云ふ小さい町でありますが、それをユーゴー・スラブに遣らずに伊太利に遣つた、又アルバニヤなどは、多年伊太利が自分のものと思つて、伊太利文部省の直轄の學校を置いたと云ふ位であつた、其位に自分のものと思つて居たのに今度は獨立國になつた、隨てダルマチヤ沿岸は今後ユーゴー・スラブと伊太利の間に紛亂の種を蒔いたものであると言つて宜いと思ひます、それからバナットと云ふ匈牙利の米の出來る大平原をユーゴー・スラブにやつてしまつた、又勃牙利からはツアリブロットを取つた、マセドニヤも取つたと云ふ譯で、四境に強い國がありますから、ユーゴー・スラブの前途も決して平和ではないと思ひます

次は羅馬尼であります、羅馬尼は今回の平和條約の結果墨西亞からベッサラビヤを取り、トランシルバニヤを匈牙利から取り、更に勃牙利からドブルヂヤを取つて大國となり、一千六百萬の人口を包容して居る、首府のブカレストは非常に開けた所で、巴爾幹の巴里と稱はれて居るけれども、田舍へ行くと全く開けない、農民、殊に大農はかりの所で、最近四五十年の間に土地分配法を設け土地を割いて小農に分配して居りますけれども、まだ〳〵其弊が去りませぬ、一種の封建政治を成して居る、實に幼稚なものであります、匈牙利よりは遙かに文化の程度が低いのであります、強敵の匈牙利や勃牙利に對して羅馬尼が其大國を維持することが出來るかどうか怪しいと思ひます

チエックスロヴアキヤは歐羅巴の中心に出來たバナナのやうな形の國であります、多年墺地利が獨立しようとして居つたのでありますが、今回多年の希望を達しまして、ペーメンとスロヴアキヤと一緒になつてチエックスロヴアキヤ國を造つたのでありますが、四面悉く強敵で、何等の海口はありませぬけれども、御承知の七十三歲のマサリック博士が大統領になつて、自分の理想を是から徹底的に遂行しようとして居るのでありまして、相當面白い國で、歐羅巴に於ては比較的見込のある國とされて居ります、マサリックはプラーグ大學社會學哲學の敎授であつたが現在の總理大臣はベネスと云ふマサリックの門弟で四十歲の若手でありますが、それを使つて、歐羅巴に於ても到る所に名を揚げて居る所を見るとマサリックは理想家でありますけれども、又實行家であると思ひます、其憲法を見其政治のやり

方を見、更に細かく申せば勞働者の保護にしても、小作人の保護に致しましても、いろ〳〵のことをやつて居りますが、總て講壇で申しましたことを實行しつゝあるやうに思ふのであります、此意味にに於て歐羅巴のウイルソンと謂はれて居りますが小國の關係もありませうけれども、ウイルソンよりも實行はやつて居るやうであります、マサリック大分遠い郊外に居りますので、私はお目に掛ることは出來ませぬでした、夫人は亞米利加人で非常に亞米利加の同情を得て居ります、紐育に於て獨立の宣言をして、歸國すると大統領になつた、其憲法などは非常にデモクラチックであるに拘らず、マサリックだけは終身大統領にすると云ふことになつて居ります、終生大統領になると云ふのは此人だけであります

チエック・スロヴアキヤに就て惡い方面と云へば、三面獨逸民族に圍まれて居る、片一方は露西に圍まれて居る、廣い所は二百哩もあるけれども狹い所は十哩しかない、隨て一朝獨逸民族が迫つて來れば中斷をされて困難に陷るに違ないと思ひます、又戰爭前墺地利と匈牙利が爭つたやうに、チエックとスロヴアキヤ人とはどうしても兩立しない互に爭つて居る、歷史を見ると九百年間爭つて離れて居つた、又ルテーンと云ふ小さい州がありますが自治州になつて居るのでスロワキヤは勿論自治を望んで居る、それ等の關係から兩立することは困難であると思ひます、兎に角內外に紛亂の種が存在して居ると思はれるのであります

次は波蘭でありますが、波蘭も平和條約の結果新しく生れた國であります、波蘭は御承知の通り百二十年前に獨逸と露西亞と墺地利に分割されて、爾來百二十年間亡國の民であつたが、今回は新しく一國として、又獨逸と露西亞を中斷する緩衝國として出來た、人口は三千一百萬其中千三百萬人は波蘭人以外の民族であります、民族自決の上から言つてもおかしなものであります、此波蘭人以外のものが禍根になつて居る、就中獨逸人は四百萬人もあります、所が此國は愛國心の強い國であります、波蘭人の學者は佛蘭西にも亞米利加にも居りまして露西亞文學を教へて居ります、で米のウイスコンシン大學に於ても佛のソルボン大學にも波蘭人の博士があるが、それ等の人に聞いて見ても、決して我國は滅びる氣遣はない、必ず立つて行くと言つて居ります、然し西歐羅巴の人に訊くと、波蘭は迚も永く保てまいと言つて居りますが、實際行つて見ると必ずしもさうではない、さう見縊つたものではないと云ふ觀測も出來ましたが、今日の狀況から見ると甚だ困難な地位に居ります、貨幣の相場が其國の財政狀態を測る一面のバロメーターと謂はれた居りますが、私の往つた國の中で當時、墺地利が一磅に付て七萬クローネ乃至八萬クローネでありましたが、其時獨逸は千二百マーク、波蘭は一萬八千マークで、獨逸の財政よりも遙に惡いと云ふことが分ります、匈牙利は四千五百「クローネ」、勃牙利が六百法、チエック・スロヴアキヤは一番宜しくて百六十「クローネ」でありました、墺地利を除いては波蘭が一番惡いのであります、それにも拘らず軍隊は澤山持つて居る、六十萬人も動員して居りま

す、憲法議會議長で新波蘭の建國の元勳たるプロンペンスキーと云ふ人に會ひました、此人はポーゼンの獨逸の代議士をしたことがありまして、政治上經驗のある人でありまして、憲法議會設立以來其議長をして居りますが、此人の話に、波蘭は目下武力を練ることと、敎育に軍事的敎育を奬勵することと此二つより外にはない、武力を盛にして國防を嚴にし、又軍事敎育を盛にして青年を訓育するより外に世界の平和に貢獻する途はない、我國が亡びると歐羅巴は亂れる、我國が盛になれば平和が保てる、然るに現在露西亞の國境方面は少しも協定が出來て居らぬ、私の考は多數の屯田兵を置いて露西亞の國境を造りたいと思ふ、又吾々は行政の經驗は無いけれども、久しく獨逸の下に立つて居つて、獨逸は行政の方面に經驗があり、特に敎育に於ては軍隊敎育が宜い、私共は學校に向つて强い軍隊敎育を施すやうにして居ると云ふことでありました、是が恐らく眞相と思ひます、それでありますから上部シレジヤ問題で獨逸と爭つたのでありますが、是は佛蘭西が助けた爲に唯一の炭田までも波蘭に取りました、リスアニアの方面の大半は波蘭人であると云ふのでヴキルナ迄武力占領してしまつた、國際聯盟でも仕方がなく默認して居る、それからヴイスチユラ河右岸も波蘭領になつた、ダンチツヒは自由港となりました、其結果獨逸を中斷した、獨逸から東獨逸——プロイセンに行くには波蘭領を通らなければならぬと云ふ變テコなものを拵へて爭の種を蒔いて居るのであります

之で大體中央歐羅巴から巴爾幹方面のことを申上げたのでありますが、斯の如く中央歐羅巴以東に於ては紛亂の種が多くなつて居る、戰爭前には政治上には中央三國同盟があり露佛二國同盟があつて平和を保つて居つた、經濟上に於ては各國有無相通じてやつて居つたのであります、所が僅に亞細亞の半島に過ぎない歐羅巴に於て三十幾つと云ふ國が出來て、さうして互に相爭つて居る、政治上に於て相爭ひ、經濟上に於ては關稅を上げて障壁を高くして、到底融和が出來ぬ樣にしてある、勝つたものと負けたものとの調和が取れないと思ふ、勝つたものが負けたものに對して、損害賠償なら宜いけれども、之を倒してしまはうと掛つた、勝つた後で手を握つて笑ふ事が出來なかつた、是は前の伊太利の總理大臣ニッチも言つて居る、歐羅巴は再び笑はなければならぬ、今のやうに拳固を振上げて喧嘩腰になつて居つては平和は保てぬと言つて居りますが其通りであります、平和條約後歐羅巴は益々反目嫉視の狀態に在ります、勝つたものと負けたものとどう云ふ立場に居るかと云ふと、假に軍備から言つても、獨逸は戰爭前に七十萬の常備軍を持つて居つたが佛蘭西の常備軍は今は八十萬に達して居る、而して負けた獨逸は今は僅に十萬であります、之に墺地利、匈牙利、勃牙利の四國全部を合せても十七萬しかない、勝つた方は戰爭前よりも益々軍備の擴張を致して居る、佛蘭西は今申す通り八十萬、波蘭ですら六十萬、希臘ですら四十萬、ユーゴースラブが十五萬、羅馬尼も十數萬、而して悉く軍事同盟を結んで居る、白耳義と波蘭と佛蘭西、それからユーゴースラブとチエックスロヴアキヤ、希臘と云ふ

眞に小國同盟を結んで居る、後者は之ればかりではない、結婚政略をやつて居る、希臘のジョーヂ新國王の皇后は羅馬尼の內親王、ユーゴースラヴのアレキサンダー王妃も羅馬尼から貰つて居る、さう云ふ政策までやつて居る、所が實は負けた方が強いのであります、獨逸、勃牙利は今申す通りの國であります、歐羅巴方面を歩いた人は御承知でありますが、佛蘭西に行くと誰でも、大學の教授と云ふやうな公平な立場に在るべき人すら、數年內に獨逸は必ず報復すると言ひます、獨逸は手も足も出ないではないか、何も出來る筈がないぢやないかと言ふと、いや軍隊は少ないが軍器を隱蔽して居る、いや國家は貧乏だが國民は富んで居る、必ず報復すると言つてさう信じて居る、そんな馬鹿なことはないと言つても、どうしても吾々の言ふことを肯きませぬ、私はライン河を溯りまして、ケルンで英吉利軍の駐在して居るのを見、コブレンツで亞米利加軍の駐在して居るのを見、又フランクフルトで佛蘭西軍の駐在して居る所を見た、さうしてライン沿岸に於ける三國軍の心理狀態を見たのであります、私の感じましたのはルーデスハイムと云ふ所に普佛戰爭の記念碑があります、ライン河の崖の上に突立つて居る、ビスマルクがウイルヘルム一世と握手をして居る像があり、女身像の下にはラインの守りの國歌を刻んである、永久の平和を期待して居る記念碑であります、今度其所へ行つて見ますと、元は立派な軍人が番をして居つたが、今も番はして居るけれども破れ服を着て居る番人が居た、いろ〳〵訊いて見ますと、此所へは澤山來る、英吉利人も佛蘭西人も伊太利人も來る、獨逸人も來ると云ふことであつた、上から見るとライン河の向ふのビンケン市と云ふ町には佛領阿弗利加のアルゼリヤから來た土人の兵隊が居る、さうして五十年前にはビスマルクがあれだけの政治家で獨逸をあれだけにしたが、今日ではライン河を一歩も向ふへ獨逸の兵隊は行くことが出來ぬ、ライン河の東五十キロメートルの間に在る砲壘は悉く破壞された、さうしてアルゼリヤの土人がカルチユアのある、文明の進んで居る獨逸人に對して足で蹴るのであります、私は是等の狀況を見て、獨佛の恨は益々結んで解けぬと思つたのであります。私は獨逸の國會を傍聽した時有名な婦人代議士のボイマー女史に會ひました、其人の話に依りますと、或る時汽車で旅行をして居つた、汽車中には五十前後の紳士が居つた、其傍に佛蘭西の大尉の服裝をした士官が居つた、此士官が獨逸人に對して惡口して居る、傍若無人のことをして居る、又其紳士に對して無禮な態度を致した、癪て或る驛に着いて降りる時に件の紳士がポケットから名刺を出した、見ると英吉利の陸軍大佐であつたが、自分は斯う云ふ者だ、だん〳〵のお前の汽車中の言動を見ると實にけしからぬ、貴樣のやうな奴が居るから佛蘭西人はいかぬのだと言ひながら橫顏を張り倒した、問題があるなら俺の所に來いと言てやつつけた、すると片方は英吉利の大佐、こつちは佛蘭西の大尉、惡言雜言をされてもなぐられても拳骨でやられても泣寢入をしてコソ〳〵立去つたと云ふことであります、それから買物などをする時には婦人を先に立てな

ければならぬ、婦人をそつち除けにしてやると云ふことは歐羅巴ではいかぬことになつて居る、所が彼等土人の士官、兵卒等になりますと、獨逸人などはそつち除けにして何故俺の方に賣らぬと言つて威張つて居ると云ふ狀態で、ライン河附近は益々獨佛の恨を結ぶやうになつて居るのであります、斯の如くにして歐羅巴の平和を招來しやうとしても到底出來ぬと思ひます

ゼノア會議、ヘーグ會議が失敗に終りましたのは當然のことであります、どうしても手を握ると云ふことが出來ぬ、是は吾々日本人から見たら不思議なことで、戰爭をする時は敵であるが、一旦平和が克復すれば兄弟のやうなものぢやないかと云ふのが吾々の心理狀態であるが、不幸にして歐羅巴の歷史はさうは參りませぬ、今回の平和條約がウイルソンの言ふ如く、又ブリヤンがウイルソンに答へた如く正義公道に依つて行はれたものならば斯う云ふことはないと思ひます、今回の講和條約に對しては不正義とか不公平とか云ふことは吾々の言ふべきことではありませぬ、世界のえらい人が寄つてやつたものでありますからさう云ふことは言へませぬけれども、形の上から言へば餘りに急ぎ過ぎて居る、無理に拵へたやうである、だん〳〵實施をすると實施の出來ないことがある、現にセーヴル條約などは今回佛蘭西や英吉利などが一緒になつて改正をした、又獨逸の賠償金問題もさうであります。あんなことをしては獨逸は潰れる、獨逸が潰れると佛蘭西も潰れる、又歐羅巴もいかぬことになると云ふので、此頃は獨逸の償金を輕くしようと論議して居る、私は條約の不備を彼是言ふのではありませぬが、眼に見た歐羅巴の現狀はさう云ふ風に映るのであります

之に反して亞細亞の各地を廻ると平和の氣分が豐であります、大體に於て華盛頓會議の結果暫く平和が保てると思ふ、歐羅巴の如き反目嫉視の間を去つて亞細亞に參りますと私は愉快な感が起るのであります。同時に非常の責任の感が起るのであります、日本人は到る所評判が好いのであります、是は吾々餘程警戒しなければならぬと思ひます、相當の力と覺悟とがなくしてチヤホヤ言はれるのは困る、吾吾は今日國內の民心の鬱屈して居るのを打開致しまして、人心を新にしなければ到底いかぬと思ひます、歐羅巴に近く平和が到底招來出來ぬと云ふことになりましたならば、吾々日本人と致しましては益々此機に乘じて、亞細亞の各方面に大に發展をしなければならぬと思ひます、財界も大分困難でありますけれども、困難は歐羅巴などの方がひどいのであります、又いろ〳〵の政策から申しましても、之を徹底的にやるには此小さい日本だけでは出來る譯がない亞米利加などの狀況を見ますと、それ〳〵生を樂しんで、愉快に世に處して居るやうに思はれる、日本のやうにコセコセして居らぬ、私は香港より亞米利加の船に乘つて歸りましたが、實に驚き入つた設備でありまして、物資の豐富と云ふことが分るのであります、カリホルニヤの大きなオレンヂと大きなポテトを出しましたが、食物も贅澤で、設備も非常に整つて居る、接待も十分屆いて居る、速力も十

七八海里と云ふ快走船で、横濱まで二晝夜半で來ます、さう云ふ風に物資の豐富な亞米利加人から見れば、日本人は如何にもコセ〳〵やうに見えると思ふ。亞米利加には暫く居りましたが、私共いろ〳〵説明しますと、あゝさうかさうかと言つて信ずるやうであります、是が大國の風ではないかと思ひます、小さい國であるとコセ〳〵して、表面はさう言ふけれども腹の中では裏面のことを考へて居ると云ふ有樣であるが、亞米利加人は吾々の言ふことを能く信ずるのであります、自分の議論になるやうでありますけれども私は日本ももう少し亞細亞の各方面に伸びて行きたいと思ふのであります

私は南洋にも十數年來何回も往復致して居ります、馬來半島には毎年一回ジヤワにも前後五回行つて見ました、スマトラ東海岸の如き全く世界的に開けて居ることに驚きました、それから暹羅と佛領印度には今度行つて非常に驚きました、暹羅には無限の沃野があります、佛領印度もさうであります、而も非常に物價が安いのであります、佛領東京の農園に働く男が一日二十錢、女が十五錢位の賃銀であります、さうして人間は日本人と變らぬ、佛領印度、暹羅、ジヤワ方面は瑞穗の國であります、瑞穗の國は日本が本家のやうに思ふけれども、むかふの方が本家であります、あれほど大きい水田は日本にはありませぬ、さうして人間は吾々と同人種と言つて宜い、吾々より色の白い者は澤山あります、日本の對岸にそれだけのものが廣がつて居るのであります、廣大な沃野が廣がつて居るのであります、而も蘭領印度などには、公平に各國に誰にでも開かれて居る沃野があるのであります、私はだん〳〵あの方面にも力を伸ばすことが利益と考へます

支那との關係を良くすると云ふことは申すまでもなく吾吾の所論であります、日本はどうしても亞細亞を率ゐると云ふことが必要であらうと思ひます、先輩諸君が大分居られる所を廣言を吐くやうでありますが、日本は日露戰爭以後に於ては國民の目標が無いやうであります、朝鮮問題にも吾々は微力を盡しましたが、朝鮮を合併しなければ日本の存在を如何と云ふので、合併には何人も異論はなかつたが、私はどうしても支那と共存共榮をしなければいかぬと云ふことが國民の間に悉く行屆かなければならぬと思ひます、其所まで行かなければ世界に向つて寄與することは出來ぬと思ひます、それで亞細亞を興すの責任ありと云ふ强い意識が國民の間に、少年の間にも青年の間にも老年の間にも徹底する樣にしたいと思ふのであります、斯う言ひますと亞細亞主義と思ふか知れませぬが、私は何所までも國際主義、世界的に言ふのでありますが、又一方に於ては國民主義をも强調する、國民主義と國際主義は併行して始めて徹底すると信じます故に、進んでは歐羅巴の文明にも干與すべしと云ふのであります、然し歐羅巴に對して　番責任のあるのは亞米利加であります、大言壯語しながら國際聯盟にも入らぬ、成程何億圓と云ふ金は出して居る、貧乏な國に金を遣る、貧乏な者には乳を飲ませてやると云ふやうなことはして居る、然しながら之れは末である、根本的に宣

言の趣旨に依つて助けることが必要である、英吉利も疲れて居る、然し英吉利は教育が進んで居るし、財政の狀態も比較的良好であるから、英吉利も歐羅巴の再造には大に與か必要がある、又日本も亞細亞を與すことは固よりであるけれども、又一方に於ては世界の治亂に參與すると云ふことは其地位上當然で、英米と共に歐羅巴の再建にも出來るだけ努力するのが當然と思ひます、さうすることに依つて日本は益々伸びることが出來ると思ひます、甚だ失禮なことを申上げたやうでありますが、歐羅巴の實況を申上げて多少の御參考に供したいと思つて申上げた次第であります

（終）

時報

二十一箇條の無効宣布と遼東回收問題——東支鐵道技術部の廢止と米國の覺書——國民黨の新政綱——露國革命第五週年と露國對支宣言の解釋——威海衞還附交涉の行惱み

二十一箇條の無効宣布と遼東回收問題

華府會議以後利權回收の熱度日に益々昇騰する一方北京には國會恢復され、之に加ふるに關東州租借期限今既に迫つて明春四月に滿了せんとせるあり、於是其先決問題として二十一箇條無效問題の再燃となり、十月三十一日衆議院議員張樹森氏は緊急動議として二十一箇條無效宣布建議案を國會に提出せるが、其全文左の如し

日支協約二十一箇條なるものは、民國四年日本が歐洲の大戰に乘じ最後の通牒を以て脅迫要求して竟に成せる條約なるが故に、此條約は國辱喪權の亡國的暗示なり、吾國民痛心疾首速に此條約を廢除せんと欲し、數年來機會に遇へば卽ち表示する所ありき、而して華府會議に際して吾國之れが取銷を提請せるも終に通過せずして取銷の機會を保留するに至れり、此條約の效力如何は頗る研究を要し、吾國に於ては保留聲明以後全然一種否認の態度を持せるも、日本に於ては其一部分の取銷を聲明せるを除

き、其他は尙廢止するの意なし、查するに此條約は未だ國會に交付せず、たゞ單に政府が其保留聲明をなせるに過ぎず、國會には條約締結の同意權存す、國會の不同意なるものは當然無效なるは明らかなり、本員は該二十一箇條案に對し院法第七十六條に據つて該協約の無效宣布を必要と認む

張樹森氏提出者として其理由を說明したる後、滿場一致を以て次の如く決議せり

民國四年五月の日支二十一箇條協約覺書は國會にて其無效を決議し、之を政府に請ふて中外に宣布す

此決議は尙未だ政府に送致されざるが、該問題に對する外交當局の意嚮如何に就き、外交部の機關通信と目さるゝ新聞編譯社は

本案は日支外交の前途に重大なる關係あり、政府にては尙未だ國會より其咨文に接せざるが故に之に對する外交當局の態度如何は今日豫測する能はざれども、外交通の談に據れば、本案は曾て華府會議に提出され、日本代表は根本上一字をも改む可らざれども數項の問題は之を拋棄するも差支なしと宣言せるに似し、二十一箇條なるものが既に其基礎の薄弱なることを證し得べく、外交當局は此機會に於て華府會議に提出せる精神に基き、更に衆議院の提議を根據として、以て日本と該條約の廢棄を協議するならんと

と報道し、天津のノース・チャイナ・スターの主筆フォックス氏は十一月四日天津各團體主催の歡迎會に於て華府會議に關する演說をなし、同會議に於ける支那の成功は全く米國輿論の援助に依るものなりと謂ひて盛に米國の雄有味を吹聽したる上、更に二十一箇條問題に論及し

華府會議に於ける最大難題は二十一箇條問題にして竟に其取銷に至る能はざりしも、各國も之に對して不平あるを明らかに表示せるを以て、若し再び會議あらば各國の諒解下に其取銷の公判を與ふべきは必勢なり、最近北京國會にて該協約の無效案を可決せるは極めて慶祝すべき事にして殊に滿場一致を以て通過せるは又以て該問題に對する支那國民の心理を表現するに足る、之を要するに華府會議は世界大同の動機に出で、從前の掠奪的外交は將來繼て公開主義の下に親善的大同的に趨るべしと說きて大喝采を博し、更に親米機關を以て有名なる益世報は

國際法の通例に按んずれば、締約國家は相互に其憲法を尊重するの義務あり、故に一國が他國に强制して違法條約を締結せりとせば、其條約は始めより不合理のものにして且つ永久に其條約履行の效力を發生せざるべし、日支協約の二十一箇條は僅に締結機關の調印ありしのみにて未だ承諾機關の議決を經ざるものにして國際法の原理に就て論ずれば成立の要素を缺如せり、吾國の憲法に據れば、吾國締約機關の對外行爲は先づ國會の同意を經て始めて法律の手續完備し、二十一箇條締結當時國會は閉會なりしが故に國會開會とともに之を提出して其根本解決を求めざる可らず、此點に於て議員張樹森氏の提議は

至當なるものなり、斯くの如き實例は世界に乏しからず一七一三年の英佛通商條約は英國の海上法と牴觸し國會にて否決され、一八三一年の佛米商務賠償條約は佛國の國會が豫算案によりて之を否決したる爲め遂に實施されざりき、二十一箇條に對する國會今次の決議は憲法上の手續完成の上に至當なるや言を俟たず

と論じ、更にラインシュ、フアーガッソン氏等の如きは顧維鈞氏の帷幕に參じて暗に入智慧し、華府會議に於て支那全權として該問題に就き力爭せる顧維鈞氏が現在外交總長たるより、中外注意の視線は本問題に集中せるも曩に黎總統が北京駐在の日本記者團と會見せる際、關東州問題に就きてなせる言辭に對する日本輿論が意外に强硬なりしに鑒み、流石の顧維鈞氏も輕々に動き難しとて頗る愼重なる態度を持し、尚未だ其方針の確定を見るに至らざるが、國會議決の報傳はるや關東州回收の聲は於是俄然として揚がり各新聞何れも亦其主張を一にして煽動し、民間の最大有力團體たる全國商會聯合會は次の如き主張を政府に打電せり

遼東半島の租借期限は明年四月を以て完了せんとす、若し民國四年五月八日の協約に基きて更に其期限を九十九個年延長するが如き事あらば、全國の商民は斷じて之を承認せざるべし、日本の吾國を强迫せる二十一箇條は未だ國民代表の議會を通過せざるを以て其効力なきは無論にして、正式國會の復活とともに之れが取銷しを決議せるは亦當然なり、華府會議後各國の侵略獲得せる土地の還　を求むべきは獨り遼東のみならず青島威海衞廣州灣の如き何れも然らざるはなく、今將に期限の滿了せんとする遼東の還附は此機會を失ふ可らず

此外回收主張の請電頻々として政府に殺到しつゝあるが之れに就き最も切實なる關係を有する東三省當局の意嚮を觀んに、張作霖氏は

關東州の回收は固より結構なるも東三省として其立場上日本に對する德義に顧み、反對運動を行ふが如きは絕對に不可能なり、若し中央に於て之を回收し得る望みあれば中央にて自由に實行され度く、東三省としては主動者たる位地に立つを欲せず

と謂ひ、頗る冷靜なる態度を持し、將來此問題が白熱化するに至るとも依然として傍觀的態度を持して變らざるべしと觀測する者多きが、果して然るや否や固より信ずべき限りに非らざるべし、尚此問題に關して上海の中華新報は他と異れる意見を發表し、十一月三日の社說に於て長論文を揭げ、國會の態度は其效果如何を別として其行爲は極めて當然なりと言ひ、二十一箇條の存在が日支兩國に不利なることを論じ、南滿の實情と日本の經濟的發展の關係を說明して關東州の還附は日本に惡影響を與ふるものに非らずと說き、最後に日支關係の根本的整理は別に協約を結びて旅順大連の還附を受け、日本の南滿に於ける其他の既得權を承認すべし、然らずんば今回衆議院の宣布せる無效案が纔ひ其實行不可能なりとも、支那國民は之を以て合法の決議と認むるが故に、日支關係は將來永遠に相矛盾せんと結論せり

東支鐵道技術部の廢止通告と米國の覺書

東支鐵道管理撤廢に關して十一月一日外務省より左の如く公表されたり

西比利亞駐屯の帝國軍隊は、本年十月廿五日を以て撤退を完了せしを以て、一九一九年一月の東支及西比利亞横斷鐵道聯合國監督協約第五項の規定に鑑み、帝國政府は他關係國政府と協議を遂げ、在浦鹽聯合國委員會及在哈爾賓技術部の帝國代表の是等機關の終了事務を急ぎ、十月三十一日迄に其完結方並に右協約の下に任命されたる、吾專門家の召還方を訓令せり、尙帝國政府は將來に於ける東支鐵道の經營運行の確保改善に對し、多大の利害關係を有するを以て、他關係國政府と豫め協議を遂げ置きたるが、今回在支帝國公使をして、十月三十一日支那國政府に左の通り申入れしめたり、尙關係列國代表者も同主旨の申入れを爲したり

書簡を以て啓上致し候陳ば帝國浦鹽派遣軍は十月二十五日を以て西比利亞本土より引揚、茲に聯合國軍隊は全部該地方より撤退せる次第なるを以て、今般關係各國は豫て露西亞國民の爲に、一時東支鐵道及西比利亞横斷鐵道を運行するの目的を以て、一九一九年一月聯合國間に締結せられたる是等鐵道に關する協定は一九二二年十月三十一日限り消滅する事に同意し、既に帝國政府に於ては右一九一九年の協定に基き、設置せられ爾來是等鐵道を能く世界商業の自由通路として、維持するに最も與つて力ありたる在浦鹽聯合國委員會及び在哈爾賓技術部帝國代表に對し、聯合國各代表と共に是等機關の事務を整理し、同日を以て其業務を終了す可き旨訓令濟に有之候

右の次第を貴國政府に通達する際、帝國政府は最近華盛頓會議に於て採用せられたる左記決議を確認致し候

東支鐵道を其利害關係者の爲に保全するに就ては鐵道に對し並に其運用及使用に從事する者に對し一層の保護を與ふる事、業務の能率を擧る爲職員の選任に一層留意する事且財產の消耗を防ぐ爲め資金の使用を一層經濟的ならしむる事を必要とする本問題は適當なる外交機關を通じ速に處理せらるべし

帝國政府は更に當時貴國以外の各國により採用せられたる左記決議を確認致し候

支那國以外の諸國は東支鐵道に關する決議を協定するに當り前記諸國が該鐵道運設の基礎たる契約及是に基く支那國の行爲より生ずるものと認むる東支鐵道會社の株主社債權者及債權者たる外國人に對する義務並に該鐵道の占有及管理に對する參加國政府の權利行使より生ずる義務（前記諸國は此義務を以て信託の性質を有するものと認む）の履行又は不履行に關する支那國の責任に就き今後集合するの權利を留保す

右決議に關聯し帝國は從來直接又は前記聯合國委員會及技術部を經て東支鐵道援助の爲に貸與せる資金材料其他一切の權利を留保し且帝國政府は東支鐵道が何等現存の

諸權利を毀損する事なく結局當該權利者に還附せらるゝの目的を以て保存せらる可き期待を明にすると共に該鐵道が有效なる運行を持續し貴國を含む各國人民に對し能く商業の自由通路として特權の附與又は差別待遇等の事なく一律平等公平に維持せらる可きは當然の義と思慮致し候帝國政府は又前件の關係並に過去四年間に亘り物質上並に聯合國委員會及技術部の事業により東支鐵道の維持運行上重要なる寄與を爲せるの事實に鑑み今後該鐵道の經營狀態並に各貴國政府の責任に歸したる業務の履行方に關し引續き甚深の注意を怠らざる可く候將た又之れと同時に帝國政府は本問題に關し貴國政府に對し善隣の友誼と滿腹の好意とを披瀝すると共に友誼協同の精神を以て該鐵道の保全並に各關係者の爲に有效なる運行を確保する爲に何時にても出來得る限り貴國政府並に關係政府と共に協力援助するに吝かならざる事を言明致し候

右帝國政府の訓令により、此段照會貴意を得候敬具

之れと同時に駐支米國公使は十一月一日東支鐵道に關する覺書を外交總長に送致せるが、該覺書の大要次の如し

本官は合衆國政府の命に依り、聯合國軍隊の西比利亞本土より最後の撤退を行ふに當り、浦鹽に於ける聯合委員及哈爾賓に於ける聯合國技術部の合衆國代表は、聯合團隊の與國と提携して各機關の業務を廢止し、今日を以て今後の活動に終熄を告げしむる樣取計ふべき旨の訓令を受けたる事を閣下に通知するの光榮を有す、此の通知を支那政府に爲すに當り、合衆國政府は華府會議に於て爲せる九ケ國が東支鐵道に關する決議並に本件に關して、支那以外の列國が爲したる他の決議を確認する旨を附言す可き事を命せられたり、卽ち華府會議に於ける決議次の如し

東支鐵道に利害關係を有する者の爲めに、同鐵道を保存する趣旨に依り、同鐵道並に從業員保護を與ふる事、事務能率を增進せしむる爲め人選を注意し財產の消耗を防ぐ爲めに資金を經濟的に使用すべき事、並に本件は直ちに適當なる外交機關に依りて、處理せらるべき事を決議す

後者卽ち此の外支那を除く列國の爲せる決議文次の如し

支那以外の列國は東支鐵道に關する決議に同意し、今後鐵道の株券債券を有する外國人、及其他の債權者たる外國人に對する義務にして、列國が支那の行爲に起因すと認むるもの、並に列國が鐵道の所有及管理に對する支那政府の權利行使の結果より生ずる委託の性質を有するものなりと認むるものに對しては、その履行又は不履行の責任を支那に歸すべきことを主張する權利を保留す

殊に後者の決議に關し、合衆國は一切の權利を保留す

右權利中には、合衆國が直接又は聯合委員會或は聯合國技術部を通じて、東支鐵道の爲めになしたる金錢並に物品の前渡に關する權利をも包含す、合衆國政府は東支鐵道が現存の權利を毀損せずして關係國に返還せらるべき事、鐵道の有效なる運轉が繼續せらるべき事並に商業の自由通路として鐵道を各國民に平等に開放せらるべき事を欲するが故に、合衆國政府が同鐵道の保全に關し、利害關係を有す

る事を此の機會に於て確保す、合衆國政府は東支鐵道に關して利害關係を有する事竝に物質上及卓越せる米人技師ジヨン、エフ、スチーブンス氏と、その補助者の勤勞に依り、鐵道の維持と運轉とに關したる過去四年間の重要なる寄與に鑑て、合衆國政府は鐵道の管理及運轉竝に支那政府の確認したる義務の履行に關し引續き周到なる注意を拂ふ事を怠らざる可し、同時に合衆國政府は關係諸國の利益の爲に、鐵道を保全し及有利なる運轉を確實にせんが爲出來得る限り何時にても支那政府及關係諸國を援助し、又は共同行爲を爲す可き友誼好意竝にその準備の存する事を支那政府に保證する事を希望す

右の米國の覺書を通讀するに、米國の今後容易に東支鐵道を見離さゞるべきを想見し得るべきも、聯合國技術部に於て縱橫の手腕を揮へるスチーブンス氏が縱令米國政府と云ふ大背景を後ろに有するも、今後果して能く今迄の如き竦腕を揮ひ得るか頗る疑問に屬し、東支鐵道の將來が今後亦如何に張作霖氏の手に依つて處理され行くか、北滿治安の維持と共に本問題は張氏の一試金石とも云ふべきか

國民黨の新政綱

孫文氏を總理とする國民黨は過般來黨の改造に就きて審議中なりしが、其後起草委員會は左の如き新政綱を脫稿し、孫總理及幹部の同意を經て全黨員に之を配布せり

第一總則

支那國民の苦痛は、政治經濟上の自由が列國の帝國主義と支那國内の軍閥の勢力に壓迫されて常に其發展を阻止さるゝのみならず、固有の地位まで損傷さるゝの點に存す之を例ふれば、國家の財政權と全國の金融は何れも外國人の爲めに操縱さるゝ所となり、又帝政時代の遺物たる軍閥は政權を壟斷し、改革を阻害し、兵力を以て國民を威嚇し、國民の團結生存權及び共に國家の生存を計らすことする自由を束縛しつゝあり、斯くの如き政治經濟狀態下に在りては、全國各階級の人民は悉く其自由權を失ひ就中勞働者の苦痛は殊に甚し又内亂の爲め一般國民の負擔增大し、惹ひて以て公私共に相窮し、產業衰へて物價は騰貴し、遂に國民の生存權を剝奪するに至らんとす、吾國民黨は民族の衰微民生の困苦に顧み、多年來民主主義を以て帝政及軍閥に對して惡戰苦鬪を持續し、幸ひ第一革命に於て帝政を擊破したるも、吾黨の能力薄弱なる爲め未だ革命の意義を民間に普及する能はず、之れが爲に今尚國民は共和の空名を有するに過ぎず、最近世界の新潮は民國民權民主主義の内容を擴張し、亦支那國民自身も内外の壓迫に因りて革命を痛切に知覺するに至れるに際し、吾黨は此際奮起して其素志の貫徹に努め民族の解放の爲めに力を竭さざる可らず、這は所謂革命の爲めの革命に非らずして全國勞働者の爲めの革命なり、從つて此革命が成功せば、一階級は他の階級の壓迫を免れ、惹ひて一民族が他の民族の壓迫を免るゝが如き完全なる新國家の建設を見るべく、吾黨は政治經濟及社會問題に就き次の如き政綱を茲に定む

第二政治

（一）民族

今日の支那は、滿洲に於て統治權を失ひ、關稅權は外國人に奪はれ、外國の軍隊は國內に駐屯するのみならず、領事裁判の制度、外國銀行の紙幣發行制度、外國軍艦の橫行、外國の鐵道管理制度等、吾國の主權を侵害する不都合の制度は之を枚擧するに遑なく、吾國民は宜しく是等の利權を回收し民權卽ち全國民の集會、結社、言論、出版、居住、信仰の自由權、選舉權、官吏任免權等の直接及間接の民權を確立せざる可からず、其の直接民權は先づ都市より始めて漸次町村に及ぼし、文官吏任免權は縣より始めて以て省に廣及し、中央の行政司法及中央の官吏任免權は臨時に各各縣の代表者より成る國民會議に於て之を執行すべし

（二）民政

吾黨の民政主義は貧民救濟を目的とするものに非らずして生產事業に從事する勞働者に政權を與へんとするものなり、而して其具體方法として先づ第一に各都市の基礎及範圍を擴張し、漸次各町村に及ぼさんとす

第三經濟

（一）一定時期の後、吾人の土地所有權の制限を定めて其平衡を計る事

（二）吾人の所有する土地に就きては一定の地價を算出して之に國稅を賦課し、以て國家の土地購買の利便を計る事

（三）前淸皇室、貴族、軍閥、官僚等の所有地を沒收して之を國有として、又不毛の土地を整理し、國家の費用を以て貧困なる農民に分與する事

（四）國家に糧食部を設けて全國民の糧食事務を管理する事

（五）鐵道鑛山電報及大市場を國有とする事

（六）釐金稅其他一切の間接稅を廢し、累進法に據る所得稅を以て之に代ふる事

（七）外資を利用して公有の商業を營む事

第四社會敎育及宗敎

（一）勞働者の生活狀態改善

（二）勞働八時間制の實施

（三）婦人及少年勞働者保護法の制定

（四）工場法の制定

（五）勞働者傷病生命保險法の制定

（六）失業者救濟法の制定

（七）勞働者の敎育普及

（八）農業勞働者の虐待禁止

（九）農業勞働者雇用契約に關する法律の制定

（十）婦人を解放して男女平等の權利を認むる事

（十一）義務敎育制度の實施及び國家をして高等敎育の費用を支出せしめ、內外文化事業を發展せしむる事

（十二）宗敎の自由

（十三）宗敎問題を敎育及政治問題より分離せしむる事

露國革命第五週年と露國對支宣言の解釋

十一月七日は露國革命第五週年紀念日にして、北京の露國公使館にては露國勞農政府全權公使の名義にて中外外交官を招待して茶話會を催せしが、此日中俄協進會、民權運動大同盟會、國民雜誌社、今日雜誌社、工人週報社、人民半月刊社等の各團體が共同主催の下に、世界の政治經濟に一大新變動を與へたる露國革命を祝せざる可らずとて北京大學の大講堂を借りて祝賀講演會を開き、席上陣啓修、潭濂鴻、張競生氏等諸教授の共產主義謳歌演說あり、更に唐山開濬炭鑛の坑夫代表及長辛店鐵道工夫代表の演說も加はりて盛會を極め、更に同日北京の新思想界に最大勢力を占むる晨報は其社說欄に「露國革命は吾支那に何を教へしぞ」との大題目の下に長論文を掲げ、露國革命に對する批判を加へて大要次の如く論せり

人類の生活に甚大なる影響を與へたるものは佛國及露國の二大革命なり、佛蘭西革命は皇帝政治を倒して民主政治を建設し、露國革命は階級的民主政治を倒して而して全民的民主政治を實行せり、佛國革命以後階級的民主主義述信は露國革命より始めて其階級的獨攬政治なるを知覺して破られたり、露國革命の結果は吾人として深く現代社會組織の缺陷を感せしめたり、現代の社會組織は金錢を中心とする金錢即ち正義にして、凡そ金錢を擁有する者は政治に參與し、政治參與權を利用して他の階級の勞力を虐使し、以て己れの階級利益增進を謀り、教育婚姻藝術皆悉く其金錢の支配下に置き遂に全社會を擧げて銅臭世界に變化せしめたるが、露國革命以後人々は金錢が決して人生終極の目的物に非らず、一國の政治は決して金錢を獨攬する能はざるを知り、金錢崇拜の心理を一掃し金錢中心の組織を打破せり、是れ露國革命の史的教訓の一なり、現代社會は勞働を賤視し、勞働を最下等にして且つ恥ずべき事なりとして遂に今日の如き無數の高等遊民を養成するの奇怪なる現象を馴致するに至れり、凡そ一社會の健全なる發達と否とは社會分子が合同協力すると否とに在り、大多數の遊民が少數の勞働階級に寄食するに於ては社會の發達全く望みなし、露國革命は勞働神聖の旗幟を樹て人をして勞働を天賦の義務とし、勞働せずんば食ふを得ず、勞働せずして食ふを道德上の罪人なることを知らしめ、且つ法律上に於て制裁を加ふるが故に人々の勞働に對する觀念を一變せしめ於是昔日不正當に寄食せる人々は逐次其跡を絶たんとしつゝあり、是れ露國革命の史的教訓の二なり、此二者なるものは今日の社會に於ける根本的缺陷にして、之を圖らずんば社會の改造は永遠に其希望なし、露國が此理想を實行せる方法及其是非得失は別として、吾人は露國の與へたる二大教訓に感謝を感ずること極めて甚深なり

其他各新聞何れも謳歌的讃辭を捧げたるは、支那思想界の赤化的一潮流の傾向を示せるものと謂ふべし

越えて數日即ち十一月十四日、北京駐在勞農露國代表は外交部に牒文を送り、一九一九年及一九二〇年のソビエット露國の對支宣言に關して左の如く解釋する旨を陳述せり

露國社會主義聯邦ソビエット共和國駐支全權代表は、支那民國外交部十一月十一日第一百三十一號の牒を接手せることを欣快とす、貴國政府は東支鐵道整頓の見地より、現に相當の措置ありとするも、惟だ敝代表は尙ほ指示及注意すべきものありと爲すものなり、卽ち東支鐵道の利益の爲め將來露支會議の進行を容易ならしむる爲め、絕對完全に敝代表の牒文に曾つて建議せる各項を施行する必要ありと爲すものなり、敝代表團の尙ほ堅持するものは

第一、速に調査委員を哈爾賓に派し、一切の狀況を調査すること

第二、東支鐵道總工程司ォルスノーフ（譯音）を逮捕し審判すること

第三、東支鐵道現任管理人員を全部免職し露國の同意を得て別に人員を派すること

等なり露國政府の對支宣言の一項に至りては敝代表曾つて再次勞農政府は貴國政府は宣言不履行を願みず、貴國の希望する所の各項に對しては仍ほ特に其宣言に定むる所の主義に在ることを提及せり、但し貴部の牒文に引用せる「無條件にて東支鐵道の權利及利益を支那に還附することは勞農政府の志願」なるものは一九一九年及一九二〇年の宣言中には未だ之等の辭句を載有せず敝代表は一切の誤解を免るる爲めの見地より、應さに此點を指示すべし一九一九年七月二十五日の宣言は「國民委員會自治會、支那國民及南北政府に致すの宣言」と名く其中は只勞農政府の根本計畫を決定し並に具體の建議及條件なし右宣言中の一段に曰く勞農政府は義和團賠償金を拋棄すと、此種聲明は本政府既に再三提及せり、蓋し吾人の得たる所の報告に據れば、聯合國は吾人の反對を顧みず、此賠償金を取つて前露帝國政府の駐支公使館及領事の願望を滿足せしめたり、此業は露皇帝の僕役にして、夙に權限を失ひたるに、尙ほ居留地に留り、聯合國及日本の助力を藉りて、支那國民を欺騙せり、支那國民は應さに注意すべく、且つ應さに、此驅徒を支那領土の外に驅逐すべし、ソビエット政府は一切の特殊利益及支那に在る、露商工場を拋棄したれば、露國の官吏宣教師或は代表の敢て支那事務に干涉するなし、彼輩若し法律に違反するものあらば、應さに地方法廷より之を審判し支那國民の法座及權力を除く外、更に其他の權力或は其他の法廷が支那になし、此諸項の要點を除く外勞農政府は尙ほ其全權代表と、支那國民と協約を訂結し、各項問題を解決することを準備せり、斯くの如きは、永遠に前露帝國政府が日本及聯合國と聯合して、支那に對する侵略及不正の擧動を取消すことを得るものなり

一九二〇年九月七日の通牒は當時の外交副委員長カラハン氏の署名せるものにして、其中に全部の具體建議及試驗的基本協定を提出せり曰く「露國社會主義聯邦ソビエット共和國政府と支那の締結せる各種條約の權力を拋棄し、昔日露帝國政府及露國資本家の奪得せる支那土地及租界は永遠に無條件にて支那に還附すべき事を宣稱す」と但し同時に該通牒第一條に曾つて左記條項を提出した支那政府は須らく左記二項を履行すべしとなせり

一、露國反革命黨個人、團體、或は組織を援助せず、其支那境内に活動することを禁止す

二、支那領土内に在る、反革命黨軍隊及團體の武裝を解除し暫く看守し、條約訂結の調印を俟ちて、同時に露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國政府に交附し、及び全部の武裝財產を同政府に交附すべし

貴國政府は今に至つて、其理想の必要を表示し赤白兩黨に對して、毫も區別せず東支鐵道に對する該通牒の原文に曰く

露國及支那政府は東支鐵道の處理方法に對し、露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國の必要を俟つて特殊協定を訂結することあるべし

と此外一九一九年及一九二〇年の宣言中更に東支鐵道問題を提及せることなし、敝代表は曾つて聲明して前項宣言の精神に根據して之を近きに迫れる、露支會議に施さんことを願へり、ソビエット政府は「永遠に前露帝國政府の支那に對する、侵略及不正の擧動を取消す」ことを準備せり、此項は、自然東支鐵道問題と關係あり、同時に敝代表は一九二〇年の勞農政府の宣言に依照し、速に望む貴國政府も、亦露國の合法及自然の利益を以て、相當に尊重されんことを望に所謂白黨處置の問題は白黨に對して東支鐵道に在る者の中立なる態度を以て對峙せず、蓋し彼輩と露西亞社會主義聯邦ソビエット共和國と重大なる關係あり、之れ敝代表及び宣言中に均しく再三陳述せるものなり、最近各新聞紙が喧傳する『露國赤軍既に東支鐵道占領を準備せりや』に關し、貴部の牒文にも此點を引用せるが、敝代表は堅く消息は根據なき言なることを聲明す、況んや事實上に在りて赤軍は何等東支鐵道の占領を準備せざるに於てをや、卽ち此一端にして、既に此消息の不確實なることを見るに足る貴部若し、赤軍の態度に對する事實に就て不明瞭ならば、敝代表は願くば、貴部をして其實況を知らしめん、赤軍が白軍の攻擊を開始せる時、赤軍司令は其軍隊が如何なる狀態に在るに論なく支那國境に入るを許さざりき、此禁令は全部の戰事中完全に實行せることは、貴部も亦深く知る所なるべし、而して白軍は露國の財產を盜取し、貴國領土に侵入せるも、赤軍は貴國領土に侵入したることなし、且つ上述の禁令は現在尙ほ效力あり、

敝代表は此機會を藉り、貴政府に向ひ、勞農政府は自由の爲に奮鬪する、支那國民及支那國民代表團體の利益に對しては絲毫も抵觸せざることを保證す貴國政府若し其敵視の措置に出で、勞農政府に侵迫するにあらざるを除けば、然る後始めて政策變更を背せんのみ

此解釋通牒は一部の親露派をして頗る落膽せしめ、露國は依然たる侵略者なりとの聲漸く高く、露支通商會議開催に當り徒らに露國の從來の宣言に信を置かず、十分の用意を以て斷乎たる態度を示さずんば、露國の老猾なる騙術に陷るべしとの叫び起れり

威海衞還附交涉の行惱み

威海衞還附の交涉會議は去る十月二日より數次英支兩國

委員の間に會議を重ねつゝありしが、双方の意見頗る懸隔し居る爲め毫も進捗せず、最近支那側委員梁敦彥氏よりの報告に據れば、英國側委員は

一、威海衞引渡後支那は威海衞全部を開放して商埠地となし、其一部分たりとも保留するを得ず

二、支那は威海衞を特別區域と定めて中央政府の直轄に歸し、行政長官は中央政府より任命し、舊制に復歸して山東省附屬地とするを得ず、又地方收入は地方の費用に充て之を中央へ徵納するを得ず

三、威海衞開埠以後市政廳を設立し且中外參事官制を組織し、英人を以て其議長となし、地方行政に關しては租稅徵收公費の動用建築工事現行法律の變更等參事會の通過を俟ちて之を執行し、參事會が決議せる事項は行政長官之に對して承認を與ふる事

の三項を固持して毫も讓歩せずと云ふ、之れに對して外交總長顧維鈞氏は直に特別會議を外交部に開催して其辦法を討議せる結果

第一項は、威海衞が既に支那の領土に復歸する以上、之れが開埠の場合其境界は支那自ら之を定むべく英國の指揮を受くべき限りに非らず、又全部分を商埠とすることは範圍廣汎に過ぎ維持の經費多く且警備亦周到なる能はざるより種々の弊害を生ずべきを以て同地商務の現狀に按んじて其區域を決定し、其劃界は沿海約六里とする事

第二項は、既に支那に回收さるゝ以上行政區域管轄を定むる事支那の權内に屬すると無論にして外人の干渉を受く可らず唯地方商務の發達して商埠聯絡の見地より將來官制を設くる場合に斟酌を加へて中外の希望に副ふべく特別區域となすや否やは各部と關係あり且山東省長とも交渉の上地方の輿情を察して之を政府より決定すべき事

第三項は、外人の市政參與は商埠に其規定なきを以て承認する能はず、たゞ居留外人の權利に對しては公文書を以て「地方自治制度未だ施行せざる以前、市政に關して直接居留人の幸福及利益に關するものは地方官廳より必らず外國居留民の意見を徵求すべし」と聲明し其具體的方法は支那委員と英國委員との間に意見交換の後外交部に於て斟酌決定すべき事

と決定して之を梁委員長に打電し、農商部は又次の如き意見を決定して亦梁委員長に通牒せり

英國政府は華府會議に據りて自動的に還附するものなるが故に、吾主權を侵害するが如き條件を提出するは不當なり、又日本の青島還附案に準據するを得ず、英國の提案中海港の使用、軍用品の揚却し、貯藏の無制限、不徵稅市政參與權、鐵道聯絡等の如き吾主權に關するものは宜しく之を拒絕し、已むなくんば療養及夏季休養の目的範圍内に於て劉公島の一部を貸與する事のみを許容すべし是れ特別の讓歩なり

其後聞く所に據れば、劉公島貸與問題は略双方の同意を經たるも、其他は孰れも讓歩せざる爲め今尚行惱み中なるが、支那側は將來廣州灣回收の例となるに鑒み極めて强硬なる態度を持しつゝあるものゝ如し

彙報

支那新聞重要記事（自十月十六日至十一月十五日）

外交關係——國內要聞——財政と經濟

外交問題

▲天圖鐵道契約に關する日支往復公文書（各報）天圖鐵道工事着手に對し支那政府は數日前大要左の如き抗議を小幡公使に寄せ來れり天圖鐵道の起工に對し（一）該地方民の反對猛烈なり（二）二百萬元の資本を四百萬元に倍加せり、（三）鐵山鐵道として認可されたるを普通營業鐵道に改めたるは支那鐵道規則違反なり、右二項の理由と支那政府の許可を得ずして一地方官の認可のみにて工事に着手するは不都合なり速に工事を中止せられたし云々

右の抗議に對し小幡公使は昨四日附を以て大要左の如き回答をなしたり

貴政府の抗議は本官は認むること能はず、何となれば天圖鐵道の布設は支那政府の認可を得たるものにて前交通總長張志譚氏の如きは開工の時點なくとも工事に着手して差支なしと言明せる位にて其他の項目は地方官憲と解決し得ることと確信す本公使は斯くの如き照會は之を本國政府に傳達すること能はず又地方領事にも通達する必要を認めず云々

小幡公使の回答は頗る高飛車なるものにて之に對し支那政府が更に如何なる手段を執るか頗る興味あることなり（二、一六）

▲英支威海衛交涉に關する英國側の新要求（晨報）英支威海衛問題會議の談判が中止されたことは既報の通りであるが、右會議は十月二日より前後六回會合したるもので英國は極力劉公島保留を固執したるため支那側の反對となり遂に中止されたるものである最近に至つて英國側は

一、英國は劉公島を年限を定めて貸借す

二、而して劉公島の倉庫、病院、海軍倶樂部を保管し

三、劉公島の普通行政權を支那を還附するも

四、英國代表に參與權を與ふること

等の新要求を提出したるが支那側は主權に障害ありとし且つ將來の廣州灣問題の例となるを以て拒絶した併し支那側では劉公島の貸借問題に就ては考慮すべしとの意嚮であるらしい（二、四）

▲威海衛附交涉行惱眞相（國聞通信）十二月二日以來開會せられたる英支威海衛交涉は其後行惱み居れるが最近英國側より提出したる要求は左の三點なり

（一）威海衛區域を商埠地とすること

（二）威海衛を支那に還附したる後之を特殊區域となし山東省の管轄に屬せしめず又一切の收入は該地の費用に宛て行政長官は中央より任命すべし

（三）商埠地內に市政廳を設立し中外人の理事會を組織し理事長は英人を以て之に宛て地方行政に關し若し稅金を徵收し、公金を以て建築工事し企劃し現行規則を變更するが如き場合あらば須らく理事會を通過したる後執行すべく總に行政長官は理事會の決議事項を執行することを希望す

右要求に對し支那外交部にては各部委員會合し右要求に對する對案討議中の所大體の議決を得たるにより十一月九日の閣議に上程可決したるが其要旨左の如し

（一）第一項の要求に關しては英國の要求は區域廣汎に過ぐるを以て既に建築せる區域たるエドワード港地域を以て自開商埠地とすべく其區域は沿海約六海里東は金山の金山旅館上西南は威海衛の東門外迄北は北山迄を當分商埠地の用に充つ將來商務發達せば更に商議し擴張す唯自開商埠地なるを以て其區域は英國側と討議するを要なし

（二）第二項に對しては事內政に屬するを以て英國側と商議するの要なきも只地方商務の發達と商埠地との聯絡の爲め關係官廳に於て特に愼重考慮を加ふること

（三）第三項に對しては素と外國人が市政に參與するは自開商埠地に規定せざる所なれば許可し難きも市政事項に關し直接居留民の幸福及利益の爲め

特に支那官憲は在留外人の意見を尊重徵求す但し其具體的辦法は支那側に於て之を定む（一一、一五）

▲片馬交涉問題に關する質問原案　（北京日報）　片馬地方は雲南省保山縣治登梗上司の所管に屬してゐて保山縣城を距る約二百八十里の地にして怒江の西岸である南は騰衝に通じ西北は四川西藏に達する雲南省西の門戸である片馬交涉は前清光緒三十一年十二月英政府が兵二千駝馬二千五百を派して片馬に來り高黎貢山以西を該國の領土と爲すと言つたのに始る雲南人は大に怒り之を承認せず武力を以て訴へんとしたが政府が之を制止し遂に駐英公使劉玉麟と英國外務當局と交涉せしめ英軍の撤退を要求せしめ同時に外交部と駐支英公使ジョルダン氏と交涉したるが要領を得ず、今日に懸案として至つた（中略）政府は今回の片馬事件に就て英國政府に抗議したるや片馬問題は懸案久しきが其交涉狀況を秘密にせず國民に宣布せよ、參府會議に何故に此問題を該會議に提出して英米の判斷に任せざりしや右七日を限りて回答せよ云々（一一、一四）

▲旅順大連收回建議　（晨報）　大總統顧問シュプソン氏は十一月六日政府に建議して曰く、旅順大連はポーツマス條約に於て日本が權利を繼承せるに因るも今露支條約は來年三月を以て滿期となるが故に日本の繼承は當然その時消滅すべきものなり、支那は收回の要求をなすべく決して參府會議四大原則を妨ぐるものにあらずと（一一、一三）

▲露支會議と新疆通商問題　（申報）　新疆露國代表は楊增新に對して臨時局部通商の新訂を請へり、政府は勞農政府が前露獲得の支那に對する權利放棄をなすべしとの初次の宣言を後悔し居れる傾向あるを以て露支會議に於ては先づ之れを解決し然る後外蒙撤兵事宜に及ぶべし、故に若し新疆に於て無條件的通商を改訂するは中央の具體的交涉となるを待たざるべからずと（一一、一三）

國內要聞

▲二十一箇條無効建議案原文　（京報）　張樹林以下二十一名の提案に係る二十一箇條無効建議案は十月三十一日衆議院に提出せられたるが十二月一日衆議院に於て滿場一致を以て可決せられたり、同建議原案左の如し

日支協約二十一箇條は民國四年日本が歐洲の大戰に乘じ最後通牒を以て脅迫要求して之を成した條約に係り此條約は國を辱しめ權を喪ひ地を失し利を棄て慈いて亡國の階梯となる一種の暗示である吾國民は之れより痛心疾首遠に此條約を廢除せんと欲し數年來輒ち機會に遇へば卽ち表示する所があつて而して華盛頓會議にて吾國は取消を提請したるも通過せず終に取消の機會を保留するに至つて止んだ此條約の効力は畢竟如何なる狀態に在るかは頗る研究を要する

吾國方面に在りて保留を聲明して以後全く一種否認の態度なるも日本方面では實に此條約を認めて一部分の取消を聲明したるを除き尙ほ廢止するの狀態ではない、此條約の經過を細査するに未だ國會に交附してゐない、而して現在政府が取消保留を聲明した以後亦國會に交付するの理由はない、但し吾國が華盛頓會議にて取消を主張した理由は未だ國會反駁の根據を得ないからである、又敢て此重要理由に根據しなくとも當時同情せる友邦は凡て之を惜んだのであつた、非常國會は屢々宣言なる所あつたと雖も正式國會は未だ意思を表示してゐない、夫れ國會には條約締結の同意權がある、條約不同意にて形式が備らなかつたならば當然無効である而して此條約は久しく一方には否認され一面には承認された狀態に懸り此亡國條約は尙ほ効否不明の中にありて實に國格の維持國權挽回の正當方法ではない本議員は此案件に對して幾たびか熟思し最後に一解決の手續を得た卽ち最も好きは本院の決議に由り院法七十六條を以て該協約の原文及其經過を政府に咨請し調集文書の形式を以て本院に交附し本院は卽ち決議して衆議院に交附し咨議して卽日該協約の無効を宣布す、斯くの如き辦法は一は亡國協約の懸案決せざるを免れ一は民意を代表する國會の否認に據りて無効を宣布することになる之れ當を得たるものなりや否や敢んで公決を乞ふ提出者張樹森、連署者、白常潔、王兆離、劉治洲、朱家訓、趙恆、苗賛元、林長民、高增融、姚守先、馬英俊、孟森、王樞、杜成鎔、陳世祿、張雅南、周大烈、周克昌、范熙壬、楊蔚浙、萬鈞（一一、一二）

▲民國十年度支那郵便成績　（交通部發表）　民國十年度末現在に於ける支那郵便の業務成績は左の如し

（一）郵便局數

總局	二三	補助局	二八五
一等局	四〇	代理局	八、六三二
二等局	一、三二七	合計	一二、〇三二
三等局	七二五		

（註）民國九年に比し五六三局增加

（二）郵便里程（支那里）

配達里數（大路）	四八〇、四〇〇	汽船及水路	七九、三〇〇
同（小路）	一五七、四〇〇	鐵道	二一、二〇〇
合計	七三八、三〇〇（二十四萬六千百哩）		

（三）普通郵便取扱數

一九一八年	二七七、一三七、五〇〇	一九二〇年	三六七、六九一、一〇〇
一九一九年	三一一、二三七、三〇〇	一九二一年	四〇六、六〇七、三九〇

（四）約束郵便取扱數

一九一八年	二一、一二二、二〇〇	一九二〇年	二八、二六一、六〇〇
一九一九年	二四、〇七〇、八五〇	一九二一年	三〇、一三三、二六〇

（五）速達郵便取扱數

一九一八年	三、九九〇、五五〇	一九二〇年	四、九一四、七七〇
一九一九年	四、五八九、一七〇	一九二一年	五、三五三、一一〇

（六）書留郵便取扱數

一九一八年	二八、七七八	一九二〇年	一九、四六五
一九一九年	二五、六七二	一九二一年	二二、五九八

前記郵便取扱總計

一九一八年	三〇、二六九、〇二八
一九一九年	三三九、九二二、九九二
一九二〇年	四〇〇、八八六、九三五
一九二一年	四四二、一一六、三五八

卽ち昨年度の取扱郵便總數は四億四千二百餘萬通で前年よりは一割以上の增加を示して居る、增加した地方別は上海地方一千四百萬南北滿州を通じて一千萬、廣東地方六百萬、直隸地方五百萬、浙江地方四百萬通と云ふ數字である、又前年より增加した約四千二百萬通の種類別を示せば大約次の如きものである

封書　二千七百萬通　新聞及印刷物　千百萬通

業書　百五十萬通　其他　二千五百五十萬通

（七）小包取扱數

一九一八年	二、七三八、〇九〇	一九二〇年	四、二一六、二二〇
一九一九年	三、五五一、一〇五	二九二一年	四、五六九、六六〇

個數に於ては前年より三十五萬餘個を增加して居る、而して其れは其全斤量に於て二百九十五萬餘斤と表記價格に於て一千萬弗を前年度より增加して居る（千九百二十一年度の小包總斤量二千三百三十餘萬斤、表記價格總額八千百萬弗）前年より增加の割合一九二〇年と一九一九年との比より少ないのは直隸、山東、河南、山西の飢饉が影響して居ると思はれる而して小包は價格千九百萬弗上海より發送されて居る、四川、湖南には戰亂の爲め多少發送に遲延を見たが安全に配達された、福建で增加の歩合が少かつたのは、北支那へ輸出される茶が減少した爲めである、廣東では前年より五萬餘個を增加して十九萬餘個となつた（以上はレポート、オン・ザ・チャイナ・ポストによる）

（八）郵便貯金額

支那の郵便貯金は民國八年に創始せられたるものであつて、年と共に增加しては居るが、其金額は日本などに比すれば到底問題にならぬ程少額である卽ち十年下半期の貯金高を示せば左の如くである

預金	一、九六六、五八七、七二元
拂戻	一、三五〇、二一二、九一
殘存貯金	六一六、三七四、八一

尙右預金高では廣東が最高で六十六餘萬元、第二は北京で三十五萬元、第三は河南で十七萬餘元、第四は直隸で十五萬餘元、第五は湖北の十三萬餘元で最少額は北滿の一萬六千餘元である（一〇、二八上海郵務局發表）

▲交道部の負債

（國聞通信社）交通部の現負債額は實に六億二百七十九萬の巨額に達し其內外債五億四千餘萬內債六千二百三十一萬餘にして完成せる鐵道は僅かに五千餘哩に過ぎず其積弊の深き短簫の叙し得る所に非ず、之れは要するに交通借款なる者は每次他部の提用する所となり他部に對する立替金を算するに財政部の一億餘元あり其他龍海鐵道借款等の用途は帳簿の取調ぶべきもの無く電信借款は僅かに百分の三を交通事業に使用せしのみなり歷年購入して廢棄となりし材料及維持費の損失等は元利重りて遂に驚くべ

き巨額の債務となれり。而も歷任の當局者は內幕を發表せずして只管繼續に力め尙敎育費等の調達等を其政策の一と爲せり、外人が交通部に對し此上の投資を願はずそれが爲め工事完成を得ざるは皆此交通部借款が他者に流用されたる影響を受けしものなり、故に英人某氏は進に高恩洪と北戴河に會合せし際高に語りて曰く『交通部及財政部が斷然たる分界を爲さば外人は條約に基き投資を繼續するならん、而して蘆漢鐵道漢口廣東四川鐵道等未だ竣功せざる鐵道の敷設を開始し得るならん若し滬杭甬通車工程の如き方法に倣へば實行容易なり此三鐵道にして竣成せば貴國の鐵道收入の增大は莫大のものあらん』と、高氏は歸京從專門技師に就き計算せしめたる所右三鐵道が竣成の曉には年に七千萬元の收入增加を來す勘定なり依て高氏は財政部と分界を劃する事に決定せり、然るに偶々張英華が國庫統一の計畫を樹て交通部の收入を財政部の劃一に歸せんと欲せしが高は唯分界の明晰を求め交通部に餘裕を生ずれば同じく國家の收入に歸し交通部が之を押持するの必要無き譯なるを以て高氏の議は完全に通過することゝなれり。

目下交通部の危機に瀕せる事情頗る多し奉直戰後營業部の損失夥からず且つ各鐵道の中必ず其數部分が軍閥の手中に落ちそれが爲め京奉京漢津浦京綏等の各線は每年の政府收入次第に減じ民國九年には二千五百萬ありしもの十年には減じて千七百萬元となり本年に至りては僅かに七百萬元の收入を得たるのみなり而も各處に對する經費補助に每日二百萬元を要する次第にして交通部の行政費は十六萬より減じて八九萬になりしも本年末に支拂ふべき本利息七百餘萬元あり其上六月前に支拂ふべくして未拂となり居れる分二千九百萬元に逸し其他外債の支拂を要する者五百五十萬餘元支拂停滯の分三百十萬元あり尙ほ其他交通本部及び附屬機關の支拂ふべき元利一千萬元に近く鐵路郵便及び電報等の收入を之より差引くも不足額頗る多し、之れ張英華が交通部の負債に對して共同の責任を負ふ事を條件とせし所以なり、玆に於て五千萬元の期限滿了の負債に對して如何なる解決をなさるゝかとの問題に對して交通部は種々の計畫を立案しつゝあるが如し、卽ち整理して得る所の數を以て基金と爲し特殊債券を發行して之を償還せんとするものなり、若し果して希望通りの償還出來れば後日交通部の負擔は年々三千萬元を輕減出來ん、尙ほ各鐵道の廢棄材料に對しては別に機關を設けて之を處理し或は競賣に付し或は他鐵道の築造使用し之を工程師の取捨に俟つことゝし、將來材料の購入保存等も亦此機關に依て之を處理すとの事にして、尙ほ無賃切符の廢止問題は不日實行の運びに至らんと。（一〇、一五）

財政と經濟

▲十二年度豫算案の內容（各報）　十二年度豫算は十一月十四日の閣議に提出せられたり軍費政費每月九百萬五千元とせるが實際は月收二十三萬一千元餘りなれば、每月の缺損八百餘萬なり、別に內外債表によれば十七億二千萬にて修正して國會に交付するに決し、又敎育部は崇文門稅を月に二萬五千支出し留學費に充つることゝし之れが落着次第中小學費三萬五千に充つることを提出したり（一一、一五）

民國の豫算案は民國五年七月より六年六月に至る一年間に對し支那政府は實際とは何の關係なかるべきを承知の上只將來に於ける模範の意味にて六年二月國會に提出して以來三年間同じき豫算案踏襲せられ來れるが固より實際とは寸毫も關係なかりき、然るに今回十二年度の豫算案として十一月十四日閣議に左記の如く提出せり素より群雄割據し中央の威令更に振はざる目下の狀況に於ては、無益なる數字なるも、只之れに依て民國政府の收入狀況充分察するを得べし、卽ち其大要を揭ぐれば左の如し

（一）支出の部（一箇月分）

一、中央每月軍費（近畿軍費其他各地軍費海軍費を含む）

五百八十八萬五千六百〇六元三角二分一厘

二、中央每月行政費（總統府各部清室優待費を含む）

三百十二萬四百八十六元一角八厘

（二）收入の部

中央の收入として每月各地に殘留するもの四百萬元之れは如何ともし難く只玆に最近の關餘鹽餘哈達門稅關收入を擧ぐれば

甲、關稅餘款（十年十月度）

海關二百九十六萬五千四百四十一兩八分六厘

常關（海關稅を支拂ひたる上內地を釐金稅徵收さるゝことなく輸送し得

る爲め拂ふ附加稅）

二十萬二千六百九十五兩三錢二分二厘

計　三百十六萬八千三十六兩四錢〇九厘

乙、鹽稅餘款（十年十月より十一年九月迄）

受取り鹽稅　四千八百五十五萬一千百九十元

爲內閣議に於て鹽餘中より支拂ふことを決議せる各種借款は千八百〇五萬九千百九十元にして實際閣議の決定數は三千七百萬元なるも到底支拂ひ切れざれば上記の額に止めたるものなり

又財政部より鹽餘を以て每月支拂ふべき數は

イ、兌換官券每月二十萬元

ロ、銀行借款庫券　每月十萬（十一年八月より六ヶ月間）

ハ、滙勝銀行借款　每月九萬五千元

ニ、滙理銀行同　每月九千五百元

ホ、正金九六公債基金　每月五十三萬元

此外東三省を除きて各地に於て同期間に截留されたる數鈔なからず其內、崇文門（哈逸門）關稅收入

二千二百八十五萬八千三百六十二元六角七分六厘

每年平均　二百六十四萬元餘

此內より每月支出すべきもの

イ、稅關經費　三萬元

ロ、特種國庫券返還　十六萬

ハ、京師各中小學費　三萬五千元

ニ、京兆司法改良費　四千元

ホ、留日學費　二萬五千元

煙酒稅印花稅所得稅等の收入は地方の爲め其大半截留されつゝあるが故に中央に送らるゝ數は

一、續稅　十九萬一千八百七十五元

二、印花稅　五十七萬〇三百三十六元八角二分九厘

三、煙酒稅　百三十一萬二千百〇二元九角二分九厘

四、官產　二千四百七十八元九角一分

五、所得稅　一萬三百十一元六角九分四厘

以上は十一年一月より九月迄の計算であるが而も此上現在の內外債數は

內債抵當借款　二億〇八百四十萬餘元

內債無抵當借款　二億四千九百萬餘元

外債抵當借款　十二億三千七百萬餘元

外債無抵當借款　四億八千九百萬餘元

右所謂豫算案なるものを見るに全然豫算案の形式を備へ居らず支出を除き收入の方は要するに現在の財政窮困の有樣を述べ立てたに過ぎず之は單に豫算案と見るべきものに非ずして、支那政府が危機に迫れる財政上の實際を國民に訴へ以て輿論の同情を求めんとする手段とすべきなり（一一、一五）

▲內外債整理問題（申報）　政府は內外債整理委員會を組織せんとす財政部書記院銀行公會等各二人及他關係人員は四億八千萬無擔保の內外債を議せんとす意は零碎なる者を一纏めとなし期を分ちて返還し每期に約二千五百萬を支拂ふことゝせり（一一、一五）

▲アグレン氏の支財政救濟論（北京各報）　北京某外字新聞記者が十一月初旬總稅務司アグレン氏を訪問して支那財政の現況に就て談議した所同氏は下の如く論じた

各國の財政は皆一々除算に依て處理し居るに支那現在の財政支出は迚も想像の及ばぬ行り口である　例へば督軍巡閱使の一電で數十萬要求をするなど幾億の現金があるとも其慾望を充たす事が出來るものでない故に財政當局は一般官廳及軍人輩の覗ふ所となるは當然であらう、目下支那政府の收入は殆んど四分の三迄軍餉に充てられ居るも軍人等の貪慾を滿たす能はざる狀態にある、各省より中央へ送付すべき金額は皆各省の抑留する所となり、山西省が尙ほ少額の送金をしてゐる以外に各省は皆均しく自用に供する爲め抑留してゐる外に尙ほ不足を中央に訴へて金額交付を要求する者すらある前淸時代に於ける支那政府の收入は各地の稅關收入に依る額頗る多かつたが近來は鳳陽等の主要稅關は一錢の金も中央へ納入しない、外債借入れに至つては抵當物件既に盡き信用は最早地を拂つてしまつた故に支那政府が目下賴む所は唯稅關稅餘金と鹽稅餘金の兩項のみであるが此の資源も大部分は既に公債基金に割當てられてある目下金磅の爲替價格が五十元より四十元乃至三十元に下落

してゐるから尙ほ餘額があるが一旦金磅が暴騰する事あらば、殘額を以て軍政費に支出する餘地は全く無くなる公債募金に充つる事すら覺束なくなるであらう是れ怖るべき現象である、救濟の方法に就て余の所見を以てすれば左に六方法がある

(一)最主要なる者は軍國唱道する所の戰兵であるが戰兵果して實行するを得れば減ずる所の軍事費を以て事業費に充てる事

(二)次は金價下落の時を利用して金本位制を實行し將來金價暴騰し外債償却の時多大の損害を生ずるを免れる事

(三)各省が中央納付金を滯留むるは中央政府の財源を杜絶するものであるから支那政府は今後中央と各省との收入の限界を嚴重にする事

(四)煙酒稅は各國皆收入の大宗として居り日本は年々數百萬磅を米國の如き三千餘萬磅を收得してゐる支那政府若し力を整理に盡すならば其收入は意外の增加を來すであらう

(五)鹽稅は整理が重要であつて增加すべきものでない鹽は日用の必需品であるから苟も猥りに增加をすれば私費者を增加すること必定である故に整理を實行するなれば收入は却て激增すべであらう

(六)目下の支那政府各機關は所用の冗員甚だしく多數である、余の見地よりすれば現在の某々部の如きは六七十人もあれば十分用が足りる所へ三百餘人を使用してゐる故に大淘汰を加へねばならぬ

之を要するに支那の財政は窮迫其極に達し最早破產に瀕してゐる根本の思想を以て改革しなければ一切枝葉の辨法皆無効である根本とは何かと云ふに軍閥の覺醒である。(一〇、二八)

▲公使團と鹽稅控除問題　(申報)

公使團は三日會議を開きて鹽稅控除問題に就き協議の結果再び支那政府に向つて卽ち必要の時に至り斷然クリスプ合同第五條を履行すべく海關に代理せしめて監督船を派遣せしめ以て現在鹽稅を調査し卽ち大借款の還元に資せしむべく若し一二省之れを抑留するが如き事あらば銀行團は卽ち合同條件を實行すべしと口頭を以て交涉することに決定せり(一一、五)

▲支那印花稅收額　(新聞報)

支那の印花稅は前淸の末葉釐牙稅の不足額を補ふ爲め規定せられたるものなるが、最初は光緒二十二年牒雙同二十五年伍廷芳等の建議ありたるにより之れを實行せんとしたるも商務會其他の反對ありたるにより遂に之を實行する能はずして止みたるも民國元年以後之を實行するに決し元年十月國會の議決を經財政部より初めて各省に通令を發し二年三月一日より實行する事とせり而して民國二年には僅かに九萬三千元に過ぎざりしが爾來印花紙の貼用者增加し每年六百五十萬元を得るに至れり故に中央政府にては每年六百萬元の豫算を計上し居れるが最近四南諸省は中央政府と關係を離脫したる爲め豫定額に達せずと民國二年以來の歷年收入額左の如し。(一〇、二八)

各省印花稅收報解中央數目表　(單位元)

省別	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
直隸	一一、二七三、九七	一九、四二五、四九	一三四、六三五、四六	六〇、七三三、五四	七一、一六六、七六	三四二、九五一、四一	八二、八二九、二四	一七七、五七〇、〇九	二〇八、七八四、二五
京兆	一三一、九九	八〇、二五七、七一	一〇〇、二四三、九四	七五、六七三、七五	一〇六、三一四、六四	二一九、〇一三、八三	二一、三六五、八八	三〇、二四六、九〇	四五、七八四、九九
山東	二、九二〇、八二	二九四、九二二、五六	二〇七、七七四、九七	二七一、二九九、七〇	二五二、七二九、二九	二六四、二〇三、〇三	三〇〇、八一八、三二	三二、〇六三、八一
山西	七七一、九九	四三、二六六、八八	二六、七九一、四三	一〇四、五八五、〇五	一二六、六〇五、〇九	一四六、八七〇、六九	一八四、五一六、一七	二三四、五三九、一六	二四一、一五四、一四
奉天	六、七二三、九七	二三、四〇六、三三	二三、四五、二三	八四、三六五、九七	二一、八一八、〇二	二五、四五五、五四	二八五、一二五、五四	三七三、四六九、七二	四四一、五四三、四二
黑龍江	七六九、七七	一四、九五五、八五	七六、七七九、三二	六七、〇二五、〇二	二一五、五五五、四八	八八、六一二、四八	一二九、三五五、七四	一三二、四三三、六六
吉林	一五、七九一、二七	四二、三八一、九六	九二、六九〇、六八	六四、六三三、二九	四八、一八五、三三	七〇、六四七、〇九	六四、九九三、六三	三五、一三〇、二二
陝西	二、〇一三、二一	二一、七九四、九五	八五、五一〇、二五	二四、〇六三、一五	三八、七七四、九三	四八、一八五、三三	一八八、一二六、九九	三一、二〇一、二一

| | | |

一、舊合同を廢止し新合同に改訂する協議を開くこと
二、井陘礦を直隸省有とする事
三、井陘礦務局は省長の監督管轄に歸すること
四、井陘公司ハンネツケの原有株及び財産の半額を償還し其半額を省有とし獨逸政府の戰時賠償金の一部分とすること
五、改訂新合同の期限を二十年とし滿期には直隸省にて無條件に回收すること

右條件に至つて稍々承諾したが尙ほ直接に承認せずハンネツケと電報にて協議してゐたが其後ハンネツケ氏は天津に來り遽々王省長就任を見た迄に於て支那側代表とハンネツケは再三協議したが結局ポール氏に提出せる各條件をハンネツケ氏が承認するに至り茲に調印を見た此交渉は一年に及んだが支那側の態度非常に强硬であつて、遂に其主張を貫徹するに至つたのである新合同の契約と舊合同の契約を對照せば新合同契約は左の如き點が有利である

一、獨支合辦名目を取消し該礦を完全に省有とし主權を直隸省にて占めること
二、舊合同では井陘公司は外人が實權を握りしも新合同にては獨逸人の局長一名副局長一名にして均しく省長の任命となり全局の外人を廢止したること
三、該礦の原株は五十萬兩なりしが現在全礦の財產は四百五十萬元あり原株價に比較せば入倍に增加し新合同では直隸省が四分の三を得井陘公司は四分の一を得る將來の營業發達に於ける利益は言ふまでもなく且つ滿期後は回收するを得
四、舊合同にては每年井陘公司の株金を償還する方法ありて井陘公司のみ利益多く礦務局は利益少かりしも新合同にては之等を一切取消したると此新合同契約は十月一日に調印され十二日直隸井陘礦務局より書式を四通とし各關係方面へ送られた（一一、一一）

▲井陘礦務局新合辦規定　（長報）

井陘礦務局獨支新契約規定は大要左の如くである

第一款　直隸省は井陘礦務有限公司（以下井陘公司と簡稱す）原有の株及財產物の一半（卽ち全部の四分の三）を償還し其餘の井陘公司原有の株及財產物の一半は井陘公司にて直隸省所有に讓渡することを承認す茲に第四款の評定價格に按照して井陘公司讓出の確實なる數目を明にし獨逸政府の戰事賠償金の一部分と作す

第二款　井陘礦局を直隸省有礦產と爲し井陘局の定名を井陘礦務局（以下井陘礦局と簡稱す）と爲し完全に直隸省長の監督管轄とす

第三款　井陘礦局は直隸省長より局長一名を任命し全局の事務を總理せしめ副局長二名を任命し局務を補助せしむ其中の副局長一名は井陘公司より推薦し直隸省長の許可を經て任命す工程師三名も亦井陘公司より推薦し局長より任命す其外國技術員は公司より推薦し局長の許可を經て任命するを得、其餘の辦事各員は均しく局長より任命す工程師以下の各員は局長より直隸省長に呈報すべし

第四款　井陘礦の原有株五十萬兩は其中二十五萬兩を直隸省株とし又二十五萬兩は井陘公司の株とす而して本合同改訂辦法に因つて株分配を改むること下の如し

直隸省株　三十七萬五千兩
井陘公司株　十二萬五千兩

今後の純益金は之に照らして分配す及び歷年經營の財產物は擴張され其價値も亦增加す茲に其價格を評定して四百五十萬元と爲し直隸省は四分の三井陘礦局は四分の一を得る

第五款　本合同實行以前に於ける所有井陘礦局經辦の各事に對しては井陘公司一概に之を問はず

第六款　每年の利益金は先づ二割を差引き之を本礦工事擴張費と爲し、井陘礦局より確實なる銀行に預金す但し若し双方需用なしと認めば此預金は四分の三、四分の一に按照して配す

第七款　第一次より第九次に至る礦務局と井陘公司の預金帖簿に報告せざるものあらば之を精算し四分の三、四分の一に按照して帖簿に記入す

第八款　井陘公司が若し直隸省の許可を得ざる時に於て井陘礦所有の株及權利を讓與或は第三者は抵當とするを得ず

第九款　井陘礦局の職員は外人と支那人との論なく局長に免職の權あり惟だ

重要なる外人職員が職務を職權し及び章程に違反する擧動あらば局長は愼重なる見地から副局長と協議し然る後に決定すべし其情節更に重要なるものは局長より實證を調査し直隸省長に報告し懲罰す

第十款　本合同は直隸省長批准の日より起算して二十年を期限とす滿期の節は井陘公司の如何なる款項及利益所有井陘公司の株及財產とに論なく且つ舊有新增に論なく完全に直隸省の省有に歸す滿期の節本合同契約も亦廢止す

第十一款　以上の各款合同は支那文の書式四通を作り彼此調印之に英譯文を附す將來合同に就て文句の異議ある節は支那文を以て主とす合同調印後四通を直隸省長に送り批准後一通を直隸省長公署に、一通を直隸交涉公署に、一通を井陘礦務局に、一通を井陘公司に備へ置く直隸省長より支那文の合同謄寫と英譯文との各通を國務院に送り外交部農商部に備へ置く

外交部特派直隸交涉員　親　愷　元
直隸井陘礦務局總辦　徐　世　綱
獨商直隸井陘礦務有限公司代表　ハンネツチ

中華民國九月三十日

▲漢口造紙廠借欵（申報）　太平洋鐵道公司代表威廉退勤（譯音）は先月三日訂結せる漢口造紙廠借款を一昨日正約訂結せるが此事波折を生じ又復た轉圜したり其正約條件は總額三百萬米金年利一分五、期限十年用塗廠務整理百萬材料購入二百萬、四週間內に引渡すこと、し財政部及吳佩孚蕭耀南共に之れを許可せり（一一、一五）

▲漢冶萍股東會の對日借欵拒絕（時事新報）　本埠漢冶萍股東會は電報にて以前該公司經理夏偕復が日本橫濱正金銀行代表兒玉氏と借款契約をなせしことあるも種々の事情に因り實現する能はざりしが最近又復此の借款問題起り來りしを以て該公司株主連は會議を開きたる結果一律に之れに反對なる旨表示せり卽ち暫時之れを停止せられたしとの意味を農商部に請願せり（一一六）

▲漢冶萍株主聯合會の電請（各報）　漢冶萍株主聯合會は北京農商部に對し同公司前事等は株主を壓迫し近年は一文の配當をもなさず甚だしきは日本と結びて國產を謀吞し利權を斷送し行々破產せんとする狀態にあり同公司には官株も多額なるを以て出でゝ救濟されたしと打電せり又た交通部は滬寧鐵路任筱珊を同公司帳簿調查代表となしたるを以て株主聯合會は四日夜一品香にて任の歡迎會を開きたり（一一、六）

▲在支米國商業會議所聯合會の成立（チヤイナ・プレス）　在上海漢口、天津及北京米國商業會議所の各代表は去月二十三日上海米國商業會議所に會合して在支那米國商業會議所聯合會を組織したり出席委員は

F. J. Twogood　漢口代表
F. S. Williams. T. E. Simmang　天津代表
C. E. Seymour　北京代表
J. Harold Dollar, W. A. Burns, V. H. Lyman
J. S. Dalan　其他　上海側出席

其他駐上海米國商務官、在上海米國貿易業組合幹事の出席ありたり

聯合會組織の目的

本會成立の主たる目的は支那に關係を有する米國人の金融上、商業上、製造工業船舶其他各般の問題攻究にあり、又在支米國貿易業者及商業會議所の抱く意見を本聯合會を通じて本國政府に通達せんとするにあり、第三は個人の力にて達し能はざる商業上の利益を擁護せんとす、更に華盛頓に一分局を設けて在支米國商人に關係ある事件の迅速なる報道を便にし又在支商業會議所と本國政府の各種事件の折衝に供ふ

聯合會々則を設けたる後直ちに在支米國人の最も關係深き金融商業上其他必要問題の討論に入り左の數項の決議を見たり

一、支那に對する米國資本の投下
二、世界金融の回復
三、支那政府をして其國對外負債に關し宣誓をなさしむる件
四、特別稅率會議
五、在北京米國人會との合併の件
六、支那貿易條令
七、在支米國領事、外交官、商務官事務に關する件
八、上海、天津、漢口、靑島其他各港の改修一件
九、米支間郵稅に關する件
十、支那に流通する墨貨に關する件

十一、楊子江に於ける米國警備艦に關する件

十二、支那關稅法第一條の適用及中央地方各官廳より課せらるゝ稅金にして對支貿易に惡結果を齎らす課稅の廢止に關する件

以上は唯決議を經たるのみにして未だ印刷に付し米國貿易業者に配布されしものにあらざるも各界より多大の興味を以て注意せられつゝあり

對支投資調査委員會の委員任命に際し、米國資本團を他各國の其等と同地位に置きて活動せしめん爲に完全なる調査をなすを必要とし從つて該委員には絕對の權限を附與せんことに同意せり支那及世界金融の回復に關しては米國政府主となりて萬國財政經濟會議を開催して之が善後策を研究せんとするにあり

來春北京に開催の筈なる特別關稅會議に關しては少からざる注意他各方面よりなされ米國大統領ハーディング氏も「支那に於ける米國の利益を保護し門戶開放を完成し米國投資團をして他國の其と同等地位に置きて充分なる活動を爲さしむる爲最も支那の國情に精通せる有爲の士を委員として選任せざる可らず」と

其他各種の興味ある問題として商業に直接關係なき問題卽在上海米國機關新聞紙の發行等は其主なるものなり、又現在比律賓米國間の低率貿金無線電信を上海に迄擴張せんとする計畫に關しても米國政府自身も計畫ありと（一〇、二五）

▲全支商約研究會の成立（農報）

十九日午後二時より全國商約代表は北京にて商約研究會を開きたるが出席者四十三人にて先づ

一、關稅研究會開會の宣言書

二、釐金廢止を大總統に呈請すること

三、商約研究會章程の修正

等を通過して散會次いで昨二十日は各代表は大總統に會見し關稅の件に就き協議した今回修正された商約研究會章程を譯載せば左の如し

第一條、本會を中華全國商約研究會と名く

第二條、本會は關稅條約及び國內關稅法を研究し商業の障碍を除去し關稅の自由を圖るを目的とし以て國家財政の革新を補助す

第三條、本會は關稅研究會各省區商會代表及全國商會聯合會駐京評議員にて之を發起組織す

第四條、本會は總會を北京に設け各省區商埠各在外居留地等には分會を設く

第五條、凡そ各地商會會員職員が入會せんとせば各地商會の證明を經て本會會員とす

第六條、本會には會長一人、副會長二人を設け會員中より選擧し二年を以て任期とす但し連任するを得

第七條、本會の組織は左の如し

一、總務部

二、調査部

三、編譯部

各部の辦事細則は別に之を定む

第八條、本會各部には主任幹事一名幹事若干名を設け會員中より選擧し任期を二年とす

第九條、本會の會期は左の如し

一、常會每年一回

二、臨時會は會長より決定す若し七省區以上の會員が提議することあらば定期召集するを得

三、幹事會每月一回

第十條、本會の議事決定は出席會員過半數にて之を表決す

第十一條、本會各項問題を討論する時は各方面の關係者を招き列席討論するを得

第十二條　商約專門學識を有し經驗ある人は本會の名譽會員又は顧問とす

第十三條　本會の總會經費は全國商會聯合會にて負擔し各地分會は各地商會より負擔す

第十四條、本會の章程は大會にて可決し農商部に登錄し且つ財政外交兩部に分呈す七省區以上の會員の提議にて修正するを得

第十五條　本章程登錄後各處分會は均しく之を適用す但し辦事細則は各分會にて總會細則に按じ別に之を定むることを得

（一〇、二〇）

化學用藥品

目錄進呈

二硫化炭素（米穀燻殺蟲用 人造絹絲用 ゴム製造用）
過鹽化鐵（製版用）

アンモニア鹽水（化學用 藥局方 工業用）
苛性曹達（化學用 局方）
硫化鐵（化學用 工藝用）

純硫酸（化學用 局方）
鹽化アンモニア（電池用 工業用）
赤色血滷鹽（寫眞用）

純鹽酸（化學用 局方）
鹽化カルシウム（內服用 化學用 製氷用）
枸櫞酸鐵アンモニア（寫眞用）

純硝酸（化學用 局方）
酸性燐酸加里（釀造用）
寫眞用藥品各種

苛性加里（化學用 局方）
酸性燐酸石灰（釀造用）

其他一般化學工藝用藥品製造

大阪市東區道修町貳丁目十一番地（堺筋北入）

直輸出入商

林亦吉商店

電話本局 振替大阪七二五九番 特長七九九番
長九四四番 受信（オサカガク）
長八九四番 發電略號（ハ）

工場 市外東成郡鉅江町今福
市外西成郡鷺洲町海老江 電話土佐堀四八一三番

工藝用藥品

明治四十五年一月十七日第三種郵便物認可
大正十一年十二月十五日發行（毎月一回十五日發行）

南滿洲鐵道株式會社

支社 東京市丸ノ内
本社 大連市東公園町（電信略號マンテツ）
京城管理局 京城府龍山

鐵道

滿洲線 六八六哩
朝鮮線 一、一五七哩

直通列車
大連長春間 二回
釜山奉天間 二回

急行列車
大連長春間 一回
釜山南大門間一回

大連、營口、安東、上海ニ埠頭倉庫ノ設備アリ

船車聯絡

東京ヨリ朝鮮經由
釜山一日半、京城二日、奉天三日、ハルピン四日
大連三日半、北京、天津四日

左記鐵道竝汽船ト旅客及手荷物ノ聯絡運輸ノ取扱ヲ爲ス

日本國有鐵道（當社朝鮮線又ハ大阪商船經由）
吉長鐵道 京奉鐵道 四洮鐵道
京綏鐵道 津浦鐵道 滬寧鐵道
山東鐵道（大連汽船航路經由） 東支鐵道
大阪商船大連航路、大連汽船上海航路

旅館及案内

直營旅館
在滿洲（ヤマトホテル）大連、大連市外星ヶ浦、奉天、長春、旅順
在朝鮮 京城（朝鮮ホテル）、釜山及新義州（ステーションホテル）
滿鮮案内所（東京支社内）
金剛山（長安寺ホテル 夏期ノミ營業）
溫井里ホテル
日程作成、旅館ノ紹介、大小荷物ノ運送
東京發直通切符各種發賣等
（電丸ノ内五五、五六、一六四一）

其ノ他
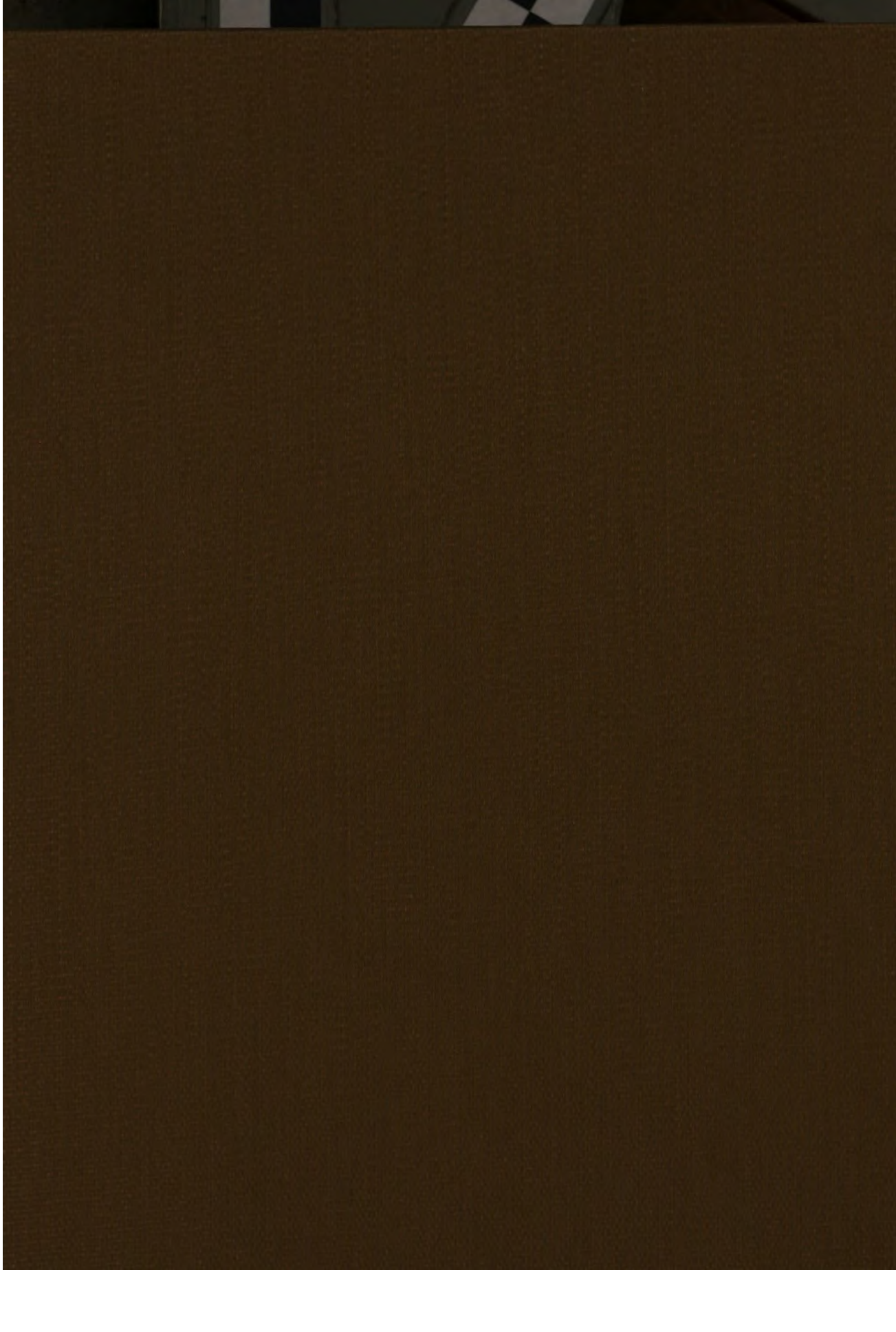
礦量豐富品質優良ノ撫順炭採掘及其販賣、鞍山鐵鑛ニ依ル製鐵事業、滿蒙生產物ノ化學的研究、其ノ他鐵道沿線主要地ニ電燈、電鐵、瓦斯事業ノ經營及鐵道附屬地内ニ於ケル教育衞生事業等ヲ經營ス